

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年5月22日

【事業年度】 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日

【会社名】 シティグループ・インク
(Citigroup Inc.)

【代表者の役職氏名】 ジミー・ヤン
秘書役補佐
(Jimmy Yang, Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市
グリニッジ・ストリート 388
(388 Greenwich Street, New York, New York, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 杉本文秀

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7133

【事務連絡者氏名】 弁護士 新木伸一
弁護士 伊藤昌夫
弁護士 大野仁寛
弁護士 福本尚記
弁護士 町田雄輝
弁護士 御手洗伸
弁護士 入山稜平
弁護士 岡崎巧
弁護士 椎葉秀剛
弁護士 松本晃

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7233/03-6889-7257/03-6889-7397/03-6889-7597
03-6889-7601/03-6889-7604/03-6889-7615/03-6889-7618
03-6889-7636/03-6889-7666

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部 【企業情報】

注：1 本書において

- (1) 別段の記載がある場合または文脈上要求される場合を除き、「シティグループ」、「シティ」または「当社」とはシティグループ・インクおよびその連結子会社を指します。
 - (2) 別段の記載がある場合または文脈上要求される場合を除き、「普通株式」とは、シティグループ・インクの額面0.01ドル普通株式を指します。
 - (3) 別段の記載がある場合または文脈上要求される場合を除き、「取締役」とは、シティグループ・インクの実務取締役を指します。
- 2 本書中、別段の記載がある場合または文脈上要求される場合を除き、「ドル」および「\$」とはアメリカ合衆国の法定通貨を指し、「円」および「¥」とは日本国の法定通貨である円を指します。
 - 3 本書において便宜上、一部の財務情報はドルから円に換算されています。当該換算は、別段の記載がない限り、2020年4月14日東京時間午前9時55分現在のWM/ロイターの公表レートである1ドル=107.585円の換算レートで計算されています。当該換算は、当該日においてドルが当該換算レートまたはその他の換算レートで円に換算されたこと、換算され得たこと、または換算されたかもしれないことの表明であると解釈されるべきではありません。
 - 4 本書中の表で計数が端数処理されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。
 - 5 当社は、米国においてデラウェア州法に基づき設立されています。当社の普通株式は、ニューヨーク証券取引所に上場されています。当社には米国連邦証券法に基づく登録および報告義務が課せられており、年次報告書、四半期報告書その他の文書を米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）（以下「SEC」といいます。）に提出しています。本書の記載事項には、当社がSECに提出した種々の文書からの引用が含まれており、当社の弁護士の助言のもと、日本法に基づき提示されるものです。本書には、米国で入手可能な情報のすべてを含んでいるとは限らず、また当社がSEC（<https://www.sec.gov>）に提出した文書と異なる書式により提示されている場合があります。

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

シティグループ・インクの事業活動を管轄する法体系はアメリカ合衆国連邦法およびデラウェア州法です。アメリカ合衆国連邦法は、アメリカ合衆国における会社の事業活動の多くの分野に影響を及ぼしており、その範囲は独占禁止、破産、労使関係、有価証券および税務を始めとする広い範囲に及んでいます。アメリカ合衆国の連邦証券関係諸法の施行はSECがこれを司っていますが、同法は一般に詐欺的手段による有価証券の売出しを禁ずるとともに、当社のように株式を公開している会社に対しては、定期的に財務に関する情報およびその他の企業情報をSECおよび株主に公開するために提出しなければならないという義務を課しています。

アメリカ合衆国においては、会社は一般に州法に基づいて設立されています。当社はデラウェア州法に基づいて設立されていますが、デラウェア州にはデラウェア一般会社法をはじめとして会社に適用される数多くの法律（以下「デラウェア法」といいます。）があります。以下は、デラウェア法の骨子です。

基本定款および付属定款

デラウェア州の会社はデラウェア州州務長官に基本定款を届け出ることによって設立されます。基本定款は、最低限、名称、所在地、事業目的、授権株式数および株式の種類（もしあれば）といった会社の基本的事項を定めなければなりません。基本定款の他に、会社は、会社の事業、業務の遂行および会社の権利もしくは権限、または会社の株主、取締役、役員もしくは従業員の権利もしくは権限に関する、定款の規定ならびに適用される州法および連邦法と矛盾しない種々の規定を内容とする付属定款を採択することができます。

株式の種類

デラウェア法によれば、会社は、その基本定款または基本定款により明示的に付与される権限に基づき取締役会が採択した株式の発行について規定する決議に定めるところに従って、1種または数種の株式を発行することができる他、株式を発行する場合には額面株式としても無額面株式としてもこれを発行することができ、また議決権株式としても無議決権株式としてもこれを発行することができ、基本定款に定める名称、優先権、相対的な権利、利益への参加権、選択権その他の特別な権利、条件、制限または制約付の形で発行することができるものと定められています。基本定款に別段の定めがない限り、株主はその所有普通株式1株につき1個の議決権を有します。株式引受の対価は、額面株式のときに額面未満での発行が禁じられる点を除いて、取締役会（基本定款に定めがあるときは株主）の決するところによります。また、株式発行の対価は、額面・無額面にかかわらず、一定の種類の特価に限定されます。

株主総会

年次株主総会は、会社の付属定款に定める取締役の選任および総会に適式に提案されるその他の事項を議案として開催されます。臨時株主総会は、取締役会の決議によってこれを招集することができる他、基本定款、付属定款またはデラウェア法に定めるところに従ってこれを招集することができます。取締役会は、総会前10日以上60日以内の日を、株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日とすることができます。その基準日に名簿に登録されている株主が議決権を行使できます。基本定款または付属定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の定足数は、議決権のある全株式の過半数を有する株主が自らまたは議決権代理行使書によって出席すれば、満たされます。

取締役会

デラウェア法をその設立の準拠法として設立された会社は、基本定款に別段の定めのある場合を除き、その事業の管理運営は取締役会がこれを統轄します。一般に取締役会には、デラウェア法、基本定款および付属定款によって課せられている制限の範囲内において、会社の事業の管理運営に関しては広範囲な権限が認められています。取締役は、各年次株主総会において選任されます。取締役の欠員が生じたときおよび定員の増加によって新たな取締役の役職が設けられたときには、優先株式のすべてのシリーズの株主の該当する権利に従うことを条件に、当該時点で在職している取締役の多数決によって、欠員の補充および役職への選任をすることができます。ある種類またはシリーズの株主が別途選任した取締役の任期および議決権は、他の取締役または他の種類の取締役よりも長く（多く）なり、または短く（少なく）なる場合があります。取締役は、理由の有無を問わず、株主の多数決によってのみ解任されます。

取締役会は、基本定款および付属定款に定めるところに従って招集されます。基本定款または付属定款で特に禁じられていない限り、取締役会において行うことができる行為は、全取締役の書面による同意がある場合には、実際に取締役会が開催されなくても取締役会における行為とすることができます。

委員会

取締役会は、1名以上の取締役が構成する委員会に一定の権限を付託することができます。

役員

会社の日常の業務執行を担当する役員は、通常、取締役会の決議によって選任されます。会社には、付属定款に定められた、または取締役会によって決定された役員を置きます。各役員の権限は、付属定款に定められ、または取締役が与えたものとされます。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

株主総会

年次株主総会および臨時株主総会はニューヨーク州ニューヨーク市、または取締役会もしくは臨時株主総会を招集した取締役の一部によって指定された場所において開催されます。年次株主総会は取締役会がその決議により指定する日時において開催されます。

基本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権のある株式の保有者は株主名簿上に登録される本人名義の株式1株につき1個の議決権を有します。議決権を有する株主は、自ら、電子的に認証された議決権代理行使書もしくは法が許容する方法により作成された書面、または法が許容する送信手段により議決権を行使できます。議決権代理行使書は、それに基づき議決権が行使される前にすべて総会の会社秘書役に提出されなければなりません。

法、基本定款または付属定款に別段の定めがある場合を除き、議決権のある発行済株式の過半数を有する株主が出席または議決権代理行使書を提出すれば、全総会において取締役の選任またはその他の決議事項の定足数が満たされます。年次株主総会または臨時株主総会において定足数が満たされない場合、出席または議決権代理行使書を提出した株主の過半数は、定足数が満たされるまで、総会において宣言すること以外何らの通知なく随時総会を延期できるものとし（付属定款において別段の定めがある場合を除きます。）、延期された総会では、当初招集された総会が招集された時点で開催されていたならば、総会で決議することのできた決議事項について、決議することができるものとします。その延滞期間が30日を超す場合、または延期総会について新たに基準日が設定された場合、法の要求の範囲内で延期総会にて議決権を有する基準日における各名簿上の株主宛に延期総会の招集通知が送付されます。

年次株主総会における決議事項は、取締役の選任および総会に適宜に提案されるその他の事項です。

年次株主総会招集通知は、会社秘書役によって議決権を有する株主の最新の知っている住所宛に総会前10日以上60日以内の期間に行います。

臨時株主総会は、会長または最高経営責任者がこれを招集することができます。臨時株主総会は取締役会の過半数が書面により請求した場合または取締役会の決議による場合に招集されます。2019年12月18日付で改定された付属定款によると、当社の発行済普通株式の15パーセント以上を保有する名簿上の株主が書面により会社秘書役に請求した場合には、取締役会により臨時株主総会が招集されると規定されています。

会議の目的を簡略に記載した臨時株主総会招集通知が、会社秘書役によって議決権を有する株主の最新の知っている住所宛に総会前の10日以上60日以内の期間に送付されます。

株主は、付属定款に従って、総会前に、付属定款に規定された必要事項を記載した書面による通知を、当社の会社秘書役に指定された日までに提出することにより、取締役候補者の擁立またはその他の決議事項の提案を行うことができます。株主総会において、総会の議長は、付属定款の規定に従って提案されていない候補者の擁立その他の議案については規定違反を宣言し、当該提案を取り上げないものとします。

また、付属定款に対する2015年10月22日付の改定では、適格株主に対し、プロキシ・アクセス(proxy access)(株主が当社の議決権代理行使参考書類に取締役候補者を記載させることができる権利)が付与されました。すなわち、当社の発行済普通株式3パーセント以上を継続して少なくとも3年間保有する適格株主または株主20名までの適格グループが、取締役2名または取締役会の20パーセントのいずれか多い方を上限として取締役候補を指名し、これを当社の議決権代理行使参考書類に記載することが認められました(ただし、指名する株主および候補者が、付属定款に規定されたその他の要件を満たしていることを要します。)

取締役

当社の事務、財産および業務は、取締役会の判断または指示の下で運営されます。取締役の正確な人数は全取締役の過半数の決議により随時決定されます。取締役会会長が独立した取締役でない場合は、取締役会は、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに規定された責務に加え、会長が不在の取締役会(執行役員会を含みます。)において議長を務める主任取締役を選任するものとします。主任取締役は、ニューヨーク証券取引所の規則に従い決定される独立した取締役とします。各年次総会において各取締役は任期1年として選出されます。取締役はその任期が満了し後任が選出される年の株主総会開催時まで(任期満了前に死亡、辞任、退職、不適格事由が発生し、または解任されることがない限り)執務するものとします。取締役定員数増加の結果、取締役に欠員が生じた場合は、その時点で現職全取締役の過半数の賛成によりこれを補充することができます。ただし、この場合は定足数が満たされていることを条件とします。その他の理由により取締役に欠員が生じた場合は、定足数が満たされなくても、その時点で在職している全取締役の賛成過半数を得た場合、または残った取締役が1名のみの場合は当該取締役により、補充することができます。取締役定員数増加以外の理由による欠員補充のために選任された取締役の任期は、前任者の任期と同じ期間とします。上記にかかわらず、当社発行の優先株式を1種類または1シリーズ以上保有する者が年次株主総会または臨時株主総会において、株式の種類またはシリーズ毎に、取締役選任議決権を行使することができる場合は、かかる取締役の選任、任期、欠員の補充およびその他の事項は基本定款の定めに従うものとします。

付属定款において明示的に付与される権限に加え、取締役会は、当社が行使できる権限を行使し、かつ当社が行うことができる行為を行うことができます。ただし、デラウェア法、基本定款および付属定款の定めに従うものとします。

取締役会

取締役会は、会社の組織および取締役会に適式に提案されるその他の事項の検討を目的として、ニューヨーク州ニューヨーク市においてまたは取締役会により指定される場所において年次株主総会の後速やかに開催されるものとします。そのほか、定時の取締役会は、通知が行われなくても取締役会で随時決議された日時および場所において、または会社秘書役が各取締役に対して合理的な通知を行ったうえで決定される日時および場所において開催されます。

臨時取締役会は、各取締役宛に、開催1日前またはその他合理的な時期に直接の手渡しもしくは郵便または電子的手段による送信にて通知を行うことにより、取締役会または会長によって招集され、取締役会または臨時取締役会を招集する役員が指定する日時および場所において開催されます。臨時取締役会は、取締役3名が書面にて要求する場合、同様の方法にて開催することができます。主任取締役は、全取締役が出席する臨時取締役会および取締役会の執行役員会を同様の方法にて開催することができます。

取締役の過半数をもって定足数とし、取締役が1名のみの場合はその1名をもって定足数とします。定足数に満たない場合は、出席取締役は取締役会を他の日に延期することができます。定足数が満たされている取締役会における出席取締役の過半数による決議は取締役会の行為となります。

執行委員会

執行委員会は、会長および取締役会から任命された3名以上のその他の取締役で構成されます。その任期は次回の年次組織取締役会で後任が指名されるまでとします。執行委員会の定足数は委員の過半数とします。定足数を満たす会議に出席する執行委員会の委員の過半数による議決権の行使は、執行委員会の行為とします。執行委員会の欠員の補充は取締役会がこれを行います。

デラウェア法に別段の定めがある場合を除き、執行委員会は取締役会と次回取締役会との間の期間、取締役会の全権限を行使することができ、この限りにおいて付属定款の取締役会に関する記載には執行委員会も含むものとみなします。

執行委員会は各委員宛に直接の手渡しもしくは個人宛の郵便もしくは電子的手段による送信にて合理的通知を行うことによりいつでも、会長、執行委員会議長または執行委員のうち2名によって招集することができます。

取締役会は執行委員会委員の中から執行委員会議長を指名することができます。取締役会がかかる指名を行わない場合、執行委員会が執行委員会議長を指名できるものとします。

役員

当社の役員には、最高経営責任者を置かなければなりません。会長1名、社長1名または共同社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー1名、副会長1名以上、バイス・プレジデント1名以上、会社秘書役1名および財務役1名を含めることができます。また、取締役会が随時選任もしくは指名し、または取締役会の指示により選任もしくは指名された役員または役員補佐もこれに含めることができます。

取締役が最高経営責任者を選任します。取締役は、会長1名、社長1名または共同社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー1名、副会長1名以上、バイス・プレジデント1名以上、会社秘書役1名および財務役1名を選任することもできます。これらの者は、1年間の任期において、または、他の者が資格ある代行者として選任されるまでの間またはこれに先立つ彼ら自身の死亡、辞任もしくは解職まで執務するものとします。

また、取締役は、その他の役員または役員補佐を随時選任することができ、それらの任期は取締役会が決定します。さらに、取締役は、最高経営責任者に指名された当社の役員に、各役員の監督範囲内において役員補佐または役員代行の指名または解職の権限を与えることができます。

取締役は、毎年会長を互選で選任します。会長は、取締役会の議長を務めます。また会長は、取締役会により随時付与される権限および職務を有します。

最高経営責任者は、当社の事業および方針に対する監督、運営および指揮に関して全面的な権限および義務を有します。

最高経営責任者は、取締役会および委員会によるすべての指示および決議が遂行されているかを監督し、当社の現在の事業に関する報告書を定時取締役会において取締役に、また年次報告書を株主に提出します。

最高経営責任者が不在の場合、最高経営責任者の権限および職務は、社長またはいずれかの共同社長がこれを行うものとします。社長またはいずれかの共同社長には付属定款に記載される個別の権限に加え、全面的な執行権限も付与されます。社長またはいずれかの共同社長は、取締役会または最高経営責任者により随時割当てられる権限および義務も有します。

最高経営責任者および社長または共同社長のいずれもが不在の場合、チーフ・オペレーティング・オフィサーが最高経営責任者の権限および義務を遂行します。チーフ・オペレーティング・オフィサーには付属定款に定める個別の権限に加え、全面的な執行権限も付与されます。チーフ・オペレーティング・オフィサーは、取締役会または最高経営責任者により随時割当てられる権限および義務も有します。

株式

相続、譲渡または譲渡の権限に関する適切な証拠により適式に証明され、またはかかる証拠を適式に添付した株券が当社または当社の名義書換代理人に引き渡された場合、当社は権利保有者に対して新株券または株券未発行の株式の発行に関する証拠を発行し、旧株券を消却し、当社の名簿上に取引を記録する義務を負います。株券未発行株式の登録所有者から譲渡に関する適切な指図を受領した場合、かかる株券未発行の株式は消却され、新たな同等の株券未発行株式または証券化されている株式が権利保有者に対して発行され、かかる取引は当社の名簿上に登録されます。

株券の紛失または汚損の場合、かかる紛失または汚損につき十分な証拠を提出し、かつ（免除された場合を除き）取締役会にて承認された補償証書を提出すれば、新たな株券が発行されます。

デラウェア法に別段の定めが明記されている場合を除き、当社は株主名簿に登録された者を実際の株主として扱う権利を有し、したがって、第三者が権利表明またはその通知をしたか否かにかかわらず、第三者の株式に関する衡平上もしくはその他の請求または持分を認める義務を負いません。

当社が発行可能なすべての種類の株式の総数は60億3,000万株です。当社が発行可能な普通株式の総数は60億株であり、1株の額面価格は1セント（0.01ドル）です。当社が発行可能な優先株式の総数は3,000万株であり、1株の額面価格は1ドルです。

取締役会は、法および基本定款の制限に従うことを条件として優先株式をシリーズにて発行することを決定し、かつ適用あるデラウェア法に基づいて証書を提出することにより、各シリーズに含まれる株式数を随時設定することならびにかかるシリーズの指定、権限、優先権および株式の権利内容ならびにその条件、制限または制約を設定する権限が与えられています。

基本定款にいう普通株式もしくは優先株式の発行または基本定款の一定の規定に基づく普通株式もしくは優先株式に関する取締役会の行為は、取締役会を構成する全取締役の少なくとも66 2/3パーセントの賛成によるか、または、取締役会の全取締役の少なくとも66 2/3パーセントの賛成により設置された委員会によるものでなければなりません。

配当

発行済優先株式の配当は、発行済普通株式の配当の支払、宣言または支払のための資金の確保がなされる前に支払、宣言または支払のための資金の確保がなされなければなりません。

優先株式のシリーズ発行に関する決議に別途定めがある場合を除き、同決議に従い優先株式保有者に対し配当が全額支払われた後に、優先株式の全シリーズの保有者を除く普通株式保有者に対し、取締役会により随時宣言される配当が支払われるものとします。

資産の分配

当社の任意または強制による清算、解散または会社整理において、全シリーズの優先株式保有者に分配すべき資産が、当該保有者が権利を有する優先分配額の全額に不足する場合、かかる資産は、優先株式の全シリーズの株式の間で、当該優先株式に対し支払われるべき各々の優先分配額（未払の累積配当額がある場合はこれも含みます。）の割合に応じて分配されるものとします。

優先株式のシリーズ発行に関する決議に別途定めがある場合を除き、当社の任意または強制による清算、解散または会社整理において、優先株式のシリーズ発行に関する決議に従い当該優先株式保有者が権利を有する分配額が満額支払われた後、優先株式の全シリーズの保有者を除く当社普通株式の保有者は、その保有する当社普通株式の割合に応じて、当社の残余財産から分配を受けるものとします。

議決権

法の定めに従うことを条件とし、または優先株式のシリーズ発行に関する決議により別段の定めがなされる場合を除き、当社の発行済普通株式の保有者のみが、取締役選任およびその他すべての事項につき議決権を行使できます。当社の普通株式の株主名簿に登録された保有者は、自らの名義で登録された当社普通株式1株につき1個の議決権が与えられます。ただし、法に別段の定めがある場合を除き、書換基本定款（書換基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）のうち、1以上の発行済優先株式のシリーズの条項のみに関わる変更の場合、書換基本定款（書換基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）に従い、その変更の影響を受けるシリーズの保有者が個別にまたはかかるシリーズ以外の1以上のシリーズの保有者とともに1つの種類として当該変更について議決権を有するとき、普通株式の株主は、当該変更について議決権を一切有しません。

株式の種類の変更等

基本定款に明確に別段の定めがある場合を除き、法または当社の基本定款もしくは付属定款において要求される決議要件に加えて、利害関係株主（以下に定義します。）や利害関係株主の関連会社もしくは関係会社の実質的に保有する、株式資本（以下に定義します。）もしくは株式資本や子会社（以下に定義します。）の持分株式に転換可能な証券の種類またはシリーズの株式比率を増加させる効果を直接的または間接的に有する証券の種類の変更（株式併合を含みます。）、当社の資本再構成または当社の子会社との合併や統合もしくはその他取引（利害関係株主と共同しその他利害関係株主を関与させたかどうかにかかわらず）を行うときは、議決権付株式（以下に定義します。）の保有者が行使する議決権の過半数以上の賛成票が必要とされます（全議決権付株式を1種類と判定します。）。法、合衆国の証券取引所との取決め、その他により、投票が要求されず、また一定以下の割合の賛成票で足りあるいは株式の種類毎の投票でよい旨が規定されていたとしても同様です。

「子会社」とは、当社がそのいずれかの種類の持分証券の過半数以上を実質的に保有する会社を指します。ただし下記の利害関係株主の定義においては、「子会社」とは当社がその資本にかかる証券の全種類の過半数以上を実質的に保有する会社のみを指します。

「利害関係株主」とは（当社もしくは子会社および当社の利益分配制度、従業員持株制度その他の従業員福利制度もしくはかかる制度に係る受託者や被委託者（その職務に基づき活動する場合）を除く）、（a）その時点で発行済議決権付株式の保有者が行使する議決権の25パーセント以上の実質上の保有者となる計画または意思を表明している者、または（b）当社の関連会社または関係会社であり、その日の前日まで2年間のいずれかの時点において、発行済議決権付株式の保有者が行使可能な25パーセント以上の議決権付株式の実質上の保有者であった者を指します。

「株式資本」とは、基本定款の定めるところにより随時発行される当社の全株式資本でこれには当社普通株式が含まれますがこれに限られません。「議決権付株式」とは一般に当社の株主に対し提出されるすべての議案に投票できる全資本株式を指します。

2 【外国為替管理制度】

現在、合衆国においては外国為替管理規制は施行されていません。また、合衆国の非居住者による内国法人（放送、航空、海運その他一定の特殊な事業会社を除きます。）の株式取得または解散に伴う配当等の送金については、原則として制限が設けられていません。ただし、合衆国の法令上、一定の国もしくは地域、人物または区分に属する者の名義で登録している有価証券に係る取引および当該国もしくは地域、人物または者に対する有価証券取引に関連する金銭の送金が制限されています。この制限には、合衆国財務省外国資産管理局が執行または実施している制裁が含まれます。

3 【課税上の取扱い】

本項目における記載は、課税上の取扱いの一般的な説明です。

(1) 本国における課税上の取扱い

(A) 非米国人普通株式保有者に対する合衆国連邦税の考察

以下は、非米国人普通株式保有者に対する、合衆国連邦所得税・相続税の取扱いに関する要約です。この要約は、特定の投資家（銀行を含みますが、これに限定されません。）に関係のある合衆国連邦税の課税のすべての側面または特定の保有者に関係のある特定の事項および状況を扱うものではありません。また、この要約は、州、地方または合衆国外の税に関して考慮される事項を扱うものではありません。本要約は、普通株式を「キャピタル・アセット」（内国歳入法（以下に定義します。）第1221章にいう、原則として投資目的で保有する資産）として保有する投資家について述べるものです。

本要約は、1986年合衆国内国歳入法（その後の修正を含みます。以下「内国歳入法」といいます。）、その立法に至る経緯、同法に基づいて定められる財務省規則ならびに同法に関する行政上および司法上の解釈に基づくものです。これら本要約の基礎となった事項は、いずれも本報告書の提出日現在のものです。また、これらの事項は今後、変更改訂される可能性があり、その場合、遡及的に効果が生じる場合があります。個々の保有者および保有者となろうとする者は、普通株式の取得、保有および処分の場合の合衆国連邦租税法上の取扱いについて、税務アドバイザーに相談すべきです。また、同様に個々の州、地域ごとの、または合衆国以外の諸外国の課税地域における課税上の取扱いについても、税務アドバイザーに相談すべきです。課税上の取扱いに関する事項には、特に、源泉徴収および情報提供に関して適用される合衆国連邦税に関する規則の効果ならびに合衆国連邦租税法および個々の州、地域ごとの、または合衆国以外の諸外国の課税地域において行われた源泉徴収に関してその税額控除または控除の可否を含みますが、これらに限られません。

本項において用いられる「非米国人」とは、米国人以外の者を指します。ここに「米国人」とは、()アメリカ合衆国の市民または居住者、()合衆国の法律に基づいて設立されまたは組織された法人、()遺産財団のうち、その収益が合衆国連邦所得税の課税対象となるもの(収益が何から生じるかは問いません。)、および()信託のうち(ア)合衆国内のいずれかの裁判所がその運営に関し監督権を行使することができるものであり、かつ1名以上の米国人に、すべての重要事項について管理する権限が与えられているもの、または(イ)合衆国財務省規則に従って、米国人であると取り扱われることを選択したものをいいます。また、「合衆国」または「米国」とは、アメリカ合衆国(各州およびコロンビア特別区を含みます。)をいいます。パートナーシップ(または合衆国連邦所得税の目的上パートナーシップとして扱われるその他の事業体)が普通株式を保有している場合、パートナーシップおよび当該パートナーシップにおけるパートナーの税法上の取扱い、通常パートナーの地位およびパートナーシップの事業により決定されます。当該パートナーまたはパートナーシップは、普通株式の取得、保有および処分取扱いについて、各自の税務アドバイザーに相談すべきです。普通株式の実質保有者のうち非米国人である者を特に「非米国人保有者」といいます。

配当

非米国人保有者に支払われる普通株式の配当は、米国連邦所得税制下において源泉徴収の対象となります。その税率は30パーセントですが、個々人において適用のある所得税に関する条約に応じてそれ以下の税率が定められることがあります。ただし、当該配当が合衆国内における取引または事業に実質的に関連する場合(適用のある所得税に関する条約において、当該保有者の合衆国内における恒久的施設に関して生じた場合のみ当該配当について純利益額に応じて合衆国連邦所得税の課税対象とすると定められている場合には、これに該当する場合のみ)にはこの限りではありません。ここにいう「実質的に関連する」配当に対しては、合衆国市民および居住者ならびに合衆国企業に適用となる税率が適用され、一般的には、源泉徴収の対象とはなりません。これらの実質的に関連する配当のうち、非米国人企業が受領したものは、個々の状況毎に、さらに「ブランチ・プロフィット・タックス」の課税対象となることがあり、その場合の税率は30パーセントですが、個々に適用となる所得税に関する条約に応じてそれ以下の税率が定められることがあります。

非米国人普通株式保有者が所得税に関する条約に基づく低税率の適用を受ける資格があるとしても、当社および他の支払人は、原則として非米国人保有者に対する配当支払に関して、（所得税に関する条約に基づく軽減税率ではなく）30パーセントの税率で源泉徴収をしなければなりません。ただし、以下の場合を除きます。

（ ）非米国人保有者が、かかる保有者に係る支払に関して所得税に関する条約に基づく軽減税率の適用を受ける資格があることを証明した有効な合衆国内国歳入庁様式W-8 BENもしくはW-8 BEN-Eまたは他の証拠書類を、当社または他の支払人に提供した場合、および（ ）外国口座税務コンプライアンス法に基づき、外国法人（仲介業者として行為する外国法人を含みます。）に対して支払われる実際のまたは解釈上の配当の場合で、（ a ）かかる法人が外国金融機関であるか、もしくは普通株式を外国金融機関を通じて保有している場合であって、当該外国金融機関が、（ x ）自らの口座名義人（当該機関への一定の投資者を含みます。）に関する情報を収集し米国課税当局に提供することを米国政府との間で取り決めているか、（ y ）当該規則が「みなし適用」される一定の要件を満たしているためにかかる取決めを行う義務を免除されているか、または（ z ）適用ある政府間の取決めの条件を満たしており、かつ、（ b ）要求されている場合には、かかる法人が自らの直接および間接の米国人保有者を確認できる証書を、源泉徴収を行う者に提供した場合。

非米国人普通株式保有者のうち、所得税に関する条約に基づき、合衆国源泉徴収税について軽減税率の適用対象となる者は、合衆国内国歳入庁に宛てて所定の還付請求書を提出することにより、過払いの源泉徴収税額の還付を受けることができます。個々の保有者または保有者となろうとする者は、普通株式への投資に対してこれらの源泉徴収義務が及ぼし得る影響について、各自の税務アドバイザーに相談すべきです。

普通株式処分益

非米国人保有者は、原則として、普通株式の処分に基づき生じた処分益について、合衆国連邦所得税制の対象となりません。ただし、以下に述べる場合を除きます。()当該処分益が合衆国内において非米国人保有者が行う取引または事業に実質的に関連する場合(適用のある所得税に関する条約において、当該非米国人保有者が有する合衆国内における恒久的施設に関して生じた場合のみ当該売却益を含む処分益について純利益額に応じて合衆国連邦所得税の課税対象とすると定められている場合には、これに該当する場合のみ)、()非米国人保有者が個人保有者であり、かつ普通株式を「キャピタル・アセット」として保有する場合で、当該保有者が当該売却に対する課税対象年度内に合衆国に183日以上滞在し、かつその他一定の条件に該当する場合、または()当社が、現在または以前、合衆国連邦所得税制にいう「合衆国不動産保有会社」であり、かつ当該非米国人保有者が当該株式を処分するまでの過去5年間のうちいずれかの時点において、直接または間接を問わず、5パーセント以上の普通株式を保有していた場合(かつ、所得税に関する条約上認められる一切の免除の対象とならない場合)。合衆国内における取引または事業に実質的に関連する配当のうち、非米国人企業が受領したものは、場合によって、さらに「ブランチ・プロフィット・タックス」の課税対象となることがあり、その場合の税率は30パーセントですが、個々人に適用となる所得税に関する条約に応じてそれ以下の税率が定められることがあります。当社は、過去において、また現時点において、合衆国連邦所得税制にいう「合衆国不動産保有会社」であったことはなく、さらに将来においてかかる会社となることを予定していません。

個々の保有者または保有者となろうとする者は、普通株式への投資に対するこれらの源泉徴収義務が及ぼし得る影響、および、源泉徴収税が課される場合における還付または税額控除の可能性について、各自の税務アドバイザーに相談すべきです。

連邦相続税

死亡の時点において、非米国人によって保有されている普通株式は、合衆国連邦相続税の目的上、総相続財産に含まれることとなります。ただし、相続税に関する条約に別段の定めがある場合を除きます。

情報提供およびバック・アップ源泉徴収

現行法の下において、合衆国バック・アップ源泉徴収税（現行税率は24パーセント）および関連する情報提供義務（上記の源泉徴収税との関係における配当支払に関する報告を除きます。）は、非米国人保有者に対する配当支払のうち、（ア）上記の30パーセント源泉徴収の対象となっている者、または（イ）適用のある所得税に関する条約によりかかる源泉徴収が軽減される結果、対象外とされる者に対するものについては、適用がありません（日米所得税・相続税協定の適用については、下記をご参照ください。）。その他の場合は、合衆国バック・アップ源泉徴収が、「免除受領者」に該当しない者で、かつ所定の情報（合衆国納税義務者番号を含みます。）を提供しなかった保有者の普通株式に関して支払われた配当に適用されることがあります。

仲介業者の合衆国事務所に対する、またはこれを通じての、普通株式の売却の対価の支払は、現在のところ、合衆国バック・アップ源泉徴収および情報提供の対象となります。ただし、保有者が、違反すれば偽証罪の刑罰を受ける条件の下で非米国人の身分を証明する場合、またはその他免除を得る場合にはこの限りではありません。

非米国人保有者は、原則としてバック・アップ源泉徴収税制の下において過払いとなった源泉徴収税について、合衆国内国歳入庁に宛てて所定の請求書を提出することにより、当該過払い額の還付を受けることができます。

(B) 普通株式に係る日米所得税・相続税協定

所得税：現行の日米間の所得税協定（以下「所得税協定」といいます。）および合衆国連邦所得税法に基づき、所得税協定による免除の適用資格がある普通株式の日本における実質保有者は、原則として、普通株式の売却により得た所得に対して合衆国連邦所得税の適用が免除されます（損失に対しては控除が認められません。）。しかしながら、かかる免除は普通株式の売却益および普通株式自体が日本の保有者の合衆国に有する恒久的施設に帰せられる場合には適用されません。

所得税協定が適用されない場合であっても、普通株式の売却により得た所得は、以下のいずれかの場合でなければ合衆国連邦所得税の適用を受けません。

（ ）所得が、合衆国内における取引または事業に実質的に関連する場合。

（ ）個人保有者の場合、売却に対する課税対象年度において合計183日以上合衆国に滞在しており、当該個人が合衆国に「課税地（tax home）」を有しているか、またはかかる所得が合衆国で個人が有する事務所その他固定した営業所に帰する場合。

合衆国連邦源泉所得税が配当について課されるべき場合には、一般的に、普通株式の実質保有者である日本人の保有者のために、30パーセントから10パーセントに引き下げられています。しかし、この引下げは、実質保有者である日本人の保有者が合衆国に恒久的施設を所有しており、かつその普通株式がかかる恒久的施設に実質的に関連する場合は、適用されません。

相続税：日米間の相続税協定（以下「相続税協定」といいます。）および合衆国連邦相続税法に基づき、故人または故人の遺産の受益者が米国人または米国居住者であるか否かにかかわらず、普通株式は合衆国内に所在する財産とみなされ、合衆国連邦相続税が適用されます。原則として、かかる税金は、18パーセントから40パーセントの間で累進課税されます。ただし、相続税協定に基づき、普通株式に関し生じる合衆国相続税の一部について、減額を受けることが可能となっています。

所得税または相続税に関する協定により合衆国税の軽減を受けるためには、その利益の請求についての決められた手順を遵守する必要があり、場合によっては、普通株式への日本の投資者が、合衆国内税法および当該協定に基づき、日本の実質保有者として適格であることについて、米国の課税当局に対して十分に立証する必要があります。

(C) 日本において発行された円貨社債に関し非米国人保有者について考慮される合衆国連邦税に関する一定の事項

以下は、当社が日本において発行した未償還の円貨社債（本項(C)および次項(D)において、以下「社債」といいます。）と社債に付されている利札（以下「利札」といいます。）に関する税務についての概要です。社債には、（ ）米国連邦所得税の目的上、記名式ではない債券、および（ ）FTRO債（以下に定義されません。）が含まれます。

以下は社債に投資する非米国人保有者（non-U.S. holder）について考慮される合衆国連邦所得税・相続税の取扱いに関する一定の事項の要約です。本要約は、（ ）社債の元本、利息（発行時割引額を含みます。）およびプレミアムの支払は、合衆国の領土外で行われ、（ ）社債の売却、交換、償還またはその他処分は、合衆国の領土外で行われるものと仮定しています。

この要約は、特定の投資家（銀行を含みますがこれに限定されません。）に関係のある合衆国連邦税の課税のすべての側面または特定の保有者に関係のある特定の事項および状況を扱うものではありません。また、この要約は、州、地方または合衆国外の税に関して考慮される事項を扱うものではありません。本要約は、社債を「キャピタル・アセット」（内国歳入法第1221章にいう、原則として投資目的で保有する資産）として保有する投資家のみについて述べるものです。

本要約は、内国歳入法、その立法に至る経緯、同法に基づいて定められる財務省規則ならびに同法に関する行政上および司法上の解釈に基づくものです。これら本要約の基礎となった事項は、いずれも本報告書の提出日現在のものです。また、これらの事項は今後、変更改訂される可能性があり、その場合、遡及的に効果が生じる場合があります。個々の保有者および保有者となろうとする者は、社債の取得、保有および処分の合衆国連邦租税法上の取扱いについて、税務アドバイザーに相談すべきです。また、同様に個々の州、地域ごとの、または合衆国以外の諸外国の課税地域における課税上の取扱いについても、税務アドバイザーに相談すべきです。課税上の取扱いに関する事項には、特に、源泉徴収および情報提供に関して適用される合衆国連邦税に関する規則の効果ならびに合衆国連邦租税法および個々の州、地域ごとの、または合衆国以外の諸外国の課税地域において行われた源泉徴収に関してその税額控除または控除の可否を含みますが、これらに限られません。

本項において用いられる「非米国人」とは、米国人以外の者を指します。ここに「米国人」とは、()アメリカ合衆国の市民または居住者、()合衆国の法律に基づいて設立されまたは組織された法人、()遺産財団のうち、その収益が合衆国連邦所得税の課税対象となるもの(収益が何から生じるかは問いません。)、および()信託のうち(ア)合衆国内のいずれかの裁判所がその運営に関し監督権を行使することができるものであり、かつ1名以上の米国人に、すべての重要事項について管理する権限が与えられているもの、または(イ)合衆国財務省規則に従って、米国人であると取り扱われることを選択したものをいいます。また、「合衆国」または「米国」とは、アメリカ合衆国(各州およびコロンビア特別区を含みます。)をいいます。パートナーシップ(または合衆国連邦所得税の目的上パートナーシップとして扱われるその他の事業体)が社債を保有している場合、パートナーシップおよび当該パートナーシップにおけるパートナーの税法上の取扱いは、通常パートナーの地位およびパートナーシップの事業により決定されます。当該パートナーまたはパートナーシップは、社債の取得、保有および処分取扱いについて、各自の税務アドバイザーに相談すべきです。社債の実質保有者のうち非米国人である者を特に「非米国人保有者」といいます。

現行の合衆国所得税および相続税法の下では、

- (a) シティグループまたは支払代理人による非米国人保有者に対する社債の元本、利息(発行時割引額を含みます。)およびプレミアムの支払に対しては、合衆国連邦源泉徴収税は課されません。ただし、プレミアム、利息または発行時割引額については、(1)実質保有者がシティグループの全種類の株式の議決権の合計の10パーセント以上を実際にまたは解釈上保有せず、(2)実質保有者が株式保有を通じてシティグループと関係を有する被支配外国法人ではなく、かつ(3)2007年または2008年に発行された外国向け記名式(foreign-targeted registered form)による社債(以下「FTRO債」といいます。)の保有者の場合、かかる保有者がそこを通じてその社債を保有している金融機関は、振替機関の参加者(以下「口座管理機関」といいます。)であり、外国向け記名式債券(foreign-targeted registered-form obligations)について規定する合衆国財務省規則(以下「FTROルール」といいます。)に従い、支払代理人に対し当該保有者が非米国人である旨の証明書を交付することが条件となります。FTROルールは、当社が毎年、各口座管理機関から、当該口座管理機関を通じてFTRO債を所有している各社債権者が、(i)非米国人保有者である旨、または()米国人である旨(その場合はさらに、当該社債権者またはその口座管理機関が合衆国内国歳入庁様式W-9を当社に提出済みであり、当該口座管理機関が当社に適切な合衆国実質所有通知書を提出済みである旨)の証明書を受領することを要求しています。
- (b) 非米国人保有者は、社債の売却、交換、償還またはその他の処分からの実現利益に対して合衆国連邦源泉徴収税を課されません。

- (c) 死亡時に合衆国の市民または居住者ではない個人が保有する社債または利札は、かかる死亡の時点で、かかる個人がシティグループの全種類の株式の議決権の合計の10パーセント以上を実際にまたは解釈上保有しておらず、社債の収益がかかる個人による合衆国における取引または事業の遂行に実質的に関連しなかった場合、一般的にはかかる個人の死亡の結果合衆国連邦相続税の課税対象とはなりません。
- (d) 合衆国の情報提供義務およびバック・アップ源泉徴収税は、当社または支払代理人により合衆国外でなされた社債または利札についての非米国人保有者に対する支払には適用されません。ただし、FTRO債の保有者の場合は、当該非米国人保有者が当該社債をそこを通じて保有する口座管理機関が上記FTRO規則を遵守している必要があります。
- (e) 情報提供義務およびバック・アップ源泉徴収税は、社債または利札の外国のカストディアン、外国のノミニーその他実質保有者の外国の代理人の外国事務所による非米国人保有者に対する合衆国外のかかる社債または利札に関する支払には適用されません。ただし、かかるカストディアン、ノミニーまたは代理人が（ ）合衆国における取引または事業の遂行から一定の期間について得た収益が総収益の50パーセント未満であり、（ ）合衆国連邦所得税の目的上被支配外国法人ではなく、かつ（ ）課税対象年度中米国人により（収益または資本持分の割合で見て）50パーセント超所有されているかまたは合衆国の取引もしくは事業の遂行に従事している外国のパートナーシップではないことが条件になります。その他のカストディアン、ノミニーまたは代理人の外国の事務所による合衆国外での社債または利札に関するその実質保有者に対する支払は、バック・アップ源泉徴収税の課税対象となりませんが、かかるカストディアン、ノミニーもしくは代理人がその記録において実質保有者が非米国人保有者であるとの文書による証明を有しているかまたは実質保有者が別段の免除を得る場合を除き、情報提供義務が課されます。社債または利札の実質保有者のカストディアン、ノミニーまたはその他代理人の合衆国の事務所によるかかる社債または利札に関する支払は、実質保有者が違反すれば偽証罪の刑罰を受ける条件の下で非米国人の身分を証明するかまたは別段の免除を得る場合を除き、情報提供義務およびバック・アップ源泉徴収税の対象となります。要求された情報が適時に合衆国内国歳入庁に提供されることを条件として、バック・アップ源泉徴収税制の下において源泉徴収された金額は、還付金または非米国人保有者の合衆国連邦所得税負担に対する税額控除として認められることができます。
- (f) 非米国人保有者が合衆国において取引または事業に従事しており、社債または利札上の利息および利益がかかる取引または事業に実質的に関連する場合、実質保有者は、上記の源泉徴収税を免除されていても、（上記に定義された）米国人である場合と同様の方法でかかる利息および利益が合衆国連邦所得税の課税対象となることがあります。さらに、かかる実質保有者が外国法人である場合は、内国歳入法に定義される課税対象年度の当該実質的に関連する収益および利益（ただし、調整があり得ます。）に30パーセントの税率による「ブランチ・プロフィット・タックス」が課せられることがあります。

- (g) 非米国人保有者が社債または利札の売却、交換、償還または他の処分から実現した利益は、()かかる利益が(上述の)非米国人保有者が合衆国において遂行した取引または事業に実質的に関連するか、または()個人である非米国人保有者の場合は、かかる個人がかかる売却、交換、償還または他の処分の課税対象年度中に合衆国に183日間以上滞在しておりかつ他の条件を満たさない限り、通常合衆国連邦所得税の課税対象となりません。
- (h) 本項「(C)日本において発行された円貨社債に関し非米国人保有者について考慮される合衆国連邦税に関する一定の事項」に記載された原則を合衆国連邦所得税の目的において税制上透明なもの(fiscally transparent)として扱われる事業体(例えばパートナーシップ)に適用する目的上、実質保有者とはかかる事業体の各最終実質保有者を意味します。

(D) 社債に係る日米所得税・相続税協定

所得税：現行の所得税協定および合衆国連邦所得税法に基づき、所得税協定による免除の適用資格がある社債の日本における実質保有者は、原則として、社債の売却により得た所得に対して合衆国連邦所得税の適用が免除されます(損失に対しては控除が認められません。)。しかしながら、かかる免除は社債の売却益および社債自体が日本の保有者の合衆国に有する恒久的施設に帰せられる場合には適用されません。

所得税協定が適用されない場合であっても、社債の売却により得た所得は、以下のいずれかの場合でなければ合衆国連邦所得税の適用を受けません。

- ()所得が、合衆国における取引または事業に実質的に関連する場合。
- ()個人保有者の場合、売却に対する課税対象年度において合計183日以上合衆国に滞在しており、当該個人が合衆国に「課税地(tax home)」を有しているか、またはかかる所得が合衆国で個人が有する事務所その他固定した営業所に帰する場合。

相続税：相続税協定に基づき、社債に関し生じる合衆国相続税について、相当額の減額を受けることが可能となっています。

所得税または相続税に関する協定により合衆国税の軽減を受けるためには、その利益の請求についての決められた手順を遵守する必要があり、場合によっては、社債への日本の投資者が、合衆国国内税法および当該協定に基づき、日本の実質保有者として適格であることについて、合衆国の課税当局に対して十分に立証する必要があります。

(E) 日本において売り出された社債に関し非米国人保有者について考慮される合衆国連邦税に関する一定の事項

以下は、() 当社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき当社が発行した(a) シティグループ・インク2020年2月12日満期 豪ドル建社債および(b) シティグループ・インク 2020年2月12日満期米ドル建社債(以下総称して「EMTNプログラム債」といいます。)^(注)、() 当社のグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき当社が発行した(a) シティグループ・インク 2024年9月25日満期 ブラジル・リアル建ゼロクーポン社債(円貨決済型)、(b) シティグループ・インク 2025年6月17日満期 米ドル建 早期償還条項付 変動利付(CMS型)社債、(c) シティグループ・インク 2021年3月26日満期 豪ドル建社債、(d) シティグループ・インク 2021年3月26日満期 米ドル建社債および(e) シティグループ・インク 2020年9月28日満期 円貨決済型ブラジルリアル建社債(以下総称して「GMTNプログラム債」といいます。)、ならびに() 当社のグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき当社が発行したシティグループ・インク 2020年6月17日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付円/ニュージーランドドル デジタルクーポン・デュアル社債(以下「為替連動デュアル・カレンシー債」といいます。)に関する税務についての概要です。EMTNプログラム債およびGMTNプログラム債を以下総称して「プログラム債」といいます。プログラム債および為替連動デュアル・カレンシー債を、本項(E)および次項(F)において、以下「売出社債」と総称します。

(注) シティグループ・インク 2020年2月12日満期 豪ドル建社債およびシティグループ・インク 2020年2月12日満期 米ドル建社債は満期償還されました。

以下は売出社債に投資する非米国人保有者(non-U.S. holder)について考慮される合衆国連邦所得税・相続税の取扱いに関する一定の事項の要約です。この要約は、特定の投資家(銀行を含みますがこれに限定されません。)に関係のある合衆国連邦税の課税のすべての側面または特定の保有者に関係のある特定の事項および状況を扱うものではありません。また、この要約は、州、地方または合衆国外の税に関して考慮される事項を扱うものではありません。本要約は、売出社債を「キャピタル・アセット」(内国歳入法第1221章にいう、原則として投資目的で保有する資産)として保有する投資家のみについて述べるものです。

本要約は、内国歳入法、その立法に至る経緯、同法に基づいて定められる財務省規則ならびに同法に関する行政上および司法上の解釈に基づくものです。これら本要約の基礎となった事項は、いずれも本報告書の提出日現在のもです。また、これらの事項は今後、変更改訂される可能性があり、その場合、遡及的に効果が生じる場合があります。個々の保有者および保有者となる者は、売出社債の取得、保有および処分の場合、合衆国連邦租税法上の取扱いについて、税務アドバイザーに相談すべきです。また、同様に個々の州、地域ごとの、または合衆国以外の諸外国の課税地域における課税上の取扱いについても、税務アドバイザーに相談すべきです。課税上の取扱いに関する事項には、特に、源泉徴収および情報提供に関して適用される合衆国連邦税に関する規則の効果ならびに合衆国連邦租税法および個々の州、地域ごとの、または合衆国以外の諸外国の課税地域において行われた源泉徴収に関してその税額控除または控除の可否を含みますが、これらに限られません。

本項において用いられる「非米国人」とは、米国人以外の者を指します。ここに「米国人」とは、()アメリカ合衆国の市民または居住者、()合衆国の法律に基づいて設立されまたは組織された法人、()遺産財団のうち、その収益が合衆国連邦所得税の課税対象となるもの(収益が何から生じるかは問いません。)、および()信託のうち(ア)合衆国内のいずれかの裁判所がその運営に関し監督権を行使することができるものであり、かつ1名以上の米国人に、すべての重要事項について管理する権限が与えられているもの、または(イ)合衆国財務省規則に従って、米国人であると取り扱われることを選択したものをいいます。また、「合衆国」または「米国」とは、アメリカ合衆国(各州およびコロンビア特別区を含みます。)をいいます。パートナーシップ(または合衆国連邦所得税の目的上パートナーシップとして扱われるその他の事業体)が売出社債を保有している場合、パートナーシップおよび当該パートナーシップにおけるパートナーの税法上の取扱いは、通常パートナーの地位およびパートナーシップの事業により決定されます。当該パートナーまたはパートナーシップは、売出社債の取得、保有および処分の取扱いについて、各自の税務アドバイザーに相談すべきです。売出社債の実質保有者のうち非米国人である者を特に「非米国人保有者」といいます。

以下の検討は、売出社債に関する非米国人保有者に対して一般に当てはまる合衆国連邦所得税の一定の効果について記載しています。当社は、プログラム債を合衆国連邦所得税の目的上、借入債務(debt obligations)として扱うことを意図しています。以下の検討は、一般的に、当社が意図するかかる取扱いが法令に違反していないことを前提としています。現行の合衆国所得税法の下では、下記に記載するとおり為替連動デュアル・カレンシー債に対して特別な考察が適用されます。すなわち、

- (a) 当社が発行した売出社債に対する利払いおよび発行時割引額の支払に対しては、合衆国連邦源泉徴収税は課されません。ただし、(1)非米国人保有者がシティグループの全種類の株式の議決権の合計の10パーセント以上を実際にまたは解釈上保有せず、(2)非米国人保有者が()合衆国連邦所得税法の目的上、株式保有を通じてシティグループと関係を有する被支配外国法人、または()自らの取引もしくは事業上の通常の過程において締結する融資契約に基づき与信を行う銀行ではなく、(3)非米国人保有者が、違反すれば偽証罪の刑罰を受ける条件の下で署名した、適用ある要件に従って非米国人であることを証明する報告書を提供するか、または非米国人であることを立証するための一定の書類による証拠の要件(たいていの場合は、合衆国内国歳入庁様式W-8 BENもしくはW-8 BEN-E)を満たし、かつ(4)外国口座税務コンプライアンス法に基づき、外国法人(仲介業者として行為する外国法人を含みます。)に対して支払われる実際のまたは解釈上の配当の場合で、(a)かかる法人が外国金融機関であるか、もしくは売出社債を外国金融機関を通じて保有している場合であって、当該外国金融機関が、(x)自らの口座名義人(当該機関への一定の投資者を含みます。)に関する情報を収集し米国課税当局に提供することを米国政府との間で取り決めているか、(y)当該規則が「みなし適用」される一定の要件を満たしているためにかかる取決めを行う義務を免除されているか、または(z)適用ある政府間の取決めの条件を満たしており、かつ、(b)要求されている場合には、かかる法人が自らの直接および間接の米国人保有者を確認できる証書を、源泉徴収を行う者に提供することが条件となります。
- (b) 非米国人保有者が合衆国において取引または事業に従事しており、かつ売出社債からの収入(利益を含みます。)がかかる取引または事業に実質的に関連する場合、適用される所得税に関する条約において別段の取決めがなされていない限り、一般的に、非米国人保有者に対し、かかる収入につき、非米国人保有者が米国人保有者であるかのごと同様の方法で通常の合衆国連邦所得税が課せられることとなります。かかる非米国人保有者が法人の場合は、30パーセントの税率(または所得税に関する条約に基づく軽減税率)のブランチ・プロフィット・タックスが適用される可能性についても考慮しなければなりません。非米国人保有者が、売出社債に対して支払われる金額に対する源泉徴収の免除を受けるためには、該当する源泉徴収義務者に合衆国内国歳入庁様式W-8 ECIを提出することが要求され、そうしなければかかる金額が源泉徴収の対象となります。
- (c) 非米国人保有者が売出社債の売却、交換、償還または他の処分から実現した利益は、()かかる利益が(上述の)非米国人保有者が合衆国において遂行した取引または事業に実質的に関連するか、または()個人である非米国人保有者の場合は、かかる個人がかかる売却、交換、償還または他の処分の課税対象年度中に合衆国に183日間以上滞在しておりかつ他の条件を満たさない限り、通常合衆国連邦源泉徴収税または所得税の課税対象となりません。

- (d) 売出社債につき支払われる金額および課税対象となる売出社債の処分による利益は、非米国人保有者が内国歳入庁様式W-8 BENもしくはW-8 BEN-Eまたは一般的にバック・アップ源泉徴収の免除を受けるための様式である同様式W-8の他の適用ある様式を提出しない限り、情報提供およびバック・アップ源泉徴収の対象となることがあります。一般的に、非米国人保有者が合衆国内国歳入庁に適切な還付請求書を提出することにより、バック・アップ源泉徴収制度に基づき徴収された源泉徴収税額のうち過払い分の還付を受けることができます。
- (e) 死亡時に合衆国の市民または居住者ではない個人が保有する売出社債は、かかる死亡の時点で、()かかる個人がシティグループの全種類の株式の議決権の合計の10パーセント以上を実際にまたは解釈上保有しておらず、かつ()売出社債の収益がかかる個人による合衆国における取引または事業の遂行に実質的に関連しなかった場合、一般的には合衆国内に所在する財産として扱われず、したがって一般的にはかかる個人の死亡の結果合衆国連邦相続税の課税対象とはなりません。
- (f) 本項(E)「日本において売り出された社債に関し非米国人保有者について考慮される合衆国連邦税に関する一定の事項」に記載された原則を合衆国連邦所得税の目的において税制上透明なもの(fiscally transparent)として扱われる事業体(例えばパートナーシップ)に適用する目的上、実質保有者とはかかる事業体の各最終実質保有者を意味します。

為替連動デュアル・カレンシー債に適用される課税に関する特別な考察：合衆国連邦所得税法上の為替連動デュアル・カレンシー債の取扱いについては明確でないものの、当社は現在、当該売出社債について行われる定期的な支払が合衆国源泉徴収税の課税対象とならないよう意図しています。ただし、非米国人保有者が、適切に作成された()非米国人保有者が米国人ではないことを証明する合衆国内国歳入庁様式W-8 BENもしくはW-8 BEN-Eまたは法に定められた他の証拠書類、または()為替連動デュアル・カレンシー債に関する収入が非米国人保有者が行う合衆国内における取引または事業に実質的に関連することを証明する合衆国内国歳入庁様式W-8 ECIを提出することを条件とします。かかる提出が行われなければ、為替連動デュアル・カレンシー債は、一般的に、借入債務として扱われる売出社債に対する上記の所得税の取扱いがなされます。

非米国人保有者である個人またはその財産が合衆国連邦相続税の目的において潜在的にかかる個人の総相続財産に算入可能な事業体(例えば、かかる個人が資金を提供している信託であって、かつ、かかる個人がそれに関する一定の利益または権限を保持している信託)は、所得税に関する条約による免除の適用がなければ、合衆国連邦相続税の目的において借入(debt)として扱われない売出社債が合衆国内に所在する財産として扱われ、したがって合衆国連邦相続税の課税対象となる可能性があることに留意しなければなりません。かかる個人または事業体である非米国人保有者は、当該売出社債への投資に対する合衆国連邦相続税の効果について、自らの税務アドバイザーに相談すべきです。

(F) 売出社債に係る日米所得税・相続税協定

所得税：現行の所得税協定および合衆国連邦所得税法に基づき、所得税協定による免除の適用資格がある売出社債の日本における実質保有者は、原則として、売出社債の売却により得た所得に対して合衆国連邦所得税の適用が免除されます（損失に対しては控除が認められません。）。しかしながら、かかる免除は売出社債の売却益および売出社債自体が日本の保有者の合衆国に有する恒久的施設に帰せられる場合には適用されません。

所得税協定が適用されない場合であっても、売出社債の売却により得た所得は、以下のいずれかの場合でなければ合衆国連邦所得税の適用を受けません。

- () 所得が、合衆国における取引または事業に実質的に関連する場合。
- () 個人保有者の場合、売却に対する課税対象年度において合計183日以上合衆国に滞在しており、当該個人が合衆国に「課税地（tax home）」を有しているか、またはかかる所得が合衆国で個人が有する事務所その他固定した営業所に帰する場合。

相続税：相続税協定および米国連邦相続税法に基づき、売出社債が合衆国内に所在する財産とみなされる場合（上記「(E) 日本において売り出された社債に関し非米国人保有者について考慮される合衆国連邦税に関する一定の事項」の(e)項に記載されているとおりです。）、当該売出社債は、故人または故人の遺産の受益者が米国人または米国居住者であるか否かにかかわらず、合衆国連邦相続税が適用されます。原則として、かかる税金は、18パーセントから40パーセントの間で累進課税されます。ただし、相続税協定に基づき、売出社債に関し生じる合衆国相続税の一部について、減額を受けることが可能となっています。

所得税または相続税に関する協定により合衆国税の軽減を受けるためには、その利益の請求についての決められた手続を遵守する必要があり、場合によっては、売出社債への日本の投資者が、合衆国内税法および当該協定に基づき、日本の実質保有者として適格であることについて、合衆国の課税当局に対して十分に立証する必要があります。

(2) 日本における課税上の取扱い

日本居住者である個人または法人に上記「(1) 本国における課税上の取扱い」に述べた米国の税が課されこれを支払った場合、当該個人または法人は、日本の所得税、法人税および相続税に関する諸法令に定める限度で、かつ当該法令に従うことを条件として、日本で支払うべき税から控除することができます。「第一部 企業情報、第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要、2 日本における実質株主の権利行使に関する手続等、(4) 本邦における配当等に関する課税上の取扱い」をご参照ください。

4 【法律意見】

(1) アメリカ合衆国ニューヨーク州法に関する当社のキャピタル・マーケットおよびコーポレート・リポーティング担当ゼネラル・カウンセルであるジミー・ヤン氏より下記の趣旨の法律意見書（税務事項を除きます。）が提出されています。

(a) 当社はデラウェア法に準拠して適法に設立され、有効に存続している会社です。

(b) 同氏が認識し、かつ、信じる限りにおいて、本有価証券報告書「第一部 企業情報、第1 本国における法制等の概要、1 会社制度等の概要」に記載されているアメリカ合衆国連邦法およびデラウェア州法に関する記述内容は、すべての重要な点において真実かつ正確であると認めます。

(2) 当社のアメリカ合衆国税務顧問であるクリアリー・ゴットリーブ・スティーン&ハミルトン法律事務所より合衆国連邦所得税法の範囲において下記の趣旨の税務意見書が提出されています。

本書の「第一部 企業情報、第1 本国における法制等の概要、3 課税上の取扱い、(1) 本国における課税上の取扱い」に記載されている合衆国の課税制度に関する記述内容は、当該事項についての適正な概要を述べるものです。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

下記連結財務情報は、2020年2月21日にSECに提出されたフォーム10-Kによる年次報告書から抜粋したものです。

シティグループ・インクおよび連結子会社

(単位：百万ドル(百万円)、
1株当たりの金額を除きま
す。)

	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
純利息収益	\$ 47,347	\$ 46,562	\$ 45,061	\$ 45,476	\$ 47,093
	(¥ 5,093,827)	(¥ 5,009,373)	(¥ 4,847,888)	(¥ 4,892,535)	(¥ 5,066,500)
利息以外の収益	26,939	26,292	27,383	25,321	30,184
	(2,898,232)	(2,828,625)	(2,946,000)	(2,724,160)	(3,247,346)
支払利息控除後収益	\$ 74,286	\$ 72,854	\$ 72,444	\$ 70,797	\$ 77,277
	(¥ 7,992,059)	(¥ 7,837,998)	(¥ 7,793,888)	(¥ 7,616,695)	(¥ 8,313,846)
営業費用	42,002	41,841	42,232	42,338	44,538
	(4,518,785)	(4,501,464)	(4,543,530)	(4,554,934)	(4,791,621)
貸倒引当金繰入額ならびに給付 および請求に対する引当	8,383	7,568	7,451	6,982	7,913
	(901,885)	(814,203)	(801,616)	(751,158)	(851,320)
法人税等控除前の 継続事業からの利益	\$ 23,901	\$ 23,445	\$ 22,761	\$ 21,477	\$ 24,826
	(¥ 2,571,389)	(¥ 2,522,330)	(¥ 2,448,742)	(¥ 2,310,603)	(¥ 2,670,905)
法人税等 ⁽¹⁾	4,430	5,357	29,388	6,444	7,440
	(476,602)	(576,333)	(3,161,708)	(693,278)	(800,432)
継続事業からの利益(損失)	\$ 19,471	\$ 18,088	\$ (6,627)	\$ 15,033	\$ 17,386
	(¥ 2,094,788)	(¥ 1,945,997)	(¥ (712,966))	(¥ 1,617,325)	(¥ 1,870,473)
法人税等控除後の 非継続事業からの利益 (損失)	(4)	(8)	(111)	(58)	(54)
	((430))	((861))	((11,942))	((6,240))	((5,810))
非支配持分控除前当期利益 (損失)	\$ 19,467	\$ 18,080	\$ (6,738)	\$ 14,975	\$ 17,332
	(¥ 2,094,357)	(¥ 1,945,137)	(¥ (724,908))	(¥ 1,611,085)	(¥ 1,864,663)
非支配持分に帰属する当期利益	66	35	60	63	90
	(7,101)	(3,765)	(6,455)	(6,778)	(9,683)
シティグループ当期利益 (損失)⁽¹⁾	\$ 19,401	\$ 18,045	\$ (6,798)	\$ 14,912	\$ 17,242
	(¥ 2,087,257)	(¥ 1,941,371)	(¥ (731,363))	(¥ 1,604,308)	(¥ 1,854,981)
1株当たり利益					
基本					
継続事業からの利益(損失)	\$ 8.08	\$ 6.69	\$ (2.94)	\$ 4.74	\$ 5.43
	(¥ 869)	(¥ 720)	(¥ (316))	(¥ 510)	(¥ 584)
当期利益(損失)	8.08	6.69	(2.98)	4.72	5.41
	(869)	(720)	((321))	(508)	(582)
希薄化後					
継続事業からの利益(損失)	\$ 8.04	\$ 6.69	\$ (2.94)	\$ 4.74	\$ 5.42
	(¥ 865)	(¥ 720)	(¥ (316))	(¥ 510)	(¥ 583)
当期利益(損失)	8.04	6.68	(2.98)	4.72	5.40
	(865)	(719)	((321))	(508)	(581)
普通株式1株当たり配当宣 言額	1.92	1.54	0.96	0.42	0.16
	(207)	(166)	(103)	(45)	(17)
普通株式配当	\$ 4,403	\$ 3,865	\$ 2,595	\$ 1,214	\$ 484
	(¥ 473,697)	(¥ 415,816)	(¥ 279,183)	(¥ 130,608)	(¥ 52,071)
優先株式配当	1,109	1,174	1,213	1,077	769
	(119,312)	(126,305)	(130,501)	(115,869)	(82,733)
普通株式買戻し	17,875	14,545	14,538	9,451	5,452
	(1,923,082)	(1,564,824)	(1,564,071)	(1,016,786)	(586,553)

シティグループ・インクおよび連結子会社

(単位：百万ドル(百万円)、1株当たりの金額、比率および常勤従業員を除きます。)

	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
12月31日現在：					
資産合計	\$ 1,951,158 (¥ 209,915,333)	\$ 1,917,383 (¥ 206,281,650)	\$ 1,842,465 (¥ 198,221,597)	\$ 1,792,077 (¥ 192,800,604)	\$ 1,731,210 (¥ 186,252,228)
預金合計	1,070,590 (115,179,425)	1,013,170 (109,001,894)	959,822 (103,262,450)	929,406 (99,990,145)	907,887 (97,675,023)
長期債務	248,760 (26,762,845)	231,999 (24,959,612)	236,709 (25,466,338)	206,178 (22,181,660)	201,275 (21,654,171)
シティグループ普通株主持分 ⁽¹⁾	175,262 (18,855,562)	177,760 (19,124,310)	181,487 (19,525,279)	205,867 (22,148,201)	205,139 (22,069,879)
シティグループ株主持分合計 ⁽¹⁾	193,242 (20,789,941)	196,220 (21,110,329)	200,740 (21,596,613)	225,120 (24,219,535)	221,857 (23,868,485)
平均資産	1,978,805 (212,889,736)	1,920,242 (206,589,236)	1,875,438 (201,768,997)	1,808,728 (194,592,002)	1,823,875 (196,221,592)
常勤従業員 (単位：千人)	200	204	209	219	231
実績指標					
平均資産利益率	0.98%	0.94%	(0.36)%	0.82%	0.95%
平均普通株主持分利益率 ⁽¹⁾⁽²⁾	10.3	9.4	(3.9)	6.6	8.1
平均株主持分合計利益率 ⁽¹⁾⁽²⁾	9.9	9.1	(3.0)	6.5	7.9
有形普通株式利益率 (RoTCE) ⁽¹⁾⁽³⁾	12.1	11.0	8.1	7.6	9.3
費用比率 (営業費用合計/収益合計)	56.5	57.4	58.3	59.8	57.6
バーゼル 比率⁽¹⁾⁽⁴⁾					
普通株式等Tier 1資本 ⁽⁵⁾	11.81%	11.86%	12.36%	12.57%	12.07%
Tier 1資本 ⁽⁵⁾	13.36	13.46	14.06	14.24	13.49
資本合計 ⁽⁵⁾	15.97	16.18	16.30	16.24	15.30
補完的レバレッジ比率	6.21	6.41	6.68	7.22	7.08
資産					
シティグループ					
普通株主持分比率 ⁽¹⁾	8.98%	9.27%	9.85%	11.49%	11.85%
資産					
シティグループ					
株主持分合計比率 ⁽¹⁾	9.90	10.23	10.90	12.56	12.82
配当性向 ⁽⁶⁾	23.9	23.1	NM	8.9	3.0
総還元性向 ⁽⁷⁾	121.8	109.1	NM	77.1	36.0
普通株式1株当たり	\$ 82.90	\$ 75.05	\$ 70.62	\$ 74.26	\$ 69.46
純資産額 ⁽¹⁾	(¥ 8,919)	(¥ 8,074)	(¥ 7,598)	(¥ 7,989)	(¥ 7,473)
1株当たり有形	70.39	63.79	60.16	64.57	60.61
純資産額 (TBV) ⁽¹⁾⁽³⁾	(7,573)	(6,863)	(6,472)	(6,947)	(6,521)

- (1) 2017年度には減税および雇用法（以下「税制改革」といいます。）の成立に伴う一度限りの影響が含まれます。2019年度および2018年度には税制改革後の税率構造が反映されています。詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」-「重要な会計方針および重要な見積り」-「法人税等」をご参照ください。2017年度の有形普通株式株主資本利益率（RoTCE）からは、税制改革による一度限りの影響が除外されています。
- (2) 平均普通株主持分利益率は、優先株式配当を控除した当期利益を平均普通株主持分で除したものをを用いて計算されません。平均シティグループ株主持分合計利益率は、平均シティグループ株主持分で除した当期利益を用いて計算されません。
- (3) 有形普通株式株主資本利益率（RoTCE）および有形純資産額（TBV）の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」-「資本の源泉」-「有形普通株式株主資本、1株当たり純資産額、1株当たり有形純資産額および株主持分利益率」をご参照ください。
- (4) 2017年度および過年度におけるシティのリスクベースの自己資本比率およびレバレッジ比率は、非GAAP財務指標です。当該非GAAP財務指標は、2018年1月1日の効力発生日より前の規制資本の調整および控除の完全実施基準を反映しています。
- (5) シティが報告すべき2019年12月31日、2018年12月31日および2017年12月31日現在の普通株式等Tier 1資本比率およびTier 1資本比率は、パーゼル 標準的アプローチに基づき算出された低い方の数値であったのに対し、報告すべき資本合計比率は、パーゼル 先進的アプローチの枠組みに基づき算出された低い方の数値でした。表示されているすべての過年度については、シティの普通株式等Tier 1資本比率、Tier 1資本比率および資本合計比率は、パーゼル 先進的アプローチの枠組みに基づき算出された低い方の数値でした。
- (6) 希薄化後株式1株当たりの当期利益に占める普通株式1株当たり配当宣言額の割合。
- (7) 普通株式配当宣言額合計に普通株式の買戻し額を加えた合計額の普通株主帰属当期利益（優先株式配当控除後の当期利益）に占める割合。構成要素の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の「(4) 連結株主持分変動計算書」および連結財務諸表注記10をご参照ください。

NM：有意ではありません。

2 【沿革】

シティグループは「対等者の合併」により1998年10月8日に、シティコープがトラベラーズ・グループ・インクの全額出資子会社に吸収合併されることにより発足しました。当該子会社はその商号をシティコープへ、トラベラーズ・グループ・インクはその商号をシティグループ・インクへ変更しました。以下は、現在のシティグループ・インクたる法人の沿革です。

シティグループの前身であるコマーシャル・クレジット・カンパニー（現在のシティファイナンシャル・クレジット・カンパニー）は、コントロール・データ・コーポレーションの全額出資子会社であり、1986年11月に新規株式公開を行いました。同社は1988年5月、持株会社へと組織変更を行い、その株主は新たに設立された持株会社であるコマーシャル・クレジット・グループ・インク（現在のシティグループ・インク）の株主となり、コマーシャル・クレジット・カンパニーはコマーシャル・クレジット・グループ・インクの間接的な全額出資子会社となりました。1999年8月4日、コマーシャル・クレジット・カンパニーは、シティコープの間接的な全額出資子会社となり、1999年9月7日には商号をシティファイナンシャル・クレジット・カンパニーに変更しました。

1988年12月、コマーシャル・クレジット・グループ・インクはニュー・ジャージー州法人であるプライメリカ・コーポレーション（以下「旧プライメリカ」といいます。）をコマーシャル・クレジット・グループ・インクの全額出資子会社に吸収合併させることにより買収しました。かかる合併の際に、コマーシャル・クレジット・グループ・インクはその商号をプライメリカ・コーポレーションに変更しました。旧プライメリカは、スミス・バーニー、ハリス・アップハム・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド（現在のシティグループ・グローバル・マーケッツ・インク）を含む各種金融サービス等を有していました。

1992年12月、プライメリカ・コーポレーションはコネチカット州ハートフォードに本店を有する総合保険会社であるザ・トラベラーズ・コーポレーションの発行済株式の約27パーセントを取得しました。プライメリカ・コーポレーションは1993年12月、ザ・トラベラーズ・コーポレーションの同社への吸収合併を通じてザ・トラベラーズ・コーポレーションの残りの株式73パーセントを取得し、商号をザ・トラベラーズ・インクに変更しました。

1993年7月、プライメリカ・コーポレーションはスミス・バーニーを介してシェアソン・リーマン・ブラザーズ・ホールディング・インクの国内証券・資産運用部門をすべて買収しました。

1995年4月、ザ・トラベラーズ・インクは商号をトラベラーズ・グループ・インクへと変更しました。トラベラーズ・グループ・インクは1996年4月、子会社であるトラベラーズ・プロパティー・カジュアルティー・コープを通じてエトナ・ライフ・アンド・カジュアルティー・カンパニーの国内損害保険子会社を買収しました。

1997年11月、トラベラーズ・グループはソロモン・インクを買収し、スミス・バーニー・ホールディングスをソロモンと合併させソロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクを設立しました。1999年7月1日、ソロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクはニューヨーク州の法人であるSSBHI マージャー・カンパニー（以下「マージャー・カンパニー」といいます。）と合併し、組織形態を変更しました。マージャー・カンパニーは合併後も存続し、その商号をソロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクに変更しました。2003年4月7日、ソロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクは、その商号をシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インクに変更しました。

2000年11月30日、シティグループはアソシエイツ・ファースト・キャピタル・コーポレーション（以下「アソシエイツ」といいます。）の買収を完了しました。買収は、シティグループの子会社をアソシエイツに吸収合併させることで実現されました（アソシエイツが存続会社となります。）。その結果、アソシエイツ普通株式1株に対しシティグループ普通株式0.7334株が付与されることとなりました（53,450万株）。買収により、アソシエイツはシティコープの全額出資子会社となりました。

2001年7月17日、シティコープは、16億ドルおよびヨーロッパ・アメリカン銀行（EAB、ニューヨーク州法銀行）の優先株式350百万ドル分の引受けを対価として、同社の買収を完了しました。

2001年8月6日、シティコープは、約125億ドルおよびシティグループ株を対価として、メキシコの大手金融機関グルボ・フィナンシエロ・バナメックス・アクシヴァル（以下「バナメックス」といいます。）の発行済普通株式の99.86パーセントの取得を完了しました。2001年9月24日、バナメックスによる株式買入れによって、シティコープは同社の発行済普通株式の全株の株主となりました。バナメックスおよびシティコープのメキシコにおけるバンキング業務は統合され、「バナメックス」のブランド名で事業を実施しています。

2002年11月6日、シティグループ・インクは、ゴールデン・ステート・バンコープの買収を完了し、同社はシティグループの子会社に吸収合併されました。

2004年1月9日、シティグループは、ワシントン・ミューチュアル・ファイナンス・コーポレーション（以下「WMF」といいます。）を12.5億ドルで買収しました。WMFは、ワシントン・ミューチュアル・インクの消費者金融子会社でした。WMFは、販売金融や保険の販売に加え、個人に対する割賦ローンおよび不動産担保ローンを提供しています。買収には、主として合衆国南東部および南西部の25州に所在するWMFの409の事業所を含んでいません。

2004年4月30日、シティグループは、1株当たり現金15,500ウォンで韓美銀行（以下「韓美」といいます。）の全発行済株式を取得する公開買付けを完了しました。シティグループは、韓美の発行済株式の合計99.8パーセントを総額3.14兆ウォン（27億ドル）で取得しました。買収時の韓美は、韓国の大手商業銀行であり、国内に223支店を有し、2004年6月30日現在の総資産は370億ドルでした。2004年度第4四半期、韓美はシティバンクの韓国支店と合併し、シティバンク・コリア・インクとなりました。

2005年3月31日、シティグループは、テキサス州にあるファースト・アメリカン・バンクの買収を完了しました。この取引に伴い、シティグループは、取引完了時において、テキサス州に、106支店、資産42億ドル、および新規顧客約120,000名を獲得しました。

2005年7月1日、当社は、シティグループのトラベラーズ・ライフ・アンド・アニユイティおよびシティグループの米国外保険事業の大部分の、メットライフ・インク（以下「メットライフ」といいます。）への売却を完了しました。売却した事業は、シティグループが生命保険および年金事業を営む上で重要な媒体でした。シティグループはメットライフの株式10億ドル分と現金108億ドルを受領しました。この取引にはトラベラーズ・ライフ・アンド・アニユイティの米国事業と米国外事業（シティグループのメキシコにおける生命保険事業を除きます。）が含まれています。米国外事業には、英国、ベルギー、オーストラリア、ブラジル、アルゼンチンおよびポーランドの全額出資保険会社、日本および香港の合併会社、ならびに中国の事務所が含まれます。取引にはシティグループのアルゼンチン年金事業も含まれます。

2005年8月1日、シティグループは、中間的な銀行持株会社2社であるシティグループ・ホールディングス・カンパニーおよびシティコープを吸収合併しました。

2005年12月1日、当社は、レグメイソン・インク（以下「レグメイソン」といいます。）の証券ブローカー・ディーラー事業、レグメイソンの普通・優先株式22.98億ドル（取引完了日に評価）および現金500百万ドルと引換えに、アセットマネジメント部門の大部分をレグメイソンへ売却することを完了しました。この取引には、シティグループのメキシコにおける資産運用事業、ラテンアメリカにおけるリタイアメント・サービス業務およびシティストリートの合併会社の持分は、含まれていません。同時に、シティグループは、レグメイソンの資本市場部門をスタイフェル・ファイナンシャル・コープに売却しました。かかる取引の完了により、シティグループは、レグメイソンの124支店のファイナンシャル・アドバイザー1,226名を、グローバル・ウェルス・マネジメント部門に迎え入れました。

2006年11月、シティグループは、メキシコの大手長距離通信サービス・プロバイダーであるアバンテルへの投資をアクステルに売却しました。アバンテルへの投資は、当初、2001年のバナメックス買収の一環としてシティグループが取得したのですが、その後、2005年に持分を追加取得したことで増加しました。

2006年12月17日、シティグループが主導するコンソーシアムは、中国の広東開発銀行（以下「GDB」といいます。）の株式の85.6パーセントを取得しました。シティグループの持分は、GDBの20パーセントでした。

2007年3月1日、当社は、富裕層に対する助言を提供する英国の企業であり、運用資産が109億ドルを上回るクイルターをモルガン・スタンレーから買収しました。

2007年3月1日、シティグループは、ラサール・バンク・コーポレーションとエイビーエヌ・アムロ・バンク・エヌ・ヴィーの子会社であるエイビーエヌ・アムロ・モーゲージ・グループ（以下「AAMG」といいます。）を買収しました。AAMGは、プライム住宅ローンの国内オリジネーターおよびサービサーです。この買収の一環として、シティグループは30億ドルの抵当貸付サービシング権を含む約120億ドルの資産を購入し、結果としてサービシング顧客が約150万名増加しました。

2007年3月5日、シティグループは、中央アメリカで最大のクレジットカード発行会社であるグルポ・フィナンシエロ・ウーノ（以下「GFU」といいます。）およびその関係会社を買収しました。22億ドルの資産を有するGFUの買収により、シティグループのラテンアメリカにおける個人向けフランチャイズは強化され、同地域のクレジットカード事業が強化され、消費者金融およびリテール・バンキング分野の地域における成長の基盤が確立されました。当時、GFUは、100万名を上回る個人顧客を有し、75の支店ならびに100ヶ所を超える小規模支店および販売所からなる販売網を運営していました。

2007年5月1日、シティグループは、英国の大手オンライン金融サービス・プロバイダーのひとつであるエッグ・バンキング・ピーエルシー（以下「エッグ」といいます。）を、プルデンシャル・ピーエルシーから約13.9億ドルで買収する取引を完了しました。エッグはオンラインペイメント、口座統合サービス、クレジットカード、パーソナルローン、貯蓄預金、抵当貸付、保険、投資等の様々な金融商品・サービスを提供しています。

2007年5月9日、日興コーディアルは、シティグループが61パーセントを保有する子会社となりました。シティグループは、その後2007年中に、日興コーディアルの持分の保有割合を約68パーセントまで増加させました。2008年1月29日、シティグループは、未所有であった日興コーディアルの残りの株式を、シティグループの普通株式1億7,500万株（交換条件に基づき約44億ドルで発行）との交換により取得する取引を完了しました。2008年1月29日、日興コーディアルは、シティとの株式交換後、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社の全額出資子会社となりました。

2007年5月11日、シティグループは、グルポ・クスカトランの子会社を15.1億ドル（現金755百万ドルとシティグループ普通株式1,420万株）を対価としてコルポラシオン・ユービーシー・インテルナシオナル・エス・エーから買収する取引を完了しました。当時、グルポ・クスカトランは総資産54億ドル、貸出総額35億ドル、また預金総額34億ドルを有する中央アメリカの大手金融グループのひとつでした。

2007年7月2日、当社は、オールド・レーン・パートナーズ・エル・ピーおよびオールド・レーン・パートナーズ・ジーピー・エルエルシー（以下「オールド・レーン」といいます。）の買収を完了しました。オールド・レーンはグローバル・マルチストラテジー・ヘッジファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドの運営者であり、運用総資産およびプライベート・エクイティ・コミットメント、約45億ドルを有していました。

2007年7月19日、シティグループとキニエンコは、戦略的パートナーシップを確立するための正式契約を締結しました。これにより、シティグループのチリにおける事業とバンコ・デ・チリの現地の銀行業務の事業基盤が統合され、当時チリの銀行業界においておよそ20パーセントの市場シェアを有していた銀行・金融サービス機関が創設されました。本取引は2008年1月1日付で完了しました。

2007年8月1日、当社は、バイシス・グループ・インク（以下「バイシス」といいます。）を現金14.7億ドルで買収する取引を完了しました。これに加えて、バイシスの株主は、バイシスからの特別配当の形式で同時に18.2百万ドルを受領しました。シティグループは、バイシスの退職・保険サービス部門をジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシーの関係会社に売却し、その結果、シティグループが負担した当該取引の正味費用は約800百万ドルとなりました。シティグループは、バイシスのファンドサービスおよびオルタナティブ・インベストメントサービスの両事業（ヘッジファンド、ミューチュアルファンド、およびプライベート・エクイティ・ファンド向けの管理サービスを提供しています。）を保有しています。

2007年10月3日、シティグループは、電子マーケットメイクおよび自己勘定トレーディング大手のオートメテッド・トレーディング・デスク（以下「ATD」といいます。）を、約680百万ドル（現金102.6百万ドルおよびシティグループ株式約1,117万株）で買収する取引を完了しました。ATDがシティグループのグローバル・エクイティ事業の一部門として営業することにより、シティグループの機関投資家や証券ブローカー・ディーラー、リテール等の多様な顧客基盤に証券ブローカー・ディーラー顧客のネットワークが加わりました。

2007年10月29日、シティグループは、同年11月5日付で当社株式を東京証券取引所に上場することを同取引所に承認されました。

2007年12月1日、シティグループは、約427百万ドルを対価とする台湾のバンク・オブ・オーバーシーズ・チャイニーズ（以下「BOOC」といいます。）の買収を完了しました。当時、BOOCは、100万を超える顧客に対し、台湾国内の55支店を通じて、法人向け金融や個人向け、ウェルス・マネジメント向けの幅広い商品・サービスを提供していました。

2008年、シティグループは、シティグループ・グローバル・サービスズ・リミテッド（以下「CGSL」といいます。）の持分のすべてを約515百万ドルの全額現金対価でタタ・コンサルタンシー・サービスズ・リミテッドに売却しました。CGSLはシティグループ専属のビジネス・プロセス・アウトソーシング・サービス・プロバイダーで、銀行および証券業務部門の中でのみ業務を行っていました。

2008年7月1日、シティグループとステート・ストリート・コーポレーションは、給付関連のサービス事業を行うシティストリートを、900百万ドルの全額現金取引にてINGグループに売却しました。当該取引は2008年7月1日に完了しました。

2008年7月31日、シティグループは、北米における設備ファイナンス部門であるシティキャピタルの実質的にすべてをGEキャピタルに売却しました。

2008年12月5日、シティグループは、ドイツのリテール・バンキング事業を、現金52億ユーロを対価としてクレディ・ミュチュエルに売却しました。

2008年12月23日、シティグループは、シティグループ専属のインドを拠点とするテクノロジー・インフラストラクチャー支援およびアプリケーション開発サービス・プロバイダーであるシティ・テクノロジー・サービスズ・リミテッドに対するシティグループの持分のすべてを約127百万ドルの全額現金対価で売却することでウィプロ・リミテッドと合意したと発表しました。当該取引は2009年1月20日に完了しました。

2009年1月13日、シティとモルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレーのグローバル・ウェルス・マネジメント・グループと、スミス・バーニー、クイルターおよびオーストラリアの個人顧客ネットワークとを統合する合併会社の設立を発表しました。シティは取引完了時に同合併会社の49パーセント持分およびおよそ27億ドルの現金を受け取るのと引換えに、これらの事業の100パーセントをモルガン・スタンレーに売却しました。この取引は2009年6月1日に完了しました。2012年9月17日、シティは、モルガン・スタンレーが2012年6月1日に購入オプションを行使したモルガン・スタンレー・スミス・バーニー合併会社(以下「MSSB」といいます。)の14パーセントの持分(以下「14パーセント持分」といいます。)をモルガン・スタンレーに売却しました。モルガン・スタンレーは、14パーセント持分の買取価格として現金18.9億ドルをシティに支払いました。またモルガン・スタンレーは、規制当局の承認が得られることを条件として、シティが保有するMSSBの持分の残り35パーセントを2015年6月1日までに47.25億ドルの買取価格で購入することに同意しました。

2009年5月1日、シティグループは、主に日興コーディアル証券株式会社により運営されている日本国内の証券業務を株式会社三井住友銀行に、シティにとっての現金価値にて取引総額約79億ドルで売却することで最終合意に至りました。日興シティグループ証券株式会社、日興アセットマネジメント株式会社、および日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社に対するシティの持分は、本取引に含まれていませんでした。本取引は、2009年10月1日に完了しました。

2009年10月1日、シティグループは、当社が保有する日興アセットマネジメント株式会社の全株式持分の住友信託銀行株式会社への売却、および日興シティ信託銀行株式会社の野村信託銀行株式会社への売却を完了しました。

2009年10月9日、シティグループは、フィプロ・エルエルシーの持分100パーセントを当該事業の純資産価値にほぼ相当する売却価格でオクシデンタル・ペトロリアム社に売却すると発表しました。当該取引は2009年度第4四半期に完了しました。

2010年3月31日、シティグループは、320.4百万ドルのプライメリカ・インクの新規株式公開を発表しました。当該募集において、約2,140万株のプライメリカ普通株式が1株当たり15ドルで売却されました。当該公募直後においてシティグループが保有するプライメリカ普通株式の持分は、約40パーセントでした。

2011年11月11日、ソニー・コーポレーション・オブ・アメリカ(マイケル・ジャクソン遺産管理財団と共同)、ムバダラ開発公社、ジンウェル・キャピタル・リミテッド、ブラックストーン・グループのGS0キャピタル・パートナーズ・エルピーおよびデヴィッド・ゲフィン氏からなる出資グループ(以下「出資グループ」といいます。)は、出資グループが総額22億ドルでシティグループの全額出資子会社からEMIミュージック・パブリッシングを買収する最終契約を締結したことを発表しました。

2011年12月28日、シティは標準的な前提条件の充足および規制当局の承認を条件として、ベルギーの個人向けフランチャイズであるシティバンク・ベルギー・エスエーをクレディ・ミュチュエル・ノール・ヨーロッパに売却する最終契約を締結したことを発表しました。当該取引は2012年度第2四半期に完了しました。

2014年12月25日、シティは、日本のリテールバンク事業を株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）に売却することで最終合意に至りました。本合意により、シティバンク銀行株式会社のリテールバンク事業に係る国内全支店、全ATM、ならびに日本のシティの社員約1,600名を含む全業務が、三井住友銀行の信託銀行子会社に譲渡されました。また、売却にはシティバンク銀行のリテールバンク事業に係る約74万口座および約2.5兆円（210億米ドル相当。為替レート 1 USD = 118.15円）の円・外貨預金が含まれ（いずれも2014年11月30日時点）、2015年度第4四半期に完了しました。

2015年3月3日、シティグループは、ワンメイン・フィナンシャル・ホールディングス・インクを42.5億ドルでスプリングリーフ・ホールディングスに売却する最終契約を締結したことを発表しました。当該取引は、2015年度第4四半期に完了しました。

2015年8月18日、シティグループは、ヘッジファンド・サービスおよびプライベート・エクイティ・ファンド・サービスから構成されるオルタナティブ・インベスター・サービス事業をSS&Cテクノロジーズ・ホールディングス・インクに売却する最終契約を締結したことを発表しました。当該取引は、2016年度第1四半期に完了しました。

2016年6月29日、シティグループは、法人向けプリペイドカード・サービスをワイヤーカード・エイジーに売却する最終契約を締結したことを発表しました。プリペイドカード・サービス事業は、その従業員約120名を含め、クロージングをもってワイヤーカードに譲渡されました。

2016年7月20日、シティグループは、東京証券取引所における普通株式につき、上場廃止の申請を行うことを発表しました。上場廃止は同年8月29日（日本時間）に完了しました。

2016年10月8日、シティグループは、規制当局の承認を条件として、ブラジルにおける個人向け銀行業務をイタウ・ユニバンクに売却する最終契約を締結したことを発表しました。本売却は、ブラジルにおけるシティグループの資産約28億ドルが対象となり、クレジットカード、パーソナルローンおよび預金口座ならびにシティ・ブラジルのリテール・ブローカー業務が含まれます。

2016年10月9日、シティグループは、規制当局の承認を条件として、アルゼンチンにおける個人向け銀行業務をサンタンデル・リオ銀行に売却する最終契約を締結したことを発表しました。本売却は、アルゼンチンにおけるシティグループの資産約14億米ドルが対象となり、クレジットカード、パーソナルローンおよびシティ・アルゼンチンのリテール・ブローカー業務ならびに預金口座が含まれます。

2016年11月17日、シティグループは、シティファイナンシャル・カナダ・インクをジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシーおよびその関係会社ならびにバルデ・パートナーズが率いる投資家グループに売却する最終契約を締結しました。

2017年1月30日、シティグループは、ローン組成への注力を強化するため、2018年度末までに抵当貸付サービス事業から事実上撤退し、米国における抵当貸付業務の事業再編を早期に進めることで合意したことを発表しました。この戦略的行動は、シティモーゲージの事業の簡素化、費用の削減および資本利益率の向上を意図したものです。

2017年5月30日、シティグループは、債券分析・指数事業を、ロンドン証券取引所グループ（London Stock Exchange Group（LSEG））に685百万ドル（ただし、一般的な価格調整に服します。）で売却することで合意したことを発表しました。売却には、シティの債券分析プラットフォームであるイールドブック（The Yield Book）およびシティ世界国債インデックス（World Government Bond Index（WGBI））を含むシティ債券インデックス（Citi Fixed Income Indices）が含まれました。

2017年11月28日、ブラック・ロックおよびシティグループ・インクの子会社であるシティバナメックスは、規制当局の承認および案件完了にかかる諸条件を経て、ブラック・ロックがシティバナメックスの資産運用事業を買収することで最終合意したことを発表しました。

2019年6月3日、シティグループは、メキシコの国家銀行証券委員会（Mexican Banking and Securities Commission）により、2019年7月10日の取引日の終了時点においてシティグループ・インクの普通株式のメキシコ証券登録簿からの登録解除およびメキシコ証券取引所からの上場廃止が認められたことを発表しました。かかる登録解除は、メキシコ証券取引所が管理する国際相場システムへの当該普通株式のクロスリストを条件としており、クロスリストは2019年7月11日から開始されました。

日本における活動

(1) シティバンク、エヌ・エイとその子会社

- 1812年 シティ・バンク・オブ・ニューヨーク設立。
- 1865年 シティ・バンク・オブ・ニューヨークがザ・ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨークに改称。
- 1902年 横浜支店が開店。
- 1923年 東京支店が開店。
- 1955年 ザ・ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨークがザ・ファースト・ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨークに改称。
- 1962年 ザ・ファースト・ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨークがファースト・ナショナル・シティ・バンクに名称を短縮。
- 1968年 銀行持株会社であるザ・ファースト・ナショナル・シティ・コーポレーションが設立され、ファースト・ナショナル・シティ・バンクの単独株主となる。
- 1974年 ザ・ファースト・ナショナル・シティ・コーポレーションがシティコープに改称。
- 1976年 ファースト・ナショナル・シティ・バンクがシティバンク、エヌ・エイに改称。
- 1986年 シティトラスト・アンド・バンキング・コーポレーション（シティトラスト）を設立。
- 1998年 シティコープとトラベラーズ・グループ・インクが合併してシティグループとなる。
- 2007年 2007年7月1日、シティバンク、エヌ・エイが行っていた銀行業務を引き継ぎ、日本における現地法人銀行（子会社）であるシティバンク銀行株式会社が業務を開始。
- 2012年 シティグループが設立200周年、日本において110周年を迎える。
- 2017年 シティバンク銀行株式会社のすべての銀行業務のシティバンク、エヌ・エイ東京支店への移管を完了し、2017年4月1日付で同支店における業務を開始。

(2) シティグループ証券株式会社およびシティグループ・ジャパン・ホールディングス合同会社

- 1972年 スミス・バーニー東京駐在員事務所を開設。
- 1977年 ソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッドを香港に設立。
- 1980年 ソロモン・ブラザーズ・アジア・インターナショナル東京駐在員事務所を開設。
スミス・バーニー東京駐在員事務所がスミス・バーニー証券会社東京支店に改称。
- 1982年 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社東京支店開設の認可を取得。
同東京支店での営業を開始し、同時に香港での業務をすべて東京へ移管。
- 1987年 大阪証券取引所遠隔地会員資格を取得。
- 1988年 東京証券取引所正会員としての取引を開始。
大阪証券取引所遠隔地会員として先物取引を開始。
- 1989年 日本国債の引受シンジケート団の常任幹事となる。
大阪証券取引所遠隔地会員としてオプション取引を開始。
東京金融先物取引所清算会員として取引を開始。
名古屋証券取引所特別参加者として取引を開始。
- 1991年 大阪証券取引所正会員として大阪支店での業務を開始。
- 1997年 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社東京支店（英領ケイマン諸島法人）として業務を開始。
- 1998年 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社はスミス・バーニー証券会社東京支店の営業のすべてを譲受け、ソロモン・スミス・バーニー証券会社に社名変更。
- 1999年 日興証券株式会社のホールセール部門、リサーチ部門、インベストメント・バンキング部門の営業を譲受け、社名を日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社に変更。
名古屋支店の営業を開始。
名古屋証券取引所正会員としての取引を開始。
- 2003年 日興シティグループ証券株式会社に商号を変更。
- 2005年 2005年12月13日、シティグループと日興コーディアルは、シティグループが日興コーディアルの持分を約11.2パーセントから4.9パーセントに引き下げることに合意。シティグループが日興コーディアルの持分を引き下げたことに関連して、日興コーディアルとシティグループは、合併会社である日興シティグループ証券株式会社にそれぞれ約175百万ドルを追加出資。
- 2008年 株式交換の結果、日興コーディアルは、シティグループの全額出資子会社となる。
2008年5月1日、日興コーディアルは、シティグループの直接の完全子会社であるシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社と合併し、存続会社は、日興シティホールディングス株式会社に商号を変更。

- 2009年 日興シティホールディングス株式会社による、日興コーディアル証券株式会社の株式会社三井住友銀行への売却を完了。
日興シティホールディングス株式会社がシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社に社名変更。
日興シティグループ証券株式会社がシティグループ証券株式会社に社名変更。
- 2015年 シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社がシティグループ・ジャパン・ホールディングス合同会社に組織変更。

3 【事業の内容】

(1) シティグループの目的

当社の目的は、デラウェア法に基づき従事することができる一切の合法的な活動を行うことです。

(2) 事業の内容

シティグループの歴史は、1812年のシティバンク・オブ・ニューヨーク設立まで遡ります。

シティグループは、個人、法人、政府および団体を対象として、個人向け銀行業務やカードビジネス、法人・投資銀行業務、証券業務、トレード・アンド・セキュリティーズ・サービス、ウェルス・マネジメントの分野において、幅広い、未だ着目されていない金融商品およびサービスを提供する、グローバルな総合金融持株会社です。シティは、世界160以上の国と地域に、約2億の顧客口座を有しています。

シティの常勤従業員は、2018年12月31日時点で約204,000名であったのに対し、2019年12月31日時点では約200,000名でした。

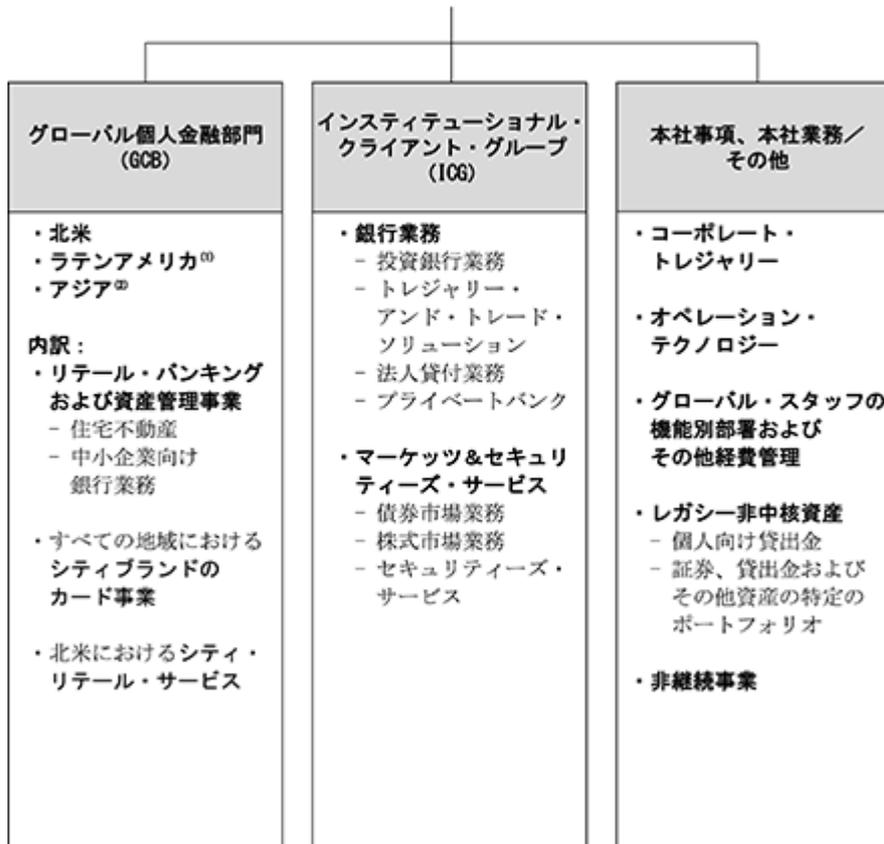
2019年12月31日現在、シティグループは、業務報告上、2つの主要な事業セグメントであるグローバル個人金融部門（GCB）およびインスティテューショナル・クライアント・グループ（ICG）を通じて経営されており、また、それ以外の残りの業務は、本社事項、本社業務/その他において報告されています。事業部門ならびにそれらの事業部門によって提供される商品およびサービスの詳細については、下記「シティグループのセグメント（事業部門）」、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」-「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記3をご参照ください。

シティグループに関するさらなる情報は、シティのウェブサイト（www.citigroup.com）において入手することができます。シティグループの最近のフォーム10-Kによる年次報告書、フォーム10-Qによる四半期報告書および議決権代理行使参考書類、ならびにその他のSECへの提出書類は、シティのウェブサイトの「投資家（Investors）」をクリックし、「SEC提出書類（SEC Filings）」から「シティグループ・インク（Citigroup Inc.）」を選択することにより無料で入手することができます。SECのウェブサイト（www.sec.gov）にも、シティに関するフォーム8-Kによる最新の報告書およびその他の情報が掲載されています。

過去の期間の財務諸表及び開示には、当期の表示と一致させるために、一定の事業の組織再編を含む一定の組替えが行われています。最近行われた組替えの詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記3をご参照ください。

上記のとおり、シティグループは、グローバル個人金融部門およびインスティテューショナル・クライアント・グループの2つの事業セグメントに沿って管理されており、それ以外の残りの業務は、本社事項、本社業務/その他において管理されています。

シティグループのセグメント (事業部門)



以下は、シティグループが事業を営んでいる4地域です。地域別業績は、上記のセグメント別の業績にすべて反映されています。



- (1) ラテンアメリカGCBは、シティのメキシコにおける個人向け銀行業務で構成されます。
- (2) 表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国におけるGCBの事業活動の業績が含まれています。
- (3) 北米は米国、カナダおよびプエルトリコを、ラテンアメリカはメキシコを、アジアは日本を含みます。
- (注)2019年度第4四半期現在、北米、ラテンアメリカおよびアジアにおけるGCBの一部として過年度に報告されたシティのコマーシャル・バンキング業務は、期末貸出金約280億ドルおよび期末預金約370億ドルを含め、表示されているすべての期間について、ICGで報告されています。

4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

当社に親会社はありません。

(2) 主要な子会社⁽¹⁾

(2019年12月31日現在)

名称	シティバンク、エヌ・エイ	シティグループ・グローバル・マーケット・ホールディングス・インク
所在地	ニューヨーク州 ニューヨーク	ニューヨーク州 ニューヨーク
設立準拠地	米国	ニューヨーク州
資本金 (百万ドル)	\$751 (株主持分：\$150,122)	なし (株主持分：\$32,759)
関係会社の議決権に対する提出会社の保有割合(%)	100% (間接保有)	100% (直接保有)
業務内容	銀行	持株会社 - 証券
連結財務諸表の総売上高に占める売上高の割合(%)	80%	15%
最近5事業年度における有価証券報告書または有価証券届出書の提出の有無	なし	なし

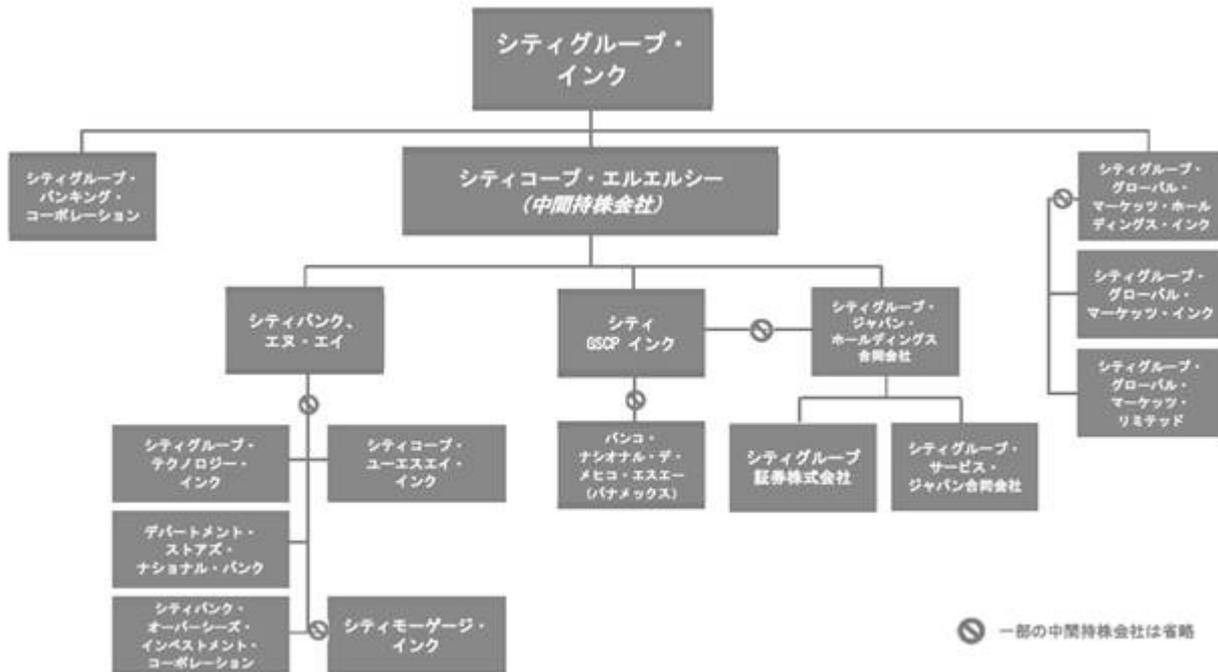
(注1) シティグループはすべての子会社に関して資本金額等の詳細な情報を公表してはいません。

(注2) 以下はシティグループの組織図です。

シティグループの組織図

主要な子会社

(2019年12月31日現在)



5 【従業員の状況】

2019年12月31日現在、シティの常勤従業員は約200,000名でした。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

「第一部 企業情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」および「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載されています。

2 【事業等のリスク】

2019年度末現在において、当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況は存在せず、当社が認識している当社の経営に重要な影響を及ぼすその他の事象は、以下に記載されているものを除き、存在しません。なお、2020年度第1四半期に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的大流行による影響に関する議論および関連する追加のリスクについては、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、3 その他」 - 「(1) 決算日後の状況」 - 「新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の発生」をご参照ください。

リスク要因

別段の記載がある場合を除き、以下の検討は、経営陣が、2019年度末現在において、シティの事業、経営成績および財政状態に影響を及ぼし得る最も重要なリスクおよび不確定要素と考えている事項を説明するものです。この他のリスクおよび不確定要素（2019年度末現在においてシティまたは経営陣が把握していないものも含まれます。）も、シティの事業、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。したがって、以下の記載は、シティが直面し得るリスクおよび不確定要素のすべてを漏れなく検討したものであるとみなすべきではありません。

戦略上のリスク

シティが、自らの資本計画の取組みおよび目標と一致した普通株主への資本還元ができるかどうかは、実質上、包括的資本分析およびレビュー（CCAR）のプロセスおよび規制上のストレス・テストの結果次第です。

シティが、自らの資本計画の取組みおよび目標と一致した普通株主への資本還元ができるかどうかは、普通株式配当を通じて行うか、または株式買戻プログラムを通じて行うかにかかわらず、実質上は、とりわけ規制当局による認可次第です。かかる認可には、連邦準備制度理事会（FRB）が要求する包括的資本分析およびレビュー（以下「CCAR」といいます。）のプロセスを通じて与えられるものならびにドッド・フランク法に基づき要求される規制上のストレス・テストを通じて与えられるものが含まれます。資本還元ができるかどうかもまた、シティの経営成績、ならびに自らのレベルのリスク加重資産およびGSIBサーチャージ（下記「資本の源泉」に定義されています。）が有効に管理できているかどうか次第です。連邦準備制度理事会によるシティの自己資本の十分性についての査定は、連邦準備制度理事会の独自のストレス・テスト・モデルを用いて実施されるため、シティがCCARのプロセスの結果を正確に予測し、解釈し、それを関係者（ステークホルダー）に説明し、その上で市場および投資家の認識に対処できるかどうかは、限定的となる可能性があります。さらに、シティを含むすべてのCCAR企業は、引き続き、自らの資本計画の慣行（ガバナンス、リスク管理および内部統制を含みますが、これらに限定されません。）に対する厳格な評価の対象となります。2019年度におけるシティの普通株主に対する資本還元ならびにCCARのプロセス、規制上のストレス・テストの要件およびGSIBサーチャージの詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 - 「資本の源泉」 - 「概要」および「現行の規制資本基準」 - 「資本計画のストレス・テスト構成要素」ならびに下記のリスク管理に関するリスク要因をご参照ください。

連邦準備制度理事会は、主要な自己資本の十分性の慣行を今後も進化させるつもりであり、また、提出された資本計画を会社間で比較審査した上で、毎年決定する可能性が高いと述べています。同様に、連邦準備制度理事会は、年次ストレス・テストの要件を徐々に進化させることを目標に定めていますが、そのため、ストレス・テスト・シナリオの厳格さ、シティのバランスシートに対する連邦準備制度理事会によるモデル化および連邦準備制度理事会が重要であるとみなす構成要素の追加を含め、年次ストレス・テストにおける複数のパラメーターの変更を引き続き行う可能性があるとして述べています。

シティは、2020年度の規制上のストレス・テスト・サイクルから、現在予想信用損失（以下「CECL」といいます。）モデルを自らのストレス・テスト手法、データおよび開示に組み入れることが義務付けられます。連邦準備制度理事会は、2020年度および2021年度の規制上のストレス・テスト・サイクルの規制上のストレス・テストにおいて、貸倒引当金算定については現行の枠組みを維持し、この枠組みに対する将来の適切な強化は、CECLモデル実施のためのベスト・プラクティスが展開されるに従って審査する予定であることを述べています。CECLモデルを継続的に組み入れることや連邦準備制度理事会のストレス・テスト手法に対してその他に規制上の変更があった場合のシティの自己資本の十分性に対する影響は、依然として不透明です。CECLモデルに関する詳細（CECLモデルの適用による規制資本に対する「初日の（Day One）」不利な影響に関連する移行規定を含みます。）については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 - 「資本の源泉」 - 「現行の規制資本基準」 - 「規制資本の取扱い - 現在予想信用損失（CECL）モデルの実施および推移」ならびに「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。

また、2018年、連邦準備制度理事会は、CCARにおける定量的評価の結果を、米国のバーゼルに関する規則に基づく会社の現在の最低自己資本要件とさらに密接に統一させることを提案しました。ストレス・テスト体制に対する変更案には、とりわけ、会社固有の「ストレス資本バッファ」(以下「SCB」といいます。)の導入があります。これは、2.5パーセントを最低要件として、非常に不利なシナリオに基づくCCAR測定期間9四半期におけるその会社の普通株式等Tier 1 資本比率の最大低下率に相当します。連邦準備制度理事会は、シティに現在適用されている標準的アプローチに基づく資本比率についての規制資本要件を、資本保全バッファからSCBに置き換えることを提案しました。SCBは、連邦準備制度理事会が固有のデータを使用し、各会社についての結果をモデル化することによって算定されます。したがって、ある会社のSCBが規制上のストレス・テストの結果に基づいて毎年変わることもあり得るため、SCBの算定は毎年変動する可能性があります。SCBの算定を含め、連邦準備制度理事会の提案の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 - 「資本の源泉」 - 「規制資本基準の展開」をご参照ください。

連邦準備制度理事会のストレス・テストおよびCCAR体制に対するこれらの変更の範囲およびかかる変更によるシティへの最終的な影響については様々な不確定要素が存在しますが、これらの変更により、シティに求められる、またはシティが選択する資本の保有基準（シティによる予想管理バッファとしての基準も含まれます。）が引き上げられ、その結果、シティが株主に資本還元できる範囲に影響が及ぶ可能性があります。

マクロ経済、地政学上およびその他の世界における課題および不確定要素は、シティの事業および経営成績に悪影響をもたらす可能性があります。

シティはこれまで、マクロ経済、地政学上およびその地の課題、不確定要素および変動性により、事業および経営成績に悪影響を受けてきましたが、今後も受ける可能性があります。例えば、他国からの報復措置を招くこととなった貿易政策の変更を含め、長引くまたは広範囲に広がった貿易緊張は、国家間の貿易フローをさらに縮小または変換させる結果となり得、事業、業界および経済成長率に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、世界の複数の大規模経済の悪化や下降は、世界的な金融および経済の連鎖により、世界経済または他の国の経済に重大な影響を与える可能性があります。不確定分野は、とりわけ地政学的緊張や紛争、天災、パンデミック（感染症等の世界的大流行）および選挙の結果等、増加しています。例えば、2020年1月には、中国で最初に表面化した新型コロナウイルスは他の諸国に拡大したことが報じられ、アジアおよびグローバル経済、貿易、個人および法人顧客に与える影響を含め、様々な不確定要素をもたらすことになりました。

政府が取るまたは取り得る財政および金融措置は、金利政策の変更および中央銀行が自己のバランスシートの規模を変更するために実施するバランスシート正常化プログラムを含め、金利、経済成長率、世界の金融市場の変動性、為替相場および国家間の資本の流れに重大な影響を及ぼす可能性があります。例えば、2019年、連邦準備制度理事会は、米国経済をさらに刺激するために、米国指標金利を3回引き下げました。シティの貸出金の金利は、通常、米国指標金利を含む指標金利またはそれに対するスプレッドに基づいて設定されるため、指標金利が低下すれば低下する可能性が高いです。対照的に、シティが預金者に支払う金利はすでに低いため、さらに大幅に低くなる可能性は低いです。その結果、貸出金の金利は低下しても、預金金利はほとんど変更しないことから、シティの純利息収益が圧縮される可能性があります。シティは他の銀行と同様、通常、短期金利に基づいて預金金利を支払い、通常、長期金利に基づいて貸出金で利益を得ているため、金利曲線が平坦化（例えば、短期金利と長期金利のスプレッドの縮小）すると、シティの純利息収益にも悪影響が及ぶ可能性があります。シティの金利リスクの詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」 - 「市場リスク」 - 「非トレーディング・ポートフォリオの市場リスク」 - 「リスクにさらされた純利息収益」をご参照ください。

2020年1月31日付で英国が欧州連合（以下「EU」といいます。）から正式に撤退したにもかかわらず、英国とEUとの将来の関係について依然として多くの不確定要素が存在しています。例えば、英国の撤退条件は、将来の貿易関係を含め、英国とEUとの間で交渉が続いています。今のところ予定されている2020年12月31日の移行期間終了より前に当事者が条件について合意できるかどうかは、依然として不透明です。離脱条件が間に合うように合意に至らない場合、俗にいう「合意なき」または「ハードな」離脱シナリオになる可能性があります。合意なき離脱シナリオでは、英国とEUが相互の金融サービスのライセンスに関するパスポート権を失い、代わりとなる同等な制度または移行期間がないまま英国はEUと第三国として取引しなければなりません。合意なき離脱シナリオでは、英国とEU諸国との物品およびサービスの移動が著しく阻害され、金融市場や英国およびEU経済に悪影響を与える可能性があります。シティの事業および経営は、これらによって、さらにその他の要因（顧客、カウンターパーティーおよび金融市場のインフラの準備ができていようかどうかやそれらの反応等）によって、影響を受ける可能性があります。英国のEU離脱に対処するためのシティの行動についての情報は、下記「グローバル・リスクの管理」 - 「戦略上のリスク」 - 「英国のEU離脱」をご参照ください。さらに、一部のEU諸国の経済および財政状況は依然として脆弱であり、英国およびヨーロッパでは、英国のEU離脱がもたらす影響を巡って懸念事項や不確定要素が依然として存在しています。

上記を含めた世界におけるマクロ経済、地政学上およびその他の課題、不確定要素および変動性は、シティの与信費用、マーケット&セキュリティーズ・サービスおよびその他の事業における収益、ならびにその他包括利益累計額（ひいてはシティの純資産額および有形純資産額）を含め、シティの事業、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼしましたが、引き続き悪影響を及ぼす可能性があります。

シティ、その経営陣および各事業部門は、米国および世界において現在進展中の規制上および立法上の不確定要素および変更を、引き続き見直し、分析し、これらに対して上手く適応しなければなりません。

過去数年間、多くの分野で、シティおよびその事業に影響を及ぼす最終的な規則および法律が採択されたにもかかわらず、シティ、その経営陣および各事業部門は、引き続き、米国および世界規模の両方において現在進展中の規制上および立法上の不確定要素および変更と直面しています。シティが直面している、現在進展中の規制上および立法上の不確定要素および変更の分野は、すべて列挙するには数が多すぎますが、その例を以下に記載します（これらに限定されるわけではありません。）。（ ）米国連邦政府その他に起因する金融・通貨・規制その他に対する潜在的な変更、（ ）シティに適用される規制資本の枠組みの様々な側面に対する潜在的な変更（上記の資本還元に関するリスク要因および「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 - 「資本の源泉」 - 「規制資本基準の展開」をご参照ください。）、ならびに（ ）英国のEU離脱によりもたらされる条件およびその他の不確定要素（上記のマクロ経済の課題および不確定要素に関するリスク要因をご参照ください。）。「規制上」という場合、シティでは、正式な規則とシティの規制当局による各々の監督上の役割における検討や予想の両方を含めています。

現在進展中の規制上および立法上の不確定要素および変更によっては、シティおよびその経営陣による長期的な事業計画、バランスシート計画および予算計画が困難になったり、それらの変更を余儀なくされたりします。例えば、米国その他の世界の規制機関は、一定の規制上の要件に対して様々な変更を実施しており、かつ引き続き検討しているため、シティの経営陣は、シティ自身、シティの事業および事業計画に対するそれらの影響について継続的に評価しなければなりません。事業計画は、予想される規則もしくは規則案またはその結果に基づいて行う必要がありますが、それらは最終化された段階で、もしくは実施の段階で、または世界各国に数多くある規制機関による解釈のための指針により、大幅に変わる可能性があります。また、かかる指針が変更になる可能性があります。

さらに、米国と国際的な規制上および立法上の取組みが必ずしも調整された上で実施または施行されるとは限らないため、範囲、解釈、時期、構造または方法に関して相違がある領域が生じており、かつそれが引き続いており、その結果、単一の法域内での場合を含めて要件に不整合性または矛盾さえ生じています。例えば、2019年5月、欧州委員会は、自己資本要求指令（CRD V）の一部として、シティを含む、EU域外に本店を有する大手銀行グループに対し、EU域内中間持株会社の設立を義務付ける新たな要件を導入しました。かかる中間持株会社を通じて、当該外国銀行はEU内に設立された2法人以上の機関（銀行、ブローカー・ディーラーおよび類似の金融会社を幅広く意味します。）を擁します。この要件は、既存の米国による非米国銀行機関に対する米国中間持株会社設立要件と、いくつかの点で類似しますが、EU持株会社要件の実施は、シティの破綻時清算計画の立案、資本および流動性配分、ならびに様々な法域における効率性をさらに複雑にしかねません。規制上および立法上の変更により、シティのコンプライアンスに係るリスクおよび費用も著しく増大しています（下記「コンプライアンス・リスク」の規制上の変更の実施および解釈に関するリスク要因をご参照ください。）。

シティの継続的な投資および効率性への取組みが、予想または期待したほど成功しない場合があります。

シティは、顧客との関係を深め、収益を増やし、費用を減らすため、引き続き自己の規模を活用し、投資を漸増させていきます。例えば、シティは、デジタル・プラットフォームおよびモバイルやクラウド・ベースのソリューションを含め、事業基盤全体にわたるデジタル機能を向上させるための投資ならびにリスク管理およびコントロールへの投資を引き続き行います。シティはまた、グローバル個人金融部門（以下「GCB」といいます。）における米国カードおよびウェルス・マネジメント事業ならびにインスティテューショナル・クライアント・グループ（以下「ICG」といいます。）におけるトレジャリー・アンド・トレード・ソリューション、セキュリティーズ・サービスおよびその他の事業等、リターンが高い事業に投資しています。シティはまた、以前公表した、シティバナメックスに対する10億ドルを超える投資を引き続き行っています。さらに、シティは、自らのテクノロジーおよびデジタルへの様々な取組み、組織の簡素化ならびに立地戦略を通じて効率性の向上を追求してきましたが、これはシティの投資漸増の取組みへの自己資金の確保および成長に伴う費用の相殺をねらいとしています。

シティの投資および効率性への取組みは、とりわけ株主還元を含む、経営および財務上の目標を達成するためのシティの全体戦略の一環として実施されています。これらの取組みまたはその他シティが追求する取組みが、シティが期待しているほど利益や効果を生む保証はなく、または全く生まない可能性があります。シティの投資および効率性への取組みは、シティの事業戦略および市場環境が変化するに従い進化し続ける可能性があります。それによって取組みにかかる費用が高くなったり、実施の難易度が高くなる可能性もあり、また、その有効性が制限されることもあり得ます。さらに、シティが予想投資利益率および経費節減を達成できるかどうかは、一部においては、とりわけマクロ経済状況、顧客および競合他社の行動ならびに現在も進められている規制上の変更等、シティのコントロールの及ばない要因に左右されます。

ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）またはその他の金利指標からの移行または廃止予定に関わる不確定要素により、シティを含む市場参加者に不利な結果をもたらす可能性があります。

ロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」といいます。）は、世界中で金融商品および市場全般にわたって、「指標」あるいは「参照金利」として広く利用されています。英国の金融行為規制機構（以下「FCA」といいます。）は、LIBORを将来も維持できるか疑問を提起し、その結果、FCAは、LIBORを維持するのは2021年までとすることにパネル行の任意の支持を得たため、LIBORは、早ければ2022年1月1日から停止される予定です。また、金融安定理事会による指針に従って、他の規制当局は、他の指標金利を改正するか、または代替参照金利と置き換えることを示唆しました。従って、LIBORまたはその他の指標金利からの移行およびその廃止は、金融市場およびシティを含む金融機関に対して様々不確定要素、リスクおよび課題をもたらします。これらには、とりわけ、LIBORまたはその他の適用可能な指標金利を参照する金融商品および契約の価格決定、流動性および価値ならびにかかる商品および契約からのリターンおよびそれらのための市場が含まれます。

シティは、LIBORを参照する多くの有価証券または商品（とりわけデリバティブ、法人向け貸出金、商業貸出金、抵当貸付、クレジットカード、証券化商品およびその他の有価証券）を発行、取引、保有またはその他の形で利用しています。LIBORからの移行および廃止は、シティに対し、重大なオペレーショナル・リスク、法的リスク、風評リスク、コンプライアンス・リスクまたは金融リスクおよびその他のリスクをもたらします。例えば、現存する変動金利の金融商品および契約で、LIBORを参照し、満期が2021年より後に到来するものは、LIBORの移行により、その契約上の仕組みについて様々な課題が生じます。それらの商品および契約のうち一定のものは、代替となる指標金利を規定していないため、LIBORの停止後、何が将来の指標金利となるか不確かになっています。金融商品および契約が代替となる指標金利への移行を規定していたとしても、新しい指標金利はそれまでの金利とは大幅に異なる可能性があります。その結果、シティは、かかる契約および商品における契約上の不確定要素または金利差に積極的に対処する必要に迫られる可能性があります。それは往々にして時間および費用の両方がかかります。さらに、LIBORからの移行およびその廃止は、LIBORを参照する既発行の証券および契約の所有者を巻き込みながら（その基礎となる書類一式に代替の指標金利が規定されているか否かにかかわらず）、訴訟等の紛争を引き起こす可能性があります。シティはまた、事業の管理および顧客の支援の両方のために、代替指標金利に移行するための重大な内部システムおよびインフラを開発する必要にも迫られることになります。

シティのLIBOR移行リスク管理についての詳細は、下記「グローバル・リスクの管理」 - 「戦略上のリスク」
- 「LIBOR移行リスク」をご参照ください。

シティが繰延税金資産（DTA）を活用し、シティの規制資本に対する繰延税金資産によるマイナスの影響を軽減できるかどうかは、米国課税所得を生み出すことができるかどうかにより左右されます。

2019年12月31日現在、シティの正味繰延税金資産は約231億ドル（評価性引当金65億ドル控除後）であり、そのうち107億ドルは、米国のバーゼルに関する規則に基づき、シティの普通株式等Tier 1 資本から除外されています（詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 - 「資本の源泉」 - 「現行の規制資本基準」 - 「シティグループの資本の構成要素」をご参照ください。）。2019年12月31日現在の正味繰延税金資産のうち、63億ドルは外国税額控除（FTC）の繰越（評価性引当金控除後）に関するものでした。外国税額控除の繰越可能期間は10年で、シティの繰延税金資産の中では最も時間的制約が大きい要素です。2019年12月31日現在の外国税額控除の繰越分は、2020年度から2029年度の間失効します。シティは、外国税額控除の繰越分を利用する前に、その期の税務申告により可能となる外国税額控除を利用しなければなりません。

外国税額控除を含む繰延税金資産の実現の会計上の取扱いは複雑で、繰延税金資産が発生する法域における将来の課税所得に関する重大な判断および見積りならびに可能なタックスプランニング戦略が必要となります。シティが繰延税金資産を活用できるかどうかは、主としてシティが当該税金繰越期間において米国内課税所得を生み出すことができるかどうかによります。外国税額控除の活用はどの年度においても概してその年度の米国外源泉課税所得の21パーセントを限度としますが、シティは、過去に被った全米国内損失（ODL）によって、米国内源泉所得を米国外源泉所得に再分類することを認められます。正味繰延税金資産の一部も実現できない場合、それに相当するマイナスの影響がシティの当期利益および経済的な成果に及ぶこととなります。

シティは、税源浸食防止税（BEAT）を課税されることはないと予想しています。税源浸食防止税が将来の年度においてシティに適用された場合、シティの当期利益と規制資本の両方に重大な悪影響を及ぼすこととなります。

外国税額控除を含むシティの繰延税金資産の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 - 「重要な会計方針および重要な見積り」 - 「法人税等」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1および9をご参照ください。

シティに適用される複雑な税法についてのシティの解釈または適用が、管轄政府機関のものとは異なる可能性があります。その場合には、追加の税、罰金または利息の支払が課せられる可能性があります。

シティは、米国およびその州や地方自治体、ならびにシティが事業を展開する多くの米国外の法域において、所得ベースおよび所得以外をベースとする様々な税法に服しています。これらの税法は本質的に複雑なものであり、シティは、減税および雇用法（以下「税制改革」といいます。）を含め、これらの税法がシティ内の事業体、経営および事業に対してどう適用されるか判断および解釈をしなければなりません。税制改革、源泉徴収税、印紙税、サービス税およびその他所得以外をベースとする税に関するものを含め、シティの税法の解釈および適用が、管轄政府機関のものとは異なる可能性があります。その場合には、追加の税、罰金または利息の支払が課せられ、その金額が場合によっては相当なものになる可能性があります。

シティは、新興市場においてプレゼンスを確立しているため、様々なリスクにさらされており、またコンプライアンスおよび規制に係るリスクおよび費用の増加に直面しています。

2019年度において、新興市場からの収益は、シティの収益合計の約37パーセントを占めていました（シティは、概して、ラテンアメリカ、アジア（日本、オーストラリアおよびニュージーランドを除きます。）、中東欧、中東およびアフリカを新興市場と定義しています。）。シティは、自らのターゲット顧客戦略を引き続き追求しますが、シティが新興市場においてプレゼンスを確立しているため、様々なリスクにさらされています。かかるリスクには、米国外投資のヘッジ制限、外国為替のボラティリティ、不安定な国家情勢、選挙結果、規制上の変更および政治的な事象、為替管理、海外投資の制限、社会政治上の不安定性（ハイパーインフレーション等）、不正行為、国有化またはライセンスの喪失、事業制限、制裁または資産凍結、潜在的な刑事責任、支店または子会社の閉鎖および資産押収等があります。例えば、シティが事業を行っている何ヶ国かでは、アルゼンチンを含め、現地通貨の米ドルへの交換や国外への送金を制限する厳しい為替管理が現在行われている、または過去において行われたことがあります。

さらに、シティが事業を行っている新興市場における経済情勢が一定レベルを下回って悪化した場合、米国規制当局はシティに対し、貸倒引当金またはその他の引当金要件を強制的に課す可能性があります。それによりシティの与信費用が増加し、利益が減少する可能性があります（新興市場に関するリスクの詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」 - 「戦略上のリスク」 - 「カントリー・リスク」 - 「アルゼンチン」をご参照ください。）。また、アジア、中東およびラテンアメリカを含む一部の地域および国において、政治的な混乱および不安定な状態が生じ、それにより経営陣の時間および注意ならびに他のリソース（一定の新興市場に対する経済制裁の影響およびその影響を受ける国におけるシティの事業および経営成績への影響の監視等）を要しましたが、引き続き要する可能性があります。

シティが新興市場においてプレゼンスを有していることも、コンプライアンスおよび規制に係るリスクおよび費用が増加している要因となっています。例えば、顧客のためのクロスボーダー取引支援を含む、新興市場におけるシティの業務によって、主として世界規模の企業活動の様々な側面に焦点が当てられた米国の規制（マネー・ロンダリング防止規制および米国海外腐敗行為防止法等）においてシティが抱えるコンプライアンス・リスクは拡大しています。これらのリスクは、発展度の低い市場ほど深刻になり得るため、コンプライアンスに係るインフラに対する多額の投資が必要になり、または一定のシティの事業が縮小することになる可能性があります。適用ある米国の規制、および世界規模の事業展開の結果、事業を展開する国または市場の規制をシティが遵守しない場合には、罰金、ペナルティー、差止命令またはその他類似の制限が課せられる可能性があり、そのうちの多くはシティの経営成績やシティに対する評価に悪影響を及ぼす可能性があります（下記の規制上の変更の実施および解釈ならびに下記「コンプライアンス・リスク」の法的小および規制上の手続に関するリスク要因をご参照ください。）。

シティの提携ブランドや自社のクレジットカードとの関係が、破産または清算等によって悪化したり、関係が維持できなくなる場合には、シティの経営成績または財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

シティは、シティブランドのカードやシティ・リテール・サービスのクレジットカード事業を通じて、世界各国の様々な小売店や業者と提携ブランドや自社カードの加盟店関係を結んでおり、その関係に基づき、シティは、通常の事業活動において、小売店や業者の顧客にクレジットカードを発行しています。シティの提携ブランドや自社カードに関する契約は、当事者間で共有する経済的側面を定めていますが、通常、一定の契約期間を定めています。この関係のうちシアーズを含む上位5社からの収益の合計は、2019年度のシティの収益の約11パーセントを占めました。かかる関係は、とりわけ、全般的な経済環境等、小売店や業者の売上や収益の減少もしくはその他の経営困難、シティ側もしくは小売店もしくは業者側による不履行による契約の終了、またはその他破産、清算、事業再編成、統合その他類似の事由等の要因によって悪影響を受ける可能性があります。

過去何年にもわたり、多くの米國小売業者において売上の減少が続いており、小売業者は経費削減および再編を試みっていますが、その結果、相当数の店舗が閉店し、多くの場合、破産する結果となっています。例えば、シアーズは2019年に倒産状態から脱却したにもかかわらず、引き続き店舗を閉鎖し、売上は減少しています（シティ・リテール・サービスの提携ブランドおよび自社のクレジットカード商品とシアーズとの関係に関する詳細は、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 - 「グローバル個人金融部門 - 北米」をご参照ください。）。さらに、広く報道されているように、シティを含むカード発行会社間がかかる関係を求めた競争は熾烈であり、近年は、同じ条件でかかる関係を維持することがますます困難になっており、同じ条件では全く維持できないこともあります。

これらの事由のいずれかが生じたとしても、シティはそれらを軽減する様々な措置（小売店や業者の交代または他のカード商品の提供等）を講じることができますが、これらの事由、とりわけ破産または清算は、収益の損失、費用の増加、与信費用の増加、取得したクレジットカード関係および契約に関連する無形財産の減損またはその他の損失の結果によるものを含め、シティブランドのカード、シティ・リテール・サービスまたはシティ全体の経営成績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります（シティのクレジットカードに関する無形財産全般については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記16をご参照ください。）。

シティが、自らの破綻時清算計画の提出において、連邦準備制度理事会（FRB）および連邦預金保険公社（FDIC）によって特定されていた弱点もしくは不備またはそれらの機関が提供するガイダンスに対処できなかった場合、シティは、より厳しい自己資本、レバレッジもしくは流動性要件、または成長、活動もしくは事業に対する制限が課せられる可能性があり、ひいては資産や事業の売却を迫られる可能性があります。

ドッド・フランク法第1編は、シティに対し、シティグループ（銀行持株会社）およびその重要な法人に将来重大な財政難または財政の破綻が生じた場合に備えて、米国破産法に基づく秩序だった破綻時清算に関する計画を、年に1度作成の上、連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社に提出することを義務付けています。2019年12月17日、連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社は、シティを含む8行の米国GSIBが2019年7月1日に提出した破綻時清算計画に対し、フィードバックを行いました。連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社は、シティの破綻時清算計画において、ガバナンス構造について弱点を1点特定しましたが、不備はありませんでした。シティの破綻時清算計画の提出に関する詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」 - 「流動性リスク」をご参照ください。

同法第1編上、連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社が共同で、シティの破綻時清算計画には「信用性」がない（「信用性」という用語は定義されていませんが、同計画に「信用性」がないとは、規制当局が、同計画は実行可能でない、または同計画ではシティを、深刻なシステミック・リスクを引き起こすことなくシステム上重要な機能を保護する形で破綻時清算させることができない、と考える状態を意味する、と一般的には考えられています。）、または米国破産法に基づく秩序だった破綻時清算を円滑に行えないと判断し、シティが指摘された不備を是正した破綻時清算計画を再提出できなかった場合は、シティには、より厳しい自己資本、レバレッジもしくは流動性要件、または成長、活動もしくは事業に対する制限が課せられる可能性があります。もし何らかの要件または制限が課せられてから2年以内に、シティが指摘された不備を是正しなかった場合、シティは、最終的に一定の資産または事業の売却を要求される可能性もあります。かかる制限または措置は、シティへの評価、市場および投資家の認識、業務ならびに戦略に悪影響を及ぼす可能性があります。

シティが、非常に優秀な従業員の獲得のために有効に競争できない場合には、シティの業績およびその個別事業の業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

シティの業績および個々の事業の業績は、多様かつ有能な従業員の才能および努力に大きく依存しています。特に、シティが引き続き事業において競争力を有するか、事業を効率的に管理することができるか、また世界戦略を引き続き実行することができるかは、新規の従業員を集め、既存の従業員を確保し、そのやる気を引き出すことができるかにかかっています。シティが非常に優秀な従業員を集め、確保することができない場合には、シティの業績（その競争優位性を含みます。）、全社的な戦略実施の成功、および経営成績に悪影響が及ぶ可能性があります。

シティが従業員を集め、確保できるかは、多くの要因に左右されますが、その要因にはシティのコントロールの及ばないものもあります。例えば、銀行業界は概して、他の業界と比べると、役員・従業員報酬に関して、インセンティブ報酬に関する繰延要件およびクローバック（報酬返還）制度要件等、広範囲な規制が課されます。シティは、人材獲得市場において、人材獲得を巡って、インセンティブ報酬の体系に関してそのような広範囲な要件が課されない法人（とりわけ、テクノロジー企業等）としばしば競争になります。シティが従業員を集め、確保できるかどうかに影響を及ぼすその他の要因としては、シティの企業文化、当社の経営陣およびリーダーシップ、ならびに個々の事業、問題となる特定の市場または地域におけるシティのプレゼンスおよびシティが提供する職業的機会があります。

金融サービス会社等および新たな技術がシティに突きつける競争力はますます激化しています。

シティは、従来型の銀行、オンラインバンク、金融テクノロジー企業等の、金融および非金融サービス会社の両方を含め、競争がますます激化する環境で事業を行っています。これらの会社とは、とりわけ、提供する商品およびサービスの規模、質および種類、価格、技術ならびに評価において競争しています。新たな技術は、金融サービス業界において競争を激化させ、分裂を加速させる潜在性があります。

シティは、米国および世界において金融サービス会社と競争していますが、かかる会社は引き続き新しい商品および製品を開発し、発表しています。さらに、最近では、ファイナンス・テクノロジー企業といった非金融サービス会社が、従来はシティのような金融機関が提供していたサービスを提供し始めました。このような会社は、法人および個人の借入、貯蓄および投資能力を高めるためにテクノロジーやモバイル・プラットフォームの活用を試みています。シティがこのような会社やその他の会社と有効に競争できない限り、シティは競争上不利な立場に置かれる可能性があり、そのことによって顧客およびマーケット・シェアを失うことにもなり得、シティの事業、経営成績および財政状態が損なわれる可能性があります。シティの競争相手に関する詳細については、上記の提携ブランドおよび自社カードに関するリスク要因ならびにシティの2019年度のフォーム10-Kによる年次報告書の「監督、規制およびその他 競争（Supervision, Regulation and Other Competition）」をご参照ください。

オペレーショナル・リスク

シティの業務システム障害は、シティの評価、顧客、事業または経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

シティの業務の大部分は、機密データその他の情報の安全な処理、保存および送信、ならびに大量の複雑な取引に対する分刻みのモニタリングに大きく依存しています。例えば、GCBならびにICGにおけるトレジャリー・アンド・トレード・ソリューションおよびセキュリティーズ・サービスの事業を通じて、シティは、個人、法人および政府の顧客に関する膨大な量の個人情報および顧客固有の情報を取得し保存しており、また膨大な顧客取引情報を正確に保存し、反映しなければなりません。

新しい技術が徐々に浸透し、金融取引を実施する際のインターネット、モバイル機器およびクラウド・テクノロジーの利用が拡大しているため、シティのような大規模かつ世界規模の金融機関は、これらの活動から生じる業務上（オペレーション）の混乱のリスクまたはサイバー事件もしくは情報セキュリティ事故によるリスクが拡大する状況に直面してきており、今後も同様に直面することになります（詳細は、下記のサイバーセキュリティに関するリスク要因をご参照ください。）。これらの事故は予測不能であり、従業員の人為的ミス、詐欺もしくは悪意、不慮の技術的な障害、停電もしくは通信障害、コンピュータ・サーバーの停止、またはシティの財産もしくは資産に対するその他類似の損害等、多くの要因から発生し得るものですが、その要因のすべてをシティがコントロールできるわけではありません。これらの問題は、シティの取引相手の第三者における障害、例えばインターネット、モバイル・テクノロジーおよびクラウド・サービスのプロバイダーまたはその他のベンダーが自らのシステムに適切なセーフガードを行い損ね、システム障害その他のサイバー攻撃を回避し損ねた場合も発生する可能性があります。

かかる事態は、シティのオンライン・バンキング・システムまたはモバイル・バンキング・プラットフォームが一時的に利用できなくなる等、シティの業務ならびに顧客および第三者の業務を停止または機能不全に陥らせる可能性があります。シティの事業が世界規模であること、およびシティが処理する取引が大量であることから、一定のミスまたは行為が、発見され矯正される前に、繰り返されまたはその状況が悪化する場合がありますが、その場合には、そのコストおよび影響がさらに増大する可能性があります。かかる事態はまた、経済的な損失ならびに機密情報およびその他の資産の不正流用、破損または喪失をももたらす可能性があります。そのことはシティの評価、顧客、事業または経営成績および財政状態に、おそらく重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

シティおよび第三者のコンピュータ・システムおよびネットワークは、絶えず進化する高度なサイバーセキュリティ活動の増大の影響を、これまでも、また今後も引き続き受けやすく、そのために顧客の機密情報の盗取、喪失、悪用、漏洩が生じたり、シティへの評価が損なわれたり、シティに追加費用が発生したり、規制当局による罰金、法的リスクおよび経済的な損失が生じる可能性があります。

シティのコンピュータ・システム、ソフトウェアおよびネットワークは、不正アクセス、データ（顧客の機密情報を含みます。）の喪失または破損、口座乗っ取り、サービス利用不能、コンピュータ・ウイルスまたはその他の悪質なコード、サイバー攻撃およびその他類似の事由等、日々発生するサイバー事件のリスクにさらされています。これらの脅威は、サイバー犯罪者、サイバーテロリスト、ハクティビスト、および国家主体を含む外部当事者ならびに悪意のあるサイバー活動に故意にまたは無意識に従事するまたはそれを可能とするインサイダーから発生する可能性があります。

シティと取引のある第三者ならびにシティの顧客が取引している小売業者およびその他の第三者が、サイバーセキュリティ・リスクの発生源になる場合もあり、とりわけ顧客の活動が、シティのセキュリティおよびコントロール・システムの範囲外にある場合にその可能性があります。例えば、シティは、顧客のクレジットカード取引の処理、顧客対応のウェブサイトへのコンテンツのアップロード、および新商品・新サービス用のソフトウェアの開発等、一定の業務を外部委託しています。この関係は、第三者によるシティのウェブサイトのホスティングやシティのウェブサイトへのアクセスによる顧客情報の保存や処理を許容するため、それによって脆弱もしくは悪意のあるコードが組み込まれたり、かかるコードを取り込んだりする可能性があります。その結果、シティの顧客に影響を及ぼすセキュリティ違反が発生する可能性があります。さらに、ここ数年のデリバティブ規制改革の結果等により、金融機関は、中央代行機関、取引所および清算機関とますます相互関連性が強まりつつあるため、シティが第三者を通じてサイバー攻撃にさらされるリスクが拡大しています。シティと第三者との契約の多くには補償規定が含まれていますが、第三者のサイバー事件によってシティが被り得る損失を相応に相殺する規定では、シティは十分に回復できないか、全く回復できない可能性があります。

シティは、過去数年間、外部からの故意によるサイバー事件にさらされました。かかるサイバー事件には、（ ）顧客に対するサービスの停止を試みたサービス停止攻撃、（ ）データ漏洩、それによる顧客の口座データに対する不正アクセス、および（ ）顧客のふりをしてシティのシステムに不正に侵入し顧客データを抜き取ることを可能にしようとした、顧客のシステムに対する悪意あるソフトウェアによる攻撃がありました。シティの監視および保護サービスは、シティのシステムを標的としたこれらの事故が重大なものとなる前に検出し対応することができましたが、限定的な損失が発生した場合もあり、また、今後の類似のサイバー事件の脅威を監視するための支出が増加しました。このようなサイバー事件が今後起こらないという保証はなく、その発生頻度や規模が拡大する可能性があります。

さらに、シティは、侵入検知・防御システムおよび重要な業務用アプリケーションを保護するためのファイアウォール等の手段で、システムおよびネットワークを実行、維持、監視し、定期的にバージョンアップするために相当の資源を投入していますが、これらの手段またはその他の手段により、完全なセキュリティが確保できる保証はありません。サイバー攻撃を引き起こすために用いられる方法は頻繁に変わり、起動するまであるいはもっと後まで認識されないこともあるため、これらの方法が明らかになるまで、シティは、有効な防止策を実施したり、積極的に対応したりすることができない場合があります。さらに、サイバー脅威の攻撃者は進化が速く、彼らが行うサイバー活動は頻繁かつ非常に巧妙であることを考えると、サイバー事件の重大性および潜在的な影響の判断は、事件が発見されるまで相当な期間、行われぬこともあり得ます。また、シティは、外部の委託業者のセキュリティ管理評価の実施および第三者のアクセス権を業務上の役割を果たすために必要最小限の権限に制限すること等、外部委託から生じるリスクを軽減する一定の措置を講じていますが、これらの措置によって外部サイバー攻撃またはデータ漏洩をすべて回避することはできません。

サイバー事件は、顧客の個人情報、機密情報または専有情報が暴露され、顧客および市場からシティの評価が損なわれ、顧客の不満が発生し、シティにシステムの修復、顧客の支払用のカードの交換、途上通信、または新たな人員の配置または保護技術の導入といった追加の費用が発生する可能性があります。サイバー事件の結果、規制当局による罰金、収益の損失、訴訟のリスク、シティおよび顧客の双方に対する（資金の喪失を含めた）財政上の損失、ならびにシティの業務システムへの障害も発生する可能性があります（業務活動（オペレーション）上の混乱の潜在的な影響の詳細は、上記の業務システムに関するリスク要因をご参照ください。）。さらに、サイバー事件のリスクが増大し続けている結果、法人のサイバーセキュリティ防御サービスに対する法律上および規制上の監視が強化されており、また、顧客の個人情報保護のさらなる強化のために法令および規制の追加が求められています。

シティは、相当額の自己負担による控除免責条項を含む保険約款の条項に服する、一定のサイバー・リスクを補償範囲とする保険を付していますが、すべての損失を補償するにはかかる付保では十分ではない場合があります。

シティのサイバーセキュリティ・リスク管理についての詳細は、下記「グローバル・リスクの管理」 - 「オペレーショナル・リスク」 - 「サイバーセキュリティ・リスク」をご参照ください。

シティの財務諸表における仮定、判断または見積りが変更したり不正確である場合、重大かつ予期せぬ損失または影響が将来的に発生する可能性があります。

米国GAAPはシティに対し、財務諸表を作成する際に、いくつもある事項の中でもとりわけ、貸倒引当金、訴訟、規制上および税務事項のエクスポージャーに関連する引当金の見積り、繰延税金資産の評価ならびに一定の資産および負債の公正価値等、一定の仮定、判断および見積りを用いることを要求しています。シティの財務諸表の基礎をなす仮定、判断もしくは見積りが正しくない、または実際にもしくは続いて生じた事象と異なる場合には、シティに予期しない損失もしくは悪影響が発生する可能性があります、そのうちの一部は重大なものになる可能性があります。例えば、シティには、その他包括利益（損失）累計額（以下「AOCI」といいます。）の構成要素である外貨換算調整額（以下「CTA」といいます。）に計上される米国外業務に係る損失が発生しています。米国外業務（シティのレガシー事業に関するもの等）が売却または実質的に清算された場合、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「GAAP」といいます。）に従って、AOCIの構成要素である米国外CTAのうち当該米国外業務に係る部分は、関連するヘッジおよび税を含め、シティの損益に組み替えられます。外貨換算およびシティのAOCIの構成要素である米国外CTAに関するシティの会計方針についての詳細は、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1および19をご参照ください。

さらに、財務会計・報告基準または解釈の変更は、財務会計基準審議会（FASB）または他の当局による公表または要求によるものかどうかにかかわらず、業務の課題をもたらし、さらにはシティがこれまで財務諸表の作成時に使用していた一定の仮定または見積りを変更する必要に迫られる可能性があります。その場合には、シティ全般または特定の事業の財政状態および経営成績の記録・報告方法に悪影響が及ぶ可能性があります（下記の財務会計・報告基準の変更に関するリスク要因をご参照ください。）。シティの財務諸表を作成する際に仮定および見積りが用いられる主要な分野の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 - 「重要な会計方針および重要な見積り」ならびに「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1および27をご参照ください。

財務会計・報告基準またはその解釈の変更は、シティによる財政状態および経営成績の記録・報告の方法に重大な影響を及ぼす可能性があります。

財務会計基準審議会（以下「FASB」といいます。）は、定期的に財務会計・報告基準またはその解釈を公表していますが、それらが適用された場合、（シティが仮定または見積りを用いることが要求されている分野を含め）シティの財務諸表の重要な側面またはその解釈に影響を与える可能性があります。例えば、FASBの信用損失に関する新たな会計基準（以下「CECL」といいます。）は、2020年1月1日からシティに適用されましたが、貸出金および満期保有目的有価証券ならびにその他の金融資産の信用損失を、より早期に認識することを求めています。CECLモデルでは、全期間の「予想信用損失」を金融資産の組成または取得時に認識することが求められています。予想信用損失は、全期間の予想信用損失に変動があった場合、各期間において調整されます。CECLモデルは、概して損失が認識前に「発生する」ことを求める米国GAAPに基づく現存の複数の減損モデルと置き換わります。CECLモデルはGAAPに基づく旧モデルとは大きく異なっているため、シティの金融商品の会計に重大な変更をもたらす可能性があります。シティが自らの予想信用損失について現在行っている見積りは、シティのCECLモデルおよび仮定、現在および予想されるマクロ経済状況ならびにシティの貸出金およびその他の該当するポートフォリオの信用の質、構成その他の特徴に左右されます。これらの要因により、シティのCECLモデルに基づく予想信用損失は、GAAPに基づく旧モデルに比べ、変動しやすくなる可能性があり、そのため、シティの経営成績および規制資本に影響を与える可能性があります。上記およびその他の会計基準の詳細については、シティの経営成績および財務状態に対して予想される影響を含め、下記「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。

シティのリスク管理プロセス、戦略またはモデルが不十分、または効果がない場合、シティが重大な損失を被る可能性、またはその規制資本や自己資本比率に悪影響が生じる可能性があります。

シティは、事業活動を行う上で想定される様々なリスクの分析および監視におけるリスクモデルの使用を含め、多様多様なリスク管理およびリスク軽減のためのプロセスおよび戦略を使用しています。例えば、シティは、全社にわたる包括的なストレス・テストの取組みの一環としてモデルを使用しています。シティはまた、様々なリスク・エクスポージャーを集約、評価および管理するためにデータに依存しています。シティが事業を行う金融市場や環境が複雑で、広範囲で、かつ急激に変化していることから、また、損失は意図しない人為的ミスの原因とする、時期を逸し、不正確、または不完全なプロセスから発生し得ることから、シティのような世界規模の金融機関がこれらのリスクの管理を実施することは、通常より困難を伴います。

このようなプロセス、戦略およびモデルには、多様な状況における過去データの使用を含む技術を伴い、また、シティが事業を行うすべての市場におけるあらゆる経済財務上の結果の予想やその結果の詳細や時期を予測することができない前提および判断を伴うため、本質的な限界があります。シティのリスク管理プロセス（データをタイムリーに正確に集約および管理する能力を含みます。）、戦略またはモデルが不十分、または効果がない場合、シティが重大な損失を被る可能性、またはその規制資本や自己資本比率に悪影響が生じる可能性があります。そのように不十分または効果がない場合、財務報告、規制に従った報告またはリスクの報告が不正確になる可能性もあります。

さらに、シティのバーゼル 規制資本モデル（信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに関するモデルを含みます。）は、引き続き規制当局による現在進行中の審査および承認の対象となっており、審査を経て（要求されるか、その他により）当該モデルが改良、修正または改善されることがあります。かかる現在進行中の審査やシティに適用される規制資本の枠組みに関して米国銀行当局により提供される将来の変更または指針に基づく修正または要件は、シティのリスク加重資産に重大な変更をもたらしており、また重大な変更をもたらし続けることになる可能性があります。このような変更により、シティの自己資本比率や、シティが規制資本要件を計画するとおりに、あるいは要求されるとおりに達成する能力に悪影響が及ぶ可能性があります。

信用リスク

信用リスクおよびリスクの集中により、シティが重大な損失を被る可能性が増大することがあります。

信用リスクは、GCBおよびICGの両方におけるシティの貸出事業およびその他の事業において発生します。シティは、米国ならびに世界中の様々な国および区域のカウンターパーティーに対する信用エクスポージャーを有しますが、これには2019年度末における期末の個人向け貸出金3,100億ドルおよび期末の法人向け貸出金3,900億ドルが含まれます。借り手もしくはカウンターパーティーによる債務不履行または引当となる担保の信用の質もしくは価値が低下した場合、シティは信用リスクにさらされます。シティのターゲット顧客戦略にかかわらず、様々なマクロ経済、地政学的およびその他の要因は、とりわけシティの信用リスクおよび与信費用を増加させるものです（詳細については、上記「戦略上のリスク」の提携ブランドのカードおよび自社カードならびにマクロ経済上の課題および不確実要素ならびに新興市場に関するリスク要因をご参照ください。）。

シティは自己の信用エクスポージャーのために予想損失に対する引当金を計上していますが、かかる引当金は、正しくないもしくは将来の実際の事象と異なる可能性のある判断および見積りに基づくものです。新しいCECL会計基準の下では、貸倒引当金は、発生損失ではなく、予想損失を反映していますが、そのため、経済状況の予測の変化次第で貸倒引当金および信用損失に対する引当金がさらに変動しやすくなる可能性があります。さらに、()クレジットカード残高は、30日以上延滞貸出金残高と同様、毎年第3および第4四半期中は休暇シーズンが近づくとつれて増加すること、ならびに()第1および第2四半期中、借り手は残高の返済に税還付金を使用しており、一方でその前の第3および第4四半期からの延滞残高を償還していることを示す過去に事実に基づくと、シティの将来の引当金は、自己のカード・ポートフォリオの季節性によって影響を受ける可能性があります。詳細については、上記「オペレーショナル・リスク」の不正確な仮定または見積りおよび財務会計・報告基準に対する変更に関するリスク要因をご参照ください。CECLの影響についての詳細は、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。シティの信用リスクおよびカントリー・リスクについての詳細は、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における各事業部門の業績ならびに下記「グローバル・リスクの管理」-「信用リスク」および「グローバル・リスクの管理」-「戦略上のリスク」-「カントリー・リスク」ならびに「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記14をご参照ください。

リスク、特に信用リスクおよび市場リスクが集中することもまた、重大な損失がシティに発生するリスクを高める可能性があります。2019年度末において、シティの信用リスクが最も集中していたのは、米国政府およびその機関が関わるものであり、主に米国政府およびその機関が発行したトレーディング勘定資産および投資有価証券によるものです(他の公的部門の機関に対する信用リスクの集中を含め、詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記23をご参照ください。)。また、シティは、米国以外の国家ならびに銀行、保険会社、投資銀行、政府、中央銀行およびその他の金融機関等の金融サービス業界のカウンターパーティーと日常的に大量の証券、トレーディング、デリバティブおよび為替取引を行っています。さらに、シティは、それらの債務に係るヘッジまたは再保険規定による信用リスク等のリスクの集中に自らをさらす様々な取引に関連して補償義務を負っています(これらのエクスポージャーについての詳細は、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記26をご参照ください。)。大規模な借り手もしくはカウンターパーティーまたはシティが大規模なエクスポージャーもしくは保証を有する部門もしくは国における急激な状況悪化または予期せぬ市場の混乱は、シティに多大な損失を与える可能性があります。

流動性リスク

十分な流動性および資金調達を維持することができるかは、市場の混乱およびシティのクレジット・スプレッドの拡大等、シティのコントロールの及ばない要因を含む、数多くの要因に左右されます。

世界的な金融機関として、シティの事業にとって十分な流動性および資金調達は不可欠です。シティの流動性および資金調達は、金融市場の全般的混乱、政府の財政政策・金融政策、規制内容の変更またはシティの信用度に対する投資家による否定的な見方、現金もしくは担保の必要性の予期せぬ増加、ならびに利用可能な流動性リソースを資金化できないこと等、自らのコントロールの及ばない要因により、著しい悪影響を受けることがあります。シティは預金については他の銀行および金融機関と競合していますが、預金はシティにとって最も安定し、最も低コストの長期資金源です。個人向けの銀行預金をめぐる競争は、とりわけオンラインバンクおよびデジタルバンキングによって激化しています。さらに、金利の低下を考慮し、ますます多くの顧客が預金を、投資や有利子口座を含む他の商品あるいは他の金融機関に移動させています。このことにより、預金の伸び悩みと併せて、シティにとって預金をめぐる環境の厳しさが増えています。金利の影響についての詳細は、上記「戦略上のリスク」のマクロ経済の課題および不確定要素に関するリスク要因をご参照ください。

また、シティの有担保資金および長期の無担保資金の調達およびその手段に係るコストは、そのクレジット・スプレッドと直接的な関係があります。クレジット・スプレッドの変動は、外部市場の要因およびシティに特化した要因の両方によるものであり、変動幅が非常に大きくなることもあります。シティの主要な資金源についての詳細は、下記「グローバル・リスクの管理」 - 「流動性リスク」をご参照ください。

他の市場参加者が同時に市場を利用しようとする場合、または（流動性上のストレス事由その他市場危機において発生しがちですが）市場への意欲が減退する場合、シティの資金調達能力が損なわれる可能性があります。市場の流動性が急落した場合、引受および資本市場活動が一時的にまたはそれより長期にわたって混乱する可能性もあります。また、清算機関、中央銀行、顧客およびシティと取引がある金融機関が各々の認識または市況に応じて追加の担保を要求する権利を行使する場合があります、その場合にはシティの資金調達手段およびそのコストがさらに悪化する可能性があります。

持株会社として、シティは、自らの配当原資ならびに負債およびその他の債務の弁済原資として子会社からの利益、配当、分配およびその他の支払に依存しています。シティの米国内外の子会社の中には、自己資本比率規制または現地のストレス・テスト要件等その他の規制上もしくは契約上の制約により、かかる支払を行う能力が制限され、または制限されるおそれがある会社もあります。シティが子会社から受領する支払に対する制限によって、シティの流動性も影響を受ける可能性があります。

格付機関は、シティおよびその一部の子会社の信用格付けを継続的に見直しており、格付けの引下げが実施された場合には、資金調達能力の低下および資金調達費用の増加により、現金債務または担保要件を要求し得るデリバティブ・トリガー等、シティの資金調達および流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

フィッチ、ムーディーズおよびS&Pのような格付機関は、シティおよびその子会社の一部を継続的に評価しています。格付機関によるシティおよび重要性の高い子会社の長期／非劣後債および短期／コマーシャル・ペーパーの格付けは、単体の財務の健全性のほか、格付機関の固有の格付手法・仮定、および金融サービス業界や市場全体に影響を及ぼす条件等、必ずしもシティおよびその子会社のコントロールの及ばない要因を含む多くの要因に基づいています。

シティおよびその子会社は、現在のそれぞれの格付けを維持できない可能性があります。格付けの引下げは、シティが資本市場その他の資金調達源を利用する能力とそのコスト、および一定の預金を維持する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。格付けの引下げは、また、資金調達能力の低下およびデリバティブ・トリガーの影響により、シティの資金調達および流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。その場合、シティは、現金債務および担保要件の充足が要求される可能性があります。さらに、格付けの引下げは、その他の資金調達源、例えば有担保による資金調達または明確なトリガーが存在しないその他の証拠金取引、ならびにシティのカウンターパーティーおよび顧客との間の契約条項およびその他の信用条件（シティによる第三者資金の保有のための最低格付基準が含まれる場合があります。）に悪影響を及ぼす可能性があります。また、一部の法人は許容可能なカウンターパーティーに関して格付制限を設定していることがあり、それをシティが認識しているものも、していないものもあります。

さらに、信用格付けの引下げは、シティが現時点で把握していないか、またはシティが計測できない影響をもたらす可能性があります。とりわけシティの一定の法人顧客およびトレーディング・カウンターパーティーが、格付けの引下げにより、シティとの関係を見直し、シティとの間において一定の契約または市場商品の取引に制限を設ける可能性があります。顧客やカウンターパーティーの行動に変化が生じた場合に、シティの資金調達および流動性だけではなく、一部のシティの事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。シティまたはシティバンクの信用格付けの引下げによる潜在的な影響の詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」 - 「流動性リスク」をご参照ください。

コンプライアンス・リスク

米国や世界各国において規制上や立法による要件がや変更が現在も解釈中であつたり、引き続き実施されているため、シティのコンプライアンスその他のリスクおよび費用が増大しています。

広範かつ頻繁に変化する規制上および立法による要件が広範であり、頻繁に変化する中、シティはこれらを絶えず解釈・実施することが求められます。その結果、コンプライアンス、規制上その他に重大なリスクおよび費用が生じています。また、米国および世界において、大規模な金融機関に対してはその従業員および代理人を含め、とりわけガバナンス、リスク管理の实践および統制について、規制上の監視が強化され、期待が高まっています。これらの要件および期待に応じることができなかつた場合または特定された不備を解決できなかつた場合、規制上の監督および制約が増大する可能性があります。

過去数年間にわたり、シティは、すべての事業部門および機能別部門において、規制上および立法による多くの変更に対応することが求められてきましたが、これらの変更は今後も続きます。変更そのものが複雑で、解釈を必要とする可能性もあり、そのためシティは、グローバル業務および技術ソリューションへの投資を継続しなければなりません。場合によっては、シティは、規制上および立法による要件の実施を、規制当局による指針、法的な課題または既存の規則を修正もしくは撤回または新規則を制定する立法措置が変化しまたは矛盾する中で、同時進行で行うこともあります。さらに、一部では全く新しい規制および立法要件または体系となっているため、大規模な規制をもたらす、遵守するために何が必要な事項についての規制当局の期待が潜在的に不確定となっています。

コンプライアンス・リスクおよび費用が増大する結果となった規制上および立法による変更の例には、() クロスボーダーのデータ移行や顧客情報の収集・使用の制限に係る法律(データのローカライゼーションならびに保護およびプライバシーに関する法律)の急増(これらはマネー・ロンダリング防止法等の他の法律とも抵触したり、それらに関するコンプライアンス上の複雑性を増大させたりしかねません。)ならびに()(要件に対する救済期間が設けられていないことからすると)連邦準備制度理事会による「総損失吸収能力」(TLAC)要件(とりわけクリーン持株会社要件の違反の結果等)があります。

コンプライアンス要件および不確定要素が増大し、継続していることにより、シティが負担する費用が増加しています。例えば、2008年度末の全従業員数323,000名のうち、リスク・規制・コンプライアンス対応のスタッフは約14,000名であったのに対して、2019年度末は、全従業員数200,000名のうち約30,000名でした。コンプライアンスに係る費用の増加は、現在行っている事業投資策から撤退しなければならない可能性を含め、経営陣に追加費用の発生を迫ることがあり得ます。

規制または要件を遵守できなかった場合または規制上期待されているように遵守できなかった場合には、強制手続や規制上の手続が課せられる場合があるため、広範かつ変更し続けるコンプライアンス要件により、シティにとって風評リスクおよび法的リスクが増大する可能性もあります(詳細については、下記の訴訟および規制上の手続に関するリスク要因をご参照ください。)。

シティは、広範な訴訟、規制上の手続および規制当局による調査、審査および取調べの対象となっており、当該手続の結果、重大な罰則が適用される可能性があるほか、シティ、シティの事業および経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

シティは、常に、多数の訴訟および規制上の手続を抱え、政府または規制当局による多数の調査、審査および取調べの対象となっています。全世界の司法、規制および政治的な環境は、概して、大規模な金融機関にとって困難な課題をもたらしています。米国の連邦および州の規制および実施体制の複雑さは、シティの事業範囲が世界的な規模であることから、1つの事由または問題が、かかる調査および規制上の手続の多くで、米国の連邦および州の複数の機関および当局間で、または異なる法域における複数の規制当局その他の政府機関間で重複する可能性だけでなく、複数の法域における複数の民事訴訟も重複して発生させる可能性があることを意味します。シティは、法令違反という理由からだけでなく、十分な政策および手続が不足しているまたはタイムリーに不備を是正できなかったという規制当局の判断により、強制手続の対象となる可能性があります。

米国内外の規制当局は、「コンダクト・リスク」をより重視するようになりました。「コンダクト・リスク」は、不正行為の中でも特に、顧客または市場の健全性を害する可能性がある従業員および（第三者を含む）代理人の行為（商品およびサービスの不正な組成、販売、マーケティングもしくは管理またはそれに関する不正なインセンティブ報酬プラン、当事者の個人情報保護の失敗、または利益相反を特定および管理できなかったこと等）に関連するリスクについて述べる際に用いられる用語です。コンダクト・リスク重視が増したことに加え、規制当局による監視および期待が一般的に高度化したことにより、審査その他の取調べ、さらには是正要求、さらなる規制上またはその他の強制手続、民事訴訟、ならびにコンプライアンスその他のリスクもしくは費用の増加につながる可能性があります。

さらに、シティは、顧客または市場の健全性を害する可能性がある従業員および代理人の行為を防止および発見するために多数の手段を講じていますが、かかる行為が必ずしも発見および防止できるとは限りません。銀行当局は、シティのような金融サービス業者の全体的な企業文化にも注目しています。シティの企業文化において欠陥があるとみなされた場合、規制上の制約または構造改革のみならず、規制上の手続に結びつく可能性があります。

また、シティが対象となっている訴訟または規制上の手続において求められる救済手段の重大性は、依然として高いです。米国および一部の国際的な政府機関が、金融機関および従業員個人を刑事訴追し、または金融機関および従業員個人に対する有罪判決を求める傾向が強まっています。また、米国の検察当局によって、法人または個人被告との間の司法取引により有罪答弁または起訴猶予合意に至るほか、金融機関および従業員個人にその他の刑事上の制裁が課されることが多くなっています。米国および国際的な政府機関によるこのような措置は、顧客および事業の喪失、商品およびサービスの提供や一部の事業の運営が不可能になる等、付随して重大な影響が将来金融機関に及ぶ可能性があります。シティは、シティが関知していない事項または行為に関するものも含めて、将来、同様の刑事上の救済手段、同意判決、制裁措置、相当額の罰金および制裁金、是正措置その他による財務費用またはその他の要件を受け入れる必要に迫られ、またそれらの対象となる可能性があります。そうなった場合、シティの事業、事業慣行、財政状態または経営成績が重大な悪影響を受け、シティの業務を大幅に変更する必要性が生じ、またはシティへの評価が損なわれる可能性があります。

さらに、シティに対して提起された大規模な請求（民事訴訟および規制上の両方）の多くは、極めて複雑で進展に時間がかかり、新たな法理論または実証されていない法理論が求められる可能性があります。したがって、手続が終盤を迎えるまで、かかる手続の結果の予測または見積りは困難です。シティは会計基準に従って訴訟および規制事項のための引当金を設定していますが、シティの引当金の見積りおよびその変更には、相当な判断が必要であり、重大な不確定要素を伴う場合があります。これらの事項に関して最終的に負担する損失額は、引当金額を大幅に上回る場合があります。また、一定の和解は裁判所の認可を要しますが、認可が得られない場合があります。

シティの訴訟および規制上の手続および事項（法務引当金の計上に関するシティの方針を含みます。）の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記27をご参照ください。

[次へ](#)

グローバル・リスクの管理

概要

効果的なリスク管理は、シティの事業全体にとって最も重要な事項です。したがって、シティのリスク管理プロセスは、シティが事業を行う上で負う主要なリスクを監視し、評価し、管理するように設計されています。とりわけ、シティが従事する事業およびこれらの事業により生じるリスクは、シティの使命および価値提案、シティの指針となる基本原則、ならびにシティのリスク選好に合致していなければなりません。

リスク管理は、倫理的な企業文化の基礎の上に構築されなければなりません。シティは、シニア・リーダーによって策定され、当社全体に周知されているシティの使命および価値提案の下に、最高の倫理基準を常を守ることによって公衆の信頼を獲得、維持すると同時に、成長と経済発展に寄与する金融サービスを、責任をもって提供することによって、信頼されるパートナーとして顧客に奉仕しようと努力しています。そのため、シティは全従業員に対して、各自の判断が、シティの顧客の利益となるか、経済的価値を生むか、そして常に全体として信頼できるか、という3つの基準を確実に満たすものであるよう求めています。さらにシティは、シティのリーダーシップ基準において定められた期待される行動規範に照らして従業員の業績を評価していますが、これもシティの使命および価値提案の実現を一つの目的として設計されています。コンダクト・リスク、倫理およびリーダーシップ、上申、ならびに顧客の公平な取扱いに関連する、その他の企業文化関連の取組みは、シティがその使命および価値提案を実行するのに非常に役立っています。

シティの全社的なリスク・ガバナンス・フレームワークは、シティが全社を通じてリスクを特定し、評価し、測定し、監視し、かつ統制するための重要な方針、基準およびプロセスで構成されます。また、リスク・ガバナンス・フレームワークでは、シティのリスク・カルチャーを重要視し、シティのリスク・カルチャーの定着、強化および向上ならびにその価値および行動への期待を組織と結びつけることをねらいとした基準、手続およびプログラムが展開されており、従業員に対して慎重かつ倫理的なリスクに関する決定を行う手助けとなり、かつ問題を適切に上申できる手段を与えています。

シティは、基盤となる顧客中心戦略を支えるために選択的にリスクを取ります。シティの目的は、それらのリスクが自らの使命および価値の問題ならびに責任ある金融の原則と一致していること、それらのリスクが特定、評価、測定、監視および統制されること、ならびにそれらをシティのリスク/報酬評価においてとらえることを確実に行うことです。

シティのリスク選好の枠組みは、シティグループの取締役会によって承認されるものですが、リスク選好の声明（シティが自らの事業目的を達成するために受け入れるつもりがあるリスク全体のレベルおよび種類を明言しています。）ならびにリスク選好の設定、伝達および監視が行われる全体的なアプローチの両方を含みます。かかる枠組みは、リスクの限度および閾値を含む量的な境界線ならびに行動のガイドとなる質的な原則の上に成り立っています。シティのリスク選好の枠組みは、包括的なものであり、企業全体かつ商品・機能・地理全般にわたって適用されるすべてのリスクを組み込んでいます。

シティのリスクは、通常、以下のとおり分類および要約されます。

- ・信用リスクとは、信用の質の低下または借り手、カウンターパーティー、第三者もしくは発行体による金銭債務もしくは契約債務の不履行に起因する損失のリスクをいいます。
- ・流動性リスクとは、当社の日々の事業または財政状態に悪影響を及ぼすことなく、想定内および想定外の現在および将来のキャッシュ・フローおよび担保要求のいずれにも効率的に対応することができなくなるリスクをいいます。流動性リスクは、当社が資金源へのアクセスまたは資産の資金化ができないことならびにライアビリティ・ファンディングおよび流動資産の構成の如何により悪化することがあります。
- ・市場リスク（価格リスクおよび金利リスクを含みます。）とは、市場の変数（金利、為替相場またはクレジット・スプレッド等）の変動によってシティの資産および負債の価値が変動することに起因する損失のリスクをいいます。損失は、ベシス・リスクまたは相関リスクの存在のみならず、ポジションの負のコンベクシティによっても悪化することがあります。
- ・オペレーショナル・リスクとは、不適切もしくは不正な内部プロセス、システム、人的要因、または外的事象に起因する損失のリスクをいいます。オペレーショナル・リスクには、シティが関わる業務慣行または市場行動に付随する風評リスクおよびフランチャイズ・リスクの影響が含まれます。また、オペレーショナル・リスクには、適用法令を遵守できないリスクも含まれますが、戦略上のリスクは含まれません（下記をご参照ください。）。
- ・コンプライアンス・リスクとは、法令もしくは規則違反、または所定の慣行、社内方針・手続、もしくは倫理基準の不遵守に起因し、現在または予測される財務状況や回復力に影響を及ぼすリスクをいいます。コンプライアンス・リスクには、従来型か非従来型かを問わず、銀行業務のあらゆる側面から訴訟のリスクにさらされること（法的リスクとして知られます。）も含まれます。コンプライアンス・リスクは、リスク・ガバナンス・フレームワークに概説されているすべての種類のリスクにまたがっています。
- ・風評リスクとは、否定的な世論に起因する、現在のまたは予測される財政状態および回復力に対するリスクをいいます。
- ・戦略上のリスクとは、（規制、方針および手続を遵守しつつ）承認されたものの不適切であった事業上の決定、経営環境における変化に適応できないことまたは事業戦略を実行する能力を損なう可能性のある他の外部要因による現在のまたは将来予測される利益、資本、またはフランチャイズもしくは企業の価値に影響を及ぼすリスクをいいます。戦略上のリスクには、カントリー・リスクも含まれます。
 - ・カントリー・リスクとは、（ある国の内外での事象により発生した）ある国における事由が、シティのフランチャイズの価値を損ない、または当該国内の債務者が債務を履行する能力に悪影響を与えるリスクをいいます。カントリー・リスク事由には、国家の債務不履行、金融危機、通貨危機、通貨の交換もしくは流通の制限、または政治的な出来事が含まれる可能性があります。

シティは、「3つの防衛線」モデル、すなわち()事業管理、()独立リスク管理および独立コンプライアンス・リスク管理ならびにその他のコントロール部門、ならびに()内部監査を通じて、リスクを管理しています。3つの防衛線は、様々な視点を統合するため、また顧客の利益となり、経済的価値を生み出し、全体として信頼されることとなる成果を上げる方向に組織を導くために、組織化された討論の場とプロセスにおいて、互いに協働しています。

第一の防衛線：事業管理

シティの事業管理を通じて(「フロントライン部門」または「第一の防衛線」)、各事業部門はその事業に固有のまたはそれに起因するリスクを負っており、かかるリスクがリスク選好内にあることを確実にするために、それらのリスクを特定、評価および統制し、集中リスクを含めかかるリスクを軽減するための統制を確立および運用し、内部統制の設計および有効性に関する管理者評価を実施し、リスク・ガバナンスの責任を果たすための適切な手順を実行し、かつコンプライアンスおよび統制の企業文化を推進する責任を負います。

第一の防衛線は、シティの事業部門(インスティテューショナル・クライアント・グループ(ICG)およびグローバル個人金融部門(GCB))によって構成され、シティの戦略を現地で実行する地域および国のみならず世界中の顧客を支援します。さらに、第一の防衛線の立場においてシティの最高経営責任者(以下「CEO」といいます。))を支える企業インフラ・オペレーションおよびテクノロジー部門(EI&T)等の業務チームがあります。各地域のCEO、各事業部門、EI&Tおよび一定の業務チームはシティグループのCEOに直属します。

シティの事業部門は、独立リスク管理部門、独立コンプライアンス・リスク管理部門およびその他のコントロール部門からの参加者とともにリスクについて考察する委員会、評議会、ステアリング・グループおよびその他のフォーラムを組織し、統括します。これらはしばしば防衛線にまたがって行われ、また、資本、資産および負債、業務慣行、事業リスクおよび統制、企業の合併・買収、地域社会再投資法、ならびに公正な融資およびインセンティブに関連する事項が含まれることがあります。

第二の防衛線：独立リスク管理・コントロール部門

シティの独立リスク管理(以下「IRM」といいます。))部門および独立コンプライアンス・リスク管理(以下「ICRM」といいます。))部門は、その他のコントロール部門(財務部門、人事部門、法務部門)と共に、シティならびに各事業および商品においてリスクの管理および監督のために固守すべき基準(適用法、規制要件ならびに倫理的行動に対する方針および他の関連基準の遵守等)を設定しています。IRM部門およびICRM部門は、第一の防衛線に対し、リスク評価および管理における信頼できる課題を提供しています。また、IRM部門、ICRM部門およびコントロール部門は、いくつもある責任の中でとりわけ、シティの各事業部門に対して助言および研修を行い、かつ各事業部門がコンプライアンスおよび統制の企業文化を育成するために各事業部門が使用する統制手段、手法、プロセスおよび監督方法を策定する責任を負っています。コントロール部門の一定の活動が第一の防衛線の活動に当たる場合、かかる活動は適正な見直しおよび課題に従うこととなります。

独立リスク管理部門

独立リスク管理部門は、事業の基準を設定し、集中リスク等のカテゴリーにまたがるリスクを含め、全社にわたる信用リスク、市場リスク（価格リスク、為替リスク、金利リスク）、流動性リスク、戦略上のリスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスク、風評リスク全体を積極的に管理および監督します。

独立リスク管理部門は、事業部門、地域、リスク・タイプおよびシティ全体のクロスリスクの機能もしくはプロセスを統合させるために組織されています。独立したチーフ・リスク・オフィサー（以下「CRO」といいます。）に直属するチームがあり、シティの事業部門については事業部門CROおよび地域については地域CROに直属します。また、一定のリスク・カテゴリー（例えばグローバル市場リスク）および一定の基本的なリスク分野（例えばグローバル・リスク・レビュー）に関する責任者に直属するチームがあります。すべてのリスク責任者は、事業部門CROおよび地域CROと共に、シティグループのCROに直属します。

独立リスク管理部門責任者は、シティグループのCROであり、シティグループのCEOおよびシティグループの取締役会のリスク管理委員会（以下「RMC」といいます。）に直属します。RMCは、その職責の一部として、CROの選任および解任の承認を行います。CROは、独立リスク管理部門の活動を通じて特定されたリスクおよび問題（CROの評価が事業部門またはCEOの評価と異なる場合や、事業部門またはCEOがリスク・ガバナンス・フレームワークに沿わない可能性がある場合を含みます。）を検討するため、取締役会のリスク管理委員会だけでなく、シティグループの取締役会全体にも、正規かつ無制限にアクセスすることができます。

独立コンプライアンス・リスク管理部門

独立コンプライアンス・リスク管理部門は、コンプライアンス・リスクの管理において商品、機能、法域における活動、事業体を監督し、確実に取り組むこと、ならびにシティの使命および価値の提案ならびにコンプライアンス・リスク選好に合致する企業行動および事業活動を促進することにより、シティを保護することを目的とした独立したリスク管理の業務部門です。シティは、3つの防衛線全体にまたがってコンプライアンス・リスクを特定し、上申し、測定し、監視し、報告し、統制する全社的なコンプライアンス・リスク管理の枠組みおよび企業文化を定着させることを目的としています。シティのコンプライアンス・リスクの枠組みの詳細については、下記「コンプライアンス・リスク」をご参照ください。

シティグループのチーフ・コンプライアンス・オフィサーはシティグループのCEOに直属しており、シティグループおよびシティバンクの取締役会の委員会（シティグループ取締役会の監査委員会、リスク管理委員会および倫理・行動・文化委員会等）に対して、正規かつ無制限にアクセスすることができます。

人事部門

人事部門は、シティの人的資本戦略に関してリーダーシップをとりますが、かかる戦略で主に、シティの価値観やリーダーシップ基準を示したことに対して、およびシティの変化するビジネスニーズに応える新しい人材のパイプラインを維持し、かかる人材を育成することに対して、従業員に適切な報酬を与えることに重点を置きます。

人事部門は、主に、シティの事業部門、商品および業務部門への支援ならびに第二の防衛線としての責任に配慮しつつ、報酬および福利、業績管理、人材獲得、人材および多様性、従業員との関係という中核となるグローバルな規律を中心に構成され、組織されています。人事部門は、その規律を通じて、経営陣に助言を行い、特定されたリスクを上申し、リスクを管理するための方針、基準またはプロセスを確立します。

人事部門責任者はシティグループのCEOに直属しており、またシティグループ取締役会の人事・報酬委員会と定期的に連絡を取っています。また、人事部門責任者は、シティグループの取締役会全体および取締役会の監査委員会に対して、正規かつ無制限にアクセスすることができます。

法務部門

シティの法務部門は、シティの法的リスクへのエクスポージャーの慎重な管理を促進するために、シティの事業部門およびコントロール部門に助言を行う責任を負います。

シティの法務部門は組織構造上、シティの法的義務およびエクスポージャーに関する助言を提供するという自らの役割を損なう可能性のある潜在的な利益相反に関わることがないようにされています。

シティの法務部門における活動には、シティの事業部門およびその他の業務部門に対して、法的および規制要件（契約上の要件を含みます。）の解釈について、ならびに法的要件の適切な理解に基づく法的エクスポージャーを管理および軽減することについて法的助言を行うこと、法的に義務づけられている通り、規制当局および投資家に対し法的事項を特定するシティおよびその子会社の報告義務を促進するために法的助言を行うこと、シティによる顧客への商品およびサービスの提供との関連で生じる現存するおよび新たに生じる法的リスクの特定を助けること、取締役会および取締役会の委員会の監督の役割を促進するためにそれらの会議に出席すること、ならびに法的リスクの検討および評価が行われるべき経営委員会やフォーラムに参加すること等が含まれます。

ジェネラル・カウンセルはシティの法務部門を指導し、シティグループのCEOに直属します。ジェネラル・カウンセルは、取締役会、監査委員会、リスク管理委員会、倫理・行動・文化委員会、および指名・統治・広報委員会と定期的に会合し、取締役会およびその委員会に提示された事項との関連で生じる法的問題についての議論に参加します。

財務部門

財務部門の指命は、事業部門のアドバイザー的立場を担うことであり、適時、正確かつ完全な情報とそれに対する鋭い分析を各所に提供し、また、費用効率の高い方法と極めて有効な統制の下に業務を遂行します。

財務部門は、最高財務責任者（以下「CFO」といいます。）により統括されており、中核となるグローバルな業務体系（資本計画、コントローラー、企業M&A、コーポレート・トレジャリー、財務計画および分析、インベスター・リレーションズならびに税務）で構成されています。この業務体系を通じて、財務部門は事業部門の経営陣に助言し、特定されたリスクを上申し、またリスク管理のための方針、基準またはプロセスを設定します。一連の商品、地域および法人の各財務責任者もまたシティグループのCFOの直属であり、その任務遂行にあたっては、自身のチームと共に、グローバルな財務担当者との情報交換を行います。

シティのCFOは、シティグループのCEOに直属します。CFOは、事業活動の主要な統治・監督のための討論の場としての役割を果たす、いくつかの経営委員会の委員長または共同委員長を務めています。さらに、CFOは、シティグループの取締役会全体だけでなく、取締役会の監査委員会にも正規かつ無制限にアクセスすることができます。

第三の防衛線：内部監査

内部監査の役割は、統治、リスク管理および統制によって現在のリスクおよび高まってきているリスクを軽減し、シティの内部統制に係る企業文化を促進できるかどうかについて、シティグループおよびシティバンクの取締役会、各取締役会の監査委員会、上級経営陣および規制当局に対して、独立した立場から、適時の保証を提供することです。

内部監査部門は、シティが運営する様々な事業単位、機能、地域および法人内の統制の仕組みおよび有効性を評価する責任者である主席監査人を指名しており、これには財務、ICRMおよび独立リスク管理に特化した主席監査人も含まれています。

シティグループの主席監査人は、内部監査の管理を行い、機能上はシティグループの監査委員会委員長に直属し、管理上はシティグループのCEOに直属しています。内部監査部門の職務は、各監査委員会の監督の下に独立して遂行されます。したがって内部監査部門の従業員はシティグループの主席監査人に直属しており、第一または第二の防衛線の管理者との間に指揮命令系統はありません。

シティグループ取締役会および取締役会委員会

シティグループの取締役会は、シティのリスク・テークング活動を積極的に監督し、リスク・ガバナンス・フレームワークに従う経営上の責任を負っています。取締役は、管理者が作成した報告を精査し、説明を受け、また管理者の提言および決定に対して、疑問を投げ掛け、精査し、異議を唱えることができるよう、独立した判断を下します。

シティグループ取締役会の常設委員会は、業務執行委員会、リスク管理委員会、監査委員会、人事・報酬委員会、倫理・行動・文化委員会、オペレーション・テクノロジー委員会、および指名・統治・広報委員会です。常設委員会に加え、取締役会は必要に応じて適宜、規制、法律またはその他の要件に応じて、追加で委員会を設置します。

[次へ](#)

信用リスク

概要

信用リスクとは、信用度の低下、または、借り手、カウンターパーティー、第三者もしくは発行体における金融債務もしくは契約債務の不履行に起因する損失のリスクをいいます。信用リスクは、シティグループの多くの事業活動で発生しますが、かかる事業活動には以下のものが含まれます。

- ・個人向け貸付業務、商業貸付業務および法人貸付業務
- ・資本市場デリバティブ取引
- ・仕組金融
- ・証券金融取引（買戻契約、売戻条件付取引契約、貸付有価証券および借入有価証券）

信用リスクは、シティが顧客を代理して取引を決済するために、対価または前渡金を受領する前に資産を移転する、決済および清算業務からも生じます。信用リスクの中の集中リスクは、信用エクスポージャーが、特定の顧客、業界、地域またはその他の分類に集中することに関連するリスクです。

信用リスクは、シティが金融機関として直面する最も重要なリスクの1つです。詳細については、上記「リスク要因」 - 「信用リスク」をご参照ください。そのため、シティは、すべての事業全体で信用リスクを管理することを目的とした、効果的に確立された枠組みを設定しています。これには、事業レベルおよび全社レベルの双方における、明確に定められたリスク選好、与信限度および与信方針が含まれます。シティの信用リスク管理には、問題認識に関するプロセスおよび方針（「ウォッチ・リスト」、ポートフォリオの検討、ストレス・テスト、リスク格付けの更新および分類トリガーを含みます。）も含まれます。

シティの決済および清算業務に関して、同日中の売買について顧客が利用する枠は、その限度および利用パターンと比較して監視されます。問題が生じている間は、シティは通常、顧客を安全な（担保の付された）事業モデルに移行させます。一般に、同日中の売買のためのシティの決済および清算に係る枠は、拘束力がなく、いつでも解除することができます。

信用リスク内のリスクの集中を管理するため、シティは、業界限度で構成される相互の枠組み、各事業およびシティグループ全体において単一銘柄への集中で構成される特有の枠組みならびに商品限度で構成される専門の枠組みを設定しています。

一般的に、信用エクスポージャーは、貸出金ならびに貸出およびその他オフバランス約定が連結貸借対照表上で計上される価値を反映した、未収利息計上貸出金の想定元本額で報告されます。資本市場活動により生じる信用エクスポージャーは、一般にマージン控除後の現在の時価で表示され、各カウンターパーティーがシティに対して負っている債務の正味価値を反映します。

これらの信用エクスポージャーに関連する信用リスクは、債務者特有の信用度および特定の債務の条件により算定されます。シティは、その信用エクスポージャーに関連する信用リスクを、貸倒引当金計上のプロセス（下記「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 - 「重要な会計方針および重要な見積り」 - 「貸倒引当金」ならびに「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1および15をご参照ください。）を通じて、ならびに全社、事業、地域および商品レベルの定期的なストレス・テストを通じて、定期的に評価します。これらのストレス・テストのプロセスは、通常、信用度の格下げまたは債務者もしくはカウンターパーティーの債務不履行のいずれかにより発生する与信費用の潜在的な増加分を見積ります。

シティの信用リスク管理の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記14をご参照ください。

個人向け与信

シティは、北米GCB、ラテンアメリカGCBおよびアジアGCBにわたる19の国および地域において、小規模企業向け銀行業務を含む従来型のリテール・バンキングおよびクレジットカード商品を提供しています。リテール・バンキング業務関連の商品には、個人向け抵当貸付、ホーム・エクイティ、個人向けおよび小規模企業向けの貸出金および信用枠、ならびに主要な顧客への貸付を中心とした類似の関連商品が含まれます。シティは、その貸出パラメーターを定義するために、リスク選好の枠組みを用いています。また、シティは、新たな顧客の承認のために自社のスコアモデルを使用しています。

「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 - 「グローバル個人金融部門」に記載されるとおり、GCBの総合戦略は、シティのグローバルな事業規模を活用し、大都市の富裕層および新興富裕層の顧客にとって最も重要な銀行となることです。クレジットカードおよび一部のリテール市場においては、シティはそれよりも若干広い層および地域の顧客にサービスを提供しています。2019年度第4四半期現在、北米、ラテンアメリカおよびアジアにおけるGCBの一部として過年度に報告されたシティのコマーシャル・バンキング業務は、期末貸出金約280億ドルを含め、表示されているすべての期間について、ICGで報告されています。

個人向け与信のポートフォリオ

次の表は、シティの四半期末の個人向け貸出金⁽¹⁾を示しています。

(単位：十億ドル)	2018年度 第4四半期	2019年度 第1四半期	2019年度 第2四半期	2019年度 第3四半期	2019年度 第4四半期
リテール・バンキング：					
抵当貸付	\$ 80.6	\$ 80.8	\$ 81.9	\$ 83.0	\$ 85.1
個人向け、小規模企業向けおよびその他	37.0	37.3	37.8	37.6	39.7
リテール・バンキング合計	\$ 117.6	\$ 118.1	\$ 119.7	\$ 120.6	\$ 124.8
カード：					
シティブランドのカード	\$ 116.8	\$ 111.4	\$ 115.5	\$ 115.8	\$ 122.2
シティ・リテール・サービス	52.7	48.9	49.6	50.0	52.9
カード合計	\$ 169.5	\$ 160.3	\$ 165.1	\$ 165.8	\$ 175.1
GCB全体	\$ 287.1	\$ 278.4	\$ 284.8	\$ 286.4	\$ 299.9
GCBの地域別分布：					
北米	67%	66%	66%	66%	66%
ラテンアメリカ	6	6	6	6	6
アジア ⁽²⁾	27	28	28	28	28
GCB全体	100%	100%	100%	100%	100%
本社事項、本社業務/その他⁽³⁾	\$ 15.3	\$ 12.6	\$ 11.7	\$ 11.0	\$ 9.6
個人向け貸出金合計	\$ 302.4	\$ 291.0	\$ 296.5	\$ 297.4	\$ 309.5

(1) 期末貸出金は、クレジットカードに係る利息および手数料を含みます。

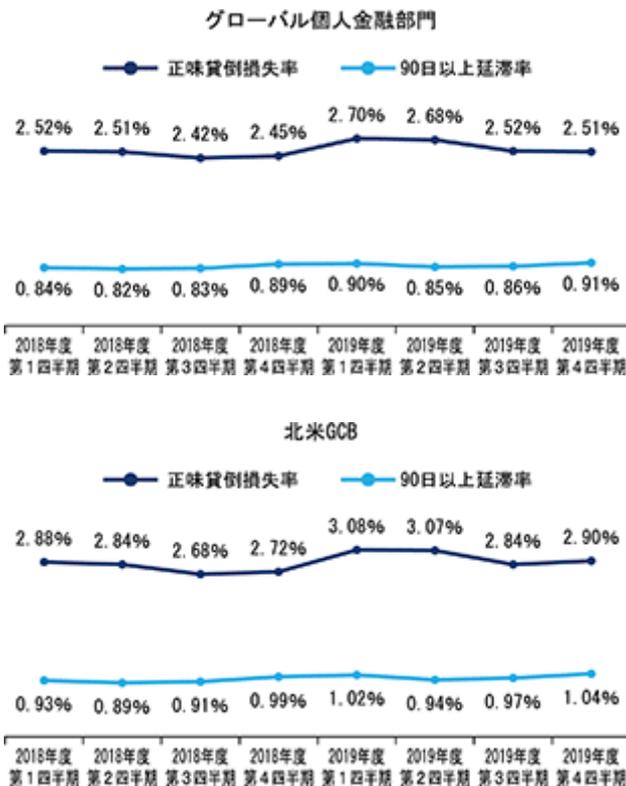
(2) 表示されているすべての期間について、アジアにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国における貸出金およびリースが含まれています。

(3) 主に、北米の個人向け住宅ローンを中心としたレガシー資産で構成されます。

シティの期末個人向け貸出金の変動の詳細については、下記「流動性リスク」 - 「貸出金」をご参照ください。

全体的な個人向け与信の動向

以下のグラフは、GCB全体および各地域におけるリテール・バンキングおよびカードの両方を合わせた延滞率（90日以上延滞（90 + DPD）率）および正味貸倒損失（NCL）率の四半期の動向を示しています。

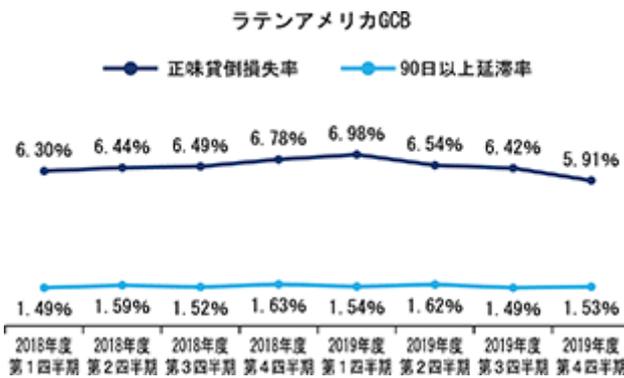


北米GCBは、シティのリテール・バンキングのネットワークを通じた抵当貸付、ホーム・エクイティ・ローン、小規模企業向け貸出金および個人向け貸出金、ならびにシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの事業を通じたカード商品を提供しています。リテールバンクは、米国の6つの主要都市に集中しています（米国のリテールバンクの詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 - 「グローバル個人金融部門 - 北米」をご参照ください。）。

2019年12月31日現在、北米GCBの個人向け貸出金の約75パーセントがシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスのカードで構成されており、概して、これらが北米GCB全体の信用実績を牽引しています（延滞債権および正味貸倒損失率を含む北米GCBのカードのポートフォリオの詳細については、下記「クレジットカードの動向」をご参照ください。）。

上記のグラフに示されるとおり、北米GCBにおける正味貸倒損失率は、主に、シティ・リテール・サービスのポートフォリオにおける季節的要因により前四半期比で上昇しました。90日以上延滞率も、主にカードのポートフォリオにおける季節的要因により、前四半期比で上昇しました。

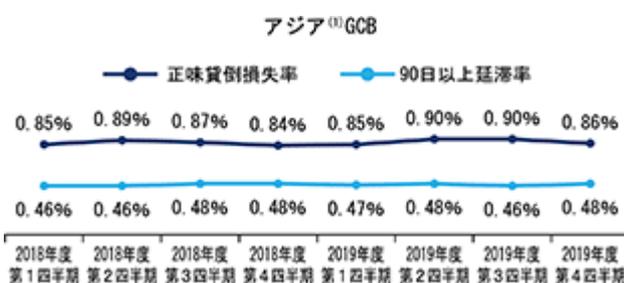
前年比では、正味貸倒損失率および90日以上延滞率は上昇しました。これは主に、シティブランドのカードにおけるより最近年度のシーズンング効果およびシティ・リテール・サービスにおけるより長期の延滞パッケージへの正味流入率の上昇によるものでした。



ラテンアメリカGCBは、メキシコで最大級の銀行であるシティバナメックスを通じてメキシコにおける事業を行っており、クレジットカード、個人向け抵当貸付、小規模企業向け貸出金および個人向け貸出金を提供しています。ラテンアメリカGCBは、メキシコにおいてより大衆向け市場のセグメントを対象としており、複数の商品提供を通じた顧客との関係作りに注力しています。

上記のグラフに示されるとおり、ラテンアメリカGCBにおける正味貸倒損失率は、主にカードのポートフォリオにおける季節的要因により前四半期比で低下しましたが、90日以上延滞率については概ね変動はありませんでした。

前年比での正味貸倒損失率および90日以上延滞率は低下しましたが、これは、最近年度においてカードの比率が高かったこと、また2019年度中の個人向けのポートフォリオにおける顧客獲得のペースが落ちたことが主な要因となっていました。



(1) 表示されているすべての期間について、アジアにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国におけるGCBの事業活動が含まれています。

アジアGCBは、アジアおよびヨーロッパ・中東・アフリカの17ヶ国で事業を行っており、クレジットカード、個人向け抵当貸付、小規模企業向け貸出金および個人向け貸出金を提供しています。

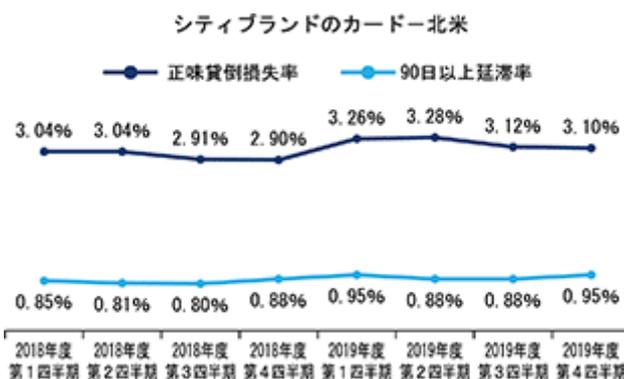
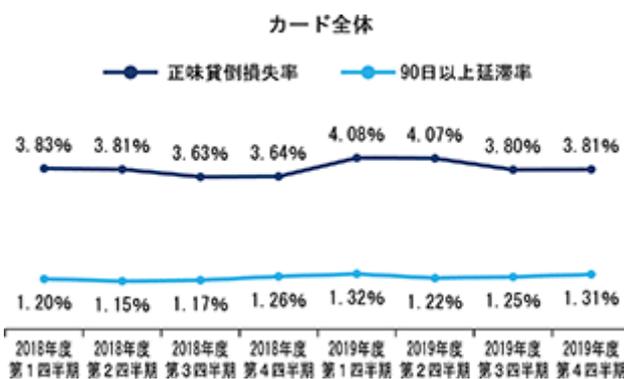
上記のグラフに示されるとおり、アジアGCBにおける正味貸倒損失率は、前四半期比で低下しましたが、これは主に季節的要因によるものです。一方で、90日以上延滞率は前四半期比では概ね変動はありませんでした。前年比では、正味貸倒損失率および90日以上延滞率は概ね変動はありませんでした。

アジアGCBのポートフォリオにおける変動の少なさは、同地域がターゲットとする顧客セグメントにおける強固な信用プロファイルを反映しています。過去数年間にわたりアジアの多くの市場において実施された規制上の変更もまた、ポートフォリオの信用度を安定させることとなりました。

与信費用、延滞貸出金およびシティの個人向け貸出金ポートフォリオに関するその他の情報の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における各事業部門の業績および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記14をご参照ください。

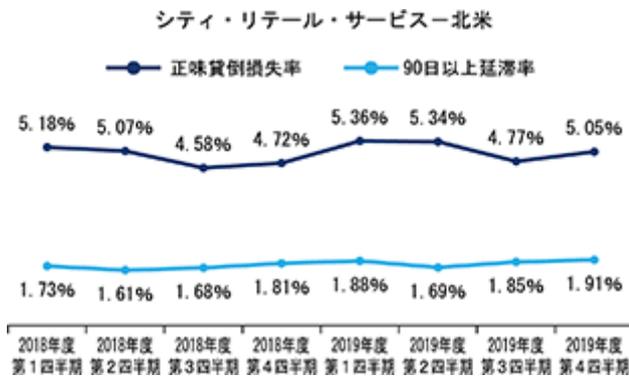
クレジットカードの動向

以下のグラフは、GCBにおけるカード全体、北米におけるシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスのポートフォリオならびにシティのラテンアメリカおよびアジアにおけるシティブランドのカードのポートフォリオの延滞債権および正味貸倒損失の四半期の動向を示しています。



北米GCBのシティブランドのカードのポートフォリオでは、自社ブランドのカードおよび提携ブランドのカードを発行しています。上記のグラフに示されるとおり、北米のシティブランドのカードの正味貸倒損失率は、前四半期比では比較的安定していましたが、90日以上延滞率は季節的要因により上昇しました。

前年比では、正味貸倒損失率および90日以上延滞率は、上昇しました。これは主に、より最近年度のシーズンング効果によるものです。

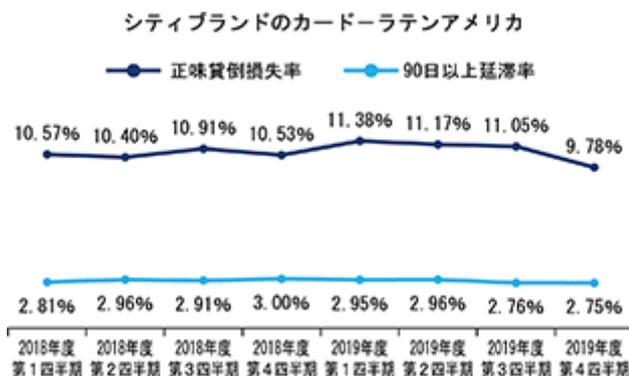


シティ・リテール・サービスは、自社ブランドおよび提携ブランドのカードを提供するために、20以上の小売業者およびディーラーと直接提携しています。シティ・リテール・サービスがターゲットとする市場は、ホームセンター、専門小売店、家庭用電化製品および燃料等の優良な産業セグメントを中心としています。

シティ・リテール・サービスでは、ターゲットとする業界内で強いロイヤリティ、融資または支払プログラムおよび成長のポテンシャルを有する提携先を追加する機会を継続的に見極めていきます。

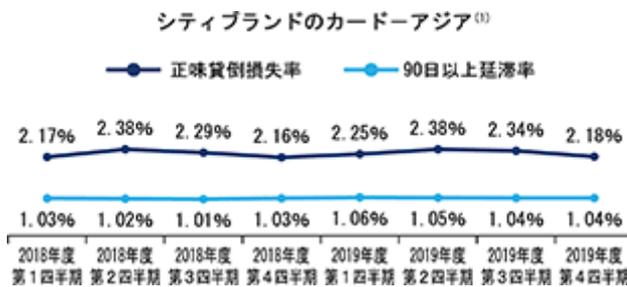
上記のグラフに示されるとおり、シティ・リテール・サービスの正味貸倒損失率および90日以上延滞率は前四半期比で上昇しましたが、これは主に、季節的要因によるものです。

前年比では、正味貸倒損失率および90日以上延滞率は上昇しましたが、これは主により長期の延滞バケットへの正味流入率の上昇によるものです。



ラテンアメリカGCBでは、自社ブランドのカードおよび提携ブランドのカードを発行しています。上記のグラフに示されるとおり、前四半期比では、ラテンアメリカのシティブランドのカードにおける正味貸倒損失率は、主に季節的要因により低下した一方、90日以上延滞率には、引き続き変動がありませんでした。

前年比では、正味貸倒損失率および90日以上延滞率は低下しましたが、これは主に最近年度の比率が高かったことによります。



(1) 表示されているすべての期間について、アジアにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国における貸出金およびリースが含まれています。

アジアGCBでは、自社ブランドのカードおよび提携ブランドのカードを発行しています。

上記のグラフに示されるとおり、アジアのシティブランドのカードにおける正味貸倒損失率は、主に季節的要因により、前四半期比で低下しました。一方で、90日以上延滞率は、引き続き概ね変動がありませんでした。

前年比での正味貸倒損失率および90日以上延滞率には概ね変動はありませんでした。

与信費用、延滞債権その他のシティのカードのポートフォリオに関する情報の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における各事業部門の業績および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記13をご参照ください。

北米カードのFICO分布

以下の表は、期末の受取債権に基づく、シティの北米のカードのポートフォリオについての現在のFICOスコア分布を示しています。FICOスコアは、ほぼすべてのポートフォリオについて毎月更新され、残りのポートフォリオについては四半期ごとに更新されます。

シティブランドのカード

FICO分布 ⁽¹⁾	2019年12月31日	2019年 9月30日	2018年12月31日
760超	42 %	41 %	42 %
680 - 760	41	41	41
680未満	17	18	17
合計	100 %	100 %	100 %

シティ・リテール・サービス

FICO分布 ⁽¹⁾	2019年12月31日	2019年 9月30日	2018年12月31日
760超	25 %	24 %	25 %
680 - 760	42	43	42
680未満	33	33	33
合計	100 %	100 %	100 %

(1) 表中のFICOスコア帯は、全体的な業界の競合他社発表のものと同様となっています。

シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスのカード双方に係るFICO分布は2019年度末現在、引き続き安定していました。

FICOスコアの詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記14をご参照ください。

個人向け与信の詳細の補足

個人向け貸出金の延滞債権および延滞率

(単位:百万ドル、期末貸 出金は十億ドル単位)	期末 貸出金 ⁽¹⁾			90日以上延滞債権 ⁽²⁾			30日以上89日以下延滞債権 ⁽²⁾		
	2019年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2017年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2017年 12月31日		
グローバル個人金融									
部門⁽³⁾⁽⁴⁾									
合計	\$ 299.9	\$ 2,737	\$ 2,550	\$ 2,378	\$ 3,001	\$ 2,864	\$ 2,687		
延滞率		0.91%	0.89%	0.84%	1.00%	1.00%	0.95%		
リテール・バンキング									
合計	\$ 124.8	\$ 438	\$ 416	\$ 415	\$ 816	\$ 752	\$ 747		
延滞率		0.35%	0.36%	0.35%	0.66%	0.64%	0.64%		
北米	50.3	146	135	134	334	265	256		
延滞率		0.29%	0.29%	0.29%	0.67%	0.56%	0.55%		
ラテンアメリカ	11.7	106	108	112	180	185	181		
延滞率		0.91%	0.95%	0.96%	1.54%	1.62%	1.55%		
アジア ⁽⁵⁾	62.8	186	173	169	302	302	310		
延滞率		0.30%	0.30%	0.29%	0.48%	0.52%	0.52%		
カード									
合計	\$ 175.1	\$ 2,299	\$ 2,134	\$ 1,963	\$ 2,185	\$ 2,112	\$ 1,940		
延滞率		1.31%	1.26%	1.19%	1.25%	1.25%	1.18%		
北米 - シティブランドの カード	96.3	915	812	768	814	755	698		
延滞率		0.95%	0.88%	0.85%	0.85%	0.82%	0.77%		
北米 - シティ・リテール・ サービス	52.9	1,012	952	845	945	932	830		
延滞率		1.91%	1.81%	1.72%	1.79%	1.77%	1.69%		
ラテンアメリカ	6.0	165	171	151	159	170	153		
延滞率		2.75%	3.00%	2.80%	2.65%	2.98%	2.83%		
アジア ⁽⁵⁾	19.9	207	199	199	267	255	259		
延滞率		1.04%	1.03%	1.01%	1.34%	1.32%	1.31%		
本社事項、本社業務/その 他 - 個人向け⁽⁶⁾									
合計	\$ 9.6	\$ 278	\$ 382	\$ 557	\$ 295	\$ 362	\$ 542		
延滞率		3.02%	2.63%	2.58%	3.21%	2.50%	2.51%		
シティグループ合計	\$ 309.5	\$ 3,015	\$ 2,932	\$ 2,935	\$ 3,296	\$ 3,226	\$ 3,229		
延滞率		0.98%	0.97%	0.91%	1.07%	1.07%	1.06%		

- (1) 期末貸出金には、クレジットカードの利息および手数料が含まれます。
- (2) 90日以上延滞率および30日以上89日以下延滞率は、期末貸出金（前受収益控除後）に基づいて算出されています。
- (3) 北米 - シティブランドのカードおよび北米 - シティ・リテール・サービスの90日以上延滞債権残高は、通常、未収利息を計上し続けています。シティグループの方針では、通常、クレジットカード貸出金については、180日延滞までは、それより前に破産の申立ての通知を受領しない限り未収利息を計上しています。
- (4) 米国政府系機関が保証する米国抵当貸付は、潜在的な損失が主に当該機関内に限定されるため、北米GCBのリテール・バンキングにおける90日以上延滞貸出金および30日以上89日以下延滞貸出金ならびに関連する比率から除外されています。90日以上延滞貸出金（および期末貸出金）から除外された金額は、2019年12月31日現在135百万ドル（5億ドル）、2018年12月31日現在211百万ドル（7億ドル）および2017年12月31日現在305百万ドル（8億ドル）でした。30日以上89日以下延滞貸出金から除外された金額（期末貸出金は上記と同じ調整額です。）は、2019年12月31日現在72百万ドル、2018年12月31日現在86百万ドルおよび2017年12月31日現在93百万ドルでした。
- (5) 表示されているすべての期間について、アジアにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国における延滞および貸出金が含まれています。
- (6) 米国政府系機関が保証する米国抵当貸付は、潜在的な損失が主に当該機関内に限定されるため、90日以上延滞貸出金および30日以上89日以下延滞貸出金ならびに関連する比率から除外されています。90日以上延滞貸出金から除外された金額（括弧内は期末貸出金から除外された金額）は、2019年12月31日現在172百万ドル（4億ドル）、2018年12月31日現在367百万ドル（8億ドル）および2017年12月31日現在663百万ドル（12億ドル）でした。各期間において30日以上89日以下延滞貸出金から除外された金額（期末貸出金は上記と同じ調整額）は、2019年12月31日現在55百万ドル、2018年12月31日現在122百万ドルおよび2017年12月31日現在164百万ドルでした。

個人向け貸出金の正味貸倒損失および比率

	平均貸出金 ⁽¹⁾		正味貸倒損失 ⁽²⁾⁽³⁾	
	2019年度	2019年度	2018年度	2017年度
(単位：百万ドル、 平均貸出金は十億ドル単位)				
グローバル個人金融部門				
合計	\$ 284.1	\$ 7,382	\$ 6,884	\$ 6,462
比率		2.60 %	2.48%	2.39%
リテール・バンキング				
合計	\$ 119.7	\$ 910	\$ 913	\$ 923
比率		0.76 %	0.78%	0.79%
北米	48.5	161	126	135
比率		0.33	0.27	0.29
ラテンアメリカ	11.5	494	545	550
比率		4.30	4.58	4.40
アジア ⁽⁴⁾	59.7	255	242	238
比率		0.43	0.41	0.42
カード				
合計	\$ 164.4	\$ 6,472	\$ 5,971	\$ 5,539
比率		3.94 %	3.72%	3.60%
北米 - シティブランドのカード	89.8	2,864	2,602	2,447
比率		3.19	2.97	2.90
北米 - シティ・リテール・サービス	49.9	2,558	2,357	2,155
比率		5.13	4.88	4.73
ラテンアメリカ	5.7	615	586	533
比率		10.79	10.65	10.06
アジア ⁽⁴⁾	19.0	435	426	404
比率		2.29	2.25	2.17
本社事項、本社業務/その他 - 個人向け⁽³⁾				
合計	\$ 11.9	\$ (6)	\$ 24	\$ 156
比率		(0.05) %	0.14%	0.57%
北米外	-	-	42	82
比率		-	6.00	4.32
北米	11.9	(6)	(18)	74
比率		(0.05)	NM	0.29
その他 ⁽⁵⁾	-	-	-	(21)
シティグループ合計	\$ 296.0	\$ 7,376	\$ 6,908	\$ 6,597
比率		2.49 %	2.33%	2.22%

(1) 平均貸出金には、クレジットカードの利息および手数料が含まれます。

(2) 正味貸倒損失の比率は平均貸出金（前受収益控除後）に基づいて算出されています。

(3) シティグループが2016年にアルゼンチンおよびブラジルの個人向け銀行業務を売却する契約を締結したことにより、2016年度第4四半期末において、これらの事業は売却目的保有（以下「HFS」といいます。）に分類されました。HFS貸出金は、その他資産に計上されるため、本表からは除外されています。さらに、HFSの会計処理の結果、約128百万ドルの正味貸倒損失が2017年度中の収益（その他収益）の減少として計上されました。したがって、これらの正味貸倒損失は本表には含まれていません。アルゼンチンおよびブラジルの個人向け銀行業務の売却は2017年に完了しました。

(4) 表示されているすべての期間について、アジアにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国における正味貸倒損失および平均貸出金が含まれています。

(5) 2017年度の正味貸倒損失は、レガシー資産に関する回収を反映しています。

米国個人向け抵当貸付の満期および固定金利・変動金利の別

(単位：百万ドル、2019年12月31日現在)

	1年以内満期	1年超5年以内	5年超	合計
米国個人向け抵当貸付の				
ポートフォリオ				
第1順位住宅抵当貸付	\$ 3	\$ 118	\$ 46,887	\$ 47,008
ホーム・エクイティ・ローン	92	330	8,801	9,223
合計	\$ 95	\$ 448	\$ 55,688	\$ 56,231
満期が1年超の米国個人向け抵当貸付				
の固定金利・変動金利の別				
固定金利の貸出金	\$	\$ 430	\$ 35,975	
変動または調整金利の貸出金		18	19,713	
合計	\$	\$ 448	\$ 55,688	

[前へ](#)

[次へ](#)

法人向け与信

シティの全体的な戦略に沿って、シティは、通常、シティの強固で幅広いグローバル・ネットワークを重視する大規模な多国籍企業を法人顧客としています。シティは、これらの顧客との間で、顧客のニーズに合わせ、キャッシュ・マネジメントおよびトレード・サービス、外国為替、融資、資本市場ならびにM & Aアドバイザー等の多数の商品を提供する関係性を構築することを目指しています。2019年度第4四半期現在、北米、ラテンアメリカおよびアジアにおけるGCBの一部として過年度に報告されたシティのコマーシャル・バンキング業務は、期末貸出金約280億ドルを含め、表示されているすべての期間について、ICGで報告されています。

法人向け与信ポートフォリオ

次表は、表示されている各期間について、プライベートバンク業務を除くICGにおけるシティの法人向け与信ポートフォリオ（担保またはヘッジ考慮前）を残存契約期間別に示したものです。

(単位： 十億ドル)	2019年12月31日現在				2019年9月30日現在				2018年12月31日現在			
	1年超		エクスポージャー 合計	1年以内	1年超		エクスポージャー 合計	1年以内	1年超		エクスポージャー 合計	
	1年以内	5年以内			5年超	5年超						
直接残高（貸借 対照表上） ⁽¹⁾	\$ 141	\$ 117	\$ 23	\$ 281	\$ 150	\$ 115	\$ 24	\$ 289	\$ 144	\$ 119	\$ 23	\$ 286
未実行貸出約定 （オフバランス 上） ⁽²⁾	145	249	17	411	133	250	16	399	111	253	18	382
エクスポージャー 合計	\$ 286	\$ 366	\$ 40	\$ 692	\$ 283	\$ 365	\$ 40	\$ 688	\$ 255	\$ 372	\$ 41	\$ 668

(1) 貸出、当座貸越、銀行引受手形およびリースを含みます。

(2) 未使用貸出約定、信用状および金融保証を含みます。

ポートフォリオの構成 - 地域、カウンターパーティーおよび産業

シティの法人向け与信ポートフォリオは、地域およびカウンターパーティーごとに多様化しています。次表は、このポートフォリオをシティの内部管理上の地域区分に基づく地域別にみた割合を示したものです。

	2019年 12月31日	2019年 9月30日	2018年 12月31日
北米	55 %	55 %	54 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	26	26	26
アジア	12	12	12
ラテンアメリカ	7	7	8
合計	100 %	100 %	100 %

法人向け与信ポートフォリオ全体にわたって正確かつ一貫したリスク格付けを維持することで、あらゆる業種、地域および商品における信用エクスポージャーの比較が容易になります。カウンターパーティーのリスク格付けは、カウンターパーティーによる債務不履行の可能性についての予測を反映しており、また、債務者または市場に特有の要因（経営実績、競争力、規制環境および商品価格等）についても考慮しつつ、実証された統計モデル、スコアカード・モデルおよび（一定の状況の下では）外部機関の格付けを活用して決定されます。融資枠のリスク格付けは、債務者の債務不履行の可能性および融資枠のデフォルト時損失率に影響を及ぼす要因（支援または担保等）を反映して付されます。一般的にBBB以上に相当する債務者の内部格付けは、投資適格とみなされる一方、これに満たない格付けは、投資不適格とみなされます。

シティグループは、一部の債務者については、必要に応じて、気候変動リスク評価および報告基準のような環境要因も取り入れています。評価される要因には、債務者の事業および物理的な資産に対する気候変動リスクの考慮、ならびに、該当する場合は、温室効果ガス排出を削減するための費用効率が高い選択肢の考慮が含まれます。

次表は、融資枠のリスク格付け別の法人向け与信ポートフォリオについて、その全体に占める割合を示したものです。

	エクスポージャー合計		
	2019年 12月31日	2019年 9月30日	2018年 12月31日
AAA / AA / A	46 %	46 %	47 %
BBB	36	36	35
BB / B	16	16	17
CCC以下	2	2	1
合計	100 %	100 %	100 %

注：エクスポージャー合計には、直接残高および未実行貸出約定が含まれています。

シティの法人向け与信ポートフォリオは、産業ごとにも分散されています。次表は、シティの法人向け与信ポートフォリオ全体に占める産業別の割合を示したものです。

	エクスポージャー合計		
	2019年 12月31日	2019年 9月30日	2018年 12月31日
運輸および工業	21 %	21 %	22 %
個人向け小売および健康	17	17	17
テクノロジー、メディアおよび通信	12	12	13
電力、化学、金属および鉱業	11	10	10
銀行 / ブローカー・ディーラー / 金融会社	8	8	8
不動産	8	8	8
エネルギーおよび商品	8	8	8
公共部門	4	4	5
保険および特別目的事業体	4	4	4
ヘッジファンド	4	4	4
その他の産業	3	4	1
合計	100 %	100 %	100 %

シティの法人向け与信ポートフォリオの詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記14をご参照ください。

信用リスクの軽減

全般的なリスク管理活動の一環として、シティグループは、資産の完全売却の他にも、法人向け与信ポートフォリオに存在する信用リスクの一部をヘッジするために、クレジット・デリバティブおよびその他のリスク軽減措置を利用しています。シティは、全期間のヘッジに加え、一部期間のヘッジを行うこともできます。一部期間のヘッジ満了前に、シティは、特に、商品の残存期間をヘッジする経済的実行可能性を判断します。クレジット・デリバティブに係る時価評価および実現損益に係る結果は、主に連結損益計算書の自己勘定取引に反映されています。

シティグループは、法人向け与信ポートフォリオのうち、2019年12月31日現在で352億ドル、2019年9月30日現在で295億ドル、2018年12月31日現在で302億ドルが、経済的にヘッジされていました。貸倒引当金の計算に用いられるシティグループの予想損失モデルには、時価評価されるクレジット・デリバティブおよびその他の軽減措置によるプラスの影響は含まれていません。また、上記の表で報告された直接残高および未実行貸出約定の金額は、これらのヘッジ取引の影響を反映していません。クレジット・プロテクションが経済的にヘッジしていた対象となる法人向け与信ポートフォリオ・エクスポージャーのリスク格付別分布は以下のとおりでした。

ヘッジされたエクスポージャーの格付け

	2019年 12月31日	2019年 9月30日	2018年 12月31日
AAA / AA / A	32 %	34 %	35 %
BBB	51	48	50
BB / B	15	17	14
CCC以下	2	1	1
合計	100 %	100 %	100 %

クレジット・プロテクションが経済的にヘッジしていた対象となる法人向け与信ポートフォリオ・エクスポージャーの産業別分布は以下のとおりでした。

ヘッジされたエクスポージャーの産業別分布

	2019年 12月31日	2019年 9月30日	2018年 12月31日
運輸および工業	24%	23%	23%
テクノロジー、メディアおよび通信	19	19	17
個人向け小売および健康	18	16	16
電力、化学、金属および鉱業	15	14	15
エネルギーおよび商品	9	9	11
保険および特別目的事業体	7	5	6
銀行/ブローカー・ディーラー/金融会社	3	5	4
公共部門	3	4	3
不動産	2	4	4
その他の産業	-	1	1
合計	100%	100%	100%

法人向け貸出金の満期および固定金利・変動金利の別

(単位：百万ドル、2019年12月31日)

現在)	1年以内満期	1年超5年以内	5年超	合計
法人向け貸出金				
米国内店				
商工業貸出金	\$ 20,679	\$ 21,623	\$ 13,627	\$ 55,929
金融機関貸出金	19,938	20,846	13,138	53,922
抵当貸付および不動産貸出金	19,735	20,633	13,003	53,371
割賦、リボルビング信用およびその				
他	11,550	12,077	7,611	31,238
リースファイナンス	477	499	314	1,290
米国外店	124,384	59,295	10,506	194,185
法人向け貸出金合計	\$ 196,763	\$ 134,973	\$ 58,199	\$ 389,935
満期が1年超の法人向け貸出金の				
固定金利・変動金利の別⁽¹⁾				
固定金利の貸出金	\$	22,432	\$ 20,676	
変動または調整金利の貸出金		112,541	37,523	
合計	\$	134,973	\$ 58,199	

(1) 契約条件に基づきます。実質的にはデリバティブ契約によって金利改定に関する区別が随時変更される場合があります。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記22をご参照ください。

個人向け与信および法人向け与信の詳細の補足

貸出金の残高

(単位:百万ドル)	12月31日現在				
	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
個人向け貸出金					
北米内店 ⁽¹⁾					
第1順位住宅抵当貸付 ⁽²⁾	\$ 47,008	\$ 47,412	\$ 49,375	\$ 53,131	\$ 56,872
ホーム・エクイティ・ローン ⁽²⁾	9,223	11,543	14,827	19,454	22,745
クレジットカード	149,163	144,542	139,718	133,297	113,352
個人向け、小規模企業向けおよびその他	3,699	4,046	4,140	5,290	5,396
合計	\$ 209,093	\$ 207,543	\$ 208,060	\$ 211,172	\$ 198,365
北米外店 ⁽¹⁾					
第1順位住宅抵当貸付 ⁽²⁾	\$ 37,686	\$ 35,972	\$ 37,419	\$ 35,336	\$ 40,139
クレジットカード	25,909	24,951	25,727	23,055	26,617
個人向け、小規模企業向けおよびその他	36,860	33,894	34,608	31,153	35,980
合計	\$ 100,455	\$ 94,817	\$ 97,754	\$ 89,544	\$ 102,736
個人向け貸出金(前受収益控除後)⁽³⁾	\$ 309,548	\$ 302,360	\$ 305,814	\$ 300,716	\$ 301,101
法人向け貸出金					
北米内店 ⁽¹⁾					
商工業貸出金	\$ 55,929	\$ 60,861	\$ 60,219	\$ 57,886	\$ 53,611
金融機関貸出金	53,922	48,447	39,128	35,517	36,425
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽²⁾	53,371	50,124	44,683	38,691	32,623
割賦、リボルビング信用およびその他	31,238	32,425	31,932	31,194	30,426
リースファイナンス	1,290	1,429	1,470	1,518	1,780
合計	\$ 195,750	\$ 193,286	\$ 177,432	\$ 164,806	\$ 154,865
北米外店 ⁽¹⁾					
商工業貸出金	\$ 112,668	\$ 114,029	\$ 113,178	\$ 100,532	\$ 99,442
金融機関貸出金	40,211	36,837	35,273	26,886	28,704
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽²⁾	9,780	7,376	7,309	5,363	5,106
割賦、リボルビング信用およびその他	27,303	25,685	22,638	19,965	23,185
リースファイナンス	95	103	190	251	303
政府および公共機関貸出金	4,128	4,520	5,200	5,850	4,911
合計	\$ 194,185	\$ 188,550	\$ 183,788	\$ 158,847	\$ 161,651
法人向け貸出金(前受収益控除後)⁽⁴⁾	\$ 389,935	\$ 381,836	\$ 361,220	\$ 323,653	\$ 316,516
貸出金合計(前受収益控除後)	\$ 699,483	\$ 684,196	\$ 667,034	\$ 624,369	\$ 617,617
貸倒引当金(実行済貸出分)	(12,783)	(12,315)	(12,355)	(12,060)	(12,626)
貸出金合計(前受収益および貸倒引当金控除後)	\$ 686,700	\$ 671,881	\$ 654,679	\$ 612,309	\$ 604,991
貸出金合計に対する貸倒引当金の割合					
(前受収益控除後) ⁽⁵⁾	1.84%	1.81%	1.86%	1.94%	2.06%
個人向け貸出金合計に対する個人向け					
貸倒引当金の割合(前受収益控除後) ⁽⁵⁾	3.20%	3.14%	3.08%	2.94%	3.08%
法人向け貸出金合計に対する法人向け					
貸倒引当金の割合(前受収益控除後) ⁽⁵⁾	0.75%	0.74%	0.82%	1.01%	1.08%

- (1) 北米には、米国、カナダおよびプエルトリコが含まれます。メキシコは、北米外店に含まれます。北米内店および北米外店の法人向け貸出金における区分は、会計上の所在地に基づいています。会計上の所在地と運営管理上の所在地の違いは重要ではありません。
- (2) 主として不動産により担保される貸出金。
- (3) 個人向け貸出金は、2019年12月31日時点で783百万ドル、2018年12月31日時点で742百万ドル、2017年12月31日時点で768百万ドル、2016年12月31日時点で803百万ドルおよび2015年12月31日時点で850百万ドルの前受収益が控除されています。個人向け貸出金に係る前受収益は、主に、未償却の組成手数料および費用、プレミアムならびにディスカウントです。
- (4) 法人向け貸出金は、2019年12月31日時点で(814)百万ドル、2018年12月31日時点で(855)百万ドル、2017年12月31日時点で(794)百万ドル、2016年12月31日時点で(730)百万ドルおよび2015年12月31日時点で(686)百万ドルの前受収益が控除されています。法人向け貸出金に係る前受収益は、主に、割引ベースで組成されたローンの前受利息です。
- (5) すべての期間において、公正価値で計上される貸出金が除外されています。

貸倒損失実績の詳細

(単位:百万ドル)	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
貸倒引当金期首残高	\$ 12,315	\$ 12,355	\$ 12,060	\$ 12,626	\$ 15,994
貸倒引当金繰入額					
個人向け	\$ 7,751	\$ 7,258	\$ 7,329	\$ 6,207	\$ 6,073
法人向け	467	96	174	542	1,035
合計	\$ 8,218	\$ 7,354	\$ 7,503	\$ 6,749	\$ 7,108
貸倒損失(総額)					
個人向け					
米国内店	\$ 6,538	\$ 5,971	\$ 5,664	\$ 4,874	\$ 5,439
米国外店	2,316	2,351	2,377	2,594	3,077
法人向け					
商工業貸出金					
米国内店	265	121	223	370	173
米国外店	196	208	401	334	297
金融機関貸出金					
米国内店	-	3	3	5	-
米国外店	3	7	1	5	4
抵当貸付および不動産貸出金					
米国内店	23	2	2	34	8
米国外店	-	2	2	6	43
合計	\$ 9,341	\$ 8,665	\$ 8,673	\$ 8,222	\$ 9,041
債権の回収⁽¹⁾					
個人向け					
米国内店	\$ 975	\$ 912	\$ 892	\$ 972	\$ 954
米国外店	503	502	552	576	642
法人向け					
商工業貸出金					
米国内店	28	47	31	31	43
米国外店	59	78	117	79	84
金融機関貸出金					
米国内店	-	-	1	1	7
米国外店	-	3	1	1	2
抵当貸付および不動産貸出金					
米国内店	8	6	2	1	7
米国外店	-	4	1	-	-
合計	\$ 1,573	\$ 1,552	\$ 1,597	\$ 1,661	\$ 1,739
正味貸倒損失					
米国内店	\$ 5,815	\$ 5,132	\$ 4,966	\$ 4,278	\$ 4,609
米国外店	1,953	1,981	2,110	2,283	2,693
合計	\$ 7,768	\$ 7,113	\$ 7,076	\$ 6,561	\$ 7,302
その他 - 正味 ⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾	\$ 18	\$ (281)	\$ (132)	\$ (754)	\$ (3,174)
貸倒引当金期末残高	\$ 12,783	\$ 12,315	\$ 12,355	\$ 12,060	\$ 12,626
貸倒引当金が貸出金合計に占める割合 ⁽⁹⁾	1.84%	1.81%	1.86%	1.94%	2.06%
未実行貸出約定に関する引当金 ⁽⁸⁾⁽¹⁰⁾	\$ 1,456	\$ 1,367	\$ 1,258	\$ 1,418	\$ 1,402
貸倒引当金および未実行貸出約定に関する引当金合計	\$ 14,239	\$ 13,682	\$ 13,613	\$ 13,478	\$ 14,028
正味個人向け貸倒損失	\$ 7,376	\$ 6,908	\$ 6,597	\$ 5,920	\$ 6,920
平均個人向け貸出金に占める割合	2.49%	2.33%	2.22%	2.00%	2.19%
正味法人向け貸倒損失	\$ 392	\$ 205	\$ 479	\$ 641	\$ 382
平均法人向け貸出金に占める割合	0.10%	0.05%	0.14%	0.20%	0.12%
種類別引当金期末残高⁽¹¹⁾					
個人向け	\$ 9,897	\$ 9,504	\$ 9,412	\$ 8,842	\$ 9,273
法人向け	2,886	2,811	2,943	3,218	3,353
シティグループ合計	\$ 12,783	\$ 12,315	\$ 12,355	\$ 12,060	\$ 12,626

- (1) 回収は、回収業務が成功した場合のみに発生する一定の回収費用が減額されています。
- (2) 買収、処分、証券化、外貨換算、取得原価の配分に伴う調整等による引当金の変動等、貸倒引当金に対するすべての調整が含まれます。
- (3) 2019年度には、各種不動産ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う約42百万ドルの減少が含まれます。さらに2019年度には、外貨換算に伴う約60百万ドルの増加が含まれます。
- (4) 2018年度には、各種貸出金ポートフォリオの売却またはHFSへの振替えに伴う約201百万ドルの減少が含まれます。この中には各種不動産ローン・ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う約91百万ドルが含まれます。さらに2018年度には、外貨換算に伴う約60百万ドルの減少が含まれます。
- (5) 2017年度には、各種貸出金ポートフォリオの売却またはHFSへの振替えに伴う約261百万ドルの減少が含まれます。この中には各種不動産ローン・ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う約106百万ドルが含まれます。さらに2017年度には、外貨換算に伴う約115百万ドルの増加が含まれます。
- (6) 2016年度には、各種貸出金ポートフォリオの売却またはHFSへの振替えに伴う約574百万ドルの減少が含まれます。この中には各種不動産ローン・ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う約106百万ドルが含まれます。さらに2016年度には、外貨換算に伴う約199百万ドルの減少が含まれます。
- (7) 2015年度には、各種貸出金ポートフォリオの売却またはHFSへの振替えに伴う約24億ドルの減少が含まれます。この中には各種不動産ローン・ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う約15億ドルが含まれます。さらに2015年度には、外貨換算に伴う約474百万ドルの減少が含まれます。
- (8) 2015年度には、貸倒引当金271百万ドルの未実行貸出約定に関する引当金への組替えが含まれ、その他の項目に計上されています。この組替えは、法人向け与信ポートフォリオの貸倒引当金のうち実行済分と未実行分間の配分の変更による271百万ドルが反映されたものであり、これらのポートフォリオの対象となる信用実績の変動を反映したものではありません。
- (9) 2019年12月31日は41億ドル、2018年12月31日は32億ドル、2017年12月31日は44億ドル、2016年12月31日は35億ドル、および2015年12月31日は50億ドルの、公正価値で計上された貸出金を除きます。
- (10) 連結貸借対照表のその他負債として計上されている追加の引当金を表しています。
- (11) 貸倒引当金は、経営陣の最善の予測によるポートフォリオに内在する予想損失ならびに個々に評価された大口の減損貸出金および不良債権のリストラチャリングに関連する予想損失を表しています。「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 - 「重要な会計方針および重要な見積り」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。引当金の配分は分析目的でのみ行われるものであり、引当金の全額をポートフォリオ全体に内在する予想貸倒損失を吸収するために利用することができます。

貸倒引当金

次表は、シティの貸倒引当金、貸出金およびカバレッジ比率に関する情報の詳細を表しています。

(単位：十億ドル)	2019年12月31日		
	貸倒引当金	貸出金 (前受収益 控除後)	貸出金に対する 引当金の割合 ⁽¹⁾
北米カード ⁽²⁾	\$ 7.0	\$ 149.2	4.7%
北米抵当貸付 ⁽³⁾	0.3	56.2	0.5
北米その他	0.1	3.7	2.7
北米外カード	0.7	25.9	2.7
北米外その他 ⁽⁴⁾	1.8	74.6	2.4
個人向け合計	\$ 9.9	\$ 309.6	3.2%
法人向け合計	2.9	389.9	0.7
シティグループ合計	\$ 12.8	\$ 699.5	1.8%

(1) 貸出金に対する引当金の割合からは、公正価値で計上される貸出金が除外されています。

(2) シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの両方が含まれます。貸倒引当金70億ドルは、正味貸倒損失に対して同時に引当可能な金額の約15ヶ月分に相当していました。

(3) 3億ドルのうち、ほぼ全額が本社事項、本社業務/その他の北米抵当貸付に配分されました。これには、ASC 450-20およびASC 310-10-35(不良債権のリストラクチャリング)に基づいてそれぞれ決定された1億ドルおよび2億ドルが含まれています。貸出金562億ドルのうち、約542億ドルおよび約20億ドルの貸出金が、それぞれ、ASC 450-20およびASC 310-10-35(不良債権のリストラクチャリング)に基づいて評価されました。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記15をご参照ください。

(4) 抵当貸付およびその他の個人向け貸出金が含まれます。

(単位：十億ドル)	2018年12月31日		
	貸倒引当金	貸出金 (前受収益 控除後)	貸出金に対する 引当金の割合 ⁽¹⁾
北米カード ⁽²⁾	\$ 6.6	\$ 144.5	4.6%
北米抵当貸付 ⁽³⁾	0.4	59.0	0.7
北米その他	0.1	4.0	2.5
北米外カード	0.7	25.0	2.8
北米外その他 ⁽⁴⁾	1.7	69.9	2.4
個人向け合計	\$ 9.5	\$ 302.4	3.1%
法人向け合計	2.8	381.8	0.7
シティグループ合計	\$ 12.3	\$ 684.2	1.8%

(1) 貸出金に対する引当金の割合からは、公正価値で計上される貸出金が除外されています。

(2) シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの両方が含まれます。貸倒引当金66億ドルは、正味貸倒損失に対して同時に引当可能な金額の約16ヶ月分に相当していました。

(3) 4億ドルのうち、ほぼ全額が本社事項、本社業務/その他の北米抵当貸付に配分されました。これには、ASC 450-20およびASC 310-10-35(不良債権のリストラクチャリング)に基づいて決定されたそれぞれ約1億ドルおよび約3億ドルが含まれます。貸出金590億ドルのうち、約563億ドルおよび約25億ドルが、それぞれ、ASC 450-20およびASC 310-10-35(不良債権のリストラクチャリング)に基づいて評価されました。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記15をご参照ください。

(4) 抵当貸付およびその他の個人向け貸出金が含まれます。

未収利息非計上貸出金および不稼動資産ならびに再調整貸出金

未収利息非計上貸出金および不稼動資産ならびに再調整貸出金については、一部の金額が重複しています。以下は、各分類の一般的な説明を要約したものです。

未収利息非計上貸出金および不稼動資産：

- ・ 法人向け貸出金および（コマーシャル・バンキングを含む）個人向け貸出金の未収利息非計上への区分は、元利金の支払が疑わしいという判断に基づいています。
- ・ 法人向け貸出金については、未収利息非計上に分類されながら、なお当該貸出の仕組に則った条件に基づいて返済が行われている場合があります。未収利息非計上貸出金は、利息支払について返済が続いている場合があります。シティの法人向け未収利息非計上貸出金のうち返済が行われていたのは、2019年12月31日時点で約44パーセント、2019年9月30日時点で約41パーセント、2018年12月31日時点では約48パーセントでした。
- ・ 個人向け貸出金の未収利息非計上への区分は、一般的に、時間経過、つまり、借り手の支払が遅延しているか否かに基づいています。
- ・ 個人向け抵当貸付は、連邦住宅局（FHA）付保貸出金を除き、借り手が破産の申立てをした旨の通知から60日以内に未収利息非計上貸出金に分類されます。また、ホーム・エクイティ・ローンは、関連する第1順位住宅抵当貸付が90日以上遅延している場合、未収利息非計上貸出金に分類されます。
- ・ 北米のシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスは、業界の基準では、クレジットカード・ローンは償却される（通常約定返済日から180日遅滞した時点で行われます。）まで未収利息を計上するため、含まれません。

再調整貸出金：

- ・ 不良債権のリストラクチャリング（以下「TDR」といいます。）で条件が変更された法人向けおよび個人向け双方の貸出金が含まれます。
- ・ 未収利息計上および未収利息非計上の両方のTDRが含まれます。

未収利息非計上貸出金

次表は、表示期間におけるシティグループの未収利息非計上貸出金を要約したものです。未収利息非計上貸出金は、利払いが継続している可能性があります。最終的に支払われるべき元本の一部しか回収できないとシティが合理的に予測する場合には、受領した支払額の全額が受取利息ではなく元本の減少として反映されます。その他すべての未収利息非計上貸出金について、現金による利息の受取額は、一般に収益として計上されます。

(単位：百万ドル)	12月31日現在				
	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
法人向け未収利息非計上貸出金⁽¹⁾⁽²⁾					
北米	\$ 1,214	\$ 586	\$ 966	\$ 1,291	\$ 1,005
ヨーロッパ・中東・アフリカ	430	375	849	904	347
ラテンアメリカ	473	307	348	441	421
アジア	71	243	70	220	191
法人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 2,188	\$ 1,511	\$ 2,233	\$ 2,856	\$ 1,964
個人向け未収利息非計上貸出金⁽¹⁾⁽³⁾					
北米	\$ 905	\$ 1,138	\$ 1,468	\$ 1,854	\$ 2,328
ラテンアメリカ	632	638	688	648	756
アジア ⁽⁴⁾	279	250	243	221	206
個人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 1,816	\$ 2,026	\$ 2,399	\$ 2,723	\$ 3,290
未収利息非計上貸出金合計	\$ 4,004	\$ 3,537	\$ 4,632	\$ 5,579	\$ 5,254

- (1) 取得した不良債権は、一般に利息が付加されるため、除外されています。かかる債権の簿価は、2019年12月31日現在128百万ドル、2018年12月31日現在128百万ドル、2017年12月31日現在167百万ドル、2016年12月31日現在187百万ドルおよび2015年12月31日現在250百万ドルでした。
- (2) 2016年度における法人向け未収利息非計上貸出金の増加は、主にシティの北米およびヨーロッパ・中東・アフリカのエネルギーおよびエネルギー関連法人向け与信エクスポージャーに関連したものです。
- (3) 2015年度における個人向け未収利息非計上貸出金の減少には、抵当貸付約80億ドルのHFS貸出金（その他資産に含まれています。）への振替えに関連する影響が含まれています。
- (4) 表示されているすべての期間について、アジアにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国における残高が含まれています。

シティグループの未収利息非計上貸出金の変動は以下のとおりでした。

(単位：百万ドル)	2019年度			2018年度		
	法人	個人	合計	法人	個人	合計
未収利息非計上貸出金						
期首残高	\$ 1,511	\$ 2,026	\$ 3,537	\$ 2,233	\$ 2,399	\$ 4,632
増加	3,407	2,954	6,361	2,108	3,148	5,256
売却および						
売却目的保有（HFS）への振替え	(23)	(171)	(194)	(119)	(268)	(387)
正常貸出金への回復	(68)	(431)	(499)	(127)	(629)	(756)
一部返済 / 決済	(2,496)	(902)	(3,398)	(2,282)	(1,052)	(3,334)
貸倒償却額	(268)	(1,444)	(1,712)	(196)	(1,634)	(1,830)
その他	125	(216)	(91)	(106)	62	(44)
期末残高	\$ 2,188	\$ 1,816	\$ 4,004	\$ 1,511	\$ 2,026	\$ 3,537

不稼働資産

次表は、表示期間におけるシティグループのその他保有不動産（以下「OREO」といいます。）資産の概要です。これは、差押えまたはその他の法的手続によって取得したすべての不動産を、シティが担保物件の所有権を得た時点の簿価で表しています。

(単位：百万ドル)	12月31日現在				
	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
OREO					
北米	\$ 39	\$ 64	\$ 89	\$ 161	\$ 166
ヨーロッパ・中東・アフリカ	1	1	2	-	1
ラテンアメリカ	14	12	35	18	38
アジア	7	22	18	7	4
OREO合計	\$ 61	\$ 99	\$ 144	\$ 186	\$ 209
不稼働資産					
法人向け未収利息非計上貸出金	\$ 2,188	\$ 1,511	\$ 2,233	\$ 2,856	\$ 1,964
個人向け未収利息非計上貸出金	1,816	2,026	2,399	2,723	3,290
未収利息非計上貸出金 (NAL)	\$ 4,004	\$ 3,537	\$ 4,632	\$ 5,579	\$ 5,254
OREO	\$ 61	\$ 99	\$ 144	\$ 186	\$ 209
不稼働資産 (NAA)	\$ 4,065	\$ 3,636	\$ 4,776	\$ 5,765	\$ 5,463
貸出金合計に対するNALの割合	0.57%	0.52%	0.69%	0.89%	0.85%
資産合計に対するNAAの割合	0.21	0.19	0.26	0.32	0.32
NALに対する貸倒引当金の割合 ⁽¹⁾	319	348	267	216	240

(1) 貸倒引当金にはシティのクレジットカード・ポートフォリオに関する引当金および取得した不良債権に関する引当金が含まれますが、クレジットカード残高（一部の北米外ポートフォリオを除きます。）および取得した不良債権は償却されるまで未収利息を計上し続けるため、未収利息非計上貸出金から除外されています。

再調整貸出金

次表はTDRにおいて条件変更がなされたシティの貸出金を示しています。

(単位：百万ドル)	2019年 12月31日	2018年 12月31日
法人向け再調整貸出金⁽¹⁾		
米国内店		
商工業貸出金	\$ 226	\$ 188
抵当貸付および不動産貸出金	57	111
金融機関貸出金	-	16
その他	4	2
合計	\$ 287	\$ 317
米国外店		
商工業貸出金 ⁽²⁾	\$ 200	\$ 226
抵当貸付および不動産貸出金	22	12
金融機関貸出金	-	9
その他	40	-
合計	\$ 262	\$ 247
法人向け再調整貸出金合計	\$ 549	\$ 564
個人向け再調整貸出金⁽³⁾		
米国内店		
抵当貸付および不動産貸出金	\$ 1,956	\$ 2,520
カード	1,464	1,338
割賦およびその他	17	13
合計	\$ 3,437	\$ 3,871
米国外店		
抵当貸付および不動産貸出金	\$ 305	\$ 299
カード	466	480
割賦およびその他	400	387
合計	\$ 1,171	\$ 1,166
個人向け再調整貸出金合計	\$ 4,608	\$ 5,037

(1) 前出の未収利息非計上貸出金の表に含まれている2019年12月31日現在472百万ドルおよび2018年12月31日現在466百万ドルの未収利息非計上貸出金を含みます。残りの貸出金は未収利息を計上しています。

(2) TDRとして反映されている条件変更に加え、シティは、2019年12月31日および2018年12月31日現在、それぞれ、米国外店において26百万ドルおよび2百万ドルの商業貸出金（資産分類は銀行監督当局の定義により、リスクの格付けが「要注意不良資産」またはそれ以下とされたもの）についても条件変更を行いました。これらの条件変更には、猶予が含まれていなかったため、TDRとはみなされませんでした。

(3) 前出の未収利息非計上貸出金の表に含まれている2019年12月31日現在814百万ドルのおよび2018年12月31日現在933百万ドルの未収利息非計上貸出金を含みます。残りの貸出金は未収利息を計上しています。

貸出金に係る逸失受取利息⁽¹⁾

(単位：百万ドル)	米国内店	米国外店	2019年度 合計
当初の約定利率で計上されていた場合の受取利息 ⁽²⁾	\$ 488	\$ 421	\$ 909
受取利息として認識された金額 ⁽²⁾	130	112	242
逸失受取利息	\$ 358	\$ 309	\$ 667

(1) 利息計上が停止された法人向け未収利息非計上貸出金、再調整貸出金および個人向け貸出金に関するものです。

(2) 米国外店の受取利息は、一部の国におけるインフレおよび通貨価値修正の影響を含めて、各国の実勢金利を反映する場合があります。

[前へ](#) [次へ](#)

流動性リスク

概要

十分かつ多様な資金調達源および流動性のリソースは、シティの事業にとって不可欠です。資金調達リスクおよび流動性リスクは、複数の要因から生じますが、金融市場の混乱、主要な資金調達源の変更、クレジット・スプレッド、シティの信用格付けの変更ならびにマクロ経済的および地政学的な状況等、その多くについて、シティのコントロールはほとんど、または全く及びません。詳細については、上記「リスク要因」をご参照ください。

シティの資金調達および流動性の管理目的は、()既存の資産基盤の資金を調達し、()中核事業を成長させ、()様々な悪条件(様々な期間および程度にわたる当社固有の事由や市場の流動性に関する事由を含みます。)の下でもシティが事業を行えるよう、適切に構成された十分な流動性を維持し、()規制上の要件(とりわけ破綻時清算計画に関連する要件を含みます。(詳細については、下記「長期債務 破綻時清算計画」および「長期債務 総損失吸収能力(TLAC)」をご参照ください。))を満たすことにあります。シティグループの主要な流動性目標は事業体ごとに設定されており、また、全体として次の2つの主要カテゴリーごとに設定されています。

- ・シティバンク(シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー、シティバンク・シンガポール・リミテッドおよびシティバンク(香港)リミテッドが含まれます。)
- ・シティの非銀行系およびその他の事業体(親持株会社(シティグループ・インク)ならびにシティグループに連結されている、シティの主要な中間持株会社(シティコープ・エルエルシー)、シティのブローカー・ディーラーである子会社(シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドおよびシティグループ証券株式会社を含みます。)およびその他の銀行・非銀行系子会社(シティバナメックスを含みます。))が含まれます。)

シティグループ全体レベルにおいて、シティの目標は、ストレス下においても、支払期限に債務を返済するために、顧客資産のための資金を十分に維持し、適切な金額の現金および高品質流動資産(下記で議論されます。)を提供するために、金額および契約期間の面で十分な資金を維持することです。流動性リスクの管理の枠組みでは、全体の要件に加えて、一定の事業体が流動性につき自らの必要を満たしていること、または最終的な流動性提供者となること(その定められたストレス・テストに基づき設定される条件におけるものを含みます。)を定めています。

シティの主な資金調達源には、()シティの銀行子会社を通じた預金(シティにとって最も安定的で最も低コストの長期資金調達源です。)、()主に親会社および一部の銀行子会社で発行される長期債務(主に非劣後債および劣後債)ならびに()株主資本が含まれます。これらの資金調達源は、主に担保付資金調達取引の形式で行われる短期借入金によって補完されることがあります。

上記のとおり、シティの資金調達および流動性の枠組みにより、これらの資金調達源の契約期間は、その資産基盤の契約期間との関連で十分な長さが確保されます。シティの資産・負債管理の目標は、負債の流動性および契約期間の構造が、資産の流動性プロファイルに対して上回った状態を確保することです。これにより、資産の満期や現金化の前に負債の支払期限が到来するリスクが軽減されます。この超過流動性は、主に高品質流動資産（以下「HQLA」といいます。）の形で保有されており、下記の表に示されています。

トレジャリーは、集中管理されたトレジャリー・モデルを通じて、独立リスク管理部門による独立した監視のもとで各地域および国内の財務役と連携してシティの流動性を管理します。このアプローチに基づき、シティのHQLAの管理にあたっては、シティ全体の資産・負債管理および事業体レベルの流動性の十分に重きが置かれています。

チーフ・リスク・オフィサーおよびシティのCFOが、シティの資産負債管理委員会（以下「ALCO」といいます。）の共同委員長を務めます。ALCOには、シティの財務役およびその他の上級経営陣も参加しています。ALCOは、とりわけ、流動性ポートフォリオの戦略を策定し、そのパフォーマンスを監督します。ポートフォリオ資産配分に重大な変更を加える場合は、ALCOによる承認を受ける必要があります。

流動性モニタリングおよび測定

ストレス・テスト

シティの主要な事業体、事業子会社および国のそれぞれについて、流動性ストレス・テストが実施されています。ストレス・テストおよびシナリオ分析は、ある負の流動性事由が貸借対照表および流動性ポジションに与える影響を数値で表すこと、ならびに使用できる実行可能な資金調達の代替策を特定することを意図しています。これらのシナリオには、重要な資金調達源の著しい変更、市場トリガー（信用格付け等）、資金調達の利用可能性ならびにマクロ経済的および地政学的な状況等に関する仮定が含まれています。これには、期待される市況およびストレス状態にある市況、ならびに会社特有の事由を含みます。

流動性ストレス・テストは、流動性の調達と運用の潜在的なミスマッチを特定するために、様々な期間にわたって、異なるストレス状況下で実施されます。流動性限度額はこれに応じて設定されます。事業体の流動性を監視するため、これらのストレス・テストおよび潜在的なミスマッチは、毎日実施される複数のテストとともに様々な頻度で計算されます。

潜在的なストレスの範囲を基に、シティは連結ベースおよび個別の事業体ごとに、資金調達に関するコンティンジェンシー・プランを維持しています。これらのプランでは、不利な市況または特異なストレス等様々な場合において容易に利用可能な幅広い取組みを規定しています。

高品質流動資産（HQLA）

(単位：十億ドル)	シティバンク			非銀行系および その他の事業体			合計		
	2019年	2019年	2018年	2019年	2019年	2018年	2019年	2019年	2018年
	12月31日	9月30日	12月31日	12月31日	9月30日	12月31日	12月31日	9月30日	12月31日
利用可能な現金	\$ 158.7	\$ 123.7	\$ 97.1	\$ 2.1	\$ 31.8	\$ 27.6	\$ 160.8	\$ 155.5	\$ 124.7
米国ソブリン債	100.2	94.3	103.2	29.6	32.4	24.0	129.8	126.7	127.2
米国諸機関証券/ 諸機関MBS	56.9	55.5	60.0	4.4	4.6	5.8	61.3	60.1	65.8
外国政府証券 ⁽¹⁾	66.4	65.9	76.8	16.5	10.9	6.3	82.9	76.8	83.1
その他の投資適格債 券	2.4	2.9	1.5	0.5	0.7	1.4	2.8	3.6	2.9
HQLA合計（平均）	\$ 384.6	\$ 342.3	\$ 338.6	\$ 53.1	\$ 80.4	\$ 65.1	\$ 437.6	\$ 422.7	\$ 403.7

注：上記の表の金額は、平均ベースで表示されています。証券については、金額は実現される可能性のある流動価値を表しており、したがって、担保権が設定されている証券は除外されていますが、証券金融取引に要求されるヘアカットは組み込まれています。上記の表には、連邦準備法第23A条を含む、法人間の流動性の流通を限定する可能性のある様々な制限が組み込まれています。

- (1) 外国政府証券には、外国主権国家、外国政府機関および多国籍開発銀行によって発行または保証された有価証券が含まれます。外国政府証券は、主に現地の流動性要件およびシティの現地の事業基盤を支援するために保有されており、主にメキシコ、香港、韓国、シンガポール、インドおよびブラジルの政府債が含まれています。

上記の表には、シティグループの連結流動性カバレッジ比率（以下「LCR」といいます。）の計算において米国LCR規則に基づき算入可能な、シティグループの事業体が保有するHQLAの平均額が含まれています。かかる金額には、当該事業体の最低要件を充足するために必要とされるHQLAと、当該最低要件の超過分でシティグループのその他の事業体に振替可能とみなされる金額が含まれています。シティグループのHQLAは、預金の増加および長期債務発行を反映し、前四半期比で増加しました。

シティがそのメンバーとなっている連邦住宅貸付銀行（以下「FHLB」といいます。）から利用可能な借入能力は、2019年12月31日現在約350億ドル（これに対して2019年9月30日現在は400億ドルおよび2018年12月31日現在は290億ドル）で、当該銀行に対して差し入れられた適格担保の形で維持されていますが、これは上述のシティのHQLAには含まれません。米国連邦準備銀行割引窓口またはその他の中央銀行におけるシティの借入能力も、上述のリソースに追加されることがありますが、これもHQLAには含まれません。

短期流動性測定：流動性カバレッジ比率（LCR）

シティの主要な事業体、事業子会社および国で実施される30日間の内部流動性ストレス・テストに加えて、シティは、LCRも参照して流動性の監視を行っています。

一般的に、LCRは、銀行が、深刻な30日間のストレス・シナリオ下で、流動性ニーズを満たすために十分な水準のHQLAを確実に維持することをねらいとしています。LCRは、HQLAを、ストレス下にある30日間の見積純資金流出額で除して計算されます。純資金流出額は、規定された流出率を様々な負債項目（預金、無担保および有担保ホールセール借入金、未使用貸出約定ならびにデリバティブ関連エクスポージャー等）に適用し、30日以内に満期となる資産からの資金流入額を控除することにより算定されます。銀行は、純資金流出合計額の算定に際して、30日以内の契約上の資金流出額と流入額の潜在的な満期のミスマッチに対処するために加算する値を計算するよう求められます。LCR要件の最低値は100パーセントとなっています。

次表は、各表示期間におけるシティのLCR算出の構成要素および純資金流出額を上回るHQLAについての詳細です。

(単位：十億ドル)	2019年12月31日	2019年9月30日	2018年12月31日
HQLA	\$ 437.6	\$ 422.7	\$ 403.7
純資金流出額	382.0	373.4	334.8
LCR	115 %	113 %	121 %
純資金流出額を上回るHQLA	\$ 55.6	\$ 49.3	\$ 68.9

注：金額は、平均ベースで表示されています。

シティの平均LCRは、長期債務発行を反映して、前四半期比で増加しました。

長期流動性測定：純安定調達比率（NSFR）

2016年度に、連邦準備制度理事会、FDICおよびOCCは、バーゼル NSFR規制を施行するための規則案を公表しました。

米国が提案した純安定調達比率（以下「NSFR」といいます。）は、大部分が、バーゼル委員会の最終NSFR規則と合致しています。一般的に、NSFRは、要求された水準に対する銀行の安定調達額の利用可能性を評価します。銀行の利用可能な安定調達額には、株式、預金および長期債務の一部が含まれることとなります。一方、所要安定調達額は、資産、デリバティブおよびコミットメントの流動性の特性および制限期間に基づくものとなります。所定の要因は、様々なカテゴリーの資産および負債分類に適用される必要があります。所要安定調達額に対する利用可能な安定調達額の比率は、100パーセントを超えることを要求されます。

シティは、2019年12月31日現在、米国NSFR規則案を遵守していると考えていますが、当該規則の最終版をもって評価する必要があります。シティは、NSFR最終規則の実施期間が、当該規則の最終版と併せて調達されるであろうと予想しています。

貸出金

資金調達および流動性の目的の一つとして、シティは、その既存の資産基盤に適切に資金を供給するとともに、貸出金ポートフォリオを含むGCBおよびICGの事業を成長させるための十分な流動性を維持することに努めています。シティは、個人および法人の顧客に対する多様な貸出金のポートフォリオを有しています。次表は、各表示期間における事業および/またはセグメント別の平均貸出金および期末貸出金合計の詳細です。

(単位：十億ドル)	2019年 12月31日	2019年 9月30日	2018年 12月31日
グローバル個人金融部門			
北米	\$ 192.7	\$ 188.8	\$ 186.8
ラテンアメリカ	17.4	17.0	16.9
アジア ⁽¹⁾	80.9	78.3	76.7
合計	\$ 291.0	\$ 284.1	\$ 280.4
インスティテューショナル・クライアント・グループ			
法人貸付業務	\$ 154.2	\$ 160.9	\$ 158.2
トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション (TTS)	74.5	72.5	77.0
プライベートバンク業務	106.6	104.0	94.7
マーケット&セキュリティーズ・サービスおよびその他	56.0	52.3	49.2
合計	\$ 391.3	\$ 389.7	\$ 379.1
本社事項、本社業務/その他合計	\$ 10.3	\$ 11.2	\$ 16.0
シティグループ貸出金合計(平均)	\$ 692.6	\$ 685.0	\$ 675.5
シティグループ貸出金合計(期末)	\$ 699.5	\$ 691.7	\$ 684.2

(1) 表示されたすべての期間について、ヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国における貸出金を含みます。

期末貸出金は、前年同期比で2パーセント増加し、前四半期比では1パーセント増加しました。平均ベースでは、貸出金は、前年同期比で3パーセント増加し、前四半期比では1パーセント増加しました。

外貨換算の影響を除くと、平均貸出金は前年同期比で3パーセント増加しましたが、これは、GCBおよびICGにおいて合計4パーセント増加したことによるものです。GCBの平均貸出金は、北米GCBおよびアジアGCBにおける継続的な増加に伴い、4パーセント増加しました。ラテンアメリカGCBの平均貸出金は、業界全体の取引量が低下したことを反映して、前年同期比で概ね横ばいでした。

ICGの平均貸出金は、前年同期比で3パーセント増加しました。トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション(以下「TTS」といいます。)の貸出金は、前年同期比で3パーセント減少しました。これは、シティが顧客をサポートする一方で、引き続きその販売能力を活かしてバランスシートを最適化したためです。法人貸付業務の貸出金は、2パーセント減少しました。これは、一過性の顧客の資金調達需要に加え、デット・キャピタル・マーケットの組成業務が活発に行われた四半期であったことを反映していました。プライベートバンク業務の貸出金は、地域全体の成長を反映し、13パーセント増加しました。これは、新規顧客および既存顧客の両方との関係の強化が要因となりました。マーケット&セキュリティーズ・サービスの貸出金は、14パーセント増加しました。これは主に住宅用および商業用不動産に関するウェアハウス・レンダー業務により牽引されました。

本社事項、本社業務/その他の平均貸出金は、レガシー資産の売却により、引き続き減少(34パーセント減)しました。

預金

次表は、各表示期間における事業および/またはセグメント別の平均預金および期末預金合計の詳細です。

(単位:十億ドル)	2019年 12月31日	2019年 9月30日	2018年 12月31日
グローバル個人金融部門			
北米	\$ 156.2	\$ 153.6	\$ 146.5
ラテンアメリカ	23.0	22.5	22.3
アジア ⁽¹⁾	103.4	100.7	97.7
合計	\$ 282.6	\$ 276.8	\$ 266.5
インスティテューショナル・クライアント・グループ			
トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション (TTS)	\$ 558.7	\$ 541.0	\$ 510.9
銀行業務(TTS以外)	140.7	137.0	128.3
マーケット&セキュリティーズ・サービス	95.0	95.7	86.7
合計	\$ 794.4	\$ 773.7	\$ 725.9
本社事項、本社業務/その他合計	\$ 12.5	\$ 15.8	\$ 13.3
シティグループ預金合計(平均)	\$ 1,089.5	\$ 1,066.3	\$ 1,005.7
シティグループ預金合計(期末)	\$ 1,070.6	\$ 1,087.8	\$ 1,013.2

(1) 表示されたすべての期間について、ヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国における預金を含みます。

期末預金は、前年同期比で6パーセント増加し、前四半期比で2パーセント減少しました。平均ベースでは、預金は、前年同期比で8パーセント、前四半期比で2パーセント増加しました。

外貨換算の影響を除くと、平均預金は前年同期比で9パーセント増加しました。GCBにおいては、預金は6パーセント増加しました。これは、アジアGCBおよび北米GCBの好調が継続したことによるものです。北米GCBでは、従来型チャンネルおよびデジタル・チャンネルの両方からの貢献により、預金の増加は7パーセントに加速しました。

ICGでは、預金は10パーセント増加しました。これは主に、TTSにおいて高品質の預金残高が増加したことによるものです。

長期債務

長期債務（通常、当初満期が1年以上の債務と定義されます。）は、親会社であるシティグループおよびシティの非銀行系子会社の資金調達にとって最も重要な構成要素であり、銀行にとっては補完的な資金調達源です。

長期債務は、一つには契約上の満期が複数年にわたることから、重要な資金調達源となっています。シティグループおよびシティバンクを含む関係会社が発行した無担保長期債務のうち、1年超の残存期間を有するものの加重平均満期は、2019年12月31日現在約8.4年で、2019年9月30日時点から横ばいでしたが、前年同期比ではわずかに減少しました。加重平均満期は、各有価証券の契約上の満期に基づいて算出されます。満期より前に保有者のオプションにより償還可能な有価証券については、オプションが行使可能となる最も早い日に基づいて加重平均満期が算定されます。

親会社であるシティグループにおける長期債務残高には、指標非劣後債および劣後債ならびにシティが顧客関連債務と呼ぶもの（株式連動債および信用連動債等の仕組債ならびに非仕組債で構成されます。）が含まれます。シティの顧客関連債務の発行は、通常顧客の需要によるもので、シティの非銀行系事業体の資金調達源として指標債務発行を補完するものです。シティにおける銀行の長期債務には、指標非劣後債、FHLB借入金および証券化が含まれています。

長期債務残高

次表は、各表示期日におけるシティの期末長期債務残高合計を示したものです。

	2019年 12月31日	2019年 9月30日	2018年 12月31日
(単位：十億ドル)			
親会社およびその他⁽¹⁾			
指標債務：			
非劣後債	\$ 106.6	\$ 104.3	\$ 104.6
劣後債	25.5	25.9	24.5
信託優先証券	1.7	1.7	1.7
顧客関連債務	53.8	50.1	37.1
現地国債務およびその他 ⁽²⁾	7.9	5.3	2.9
親会社およびその他合計	\$ 195.5	\$ 187.3	\$ 170.8
銀行			
FHLB借入金	\$ 5.5	\$ 5.5	\$ 10.5
証券化 ⁽³⁾	20.7	22.8	28.4
シティバンク指標非劣後債	23.1	23.1	18.8
現地国債務およびその他 ⁽²⁾	4.0	3.5	3.5
銀行合計	\$ 53.3	\$ 54.9	\$ 61.2
長期債務合計	\$ 248.8	\$ 242.2	\$ 232.0

注：金額は、シティの連結貸借対照表上の長期債務の現在価値を表しています。一部の負債証券については、公正価値、ヘッジの影響ならびに未償却のディスカウントおよびプレミアムが考慮されます。

- (1) 親会社およびその他には、持株親会社（シティグループ）およびシティグループに連結された非銀行系子会社（ブローカー・ディーラーである子会社等）が第三者に対して発行した長期債務が含まれます。2019年12月31日現在、親会社およびその他には、シティのブローカー・ディーラーである子会社が発行した長期債務469億ドルが含まれていました。
- (2) 現地国債務およびその他には、シティの関係会社とその現地事業を支援して発行した債務が含まれます。親会社およびその他には、一定の担保付融資も含まれています。
- (3) その大半が、主にシティブランドのクレジットカード債権を担保としたクレジットカード証券化でした。

シティの長期債務残高合計は、前年同期比および前四半期比の双方で増加しました。これは主に、非銀行系事業体における顧客関連債務残高の増加によるものです。前年同期比では、この増加は銀行における証券化の減少により一部相殺されました。

シティは、負債管理の一環として、公開市場における買入れ、公開買付またはその他の手段により、長期債務を買い戻す機会を考慮に入れましたが、引き続き考慮する可能性があります。このような買戻しは、シティの全体的な資金調達費用の削減を促進します。2019年度中、シティは、131億ドルの残存する長期債務の買戻しを行いました。これにはFHLB借入金の早期償還も含まれていますが、残存期間が3ヶ月以内の40億ドルの有価証券のコール・オプションの行使は含まれていません。

長期債務の発行および満期

次表は、表示期間に発行されたおよび満期（買戻しおよび償還を含みます。）となったシティの長期債務の詳細を示したものです。

(単位：十億ドル)	2019年度		2018年度		2017年度	
	満期	発行	満期	発行	満期	発行
親会社およびその他						
指標債務：						
非劣後債	\$ 16.5	\$ 16.2	\$ 18.5	\$ 14.8	\$ 14.1	\$ 21.6
劣後債	-	-	2.9	0.6	1.6	1.3
顧客関連債務	12.7	25.1	6.6	16.9	7.6	12.3
現地国債債務およびその他	1.1	5.4	1.2	2.3	1.2	0.1
親会社およびその他合計	\$ 30.3	\$ 46.7	\$ 29.2	\$ 34.6	\$ 24.5	\$ 35.3
銀行						
FHLB借入金	\$ 7.1	\$ 2.1	\$ 15.8	\$ 7.9	\$ 7.8	\$ 5.5
証券化	7.9	0.1	8.6	6.8	5.3	12.2
シティバンク指標非劣後債	4.8	8.8	2.3	8.5	-	12.6
現地国債債務およびその他	0.9	1.4	2.2	2.9	3.4	2.4
銀行合計	\$ 20.7	\$ 12.4	\$ 28.9	\$ 26.1	\$ 16.5	\$ 32.7
合計	\$ 51.0	\$ 59.1	\$ 58.1	\$ 60.7	\$ 41.0	\$ 68.0

次表は、シティの2019年度中に満期（買戻しおよび償還を含みます。）となった長期債務満期の総額および2019年12月31日時点の長期債務残高の満期年度毎の予想総額を示したものです。

(単位：十億ドル)	満期							合計
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降	
親会社およびその他								
指標債務：								
非劣後債	\$ 16.5	\$ 6.4	\$ 14.2	\$ 11.3	\$ 12.5	\$ 7.0	55.2	\$106.6
劣後債	-	-	-	0.7	1.2	0.9	22.7	25.5
信託優先証券	-	-	-	-	-	-	1.7	1.7
顧客関連債務	12.7	9.2	6.3	5.1	3.7	3.6	25.9	53.8
現地国債務およびその他	1.1	1.0	3.6	1.5	0.1	0.1	1.6	7.9
親会社およびその他合計	\$ 30.3	\$ 16.6	\$ 24.1	\$ 18.6	\$ 17.5	\$ 11.6	107.1	\$195.5
銀行								
FHLB借入金	\$ 7.1	\$ 5.5	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	-	\$ 5.5
証券化	7.9	4.6	7.3	2.3	2.6	1.1	2.8	20.7
シティバンク指標非劣後債	4.8	8.7	6.1	5.6	-	2.7	-	23.1
現地国債務およびその他	0.9	1.9	0.6	0.6	-	0.6	0.3	4.0
銀行合計	\$ 20.7	\$ 20.7	\$ 14.0	\$ 8.5	\$ 2.6	\$ 4.4	3.1	\$ 53.3
長期債務合計	\$ 51.0	\$ 37.3	\$ 38.1	\$ 27.1	\$ 20.1	\$ 16.0	110.2	\$248.8

破綻時清算計画

2010年ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」といいます。）第1編ならびに連邦預金保険公社（以下「FDIC」といいます。）および連邦準備制度理事会（以下「FRB」といいます。）が公表した規則に基づき、シティは、重大な財政難または財政の破綻が生じた場合の、米国破産法に基づくその迅速かつ秩序だった破綻時清算に関する計画を定期的に提出することを義務付けられています。シティの破綻時清算計画提出に関する詳細については、上記「リスク要因」 - 「戦略上のリスク」をご参照ください。シティグループにとって望ましいと考えられる破綻時清算戦略は、米国破産法に基づく「シングル・ポイント・オブ・エントリー」です。

シティの破綻時清算計画の下では、持株親会社であるシティグループのみが倒産手続に入った場合に、シティグループの重要な法人（material legal entities）（FRBおよびFDICのウェブサイトから閲覧可能な2019年度破綻時清算計画のパブリック・セクションに定義されています。）は事業を継続し、破綻時清算計画または倒産手続による影響を受けることはありません。シティグループの破綻時清算計画は、シティグループの債権者（無担保長期債務保有者を含みます。）を受益者とした破産財団の価値を最大限に高める一方で、米国およびグローバルな金融システムにシステム上の影響を及ぼすリスクを最小化することを目的として策定されています。さらに、連邦準備制度理事会による最終の総損失吸収能力（以下「TLAC」といいます。）規則に合わせて、シティグループは、シティグループの株主および無担保債権者（無担保長期債務保有者を含みます。）がシティグループの倒産による損失を負担するように破綻時清算計画を策定したと考えています。したがって、シティグループの破綻時またはその他の清算手続において、無担保長期債務保有者が実現できる価値は、当該債務保有者に対する債務の額の返済に十分な額とはならない可能性があります。

FDICはまた、ドッド・フランク法第2編に基づいて破綻時清算に関する権限を実施するために、シングル・ポイント・オブ・エントリー戦略を策定中であることを示唆しました。

以前開示したとおり、連邦準備制度理事会およびFDICから受領したフィードバックに対して、シティグループは、以下の措置を講じました。

- () 現存するシティグループの完全所有子会社であるシティコープ・エルエルシー（以下「シティコープ」といいます。）は、シティグループの重要な事業法人（operating material legal entities）の中の一部の中間持株会社（以下「IHC」といいます。）として設定されました。
- () シティグループは、シティコープ、シティグループの重要な事業法人およびその他一定の関連事業体と関係会社間契約を締結しました。これにより、シティコープは、シティグループが倒産手続に入った場合に、シティグループの重要な事業法人に流動性および資金の援助を行うことが要求されます（以下「シティサポート契約」といいます。）。
- () シティサポート契約に従い、
 - ・シティグループは、当初の資産拋出（一定の高品質流動資産および関係会社間ローン（以下「拋出可能資産」といいます。）を含みます。）を、シティコープに対して行い、シティコープは、シティグループの重要な事業法人に対する平常時の資金調達を行うこととなります。
 - ・シティグループは、とりわけ、シティグループの短期的な現金ニーズを満たすためにシティグループが一定の金額を留保することを条件として、シティコープに対して拋出可能資産の経時的な移転を継続する義務を負います。
 - ・シティグループが倒産した際には、シティグループはその残存資産の大部分をシティコープに対して拋出することが要求されます。
- () シティサポート契約に基づくシティグループおよびシティコープの義務ならびに拋出可能資産は、担保契約に基づき担保が付されています。

シティサポート契約では、シティコープがシティグループに対して配当を行う以外にも、シティグループが、事業継続中において債務返済およびその他の業務上の必要性に対応できるように、以下の2つのシティコープからシティグループへの資金の移転のための仕組み、すなわち、() シティコープからシティグループに対して発行する債券および() シティコープがシティグループに対して貸出を行うことを可能とする信用供与枠を規定しています。

2019年12月17日、FRBおよびFDICは、シティを含む米国GSIB 8社が2019年7月1日に提出した破綻時清算計画のフィードバックを公表しました。FRBおよびFDICは、ガバナンスの仕組みに関するシティの破綻時清算計画について、弱点を一点指摘しましたが、不備はないとしました。シティは、2020年3月31日までに弱点に対処する計画を提出することが求められており、FRBおよびFDICは、2021年7月1日を期日とするシティの対象となる破綻時清算計画の範囲を決定する際に、それを考慮します。

総損失吸収能力 (TLAC)

2016年、連邦準備制度理事会は、シティを含む米国のグローバルなシステム上重要な銀行持株会社（以下「GSIB」といいます。）に、外部TLACおよび長期負債（以下「LTD」といいます。）に関する最低値の要件を、2019年1月1日を実施開始日として課しました。その結果、米国GSIBは、以下に詳述されるとおり、各々当該GSIBの連結リスク加重資産（以下「RWA」といいます。）およびレバレッジ・エクスポージャーの総額を参照して設定されたTLACおよび適格LTDの各最低値以上の維持を求められます。当該要件の目的は、米国破産法およびドッド・フランク法第2編に基づく米国GSIBの秩序ある破綻時清算を促進することです。シティのTLACおよびLTDの金額および比率を含め、詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 - 「資本の源泉」 - 「現行の規制資本基準」および上記「リスク要因」 - 「コンプライアンス・リスク」をご参照ください。

TLAC要件の最低値

TLAC要件の最低値は、（ ）GSIBのRWAの18パーセントにその時点で適用あるRWAベースのTLACバッファ（下記をご参照ください。）を加えたものと、（ ）GSIBのレバレッジ・エクスポージャーの総額の7.5パーセントにレバレッジベースのTLACバッファの2パーセントを加えたもの（すなわち、9.5パーセント）のうち、いずれが多い方となります。

RWAベースのTLACバッファは、資本保全バッファ（2.5パーセント）に、カウンターシクリカル（景気連動抑制的な）資本バッファ（現時点では0パーセント）を加算し、さらにGSIBサーチャージ規則の方法1に基づいて算定したGSIBの資本サーチャージ（2020年度のシティでは2.0パーセント）を加算したものと等しくなります。したがって、2020年度についての現時点でのシティのTLAC要件の最低値合計は、RWAの22.5パーセントです。

2019年12月31日現在、シティのレバレッジ・エクスポージャーの総額に占めるTLACの比率は11.5パーセント、標準的アプローチのRWAに占めるTLACの比率は24.7パーセントで、TLACの最低要件をいずれも上回っていました。

適格LTD要件の最低値

LTD要件の最低値は、（ ）GSIBのRWAの6パーセントにGSIBサーチャージ規則の方法2に基づいて算定した資本サーチャージ（2020年度のシティでは3.0パーセント）を加えたもの（シティでは、現時点の要件合計はRWAの9パーセント）と、（ ）GSIBのレバレッジ・エクスポージャーの総額の4.5パーセントのうち、いずれが多い方となります。

2019年12月31日現在、シティのレバレッジ・エクスポージャーの総額に占めるLTDの比率は10.9パーセント、標準的アプローチのRWAに占めるLTDの比率は5.1パーセントで、LTDの最低要件をいずれも上回っていました。

GSIBの資本サーチャージ算出方法の方法1および方法2については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 - 「資本の源泉」 - 「現行の規制資本基準」をご参照ください。

担保付資金調達取引および短期借入金

シティは、主要な資金調達源を短期資金調達で補完しています。これには、通常、()有価証券貸付または買戻条件付売渡、すなわち、レポからなる担保付資金調達取引および()それより程度は下回るものの、コマーシャル・ペーパーならびにFHLBおよび他の市場参加者からの借入金からなる短期借入金を含みます。

担保付資金調達取引

担保付資金調達は、()担保付融資取引のための資金調達と()マーケット・メイキングおよび顧客取引のために保有する自己勘定の有価証券の一部の資金調達の両方を効率的に行うために、主にシティのブローカー・ディーラーである子会社を通じて行われます。シティは、その銀行を通じても担保付資金調達取引を行いますが、これは通常政府の国債で担保されています。通常、シティの担保付資金調達の水準の日々の変動は、主として(下記に述べる)マッチド・ブックによる担保付融資取引および自己勘定の有価証券の変動によるものです。

2019年12月31日現在の担保付資金調達は1,660億ドルであり、前年比で6パーセント、前四半期比では15パーセントの減少でした。外貨換算の影響を除いた担保付資金調達は、前年比で7パーセント、前四半期比で17パーセント減少しました。これはいずれも通常の事業活動によるものでした。2019年度第4四半期の担保付資金調達の平均残高は1,880億ドルでした。

ブローカー・ディーラーである子会社において行われる担保付資金調達のうち担保付融資の資金調達は、一般的に「マッチド・ブック」取引と呼ばれています。この取引の大半は、米国財務省証券、米国諸機関証券および外国政府証券等の高品質で流動性のある証券で担保されています。その他の担保付資金調達は、持分証券、社債およびアセット・バック証券等、それより流動性の低い証券で担保されています。その契約期間は、通常、対応するマッチド・ブック資産の契約期間と同一か、それより長くなっています。

ブローカー・ディーラーである子会社において行われる担保付資金調達取引の残りは、マーケット・メイキングおよび顧客取引のために保有する自己勘定有価証券のための資金調達を目的としています。様々な市場環境(ストレス下にある期間を含みます。)において信頼できる資金調達を維持するため、シティは、提供した担保の質を考慮し、必要最低資金調達期間を設定してこれらの取引を管理しています。シティの流動性の低い自己勘定有価証券の担保付資金調達における加重平均満期は、2019年12月31日現在、110日を上回っていました。

シティは、限度額、契約期間、ヘアカット、担保プロファイルおよび顧客行動の変動を考慮するストレス・テストを日々実施することによって、担保付資金調達のリスクを管理しています。シティはまた、集中トリガーを設定し、ストレス下におけるカウンターパーティーの信頼性および安定性を評価することによって、カウンターパーティーの分散化を維持しています。シティは、一般的に、150を超えるカウンターパーティーを担保付資金調達源としています。

短期借入金

シティの短期借入金は450億ドルで、前年同期比で39パーセント、前年同四半期比で28パーセント増加しました。これは主に、FHLB借入金の増加に加え、ブローカー・ディーラー事業体からコマーシャル・ペーパーが発行されたことによるものです（シティグループおよびその関係会社の短期借入金残高の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記17をご参照ください。）。

短期借入金全般

次表は、過去3年間の各年度末における以下の各短期借入金の分類について年度末、平均および最高月末金額を記載したものです。

(単位：十億ドル)	買戻条件付売渡有価証券			その他の借入金 ⁽¹⁾⁽²⁾		
	2019	2018	2017	2019	2018	2017
期末残高	\$ 166.3	\$ 177.8	\$ 156.3	\$ 93.7	\$ 96.9	\$ 105.8
平均年間残高 ⁽³⁾⁽⁴⁾	190.2	172.1	157.7	98.8	108.4	97.7
最高月末残高	196.8	191.2	163.0	105.8	113.5	112.3
期中加重平均金利 ⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾	3.29%	2.84%	1.69%	2.49%	2.04%	1.08%

(1) 当初満期が1年未満のもの。

(2) その他の短期借入金には、コマーシャル・ペーパー、ブローカレッジ債務ならびにFHLBおよびその他の市場参加者からの借入金が含まれます。下記「市場リスク」 - 「金利の詳細の補足」 - 「平均残高および金利」をご参照ください。

(3) 金利および利息金額には、各負債カテゴリーに関連するリスク管理の効果が含まれます。

(4) ASC 210-20-45に基づき、買戻条件付売渡有価証券の平均残高は純額で報告されています。ただし、平均金利からはASC 210-20-45の影響が除外されています。

(5) 平均金利は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利を反映しています。

信用格付け

シティグループの資金調達および流動性、資金調達能力、シティグループが資本市場やその他の資金源を利用する能力、これらの資金に係るコスト、ならびに一定の預金を維持する能力は、信用格付けに左右される側面があります。

次表は、2019年12月31日現在の、シティグループおよびシティバンクの格付けを示しています。次表には含まれていませんが、2019年12月31日現在のシティグループ・グローバル・マーケット・ホールディングス・インク（CGMHI）のスタンダード・アンド・プアーズによる長期および短期格付けは「BBB+ / A-2」、フィッチによる長期および短期格付けは「A / F1」でした。

2019年12月31日現在の格付け	シティグループ・インク			シティバンク、エヌ・エイ		
	非劣後償	コマーシャル・ペーパー	見通し	長期	短期	見通し
フィッチ・レーティングス (フィッチ)	A	F1	安定的	A+	F1	安定的
ムーディーズ・インベスターズ・サービス (ムーディーズ)	A3	P-2	安定的	Aa3	P-1	安定的
スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)	BBB+	A-2	安定的	A+	A-1	安定的

格付けの引下げの潜在的な影響

ムーディーズ、フィッチまたはS&Pによる格付けの引下げは、デリバティブ・トリガーを含む資本調達能力を低下させるため、シティグループやシティバンクの資金調達および流動性に悪影響を及ぼすことがあります。かかる資本調達能力の低下は、現金債務または担保の要求の形を取る可能性があります。

以下の情報は、3つの主要格付機関すべてにおいて同時に格付の引下げが行われると仮定した場合に、シティグループおよびシティバンクの資金調達および流動性に及ぶ可能性のある影響を分析する目的で提供されています。この分析は、一定の見積り、見積方法、判断および不確定要素の影響を受けます。不確定要素には、一部の事業体が許容可能なカウンターパーティーについて格付けによる制限を設けている可能性があること、および一般にカウンターパーティーの主観的判断による行動が含まれます。例えば、一部の法人顧客および市場のカウンターパーティーは、シティとの取引関係を評価し直し、一部の契約または市場商品のシティとの取引を制限する可能性があります。カウンターパーティーの行動の変化は、シティの資金調達および流動性、ならびにその一部の事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。シティグループやシティバンクへの実際の影響は予測不可能であり、下記で説明する資金調達および流動性への潜在的な影響とは大きく異なる場合があります。信用格付けの変更がシティおよび適用ある子会社に及ぼす影響の詳細については、上記「リスク要因」 - 「流動性リスク」をご参照ください。

シティグループ・インクおよびシティバンク - 潜在的なデリバティブ・トリガー

シティは、2019年12月31日現在で、3つの主要格付機関すべてにおいて、シティグループ・インクの非劣後債/長期格付けが1段階引き下げられたと仮定した場合、デリバティブ・トリガーにより、約5億ドル(これに対し、2019年9月30日現在は約3億ドルでした。)の影響がシティグループの資金調達および流動性に及ぶおそれがあると予想しています。担保付融資取引またはその他の必要証拠金等、明白なトリガーが存在しないその他の資金調達手段もまた悪影響を受ける可能性があります。

シティは、2019年12月31日現在で、3つの主要格付機関すべてにおいて、シティバンクの非劣後債/長期格付けが1段階引き下げられたと仮定した場合、シティバンクの資金調達および流動性に約3億ドル(これに対し、2019年9月30日現在は約7億ドルでした。)の影響が及ぶおそれがあると予想しています。

全体として、2019年12月31日現在、シティは、3つの主要格付機関すべてにおいて、シティグループおよびシティバンクの格付けが1段階引き下げられた場合、現金債務および担保の要求は増加し、総額約8億ドル(これに対し、2019年9月30日現在は約10億ドルでした。)となる可能性があると予想しています(「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記22もご参照ください。)。上記「高品質流動資産(HQLA)」において詳述されているとおり、2019年12月31日現在、シティの連結HQLAの計算において算入可能な流動性リソースは、シティバンクにおいて約3,850億ドル、シティの非銀行系およびその他の事業体において約530億ドルで、その合計は約4,380億ドルでした。これらの流動性リソースの一部は、上記の潜在的事由のような偶発事象(コンティンジェンシー)に対応するために利用することができます。

また、現在、シティグループおよびシティバンクの資金調達に関するコンティンジェンシー・プランには、様々な軽減措置が含まれています。シティグループ向けには、これらの軽減要素には、既存顧客からの余剰資金調達手段の利用、担保付融資の水準の調整、一部のトレーディング勘定の規模の調整およびシティバンクの一定の子会社からの有担保での借入れが含まれますが、これらに限定されません。シティバンクが利用可能な軽減措置には、流動性の高い政府債の売却もしくは貸付、担保付融資の水準の調整、一部のトレーディング資産の規模の調整、貸出の組成および更新の削減、追加的な預金の調達、またはFHLBもしくは中央銀行からの借入れが含まれますが、これらに限定されません。シティは、これらの軽減措置が、上記の格付けの引下げの可能性による資金調達および流動性へのリスク(もしあるとしても)を相当程度軽減することができると考えています。

シティバンク - さらなる潜在的影響

上記のデリバティブ・トリガーに加えて、シティは、3つの主要格付機関のいずれかがシティバンクの非劣後債/長期格付けを引き下げた場合、シティバンクのコマーシャル・ペーパー/短期格付けにも悪影響が及ぶ可能性があると考えています。2019年12月31日現在、シティバンクは、連結対象のアセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社に対する流動性コミットメント約102億ドル（これに対し、2019年9月30日現在は約100億ドルでした。）を有していました（「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記21で言及されています。）。

一定のシティバンク事業体の上記の流動性リソースに加えて、シティバンクは、軽減措置（コマーシャル・ペーパー導管会社に対する一定のコミットメントのリプライシングまたは削減等）を通じて、上記のような格付けの引下げがあった場合の資金調達および流動性リスク（もしあるとしても）を軽減することができます。上記の格付けの引下げが実際に発生した場合、一部の法人顧客はシティバンクとの預金関係を見直す可能性があるとしてシティは考えています。この見直しの結果、顧客が自己裁量で決められる預金水準を調整するか、または預金取扱機関を変更する可能性があり、これにより、シティバンクの一定の預金水準が低下する可能性があります。しかしながら、シティは、上記の軽減措置のほか、価格の調整、既存顧客への代替的な預金商品の提供、または新規顧客からの預金収集に努めることを選択することができます。

[前へ](#)

[次へ](#)

市場リスク

概要

市場リスクとは、金利、外国為替相場、株価、商品価格およびクレジット・スプレッドといった市場変数、ならびにこれらのインプライド・ボラティリティの変動に伴い、シティの資産および負債の価値が変動することにより生じる損失の可能性をいいます。市場リスクは、シティのトレーディング・ポートフォリオと非トレーディング・ポートフォリオの両方から生じます。市場リスクの詳細については、上記「リスク要因」をご参照ください。

各事業部門は、シティの市場リスク管理部門の承諾を得たうえで、承認を受けたリスク・プロファイルを明確に示し、かつシティ全体のリスク選好の許容限度を超えない範囲内にある、認識されたリスク要因についての市場リスク限度枠組みを設定することが求められています。これらの限度は、リスク部門、シティの国および事業部門別の資産負債委員会、ならびにシティグループの資産負債委員会により監視されます。いずれの場合においても、各事業部門は、その引き受ける市場リスクに対して最終責任を負うとともに、リスクが所定の限度の範囲内にあることについて最終責任を負います。

非トレーディング・ポートフォリオの市場リスク

非トレーディング・ポートフォリオからの市場リスクは、シティの純利息収益に係る金利および外国為替相場の変動、負債証券ポートフォリオからのその他包括利益（損失）累計額（以下「AOCI」といいます。）の変動、および外貨建てで投資された資本による潜在的影響から生じます。

リスクにさらされた純利息収益

金利エクスポージャーにおいて、純利息収益とは、非トレーディング・ポートフォリオの資産（顧客貸出金を含みます。）につき得られる利回りと、負債（顧客預金または企業借入金を含みます。）につき支払う利率との間の差をいいます。純利息収益は、金利水準の変化、資産および負債の金額および構成、ならびに市場金利を反映するために行われる資産および負債の契約上のリプライシングや想定されるリプライシングのタイミングにより影響を受けます。

シティの純利息収益に係るリスクに関する主要な指標は、金利エクスポージャー（以下「IRE」といいます。）です。IREは、専ら先渡金利の予期せぬ変動に伴い発生する各通貨の予想純利息収益の変化を測定します。

シティの予測IREには、貸出金に係る期限前返済率、顧客行動および価格決定の影響を含めた様々な前提が組み入れられています。例えば、金利が上昇するシナリオにおいて、預金ポートフォリオの一部の金利の上昇は、市場金利の変動よりも小幅な上昇となると想定されることがあります。金利が低下するシナリオにおいては、住宅ローン・ポートフォリオで高い期限前返済率が見込まれます。下記のシティの予測IREは、シティの事業部門やシティ・トレジャリーが予期せぬ金利変動に対して残高やポジショニングにつき追加的な変更を行わないことを前提としています。

金利の変動を効果的に管理するため、シティは新規の顧客貸出金および顧客預金の利回りを変更し、固定利付証券を購入し、固定利率もしくは変動利率の債券を発行し、または逆のリスク・エクスポージャーを有するデリバティブ取引を行うことがあります。シティは、金利リスクを軽減させるこれらとその他の戦略の実現可能性を定期的に評価し、その実行が賢明であるとシティが考える場合には、かかる戦略を実行します。

シティは、金利リスクを統合された全社的なポジションとして管理します。シティの対顧客事業は、その継続的な活動において、金利への感応度が高いポジション（貸出金および預金を含みます。）を創出します。シティ・トレジャリーは、これらのリスク・ポジションを合算し、集中的に管理します。シティ・トレジャリーは設定された限度の範囲内で活動しますが、ポジショニングに関する決定を行い、望ましいリスク・プロファイルを実現するため、シティの持分有価証券ポートフォリオ、自社発行債務および金利デリバティブ等を手段として利用します。シティの金利リスク・ポジションの変動は、大規模かつ相殺効果のある影響を及ぼす可能性のあるすべての非トレーディング資産および負債における累積変動、ならびにシティ・トレジャリーのポジショニングに関する決定における累積変動を反映しています。

シティグループは他にも、非線形的な金利変動が貸借対照表の評価額に及ぼす影響のストレス・テスト、ポートフォリオのデュレーションとボラティリティの分析（特に抵当貸付とモーゲージ・バック証券に関係する場合）、および異なる市場指標間でのスプレッドの変動の潜在的な影響等を指標として採用しています。

投資ポートフォリオの金利リスク - AOCIに対する影響

シティは、金利の変動がAOCIの額に及ぼし得る影響についても測定します。AOCIの変動は、シティの普通株式株主資本および有形普通株式株主資本にまで影響を及ぼす可能性があります。そうなれば、シティの普通株式等Tier 1 資本およびその他の規制自己資本比率に影響が及びます。シティの目標は、AOCIの変動が規制資本ポジションに及ぼす影響を限定しながら、金利の市場水準の上昇から利益を得ることです。

リスクにさらされたAOCIは、全社的な金利リスク・ポジションの一部として管理されます。リスクにさらされたAOCIは、AOCIの変動（およびこれに対応する普通株式等Tier 1 資本比率に対する影響）の可能性をシティの資本創出能力と関連させて考慮するものです。

次表は、金利に100ベース・ポイント（bps）の予期せぬ並行的な即時上昇が生じたと仮定した場合、シティの純利息収益、AOCIおよび普通株式等Tier 1 資本比率（完全実施基準）に及ぶと予想される影響を示したものです。

	2019年 12月31日	2019年 9月30日	2018年 12月31日
純利息収益に対する年換算の影響の試算			
米ドル ⁽¹⁾	\$ 20	\$ 292	\$ 758
その他の通貨	606	605	661
合計	\$ 626	\$ 897	\$ 1,419
平均利付資産の割合	0.03%	0.05%	0.08%
AOCIに対する初期影響の試算（税引後） ⁽²⁾	\$ (5,002)	\$ (4,055)	\$ (3,920)
普通株式等Tier 1 資本比率に対する初期影響の試算 （ベース・ポイント）	(31)	(24)	(28)

(1) シティのトレーディング関連事業の一部は、発生主義会計ポジションを有しており、これらのエクスポージャーは時価評価ポジションとの組合せにより経済的に管理されているため、表中の純利息収益に対する影響の試算からは除外されています。2019年12月31日現在、当該事業に関する米ドルの金利エクスポージャーは、金利の100ベース・ポイントの即時上昇に対してマイナス240百万ドルです。

(2) 金利変動が持分有価証券、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび年金債務調整に関連するAOCIに与える効果を含みます。

純利息収益に対する影響の試算における前年同期比の減少は、主にシティの貸借対照表構成項目における変動およびシティ・トレジャリーのポジショニングにおける変動を反映しています。AOCIおよび普通株式等Tier 1 資本比率に対する影響の試算の前年同期比の変動は、主にシティ・トレジャリーの投資およびデリバティブ・ポートフォリオのポジショニングの変動を反映しています。

金利に100ベース・ポイントの予期せぬ並行的な即時上昇が生じたと仮定した場合、シティは、AOCIに対するマイナスの影響が、純利息収益増加見込みと、シティの投資ポートフォリオの増加を通じたAOCIに対する影響の回復見込みの組合せによって、一定期間をかけて、株主持分において相殺されると予想しています。2019年12月31日現在、シティは、かかるシナリオにおいてAOCIに対する影響額マイナス50億ドルが、約37ヶ月の期間をかけて相殺される可能性があるかと予想しています。

次表は、米ドルおよびシティの他の通貨に関して5つの異なるシナリオの金利変動が生じた場合に、シティの純利息収益、AOCIおよび普通株式等Tier 1 資本比率（完全実施基準）に及ぶと予想される影響を示したものです。

（単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。））

	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4	シナリオ5
翌日物金利の変化（ベース・ポイント）	100	100	-	-	(100)
10年物金利の変化（ベース・ポイント）	100	-	100	(100)	(100)
純利息収益に対する年換算の影響の試算					
米ドル	\$ 20	\$ 92	\$ 39	\$ (93)	\$ (363)
その他の通貨	606	558	34	(34)	(411)
合計	\$ 626	\$ 650	\$ 73	\$ (127)	\$ (774)
AOCIに対する初期影響の試算（税引後） ⁽¹⁾	\$ (5,002)	\$ (3,230)	\$ (1,944)	\$ 1,570	\$ 4,389
普通株式等Tier 1 資本比率に対する初期影響の試算					
（ベース・ポイント）	(31)	(20)	(13)	9	26

注：各シナリオは、金利変化が即時に起こることを想定しています。翌日物金利と10年物金利の間の満期に関する金利の変化幅は線形補間によっています。

(1) 金利変動が持分有価証券、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび年金債務調整に関連するAOCIに与える効果を含みます。

上記の表に示されているとおり、シティの純利息収益およびAOCIに対する影響の大きさは、シナリオ2の方がシナリオ3よりも大きくなっています。これは、シティの投資ポートフォリオの変動を合算すると、シティの年金債務に関連する変動により一部が相殺されますが、結果的に短期および中期の満期において金利への感応度がより高いネット・ポジションとなるためです。

外国為替相場の変動 - AOCIおよび資本に対する影響

2019年12月31日現在、シティは、米ドルの価値に、シティが資本を投下している他のすべての通貨に対して5パーセントの予期せぬ並行的な即時上昇が生じた場合、シティのAOCIにおける外貨換算調整（ヘッジ控除後）の変動により、シティの有形普通株式株主資本（以下「TCE」といいます。）が約15億ドル（1パーセント）減少する可能性があると思っております。この影響は、主にメキシコ・ペソ、ユーロ、豪ドルおよびインド・ルピーの価値変動によるものです。

この影響は、また、外国為替相場エクスポージャーの継続的管理等、シティが講じる可能性のある軽減措置を考慮する前のものです。とりわけ、通貨変動によりシティの外貨建て資本に対する純投資の価値が変化するため、これらの変動により、シティのこれらの通貨建てのリスク加重資産の価値も変化します。これは、外貨借入、為替先物予約およびその他の通貨ヘッジ商品等のシティの外貨ヘッジ戦略と相まって、外貨変動がシティの普通株式等Tier 1 資本比率に及ぼす影響を和らげます。これらのヘッジ戦略の変更ならびにヘッジ費用、事業売却および税金の影響が、上記の予期せぬ並行的ショックよりもさらに強い外国為替相場の変動による実際の影響をシティの資本に及ぼす可能性があります。

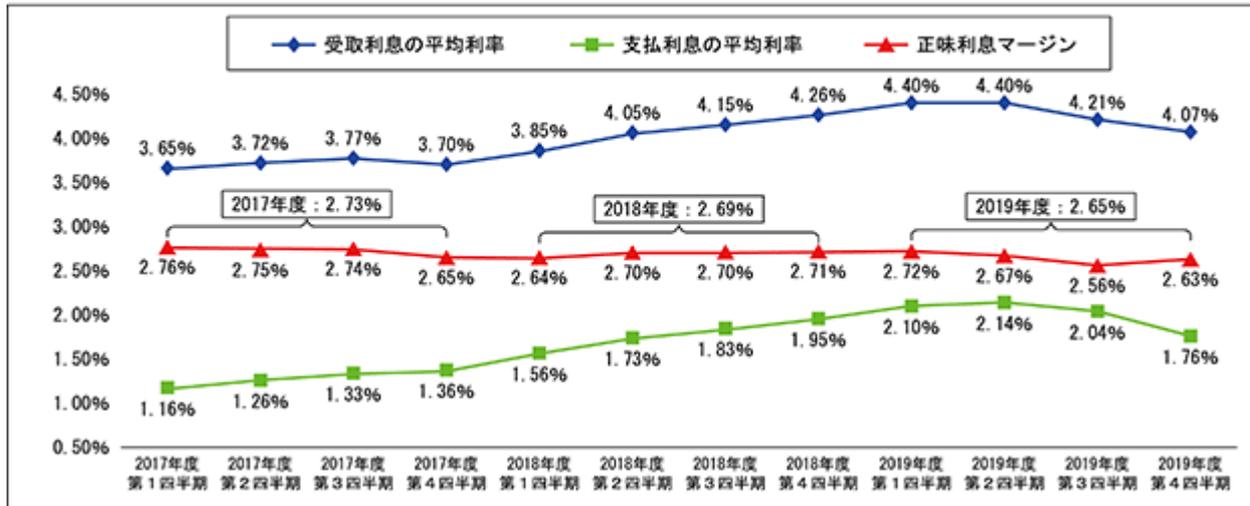
外国為替相場の変動に係る現在継続中のシティの管理戦略の効果、ならびにかかる変動がシティのTCEおよび普通株式等Tier 1 資本比率に及ぼす影響が、次表に示されています。AOCIの変動の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記19をご参照ください。

	2019年度 第4四半期	2019年度 第3四半期	2018年度 第4四半期
<i>(単位：百万ドル(別途記載があるものを除きます。))</i>			
外国為替相場スポットレートの変動 ⁽¹⁾	2.8%	(3.0)%	(1.6)%
外貨換算（ヘッジ控除後）による有形普通株式株主資本の変動	\$ 659	\$ (1,192)	\$ (491)
有形普通株式株主資本に対する割合	0.4%	(0.8)%	(0.3)%
外貨換算の変動（ヘッジ控除後）による普通株式等Tier 1 資本比率 （完全実施基準）に対する影響の試算（ベース・ポイント）	(3)	(1)	(1)

(1) 外国為替相場スポットレートの変動は、シティの四半期平均GAAP資本の外国に対するエクスポージャーに基づき、加重平均されています。

受取利息 / 支払利息および正味利息マージン (NIM)

平均利率 — 受取利息、支払利息および正味利息マージン



(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2019年度	2018年度	2017年度	変動率 2019年度 / 2018年度	変動率 2018年度 / 2017年度
受取利息 ⁽¹⁾	\$76,718	\$71,082	\$62,075	8%	15 %
支払利息 ⁽²⁾	29,163	24,266	16,518	20	47
純利息収益 (課税対象ベース)	\$47,555	\$46,816	\$45,557	2%	3%
受取利息の平均利率 ⁽³⁾	4.27%	4.08%	3.71%	19 bps	37 bps
支払利息の平均利率	2.01	1.77	1.28	24 bps	49 bps
正味利息マージン ⁽³⁾⁽⁴⁾	2.65	2.69	2.73	(4) bps	(4) bps
指標金利					
2年物米国財務省証券の平均利率	1.97%	2.53%	1.40%	(56) bps	113 bps
10年物米国財務省証券の平均利率	2.14	2.91	2.33	(77) bps	58 bps
10年物対2年物のスプレッド	17 bps	38 bps	93 bps		

注：すべての支払利息について、FDICおよびその他米国外の類似の預金保険料が含まれます。2018年度第4四半期をもって、シティのFDICサーチャージ（四半期当たり約130百万ドル）は撤廃されました。

- (1) 純利息収益には、2019年度の208百万ドル、2018年度の254百万ドルおよび2017年度の496百万ドルの、非課税債券のポートフォリオについて同額の課税対象項目であるとした場合の調整（2019年度および2018年度は21パーセント、2017年度は35パーセントの米国連邦法定税率を基準とします。）が含まれます。
- (2) 一部のハイブリッド金融商品に関連する支払利息（これらの債務は長期債務に分類され、公正価値で評価されます。）は、連結損益計算書の自己勘定取引の一部としての公正価値の変動と合算して計上されているため、上記の表の支払利息に反映されていません。
- (3) 受取利息の平均利率および正味利息マージンには、同額の課税対象項目であるとした場合のグロスアップに係る調整が反映されています。下記「平均残高および金利 - 資産」の注(1)をご参照ください。
- (4) シティの正味利息マージン（以下「NIM」といいます。）は、純利息収益を利付資産の平均金額で除して算出されます。

ICGのマーケット業務を除く純利息収益

(単位：百万ドル)	2019年度	2018年度	2017年度
純利息収益 上記の課税対象ベース ⁽¹⁾	\$ 47,555	\$ 46,816	\$ 45,557
ICGのマーケット業務の純利息収益 課税対象ベース ⁽¹⁾	4,372	4,506	5,741
ICGのマーケット業務を除く純利息収益 課税対象ベース ⁽¹⁾	\$ 43,183	\$ 42,310	\$ 39,816

(1) 純利息収益には、2019年度の208百万ドル、2018年度の254百万ドルおよび2017年度の496百万ドルの、非課税債券のポートフォリオについて同額の課税対象項目であるとした場合の調整（2019年度および2018年度は21パーセント、2017年度は35パーセントの米国連邦法定税率を基準とします。）が含まれます。

2019年度第4四半期におけるシティの純利息収益は、前年同四半期比で1パーセント増加して120億ドル（課税対象ベースでも120億ドル）となりました。外貨換算の影響を除いても、純利息収益は1パーセント（約70百万ドル）増加しました。これは、ICGのマーケット業務（債券市場業務および株式市場業務）の純利息収益が21パーセント（210百万ドル）増加したことによるものですが、市場業務以外の純利息収益の1パーセント（150百万ドル）の減少により一部相殺されました。市場業務の純利息収益の増加は、純利息収益と利息以外の収益との事業収益の構成割合の変化が続いたことによるものです。市場業務以外の純利息収益の減少は、主に、金利低下の影響によるものでしたが、非市場業務の事業基盤の成長により一部相殺されました。2019年度第4四半期のシティのNIMは、課税対象ベースで2.63パーセントとなり、前四半期から7ベース・ポイント増加しました。これは主に、市場業務の純利息収益の増加によるもので、低金利の影響で一部相殺されました。

2019年度の通年のシティの純利息収益は、前年比で2パーセント増加して473億ドル（課税対象ベースでは476億ドル）となりました。外貨換算の影響を除くと、シティの純利息収益は3パーセント（約14億ドル）増加しましたが、これは主に、北米GCBのシティブランドのカードおよびトレジャー・アンド・トレード・ソリューションが、取引高の増加および金利の影響により好調だったことを反映しています。通年ベースでは、シティのNIMは課税対象ベースで2018年度が2.69パーセントであったのに対し、2.65パーセントとなりました。シティの市場業務および非市場業務の純利息収益は、非GAAP財務指標です。シティは、融資、投資、預金調達活動のパフォーマンスを評価するため、非市場業務の純利息収益を精査します。シティは、かかる指標を開示することにより、非市場事業の基礎に関するより有益な情報を提供できると考えています。

金利の詳細の補足

平均残高および金利 - 資産⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

課税対象ベース

(単位:百万ドル (比率を除きます。))	平均残高			受取利息			平均金利(%)		
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度	2018年度	2017年度
資産									
銀行預け金 ⁽⁴⁾	\$ 188,523	\$ 177,294	\$ 169,385	\$ 2,682	\$ 2,203	\$ 1,635	1.42 %	1.24 %	0.97 %
借入有価証券および 売戻条件付買入有価 証券 ⁽⁵⁾									
米国内店	\$ 146,030	\$ 149,879	\$ 141,308	\$ 4,752	\$ 3,818	\$ 1,922	3.25 %	2.55 %	1.36 %
米国外店 ⁽⁴⁾	119,550	117,695	106,606	2,133	1,674	1,327	1.78	1.42	1.24
合計	\$ 265,580	\$ 267,574	\$ 247,914	\$ 6,885	\$ 5,492	\$ 3,249	2.59 %	2.05 %	1.31 %
トレーディング勘定 資産 ⁽⁶⁾⁽⁷⁾									
米国内店	\$ 109,064	\$ 94,065	\$ 99,755	\$ 4,099	\$ 3,706	\$ 3,531	3.76 %	3.94 %	3.54 %
米国外店 ⁽⁴⁾	131,217	115,601	104,197	3,589	2,615	2,117	2.74	2.26	2.03
合計	\$ 240,281	\$ 209,666	\$ 203,952	\$ 7,688	\$ 6,321	\$ 5,648	3.20 %	3.01 %	2.77 %
投資									
米国内店									
課税対象	\$ 221,895	\$ 228,686	\$ 226,227	\$ 5,162	\$ 5,331	\$ 4,450	2.33 %	2.33 %	1.97 %
米国所得税免除	15,227	17,199	18,152	577	706	775	3.79	4.10	4.27
米国外店 ⁽⁴⁾	117,529	104,033	106,040	4,222	3,600	3,309	3.59	3.46	3.12
合計	\$ 354,651	\$ 349,918	\$ 350,419	\$ 9,961	\$ 9,637	\$ 8,534	2.81 %	2.75 %	2.44 %
貸出金(前受収益控除後) ⁽⁸⁾									
米国内店	\$ 395,792	\$ 385,350	\$ 371,711	\$ 30,563	\$ 28,627	\$ 25,944	7.72 %	7.43 %	6.98 %
米国外店 ⁽⁴⁾	288,319	285,505	267,774	17,266	17,129	15,904	5.99	6.00	5.94
合計	\$ 684,111	\$ 670,855	\$ 639,485	\$ 47,829	\$ 45,756	\$ 41,848	6.99 %	6.82 %	6.54 %
その他の利付資産 ⁽⁹⁾	\$ 64,322	\$ 67,269	\$ 60,626	\$ 1,673	\$ 1,673	\$ 1,161	2.60 %	2.49 %	1.92 %
利付資産合計	\$ 1,797,468	\$ 1,742,576	\$ 1,671,781	\$ 76,718	\$ 71,082	\$ 62,075	4.27 %	4.08 %	3.71 %
無利息資産 ⁽⁶⁾	\$ 181,341	\$ 177,654	\$ 203,657						
資産合計	\$ 1,978,809	\$ 1,920,230	\$ 1,875,438						

(1) 純利息収益には、2019年度の208百万ドル、2018年度の254百万ドルおよび2017年度の496百万ドルの、非課税債券のポートフォリオについて同額の課税対象項目であるとした場合の調整(2019年度および2018年度は21パーセント、2017年度は35パーセントの米国連邦法定税率を基準とします。)が含まれます。

(2) 金利および金額は、各資産区分に関するリスク管理活動の影響を含みます。

(3) 日々の平均値が入手できない場合、一部の子会社は月間または四半期における平均値を用いています。

(4) 平均金利は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利を反映しています。

(5) ASC 210-20-45に基づき、借入有価証券または売戻条件付買入有価証券の平均残高は純額で報告されています。ただし、受取利息からはASC 210-20-45の影響が除外されています。

(6) デリバティブ契約の公正価値の簿価は、ASC 815-10-45に基づき、無利息資産およびその他の無利息負債において純額で報告されています。

(7) ICGのトレーディング勘定負債に係る支払利息は、受取利息から控除されています。現金担保ポジションに係る受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に係る利息として計上されています。

(8) 現金主義会計による貸出金を含みます。

(9) プロカレッジ債権を含みます。

平均残高および金利 - 負債および株主持分ならびに純利息収益⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

課税対象ベース

(単位:百万ドル (比率を除きます。))	平均残高			支払利息			平均金利(%)		
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度	2018年度	2017年度
負債									
預金									
米国内店 ⁽⁴⁾	\$ 388,948	\$ 338,060	\$ 313,094	\$ 6,304	\$ 4,500	\$ 2,530	1.62 %	1.33 %	0.81 %
米国外店 ⁽⁵⁾	487,318	453,793	436,949	6,329	5,116	4,057	1.30	1.13	0.93
合計	\$ 876,266	\$ 791,853	\$ 750,043	\$ 12,633	\$ 9,616	\$ 6,587	1.44 %	1.21 %	0.88 %
貸付有価証券および 買戻条件付売渡有価 証券⁽⁶⁾									
米国内店	\$ 112,876	\$ 102,843	\$ 96,258	\$ 4,194	\$ 3,320	\$ 1,574	3.72 %	3.23 %	1.64 %
米国外店 ⁽⁵⁾	77,283	69,264	61,434	2,069	1,569	1,087	2.68	2.27	1.77
合計	\$ 190,159	\$ 172,107	\$ 157,692	\$ 6,263	\$ 4,889	\$ 2,661	3.29 %	2.84 %	1.69 %
トレーディング勘定 負債⁽⁷⁾⁽⁸⁾									
米国内店	\$ 37,099	\$ 37,305	\$ 33,399	\$ 818	\$ 612	\$ 380	2.20 %	1.64 %	1.14 %
米国外店 ⁽⁵⁾	51,817	58,919	57,149	490	389	258	0.95	0.66	0.45
合計	\$ 88,916	\$ 96,224	\$ 90,548	\$ 1,308	\$ 1,001	\$ 638	1.47 %	1.04 %	0.70 %
短期借入金⁽⁹⁾									
米国内店	\$ 78,230	\$ 85,009	\$ 74,825	\$ 2,138	\$ 1,885	\$ 684	2.73 %	2.22 %	0.91 %
米国外店 ⁽⁵⁾	20,575	23,402	22,837	327	324	375	1.59	1.38	1.64
合計	\$ 98,805	\$ 108,411	\$ 97,662	\$ 2,465	\$ 2,209	\$ 1,059	2.49 %	2.04 %	1.08 %
長期債務⁽¹⁰⁾									
米国内店	\$ 193,972	\$ 197,933	\$ 192,079	\$ 6,398	\$ 6,386	\$ 5,382	3.30 %	3.23 %	2.80 %
米国外店 ⁽⁵⁾	4,803	4,895	4,615	96	165	191	2.00	3.37	4.14
合計	\$ 198,775	\$ 202,828	\$ 196,694	\$ 6,494	\$ 6,551	\$ 5,573	3.27 %	3.23 %	2.83 %
有利子負債合計	\$ 1,452,921	\$ 1,371,423	\$ 1,292,639	\$ 29,163	\$ 24,266	\$ 16,518	2.01 %	1.77 %	1.28 %
米国内店の要求払い預金	\$ 27,737	\$ 33,398	\$ 37,824						
その他の無利息負債 ⁽⁷⁾	301,813	315,862	316,129						
負債合計	\$ 1,782,471	\$ 1,720,683	\$ 1,646,592						
シティグループ株主持分合計	\$ 195,632	\$ 198,681	\$ 227,849						
非支配持分	706	866	997						
株主持分合計	\$ 196,338	\$ 199,547	\$ 228,846						
負債および株主持分合計	\$ 1,978,809	\$ 1,920,230	\$ 1,875,438						
平均利付資産に占める 純利息収益の割合⁽¹¹⁾									
米国内店	\$ 1,017,021	\$ 992,543	\$ 970,439	\$ 28,466	\$ 28,157	\$ 27,551	2.80 %	2.84 %	2.84 %
米国外店 ⁽⁶⁾	780,447	750,033	701,342	19,089	18,659	18,006	2.45	2.49	2.57
合計	\$ 1,797,468	\$ 1,742,576	\$ 1,671,781	\$ 47,555	\$ 46,816	\$ 45,557	2.65 %	2.69 %	2.73 %

(1) 純利息収益には、2019年度の208百万ドル、2018年度の254百万ドルおよび2017年度の496百万ドルの、非課税債券のポートフォリオについて同額の課税対象項目であるとした場合の調整(2019年度および2018年度は21パーセント、2017年度は35パーセントの米国連邦法定税率を基準とします。)が含まれます。

(2) 金利および金額は、各資産区分に関するリスク管理活動の影響を含みます。

(3) 日々の平均値が入手できない場合、一部の会社は月間または四半期における平均値を用いています。

(4) その他の定期預金および貯蓄預金で構成されます。貯蓄預金は、保証型マネーマーケット口座、NOW口座およびその他の貯蓄預金口座で構成されます。貯蓄預金に係る支払利息は、FDIC預金保険料を含みます。

(5) 平均金利は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利を反映しています。

(6) ASC 210-20-45に基づき、買戻条件付売渡有価証券の平均残高は純額で報告されています。ただし、支払利息からはASC 210-20-45の影響が除外されています。

(7) デリバティブ契約の公正価値の簿価は、ASC 815-10-45に基づき、無利息資産およびその他の無利息負債において純額で報告されています。

(8) ICGのトレーディング勘定負債に係る支払利息は、受取利息から控除されています。現金担保ポジションに係る受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に係る利息として計上されています。

(9) ブローカレッジ債務を含みます。

(10) 長期債務に分類される、ハイブリッド金融商品および連結変動持分事業体における受益持分が除外されています。これらの債務の公正価値の変動は自己勘定取引に計上されるためです。

(11) 資産の所在に応じた資本および資金調達コストの割当額を含みます。

受取利息の変動の分析⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

	2019年度と2018年度の比較			2018年度と2017年度の比較		
	以下の変化による増加(減少)			以下の変化による増加(減少)		
(単位:百万ドル)	平均残高	平均金利	正味 変動額	平均残高	平均金利	正味 変動額
銀行預け金⁽³⁾	\$ 146	\$ 333	\$ 479	\$ 79	\$ 489	\$ 568
借入有価証券および 売戻条件付買入有価証券						
米国内店	\$ (100)	\$ 1,034	\$ 934	\$ 123	\$ 1,773	\$ 1,896
米国外店 ⁽³⁾	27	432	459	146	201	347
合計	\$ (73)	\$ 1,466	\$ 1,393	\$ 269	\$ 1,974	\$ 2,243
トレーディング勘定資産⁽⁴⁾						
米国内店	\$ 570	\$ (177)	\$ 393	\$ (209)	\$ 384	\$ 175
米国外店 ⁽³⁾	382	592	974	245	253	498
合計	\$ 952	\$ 415	\$ 1,367	\$ 36	\$ 637	\$ 673
投資⁽¹⁾						
米国内店	\$ (213)	\$ (85)	\$ (298)	\$ 32	\$ 780	\$ 812
米国外店 ⁽³⁾	481	141	622	(64)	355	291
合計	\$ 268	\$ 56	\$ 324	\$ (32)	\$ 1,135	\$ 1,103
貸出金(前受収益控除後)⁽⁵⁾						
米国内店	\$ 789	\$ 1,149	\$ 1,938	\$ 974	\$ 1,709	\$ 2,683
米国外店 ⁽³⁾	169	(34)	135	1,062	163	1,225
合計	\$ 958	\$ 1,115	\$ 2,073	\$ 2,036	\$ 1,872	\$ 3,908
その他の利付資産⁽⁶⁾	\$ (75)	\$ 75	\$ -	\$ 137	\$ 375	\$ 512
受取利息合計	\$ 2,176	\$ 3,460	\$ 5,636	\$ 2,525	\$ 6,482	\$ 9,007

(1) この表示には、非課税債券のポートフォリオを課税対象項目とした場合の調整(2019年度および2018年度は21パーセント、2017年度は35パーセントの米国連邦法定税率を基準とします。)が含まれています。

(2) 金利・残高差異は、正味変動額の合計に対する残高の変動および金利の変動の割合に基づいて配分されています。

(3) 平均金利の変動は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利の変動を反映しています。

(4) ICGのトレーディング勘定負債に係る支払利息は、受取利息から控除されています。現金担保ポジションに係る受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に係る利息として計上されています。

(5) 現金主義会計による貸出金を含みます。

(6) プローカレッジ債権を含みます。

支払利息および純利息収益の変動の分析⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

	2019年度と2018年度の比較			2018年度と2017年度の比較		
	以下の変化による増加(減少)			以下の変化による増加(減少)		
(単位:百万ドル)	平均残高	平均金利	正味 変動額	平均残高	平均金利	正味 変動額
預金						
米国内店	\$ 738	\$ 1,066	\$ 1,804	\$ 216	\$ 1,754	\$ 1,970
米国外店 ⁽³⁾	397	816	1,213	162	897	1,059
合計	\$ 1,135	\$ 1,882	\$ 3,017	\$ 378	\$ 2,651	\$ 3,029
貸付有価証券および 買戻条件付売渡有価証券						
米国内店	\$ 343	\$ 531	\$ 874	\$ 115	\$ 1,631	\$ 1,746
米国外店 ⁽³⁾	194	306	500	151	331	482
合計	\$ 537	\$ 837	\$ 1,374	\$ 266	\$ 1,962	\$ 2,228
トレーディング勘定負債⁽⁴⁾						
米国内店	\$ (3)	\$ 209	\$ 206	\$ 49	\$ 183	\$ 232
米国外店 ⁽³⁾	(51)	152	101	8	123	131
合計	\$ (54)	\$ 361	\$ 307	\$ 57	\$ 306	\$ 363
短期借入金⁽⁵⁾						
米国内店	\$ (159)	\$ 412	\$ 253	\$ 105	\$ 1,096	\$ 1,201
米国外店 ⁽³⁾	(42)	45	3	9	(60)	(51)
合計	\$ (201)	\$ 457	\$ 256	\$ 114	\$ 1,036	\$ 1,150
長期債務						
米国内店	\$ (129)	\$ 141	\$ 12	\$ 168	\$ 836	\$ 1,004
米国外店 ⁽³⁾	(3)	(66)	(69)	11	(37)	(26)
合計	\$ (132)	\$ 75	\$ (57)	\$ 179	\$ 799	\$ 978
支払利息合計	\$ 1,285	\$ 3,612	\$ 4,897	\$ 994	\$ 6,754	\$ 7,748
純利息収益	\$ 891	\$ (152)	\$ 739	\$ 1,531	\$ (272)	\$ 1,259

(1) この表示には、非課税債券のポートフォリオを課税対象項目とした場合の調整(2019年度および2018年度は21パーセント、2017年度は35パーセントの米国連邦法定税率を基準とします。)が含まれています。

(2) 金利・残高差異は、正味変動額の合計に対する残高の変動および金利の変動の割合に基づいて配分されています。

(3) 平均金利の変動は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利の変動を反映しています。

(4) ICGのトレーディング勘定負債に係る支払利息は、受取利息から控除されています。現金担保ポジションに係る受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に係る利息として計上されています。

(5) プローカレッジ債務を含みます。

トレーディング・ポートフォリオの市場リスク

トレーディング・ポートフォリオには、マーケット・メイキング業務から生じるポジション、一定の売却可能（AFS）負債証券のヘッジ、デリバティブにおける取引先に関するCVAおよびすべての関連するヘッジ、公正価値オプションが選択された貸出金ならびにICGにおいて資本市場で組成された貸出金ポートフォリオのヘッジが含まれます。

シティのトレーディング・ポートフォリオの市場リスクは、量的および定性的指標の組合せを用いて監視されています。かかる指標には、下記が含まれますがこれらに限定されません。

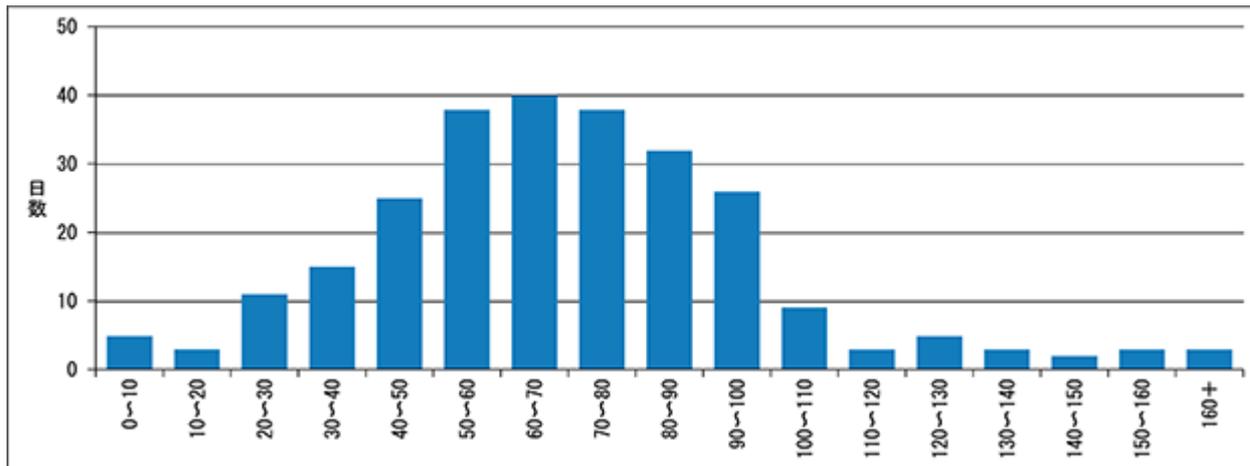
- ・ファクター感応度
- ・バリュー・アット・リスク（以下「VAR」といいます。）
- ・ストレス・テスト

シティの事業部門全体において、各トレーディング・ポートフォリオは、トレーディング権限、新商品の承認、許容商品リスト、およびより大規模で複雑な流動性の低い取引に関する取引前承認等、これらの指標やその他の規制を内包する市場リスク限度に関する独自の枠組みを有しています。

日々のトレーディングに関連する収益（損失）合計に関する以下のチャートは、取引のボラティリティを把握するもので、シティのトレーディング事業に係る収益がある一定の範囲内に該当した日数を示しています。トレーディング関連収益には、シティのトレーディング事業に関連するトレーディング収益、純利息収益およびその他の収益が含まれます。かかる収益からは、カウンターパーティーの信用度の変動に伴い発生したDVA、FVAおよびCVA調整ならびにかかるCVAに関連するヘッジが除外されています。また、資本市場組成業務に関連する手数料およびその他の収益が除外されています。トレーディング関連収益は、顧客のフローと、自己勘定トレーディング資産の評価変動の両方によるものです。以下のチャートに示されているとおり、2019年度において、トレーディング日数の100パーセントについてプラスのトレーディング関連収益が達成されました。

日々のトレーディング関連収益（損失）⁽¹⁾ - 2019年度

（単位：百万ドル）



(1) 一部の売却可能負債証券の経済的ヘッジに係る非対称的な会計の効果を反映しています。具体的には、ヘッジするデリバティブの公正価値の変動がトレーディング関連収益に含まれる一方、相殺の効果を有する、ヘッジされた売却可能負債証券の公正価値の変動は、AOCIに含まれ、上記に反映されていません。

ファクター感応度

ファクター感応度は、1 ベーシス・ポイントの金利変動に対する米国財務省証券の評価額の変動等、市場リスク要因のある一定の変動に対するポジションの評価額の変動として表示されます。シティのリスク部門に属する市場リスク管理部門は、トレーディング・ポートフォリオにおいて引き受けるすべての重要なリスクに対するファクター感応度を算出し、監視し、また制限するよう確保することに努めます。

バリュー・アット・リスク (VAR)

VARは、保有期間を1日と仮定して、99パーセントの信頼水準で、通常の市況において発生する可能性のあるポジションまたはポートフォリオの価値の下落を見積ります。VARに関する統計は、過去のデータに基づいており、ポートフォリオ構成の違い、VAR手法の違い、およびモデル変数の違いにより、会社により大きく異なる可能性があります。この結果、VARに関する統計は、他社とのリスク・テキングの違いを推測する根拠として使用するよりも、当社内部におけるリスク・テキングの傾向を示す指標として、より効果的に活用できると、シティは考えています。

シティは、単一の、独自に承認されたモンテカルロ・シミュレーションVARモデル（下記「VARモデルの審査および実証」をご参照ください。）を用いています。かかるモデルは、様々な資産クラス/リスク種類（金利、クレジット・スプレッド、外国為替、株式および商品リスク等）の市場リスク感応度（市場価格の変動に対するポジションの一次および二次感応度等）を把握するように設計されています。シティのVARには公正価値で測定されるポジションが含まれます。売却可能またはHTMとして分類される持分有価証券は含まれません。これらの証券の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記13をご参照ください。

シティは、そのVARモデルが、ファット・テール・スケーリングならびに短期（概して直近月）および長期（3年間）における市場のボラティリティのうち、より大きい方を採用しているために保守的に調整されていると考えています。モンテカルロ・シミュレーションには約450,000の市場要因が含まれ、約350,000の時系列が使用されます。感応度は毎日更新され、ボラティリティ変数は1ヶ月以内に更新され、相関変数は毎月更新されます。VAR調整の保守的な特性により、見積られるVARは、安定的で完全に正規分布した市場の仮定の下に見積られるVARよりも約26パーセント大きくなります。

次表に記載されているとおり、2019年度のシティの平均トレーディングVARは、2018年度から減少しました。これは主に、ICGのマーケット業務における金利の変動によるものです。平均トレーディングVARの減少は、2019年度の貸出業務に関連する追加ヘッジにより一部相殺されましたが、トレーディングおよび信用ポートフォリオVARの平均も減少しました。

トレーディングVARならびにトレーディングおよび信用ポートフォリオVAR - 年度末現在および平均

(単位：百万ドル)	2019年 12月31日	2019年度 平均	2018年 12月31日	2018年度 平均
金利	\$ 32	\$ 35	\$ 48	\$ 60
クレジット・スプレッド	44	44	55	47
共分散調整 ⁽¹⁾	(27)	(23)	(23)	(24)
完全に分散された金利およびクレジット・スプレッド ⁽²⁾	\$ 49	\$ 56	\$ 80	\$ 83
外国為替	22	23	18	25
株式	21	16	25	22
コモディティ	13	24	23	19
共分散調整 ⁽¹⁾	(52)	(62)	(66)	(67)
トレーディングVAR合計 - 一般的なリスクおよび 特定のリスクを含むすべての市場リスク要因 (信用ポートフォリオを除く) ⁽²⁾	\$ 53	\$ 57	\$ 80	\$ 82
特定のリスクのみの構成要素 ⁽³⁾	\$ 3	\$ 2	\$ 4	\$ 4
トレーディングVAR合計 - 一般的な市場要因のみ (信用ポートフォリオを除く)	\$ 50	\$ 55	\$ 76	\$ 78
信用ポートフォリオの追加的影響 ⁽⁴⁾	\$ 30	\$ 14	\$ 18	\$ 10
トレーディングおよび信用ポートフォリオVAR合計	\$ 83	\$ 71	\$ 98	\$ 92

(1) 共分散調整（分散効果とも呼ばれます。）は、VARの合計と各個別リスク種類に係るVARの合計の差異に相当します。利益は、各リスク種類内のリスクおよびリスク種類をまたがるリスクが完全には相関関係にないこと、その結果、ある日の合計VARが各個別リスク種類に係るVARの合計よりも低くなる、ということを反映しています。共分散調整の変動を引き起こす主な要因の決定は、モデル変数およびポジション変動の両方の影響を精査することによりなされます。

(2) トレーディングVAR合計には、ICGの時価評価および一部の公正価値オプション・トレーディング・ポジションが含まれます。ただし、貸出金ポートフォリオに対するヘッジ、公正価値オプション貸付金、およびすべてのCVAエクスポージャーを除きます。売却可能および発生エクスポージャーは含まれていません。

(3) 特定のリスクのみの構成要素は、VARに内在する株式および債券の発行体固有のリスクの水準を表示したものです。

(4) 信用ポートフォリオは、シティ・トレジャリーを含む非トレーディング事業部門に関連する時価評価ポジション、デリバティブ・カウンターパーティーに関連するCVAおよびすべての関連するCVAヘッジで構成されます。FVAおよびDVAは含まれていません。信用ポートフォリオは、貸出金ポートフォリオに対するヘッジ、公正価値オプション貸付金およびICGにおいて資本市場で組成されたレバレッジド・ファイナンス・パイプラインへのヘッジも含まれます。

次表は、特定のリスクを含む、シティのトレーディングVAR合計に関する市場要因のVARの範囲を示したものです。

(単位:百万ドル)	2019年度		2018年度	
	最低	最高	最低	最高
金利	\$ 25	\$ 58	\$ 34	\$ 89
クレジット・スプレッド	36	55	38	64
完全に分散された金利およびクレジット・スプレッド	\$ 43	\$ 89	\$ 59	\$ 118
外国為替	12	34	13	44
株式	7	29	15	33
コモディティ	12	75	13	27
トレーディング合計	\$ 38	\$ 87	\$ 56	\$ 120
トレーディングおよび信用ポートフォリオ合計	54	103	66	124

注：各市場要因の最高および最低の値は異なる営業日終了時におけるものであるため、上表から共分散調整を推測することはできません。

次表はICGのVARを示したものです。ただし、デリバティブ・カウンターパーティーに関連するCVA、CVAのヘッジ、公正価値オプション貸出金および貸出金ポートフォリオに対するヘッジを除きます。

(単位:百万ドル)	2019年12月31日	
合計 - 一般的なリスクおよび特定のリスクを含むすべての市場リスク要因	\$	53
平均 - 期中	\$	57
最高値 - 期中		86
最低値 - 期中		38

VARモデルの審査および実証

通常、シティのVARの審査およびモデル実証プロセスには、モデルの枠組み、主要な前提および数学的アルゴリズムの実施に関する審査が含まれます。また、モデル実証プロセスの一環として、商品に特有のポートフォリオに関するバック・テストが定期的実施され、シティの米国銀行規制当局とともに審査されます。さらに、規制VARのバック・テスト（下記で説明されます。）が、当社全体（トレーディング・デスクのレベル、ICG事業セグメントおよびシティグループ）で毎月、多数のサブ・ポートフォリオについて、買持ちの損益に対して行われ、その結果が米国銀行規制当局との間で共有されます。

重要なVARモデルおよび前提の変更は、シティのリスク管理組織の中で独立して実証されなければなりません。この実証プロセスには、シティのモデル・リスク・マネジメント部門のモデル実証グループによる審査が含まれます。重要なモデルの変更が行われる場合、並行的なモデルの実行が、実施前に行われます。また、重要なモデルおよび前提の変更は、シティの米国銀行規制当局による定期的な審査および承認の対象となります。

シティは、規制VARおよびリスク管理VAR（すなわち、トレーディング合計ならびにトレーディングおよび信用ポートフォリオVAR合計）の両方について、独立して実証された同一のVARモデルを使用します。そのため、両者に係るモデルの審査および実証プロセスは上記のとおりです。

規制VARは、バーゼル に従って計算され、リスク管理VARとは異なります。これは、リスク管理VARに含まれる一部のポジションが、規制VARにおいて市場リスク扱いの適用を受けることができないためです。リスク管理VARの構成は、上記「バリュー・アット・リスク（VAR）」で議論されています。VARモデルが、米国規制資本規則に基づく市場リスク扱いを受けることのできるポジションに適用することが可能か否かは、シティの米国銀行規制当局により定期的に審査され、承認されます。

バーゼル に従い、規制VARには、すべてのトレーディング勘定対象ポジションならびにすべての外国為替および商品エクスポージャーが含まれます。バーゼル に従い、規制VARからは、トレーディング要件の意図および能力を満たすことのできないポジションが除外され、したがって、非トレーディング勘定と分類され、対象ポジションとして明確に除外されたエクスポージャーの区分として分類されます。規制VARからは、デリバティブ商品に係るCVAおよびシティ自身の公正価値オプション負債に係るDVAが除外されています。CVAヘッジは規制VARから除外され、リスク加重資産を決定するための先進的アプローチに基づき計算された信用リスク加重資産に含まれています。

規制VARのバック・テスト

バーゼル に従い、シティは、規制VARモデルの有効性を評価するために、バック・テストを実施することが求められています。規制VARのバック・テストは、99パーセント信頼区間において、日々の1日VARを買持ち損益と比較する処理です（すなわち、ポートフォリオが一日の終わりから翌日まで変更されず、翌日にリプライシングされた場合の損益の影響）。買持ち損益は、前営業日の営業終了時からの対象ポジションの価格変動に起因する日々の時価評価損益を表しています。買持ち損益には、実現トレーディング収益、純利息、手数料および役務収益、1日の間のトレーディング損益、ならびに引当金の変動は含まれていません。

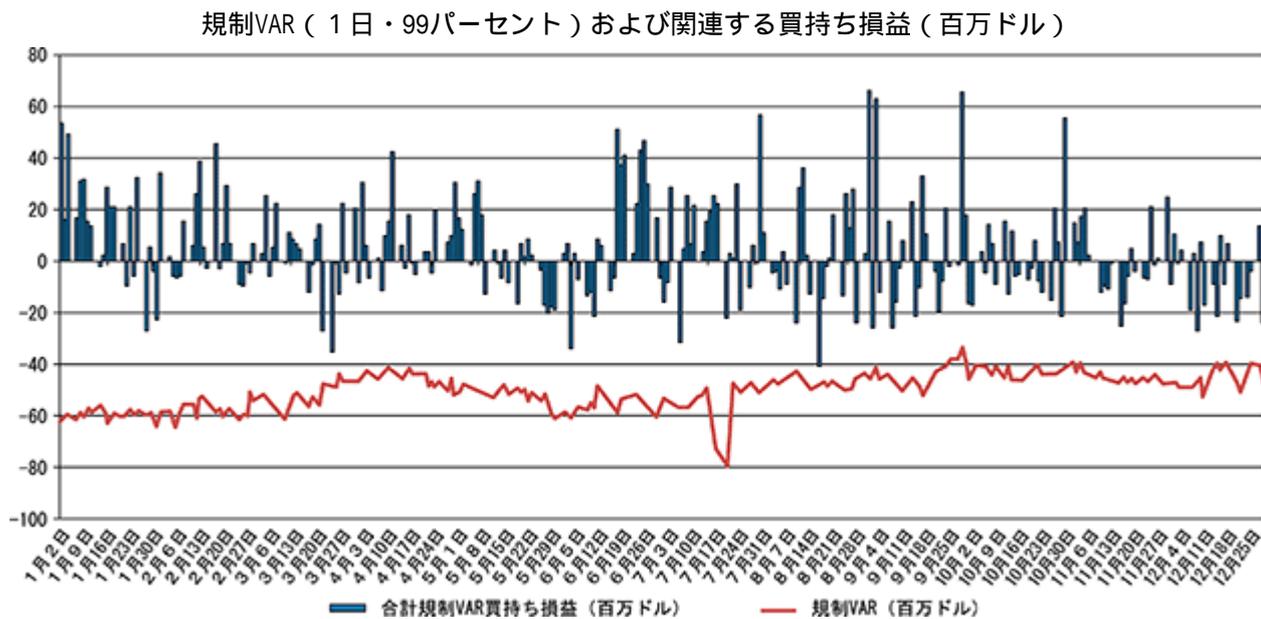
99パーセント信頼水準に基づき、シティは、買持ち損失が規制VARを上回るのは年に2、3日であると予想します。シティのVARモデルが（短期および長期のボラティリティのうち大きい方を採用し、ボラティリティのファット・テール・スケーリングを行った結果）保守的に調整されていることを鑑みると、シティは、通常の安定した市況では、例外が発生する確率はさらに低いと予想します。市況が不安定な期間には、バック・テストの例外が増える可能性があります。

以下のグラフは、2019年度を対象年度として、シティの対象ポジションに関連する日々の買持ち損益をシティの1日規制VARと比較したものです。2019年12月31日現在、過去12ヶ月間に関してシティの規制VARにおいて観測されたバック・テストの例外はありませんでした。

規制VARバック・テストに係る買持ち利益のある日が54.8パーセントであるのに対し、下記の日々のトレーディング関連収益に関するチャートに示された、シティのトレーディング事業に関するトレーディング収益、純利息収益およびその他収益のある日は100パーセントとなっていますが、この違いは、とりわけ、シティのトレーディング関連収益の大部分が、これらのポジションおよびエクスポージャーにおける日々の価格変動から生じていないこと、ならびに、規制VARとリスク管理VARのポートフォリオ構成が異なっていることを反映しています。

規制トレーディングVARおよび関連する買持ち損益⁽¹⁾ - 2019年度

(単位: 百万ドル)



(1) 買持ち損益は、バーゼルに基づき銀行規制当局が定義するとおり、トレーディング・ポジションに帰属する、前営業日の営業終了時からの日々の時価評価収益の変動を表しています。買持ち損益には、実現トレーディング収益、ならびに新規のおよび終了したトレーディングに係る純利息についての1日の間のトレーディング損益、ならびに引当金の変動が含まれていません。したがって、上記の日々のトレーディング関連収益のチャートにおいて表示されたトレーディング関連収益と比較することはできません。

ストレス・テスト

シティは、著しい市場変動の影響を予測するために、定期的に市場リスクのストレス・テストを実施します。これは、個別のポジションおよびトレーディング・ポートフォリオ、ならびに複数のトレーディング・ポートフォリオを含む全体の合計に関して実施されます。シティの市場リスク管理部門は、事業部門との協議を経て、システミック・ストレス・シナリオおよび特定のストレス・シナリオの両方を策定し、定期的を実施するストレス・テストの結果を検討し、エクスポージャーの水準と限度についての継続的な妥当性を評価するために情報を利用します。シティは、すべての主要なリスク要因（すなわち、株式、外国為替、商品、金利およびクレジット・スプレッド）について、市場リスクのストレス・テストに係る2つの補完的なアプローチ、すなわちトップ・ダウンのシステミック・ストレスおよびボトムアップの各事業特有のストレスを使用します。システミック・ストレスは、著しい市場変動が及ぼす可能性のある影響を、会社全体として数量化することを目的としており、過去の期間の市場ストレスおよび不利な経済シナリオの予想の両方を使用して構築されています。各事業特有のストレスは、特定のポートフォリオおよび市場セグメントのリスク、とりわけVARおよびシステミック・ストレスにおいて完全に把握されていないリスクを精査することを目的としています。

シティでのシステミック・ストレス・シナリオおよび各事業に特定したストレス・シナリオは、上級経営陣によるレビューを経た複数の報告書に使用され、また取引市場リスクに係る内部リスク資本を計算する際にも用いられます。一般的に、市場価値の変動は、向こう1年間について設定されます。最も流動性が高いポジションおよび市場リスク要因に係る市場価値の変動は、より短期間の向こう2ヶ月間について設定されます。市場価値の変動が向こう2ヶ月間の短期間について設定される一連の限定的なポジションおよび市場リスク要因とは、他のほとんどのポジションおよび市場リスク要因の取引流動性が著しく悪化したときでさえ、歴史的にみて金融危機の際にも非常に高い流動性を維持したと経営陣が判断するものです。

[前へ](#) [次へ](#)

オペレーショナル・リスク

概要

オペレーショナル・リスクとは、内部のプロセスが不十分もしくは機能しないため、システムもしくは人的要因により、または外部事由から生じる損失リスクをいいます。これには、適用法令の遵守を怠るリスクが含まれますが、戦略上のリスクは含まれません。オペレーショナル・リスクには、シティが関与している業務慣行または市場行動に関係する風評リスクおよびフランチャイズ・リスクのほか、コンプライアンス・リスク、コンダクト・リスクおよび法的リスクが含まれます。

オペレーショナル・リスクは、シティのグローバルな事業およびその関連部署の活動に内在するものであり、とりわけ、以下に関係する事由に起因して損失が生じる可能性があります。

- ・ 詐欺、盗取および不正な行為
- ・ 雇用慣行および職場環境
- ・ 顧客、商品および業務慣行
- ・ 物理的な資産およびインフラ
- ・ 執行、受渡しおよびプロセス管理

シティは、上記「グローバル・リスクの管理」 - 「概要」に記載されている全体的な枠組みに沿って、オペレーショナル・リスクを管理しています。当社の目的は、オペレーショナル・リスクを、シティの事業、当社が事業を営む市場、当社の資本および流動性、ならびに競争・経済・規制環境の特性に対して適切な水準に維持することです。

シティは、オペレーショナル・リスクを予想、軽減および管理するため、オペレーショナル・リスクおよびシティグループ全体の内部統制環境の全体的な運用状況の有効性を評価、監視および伝達するための諸規程およびグローバルな枠組みを整備しています。この枠組みの一環として、シティは、オペレーショナル・リスク選好を定義しており、かつ責任者による、重要なオペレーショナル・リスクおよび重要な統制の自己評価ならびに重要なオペレーショナル・リスクを軽減する内部統制の設計上および運用状況の有効性における弱点の特定および対処を支援するマネージャー・コントロール・アセスメント(MCA)・プロセス(シティの責任者がリスクおよび関連する統制を特定、監視、測定、報告および管理するためのプロセス)を整備しています。

主要な事業セグメントはそれぞれ、本枠組みの要件に合致するようオペレーショナル・リスク・プロセスを実施しなければなりません。オペレーショナル・リスク管理のプロセスには、以下のステップが含まれます。

- ・主要なオペレーショナル・リスクの識別および評価
- ・識別されたリスクを軽減するための統制の設計
- ・主要なリスク指標の設定
- ・早期の問題認識および適時の上層部への報告に向けたプロセスの実施
- ・包括的なオペレーショナル・リスク報告書の作成
- ・オペレーショナル・リスク環境を積極的に改善し、新たに発生するリスクを軽減するために利用可能な、十分な資源の確保

新たな商品が開発され、事業活動が展開されると、プロセスが設計、修正または代替手段を通じて提供され、かつオペレーショナル・リスクが検討されます。

オペレーショナル・リスク管理委員会は、シティグループ全体のオペレーショナル・リスクを監視するため、またシティのオペレーショナル・リスク・プロファイルを評価し、シティのリスク選好に沿ったオペレーショナル・リスク・エクスポージャーの積極的管理を担保するための討論の場を提供するために設置されました。同委員会は、これらの対策により、オペレーショナル・リスクに係る損失を絶え間なくもたらす根本的原因に対処し、かつかかる損失を最小化する持続的な解決法を生み出すことが確実となるよう目指しています。同委員会のメンバーにはシティのチーフ・リスク・オフィサーおよびシティのオペレーショナル・リスク部門の責任者およびそれらの組織の上級メンバーが含まれています。これらのメンバーはリスク管理の多様な側面をカバーしており、事業部門および地域のチーフ・リスク・オフィサーおよびシニア・オペレーショナル・リスク・マネージャーが含まれています。

また、オペレーショナル・リスク管理を含むリスク管理部門は、シティ全体に強力なオペレーショナル・リスク管理に係る企業文化および枠組みを定着させるため、事業部門およびその他の独立したコントロール部門と積極的に協力しています。オペレーショナル・リスク管理部門は、()オペレーショナル・リスクの特定、分析および評価、()主要な統制上の問題およびオペレーショナル・リスクの効果的な検討、ならびに()オペレーショナル・リスク事由の予測および軽減を中心に、オペレーショナル・リスク管理の枠組みの効果的な実施が確実となるよう、事業部門と連携して取り組んでいます。

事業部門のオペレーショナル・リスク、過去のオペレーショナル・リスクに係る損失および統制環境に関する情報は、主要な各事業セグメントおよび業務部門から報告されます。かかる情報の概要は、上級経営陣およびシティの取締役会の監査委員会およびリスク管理委員会に対して報告されます。

オペレーショナル・リスクは、バーゼル に基づく先進的アプローチにより、オペレーショナル・リスク資本およびオペレーショナル・リスク規制資本を通じて測定および評価されます。ストレス・シナリオに基づくオペレーショナル・リスクに係る損失の予想も、連邦準備制度理事会のCCARプロセスの一環として要求されます。

シティのオペレーショナル・リスクの詳細については、上記「リスク要因」 - 「オペレーショナル・リスク」をご参照ください。

サイバーセキュリティ・リスク

サイバーセキュリティ・リスクとは、サイバー攻撃、サイバー侵害またはシティの極めて重要なビジネス情報資産もしくは事業の流出に伴う事業リスクをいい、結果として、経済的な損失を被り、評価が損なわれることとなります（詳細については、上記「リスク要因」 - 「オペレーショナル・リスク」の業務システムおよびサイバーセキュリティ・リスク要因をご参照ください。）。進化する脅威環境の中で、サイバーセキュリティ攻撃はさらに高度化し、金融取引における新技術の利用は増え続け、シティならびにその顧客および第三者は、サイバー攻撃および情報セキュリティ事故のリスクにさらされており、今後も続く見込みです。シティは、これらのリスクの重要性を認識しており、サイバー攻撃の予防、発見、対応および復旧のために、インテリジェンス主導戦略を採用しています。さらに、シティは、個別および包括的なサイバー攻撃耐性を強化するため、金融業界、政府および業種間の情報共有グループに積極的に参加しています。

シティのテクノロジー・リスクおよびサイバーセキュリティ・リスク管理プログラムは、3つの防衛線に基づいています。最高情報セキュリティ責任者のもと、シティの第一の防衛線では、サイバーセキュリティ・リスクを防御し、サイバー事故やデータ漏洩に対応するための最前線の事業、業務・技術面における管理および機能を提供します。シティは、最先端のフュージョン・センターを通じて、こうした脅威を管理しています。同センターは、サイバー脅威への対応を監視し調整するための中核的な指令拠点です。事業の情報セキュリティチームは、インフラの防衛およびセキュリティ管理を担当し、脆弱性評価および第三者による情報セキュリティ評価、従業員の意識向上およびトレーニング・プログラムならびにセキュリティ事故管理を行っています。それぞれについて、グローバルレベルで事業および部門に参与している情報セキュリティ担当の役員と連携して活動しています。

シティのオペレーショナル・リスク・マネジメント・テクノロジー・アンド・サイバー（Operational Risk Management-Technology and Cyber）（以下「ORM-T/C」といいます。）およびインディペンデント・コンプライアンス・リスク・マネジメント・テクノロジー・アンド・インフォメーション・セキュリティ（Independent Compliance Risk Management-Technology and Information Security）（ICRM-T）は、第二の防衛線として、シティのリスク軽減策や能力を積極的に評価、予測し、調査する役割を担っています。内部監査は、第三の防衛線として、組織全体がサイバーセキュリティ・リスクをどの程度効果的に管理しているかを独立した観点から監査しています。シティはまた、サイバーセキュリティ・リスクを含む企業レベルのリスク許容度を規定するインフォメーション・セキュリティ・リスク・コミッティ（ISRC）等の複数のシニア・コミッティを有しています。

シティは、事業運営に悪影響を与える事故が発生する前に、テクノロジー・リスクおよびサイバーセキュリティ・リスクを積極的に特定し、改善することを目指しています。したがって、ORM-T/Cチームは、シティが明文化したテクノロジー・リスクおよびサイバー・リスク選好に関する綱領に従って、独自に能力を調査し、監視します。また、ORM-T/Cは、変化するサイバーセキュリティ・リスクとそれに対応する法令に対処するため、サイバーに関する法律上および法令上の要件の注視、新たに発生するリスクの特定化および明確化、戦略的なサイバー脅威評価、新商品および取組みに関する調査、データ管理リスクの監督、サイバー・リスク保証の評価（第三者による評価を含みます。）を行っています。さらに、ORM-T/Cは、サイバーセキュリティおよびテクノロジーの双方に合わせたツールを採用し、指標を監視および調査します。これらは、リスクを効果的に追跡、特定、管理するためのシティの全体的なオペレーショナル・リスク管理の枠組みに沿ったものとなっています。

コンプライアンス・リスク

コンプライアンス・リスクとは、法令の違反、または所定の慣行、社内方針・手続もしくは倫理基準の不遵守に起因し、現在または予測される財務状況や回復力に影響を及ぼすリスクをいいます。これにより、銀行は、罰金、民事上の課徴金、損害賠償金の支払および契約無効のリスクにさらされます。コンプライアンス・リスクは、消費者保護に関する法律の不遵守によるリスクに限定されず、すべての法令の不遵守ならびにプルードント（慎重）な倫理基準および契約上の義務をも含みます。また、従来型か非従来型かを問わず、銀行業務のあらゆる側面から訴訟のリスクにさらされること（法的リスクとして知られます。）も含みます。

コンプライアンス・リスクは、シティのリスク・ガバナンス・フレームワークおよびガバナンス・リスク・コンプライアンス（GRC）の分類において概説されているリスク・カテゴリーにおけるすべての種類のリスクにまたがっています。シティは、誠実に業務を遂行し、高い倫理基準を維持し、適用される方針、規制および法律の要件を遵守することを目指しています。シティは、シティのリスク・ガバナンス・フレームワークと規制上の要件を考慮し、各防衛線におけるコンプライアンス・リスク管理文化の根本的な強化を図るため、シティ全体のコンプライアンス・リスクを有効に管理することを目的とした積極的なコンプライアンス・リスク管理（以下「CRM」といいます。）ポリシーを維持および実行しなければなりません。独立コンプライアンス・リスク管理部門（以下「ICRM」といいます。）の主たる目的は以下のとおりです。

- ・現地、国内もしくは国際的な法律、規則もしくは規制、シティの社内方針、基準および手続ならびに関連する行動基準の全社的な遵守を促進する統合されたCRMポリシーを維持および監督すること。
- ・世界的規模で一貫性のあるシステムおよびコンプライアンス・リスク管理プロセスを基盤として、各商品ライン、各部署および各地域にわたるコンプライアンス・リスクおよび問題を評価すること。

- ・コンプライアンスおよび統制に敏感な企業文化をシティ全社で推進し、定着させること。
- ・コンプライアンス・リスクに関するデータの集計および報告能力を提供すること。

コンプライアンス・リスクを予想し、統制し、かつ軽減するために、シティは、CRMポリシーを構築し、これにより手法およびプロセスの標準化および集中管理を実現し、またコンプライアンス・リスク管理のより一貫した包括的な実施を可能にしました。

シティがその事業および機能別部署に関連するコンプライアンス・リスクを特定し、評価し、軽減することは、義務であると同時に責任でもあります。ICRMは、シティのCRMポリシーの監督について責任を有し、一方で、すべての事業部門とグローバルなコントロール部門は、コンプライアンス・リスクを管理し、コンプライアンス・リスク選好の範囲内で業務を行う責任を有します。

シティは、()ガバナンスと組織、()コンプライアンス・リスク要件、()プロセスと活動、そして(iv)資源と能力という4つの構成要素を基盤とする統合的なCRMポリシーを通じて目標を達成し、その責任を果たしています。これを成し遂げるため、シティは、以下のCRMポリシーのプロセスのステップに従います。

- ・規制上の変更を特定し、影響の評価を実施し、既存の規制要件への遵守状況を把握および監視します。
- ・コンプライアンス・リスクの管理のための方針、基準および手続を、ポリシー・ガバナンスの要件に従って確立、管理および遵守します。
- ・コンプライアンス・リスクに関連した事項の特定、統制、報告および上申に関する役務および責任の効果的な遂行を支援するための研修を開発し、提供します。
- ・コンプライアンス・リスクについての自己評価(マネージャー・コントロール・アセスメント等)を行います。
- ・ICRMは、コンプライアンス・リスクの管理について、独立して評価する責任を有します。
- ・シティがコンプライアンス・リスク選好の範囲内で業務を行っているかについて、独立してテストおよびモニタリングを行います。法令、規制および規則の不遵守ならびに社内方針の違反の事例を特定します。
- ・監視、検査、報告またはその他監督活動の結果として、法令、規制、方針の違反またはその他重要なコンプライアンス・リスクとなり得るものが発覚した場合、適切な手段(ガバナンス・フォーラムを含む場合があります。)を通じて、当該事項を上申するとともに、当該事項が適切に特定され、追跡され、かつ解決されることを確保するための合理的な措置(第一の防衛線に対する是正措置計画の発布による場合を含みます。)を講じます。

風評リスク

シティへの評価は、ステークホルダーとの信頼関係を構築する上で極めて重要な財産であり、シティは、従業員、顧客および投資家に対するシティの企業価値の伝達に、精力的に取り組んでいます。これをサポートするため、シティは風評リスク選好アプローチを定義しました。このアプローチの下、主要な各事業セグメントは、重大な風評リスクにつながる可能性のある弱点を監視し、これに対処するために、リスク選好ステートメントおよび関連する主要指標を導入しています。このアプローチでは、事業セグメントまたは地域は各々そのビジネスプラクティス委員会またはそれと同等の組織を通じて、検証または対応の必要がある重大な風評リスクを上申することが求められます。

各ビジネスプラクティス委員会は、事業活動、販売慣行、商品設計、利益相反の可能性ならびにその他の潜在的なフランチャイズ・リスクまたは風評リスクを適切に検証するためにシティが設置している統治基盤の一部です。これらの委員会は、会社レベルのビジネスプラクティス委員会により十分検討されるべきものとして、潜在的なフランチャイズ・リスク、風評リスクまたはシステムック・リスクを上申することができます。シティの最も上級職の役員で構成されるこれらすべての委員会は、シティの業務慣行が、シティの経営理念に則った最高レベルのプロフェッショナリズム、誠実性、および倫理的行動の基準を満たすために必要なガイダンスを提供します。

さらに、シティの評価を維持する責任は、シティの行動規範を指針とする全従業員に共有されています。従業員は、意思決定と行動において、健全な判断と常識を発揮することが求められています。また、フランチャイズ・リスク、風評リスクまたはシステムック・リスクをもたらす可能性のあるすべての問題を、迅速かつ適切に上申することが期待されます。

戦略上のリスク

概要

シティの上級経営陣は、シティのCEOを筆頭に、シティの戦略を策定し、それを実行する責任を負っています。当該戦略は、将来を見据えた計画に落とし込まれ、組織全体に展開されます。戦略上のリスクは、様々な手段によって監視されています。シティグループの定例取締役会では、戦略的外部チェックポイントにより経営陣の計画実行状況が評価され、当社の戦略的方向性を精緻化する決定が評価されます。シティの上級経営陣は、確定した計画の実行状況の評価します。CEOによるレビューには、計画のリスク評価が含まれ、計画の実行状況に重点を置いて、商品、地域および部門にわたって行われます。商品、地域および部門について、組織全体のより下位のレベルでの実績を評価するための内部レビューが行われます。また、バランスシート管理、新規のまたは変更された商品およびサービスの導入、国別管理など、戦略上のリスク管理を推進する主要分野に焦点を当てるための特定のフォーラムが存在します。このような日々の活動に加え、合併、買収または設備投資等の重要な戦略上の行動については、必要に応じて、シティグループおよびシティバンクの各取締役会により審査および承認されるか、または同取締役会に対して通知されます。

英国のEU離脱

2016年の英国国民投票を受け、2020年1月31日に実現した英国の正式なEU離脱に対処するため、シティは英国とEUの一部の業務を再編し、コンティンジェンシー・プランを実施しました。さらにシティは、イギリスの離脱について協調的対応を行うため、上級レベルのスポンサーシップとガバナンスを有する正式なプログラムを立ち上げました。

英国とEUの交渉が決着し、離脱に関するあらゆる合意が成立するまでは、シティは「合意なき」離脱シナリオに向けた計画を続行します。シティの戦略は、英国やEUの顧客へサービスを継続して提供し、混乱を最小限に留めることに重点を置いています。その結果、シティは事業活動の一部を、当該事業を行う上で適切な規制上の許認可を有した代替的な法人や支店に移管し、英国やEUで要求される機能を確認させました。英国のEU離脱に対応したシティの計画は、主に以下の事項を網羅しています。

- ・EUの顧客の事業継続性を確保するため、シティがアイルランドに有する在欧州銀行を、主要な欧州支店網の支援体制により強化。
- ・EUの顧客とのブローカー・ディーラー業務を支援するため、シティの在ドイツ銀行子会社を、シティのEUの投資会社に転換。
- ・英国の個人向け事業顧客へのサービスに特化するため、英国に新たな個人向け銀行を設立。
- ・英国およびEU以外の顧客に対するサービスの継続性を確保するため、既存の英国法人または支店を変更。

シティは、英国のEU離脱に対して、顧客、規制当局、その他関連する利害関係者と緊密に連携しながら計画を遂行しています。さらにシティは、マクロ経済シナリオやマーケット・イベントのモニタリングを続けており、事業への潜在的な影響を評価するためにストレス・テストを実施しています。詳細については、上記「リスク要因」 - 「戦略上のリスク」をご参照ください。

LIBOR移行リスク

シティは、LIBORからの移行および廃止が、金融市場およびシティを含む市場参加者に重大な影響を及ぼし得るリスクや課題をもたらすことを認識しています（LIBORからの移行および廃止によるシティのリスクについては、上記「リスク要因」 - 「戦略上のリスク」をご参照ください。）。このためシティは、引き続きLIBOR移行リスクの特定と管理に努めました。

シティにおけるLIBORのガバナンスと施策に関するプログラムは、とりわけ、LIBOR移行によるシティの顧客、運営能力および法務・財務契約への影響の特定と対応に引き続き重点を置いています。このプログラムは、シティの事業および部門を横断してグローバルに運用され、上級経営陣が積極的に関与しており、シティの資産負債委員会が監督し、シティグループの取締役会におけるリスク管理委員会に対する報告も行います。プログラムの一環として、シティは、LIBOR移行アクションプランおよび関連するロードマップを策定しましたが、これは、プログラム管理、移行戦略・リスク管理、顧客管理（内部コミュニケーションとトレーニング、法務・契約管理および商品管理を含みます。）、財務上のエクスポージャーとリスクの管理、規制と業界への関与、オペレーションとテクノロジーならびに財務、リスク、税務およびトレジャリーという、主要なワークストリームに基づいています。

2019年度中、シティは、連邦準備制度理事会が主催する代替参照金利委員会（Alternative Reference Rates Committee）（以下「ARRC」といいます。）をはじめとする、世界的な規制当局によって組織される多くのワーキンググループにも継続して参加していました。これらのワーキンググループは、引き続き代替参照金利の開発を促進および推進し、かかる金利へ移行する場合の潜在的な課題を特定し、これに対処します。シティはまた、LIBOR移行の問題や救済について、規制当局や財務会計機関等とともに開発に関与し監視を続けます。

さらにシティは、顧客取引がLIBORから代替参照金利へ移行することに伴い、自社のシステムやインフラに投資してきました。シティはまた、参照金利の廃止を適切に企図する契約条項を含まず、相手方との追加交渉が必要となる既存の金融商品を含む、LIBOR移行エクスポージャーの特定を継続しています。また、シティは、特に、新たに発行される特定の金融商品および商品に代替参照金利を使用することにより、LIBOR移行エクスポージャーの軽減を始めています。例えば、2019年度初頭以降、シティは、担保付翌日物調達金利（SOFR）を参照する優先株式と指標債務の両方を発行し、ARRCが推奨するフォールバックの規定を設けることにより当該債務の書類においてLIBOR決定方法を更新しました。シティはまた、従業員を対象としたLIBOR移行関連の研修も実施しています。

カントリー・リスク

上位25ヶ国のエクスポージャー

次表は、2019年12月31日現在のシティの国別のエクスポージャーのうち上位25ヶ国（米国を除きます。）を示しています。以下に開示される2019年12月31日現在の上位25ヶ国に対するエクスポージャーの合計は、米国に対するエクスポージャーを加算した場合、すべての国に対するシティのエクスポージャーの約95パーセントを占めることとなります。

本表において、貸出金の金額は、当該貸出金が計上された国に反映されており、それらは概して、借り手の所在地に基づいています。例えば、スイスに本社を置く企業の中国子会社への貸出金は、一般的に中国における貸出金として分類されます。加えてシティは、法人顧客へのより効率的なサービスの提供のため、英国およびアイルランドを筆頭に、一定の国々に地域融資センターを開設しています。例えば英国に関して言えば、英国国内に所在する事業体に対する法人向け貸出金は、次表で表示される法人向け貸出金のわずか33パーセントに過ぎず（35パーセントは未実行貸出約定）、残りは主に欧州域内に所在するカウンターパーティーへの貸出金で占められています。2019年12月31日現在、英国の実行済貸出金合計の約85パーセントおよび英国の未実行貸出約定合計の約89パーセントが、投資適格でした。トレーディング勘定資産および持分有価証券は、概して、証券の発行体または基準となる参照事業体の所在地に基づいて分類されています。本表に記載された資産の詳細については、下記の表の注をご参照ください。

(単位:十億米ドル)	ICG 貸出金(1)	GCB 貸出金	その他 実行済 貸出金(2)	未実行 貸出金(3)	デリバ ティブ またはレ ボに係る 正味時価 評価(4)	(貸出金 および CVA に係る) ヘッジ 合計	持分有価 証券(5)	トレーディ ング勘定 資産(6)	2019年度 第4四半 期合計	2019年度 第3四半 期合計	2018年度 第4四半 期合計	シティの 2019年度 第4四半 期合計に 占める 割合
英国	\$ 41.8	\$ -	\$ 1.9	\$ 50.0	\$ 12.3	\$ (5.2)	\$ 7.3	\$ (2.3)	\$ 105.8	\$ 116.6	\$ 111.6	6.5%
メキシコ	17.8	17.6	0.3	8.9	0.8	(0.8)	16.0	4.4	65.0	67.3	59.6	4.0
香港	20.5	12.9	0.9	7.2	1.4	(0.7)	6.2	0.6	49.0	52.5	48.1	3.0
シンガポール	14.5	13.3	0.1	5.0	0.7	(0.4)	8.2	1.9	43.3	41.3	40.7	2.6
アイルランド	12.1	-	0.5	26.4	0.5	-	-	0.4	39.9	34.8	33.7	2.4
韓国	3.1	16.5	0.1	2.4	1.0	(0.4)	8.9	3.1	34.7	31.2	33.8	2.1
インド	6.5	4.8	0.9	5.9	1.5	(0.6)	10.1	0.9	30.0	29.6	30.2	1.8
ブラジル	12.7	-	-	3.1	5.6	(0.9)	4.1	3.7	28.3	25.7	26.0	1.7
ドイツ	0.5	-	0.1	6.0	3.9	(3.9)	9.2	6.0	21.8	18.0	17.4	1.3
オーストラリア	4.7	9.8	0.1	6.2	1.6	(0.4)	1.5	(2.0)	21.5	20.8	23.5	1.3
中国	7.6	3.3	0.6	2.9	0.8	(0.5)	5.0	(1.0)	18.7	18.6	18.0	1.1
台湾	5.9	8.0	0.1	1.9	0.4	(0.1)	0.9	0.8	17.9	17.2	17.4	1.1
日本	2.7	-	0.1	2.5	2.4	(1.7)	5.8	5.2	17.0	18.3	17.6	1.0
カナダ	2.4	0.6	0.1	6.8	1.7	(0.7)	3.9	0.4	15.2	15.9	16.0	0.9
ポーランド	4.1	2.0	0.1	2.4	0.2	(0.1)	3.8	0.9	13.4	13.6	13.2	0.8
ジャージー	8.0	-	0.1	5.1	-	(0.4)	-	-	12.8	13.6	10.4	0.8
アラブ首長国連邦	8.1	1.5	0.1	2.9	0.2	(0.1)	0.1	-	12.8	11.6	9.6	0.8
マレーシア	1.9	4.2	0.2	1.0	0.2	(0.1)	1.0	-	8.4	9.1	10.0	0.5
タイ	0.9	2.9	-	1.8	-	-	1.7	0.4	7.7	7.8	7.4	0.5
インドネシア	2.4	0.9	-	1.4	0.1	(0.1)	1.1	0.1	5.9	5.9	6.3	0.4
ロシア	1.9	1.0	-	0.7	0.2	(0.1)	1.1	0.2	5.0	5.0	4.6	0.3
フィリピン	0.7	1.6	0.1	0.5	-	-	1.9	0.1	4.9	4.6	5.3	0.3
ルクセンブルク	-	-	-	-	0.7	(0.3)	3.7	0.5	4.6	3.1	4.9	0.3
チェコ共和国	0.8	-	-	0.7	2.7	-	-	0.1	4.3	3.8	3.0	0.3
ケイマン諸島	-	-	-	-	0.1	(0.6)	3.0	1.0	3.5	3.8	2.5	0.2
シティのエクスポージャー全体に占める割合合計												36.0 %
シティの米国外のエクスポージャー全体に占める割合合計												89.7 %

- (1) ICG貸出金は、実行済の法人向け貸出金およびプライベートバンク貸出金(前受収益控除後)を反映したものです。2019年12月31日現在、上記の表のプライベートバンク貸出金合計は300億ドルであり、それらは香港(93億ドル)、シンガポール(76億ドル)、および英国(72億ドル)に集中していました。
- (2) その他実行済貸出金には、受取債権、売却目的保有貸出金、本社事項、本社業務/その他におけるその他の貸出金および持分法適用投資といった、その他の直接的エクスポージャーが含まれます。
- (3) 未実行エクスポージャーには、未実行の法人向け貸出約定、信用状およびその他の偶発債務が含まれます。
- (4) OTCデリバティブおよび有価証券貸借取引(レボ)に係る正味時価評価のカウンターパーティ・リスク。エクスポージャーは、担保控除後、CVAを含んで表示されています。貸借取引貸出金を含みます。
- (5) 持分有価証券には、公正市場価値で計上される売却可能有価証券、および取得原価で計上される満期保有目的有価証券が含まれます。持分有価証券は、発行した国ではなく保有する国に反映されます。
- (6) トレーディング勘定資産は純額で記載されており、基準となる参照事業体または発行体がある国に所在するものについては、換金性商品に対する発行体リスクおよびデリバティブのエクスポージャーを含みます。

アルゼンチン

シティは、アルゼンチンでICG事業を展開しています。2019年12月31日現在、シティのアルゼンチンにおける事業への純投資額は約730百万ドルでした。アルゼンチンの経済は、米国GAAPにおいては高インフレと考えられているため、シティは、アルゼンチンにおける事業の機能通貨として米ドルを使用しています。

2019年度中、アルゼンチン・ペソは対米ドルで59パーセント安となり、米国の格付機関は債務不履行に対する新たな懸念からアルゼンチンのソブリン債格付けを引き下げました。さらに、アルゼンチン政府は、一部の短期債務を再構成し、2019年度第3四半期に新たな資本規制および通貨規制も実施しました。これらの新たな資本規制が実施される前に、シティはアルゼンチンの事業からの利益のうち、2019暦年中に送金可能なものすべてを送金済みでした。新たな規制によって、シティは、将来的にアルゼンチンにおける米ドルを利用することや、アルゼンチンの事業からの利益を送金することが制限される可能性があります。

シティは、アルゼンチン・ペソ建て純資産の為替リスクを可能な限り経済的にヘッジし、アルゼンチン国外で締結されるノンデリバブル・フォワード（以下「NDF」といいます。）デリバティブ商品を用いて慎重にヘッジしています。2019年12月31日現在、国際NDF市場の流動性は非常に限られており、その結果、シティはアルゼンチン・ペソのエクスポージャーの大部分を経済的にヘッジすることができませんでした。シティが今後追加的にNDF契約を締結できない場合には、シティのアルゼンチン・ペソ建て純資産の評価切り下げは、エクスポージャーを経済的にヘッジするために使用されるデリバティブ・ポジションの公正価値の変動によるプラスの影響を受けることなく、損益に計上されます。

さらに、シティはアルゼンチンのカウンターパーティーに対する経済的エクスポージャーならびにシティのアルゼンチン資産に関連する信用リスクおよびソブリン・リスクの変動に対する引当金を継続的に評価します。シティは、2019年12月31日現在の米国GAAPに基づく当該リスクについて、そのアルゼンチンにおける貸出金について適切な貸倒引当金を設定し、アルゼンチンにおける資産および負債について、公正価値で測定した適切な公正価値の調整を行ったと考えています。しかしながら、アルゼンチンでの最近の事象を考慮し、米国の規制当局はシティに対し、アルゼンチンのエクスポージャーに関連する認知されたカントリー・リスクに基づき、今後追加の引当金を計上し、ICGの与信費用を増加するよう求める可能性があります。新興市場リスクの詳細については、上記「リスク要因」-「戦略上のリスク」をご参照ください。

FFIEC - 第三者に対するクロスボーダー債権および現地国資産

シティのクロスボーダーに関する開示は、連邦金融機関検査協議会（以下「FFIEC」といいます。）のカントリー・エクスポージャーに関する銀行規制報告ガイドラインに基づいています。以下は、FFIECの主要な報告ガイドラインの一部をまとめたものです。

- ・金額は、最終的な債務者、カウンターパーティー、担保（適格流動性担保のみ）、発行体または保証人（該当するもの）の居住地に基づいています（例えば、シティの米国事業体によって記録されている英国政府が発行する証券は、英国エクスポージャーとみなされ、また、シティのメキシコ事業体によってメキシコに居住する顧客に対する貸出金として記録され、ドイツに原担保が保有されているものは、ドイツ・エクスポージャーとみなされます。）。
- ・金額は、担保付融資取引（すなわち、買戻契約、売戻契約ならびに貸付有価証券および借入有価証券）について受領した担保の便益を考慮せず、想定元本金額に基づいて報告されます。
- ・公正価値で報告されるデリバティブ債権および債務のネットリングが認められますが、同一の特定のカウンターパーティーとの間の法的拘束力のあるネットリング契約に基づく場合にのみ認められ、受領証拠金またはヘッジの便益は含まれません。
- ・クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」といいます。）は売却および購入された総想定元本金額に基づいて含められ、同一の参照事業体に関するCDSは相殺されません。
- ・貸出金は、ヘッジの便益を考慮せずに報告されます。

上記の要件を考慮すると、シティのFFIECクロスボーダー・エクスポージャーおよび残高合計は期によって変動する傾向があり、変動が大幅になる場合もあります。例えば、FFIECガイドラインに基づく残高合計には証拠金またはヘッジの便益が含まれないため、金利、外国為替相場およびクレジット・スプレッドにおける市場のボラティリティにより、その他の条件がすべて同一であるとしても、残高合計の水準が大幅に変動する可能性があります。

次表は、その残高合計がシティグループの総資産の0.75パーセントを上回っていた各国を示したものです。

2019年12月31日											
第三者に対するクロスボーダー債権および現地国資産											
(単位: 十億米ドル)	銀行 (a)	公共機関 (a)	NBFI ⁽¹⁾ (a)	その他 (法人 および 家計) (a)	トレーデ イング 資産 ⁽²⁾ ((a)に含 まれている)	短期 債権 ⁽²⁾ ((a)に含 まれている)	残高 合計 ⁽³⁾ ((a)の 合計)	コミット メント および 保証 ⁽⁴⁾	購入さ れたク レジット ・デ リバテ ィブ ⁽⁵⁾	売却さ れたク レジット ・デ リバテ ィブ ⁽⁵⁾	
ケイマン諸島	\$ -	\$ -	\$ 96.8	\$ 10.3	\$ 5.3	\$ 75.9	\$ 107.1	\$ 10.0	\$ -	\$ -	
英国	13.3	24.4	34.8	20.6	12.9	61.3	93.1	23.2	71.6	71.6	
日本	32.7	33.3	7.8	6.5	13.1	57.4	80.3	4.7	18.7	17.1	
メキシコ	2.8	26.3	9.4	35.2	5.5	37.0	73.7	22.4	8.9	8.8	
ドイツ	6.8	29.8	7.7	9.7	9.3	33.6	54.0	13.1	48.0	46.4	
フランス	8.4	6.8	22.2	7.5	9.6	35.3	44.9	29.0	56.0	54.3	
シンガポール	2.3	17.7	7.2	16.1	2.8	36.1	43.3	12.0	2.0	1.9	
韓国	2.0	16.0	1.7	21.7	2.6	31.4	41.4	12.0	13.9	13.0	
インド	1.7	12.9	3.1	16.3	2.7	23.4	34.0	10.8	2.3	2.0	
香港	0.6	10.2	3.0	20.0	4.1	27.9	33.8	13.7	2.2	2.0	
オーストラリア	4.8	8.7	4.7	12.9	7.9	20.6	31.1	11.8	7.4	7.3	
中国	3.4	11.0	3.1	12.7	3.9	25.3	30.2	5.1	12.8	11.6	
ブラジル	3.3	13.3	1.8	11.0	6.1	20.8	29.4	3.2	8.1	8.2	
カナダ	2.9	4.7	11.5	5.0	3.1	13.5	24.1	14.7	4.3	5.1	
オランダ	6.8	8.5	3.9	4.6	4.6	15.7	23.8	11.0	26.9	26.5	
台湾	0.6	6.8	1.6	14.3	2.9	13.2	23.3	14.6	0.1	0.1	
イタリア	3.3	15.9	0.7	1.7	12.8	14.9	21.6	2.5	44.5	44.0	
スイス	1.2	14.5	1.1	4.6	2.2	18.1	21.4	8.2	17.8	17.3	
アイルランド	0.2	0.3	8.9	5.4	4.2	12.9	14.8	5.4	1.6	1.8	

2018年12月31日

第三者に対するクロスボーダー債権および現地国資産

(単位： 十億米ドル)	銀行 (a)	公共 機関 (a)	NBFI ⁽¹⁾ (a)	その他 (法人 および 家計) (a)	トレー ディング 資産 ⁽²⁾ (a)に含 まれている	短期 債権 ⁽²⁾ (a)に含 まれている	残高 合計 ⁽³⁾ (a)の 合計	コミット メント および 保証 ⁽⁴⁾	購入さ れたク レジット ト・デ リバテ ィブ ⁽⁵⁾	売却さ れたク レジット ト・デ リバテ ィブ ⁽⁵⁾
英国	\$ 14.6	\$ 23.5	\$ 35.7	\$ 22.4	\$ 12.3	\$ 67.8	\$ 96.2	\$ 25.1	\$ 74.3	\$ 76.4
ケイマン諸島	-	-	81.6	9.2	5.4	62.5	90.8	5.0	-	-
日本	31.4	28.8	8.4	7.8	13.6	40.7	76.4	4.0	19.9	18.3
メキシコ	3.1	24.5	7.4	34.7	6.0	29.1	69.7	20.2	7.3	7.6
ドイツ	6.3	45.6	7.2	7.6	6.6	49.8	66.7	10.7	51.3	50.2
フランス	12.4	8.5	30.7	5.6	9.1	49.5	57.2	30.7	59.9	58.5
韓国	1.5	17.8	3.0	22.6	1.8	33.2	44.9	12.1	12.2	12.2
シンガポール	2.3	22.5	4.4	13.4	1.7	32.3	42.6	11.4	1.9	1.9
インド	3.3	12.7	3.3	15.3	4.3	22.5	34.6	9.7	2.5	2.0
香港	0.9	11.2	3.2	16.9	3.9	27.5	32.2	14.6	2.2	2.2
中国	5.0	11.3	3.0	12.3	4.5	20.6	31.6	4.2	15.6	14.6
オーストラリア	3.1	7.8	4.8	13.4	7.1	14.4	29.1	12.1	10.6	10.5
ブラジル	3.8	10.4	1.4	10.9	5.0	16.8	26.5	2.6	8.4	8.1
台湾	0.7	7.4	3.2	12.6	1.6	18.7	23.9	13.0	0.1	0.1
オランダ	6.8	9.0	3.2	4.7	3.7	14.7	23.7	8.6	28.4	28.3
カナダ	3.2	4.0	9.9	5.2	2.8	15.5	22.3	13.8	5.3	6.2
スイス	1.4	13.9	1.1	3.6	1.6	5.1	20.0	6.0	19.7	19.6
イタリア	3.4	11.0	0.8	1.6	7.9	10.5	16.8	2.5	51.3	51.5

(1) 非銀行金融機関。

(2) 残高合計に含まれています。

(3) 残高合計には、第三者に対するクロスボーダー債権および現地国資産が含まれます。第三者に対するクロスボーダー債権には、クロスボーダー貸出金、証券、銀行預け金およびその他の金銭資産、ならびに外国為替およびデリバティブ商品に係る純再評価益が含まれます。

(4) コミットメント（残高合計には含まれていません。）には、法的拘束力のあるクロスボーダー信用状、ならびにその他のコミットメントおよび偶発債務（FFIECガイドラインにより定義されます。）が含まれます。FFIECが定義するコミットメントには、国内で組成された現地通貨建ての負債により資金提供される、現地居住者に対するコミットメントが含まれます。

(5) クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）は残高合計に含まれていません。

[前へ](#)

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項には将来に関する事項が含まれていますが、別段の記載がある場合を除き、当該事項は2019年12月31日現在においてシティグループおよびその経営陣が判断したものです。なお、2020年度第1四半期に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的大流行による影響に関する議論については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、3 その他」-「(1) 決算日後の状況」-「新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の発生」をご参照ください。

財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析

エグゼクティブ・サマリー

このエグゼクティブ・サマリー全体を通して詳述するように、収益環境が不透明であったにもかかわらず、シティの2019年度の業績には、収益性とリターンの改善に向けた着実な前進が反映されていました。これは、好調な顧客契約により、各事業および地域においてバランスの取れた成長がもたらされたためでした。

- ・ シティは、グローバル個人金融部門（以下「GCB」といいます。）において、いずれの地域でも基礎的な収益を堅調に伸ばしました。これは、報告のための米ドルへの為替換算（以下「外貨換算」といいます。）の影響、ならびに2018年度の北米GCBにおけるヒルトンのポートフォリオに係る税引前売却益約150百万ドルおよびラテンアメリカGCBにおける資産運用事業に係る税引前売却益約250百万ドルを除いたものです。
- ・ シティは、インスティテューショナル・クライアント・グループ（以下「ICG」といいます。）全体において、バランスの取れた業績をあげました。そのうち債券市場業務、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション、投資銀行業務およびプライベートバンク業務の成績が堅調でした。一方で、株式市場業務の収益は厳しい環境によりマイナスの影響を受けました。
- ・ シティは厳格な費用管理を実施し、その結果、事業基盤への投資を継続しながらも、費用は前年度と概ね変わらず、営業レバレッジは上向きとなりました。シティのプラスの営業レバレッジおよび継続的な与信管理は、税引前利益の改善をもたらしました。
- ・ シティの報告では、GCBおよびICGにおいて貸出金および預金残高が幅広く増加しました。
- ・ シティは、普通株式の買戻しと配当の形で223億ドルの資本を株主に還元しました。シティが約264百万株の普通株式を買戻したことにより、平均発行済普通株式は前年度から9パーセントの削減となりました。
- ・ 株主への資本還元を引き続き進めつつも、シティの主要な規制資本指標は好成績を維持しました。

世界の成長が継続し、その根底にあるマクロ経済環境は概ね良好な状態を維持している一方で、2020年度の経済予測は下方修正されており、また、様々な経済、政治その他のリスクや不確定要素が経営環境の不安定さを高め、シティの事業および将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。2020年度中のシティの事業、経営成績および財政状態に影響を与え得るリスクおよび不確定要素についての議論は、下記の各事業部門の業績、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」-「リスク要因」および「グローバル・リスクの管理」をご参照ください。これらのリスクおよび不確定要素は存在するものの、シティは、市場や経済状況の動向に柔軟に適応し続けながら、引き続き2019年度の進展を基にパフォーマンスのさらなる最適化に注力し、株主の利益に資するつもりです。

2019年度の業績の概要

シティグループ

シティグループは、194億ドル（1株当たり8.04ドル）の当期利益を計上しました。これに対し、前年度の当期利益は180億ドル（1株当たり6.68ドル）でした。当期利益が8パーセント増加したのは、主に実効税率の低下および収益の増加によるものですが、その一部は与信費用の増加により相殺されました。一方で、営業費用は概ね変わらない水準でした。1株当たり利益は20パーセント増加しました。この要因は、当期利益の増加および普通株式の買戻しによる平均発行済株式の9パーセントの削減です。2019年度の業績には、主に本社事項、本社業務/その他に計上されたシティの繰延税金資産に係る評価性引当金の引下げによる約6億ドルの便益等、個別の税金項目に関連した1株当たり約0.35ドルの正味税務便益が含まれています（下記「重要な会計方針および重要な見積り」-「法人税等」をご参照ください。）。

シティグループの収益は743億ドルで、2パーセントの増加でした。外貨換算の影響および前年度の売却益（上記「エグゼクティブ・サマリー」をご参照ください。）を除くと、4パーセントの増加でした。これは、GCBおよびICGのいずれにおいても収益が増加したことを反映していますが、本社事項、本社業務/その他における収益の減少により一部相殺されました。

シティグループの期末貸出金は、2パーセント増加して6,990億ドルとなりました。外貨換算の影響を除いても、シティグループの期末貸出金は、2パーセントの増加でした。これは、期末貸出金がGCBおよびICGの合計で3パーセント増加したものの、本社事項、本社業務/その他におけるレガシー資産の継続的な圧縮により、一部相殺されたためです。シティグループの期末預金残高は、6パーセント増加して1.1兆ドルでした。外貨換算の影響を除いても、シティグループの期末預金残高は、6パーセントの増加でした。これは主に、GCBにおける預金残高の7パーセントの増加およびICGにおける預金残高の6パーセントの増加（外貨換算の影響を除きます。）によるものでした（売却益および外貨換算の影響を除いたシティの経営成績は、非GAAP財務指標です。シティは、外貨換算の影響および売却益を除いた経営成績を示すことが、その事業の基礎に関するより有益な情報を投資家に提供するものと考えています。）。

費用

シティグループの営業費用は420億ドルで、概ね横ばいでした。これは、効率性の向上による節減効果およびレガシー資産の圧縮が、取引高増加による費用の増加および事業基盤への継続的な投資支出の増加を相殺したためです。GCBおよび本社事項、本社業務/その他の営業費用は、それぞれ1パーセントおよび5パーセント減少しましたが、ICGの営業費用は2パーセント増加しました。

与信費用

シティの貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対する引当の合計は84億ドルで、11パーセント増加しました。この増加の主な要因は、北米GCBにおけるシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの両方の正味貸倒損失の増加のほか、ICGにおける全体的な与信費用の増加でした。

正味貸倒損失は78億ドルで、9パーセント増加しました。個人向け正味貸倒損失は74億ドルで、7パーセント増加しました。これは主に、北米のカード事業のポートフォリオにおける取引高の増加およびシーズン効果が反映されたものです。法人向け正味貸倒損失は、前年度の205百万ドルから増加して392百万ドルとなりました。これは、与信動向が正常化したことを反映したものです。

シティの個人向けおよび法人向けの与信費用および貸倒引当金の詳細については、下記の各事業部門の業績および「第一部 企業情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」-「グローバル・リスクの管理」-「信用リスク」をご参照ください。

資本

シティグループの普通株式等Tier 1 (CET1) 資本比率は、2018年12月31日時点では11.9パーセントであったのに対し、2019年12月31日現在は11.8パーセントでした(バーゼル の標準的アプローチに基づいてリスク加重資産を算出しています。)。比率の低下は、主に、普通株主への資本還元が反映されていますが、その一部は、当期利益およびリスク加重資産の削減により、相殺されました。シティグループの補完的レバレッジ比率は、2018年12月31日時点では、6.4パーセントであったのに対し、2019年12月31日現在は6.2パーセントでした。シティの自己資本比率および関連する構成要素の詳細については、下記「資本の源泉」をご参照ください。

グローバル個人金融部門

GCBの当期利益は57億ドルで、7パーセント増加しました。外貨換算の影響を除くと、当期利益は8パーセントの増加でした。これは、収益の増加によるものですが、与信費用の増加により一部相殺されました。GCBの営業費用は176億ドルで、1パーセントの減少でした。外貨換算の影響を除くと、費用は概ね横ばいでした。これは、効率性の向上による節減効果が、事業基盤への継続的な投資支出および取引高増加による費用の増加により相殺されたためでした。

GCBの収益は330億ドルで、2パーセント増加しました。外貨換算の影響ならびに前年度の北米GCBおよびラテンアメリカGCBの両方における売却益を除くと、収益は、全3地域で伸びたことにより、4パーセントの増加でした。北米GCBの収益は204億ドルで、3パーセントの増加となりました。また、前年度の売却益を除くと4パーセントの増加でした。この増加は主に、シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスが伸びたことによるものですが、その一部はリテール・バンキングの収益の減少により相殺されました。北米GCBにおいて、シティブランドのカードの収益は92億ドルで、6パーセントの増加となりました。また、前年度の売却益を除くと8パーセントの増加でした。この増加は主に、取引高の増加およびスプレッドの拡大を反映しています。シティ・リテール・サービスの収益は67億ドルで、2パーセントの増加でした。これは主に、既存の貸出金の伸びおよびL.L.Beanの買収による通年の利益を反映しています。リテール・バンキングの収益は45億ドルで、2パーセントの減少となりました。これは、預金残高の増加による利益を預金スプレッドの縮小が上回ったためでした。

北米GCBの平均預金残高は、1,530億ドルで3パーセントの増加、平均リテール・バンキング貸出金は490億ドルで3パーセントの増加、また運用資産は720億ドルで20パーセントの増加（市場の変動による利益を含みません。）となりました。シティブランドのカードの平均貸出金は900億ドルで3パーセントの増加、シティブランドのカードの利用額は3,680億ドルで7パーセントの増加でした。シティ・リテール・サービスの平均貸出金は500億ドルで3パーセントの増加、シティ・リテール・サービスのカード利用額は880億ドルで2パーセントの増加でした。2019年度における北米GCBの業績の詳細については、下記「グローバル個人金融部門 北米」をご参照ください。

北米外GCB（ラテンアメリカGCBおよびアジアGCB（ヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国の業績を含みます。））で構成されます。）の収益は126億ドルで、1パーセントの増加となりました。外貨換算の影響および前年度のラテンアメリカGCBにおける売却益を除くと、北米外GCBの収益は4パーセントの増加でした。同様の基準では、ラテンアメリカGCBの収益は、4パーセント増加しました。これは主に、カードの収益の増加および預金スプレッドの改善によるものです。アジアGCBの収益は、4パーセント増加しました。これは主に、預金、投資およびカードの収益の増加を反映していました。外貨換算の影響を含む2019年度におけるラテンアメリカGCBおよびアジアGCBの業績の詳細については、下記「グローバル個人金融部門 ラテンアメリカ」および「グローバル個人金融部門 アジア」をご参照ください。

外貨換算の影響を除いた前年比では、北米外GCBの平均預金残高は1,240億ドルで5パーセントの増加、平均リテール・バンキング貸出金は710億ドルで4パーセントの増加、運用資産は1,040億ドルで16パーセントの増加（市場の変動による利益を含みます。）、平均カード貸出金は250億ドルで3パーセントの増加、カード利用額は1,080億ドルで6パーセントの増加となりました。

インスティテューショナル・クライアント・グループ

ICGの当期利益は、129億ドルで3パーセントの増加でした。これは主に、収益の増加および実効税率の低下によるものですが、営業費用および与信費用の増加により一部相殺されました。ICGの営業費用は、2パーセント増加して222億ドルとなりました。これは、効率性の向上による節減額により一部相殺されたものの、主に報酬費用、投資支出および取引高の増加に伴う費用の増加によるものでした。

ICGの収益は393億ドルで、3パーセント増加しました。これは、銀行業務における収益の1パーセントの増加およびマーケットツ&セキュリティーズ・サービスにおける収益の5パーセントの増加を反映していました。銀行業務の収益の増加には、法人貸付業務において生じた432百万ドルの貸出金のヘッジに係る損失（これに対して、前年度は45百万ドルの利益）の影響が含まれています。

銀行業務の収益は219億ドル（法人貸付業務における貸出金のヘッジに係る損益の影響を除きます。）で、3パーセントの増加となりました。これは、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション、投資銀行業務およびプライベートバンク業務の収益の堅調な伸びによります。投資銀行業務の収益は52億ドルで、4パーセントの増加となりました。これは、債券引受業務が好調であったものの、これが株式引受業務およびアドバイザリー業務両方の収益の減少により一部相殺されたためです。アドバイザリー業務の収益は3パーセント減少して13億ドル、株式引受業務の収益は2パーセント減少して973百万ドル、債券引受業務の収益は10パーセント増加して30億ドルでした。

トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションの収益は103億ドルで4パーセントの増加となりました。また、外貨換算の影響を除くと6パーセントの増加でした。これは、好調な顧客契約および取引高の増加があったことを反映したのですが、金利の低下の影響により一部相殺されました。プライベートバンク業務の収益は35億ドルで、2パーセントの増加となりました。これは、貸出金残高および預金残高の増加に加えて、投資取引の増加によるものですが、一部はスプレッドの圧縮により相殺されました。法人貸付業務の収益は、16パーセント減少して25億ドルとなりました。貸出金のヘッジに係る損益の影響を除くと、法人貸付業務の収益は、ほぼ横ばいでした。これは、商業貸出金ポートフォリオにおける増加がそれ以外のポートフォリオにおける取引高の減少により相殺されたためでした。

マーケットツ&セキュリティーズ・サービスの収益は178億ドルで、5パーセントの増加でした。これには、2019年度第2四半期に債券市場業務において計上されたシティのトレードウェブへの投資による約350百万ドルの税引前利益が含まれています。債券市場業務の収益は129億ドルで、10パーセント増加しました。これは、金利・為替関連業務およびスプレッド商品における収益がいずれも増加したことによるもので、トレードウェブに関する利益を含みます。株式市場業務の収益は29億ドルで、15パーセント減少しました。これは主に、現物株式、デリバティブおよびプライム・ファイナンスのそれぞれにおいて収益が減少したことによるものです。セキュリティーズ・サービスの収益は26億ドルで、概ね横ばいでしたが、外貨換算の影響を除くと4パーセントの増加でした。これは、特に新興市場における預金の増加および金利の上昇による純利息収益の増加ならびに顧客の取引量の増加を反映しています。2019年度におけるICGの業績の詳細については、下記「インスティテューショナル・クライアント・グループ」をご参照ください。

本社事項、本社業務/その他

本社事項、本社業務/その他の当期利益は、801百万ドルでした(これに対して、前年度は186百万ドル)。これは主に、個別の税金項目に係る便益を反映しています。営業費用は22億ドルで5パーセントの減少でした。これは、レガシー資産の継続的な圧縮が、インフラ費用の増加を上回ったためでした。本社事項、本社業務/その他の収益は20億ドルで、8パーセントの減少でした。これは主に、レガシー資産の継続的な圧縮によるものですが、その一部は投資による利益で相殺されました。2019年度における本社事項、本社業務/その他の業績の詳細については、下記「本社事項、本社業務/その他」をご参照ください。

[次へ](#)

セグメント別および事業部門別にみた利益（損失）および収益

シティグループの利益

(単位：百万ドル)	2019年度	2018年度	2017年度 ⁽¹⁾	変動率(%)	変動率(%)
				2019年度 / 2018年度	2018年度 / 2017年度
継続事業からの利益（損失）					
グローバル個人金融部門					
北米	\$ 3,224	\$ 3,087	\$ 1,829	4 %	69%
ラテンアメリカ	901	802	516	12	55
アジア ⁽²⁾	1,577	1,420	1,197	11	19
合計	\$ 5,702	\$ 5,309	\$ 3,542	7 %	50%
インスティテューショナル・クライアント・グループ					
北米	\$ 3,511	\$ 3,675	\$ 2,494	(4)%	47%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	3,867	3,889	2,828	(1)	38
ラテンアメリカ	2,111	2,013	1,637	5	23
アジア	3,455	2,997	2,416	15	24
合計	\$ 12,944	\$ 12,574	\$ 9,375	3 %	34%
本社事項、本社業務/その他	825	205	(19,544)	NM	NM
継続事業からの利益（損失）	\$ 19,471	\$ 18,088	\$ (6,627)	8 %	NM
非継続事業	\$ (4)	\$ (8)	(111)	50 %	93%
控除：非支配持分に帰属する当期利益	66	35	60	89	(42)
シティグループ当期利益（損失）	\$ 19,401	\$ 18,045	\$ (6,798)	8 %	NM

(1) 2017年度には税制改革法の成立による一度限りの影響が含まれます。詳細については、下記「重要な会計方針および重要な見積り」 - 「法人税等」をご参照ください。

(2) 表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国におけるGCBの事業活動の業績が含まれています。

NM：有意ではありません。

シティグループの収益

(単位：百万ドル)	2019年度	2018年度	2017年度	変動率(%)	変動率(%)
				2019年度 / 2018年度	2018年度 / 2017年度
グローバル個人金融部門					
北米	\$ 20,398	\$ 19,829	\$ 19,570	3%	1%
ラテンアメリカ	5,238	5,309	4,794	(1)	11
アジア ⁽¹⁾	7,335	7,201	7,081	2	2
合計	\$ 32,971	\$ 32,339	\$ 31,445	2%	3%
インスティテューショナル・ クライアント・グループ					
北米	\$ 13,459	\$ 13,522	\$ 14,578	-%	(7)%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	12,006	11,770	10,878	2	8
ラテンアメリカ	5,166	4,954	4,814	4	3
アジア	8,670	8,079	7,552	7	7
合計	\$ 39,301	\$ 38,325	\$ 37,822	3%	1%
本社事項、本社業務/その他	2,014	2,190	3,177	(8)	(31)
シティグループ純収益合計	\$ 74,286	\$ 72,854	\$ 72,444	2%	1%

(1) 表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国におけるGCBの事業活動の業績が含まれています。

セグメント別貸借対照表⁽¹⁾ 2019年12月31日

(単位：百万ドル)	グローバル 個人金融 部門	インスティ テューショナ ル・クライアン ト・ グループ	本社事項、 本社業務/ その他および 連結消去 ⁽²⁾	親会社であるシ ティグループが 発行する 長期債務および 株主持分 ⁽³⁾	シティグループ 連結合計
資産					
現金および銀行預け金	\$ 7,076	\$ 69,363	\$ 117,480	\$ -	\$ 193,919
借入有価証券および 売却条件付買入有価証券	87	250,968	267	-	251,322
トレーディング勘定資産	1,168	265,260	9,712	-	276,140
投資	1,150	126,481	240,932	-	368,563
貸出金（前受収益および 貸倒引当金控除後）	290,270	387,036	9,394	-	686,700
その他資産	39,071	94,648	40,795	-	174,514
セグメント間の正味純流動資産 ⁽⁴⁾	68,077	253,463	(321,540)	-	-
資産合計	\$ 406,899	\$ 1,447,219	\$ 97,040	\$ -	\$ 1,951,158
負債および株主持分					
預金合計	\$ 291,049	\$ 767,666	\$ 11,875	\$ -	\$ 1,070,590
貸付有価証券および 買戻条件付売渡有価証券	2,229	164,096	14	-	166,339
トレーディング勘定負債	549	118,788	557	-	119,894
短期借入金	417	27,082	17,550	-	45,049
長期債務 ⁽³⁾	1,472	64,758	32,053	150,477	248,760
その他負債	20,847	71,215	14,518	-	106,580
セグメント間の 正味資金供給額（貸付額） ⁽³⁾	90,336	233,614	19,769	(343,719)	-
負債合計	\$ 406,899	\$ 1,447,219	\$ 96,336	\$ (193,242)	\$ 1,757,212
株主持分合計⁽⁵⁾	-	-	704	193,242	193,946
負債および株主持分合計	\$ 406,899	\$ 1,447,219	\$ 97,040	\$ -	\$ 1,951,158

(1) 上記の表に示した補足情報は、シティグループの報告セグメント別連結GAAP貸借対照表を反映しています。個々のセグメント情報は、各セグメント別に管理された資産および負債を表しています。

(2) シティグループおよび親会社であるシティグループの資産および負債合計の連結消去は、本社事項、本社業務/その他に計上されています。

(3) シティグループの株主持分合計および大部分の長期債務は、親会社であるシティグループの貸借対照表に属しています。上記のとおり、シティグループは、セグメント間配分を通して株主持分および長期債務を各事業に配分しています。

(4) 流動性カバレッジ比率（LCR）の前提に基づき、シティグループの流動資産（主に現金、市場性のある持分有価証券および売却可能負債証券で構成されます。）が様々な事業に帰属していることを表しています。

(5) 本社事項、本社業務/その他の株主持分は、非支配持分です。

[次へ](#)

グローバル個人金融部門

グローバル個人金融部門（以下「GCB」といいます。）は、北米、ラテンアメリカ（メキシコにおけるシティの個人向け銀行業務からなります。）およびアジアにおける個人向け銀行業務で構成されます。GCBは、リテール・バンキング、シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスを通じて、個人顧客に従来型の銀行業務を提供しています（これらの事業の詳細については、上記「第一部 企業情報、第2 企業の概況、3 事業の内容、(2) 事業の内容」 - 「シティグループのセグメント（事業部門）」をご参照ください。）。GCBでは、米国、メキシコおよびアジアの主要な市場を重視しており、2019年12月31日現在、19の国および地域に2,348の支店を擁しています。2019年12月31日において、GCBが保有する資産は約4,070億ドル、預金残高は約2,910億ドルでした。

GCBの総合戦略は、シティのグローバルな事業規模を活用し、大都市の富裕層および新興富裕層の顧客にとって最も重要な銀行となることです。クレジットカードにおいて、および一部のリテール市場においては、シティはそれよりも若干広い層および地域の顧客にサービスを提供しています。

(単位：百万ドル(別途記載があるものを除きま す。))				変動率(%)	変動率(%)
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度/ 2018年度	2018年度/ 2017年度
純利息収益	\$ 28,205	\$ 27,374	\$ 26,277	3 %	4 %
利息以外の収益	4,766	4,965	5,168	(4)	(4)
支払利息控除後収益合計	\$ 32,971	\$ 32,339	\$ 31,445	2 %	3 %
営業費用合計	\$ 17,628	\$ 17,786	\$ 17,229	(1) %	3 %
正味貸倒損失	\$ 7,382	\$ 6,884	\$ 6,462	7 %	7 %
貸倒引当金繰入額	439	568	1,029	(23)	(45)
未実行貸出約定に関する引当金繰入額	1	-	-	100	-
給付および請求に対する引当	73	103	116	(29)	(11)
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対す る引当(LLR&PBC)	\$ 7,895	\$ 7,555	\$ 7,607	5 %	(1) %
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 7,448	\$ 6,998	\$ 6,609	6 %	6 %
法人税等	1,746	1,689	3,067	3	(45)
継続事業からの利益	\$ 5,702	\$ 5,309	\$ 3,542	7 %	50 %
非支配持分	6	7	9	(14)	(22)
当期利益	\$ 5,696	\$ 5,302	\$ 3,533	7 %	50 %
貸借対照表データおよび比率(単位：十億ドル)					
期末資産合計	\$ 407	\$ 388	\$ 389	5 %	- %
平均資産	389	378	380	3	(1)
平均資産利益率	1.46 %	1.40 %	0.93 %		
費用比率	53	55	55		
平均預金残高	\$ 277	\$ 269	\$ 267	3	1
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	2.60 %	2.48 %	2.39 %		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 12,549	\$ 12,627	\$ 12,089	(1) %	4 %
カード ⁽¹⁾	20,422	19,712	19,356	4	2
合計	\$ 32,971	\$ 32,339	\$ 31,445	2 %	3 %
事業部門別の継続事業からの利益					
リテール・バンキング	\$ 1,842	\$ 1,851	\$ 1,320	- %	40 %
カード ⁽¹⁾	3,860	3,458	2,222	12	56
合計	\$ 5,702	\$ 5,309	\$ 3,542	7 %	50 %
外貨換算の影響					
収益合計 - 報告値	\$ 32,971	\$ 32,339	\$ 31,445	2 %	3 %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(146)	(270)		
収益合計(外貨換算の影響額除外後) ⁽³⁾	\$ 32,971	\$ 32,193	\$ 31,175	2 %	3 %
営業費用合計 - 報告値	\$ 17,628	\$ 17,786	\$ 17,229	(1) %	3 %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(100)	(154)		
営業費用合計(外貨換算の影響額除外後) ⁽³⁾	\$ 17,628	\$ 17,686	\$ 17,075	- %	4 %
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対す る引当合計 - 報告値	\$ 7,895	\$ 7,555	\$ 7,607	5 %	(1) %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(24)	(53)		
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対す る引当合計(外貨換算の影響額除外後) ⁽³⁾	\$ 7,895	\$ 7,531	\$ 7,554	5 %	- %
当期利益 - 報告値	\$ 5,696	\$ 5,302	\$ 3,533	7 %	50 %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(16)	(42)		
当期利益(外貨換算の影響額除外後) ⁽³⁾	\$ 5,696	\$ 5,286	\$ 3,491	8 %	51 %

(1) シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの両方を含みます。

(2) 表示されているすべての期間につき、2019年度の平均為替レートにより米ドルに換算した外貨換算の影響を反映してい
ます。

(3) 外貨換算の影響を除いた本指標の表示は、非GAAP財務指標です。

注：シティが2020年1月1日付で適用した信用損失(CECL)に関する新会計基準の影響の詳細については、「第一部 企業
情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」- 「リスク要因」- 「オペレーショナル・リスク」および「第一部
企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。

グローバル個人金融部門 - 北米

グローバル個人金融部門 北米（以下「北米GCB」といいます。）は、従来型のリテール・バンキングならびにシティブランドおよびシティ・リテール・サービスのカード商品を、米国の個人顧客および小規模企業顧客に提供しています。北米GCBの米国におけるカード商品のポートフォリオには、自社ブランドのポートフォリオ（Citi Double Cashカード、Thank YouカードおよびValueカード等）およびシティブランドのカードにおける提携カード（とりわけアメリカン航空およびコストコ等）のほか、シティ・リテール・サービスにおける提携ブランドおよび自社ブランドの提携関係（とりわけシアーズ、ザ・ホーム・デポ、ベストバイおよびメイシーズ等）が含まれます。

2019年12月31日現在、北米GCBは687のリテールバンク支店を有しており、それらはニューヨーク、シカゴ、マイアミ、ワシントンD.C.、ロサンゼルスおよびサンフランシスコの主要6都市圏に集中していました。また、2019年12月31日現在、北米GCBのリテール・バンキング貸出金は約503億ドル、預金残高は約1,605億ドルでした。加えて、北米GCBのカード貸出金残高は約1,492億ドルでした。

(単位：百万ドル(別途記載があるものを除きま ず。))	2019年度	2018年度	2017年度	変動率(%)	
				2019年度/ 2018年度	2018年度/ 2017年度
純利息収益	\$ 19,869	\$ 19,006	\$ 18,298	5 %	4 %
利息以外の収益 ⁽¹⁾	529	823	1,272	(36)	(35)
支払利息控除後収益合計	\$ 20,398	\$ 19,829	\$ 19,570	3 %	1 %
営業費用合計	\$ 10,154	\$ 10,230	\$ 9,867	(1)%	4 %
正味貸倒損失	\$ 5,583	\$ 5,085	\$ 4,737	10 %	7 %
貸倒引当金繰入額	469	460	926	2	(50)
未実行貸出約定に関する引当金繰入額	1	-	-	100	-
給付および請求に対する引当	19	22	33	(14)	(33)
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対す る引当	\$ 6,072	\$ 5,567	\$ 5,696	9 %	(2)%
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 4,172	\$ 4,032	\$ 4,007	3 %	1 %
法人税等	948	945	2,178	-	(57)
継続事業からの利益	\$ 3,224	\$ 3,087	\$ 1,829	4 %	69 %
非支配持分	-	-	(1)	-	100
当期利益	\$ 3,224	\$ 3,087	\$ 1,830	4 %	69 %
貸借対照表データおよび比率(単位：十億ドル)					
平均資産	\$ 232	\$ 227	\$ 232	2 %	(2)%
平均資産利益率	1.39%	1.36%	0.79%		
費用比率	50	52	50		
平均預金残高	\$ 152.8	\$ 148.0	\$ 151.0	3	(2)
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	2.97%	2.78%	2.67%		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 4,529	\$ 4,600	\$ 4,565	(2)%	1 %
シティブランドのカード	9,165	8,628	8,578	6	1
シティ・リテール・サービス	6,704	6,601	6,427	2	3
合計	\$ 20,398	\$ 19,829	\$ 19,570	3 %	1 %
事業部門別の継続事業からの利益					
リテール・バンキング	\$ 196	\$ 312	\$ 251	(37)%	24 %
シティブランドのカード	1,742	1,581	1,009	10	57
シティ・リテール・サービス	1,286	1,194	569	8	NM
合計	\$ 3,224	\$ 3,087	\$ 1,829	4 %	69 %

(1) 2018年度にはヒルトンのポートフォリオを売却したことによる約150百万ドルの利益が含まれています。

NM：有意ではありません。

2019年度と2018年度の比較

当期利益は、4パーセント増加しましたが、これは、収益の増加および営業費用の減少が、与信費用の増加によって一部相殺されことによるものです。

収益は、3パーセント増加しました。前年度のヒルトンのポートフォリオを売却したことによる150百万ドルの利益の影響を除くと、収益は4パーセント増加しました。これは、シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスにおける収益の増加を反映したのですが、その一部はリテール・バンキングの収益の減少により相殺されました。

リテール・バンキングの収益は、2パーセント減少しました。これは、預金残高の増加による利益を預金スプレッドの縮小の影響が上回ったためです。平均預金残高は、3パーセント増加しました。運用資産は、市場の変動による利益を得て20パーセント増加しました。シティは、リテール・バンキングの収益は、短期的には低金利環境による影響を受ける可能性が高いと予想しています。

カードの収益は4パーセント（ヒルトンに関する利益を除くと、5パーセント）増加しました。シティブランドのカードについては、収益は6パーセント（ヒルトンに関する利益を除くと、8パーセント）増加しました。この増加は主に、取引高の増加およびスプレッドの拡大によりもたらされました。平均貸出金は3パーセントの増加、カード利用額は7パーセントの増加となりました。

シティ・リテール・サービスの収益は2パーセント増加しました。これは主に、既存の貸出金の伸びおよびL.L.Beanのポートフォリオの買収による利益が通年でもたらされたことによるものでした。平均貸出金は3パーセントの増加、カード利用額は2パーセントの増加でした。

費用は、1パーセント減少しました。これは、効率性の向上による節減効果が、継続的な投資支出および取引高関連費用の増加を上回ったことによるものです。

引当金繰入額は、9パーセント増加しました。これは主に、正味貸倒損失の増加によるものでした。正味貸倒損失は、10パーセント増加しました。これは、正味貸倒損失の増加がシティブランドのカード（10パーセント増加して29億ドル）およびシティ・リテール・サービス（9パーセント増加して26億ドル）において生じたことによるものです。この正味貸倒損失の増加は、両方のカードのポートフォリオにおける取引高の増加およびシーズニング効果を反映していました。正味貸倒引当金繰入額は、両方のカードのポートフォリオにおける取引高の増加およびシーズニング効果を反映して、2パーセント増加しました。

北米GCBのリテール・バンキングならびに北米GCBのシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスのポートフォリオの詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」 - 「グローバル・リスクの管理」 - 「信用リスク」 - 「個人向け与信」をご参照ください。

シティが2020年1月1日付で適用した信用損失（CECL）に関する新会計基準の影響の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」 - 「リスク要因」 - 「オペレーショナル・リスク」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。

以前公表したとおり、シアーズは倒産状態から脱却後、引き続き店舗を閉鎖しています。シティ・リテール・サービスは、引き続き新規獲得口座の減少およびカード利用額の減少の影響を受けるであろうものの、シティは、現時点ではその連結の業績に直ちに、または継続的に重大な影響が出ることはないと予想しています。シティの提携ブランドおよび自社ブランドのクレジットカードとの関係の悪化または関係を維持できなくなることによる潜在的な影響の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」-「グローバル・リスクの管理」-「戦略上のリスク」をご参照ください。

グローバル個人金融部門 - ラテンアメリカ

グローバル個人金融部門 ラテンアメリカ（以下「ラテンアメリカGCB」といいます。）は、メキシコで最大級の銀行であるシティパナメックスを通じて、従来型のリテール・バンキングおよびシティブランドのカード商品を、メキシコの個人顧客および小規模企業顧客に提供しています。

2019年12月31日現在、ラテンアメリカGCBは、メキシコにおける1,419のリテール支店において、約117億ドルのリテール・バンキング貸出金および約238億ドルの預金残高を保有していました。加えて、同部門のカード貸出金残高は約60億ドルでした。

(単位：百万ドル(別途記載があるものを除きま ず。))				変動率(%)	変動率(%)
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度/ 2018年度	2018年度/ 2017年度
純利息収益	\$ 3,639	\$ 3,681	\$ 3,491	(1)%	5%
利息以外の収益 ⁽¹⁾	1,599	1,628	1,303	(2)	25
支払利息控除後収益合計	\$ 5,238	\$ 5,309	\$ 4,794	(1)%	11%
営業費用合計	\$ 2,883	\$ 2,900	\$ 2,721	(1)%	7%
正味貸倒損失	\$ 1,109	\$ 1,131	\$ 1,083	(2)%	4%
貸倒引当金繰入額	(38)	84	113	NM	(26)
未実行貸出約定に関する引当金繰入額	-	-	-	-	-
給付および請求に対する引当	54	81	83	(33)	(2)
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対す る引当(LLR&PBC)	\$ 1,125	\$ 1,296	\$ 1,279	(13)%	1%
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 1,230	\$ 1,113	\$ 794	11%	40%
法人税等	329	311	278	6	12
継続事業からの利益	\$ 901	\$ 802	\$ 516	12%	55%
非支配持分	-	-	5	-	(100)
当期利益	\$ 901	\$ 802	\$ 511	12%	57%
貸借対照表データおよび比率(単位：十億ドル)					
平均資産	\$ 35	\$ 33	\$ 35	6%	(6)%
平均資産利益率	2.57%	2.43%	1.46%		
費用比率	55	55	57		
平均預金残高	\$ 22.8	\$ 22.7	\$ 21.8	-	4
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	6.45%	6.50%	6.08%		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 3,585	\$ 3,744	\$ 3,324	(4)%	13%
シティブランドのカード	1,653	1,565	1,470	6	6
合計	\$ 5,238	\$ 5,309	\$ 4,794	(1)%	11%
事業部門別の継続事業からの利益					
リテール・バンキング	\$ 600	\$ 596	\$ 332	1%	80%
シティブランドのカード	301	206	184	46	12
合計	\$ 901	\$ 802	\$ 516	12%	55%
外貨換算の影響					
収益合計 - 報告値 ⁽¹⁾	\$ 5,238	\$ 5,309	\$ 4,794	(1)%	11%
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(23)	(117)		
収益合計(外貨換算の影響額除外後) ⁽³⁾	\$ 5,238	\$ 5,286	\$ 4,677	(1)%	13%
営業費用合計 - 報告値	\$ 2,883	\$ 2,900	\$ 2,721	(1)%	7%
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(13)	(59)		
営業費用合計(外貨換算の影響額除外後) ⁽³⁾	\$ 2,883	\$ 2,887	\$ 2,662	-%	8%
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対す る引当 - 報告値	\$ 1,125	\$ 1,296	\$ 1,279	(13)%	1%
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(6)	(32)		
貸倒引当金繰入額ならびに給付および請求に対す る引当(外貨換算の影響額除外後) ⁽³⁾	\$ 1,125	\$ 1,290	\$ 1,247	(13)%	3%
当期利益 - 報告値	\$ 901	\$ 802	\$ 511	12%	57%
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(3)	(19)		
当期利益(外貨換算の影響額除外後) ⁽³⁾	\$ 901	\$ 799	\$ 492	13%	62%

(1) 2018年度には、資産運用事業の売却益である約250百万ドルが含まれます。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。

(2) 表示されているすべての期間につき、2019年度の平均為替レートにより米ドルに換算した外貨換算の影響を反映しています。

(3) 外貨換算の影響を除いた本指標の表示は、非GAAP財務指標です。

NM：有意ではありません。

下記のラテンアメリカGCBの業績に関する議論は、表示されているすべての期間につき外貨換算の影響を除いたものです。外貨換算の影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2019年度と2018年度の比較

当期利益は13パーセント増加しました。これは主に、与信費用の減少を反映したものでしたが、その一部は収益の減少により相殺されています。

収益は1パーセント減少しましたが、これには、前年度の資産運用事業の売却益（約250百万ドル）の影響が含まれます。当該売却益を除くと、収益は4パーセントの増加でした。これは、リテール・バンキングおよびカードの両方における収益の増加を反映していました。

リテール・バンキングの収益は、4パーセント減少しました。売却益を除くと、リテール・バンキングの収益は3パーセントの増加でした。これは、預金スプレッドの改善の一部が、メキシコにおける全体的な経済成長および業界の取引高の継続的な減速を反映した平均貸出金の減少（3パーセント減少）の影響により相殺されたためでした。運用資産は、市場の変動による利益を得て13パーセント増加した一方、平均預金残高は、顧客の資金が投資に移ったことにより概ね横ばいとなりました。カードの収益は6パーセント増加しました。これは主に、金利の上昇に加え、カード利用額の増加（7パーセント増加）および平均貸出金の増加（3パーセント増加）を反映した取引高の継続的な増加によるものでした。

費用は、概ね横ばいでした。これは、効率性の向上による節減効果が継続的な投資支出および取引高の増加に伴う費用の増加を相殺したためでした。

引当金繰入額は、13パーセント減少しました。これは主に、若干の正味貸倒引当金の戻入れ（これに対して、前年度は正味貸倒引当金の繰入れ）および正味貸倒損失の減少によるものであり、リテール・バンキングの取引高の減少を反映しています。

ラテンアメリカGCBのリテール・バンキングおよびシティブランドのカードのポートフォリオの詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」 - 「グローバル・リスクの管理」 - 「信用リスク」 - 「個人向け与信」をご参照ください。

シティが2020年1月1日付で適用した信用損失（CECL）に関する新会計基準の影響の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」 - 「リスク要因」 - 「オペレーショナル・リスク」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。

グローバル個人金融部門 - アジア

グローバル個人金融部門 アジア（以下「アジアGCB」といいます。）は、従来型のリテール・バンキングおよびシティブランドのカード商品を、個人顧客および小規模企業顧客に提供しています。2019年度中にアジアにおいてアジアGCBが最も重要な収益をあげたのは、香港、シンガポール、韓国、オーストラリア、インド、台湾、タイ、フィリピン、インドネシアおよびマレーシアでした。アジアGCBにおいては、従来型のリテール・バンキングおよびシティブランドのカード商品は、ヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国（主にポーランド、ロシアおよびアラブ首長国連邦）における個人顧客にも提供されています。

2019年12月31日現在、アジアGCBは、合算ベースで、242のリテール支店、約628億ドルのリテール・バンキング貸出金および約1,067億ドルの預金残高を保有していました。加えて、同部門のカード貸出金残高は約199億ドルでした。

(単位：百万ドル)

(別途記載があるものを除きます。) ⁽¹⁾				変動率(%)	変動率(%)
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度/ 2018年度	2018年度/ 2017年度
純利息収益	\$ 4,697	\$ 4,687	\$ 4,488	- %	4%
利息以外の収益	2,638	2,514	2,593	5	(3)
支払利息控除後収益合計	\$ 7,335	\$ 7,201	\$ 7,081	2 %	2%
営業費用合計	\$ 4,591	\$ 4,656	\$ 4,641	(1) %	- %
正味貸倒損失	\$ 690	\$ 668	\$ 642	3 %	4%
貸倒引当金繰入額(戻入額)	8	24	(10)	(67)	NM
未実行貸出約定に関する引当金繰入額(戻入額)	-	-	-	-	-
貸倒引当金繰入額	\$ 698	\$ 692	\$ 632	1 %	9%
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 2,046	\$ 1,853	\$ 1,808	10 %	2%
法人税等	469	433	611	8	(29)
継続事業からの利益	\$ 1,577	\$ 1,420	\$ 1,197	11 %	19%
非支配持分	6	7	5	(14)	40
当期利益	\$ 1,571	\$ 1,413	\$ 1,192	11 %	19%
貸借対照表データおよび比率(単位：十億ドル)					
平均資産	\$ 122	\$ 119	\$ 114	3 %	4%
平均資産利益率	1.29%	1.19%	1.05%		
費用比率	63	65	66		
平均預金残高	\$ 101.1	\$ 98.0	\$ 94.6	3	4
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	0.88%	0.86%	0.85%		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 4,435	\$ 4,283	\$ 4,200	4 %	2%
シティブランドのカード	2,900	2,918	2,881	(1)	1
合計	\$ 7,335	\$ 7,201	\$ 7,081	2 %	2%
事業部門別の継続事業からの利益					
リテール・バンキング	\$ 1,046	\$ 943	\$ 737	11 %	28%
シティブランドのカード	531	477	460	11	4
合計	\$ 1,577	\$ 1,420	\$ 1,197	11 %	19%
外貨換算の影響					
収益合計 - 報告値	\$ 7,335	\$ 7,201	\$ 7,081	2 %	2%
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(123)	(153)		
収益合計(外貨換算の影響額除外後) ⁽³⁾	\$ 7,335	\$ 7,078	\$ 6,928	4 %	2%
営業費用合計 - 報告値	\$ 4,591	\$ 4,656	\$ 4,641	(1) %	- %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(87)	(95)		
営業費用合計(外貨換算の影響額除外後) ⁽³⁾	\$ 4,591	\$ 4,569	\$ 4,546	- %	1%
貸倒引当金繰入額 - 報告値	\$ 698	\$ 692	\$ 632	1 %	9%
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(18)	(21)		
貸倒引当金繰入額(外貨換算の影響額除外後) ⁽³⁾	\$ 698	\$ 674	\$ 611	4 %	10%
当期利益 - 報告値	\$ 1,571	\$ 1,413	\$ 1,192	11 %	19%
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(13)	(23)		
当期利益(外貨換算の影響額除外後) ⁽³⁾	\$ 1,571	\$ 1,400	\$ 1,169	12 %	20%

(1) 表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカ地域の一部の国におけるGCBの事業活動の業績が含まれています。

(2) 表示されているすべての期間につき、2019年度の平均為替レートにより米ドルに換算した外貨換算の影響を反映しています。

(3) 外貨換算の影響を除いた本指標の表示は、非GAAP財務指標です。

NM：有意ではありません。

下記のアジアGCBの業績に関する議論は、表示されているすべての期間につき外貨換算の影響を除いたものです。外貨換算の影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2019年度と2018年度の比較

当期利益は、12パーセント増加しました。これは主に、収益の増加によるものですが、その一部は与信費用の若干の増加によって相殺されています。

収益は4パーセント増加しました。これは主に、リテール・バンキングの収益が増加したことによるものでした。

リテール・バンキングの収益は、5パーセントの増加でした。これは主に、市場心理の改善による投資業務の収益の増加および預金業務の収益の増加によるものでした。投資商品の販売高は8パーセントの増加、運用資産は、市場の変動による利益を得て17パーセントの増加、平均預金残高は6パーセントの増加、また平均貸出金残高は5パーセントの増加となりました。個人向け融資業務の収益は、1パーセントの減少でした。これは、個人向け貸出金における継続的な収益の増加を、スプレッドの圧縮による住宅ローンの収益の減少の影響が上回ったためでした。

カードの収益は、当年度の一時的な若干の利益を含めると、1パーセント増加しました。これは、平均貸出金（3パーセント増加）およびカード利用額（6パーセント増加）の継続的な増加の大部分がスプレッドの圧縮により相殺されたことによるものです。

費用は、概ね横ばいでした。これは、効率性の向上による節減効果が、継続的な投資支出に伴う費用および取引高の増加に伴う費用の増加により相殺されたためでした。

引当金繰入額は、4パーセント増加しました。これは、取引高の増加を反映した正味貸倒損失の増加およびシーズニング効果の一部が、当年度において正味貸倒引当金繰入額が減少した影響により相殺されたためです。全体的な与信の質は、この地域においては安定を維持していました。

アジアGCBのリテール・バンキングのポートフォリオおよびシティブランドのカードのポートフォリオの詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」 - 「グローバル・リスクの管理」 - 「信用リスク」 - 「個人向け与信」をご参照ください。

シティが2020年1月1日付で適用した信用損失（CECL）に関する新会計基準の影響の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」 - 「リスク要因」 - 「オペレーショナル・リスク」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。

[前へ](#) [次へ](#)

インスティテューショナル・クライアント・グループ

インスティテューショナル・クライアント・グループ（以下「ICG」といいます。）には、銀行業務およびマーケット&セキュリティーズ・サービスが含まれます（これらの事業の詳細については、上記「第一部 企業情報、第2 企業の概況、3 事業の内容、(2) 事業の内容」 - 「シティグループのセグメント（事業部門）」をご参照ください。）。ICGは、世界中の法人、機関投資家、公共部門および富裕層の顧客を対象として、債券・株式の販売およびトレーディング業務、外国為替業務、プライム・ブローカレッジ、デリバティブ業務、株式および債券の調査、法人貸付業務、投資銀行業務およびアドバイザリー業務、プライベート・バンキング業務、キャッシュ・マネジメント業務、トレード・ファイナンスならびに証券業務等の、ホールセール・バンキングに係るフルレンジの商品およびサービスを提供しています。ICGは、債券、外国通貨、株式およびコモディティ商品等の現物商品およびデリバティブの両方において顧客との取引を行っています。

ICGの主な収益源は、これらの業務に関連する手数料およびスプレッドです。ICGは、顧客の取引サービスおよび決済の支援、ならびにブローカー業務および投資銀行業務の提供その他の業務により、手数料収益を稼得します。当該手数料が認識されるのは、契約による取決めの条項に基づいてシティグループの履行が完了した時点であり、これは、取引日、契約締結日または取引完了時であることが一般的です。これらの業務から得られる収益は、役務収益および手数料や投資銀行業務に計上されます。また、資産の保管や代行業務からも収益が発生し、関連する契約上のサービスが提供された時点で認識されますが、それは通常、顧客から当該サービスの依頼を受けてシティが当該サービスを提供した時点となります。これらの業務から発生する収益は、主に、管理手数料およびその他信託手数料に計上されます。これらの各種の収益の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記5をご参照ください。

またICGは、マーケット・メーカーとして取引を促進しますが、これには顧客のニーズに応じて商品の在庫を保有することも含まれ、商品の購入と売却の際の価格の差額を稼得します。これらの価格差および在庫の未実現損益は、自己勘定取引に計上されます。一定のクレジット・デリバティブ（法人向け貸出金ポートフォリオのヘッジのために使用されます。）の時価評価による損益も自己勘定取引に計上されます（自己勘定取引による収益の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記6をご参照ください。）。その他の項目には、主に、売却可能（AFS）負債証券に係る実現損益、取引勘定で保有していない持分有価証券に係る損益およびその他の非経常損益が含まれます。保有資産に係る受取利息から、長期債務および短期債務に係る支払利息ならびに顧客の預金に係る支払利息を差し引いた額は、純利息収益として計上されます。

マーケットの収益の額および種類は、市場の流動性や、金利、外国為替相場、株価、商品価格およびクレジット・スプレッドといった市場変数とこれらのインプライド・ボラティリティの変動、投資家心理、ならびにその他のマクロ経済的状況等、相互に関連する様々な要素の影響を受けます。市場の他の条件がすべて変化しないと仮定した場合、顧客の活動水準の上昇またはビッド/オファー・スプレッドの拡大は、通常、収益の増加をもたらします。しかしながら、市場の条件の変化は、顧客の活動水準、ビッド/オファー・スプレッドおよび商品の在庫の公正価値に著しく影響を与えます。例えば、市場の流動性の低下は、ビッド/オファー・スプレッドを拡大させ、顧客の活動水準を低下させ、商品の在庫のポジションのクレジット・スプレッドを拡大させる可能性があります。

ICGによるマーケット事業の管理にあたっては、上記の要素について、トレーディング・デスクや国レベルで日々モニタリングおよび評価が行われます。ICGは、取引量、ビッド/オファー・スプレッド、商品の在庫のポジションの公正価値の変動および経済的ヘッジがマーケットの収益合計に及ぼす影響を個別には追跡していません。なぜならば、上記のとおり、これらの要素は相互に関連しており、マーケット事業を全体で管理するにあたって、単独では有用とも必要ともみなされないためです。

マーケット事業において、顧客収益とは、取引開始時に、顧客の取引に直接帰属する収益（稼得される役務収益、利息または手数料等）です。顧客収益では、顧客のためのファシリテーション活動（例えば、顧客の需要を見込んで商品の在庫を保有すること）の成果または一定の経済的ヘッジ取引の成果は含みません。

ICGの国際的なプレゼンスは、約80ヶ国にある取引所や、98の国および地域における自社のネットワークによって支えられています。2019年12月31日現在、ICGが保有する資産は約1.4兆ドル、預金残高は約7,680億ドルであり、そのうちの2つの事業（証券業務および発行体サービス）の管理資産は、2019年12月31日および2018年12月31日現在それぞれ約20.3兆ドルおよび約17.5兆ドルでした。

(単位：百万ドル(別途記載があるものを除きます。))	2019年度	2018年度	2017年度	変動率(%)	変動率(%)
				2019年度/ 2018年度	2018年度/ 2017年度
役務収益および手数料	\$ 4,462	\$ 4,651	\$ 4,456	(4)%	4%
管理手数料およびその他信託手数料	2,756	2,806	2,721	(2)	3
投資銀行業務	4,440	4,358	4,666	2	(7)
自己勘定取引	8,562	8,742	7,527	(2)	16
その他 ⁽¹⁾	1,829	941	1,711	94	(45)
利息以外の収益合計	\$ 22,049	\$ 21,498	\$ 21,081	3%	2%
純利息収益(配当金を含む)	17,252	16,827	16,741	3	1
支払利息控除後収益合計	\$ 39,301	\$ 38,325	\$ 37,822	3%	1%
営業費用合計	\$ 22,224	\$ 21,780	\$ 21,187	2%	3%
正味貸倒損失	\$ 394	\$ 208	\$ 465	89%	(55)%
貸倒引当金繰入額(戻入額)	71	(109)	(285)	NM	62
未実行貸出約定に関する引当金繰入額(戻入額)	98	116	(161)	(16)	NM
貸倒引当金繰入額	\$ 563	\$ 215	\$ 19	NM	NM
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 16,514	\$ 16,330	\$ 16,616	1%	(2)%
法人税等	3,570	3,756	7,241	(5)	(48)
継続事業からの利益	\$ 12,944	\$ 12,574	\$ 9,375	3%	34%
非支配持分	40	17	57	NM	(70)
当期利益	\$ 12,904	\$ 12,557	\$ 9,318	3%	35%
期末資産(単位：十億ドル)	\$ 1,447	\$ 1,438	\$ 1,375	1%	5%
平均資産(単位：十億ドル)	1,493	1,449	1,395	3	4
平均資産利益率	0.86%	0.87%	0.67%		
費用比率	57	57	56		
地域別収益					
北米	\$ 13,459	\$ 13,522	\$ 14,578	-%	(7)%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	12,006	11,770	10,878	2	8
ラテンアメリカ	5,166	4,954	4,814	4	3
アジア	8,670	8,079	7,552	7	7
合計	\$ 39,301	\$ 38,325	\$ 37,822	3%	1%
地域別の継続事業からの利益					
北米	\$ 3,511	\$ 3,675	\$ 2,494	(4)%	47%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	3,867	3,889	2,828	(1)	38
ラテンアメリカ	2,111	2,013	1,637	5	23
アジア	3,455	2,997	2,416	15	24
合計	\$ 12,944	\$ 12,574	\$ 9,375	3%	34%
地域別平均貸出金(単位：十億ドル)					
北米	\$ 188	\$ 174	\$ 159	8%	9%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	87	81	69	7	17
ラテンアメリカ	40	42	42	(5)	-
アジア	73	77	72	(5)	7
合計	\$ 388	\$ 374	\$ 342	4%	9%
事業別期末預金(単位：十億ドル)					
トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション	\$ 536	\$ 509	\$ 469	5%	9%
その他のICC事業	232	218	208	6	5
合計	\$ 768	\$ 727	\$ 677	6%	7%

(1) 2019年度には、第2四半期におけるシティのトレードウェブへの投資による約350百万ドルの利益が含まれています。

2017年度には、債券分析事業の売却益約580百万ドルが含まれています。

NM：有意ではありません。

ICG収益の詳細

(単位:百万ドル)	2019年度	2018年度	2017年度	変動率(%)	
				2019年度 / 2018年度	2018年度 / 2017年度
投資銀行業務収益詳細					
アドバイザー業務	\$ 1,259	\$ 1,301	\$ 1,123	(3)%	16%
株式引受	973	991	1,121	(2)	(12)
債券引受	2,984	2,719	3,126	10	(13)
投資銀行業務合計	\$ 5,216	\$ 5,011	\$ 5,370	4%	(7)%
トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション	10,293	9,914	9,279	4	7
法人貸付業務(貸出金のヘッジに係る利益(損失)除外後) ⁽¹⁾	2,921	2,913	2,623	-	11
プライベートバンク業務	3,458	3,398	3,108	2	9
銀行業務収益合計(貸出金のヘッジに係る利益(損失)除外後)	\$ 21,888	\$ 21,236	\$ 20,380	3%	4%
法人貸付業務 - 貸出金のヘッジに係る利益(損失) ⁽¹⁾	\$ (432)	\$ 45	\$ (133)	NM	NM
支払利息控除後銀行業務収益合計(貸出金のヘッジに係る利益(損失)を含む)	\$ 21,456	\$ 21,281	\$ 20,247	1%	5%
債券市場業務 ⁽²⁾	\$ 12,884	\$ 11,661	\$ 12,369	10%	(6)%
株式市場業務	2,908	3,427	2,879	(15)	19
セキュリティーズ・サービス	2,631	2,631	2,366	-	11
その他 ⁽³⁾	(578)	(675)	(39)	14	NM
支払利息控除後マーケット&セキュリティーズ・サービス収益合計	\$ 17,845	\$ 17,044	\$ 17,575	5%	(3)%
支払利息控除後収益合計	\$ 39,301	\$ 38,325	\$ 37,822	3%	1%
役務収益および手数料	\$ 782	\$ 705	\$ 628	11%	12%
自己勘定取引 ⁽⁴⁾	7,661	7,134	7,001	7	2
その他 ⁽²⁾	1,117	380	619	NM	(39)
利息以外の収益合計	\$ 9,560	\$ 8,219	\$ 8,248	16%	-%
純利息収益	3,324	3,442	4,121	(3)	(16)
債券市場業務合計⁽⁵⁾	\$ 12,884	\$ 11,661	\$ 12,369	10%	(6)%
金利・為替関連業務	\$ 9,225	\$ 8,486	\$ 8,901	9%	(5)%
スプレッド商品/その他の債券	3,659	3,175	3,468	15	(8)
債券市場業務合計	\$ 12,884	\$ 11,661	\$ 12,369	10%	(6)%
役務収益および手数料	\$ 1,121	\$ 1,267	\$ 1,282	(12)%	(1)%
自己勘定取引 ⁽⁴⁾	775	1,240	494	(38)	NM
その他	172	110	(21)	56	NM
利息以外の収益合計	\$ 2,068	\$ 2,617	\$ 1,755	(21)%	49%
純利息収益	840	810	1,124	4	(28)
株式市場業務合計⁽⁵⁾	\$ 2,908	\$ 3,427	\$ 2,879	(15)%	19%

- (1) クレジット・デリバティブは、未収利息計上貸出金および公正価値の貸出金の両方を含む法人向け貸出金ポートフォリオの一部を経済的にヘッジするために使用されます。貸出金のヘッジに係る損益には、クレジット・デリバティブの時価評価およびポートフォリオにおける公正価値の貸出金の時価評価が含まれています。これらのヘッジの固定プレミアム・コストは、クレジット・プロテクションの費用を反映するために、法人貸付業務の収益から控除されています。貸出金のヘッジに係る損益の影響を除くシティグループの業績の表示は、非GAAP財務指標です。
- (2) 2019年度には、第2四半期におけるシティのトレードウェブへの投資による約350百万ドルの利益が含まれています。
- (3) 2017年度には、債券分析事業の売却益約580百万ドルが含まれています。
- (4) マーケッツ以外のICGの事業（主に、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションおよびプライベートバンク）における自己勘定取引による収益を除きます。
- (5) シティはマーケッツ事業の業績を収益の合計ベースで評価します。これは、収益の勘定科目の間で相殺が生じることがあるためです。例えば、純利息収益を発生させる有価証券は、自己勘定取引による収益に計上されるデリバティブによってリスク管理されることがあります。これらの収益の勘定科目の構成については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記4、5および6をご参照ください。

NM：有意ではありません。

下記のICGの業績に関する議論は、未収利息計上貸出金のヘッジに係る損益の影響を（注記がある場合）除いたものであり、非GAAP財務指標です。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2019年度と2018年度の比較

当期利益は、3パーセント増加しました。これは、主として収益の増加および実効税率の低下によるものですが、営業費用の増加および与信費用の増加によって一部相殺されました。

収益は、3パーセント増加しました。これは、銀行業務における収益の増加（貸出金のヘッジに係る損益の影響を含むと、1パーセントの増加）およびマーケッツ&セキュリティーズ・サービスの収益の増加（5パーセントの増加）を反映しています。貸出金のヘッジに係る損益の影響を除くと、銀行業務の収益は3パーセントの増加でした。これは、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション、投資銀行業務およびプライベートバンク業務における収益の増加によるものですが、法人貸付業務については概ね横ばいでした。マーケッツ&セキュリティーズ・サービスの収益は、債券市場業務における収益の増加が株式市場業務における収益の減少によって一部相殺されて、5パーセントの増加（2019年度第2四半期におけるシティのトレードウェブへの投資による利益を含みます。）でした。

シティは、ICGの収益が、短期的には、低金利環境の影響を受ける可能性が高いと予想しています。

銀行業務：

- ・ 投資銀行業務の収益は、4パーセント増加しました。これは、全体的な市場内ワレットが縮小したにもかかわらずワレットシェア（顧客内シェア）が拡大したことが反映されています。債券引受業務の収益は10パーセント増加しました。これは、北米、ヨーロッパ・中東・アフリカおよびアジアの各地域において、主に投資適格債の引受業務におけるワレットシェアが拡大したことを反映しています。株式引受業務の収益は2パーセント減少しました。これは、とりわけアジアおよびヨーロッパ・中東・アフリカにおける市場ワレットの縮小を反映していますが、ワレットシェアの拡大によって一部相殺されました。アドバイザリー業務の収益は3パーセント減少しました。これは、市場ワレットの縮小に加えて前年度が好調であったこととの対比が大きな要因ですが、ワレットシェアの拡大により一部相殺されました。
- ・ トレジャーリー・アンド・トレード・ソリューションの収益は、4パーセント増加しました。外貨換算の影響を除くと、収益は、純利息収入と手数料収入の両方が増加したことによる全地域での好調ぶりを反映して、6パーセントの増加でした。収益は、金利の低下の影響で2019年度下半期において生じたスプレッドの圧縮によって一部相殺されたものの、堅調な顧客契約ならびに預金および取引高の堅調な増加が主な要因となり、現物事業において増加しました。トレード業務における収益の増加は、スプレッドの改善によりもたらされました。これは、ストラクチャード・ローンが伸びたことに加え、バランスシートを最適化してリターンをもたらすための配分能力が引き続き活かされ、かつ顧客への支援とも両立することができたためでした。平均預金残高は、各地域の増加を反映して10パーセント増加しました。平均トレード・ローン残高は、北米、ヨーロッパ・中東・アフリカおよびアジアが牽引して、3パーセント減少しました（詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」 - 「流動性リスク」 - 「貸出金」をご参照ください。）。
- ・ 法人貸付業務の収益は、16パーセント減少しました。貸出金のヘッジに係る損益の影響を除くと、収益は前年とほぼ変わらない水準でした。これは、商業貸出金のポートフォリオにおける伸びが、それ以外のポートフォリオにおける取引高の減少により相殺されたためでした。
- ・ プライベートバンク業務の収益は、2パーセント増加しました。これは主に北米およびアジアにより牽引されましたが、その一部はラテンアメリカにより相殺されました。この収益の増加は、顧客の取引が堅調であったこと（それにより、キャピタル・マーケットの収益の増加に加えて貸付残高および預金残高の増加をもたらされました。）を反映していましたが、その一部は預金スプレッドの縮小により相殺されました。

マーケット&セキュリティーズ・サービス：

- ・ 債券市場業務の収益は、トレードウェブに関する利益を含めると、10パーセント増加しました。これは、すべての地域において収益が増加したことを反映していました。利息以外の収益は増加しました。これは、法人顧客および投資家顧客の取引の増加のほか、特に金利およびスプレッド関連商品において市場取引が改善したことが要因でした。利息以外の収益の増加は、純利息収益の減少により一部相殺されましたが、これは、顧客の取引をサポートするためのトレーディング・ポジションの構成の変化に加えて、当年度上半期の金利上昇環境における資金調達費用の増加を反映しています。

金利・為替関連業務の収益は、主にG10の金利・為替関連業務の収益が北米、アジアおよびヨーロッパ・中東・アフリカにおいて増加したことにより、9パーセント増加しました。これは、2019年度下半期におけるより有利な営業環境を反映しており、法人顧客および投資家顧客の取引の増加をもたらしました。現地市場の金利・通貨業務の収益は、為替のボラティリティが低下したにもかかわらず、緩やかに増加しました。

スプレッド商品およびその他の債券業務の収益は、トレードウェブに関する利益を含めると15パーセント増加しました。これは、北米およびヨーロッパ・中東・アフリカの両方における収益の増加を反映していました。収益の増加は、顧客の取引の増加のほか、特にフロー取引および資金調達商品において取引環境が改善したことによるものです。この収益の増加の一部は、厳しい取引環境を反映して仕組商品の収益が減少したことにより相殺されました。

- ・ 株式市場業務の収益は、15パーセント減少しました。これは、特に北米およびアジアにおける現物株式、株式デリバティブおよびプライム・ファイナンスの収益がいずれも減少したことによりもたらされました。現物株式の収益は、顧客の取引高の減少を大きな要因として減少しました。法人顧客および投資家顧客の取引が好調であったにもかかわらず、株式デリバティブの収益は減少しました。これは市場のボラティリティの低下に加えて前年度が好調であったこととの対比により、取引環境の有利さが損なわれた影響によるものでした。プライム・ファイナンスの収益の減少は、主に顧客の取引の減少および融資残高の減少によりもたらされました。利息以外の収益は減少しました。これは、主に自己勘定取引ならびに役務収益および手数料の収益の減少によりもたらされましたが、その要因は顧客の取引の減少および取引環境の有利さが損なわれたことのほか、顧客の取引をサポートするためのトレーディング・ポジションの構成の変化でした。
- ・ セキュリティーズ・サービスの収益は、前年比で概ね横ばいでした。外貨換算の影響を除くと、アジアおよびラテンアメリカの収益の増加を反映して、収益は4パーセント増加しました。この収益の増加は、特に新興市場における預金残高の増加および金利の上昇ならびに顧客の取引の増加によって、純利息収益が増加したことによるものです。

費用は、2パーセント増加しました。これは、報酬費用、取引高関連費用および継続的な投資支出の増加が、効率性の向上による節減効果および外貨換算による利益により一部相殺されたことによるものです。

引当金繰入額は、348百万ドルの増加となりました。これは、正味貸倒損失の186百万ドルの増加と、正味貸倒引当金繰入額の162百万ドルの増加によるものでした。正味貸倒損失および貸倒引当金繰入額のいずれの増加も、与信動向の通常化を大いに反映していました。

シティが2020年1月1日付で適用した信用損失（CECL）に関する新会計基準の影響の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。)。

本社事項、本社業務 / その他

本社事項、本社業務 / その他には、グローバル・スタッフの機能別部署（財務、リスク、人事、法務およびコンプライアンス等）における一定の未配分の費用、その他の本社経費、未配分のグローバル・オペレーション・テクノロジー経費および法人税等に加えて、コーポレート・トレジャリー、一定の北米の過去の個人向けローン・ポートフォリオ、その他のレガシー資産および非継続事業が含まれています（本社事項、本社業務 / その他の詳細については、「第一部 企業情報、第2 企業の概況、3 事業の内容、(2) 事業の内容」「シティグループのセグメント（事業部門）」をご参照ください。)。2019年12月31日現在、本社事項、本社業務 / その他における資産は970億ドルでした。

(単位：百万ドル)	2019年度	2018年度	2017年度	変動率(%)	
				2019年度 / 2018年度	2018年度 / 2017年度
純利息収益	\$ 1,890	\$ 2,361	\$ 2,043	(20)%	16%
利息以外の収益	124	(171)	1,134	NM	NM
支払利息控除後収益合計	\$ 2,014	\$ 2,190	\$ 3,177	(8)%	(31)%
営業費用合計	\$ 2,150	\$ 2,275	\$ 3,816	(5)%	(40)%
正味貸倒損失	\$ (8)	\$ 21	\$ 149	NM	(86)%
貸倒引当金繰入額（戻入額）	(60)	(218)	(317)	72%	31%
未実行貸出約定に関する引当金繰入額（戻入額）	(7)	(3)	-	NM	-
給付および請求に対する引当	-	(2)	(7)	100	71
貸倒引当金繰入額（戻入額）ならびに給付および請求に対する引当	\$ (75)	\$ (202)	\$ (175)	63%	(15)%
法人税等控除前の継続事業からの利益（損失）	\$ (61)	\$ 117	\$ (464)	NM	NM
法人税等（便益）	(886)	(88)	19,080	NM	(100)%
継続事業からの利益（損失）	\$ 825	\$ 205	\$ (19,544)	NM	NM
法人税等控除後の非継続事業からの利益（損失）	(4)	(8)	(111)	50%	93%
非支配持分控除前当期利益（損失）	\$ 821	\$ 197	\$ (19,655)	NM	NM
非支配持分	20	11	(6)	82%	NM
当期利益（損失）	\$ 801	\$ 186	\$ (19,649)	NM	NM

NM：有意ではありません。

2019年度と2018年度の比較

当期利益は801百万ドル（これに対し、前年度の当期利益は186百万ドル）となりました。当期利益の大部分は、886百万ドルの法人税等便益（これに対し、前年度の法人税等便益は88百万ドル）によりもたらされました。法人税等便益の増加は、当年度におけるシティの繰延税金資産および税引前損失に関連した評価性引当金の削減を主に反映したものでした（「重要な会計方針および重要な見積り」 - 「法人税等」をご参照ください。）。税引前損失は、投資による利益の増加により一部相殺されたものの、レガシー資産の収益減少の影響を大きく受けています。税引前損失には与信費用の増加も反映されていますが、その一部は営業費用の減少により相殺されました。

収益は、8パーセント減少しました。これは、レガシー資産の継続的な圧縮によるものですが、その一部は投資による利益により相殺されました。

費用は、5パーセント減少しました。これは、レガシー資産の継続的な圧縮の影響がインフラ費用の増加により一部相殺されたことによるものでした。

引当金繰入額は、127百万ドル増加して75百万ドルの便益純額が生じました。これは、主に正味貸倒引当金戻入額の減少によるものでしたが、正味貸倒損失の減少により一部相殺されています。

シティは、本社事項、本社業務 / その他の業績が、インフラおよび規制への継続的な投資の影響に加えて、2020年度中の金利の低下および投資による利益の減少により影響を受ける可能性が高いと予想しています。

[前へ](#) [次へ](#)

キャッシュ・フローの状況

継続事業の営業活動、投資活動および財務活動による当社のキャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書に反映されており、下表はその要約です。

(単位：百万ドル)	12月31日に終了した年度	
	2019年度	2018年度
キャッシュ・フローの概要		
継続事業の営業活動から生じた（に使用した）正味資金	\$ (12,837)	\$36,952
継続事業の投資活動から生じた（に使用した）正味資金	(23,374)	(73,118)
継続事業の財務活動から生じた（に使用した）正味資金	42,933	44,528
為替相場の変動による現金および現金同等物への影響	(908)	(773)
現金および銀行預け金の変動	\$5,814	\$7,589

2019年度の営業活動から生じたキャッシュ・フローは（12,837）百万ドルで、前年度から営業活動に使用した正味資金が49,789百万ドル増加しました。

2019年度の投資活動から生じたキャッシュ・フローは（23,374）百万ドルで、前年度から投資活動に使用した正味資金が49,744百万ドル減少しました。

2019年度の財務活動から生じたキャッシュ・フローは42,933百万ドルで、前年度から財務活動から生じた正味資金が1,595百万ドル減少しました。

生産、受注および販売の状況

上記「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」に記載されています。

[前へ](#) [次へ](#)

オフバランス取引

シティグループは、通常の業務過程で様々な種類のオフバランス取引を行っています。シティによるこれらの取引への関与は、以下を含む（ただし、これらに限られません。）多くの様々な形式をとることがあります。

- ・ モーゲージ・バック証券化およびその他のアセット・バック証券化事業体等の非連結特別目的事業体の留保持分およびその他持分の購入または保有
- ・ 非劣後債および劣後債、リミテッド・パートナーシップおよびジェネラル・パートナーシップ持分ならびにその他の非連結特別目的事業体の株式持分の保有
- ・ 保証、補償、貸出約定、信用状ならびに表明および保証の提供

シティは様々な事業目的でこれらの取引を行います。例えば、証券化の取引は、証券化プロセスを通して生じる特定のキャッシュ・フローおよびリスクへのアクセスを投資家に与えます。さらに、証券化の取引は、シティとその顧客が、金融資産の資金化および資金調達の確保をその他の方法で得られるより有利なレートで行うことにも役立ちます。

次の表は、シティの様々なオフバランス取引に関する説明が本書のどの箇所で見つかるかを示したものです。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1もご参照ください。

本書における各種オフバランス取引の開示

非連結VIEの変動持分に由来する変動持分および偶発債務を含むその他債務	「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記21をご参照ください。
信用状ならびに貸出約定およびその他の約定	「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記26をご参照ください。
保証	「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記26をご参照ください。

契約債務

次の表は、SECの要件に従って特定および合計したシティグループの契約債務に関する情報を盛り込んだものです。

(単位：百万ドル)	年度別契約債務						2025年度 以降	合計
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度			
長期債務 - 元本 ⁽¹⁾	\$ 37,257	\$ 38,083	\$ 27,090	\$ 20,128	\$ 16,023	\$ 110,179	\$ 248,760	
長期債務 - 利払い ⁽²⁾	7,548	6,313	5,244	4,470	3,877	34,220	61,672	
オペレーティング・リース債務 ⁽³⁾	801	695	572	425	314	935	3,742	
買入債務 ⁽⁴⁾	584	538	532	316	324	752	3,046	
その他負債 ⁽⁵⁾	34,561	474	218	127	114	1,622	37,116	
合計	\$ 80,751	\$ 46,103	\$ 33,656	\$ 25,466	\$ 20,652	\$ 147,708	\$ 354,336	

- (1) 長期債務の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」-「グローバル・リスクの管理」-「流動性リスク」-「長期債務」ならびに「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記17をご参照ください。
- (2) 2020年度から2024年度の長期債務に係る利払いに関する契約債務は、長期債務の平均残高に係る2019年12月31日の加重平均利率（3.28パーセント）を、かかる各年度の長期債務に関する契約債務の平均残高に適用して算出しています。「2025年度以降」の長期債務に係る（2025年度から2098年度における）満期までの利払いは、かかる各年度における長期債務残高に、最新の利率を適用して算出しています。
- (3) オペレーティング・リース債務の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記26をご参照ください。
- (4) 買入債務は、シティに対して強制執行可能で法的拘束力のある、商品やサービスを購入する債務で構成されています。表示上、上表に含まれている買入債務は、契約が更新可能であっても、各契約終了日までの分としています。商品やサービスに関する購入契約の多くには、一定の通知をもって契約を解除することをシティに認める条項が含まれていますが、上表にはその影響は含まれていません（契約を終了する旨のシティの意思が相手方当事者に既に通知されている場合を除きます。）。
- (5) シティグループの連結貸借対照表に反映されているその他負債には、買掛金、未払費用、不確実な税務ポジション、および既に発生しており最終的には現金で支払われるその他の負債が含まれています。上表には法務引当金計上額は含まれていません。また、2018年度のシティの年金制度、退職後給付制度および退職者給付制度のための従業員確定給付債務ならび確定拠出制度のための任意拠出額が含まれています。

[前へ](#) [次へ](#)

資本の源泉

概要

資本は、主としてシティの事業における資産の裏付けとして、ならびに貸倒損失、市場における損失および業務活動（オペレーション）に係る損失を吸収するために使用されます。シティは主に事業からの収益を通じて資本を生み出しています。シティは、とりわけ普通株式、非累積永久優先株式、および従業員福利制度に基づく報奨により発行される株式の発行等によって資本を増強することができます。また、シティの資本レベルは、会計および規制基準の変更のほか、米国法人税法、ならびに金利や為替の変化、事業や資産の処分といった将来の事由がシティの業績に与える影響によっても影響を受けることがあります。

2019年度中、シティは合計223億ドルの資本を、株式買戻し（普通株式約264百万株）および配当の形で普通株主に還元しました。

資本管理

シティの資本管理の枠組みは、シティグループとその主要子会社が、各事業体のリスク・プロファイル、管理目標ならびに適用あるすべての規制上の基準およびガイドラインに適合した十分な資本を確実に維持できるように設計されています。シティは、予測されるストレスのかかった経済環境における自らの資本レベルを評価するために設計された社内の一連の定量的資本目標に照らして、自己資本比率を査定します。これらの社内の定量的資本目標の根底には、財務力の維持および強化に重点を置く資本戦略上の考慮があります。シティグループの資本委員会が、シティグループの取締役会のリスク管理委員会による監督のもと、シティの資本計画に組み込まれる資本査定および計画プロセスを含め、シティの資本全体の構成について責任を負います。シティグループの子会社のバランスシート管理は、自己資本比率の監視を含め、各事業体において資産負債委員会が設置されている場合には、かかる委員会によって統制されています。

シティの現在の規制資本要件に基づき、かつ米国のバーゼルに関する規則に対して将来なされ得る変更も考慮すると、経営陣は現在、目標とする普通株式等Tier 1 資本比率の約11.5パーセントは、将来の成長プラン、資本還元計画およびその他シティの事業に影響を与え得る要因を考慮に入れても、シティの事業基盤の手堅い運営および投資に必要な額であると信じています。しかしながら、経営陣は、規制資本要件に対する変更およびその他の関連する要因に応じて、目標とするシティグループの普通株式等Tier 1 資本比率を修正する可能性があります。

シティの資本計画およびストレス・テスト実施の詳細については、下記「資本計画のストレス・テスト構成要素」をご参照ください。

現行の規制資本基準

シティは、連邦準備制度理事会によって公表された、米国のバーゼルに関する規則である規制資本基準に従います。これらの規則は、リスクベースの資本比率およびレバレッジ比率の両方にわたる統一された資本比率の枠組みを制定しています。

リスクベースの資本比率

米国のバーゼルに関する規則は、規制資本の構成（規制資本の調整および控除の適用を含みます。）のほか、リスク加重資産合計を測定するための2つの包括的な方法（標準的アプローチおよび先進的アプローチ）を規定しています。先進的アプローチに基づくリスク加重資産合計は、主にモデルに基づいており、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの加重資産が含まれます。標準的アプローチでは、概して、所定の規制上のリスク加重を信用リスク・エクスポージャーの幅広いカテゴリーに適用しています。その結果、先進的アプローチに基づいて算定される信用リスク加重資産のリスク感応度は、標準的アプローチに基づいて算定されるものよりも高くなります。市場リスク加重資産は、両方のアプローチにおいて、現在は概ね一致した基準により算定されています。標準的アプローチは、オペレーショナル・リスク加重資産を対象外としています。

米国のバーゼルに関する規則は、シティおよびシティバンク、エヌ・エイ（以下「シティバンク」といいます。）を含むほぼすべての米国銀行について、普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計の規定最低比率を制定しています。さらに、同規則は、2.5パーセントの固定の資本保全バッファに加え、シティおよびシティバンク等の先進的アプローチ適用行向けには、任意のカウンターシクリカル（景気連動抑制的な）資本バッファの両方を定めています。これらの資本保全バッファは、潜在的にあり得る規制資本の減少によりリスクベースの規定の最低自己資本比率要件を下回る前に損失を吸収するものです。財政的または経済的に厳しい時期に損失を吸収するために拡張されたバッファに割り込んだ場合、利益分配（配当、株式買戻しおよび任意の役員賞与等）が制限されることとなります。どの程度制限されるかは、拡張されたバッファにどの程度割り込んだかによります。連邦準備制度理事会は、最近では2019年3月に、カウンターシクリカル資本バッファの金額を現在のレベルである0パーセントにすることを採択しました。

さらに、米国のバーゼルに関する規則により、ドッド・フランク法のいわゆる「コリンズ修正」の「資本フロア規定」が実施されます。当該規定は、先進的アプローチ適用行が、3種類のリスクベースの資本比率（普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率）のそれぞれを米国のバーゼルに関する標準的アプローチおよび先進的アプローチの両方に基づいて計算すること、ならびに計算によって得られた当該リスクベースの資本比率のうちそれぞれ低い方を遵守することを求めています。

GSIBサーチャージ

連邦準備制度理事会は、シティを含むグローバルなシステム上重要な銀行持株会社（以下「GSIB」といいます。）と認定される米国銀行持株会社に対してリスクベースの資本サーチャージを課しています。GSIBサーチャージは資本保全バッファおよびカウンターシクリカル資本バッファ（発動された場合）を拡大するものです。

連邦準備制度理事会の規則では、GSIBの認定はバーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」といいます。）のGSIB手法に基づいていますが、主に、均等に加重される、システム上の重要性に関する以下の5つの大項目（カテゴリー）に注目して行われます。5つのカテゴリーとは、（ ）規模、（ ）相関性、（ ）法域を越えた活動、（ ）代替可能性および（ ）複雑性です。規模以外の各カテゴリーは、均等に加重される複数の指標で構成されており、指標の数は合計で12です。

GSIBに指定される米国銀行持株会社は、2つの方法を使用して年次ベースでサーチャージを計算することが求められ、算出された2つのサーチャージのうち高い方を課されます。1つ目の方法（以下「方法1」といいます。）は、上述のバーゼル委員会のGSIB手法に基づくものです。2つ目の方法（以下「方法2」といいます。）では、代替可能性のカテゴリーが、GSIBの短期ホールセール資金調達への依存度を査定することを意図した定量的な測定に置き換えられます。さらに、方法1では、一定のグローバルな金融機関の間でのシステム上の重要性に関する相対的測定、および年度末の直物の外国為替相場が用いられますが、方法2では、システム上の重要性については固定的な測定が使用され、外国為替相場は3年間の平均が適用されます。方法1および方法2に基づいて算出されるGSIBサーチャージの両方は、GSIBサーチャージが算出される年の前年度におけるシステム上の重要性に関する測定に基づいて計算されます（例えば、2020年12月31日までに算出される方法1および方法2によるGSIBサーチャージは、2019年におけるシステム上の指標データに基づいて計算されることになります。）。一般に、方法2から算定されるシティのサーチャージは、方法1から算定されるサーチャージよりも高くなります。

もし、GSIBのシステム上の重要性が前年から変化し、より高いサーチャージに従うこととなった場合、より高いサーチャージは1年間は実施されません（例えば、2020年12月31日までに算定されたより高いサーチャージは、2022年1月1日までは実施されません。）。しかしながら、GSIBのシステム上の重要性が変化し、より低いサーチャージに従うことになった場合は、GSIBは翌暦年からより低いサーチャージに従うこととなります（例えば、2020年12月31日までに算出されたより低いサーチャージは、2021年1月1日から実施されます。）。

下記の表は、方法1および方法2に基づいて算定されたシティの2019年度および2018年度のGSIBサーチャージを示したものです。

	2019年	2018年
方法1	2.0 %	2.0 %
方法2	3.0	3.0

シティの2019年度および2018年度のGSIBサーチャージは、より高く算出された方法2に基づき、両年度とも3.0パーセントでした。シティの2020年度のGSIBサーチャージは、より高く算出された方法2に基づくと、3.0パーセントから変化しません。シティは、今後も方法2によるGSIBサーチャージの方が方法1によるGSIBサーチャージより高いままであると予想しており、2021年度のGSIBサーチャージは、3.0パーセントを超えないであろうと予想しています。また、2022年度のGSIBサーチャージは、3.0パーセントを超えることは予想されていません。

移行規定

米国のバーゼル に関する規則は、概して、大部分は複数年にわたる、いくつかの異なる移行規定である「段階的導入」および「段階的除外」を定めています。新規制の対象外とならない既存の信託優先証券（段階的除外により完全にTier 2 資本の対象外となるのは2022年1月1日）を除き、他の移行規定は2018年1月1日から完全実施され、シティの規制資本比率にすべて反映されました。さらに、GSIBサーチャージ、資本保全バッファおよびカウンターシクリカル資本バッファ（現在0パーセント）は、2016年1月1日に段階的導入が開始され、2019年1月1日に完全実施されました。

Tier 1 レバレッジ比率

米国のバーゼル に関する規則に基づき、シティは、最低4.0パーセントのTier 1 レバレッジ比率を維持することも要求されています。ノンリスクベースの資本比率指標であるTier 1 レバレッジ比率は、四半期調整後平均資産合計（Tier 1 資本から控除される金額を控除後）に占めるTier 1 資本の比率、と定義されています。

補完的レバレッジ比率

シティはまた、補完的レバレッジ比率も計算する必要があります。補完的レバレッジ比率は、分母（レバレッジ・エクスポージャーの総額）に一定のオフバランスのエクスポージャーをも算入する点で、Tier 1 レバレッジ比率と異なります。補完的レバレッジ比率は、レバレッジ・エクスポージャーの総額に対する期末のTier 1 資本の比率を示しており、レバレッジ・エクスポージャーの総額は、四半期における貸借対照表上の資産の1日ごとのデータによる平均値および当該四半期の各月の末日において計算される一定のオフバランスのエクスポージャーの平均値の合計額から、該当するTier 1 資本控除を差し引いた額と定義されています。先進的アプローチ適用行は、補完的レバレッジ比率を規定最低比率である3.0パーセントに維持することが求められています。

さらに、シティを含む米国GSIBは、補完的レバレッジ比率の強化後の基準に従います。補完的レバレッジ比率の強化後の基準では、補完的レバレッジ比率の最低要件として規定された3.0パーセントに、2.0パーセントが上乘せされ、実効最低補完的レバレッジ比率要件は合計5.0パーセントとなります。米国GSIBが実効最低補完的レバレッジ比率要件の5.0パーセント超を果たせない場合、不足の程度に応じて、資本の分配および任意の役員賞与につき、さらに厳しい規制に従うこととなります。

早期是正措置の枠組み

一般的に、付保預金取扱機関に適用される早期是正措置（以下「PCA」といいます。）規制は、米国の銀行監督機関に対し、一定の自己資本規制基準を満たさない付保預金取扱機関の活動に対し、より厳格な制限を強制するよう指示します。PCA枠組みには、リスクベースの資本比率およびレバレッジ比率によって測定される自己資本の十分性について5つのカテゴリー、（ ）「十分な自己資本を有する」、（ ）「適切な自己資本を有する」、（ ）「自己資本が不足している」、（ ）「大幅に自己資本が不足している」および（ ）「きわめて自己資本が不足している」があります。

したがって、シティバンク等の付保預金取扱機関は、「十分な自己資本を有する」とみなされるためには、普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本、資本合計およびTier 1 レバレッジ比率について、それぞれ、6.5パーセント、8.0パーセント、10.0パーセントおよび5.0パーセントの最低比率を維持しなければなりません。さらに、シティバンク等の米国GSIBの付保預金取扱機関子会社は、「十分な自己資本を有する」とみなされるためには、補完的レバレッジ比率について、6.0パーセントの最低比率を維持しなければなりません。シティバンクは、2019年12月31日現在、「十分な自己資本を有」していました。

資本計画のストレス・テスト構成要素

シティは、シティグループが、経済的にも財政的にも厳しい状況において損失を吸収し、さらには債権者および取引相手に対する債務を履行し、与信仲介機関としての役割を果たし続けるために、十分な規制資本を有するか、また、有効な資本計画プロセスを備えているかどうかについて、連邦準備制度理事会による年次評価を受けます。この年次評価には、2つの関連性のあるプログラム、すなわち包括的資本分析およびレビュー（以下「CCAR」といいます。）およびドッド・フランク法ストレス・テスト（以下「DFAST」といいます。）が含まれます。

シティのような大規模かつ最も複雑な構造の企業の場合、CCARは、ストレス下における企業の自己資本の十分性についての定量的評価および将来予想に基づき自らの資本需要を決定する能力についての定性的評価の両方が含まれます。CCARの一環として、連邦準備制度理事会は、シティの自己資本比率、自己資本比率プロセス、ならびに配当の支払および普通株式買戻し等のシティの資本配分計画を評価します。連邦準備制度理事会は、シティが経済および金融市場が緊張状態にある期間を通じて営業を継続するために十分な資本を有するかどうか、ならびにシティに特有のリスクを考慮に入れた、将来予想を踏まえた堅固な資本計画プロセスを備えているかどうかについて評価します。連邦準備制度理事会は、定量的な根拠に基づいてシティの年間資本計画に反対することがあります。連邦準備制度理事会がシティの年間資本計画に反対した場合、連邦準備制度理事会が書面により分配に反対しない旨を表明しない限り、シティは資本の分配を行うことができません。

連邦準備制度理事会の資本計画規則に対する最新の改定により、企業の資本計画に対して定性的な反対は行われなくなります。しかしながら、シティを含め、CCARを受けるすべての企業は、自らの資本計画プロセスについて、引き続き厳格な評価を受けます。資本計画に対する取り組みが不十分な企業は、規制上の標準に達していないと評価される可能性があり、規制上の期待を果たせていないものとして、潜在的に強制措置を課される可能性があります。CCARに関する詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」 - 「リスク要因」 - 「戦略上のリスク」をご参照ください。

DFASTは、厳しい経済および金融市場の状況がシティの規制資本に与える影響についての将来予想に基づく定量的評価です。このプログラムは、連邦準備制度理事会によって策定された一連の仮想の不利な経済状況においてシティの自己資本比率がどのように変化し得るかについて、連邦準備制度理事会および一般公衆に対して報告するのに役立ちます。連邦準備制度理事会によって実施される毎年の規制上のストレス・テストに加え、シティは、同様の連邦準備制度理事会によって策定された不利な経済状況に基づく年次の社内ストレス・テストを義務付けられています。

CCARおよびDFASTのいずれも、収益、損失、準備金、プロフォーマ・ベースでの自己資本比率およびシティが関連するとみなすその他の付加的な資本指標の予想値の試算を含みます。予想値は、2つの規制上のシナリオ（基準となる状況および非常に不利な状況）に基づき9四半期の計画期間について算出することが義務付けられています。すべてのリスクベースの資本比率は、米国のバーゼルに関する規則に基づき、標準的アプローチの枠組みが適用されたものとなります。さらに、連邦準備制度理事会は、先進的アプローチの枠組みの使用を無期限に延期しました。

また、シティバンクは、毎年ドッド・フランク法に基づくストレス・テストを実施することが要求されています。年次ストレス・テストは、いくつかのシナリオに基づき、厳しい経済および金融市場の状況がシティバンクの規制資本に与える影響についての将来予想の定量的評価です。このプログラムは、一連の仮想の不利な経済状況においてシティバンクの自己資本比率がどのように変化し得るかについて通貨監督局に対して報告するのに役立ち、最終的にはシティバンクの資本計画プロセスの信頼性を評価するのに役立ちます。

資本計画のストレス・テストの構成要素およびシティに適用される評価プロセスに対して将来あり得る変更についての詳細は、下記「規制資本基準の展開」をご参照ください。

シティグループの資本の源泉

シティは、普通株式等Tier 1資本、Tier 1資本および資本合計について、それぞれ4.5パーセント、6.0パーセントおよび8.0パーセントの規定最低比率を維持することを義務付けられています。シティの実効最低資本要件は、下記の表に示されています。

さらに、現行の連邦銀行規制機関の定義に基づき「十分な自己資本を有する」ためには、銀行持株会社はTier 1資本比率を少なくとも6.0パーセント、資本合計比率を少なくとも10.0パーセントに維持しなければならず、またその基準を上回る資本水準を維持することを求める連邦準備制度理事会指令の適用を受けるものでないことを要します。

次の表は、シティの2019年12月31日、2019年9月30日および2018年12月31日現在の資本構成および比率を示したものです。

(単位:百万ドル (比率を除きま す。))	実効最低要件 ⁽¹⁾		先進的アプローチ			標準的アプローチ		
	2019 年度	2018 年度	2019年 12月31日	2019年 9月30日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2019年 9月30日	2018年 12月31日
普通株式等Tier 1 資本			\$ 137,798	\$ 138,581	\$ 139,252	\$ 137,798	\$ 138,581	\$ 139,252
Tier 1 資本			155,805	158,033	158,122	155,805	158,033	158,122
資本合計 (Tier 1 資本 + Tier 2 資本)			181,337	183,996	183,144	193,682	196,354	195,440
リスク加重資産 合計			1,135,553	1,145,091	1,131,933	1,166,523	1,197,050	1,174,448
信用リスク			\$ 771,508	\$ 776,367	\$ 758,887	\$ 1,107,775	\$ 1,134,584	\$ 1,109,007
市場リスク			57,317	61,125	63,987	58,748	62,466	65,441
オペレーショナ ル・リスク			306,728	307,599	309,059	-	-	-
普通株式等Tier 1 資 本比率 ⁽²⁾	10.0%	8.625%	12.13%	12.10%	12.30%	11.81%	11.58%	11.86%
Tier 1 資本比率 ⁽²⁾	11.5	10.125	13.72	13.80	13.97	13.36	13.20	13.46
資本合計比率 ⁽²⁾	13.5	12.125	15.97	16.07	16.18	16.60	16.40	16.64

(単位:百万ドル(比率を除きま す。))	実効最低要件	2019年12月31日	2019年9月30日	2018年12月31日
四半期調整後平均資産合計 ⁽³⁾		\$ 1,957,039	\$ 1,960,675	\$ 1,896,959
レバレッジ・エクスポージャー総額 ⁽⁴⁾		2,507,891	2,520,352	2,465,641
Tier 1 レバレッジ比率	4.0 %	7.96 %	8.06 %	8.34 %
補完的レバレッジ比率	5.0	6.21	6.27	6.41

(1) 2019年度および2018年度におけるシティのリスクベースの実効最低資本要件は、資本保全バッファ2.5パーセントおよびGSIBサーチャージ3.0パーセントの両方(すべて普通株式等Tier 1 資本で構成されなければなりません。)について、それぞれ100パーセントの導入および75パーセントの段階的導入を含みます。

(2) 表示されたすべての期間について、シティが報告すべき普通株式等Tier 1 資本比率およびTier 1 資本比率は、パーゼルの標準的アプローチに基づき算出された低い方の数値であったのに対し、報告すべき資本合計比率は、パーゼルの先進的アプローチの枠組みに基づき算出された低い方の数値でした。

(3) Tier 1 レバレッジ比率の分母。Tier 1 資本から控除された金額を除いた四半期平均資産合計を表わしています。

(4) 補完的レバレッジ比率の分母。

普通株式等Tier 1 資本比率

2019年12月31日現在、シティの普通株式等Tier 1 資本比率は、パーゼルの標準的アプローチに基づき、11.8パーセントでした。これに対し、2019年9月30日現在は11.6パーセント、2018年12月31日現在は11.9パーセントでした。前四半期比での比率の上昇は、主に、当期利益50億ドル、信用リスク加重資産の削減およびその他包括利益累計額(以下「AOCI」といいます。)純額における有利な傾向によるものでしたが、その影響は普通株主に対する62億ドルの資本還元により一部相殺されています。前年度比における低下は、主に普通株主に対する223億ドルの資本還元によるものでしたが、2019年度の194億ドルの当期利益、AOCI純額における有利な傾向およびリスク加重資産の削減により一部相殺されています。

シティグループの資本の構成要素

(単位:百万ドル)	2019年12月31日	2018年12月31日
普通株式等Tier 1 資本		
シティグループ普通株主持分 ⁽¹⁾	\$ 175,414	\$ 177,928
加算: 適格非支配持分	154	147
規制資本の調整および控除:		
控除: キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積正味未実現利益(損失) (税引後) ⁽²⁾	123	(728)
控除: 自己の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する 累積正味未実現利益(損失)(税引後) ⁽³⁾	(679)	580
控除: 無形資産:		
のれん(関連する繰延税金負債(DTL)控除後) ⁽⁴⁾	21,066	21,778
抵当貸付サービシング権(MSR)以外の識別可能無形資産 (関連するDTL控除後)	4,087	4,402
控除: 確定給付年金制度純資産	803	806
控除: 繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から 発生する繰延税金資産(DTA) ⁽⁵⁾	12,370	11,985
普通株式等Tier 1 資本合計 (標準的アプローチおよび先進的アプローチ)	\$ 137,798	\$ 139,252
その他Tier 1 資本		
適格非累積永久優先株式 ⁽¹⁾	\$ 17,828	\$ 18,292
適格信託優先証券 ⁽⁶⁾	1,389	1,384
適格非支配持分	42	55
規制資本の控除:		
控除: 対象ファンドに対する許容持分 ⁽⁷⁾	1,216	806
控除: 保険引受子会社の最低所要自己資本 ⁽⁸⁾	36	55
その他Tier 1 資本合計 (標準的アプローチおよび先進的アプローチ)	\$ 18,007	\$ 18,870
Tier 1 資本合計(普通株式等Tier 1 資本+その他Tier 1 資本) (標準的アプローチおよび先進的アプローチ)	\$ 155,805	\$ 158,122
Tier 2 資本		
適格劣後債	\$ 23,673	\$ 23,324
適格信託優先証券 ⁽⁹⁾	326	321
適格非支配持分	46	47
適格貸倒引当金 ⁽¹⁰⁾	13,868	13,681
規制資本の控除:		
控除: 保険引受子会社の最低所要自己資本 ⁽⁸⁾	36	55
Tier 2 資本合計(標準的アプローチ)	\$ 37,877	\$ 37,318
資本合計(Tier 1 資本+Tier 2 資本)(標準的アプローチ)	\$ 193,682	\$ 195,440
予想信用損失に対する適格貸倒引当金の超過分の調整 ⁽¹⁰⁾	\$ (12,345)	\$ (12,296)
Tier 2 資本合計(先進的アプローチ)	\$ 25,532	\$ 25,022
資本合計(Tier 1 資本+Tier 2 資本)(先進的アプローチ)	\$ 181,337	\$ 183,144

- (1) 2019年12月31日および2018年12月31日現在のそれぞれ152百万ドルおよび168百万ドルの発行費用は、残存する非累積永久優先株式発行に関するものであり、連邦準備制度理事会の規制報告要件（米国GAAPに基づく報告要件とは異なります。）に従って普通株主持分から除外され、当該優先株式から控除されています。
- (2) 普通株式等Tier 1 資本を、貸借対照表において公正価値により認識されていない項目のヘッジに関するAOCIに含まれる、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積正味未実現利益（損失）によって調整するものです。
- (3) 米国のパーゼル に関する規則に基づき、公正価値オプションが選択された負債の評価におけるシティグループ自身の信用度の変化の累積的影響およびデリバティブに関する当社自身の信用評価調整が、普通株式等Tier 1 資本から除外されています。
- (4) 非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資の評価に「内在する」のれんを含みます。
- (5) 2019年12月31日現在のシティの正味DTA231億ドルのうち、124億ドルは米国のパーゼル に関する規則に基づいて普通株式等Tier 1 資本に算入することができましたが、107億ドルは除外されました。2019年12月31日現在シティの普通株式等Tier 1 資本から除外されたのは、繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から発生する正味DTAの124億ドルでしたが、ここから、主としてのれんおよび一定のその他の無形資産に付随する正味DTL17億ドルが減額されました。これとは別に、米国のパーゼル に関する規則に基づき、のれんおよびこれらのその他の無形資産は、関連するDTLを控除した上で、普通株式等Tier 1 資本の算定において控除されます。米国のパーゼル に関する規則に基づいて、繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から発生するDTAは、普通株式等Tier 1 資本から全額控除することが要求されます。シティの一次的差異から発生するDTAは、米国のパーゼル に関する規則に基づく10パーセントの上限未満であるため、普通株式等Tier 1 資本からの控除の対象とはなりません、250パーセントのリスク加重の対象となります。
- (6) 米国のパーゼル に関する規則に基づきTier 1 資本として永続的に新規制の対象外となったシティグループ・キャピタルX 信託優先証券が相当します。
- (7) 銀行は、ドッド・フランク法のボルカー・ルール遵守が義務付けられています。当該ルールは、特定の自己勘定投資取引を行うことを禁止し、対象ファンドに対する持分およびこれらとの関係を制限するものです。その結果、シティは、ボルカー・ルールにより、対象ファンドに対するすべての許容持分をTier 1 資本から控除することが求められています。
- (8) 保険引受子会社の最低所要自己資本のうち50パーセントは、Tier 1 資本およびTier 2 資本からそれぞれ控除しなければなりません。
- (9) 米国のパーゼル に関する規則に基づき、新規制の対象外とならない信託優先証券で、Tier 2 資本に算入できる金額に相当しますが、この金額は段階的除外に従って2022年1月1日までに完全に除外されます。
- (10) 標準的アプローチでは、貸倒引当金を信用リスク加重資産の1.25パーセントまでTier 2 資本に算入することが認められ、かつ貸倒引当金の超過分は信用リスク加重資産の算定において控除されます。先進的アプローチの枠組みでは、これと異なり、予想信用損失に対する適格貸倒引当金の超過分は、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲でTier 2 資本に算入することを認められています。先進的アプローチの枠組みにおいて、予想信用損失に対する適格貸倒引当金の超過分のうち限度に従ってTier 2 資本に算入することを認められた合計額は、2019年12月31日現在15億ドルおよび2018年12月31日現在14億ドルでした。

シティグループの資本のロールフォワード

(単位:百万ドル)	2019年度第4四半期		2019年度通年
普通株式等Tier 1 資本期首残高	\$	138,581	\$ 139,252
当期利益		4,979	19,401
普通株式および優先株式に対する配当宣言額		(1,401)	(5,512)
自己株式の正味増加		(5,119)	(17,290)
普通株式および払込剰余金の正味変動		92	(98)
外貨換算調整額の正味変動(ヘッジ控除後)(税引後)		972	(321)
AFS負債証券の未実現利益(損失)の正味変動(税引後)		(160)	1,985
確定給付年金制度債務調整額の正味変動(税引後)		15	(552)
自己の信用度起因する金融負債の公正価値の変動に関する調整額の正味変動(税引後)		82	123
ASC815の正味変動(公正価値ヘッジの構成要素を除く)		(27)	25
のれんの正味減少(関連するDTL控除後)		432	712
MSR以外の識別可能無形資産の正味減少(関連するDTL控除後)		45	315
確定給付年金制度純資産の正味減少		187	3
繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から発生するDTAの正味増加		(883)	(385)
その他		3	140
普通株式等Tier 1 資本の正味減少	\$	(783)	\$ (1,454)
普通株式等Tier 1 資本期末残高 (標準的アプローチおよび先進的アプローチ)	\$	137,798	\$ 137,798
その他Tier 1 資本期首残高	\$	19,452	\$ 18,870
適格永久優先株式の正味減少		(1,493)	(464)
適格信託優先証券の正味増加		-	5
対象ファンドに対する許容持分の正味変動		49	(410)
その他		(1)	6
その他Tier 1 資本の正味減少	\$	(1,445)	\$ (863)
Tier 1 資本期末残高 (標準的アプローチおよび先進的アプローチ)	\$	155,805	\$ 155,805
Tier 2 資本期首残高(標準的アプローチ)	\$	38,321	\$ 37,318
適格劣後債の正味変動		(408)	349
適格貸倒引当金の正味変動		(46)	187
その他		10	23
Tier 2 資本の正味変動(標準的アプローチ)	\$	(444)	\$ 559
Tier 2 資本期末残高(標準的アプローチ)	\$	37,877	\$ 37,877
資本合計期末残高(標準的アプローチ)	\$	193,682	\$ 193,682
Tier 2 資本期首残高(先進的アプローチ)	\$	25,963	\$ 25,022
適格劣後債の正味変動		(408)	349
予想信用損失に対する適格貸倒引当金の超過分の正味変動		(33)	138
その他		10	23
Tier 2 資本の正味変動(先進的アプローチ)	\$	(431)	\$ 510
Tier 2 資本期末残高(先進的アプローチ)	\$	25,532	\$ 25,532
資本合計期末残高(先進的アプローチ)	\$	181,337	\$ 181,337

シティグループのリスク加重資産のロールフォワード（バーゼル 標準的アプローチ）

（単位：百万ドル）	2019年度第4四半期	2019年度通年
リスク加重資産合計期首残高	\$ 1,197,050	\$ 1,174,448
信用リスク加重資産の変動		
一般信用リスク・エクスポージャー ⁽¹⁾	2,821	10,376
レポ取引等 ⁽²⁾	(19,681)	(7,420)
証券化エクスポージャー	(277)	980
株式エクスポージャー ⁽³⁾	1,590	5,013
店頭（OTC）デリバティブ ⁽⁴⁾	(13,283)	(6,669)
その他のエクスポージャー ⁽⁵⁾	4,639	9,290
オフバランスのエクスポージャー ⁽⁶⁾	(2,618)	(12,802)
信用リスク加重資産の正味減少	\$ (26,809)	\$ (1,232)
市場リスク加重資産の変動		
リスク水準 ⁽⁷⁾	\$ (4,718)	\$ (6,847)
モデルおよび方法の更新	1,000	154
市場リスク加重資産の正味減少	\$ (3,718)	\$ (6,693)
リスク加重資産合計期末残高	\$ 1,166,523	\$ 1,166,523

- (1) 一般信用リスク・エクスポージャーには、現金および預金取扱機関預け金残高、有価証券、ならびに貸出金およびリースが含まれます。2019年度第4四半期および2019年度通年において一般信用リスク・エクスポージャーは増加しましたが、これは主に、商業貸出金および個人向け貸出金の増加ならびに持分有価証券の増加によるものでした。
- (2) レポ取引等には、レポ取引およびリバース・レポ取引ならびに有価証券貸借取引が含まれます。2019年度第4四半期および2019年度通年においてレポ取引等は減少しましたが、これは取引量の削減および満期を迎えた取引によるものでした。
- (3) 2019年度第4四半期において株式エクスポージャーは増加しましたが、これは主に、既存の投資によるエクスポージャーの増加によるものでした。2019年度通年において株式エクスポージャーは増加しましたが、これは主に、投資の市場価値の上昇および既存の投資によるエクスポージャーの増加によるものでした。
- (4) 2019年度第4四半期および2019年度通年においてOTCデリバティブは減少しましたが、これは主に、想定元本の減少によるものでした。
- (5) その他のエクスポージャーには、清算済みの取引、未決済の取引およびその他資産が含まれます。2019年度第4四半期においてその他のエクスポージャーは増加しましたが、これは主に、中央清算済みのデリバティブおよび様々なその他資産の増加によるものでした。2019年度通年においてその他のエクスポージャーは増加しましたが、これは主に、2019年1月1日からのASU第2016-02号「リース（トピック842）」の適用により使用权（ROU）資産を認識したことならびに中央清算済みのデリバティブおよび様々なその他資産の増加によるものでした。
- (6) 2019年度第4四半期においてオフバランスのエクスポージャーは減少しましたが、これは主に、スタンドバイ信用状の減少によるものでした。2019年度通年においてオフバランスのエクスポージャーは減少しましたが、これは主に、スタンドバイ信用状および貸出約定における減少によるものでした。
- (7) 2019年度第4四半期においてリスク水準は低下しましたが、これは主に、ストレス下のバリュエーション・アット・リスクおよび増分リスクの費用の対象となるエクスポージャー水準の低下によるものでした。2019年度通年においてリスク水準は低下しましたが、これは主に、ストレス下のバリュエーション・アット・リスクの対象となるエクスポージャー水準の低下によるものでした。

上記の表に示されたとおり、バーゼル 標準的アプローチに基づくリスク加重資産合計は2018年度末から減少しました。これは、市場リスク加重資産および信用リスク加重資産の減少によるものでした。市場リスク加重資産は2018年度末から減少しました。これは主に、エクスポージャー水準の正味低下によるものでした。信用リスク加重資産の減少は、主に、スタンドバイ信用状および貸出約定における減少のほか、レポ取引等における取引量の削減および満期を迎えた取引ならびにOTCデリバティブ取引活動における変動によるものでしたが、貸出金エクスポージャーの増加、2019年1月1日からのASU第2016-02号「リース(トピック842)」の適用により使用権(ROU)資産を認識したこと、および投資の市場価値の上昇により一部相殺されました。

シティグループのリスク加重資産のロールフォワード(バーゼル 先進的アプローチ)

(単位:百万ドル)	2019年度第4四半期	2019年度通年
リスク加重資産合計期首残高	\$ 1,145,091	\$ 1,131,933
信用リスク加重資産の変動		
リテール・エクスポージャー ⁽¹⁾	6,140	4,959
ホールセール・エクスポージャー ⁽²⁾	(3,007)	(9,288)
レポ取引等 ⁽³⁾	(8,761)	(3,184)
証券化エクスポージャー ⁽⁴⁾	153	5,889
株式エクスポージャー ⁽⁵⁾	1,764	4,924
店頭(OTC)デリバティブ ⁽⁶⁾	(2,992)	8,508
デリバティブCVA ⁽⁷⁾	(6,651)	(15,034)
その他のエクスポージャー ⁽⁸⁾	8,394	14,282
規制上の乗数6%	101	1,565
信用リスク加重資産の正味変動	\$ (4,859)	\$ 12,621
市場リスク加重資産の変動		
リスク水準 ⁽⁹⁾	\$ (4,808)	\$ (6,824)
モデルおよび方法の更新	1,000	154
市場リスク加重資産の正味減少	\$ (3,808)	\$ (6,670)
オペレーショナル・リスク加重資産の正味減少 ⁽¹⁰⁾	\$ (871)	\$ (2,331)
リスク加重資産合計期末残高	\$ 1,135,553	\$ 1,135,553

- (1) 2019年度第4四半期においてリテール・エクスポージャーは増加しましたが、これは主に、適格リボルビング(カード)エクスポージャーの季節限定の支出によるものです。2019年度通年においてリテール・エクスポージャーは主に個人向け貸出の増加により増加しましたが、年次パラメーターの更新による減少により一部相殺されています。
- (2) 2019年度第4四半期において、ホールセール・エクスポージャーは、主に商業貸出金の減少により減少しましたが、持分有価証券の増加により一部相殺されています。2019年度通年において、ホールセール・エクスポージャーは、主に、シティの損失履歴を反映させる年次モデル・パラメーターの更新により減少しましたが、商業貸出金および持分有価証券の増加により一部相殺されています。
- (3) レポ取引等には、レポ取引およびリバース・レポ取引ならびに有価証券貸借取引が含まれます。2019年度第4四半期および2019年度通年においてレポ取引等は減少しましたが、これは取引量の削減および満期を迎えた取引によるものでした。
- (4) 2019年度通年において証券化エクスポージャーは増加しましたが、これは既存の投資によるエクスポージャーの増加によるものでした。
- (5) 2019年度第4四半期において株式エクスポージャーは増加しましたが、これは主に、既存の投資によるエクスポージャーの増加によるものでした。2019年度通年において株式エクスポージャーは増加しましたが、これは主に、投資の市場価値の上昇および既存の投資によるエクスポージャーの増加によるものでした。

- (6) 2019年度第4四半期においてOTCデリバティブは減少しましたが、これは主に、想定元本の減少によるものでした。2019年度通年において、OTCデリバティブは、主に承認済みのモデル変更により増加しましたが、想定元本の減少により一部相殺されています。
- (7) 2019年度第4四半期においてデリバティブCVAは減少しましたが、これは主に、エクスポージャーの減少およびクレジット・スプレッドの変動によるものでした。2019年度通年においてデリバティブCVAは減少しましたが、これは主に、承認済みのモデル変更、エクスポージャーの減少およびクレジット・スプレッドの変動によるものでした。
- (8) その他のエクスポージャーには、清算済みの取引、未決済の取引、特定のエクスポージャーのカテゴリーで報告できない資産、および重要でないポートフォリオが含まれます。2019年度第4四半期においてその他のエクスポージャーは増加しましたが、これは主に、中央清算済みのデリバティブおよび様々なその他資産の増加によるものでした。2019年度通年においてその他のエクスポージャーは増加しましたが、これは主に、2019年1月1日からのASU第2016-02号「リース(トピック842)」の適用によりROU資産を認識したことならびに中央清算済みのデリバティブおよび様々なその他資産の増加によるものでした。
- (9) 2019年度第4四半期においてリスク水準は低下しましたが、これは主に、ストレス下のバリュエーション・アット・リスクおよびリスク費用の増分の対象となるエクスポージャー水準の低下によるものでした。2019年度通年においてリスク水準は低下しましたが、これは主に、ストレス下のバリュエーション・アット・リスクの対象となるエクスポージャー水準の低下によるものでした。
- (10) 2019年度通年においてオペレーショナル・リスク加重資産は減少しましたが、これは主に、オペレーショナル・リスクに係る損失の重大性および頻度が変化したためでした。

上記の表に示されたとおり、パーゼル 先進的アプローチに基づくリスク加重資産合計は2018年度末から増加しました。これは主に、信用リスク加重資産の増加によるものですが、市場リスク加重資産およびオペレーショナル・リスク加重資産の減少により一部相殺されました。信用リスク加重資産の増加は、主に、ASU第2016-02号の適用によりROU資産を認識したこと、OTCデリバティブ取引活動における変動、ならびに証券化エクスポージャー、貸出エクスポージャーおよび株式エクスポージャーの増加によるものですが、主に年次モデル・パラメーターの更新によるデリバティブCVAおよびホールセール・エクスポージャーの減少により一部相殺されています。市場リスク加重資産は、主にエクスポージャー水準の正味低下により2018年度末より減少しました。オペレーショナル・リスク加重資産の減少は、主にオペレーショナル・リスクに係る損失の重大性および頻度が変化したためでした。

補完的レバレッジ比率

次の表は、シティの2019年12月31日、2019年9月30日および2018年12月31日現在の補完的レバレッジ比率および関連する構成要素を示したものです。

(単位：百万ドル(比率を除きます。))	2019年12月31日	2019年9月30日	2018年12月31日
Tier 1 資本	\$ 155,805	\$ 158,033	\$ 158,122
レバレッジ・エクスポージャーの総額			
貸借対照表上の資産 ⁽¹⁾	\$ 1,996,617	\$ 2,000,082	\$ 1,936,791
一定のオフバランスのエクスポージャー： ⁽²⁾			
デリバティブ契約における潜在的な将来のエクスポージャー	169,478	176,546	187,130
売却クレジット・デリバティブの正味実効想定元本 ⁽³⁾	38,481	41,328	49,402
レポ取引等のカウンターパーティーの信用リスク ⁽⁴⁾	23,715	24,362	23,715
無条件で取消可能な約定	70,870	70,648	69,630
その他のオフバランスのエクスポージャー	248,308	246,793	238,805
一定のオフバランスのエクスポージャーの総額	\$ 550,852	\$ 559,677	\$ 568,682
控除：Tier 1 資本控除	39,578	39,407	39,832
レバレッジ・エクスポージャーの総額	\$ 2,507,891	\$ 2,520,352	\$ 2,465,641
補完的レバレッジ比率	6.21%	6.27%	6.41%

(1) 貸借対照表上の資産の当四半期における日々の平均値を表します。

(2) 当四半期の各月末現在において算出された一定のオフバランスのエクスポージャーの平均を表します。

(3) 米国のバーゼルに関する規則に基づき、銀行は、売却クレジット・デリバティブの実効想定金額を、一定の条件が満たされた場合に認められるエクスポージャーのネットティングを行った上でレバレッジ・エクスポージャーの総額に含めることが要求されています。

(4) レポ取引等には、レポ取引およびリバース・レポ取引ならびに有価証券貸借取引が含まれます。

上記の表に示されたとおり、シティグループの補完的レバレッジ比率は2019年12月31日現在6.2パーセントでした。これに対し、2019年9月30日現在は6.3パーセントおよび2018年12月31日現在は6.4パーセントでした。前四半期比での減少は、主に普通株主に対する62億ドルの資本還元および優先株式の償還によるTier 1 資本の削減によるものでしたが、当期利益、およびAOCI純額における有利な傾向、さらにはオフバランスの平均エクスポージャーの減少により、一部相殺されています。前年同期比での減少は、主に普通株主に対する223億ドルの資本還元によるTier 1 資本の削減およびオンバランスの平均資産の増加によるものでしたが、当期利益、およびAOCI純額における有利な傾向、さらにはオフバランスの平均エクスポージャーの減少により、一部相殺されています。

シティグループの子会社である米国預金取扱機関の資本の源泉

シティグループの子会社である米国預金取扱機関には、それぞれを所管する主要な連邦銀行規制機関が公表した規制資本基準も適用されます。かかる基準は、連邦準備制度理事会の基準に類似しています。

次の表は、シティバンク（シティの主要子会社である米国預金取扱機関）の2019年12月31日、2019年9月30日および2018年12月31日現在の資本の構成および比率を示したものです。

(単位：百万ドル(比率を除きます。))	実効最低要件 ⁽¹⁾		先進的アプローチ			標準的アプローチ		
	2019年度	2018年度	2019年12月31日	2019年9月30日	2018年12月31日	2019年12月31日	2019年9月30日	2018年12月31日
普通株式等Tier 1 資本			\$130,791	\$130,067	\$129,091	\$130,791	\$130,067	\$129,091
Tier 1 資本			132,918	132,198	131,215	132,918	132,198	131,215
資本合計 (Tier 1 資本 + Tier 2 資本) ⁽²⁾			145,989	144,829	144,358	157,324	155,735	155,154
リスク加重資産合計			932,432	946,433	926,229	1,019,916	1,047,550	1,032,809
信用リスク			\$664,828	\$664,014	\$654,962	\$990,319	\$1,005,337	\$994,294
市場リスク			29,167	41,867	38,144	29,597	42,213	38,515
オペレーショナル・リスク			238,437	240,552	233,123	-	-	-
普通株式等Tier 1 資本比率 ⁽³⁾⁽⁴⁾	7.0%	6.375%	14.03%	13.74%	13.94%	12.82%	12.42%	12.50%
Tier 1 資本比率 ⁽³⁾⁽⁴⁾	8.5	7.875	14.26	13.97	14.17	13.03	12.62	12.70
資本合計比率 ⁽³⁾⁽⁴⁾	10.5	9.875	15.66	15.30	15.59	15.43	14.87	15.02

(単位：百万ドル(比率を除きます。))	実効最低要件	2019年12月31日	2019年9月30日	2018年12月31日
四半期調整後平均資産合計 ⁽⁵⁾		\$1,459,851	\$1,451,352	\$1,398,875
レバレッジ・エクスポージャーの総額 ⁽⁶⁾		1,951,701	1,952,628	1,914,663
Tier 1 レバレッジ比率 ⁽⁴⁾	4.0%	9.10%	9.11%	9.38%
補完的レバレッジ比率 ⁽⁴⁾	6.0	6.81	6.77	6.85

- (1) 2019年度および2018年度のシティバンクのリスクベースの実効最低資本要件は、資本保全バッファ2.5パーセント（すべて資本株式等Tier 1 資本で構成されなければなりません。）についてそれぞれ100パーセントの導入および75パーセントの段階的導入を含みます。
- (2) 先進的アプローチの枠組みの下では、予想信用損失を超過した適格貸倒引当金は、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲でTier 2 資本に算入することを認められています。標準的アプローチにおいてはこれとは異なり、貸倒損失に係る超過引当金を信用リスク加重資産の1.25パーセントまでTier 2 資本に算入することが認められ、かつ貸倒損失に係る超過引当金が信用リスク加重資産の算定において控除されます。
- (3) 表示されているすべての期間について、シティバンクが報告すべき普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率は、バーゼル 標準的アプローチに基づき算出された低い方の数値でした。
- (4) 米国のバーゼル に関する規則により設定された、付保預金取扱機関に適用される早期是正措置（PCA）規制に基づき、シティバンクが「十分な自己資本を有する」とみなされるためには、普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率、資本合計比率およびTier 1 レバレッジ比率について、それぞれ、6.5パーセント、8.0パーセント、10.0パーセントおよび5.0パーセントの最低比率を維持しなければなりません。また、シティバンクが「十分な自己資本を有する」とみなされるためには、補完的レバレッジ比率について、6.0パーセントの最低比率を維持しなければなりません。
- (5) Tier 1 レバレッジ比率の分母。Tier 1 資本から控除された金額を除いた四半期平均資産合計を表しています。
- (6) 補完的レバレッジ比率の分母。

上記の表に示されたとおり、2019年12月31日現在のシティバンクの自己資本比率は、米国のバーゼルン に関する規則に基づく規定最低比率および実効最低比率を上回っていました。さらに、シティバンクはまた、2019年12月31日現在、「十分な自己資本を有して」いました。

変動がシティグループおよびシティバンクの自己資本比率に及ぼす影響

次の表は、シティグループおよびシティバンクの自己資本比率について、2019年12月31日現在、普通株式等 Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計（分子）に100百万ドルの変動があった場合、ならびに、先進的アプローチおよび標準的アプローチによるリスク加重資産、四半期調整後平均資産合計ならびにレバレッジ・エクスポージャーの総額（分母）に10億ドルの変動があった場合に予測される感応度を示したものです。この情報は、シティグループまたはシティバンクの財務状況または経営成績の変動がかかる比率に与え得る影響を分析するために提供されるものです。これらの感応度は、資本、リスク加重資産、四半期調整後平均資産合計またはレバレッジ・エクスポージャーの総額のいずれか一要素のみに変動があった場合を想定しています。したがって、複数の要素に影響を与える事象があった場合、次の表に記載されているベース・ポイントを上回る影響が生じる可能性があります。

(単位：ベース・ポイント)	普通株式等Tier 1 資本比率		Tier 1 資本比率		資本合計比率	
	普通株式等Tier 1 資本における	リスク加重資産における	Tier 1 資本における	リスク加重資産における	資本合計における	リスク加重資産における
	100百万ドルの変動の影響	10億ドルの変動の影響	100百万ドルの変動の影響	10億ドルの変動の影響	100百万ドルの変動の影響	10億ドルの変動の影響
シティグループ						
先進的アプローチ	0.9	1.1	0.9	1.2	0.9	1.4
標準的アプローチ	0.9	1.0	0.9	1.1	0.9	1.4
シティバンク						
先進的アプローチ	1.1	1.5	1.1	1.5	1.1	1.7
標準的アプローチ	1.0	1.3	1.0	1.3	1.0	1.5

(単位：ベース・ポイント)	Tier 1 レバレッジ比率		補完的レバレッジ比率	
	Tier 1 資本における	四半期調整後平均資産合計における	Tier 1 資本における	レバレッジ・エクスポージャーの総額における
	100百万ドルの変動の影響	10億ドルの変動の影響	100百万ドルの変動の影響	10億ドルの変動の影響
シティグループ	0.5	0.4	0.4	0.2
シティバンク	0.7	0.6	0.5	0.3

シティグループのブローカー・ディーラーである子会社

2019年12月31日現在、シティグループの間接的な全額出資子会社であり、SECに登録された米国ブローカー・ディーラーであるシティグループ・グローバル・マーケット・インクの自己資本は、SECの自己資本規制に従って算定した結果、101億ドルであり、最低基準額を69億ドル上回っていました。

さらに、同じくシティグループの間接的な全額出資子会社であり、英国健全性監督機構（以下「PRA」といいます。）に登録されたブローカー・ディーラーであるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドの資本合計は、2019年12月31日現在、214億ドルであり、PRAの規則に基づく最低所要自己資本を上回っていました。

また、シティのその他のブローカー・ディーラーである子会社の一部は、事業を行っている国において、一定水準の自己資本またはこれに相当するものを維持する要件等の規制の対象となっています。2019年12月31日現在、シティグループのその他のブローカー・ディーラーである主要な子会社は、その規制資本要件を遵守していました。

総損失吸収能力（TLAC）

次の表は、シティの適格外部総損失吸収能力（以下「TLAC」といいます。）および適格長期負債（以下「LTD」といいます。）の金額および割合ならびにTLACおよびLTD各々の実効最低比率要件、さらに各要件を上回る超過金額（米ドル）を示したものです。

2019年12月31日現在、シティはTLACおよびLTDの最低要件のいずれも上回っており、レバレッジ・エクスポージャーの総額に対する比率に基づきシティに義務付けられたLTDのTLAC要件を140億ドル上回っていました。

	2019年12月31日	
	外部TLAC	LTD
(単位：十億ドル(比率を除きます。))		
適格金額合計	\$ 289	\$ 127
標準的アプローチに基づくリスク加重資産に対する割合	24.7 %	10.9 %
実効最低要件 ⁽¹⁾⁽²⁾	22.5	9.0
超過金額	\$ 26	\$ 22
レバレッジ・エクスポージャーの総額に対する割合	11.5 %	5.1 %
実効最低要件	9.5	4.5
超過金額	\$ 50	\$ 14

(1) 外部TLACは、方法1に基づくGSIBサーチャージ2.0パーセントを含みます。

(2) LTDは、方法2に基づくGSIBサーチャージ3.0パーセントを含みます。

シティのTLAC関連要件に関する詳細は、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」の「グローバル・リスクの管理」 - 「流動性リスク」 - 「長期債務」 - 「総損失吸収能力（TLAC）」および「リスク要因」 - 「コンプライアンス・リスク」をご参照ください。

規制資本の取扱い - 現在予想信用損失（CECL）モデルの実施および推移

2019年2月、米国の銀行監督機関は、銀行に対し、現在予想信用損失（以下「CECL」といいます。）モデルの採用による規制資本に対する「初日の（Day One）」不利な影響を3年間にわたって任意に段階的導入できることを定めた最終規則を公表しました。

この規則は財務会計基準審議会のASU第2016-13号「金融商品 - 信用損失（トピック326）」の公表を受けたものであり、ASUは、新しい信用損失手法であるCECLモデルを導入しています。この手法は、信用リスクに関する情報の透明性をより高めつつ信用損失をより早期に認識することを求めています。シティはこのASUを2020年1月1日から適用しました。シティによるCECLモデルの導入に関する詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。

シティおよびシティバンクは、米国銀行監督機関の規則に定められた移行規定を選択しました。したがって、CECLモデルの導入による規制資本への「初日の（Day One）」実施を2020年1月1日から段階的に導入しました。2023年1月1日付で、シティの規制資本に完全実施される予定です。CECLモデルの導入により予想される影響は、2019年12月31日現在のシティの規制資本ポジションに基づく、移行期間にわたり毎年1月1日において標準的アプローチに基づくシティの普通株式等Tier 1資本比率の合計約25ベース・ポイントまたは年間約6ベース・ポイントの低下です。CECLモデル導入によるシティの規制資本比率への実際のベース・ポイントの影響は、長期的将来にわたりシティの資本ポジションが変化した場合、変わる可能性があります。

連邦準備制度理事会は、2020年および2021年の規制上のストレス・テスト・サイクルについての規制上のストレス・テストでは現行の貸倒引当金算定の枠組みを維持し、CECLモデル実施のためのベスト・プラクティスが開発されるに従いこの枠組みに対する将来の適正な強化を見極める予定であることを公表しています。しかしながら銀行は、CECLモデルを通年で採用する初年度（シティの場合は2020年度）と同サイクルから、CECLモデルを自行のストレス・テスト手法、データおよび開示に組み入れることが義務付けられます。

規制資本基準の展開

米国の銀行監督機関およびバーゼル委員会は、2019年において、様々なトピックに関する多くの規則案および最終規則を公表しました。米国において2019年に最終化された最も重要な規則は、デリバティブ契約のためのリスク加重資産の算定方法に関するものです。一方、2018年からのストレス資本バッファの提案は、まだ最終決定はなされていません。バーゼル委員会は、とりわけ、市場リスクのための最低自己資本要件の改定およびその信用評価調整のリスクの枠組みに対する改定案を最終的に決定しました。

米国の銀行監督機関

カウンターパーティーの信用リスクのための標準的アプローチ

2019年11月、米国の銀行監督機関は、米国においてカウンターパーティー信用リスクのための標準的アプローチ（以下「SA-CCR」といいます。）を導入する最終規則を公表しました。SA-CCRは、現行の手法であるカレント・エクスポージャー手法（以下「CEM」といいます。）（すべてのデリバティブ契約について標準的アプローチに基づくリスク加重資産の算定と、内部モデルを利用しない場合の先進的アプローチに基づくデリバティブ契約のリスク加重資産の算定に使用される現行の手法）と置き換わります。さらに、SA-CCRは、補完的レバレッジ比率、単一のカウンターパーティーの与信限度および法定貸出限度等（これらに限られません。）、その他規制上の枠組みのあらゆる部分で多くの場合にCEMと置き換わることになります。

SA-CCRに基づき、銀行は、自行のネットティング・セット・レベルでデリバティブ契約のエクスポージャーの金額を算定することになります。複数のデリバティブ契約は、各デリバティブ契約が同じ適格マスター・ネットティング契約に基づくものであれば、一般に同じネットティング・セットとみなされます。SA-CCRはまた、ヘッジ・セットの概念を導入していますが、これは、銀行に対し、類似のリスク要因を共有する同じネットティング・セット内のデリバティブ契約のすべてまたは一部の相殺を許容するものです。さらに、SA-CCRは、デリバティブ契約の潜在的将来エクスポージャーの算定に最新の規制上の要素および満期要素を組み込み、担保の認識を改善しています。提案では、ネットティング・セットのエクスポージャー金額は、そのネットティング・セットの置換コスト（replacement cost）と潜在的将来エクスポージャーの合計にアルファ係数1.4を乗じたものとなります。

最終規則の強制的な遵守期日は2022年1月1日ですが、2020年4月1日から早期導入が可能となります。シティはすでにSA-CCR実施の取り組みを開始しています。シティは現在、SA-CCRのシティグループおよびシティバンクの両方の規制自己資本比率への影響の考察を含め、目的としているSA-CCRの実施日の判断について見極めていくところです。

ストレス資本バッファ

2018年4月、連邦準備制度理事会は、CCARにおける定量的評価の結果を、米国のバーゼルに関する規則に基づく会社の現在の最低自己資本要件とさらに密接に一体化させることをねらいとした提案を公表しました。

具体的には、規則案では、現在の資本保全バッファ（米国のバーゼルに関する規則に基づき、現在2.5パーセント）を（ ）ストレス資本バッファ（下記に記載します。）として知られる変動バッファに、（ ）米国GSIBの場合は、そのGSIBのその時点のGSIBサーチャージを加え、さらに（ ）カウンターシクリカル資本バッファ（もしあれば）を加えたものと置き換えることとなります。これらの3つの要素が、標準的アプローチに基づく新たな資本保全バッファとなります。ストレス資本バッファ（以下「SCB」といいます。）は、規制上のストレス・テストの非常に不利なシナリオ下での銀行持株会社の普通株式等Tier 1資本比率の最大低下率がもたされます。2018年4月の提案では、SCBは2.5パーセントの下限に従うこととなります。

規則案ではまた、9四半期の資本計画期間における継続的な資本配分および貸借対照表上の資本の増加といった前提を含め、現在規制上のストレス・テストで求められている一定の前提に対して修正を行います。

最終規則はまだ公表されていません。連邦準備制度理事会の上位理事は、提案のうち一定の要素を2020年度CCARサイクルにおける適用に向けて最終決定する予定であること、および、提案のうちその他の一定の要素については、とりわけ不要な変動性を削減しつつストレス・テストのダイナミズムを維持する必要性とよりバランスを図るために再提案するつもりであることを公に示しています。連邦準備制度理事会の上位理事はまた、2018年4月提案に基づくSCBの要素であった「配当アドオン(dividend add-on)」に代わって、2つの選択肢、すなわちカウンターシクリカル資本バッファを通常時のベースライン・レベルより高く設定すること、またはSCBの下限を2.5パーセントより引き上げることを検討していることも公に示しています。今後の再提案は、ストレス・テストの結果と会社による資本計画の提出との相対的なタイミング、およびバッファを満たせなかった場合の結果等、当初の提案のうちの別の一定の要素に向けられる可能性もあります。

TLACの保有

2019年4月、米国の銀行監督機関は、GSIBが発行する対象負債証券への一定の投資について、先進的アプローチ適用行に適用される新たな規制資本控除を設定する提案を公表しました。規則案は、先進的アプローチ適用行が、GSIBに対する自己のエクスポージャーを限定するよう動機を生み出すことで、システムック・リスクを低減させることをねらいとしています。

米国のバーゼルに関する最終規則では、非連結の金融機関への資本投資は、一定の基準値を超えた場合に限り、控除対象となります。規則案では、「対象負債証券(covered debt instrument)」への投資はTier 2資本商品への投資として扱われ、よって、非連結の金融機関への投資に対する現行の規則に従い、先進的アプローチ適用行自身のTier 2資本からの控除対象となります。対象負債証券には、TLAC規則の目的上、外国GSIBが発行する一定の無担保負債証券に加えて、「適格負債証券(eligible debt securities)」である無担保負債証券、またはかかる証券と同順位もしくは劣後する無担保負債証券が含まれることとなります。

対象負債証券の広範で流動性のある市場を支えるため、規則案では、マーケット・メイク目的で30日以内で保有している対象負債証券については、かかる負債証券の総額が銀行の普通株式等Tier 1資本の5パーセントを超えない限り、上記のアプローチの例外を定めています。

規則案では、新たな規制資本控除の適用日の提案を具体的に示していません。シティは、規則案が提案どおりに適用された場合、シティの規制資本に重大な影響を及ぼすことはないかと予測しています。

バーゼル委員会

市場リスクの最低自己資本要件の改定

2019年1月、バーゼル委員会は、市場リスク資本の枠組みを改定する最終基準（いわゆるトレーディング勘定の抜本的見直し（Fundamental Review of the Trading Book（FRTB）））を公表しました。最終規則では、銀行の内部リスク管理モデルが個々のトレーディング・デスクのリスクを適正に反映しているかどうかを決定する、先進的アプローチに基づく判定プロセスを改定し、内部モデルとして適格なリスク要因を特定する要件を明確にしています。さらに、標準的アプローチに基づく一般金利リスクおよび為替リスクに対するリスク加重が再調整されました。

米国の銀行監督機関がバーゼル委員会による市場リスクの枠組みの改定をそのまま導入した場合、シティは、シティの市場リスク加重資産が大幅に増加する可能性があると考えています。しかしながら、シティに対する最終的な影響は、最終規則における特定の規定に左右されます。

顧客清算デリバティブにおけるレバレッジ比率の取扱い

2019年6月、バーゼル銀行監督委員会は、同委員会によるレバレッジ比率の枠組みを改定する最終基準を公表しました。かかる改定は、顧客清算デリバティブのレバレッジ比率測定値を、リスクベースの自己資本要件に用いられているように、カウンターパーティー信用リスク・エクスポージャーを測定するためにバーゼル委員会の標準的アプローチごとに決定される測定値と一致させるものです。バーゼル委員会のレバレッジ比率の枠組みでは、概して、レバレッジ比率エクスポージャー測定に対し、顧客から受領する当初マージンを含め、物的もしくは金融担保、保証またはその他の信用リスク軽減手法による調整は行われていません。ただし、最終規則では、デリバティブ取引における顧客清算取引に限って、顧客から受領する現金および非現金性の両方の形の当初マージンおよび変動マージンによって、置換コストおよび潜在的将来エクスポージャーを軽減することを認めています。バーゼル委員会はこの規則において、この改定は、持続不可能なレバレッジ・ソースに対するノンリスクベースのセーフガードとしてのレバレッジ比率の強健さと、標準的なデリバティブ契約の中央清算を推進する政策目的とバランスを取っていることを示しました。

米国において、バーゼル委員会のレバレッジ比率の枠組みおよびレバレッジ比率エクスポージャー測定は、それぞれ補完的レバレッジ比率およびレバレッジ・エクスポージャーの総額と最も一致しています。従前に議論されたとおり、米国の銀行監督機関は、SA-CCRの最終規則の一部として、補完的レバレッジ比率要件を、バーゼル委員会と同様の形に改定しました。米国のSA-CCR最終規則のこの特有の側面は、実施された場合、シティの補完的レバレッジ比率は多少有利となる可能性があります。

信用評価調整リスクに焦点を絞った改定

2019年11月、パーゼル銀行監督委員会は、以前2017年12月に最終化された信用評価調整（以下「CVA」といいます。）リスクの枠組みに対する焦点を絞った一連の改定を提案する市中協議文書を公表しました。この改定は、改定後のCVAリスクの枠組みを、2019年1月に最終化された改定後の市場リスク資本の枠組みにある程度一致させることをねらいとしています。パーゼル委員会はまた、それらのCVAとリスクの枠組みに基づいて算定される資本要件を全体的に基準化するにあたって行う可能性のある調整についてフィードバックを求めました。

米国の銀行監督機関は、パーゼル委員会によって採用される改定をもとに、将来、米国のパーゼルに関する規則に基づくCVAリスクの枠組みに対する改定を検討する可能性があります。

有形普通株式株主資本、1株当たり純資産額、1株当たり有形純資産額および株主持分利益率

シティの定義に基づく有形普通株式株主資本（以下「TCE」といいます。）は、のれんおよび認識可能な無形資産（MSR以外）を控除した普通株主持分です。他の企業では、シティグループと異なる方法でTCEを算出していることもあります。TCE、1株当たり有形純資産額（以下「TBV」といいます。）および平均TCE利益率は、非GAAP財務指標です。シティは、TCE、1株当たりTBVおよび平均TCE利益率を示すことが、投資家および業界アナリストに一般的に利用されている、資本力および業績の代替指標を提供するものと考えています。

(単位：百万ドルまたは百万株（1株当たりの金額を除きます。）)	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
	12月31日	12月31日	12月31日	12月31日	12月31日
シティグループ株主持分合計	\$ 193,242	\$ 196,220	\$ 200,740	\$ 225,120	\$ 221,857
控除：優先株式	17,980	18,460	19,253	19,253	16,718
普通株主持分	\$ 175,262	\$ 177,760	\$ 181,487	\$ 205,867	\$ 205,139
控除：					
のれん	22,126	22,046	22,256	21,659	22,349
認識可能な無形資産（MSR以外）	4,327	4,636	4,588	5,114	3,721
売却目的保有（HFS）資産に関するのれん および認識可能な無形資産（MSR以外）	-	-	32	72	68
有形普通株式株主資本（TCE）	\$ 148,809	\$ 151,078	\$ 154,611	\$ 179,022	\$ 179,001
普通株式残高（CS0）	2,114.1	2,368.5	2,569.9	2,772.4	2,953.3
1株当たり純資産額（普通株主持分 / CS0）	\$ 82.90	\$ 75.05	\$ 70.62	\$ 74.26	\$ 69.46
1株当たり有形純資産額（TCE / CS0）	70.39	63.79	60.16	64.57	60.61

(単位：百万ドル)	2019年度	2018年度	2017年度 ⁽¹⁾	2016年度	2015年度
普通株主帰属当期利益	\$ 18,292	\$ 16,871	\$ 14,583	\$ 13,835	\$ 16,473
平均普通株主持分	177,363	179,497	207,747	209,629	204,188
平均TCE	150,994	153,343	180,458	182,135	176,505
平均普通株主持分利益率	10.3%	9.4%	7.0%	6.6%	8.1%
平均TCE利益率（RoTCE）⁽²⁾	12.1	11.0	8.1	7.6	9.3

(1) 2017年度通年では、税制改革による一度限りの影響が除外されています。これらの指標の調整については、下記「重要な会計方針および重要な見積り」 - 「法人税等」をご参照ください。

(2) RoTCEは、平均TCEに占める割合としての普通株主帰属当期利益を表します。

[前へ](#) [次へ](#)

重要な会計方針および重要な見積り

本項には、シティの最も重要な会計方針および会計基準の概要が含まれています。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1には、シティグループの重要な会計方針のすべての概要が記載されています。かかる方針および経営陣が行う見積りは、シティの経営成績および財政状態の表示に不可欠です。これらの方針はすべて、経営陣による一定水準の判断および見積りを必要とするものですが、本項では、時折、本質的に不確かで変化しやすい事項について非常に困難で複雑な、あるいは主観的な判断および見積りを経営陣に要求する重要な会計方針を取り上げ、考察しています（「第一部 企業情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」 - 「リスク要因」 - 「オペレーショナル・リスク」もご参照ください。）。経営陣は、これらの重要な会計方針、関係する見積りおよび判断の各々について、シティグループの取締役会の監査委員会と協議しています。

金融商品の評価

シティグループは、負債証券および持分有価証券、デリバティブ、証券化における留保持分、プライベート・エクイティへの投資ならびにその他の金融商品を保有しています。これらの資産および負債は実質上すべて、シティの連結貸借対照表に公正価値で計上しています。

シティは、売戻条件付で有価証券を購入し（リバース・レポ契約）、買戻条件付で有価証券を売却し（レポ契約）、その中の大多数が公正価値で計上されています。また、特定の貸出金、短期借入金、長期債務および預金ならびに現金を担保とする特定の借入有価証券および貸付ポジションは、公正価値で計上されています。シティグループは、顧客のニーズに応えるため、また流動性ニーズ、金利リスクおよびプライベート・エクイティへの投資を管理するために、連結貸借対照表において投資、トレーディング勘定資産および負債ならびに売戻契約および買戻契約を保有しています。

シティは、市場価格が入手可能な場合には、一般に市場価格を使用して公正価値を決定し、それらの項目をASC 820-10「公正価値による測定」に基づいて定められた公正価値階層のレベル1に分類しています。市場価格が入手不能な場合は、現在の市況に基づく市場変数または独立した情報源から入手した市場変数（金利、為替レート、オプション・ボラティリティ等）を使用して社内的に開発した評価手法を用いて、公正価値を決定しています。当該手法はしばしば、割引キャッシュ・フロー分析に基づいています。また、社内的に開発した評価手法を使用して評価した項目は、当該評価の際に重要となるデータまたは価格決定要因のうち、最も低いレベルのものに基づいて分類されます。このため、容易に観察可能な重要なデータが存在する場合でも、公正価値階層のレベル3に分類される可能性があります。

シティには、内部評価手法の適用性および機能性、金融商品の評価に際してのデータまたは価格決定要因の重要性ならびに特定の市場における非流動性とその後の観察可能性の欠如に関して、主観的な判断を行うことが要求されています。これらの判断は、連結損益計算書またはその他包括利益累計額（AOCI）のうちいずれかの公正価値の変動が認識される当社の金融商品についての財務実績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、特定の投資についての公正価値の減少は、当該減少が一時的でない減損（OTTI）であると判断される場合、連結損益計算書上で損益としてのみ認識されます。公正価値の減損が一時的か否かの決定も、本質的に判断の余地があります。

金融商品の公正価値は、シティ自体の信用リスクおよび取引相手の信用リスクの市場見通しの効果を含み、それらの定量化は複雑で、判断の余地があります。シティの公正価値の分析の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1、6、24および25をご参照ください。

貸倒引当金

経営陣は、連結貸借対照表上の実行済貸出金ポートフォリオならびに未実行の貸出約定およびスタンドバイ信用状に内在する予想損失の見積りに関する引当金をそれぞれ貸倒引当金およびその他負債として計上しています。

これらの予想損失の見積りは、（ ）主要格付機関のリスク格付けに類似した信用リスク格付けに関するシティグループの社内システムならびに（ ）1983年から2017年までの貸倒率に関する格付機関の情報および1970年代前半からの貸倒発生時の損失の程度に関する社内データを含む債務不履行率および貸倒損失の過去の実績データに基づいています。このデータは調整される場合があります。かかる調整には、（ ）クレジット・サイクルにわたる貸倒の変動実績、貸倒貸出金の損失規模の分散実績、およびグローバル・ポートフォリオにおける大口の債務者の集中度を対象として統計的に計算された見積り、ならびに（ ）現在の環境的要素や与信動向等の特定の既知の項目に対する調整が含まれています。

また、小口で均質的な貸出金を含む延滞管理ポートフォリオを有する業務分野を担当しているリスク管理および財務スタッフの双方の代表者は、貸出金の延滞およびポートフォリオの規模の変化を含む主要信用指標、ならびに現在および将来の住宅価格、失業率およびGDPを含む経済動向に基づいて推奨される引当金残高を提示します。この手法は、これらのポートフォリオが存在するそれぞれの地理的地域内の個々の商品毎に個別に適用されます。

この評価プロセスは、多くの見積りおよび判断が必要となります。当該検討において、特に貸倒の頻度、リスク格付け、損失回収率、個々の大口の与信の規模および多様性、ならびに外貨建て債務を有する債務者が当該外貨建て債務を履行するために必要な外貨の調達能力がすべて考慮に入れられます。これらの見積りの変動は、いずれの期間においてもシティの与信費用および引当金に直接影響を及ぼす可能性があります。

貸倒引当金および関係する勘定の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1および15をご参照ください。

最近採択されたCECL会計基準の検討については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。

のれん

シティは毎年7月1日にのれんの減損テスト（以下「年次テスト」といいます。）を行い、また、事業環境の著しい悪化や、報告単位の全部もしくは重要な部分を売却もしくは処分するとの決定、またはシティの株価の著しい下落等、報告単位の公正価値を簿価より引き下げる可能性が比較的高くなるような事由の発生または状況の変化があった場合には、年次テストと次の年次テストの間に中間評価を行います。2019年度において年次テストが行われましたが、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記16に記載されているとおり、のれんの減損はありませんでした。

2019年12月31日現在、シティグループの活動は、事業セグメントである「グローバル個人金融部門」および「インスティテューショナル・クライアント・グループ」、ならびに「本社事項、本社業務/その他」を通じて行われています。のれんの減損テストは事業セグメント（報告単位と呼ばれます。）より下位層で実施されず。

シティは、報告単位の簿価の代わりとして配分されている株主資本をのれんの減損テストのために利用します。報告単元に配分される株主資本の決定に際しては、仮に当該事業が独立した事業体として経営されていた場合に、具体的に特定されたのれんおよび無形資産も含め、現行および予定されている規制資本要件の両方に適う十分な資本を組み入れるにあたり必要となるであろう資本額が基準となっています。各事業に配分される資本は、シティの取締役会が承認する年度予算の決定過程に組み込まれます。

のれんの減損テストには経営陣の判断が介在しますが、これには報告単位の簿価が報告単位の公正価値に十分対応し得るのか否かについて、市場アプローチ（利益倍率および取引価格倍率）ならびにインカム・アプローチ（割引キャッシュ・フロー（DCF）法）等の広く認められた評価手法を使用して評価することが必要です。これらの手法を適用する場合、シティは、実際の経営成績、将来の事業計画、経済予測、および市場データを含む多数の要因を利用しています。

2019年度において、2018年度と同様、シティグループは、のれん残高のあるすべての報告単位について、市場アプローチおよびDCF法の両方を用いて行ったシティによる評価の支援を、独立した専門鑑定人に依頼しました。公正価値の数値は比較的一貫しており、各数値が適切な比率で合算して用いられました。

各回の減損テストの実施時に用いたDCF法では、社内のキャッシュ・フロー予測において、金融市場のリスクおよび不確定要素を十分反映しているとシティが考える割引率が使用されました。DCF法では、割引率の見積りに際して、資本資産評価手法が使用されます。

当社の報告単位はいずれも公開取引されていないため、個々の報告単位の公正価値の決定は、シティグループの普通株式の株価と直接関連するわけではありません。各報告単位の公正価値の合計額は、2019年7月1日付のシティの株式時価総額を上回りました。しかしながらシティは、複数の要因により、当社の報告単位の公正価値の合計額が株式時価総額と一致するように調整を行うことに意味はないと考えています。シティグループの株式時価総額には、シティグループが関与する取引について、その規模に起因する実行リスクが反映されます。一方、個々の報告単位の公正価値は、これと同じ水準の実行リスクおよび複雑であると認識されているビジネス・モデルに服するものではありません。加えて、シティグループの株式時価総額においては、個別の報告単位におけるコントロール・プレミアムは考慮されていません。

前年度と比較したのれん残高の変動および報告単位の2019年12月31日現在ののれん残高を含むのれんの詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1および16をご参照ください。

法人税等

概要

シティグループには、米国、各州および地方自治体の法人税法、ならびにシティが業務を行っている米国外管轄区域における法人税法が適用されます。これらの税法は複雑であり、納税者と関連する税務当局によって異なる法解釈が行われることがあります。税法の解釈に係る議論については、様々な税法域の裁判制度による再審理および裁決の対象となったり、監査時に税務当局との間で和解したりすることがあります。

未払法人税を設定する場合、シティはこれらの本質的に複雑な税法の適用に関して判断と解釈を行わなければなりません。さらにシティは、将来において特定項目が国内外を問わず様々な税法域において課税所得に影響を及ぼす時期について見積りを行わなければなりません。繰延税金は、現行の税法および税率に基づき、財務諸表上あるいは税務申告書上に認識された事象の将来の税効果に対して計上されています。繰延税金資産(DTA)は、実現する可能性が比較的高いと経営陣の判断に基づき認識されています。例えば、繰越分が未使用のまま失効する可能性が比較的高い場合、シティはその繰延税金資産に対する評価性引当金を設定することになります。シティは評価性引当金を下記のとおり設定しています。

減税および雇用法(以下「税制改革」といいます。)の結果、シティは、2018年度から、その米国内事業からの所得に対し、連邦税率21パーセントで課税されています。州の税率の影響は、各州が、米国内国歳入法の様々な新規定を、いつどのように選択または自動的に採択するかにより左右されます。

シティの米国外支店および子会社は、それぞれの現地国税率に従います。米国外支店は引き続き米国の税制に従うこととなりますが、シティの米国外支店全体の税率は21パーセントを超えているため、シティは、その利益に対する残余の米国課税は重大なものではないであろうと予想しています。米国外子会社については、かかる子会社からの配当は米国課税から免除されることとなります。シティの米国外子会社の利益の大部分はグローバル無形資産低課税所得（GILTI）に分類されますが、シティは同様に、シティの米国外子会社の現地国税率は平均してグローバル無形資産低課税所得税率を超えているため、かかる現地国税率に基づく利益に対する残余の米国課税は、重大なものではないであろうと予想しています。最後に、シティは、税源浸食防止税（BEAT）はシティの税引当に影響を及ぼすことはないと予想しています。

繰延税金資産および評価性引当金

2019年12月31日現在、シティの繰延税金資産（DTA）純額は231億ドルでした。2019年度第4四半期において、シティの繰延税金資産は6億ドル増加しましたが、これは主に、シティの一般所得バスケットに係る外国税額控除（FTC）繰越分に対する評価性引当金の一部の戻入れおよびその他包括利益累計額（AOCI）における損失によるものでした。通年では、シティの繰延税金資産は、2018年12月31日の229億ドルから2億ドル増加しました。これは主に、シティの一般所得バスケットに係る外国税額控除の繰越分に対する評価性引当金の一部の戻入れによるものでしたが、その他包括利益累計額における利益により一部相殺されました。

シティの2019年12月31日現在の繰延税金資産純額の合計231億ドルのうち、主として税額繰越分に係る107億ドルは、シティの規制資本の算定において控除されました。シティの規制資本の算定において控除された金額は2019年度通年において9億ドル減少し、評価性引当金の影響の調整が行われています。一時差異から発生する繰延税金資産純額は、10パーセント/15パーセントの上限を超過した場合、規制資本から控除されます（上記「資本の源泉」をご参照ください。）。2019年12月31日に終了した年度については、シティにはかかる繰延税金資産はありませんでした。したがって、2019年12月31日現在の残りの繰延税金資産純額124億ドルは、バーゼル基準に従った規制資本の算定において控除されず、当該規則に基づくリスク加重が適切に行われました。

シティの2019年12月31日現在の評価性引当金の合計は65億ドルで、2018年12月31日現在の93億ドルから28億ドル減少しました。この減少は、主に支店の所得バスケットに係る外国税額控除および米国外欠損金（NOL）における繰越分の失効、一般所得バスケットに係る外国税額控除に対する評価性引当金の戻入れ、ならびに米国外子会社に関連する米国残存繰延税金資産純額の減少によるものでした。シティの評価性引当金65億ドルの内訳は、外国税額控除の繰越分が46億ドル、シティの米国外子会社に関連する米国残存繰延税金資産が8億ドル、現地の米国外繰延税金資産が10億ドル、ならびに州の欠損金およびキャピタル・ロスの繰越分が1億ドルです。

シティの米国外子会社に関連する外国税額控除繰越分に対する35億ドルの評価性引当金は、主として2009年度の外国税額控除の繰越分の失効により、2019年度において9億ドル減少しました。シティは、評価性引当金の絶対的金額は、シティの米国外支店に関連して、全般的に米国より高い現地国税率による外国税額控除の追加を伴うため（外国税額控除の繰越分が失効することにより削減されますが）、将来において変わるであろうと予想しています。

一般所得バスケットに係る外国税額控除の繰越分に対するシティの評価性引当金の11億ドルは、5億ドル減少しました。これは主として、米国において行われた米国外源泉所得の増加措置および外国税額控除の繰越期間における米国外源泉所得予想の修正によるものでした。2019年度第4四半期において、シティは、米国外顧客との取引を伴う金融事業や関連融資を米国に移転する計画を実行しました。この措置により時間とともに生じる外国源泉所得の増加分は、50%超の確率で、外国税額控除繰越額の中から2億ドルの使用を可能にする見込みです。

「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記9をご参照ください。上記のとおり、シティの外国税額控除の繰越分に対して設定された評価性引当金のうち一般所得バスケットにおいて利用可能な部分については、米国外を源泉とする利益の金額の変動により、かかる外国税額控除に恒久的に必要な評価性引当金の金額も変更する可能性があります。シティは、米国税申告において米国外源泉所得を高め、それによって評価性引当金に影響を与えることができるその他の措置を、引き続き探しています。それらの措置には、一定の事業を米国に移転させることも含まれますが、それぞれにおいて顧客、規制上または経営上の課題が発生する可能性があります。2019年12月31日、慎重かつ実現可能とみなされている措置は他にはありませんでした。

認識された外国税額控除は、2019年12月31日現在のシティの繰延税金資産のうちの約63億ドル（2018年12月31日現在は約68億ドル）でした。外国税額控除が前年度比で減少したのは、主に当年度の使用によるものですが、評価性引当金の戻入れにより一部相殺されました。外国税額控除の繰越期間は、シティの繰延税金資産の中でも最も時間の制約が大きい要素です。

2019年12月31日現在、シティには約390億ドルの全体国内損失（ODL）がありますが、これによりシティは、将来の国内源泉所得の50パーセントから100パーセントまでを米国外所得に再分類する選択が許されます。（全体国内損失の説明については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記9をご参照ください。）

シティは、米国連邦ならびにニューヨーク州およびニューヨーク市による欠損金の繰越期間20年は、既存の繰越欠損金に係る繰延税金資産純額を全額使用するのに十分な期間であると考えています。これは、シティの米国課税所得が十分であり、かつニューヨーク州およびニューヨーク市によるシティの米国外所得に対する課税が継続するとの見通しによるものです。これが実現する保証はないものの、シティは、繰延税金資産が発生している法域における将来の課税所得についての経営陣による予測および利用可能な戦略的タックスプランニング（ASCトピック740「法人税等」で定義されています。）に基づき、2019年12月31日現在認識された繰延税金資産純額231億ドルについては、実現可能性は比較的高いと考えています。シティは、評価性引当金を考慮に入れると、シティの繰延税金資産純額の実現可能性を裏付けるのに必要な肯定的な証拠があると結論づけています。

シティの法人税等の詳細（シティの法人税等引当金、税資産・税負債ならびに2019年12月31日現在のシティの繰延税金資産純額残高の表形式の要約（外国税額控除およびその失効日を含みます。）等）については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記9をご参照ください。シティが繰延税金資産を使用できるかどうかに関する詳細については、上記「第一部 企業情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」-「リスク要因」-「戦略上のリスク」をご参照ください。

減税および雇用法

2017年12月22日、大統領は、税制改革を成立させ、法人税制に対する変更をもたらしました。その中には法定税率21パーセントへの引下げ、テリトリアル課税制度および米国外子会社の累積利益のみなし本国還元が含まれます。新法は概ね2018年1月1日から適用されていました。

シティは、2017年度第4四半期において、継続事業に対して226億ドルの一度限りの現金支出を伴わない費用を計上しました。その内訳は、()米国法人税率引下げおよび「テリトリアル課税方式」への税制変更に伴う再測定124億ドル、()シティの米国外支店に関連する外国税額控除の繰越分および米国に残存する繰延税金資産に対する評価性引当金79億ドル、ならびに()米国外子会社の未配当利益のみなし本国還元に関連するシティの外国税額控除の繰越分の23億ドルの削減でした。この一度限りの費用のうち、164億ドルは、職員会計公報(Staff Accounting Bulletin)(以下「SAB」といいます。)第118号に従った暫定額とみなされました。

シティは、SAB第118号に基づく税制改革に関する会計処理を2018年度第4四半期中に完了させ、SAB第118号に従って暫定額とみなされる金額に関連して、一度限りの現金支出を伴わない法人税等便益94百万ドルを本事業項、本社業務/その他に計上しました。

次の表は、税制改革によるシティの暫定的な影響が、2018年度第4四半期においてどう変化したかを示したものです。

税制改革の暫定額の影響

単位：十億ドル	2017年度有価証券報告書 に含まれる暫定額		2018年度第4四半期 法人税等引当金に対する SAB第118号の影響	
	テリトリアル課税方式	\$	6.2	\$
評価性引当金		7.9		(1.2)
みなし本国還元		2.3		0.9
暫定額項目合計	\$	16.4	\$	(0.1)

税制改革の2017年度の影響

次の表は、2018年度および2017年度のGAAPによる財務成績の報告値および2017年度の税制改革による一度限りの影響を除いた2017年度の調整後の業績を示したものです。次の表には、2018年度の業績に対する調整は反映されていません。

(単位:百万ドル(1株当たりの金額 および別途記載があるものを除きま す。))	2018年度 報告値 ⁽¹⁾	2017年度 報告値	2017年度の 税制改革による 一度限りの影響	2017年度 調整後の 業績 ⁽²⁾	2017年度(税制改革による 影響額除外後)に対する 2018年度の増加(減少)	
					変動額(\$)	変動率(%)
当期利益(損失)	\$ 18,045	\$(6,798)	\$ (22,594)	\$ 15,796	\$ 2,249	14 %
希薄化後1株当たり利益						
継続事業からの利益(損失)	6.69	(2.94)	(8.31)	5.37	1.32	25
当期利益(損失)	6.68	(2.98)	(8.31)	5.33	1.35	25
実効税率	22.8 %	129.1 %	(9,930)bps	29.8%		(700) bps
実績指標およびその他の指標:						
平均資産利益率	0.94 %	(0.36) %	(120)bps	0.84%		10 bps
平均普通株主持分利益率	9.4	(3.9)	(1,090)	7.0		240
平均株主持分合計利益率	9.1	(3.0)	(1,000)	7.0		210
平均有形普通株式株主資本利益率	11.0	(4.6)	(1,270)	8.1		290
配当性向	23.1	(32.2)	(5,020)	18.0		510
総還元性向	109.1	(213.9)	(33,140)	117.5		840

(1) 2018年度には、シティの分析に基づき税制改革の影響の暫定部分の会計処理が完了したことおよび税制改革に関して米
 国財務省より受けた追加指針に基づく一度限りの便益94百万ドルが含まれます(これは、本社事項、本社業務/その他
 の税項目に影響を与えました。)

(2) 2017年度には、税制改革による一度限りの影響が含まれていません。

訴訟引当金

訴訟および規制上の偶発事象のための引当金の設定に係るシティの方針に関する情報については、「第一部
 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記27の議論をご参照ください。

開示統制および開示手続

シティの開示統制および開示手続は、1934年米国証券取引所法(その後の改正を含みます。)に基づき開示が
 要求される情報が確実に記録され、処理され、要約され、SECの規則および様式に規定された期間内に報告され
 るようにすることを目的としています。これは、必要な開示について適時に意思決定ができるように、シティが
 SECへの提出書類の中で開示することを要求されている情報が蓄積され、必要に応じて最高経営責任者(以下
 「CEO」といいます。)および最高財務責任者(以下「CFO」といいます。)をはじめとする経営陣に通知される
 ことを含みますが、これらに限定されません。

シティの開示委員会は、CEOおよびCFOがシティの開示統制および開示手続を考案し、設定し、維持し、その有
 効性を評価する責務を果たすことを支援します。開示委員会は、とりわけ、開示統制および開示手続を監視し、
 維持し、実施する責務を負っており、CEOおよびCFOの監督および監視に従います。

シティの経営陣は、シティのCEOおよびCFOの参加を得て、2019年12月31日現在のシティグループの開示統制お
 よび開示手続(1934年米国証券取引所法に基づくルール13a-15(e)において定義されています。)の有効性につ
 いて評価しています。この評価に基づき、CEOおよびCFOは、同日現在においてシティグループの開示統制および
 開示手続は有効であると結論づけました。

[前へ](#) [次へ](#)

将来予想に関する記述

本有価証券報告書における一定の記載事項（上記「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」の記載を含みますが、これに限定されません。）は、SECの規則および規制における「将来予想に関する記述」です。また、シティグループは、SECに提出または提供した他の文書の中で将来予想に関する記述を行う場合がありますが、また経営陣がアナリスト、投資家、メディアの代表者等に対して「将来予想に関する記述」を口頭で行う場合があります。

将来予想に関する記述は、一般的に、過去の事実に基づくものではなく、むしろ将来の出来事に関する2019年度末におけるシティグループおよび経営陣の考えを表しています。かかる記述は「～と考えます（believe）」、「～と期待します（expect）」、「～と予想しています（anticipate）」、「～を意図しています（intend）」、「～と見積もります（estimate）」、「増加することがあります（may increase）」、「変動することがあります（may fluctuate）」、「～を目標とします（target）」、「～を例示的な（illustrative）」等の語句や類似の表現、または「～する予定です（will）」、「～すべきです（should）」、「～するつもりです（would）」、「～となる可能性があります（could）」等の未来もしくは条件を示す表現によって識別することができます。

かかる記述は、経営陣による2019年度末時点での予測に基づいており、リスク、不確定要素または状況の変化の影響を受けます。実際の業績ならびに資本その他財政状態は、様々な要因（（ ）個別の、各事業に関する議論および経営成績の分析に含まれる注意事項、ならびに（ ）「第一部 企業情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」 - 「リスク要因」に記載された要因を含みますが、これらに限定されません。）によって、かかる記述に含まれるものとは大きく異なる可能性があります。

シティグループによってまたはシティグループを代表して行われた将来予想に関する記述は、記述が行われた時点のものに過ぎず、シティは、かかる記述が行われた後に発生した状況または事由の影響を反映するために将来予想に関する記述を更新することを約束するものではありません。

なお、2020年度第1四半期に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的大流行による影響に関する議論については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、3 その他」 - 「(1) 決算日後の状況」 - 「新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の発生」をご参照ください。

[前へ](#)

4 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度中、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載された内容以外に、経営上の重要な契約等はありませんでした。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

下記「2 主要な設備の状況」をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

保有不動産

シティの本社機能は、現在ニューヨーク市グリニッジ・ストリート388にあり、シティが所有し全室利用しています。

シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インクの本社機能は、ニューヨーク市グリニッジ・ストリート388にあり、シティが所有し全室利用しています。

ヨーロッパ・中東・アフリカにおけるシティグループの本社機能は、ロンドンのカナリー・ワーフのカナダ・スクエア25および33にあります。カナダ・スクエア25はシティが所有し、カナダ・スクエア33は長期賃貸借契約を締結しています。

アジアでは、シティの本社機能は香港のチャンピオン・タワーにある賃借物件の中にあります。シティが賃借しているその他の主な物件には、シンガポール、マニラおよび日本における物件があります。また、シティは、上海、クアラルンプールおよびムンバイの本社所在地の大部分またはすべての所有権を有しています。

メキシコでは、シティの本社機能（シティバナメックスの本社ともなっています。）はメキシコ・シティにあり、シティが所有しています。シティのラテンアメリカ事業（メキシコを除きます。）の本社機能はマイアミの賃借物件にあります。

シティはまた、95ヶ国において、7,700を超える物件から成る50百万平方フィートを超える不動産を所有または賃借しています。

シティは、引き続き各国の拠点の面積および必要とされるスペースについての評価を行い、それによって随時、シティの建物の一部が不要になったと判断する可能性があります。シティがかかる余剰物件を処分することができるという保証、または当該処分に関連する費用を負担しないという保証はなく、そのことが、ある特定の期間におけるシティの経営成績にとって重大なものとなる可能性があります。

シティは、シティの保有不動産に関して、気候変動に対する影響を軽減させるために、長期エネルギー効率目標を達成し、温室効果ガスの排出を削減する計画を策定してきました。これらの活動は、将来の気候変動に関する規制上の要件によりシティが被る潜在的なリスクを軽減するのに役立つ可能性がありますが、このリスクを排除するものではありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

上記「2 主要な設備の状況」をご参照ください。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

(2019年12月31日現在)

種類	授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
優先株式	30,000,000	719,200	29,280,800
普通株式	6,000,000,000	3,099,602,856	2,900,397,144 ^(注)

(注) 普通株式の未発行株式数には、ストック・オプションの行使により発行可能な普通株式166,650株が含まれます。

【発行済株式】

(2019年12月31日現在)

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式額面1.00ドル	優先株式	719,200		
	- シリーズA	60,000	該当ありません。	注3および注5
	- シリーズB	30,000	該当ありません。	注3および注5
	- シリーズD	50,000	該当ありません。	注3および注5
	- シリーズJ	38,000	ニューヨーク証券取引所	注3および注5
	- シリーズK	59,800	ニューヨーク証券取引所	注3および注5
	- シリーズM	70,000	該当ありません。	注3および注5
	- シリーズO ^(注2)	60,000	該当ありません。	注3および注5
	- シリーズP	80,000	該当ありません。	注3および注5
	- シリーズQ	50,000	該当ありません。	注3および注5
	- シリーズR	60,000	該当ありません。	注3および注5
	- シリーズS	41,400	ニューヨーク証券取引所	注3および注5
	- シリーズT	60,000	該当ありません。	注3および注5
	- シリーズU	60,000	該当ありません。	注3および注5
記名式額面0.01ドル	普通株式	3,099,602,856	ニューヨーク証券取引所	注4

(注1) 端数処理により、合計が一致しない場合があります。

(注2) 優先株式シリーズOは、2020年3月27日に償還されました。

(注3) 上記の表における優先株式の内容の概要は以下のとおりです。なお、優先株式シリーズVを2020年1月23日に発行しています。

(1) 優先株式シリーズA (本(1)項において、以下「本優先株式」といいます。)

() 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2023年1月30日まで(同日を含みません。)については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.950パーセント(年間預託株式1株当たり59.50ドルに相当します。)の割合による金銭の配当を、半年ごとに後払にて、毎年1月30日および7月30日に行い(初回を2013年7月30日とします。)(長期初回配当期間)、(ii) 2023年1月30日以降(同日を含みます。)については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.068パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払にて、毎年1月30日、4月30日、7月30日および10月30日(初回を2023年4月30日とします。)に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。)次回の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間のうち初回の配当期間を除く期間をいいます。初回の配当期間とは、本優先株式の発行日から(同日を含みます。)初回の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年1月30日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年1月30日以降(同日を含みます。)に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。

2023年1月30日まで(同日を含みます。)の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年1月30日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます(当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。)

(注) 「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されていないまたは義務づけられない平日を意味します。

() 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2023年1月30日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払の配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

() 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限りま)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

() 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払の場合、(iii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければならないとします。

() 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズB5.90%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズB優先株式」といいます。)、シリーズD5.350%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズD優先株式」といいます。)、シリーズJ7.125%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズJ優先株式」といいます。)、シリーズK6.875%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズK優先株式」といいます。)、シリーズM6.300%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズM優先株式」といいます。)、シリーズO5.875%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズO優先株式」といいます。)、シリーズP5.950%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズP優先株式」といいます。)、シリーズQ5.950%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズQ優先株式」といいます。)、シリーズR6.125%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズR優先株式」といいます。)、シリーズS6.300%非累積優先株式(以下「シリーズS優先株式」といいます。)、シリーズT6.250%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズT優先株式」といいます。)およびシリーズU5.000%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズU優先株式」といいます。)と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ(すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で)分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズB優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズM優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式、シリーズU優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

() 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(2) 優先株式シリーズB (本(2)項において、以下「本優先株式」といいます。)

() 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i)本優先株式の発行日から2023年2月15日まで(同日を含みません。)については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.90パーセント(年間預託株式1株当たり59.00ドルに相当します。)の割合による金銭の配当を、半年ごとに後払にて、毎年2月15日および8月15日に行い(初回を2013年8月15日とします。)(長期初回配当期間)、(ii)2023年2月15日以降(同日を含みます。)については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.23パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払にて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日(初回を2023年5月15日とします。)に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。)次回の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間のうち初回の配当期間を除く期間をいいます。初回の配当期間とは、本優先株式の発行日から(同日を含みます。)初回の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年2月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年2月15日以降(同日を含みます。)に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。

2023年2月15日まで(同日を含みます。)の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年2月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます(当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。)。

(注)「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されていないまたは義務づけられない平日を意味します。

() 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i)2023年2月15日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii)規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払の配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

() 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限りま)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

() 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払の場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

() 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズA 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズO 5.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）、シリーズR 6.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）、シリーズS 6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS優先株式」といいます。）、シリーズT 6.250%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT優先株式」といいます。）およびシリーズU 5.000%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズU優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズA優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズM優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式、シリーズU優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

() 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(3) 優先株式シリーズD（本（ 3 ）項において、以下「本優先株式」といいます。）

() 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2023年5月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.350パーセント（年間預託株式1株当たり53.50ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半年ごとに後払にて、毎年5月15日および11月15日に行い（初回を2013年11月15日とします。）、(ii) 2023年5月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR + 3.466パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払にて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2023年8月15日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間のうち初回の配当期間を除く期間をいいます。初回の配当期間とは、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年5月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年5月15日以降（同日を含みます。）を開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。

2023年5月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年5月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されていないまたは義務づけられない平日を意味します。

（ ）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2023年5月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払の配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

（注）「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、（i）本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、（ii）本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または（iii）本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

() 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限りま)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

() 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払の場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければならないとします。

() 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズA5.95%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズA優先株式」といいます。)、シリーズB5.90%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズB優先株式」といいます。)、シリーズJ7.125%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズJ優先株式」といいます。)、シリーズK6.875%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズK優先株式」といいます。)、シリーズM6.300%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズM優先株式」といいます。)、シリーズO5.875%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズO優先株式」といいます。)、シリーズP5.950%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズP優先株式」といいます。)、シリーズQ5.950%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズQ優先株式」といいます。)、シリーズR6.125%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズR優先株式」といいます。)、シリーズS6.300%非累積優先株式(以下「シリーズS優先株式」といいます。)、シリーズT6.250%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズT優先株式」といいます。)およびシリーズU5.000%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズU優先株式」といいます。)と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズM優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式、シリーズU優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

() 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(4) 優先株式シリーズJ（本(4)項において、以下「本優先株式」といいます。）

() 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i)本優先株式の発行日から2023年9月30日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率7.125パーセント（年間預託株式1株当たり1.78125ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、四半期ごとに後払にて、毎年3月30日、6月30日、9月30日および12月30日に行い（初回を2013年12月30日とします。）、(ii)2023年9月30日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.040パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払にて、各配当支払日（初回を2023年12月30日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間のうち初回の配当期間を除く期間をいいます。初回の配当期間とは、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年9月30日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年9月30日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。

2023年9月30日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年9月30日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

(注)「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されていないまたは義務づけられない平日を意味します。

() 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2023年9月30日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり25ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払の配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

() 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり25ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限りません。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

() 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払の場合、(iii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

() 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズA 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA 優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB 優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD 優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK 優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM 優先株式」といいます。）、シリーズO 5.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO 優先株式」といいます。）、シリーズP 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP 優先株式」といいます。）、シリーズQ 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ 優先株式」といいます。）、シリーズR 6.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR 優先株式」といいます。）、シリーズS 6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS 優先株式」といいます。）、シリーズT 6.250%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT 優先株式」といいます。）およびシリーズU 5.000%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズU 優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズA 優先株式、シリーズB 優先株式、シリーズD 優先株式、シリーズK 優先株式、シリーズM 優先株式、シリーズO 優先株式、シリーズP 優先株式、シリーズQ 優先株式、シリーズR 優先株式、シリーズS 優先株式、シリーズT 優先株式、シリーズU 優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

() 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(5) 優先株式シリーズK（本（ 5 ）項において、以下「本優先株式」といいます。）

() 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2023年11月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.875パーセント（年間預託株式1株当たり1.71875ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、四半期ごとに後払にて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日に行い（初回を2014年2月15日とします。）、(ii) 2023年11月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.130パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払にて、各配当支払日（初回を2024年2月15日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間のうち初回の配当期間を除く期間をいいます。初回の配当期間とは、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年11月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年11月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。

2023年11月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年11月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されていないまたは義務づけられない平日を意味します。

（ ）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2023年11月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払の配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

（注）「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、（i）本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、（ii）本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または（iii）本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

() 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり25ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限ります。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

() 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払の場合、(iii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

() 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズA 5.95%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズA 優先株式」といいます。)、シリーズB 5.90%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズB 優先株式」といいます。)、シリーズD 5.35%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズD 優先株式」といいます。)、シリーズJ 7.125%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズJ 優先株式」といいます。)、シリーズM 6.300%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズM 優先株式」といいます。)、シリーズO 5.875%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズO 優先株式」といいます。)、シリーズP 5.950%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズP 優先株式」といいます。)、シリーズQ 5.950%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズQ 優先株式」といいます。)、シリーズR 6.125%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズR 優先株式」といいます。)、シリーズS 6.300%非累積優先株式(以下「シリーズS 優先株式」といいます。)、シリーズT 6.250%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズT 優先株式」といいます。)およびシリーズU 5.000%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズU 優先株式」といいます。)と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズM優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式、シリーズU優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

() 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(6) 優先株式シリーズM（本(6)項において、以下「本優先株式」といいます。）

() 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i)本優先株式の発行日から2024年5月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.300パーセント（年間預託株式1株当たり63.00ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払にて、毎年5月15日および11月15日（以下それぞれを「配当支払日」といいます。）に行い（初回を2014年11月15日とします。）、(ii)2024年5月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+3.423パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払にて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2024年8月15日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間のうち初回の配当期間を除く期間をいいます。初回の配当期間とは、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2024年5月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2024年5月15日以降（同日を含みます。）を開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。

2024年5月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2024年5月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

(注)「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されていないまたは義務づけられない平日を意味します。

()任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2024年5月15日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払の配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

()残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限ります。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

() 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払の場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

() 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズA 5.950%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズA 優先株式」といいます。)、シリーズB 5.90%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズB 優先株式」といいます。)、シリーズD 5.350%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズD 優先株式」といいます。)、シリーズJ 7.125%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズJ 優先株式」といいます。)、シリーズK 6.875%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズK 優先株式」といいます。)、シリーズO 5.875%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズO 優先株式」といいます。)、シリーズP 5.950%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズP 優先株式」といいます。)、シリーズQ 5.950%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズQ 優先株式」といいます。)、シリーズR 6.125%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズR 優先株式」といいます。)、シリーズS 6.300%非累積優先株式(以下「シリーズS 優先株式」といいます。)、シリーズT 6.250%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズT 優先株式」といいます。)およびシリーズU 5.000%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズU 優先株式」といいます。)と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ(すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で)分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズA 優先株式、シリーズB 優先株式、シリーズD 優先株式、シリーズJ 優先株式、シリーズK 優先株式、シリーズO 優先株式、シリーズP 優先株式、シリーズQ 優先株式、シリーズR 優先株式、シリーズS 優先株式、シリーズT 優先株式、シリーズU 優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

() 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(7) 優先株式シリーズO (本(7)項において、以下「本優先株式」といいます。)

() 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2020年3月27日まで(同日を含みません。) については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.875パーセント(年間預託株式1株当たり58.75ドルに相当します。) の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払にて、毎年3月27日および9月27日に行い(初回を2015年9月27日とします。)、(ii) 2020年3月27日以降(同日を含みます。) については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR + 4.059パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払にて、毎年3月27日、6月27日、9月27日および12月27日(初回を2020年6月27日とします。) に行います(以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。)。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。) 次回の配当支払日まで(同日を含みません。) の期間のうち初回の配当期間を除く期間をいいます。初回の配当期間とは、本優先株式の発行日から(同日を含みます。) 初回の配当支払日まで(同日を含みません。) の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2020年3月27日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2020年3月27日以降(同日を含みます。) に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。

2020年3月27日まで(同日を含みます。) の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2020年3月27日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます(当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。)。

(注) 「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されていないまたは義務づけられない平日を意味します。

() 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2020年3月27日以降(同日を含みます。) の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。) を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。) に償還日まで(同日を含みません。) に宣言済みかつ未払の配当(宣言されていない配当は累積しません。) を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

() 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限りません。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

() 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払の場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

() 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズA 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA 優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB 優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD 優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ 優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK 優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM 優先株式」といいます。）、シリーズP 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP 優先株式」といいます。）、シリーズQ 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ 優先株式」といいます。）、シリーズR 6.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR 優先株式」といいます。）、シリーズS 6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS 優先株式」といいます。）、シリーズT 6.250%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT 優先株式」といいます。）およびシリーズU 5.000%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズU 優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズA 優先株式、シリーズB 優先株式、シリーズD 優先株式、シリーズJ 優先株式、シリーズK 優先株式、シリーズM 優先株式、シリーズP 優先株式、シリーズQ 優先株式、シリーズR 優先株式、シリーズS 優先株式、シリーズT 優先株式、シリーズU 優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

() 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(8) 優先株式シリーズP (本 (8) 項において、以下「本優先株式」といいます。)

() 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2025年5月15日まで(同日を含みません。) については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.950パーセント(年間預託株式1株当たり59.50ドルに相当します。) の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払にて、毎年5月15日および11月15日に行い(初回を2015年11月15日とします。) 、(ii) 2025年5月15日以降(同日を含みます。) については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR + 3.905パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払にて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日(初回を2025年8月15日とします。) に行います(以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。) 。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。) 次回の配当支払日まで(同日を含みません。) の期間のうち初回の配当期間を除く期間をいいます。初回の配当期間とは、本優先株式の発行日から(同日を含みます。) 初回の配当支払日まで(同日を含みません。) の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2025年5月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2025年5月15日以降(同日を含みます。) に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。

2025年5月15日まで(同日を含みます。) の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2025年5月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます(当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。) 。

(注) 「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されていないまたは義務づけられない平日を意味します。

() 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2025年5月15日以降(同日を含みます。) の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。) を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。) に償還日まで(同日を含みません。) に宣言済みかつ未払の配当(宣言されていない配当は累積しません。) を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

() 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限りません。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

() 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払の場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

() 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズA 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA 優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB 優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD 優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ 優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK 優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM 優先株式」といいます。）、シリーズO 5.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO 優先株式」といいます。）、シリーズQ 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ 優先株式」といいます。）、シリーズR 6.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR 優先株式」といいます。）、シリーズS 6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS 優先株式」といいます。）、シリーズT 6.250%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT 優先株式」といいます。）およびシリーズU 5.000%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズU 優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズA 優先株式、シリーズB 優先株式、シリーズD 優先株式、シリーズJ 優先株式、シリーズK 優先株式、シリーズM 優先株式、シリーズO 優先株式、シリーズQ 優先株式、シリーズR 優先株式、シリーズS 優先株式、シリーズT 優先株式、シリーズU 優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

() 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(9) 優先株式シリーズQ (本(9)項において、以下「本優先株式」といいます。)

() 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2020年8月15日まで(同日を含みません。) については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.950パーセント(年間預託株式1株当たり59.50ドルに相当します。) の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払にて、毎年2月15日および8月15日に行い(初回を2016年2月15日とします。)、(ii) 2020年8月15日以降(同日を含みます。) については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR + 4.095パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払にて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日(初回を2020年11月15日とします。) に行います(以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。)。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。) 次回の配当支払日まで(同日を含みません。) の期間のうち初回の配当期間を除く期間をいいます。初回の配当期間とは、本優先株式の発行日から(同日を含みます。) 初回の配当支払日まで(同日を含みません。) の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2020年8月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2020年8月15日以降(同日を含みます。) に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。

2020年8月15日まで(同日を含みます。) の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2020年8月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます(当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。)。

(注) 「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されていないまたは義務づけられない平日を意味します。

() 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2020年8月15日以降(同日を含みます。) の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。) を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。) に償還日まで(同日を含みません。) に宣言済みかつ未払の配当(宣言されていない配当は累積しません。) を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

() 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限りません。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

() 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払の場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

() 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズA 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA 優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB 優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD 優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ 優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK 優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM 優先株式」といいます。）、シリーズO 5.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO 優先株式」といいます。）、シリーズP 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP 優先株式」といいます。）、シリーズR 6.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR 優先株式」といいます。）、シリーズS 6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS 優先株式」といいます。）、シリーズT 6.250%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT 優先株式」といいます。）およびシリーズU 5.000%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズU 優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズA 優先株式、シリーズB 優先株式、シリーズD 優先株式、シリーズJ 優先株式、シリーズK 優先株式、シリーズM 優先株式、シリーズO 優先株式、シリーズP 優先株式、シリーズR 優先株式、シリーズS 優先株式、シリーズT 優先株式、シリーズU 優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

() 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(10) 優先株式シリーズR (本(10)項において、以下「本優先株式」といいます。)

() 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i)本優先株式の発行日から2020年11月15日まで(同日を含みません。) については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.125パーセント(年間預託株式1株当たり61.25ドルに相当します。) の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払にて、毎年5月15日および11月15日に行い(初回を2016年5月15日とします。)、(ii)2020年11月15日以降(同日を含みます。) については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.478パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払にて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日(初回を2021年2月15日とします。) に行います(以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。)。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。) 次回の配当支払日まで(同日を含みません。) の期間のうち初回の配当期間を除く期間をいいます。初回の配当期間とは、本優先株式の発行日から(同日を含みます。) 初回の配当支払日まで(同日を含みません。) の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2020年11月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2020年11月15日以降(同日を含みます。) に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。

2020年11月15日まで(同日を含みます。) の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2020年11月15日以後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます(当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。)。

(注)「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されていないまたは義務づけられない平日を意味します。

() 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i)2020年11月15日以降(同日を含みます。) の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii)規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。) を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。) に償還日まで(同日を含みません。) に宣言済みかつ未払の配当(宣言されていない配当は累積しません。) を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

() 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限りません。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

() 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払の場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

() 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズA 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA 優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB 優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD 優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ 優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK 優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM 優先株式」といいます。）、シリーズO 5.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO 優先株式」といいます。）、シリーズP 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP 優先株式」といいます。）、シリーズQ 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ 優先株式」といいます。）、シリーズS 6.300%非累積優先株式（以下「シリーズS 優先株式」といいます。）、シリーズT 6.250%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT 優先株式」といいます。）およびシリーズU 5.000%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズU 優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズA 優先株式、シリーズB 優先株式、シリーズD 優先株式、シリーズJ 優先株式、シリーズK 優先株式、シリーズM 優先株式、シリーズO 優先株式、シリーズP 優先株式、シリーズQ 優先株式、シリーズS 優先株式、シリーズT 優先株式、シリーズU 優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

() 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(11) 優先株式シリーズS (本(11)項において、以下「本優先株式」といいます。)

() 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.300パーセント(年間預託株式1株当たり1.575ドルに相当します。)の割合による金銭の配当を、適法に配当可能な資金から、四半期ごとに後払にて、毎年2月12日、5月12日、8月12日および11月12日(初回を2016年5月12日とします。)に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。)次回の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間のうち初回の配当期間を除く期間をいいます。初回の配当期間とは、本優先株式の発行日から(同日を含みます。)初回の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言がいずれかの配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。いずれかの配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。

(注)「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されていないまたは義務づけられない平日を意味します。

() 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i)2021年2月12日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii)規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり25ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払の配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

() 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり25ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限りません。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

() 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払の場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

() 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズA 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA 優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB 優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD 優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ 優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK 優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM 優先株式」といいます。）、シリーズO 5.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO 優先株式」といいます。）、シリーズP 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP 優先株式」といいます。）、シリーズQ 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ 優先株式」といいます。）、シリーズR 6.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR 優先株式」といいます。）、シリーズT 6.250%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズT 優先株式」といいます。）およびシリーズU 5.000%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズU 優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズA 優先株式、シリーズB 優先株式、シリーズD 優先株式、シリーズJ 優先株式、シリーズK 優先株式、シリーズM 優先株式、シリーズO 優先株式、シリーズP 優先株式、シリーズQ 優先株式、シリーズR 優先株式、シリーズT 優先株式、シリーズU 優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

() 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(12) 優先株式シリーズT (本(12)項において、以下「本優先株式」といいます。)

() 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i)本優先株式の発行日から2026年8月15日まで(同日を含みません。)については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.250パーセント(年間預託株式1株当たり62.50ドルに相当します。)の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払にて、毎年2月15日および8月15日に行い(初回を2017年2月15日とします。)、(ii)2026年8月15日以降(同日を含みます。)については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.517パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払にて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日(初回を2026年11月15日とします。)に行います(以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。)。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。)次回の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間のうち初回の配当期間を除く期間をいいます。初回の配当期間とは、本優先株式の発行日から(同日を含みます。)初回の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2026年8月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2026年8月15日以降(同日を含みます。)に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。

2026年8月15日まで(同日を含みます。)の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2026年8月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます(当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。)。

(注)「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されていないまたは義務づけられない平日を意味します。

() 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i)2026年8月15日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii)規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払の配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

() 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限りません。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

() 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払の場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

() 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズA 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA 優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB 優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD 優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ 優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK 優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM 優先株式」といいます。）、シリーズO 5.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO 優先株式」といいます。）、シリーズP 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP 優先株式」といいます。）、シリーズQ 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ 優先株式」といいます。）、シリーズR 6.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR 優先株式」といいます。）、シリーズS 6.300%非累積永久優先株式（以下「シリーズS 優先株式」といいます。）およびシリーズU 5.000%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズU 優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズA 優先株式、シリーズB 優先株式、シリーズD 優先株式、シリーズJ 優先株式、シリーズK 優先株式、シリーズM 優先株式、シリーズO 優先株式、シリーズP 優先株式、シリーズQ 優先株式、シリーズR 優先株式、シリーズS 優先株式、シリーズU 優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

() 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(13) 優先株式シリーズU (本(13)項において、以下「本優先株式」といいます。)

() 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i)本優先株式の発行日から(同日を含みます。)2024年9月12日まで(同日を含みません。)(以下「固定配当期間」といいます。)については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.000パーセント(年間預託株式1株当たり50ドルに相当します。)の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払にて、毎年3月12日および9月12日に行い(初回を2020年3月12日とします。)、(ii)2024年9月12日以降(同日を含みます。)(以下「変動配当期間」といいます。)については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき担保付翌日物資金調達金利(以下「SOFR」といいます。)(本優先株式の指定証書に定義され、各配当期間の日次複利計算の方法は同指定証書に記載されます。)+3.813パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払にて、各配当期間終了日から2変動配当期間営業日^(注1)後(初回を2024年12月16日とします。)に行います(以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。。「配当期間終了日」とは、毎年3月12日、6月12日、9月12日および12月12日(初回を2024年12月12日とします。)を意味します。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。固定配当期間中における「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。)次の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間のうち初回の配当期間を除く期間をいいます。初回の配当期間とは、本優先株式の発行日から(同日を含みます。)初回の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間をいいます。変動配当期間中における「配当期間」とは、各配当期間終了日から(同日を含みます。)(変動配当期間の初回配当期間を除き、当該期間における「配当期間」とは、2024年9月12日から(同日を含みます。)を意味します。)次の配当期間終了日まで(同日を含みません。)をいいます。ただし、後述するように、シティグループが本優先株式の償還を選択した後の配当期間は、直前の配当期間終了日から(同日を含みます。)償還日まで(同日を含みません。)をいいます。さらに、レート基準日から(同日を含みます。)償還日まで(同日を含みません。)の各暦日のSOFRは、レート基準日のSOFRの利率とします。レート基準日とは、償還日の2米国政府証券営業日^(注2)前をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が固定配当期間の配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算され、配当支払日が営業日^(注3)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。本優先株式に対する配当宣言が変動配当期間の配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。配当期間終了日(償還日を除きます。)が変動配当期間営業日ではない場合、翌変動配当期間営業日に延期されます(当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当期間終了日は直前の変動配当期間営業日になります。)

(注1)「変動配当期間営業日」とは、ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されていないまたは義務づけられない平日および米国政府証券営業日を意味します。

(注2)「米国政府証券営業日」とは、土曜日、日曜日または米国証券業金融市場協会(SIFMA)がその会員の債券部門に米国政府証券の取引を終日行わないよう勧告する日を除く日を意味します。

(注3)「営業日」とは、固定配当期間のものを含め、ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されていないまたは義務づけられない平日を意味します。

()任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、2024年9月12日および2024年12月12日以降(同日を含みます。)の配当期間終了日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払の配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。償還日が変動配当期間営業日ではない場合、支払いは、翌変動配当期間営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会または後継の連邦監督機関から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。連邦準備制度理事会の現行の自己資本規制に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国(疑義を避けるため付言すると、連邦準備銀行およびその他の連邦銀行規制機関等、米国のあらゆる機関もしくは代行機関を含みます。)もしくは米国もしくは米国内の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関する規則(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関する規則または規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

() 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限りません。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、かかる分配に関して本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の保有者の間で比例配分されます。

() 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払の場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

() 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズA5.950%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズA優先株式」といいます。)、シリーズB5.90%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズB優先株式」といいます。)、シリーズD5.350%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズD優先株式」といいます。)、シリーズJ7.125%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズJ優先株式」といいます。)、シリーズK6.875%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズK優先株式」といいます。)、シリーズM6.300%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズM優先株式」といいます。)、シリーズO5.875%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズO優先株式」といいます。)、シリーズP5.950%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズP優先株式」といいます。)、シリーズQ5.950%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズQ優先株式」といいます。)、シリーズR6.125%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズR優先株式」といいます。)、シリーズS6.300%非累積優先株式(以下「シリーズS優先株式」といいます。)およびシリーズT6.250%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズT優先株式」といいます。)と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズM優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

() 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(注4) 普通株式の内容の概要は以下のとおりです。

適用法令に従い、優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、取締役の選任その他あらゆる事項につき議決権を有するのは、発行済普通株式（自己株式を除きます。）の株主に限ります。普通株式に係る株主名簿上の株主は、それぞれシティグループの株主名簿に自己の名で登録された普通株式1株につき1個の議決権を有します。ただし、普通株式の株主は、単数または複数シリーズの発行済優先株式の条項のみに関わる基本定款（基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）の一切の変更に関しては、書換基本定款（基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）に基づきその変更の影響を受けるシリーズの株主が個別にまたは単数もしくは複数のかかるシリーズの他の株主とともに一つのクラスとして議決権を有する場合には、法律に別段の規定がある場合を除き、議決権を有しません。

優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、普通株式の株主（あらゆるシリーズの優先株式の株主を含みません。）は、優先株式の株主が当該優先株式の発行を決定した決議に従い受領すべき配当金が全額支払われたことを条件として、取締役会が随時決定する配当を受領する権利を有します。シティグループの発行済普通株式に対する配当は、残存する発行済優先株式に対するシティグループの義務に従って行われなければならないこととなります。

優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、シティグループの任意的もしくは強制的清算、解散または事業閉鎖の場合には、普通株式の株主（あらゆるシリーズの優先株式の株主を含みません。）は、優先株式の株主が当該優先株式の発行を決定した決議に従い受領すべき配当が全額支払われたことを条件として、その持株数に応じてシティグループの分配可能なすべての残余財産の分配を受ける権利を有します。

(注5) 普通株式の議決権の希薄化を避けるため、現在発行済の優先株式の株主は、(i) 一定の配当の遅滞の場合、(ii) シティグループの優先株式の発行または授権に関する場合、(iii) 優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合、および(iv) 法により明確に要求される場合を除き、議決権を有さないこととされています。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

普通株式(2014年12月31日から2019年12月31日)(注1)

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株) (注3)	資本金増減額 (百万ドル(百万円)) (注2)	資本金残高 (百万ドル(百万円)) (注2)(注3)	摘要
2014年12月31日	-	3,082,038	-	\$108,010 (¥11,620,256)	
2015年1月1日 から 2015年12月31日	17,438	-	\$357 (¥38,408)	-	従業員福利制度
2015年1月1日 から 2015年12月31日	-	-	\$(23) (¥(2,474))	-	優先株式発行費用
2015年1月1日 から 2015年12月31日	6	-	\$(25) (¥(2,690))	-	配当の再投資および 直接株式購入制度
2015年12月31日	-	3,099,482	-	\$108,319 (¥11,653,500)	
2016年1月1日 から 2016年12月31日	-	-	\$(251) (¥(27,004))	-	従業員福利制度
2016年1月1日 から 2016年12月31日	-	-	\$(37) (¥(3,981))	-	優先株式発行費用
2016年1月1日 から 2016年12月31日	-	-	\$42 (¥4,519)	-	その他
2016年12月31日	-	3,099,482	-	\$108,073 (¥11,627,034)	
2017年1月1日 から 2017年12月31日	41	-	\$(27) (¥(2,905))	-	従業員福利制度
2017年1月1日 から 2017年12月31日	-	-	\$(7) (¥(753))	-	その他
2017年12月31日	-	3,099,523	-	\$108,039 (¥11,623,376)	
2018年1月1日 から 2018年12月31日	44	-	\$(94) (¥(10,113))	-	従業員福利制度
2018年1月1日 から 2018年12月31日	-	-	\$8 (¥861)	-	その他
2018年12月31日	-	3,099,567	-	\$107,953 (¥11,614,124)	
2019年1月1日 から 2019年12月31日	36	-	\$(112) (¥(12,050))	-	従業員福利制度
2019年1月1日 から 2019年12月31日	-	-	\$(4) (¥(430))	-	優先株式発行費用
2019年1月1日 から 2019年12月31日	-	-	\$34 (¥3,658)	-	その他
2019年12月31日	-	3,099,603	-	\$107,871 (¥11,605,302)	

(注1) 当期の表示に一致するように組み替えられています。

(注2) 普通株式資本金のドル金額および円金額には普通株式の額面額および株式払込剰余金の両方を含みます。

(注3) 端数処理により、合計が一致しない場合があります。

新株予約権

ストック・オプション

(a) 新株予約権の残高：166,650個

(b) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格：47.42ドル（5,102円、加重平均行使価格）

(c) 資本組入額：該当ありません。

優先株式（2014年12月31日から2019年12月31日）（注1）

年月日	発行済株式総数 増減数（千株）	発行済株式総数 残高（千株） （注2）	資本金増減額 （百万ドル(百万円)）	資本金残高 （百万ドル(百万円)） （注2）	摘要
2014年12月31日	-	419	-	\$10,468 (¥1,126,200)	
2015年3月20日	60	479	\$1,500 (¥161,378)	\$11,968 (¥1,287,577)	優先株式シリーズ Oの発行
2015年4月24日	80	559	\$2,000 (¥215,170)	\$13,968 (¥1,502,747)	優先株式シリーズ Pの発行
2015年8月12日	50	609	\$1,250 (¥134,481)	\$15,218 (¥1,637,229)	優先株式シリーズ Qの発行
2015年11月13日	60	669	\$1,500 (¥161,378)	\$16,718 (¥1,798,606)	優先株式シリーズ Rの発行
2015年12月31日	-	669	-	\$16,718 (¥1,798,606)	
2016年2月2日	41	710	\$1,035 (¥111,350)	\$17,753 (¥1,909,957)	優先株式シリーズ Sの発行
2016年4月25日	60	770	\$1,500 (¥161,378)	\$19,253 (¥2,071,334)	優先株式シリーズ Tの発行
2016年12月31日	-	770	-	\$19,253 (¥2,071,334)	
2017年12月31日	-	770	-	\$19,253 (¥2,071,334)	
2018年1月1日 から 2018年12月31日	(32)	-	\$(793) (¥(85,315))	-	優先株式シリーズ AA、シリーズEお よびシリーズCの 償還
2018年12月31日	-	738	-	\$18,460 (¥1,986,019)	
2019年9月12日	60	-	\$1,500 (¥161,378)	-	優先株式シリーズ Uの発行
2019年1月1日 から 2019年12月31日	(79)	-	\$(1,980) (¥(213,018))	-	優先株式シリーズ Lおよびシリーズ Nの償還
2019年12月31日	-	719	-	\$17,980 (¥1,934,378)	

(注1) 優先株式については、発行済株式（自己株式を除きます。）のみが数値に反映されています。

(注2) 端数処理により、合計が一致しない場合があります。

(4) 【所有者別状況】

() 所有者別株式の状況

普通株式

(2019年12月31日現在)

区分(注1)	株主数(人)	所有普通株式数(株)	発行済普通株式総数に占める割合(%)
個人	61,794	9,144,904	0.295
法人	506	983,169,035	31.719
政府機関	24	1,264	0
預託機関	1	2,106,941,693	67.975
その他(注2)	3,424	345,960	0.031
合計	65,749	3,099,602,856	100.0

(注1) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

(注2) 受託者、共済会、組合および団体を含みます。

優先株式シリーズA

(2019年12月31日現在)

区分(注)	株主数(人)	所有株式数(株)	発行済株式総数に占める割合(%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	60,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	60,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズB

(2019年12月31日現在)

区分(注)	株主数(人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合(%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	30,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	30,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズD

(2019年12月31日現在)

区分(注)	株主数(人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合(%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	50,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	50,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズJ

(2019年12月31日現在)

区分(注)	株主数(人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合(%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	38,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	38,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズK

(2019年12月31日現在)

区分(注)	株主数(人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合(%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	59,800	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	59,800	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズM

(2019年12月31日現在)

区分(注)	株主数(人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合(%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	70,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	70,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズO(注1)

(2019年12月31日現在)

区分(注)	株主数(人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合(%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	60,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	60,000	100.0

(注1) 優先株式シリーズOは、2020年3月27日に償還されました。

(注2) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズP

(2019年12月31日現在)

区分(注)	株主数(人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合(%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	80,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	80,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズQ

(2019年12月31日現在)

区分(注)	株主数(人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合(%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	50,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	50,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズR

(2019年12月31日現在)

区分(注)	株主数(人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合(%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	60,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	60,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズS

(2019年12月31日現在)

区分(注)	株主数(人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合(%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	41,400	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	41,400	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズT

(2019年12月31日現在)

区分(注)	株主数(人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合(%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	60,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	60,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズU

(2019年12月31日現在)

区分(注)	株主数(人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合(%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	60,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	60,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

() 所有株式数別株式の状況(注)

普通株式

(2019年12月31日現在)

所有株式数	株主数(人)	株主総数に 占める割合(%)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合(%)
50,000,001以上	2	0	3,090,101,935	99.693
5,000,001 - 50,000,000	0	0	0	0
1,000,001 - 5,000,000	0	0	0	0
200,000 - 1,000,000	2	0	1,294,245	0.042
200,000未満	65,745	99.994	8,206,676	0.265
合計	65,749	100.0	3,099,602,856	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

(5) 【大株主の状況】

普通株式

2019年12月31日現在、シティグループ普通株式の5パーセント超を実質的に所有している大株主は、次のとおりです。(注1)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シード・アンド・カンパニー (CEDE & Co.) (注2)	ニューヨーク州ニューヨーク市 ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号 (P.O. Box 20, Bowling Green Station, New York, NY)	2,106,941,693	67.975
計	-	2,106,941,693	67.975

(注1) 米国法上、持株比率が5パーセント以下の株主は、その発行者に対して株式所有の届出を要しません。登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

(注2) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

優先株式

2019年12月31日現在、シティグループ優先株式の5パーセント超を実質的に所有している大株主は、次のとおりです。

シリーズA

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シード・アンド・カンパニー (CEDE & Co.) (注)	ニューヨーク州ニューヨーク市 ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号 (P.O. Box 20, Bowling Green Station, New York, NY)	60,000	100.0
計	-	60,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズB

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州ニューヨーク市 ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	30,000	100.0
計	-	30,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズD

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
シード・アンド・カンパニー(注)	ニューヨーク州ニューヨーク市 ボーリング・グリーン・ステーショ ン 私書箱20号	50,000	100.0
計	-	50,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズJ

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州ニューヨーク市 ボーリング・グリーン・ステーショ ン 私書箱20号	38,000	100.0
計	-	38,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズK

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
シード・アンド・カンパニー(注)	ニューヨーク州ニューヨーク市 ボーリング・グリーン・ステーショ ン 私書箱20号	59,800	100.0
計	-	59,800	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズM

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
シード・アンド・カンパニー(注)	ニューヨーク州ニューヨーク市 ボーリング・グリーン・ステーショ ン 私書箱20号	70,000	100.0
計	-	70,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズO (注1)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
シード・アンド・カンパニー(注)	ニューヨーク州ニューヨーク市 ポーリング・グリーン・ステーショ ン 私書箱20号	60,000	100.0
計	-	60,000	100.0

(注1) 優先株式シリーズOは、2020年3月27日に償還されました。

(注2) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズP

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
シード・アンド・カンパニー(注)	ニューヨーク州ニューヨーク市 ポーリング・グリーン・ステーショ ン 私書箱20号	80,000	100.0
計	-	80,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズQ

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州ニューヨーク市 ポーリング・グリーン・ステーショ ン 私書箱20号	50,000	100.0
計	-	50,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズR

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州ニューヨーク市 ボーリング・グリーン・ステーショ ン 私書箱20号	60,000	100.0
計	-	60,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズS

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州ニューヨーク市 ボーリング・グリーン・ステーショ ン 私書箱20号	41,400	100.0
計	-	41,400	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズT

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州ニューヨーク市 ボーリング・グリーン・ステーショ ン 私書箱20号	60,000	100.0
計	-	60,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズU

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州ニューヨーク市 ボーリング・グリーン・ステーショ ン 私書箱20号	60,000	100.0
計	-	60,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

2 【配当政策】

配当の宣言については、様々な要素（シティグループおよびその子会社の収益および財政状態を含みますが、これらに限定されません。）を検討したうえ、シティグループ取締役会が、その裁量により行います。

シティの発行済普通株式に対する配当は、発行済シティグループ優先株式に対してシティが負う義務に従って行われる必要があります。

2019年6月27日、連邦準備制度理事会は、2019年の包括的資本分析およびレビュー（以下「CCAR」といいます。）の一環としてのシティの資本計画に異論がないことを発表しました。当社の資本計画には、普通株式四半期配当を1株当たり0.45ドルから0.51ドルに増額すること（シティ取締役会による四半期ごとの承認がなされることが条件）と、2019年度第3四半期から4四半期間にわたる171億ドルまでの普通株式の自社株買いプログラムが盛り込まれています。資本計画は2019年CCAR期間に該当する4四半期で合計215億ドルとなります。

2019年度について、シティグループ取締役会は、以下のとおり配当宣言を行いました。

第1四半期

2019年1月15日（ニューヨーク時間、本項において、以下別段の記載のない限り同じです。）、取締役会は、普通株式に対する四半期配当1株当たり0.45ドルを、2019年2月4日現在の株主名簿上の株主に対して支払う手を2019年2月22日に開始することを宣言しました。

また、取締役会は、以下のとおりシティグループの優先株式に対する配当を宣言しました。

- 5.950%シリーズA固定配当/変動配当非累積優先株式につき、2019年1月18日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年1月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき29.75ドルが支払われる。
- 5.90%シリーズB固定配当/変動配当非累積優先株式につき、2019年2月1日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年2月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき29.50ドルが支払われる。
- 7.125%シリーズJ固定配当/変動配当非累積優先株式につき、2019年3月22日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年4月1日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき0.4453125ドルが支払われる。
- 6.875%シリーズK固定配当/変動配当非累積優先株式につき、2019年2月1日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年2月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- 6.875%シリーズL非累積優先株式につき、2019年2月1日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年2月12日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- 5.875%シリーズO固定配当/変動配当非累積優先株式につき、2019年3月15日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年3月27日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき29.375ドルが支払われる。
- 5.950%シリーズQ固定配当/変動配当非累積優先株式につき、2019年2月1日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年2月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき29.75ドルが支払われる。
- 6.300%シリーズS非累積優先株式につき、2019年2月1日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年2月12日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき0.39375ドルが支払われる。
- 6.250%シリーズT固定配当/変動配当非累積優先株式につき、2019年2月1日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年2月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき31.25ドルが支払われる。

第2四半期

2019年4月17日、取締役会は、シティグループの普通株式に対する四半期配当1株当たり0.45ドルを、2019年5月6日現在の株主名簿上の株主に対して支払う手続を2019年5月24日に開始することを宣言しました。

また、取締役会は、以下のとおりシティグループの優先株式に対する配当を宣言しました。

- 5.350%シリーズD固定配当 / 変動配当非累積優先株式につき、2019年5月3日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年5月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき26.75ドルが支払われる。
- 7.125%シリーズJ固定配当 / 変動配当非累積優先株式につき、2019年6月21日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年7月1日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき0.4453125ドルが支払われる。
- 6.875%シリーズK固定配当 / 変動配当非累積優先株式につき、2019年5月3日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年5月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- 6.300%シリーズM固定配当 / 変動配当非累積優先株式につき、2019年5月3日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年5月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき31.50ドルが支払われる。
- 5.800%シリーズN固定配当 / 変動配当非累積優先株式につき、2019年5月3日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年5月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき29.00ドルが支払われる。
- 5.950%シリーズP固定配当 / 変動配当非累積優先株式につき、2019年5月3日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年5月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき29.75ドルが支払われる。
- 6.125%シリーズR固定配当 / 変動配当非累積優先株式につき、2019年5月3日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年5月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき30.625ドルが支払われる。
- 6.300%シリーズS非累積優先株式につき、2019年5月3日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年5月13日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき0.39375ドルが支払われる。

第3四半期

2019年7月17日、取締役会は、シティグループの普通株式に対する四半期配当1株当たり0.51ドルを、2019年8月5日現在の株主名簿上の株主に対して支払う手続を2019年8月23日に開始することを宣言しました。

また、取締役会は、以下のとおりシティグループの優先株式に対する配当を宣言しました。

- 5.950%シリーズA固定配当/変動配当非累積優先株式につき、2019年7月19日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年7月30日に支払われる。預託証券(それぞれ優先株式1株の25分の1を表章)の所有者に対し、各預託証券につき29.75ドルが支払われる。
- 5.90%シリーズB固定配当/変動配当非累積優先株式につき、2019年8月2日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年8月15日に支払われる。預託証券(それぞれ優先株式1株の25分の1を表章)の所有者に対し、各預託証券につき29.50ドルが支払われる。
- 7.125%シリーズJ固定配当/変動配当非累積優先株式につき、2019年9月20日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年9月30日に支払われる。預託証券(それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章)の所有者に対し、各預託証券につき0.4453125ドルが支払われる。
- 6.875%シリーズK固定配当/変動配当非累積優先株式につき、2019年8月2日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年8月15日に支払われる。預託証券(それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章)の所有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- 5.875%シリーズO固定配当/変動配当非累積優先株式につき、2019年9月13日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年9月27日に支払われる。預託証券(それぞれ優先株式1株の25分の1を表章)の所有者に対し、各預託証券につき29.375ドルが支払われる。
- 5.950%シリーズQ固定配当/変動配当非累積優先株式につき、2019年8月2日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年8月15日に支払われる。預託証券(それぞれ優先株式1株の25分の1を表章)の所有者に対し、各預託証券につき29.75ドルが支払われる。
- 6.300%シリーズS非累積優先株式につき、2019年8月2日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年8月12日に支払われる。預託証券(それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章)の所有者に対し、各預託証券につき0.39375ドルが支払われる。
- 6.250%シリーズT固定配当/変動配当非累積優先株式につき、2019年8月2日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年8月15日に支払われる。預託証券(それぞれ優先株式1株の25分の1を表章)の所有者に対し、各預託証券につき31.25ドルが支払われる。

第4四半期

2019年10月22日、取締役会は、シティグループの普通株式に対する四半期配当1株当たり0.51ドルを、2019年11月4日現在の株主名簿上の株主に対して支払う手続を2019年11月22日に開始することを宣言しました。

また、取締役会は、以下のとおりシティグループの優先株式に対する配当を宣言しました。

- 5.350%シリーズD固定配当 / 変動配当非累積優先株式につき、2019年11月1日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年11月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき26.75ドルが支払われる。
- 7.125%シリーズJ固定配当 / 変動配当非累積優先株式につき、2019年12月20日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年12月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき0.4453125ドルが支払われる。
- 6.875%シリーズK固定配当 / 変動配当非累積優先株式につき、2019年11月1日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年11月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- 6.300%シリーズM固定配当 / 変動配当非累積優先株式につき、2019年11月1日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年11月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき31.50ドルが支払われる。
- 5.800%シリーズN固定配当 / 変動配当非累積優先株式につき、2019年11月1日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年11月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき29.00ドルが支払われる。
- 5.950%シリーズP固定配当 / 変動配当非累積優先株式につき、2019年11月1日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年11月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき29.75ドルが支払われる。
- 6.125%シリーズR固定配当 / 変動配当非累積優先株式につき、2019年11月1日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年11月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき30.625ドルが支払われる。
- 6.300%シリーズS非累積優先株式につき、2019年11月1日現在の株主名簿上の株主に対し、2019年11月12日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき0.39375ドルが支払われる。

2019年度の普通株式および優先株式に対する配当総額は、約5,447百万ドルです。

3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンス

シティは、最高水準の倫理行動、すなわち、正確かつ透明性ある業績報告ならびにシティの事業に適用される法律、規則および規制の完全な遵守の維持に常に努めています。シティは、自社のガバナンスに関する慣行が最先端のベストプラクティスとなることを徹底するよう積極的に取り組んでいます。以下はシティによるコーポレート・ガバナンスの取組みをまとめたものです。

<p>良好な ガバナンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会の常設の倫理・行動・文化委員会による、シティにおける倫理文化を培う経営陣の取組みの監督 ・当社の書換基本定款における特別多数決に関する条項の不存在 ・毎年の全取締役の改選 ・無競争選挙による取締役選任のための過半数決議基準 ・独立した会長の存在；付属定款は、シティの取締役会に独立した会長が不在の場合には取締役会が主任独立取締役を選任する必要があると規定 ・取締役候補の88パーセントが独立 ・2019年、当社は女性および米国のマイノリティに対する報酬格差を、調整せず「未加工（raw）」のまま開示した、最初の米国企業となった。かかる報酬格差は、職務権限、職位および地域等の要因による調整を行う前の報酬総額の中央値を測定したものである。詳細については、下記「(2) 役員の状況、取締役および執行役員の報酬および特典」-「報酬決定に関する概要」-「シティの報酬理念および報酬の枠組み」-「当社のペイ・エクイティに関するリーダーシップ」を参照。 ・シティの最高経営責任者が、2019年に企業の目的に関するビジネス・ラウンドテーブルの声明に署名し、当社がすべてのステークホルダーのために価値を創造していくことを再確認 ・2019年9月にチーフ・サステナビリティ・オフィサーを任命
<p>株主の権利</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年、取締役会は、2019年度年次株主総会で提出された議案の株主による決議の結果を考慮してシティの付属定款を改正し、発行済普通株式（自己株式を除きます。）の少なくとも15パーセントを保有する株主が臨時総会を招集する権利を有すると規定 ・プロキシ・アクセス（proxy access）（すなわち、適格株主が当社の議決権代理行使参考書類に取締役候補者を記載させることができる権利）を付与する付属定款 ・株主は、書面による同意により決議することが可能
<p>役員報酬</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬に関する厳格な管理体制（報酬返還制度および執行役員は執行役員ではなくなった後最低1年間は付与されたシティの普通株式のうち相当額を保有しなければならないという要件等） ・取締役会および執行役員に対する株式保有規則 ・シティの取締役会のメンバーおよびシティの執行役員（いわゆる1934年証券取引所法第16条内部者）が、自己の保有するシティの有価証券をヘッジするまたは貸付の担保に供することの不許可。詳細については、下記「シティのヘッジ方針」を参照。
<p>政治活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政治活動に関する声明書（シティの旧政治献金・ロビー活動に関する声明書）における、当社のロビー活動と監督についての重要な情報開示の記載。政治活動に関する声明書による、当社のロビー活動方針および手続に関する重要な情報開示の提供。 ・指名・統治・広報委員会の監督責任には、政治献金およびロビー活動に関する監督責任に加えて、業界団体への支払に関する監督責任がある ・政治献金ならびに業界団体および事業団体についての慣行の透明性を以下によって維持 <ul style="list-style-type: none"> - シティのロビー活動が報告されている連邦政府および州政府のウェブサイトへのリンクをシティのウェブサイトに掲載 - シティが会費を支払っている業界団体および事業団体に対し、当該支払のいかなる部分も無関係な支出に使用されないことを証明するよう要求 - 当社の重要な業界団体および事業団体の名称リストをシティのウェブサイトに掲載

シティのウェブサイトで見ることができるコーポレート・ガバナンスの資料

シティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインのほか、以下を含むシティのコーポレート・ガバナンスに関する情報がシティのウェブサイトwww.citigroup.comで見ることができます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックしてください。

www.citigroup.com/citi/investor/corporate_governance.html	<ul style="list-style-type: none"> ・コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン ・監査委員会の規約 ・倫理・行動・文化委員会の規約 ・指名・統治・広報委員会の規約 ・オペレーション・テクノロジー委員会の規約 ・人事・報酬委員会の規約 ・リスク管理委員会の規約 ・行動規範 ・ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範 ・シティの報酬理念 ・付属定款および書換基本定款 ・企業の政治活動に関する声明書 ・グローバル・シチズンシップ・レポート ・2030年の銀行業務：シティと持続可能な開発目標 ・環境および社会政策の枠組み ・気候変動に対応した未来への資金拠出：シティのTCFDレポート ・人権に関する声明 ・英国の現代奴隷法に関するシティの声明 ・2019年におけるシティの政治献金ならびにシティの重要な取引および事業提携先の名称のリスト
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

シティの株主は、10013 ニューヨーク州ニューヨーク市グリニッジ・ストリート388、17階、シティグループ・インク、コーポレート・ガバナンス部 (Citigroup Inc., Corporate Governance, 388 Greenwich Street, 17th Floor, New York, New York 10013) まで書面にて請求することにより、これらの文書の印刷版を入手することができます。

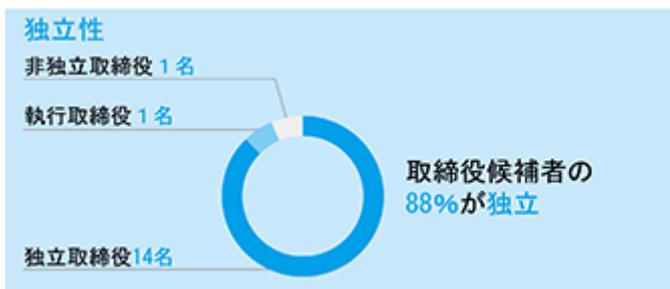
コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン

シティの「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)は、ベストプラクティスに対する当社の取組みの基本である、当社の長年にわたる慣行、方針および手順の多くを具体化したものです。ガイドラインは、ベストプラクティスを継続して反映するために、少なくとも年に1度見直され、かつ必要に応じて改正されています。取締役会に承認され、シティのウェブサイトに掲載されているガイドラインの全文は、下記「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」に記載されています。ガイドラインは、取締役会の責任、業務、取締役適格性および構成の概要を説明しています。

取締役の独立性

取締役会は、取締役会による各取締役の独立性評価の一助とするための項目基準を採択しています。項目基準は、以下の説明のとおり、取締役またはその近親者とシティとの間に潜在的に存在し得る様々な種類の関係について明記し、かかる関係が重大であるとみなされ得る場合の基準を設けています。項目基準の下で取締役欠格事由に該当する可能性のある関係または取引が存在しないこと、また、項目基準には特段記載されていないものの、あらゆる事実関係および状況を考慮した結果として取締役会の意見において、取締役の独立した判断を下す能力を妨げるような種類のその他の関係または取引が存在しないことを条件として、取締役会は、取締役を独立しているとみなします。

取締役会および指名・統治・広報委員会は、取締役とシティとの関係、当該取締役の近親者またはその関連事業体もしくは関連慈善団体とシティとの関係およびその他の潜在的な利益相反に関する質問書に対する取締役の回答から得られた特定の情報を検討し、また、シティを一方の当事者とし、取締役もしくはその近親者または当該取締役の関連事業体もしくは関係慈善団体を他方の当事者とする取引、関係、または取決めに関係するシティの業務から収集されたデータを検討しました。取締役会は、取締役もしくはその近親者またはその関連事業体もしくは関連慈善団体と、シティとの両当事者間の特定の関係または取引を検討し、かかる関係または取引がコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインおよび関連する項目基準を遵守していると判断しました。また、取締役会は、NYSEの企業統治規則ならびにその他適用されるすべての法律、規則および規制の遵守を目的とした指針および基準に照らし、以下の取締役は、いずれも独立していると判断しました。



- | | | |
|--------------|----------------------|------------------|
| ・エレン・M・コストロ | ・S・レスリー・アイルランド | ・ジェームズ・S・ターレー |
| ・グレース・E・デイリー | ・ルー・W・(ジェイ)・ジェイコブス四世 | ・デボラ・C・ライト |
| ・ジョン・C・デューガン | ・レネ・J・ジェームズ | ・アレクザンダー・R・ワイネンズ |
| ・ダンカン・P・ヘンス | ・ゲーリー・M・ライナー | ・エルネスト・セディージョ・ |
| ・ピーター・B・ヘンリー | ・ダイアナ・L・テイラー | ボンセ・デ・レオン |

取締役会は、マイケル・L・コルバットおよびバーバラ・J・デソーは独立していないと判断しました。コルバット氏は当社の最高経営責任者であり、デソー女史は当社の最大の銀行子会社であるシティバンク、エヌ・エィの最高経営責任者を以前務めていました。

独立性基準

取締役は、独立しているとみなされるためには、当社の取締役会により採用され、当社のコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに反映されている項目基準を満たさなくてはなりません。さらに、その他、すべての取締役に適用されるNYSEの企業統治規則に基づく独立性基準ならびに特定の委員会に適用されるSEC、内国歳入法（以下「IRC」といいます。）および連邦預金保険公社（以下「FDIC」といいます。）の規則に基づく特定の独立性基準があります。詳細については、下記「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン別紙A 取締役独立性基準」をご参照ください。

取締役会および委員会の会議



2019年度には、取締役会は22回開催されました。2019年度中、監査委員会は22回、倫理・行動・文化委員会は4回、指名・統治・広報委員会は9回、オペレーション・テクノロジー委員会は5回、人事・報酬委員会は15回、リスク管理委員会は16回開催されました。さらに、リスク管理委員会の小委員会は12回開催されました。2019年度において、執行委員会は開催されませんでした。

2019年度中、概ねすべての取締役会メンバーは、コンプライアンスを扱う1以上の臨時委員会の委員および/または当該臨時委員会の議長を務め、または米国外子会社の取締役を務めました。さらに、2019年度中、コストロ女史、デソー女史、アイルランド女史、ライト女史、ヘンス氏、マクエイド氏およびターレー氏は、シティの完全子会社であるシティバンク、エヌ・エイの取締役も務めました。

2019年度において、各現職取締役は、取締役会およびそれぞれがメンバーであった常設委員会の会議のうち少なくとも75パーセントに出席しました。ただし、ワイネズ氏については、2019年9月4日に取締役に就任したため、取締役を務めた2019年の4ヶ月間に予定されていた会議の63.64パーセントに出席しました。ワイネズ氏は、2019年12月は先約により、シティの12月の取締役会および委員会の会議に出席することができない旨、その選任より前に議長に伝えていました。これらの会議に出席しなかったため、2019年にシティの取締役を務めた期間中の同氏の出席率は75パーセントを下回りました。

経営に携わらない取締役の会議

シティの経営に携わらない取締役は、定例会議のために取締役全員が招集されるたびに、経営に携わっている出席取締役を交えない執行役員会を開催します。2019年度中、デューガン氏が、経営に携わらない取締役による各執行役員会の議長を務めました。さらに、独立取締役も2019年度中の執行役員会に出席しました。

取締役会のリーダーシップ体制

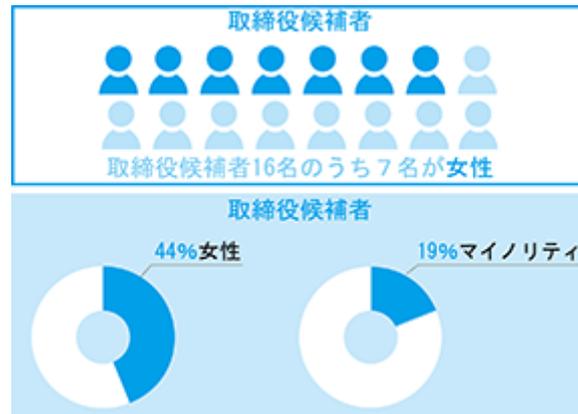
<シティは2009年度以来、独立した会長を置いています。>

シティは現在、最高経営責任者とは別に独立した会長を置いており、2009年度以来この体制をとっています。取締役会は、取締役会のリーダーシップ体制の柔軟性を維持することが重要であると考え、過去、当社のその時点のニーズに合わせて異なるリーダーシップ体制を構築してきましたが、そのなかで常時、独立取締役が取締役会のリーダーの地位に就くことを強く支持しています。したがって、シティの取締役会は、2009年12月15日に、シティの取締役会に独立した会長が不在の場合においては、取締役会は、取締役会会議において経営に携わらない取締役が執行役員会をリードすることを含め、独立した会長と同様の任務を有する主任独立取締役を選任する、と規定した付属定款の改正を採択しました。シティの会長は取締役会に対して独立したリーダーシップを発揮します。独立した会長または主任取締役を設けることにより、経営に携わらない取締役が、経営に直接的に関与していなくても、問題や懸念事項を取締役会に検討事項として提起することが可能になります。会長または主任取締役はさらに、取締役会と上級経営陣との間の調整も行います。シティの取締役会は、独立した会長を最高経営責任者と分離する現行の体制は現時点における最も適切な体制であると判断し、それと同時に、独立したリーダーを務める独立取締役が常時存在するよう徹底していきます。取締役会は、自らのリスク監視へのアプローチ（とりわけリスク管理委員会の常設およびチーフ・リスク・オフィサーからリスク管理委員会への報告ライン等）は、取締役会によるリスクの監視に重大な影響を及ぼさずに取締役会が選択できるリーダーシップ体制の選択肢を多く確保していると考えています。

取締役会の多様性

多様性は、指名・統治・広報委員会が取締役会の構成を評価する際に考慮するきわめて重要な要素の一つです。世界100ヶ国を超える国々で事業を営むシティのような会社にとって、多様性には、人種、民族および性別の多様性、ならびにシティが事業を営むコミュニティおよび地理的地域の多様性が含まれます。当社の「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」に記載されている取締役の適格性については、「その候補者は、シティが事業を営むコミュニティおよび地理的地域の多様性に照らして、現職の各取締役の特性を補完するような特別な能力、専門的な知識および経歴を有しているか」という基準が含まれています。シティの取締役会は、取締役会が当社の従業員、顧客およびステークホルダーが表す多様性を反映するような経歴を持ち合わせた個人から構成されるよう専心しています。新たな取締役候補者を検討する際には、指名・統治・広報委員会が、各候補者名簿に多様な候補者を含めるよう人材会社に指示しています。シティの2020年度の年次株主総会での選任に指名された候補者は、この多様性を実証しています。候補者のうち、7名は女性、3名はアフリカ系アメリカ人またはヒスパニック系です。さらに、各取締役候補は、様々な見解、個人的および専門的な経験および経歴、ならびにグローバルまたは国際的なビジネス経験等その他の特性を提供することによって、取締役会全体の多様化に寄与します。取締役会は、現在の候補者が性別、年齢、人種、出身地および経験の多様性を適切に反映していると考えており、今後も引き続き、取締役会の構成を評価する際には多様性を考慮していくことに努めます。

シティの取締役会は、当社の従業員、顧客およびステークホルダーが表す多様性を反映するような経歴を持ち合わせた個人で取締役会が構成されるよう努めています。



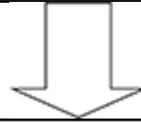
取締役教育プログラム

シティは新たに任命された取締役のためのオリエンテーションをはじめとする、充実した取締役教育プログラムを有しており、シティの法人・個人向け事業、財務報告、当社のリスク管理、監査、コンプライアンスおよび法務部門が扱う範囲を含む当社の事業のあらゆる側面ならびにシティの主要な銀行子会社であるシティバンク、エヌ・エイの概要を対象とした、2日間の詳細な研修を提供しています。また継続的な教育プログラムもあり、これには業界、規制およびガバナンスに関するトピックの説明会ならびに当社の事業の様々な部門からの新たな問題や戦略上の取組みに関する説明会が含まれており、当社の取締役にシティの事業運営および活動についての見識を深める機会を与えるものとなっています。取締役はまた、シティが提供する教育を補完するため外部のプログラムおよびセミナーを利用することができます。

取締役会の自己評価プロセス

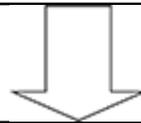
取締役会の年次自己評価^{*}

取締役会は、統治、会議、資料ならびに、戦略的プランニング、会社の監視、後継者計画、行動規範および企業文化、リスク管理の監視、規制上の要件、および経営陣の報酬を含む、その他の議題に関する幅広い事項を対象として、会長による各取締役会メンバーとの個別面談および全取締役の書面による質問票への記入という両方の方法を用いて、年次評価を実施します。



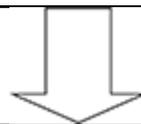
書面による評価の要約

シティのコーポレート・ガバナンス・オフィスは、質問票に対する当社取締役の回答を集計し、様々なテーマに対するコメントおよび高低の評価に注目して要約します。公正を期するため、特定の取締役会メンバーの回答に依存することはありません。書面によるすべてのコメントを含む集計結果は、過年度のデータ分析傾向または結果とともに、取締役会と共有されます。



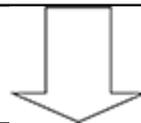
会長との対話

会長は、各取締役会メンバーと個別面談を行い、取締役会全体との議論に向け、そのフィードバックを集約します。



取締役会による検討

当社の会長は、書面による評価の集計結果および会長と取締役会メンバーとの個別面談のテーマを参考にして、執行役員会の間に行われる取締役会全員との議論を主導します。取締役会メンバーは全員、当該結果に対するフィードバックを行うよう奨励されます。



対応策

かかる議論の結果として、取締役会は、取締役会関連の具体的な取組みを経営陣に示す等の具体的な対応策を取ります。

^{*} 各常設委員会は年次自己評価を実施し、各委員会の有効性を高める方法を含め、その結果を取締役に報告します。

取締役会のリスク監督の役割

取締役会は、シティの世界中のリスク管理の枠組みを監督します。

取締役会 <ul style="list-style-type: none"> 定期的開催される取締役会においてチーフ・リスク・オフィサーによる定期的なリスクアップデートを受領 一定のコンプライアンス・リスク、規制リスク、サイバーセキュリティ・リスク、戦略上のリスク、市場リスク、資本管理に関するリスク、風評リスクに関する事項を監視 	
取締役会委員会： 監査委員会 <ul style="list-style-type: none"> シティの統制環境、コンプライアンス・リスク、不正行為リスク、財務報告/内部統制リスクおよびオペレーショナル・リスク問題の監督 倫理・行動・文化委員会 <ul style="list-style-type: none"> シティのコンダクト・リスク管理プログラムの監督 指名・統治・広報委員会 <ul style="list-style-type: none"> 評判に関する問題、ESG・サステナビリティおよび法律上・規制上のコンプライアンス・リスク（コーポレート・ガバナンス上の問題に関連する場合）の監督 オペレーション・テクノロジー委員会 <ul style="list-style-type: none"> オペレーション、テクノロジーおよびサイバーセキュリティ・リスクの監督 人事・報酬委員会 <ul style="list-style-type: none"> インセンティブ報酬計画および報酬に関するリスクの監督 	リスク管理委員会 <ul style="list-style-type: none"> シティのリスク・ガバナンス・フレームワークの承認 リスク許容限度の設定に関するリスク管理方針の検討および承認、ならびにシティおよびその子会社に関するリスク管理プログラムの検討 リスクの識別、測定、監視の各手順の有効性および人員配備およびアクションプランの妥当性に関する経営陣との協議 シティの包括的資本分析およびレビュー（以下「CCAR」といいます。）の実施や、再建・破綻処理計画等に関する事項の監督、ならびに一委員会として監査委員会と共同での定期的なサイバーセキュリティに関する事項の監督
チーフ・リスク・オフィサー <ul style="list-style-type: none"> 定例取締役会会議でリスク報告書を提出 全体的なリスク管理の監督を担当 リスクを識別、評価、管理する統合的取組みを担当 最高経営責任者およびリスク管理委員会に報告 インセンティブ報酬について少なくとも年2回は人事・報酬委員会に報告 	

取締役会は、毎回の定例会議において、チーフ・リスク・オフィサーから、該当する場合は経営陣のリスク軽減への取組みを含む、当社の主なリスクの管理に対するアプローチについてのリスク報告を受けます。チーフ・リスク・オフィサーが主導する独立リスク管理部門は、シティの企業戦略を実行し事業目標を達成する能力に影響し得る複合的なリスクの基準を設定し、積極的な管理および監督する統合的取組みに対して責任を負う全社的な機能部署です。取締役会の役割はこの取組みを監督することにあります。

リスク管理委員会は、取締役会によるリスク管理の監督を強化します。同委員会の役割は、経営陣がシティのリスク管理方針の執行に対して責任を負うことを認識し、監督することです。

サイバーセキュリティの監督における取締役会の役割

取締役会は、サイバーセキュリティ・リスクに対処し、サイバー・インシデントに対応する経営陣の取組みを監督します。取締役会は、サイバーセキュリティについて定期的な報告を受け、シティの全般的なサイバーセキュリティ・プログラムの実効性、シティに内在するサイバーセキュリティ・リスク、かかるリスクに対処するためのロード・マップ、ならびにシティにおけるこれらの実行の進捗状況について年間を通じて経営陣および議題の専門家との議論に参加します。取締役会および委員会のメンバーは、重大なサイバー事象（対応、法的義務および規制当局への報告を含みます。）について同時進行で報告を受け、経営陣に対して適切な指針を提供します。

取締役会委員会

取締役会の常設の委員会は以下のとおりです。

<p>監査委員会</p>	<p>委員会の役割および責任： 監査委員会は、取締役会の次の各事項についての監督義務の履行を補佐します。</p>
<p>メンバー： エレン・M・コストロ グレース・E・デイリー ジョン・C・デューガン ダンカン・P・ヘンス ピーター・B・ヘンリー ルー・W・(ジェイ)・ジェイコブス四世 ユージーン・M・マクエイド ジェームズ・S・ターレー (委員長) デボラ・C・ライト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シティグループの連結財務諸表、財務報告過程ならびに内部会計制度および財務管理制度の完全性 ・内部監査部門にかかる任務遂行 ・シティグループの連結財務諸表およびシティグループの財務報告に係る内部統制の有効性に関する年次独立統合監査、独立登録会計事務所(以下「独立監査人」といいます。)の起用、ならびに独立監査人の適格性、独立性および任務遂行の評価 ・リスク評価およびリスク管理に関する方針の基準および指針 ・主席監査人の選任および基本報酬の承認 ・シティグループの開示統制および開示手続を含む、シティグループによる法規制上の要件の遵守 ・監査委員会の規約に記載されるその他の責務の履行。SECで求められている同委員会の報告書は、下記「(3) 監査の状況、 監査委員会監査の状況」に記載されています。
<p>2019年度に開催された委員会： 22回</p>	
<p>規約： 取締役会が定めた監査委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Citigroup Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。</p>	<p>取締役会は、コストロ女史、デイリー女史、デューガン氏、ヘンス氏、ジェイコブス氏、マクエイド氏およびターレー氏の各氏がSECの定義による「監査委員会財務専門家」の適格条件を満たしていると判断し、さらに同氏ら、ライト女史およびヘンリー氏の各氏については、NYSE規則に定められる「ファイナンス・リテラシーを身につけている」と判断し、シティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに定める取締役会の独立性基準だけでなく、SECの該当規則、NYSEの企業統治規則およびFDICのガイドラインに照らしても独立していると判断しました。</p>

<p>倫理・行動・文化委員会</p>	<p>委員会の役割および責任： 倫理・行動・文化委員会は、組織における倫理文化および適切な行為を培う経営陣の取組みを監督しており、シティのバリュー・プロポジションの定義付けのレビューおよびその形成の支援、シティのバリュー・プロポジションを強化および伝達するための経営陣の取組みの監督、ならびに経営陣が成し遂げた進展の評価およびこれらの取組みに対するフィードバックを行います。また、健全な倫理、責任ある行為および信念に基づいた文化に関するシティの戦略、コミュニケーションおよび方針を検討および評価して、従業員が望ましい文化に協調し、倫理的な意思決定を培うためのさらなる強化が必要かどうかを決定し、組織における倫理的な意思決定を支援する経営陣の取組みを監督し、経営陣が成し遂げた進展の評価およびこれらの取組みに対するフィードバックを行います。同委員会は、シティの行動規範およびファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範の適切性を見直しおよび評価ならびにシティの行動規範の変更または適用免除の案について取締役会への提言も行います。同委員会は、シティのコンダクト・リスクの管理、最小化および軽減によるコンプライアンスおよび統制に係るシティの企業文化の向上を目的とするシティのコンダクト・リスク管理プログラムの監督も行います。</p>
<p>メンバー： ピーター・B・ヘンリー (委員長) ルー・W・(ジェイ)・ジェイコブス四世 デボラ・C・ライト エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン</p>	
<p>2019年度に開催された委員会： 4回</p>	
<p>規約： 取締役会が定めた倫理・行動・文化委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Citigroup Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。</p>	

執行委員会	委員会の役割および責任：
メンバー： ジョン・C・デューガン（委員長） バーバラ・J・デソー ダンカン・P・ヘンス ピーター・B・ヘンリー ユージーン・M・マクエイド ゲーリー・M・ライナー ダイアナ・L・テイラー ジェームズ・S・ターレー	執行委員会は、取締役会のメンバー全員による取締役会の開催が可能となる前に取締役会の行為が必要とされる場合に、取締役会に代わり行為します。
2019年度に開催された委員会： なし	

指名・統治・広報委員会	委員会の役割および責任：
メンバー： ジョン・C・デューガン ピーター・B・ヘンリー ルー・W・（ジェイ）・ジェイコブス四世 ダイアナ・L・テイラー（委員長） エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	指名・統治・広報委員会は、取締役会のメンバーとなる適格性を備えた人物を選定し、取締役会に対して次回の年次株主総会における取締役候補として推薦することを任務としています。また取締役会の任務遂行に関する年次評価において取締役会を主導し、取締役会による選任のために各委員会構成について提案を行います。同委員会は、コーポレート・ガバナンスに関する方針および実践の具体化において主導的役割を果たしますが、これには取締役会へのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの提案や、シティによるそれらの方針および実践ならびにガイドラインの遵守状況の監視も含まれます。同委員会は、取締役またはその近親者が関与する関係当事者取引のすべて、および執行役員またはその近親者が関与する50百万ドル以上の関係当事者取引で、いずれの場合も通常の過程の取引以外の取引についての検討および承認も担当しています。この関係当事者取引に関する方針の詳細については、下記「一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与」をご参照ください。
2019年度に開催された委員会： 9回	同委員会は、取締役会の執行役員後継者計画の過程の一環として、最高経営責任者後継候補の評価と指名を行い、最高経営責任者後継者についての年次報告を取締役に提出します。同委員会は、取締役報酬その他給付の検討も行います。また、同委員会は、シティと社会全般にとって重要な公的問題に関するシティの方針やプログラムを検討し、シティの評判に影響を及ぼす社外関係当事者との関係および問題を検討することを任務としています。同委員会はさらに、シティが直面する対外政策と評判に関する問題の検討、シティが行う政治献金およびロビー活動に関する出費ならびに業界団体への支出ならびにシティおよびシティ・ファンデーションが行う慈善寄付の検討、供給業者の多様化に係るシティの方針と慣行の検討、シティのビジネスプラクティス委員会の業務の検討、ならびに環境および人権に関する方針等のシチズンシップおよび持続可能性に関するシティの方針や計画の検討も行います。同委員会は、シティの世界的な事業範囲を反映して、世界に焦点を当てています。同委員会は、当社の主要な支出プログラムである権限の限度の変更について取締役会への提言も行います。
規約： 取締役会が定めた指名・統治・広報委員会の規約は、シティのウェブサイト www.citigroup.com で閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Citigroup Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。	取締役会は、指名・統治・広報委員会の各メンバーに関して、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに定める独立性基準に従った独立性を有することに加えて、NYSEの企業統治規則に従った独立性も要することとしました。

オペレーション・テクノロジー委員会	委員会の役割および責任：
メンバー： S・レスリー・アイルランド レネ・J・ジェームズ ゲーリー・M・ライナー（委員長）	オペレーション・テクノロジー委員会は、経営陣によって策定されたシティの技術戦略の範囲、方向性、質および実施を監督し、とりわけシティの事業における商品および技術プラットフォームに関連し得る技術上のガイダンスを提供することを任務としています。
2019年度に開催された委員会： 5回	
規約： 取締役会が定めたオペレーション・テクノロジー委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。 「About Us」をクリックし、次に 「Corporate Governance」をクリックし、 続いて「Citigroup Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。	

<p>人事・報酬委員会</p>	<p>委員会の役割および責任：</p> <p>人事・報酬委員会は、当社ならびにその子会社および関連会社の従業員の報酬を監督する幅広い権限を委任されています。同委員会は、シティの経営資源および上級経営陣の業績を定期的に見直します。同委員会は、最高経営責任者の報酬を決定すること、ならびに当社のその他の執行役員および経営執行陣の報酬を承認することを任務としています。また、同委員会が随時定める指針に基づき、その他の上級経営陣のメンバーおよび一定の高報酬従業員に関するインセンティブ報酬体系（適用される銀行規制指針において定義される自由裁量によるインセンティブ報奨を含みます。）を承認することを任務としています。さらに、同委員会は、シティのインセンティブ報酬に関連する銀行規制指針の遵守を監督する幅広い責任を負っています。</p>
<p>メンバー： ジョン・C・デューガン ダンカン・P・ヘンス（委員長） ルー・W・（ジェイ）・ジェイコブス四世 ゲーリー・M・ライナー ダイアナ・L・テイラー</p>	<p>同委員会は、当社の議決権代理行使参考書類への掲載が必要とされる「報酬の検討および分析」を年に1度見直し、経営陣と議論して、適切であれば「報酬の検討および分析」を掲載するよう取締役会に提案します。さらに、同委員会は、シティの報酬指針に明示されるものを含むシティの重要なインセンティブ報酬プログラムの包括的な目標を見直し、承認して、シティのインセンティブ報酬プログラムが、（ ）従業員によってシティが無謀なリスクにさらされることのない方法でリスクおよび財務成績の均衡を適切に保ち、かつ（ ）銀行の安全性および健全性と調和するように監督します。同委員会は、上記の目標に向かって、シティのチーフ・リスク・オフィサーと定期的に会議を行い、シティのインセンティブ報酬プログラムにおけるリスクの特性を議論します。</p>
<p>2019年度に開催された委員会： 15回</p>	<p>同委員会は、当社の上級経営陣と協議せずに、または上級経営陣による承認を得ることなく、同委員会の職務および責任の履行を補助するために必要とみなす独立した報酬コンサルタント、弁護士または財務もしくはその他のアドバイザーを雇用および解雇する権限を有しています。同委員会は、シティの上級経営陣向け報酬プログラムに関する助言の提供を、フレデリック・ダブリュー・クック・アンド・カンパニー（以下「FW・クック」といいます。）に委託しました。2019年度に、役員報酬に関する事項の助言に対してFW・クックに支払われた金額は、下記「(2) 役員の状況、取締役および執行役員の報酬および特典」- 「報酬の検討および分析」- 「その他の報酬制度」に開示されています。</p>
<p>規約： 人事・報酬委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Citigroup Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。</p>	<p>取締役会は、人事・報酬委員会の各メンバーがコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに定める取締役会の独立性基準だけでなく、NYSEの企業統治規則に照らしても独立していると判断しました。これらの各取締役は、1934年証券取引所法第16条の定義による「社外取締役（non-employee director）」に該当し、かつ内国歳入法第162条(m)項の定義による「社外取締役（outside director）」に該当します。</p>

リスク管理委員会	委員会の役割および責任：
メンバー： エレン・M・コステロ グレース・E・デイリー バーバラ・J・デソー ジョン・C・デューガン ダンカン・P・ヘンス レネ・J・ジェームズ ユージーン・M・マクエイド(委員長) ジェームズ・S・ターレー アレクサンダー・R・ワイネンズ エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	リスク管理委員会は、以下の各事項に関する取締役の責務の履行を支援する権限を委任されています。()信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、およびその他の特定のリスクの管理に用いられる重要な方針および慣行を含む、シティグループのリスク管理の枠組みの監督、()市場リスクの重要な要素である資金調達リスク、流動性リスクおよび価格リスクならびに資本管理に関するリスクに係るシティグループの方針および慣行の監督、ならびに()グローバル・リスク・レビュー(以下「GRR」といいます。)信用、資本および担保の評価機能の実行の監督。同委員会は、シティグループのリスク因子、ならびにシティグループの諸事業のリスク管理に用いられる重要な方針および慣行を含めたリスク管理の枠組み、ならびにリスク管理機能の全体的な適切性に関する報告を、取締役会に対して行います。同委員会は、シティのCCARおよび再建・破綻処理計画についての取組みを監督しています。また、同委員会は、情報セキュリティおよびサイバーセキュリティに関連するリスクについても、かかるリスクを統制するために経営陣がとる措置を含めて検討し、GRRのグローバル責任者の基本報酬、調整およびインセンティブ報酬を承認します。 リスク管理委員会は、データ・ガバナンス、データ品質およびデータ完全性について監督する小委員会を2016年度に設置しました。デソー女史、ジェームズ女史(委員長)、デューガン氏、マクエイド氏およびターレー氏がデータ品質小委員会のメンバーです。データ品質小委員会は、2019年度において12回開催されました。
2019年度に開催された委員会： 16回	
規約： リスク管理委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Citigroup Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。	

	倫理・ 行動・ 文化	指名・ 統治・ 広報	オペレー ション・ テクノロ ジー	人事・ 報酬	リスク 管理
マイケル・L・コルバット					
エレン・M・コステロ					
グレース・E・デイリー					
バーバラ・J・デソー					
ジョン・C・デューガン					
ダンカン・P・ヘンス					
ピーター・B・ヘンリー					
S・レスリー・アイルランド					
ルー・W・(ジェイ)・ジェイコ ブス四世					
レネ・J・ジェームズ					
ユージーン・M・マクエイド					
ゲーリー・M・ライナー					
ダイアナ・L・テイラー					
ジェームズ・S・ターレー					
デボラ・C・ライト					
アレクサンダー・R・ワイネンズ					
エルネスト・セディージョ・ ボンセ・デ・レオン					
委員会メンバー					
委員長					

一定の法的手続への関与

取締役、役員もしくはザ・バンガード・グループ（シティの普通株式の5パーセント超を保有しています。）、またはそれらの関係者がシティの相手方当事者である法的手続、または上記のいずれかの者とシティが対立する重大な利害を有している法的手続はありません。複数のブラックロックのファンドその他の原告は、外国為替市場を操作したとの主張に関して、シティおよびその他の銀行によって開始され2018年に裁判所の最終的な承認を得た一定の集団訴訟の和解に参加する代わりに、2018年11月7日、ニューヨーク州南地区連邦地方裁判所において、シティおよびその他の15行の銀行に対する訴訟の申立てを行いました。この訴訟において、原告は、被告が2003年から2013年の間、共謀して外国為替市場を操作したと主張しています。ブラックロック・インクはシティの普通株式の5パーセント超を保有しています。

一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与

取締役会は、シティと関係者（取締役、上級マネージャー、5パーセント超を保有する株主、近親者または関連事業体）が関与する取引を検討、承認および監視する手続を定める方針を採択しています。シティの関係当事者取引に関する方針は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Citi Policies」をクリックしてください。この方針の下、指名・統治・広報委員会は、関係者が関与するすべての関係当事者取引についての検討および承認に責任を負います。取締役は、当該取締役またはその近親者が関係者である関係当事者取引について、当該関係当事者取引に関するすべての重要な情報を指名・統治・広報委員会に提供しなければならないことを除き、当該当事者取引に関する協議または承認に参加してはなりません。指名・統治・広報委員会はさらに、執行役員または執行役員の近親者が関与する50万ドルを超えるすべての関係当事者取引について、検討および承認について責任を負います。執行役員または執行役員の近親者が関与する50万ドル未満のすべての関係当事者取引については、シティの社長、ゼネラル・カウンセル、最高財務責任者、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、チーフ・リスク・オフィサーおよび人事部門の責任者から構成される取引検討委員会が、検討および承認について責任を負います。また当該方針には、関係者が関与する取引のうち、当該方針において予め承認されており、したがって指名・統治・広報委員会または取引検討委員会での承認が必要とされない取引カテゴリーのリストが含まれています。

指名・統治・広報委員会および取引検討委員会は、関係当事者取引を審査する際、以下の情報を検討します。

- ・取引の条件
- ・取引における関係者の利益
- ・取引の目的および時期
- ・シティが取引の当事者であるか否か。またシティが当事者でない場合のシティの取引への関与の仕方
- ・資産売却に関わる取引の場合、取得日および取得原価を含む当該資産の概要

- ・取引相手の候補に関する情報
- ・取引のおおよそのドル建て価値および当該取引関係者の利益のおおよそのドル建て価値
- ・提案された取引を実施する結果として課せられる条件または制限の概要
- ・提案された取引の結果として、またはそれに関連して風評リスク問題が発生する潜在的可能性の有無
- ・取引に関するその他の関連情報

SECに提出されたスケジュール13G記載の情報によると、ブラックロックおよびバンガードはそれぞれ、2019年12月31日現在シティの発行済普通株式（自己株式を除きます。）の5パーセント以上を実質的に保有する旨を報告しています。2020年3月11日付のシティの議決権代理行使参考書類の45ページ「Stock Ownership（株式保有者）」 - 「Owners of More than 5% of Citi Common Stock（シティ普通株式の5パーセント超を保有する者）」をご参照ください。2019年度において、シティの子会社はブラックロックおよびバンガードならびにそれぞれの関係会社および顧客に通常の貸付、取引およびその他の金融サービスを提供しました。当該取引は、独立当事者間の立場で、通常の条件で、無関係の第三者との同等の取引と実質的に同一の条件で行われました。アクシオネス・イ・パロレス・バナメックス・S.A. de C.V.、セルピシオス・コーポラティボス・デ・フィナンザス・S.A. de C.V.およびグルポ・フィナンシエロ・シティバナメックス・S.A. de C.V.（以下「シティバナメックス」といいます。）は、ブラックロック・インクおよびその一定の関係会社との契約を締結しました。これに基づいてブラックロックはメキシコにおけるシティバナメックスのアセット・マネジメント事業を取得します。当該取引には、法人であるインプルソラ・デ・フォンドス・S.A. de C.V.（以下「インプルソラ」といいます。）、52の投資信託および一定の管理口座関係に対する顧問としての職務、ならびに事業の運営に必要な一定の知的所有権およびベンダー契約の売却が含まれます。この取引のクロージングは2018年9月に行われています。売却の対価は、350百万ドルおよび特定の目標が達成された場合に将来支払われる一定の支払額で構成されています。クロージングに際しては、シティバナメックスとブラックロックは、ブラックロックのアセット・マネジメント商品をメキシコのシティバナメックスの顧客に提供するための長期販売契約も締結しました。この契約は、シティバナメックスがメキシコでブラックロックの商品を販売する枠組みを提供するものであり、プライシング、優先的アクセスおよび商品サポートに関する条件が含まれています。指名・統治・広報委員会は当該売却の条件を審査し、関係当事者取引に関する方針に従って当該取引を承認しました。SECに提出されたスケジュール13Gに記載の情報によると、ブラックロックはシティの普通株式を5パーセントを超えて実質的に保有している旨を報告しています。

シティグループ・キャピタル・パートナーズII、エル・ピーおよびシティグループ・ベンチャー・キャピタル・インターナショナル・グロース・パートナーシップII、エル・ピーは、それぞれ2006年と2007年に設立されたファンドであり、直接的に、またはマスター・ファンドを通じて、プライベート・エクイティに投資します。シティは、従業員が投資するファンドを設立しています。さらに、特定の執行役員は随時、シティの子会社により設定されているファンドに、各自の個人の資金を直接的に投資するか、または自らが受託者として行為するファンドにかかる資金を投資するよう指図しています。かかる投資は、当社の執行役員または従業員ではない他の外部投資家の当該ファンドへの投資の条件と同一の条件で行われています。執行役員は、一定の「適用除外となった」投資以外には、サーベンス・オクスリー法およびシティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに従い、一定の状況においてのみ、かつ適切な委員会の承認が得られた場合にのみ、シティが支援する一定の投資機会において投資することができます。執行役員は、レバレッジを効かせた形でファンドに参加する資格はありません。シティグループ・キャピタル・パートナーズII、エル・ピーおよびシティグループ・ベンチャー・キャピタル・インターナショナル・グロース・パートナーシップII、エル・ピーに対する投資に関して、以下の120,000ドルを超える分配が、2019年に現執行役員または元執行役員になされました。

現・元執行役員	シティグループ・キャピタル・パートナーズII、 エル・ピー分配金
マイケル・コルバット	\$ 174,979
ジェームズ・カウルズ	\$ 229,191
フランシスコ・フェルナンデス・デ・イバラ	\$ 206,272
ジェームズ・フォリス	\$ 349,958

現・元執行役員	シティグループ・ベンチャー・キャピタル・ インターナショナル・グロース・パートナーシップII、 エル・ピー分配金
ジェームズ・カウルズ	\$ 285,579
フランシスコ・フェルナンデス・デ・イバラ	\$ 576,769
ジェームズ・フォリス	\$ 128,171

シティは、2019年度に、通常の業務過程において、当社の取締役の一部が役員または取締役を務める特定の組織に対して、コーポレート銀行業務および証券業務を提供しました。さらに、シティは、通常の業務過程において、当社の取締役の一部が役員または取締役を務める組織の商品またはサービスを利用することがあります。

下記「(2) 役員状況、取締役および執行役員の報酬および特典」 - 「その他の報酬制度」 - 「人事・報酬委員会報告」に名を連ねる者が、現在の人事・報酬委員会のメンバーです。2019年度中、人事・報酬委員会の在任中または元のメンバーはいずれも、SEC規則の下に定められる「報酬委員会の相互兼任」規定に抵触しませんでした。さらに、当社の執行役員はいずれも、「報酬委員会の相互兼任」に該当するような別の事業体の取締役または報酬委員会のメンバーを務めませんでした。人事・報酬委員会のメンバーはいずれも、シティとの取引に重大な利害を有しておらず、また、現在または過去においてシティの役員を務めていません。また人事・報酬委員会のメンバーはいずれもシティまたはその子会社の現従業員ではありません。さらに、取締役会のメンバーおよびその近親者はいずれも2019年度中にFW・クックで報酬に関連する業務に従事していません。

コルバット氏は、シティグループとの間で航空機タイムシェアリング契約を締結しています。同契約により、同氏は、社用機の個人使用にかかる費用を、シティに向かう個別の飛行代に対する増加費用の総額に基づいてシティに返金することができるものとされています。増加費用の総額は、連邦規則集第14巻連邦航空規則第91.501条(d)に基づき各フライトに対して請求が認められた実費に基づき計算され、いかなる場合も連邦空港規則に基づき認められた限度額を超えることはできません。2019年度中、コルバット氏は、社用機の個人使用に関連してシティに171,881ドルを返金しました。

2020年、過去デソー女史がシティグループの従業員であったときに付与された一定の株式の権利が確定しました。この報奨には、業績連動株式ユニットおよび資本蓄積プログラム報奨が含まれていました。2017年2月16日、デソー女史はシティから30,594.55の業績連動株式ユニットの目標達成報奨を受け取りました。下記「(2) 役員状況、取締役および執行役員の報酬および特典」 - 「報酬の検討および分析」 - 「その他の報酬制度」に記載される業績条件による調整に基づき、デソー女史は、37,340.65の業績連動株式ユニットを受け取る権利を、株式ユニットの権利が確定した2020年2月28日付で得ました。業績連動株式ユニットは現金で支払われ、デソー女史は2020年2月28日に株式ユニットに対して3,165,217.53ドルの現金支払を受けました。シティにおける雇用期間中、デソー女史はまた、資本蓄積プログラムに基づいて付与されたシティ普通株式を受け取りました。2020年1月20日に権利確定した約34,246株は、2016年から2019年までのデソー女史の年間インセンティブ報奨の繰延分であり、資本蓄積プログラムに基づき同氏に付与されたものです。これらの株式は、2020年3月11日付のシティの議決権代理行使参考書類の44ページ「Beneficial Ownership Table (実質的保有者一覧表)」で報告されています。デソー女史は、資本蓄積プログラムの報奨により、権利未確定の株式45,975株を有しています。これらの未確定株式は、シティの普通株式の株価の変動とシティのクローバック（報酬返還）制度に左右されません。

元取締役であるハマー氏の成人した子は、2010年よりシティに雇用されており、現在はシティのインスティテューショナル・クライアント・グループに雇用されています。同氏は2019年度に1,304,132ドルの報酬を受領しました。人事部門の責任者であるサラ・ウェクターの姉妹は2008年より、当初はインターンとして、その後2010年からは常勤の従業員としてシティに雇用されています。同氏は個人金融部門で雇用されており、2019年度に735,188ドルの報酬を受領しました。シティの元最高財務責任者であるジョン・ガスバックの成人した子は、2009年よりシティに雇用されており、現在はシティのコンプライアンス・グループに雇用されています。同氏は2019年度に168,099ドルの報酬を受領しました。シティのアジア太平洋地域の最高経営責任者であるピーター・バベイの義姉妹は、2017年からシティに雇用され、現在シティのコンプライアンス・グループに在籍しています。同氏は2019年に320,000ドルの報酬を受け取りました。これらの従業員に対する報酬は、同等の資格および責任を有し、同様の役職に就く従業員に適用されるシティの雇用および報酬の慣行に準じて、シティによって定められています。これらの個人は、シティの従業員である各々の近親者と雇用関係上利害を有しておらず、生計を共にしていません。

債務

執行役員に対する貸借取引貸出金は、「適用除外された」一定の貸借取引貸出金を除き、サーベンス・オクスリー法およびシティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに従い、当該執行役員がシティの証券ブローカー・ディーラー子会社の従業員であり、かつ当該ローンが通常の業務過程においてなされたものでない限り、一切禁止されています。

2018年度中には、ローン、預金およびクレジットカードが関わる120,000ドルを超える一定の取引、コマーシャル・ペーパー、預金証書およびその他の短期金融資産の売却、ならびにその他一定の銀行取引が、シティバンク、エヌ・エイおよびシティの他の銀行業子会社を一方の当事者とし、シティの特定の取締役もしくは執行役員、その近親者、これらのいずれかが執行役員もしくはパートナーを務めるか、いずれかのクラスの証券の10パーセント以上の持分の実質所有者である法人もしくは組織、または取締役、執行役員、もしくはその近親者の関係者を他方の当事者として、両当事者間で行われました。当該取引は、通常の業務過程において、貸付人とは無関係の他の者との同等の取引に関してその時点で一般的に提供されているものと実質的に同一の条件（利率および担保条件等）で行われたものであり、通常の回収リスクを上回るリスクを伴うことも、その他の不利な条件を呈することはありませんでした。取締役または執行役員への個人的な貸付は、サーベンス・オクスリー法、レギュレーションOおよびシティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインを遵守し、通常の業務過程において行われなければなりません。

シティのヘッジ方針

シティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインでは、株式が報酬として付与されているか、その他の形で取締役または執行役員が保有しているかにかかわらず、取締役または執行役員が保有するシティ普通株式のヘッジは禁止されています。このため、執行役員とは、米国証券取引所法第16条に基づきシティが「役員」として指定した者をいいます。

シティの全従業員、執行役員および取締役に適用されるシティの行動規範は、シティの有価証券に対する個人投資を検討する際、個人が有価証券、デリバティブ、先物契約、商品その他の金融商品について個人的な取引や投資を行うことは、その取引または投資が、個人のシティの業務上の公平な判断能力に影響を与える場合または影響を与えると思われる場合は避けなければならないと述べています。

さらに、シティの個人取引および投資方針（以下「PTIP」といいます。）は、シティの資本蓄積プログラムに基づき報酬として与えられた権利未確定制限付株式または繰延株式の関連者（取締役および執行役員を含みません。）によるヘッジを、（為替ヘッジを除く）いかなる方法においても禁止しています。また、PTIPはネイキッド・コール売りおよび投機的オプション戦略のほか、シティの有価証券の価値の下落により利益を得るようなその他の取引を含め、シティの有価証券の投機的な取引も禁止しています。PTIPは、一般に、関連者（取締役および執行役員を除きます。）が、その時点で交付可能なシティの有価証券の権利確定分のロング・ポジションをヘッジすることを認めています。PTIPの関連者には、関連者に関連する一定の個人のほか、1）シティに関する重要な非公開情報にアクセスできる可能性がある者、2）シティのインスティテューショナル・クライアント・グループに雇用されている者、3）シティの米国のブローカー・ディーラー業者のいずれかに所属するFINRA登録従業員またはアソシエイツ、4）シティ・パーソナル・ウェルス・マネジメントにおいて証券またはアドバイザー業務に従事している者が含まれます（ただし、これらに限定されるものではありません。）。PTIPに基づく関連者である取締役および執行役員もまた、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに基づく取締役および執行役員に適用されるヘッジ方針の対象となるため、取締役または執行役員により提案された取引は、仮にある方針の下で取引が許容されたものであっても、別の方針の適用によって禁止される場合があります。

最後に、シティは英国と欧州の規制基準に特化した政策を維持しています。これらの方針は、適用のある国において、株式またはシティが指定した他の繰延方法により報酬の一部を受け取るすべての従業員に対し、報酬制度のリスク調整効果を損ない、または損なう可能性があるような保険契約、個人的なヘッジ戦略または報酬や負債に関連する保険契約を行ってはならない旨を規定しています。

ビジネスプラクティス委員会

ビジネスプラクティス委員会は当社の最上級執行役員によって構成され、シティの業務慣行が、シティのミッションおよびバリュー・プロポジション（Citi's Mission and Value Proposition）と一致するプロ意識、完全性および倫理的行動において最高水準であるために必要な指針を提供します。全社レベルならびにシティの事業部門および地域レベルのビジネスプラクティス委員会は、これらの委員会に上げられた業務活動、取引、販売慣行、商品設計、潜在的な利益相反、およびその他のフランチャイズ・リスクまたは風評リスク問題を検討します。

業務慣行をめぐる諸課題は、業務慣行ワーキング・グループ、その他の事業部門内委員会、またはコントロール部門を含む様々な情報源を通じて提起される可能性があります。ビジネスプラクティス委員会からの関連課題は、取締役会の指名・統治・広報委員会に定期的に報告されます。

倫理、行動および企業文化

シティでは、成長および経済発展を可能にする金融サービスを責任を持って提供することにより、当社の顧客から信頼されるパートナーとして務めることを当社の使命としています。

当社は、組織全体の企業文化および期待される行動を定着させる当社のガバナンス体制、プログラムおよび取組みを通して、また、シティおよび銀行業界の企業文化向上のために社外の主要なステークホルダーと連携して、倫理文化を培っています。

企業文化に対するガバナンス

企業文化に対する当社のアプローチは、当社のガバナンス体制を基礎としており、シティグループの取締役会をはじめとした強固な「企業トップの姿勢」から始まります。2014年度に、シティの取締役会は、上級経営陣がシティ全体の倫理文化を培うために進めている取組みを監督する常設の倫理・行動・文化委員会を設立しました。詳細については、シティのウェブサイトwww.citigroup.comに掲載されている倫理・行動・文化委員会規約をご参照ください。

上級経営陣は、倫理・行動・文化委員会の監督のもと、シティのミッションおよびバリュー・プロポジションならびにリーダーシップ・スタンダードの構築を含め、シティの企業文化を支援する数多くの取組みを行っています。継続的に、倫理・行動・文化委員会は、以下を含む、シティ内部の倫理文化を向上させる上級経営陣の取組みを監督する責任を有します。

- ・シティのミッションおよびバリュー・プロポジションを強化および伝達するための経営陣の取組みの監督、ならびに経営陣が成し遂げた進展の評価およびこれらの取組みに対するフィードバック
- ・組織内の倫理的な意思決定を支援する経営陣の取組みの監督、経営陣の進捗の評価およびこれらの取組みに対するフィードバックの提供
- ・シティの行動規範およびファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範の見直し

企業文化を定着させるプログラムおよび取組み

倫理的で適切な行為についての企業文化を向上させるために、シティは、当社の組織全体の価値観を定着させ、倫理的意思決定において当社の従業員を導き支援するグローバル・ポリシー、プログラムおよび手続を構築すること、ならびにシティの行為基準を遵守することによって、個人に権限を与えることに注力しています。倫理・行動・文化委員会の監督ならびに同委員会からの情報提供およびフィードバックに基づき、上級経営陣は、組織に当社の価値観および期待される行為をさらに定着させる数多くの取組みを優先させてきました。以下は、シティに当社の企業文化を確立させ、強化し定着させるための当社のプログラムおよび関連する取組みの例です。

- ・ **ミッションおよびバリュー・プロポジションに関する伝達および認知を高める努力**（当社の中核となる原則を明確にし、行動原則の例を挙げた上級経営陣によるシティ全体を対象としたビデオを含みます。）
- ・ **当社の従業員のライフサイクルの重要な側面におけるリーダーシップ基準の定着**（雇用および業績の見直し等。）
- ・ **主要な企業文化に関するテーマについての従業員への研修**（行動規範、倫理的な意思決定およびリーダーシップの重要性に関するものを含みます。）

ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範

シティの「ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範」は、シティの最高経営責任者（プリンシパル・エグゼクティブ・オフィサー）、最高財務責任者（プリンシパル・ファイナンシャル・オフィサー）およびコントローラー（プリンシパル・アカウントティング・オフィサー）ならびに財務部門の専門家および財務の役割を担う管理部門のスタッフ全員（コントローラー、ファイナンスおよびリスク・シェアード・サービス（FRSS）、資本計画、ファイナンシャル・プランニングおよび分析、生産性・戦略、トレジャリー、税務、M & A、インベスター・リレーションズならびに地域/事業チームを含みますがこれらに限られません。）に適用されます。シティは、自らの従業員全員に対し、各々の活動のすべての面において個人としてかつプロとして最高基準の品位をもって行為すること、すべての適用法令、規則および規制を遵守すること、不正を抑止し、シティの行動規範およびその他シティによって採択されたシティの従業員の行動を統治する方針および手続に従うことを期待しています。ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範は、シティの行動規範を補完することを意図しています。ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範は、当社ウェブサイト www.citigroup.com で閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Code of Ethics for Financial Professionals」をクリックしてください。当社は、ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範の改正または倫理規範の適用免除（もしあれば）を、当社ウェブサイト上で開示します。

倫理ホットライン

シティは、従業員に対して、倫理、差別、もしくはハラスメントに関する懸念または疑問を提起することおよびこれらに関連ないし適用ある法律、規制、規則に対する違反、またはシティの方針、手続、基準またはシティの行動規範への違反が疑われる場合直ちに報告することを期待しています。シティでは、従業員および他の者が倫理上の懸念（会計、内部統制または監査事項に関する懸念を含みます。）を通報できるように複数のチャネルを提供しています。当社は、通話者と接続して様々な言語に対応できるオペレーターが常駐し毎日24時間利用できる年中無休のフリーダイヤルでの倫理ホットラインをグローバルに提供しています。倫理ホットラインへの通話は、米国内に拠点を置く外部の業者が受けてその内容をシティの倫理オフィスに報告し、当該オフィスにおいて対処されます。

さらに、通報者は、シティの一般向けウェブサイトアクセスして懸念を提起することも可能です。懸念を提起する通報者は適用される法律や規則が許容する範囲内で匿名扱いを選択することができます。当社は、善意に基づいて懸念もしくは疑問を提起したことに対する報復行為、またはそのような懸念に関するその後の調査に關与する社員に対する報復行為を禁止しています。倫理オフィスは、四半期ベースでシティグループ・インクおよびシティバンク、エヌ・エイの取締役会の監査委員会に、シティの倫理ホットラインを通じて受領した懸念事項について報告します。

行動規範

取締役会は、行動規範を採択しています。この行動規範は、シティの活動に適用される一定の法律、規制ならびにシティの特定の方針および手順の概要を説明し、また、シティのミッションおよびバリュー・プロポジションのほか、シティの従業員およびシティを代表する者に期待される倫理基準および職業上の行動を定めています。行動規範は、シティおよびその連結子会社の取締役、役員および従業員の全員に適用されます。シティの従業員、取締役および役員は全員が、行動規範を読み、遵守することを要求されます。さらに、シティのために業務を遂行する他の者も、契約上あるいはその他の合意を通じてこの行動規範の適用対象とされる場合があります。行動規範は、当社ウェブサイトwww.citigroup.comで様々な言語で閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Code of Conduct」をクリックしてください。

取締役会との連絡

取締役会の1名以上のメンバー（会長または経営に携わらない取締役もグループとして含みます。）と連絡を取ることを希望する株主またはその他の利害関係者は、10013 ニューヨーク州ニューヨーク市グリニッジ・ストリート388、シティグループ・インク、コーポレート・セクレタリー、ローハン・ウィーラシング気付（c/o the Corporate Secretary, Rohan Weerasinghe, Citigroup Inc., 388 Greenwich Street, New York, NY 10013）宛に当該取締役への書状を送付することにより、連絡をとることができます。取締役会は、コーポレート・セクレタリーの職員が書状を検討した上で、それに対して回答するのに適した1人または複数の人物に回付する一連の行為を承認しています。

以下はシティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの全文です。

シティグループ・インク
コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン
2020年1月16日現在

コーポレート・ガバナンスの使命

シティグループ・インク（以下「シティ」という。）は、最高水準のコーポレート・ガバナンスおよび倫理行動、すなわち、有言実行、正確かつ透明性ある業績報告ならびにシティの事業に適用される法律、規則および規制の完全な遵守の維持に努めている。

取締役会

取締役会の第一の責任は、株主の利益のためにシティの業務に対して効果的なガバナンスを提供し、シティの顧客、従業員、供給業者および地域コミュニティを含め世界中の多種多様なシティの関係当事者の利益を考慮することにある。取締役会のすべての行為において、取締役は、シティの最善の利益になると取締役が合理的に考える経営判断を行うことを期待される。取締役は、当該義務の履行にあたり、シティの上級執行役員ならびに社外アドバイザーおよび外部監査人の正直さと誠実さに依拠することができる。

取締役会のメンバーの人数および選出

取締役会は、付属定款に基づき取締役の人数を設定する権限を有する。当該人数は13名から19名までの範囲内であるが、卓越した候補者の雇用可能性または取締役会の変化し続けるニーズおよび状況に対応するためのメンバー増員の余地を持たせるものとする。取締役候補者は、取締役会の全体的構成および多様性ならびに新メンバーが提供することができる専門知識分野を考慮に入れ、以下に定められる取締役会により承認された適格性に準じて、指名・統治・広報委員会により取締役会に対して推薦される。取締役は、各年次株主総会において株主により過半数得票（競争選挙の場合を除く。）によって選出され、次回の年次株主総会の開催日に満了する1年間の任期を務める。年次株主総会の間は、取締役会は、次回の年次株主総会まで務める追加の取締役を選出することができる。指名・統治・広報委員会は、年に1度、取締役会のメンバーの中の1名を取締役会会長として指名する。

秘密投票の方針

シティは、各株主は、それが委任状投票、投票用紙投票、インターネット投票、電話投票またはその他の、いずれにより提出されたかを問わず、シティに本人の投票の守秘性を保持するよう求める権利を有するものとする。株主が、年次株主総会または臨時株主総会において株主投票が行われる決定に関連して本人の投票の守秘性を保持することを選択した場合には、当該投票は永続的に守秘性を保持されるものとし、シティ、シティの関係会社、取締役、役員、従業員およびいかなる第三者にも開示されないものとする。ただし、(a)適用される法的要件を満たすため、およびシティによる申立てにおける主張またはシティに対する申立てからの防御のために必要な場合、(b)委任状の勧誘に争奪戦が生じている場合、(c)株主が委任状に関して意見書を提示する場合もしくはその他の方法で本人の投票を経営陣に伝達する場合、または(d)独立投票検査官に投票結果を証明することを許可する場合を除くものとする。401(k)プランの下でのシティグループ普通株式ファンド、またはシティの退職給付制度、貯蓄制度もしくは従業員持株制度のいずれかに加入している従業員株主は、法律に基づきすでに守秘扱いを享受しているが、引き続き、従業員側の行動を要することなく、本人の議決権を秘密裡に行使するものとする。

取締役の独立性

取締役会メンバーの少なくとも3分の2は、独立取締役とすべきである。取締役会は、取締役会の独立性の決定の助けとするために添付の別紙Aに規定する取締役独立性基準を採択している。取締役独立性基準は、ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という。)の企業統治規則およびその他随時有効な取締役の独立性に関して適用されるすべての法律、規則および規制を遵守することが意図されている。取締役は、取締役独立性基準に定めるところによりシティと重要な関係を有しないと取締役会により判断された場合には、シティの取締役およびその委員に就任する目的上、独立取締役として適格であるものとする。

取締役候補者の適格性

取締役会の最も重要な責任の1つは、取締役の候補者を選定、評価および選出することである。指名・統治・広報委員会は、取締役候補者となる者の適格性を審査し、取締役会全体に対して推薦を行う。候補者となる者の審査において委員会および取締役会により考慮される要因には、以下が含まれる。

- ・ その候補者は、最高の倫理基準に取り組んでいることを示す行動をとっているか。
- ・ その候補者は、グローバル規模で事業を営む大手金融サービス会社が直面する多種多様の複合的な問題に関する取締役会での討議および意思決定に有意義かつ直接的な貢献ができる能力を持ち合わせていることを示す、国際的に重要な活動を行う大組織における会長、最高経営責任者、最高業務責任者、またはこれらと同等の政策決定および経営レベルの役職にて、実業界、官界、非営利事業または専門職の経験を有しているか。
- ・ その候補者は、シティが事業を営むコミュニティおよび地理的地域の多様性に照らして、現職の各取締役の特性を補完するような特別な能力、専門知識および経歴を有しているか。

- ・ その候補者は、グローバル規模で事業を営む多角的な金融サービス会社を効果的に監督する上で必要な金融専門知識を有しているか。
- ・ その候補者は、実業界、官界、または専門的な活動で傑出した功績を達成し、取締役会に求められる類の重要かつ慎重を要する判断を下す能力を有していることを示すような世間的な評価を得ているか。
- ・ その候補者は、特定の団体の利益を優先させることなく、シティのすべての株主およびその他のステークホルダーの正当な利益および関心事を、効果的に、一貫して、かつ適切に考慮し、均衡を図った結論を導き出せるか。
- ・ その候補者は、団結と信頼を重んじる環境の下、チームの一員として建設的に職務を遂行しながら、それと同時に経営陣に対して意見を述べる意思があるか。
- ・ その候補者は、取締役としての任務の遂行に十分な時間と精力を費やすことができるか。

これらの要因の適用にあたっては、取締役会による判断を必要とする。

主任取締役

取締役会会長が独立取締役でない場合には、取締役会は主任取締役を任命するものとする。主任取締役は、() 会長が不在であるすべての取締役会の会議（独立取締役による執行役員会を含む。）の議長を務め、() 業務執行会長と独立取締役との間の連絡役を務め、() 取締役会に回付される情報を承認し、() 取締役会の議題を承認し、() 会議においてすべての議題を審議するに十分な時間が確保できるよう会議日程の承認を行い、() 独立取締役による会議を招集する権限を有し、かつ() 過半数株主から要請があった場合には当該株主との協議および直接の連絡を行うことを任務とするものとする。

取締役会により任命された主任取締役は、別紙 A に規定する取締役独立性基準およびNYSEの規則を満たさなければならない。

他社の取締役への就任

取締役が就任することができる他の営利目的の公開会社または非公開会社の取締役の数は、各取締役が取締役としての任務の遂行に十分な時間を費やせるように、指名・統治・広報委員会によるケース・バイ・ケースの検討対象とされるものとする。

監査委員会のメンバーは、シティの監査委員会を含め、3社を超える公開会社の監査委員会のメンバーに就任してはならない。

取締役兼任関係

シティグループの社内取締役または執行役員はいずれも、シティグループの社外取締役が執行役員を務める会社の取締役に就任しないものとする。

株式保有規則

シティの取締役会のメンバーおよび特定の上級執行役員は、当該個人にシティグループの株式の最低限の所有を維持することを要求する株式保有規則（以下「SOC」という。）の対象とされる。取締役会は、SOCの条件を、変更を正当化するような法律上および事業上の変化を反映するために随時修正することができる。現行のSOCの条件は、シティの年次株主総会のための議決権代理行使参考書類において報告される。SOCの例外には、相続に係る取引およびその他特定の状況が含まれ得る。

取締役会からの退任 / 任期制限

取締役は、72歳の誕生日の後の次のシティの年次株主総会までは取締役会に在任することができるが、72歳に達した後は、当該要件が有効な理由により取締役会によって放棄されない限り、再選されてはならない。シティは、取締役の任期制限を採択していない。

地位または責任の変更

取締役は、自らの職務上の責任、職業、または所属に実質的な変更が生じた場合には、その旨を指名・統治・広報委員会に通知し、取締役の辞任を申し出るべきである。指名・統治・広報委員会は、事実関係および状況を検討したうえで、その辞任を承諾するか、取締役に留任するよう要請するかについて、取締役会に対して提案するものとする。

取締役は、非営利団体において重要な役職に就任する場合には、その旨を指名・統治・広報委員会に通知すべきである。

取締役会委員会

取締役会の常設委員会は、執行委員会、監査委員会、倫理・行動・文化委員会、人事・報酬委員会、指名・統治・広報委員会、オペレーション・テクノロジー委員会およびリスク管理委員会である。監査委員会、人事・報酬委員会および指名・統治・広報委員会のメンバーは全員が、取締役会により決定されるとおり、NYSEの企業統治規則ならびにその他取締役の独立性に関して適用されるすべての法律、規則および規制に定められる独立性基準を満たすものとする。委員会のメンバーは、指名・統治・広報委員会の推薦に基づき、個々の取締役と協議のうえ、取締役会により任命されるものとする。委員会の委員長およびメンバーは、指名・統治・広報委員会の推薦により交代されるものとする。

各常設委員会（執行委員会を除く。）は、該当するNYSEの企業統治規則およびその他適用される法律、規則および規制を遵守した、委員会自体の書面の規約を有するものとする。規約は、委員会の使命および責任、委員会のメンバーの適格性、委員会のメンバーの任命および解任の手続、委員会の構成および運営、ならびに取締役会への報告を定めるものとする。

各委員会の委員長は、委員会のメンバーと協議のうえ、委員会の規約に定められる要件に従い、委員会会議の開催頻度および所要時間を決定するものとする。各委員会の委員長は、委員会の適切なメンバーおよび上級経営陣と協議のうえ、委員会の議題を作成するものとする。各委員会は、年初に、同年度中に協議すべき主要課題の日程を（予測可能な限り）設定するものとする。各委員会会議の議題は、会議に先立ち取締役全員に事前に提供されるものとし、また、各独立取締役は、委員会のメンバーであるか否かにかかわらず、すべての委員会のすべての会議に出席することができる。

取締役会および各委員会は、シティの上級経営陣と協議せずに、または事前承認を得ることなく、独立した法務、財務、またはその他のアドバイザーを必要に応じて雇用および解雇する権限を有するものとする。

取締役会は、必要に応じてまたは適宜、追加の委員会を随時設立または維持することができる。

取締役会の任務遂行の評価

指名・統治・広報委員会は、委員会により提案され取締役会により承認された指針に従って取締役会の任務遂行につき年次評価を実施するものとする。当該評価には、取締役会全体としての人材基盤の概要、ならびに各社外取締役のNYSEの企業統治規則ならびにその他取締役の独立性に関して適用されるすべての法律、規則および規制の下での独立取締役としての適格性の個別評価、取締役の取締役会への初回選出以降に発生し得た取締役の責任の変更の考慮、ならびにその他委員会により評価に適切と判断され得る要因が含まれるものとする。常設委員会（執行委員会を除く。）は各々、各規約に規定される各自の任務遂行の年次自己評価を実施するものとする。取締役会および各委員会の評価の結果は、要約され、取締役会に対して提示される。

会議への出席

取締役には、シティの年次株主総会、取締役会、委員を務める委員会の会議に出席すること、および本人の責任を適切に履行するために必要とされる時間を費やし必要とされる頻度で会合することが求められる。取締役会が取締役会または委員会の会議で議決される議題を理解するうえで重要とされる情報および資料は、検討の時間を与えるために会議に先立ち取締役に配布されるべきである。会長は、その後1年間にわたり開催が予定されている各会議で協議されるべき標準的な議事項目の予定表を設定すべきであり、また、主任取締役と共に（もしあれば）、各取締役会会議の議題を設定するものとする。各取締役会のメンバーはいずれも、議題に含めるべき項目の提案または議題に挙げられていない課題の付議を行うことができる。

執行役員会

経営に携わらない取締役は、取締役会の定例会議において毎回、執行役員会で会合するものとし、また、独立取締役は、執行役員会において毎暦年中少なくとも1回、会合するものとする。当該執行役員会においては、会長が業務執行会長でない限り会長が議長を務めるものとし、会長が業務執行会長である場合には主任取締役が、またはシティが主任取締役を配していない場合にはある独立取締役が、議長を務めるものとする。

年次戦略審査

取締役会は、シティの長期戦略計画およびシティが将来直面し得ると取締役会が予想する主要問題を、少なくとも毎年1回の取締役会会議にて、またはかかる会議の場を含めて審査するものとする。

連絡

取締役会は、上級経営陣がシティを代弁すると考える。個々の取締役会のメンバーは、取締役会または経営陣の要請により随時、シティに関与する様々な関係当事者と会合、その他の連絡をとることができる。

取締役会の1名以上のメンバー（会長または経営に携わらない取締役もグループとして含む。）と連絡を取ることを希望する株主またはその他の利害関係者は、10013 ニューヨーク州ニューヨーク市グリニッジ・ストリート388、シティグループ・インク、コーポレート・セクレタリー気付（c/o the Corporate Secretary, Citigroup Inc., 388 Greenwich Street, New York, NY 10013）宛に当該取締役への書状を送付することにより、連絡をとることができる。取締役会は、コーポレート・セクレタリーの職員が書状を検討した上で、それに対して回答するのに適した1人または複数の人物に回付する一連の行為を承認している。

取締役の上級経営陣への接触

取締役は、上級経営陣に完全かつ自由に接触することができるものとする。取締役は、コーポレート・セクレタリーを通じて会合する手はずを整えるよう要請される。取締役会は、シティの上級経営陣の取締役会会議への定期的な出席を歓迎する。最高経営責任者が他にもシティの人員を定期的に出席させることを希望する場合には、当該提案は、承認のために取締役会に提起されるべきである。

取締役報酬

取締役報酬の形態および金額は、指名・統治・広報委員会の提案に基づき、取締役会により決定される。指名・統治・広報委員会は、取締役報酬の年次審査を実施するものとする。シティの従業員である取締役は、取締役としての自らの職務執行に対して報酬を一切受領しないものとする。シティの従業員ではない取締役は、指名・統治・広報委員会の事前承認なしには、シティとの間にいかなるコンサルティング契約も締結してはならない。監査委員会のメンバーを務める取締役は、会計業務、コンサルティング業務、法律業務、投資銀行業務または金融アドバイザリー業務を直接的または間接的にシティに提供しないものとし、また提供に対して報酬を受領しないものとする。

慈善寄付

取締役または取締役と生計を共にする近親者（定義については下記「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン別紙A 取締役独立性基準」の「定義」を参照のこと。）が、財団、大学、またはその他の非営利団体（以下「慈善団体」という。）の理事、評議員または執行役員を務めており、当該慈善団体がシティおよび/またはシティ・ファンデーションから寄付金を受けている場合には、かかる寄付については少なくとも年に1回、指名・統治・広報委員会に報告される。

さらに、シティは、シティおよびシティ・ファンデーションにより、独立取締役が執行役員を務めるある慈善団体に対して行われた寄付の総額が、過去3年間の1会計年度において1百万ドルまたは当該慈善団体の連結総収入の2パーセントのいずれか多い方を超過したか否かについて、シティの議決権代理行使参考書類において開示するものとする。

取締役のオリエンテーションおよび継続教育

シティは、新任の取締役に対してオリエンテーション・プログラムを提供するものとする。オリエンテーション・プログラムには、シティの戦略的計画、財務、会計、およびリスク管理の重要問題、コンプライアンス・プログラム、行動規範、経営構造、ならびに執行役員、内部監査人および独立監査人に関する、上級経営陣によるプレゼンテーションが含まれるものとする。オリエンテーション・プログラムにはさらに、実務的な範囲において、シティの特定の重要施設の訪問も含まれ得る。シティはさらに、取締役会のメンバー全員が継続教育プログラムを利用できるようにするものとする。取締役は全員が、オリエンテーション・プログラムおよび継続教育プログラムに参加するよう求められる。

最高経営責任者の任務遂行

人事・報酬委員会は、その規約に従い、最高経営責任者の任務遂行の年次審査を実施するものとする。取締役会は、最高経営責任者が長期および短期においてシティのために最高のリーダーシップを提供することを確保するために、人事・報酬委員会の報告書を審査するものとする。

後継者計画

指名・統治・広報委員会は、取締役会に対して後継者計画に関する年次報告を行うものとする。最高経営責任者の後継者候補を評価するために、取締役会全体が指名・統治・広報委員会と協力するものとする。最高経営責任者は、後継者候補に関して提案される育成計画の審査と合わせて、後継者候補の推薦および評価を行うために、指名・統治・広報委員会と定期的に会合するものとする。

行動規範およびファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範

シティは、上記に定めるミッション・ステートメントを支え、シティの事業運営に適用される法律、規則および規制を遵守するために作成された行動規範およびその他の社内の方針および指針を採択している。行動規範は、シティおよびその子会社の従業員全員、シティにより雇用されまたはシティおよびその利害を代表する取締役、派遣労働者、ならびにその他の独立業務請負人およびコンサルタントに適用される。さらに、シティは、シティおよびその報告子会社の幹部執行役員、ならびに財務、会計、トレジャリー、税務またはインベスター・リレーションズを担当する世界中のすべてのプロフェッショナルに対して適用されるファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範を採択している。倫理・行動・文化委員会は、行動規範、ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範、およびその他の社内の方針および指針の遵守に関する報告書を受理するものとする。

不当報酬の回収およびその他の回収権

取締役会は、シティがシティの財務諸表の全部または一部を修正しなければならない事態を引き起こした執行役員の不正行為を知った場合には、不正行為の是正手段として取締役会が必要とみなす措置を講じ、再発を防止し、適切な場合には関連性のあるすべての事実および状況に基づいて取締役会が適切とみなす方法により当該不正行為者を罰するものとする。取締役会は、追求する救済方法を決定するにあたり、訂正が過失、故意の不正行為、または重大不正行為の結果であるか否かを含め、関連する要因をすべて考慮に入れるものとする。取締役会は、以下の場合、適用される法律により許容される最大範囲にて、該当するすべての場合において、執行役員に付与された賞ともしくはインセンティブ報酬の返還を求め、または執行役員に以前に付与された権利未確定の制限株式報奨もしくは繰延株式報奨を取り消すものとする。すなわち、(a) 賞与またはインセンティブ報酬の金額が、後に修正の対象となった特定の財務成績の達成に基づいて算定された場合、(b) 執行役員の故意による不正行為が原因または一因となって、修正が必要となった場合、および(c) 財務成績が適切に計上されていれば執行役員に付与されたであろう賞与またはインセンティブ報酬の金額が、実際に付与された金額より低い場合である。さらに、取締役会は、執行役員を解雇し、信託義務違反に対する法的措置を承認し、またはその他特定の場合を取り巻く事情に適したシティグループに対する執行役員の義務を強制執行する措置を講じることができる。取締役会は、適切な懲罰要因の判断にあたり、法執行機関、規制当局またはその他の当局等の第三者により課される罰金もしくは懲罰を考慮に入れることができる。不正行為者に対する適切な懲罰を決定する取締役会の権限は、これらにより課される是正方法に追加されるものであり、その代替ではない。

規制上の要件および発展中のベストプラクティスに従って、シティは特定の状況における一定の従業員からの報酬の回収のための要件を多数追加採択した。シティは、法令により要求される場合またはベストプラクティスに従って、将来かかる規定を追加採択し、または既存の要件を変更することができる。かかる重要な要件についてのそれぞれの説明は、シティの年次の議決権代理行使参考書類の中の「報酬の検討および分析」に記載される。

本ガイドラインの目的上、「執行役員」とは、取締役会により執行役員に指名された役員を意味する。

内部者取引

シティは、一般的に、（従業員ストック・オプション・プログラムおよびその他の株式報酬制度の日常的管理に関連する場合を除き）従業員からシティ普通株式を購入することはない。取締役および執行役員は、シティ従業員の多くが法律上または規制上の制約およびシティの個人取引方針の規定に従いシティ普通株式の売買またはシティ普通株式ファンドへの資金移転もしくは当該ファンドからの資金移転を制約されているシティの401(k)プランまたは年金制度に影響を及ぼす管理上の「ブラックアウト」期間中は、シティ普通株式を売買してはならない。取締役および執行役員は、シティの普通株式またはシティが発行するその他の証券（シティが報酬の一部として取締役または執行役員に付与する証券および取締役または執行役員が無償の取引により購入または取得した証券を含む。）（以下「シティの有価証券」という。）に関するヘッジ取引を行うことはできない。その者が取締役または執行役員となった時点においてシティの有価証券がヘッジされていた場合、指名・統治・広報委員会により審査され、同委員会はヘッジを外すよう指示することができる。

ストック・オプション

シティは、ストック・オプションのリプライシングを禁止する。新規の株式報酬制度および当該制度の重要な修正はすべて承認のために株主に提出されるものとする。

金融サービス

シティにより取締役または取締役の近親者に提供されるブローカー業務、銀行サービス、ローン、保険サービスおよびその他の金融サービスを含む通常のサービスの過程が、本コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン、シティのその他の方針または法規制により明確に禁止されていない限り、当該サービスは、無関係の者に提供される同様のサービスにおいてその時点で一般的に適用されている条件と実質的に同一の条件にて提供されるものとする。

個人的な貸付

個人的な貸付は、当該貸付が、シティにより、取締役もしくは執行役員（1934年証券取引所法第16条に従い定義される。）または当該人と生計を共にする近親者に対して、（a）シティまたはその子会社のうちの1社の通常の業務過程において行われ、通常一般に広く提供される種類のものであり、市場条件によるもの、または一般に提供される条件よりも有利ではない条件によるものである場合、（b）2002年サーベンス・オクスリー法および連邦準備制度理事会レギュレーションOを含む適用法を遵守している場合、（c）実行時に、通常の回収リスクを上回るリスクを伴わない、またはその他の不利な特性を提示していない場合、かつ（d）シティによりサブスタンダード（ ）（米国通貨監督局（OCC）によりOCCハンドブック「信用リスク格付け」において定義される。）以下に区分されていない場合に限り、実行または維持できるものとする。

取締役および執行役員は、シティの有価証券（「内部者取引」に定義されている。）を貸付（シティからまたは外部の貸付人によるものであるかにかかわらず。）の担保に供することはできない。その者が取締役または執行役員となった時点においてシティの有価証券が担保に供されていた場合、指名・統治・広報委員会により審査され、同委員会はかかる担保を解除するよう指示することができる。

投資 / 取引

関係当事者取引（定義については下記「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン別紙A 取締役独立性基準」の「定義」を参照のこと。）はすべて、シティの関係当事者に関する取引方針に概要説明される手続を遵守するものとする。（ ）取締役（または取締役の近親者）が関与する取引、または（ ）50万ドル以上であり執行役員（または執行役員の近親者）が関与する取引は、取締役会の指名・統治・広報委員会の承認を要するものとする。執行役員（または執行役員の近親者）が関与する50万ドル未満の取引は、取引検討委員会の承認を要するものとする。

シティ、シティの執行役員および執行役員と生計を共にするその近親者は、個人的か共同かにかかわらず、取締役が主宰するパートナーシップもしくはその他の非公開会社、または取締役が10パーセントを超える持分を所有または支配している公開会社に投資を行わないものとする。

本条項により別途規定される場合を除き、取締役または取締役の近親者は、同様の状況にある無関係の者との同様の取引に関する条件と実質的に同一の条件によってのみ、シティにより募集または支援される通常の業務過程における投資機会またはパートナーシップに関与することができる。

執行役員および執行役員と生計を共にするその近親者は、その関与が本ガイドラインに従って承認されない限り、シティにより保証される、またはその他利用可能とされるパートナーシップもしくはその他の投資機会に投資してはならない。当該承認は、投資機会が以下の場合には必要とされないものとする。すなわち、（ ）適格従業員を対象に募集され、執行役員による投資が人事・報酬委員会により承認される場合、（ ）その主要活動がシティのために当該投資を行うことにある事業部門に積極的に関与する執行役員に利用可能とされ、人事・報酬委員会により承認された共同投資制度に従い募集される場合、または（ ）シティの従業員でない適格者を対象に募集された条件と同一条件にて執行役員を対象に募集される場合である。

指名・統治・広報委員会が承認する場合を除き、取締役または執行役員はいずれも、第三者の事業体への投資機会が当該個人のシティの取締役または執行役員としてのそれぞれの地位の結果として本人に利用可能とされる場合、当該第三者の事業体に投資してはならない。

取締役または取締役と生計を共にする近親者はいずれも、シティに関係のないブローカー・ディーラーを含めブローカー・ディーラーから新規株式公募（IPO）の割当てを受けないものとする。

補償

シティは、取締役のために妥当な会社役員賠償責任保険を提供し、法律ならびにシティの基本定款および付属定款により許可される最大範囲にて取締役を補償するものとする。

改正

取締役会は、本コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインを改正することができ、または例外的な状況においては権利放棄を承認することができる。ただし、かかる修正または権利放棄はいずれも適用されるいかなる法律、規則または規制にも違反してはならないことを条件とし、さらに、かかる修正または権利放棄はいずれも適切に開示されることを条件とする。

コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン別紙A 取締役独立性基準

序論

取締役会が、ある取締役は直接的にまたはシティと関係を持つ組織の役員、パートナーもしくは従業員としてのいずれにおいても、シティと重要な関係を有しないと判断した場合には、当該取締役は、シティの取締役会およびその委員会における任務遂行目的上、独立取締役の資格を有するとされるものとする。取締役は、(a) 取締役が下記の取締役独立性基準を満たす場合、また、(b) 下記の取締役独立性基準に別段記載されていない関係または取引が存在するものの、取締役会がすべての事実関係および状況を考慮した結果、当該その他の関係または取引の存在は重要ではなく、取締役の独立した判断力を妨げるようなものではないと判断する場合には、シティと重要な関係を有しないとみなされるものとし、独立取締役の資格を有するとされるものとする。

本取締役独立性基準は、NYSEの企業統治規則ならびにその他随時有効なすべての適用される法律、規則および規制に包含される独立性要件を組み込んで作成されており、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに包含される規定を補足することが意図されている。本取締役独立性基準は、シティ（シティの子会社および関連会社を含む。）と取締役、取締役の近親者、またはそのそれぞれの関連事業体（定義については下記「定義」を参照のこと。）との間で許可されるいかなる取引も、市場条件による独立当事者間の取引とすることを、基本的前提とする。

独立性基準

取締役は、独立しているとみなされるためには、以下の項目基準を満たさなくてはならない。

助言、コンサルティングおよび雇用に関する取決め

取締役または取締役の近親者はいずれも、過去3年以内のいずれの12ヶ月の間においても、シティからの直接的な報酬として120,000ドルを上回る金額を受領していないものとする。ただし、(a) シティの社外取締役に係る改正・書換報酬制度に従い支払われた金額、(b) 年金またはその他の形式による過去勤務に対する繰延報酬（ただし、かかる報酬はいかなる形においても、勤務の継続を条件としないものとする。）、または(c) シティもしくはシティの子会社のうちのいずれの1社の執行役員でない従業員である取締役の近親者に対して支払われた金額を除く。

さらに、監査委員会のメンバーはいずれも、直接間接を問わず、コンサルティング業務、アドバイザリー業務またはその他の手数料報酬をシティもしくはシティの子会社のうちのいずれの1社からも受領していないものとする。ただし、(a) シティもしくはシティの子会社のうちのいずれの1社の取締役会（それらの委員会を含む。）のメンバーとしての勤務に対する報酬、または(b) シティでの過去勤務に対するシティの退職制度に基づく確定金額の報酬（繰延報酬を含む。）の受領を除く（ただし、かかる報酬はいかなる形においても、勤務の継続を条件としないものとする。）。

業務上の関係

シティと、取締役の関連事業体または取締役の近親者の関連事業体との間の取引関係、貸出関係、預金およびその他の金融取引関係はすべて、通常の業務過程において行われ、かつ無関係の者との同様の取引に関してその時点において一般的に適用される条件と実質的に同一の条件にて行われなければならない。

さらに、取締役が執行役員もしくは従業員である会社、または取締役の近親者が執行役員である会社とシティとの間で、過去3会計年度においてシティからかかる会社へ、またはかかる会社からシティに対してなされた財産またはサービスに対する支払は、いずれの年度の合計額も、1百万ドルまたは当該会社の1会計年度の連結総収入の2パーセントのいずれが多い方の金額を超えてはならない。

取締役の関連事業体または取締役の近親者の関連事業体に対するシティからの貸付は、かかる貸付が、(a)シティまたはその子会社のうちの1社の通常の業務過程において行われ、他の顧客に対して一般的に提供される種類のものであり、市場条件によるもの、もしくは他の顧客に提供される条件よりも有利ではない条件によるものである場合、(b)2002年サーベンス・オクスリー法、連邦準備制度理事会のレギュレーションOおよび連邦預金保険公社(以下「FDIC」という。)のガイドラインを含む適用法を遵守している場合、(c)実行時に、通常の回収リスクを上回るリスクを伴わない、またはその他の不利な特性を提示していない場合、かつ(d)シティによりサブスタンダード() (米国通貨監督局(以下「OCC」という。)ハンドブック「信用リスク格付け」の定義による。)以下に区分されていない場合に限り、実行または継続できるものとする。

慈善寄付

取締役または当該取締役と生計を共にする近親者が理事、評議員または執行役員を務めている慈善団体(シティ・ファンデーションおよびシティが支援するその他の慈善団体を除く。)に対するシティおよび/またはシティ・ファンデーションからの過去3暦年の年間寄付金額は、250,000ドルまたは当該慈善団体の年間連結総収入の10パーセントのいずれが多い方の金額を超えてはならない。

雇用/縁故関係

取締役は、以下のいずれにも該当しないものとする。

- () シティの従業員であるか、または過去3年以内にシティの従業員であった。
- () シティの現職の執行役員がある会社の報酬委員会のメンバーを務める、または務めていた間に、当該取締役が同時に同会社の執行役員として雇用されている、または雇用されていたという取締役兼任関係が生じているか、または過去3年以内にかかる取締役兼任関係が生じていた。
- () (a)シティの現在もしくは元の主要な外部監査人または(b)その他のシティの外部監査人と関係がある、もしくは関係があった、または雇用されている、もしくは雇用されたことがあり、かつ本人がシティの監査に従事している、もしくは従事したことがあり、過去の場合はいずれも監査関係終了後3年以内である。

取締役の近親者は、以下のいずれにも該当してはならない。

- () シティの執行役員である、または過去3年以内にシティの執行役員であった。
- () シティの現職の執行役員がある会社の報酬委員会のメンバーを務める、または務めていた間に、当該近親者が執行役員として同時に雇用されている、または雇用されていたという取締役兼任関係が生じているか、または過去3年以内に生じていた。
- () (A)シティの主要な外部監査人の現パートナーであるか、またはシティの監査に直接従事しているシティの主要な外部監査人の現従業員である、または(B)過去3年以内にシティの主要な外部監査人のパートナーもしくは従業員であり(ただし、現在は、パートナーでも従業員でもない。)、かつ同期間中にシティの監査に直接従事していた。

重要性に乏しい関係および取引

取締役会は、シティと()取締役、()取締役の近親者、または()取締役もしくは取締役の近親者の関連事業体もしくは関連慈善団体との間に関係または取引があっても、それが重要性に乏しい場合には、取締役は独立していると判断することができる。ただし、その場合、シティの議決権代理行使参考書類中に、当該関係および当該関係が取締役の独立性に関する決定を妨げるものではないとする取締役会の判断の根拠について具体的な説明があることを条件とする。コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン(コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの一部である取締役独立性基準、ならびに金融サービス、個人的な貸付、および投資/取引と題するセクションを含むが、それらに限定されない。)を遵守するシティと()取締役、()取締役の近親者、または()取締役もしくは取締役の近親者の関連事業体もしくは関連慈善団体との間の関係または取引は、同様に重要なものではないとみなされ、議決権代理行使参考書類での開示は必要とされない(ただし、かかる関係または取引の開示がSECレギュレーションS-K第404条により要求される場合を除く。)。

定義

本「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」の目的上、()「近親者」とは、取締役または執行役員(1934年証券取引所法第16条の定義による。)の配偶者、父母、継父母、子、継子、兄弟姉妹、義父母、義理の息子、義理の娘、義兄(弟)および義姉(妹)、ならびに取締役と生計を共にする者(賃借人または住込み従業員を除く。)を意味し、()「関連事業体」とは、取締役もしくは執行役員、またはその近親者が役員、パートナーもしくは従業員である事業体、または取締役、執行役員もしくはその近親者が直接的または間接的に少なくとも5パーセントの株式持分を保有する事業体を意味し、また()「関係当事者取引」とは、(a)1会計年度当たりに関わった総額が120,000ドルを超えることになるか、またはその可能性があり、(b)シティが関与し、かつ(c)関係者(シティの取締役、執行役員、取締役候補者、シティの全株式の5パーセント超を保有する株主、およびこれらの者の近親者)が現在または将来において直接的または間接的に重要な利害関係を有しているまたは有するであろう、あらゆる金融取引、取決めまたは関係を意味する。

(シティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの全文おわり)

取締役および役員の報酬

下記「(2) 役員の状況、 取締役および執行役員の報酬および特典」をご参照ください。

株式の議決権

普通株式

適用法令に従い、優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、取締役の選任その他あらゆる事項につき議決権を有するのは、発行済普通株式（自己株式を除きます。）の株主に限ります。普通株式に係る株主名簿上の株主は、それぞれシティグループの株主名簿に自己の名で登録された普通株式1株につき1個の議決権を有します。ただし、普通株式の株主は、単数または複数の発行済優先株式のシリーズの条項のみに関わる基本定款（基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）の一切の変更に関しては、書換基本定款（基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）に基づきその変更の影響を受けるシリーズの株主が個別にまたは単数もしくは複数のかかるシリーズの他の株主とともに一つのクラスとして議決権を有する場合には、法律に別段の規定がある場合を除き、議決権を有しません。

優先株式

発行済普通株式の議決権の希薄化を避けるため、現在発行済の優先株式の株主は、（ ）一定の配当の遅滞の場合、（ ）シティグループによる、優先する株式の発行または授権に関する場合、（ ）優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合、および（ ）法により明確に要求される場合を除き、議決権を有さないこととされています。

(2) 【役員 の 状況】

シティグループの取締役および業務執行役員（下記 および ）の男女別人数の内訳

男性：20名

女性：10名（全体比33.3%）

シティグループの取締役

氏名 / 役職	生年月日	任期	株式の保有状況 ⁽¹⁾ (2020年4月21日現在) (株)
マイケル・L・コルバット 最高経営責任者	1960年5月2日	2021年	643,865
エレン・M・コストロ 取締役	1954年9月24日	2021年	25,645
グレース・E・デイリー 取締役	1960年8月29日	2021年	2,637
バーバラ・J・デソー 取締役	1952年11月4日	2021年	111,857
ジョン・C・デューガン 会長兼取締役	1955年6月3日	2021年	11,665
ダンカン・P・ヘンス 取締役	1956年8月20日	2021年	20,574
ピーター・B・ヘンリー 取締役	1969年7月30日	2021年	26,709
S・レスリー・アイルランド 取締役	1959年9月24日	2021年	7,038
ルー・W・(ジェイ)・ジェイコブス四世 取締役	1970年9月12日	2021年	10,457
レネ・J・ジェームズ 取締役	1964年6月25日	2021年	13,638
ゲーリー・M・ライナー 取締役	1954年7月17日	2021年	35,802 ⁽²⁾
ダイアナ・L・テイラー 取締役	1955年2月6日	2021年	37,187
ジェームズ・S・ターレー 取締役	1955年9月17日	2021年	21,700
デボラ・C・ライト 取締役	1958年1月30日	2021年	9,127
アレクサンダー・R・ワイネンズ 取締役	1960年8月1日	2021年	2,637
エルネスト・セディージョ・ ポンセ・デ・レオン 取締役	1951年12月27日	2021年	35,724

(1) 株式の種類は普通株式です。オプションは含みません。

(2) ライナー氏は、シリーズB 5.90%固定配当 / 変動配当非累積優先株式の預託株式も485株保有しており、これは当該シリーズ優先株式の0.065パーセントに相当します。

(3) シティグループの各取締役の略歴は以下のとおりです。

氏名	地位、主たる職業、略歴、取締役就任状況
マイケル・L・コルバット	シティグループ・インク最高経営責任者
シティグループ取締役 2012年以降	<ul style="list-style-type: none"> ・シティグループ・インク最高経営責任者 2012年10月から現在 ・ヨーロッパ・中東・アフリカ地域の最高経営責任者 2011年12月から2012年10月 ・シティ・ホールディングス最高経営責任者 2009年1月から2011年12月
他の公開会社での取締役就任状況： なし	<ul style="list-style-type: none"> ・シティのグローバル・ウェルス・マネジメントの最高経営責任者 2008年9月から2009年1月 ・グローバル・コーポレート・バンクおよびグローバル・コマーシャル・バンクの責任者 2008年3月から2008年9月
過去5年以内における他法人での取締役就任状況： なし	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル・コーポレート・バンクの責任者 2007年4月から2008年3月 ・グローバル・リレーションシップ・バンクの責任者 2004年3月から2007年4月 ・FICCのEMセールス&トレーディングおよびキャピタル・マーケット責任者 2001年10月から2004年3月 ・EMセールス&債券オリジネーションの責任者 1988年3月から2001年10月
その他の活動状況：クリアリング・ハウス協会（監督委員会委員長）、金融サービス・フォーラム（副会長）、バンク・ポリシー・インスティテュート（常任役員）、ニューヨーク・シティ・パートナーシップ（執行委員会メンバー）、ビジネス・カウンセル（メンバー）、ビジネス・ラウンドテーブル（メンバー）およびWEF国際ビジネス評議会（メンバー）、米国スキー・スノーボード協会（理事）	<p>技能・資格</p> <p>コルバット氏は、金融サービス業界において執行役員としての豊富な経験を有する金融の専門家であり、金融サービス、人材管理、財務報告、法人向け事業、企業・消費者業務、規制・コンプライアンス、法人関連業務の各分野における同氏の広範な経験と専門知識により、取締役候補として指名されました。同氏はこれまで、シティグループ・インクの最高経営責任者としての職務、ヨーロッパ・中東・アフリカ地域における当社の最高経営責任者としての役職、またシティにおける幅広いキャリアを通じて、個人向け銀行業務、法人金融・投資銀行業務、証券およびトレーディング業務、ならびにプライベートバンキングサービス等、当社のあらゆる事業活動において豊富な経験を積んできました。このような職務を通して、コルバット氏は金融サービス、財務報告、法人業務、リスク管理の各分野において幅広い経験を培いました。さらに、シティ・ホールディングスの最高経営責任者として、当社の非中核業務および資産のポートフォリオについて、当社のプライメリカ持分の上場および売却を含め、40以上の事業の売却を監督しました。また、同氏は、当社の消費者金融およびリテール・パートナー・カード事業の再編において5,000億ドル以上の資産を売却することで、当社の貸借対照表上のリスクを軽減し、当社の中核事業である銀行業務に投じるための資本の確保に努めました。</p>

氏名	地位、主たる職業、略歴、取締役就任状況
エレン・M・コストロ	BMOフィナンシャル・コーポレーション元社長兼最高経営責任者およびBMOフィナンシャル・グループ元米国責任者
シティグループ取締役 2016年以降	<ul style="list-style-type: none"> ・BMOフィナンシャル・コーポレーション社長兼最高経営責任者およびBMOフィナンシャル・グループ米国責任者 2011年から2013年 ・BMOフィナンシャル・グループ、パーソナル・アンド・コマーシャル・バンキング(U.S.)グループ責任者およびBMOハリス・バンク・エヌ・エイ社長兼最高経営責任者 2006年から2011年
シティバンク、エヌ・エイ取締役 2016年以降	<ul style="list-style-type: none"> ・BMOフィナンシャル・グループ副会長、キャピタル・マーケッツ・グループ、マーチャント・バンキング、証券化および信用投資管理責任者ならびにニューヨーク支店長 2000年から2006年
他の公開会社での取締役就任状況： ディボールド・ニックスドルフ・インク	<ul style="list-style-type: none"> ・BMOフィナンシャル・グループ、キャピタル・マーケッツ・グループ、戦略的イニシアチブ部門、エグゼクティブ・バイス・プレジデント 2000年 ・BMOフィナンシャル・グループ、グローバル・トレジャリー・グループ、エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼責任者 1997年から1999年
過去5年以内における他法人での取締役就任状況： DHコーポレーション	<ul style="list-style-type: none"> ・BMOフィナンシャル・グループ、グローバル・トレジャリー・グループ、シニア・バイス・プレジデント兼財務役代理 1995年から1997年 ・BMOフィナンシャル・グループ、グローバル・トレジャリー・グループ、アジア太平洋地域マネージング・ディレクター兼地域財務役 1993年から1994年
その他の活動状況： シカゴ国際問題評議会（理事）およびシカゴ・エコノミック・クラブ（メンバー）	<ul style="list-style-type: none"> ・BMOフィナンシャル・グループ、グローバル・トレジャリー・グループ、北米金融商品販売部門、マネージング・ディレクター兼責任者 1991年から1993年

技能・資格

コストロ女史は、金融サービス業界において長年の経験を有する執行役員であり、金融サービス、リスク管理、法人・消費者業務、財務報告、オペレーション・テクノロジー、規制・コンプライアンスの各分野において同氏が果たした卓越した役割により、取締役候補として指名されました。シティは個人および法人向け事業を行う国際的な金融サービス企業であるため、コストロ女史のように銀行業務経験の豊富な元銀行幹部を取締役会メンバーとして有することにより、取締役会は、事業および規制活動について見識に基づく監督を行うことができます。国際的な金融機関であるBMOフィナンシャル・グループでの30年間にわたる職務の中で、コストロ女史は、カナダ、アジアおよび米国におけるパーソナル・バンキングおよびコマーシャル・バンキング業務、ウェルス・マネジメント業務ならびに資本市場業務で豊富な経験を積みました。グローバル・トレジャリーおよびグローバル・キャピタル・マーケッツでの職務経験から、法人、機関および投資銀行、有価証券、取引、資産運用に係る経験を培いました。BMOハリス・バンク・エヌ・エイの最高経営責任者として、コストロ女史は、パーソナル・バンキングおよびコマーシャル・バンキング、戦略的プランニング、マーケティング、規制コンプライアンス、財務報告ならびに人事での経験を積みました。さらに、BMOフィナンシャル・コーポレーションの最高経営責任者およびBMOフィナンシャル・グループの米国責任者として、同氏は、資本計画および破綻時清算計画ならびにリスク管理およびリスク・ガバナンスを含む規制コンプライアンスにおける経験をさらに深めました。以前のDHコーポレーションの取締役就任および現在のディボールド・ニックスドルフの取締役就任を通じ、国際事業および金融テクノロジー業務における経験を培っています。また、コストロ女史の広範な金融サービス業界における経歴は、シティおよびシティバンクの規制当局および利害関係者との関係に高い付加価値を与えるものとなります。

氏名	地位、主たる職業、略歴、取締役就任状況
グレース・E・デイリー	米国通貨監督庁銀行監督政策局元上級副監督官兼首席国法銀行検査官
シティグループ取締役 2019年以降	・米国通貨監督庁銀行監督政策局上級副監督官兼首席国法銀行検査官 2016年から2019年 ・米国通貨監督庁副監督官補佐 2015年から2016年 ・米国通貨監督庁U.S.バンク担当検査官 - 2010年から2015年
他の公開会社での取締役就任 状況： なし	・米国通貨監督庁大手銀行監督担当副監督官 2001年から2010年 ・米国通貨監督庁シティバンク担当検査官 1997年から2001年 ・米国通貨監督庁における様々な役職 1983年から1997年
過去5年以内における他法人 での取締役就任状況： なし	技能・資格 デイリー女史は、経験豊富な元銀行規制当局者であり、消費者業務および金融サービス、財務報告、規制コンプライアンスならびにリスク管理の分野において広範な技能および知識を有しているため、取締役候補として指名されました。デイリー女史は、銀行監督局の元上級副監督官としての業務および元首席国法銀行検査官としての業務により、リスク管理、消費者金融および金融規制についての深い経験を有しています。また、同女史の広範な金融サービスにおける経歴は、シティの取締役会に高い付加価値を与えるものとなります。同女史は、36年に及ぶ銀行規制当局者としての経験に基づき、当社の業界に対する独自の理解力と金融機関が直面する重要問題についての洞察力を有しています。デイリー女史のリスク管理、規制、コンプライアンス、政府業務における広範な経験は、シティの取締役として十分適格です。
その他の活動状況： なし	

氏名	地位、主たる職業、略歴、取締役就任状況
<p>バーバラ・J・デソー</p> <p>シティグループ取締役 2019年以降</p> <p>シティバンク、エヌ・エイ取 締役 2014年以降</p>	<p>シティバンク、エヌ・エイ会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シティバンク、エヌ・エイ会長 - 2019年4月から現在 ・シティバンク、エヌ・エイ最高経営責任者 - 2014年4月から2019年4月 ・シティバンク、エヌ・エイ、チーフ・オペレーティング・オフィサー - 2013年10月から2014年4月 ・バンク・オブ・アメリカ、住宅ローン部門プレジデント - 2008年から2012年 ・バンク・オブ・アメリカ、グローバル・テクノロジー&オペレーション・エグゼクティブ - 2004年から2008年
<p>他の公開会社での取締役就任 状況：</p> <p>ダヴィータ・インク</p> <p>過去5年以内における他法人 での取締役就任状況：</p> <p>なし</p> <p>その他の活動状況：</p> <p>カリフォルニア大学パーク レー校ボード・オブ・ビジ ターズ(メンバー)</p>	<p>技能・資格</p> <p>デソー女史は、顧客向けサービスを含む、金融サービス業界に対する高い見識と、財務管理、リスク管理および大手金融機関での規制問題の管理における広範な専門知識を有しているため、取締役候補者として指名されました。デソー女史は、大手の銀行において40年以上の経験を有しており、シティバンク、エヌ・エイで最高経営責任者として5年間務めたほか、バンク・オブ・アメリカにおける35年間のキャリアにおいては、住宅ローン部門のプレジデントやグローバル・テクノロジー&オペレーション・エグゼクティブ等の役職を務めました。デソー女史は金融サービス業界に関する知識および経験を有しており、シティの取締役に適任といえます。デソー女史は主に、シティバンク、エヌ・エイおよびバンク・オブ・アメリカでの職務を通じた消費者業務および金融サービスならびに法人業務、バンク・オブ・アメリカでのグローバル・テクノロジー&オペレーション・エグゼクティブ在任中のオペレーションおよびテクノロジー業務の経験(同氏はテクノロジーを通じて成長およびイノベーションをもたらしました。)、シティバンク、エヌ・エイの最高経営責任者および以前務めていたシティのマナー・ロンダリング防止部門のリーダーとしての職務を通じた規制・コンプライアンス、ならびにシティの包括的資本分析およびレビューのプロセスの監督業務ならびにシティバンクのリスク管理委員会での職務を通じたリスク管理の各分野において、取締役としての能力を有します。デソー女史は、金融規制の専門知識、大規模な国際的金融機関の事業運営におけるリーダーシップ力、ならびにテクノロジーおよびマネジメントの専門知識を有しているため、シティの取締役会にとって貴重な人材です。</p>

氏名	地位、主たる職業、略歴、取締役就任状況
<p>ジョン・C・デューガン</p> <p>シティグループ取締役 2017年以降</p> <p>他の公開会社での取締役就任 状況： なし</p> <p>過去5年以内における他法人 での取締役就任状況： なし</p>	<p>シティグループ会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シティグループ・インク会長 - 2019年1月から現在 ・シティグループ・インク取締役 - 2017年10月から現在 ・コヴィントン&パーリング法律事務所、ファイナンシャル・インスティテューションズ・グループ、パートナー兼会長 - 2011年から2017年 ・米国通貨監督庁長官 - 2005年から2010年 ・コヴィントン&パーリング法律事務所パートナー（1995年から2005年）および オブカウンセル（1993年から1995年） ・米国財務省国内金融担当次官補および金融機関政策担当副次官補 1989年から 1993年 ・米国上院銀行・住宅・都市委員会マイノリティー・ジェネラル・カウンセルお よびカウンセル 1985年から1989年
<p>その他の活動状況： ミシガン大学「ミシガン・イ ン・ワシントン」プログラム （諮問委員会）</p>	<p>技能・資格</p> <p>デューガン氏は、元銀行規制当局者かつ元法律事務所パートナーとして経験豊富な人物であり、リスク管理、金融サービス、法務、コーポレート・ガバナンスおよび規制・コンプライアンスの分野におけるその広範な技能および知識により、取締役候補として指名されました。シティは非常に規制の厳しい業界において事業を運営していることから、規制、法律およびコンプライアンスの分野において貴重な専門性および見地を有するデューガン氏のようなメンバーを取締役として擁することは、取締役会の当社に対する監督の強化のために極めて重要なことです。米国通貨監督庁長官在任中、デューガン氏は、金融危機やその後の不況の中で当局を主導し、その結果として、国内の銀行に対して数多くの規制、監督および法制上の措置が取られることとなりました。コヴィントン&パーリング法律事務所の元パートナーとしては、デューガン氏は、取締役会を含めた金融機関を顧客として、ドッド・フランク法の施行をはじめとする、金融危機後の規制要件の高まりに伴って生じた多様な問題について助言を行いました。国際舞台においては、デューガン氏は、「パーゼル」規制基準を策定したパーゼル銀行監督委員会の委員、銀行・証券・保険の監督者によるジョイント・フォーラムの議長、金融安定理事会の主要メンバー、そして株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループのグローバル・アドバイザー・ボードの委員を歴任することにより、重要な専門性と見識を深めました。また、デューガン氏は、財務会計基準審議会および政府会計基準審議会を監督する財務会計財団の理事を5年間務めたことで、会計問題についても貴重な見地を深めました。</p>

氏名	地位、主たる職業、略歴、取締役就任状況
<p>ダンカン・P・ヘンス</p> <p>シティグループ取締役 2013年以降</p> <p>シティバンク、エヌ・エイ取 締役 2013年以降</p> <p>他の公開会社での取締役就任 状況：</p> <p>ルネサンスリー・ホールディ ングス・リミテッド</p> <p>過去5年以内における他法人 での取締役就任状況：</p> <p>シンコラ・ホールディン グス・リミテッド</p> <p>その他の活動状況： なし</p>	<p>アトレビダ・パートナーズLLC共同創立者およびパートナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アトレビダ・パートナーズLLC共同創立者およびパートナー 2007年6月から現在 ・プロモントリー・フィナンシャル・グループ共同創立者およびパートナー 2000年から2006年 ・ソロス・ファンド・マネージメント最高経営責任者 1999年から2000年 ・バンカーズ・トラスト社エグゼクティブ・バイス・プレジデントおよび財務役 1987年から1999年 ・アーサー・アンダーセン社監査部長 1979年から1987年
	<p>技能・資格</p> <p>ヘンス氏は、金融サービス業界において豊富な経験を有する金融の専門家であり、報酬、金融サービス、リスク管理、財務報告、法人業務、規制・コンプライアンスの各分野における同氏の豊富な専門知識により、取締役候補として指名されました。シティは重要な法人業務を行っており、適切なリスク管理の確保を要する国際的な金融サービス企業であるため、ヘンス氏のように法人業務およびリスク管理経験の豊富な執行役員を有することにより、取締役会は、法人業務およびリスク管理部門について見識に基づく監督を行うことができます。アトレビダ・パートナーズLLCの共同創立者としての任務、ならびにプロモントリー・フィナンシャル・グループおよびバンカーズ・トラスト社におけるこれまでの経験により、ヘンス氏は、金融サービス、規制コンプライアンス、法人および投資銀行、ならびに有価証券取引業務において多岐にわたる技能と広範囲に及ぶ経験を培いました。ヘンス氏は、バンカーズ・トラスト社では、ロングターム・キャピタル・マネジメントの株式資本再構成に参加した14の企業からなる連合であるオーバーサイト・パートナーズIの委員長を務めました。オーバーサイト・パートナーズIの委員長として、ヘンス氏は信用・リスク管理および人事関係において実績を積み上げました。ソロス・ファンド・マネージメントの最高経営責任者としての立場では、ヘンス氏は裁定取引活動を含む投資、運営基盤および取引において実績を積み上げました。公認会計士としての実績により、監査、財務報告およびリスク管理専門家としての実績も得ています。</p>

氏名	地位、主たる職業、略歴、取締役就任状況
ピーター・B・ヘンリー シティグループ取締役 2015年以降	ニューヨーク大学レナード・N・スターン・スクール・オブ・ビジネス名誉学部長 兼経済金融学科 W・R・パークリー教授 ・ニューヨーク大学レナード・N・スターン・スクール・オブ・ビジネス名誉学部長兼経済金融学科 W・R・パークリー教授 2017年12月から現在 ・ニューヨーク大学レナード・N・スターン・スクール・オブ・ビジネス学部長 2010年1月から2017年12月 ・スタンフォード大学教員 1997年から2009年 ・アメリカ国立科学財団研究員 1993年から1996年
他の公開会社での取締役就任状況：ナイキ・インク	
過去5年以内における他法人での取締役就任状況：	
ゼネラル・エレクトリック・カンパニー、クラフト・フーズ・インクおよびクラフト・フーズ・グループ・インク（2012年10月に2社に分社）	
その他の活動状況： 英米経済協議会、全米経済研究所（役員）、ニューヨーク・エコノミック・クラブ（評議員）およびニューヨーク連邦準備銀行（経済諮問委員）	技能・資格 ヘンリー氏は、優れた学者かつ経験豊かな国際的エコノミストであり、国際事業または経済、金融サービス、リスク管理、財務報告、法人向け事業、人材管理およびコーポレート・ガバナンスの各分野における広範な専門知識により、取締役候補に指名されました。ヘンリー氏は、高名な国際的エコノミストとして、当社の戦略の焦点となる新興市場に関する有意義な見解を取締役に提供するほか、レナード・N・スターン・スクール・オブ・ビジネス学部長としての立場から得た経験により、広報、財務および経営に関する事項について、取締役会の議論に重要な意見を提供することができます。ナイキ・インクを取締役会ならびに社会的責任および持続可能性委員会およびガバナンス委員会のメンバーとして、消費者業務の環境、持続可能性の問題およびガバナンスに関する貴重な見識を有しています。オバマ大統領の政権移行作業チームによる国際的融資機関の見直しにおいて主導的立場を担ったことや、発展途上および新興市場についての経済顧問として従事したこと等の政府顧問としての経験から、国際事業および金融サービスに関する貴重な見識を有しています。ヘンリー氏は、世界の成熟市場および新興市場の両方において企業および政府が直面する問題について確固たる見識を有する等、大規模な私立大学で経営のリーダーシップを担ったことにより獲得した貴重な見識を活かし、これを取締役に提供します。

氏名	地位、主たる職業、略歴、取締役就任状況
<p>S・レスリー・アイルランド</p> <p>シティグループ取締役 2017年以降</p> <p>シティバンク、エヌ・エイ取 締役 2017年以降</p> <p>他の公開会社での取締役就任 状況： なし</p> <p>過去5年以内における他法人 での取締役就任状況： なし</p> <p>その他の活動状況： インテリジェンス・アンド・ ナショナル・セキュリティ・ アライアンス（INSA）（金融 脅威協議会会長）およびザ・ スティムソン・センター（取 締役会）</p>	<p>元米国財務省情報分析担当次官補、国家情報長官室脅威ファイナンス担当国家情 報マネージャー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国財務省情報分析担当次官補および同局局长 2010年から2016年 ・国家情報長官室脅威ファイナンス担当国家情報マネージャー 2010年から 2016年 ・大統領日報情報担当 2008年から2010年 ・イラン・ミッション・マネージャー 2005年から2008年 ・中央情報局（CIA）長官および副長官付顧問 2004年から2005年 ・CIAにおける各種主導者、職員および分析官（機密情報） 1985年から2003年 <p>技能・資格</p> <p>アイルランド女史は、元米国財務省情報分析担当次官補および脅威ファイナ ンス担当国家情報マネージャーであり、米国内外の金融情報およびサイバー・セ キュリティー分野でのキャリアは、シティに多大な知識と専門性をもたらしま す。アイルランド女史は、法人向け業務、国際ビジネス・経済、オペレーション およびテクノロジー、規制・コンプライアンスならびにリスク管理の分野におけ る経験により、取締役候補として指名されました。米国政府において在官中、ア イルランド女史は国際経済や金融に関する情報を提供し、米国国家の安全を守る ためのインフラの発展および強化、ならびに金融情報処理に対する助言および監 督を行いました。アイルランド女史は、シティの取締役会において、サイバー・ セキュリティやマネー・ロンダリングをはじめとする、官民両セクターの機関 が直面している金融の脅威に対する見識や考え方を提供することができます。社 内外のサイバー・セキュリティの脅威からのITシステムの保護、ならびに組織 内のリスクの設定および評価に関してアイルランド女史が有する専門性は、サイ バー・セキュリティおよびリスク管理のプラクティスに対する取締役会の監督 機能の強化に貢献します。</p>

氏名	地位、主たる職業、略歴、取締役就任状況
ルー・W・(ジェイ)・ ジェイコブス四世	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (PIMCO)元社長兼マネージング・ディレクター
シティグループ取締役 2018年以降	・ コマーシャル・トラスト・カンパニー会長(非執行役員) - 2020年から現在 ・ コマーシャル・トラスト・カンパニー社長(非執行役員) - 1998年から2020年 ・ PIMCO社長兼マネージング・ディレクター、執行委員会メンバー、報酬委員会メンバー、グローバル・リスク委員会委員長 - 2014年から2017年
他の公開会社での取締役就任 状況:	・ PIMCOマネージング・ディレクター、人事部門グローバル責任者 - 2008年から 2014年
なし	・ PIMCOマネージング・ディレクター、債券部門責任者(ドイツ担当) - 2006年 から2008年
過去5年以内における他法人 での取締役就任状況:	・ PIMCOエグゼクティブ・バイス・プレジデント、債券部門責任者(ドイツ担当) - 2003年から2006年
なし	・ PIMCO、CEO室 - 1998年から2003年、エグゼクティブ・バイス・プレジデント (2003年)、シニア・バイス・プレジデント(2001年から2003年)、バイス・ プレジデント(2000年から2001年)、アソシエイト(1998年から2000年)
その他の活動状況: ピーターソン国際経済研究所 (取締役)、コマーシャル・ トラスト・カンパニー(会長 兼取締役)、ジョージタウン 大学(研究員)およびワシントン 大学(理事)	技能・資格 ジェイコブス氏は、経験豊富な金融サービスの専門家であり、人事、報酬、財務報告、法人向け事業、人材管理およびリスク管理の各分野における豊富な専門知識を有しているため、取締役候補者として指名されました。シティは、大規模な法人向け事業および大規模で多様な従業員を擁する国際的な金融サービス企業であることから、広範な人事部門の経験を有するジェイコブス氏は、シティの最も重要な要素の一つである従業員に対して十分な見識に基づいた監督を行うための取締役会の能力を強化します。同氏は、執行役員チームおよび世界中の大勢の従業員の監督および管理、債券商品の開発およびマーケティング、ならびに財務と戦略のイニシアチブを統合させることについて責任を有しています。これまでの経験により、ジェイコブス氏は当社取締役会に、国際的な金融サービス業界に関する理解や、役員報酬を含む執行役員の監督に関する見解と指導を提供する経験をもたらし、また、複雑なグローバル業務を展開する大企業が直面する課題とリスクに対する監督機能を与えてくれます。ジェイコブス氏は、自身の金融の専門知識により、会計および企業財務をはじめとして、当社の運営および財務の分野における重要な見解を提供することができます。

氏名	地位、主たる職業、略歴、取締役就任状況
レネ・J・ジェームズ	アンペア・コンピューティング会長兼最高経営責任者、カーライル・グループ、オペレーティング・エグゼクティブ
シティグループ取締役 2016年以降	・アンペア・コンピューティング会長兼最高経営責任者 2018年2月から現在 ・カーライル・グループ、オペレーティング・エグゼクティブ 2016年2月から現在
他の公開会社での取締役就任 状況：	・インテル・コーポレーション元社長 2014年から2016年 ・インテル・ソフトウェア・アンド・サービス・ビジネスのエグゼクティブ・ バイス・プレジデント兼グループGM責任者 2004年から2013年
オラクル・コーポレー ション、サーバー・コーポレ ーション、ボーダフォン・グ ループ・ピーエルシー	・インテル、マイクロソフト・プログラム・オフィスのグループ・バイス・プレ ジデント兼セールス・アンド・マーケティング部門ジェネラル・マネー ジャー、グループおよびジェネラル・マネージャー 2001年から2004年 ・インテル・オンライン・ソリューションズのディヴィジョン・チーフ・オペ レーティング・オフィサー 1999年から2001年
過去5年以内における他法人 での取締役就任状況：	・インテルのチーフ・スタッフ、アンドリュウ・グローブ会長兼CEO 1995年か ら1999年
その他の活動状況：	
国家安全保障通信諮問委員会 (議長)およびオレゴン大学 (理事)	技能・資格 ジェームズ女史は、大規模かつ多岐にわたる国際業務の経験を有し、テクノロジー分野担当のリーダーを長年にわたって務めています。業務執行役員として秀でた存在であるジェームズ女史は、テクノロジー、リスク管理、人材管理、国際事業および消費者業務の各分野における専門知識により、取締役候補として指名されました。また同氏は、テクノロジー分野担当の執行役員としても秀でた存在であり、大規模かつ複雑でグローバルなオペレーションの管理において多岐にわたる国際的経験を有しています。ジェームズ女史は、インテルのテクノロジー分野担当執行役員としての28年間のキャリアを通じて、また、民間のテクノロジー企業であるアンペア・コンピューティングの会長兼最高経営責任者やカーライル・グループのメディアおよびテクノロジー・プラクティスでの業務執行役員としての現在の任務ならびに米国大統領直属の機関である国家安全保障通信諮問委員会の議長として、サイバー・セキュリティおよび最先端技術に関する広範な専門知識を培いました。かかる技能は、サイバー脅威に直面している業界のメンバーであり、イノベーションおよび新技術を取り入れている企業であるシティにとって、特に重要です。ジェームズ女史は、インテルでのキャリアおよびその他の著名な国際的企業(オラクル・コーポレーション、サーバー・コーポレーションおよびボーダフォン・グループ・ピーエルシー)の取締役就任を通じて、個人部門のリスク管理およびコーポレート・ガバナンスの問題における執行役員としての経験を積みました。

氏名	地位、主たる職業、略歴、取締役就任状況
<p>ゲリー・M・ライナー</p> <p>シティグループ取締役 2013年以降</p> <p>他の公開会社での取締役就任 状況：</p> <p>ヒューレット・パカード・ エンタープライズ・カンパ ニー</p> <p>過去5年以内における他法人 での取締役就任状況： ボックス・インク</p> <p>その他の活動状況： なし</p>	<p>ゼネラル・アトランティック・エル・エル・シー経営パートナー</p> <p>・ゼネラル・アトランティック・エル・エル・シー経営パートナー 2010年9 月から現在</p> <p>・ゼネラル・エレクトリック・カンパニー、シニア・バイス・プレジデント兼最 高情報責任者 1996年から2010年</p> <p>・ボストン・コンサルティング・グループ、パートナー 1986年から1991年</p> <hr/> <p>技能・資格</p> <p>ライナー氏は経験豊富な経営者であり、同氏の経営および技術、財務報告、報 酬、コーポレート・ガバナンス、国際事業ならびに消費者業務の各分野における 広範な経験により、取締役候補として指名されました。ゼネラル・アトラン ティック・エル・エル・シーの経営パートナーとしての現在の任務の中で、技術 および管理における専門知識を広げました。ゼネラル・エレクトリックの最高情 報責任者としての在職中に、同氏は大規模かつ複雑な多国籍経営の管理において 広範囲な実績を積み、国際的な消費者および法人顧客基盤に対する技術革新、戦 略計画の策定およびマーケティングを発展させてきました。また、技術事業の戦 略的問題およびサイバー・セキュリティ問題への助言に注力したボストン・コ ンサルティング・グループのパートナーとしての長年にわたる業務を通じ、ITに ついて重要な知識と見識を有しています。ライナー氏の革新技術リーダーとし ての実績は、21世紀の金融サービス企業の運営に固有の業務、技術およびサイ バー・セキュリティに関する課題に当社が対応することに役立てられています。 ヒューレットパカード社取締役会での業務を通じて、同氏は指名、統治お よび社会的責任委員会の委員長としてさらなるリーダーシップを身につけ、コ ーポレート・ガバナンスの専門性を獲得しました。</p>

氏名	地位、主たる職業、略歴、取締役就任状況
<p>ダイアナ・L・テイラー</p> <p>シティグループ取締役 2009年以降</p> <p>他の公開会社での取締役就任状況： ブルックフィールド・アセット・マネジメント</p> <p>過去5年以内における他法人での取締役就任状況： ブルックフィールド・オフィス・プロパティーズ、サザビーズ</p>	<p>ニューヨーク州銀行元監督官</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソレラ・キャピタル・エルエルシー副会長 2014年7月から2018年 ・ウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピーマネージング・ディレクター 2007年から2014年 ・ニューヨーク州銀行監督官 2003年から2007年 ・ニューヨーク州パタキ知事副秘書官 2002年から2003年 ・ロングアイランド電力公社最高財務責任者 2001年から2002年 ・キースパン・エナジー、バイス・プレジデント 1999年から2001年 ・ニューヨーク州パタキ知事秘書官補佐 1996年から1999年 ・ミュリエル・シーバート・アンド・カンパニーエグゼクティブ・バイス・プレジデント 1993年から1994年 ・エム・アール・ビール・アンド・カンパニー社長 1988年から1993年および1995年から1996年
<p>その他の活動状況： Accion（会長）、コロンビア大学経営大学院（監督者会議委員）、ガールズ・エデュケーショナル&メントリング・サービス（GEMS）（委員）、ハドソン・リバー・パーク・トラスト（会長）、フレンズ・オブ・ハドソン・リバー・パーク、アイディアズ42、国際女性保健連合、マイルマン公衆衛生大学院（監督者会議委員）、ジ・アフター・スクール・コーポレーション（メンバー）、ニューヨーク・エコノミック・クラブ、外交問題評議会（評議委員）、ホット・ブレッド・キッチン（取締役会会長）およびコールド・スプリング・ハーバー・ラボ（メンバー）</p>	<p>技能・資格</p> <p>テイラー女史は、経験豊富な金融サービス業界のエグゼクティブであり、規制当局者でもあります。同氏は、金融サービス、法人業務、規制・コンプライアンス、リスク管理、法人関連業務、報酬、コーポレート・ガバナンス、法務の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。シティの取締役会が監督する銀行業務および規制関係は、テイラー女史が非常に精通する分野です。また、シティの取締役会は、広報を含む報酬プログラムおよびガバナンスについても監督していますが、この分野でもテイラー女史の貴重な見地が取締役会の監督の強化に活用されます。同氏は、ニューヨーク州銀行局銀行監督官を務めた経験から、銀行規制およびリスク管理において幅広い経験を有しています。同氏の金融サービスおよび法人業務の経験には、ソレラ・キャピタル・エルエルシーの副会長、ファンド運用会社であるウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピーのマネージング・ディレクター、総合サービス投資銀行であるエム・アール・ビール・アンド・カンパニーの設立パートナー兼社長として、プライベートエクイティ、ファンド運用および投資銀行業での深い経験が含まれます。テイラー女史はまた、ロングアイランド電力公社の最高財務責任者を務めました。さらに、サザビーズの報酬委員会、ブルックフィールド・プロパティーズの統治委員会での任務、Accionおよびハドソン・リバー・パーク・トラストの会長、ならびにニューヨーク・ウィメンズ・ファウンデーションおよびグレーター・ニューヨークYMCAの元会長としての任務を通じて、法人関連業務、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務における知識をさらに積み重ねています。</p>

氏名	地位、主たる職業、略歴、取締役就任状況
ジェームズ・S・ターレー	アーンスト・アンド・ヤング元会長兼最高経営責任者
シティグループ取締役 2013年以降	・アーンスト・アンド・ヤング会長兼最高経営責任者 2001年から2013年6月 ・アーンスト・アンド・ヤング地区マネージング・パートナー 1994年から2001年
シティバンク、エヌ・エイ取締役 2013年以降	
他の公開会社での取締役就任状況：	
エマーソン・エレクトリック・カンパニー、ノースロップ・グラマン・コーポレーションおよびプレシゲン・インク	技能・資格 ターレー氏は、元アーンスト・アンド・ヤングのグローバル会長兼最高経営責任者で、彼の米国内外での会計士としての類稀なキャリア、ならびに彼の大手公認会計事務所を率いた幹部としての経験から得られた見識と専門性を当社にもたらしました。ターレー氏は、財務報告、法務、法人関連業務、国際事業、人材管理、規制コンプライアンス、リスク管理の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。ターレー氏は監査委員会の委員長として、またリスク管理委員会の委員として、財務報告、規制問題、コンプライアンス、内部監査、法律問題およびリスクに対する取締役会による監督に大きく寄与します。アーンスト・アンド・ヤングの会長兼最高経営責任者を務める中で、同氏は報酬、訴訟および法人関連業務分野において重要な専門知識を培ってきました。キャタリストの元取締役会長であるターレー氏は、多様性における第一人者として知られ、女性にとって平等な市場の参加をサポートし、また、アーンスト・アンド・ヤングで監督していた女性経営企業の戦略的開発を可能にした革新的なプログラムにより、クリスタル・リーダーシップ・アワードという名誉ある賞を受賞しました。当社に対し、多様性に関する問題について指導してくれます。
過去5年以内における他法人での取締役就任状況：	
なし	
その他の活動状況：	
ボーイスカウトアメリカ連盟（理事長）、ボーイスカウトグレーター・セントルイス連盟（理事会メンバー）、世界スカウト財団（理事会メンバー）、テアトル・フォワード（取締役）、セントルイス市立劇場協会（理事会メンバー）およびフォレスト・パーク・フォーエバー（理事会メンバー）	

氏名	地位、主たる職業、略歴、取締役就任状況
デボラ・C・ライト	カーバー・バンコープ・インク元会長
シティグループ取締役 2017年以降	・ロックフェラー財団U.S. ジョブズ・アンド・エコノミック・オポチュニティー マネージング・ディレクター - 2018年から2020年
シティバンク、エヌ・エイ取 締役 2019年以降	・カーバー・バンコープ・インク会長 2005年から2016年 ・カーバー・バンコープ・インクおよびカーバー連邦貯蓄銀行社長兼最高経営責 任者 1999年から2014年 ・アッパー・マンハッタン・エンパワメント・ゾーン・ディベロップメント・ コーポレーション、再開発ファンド社長兼最高経営責任者 1996年から1999 年
他の公開会社での取締役就任 状況： なし	・住宅保全開発局長官 1994年から1996年 ・ニューヨーク市住宅公団委員会メンバー 1992年から1994年およびニュー ヨーク市都市計画委員 1990年から1992年
過去5年以内における他法人 での取締役就任状況： カーバー・バンコープ・イン ク、タイム・ワナー・イン クおよびボヤ・ファイナン シャル・インク	技能・資格 ライト女史は、金融サービス業界において執行役員としての豊富な経験を有し、金融サービス、消費者業務、リスク管理、法人関連業務、財務報告、規制・コンプライアンスの各分野における同氏の卓越した役割により、取締役候補者として指名されました。広範な個人向け業務を行い地域開発に貢献している厳しく規制された金融サービス企業であるシティにとって、金融サービス業界において優秀な経歴を持ち、地域開発について知識があり、貢献しているライト女史のような取締役を有することは強みになります。カーバー・バンコープ・インクおよびカーバー連邦貯蓄銀行での会長兼最高経営責任者としてライト女史が得た個人および商業向け銀行業務、戦略的計画、マーケティング、規制コンプライアンス、財務報告および人事に関する重要な経験は、シティの指導力の向上に資するものであり、組織、プロセス、戦略およびリスク管理に対する実務的な理解を示すものです。同女史は、ロックフェラー財団のU.S. ジョブズ・アンド・エコノミック・オポチュニティーのマネージング・ディレクターの職務を通じ、法人関連業務についての貴重な見識を深めました。同女史は、タイム・ワナー・インクでの監査・財務委員会の委員長として、財務報告における経験を培いました。ボヤ・ファイナンシャル・インクの元取締役会メンバーとして、また、それ以前のクラフト・フーズ・インクでの長期間にわたる勤務から、同女史は消費者向け事業における視点および深い知識を有しており、これをシティに提供します。
その他の活動状況： メモリアル・スローン・ケタ リング（理事）	

氏名	地位、主たる職業、略歴、取締役就任状況
<p>アレクサンダー・R・ ワイネズ</p> <p>シティグループ取締役 2019年以降</p> <p>他の公開会社での取締役就任 状況：</p> <p>エール・フランス・KLM</p> <p>過去5年以内における他法人 での取締役就任状況： なし</p> <p>その他の活動状況： アムステルダム大学メディカ ル・センター、ジュネーブ協 会、アムステルダム国立美術 館</p>	<p>エイゴンN.V.最高経営責任者兼執行委員会会長*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エイゴン最高経営責任者兼執行委員会会長 - 2008年から現在 ・エイゴン最高執行責任者 2007年から2008年 ・エイゴン、グループ事業開発シニア・バイス・プレジデント、エグゼクティブ・バイス・プレジデント 1997年から2007年 ・エイゴン、様々な役職 1992年から1997年 ・ABN アムロ（アムステルダム）、様々な役職 1984年から1992年 <p>技能・資格</p> <p>ワイネズ氏は、経験豊富な経営幹部であり、消費者業務および金融サービス、国際事業、国際経済、規制・コンプライアンスならびにリスク管理の分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。ワイネズ氏は、30年以上の保険事業および国際金融の分野での経験を通じて、国際事業、消費者向け事業、リスク管理および規制コンプライアンスにおける貴重な専門技能を培ってきました。ワイネズ氏は、その経歴により、特にシティが大きなプレゼンスを有するヨーロッパ、中東およびアジアの地域において国際的な視野、地政学的洞察力、国際的で高度に複雑な大規模事業におけるリーダーとしての経験を有しています。エール・フランス・KLMを含む公開会社の取締役としての勤務を通じ、様々な業界の複雑で大きな公開会社を監督する取締役レベルの経験に基づき、同氏はコーポレート・ガバナンスおよびリスク管理についての理解があります。厳しく規制される業界の会社のリーダーとしての経験により、同氏は、広範な規制制度下で複雑な事業を運営する貴重な専門技能を有しています。</p> <p>* エイゴンN.V.は、ワイネズ氏が2020年5月15日付でエイゴンN.V.の最高経営責任者兼執行委員会会長を退任することを発表しました。</p>

氏名	地位、主たる職業、略歴、取締役就任状況
<p>エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン</p> <p>シティグループ取締役 2010年以降</p> <p>他の公開会社での取締役就任状況： アルコア・コープ</p> <p>過去5年以内における他法人での取締役就任状況： グルボ・ブリザおよびプロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー</p> <p>その他の活動状況： BP（国際諮問委員会委員）、クレディ・スイス・リサーチ・インスティテュート（アドバイザー）、G30（メンバー）、天然資源管理機構（理事長）およびローリエイト国際大学連盟プレジデントシャル・カウンセラー</p>	<p>イエール大学グローバリゼーション研究センターディレクター、国際政治経済学教授</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イエール大学グローバリゼーション研究センターディレクター、国際政治経済学教授 2002年9月から現在 ・メキシコ大統領 1994年から2000年 ・メキシコ国政府教育省長官 1992年から1993年 ・メキシコ国政府経済計画・予算担当長官 1988年から1992年 ・メキシコ国政府予算担当次官 1987年から1988年 ・メキシコ中央銀行エコノミスト、経済リサーチ部門副部長、FICORCA長官、次官 1978年から1987年
	<p>技能・資格</p> <p>セディージョ・ボンセ・デ・レオン氏は、元メキシコ大統領であり、熟達したエコノミストであり、学者です。同氏は、国際事業および経済、法人関連業務、リスク管理、コーポレート・ガバナンスの各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。メキシコで重要な事業を行う金融サービス企業であるシティは、取締役会においてセディージョ・ボンセ・デ・レオン氏からメキシコの事業、政治、規制および経済環境についてのより深い理解を享受することができます。メキシコ中央銀行勤務（1978年から1987年）、メキシコ政府予算担当次官（1987年から1988年）、同経済計画予算担当長官（1988年から1992年）、そしてメキシコ大統領（1994年から2000年）等、広範な政府関係役職の経験、グローバリゼーション研究センターのディレクター、イエール大学の国際政治経済学の教授および国際地域研究の教授としての役割を含む学界での経験を通じて、同氏は、国際事業、規制コンプライアンス、リスク管理の各分野において幅広い経験を有しています。また、グローバル・デベロップメント・ネットワークの会長、世界銀行グループのガバナンスの現代化に関するハイレベル委員会の委員長、G30のメンバー、BPおよびザ・コカ・コーラ・カンパニー各社の国際評議会の評議員としての職務を通じて、国際事業、法人関連業務において広範囲にわたる経験を有しています。セディージョ・ボンセ・デ・レオン氏は、アルコア・コープの取締役として監査委員会と公募委員会の委員、プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニーの統制・公共責任委員会委員、またスペインのグルボ・ブリザの革新・技術委員会の委員、ユニオン・パシフィック・コーポレーションの元取締役として監査委員会と財務委員会の委員、EDSの元取締役として統制委員会の委員、さらに2017年11月まではスペインのグルボ・ブリザの取締役として統制委員会の委員長を歴任したことから、リスク管理、コーポレート・ガバナンス、法人関連業務における経験をj得ています。</p>

シティグループの業務執行役員（上記「シティグループの取締役」に記載したものを除きます。）

氏名 / 役職	生年月日	任期	株式の保有状況 ⁽¹⁾ (2020年4月21日現在) (株)
ピーター・パベイ アジア・パシフィック地域最高経営責任者	1963年5月24日	該当なし	71,113
マーク・キャラワン チーフ・コンプライアンス・オフィサー	1952年12月17日	該当なし	49,400
フランシスコ・フェルナンデス・デ・イバラ インスティテューショナル・クライアント・グループ最高経営責任者	1961年12月26日	該当なし	632,862
ジェーン・ナインド・フレイザー シティ社長兼グローバル個人金融部門最高経営責任者	1967年7月13日	該当なし	245,944
ブラッドフォード・フー チーフ・リスク・オフィサー	1963年5月20日	該当なし	110,065
デイビッド・リビングストン ヨーロッパ・中東・アフリカ地域最高経営責任者	1963年6月3日	該当なし	82,979
マーク・メイスン シティグループ・インク最高財務責任者	1969年6月24日	該当なし	88,859
メアリー・マクニフ シティバンク、エヌ・エイ最高経営責任者	1970年3月9日	該当なし	26,770
エドワード・スカイラー グローバル広報部門責任者	1973年4月11日	該当なし	138,131
エルネスト・トレス・カントウ ラテンアメリカ地域最高経営責任者	1964年7月7日	該当なし	48,982
ジェフリー・R・ウォルシュ 暫定コントローラー兼暫定最高会計責任者	1957年12月21日	該当なし	21,954
サラ・ウェクター 人事部門責任者	1981年2月4日	該当なし	38,577
ローハン・ウィーラシング シティグループ、ジェネラル・カウンセル、 コーポレート・セクレタリー	1950年8月23日	該当なし	170,018
マイケル・ウィタカー エンタープライズ・オペレーション&テクノ ロジー部門責任者	1963年9月3日	該当なし	126,251

(1) 株式の種類は普通株式です。オプションは含みません。

(2) シティグループの各業務執行役員の略歴は、以下のとおりです。

ピーター・バベイ

アジア・パシフィック地域最高経営責任者

ピーター・バベイ氏は、シティ・アジア・パシフィック地域の最高経営責任者であり、シティが存在する17の国と地域のすべての事業についての責任者です。同氏は、シティのエグゼクティブ・マネジメント・チームのメンバーです。

現職に先立って、バベイ氏はファイナンシャル・インスティテューション・グループのグローバル・ヘッドとして勤務しました。バベイ氏のリーダーシップのもと、シティはセクター内でトップの地位を築き、世界中で数多くの画期的な取引に参加しました。

シティに入社する前、バベイ氏は、ドイツ銀行およびラザードで上級職を務め、北米、ヨーロッパおよびアジアの金融機関に対しアドバイスをを行いました。

バベイ氏は、プリンストン大学のウッドロー・ウィルソン・スクールの学士号（最優等（summa cum laude））、ハーバード大学の法務博士および博士号を取得しています。同氏は、ランゲヴィティ・ファウンデーション（Lungevity Foundation）の理事および外交問題評議会のメンバーです。

マーク・キャラワン

チーフ・コンプライアンス・オフィサー

マーク・キャラワン氏は、シティのチーフ・コンプライアンス・オフィサーです。キャラワン氏は、シティ全体の独立コンプライアンス・リスク管理部門の責任者であり、シティの最高経営責任者に直属しています。

キャラワン氏は、以前、内部監査（以下「IA」といいます。）部門の主席監査人およびマネージング・ディレクターを務めていました。キャラワン氏は、シティグループの監査委員会委員長に直属し、取締役会および執行役員に対し、IAによる世界のシティ全体のガバナンス、リスク管理およびコントロールに関する監査の確実な実施について責任を負いました。

シティに入社する前、キャラワン氏は、パークレイズ・グループの内部監査責任者として、パークレイズ内部監査の大規模な変革を指揮しました。それ以前は、キャラワン氏は、デロイト（英国）でホールセール金融サービス機関に対する企業保険を担当するマネージング・パートナーを務め、とりわけ規制上の要件に従ったリスク管理や内部統制の変革に関わる多様な業務に従事しました。デロイトに入社する前、キャラワン氏は、アンダーセンのグローバルな民営化・新興市場の実務を担当するマネージング・パートナーを務め、50ヶ国以上の非OECD加盟国における事業活動を監督する責任を負い、同時に統括パートナーとして世界中の金融セクターの再編と個人向け銀行の再生業務を数多く手がけました。

キャラワン氏は、アンダーセンの会計実務を行うロンドンの事務所でキャリアをスタートさせ、公認会計士の資格を取得した後、コンサルティング業を担当しました。キャラワン氏は、米国のラトガーズ大学で学士号を取得し、英国のセント・アンドルーズ大学で博士号を取得しました。同氏はまた、CFIIA、CIAおよびQIALの資格も取得しています。キャラワン氏は、国際的な内部監査人協会（以下「IIA」といいます。）の理事である英国勅許内部監査人協会の理事会に所属しており、国際的なIIAの金融サービス・ガイダンス委員会の委員長であり、米国のボーイスカウトのグレーター・ニューヨーク・カウンシルの理事会のメンバーです。

フランシスコ・フェルナンデス・デ・イバラ

インスティテューショナル・クライアント・グループ最高経営責任者

フランシスコ・フェルナンデス・デ・イバラ氏は、シティのインスティテューショナル・クライアント・グループの最高経営責任者です。インスティテューショナル・クライアント・グループは、銀行業務、資本市場およびアドバイザー業務、マーケット&セキュリティーズ・サービス業務、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション業務ならびにシティ・プライベートバンク業務を行っています。同氏は、エグゼクティブ・マネジメント・チームのメンバーおよびインスティテューショナル・クライアント・グループのリスク管理委員会の委員長であり、グルポ・フィナンシエロ・シティバナメックス・エス・エー・デ・シー・ヴィー（Grupo Financiero Citibanamex, S.A. de C.V.）の取締役を務めています。

2019年5月に現在の職務に就く前、イバラ氏は、マーケット&セキュリティーズ・サービス部門のグローバル責任者でした。同氏は1987年にマネージメント・アソシエイトとしてスペインで同行に入社しました。同氏はこれまでの職歴において、スペイン、メキシコ、シンガポール、ニューヨークおよびロンドンで勤務しました。2006年11月、同氏はグローバル債券業務の共同責任者となり、2011年にはマーケット部門のグローバル責任者に任命されました。2013年11月、同氏の担当はセキュリティーズ・サービス部門にまで広がりました。同氏は、2018年10月にインスティテューショナル・クライアント・グループの副責任者に任命されました。

イバラ氏は、スペインのバレンシア大学で経済学の学位を取得し、バルセロナのIESEでMBAを取得しました。同氏は、危険にさらされている若者が健康で生産的な生活を送るのに必要なツールやリソースを提供する新興市場国の地元組織を支援している英国のイー・エム・パワーの取締役であり、IESEビジネススクールの同窓会メンバーです。

ジェーン・ナインド・フレイザー

シティ社長兼グローバル個人金融部門最高経営責任者

ジェーン・ナインド・フレイザー女史は、シティの社長兼グローバル個人金融部門最高経営責任者です。同女史は、19ヶ国におけるリテール・バンキング、資産管理、クレジットカード、モーゲージならびに関連するオペレーションおよびテクノロジーを含む、あらゆる消費者向け事業の包括的な責任者です。同女史は、シティのエグゼクティブ・マネジメント・チームのメンバーであり、シティ・ウィメン・アフィニティ・グループの共同委員長を務めています。

現職に就任する前、2015年から2019年まで、同女史はシティ・ラテンアメリカ地域最高経営責任者でした。2013年から2015年まで、同女史は米国の個人金融部門およびコマース・バンキング業務ならびにシティモーゲージの最高経営責任者でした。2009年から2013年まで、フレイザー女史は、シティのグローバル・プライベート・バンク業務の最高経営責任者を務めました。それ以前は、フレイザー女史は、2007年から2009年までシティのストラテジーおよびM&A責任者を務めました。同女史は、2004年にシティに入社し、法人および投資銀行部門で勤務しました。

シティに入社する前、フレイザー女史は、マッキンゼー・アンド・カンパニーでパートナーを務めました。同女史は、ゴールドマン・サックスのロンドンにあるM&A部門からキャリアをスタートし、その後スペインのマドリッドにあるAsesores Bursátilesにて勤務しました。

同女史は、シティバナメックスの取締役会、ハーバード・ビジネス・スクールの学部長諮問委員会、および外交問題評議会のメンバーです。

フレイザー女史は、ハーバード・ビジネス・スクールのMBAおよびケンブリッジ大学経済学修士号を取得しています。

ブラッドフォード・フー

チーフ・リスク・オフィサー

ブラッドフォード・フー氏は、シティのチーフ・リスク・オフィサーを務めています。現在の職務において、同氏はグローバルなリスク管理部門のリーダーであり、当該部門は当社グループのリスク・ガバナンス・フレームワークを展開し、リスク選好に関して提言し、かつ事業により生じたすべてのリスクが継続して測定、検討および監督されていることを確保する責任を有しています。フー氏は、シティグループの最高経営責任者であるマイケル・コルバット氏の直属の部下であり、シティのエグゼクティブ・マネジメント・チームのメンバーです。

2013年1月に現在の職務に就く前、同氏は、シティのアジア太平洋地域のチーフ・リスク・オフィサーを務め、個人向け銀行業務、法人金融・投資銀行業務、証券およびトレーディング業務、ならびにプライベートバンキングサービス等を含む同地域の17の市場におけるすべてのシティの事業にわたる会社のリスクの管理の責任を有しました。

2008年にシティに入社する前は、フー氏は20年以上モルガン・スタンレーで勤務し、モルガン・スタンレー台湾の最高経営責任者を務め、その他にも会社経営部門、グローバル・エクイティ部門、グローバル・キャピタル・マーケット部門および投資銀行部門において数々のシニアリーダーシップの役割を果たしました。フー氏は、香港、東京および台北にて勤務・在住しながら、アジアにおいて15年以上の経験を積みました。

フー氏は、グローバル・アソシエーション・オブ・リスク・プロフェッショナルの評議員会会長であり、アジア・ソサエティーの評議員会およびアメリカ金融博物館の評議員会にも所属しています。同氏は、ニューヨーク連邦準備銀行のフィナンシャル・アドバイザー・ラウンドテーブルのメンバーであり、エイモス・タック経営大学院の諮問委員会のメンバーです。

フー氏はマサチューセッツ工科大学で電気工学およびコンピューター・サイエンスの理学学士号および理学修士号（専門分野は経済学）を取得して1985年に卒業し、また、ダートマス大学のエイモス・タック経営大学院ではエドワード・タック奨学生となり、きわめて優秀な成績でMBAを取得しました。

デイビッド・リビングストン

ヨーロッパ・中東・アフリカ地域最高経営責任者

デイビッド・リビングストン氏は、2019年2月にシティのヨーロッパ・中東・アフリカ（EMEA）地域の最高経営責任者に任命されました。この役職において、同氏は、ヨーロッパ・中東・アフリカ地域におけるシティの事業について責任を有しています。シティは、ヨーロッパ・中東・アフリカ地域の55ヶ国に拠点を置き、51を超える国々で事業を行っています。

リビングストン氏は、シティのエグゼクティブ・マネジメント・チームのメンバーであり、最高経営責任者のマイケル・コルバット氏の直属の部下です。

現在の職務に就く前、リビングストン氏は、2016年6月からオーストラリアおよびニュージーランドのシティのカントリー・オフィサーを務めました。当該職務において、同氏は、事業戦略の策定および実施、顧客との関係促進、リスク管理および統制、ならびに当該地域におけるシティの評判の向上および保護等、オーストラリアおよびニュージーランドにおけるシティの事業について責任を有しました。同氏は、アジア太平洋地域のエグゼクティブ・マネジメント・チームのメンバーでもありました。

リビングストン氏は、シティに入社する前、クレディ・スイスでヨーロッパ・中東・アフリカ（EMEA）地域の投資銀行およびキャピタル・マーケット部門の副会長ならびに同グループのヨーロッパにおける主要な事業体であるクレディ・スイス・インターナショナルおよびクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッドの取締役を務めました。同氏はまた、当該地域のM&A事業の責任者を務めました。また、2010年から2013年までクレディ・スイス・オーストラリアの最高経営責任者も務めました。

2007年にクレディ・スイスに入社する前、リビングストン氏は、HSBCでマネージング・ディレクター兼ヨーロッパ・中東・アフリカ地域のインベストメント・バンキング・アドバイザーの責任者を務めました。それ以前に、同氏はゴールドマン・サックスで16年間、ヨーロッパ産業事業の責任者、アジア（日本を除く）のM&A業務の責任者およびオーストラリアの投資銀行業務の責任者等、様々な上級職を歴任しました。

同氏は法人・投資銀行業務（特に国際的なM&A取引、資金調達および企業再編）、プライベート・バンキング業務、個人向け銀行業務ならびに総括経営において広範囲な実績を積んでいます。

リビングストン氏は、シドニーのマッコーリー大学で経済学の名誉学士号を取得し、ケンブリッジ大学ジーザス・カレッジで法学の修士号を取得しています。

マーク・メイスン

シティグループ・インク最高財務責任者

マーク・メイスン氏は、2019年2月にシティの最高財務責任者に指名されました。同氏は当社の財務管理について責任を有し、またシティの経費管理およびシティ・ベンチャー・イニシアチブを指揮しています。シティの最高財務責任者に指名される前は、メイスン氏はシティのインスティテューショナル・クライアント・グループ（ICG）の最高財務責任者、ならびにシティの包括的資本分析およびレビュー（CCAR）の計画提出プロセスを担当する執行役員を務めました。

メイスン氏は、2001年にシティに入社し、シティ・プライベートバンク最高経営責任者、シティ・ホールディングス最高経営責任者、ならびにシティのグローバル・ウェルス・マネジメント部門の最高財務責任者および同部門の戦略・M&A担当責任者を含む複数の運営、戦略および財務の幹部執行役に就任してきました。

シティに入社する前には、メイスン氏は、ルーセント・テクノロジーの戦略および事業開発部門の取締役を務めていました。同氏は、マラコン・アソシエーツの戦略コンサルタントとして数年間勤務し、株主価値を最大化する戦略の策定のため、フォーチュン100企業の多くと仕事をしました。また、メイスン氏は、ゴールドマン・サックスでの投資銀行業務の経験も有しています。

メイスン氏は、2010年3月からプライメリカ・インクの取締役を務めています。同氏は、ハーワード大学でファイナンス分野の経営学士号を取得し、優秀な成績で卒業しており、現在は同大学の理事を務めています。また、同氏は、ハーバード・ビジネス・スクールでもMBAを取得しています。

メアリー・マクニフ

シティバンク、エヌ・エイ最高経営責任者

メアリー・マクニフ女史は、2019年4月にシティバンク、エヌ・エイの最高経営責任者に就任しました。シティバンク、エヌ・エイは、シティの資産合計の約75%を占め、米国を含む（メキシコは除きます。）95の国と地域で事業活動を行っています。シティバンク、エヌ・エイは、主に、抵当貸付、クレジットカード、リテール・バンキング業務関連の商品およびサービス、法人貸付業務、コマーシャル・バンキング業務、キャッシュ・マネジメント業務、トレード・ファイナンスおよびe-コマース商品およびサービスならびにプライベート・バンキング業務関連の商品およびサービスを提供しています。最高経営責任者の職務に加え、マクニフ女史は、シティ全体の重要な改善イニシアチブのプロジェクト管理を主導し、シティのビジネスプラクティス委員会の委員長も務めています。

現在の職務に就く前、マクニフ女史は、ガバナンス、リスク管理および統制環境の独立的評価の業務を含む内部監査部門の主席監査人を務めました。当該職務において、同女史は、現在のリスクおよび顕在化しつつあるリスクを特定し、組織の安全性および健全性を確保するために、上級経営陣および取締役、特に監査委員会のメンバーと連携して業務を行いました。

主席監査人を務める前、マクニフ女史は組織内で複数の指導的役割を果たしました。特に、同氏は内部監査部門でグローバル・トランスフォーメーションへの取組みを指揮し、グローバル個人金融部門の主席監査人およびインスティテューショナル・クライアント・グループの暫定主席監査人を務めました。さらに、同氏は、シティグループのラテンアメリカおよびメキシコのチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー（CAO）であり、最適な結果を得るために、当該地域全体のリスク・ガバナンス・フレームワークや統制を変革する戦略的イニシアチブの構築および実施を担当しました。

2012年にシティに入社する前、マクニフ女史は、英国の大手個人向け銀行の一つであるロイズ・バンキング・グループの変革担当マネージング・ディレクターでした。この職務において、同氏は、6,300万件の顧客名簿に関わるヨーロッパ最大のデータ移行の主要部分を指揮しました。ロイズ入社前、同氏は、バークレイズおよびJPモルガンの内部監査リーダーシップチームの主要メンバーでした。

同氏は、その職歴を通して、組織を良い方向に変革した複雑かつグローバルな取り組みを行うと同時に、リスクおよび統制部門の業務改革に注力してきました。同氏は、金融商品、投資銀行業務および個人向け事業を含む金融サービス業界における幅広い国際的な経験により、香港、シンガポール、オーストラリア、ロンドン、ラテンアメリカおよび米国の市場全体における大幅な改善に寄与しました。

エドワード・スカイラー

グローバル広報部門責任者

エドワード・スカイラー氏は、2010年5月にグローバル広報部門のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼責任者としてシティに入社しました。スカイラー氏は最高経営責任者に直属し、コミュニケーション、政府関連事項、ブランディング&スポンサーシップ、サステナビリティ、地域投資および開発、シティの地域再投資法（CRA）遵守ならびにシティの環境・社会・ガバナンス（ESG）報告等、シティの評価を形成する主要な部署を監督しています。スカイラー氏は、エイビエイション、顧客および社内イベントの管理ならびに会議ユニットを含む一定のコーポレートオペレーションの責任者であり、シティ・ファウンデーションの会長です。同氏はまた、IR部門および規制部門のリーダー役の一人です。

シティに入社する前の2002年から2010年まで、スカイラー氏はマイケル・R・ブルームバーグ市長政権のメンバーを務め、ニューヨーク市の運営担当副市長の地位にも就任しました。同職在任時、同氏は市の主要運営機関の業務遂行状況を監督し、また、予算、法制および労働に係る交渉の最高責任者を務めました。スカイラー氏は、安定的かつ適時の市予算のために4期連続で監督を務め、ロビー活動や政治献金（pay-to-play）の慣習を改革する法制化についての交渉を行い、また、市の911（緊急電話）システムの徹底的な見直しおよびその持続可能性の課題といった重要な施策の陣頭指揮を執りました。

運営担当副市長就任前、ブルームバーグ市長在任1期目には、スカイラー氏はプレス・セクレタリーおよびコミュニケーションズ・ディレクターを務めました。同氏は、メディア対応やスピーチの草稿執筆を含むコミュニケーション業務の全てを統括していました。ブルームバーグ政権に参加する前は、同氏はブルームバーグ・エルピーのコーポレート・コミュニケーションズ・グループにおいて勤務していました。同氏はまた、ルドルフ・W・ジュリアーニ市長のプレス・セクレタリー代理およびパークス・アンド・レクリエーション部門のパブリック・インフォメーション・ディレクターも務めていました。

スカイラー氏は、市民生活に関与し続けており、市民予算委員会の委員長を務めました。同氏はまた、ニューヨーク警察消防遺族基金のエグゼクティブ・コミッティー・メンバーであり、ザ・ペイリーセンター・フォー・メディアの理事です。

スカイラー氏はペンシルベニア大学の卒業生であり、また、フォーダム大学ロースクールの夜間部に通って法学の学位を取得しました。ニューヨーク州弁護士会会員である同氏は、グローバル・キッズ、グラハム・ウィングダム、YMCAグレーター・ニューヨーク等、複数の組織から表彰を受けています。

エルネスト・トレス・カントゥ

ラテンアメリカ地域最高経営責任者

エルネスト・トレス・カントゥ氏は、シティのラテンアメリカ地域最高経営責任者であり、シティが存在する同地域の23ヶ国におけるすべての事業の責任者です。カントゥ氏は、シティのエグゼクティブ・マネジメント・チームのメンバーです。

現職に就く前、カントゥ氏は、2014年から2019年までシティバナメックスの最高経営責任者を務めました。2012年から2014年まで、同氏はシティバナメックス・コンシューマー・バンキングの最高経営責任者として勤務しました。2006年に同氏はメキシコのリテール・バンクのプレジデントに任命されました。

カントゥ氏は、1989年にコーポレート・バンカーとしてシティバナメックスに入社しました。

カントゥ氏は、メキシコのトレオンで生まれ、モンテレイ工科大学のインダストリアル・エンジニアリングの学位、およびアトランタのジョージア州立大学のMBAを取得しました。同氏は、メキシコ・シティのモンテレイ工科大学理事会会長を務めています。

ジェフリー・R・ウォルシュ

暫定コントローラー兼暫定最高会計責任者

ジェフリー・R・ウォルシュ氏は、正式にコントローラー兼最高会計責任者が確定するまでの間の暫定コントローラー兼暫定最高会計責任者として、2020年2月25日に、任命されました。ウォルシュ氏は、2009年から2017年までの8年間コントローラー兼最高会計責任者として務め、2017年末から2019年にシティを退職する前の2019年初頭まで、独立リスク管理グループの事業再編責任者を務めました。

サラ・ウェクター

人事部門責任者

サラ・ウェクター女史は、2018年7月に、シティの人事部門のグローバル責任者に就任しました。ウェクター女史は、この職務において、採用、多様性、グローバル・ラーニングおよび人材開発、福利厚生、報酬ならびに労務に関して責任を有しています。

この職務に就く前は、ウェクター女史はシティの人材および多様性担当責任者を務め、また、シティの最高経営責任者であるマイケル・コルバット氏のチーフ・スタッフとして務めていました。ウェクター女史は、2004年にシティに初めて入社して以降、複数の職務に就いてきました。ウェクター女史は、投資銀行で勤務した後、2007年にシティの法人M&A・戦略チームに入りました。同女史はまた、リチャード・パーソンズ氏およびマイケル・オニール氏両氏のシティ取締役会会長在任当時のチーフ・スタッフも務めました。

ウェクター女史は、エモリー大学の卒業生です。

ローハン・ウィーラシング

シティグループ、ジェネラル・カウンセルおよびコーポレート・セクレタリー

ローハン・ウィーラシング氏は、2012年6月にジェネラル・カウンセルおよびコーポレート・セクレタリーとしてシティに入社しました。シティのエグゼクティブ・マネジメント・チームのメンバーとして、同氏は、事業別の法律顧問、地域別の法律顧問および企業代理の法律顧問を含むシティのグローバル・リーガル・チームを監督しています。

シティに入社する前、ウィーラシング氏は、シャーマン・アンド・スターリングのシニア・パートナーでした。世界20都市のオフィスに約900名の弁護士を擁する国際法律事務所であるシャーマン・アンド・スターリングは、企業、金融機関および政府機関を顧客に抱えています。同氏は1977年にシャーマン・アンド・スターリングに入社し、1985年にパートナーに就任、その後2005年から2012年まではシニア・パートナーとして執務しました。35年間にわたり、同氏はシャーマン・アンド・スターリングにおいて、コーポレート・ガバナンス、複雑な企業取引ならびにIPOおよび債券発行等のキャピタル・マーケットにおける募集等の分野に関して世界各国の金融機関および企業に助言し、またこれらの代理人を務めてきました。

ウィーラシング氏は、1972年にハーバード大学を卒業し、また1977年にハーバード・ビジネス・スクールおよびハーバード・ロー・スクールでMBAおよび法務博士の学位を取得しています。同氏は、カーネギー国際平和財団の理事およびクリアリング・ハウス・アソシエーションの理事会メンバーに就いています。

マイケル・ウィタカー

エンタープライズ・オペレーション&テクノロジー部門責任者

マイケル・ウィタカー氏は、インスティテューショナル・クライアント・グループ (ICG) のオペレーション&テクノロジー部門責任者として4年間務めた後、2018年11月にシティの企業インフラストラクチャー・オペレーション&テクノロジー部門責任者に任命されました。この職務において、同氏は、シティの法人向け事業における従来のプラットフォームを廃止し、システム構造を簡素化することによりICGの技術力を変革させました。

ウィタカー氏は、2009年10月にマーケット・テクノロジー部門責任者として、シティへ入社しました。入社以降、同氏は、地域最高情報管理責任者、ICGテクノロジー部門責任者ならびに2012年2月のセキュリティ&バンキング・オペレーション&テクノロジー部門責任者への就任を含む、様々な職務に就いてきました。

ウィタカー氏は、金融サービスおよびテクノロジーの分野において35年以上の経験を積んできました。同氏は以前、金利デリバティブ取引、ディーリング・ルーム管理、電子取引ソリューション、シニア・テクノロジー・リーダーシップに関する職務に就いてきました。

ウィタカー氏は、シティに入社する前、ドイツ銀行およびパークレイズ・キャピタルに勤務し、国際債券、グローバル・エクイティおよびプライム・ファイナンスならびに電子商取引およびアルゴリズム取引の各部門の最高投資責任者としての職務に就いていました。

ウィタカー氏は、金融市場およびデリバティブにおいて修士号を取得しています。

[次へ](#)

取締役および執行役員の報酬および特典

取締役の報酬

当社の取締役報酬プログラムの主要な目的は、資質ある有能な人材を集めること、任務との関係で実質的に費やされる時間に相応しい支給を行うことおよび取締役と株主との間で共通の利益を共有することです。

取締役の報酬は取締役会によって決定され、指名・統治・広報委員会は、独立したアドバイザーであるFW・クックから受ける定期的なベンチマーク評価および助言に基づき、取締役会に対して勧告を行います。取締役会に対する勧告を行うにあたって、同委員会は、報酬の総合的要素および個別的要素に係る競争上の地位ならびに直接の競合他社およびそれ以外の類似組織の両方に対する支給および体系の構成を考慮します。同委員会はまた、当社の取締役会における任務を行うために求められる独自のスキルセット、取締役会および取締役会の委員会の会議に向けた準備および会議への出席との関係で集中的に費やされる時間ならびに株主および規制当局との対話等の外的貢献を考慮します。1986年の新規株式公開以来、シティは社外取締役への報酬の全部または一部を普通株式で支給し、取締役が他の株主と同様に株主としての利益を取得できるよう図っています。

2019年度においては、FW・クックが、同業他社および広範な市場慣行に関するベンチマーク評価および助言を提供しました。かかる評価および助言ならびに上記に述べた要因を考慮に入れた上で、同委員会は、現行の取締役報酬プログラムの支給体系は適切であると判断しました。

年間現金定額報酬および繰延株式報奨

社外取締役は年間現金定額報酬75,000ドルとともに150,000ドル相当の繰延株式報奨を受領しています。繰延株式報奨は、通常、年間インセンティブが上級執行役員に付与される日と同じ日に付与されます。繰延株式報奨は、通常、付与から2年を経過した日に支給可能となりますが、取締役は報奨の受領をその日より後に繰り延べることを選ぶことができます。取締役が、2年間の繰延期間の満了前かつ72歳に達するより前において、自発的に取締役会を退く場合には、当該取締役が任務を行った暦四半期数に基づいて繰延株式報奨が比例配分されます。取締役は、全部または一部の現金定額報酬を普通株式の形で受領することを選ぶことができ、当該普通株式の受領を繰り延べることを選ぶこともできます。

シティの取締役会委員会、シティバンクの取締役会およびその他の取締役会務に係る任務に対する報酬

- ・ 監査委員会、人事・報酬委員会、リスク管理委員会またはいずれかの特別委員会の委員長を務めるシティの取締役には、委員会毎に年間50,000ドルの委員長報酬を受領する権利があります。その他の委員会またはいずれかの特別委員会の委員長を務める取締役には、委員会毎に年間35,000ドルの委員長報酬を受領する権利があります。監査委員会、人事・報酬委員会、リスク管理委員会またはいずれかの特別委員会の委員を務めるシティの取締役には、委員会毎に年間30,000ドルの委員会報酬を受領する権利があります。倫理・行動・文化委員会、指名・統治・広報委員会、オペレーション・テクノロジー委員会、データ品質小委員会またはいずれかの特別委員会の委員を務めるシティの取締役には、委員会毎に年間15,000ドルの委員会報酬を受領する権利があります。取締役には、委員会報酬および委員長報酬の全部または一部を普通株式で受領することが許容されています。
- ・ コステロ女史、デソー女史、アイルランド女史、ライト女史、ヘンス氏、マクエイド氏およびターレー氏はシティバンクの取締役を務めています。シティバンクの各社外取締役には、25,000ドルを年間現金定額報酬として受領する権利があります。シティバンクの取締役会長には、年間50,000ドルの会長報酬を受領する権利があります。
- ・ シティは、取締役会および委員会の会議への出席またはその他シティの取締役としての任務の遂行に伴い発生した費用を取締役に払い戻しています。このような費用には食費、宿泊費および交通費が含まれます。
- ・ シティおよびシティバンクのすべての年間定額報酬、委員会報酬および委員長報酬は、毎年、四半期毎に分けて均等に支払われます。これらの報酬は、下記の社外取締役の報酬の表で報告されています。
- ・ テイラー女史は、シティの国際的な子会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドの取締役を務めています。

会長の報酬

シティの会長は年間報酬として500,000ドルの会長報酬を受領しますが、その金額は、シティの会長としての任務を行うために膨大な時間およびエネルギーを費やすことが求められるという認識に基づき、取締役会が2012年に決定しました。当該報酬は、全取締役を支払われる定額報酬および繰延株式報酬ならびに関連する委員長報酬および委員会報酬とは別途に支払われます。当社の現会長であるデューガン氏に対する、報酬を構成する3つの要素、すなわち、会長報酬、定額報酬および繰延株式報酬ならびに委員会報酬については、会長報酬における現金および株式の組合せの点を除き、2019年のデューガン氏に対する指名以前の慣行のまま変わりません。2019年度から、会長報酬のうち50パーセントをシティ普通株式の繰延株式として、50パーセントを現金またはシティ普通株式の繰延株式として支払います。前年の議決権代理行使参考書類（Proxy Statement）に開示されたとおり、デューガン氏は、会長に指名された際、会長報酬の最初の2つの構成要素、すなわち、500,000ドルの会長報酬ならびに全取締役が受け取る225,000ドルの定額報酬および繰延株式報酬を受け入れることに同意しました。しかしながら、デューガン氏は、同氏が委員を務めている4つの取締役会委員会、すなわち、監査委員会、指名・統治・広報委員会、人事・報酬委員会およびリスク管理委員会に加えて一部の特別委員会には積極的に参加し、シティの他の委員会の会議にもできる限り多く出席する一方、同氏が権利を有する委員会報酬を放棄しました。したがって、同氏の2019年の年間報酬総額は、2019年に開示したとおり、725,000ドルであり、2020年も変わりません。取締役会はこの金額について、会長の役職の展開および実質的に常勤の性質を有する会長の責任を踏まえて引き続き適切だと考えています。この結論に達するにあたって、取締役会は、規制環境に関するデューガン氏の豊富な経験および知識、社内外の責任に起因して費やされる時間ならびに米国内外の銀行を含む直接の競合他社およびその他の注目度の高いグローバル組織の間での同様の役職に対して支払われる報酬等、多くの要素を考慮しています。

当社が行っていること

シティの取締役報酬プログラムの大部分を、株式に連動させています。取締役に対する厳格な株式保有規則があります。1 暦年中に取締役各人への報奨対象となる株式数の上限について、取締役会のメンバーとしての任務に対して当該暦年間で当該取締役に支払われた現金報酬と合計して1 百万ドル相当を超えてはなりません。上記のとおり、執行役員でない委員長についてはより高い上限を取締役会が承認できる一方、会長に支払われるべき金額は、1 百万ドルの枠を大幅に下回ります。

当社が行っていないこと

- × シティまたはその子会社の従業員である取締役は、取締役としての任務に対して報酬を受領しません。
- × 取締役には会議費が支払われません。
- × シティは、シティの取締役向けの退職プログラムを提供しません。
- × 取締役がシティ普通株式のヘッジ取引または担保提供を行うことを認めていません。ヘッジに関する詳細情報については、上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要」- 「コーポレート・ガバナンス」に記載されるシティのヘッジ方針をご参照ください。

以下の表は、2019年度の社外取締役の報酬に関する情報を示したものです。

2019年度取締役報酬

氏名	現金で発生したまたは支払われた報酬 (ドル) ⁽¹⁾	株式報奨 (ドル) ⁽²⁾	合計 (ドル)
エレン・M・コステロ	\$ 273,750	\$ 150,000	\$ 423,750
グレース・E・デイリー	\$ 55,000	\$ 50,000	\$ 105,000
バーバラ・J・デソー	\$ 180,000	\$ 112,500	\$ 292,500
ジョン・C・デューガン	\$ 575,000	\$ 150,000	\$ 725,000
ダンカン・P・ヘンス	\$ 267,500	\$ 150,000	\$ 417,500
ピーター・B・ヘンリー	\$ 176,250	\$ 150,000	\$ 326,250
フランツ・B・ハマー	\$ 42,500	\$ 37,500	\$ 80,000
S・レスリー・アイルランド	\$ 156,250	\$ 150,000	\$ 306,250
ルー・W・(ジェイ)・ジェイコブス四世	\$ 211,250	\$ 150,000	\$ 361,250
レネ・J・ジェームズ	\$ 172,500	\$ 150,000	\$ 322,500
ユージーン・M・マクエイド	\$ 236,250	\$ 150,000	\$ 386,250
ゲーリー・M・ライナー	\$ 155,000	\$ 150,000	\$ 305,000
アンソニー・M・サントメロ	\$ 65,000	\$ 37,500	\$ 102,500
ダイアナ・L・テイラー	\$ 208,750	\$ 150,000	\$ 358,750
ジェームズ・S・ターレー	\$ 256,250	\$ 150,000	\$ 406,250
デボラ・C・ライト	\$ 142,500	\$ 150,000	\$ 292,500
アレクサンダー・R・ワイネンズ	\$ 35,000	\$ 50,000	\$ 85,000
エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン	\$ 135,000	\$ 150,000	\$ 285,000

- (1) 取締役は、現金定額報酬の全部または一部をシティ普通株式で受領することを選択することができ、さらにこの普通株式の受領を繰り延べることを選択することもできます。何名かの取締役は、株式の受領を繰り延べています。コステロ女史およびヘンリー氏は、下記の表に示すように、シティグループの2019年度の現金定額報酬および委員会報酬の全部を繰延株式で受領することを選択しました。オニール氏は、2019年1月1日にシティの取締役を退任しました。したがって、同氏は2019年には取締役の任務に対する報酬を受領していません。デューガン氏は下記の表に示すように、会長報酬の50パーセントを繰延株式に、50パーセントを現金に分けることを選択しました。ジェイコブス氏およびライナー氏は現金定額報酬を株式（100パーセント）で受領することを選択しましたが、定額報酬の受領の繰延を選択しませんでした。したがって、それぞれ3,111株および2,285株が同氏らに四半期毎（1月1日、4月1日、7月1日および10月1日）に支給されました。報奨としての株式数を決定するために用いられた株価は、各四半期の最終月の最初の10日間のニューヨーク証券取引所におけるシティグループ普通株式（連結ベース）の終値の平均値です。

氏名	現金で現在までに 支払われた報酬 (ドル)	株式で支払われる繰延報酬	
		ユニットの数	ユニットの価値
エレン・M・コステロ	\$ 25,000	3,652	\$ 248,750
グレース・E・デイリー	\$ 55,000	—	—
バーバラ・J・デソー	\$ 180,000	—	—
ジョン・C・デューガン	\$ 325,000	3,688	\$ 250,000
ダンカン・P・ヘンス	\$ 267,500	—	—
ピーター・B・ヘンリー	—	2,590	\$ 176,250
フランツ・B・ハマー	\$ 42,500	—	—
S・レスリー・アイルランド	\$ 156,250	—	—
ルー・W・（ジェイ）・ジェイコブス四世	—	—	—
レネ・J・ジェームズ	\$ 172,500	—	—
ユージーン・M・マクエイド	\$ 236,250	—	—
ゲーリー・M・ライナー	—	—	—
アンソニー・M・サントメロ	\$ 65,000	—	—
ダイアナ・L・テイラー	\$ 208,750	—	—
ジェームズ・S・ターレー	\$ 256,250	—	—
デボラ・C・ライト	\$ 142,500	—	—
アレクサンダー・R・ワイネンズ	\$ 35,000	—	—
エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	\$ 135,000	—	—

- (2) 本項目記載の価値は、ACS718に従って計算した2019年度繰延株式報奨の付与日現在の公正価値の総額を示したものです。各取締役に支払われた繰延株式数は、付与日である2019年2月14日時点で、ニューヨーク証券取引所におけるシティ普通株式の付与日直前の5取引日の終値の平均値により決定された付与価格に基づく付与日現在の公正価値となります。下記の表の金額は繰延株式報奨のみを示しており、現金定額報酬または会長報酬もしくは委員長報酬の代わりに付与された株式報奨は含まれていません。この繰延株式報奨の付与日現在の公正価値は、下記のとおりです。

取締役	2019年度に 付与された 繰延株式 (株)	付与日現在 の公正価値 (ドル)
エレン・M・コステロ	2,402	\$ 150,000
グレース・E・デイリー*	724	\$ 50,000
バーバラ・J・デソー*	1,657	\$ 112,500
ジョン・C・デューガン	2,402	\$ 150,000
ダンカン・P・ヘンス	2,402	\$ 150,000
ピーター・B・ヘンリー	2,402	\$ 150,000
フランツ・B・ハマー*	600	\$ 37,500
S・レスリー・アイルランド	2,402	\$ 150,000
ルー・W・(ジェイ)・ジェイコブス四世	2,402	\$ 150,000
レネ・J・ジェームズ	2,402	\$ 150,000
ユージーン・M・マクエイド	2,402	\$ 150,000
ゲーリー・M・ライナー	2,402	\$ 150,000
アンソニー・M・サントメロ*	600	\$ 37,500
ダイアナ・L・テイラー	2,402	\$ 150,000
ジェームズ・S・ターレー	2,402	\$ 150,000
デボラ・C・ライト	2,402	\$ 150,000
アレクサンダー・R・ワイネンズ*	724	\$ 50,000
エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	2,402	\$ 150,000

* デイリー女史、デソー女史およびワイネンズ氏に付与された繰延株式報奨は、各人がシティの取締役会における任務を開始した日に基づき比例配分されました。ハマー氏およびサントメロ氏の繰延株式報奨は、両氏とも2019年4月にその任務を終了しているため、比例配分されています。

2019年度末現在の各取締役の残存する繰延株式の総数は以下のとおりです。

氏名	株式数
エレン・M・コステロ	22,483
グレース・E・デイリー	729
バーバラ・J・デソー	1,657
ジョン・C・デューガン	8,648
ダンカン・P・ヘンス	18,101
ピーター・B・ヘンリー	21,501
S・レスリー・アイルランド	5,092
ルー・W・(ジェイ)・ジェイコブス四世	3,520
レネ・J・ジェームズ	11,634
ユージーン・M・マクエイド	11,015
ゲーリー・M・ライナー	4,417
アンソニー・M・サントメロ	31,008
ダイアナ・L・テイラー	34,977
ジェームズ・S・ターレー	18,101
デボラ・C・ライト	4,566
アレクサンダー・R・ワイネンズ	729
エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	33,526

報酬の検討および分析

当社の報酬の検討および分析は、以下の5項目で構成されています。

- ・ 2019年度の当社の業績
- ・ 報酬決定に関する概要
- ・ 2019年度執行役員報奨
- ・ 長期インセンティブ
- ・ その他の報酬制度

なお、2019年度の抜粋報酬一覧表および報酬情報が上記項目の後に記載されています。

2019年度の当社の業績

2019年度の当社の業績 安定した進展

シティグループ・インク取締役会の人事・報酬委員会（以下「報酬委員会」といいます。）は、2019年度の執行役員インセンティブ報酬付与時に以下の業績達成度を考慮しました。

- ・ シティの2019年度の業績には、**厳しい収益環境であったにもかかわらず、顧客との活発な対話により事業においても地理的にも全般的に均衡のとれた成長が促されたため、収益性および利益率の改善を目指した安定した進展を遂げたことが反映されています。**
 - シティは、2019年度において743億ドルの収益および194億ドルの当期利益を計上しました。これに対して、2018年度は729億ドルの収益および180億ドルの当期利益でした。
 - シティの2019年度における1株当たり利益は、前年比20パーセント増の8.04ドルでした。これに対して、2018年度における1株当たり利益は6.68ドルでした。
 - シティの2019年度における有形普通株式株主資本利益率⁽¹⁾は、2018年度における有形普通株式株主資本利益率が10.9パーセントであったのに対し、12.1パーセントに改善しました。ただし、2018年度中の税制改革による一度限りの影響を除きます⁽²⁾。2019年度の有形普通株式株主資本利益率は年間目標であった12パーセントを上回りました。
 - シティの収益は2019年度において2パーセント増加、2018年度における以前公表された売却益による影響および外貨換算⁽³⁾の影響を除くと4パーセントの増加となりました。これは、グローバル個人金融部門およびインスティテューショナル・クライアント・グループにまたがる均衡の取れた成長を表しています。
 - シティは、外貨換算の影響および2018年度の売却益⁽³⁾を除くと、グローバル個人金融部門であらゆる地域にて着実な潜在的収益成長を達成しました。
 - シティは、債券市場業務、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション、投資銀行業務、およびプライベートバンク業務で着実な実績をあげ、インスティテューショナル・クライアント・グループ全体で均衡のとれた業績を達成しましたが、株式市場業務の収益は、厳しい環境によるマイナスの影響を受けました。

- シティが費用を厳格に管理した結果、インフラストラクチャーおよび統制への投資をはじめとする事業基盤への投資を継続しながらも、費用は前年度と大きく変わらない水準に抑えられました。
- 2019年度におけるシティのプラスの営業レバレッジおよび継続的な与信の厳格管理は、税引前利益の改善をもたらしました。
- シティはさらに、グローバル個人金融部門およびインスティテューショナル・クライアント・グループにまたがる幅広い貸出金および預金の増額を報告しています。

- (1) 有形普通株式株主資本利益率（RoTCE）は、非GAAP財務指標です。有形普通株式株主資本利益率の算出の要素については、下記「シティグループ - 財務スコアカード指標の詳細および調整後実績値の調整」をご参照ください。
- (2) 2018年度の業績には、米国財務省から追加的なガイダンスを受けたことに加え、シティの分析に基づく税制改革の影響の暫定的な部分が確定したことにより、94百万ドル（1株当たり0.03ドル）の一度限りの利益が含まれています。本「報酬の検討および分析」において用いられているシティの経営成績（税制改革による影響を除きます。）は、非GAAP財務指標です。すべての調整後の実績値を報告値に調整したものについては、下記「シティグループ - 財務スコアカード指標の詳細および調整後実績値の調整」をご参照ください。
- (3) 2018年度の実績値には、北米グローバル個人金融部門（GCB）に計上したヒルトンのポートフォリオの売却による税引前利益約150百万ドル、ラテンアメリカGCBのアセットマネジメント事業の売却による税引前利益約250百万ドル、外貨換算の影響が含まれています。売却益の影響と外貨換算の影響を除いたシティの業績は、非GAAP財務指標です。すべての調整後の実績値を報告値に調整したものについては、下記「シティグループ - 財務スコアカード指標の詳細および調整後実績値の調整」をご参照ください。

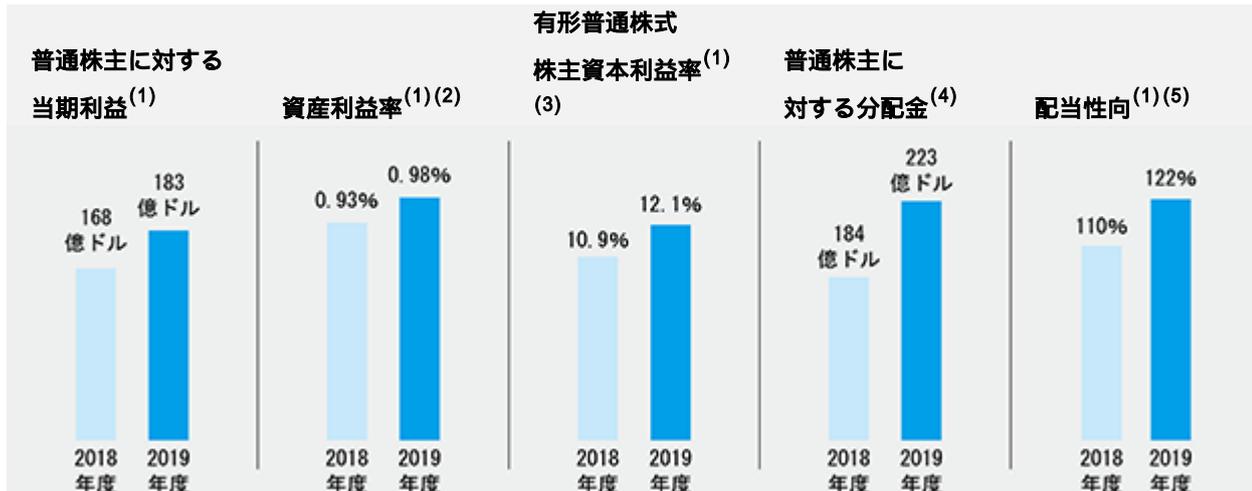
・ **当社は、堅調な資本および流動性ポジションを維持しつつ、当社の資本基盤を継続して最適化しました。**

- 2019年度において、シティは、株式の買戻しおよび配当を通じて223億ドルの資本を普通株主に還元しました。前年度中にシティが約264百万株の普通株式の買戻しを行い、発行済普通株式の前年度からの9パーセント削減につながりました。2019年度において多額の資本還元があったにもかかわらず、当社は、最低規制要件を十分上回る自己資本比率で当年度を終了しました。
- 当社は、約620億ドルの資本を株主に還元中であり、これは当社のコミットメントを超過しています。

また、報酬委員会は、執行役員報酬の付与に際して、非財務目標に対する各執行役員の業績を検討しました。リスク管理の卓越性と堅固な統制制度を支えることへの注力は、シティの執行役員報酬制度の基盤であり、それぞれの執行役員の業績評価において不可欠な要素となっています。報酬委員会はまた、シティの上級職に女性や米国のマイノリティを登用するなど、倫理的な企業行動の風土を確立するためにリーダーシップを見直し、人的資本管理目標に対する達成度を見直しました。

2019年度業績の概要

下記のグラフは、主要な評価指標を使用して当社の達成度および進展の状況を示したものです。



- (1) 2018年度の実績値は、税制改革による影響が除外されています。すべての調整後の実績値を報告値に調整したのについては、下記「シティグループ - 財務スコアカード指標の詳細および調整後実績値の調整」をご参照ください。
- (2) 資産利益率は、当期利益を平均資産で除したものです。
- (3) 有形普通株式株主資本利益率（RoTCE）は、普通株主に帰属する当期利益（優先配当を控除した当期利益）を平均有形普通株式株主資本で除したものです。有形普通株式株主資本利益率の算出の要素については、下記「シティグループ - 財務スコアカード指標の詳細および調整後実績値の調整」をご参照ください。
- (4) 分配金には、シティ普通株式の買戻しおよびシティ普通株式の配当金が含まれます。
- (5) 配当性向は、普通株主に対する分配金を普通株主に帰属する当期利益で除したものです。

2019年度財務目標

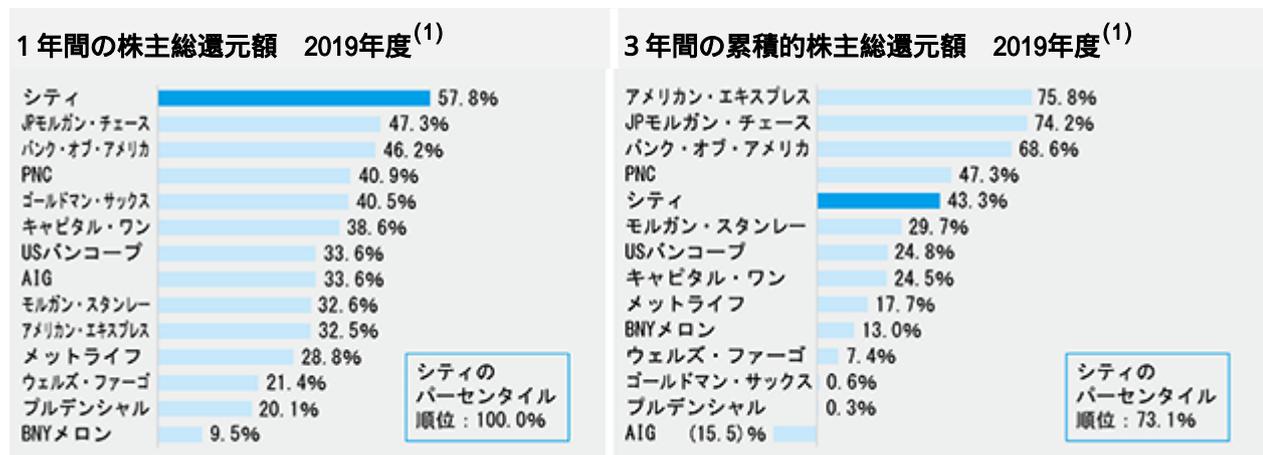
株主との対話において、株主から、当社の業績をより深く理解するために、執行役員のスコアカードにおいて当社が扱う目標値を使用した業績を公表してほしいというご意見がありました。そこで、当社の主要な財務指標（有形普通株式株主資本利益率）を使用して、2019年度においてシティの業績がどのようなものであったかを、下記のグラフで示します。当社の目標値のチャレンジ性を反映し、当社は、2019年度の有形普通株式株主資本利益率の目標値について2018年度の達成度を上回るレベルに設定しています。さらに、下記「2019年度執行役員報奨」の執行役員のスコアカードでは、その他の重要な財務目標に対する業績を示しています。



- (1) 2018年度の実績値は、税制改革による影響が除外されています。有形普通株式株主資本利益率算出の要素については、下記「シティグループ - 財務スコアカード指標の詳細および調整後実績値の調整」をご参照ください。

相対的株主総還元額

下記のグラフに示された企業のグループは、当社の報酬の比較対象となる同業他社グループです。下記「2019年度執行役員報酬」 - 「当社の報酬比較対象同業他社グループ」に記載されているとおり、当社は、当該グループが、最高経営責任者および最高財務責任者の職務等、一定の主要な職務を担う有能な人材獲得のための競争市場を反映していると考えています。グラフでは、2019年12月31日に終了した期間におけるシティの1年間および3年間の堅調な相対的株主総還元額を示しています。



(1) 2019年12月31日に終了した1年間および3年間における、再投資配当を加味した株価の上昇が、当該期間の期首の株価に対する百分率で表示されます。出典：第三者の公開データベースおよび当社のウェブサイト。

これらの利益率は、2018年12月31日に終了した期間（シティの1年間および3年間の株主総還元額がそれぞれ-28.5パーセントおよび5.3パーセント）に比べ、絶対的にも同業他社に対しても改善を示しており、シティは、報酬比較対象同業他社グループの下からそれぞれ3番目および4番目に格付けされています。

報酬決定に関する概要

株主との対話

過去4年間にわたり、当社の執行役員報酬プログラムは、株主との広範な対話プロセスを介して投資家からのフィードバックが反映されるよう発展してきました。この期間を通して、報酬委員会および経営陣は執行役員報酬プログラムに関する包括的な検討を行い、当該プロセスの一環として、対話の招請を受け入れた各株主と当社との間で協議が行われました。

2019年度において、当社は、その発行済株式のうち相当数の割合を保有する株主との間で、株主との対話の機会を2回設けました。

- ・ **2019年春**：2018年度業績報奨の付与後（ただし、当社の2019年度年次株主総会開催前）、当社の取締役会会長で報酬委員会委員であるデューガン氏および当社の報酬委員会委員長であるヘンス氏は、前年度の執行役員報奨に関するフィードバックを得るために、株主に対する意見聴取を率先して行いました。この時の対話を通じて、当社は、その発行済株式の約28.9パーセントに相当する株主と協議する機会に恵まれました。株主からの意見に直接配慮する形で前年度までに行われた数々の変革が反映され、当社の執行役員報酬プログラムに関して当社が受けたフィードバックは概ね好評でした。有益な協議であるにも関わらず、当社の発行済株式の8.4パーセントに相当する投資家が、2019年春の対話への参加の招待を辞退していることに留意してください。さらに、当社から対話を要請したにもかかわらず、発行済株式の4.2パーセントに相当する投資家から、要請に対する返答がありませんでした。
- ・ **2019年秋 / 2020年冬**：2019年秋から2020年度初期にかけて、気候変動および人的資本管理を含む持続可能性の問題に焦点を合わせた一連の会議の中で、当社は、その発行済株式の約28.0パーセントに相当する株主との2回目の対話を行いました。人的資本管理の分野での話題の中には、執行役員報酬制度、シティにおける上級職の多様な代表参画、有能な人材の育成および後継者計画が含まれていました。そして、対話の中から男女間における報酬の公平性を含むシティの人事手続に意図せぬ傾向があることがわかりました。当社の発行済株式の4.5パーセントに相当する投資家が、秋 / 冬の対話への参加の招待を辞退しています。

当社は、株主から肯定的なフィードバックを受け、かつ、執行役員報酬プログラムに関する株主の支持を得ることができました（2019年度年次株主総会において報酬意見表明に係る賛成票が92.45パーセントという結果になりました。）。この賛成結果および当社が受け取ったフィードバックに伴い、当社は、報酬プログラムの中核的構造を維持するとともに、公表内容を概ね前年度に則して開示しておりますが、下記の強化措置を行っています。

2019年度シティの執行役員報酬プログラムの強化

報酬委員会は、シティの執行役員報酬プログラムの主要な構成を維持しつつ、2019年度の優先事項と5年間のプログラム実施経験を踏まえ、次のような漸増的な強化を実施しました。

- ・ **シティによるリスクと統制への重視の明確化** 報酬委員会は常に、強力な統制への注力をはじめとする際立ったリスク管理に関する業績を、執行役員の評価および報酬・報奨の根拠と考えており、2019年度の実務目標では、これらの考慮事項がさらに重視されています。2019年、報酬委員会は、インセンティブ報奨の付与にあたり、規制、リスクおよび統制に関する事項を重要な優先事項として考慮に入れました。
- ・ **目標加重値と執行役員職務の一致** 過年度では、各指名執行役員の業績評価において、財務目標の加重値は70パーセント、非財務目標の加重値は30パーセントでした。2019年度については、報酬委員会は、銀行の安全性と健全性を確保する上での職務の重要性に則して、最高財務責任者とチーフ・リスク・オフィサーの財務目標および非財務目標に異なる加重値を採用しました。最高財務責任者の財務目標および非財務目標の加重値はそれぞれ50パーセントで、チーフ・リスク・オフィサーの財務目標は30パーセント、非財務目標は70パーセントの加重値となっています。最高経営責任者をはじめとするシティのビジネスリーダーの財務目標は、当社のこれまでの慣行に則して、引き続き、業績評価の際に70パーセントを加重します。
- ・ **財務目標の更新および顧客重視の姿勢の反映度合いの拡大** 当社は、シティの顧客との関係の拡大や、ビジネスリーダーではない執行役員のために、強固な事業基盤に重要となる指標に関連する目標に特化した財務目標区分を追加しました。当社は、主要な利益率評価指標として有形普通株式株主資本利益率を重視することに伴って、財務スコアカードの指標としての資産利益率を除外しました。
- ・ **スコアカード開示の簡素化・合理化** スコアカードにおける執行役員の業績評価の提示は合理化されていますが、リスクおよび統制に関する考慮事項等、報酬委員会が執行役員報酬について決定する際の重要な理由の詳細については引き続き提示します。
- ・ **範囲で表される業績連動株式ユニットの目標** 投資家から寄せられたフィードバックおよび従来慣行の変更により、当社の業績連動株式ユニットの目標は、単一の数値ではなく範囲で表されます。さらに、当社の発展を反映し、執行役員報酬プログラムを株主の利益と合致させるため、2019年度の業績に対して付与される業績連動株式ユニットの目標を、2018年度の業績に対して付与された業績連動株式ユニットの目標より引き上げました。

当社の株主配慮執行役員報酬プログラム

下記のとおり、当社の執行役員報酬プログラムの重要な特徴として、株主の利益と合致するように策定されており、そのほとんどは、過去4年間に当社が株主から受けたフィードバックに直接配慮しています。

- ・ **年次目標値の透明性のある公表** 各執行役員のインセンティブ報奨総額（インセンティブ報奨総額の年間の現金賞与の部分を含みます。）は、該当する目標値を使用した、シティおよび執行役員各人の全体的な業績達成度に基づいています。株主が執行役員の業績を直接評価できるように、当社は、主要な目標値に対する実績を、下記「2019年度執行役員報奨」の当社取締役のスコアカードにて年度末以降に公表します。
- ・ **報酬の根拠の幅広い公表** 当社の執行役員のスコアカードを幅広く公表することにより、報酬を決定するために当社が依拠する厳格なプロセスを明らかにします。
- ・ **株式に連動させた報酬** 最高経営責任者のインセンティブの条件の合計のうち70パーセントは、株式に連動させた長期インセンティブとして付与されます。
- ・ **経営業績評価指標** 当社の業績連動株式ユニット・プログラムには2つの業績評価指標（有形普通株式株主資本利益率および累積的1株当たり利益）が含まれており、これらは、当社の長期的な発展を評価するために投資家が使用する、将来を見据えた経営指標です。当社は、投資家が当社の目標値のチャレンジ性を評価できるよう、業績評価期間の開始時に指標に関する達成目標を公表します。
- ・ **厳格な目標** 当社の業績連動株式ユニットの達成目標は、目標とする支給のために2019年度の水準を上回る実質的な業務の改善を求め、最高額の支給獲得には卓越した好業績を求めています。投資家のフィードバックに伴い、達成目標は単一の数値ではなく範囲で表されます。
- ・ **厳格な報酬返還制度** インセンティブ報酬は、下記「その他の報酬制度」 - 「リスクとシティのインセンティブ報酬プログラム」に記載されているとおり、広範な報酬返還制度が適用されます。
- ・ **米国の同業他社グループ** 13社からなる当社の報酬比較対象同業他社グループは、有能な役員人材獲得のための当社の競争市場を合理的に表しています。
- ・ **現金賞与の上限** 当社は、執行役員各人の現金賞与に200万ドルの上限を設けており、過去3年にわたりシティの執行役員に実際に支払われた現金賞与の最高額（6.75百万ドル）は、この上限を十分に下回っています。
- ・ **報酬管理体制** 当社は、執行役員の株式保有規則およびヘッジ取引の制限を含めて、厳格な報酬管理体制を採っています。業績重視文化の裏付けとなる、当社が採用する体制および回避する体制に関する詳細は、下記「報酬管理体制」の表に記載されています。

シティの報酬理念および報酬の枠組み

当社は、当社が重視しているバランスのとれた長期的な戦略目標と整合性のある、バランスのとれた行動の動機付けとなるよう、当社の執行役員報酬プログラムを策定することを追求します。下記に一連の目標として要約されている当社の報酬理念は、シティの成功に不可欠な、世界に通用する有能な人材を集める一方、慎重なリスク・テイクが奨励されることを目的としています。

当社の報酬理念

- ・ 最高の倫理基準に立脚した企業文化を強化すること
- ・ 慎重な意思決定を奨励してシティのリスクを管理すること
- ・ 報酬プログラムに規制指針を反映させること
- ・ シティを成功に導く最良の有能な人材を集め、確保し続けること
- ・ 報酬プログラム、報酬体系および報酬決定を、株主その他のステークホルダーの利益と合致させること

当社のペイ・エクイティに関するリーダーシップ

公平性を支持するシティの取組みは、当社のペイ・エクイティ・レビューの結果および調整前または「未加工」の報酬額格差を透明性のあるものにするという判断に反映されています。2018年度において、シティは、米国の大手金融機関として初めて、ペイ・エクイティ・レビューの結果を公開しました。2018年度に公開された当社のレビューは、米国、英国およびドイツでの女性の報酬を男性の報酬と比較し、米国でのマイノリティの報酬を非マイノリティの報酬と比較するものでした。当社のレビューでは、職能、水準および地理等の、比較に有意性を持たせる様々な要因を考慮して報酬額が調整され、当該レビューを受けて、当社は、適宜個別に、報酬額を変更しました。2019年度において、当社は、調整済みペイ・エクイティ・レビューを世界規模の従業員まで拡大し、シティでの男性に対する平均報酬額から見て、女性に対する平均報酬額が世界規模で99パーセントとなったことならびにシティでのマイノリティに対する報酬額および非マイノリティに対する報酬額の間統計学的有意差はなかったことが分かりました。そのレビューの結果を受けて、前年度と同様、当社は個々人で適切な場合には報酬額を変更しました。

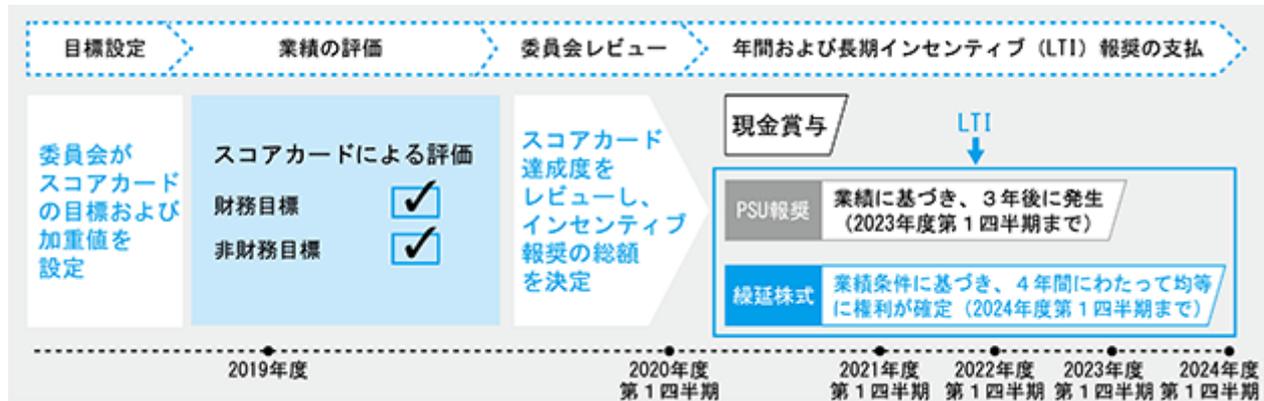
2019年度に、当社は、米国の大手金融機関として初めて、女性および米国でのマイノリティに係る調整前または「未加工」の報酬額格差を公表しました。これは、職能、水準および地理等の要因による調整前の報酬総額の中央値を測定するものです。当該分析によると、シティでの男性に対する報酬額の中央値から見て、2019年度の女性に対する報酬額の中央値は、世界規模で71パーセントであったことおよびシティでの米国の非マイノリティに対する報酬額の中央値から見て、米国のマイノリティに対する報酬額の中央値は93パーセントであったと示されています。

2020年には、調整後の報酬の平等性と「未加工」の報酬の格差を再度調査し、調整後ベースでは、シティで男性に支払われている報酬の99%超が世界全体の女性に平均的に支払われており、米国のマイノリティと非マイノリティの調整後の報酬に統計的に有意な差はないことが判明しました。この調査を受け、シティは今年度の報酬サイクルの一環として、適宜個別に報酬の変更を再度行いました。シティでの未加工の報酬格差についての分析を2020年に公表したところ、世界規模での女性の報酬の中央値は、男性の中央値の73パーセントを超え、前年度の71パーセントから上昇しており、米国のマイノリティへの報酬の中央値は、非マイノリティの中央値の94パーセントで、前年度の93パーセントから上昇していることが明らかとなりました。

当社は引き続き、この両方の測定に注視していきます。シティは、上級職および高報酬職における女性および米国のマイノリティの占める割合を上昇させることにより、未加工の報酬額格差の数字を長期的に減少させることに専心します。出発点として、当社は、2021年度末までに、中級職位および上級職位における割合を、少なくとも女性について世界規模で40パーセント、黒人の従業員について米国で8パーセントまで上昇させるという目標を2019年度に設定しました。当社は、人材の採用と開発方法を刷新し、データをより効果的に活用して当社の「弱み」とチャンスの領域を診断しており、多様性を高めることや、優秀な人材をシティに集め、確保し続けることを視野に入れ、管理職における割合目標への説明責任を高めています。

当社の執行役員報酬の枠組み

当社の報酬理念は当社の執行役員報酬の枠組みに反映され、このことにより、インセンティブ報奨に事業および各人の業績を厳密に反映することができ、業績に応じた支払を行うというアプローチとの整合性を維持できます。当社の執行役員報酬の枠組みに関する詳細な情報は、下記「2019年度執行役員報奨」 - 「シティの執行役員報酬の枠組み」に記載されています。



2019年度の最高経営責任者の報酬

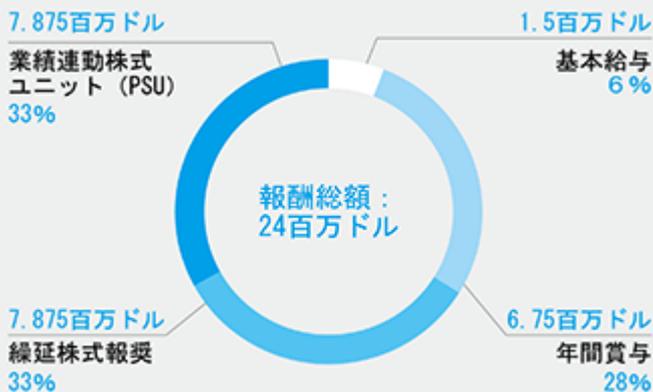
過去数年の慣行に倣い、報酬委員会は、年度初めに設定された財務目標および非財務目標を使用して実績値を測定する執行役員報酬の枠組みにより、2019年度の最高経営責任者の業績を評価しました。下記「2019年度執行役員報奨」 - 「スコアカードの手引き」に詳細に記載されているとおり、当社は、1点を最高点（著しく期待を上回る好業績）、5点を最低点（著しく期待を下回る業績不良）とする1点から5点までの評価点システムにより、目標を使用して実績値を評価しています。緑色の表示は2019年度に設定され財務目標が達成されたか、またはそれを上回ったことを示しており、黄色の表示は財務目標に10パーセント以上届かなかったことを示しています。

最高経営責任者のスコアカードのハイライト			
財務目標（下記「用語集」参照）		2019年度実績値 ⁽¹⁾	
シティグループ	法人税等控除前の継続事業からの利益	239億ドル	財務 - 全体
シティグループ	費用比率	56.5%	目標スコア 2.86
シティグループ	有形普通株式株主資本利益率	12.1%	非財務 - 全体
リスク			目標スコア 3.0
シティグループ	リスク選好割合	176%	
シティグループ	リスク選好サープラス	101.6億ドル	

(1) スコアカードに使用されている色および評価内容については、下記「2019年度執行役員報奨」 - 「スコアカードの手引き」をご参照ください。すべての調整後の実績値を報告値に調整したものについては、下記「シティグループ - 財務スコアカード指標の詳細および調整後実績値の調整」をご参照ください。

下記「2019年度執行役員報奨」 - 「最高経営責任者のスコアカードおよび報酬に関する説明」は最高経営責任者のスコアカードおよび業績評価プロセスに関する概要を詳細に提供するものです。報酬委員会は、当該スコアカードおよび業績評価プロセスによって導き出された結果に基づき、コルバット氏に対し、2019年度年間報酬総額として24百万ドルを付与しました。これは、同氏の2018年度の業績に対する年間報酬総額と同額となります。同氏の年間報酬総額の内訳は、基本給が1.5百万ドル（2013年度以降変動がありません。）、年間インセンティブ報奨総額が22.5百万ドルでした。報酬委員会は、シティのバランスのとれた報酬額決定スコアカード・アプローチを用いて、世界的マクロ経済学的要素の観点からシティの着実な経営成績を考慮し、リスクおよび統制への対策を含む、重要な分野でのコルバット氏のリーダーシップを評価しました。報酬委員会は、シティの経営成績が好調だったことに加えて、同業他社機関の最高経営責任者の役職の報酬額の市場水準についても考慮しました。

最高経営責任者の2019年度報酬項目と業績との関連付け



- ・ 2019年度に関する変動報酬が90パーセントを超えています。
- ・ 変動報酬の70パーセントは複数年にわたる権利確定および報酬返還制度に服する長期繰延インセンティブです。
- ・ 変動報酬の70パーセントは株主および執行役員の利益と合致させるために株式に連動させています。
- ・ インセンティブ報奨および年間賞与の総額は、シティおよび各人の全体的な業績達成度に基づいて決定されます。業績連動株式ユニットは、将来を見据えた2つの指標（2022年度における有形普通株式株主資本利益率および2020年度から2022年度までの業績を対象とした累積的1株当たり利益）に関する目標に対するシティの業績の範囲でのみ発生します。
- ・ 業績連動株式ユニットの達成目標は、目標とする支給に実質的な業務の改善を求め、最高額の支給獲得には卓越した好業績を求めています。

2019年度の年間報酬構成要素

2019年度の業績に関して最高経営責任者およびその他の指名執行役員（NEO）に対して交付されるシティのインセンティブ報酬によって、インセンティブ報酬の大部分が、権利確定まで複数年にわたる報酬により交付されるため、年次および長期の報酬のバランスが確立されます。各種報酬の付与割合を決めるにあたって、報酬委員会は、繰延に関して適用のある規制基準およびガイドラインならびに市場慣行を考慮しました。

構成要素	変動報酬の割合（％）		報奨の種類	業績連動および権利確定	報酬の種類
	最高経営責任者	指名執行役員			
固定⁽¹⁾					
給与	N/A	N/A	基本給	<ul style="list-style-type: none"> 報酬総額のうち固定部分は、シティが有能な人材を集め、確保し続けることができる競争力のある水準となっています。 	現金
変動⁽¹⁾					
年次インセンティブ	30%	40%	年間賞与	<ul style="list-style-type: none"> スコアカードの評価により価値が決定されます。 プランにより、執行役員の現金賞与に関する制限が設けられています。 	現金
繰延／長期インセンティブ ⁽²⁾ （LTI）	70%	60 ⁽³⁾ %	業績連動株式ユニット（LTIの50パーセント）	<ul style="list-style-type: none"> スコアカードの評価によりユニットの目標数が決定されます。 発生するユニットの50パーセントは2022年度における有形普通株式株主資本利益率に基づき、残る50パーセントは2020年度から2022年度までの累積的1株当たり利益に基づきます。 発生するユニットの最終的な価値はシティの株主総還元額に連動します。 2020年度から2022年度までのシティの株主総還元額がマイナスの場合は、報奨は目標の100パーセントを上限とします。 報酬返還制度が適用されます。 前年度と比較して、目標を更新したこと以外で、報奨条件に変更はありません。 	株式に連動させていますが、株主に対する希薄化を限定するため、現金による決済とします。
			繰延株式報奨（LTIの50パーセント）	<ul style="list-style-type: none"> スコアカードの評価により付与する株式の数が決定されます。 最終的な価値はシティの株主総還元額に基づきます。 4年間にわたって均等に権利が確定します。 繰延期間のいずれかの年に税引前損失がある場合には減額されます。 報酬返還制度が適用されます。 過年度と比較して、報奨条件に変更はありません。 	株式

- (1) 指名執行役員であるフランシスコ・フェルナンデス・デ・イバラ氏は、シティのロンドン事務所に在籍しています。同氏の報酬は英国およびEUの規制指針に従って設計されているため、上記の表に示されている構成とは異なります。イバラ氏の年間インセンティブ報奨は、定額報酬の2倍を超えてはならないこととなっています。同氏は、職務の重要性に関する一定の指針に従って、職務に基づく固定手当を受領します。同氏のインセンティブ報奨はすべて繰り延べられ（年間賞与は含まれていません。）、適用される規制指針に従い、繰延株式報奨と繰延現金報奨の形で付与されます。
- (2) 指名執行役員であるジェーン・フレイザー女史は、上記の表に記載された形式で付与される、2019年度の業績に対する年間報奨に加え、下記「2019年度執行役員報奨」 - 「指名執行役員の2019年度の報酬」に記載されているとおり、2019年11月に特徴の異なる一度限りの繰延長期インセンティブ報奨を受けました。
- (3) 指名執行役員であるスティーブン・パード氏は、2020年1月7日付でシティを退職しました。したがって、株式付与日である2020年2月13日にシティの従業員ではない個人に株式を付与しないというシティの慣行に則して、同氏は、2019年度の業績に対する同氏の年間インセンティブ報奨の繰延部分の60パーセントを繰延現金報奨として受領しました。

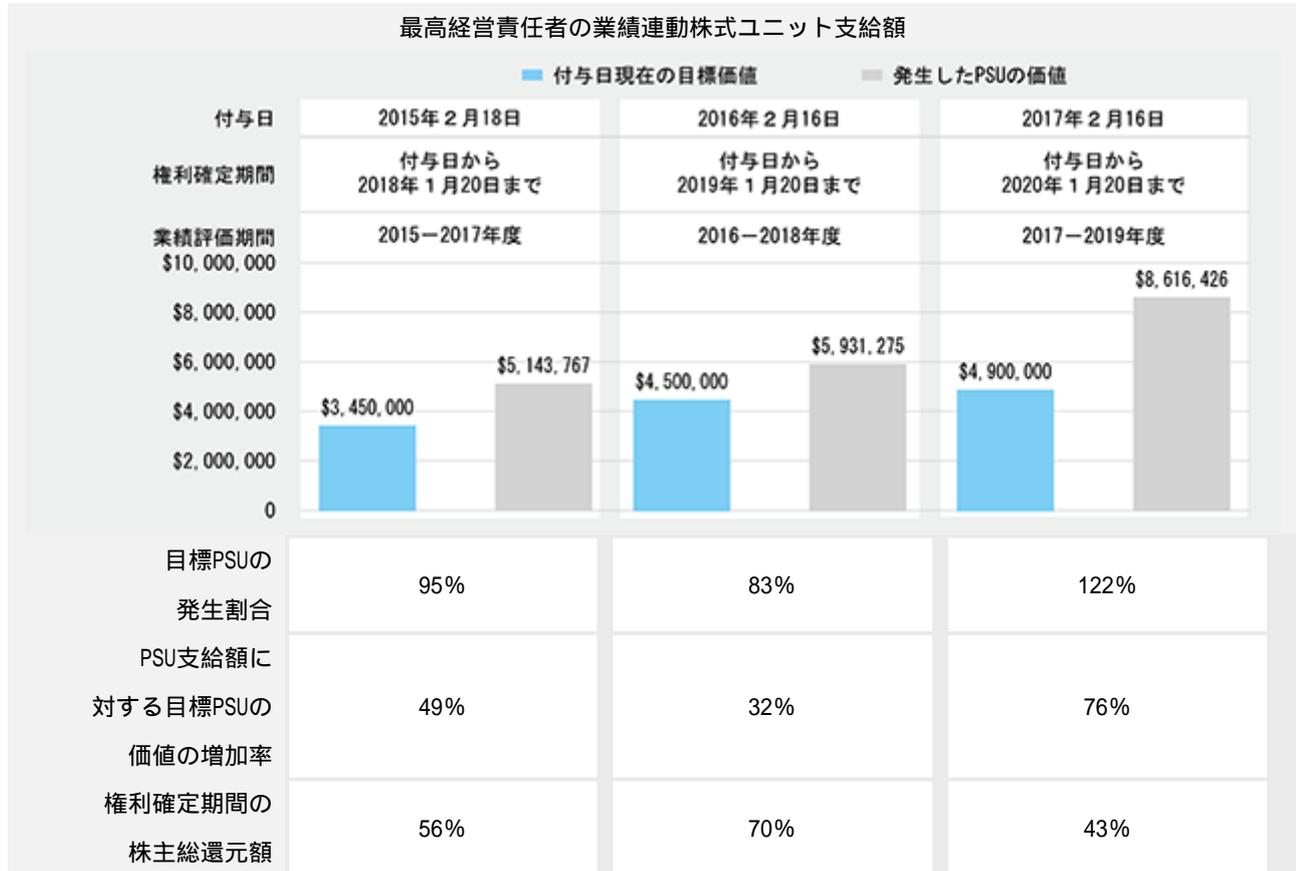
業績連動株式ユニットの目標

当社は、業績連動株式ユニットについて常に厳しい目標を設定してきました。2019年度の業績に応じて付与された業績連動株式ユニットについて、以下のとおりです。

- ・ 当社は、2022年度までに13.0から13.5パーセントの範囲で有形普通株式株主資本利益率を達成するという目標を設定しています。これは、当社が2019年度に達成した12.1パーセントを大幅に上回ります。この指標は、2022年度の目標範囲とされていますが、業績評価期間を通じて利益率を順調に上昇させる動機も与えるものです。
- ・ 当社は、2020年度から2022年度までの3年間の業績評価期間の累積的1株当たり利益の目標範囲を27.50から28.00ドルに設定しています。これは、当該期間にわたって1株当たり利益が大幅に増加することを表します。累積的1株当たり利益は、業績評価期間にわたりバランスのとれた業績向上を推進します。
 - 当社は、方針として、獲得した資本は当社の事業内で再配分することを優先させます。ただし、その場合、かかる投資によって資本コストを上回る利益が生み出されることが見込まれなければなりません。当社が事業内で生産的に再配分できる限度を、当社の稼得する資本が超えた場合に限り、当社はその超過分を株主に還元する予定です。
 - 当社は、当社の1株当たり利益の指標により、適切で長期的な意思決定を推進することができるよう、いくつかの仕組みを整備しています。買戻し水準は（包括的資本分析およびレビュー（CCAR）プロセスを通じて）シティグループ取締役会および連邦準備制度理事会双方の監視下に置かれており、様々な検討事項（現在の資本水準、余剰資本の代替的使用方法ならびに安全性および健全性を含みます。）と照らし合わせて調整されます。
- ・ 当社は、これまでの慣行を変更し、業績連動株式ユニット指標の双方の目標を、単一の数値ではなく範囲として表します。投資家からは、財務目標を範囲で検討の方が望ましいとの意見が寄せられ、業績連動株式ユニットの設計においてその指針が採用されました。目標とする範囲内で結果が出れば、その指標で目標とする業績連動株式ユニットの100パーセントが獲得されることとなります。

業績連動株式ユニットの支給額

当社の業績連動株式ユニット報奨の価値の変動性は、シティの執行役員報酬とシティの業績とが密接に連動していることを示しています。一例として、下記のグラフは、コルバット氏の最近の業績連動株式ユニットの付与日現在の価値と最終的に発生した価値とを比べたものです。該当する場合、また以前に開示されたとおり、未払いの報奨の目標は上方修正され、税制改正により見込まれる有利な影響を反映してより達成困難なものとなっており、下記の報酬には、達成がより困難になった目標の達成度合いが反映されています。



報酬管理体制

当社の業績連動型の直接的な報酬体系に加え、シティは厳格な報酬管理体制を採用しています。当社は過去数年間にわたり、株主と継続的に行っている対話および規制当局とのやりとりを通して得られたフィードバックを受けて、当社の管理体制の多くを改善してきました。

当社が採用する体制	当社が回避する体制
<p>投資家への継続的な意見聴取 報酬および管理に関するフィードバックを促進するために、報酬委員会および経営陣は、株主と定期的な対話を行っています。</p>	<p>× 過大な役職手当 当社は、社用機の無料での個人私用または特別な執行役員向け医療給付といった個人的手当を執行役員に支給していません。</p>
<p>業績連動型報酬 2019年度の業績連動型の変動インセンティブ報酬は、最高経営責任者の年間報酬額の90パーセント以上でした。繰延変動報奨は、権利確定期間が数年にわたるシティ普通株式の価額に基づくため、さらに変動するリスクにさらされるのが一般的です。</p>	<p>× 執行役員年金 執行役員は、非適格役員退職プログラムに基づいて追加給付の確定を受ける権利を有していません。</p>
<p>現金賞与の制限 当社の計画では、各執行役員の年間インセンティブ報奨のうち、現金で支給可能な金額については、20百万ドルを上限としています。</p>	<p>× シティ株式のヘッジ取引または担保提供 当社は、執行役員によるシティ普通株式のヘッジ取引または担保提供を全面的に禁止しています。</p>
<p>報酬返還制度 下記「その他の報酬制度」-「リスクとシティのインセンティブ報酬プログラム」に記載されているとおり、当社の業績連動株式ユニット、繰延株式報奨および繰延現金報奨は、シティの報酬返還制度の対象となります。</p>	<p>× 税金のグロスアップ シティは、全給与と所得者に広く利用されているシティの海外駐在員向け税金均等化プログラムによる場合を除き、税金のグロスアップを認めていません。</p>
<p>株式保有規則 シティの方針に基づき、執行役員は、執行役員として在職している限り、当社のインセンティブ報酬プログラムを通じて取得した、税引後正味株式の75パーセント以上を保有することを義務付けられています。</p>	<p>× 複数年にわたる報酬保証 当社は、軽率なリスク・テキングに対する動機を与え得る機能（複数年にわたる保証等）を禁止しています。</p>
<p>退職後の株式保有要件 シティの方針では、各執行役員は、退任後1年間は、シティに雇用されていない場合であっても、株式保有規則に服する株式の50パーセント以上を保有し続けなければならないことが規定されています。</p>	<p>× 支配権が変更した場合における「シングル・トリガー」 当社の株式インセンティブ・プランには、支配権が変更した場合における「ダブル・トリガー」の機能があります。すなわち、シティグループの支配権の変更と、重大な違反行為によらない会社都合による雇用終了の両方が発生していなければ、報奨の権利が確定しません。</p>
<p>同業他社グループに関するレビュー 各メンバーが妥当であり続けるよう、報酬委員会が同業他社グループの評価を年次ベースで行っています。</p>	<p>× 支配権の変更またはその他「ゴールデン・パラシュート」に関する契約 執行役員は、支配権が変更した場合における報酬を規定している特別な契約を締結しておらず、また、退職時には、広範に適用される制度に基づく給付を超える離職手当を受領する権利を有していません。</p>
<p>リスク管理 下記「その他の報酬制度」-「リスクとシティのインセンティブ報酬プログラム」に記載されているとおり、シティはリスクおよび統制に関する確固たる方針を確立しており、報酬決定の際にはリスク管理の要因を考慮に入れています。</p>	<p>× 未発生配当の支払 当社は、潜在的な報奨が発生し受け渡された場合に限り、その業績連動株式ユニットおよび繰延株式報奨について配当等価物を支給します。執行役員に対する配当比率は、他の株主に対する配当比率と同一とされます。</p>
<p>規制の重視 報酬委員会は、インセンティブ報奨を付与する際に、規制関連目標に対する業績も考慮しています。</p>	<p>× 雇用契約の濫用 当社は、雇用契約の使用に制限を設けており、その条項は当社の方針に基づく統制に服しています。取締役会が採択した方針に基づき、執行役員との雇用契約は、他の従業員または退職者に対して一般的に適用されないような、退職後に個人に対して行う給付について規定することはできません。</p>
<p>独立した助言 下記「その他の報酬制度」-「当社の独立した報酬コンサルタント」に記載されているとおり、報酬委員会の決定には独立した報酬コンサルタントの助言が反映されます。</p>	

2019年度執行役員報奨

指名執行役員の2019年度の報酬

2019年度の業績に応じてインセンティブ報奨を受領する指名執行役員の報酬額は以下のとおり報酬委員会により承認されました。

氏名および役職	1 基本給 ⁽¹⁾	2 現金賞与 ⁽¹⁾	3 業績連動株式 ユニット ⁽²⁾	4 繰延株式報奨 (2)	5 繰延現金報奨 ⁽²⁾	2019年度 年間報酬 (1～5の 合計)
マイケル・コルバット 最高経営責任者	\$1,500,000	\$6,750,000	\$7,875,000	\$7,875,000	\$0	\$24,000,000
マーク・メイスン 最高財務責任者	\$496,301	\$4,041,481	\$3,031,109	\$3,031,109	\$0	\$10,600,000
ジェーン・フレイザー ⁽³⁾ シティ社長兼 グローバル個人金融部門 最高経営責任者	\$500,000	\$4,800,000	\$3,600,000	\$3,600,000	\$0	\$12,500,000
フランシスコ・フェルナンデス・ デ・イバラ ⁽⁴⁾ インスティテューショナル・ク ライアント・グループ 最高経営責任者	\$6,423,980	\$0	\$0	\$5,514,311	\$4,511,709	\$16,450,000
ブラッドフォード・フー チーフ・リスク・オフィサー	\$500,000	\$3,000,000	\$2,250,000	\$2,250,000	\$0	\$8,000,000
スティーブン・バード 元グローバル個人金融部門 最高経営責任者	\$500,000	\$4,740,000	\$0	\$0	\$7,110,000 ⁽⁵⁾	\$12,350,000

(1) 2019年度抜粋報酬一覧表において報告されています。

(2) これらの報奨は、SEC規則に従い、2019年度抜粋報酬一覧表において報告されていません。これらの報奨は、今後の抜粋報酬一覧表で報告されます。

(3) 上記の表には、2019年にフレイザー女史に付与された一度限りの繰延インセンティブ報奨は含まれていません。一度限りの報奨に関する詳細については、以下のとおりです。

(4) イバラ氏の報酬は、英国およびEUの規制指針に準拠するよう設計されています。イバラ氏の報酬形態に関する詳細は、上記「報酬決定に関する概要」 - 「2019年度の年間報酬構成要素」に記載されています。上記の「基本給」の欄に記載されるイバラ氏の基本給および役職手当は英ポンドで支払われ、その合計が、2019年度の平均換算率（1英ポンド = 1.27621米ドル）で英ポンドから米ドルに換算されて表示されています。2019年度の業績に対するイバラ氏の繰延現金報奨は、米ドルで決定され、英ポンド建てでした。上記の米ドル建ての報奨は、2020年2月13日の付与日前の5日間の平均レートで英ポンドに換算されました（1英ポンド = 1.29424米ドル）。

(5) バード氏の繰延現金報奨に関する詳細は、以下に説明されます。

上記の表は、2019年度抜粋報酬一覧表に記載されているような、SEC規則に従った報酬の報告に代わるものであることを意図したわけではありません。

フレイザー女史への一度限りの繰延インセンティブ報奨 報酬委員会は、上記の表に示される2019年度の業績に対して付与される年間インセンティブ報奨に加えて、2019年11月25日に、付与日現在の価値で12.5百万ドルの一度限りの繰延インセンティブ報奨をフレイザー女史に付与しました。報酬委員会は、フレイザー女史がシティの社長に昇格し、指導力の継続性と経営後継者計画を支援したことを認め、一度限りの報奨を付与しました。報奨の付与にあたって、報酬委員会は、フレイザー女史の実績と将来の可能性、ならびに有能な役員人材の競争環境および計画外の人員削減によって生じる可能性のある事業の混乱を検討しました。当社のシニアリーダーは、シティでのキャリアを通じて得た専門知識の幅広さと深さから、社外の上級職務への指名を検討されることがよくあります。報奨は、クローバック（報酬返還）を条件として2020年11月20日から4年均等年賦で付与される予定で、シティのリスクバランスのとれたインセンティブ報酬の決定方式に従って、50パーセントは繰延株式報奨として、残りの50パーセントは繰延現金報奨として支給されます。報奨の付与条件は、年次業績評価手続に基づき適格な執行役員に支給されるシティの通常繰延株式報奨および繰延現金報奨の条件と比べて、以下の重要な点において、制限がより厳しくなっています。

- ・ フレイザー女史は、定年退職、会社都合による退職、障害または死亡等、何らかの理由でシティを退職した場合、報奨の未確定分を剥奪されます。これに対し、通常の繰延株式報奨および繰延現金報奨は、定年退職、会社都合による退職（重大な違法行為を除きます。）、障害または死亡の場合には、条件を付して、退職後に予定どおり権利確定することが認められています。
- ・ 報奨は長期にわたって権利が確定される予定です。報奨全体の権利確定は4年間で完了する予定です。これとは対照的に、シティの上級執行役員に対する通常のインセンティブ報奨の繰延部分は、その50パーセント（繰延株式報奨に適用）は4年間、残りの50パーセント（業績連動株式ユニットに適用）は3年間で按分されます。
- ・ 一度限りの報奨には想定利息は付されませんが、通常の繰延現金報奨には市場金利で想定利息が付されます。

元執行役員 この報酬の検討・分析では、シティの元最高財務責任者のジョン・ガスパック氏、シティの元社長兼インスティテューショナル・クライアント・グループの元最高経営責任者のジェームズ・フォリス氏、グローバル個人金融部門の元最高経営責任者のスティーブン・バード氏について言及します。ガスパック氏、フォリス氏およびバード氏は、現在シティに雇用されていませんが、SEC規則による2019年度の抜粋報酬一覧表で開示が求められている報酬を受領する指名執行役員です。ガスパック氏、フォリス氏、バード氏には報奨は付与されておらず、合意、制度または方針に基づき、退職金の支払いや退職手当を受領する権利を有しません。

- ・ パード氏は2019年は年度末までシティに雇用され、2020年1月7日付でシティを退職しました。報酬委員会は、2019年度の同氏の業績に基づき同氏の一年間の役務に対し、11.85百万ドルの年間インセンティブ報奨を含む総額12.35百万ドルの報酬を付与しました。この報奨の根拠は、下記「2019年度執行役員報奨」 - 「元グローバル個人金融部門最高経営責任者のスコアカードおよび報酬に関する説明」に記載されています。報奨の60パーセントが繰り延べられており、他の上級執行役員の年間インセンティブ報奨に適用される繰延比率と同じです。パード氏は、2019年度の業績に対する年間インセンティブ報奨の60パーセントを繰延現金報奨として受領しましたが、これは、株式報奨の年次付与日（同氏の場合には2020年2月13日）にシティの従業員ではない個人に対して株式を報奨として付与しないというシティの慣行に則しています。
- ・ ガスパック氏は、2019年2月23日付でシティの最高財務責任者を退任し、2019年3月1日付でシティを退職しました。フォリス氏は、2019年4月30日付でシティの社長およびインスティテューショナル・クライアント・グループの最高経営責任者を退任し、2019年7月15日付でシティを退職しました。ガスパック氏とフォリス氏は2019年度の一時期しか勤務していないため、2019年度について、基本給および広範囲の事項に基づく給付を除き、インセンティブ報酬またはその他報酬は受領していません。2019年度の抜粋報酬一覧表にて、株式報奨としてガスパック氏およびフォリス氏に付与された繰延株式報奨および業績連動株式ユニットは、2018年度の業績に対して付与されたものです。

スコアカードの手引き

スコアカードは、報酬に関する決定を行うために報酬委員会が当社の執行役員報酬の枠組みをどのように用いるかを示しています。スコアカードにおける財務目標のセクションの色は、以下のとおり、経営およびリスクに係る財務目標を使用して、相対的な業績を視覚的に示すことを意図しています。

経営成績が2019年度の目標に達したか、または15パーセント以下の比率で2019年度の目標を超えたことを示しています ⁽¹⁾ 。つまり、リスク目標が達成されたことを示しています。	経営成績が10パーセント以下の比率で2019年度の目標を下回ったことを示しています。つまり、リスク目標は達成途上にあったものの、目標に達していないことを示しています。	経営成績が10パーセント超の比率で2019年度の目標を下回ったことを示しています。つまり、リスク目標が達成されなかったことを示しています。
------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

(1) 達成度が15パーセント超の比率で目標を上回った場合には、新たな色および定義が加えられます。

報酬委員会は、以下の尺度に従い、財務目標および非財務目標の各々を使用して、業績を評価します。

スコア	1	2	3	4	5
評価内容	著しく期待を上回る好業績	期待を上回る好業績	期待に応えるレベル	期待を下回る業績不良	著しく期待を下回る業績不良

シティの執行役員報酬の枠組み

当社の報酬委員会は、指名執行役員のインセンティブ報酬を最終的に決定する際、5段階のステップからなるプロセスを使用しています。

ステップ1：スコアカードの目標設定と目標加重値

- ・ 報酬委員会は、年次報酬サイクルの初期に、各指名執行役員のスコアカードにおける目標を設定します。業績目標は、財務目標と非財務目標の2種類に分類され、指名執行役員ごとに以下のとおり異なります。
 - **財務目標**には以下が含まれます。
指名執行役員全員が達成すべき全社的目標で、当社の年次事業計画を反映したもの
事業単位のリーダーとして指名執行役員が達成すべき事業単位固有の目標で、当社の個別の事業単位の年次計画を反映したもの
シティの顧客関係の拡大に関連する目標、またはビジネスリーダーではない執行役員のための強固な事業基盤に重要となる指標に関連する目標
 - **非財務目標**は以下に焦点を合わせています。
リスク管理および強力な統制の実施
人的資本管理の目標を含むリーダーシップの価値
- ・ 加重値は、各指名執行役員の職務に適した目標区分に割り当てられます。
- ・ 報酬委員会は、年度中に、目標と加重値を適宜調整する権限を保持します。報酬委員会は2019年に、リスク、統制および規制に関する事項の強化を反映して非財務目標を調整し、財務目標および非財務目標の加重値も適宜調整しました。

ステップ2：スコアカードに基づく評価

- ・ 各年度末以降、指名執行役員の業績は、各目標または目標区分に照らして評価されます。
- ・ 各目標または目標区分につき1点から5点までの業績評価点が付与されます。1点とは「著しく期待を上回る好業績」を、5点とは「著しく期待を下回る業績不良」を意味し、執行役員の業績に係る主観的評価が反映されます。
- ・ 財務目標および非財務目標に係る評価点は、個別に加重平均された上で、各指名執行役員に対する全体的なスコアカード評価点が決定されました。
- ・ 報酬委員会は、最高経営責任者の業績の評価点を付け、報酬委員会および最高経営責任者は、他の指名執行役員の業績の評価点を付けます。

ステップ3：市場報酬の評価

- ・ 報酬委員会は、各指名執行役員の役職に対応する推定市場報酬レンジを検討します。公開情報に加え、第三者が行った、同業他社企業における同等または類似の役職の報酬に関する市場調査に基づいてレンジが策定されます。
- ・ この慣行により、当社の指名執行役員の報酬が、様々な業績水準に基づいて市場報酬を適切に反映できるようになります。

ステップ4：業績と報酬の連動

- ・そして、報酬委員会は、各指名執行役員の目標評価点および全体的なスコアカード評価点を、各指名執行役員の役職に対応する市場での推定報酬レンジと比較して評価します。
- ・全体的なスコアカード評価点により、報酬の暫定的な目標額を役職に対応する推定市場報酬の中央値と同一にすべきか、それを上回るべきか、またはそれを下回るべきかが決定されます。全体的なスコアカード評価点3点は、一般的に市場中央値の報酬水準に相当し、全体的なスコアカード評価点2点は、一般的に市場の報酬水準を上回り、全体的なスコアカード評価点4点は、一般的に市場中央値の報酬水準を下回ります。
- ・報酬委員会は、スコアカードに基づく業績と市場報酬とを同時に評価することは、市場報酬水準が劇的に変化し得る業界において報酬と業績とを整合させる最も効率的な方法であると考えます。

ステップ5：委員会による決定

- ・報酬委員会は、ステップ4に記載されたスコアカード評価点および市場報酬の評価に基づき、裁量を行使して、各指名執行役員の最終的な報奨額を決定します。当該決定に係る定性的要因（リスク行為等）については各指名執行役員のスコアカード内において詳細に説明されています。

最高経営責任者のスコアカードおよび報酬に関する説明

コルバット氏は2012年10月からシティの最高経営責任者を務めています。同氏は1983年にシティに入社し、多くの事業および地域においてシティの様々な管理職を務めました。最高経営責任者としてのコルバット氏は、シティのグローバル事業の業務責任者です。シティのグローバル個人金融事業は、北米、メキシコおよびアジアで行われており、リテール・バンキング、シティブランドのカードおよび北米におけるシティ・リテール・サービスを通して、個人顧客に従来型の銀行業務を提供しています。シティのインスティテューショナル・クライアント・グループは、世界中の法人、機関投資家、公共部門および富裕層の顧客を対象として、ホールセール・バンキングに係るフルレンジの商品およびサービスを提供しています。シティは、約2億の顧客口座を有し、160を超える国と地域でサービスを提供しています。2019年12月31日時点で、シティの2019年度通年の収益は743億ドル、資産合計は約1.95兆ドル、従業員数は約200,000名、預金合計は約1.07兆ドルでした。

財務スコアカードのハイライト

財務目標の全体的な評価点：2.86⁽¹⁾

カテゴリー	財務目標（下記「用語集」参照）	2019年度実績 ⁽¹⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からの利益	\$239億ドル
費用管理	シティグループ 費用比率	56.5%
資本の利用	シティグループ 有形普通株式株主資本利益率	12.1%
リスク	シティグループ リスク選好割合	176%
	シティグループ リスク選好サープラス	101.6億ドル
顧客/事業基盤	グローバル個人金融部門における成績の堅調な成長	達成
パフォーマンス	メキシコにおいて定めた成長目標を達成	

非財務スコアカードのハイライト

非財務目標の全体的な評価点：3.0⁽¹⁾

- ・コルバット氏は、当社の倫理文化および行動に基づいて、当社全体に優れた明確なメッセージを頻繁に与えており、リーダーシップチームにもそのようなメッセージを与えるよう強く奨励しています。
- ・コルバット氏の指揮のもと、経営陣は引き続き、当社が規制基準と要請を常に重視していることを踏まえ、インフラストラクチャーと統制に関する計画を策定し、複数年にわたる改善と投資を実施しています。
- ・シティのリスク管理と統制の重要な要素は、コルバット氏による当社全体に対する指揮の下で改善されましたが、シティのリスク管理、統制および規制上の報告制度をさらに発展させるための取り組みが残っています。
- ・コルバット氏は、性別および米国におけるマイノリティ間の未加工の報酬格差を明らかにし、世界的規模で報酬の関連調整を行うシティのリーダーシップを支持しました。当社は、シティ全体においてシニアの役職の女性および米国におけるマイノリティの役員比率を高めるという目標を発表し、その目標に照らして進捗状況を監視しています。
- ・コルバット氏は、顧客、投資家、規制当局および政府関係者を含む全世界の外部のステークホルダーに対する働きかけを引き続き行いました。
- ・コルバット氏は、リーダーシップチーム内で多くの変更が円滑に行われたことに示されるとおり、実施されていなかった指導者の後継者計画を実施しました。

委員会の報酬の根拠

- ・2018年にかけて改善された目標値に概ね近いまたはそれを上回る当社の業績達成度とコルバット氏の非財務目標達成度とを組み合わせた結果、スコアカード全般の評価点は2.9点となり、市場中央値のレンジ内の年間報酬総額であることが示されています。かかるスコアカード全般の評価点は、財務目標に係る評価点の平均値に70パーセント、非財務目標に係る評価点の平均値に30パーセントを加重計算した上で、かかる2つの数値を合算して $([2.86 \times 0.7] + [3.0 \times 0.3] = 2.9)$ 決定されました。

・報酬委員会は、コルバット氏に対し、2019年度年間報酬総額として24百万ドルを付与しました。これは、2018年度の年間報酬総額と同額です。コルバット氏の2019年度の報酬額は、当社の報酬比較対象同業他社グループ13社における最高経営責任者の報酬との比較においては、最高経営責任者の役職に対応する市場中央値を上回っており、当該グループ内の企業と比較したシティの相対的な規模と一致していましたが、その一方で、米国を本拠地とする他のグローバル・バンクと比較すると、最高経営責任者の報酬の中央値を下回りました。報酬委員会は、その裁量を行使して最終的な報奨額を決定するにあたり、執行役員報酬の枠組みの結果に依拠し、最高経営責任者の職務に対する市場の報酬水準、シティの財務目標および非財務目標、ならびにコルバット氏の最高経営責任者の職務での業績に注目しました。

(1) スコアカードで使用される色と評価点の説明は、上記「2019年度執行役員報奨」 - 「スコアカードの手引き」に表示されています。すべての調整後の実績値を報告値に調整したものについては、下記「シティグループ - 財務スコアカード指標の詳細および調整後実績値の調整」をご参照ください。

最高財務責任者のスコアカードおよび報酬に関する説明

マーク・メイスン氏は、2019年2月からシティの最高財務責任者を務めており、同職に就任する前は2014年9月からインスティテューショナル・クライアント・グループの最高財務責任者を務めていました。シティの最高財務責任者は、シティの貸借対照表およびシティの財務報告プロセスの管理をはじめとするシティの財務管理責任者です。また、最高財務責任者が指揮する財務部署は、当社の資金計画プロセスにおいても中心的な役割を果たしています。さらに、メイスン氏は、革新的な商品やサービスへの投資を含むシティ・ベンチャーズを統括しています。

財務スコアカードのハイライト

財務目標の全体的な評価点：2.8⁽¹⁾

カテゴリー	財務目標（下記「用語集」参照）	2019年度実績 ⁽¹⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からの利益	239億ドル
費用管理	シティグループ 費用比率	56.5%
資本の利用	シティグループ 有形普通株式株主資本利益率	12.1%
リスク	シティグループ リスク選好割合	176%
	シティグループ リスク選好サープラス	101.6億ドル
顧客 / 事業基盤 実績	有意な割合の投資家層との契約	達成
	シティ・ベンチャーによる新商品のローンチ	

非財務スコアカードのハイライト

非財務目標の全体的な評価点：3.6⁽¹⁾

- ・メイスン氏は、当社の資本計画能力を向上させ、規制基準をより効率的に満たす必要性を踏まえ、有意義な投資を継続することによりインフラストラクチャーと統制を向上させる継続的な全社的取り組みの各要素を主導しました。
- ・株主への資本還元は引き続き進展したものの、財務部門の責務を担うプロセス等の結果として、シティの主要な規制資本の指標はそれぞれ堅調に推移しました。

- ・メイスン氏が主導するシティ全体での税務最適化の取り組みが成功を収めました。
- ・メイスン氏がシティの破綻時清算計画を担当するグループを統括しており、規制当局から反対意見は寄せられていません。
- ・シティの財務部門における流動性管理プロセスは改善を続けていますが、それらはなお重要な分野となっています。
- ・メイスン氏は、最高財務責任者の職務を円滑に引き継ぎ、財務組織全体にわたって積極的に人材を開発しています。
- ・メイスン氏は、当社のブラックヘリテージ・アフィニティ・グループも共同で指導しており、上級リーダーシップチームにさらなる多様性と強みを付加しました。

委員会の報酬の根拠

- ・2018年にかけて改善された目標値に概ね近いかまたはそれを上回る当社の業績達成度とメイスン氏の非財務目標達成度とを組み合わせた結果、スコアカード全般の評価点は3.2点となり、市場中央値のレンジ内の年間報酬総額であることが示されています。かかるスコアカード全般の評価点は、財務目標に係る評価点の平均値に50パーセント、非財務目標に係る評価点の平均値に50パーセントを加重計算した上で、かかる2つの数値を合算して $([2.8 \times 0.5] + [3.6 \times 0.5]) = 3.2$ 決定されました。財務目標および非財務目標は、最高財務責任者の職務がシティの財務目標の達成にも、当社全体のリスクや統制の措置・制度の確立にも重要であることを踏まえ、それぞれ50パーセントを加重しました。
 - ・報酬委員会は、メイスン氏に対し、2019年度年間報酬額として10.6百万ドルを付与しました。メイスン氏の2019年度の報酬額は、当社の報酬比較対象同業他社グループ13社における最高経営責任者の報酬との比較においては、最高経営責任者の役職に対応する市場中央値を上回っており、当該グループ内の企業と比較したシティの相対的な規模と一致していましたが、その一方で、米国を本拠地とする他のグローバル・バンクと比較すると、最高経営責任者の報酬の中央値を下回りました。報酬委員会は、その裁量を行使して最終的な報酬額を決定するにあたり、最高財務責任者の職務に対する市場の報酬水準、メイスン氏が同職に就任後間もないことおよび最高財務責任者としての業績（財務以外のリスクおよび統制目標に対する業績を含みます。）に注目し、執行役員報酬の枠組みの結果に依拠しました。
- (1) スコアカードで使用される色と評価点の説明は、上記「2019年度執行役員報奨」 - 「スコアカードの手引き」に表示されています。すべての調整後の実績値を報告値に調整したものについては、下記「シティグループ - 財務スコアカード指標の詳細および調整後実績値の調整」をご参照ください。

シティの社長のスコアカードおよび報酬に関する説明

ジェーン・フレイザー女史は、2019年10月にシティの社長兼グローバル個人金融部門（GCB）の最高経営責任者になりました。フレイザー女史は、2015年6月から2019年10月までシティのラテンアメリカ地域の最高経営責任者であったため、報酬委員会は、同氏の2019年の業績を評価する際に、その職務での業績を重視しました。ラテンアメリカの最高経営責任者は、メキシコにおけるGCBおよびシティがこの地域で参加している23の国におけるインスティテューショナル・クライアント・グループの業務に責任を負っています。

財務スコアカードのハイライト

財務目標の全体的な評価点：2.86⁽¹⁾

ほとんどの財務評価指標に関するフレイザー女史の業績は、2019年の大半について、シティの執行役員としておよびラテンアメリカの最高経営責任者の役職に合わせて、当社全体およびラテンアメリカの実績の双方をベースに評価されました。

カテゴリー	財務目標（下記「用語集」参照）	2019年度実績 ⁽¹⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からの利益	239億ドル
	ラテンアメリカ 法人税等控除前の継続事業からの利益	42億ドル
費用管理	シティコープ 費用比率	56.5%
	ラテンアメリカ 費用比率	48%
資本の利用	シティグループ 有形普通株式株主資本利益率	12.1%
	ラテンアメリカ 有形普通株式株主資本利益率	28.1%
リスク	ラテンアメリカ リスク選好割合	303%
	ラテンアメリカ リスク選好サープラス	28.8億ドル
顧客/事業基盤 実績	メキシコにおいて定めた成長目標を達成	達成
	ラテンアメリカ地域におけるインスティテューショナル・クライアント・グループの成績を改善	

非財務スコアカードのハイライト

非財務目標の全体的な評価点：2.67⁽¹⁾

- ・フレイザー女史は、域内で困難な外的事象が発生した時に強力な指導力を発揮しました。
- ・シティのリスク管理、統制、ガバナンスの実務は、シティバナメックスをはじめとする地域全体をフレイザー女史が指揮したことにより全般的に改善されましたが、その取り組みは現在も継続中です。
- ・統制指標（反マネーロンダリング（AML）に関連するものを含みます。）については、2019年にラテンアメリカ地域全体で概ね目標が達成されました。この地域のオペレーショナル・リスク指標は計画値を上回りました。
- ・フレイザー女史は積極的に指導者の後継者育成を管理し、北米外の事業基盤の人材プールを強化してきました。
- ・フレイザー女史は、シティ・ウーマン・アフィニティ・グループを共同で主導しており、全社的に多様性および一体性のイニシアチブを支持しています。

委員会の報酬の根拠

- ・2018年にかけて改善された目標値に概ね近いかまたはそれを上回る当社の業績達成度と、それと同様のラテンアメリカ地域の業績をフレイザー女史の非財務目標達成度とを組み合わせた結果、スコアカード全般の評価点は2.8点となり、市場中央値のレンジ内の年間報酬総額であることが示されています。かかるスコアカード全般の評価点は、財務目標に係る評価点の平均値に70パーセント、非財務目標に係る評価点の平均値に30パーセントを加重計算した上で、かかる2つの数値を合算して ($[2.86 \times 0.7] + [2.67 \times 0.3] = 2.8$) 決定されました。
- ・報酬委員会は、フレイザー女史に対し、2019年度年間報酬額として12.5百万ドルを付与しました。これは2018年度の年間報酬額の9.25百万ドルから35パーセントの増加です。この増加は、シティの社長およびGCBの最高経営責任者としての新たな職務を反映したものです。フレイザー女史の2019年度の報酬は、GCBの最高経営責任者としてのフレイザー女史の現職に対応する市場中央値のレンジ内であり、これは米国を本拠地とするグローバル・バンクでの報酬を考慮したものであり、執行役員報酬の枠組みから導き出された結果と一致しています。報酬委員会は、裁量を行使して最終的な報奨額を決定するにあたり、シティの全体的な業績、ラテンアメリカ地域における堅調な業績、GCBの最高責任者としてのフレイザー女史の現職およびシティの社長としての追加職務に対する市場報酬水準に着目し、執行役員報酬の枠組みの結果に依拠しました。
- ・報酬委員会はまた、2019年に、上記「2019年度執行役員報奨」 - 「指名執行役員の2019年度の報酬」に記載される理由により、フレイザー女史に対し一度限りの繰延インセンティブ報奨を付与しました。

(1) スコアカードで使用される色と評価点の説明は、上記「2019年度執行役員報奨」 - 「スコアカードの手引き」に表示されています。すべての調整後の実績値を報告値に調整したものについては、下記「シティグループ - 財務スコアカード指標の詳細および調整後実績値の調整」をご参照ください。

インスティテューショナル・クライアント・グループ最高経営責任者のスコアカードおよび報酬に関する説明

フランシスコ・フェルナンデス・デ・イバラ氏は、インスティテューショナル・クライアント・グループ (ICG) の最高経営責任者を務めています。同氏は、2019年5月に現職に就任しました。それまで同氏は、2013年11月からICGのマーケット&セキュリティーズ・サービス部門のグローバル責任者を務め、ICGの他の多数の執行役員の職務を務めました。ICGは、世界中の法人、機関投資家、公共部門および富裕層の顧客を対象として、ホールセール・バンキングに係るフルレンジの商品およびサービスを提供しています。ICGの国際的なプレゼンスは、約80ヶ国にある取引所や、98の国と地域における独自のネットワークによって支えられています。2019年12月31日現在、ICGが保有する資産は約1.4兆ドル、預金残高は約7,680億ドルであり、そのうちの2つの事業（証券業務および発行体サービス）の管理資産は約20.3兆ドルでした。

財務スコアカードのハイライト

財務目標の全体的な評価点：3.0⁽¹⁾

ほとんどの財務評価指標に関するイバラ氏の業績は、シティの執行役員としておよびICGの最高経営責任者としての役職に合わせて、当社全体およびICGの実績の双方をベースに評価されました。

カテゴリー	財務目標（下記「用語集」参照）	2019年度実績 ⁽¹⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からの利益	239億ドル
	ICG 法人税等控除前の継続事業からの利益	165億ドル
費用管理	シティグループ 費用比率	56.5%
	ICG 費用比率	57%
資本の利用	シティグループ 有形普通株式株主資本利益率	12.1%
	ICG 有形普通株式株主資本利益率	14.6%
リスク	ICG リスク選好割合	309%
	ICG リスク選好サープラス	108.1億ドル
顧客 / 事業基盤 実績	顧客満足度および利用促進目標	達成

非財務スコアカードのハイライト

非財務目標の全体的な評価点：3.67⁽¹⁾

- ・イバラ氏の指揮の下、ICGにおけるリスク管理、統制、ガバナンスの実務は、一部の客観的な目標を達成し、当社が規制基準と要請を常に重視していることを踏まえ、マーケティング部門の統制をさらに強化するために追加的な改善を実施しているところです。
- ・イバラ氏は、ICG全体の統制措置の強化策の策定など、ICG全体を対象とした取り組みを重視することにより、新たな職務の引き継ぎを順調に行いました。
- ・イバラ氏は、当社のプライド・アフィニティ・グループを共同で主導しており、ICGの表示指標の改善を主導しました。
- ・シティは、ICGの指導の下、イバラ氏の支持を受けて、1,000億ドルの環境融資目標を達成しました。

委員会の報酬の根拠

- ・2018年にかけて改善された目標値に概ね近いまたはそれを上回る当社の業績達成度および2018年にかけて改善されたICGの業績とイバラ氏の非財務目標達成度とを組み合わせた結果、スコアカード全般の評価点は3.2点となり、市場中央値のレンジ内の年間報酬総額であることが示されています。かかるスコアカード全般の評価点は、財務目標に係る評価点の平均値に70パーセント、非財務目標に係る評価点の平均値に30パーセントを加重計算した上で、かかる2つの数値を合算して（ $[3.0 \times 0.7] + [3.67 \times 0.3] = 3.2$ ）決定されました。

・報酬委員会は、イバラ氏に対し、2019年度年間報酬額として16.45百万ドルを付与しました。イバラ氏の2019年度の報酬額は、同氏のICGの最高経営責任者としての現職に対応する市場中央値のレンジを下回っており、これは米国を本拠地とするグローバル・バンクでの報酬を考慮したものです。報酬委員会は、裁量を行って最終的な報奨額を決定するにあたり、イバラ氏の職務に対する市場報酬水準、同職に就任後間もないこと、同職務での業績（財務以外のリスクおよび統制目標に対する業績を含みます。）に注目し、執行役員報酬の枠組みの結果に依拠しました。

(1) スコアカードで使用される色と評価点の説明は、上記「2019年度執行役員報奨」 - 「スコアカードの手引き」に表示されています。すべての調整後の実績値を報告値に調整したものについては、下記「シティグループ - 財務スコアカード指標の詳細および調整後実績値の調整」をご参照ください。

チーフ・リスク・オフィサーのスコアカードおよび報酬に関する説明

ブラッドフォード・フー氏は、2013年1月からシティのチーフ・リスク・オフィサーを務めています。同氏はこの職務に就任する前、シティのアジア太平洋地域のチーフ・リスク・オフィサーを務め、同地域のシティの全事業にわたる当社のリスク管理を担当していました。フー氏は、独立したリスク管理組織を主導しています。同組織は、当社のリスク・ガバナンス・フレームワークを設計・監督し、リスク選好に対する当社のリスク・プロファイルを監視し、リスク管理と統制の強固な文化を構築し維持する責任を負っています。独立したリスク管理組織は、事業の基準を定め、集中リスク等の区分に及びリスクをはじめとする、当社全体にわたる総信用リスク、市場リスク（価格リスクおよび金利リスク）、流動性リスク、戦略上のリスク、オペレーショナル・リスク、風評リスクを積極的に管理し監督しています。

財務スコアカードのハイライト

財務目標の全体的な評価点：3.0⁽¹⁾

カテゴリー	財務（下記「用語集」参照）	2019年度実績 ⁽¹⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からの利益	239億ドル
費用管理	シティグループ 費用比率	56.5%
資本の利用	シティグループ 有形普通株式株主資本利益率	12.1%
リスク	シティグループ リスク選好割合	176%
	シティグループ リスク選好サープラス	101.6億ドル
顧客/事業基盤実績	リスク管理に関する取締役会レベルの報告・連絡を強化	達成

非財務スコアカードのハイライト

非財務目標の全体的な評価点：3.0⁽¹⁾

- ・フー氏は、シティのリスク管理、統制、リスク・ガバナンス・フレームワークの継続的な強化の順調な実施を監督しましたが、他の強化目標に関する取り組みが残っています。
- ・フー氏は、当社の資本計画能力を向上させ、規制基準をより効率的に満たす必要性を踏まえ、有意義な投資を継続することによりインフラストラクチャーと統制を向上させる継続的な全社的な取り組みの各要素を主導しました。

- ・オペレーショナル・リスクに係る損失などの主要なリスク管理分野は、計画を上回るパフォーマンスを達成しましたが、シティのリスク管理、統制、規制上の報告システムをさらに発展させるための取り組みが残っています。
- ・フー氏は、アジア・ヘリテージ・アフィニティ・グループを共同で主導しており、独立したリスク管理組織機関全体で積極的に人材（多様性のある人材を含みます。）の開発を進めています。

委員会の報酬の根拠

- ・2018年にかけて改善された目標値に概ね近いかまたはそれを上回る当社の業績達成度とフー氏の非財務目標達成度とを組み合わせた結果、スコアカード全般の評価点は3.0点となり、市場中央値のレンジ内の年間報酬総額であることが示されています。かかるスコアカード全般の評価点は、財務目標に係る評価点の平均値に30パーセント、非財務目標に係る評価点の平均値に70パーセントを加重計算した上で、かかる2つの数値を合算して（ $[3.0 \times 0.3] + [3.0 \times 0.7] = 3.0$ ）決定されました。財務目標および非財務目標の相対加重には、チーフ・リスク・オフィサーの職務が、当社全体のリスクや統制の措置・制度の確立に重要であることが反映されています。
 - ・報酬委員会は、フー氏に対し、2019年度年間報酬額として8百万ドルを付与しました。フー氏の2019年度の報酬は、チーフ・リスク・オフィサーとしての職務に対応する市場中央値のレンジ内であり、これは米国を本拠地とする他のグローバル・バンクでのチーフ・リスク・オフィサーの報酬を考慮したものであり、執行役員報酬の枠組みから導き出された結果と一致しています。報酬委員会は、裁量を行使して最終的な報奨額を決定するにあたり、フー氏の同職務での業績と同職の市場報酬水準に着目し、執行役員報酬の枠組みの結果に依拠しました。
- (1) スコアカードで使用される色と評価点の説明は、上記「2019年度執行役員報奨」 - 「スコアカードの手引き」に表示されています。すべての調整後の実績値を報告値に調整したものについては、下記「シティグループ - 財務スコアカード指標の詳細および調整後実績値の調整」をご参照ください。

元グローバル個人金融部門最高経営責任者のスコアカードおよび報酬に関する説明

スティーブン・バード氏は、2015年6月に、グローバル個人金融部門（GCB）の最高経営責任者に就任し、2019年10月に退任し、2020年1月までシティと雇用関係を有していました。GCBは、北米、ラテンアメリカ（シティのメキシコでの個人向け銀行業務から構成されます。）、およびアジアでの個人向け銀行業務から構成されます。GCBは、リテール・バンキングならびにシティブランドのカードおよび北米でのシティ・リテール・サービスを通じて、個人顧客に従来型の銀行業務を提供しています。GCBでは、米国、メキシコおよびアジアの主要な市場を重視しており、2019年12月31日現在、19の国および地域で2,348の支店を有しています。2019年12月31日現在、GCBは約4,070億ドルの資産および約2,910億ドルの預金残高を保有していました。

財務スコアカードのハイライト

財務目標の全体的な評価点：2.75⁽¹⁾

ほとんどの財務評価指標に関するバード氏の業績は、シティの執行役員としておよびGCBの最高経営責任者としての過去の役職に合わせて、当社全体およびGCBの実績の双方をベースに評価されました。以下に示される財務成績は、2019年度通年の成績を報告するものであり、バード氏の業績評価は、2019年11月に、年初来の情報と通年の見通しに基づき行われました。

カテゴリー	財務目標（下記「用語集」参照）	2019年度実績 ⁽¹⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からの利益	239億ドル
	GCB 法人税等控除前の継続事業からの利益	74億ドル
費用管理	シティグループ 費用比率	56.5%
	GCB 費用比率	53%
資本の利用	シティグループ 有形普通株式株主資本利益率	12.1%
	GCB 有形普通株式株主資本利益率	17.3%
リスク	GCB リスク選好割合	160%
	GCB リスク選好サープラス	30.2億ドル

非財務スコアカードのハイライト

非財務目標の全体的な評価点：2.5⁽¹⁾

- ・バード氏の指揮の下、GCBは、全般的に、目標とする統制指標を満たし、リスク管理枠組みの強化の目標を達成しました。
- ・バード氏は引き続きリーダーシップを発揮して、デジタルへの変化に対応しながら、GCBのシステム、プロセスおよび企業文化の変革を目に見える形で押し進めました。
- ・バード氏の指揮の下、GCBは、主要な顧客・預金残高の増加目標を達成しました。
- ・バード氏は、当社のブラック・ヘリテージ・アフィニティ・グループを共同で主導し、GCBの表示指標の改善を主導しました。

委員会の報酬の根拠

- ・2018年にかけて改善された目標値に概ね同等かまたはそれを上回る当社の業績達成度およびそれと同様のGCBの業績達成度とバード氏の非財務目標業績達成度とを組み合わせた結果、スコアカード全般の評価点は2.675点となり、市場中央値のレンジ内の年間報酬総額であることが示されています。かかるスコアカード全般の評価点は、財務目標に係る評価点の平均値に70パーセント、非財務目標に係る評価点の平均値に30パーセントを加重計算した上で、かかる2つの数値を合算して（ $[2.75 \times 0.7] + [2.5 \times 0.3] = 2.675$ ）決定されました。

・報酬委員会は、バード氏に対し、2019年度年間報酬額として12.35百万ドルを付与しました。これは2018年度年間報酬額の11.5百万ドルから7.4パーセントの増加であり、その大部分が2018年度および過年度と比較して有意義な改善を示すGCBの成績を反映しています。バード氏の2019年度の報酬は、GCBの最高経営責任者の役職に対応する市場中央値のレンジ内の報酬であり、これは米国を本拠地とするグローバル・バンクでの報酬を考慮したものであり、当社の執行役員報酬の枠組みにより導き出された結果と一致しています。報酬委員会は、裁量を行使して最終的な報奨額を決定するにあたり、シティおよびGCBの全体的な業績、バード氏の同職務での業績および同職務の市場報酬水準に着目し、執行役員報酬の枠組みの結果に依拠しました。

(1) スコアカードで使用される色と評価点の説明は、上記「2019年度執行役員報奨」 - 「スコアカードの手引き」に表示されています。すべての調整後の実績値を報告値に調整したものについては、下記「シティグループ - 財務スコアカード指標の詳細および調整後実績値の調整」をご参照ください。

当社の報酬比較対象同業他社グループ

報酬委員会は、当社の事業戦略を実行するために必要な有能な役員を確保し続けるには、市場の報酬水準を枠組みとして報酬を決定しなければならないと考えています。したがって、報酬委員会による市場報酬の理解は、当社の執行役員報酬の枠組みの重要不可欠なステップとなっており、報酬委員会は、各指名執行役員の役職に対してこれまで同業他社が付与してきた報酬の調査結果を検討することを通じてかかる理解を深めています。

2016年に、報酬委員会は、独立報酬コンサルタントから得たデータに従い、報酬比較対象同業他社グループを確立し、シティは市場における報酬レンジを判断するのに現在それを用いています。報酬委員会は、報酬比較対象同業他社グループが適切なグループであり続けるようにするべく、グループを年次ベースで評価しています。報酬委員会は、米国を本拠地とする同業他社グループが有能な役員と関連性の高い市場およびシティの執行役員報酬と関連性の高い規制環境を反映していると引き続き考えています。

当社の（報酬比較対象）同業他社は、多くはシティに相当する国際的規模を有していませんが、シティの事業と類似した事業を1つ以上運営しており、また類似の労働市場において競合していることを理由に選抜されました。

2019年度報酬比較対象同業他社グループ

AIG (AIG)	ゴールドマン・サックス (GS)	ブルデンシャル (PRU)
アメリカン・エクスプレス (AXP)	JPモルガン・チェース (JPM)	U.S.バンコープ (USB)
バンク・オブ・アメリカ (BAC)	メットライフ (MET)	ウェルズ・ファーゴ (WFC)
BNYメロン (BK)	モルガン・スタンレー (MS)	
キャピタル・ワン (COF)	PNC (PNC)	

最高経営責任者および最高財務責任者の役職に関する市場データの作成にあたっては、報酬比較対象同業他社グループがすべて含まれています。報酬比較対象同業他社グループのすべてが、最高経営責任者および最高財務責任者の役職以外のシティの指名執行役員の役職（例えばインスティテューショナル・クライアント・グループの役職）に相当する役職を有しているわけではないため、指名執行役員のその他の役職の各々については、すべての報酬比較対象同業他社グループが市場データに反映されているわけではありません。指名執行役員の報酬に関する市場の評価に際して、報酬委員会は、シティの事業と類似した事業を有する米国を本拠地とするグローバル・バンクにおける類似の役職の報酬にも着目しました。かかるグループには、バンク・オブ・アメリカ、ゴールドマン・サックス、JPモルガン・チェース、モルガン・スタンレーおよびウェルズ・ファargoが含まれます。

報酬比較対象同業他社グループの選択に際して、報酬委員会は、金融サービス企業の中から選抜するための主要な基準として、規模ベースの指標を用いました。同等規模の同業他社数が十分になかったため、結果として、同業他社グループにおいてシティは規模に関して75パーセンタイル順位を上回っていました。これは、業績を検討する前のターゲットとする報酬の市場が、上位四分位点となり得ることを意味しています。シティが執行役員に中央値を上回る報酬を支払う場合、執行役員の責任および業績の規模ならびに範囲は、報酬レンジの判断における重要不可欠な要素となる傾向があります。



(1) メットライフ従業員は2019年10月1日付。

長期インセンティブ

業績連動株式ユニット

シティの執行役員年間報酬制度の全般的な体制に基づき、最高経営責任者の変動報酬の35パーセントおよびその他の指名執行役員の変動報酬の30パーセントは、業績連動株式ユニットとして付与されます。業績連動株式ユニットは、これらの執行役員に対するシティの長期インセンティブ報奨の半分を構成します⁽¹⁾。当年度の報奨に関する業績目標水準が更新されましたが、それ以外には、前年度と比べて、業績連動株式ユニットの条件に変更はありませんでした。

報奨の特徴		2019業績評価年度の業績連動株式ユニット (PSU) に関する説明	
業績評価期間	2020年1月1日から2022年12月31日まで		
PSUの目標数	インセンティブ報奨の総額のうちPSUプログラムに割り当てられる部分を、付与日である2020年2月13日の直前の5取引日におけるシティの普通株式の終値の平均(78.912ドル)で除した数です。		
業績指標と目標数	2022年度の有形普通株式株主資本利益率 (RoTCE)	2020年度 - 2022年度の累積的1株当たり利益 (EPS)	
	RoTCEは、(優先株式配当を控除後の)当期利益を、当該1年間の平均有形普通株式株主資本で除したものです。ユニット数の半分は、以下の業績グリッドに基づき、RoTCEにおける業績に応じて発生します。	累積的EPSは、2020年度から2022年度の間に終了する12四半期分の当社の四半期決算発表から、普通株主に配分された当期利益に基づく希薄化後1株当たり利益を合計することにより決定されます。ユニット数の半分は、以下の業績グリッドに基づき、累積EPSに応じて発生します。	
	2022年度のRoTCE	発生するPSUの目標数の割合	2020年度 - 2022年度の累積的EPS
	9.5%未満	0%	23.50ドル未満
	9.5%	50%	23.50ドル
	13% ~ 13.5%	100%	27.50 ~ 28.00ドル
	15.5%以上	150%	31.00ドル以上
	各指標について、業績が目標の50パーセントから100パーセントまでの範囲であるかまたは100パーセントから150パーセントまでの範囲である場合、執行役員が当該指標に関して獲得するPSU数は、該当する2つのポイントの間の線形補間法によって決定されます。この設計は、PSUの設計において生じた人為的な段差により軽率なリスク・テイクを奨励することを回避しています。		
	例：シティが2022年度に15.5パーセントのRoTCEを達成し、3年間の業績評価期間において23.50ドルの累積的EPSであった場合は、執行役員は目標PSUの100パーセントを受領します。これは、RoTCEの指標における業績(業績150パーセント)と累積的EPSの指標における業績(業績50パーセント)を均等に重視しているためです。		
業績指標と目標水準の根拠	業績指標と目標水準の根拠については、上記「報酬決定に関する概要」 - 「業績連動株式ユニットの目標」に記載されています。		
報奨の交付	業績評価期間の終了日の後、発生したPSU数に、最終権利確定日直前の20取引日におけるシティの普通株式の株価の平均を乗じて、その額が現金で支払われます。この方法は、株主持分の希薄化を限定する一方で、支給額をシティの普通株式の株価の変動に連動させます。		
株主総還元額 (TSR) の要素	業績指標の結果にかかわらず、当該3年間の業績評価期間にわたるシティの株主総還元額がマイナスとなる場合は、取得できるPSU数の上限は目標数の100パーセントに制限されます。		
配当等価物	業績評価期間の終了後、発生するPSU数について配当等価物が発生し、支払われますが、発生しなかったPSUに関する配当等価物は失効します。		
報酬返還制度	報酬返還制度が適用されます。		
(1) イバラ氏の報酬は、一般的な仕組みを除き、英国およびEUの規制指針に準拠するよう設計されています。			

繰延株式報奨

シティの執行役員年間報酬制度の全般的な体制に基づき、最高経営責任者の変動報酬の35パーセントおよびその他の指名執行役員の変動報酬の30パーセントは、繰延株式報奨として付与されます。繰延株式報奨は、これらの執行役員に対するシティの長期インセンティブ報奨の半分を構成します。2013年度以降、繰延株式報奨の一般的条件に変更はありません。

報奨の特徴	繰延株式報奨の説明 ⁽¹⁾										
権利確定期間	4年間にわたって毎年25パーセントが権利確定します。										
株式数	インセンティブ報奨の総額のうち繰延株式報奨に割り当てられる部分を、付与日である2020年2月13日の直前の5取引日におけるシティの普通株式の終値の平均(78.912ドル)で除した数です。										
業績に基づく権利確定条件	繰延期間のいずれかの年において参照会社に税引前損失がある場合には、繰延株式報奨のうち損失の翌年に権利確定が予定されている部分は、以下の計算式により算出される比率で減少します。 <div style="text-align: center;"> $\frac{\text{税引前損失額}}{\text{損失のあった年の直前の3年間における参照会社の税引前年間利益の最も高い水準}}$ </div> <p>当該比率によって、権利確定が取り消される株式が20パーセント以下となる場合は、権利確定が予定されている株式の20パーセントが削減されます(つまり、税引前損失が生じた場合に取り消される最低水準が存在するという事です)。この規定は、報奨の価値を高めることはなく、権利未確定の株式の取消という結果にしかありません。 ・全執行役員の参照会社は、シティグループです。</p>										
例	この例は、シティグループを参照会社とする場合で、シティグループが以下のような税引前利益(損失)を生じたと仮定して、2020年2月に付与された20,000株の繰延株式報奨のうち2021年1月に権利確定となる予定の部分(5,000株)にどのような影響があるかを示したものです。 <div style="text-align: center;"> シティグループの税引前利益(損失)(単位:百万ドル) </div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>予定されている権利確定日</th> <th>2020年度</th> <th>2019年度</th> <th>2018年度</th> <th>2017年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021年1月</td> <td>(\$500)</td> <td>\$23,901</td> <td>\$23,445</td> <td>\$22,761</td> </tr> </tbody> </table> <p>例にある2017年度、2018年度および2019年度の利益額は財務情報の最新の公の報告値から引用したものです。例にある2020年度の税引前損失は、説明のための仮定的な前提に過ぎません。 公式(500÷23,901)に基づいて算出した削減率は、2.09パーセントです。最低取消水準に従い、2021年1月に権利確定が予定されている株式のうち20パーセントが取り消されます。したがって、権利確定が予定されていた5,000株のうち1,000株は取り消されます(1,000=5,000の20パーセント)。</p>	予定されている権利確定日	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2021年1月	(\$500)	\$23,901	\$23,445	\$22,761
予定されている権利確定日	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度							
2021年1月	(\$500)	\$23,901	\$23,445	\$22,761							
配当等価物	権利確定期間の終了後、権利確定する株式について配当等価物が発生し、支払われますが、発生しなかった繰延株式報奨に関する配当等価物は失効します。										
報酬返還制度	報酬返還制度が適用されます。										

(1) イギリスとEUの規制指針に準拠するため、イバラ氏の2019年度の業績に対する繰延株式報奨は、5年間にわたって権利が確定する、年間インセンティブ報奨総額の少なくとも50パーセントに相当する報奨、各受渡日後6ヶ月間の制限期間、および追加的な所定の報酬返還規定等、上記の表に示されている特徴と異なる特徴があります。

繰延現金報奨

繰延現金報奨は、シティのインセンティブ報酬の付与に関するリスクバランスの取れた手法の主要な要素であり、何らかの理由で業績連動株式ユニットの支給を受ける資格のない執行役員を含む当社の対象従業員（銀行規制指針に定義されます。）に対して、2013年より一貫して付与されています。したがって、イバラ氏は、イギリスおよびEU規制指針に準拠したシティの取り組みの一環として、2019年の業績について業績連動株式ユニットではなく、繰延現金報奨を受けました。バード氏は、業績連動株式ユニットと繰延株式報奨の付与日である2020年2月13日にシティに雇用されていなかったため、株式付与日にシティに雇用されていない個人には株式を付与しないというシティの慣行に則して、2019年度のインセンティブ報奨のうち、繰延部分の全体を繰延現金報奨として受け取りました。

報奨の特徴	繰延現金報奨の説明 ⁽¹⁾
権利確定期間	4年間にわたって毎年25パーセントが権利確定します。
報奨金額	インセンティブ報奨の繰延部分の指定されたパーセント。
追加の権利確定条件	従業員が「重大な悪影響を及ぼす結果」に対して重大な責任を負っていると報酬委員会が判断した場合、権利未確定の報奨は取り消されます。
利息	2019年度の業績に対して付与される報奨については、想定金利は2.23パーセント（認められる場合）となります。想定される経過利息は、繰延現金報奨の関連部分が権利確定し受け渡された場合にのみ支払われます。
報酬返還制度	報酬返還制度が適用されます。

(1) イギリスとEUの規制指針に準拠するため、イバラ氏の2019年度の業績に対する繰延現金報奨は、5年間にわたって権利が確定し、想定利息は付されず、各受渡日から6ヶ月間の制限期間の適用を受け、かつ追加的な所定の報酬返還規定の適用を受けます。

その他の報酬制度

当社の独立した報酬コンサルタント

<取締役会の報酬コンサルタントは、取締役会への助言以外に、シティのために業務を行うことはありません。>

FW・クックは、2012年から報酬委員会の独立したアドバイザーとなっています。FW・クックは、取締役会へのサービスを除き、シティに対して一切のサービスを提供しておらず、経営陣との間にその完全な独立性を損ない得るその他一切の関係をもたず、また、その独立性を維持するために役立つ強固な内部管理体制を採用しています。FW・クックの代表者は、出席要求のあった執行役員会を含め、2019年度のすべての報酬委員会会議に出席し、会議と会議の間の期間においても、報酬委員会のメンバーと交流しました。FW・クックは、最高経営責任者およびその他執行役員に付与される報酬に関して、報酬委員会に助言しました。FW・クックはまた、シティの執行役員報酬に関する株主の勧告的決議（advisory say-on-pay votes）に対する報酬委員会および取締役会の対応に関して広範囲にわたる指針および分析を提供し、市場の見方を提示し、また、シティの執行役員報酬プランの設計ならびに上記の投資家との対話プロセスおよびSECの開示義務を通じた当該プログラムの株主への提示について報酬委員会に助言しました。FW・クックはまた、執行役員でない取締役の報酬について取締役会に助言しました。FW・クックは、執行役員報酬に関する助言に関して、2019年度に328,133ドルの報酬を受領しました。SEC規則およびニューヨーク証券取引所（NYSE）規則に従って、報酬委員会は、FW・クックの独立性について、直近では2020年1月に評価し、FW・クックがシティの経営陣から独立しており、報酬委員会への同社のサービスは、いかなる利益相反も生じていないと判断しました。

リスクとシティのインセンティブ報酬プログラム

当社の報酬プログラムは、慎重にまた十分理解されたリスクのみを負い、事業基盤を守るためにそれらのリスクを効果的に管理する、当社の責任に沿って設計されています。当社のプログラムには、以下の重要な要素が含まれています。

- ・ **当社の報酬理念**は、当社に対し、自由裁量によるインセンティブ報酬を付与する際にはリスク管理について考慮するように求めています。当社の報酬理念は、当社のウェブサイトで公開されています。
- ・ **チーフ・リスク・オフィサー**は、少なくとも年に2度報酬委員会に、シティのリスク水準や傾向ならびに上級執行役員レベルおよびシティ全体のインセンティブ報酬の枠組みについて報告しています。チーフ・リスク・オフィサーは、報酬が軽率または過度なリスク・テイクを奨励しない方法で、長期的な業績に結び付いたものとなるよう、当社の執行役員報酬枠組みを見直しました。

- ・ **シティの執行役員報酬枠組みは、明示的にまた黙示的にリスクに合わせてインセンティブ報酬を調整します。**シティの執行役員報酬枠組みでは、以下を含む複数の方法でリスクを考慮します。
 - 各執行役員の財務目標の要素としてリスク水準を評価するために財務指標を使用します。
 - 非財務目標の一環として、統制環境の有効性を含むリスク管理の実績を評価します。
 - インセンティブ報酬の決定に際して、かかるリスクのもたらす不利益を考慮します。
- ・ **リスク管理行為の評価は、各人のインセンティブ報奨を決定する際に考慮されます。**個々の対象従業員（シティの数百名の最上級位の従業員）に対して、シティは、コントロール部門による年次のレビュープロセスを確立しました。このプロセスでは、コントロール部門のレビュアーが各対象従業員のリスク行為について評価を行います。コントロール部門は、財務、独立コンプライアンス・リスク管理、独立リスク管理、内部監査、法務で構成されています。かかるプロセスは、現在の行為およびリスクに対する態度を評価することを目的としています。コントロール部門のレビュープロセスによる評価は、対象従業員の管理者が行う当該従業員の業績評価に情報として伝えられ、影響を及ぼし、当該プロセスの結果は報酬委員会に報告されます。当社は、このプロセスが、リスク管理行為の重要性に関する認識を高め、シティのリスク・カルチャーを強化したものと考えています。指名執行役員は、コントロール部門によるこの年次のレビュープロセスを通じて、シティのコントロール部門によりリスク行為の評価を受けました。かかるレビューの結果、指名執行役員は、リスク行為に関して肯定的な評価付けまたは査定を受けています。リスク行為に関して肯定的な評価を受けることは、全対象従業員の職務執行において当然に期待される要素であることから、かかる肯定的な評価付けは、2019年度の年間インセンティブ報奨の規模を決める要素とはなりませんでした。一方、リスク行為に関して否定的な評価がなされていれば、2019年度に付与されるインセンティブ報酬が減額されるかまたは解雇されインセンティブ報酬が消滅する結果となったであろうといえます。
- ・ **指名執行役員を含む対象従業員に対する年間インセンティブ報奨には、軽率または過度なリスク・テイクングを抑止するための設計上の特徴があります。**年次の体系的なプロセスにより、シティは、当社に内在する重要なリスクを特定し、その上で、当該リスクに影響を及ぼす従業員を対象従業員として特定します。指名執行役員を含む対象従業員に関する報酬体系には、様々な行為を対象とする十分な繰延および報酬返還制度が含まれています。加えて、業績に基づく権利確定基準が、対象従業員に付与されるすべての繰延インセンティブ報酬に組み込まれています。

- ・シティはシティのインセンティブ報酬制度を対象とする、厳格な全世界的管理体制を採っています。シティの公式なインセンティブ報酬制度（販売インセンティブ制度を含みます。）は、広範囲な従業員層（大部分はグローバル個人金融部門に属します。）向けの変動的な報酬を定めています。本制度は、違法もしくは軽率な行為に関与したり、軽率もしくは過度なリスクを冒すことを排除することをねらいとした、全世界的な管理体制によって運営されます。この管理体制の一環として、全世界におけるシティのインセンティブ報酬制度はすべて、第三者コンサルタントによって開発および管理された中央リスク管理モデルを通じて分析されます（データ入力にはシティによって行われます。）。6つの潜在的なリスク源、すなわち、インセンティブ・プログラムの設計、シティの戦略および目標との不一致、制度に基づく支払の機会、支払承認のプロセス、管理制度の一環としての監視範囲、ならびに制度運営に関わるリスクが評価されます。本制度は、それが適切な場合には、リスク評価の結果に基づいて改善されます。この全世界的な管理モデルによって、シティ全体に最善の慣行が伝えられ、共有されることが担保されます。
- ・規制事項の検討。報酬委員会は、執行役員にインセンティブ報酬を付与する際に規制上の事項を検討します。規制に関連する目標は、適用されるシティ全体の職務に応じて、他の従業員の業績評価に順次適用されます。
- ・業績連動株式ユニット、繰延株式報奨および繰延現金報奨に適用される報酬返還制度。シティの厳格な報酬返還制度は、指名執行役員とその他すべての該当する従業員に対するインセンティブ報奨について適用されます。報酬返還制度は、様々な業績不振の場合にシティに権利未確定の繰延インセンティブ報酬を取り消す権利を与えており、下記の表に概要を記載しています。

適用される報酬返還制度	潜在的なトリガー	業績連動		
		株式ユニット	繰延株式報奨	繰延現金報奨
全般	違法行為を行いまは著しく軽率な判断をし、それがシティの事業運営に損害を与えまたは規制当局からの制裁につながりもしくはその可能性があった場合。上記のような行為に関与した従業員の監督を怠りまたは上記のような行為を上程しなかった場合も含まれます。			
著しい業績不振	著しい業績不振について、重大な責任を負っている場合。			
シティ	公表済の著しく不正確な財務諸表に基づいた報奨の受領があった場合。			
シティ	従業員が公表済の財務諸表に関して著しく不正確な情報の提供に故意に関与した場合。			
シティ	上級経営陣またはリスク・マネジメントが設定または修正したリスク制限に対する重大な違反を犯した場合。			
シティ	重大な違法行為があった場合。			
サーベンス・オクスリー	意図的な違法行為または不正により、財務上の修正再表示が必要となった場合。			

英国およびEUの規制指針に準拠するため、繰延株式報酬および繰延現金報酬から構成されるイバラ氏のインセンティブ報酬に追加的な報酬返還制度が適用されます。

少なくとも、報告義務のある3つの財務セグメント、すなわち、シティグループ（全社）、グローバル個人金融部門およびインスティテューショナル・クライアント・グループのいずれかにおいて、年間の税引前損失がある場合には、シティは、著しい業績不振が発生し、業績連動株式ユニットおよび繰延現金報酬への潜在的影響があるかを検討します。また、シティは、ある執行役員が著しい業績不振について重大な責任を負っているまたはその他の理由で、当該執行役員に支払われるはずであった繰延報酬を取り消すという決定をした場合にはいつでも、その開示を検討します。

インセンティブ報酬の税額控除可能性および制限

2019年度の年間インセンティブ報酬は、2011年エグゼクティブ・パフォーマンス・プラン（以下「EPP」といいます。）に基づき、指名執行役員に付与されました。EPPは、指名執行役員に支払われるインセンティブ報酬のうち、内国歳入法第162条(m)に基づき控除することができない可能性のあったものの控除可能性を確保するために当初採用されました。しかしながら、税制改革により、内国歳入法第162条(m)が改正されて、要件を満たした業績連動報酬に対する適用除外が廃止され、その対象が最高財務責任者にまで拡大されました。これにより、2018年度以降、執行役員報酬が控除対象となる可能性が低くなりました。さらに、シティの従業員は、内国歳入法第162(m)条に基づく「対象従業員（covered employee）」とみなされる場合、当該者がシティから報酬を得ている限り「対象従業員」となります。シティは、法律が許容する範囲内で、指名執行役員に支払われる報酬の控除可能性の確保を目指す一方で、執行役員を採用し、動機を与え、確保し続けるために必要と考える控除対象外の報酬制度を提供する柔軟性を維持しています。

税制改革により、要件を満たした業績連動報酬の付与についての税務上の便益が排除されても、シティは、執行役員報酬を付与するにあたり業績に応じた支払を行うというアプローチを変更する意図はありません。したがって、報酬委員会は、EPPのもと、執行役員報酬に対する制限に従い、2019年度の業績に対するインセンティブ報酬を指名執行役員に付与しました。EPPは、シティグループの法人税等控除前の継続事業からの利益に基づいて、その年に加入者に付与することができる限度額を特定しています。ただし、当該年度に実際に付与される年間インセンティブの額は、本「報酬の検討および分析」に記載されている執行役員報酬枠組みを適用し、またシティが上限を下回る（上限以下の）支払を行うことを条件に、報酬委員会により決定されます。2019年度については、報酬委員会は、EPPに基づいて支払うことができる上限額を、執行役員1名につき47.8百万ドル（シティグループの税引前利益の0.2パーセント）であると確認し、同プランに基づいてそれを下回る額の報酬を付与するというマイナスの裁量権を行使しました。インセンティブの支払総額に対するこの制限に加えて、EPPにより、個別の執行役員のインセンティブの支払における年間の現金賞与の部分は20百万ドルに制限されています。

人事・報酬委員会報告

人事・報酬委員会は、最高経営責任者の業績を評価し、報酬を決定し、執行役員の報酬を承認し、また上級経営陣の他のメンバーおよび報酬の高いその他の従業員の報酬体系を承認しました。人事・報酬委員会は、上級経営陣のメンバーとともに上記「報酬の検討および分析」を審査し、検討しました。この審査に基づき、人事・報酬委員会は、当社の取締役会に対して、米国証券取引委員会（SEC）に提出されるフォーム10-Kによるシティの年次報告書および議決権代理行使参考書類スケジュール14Aに「報酬の検討および分析」を含めるべきであると勧告しました。

人事・報酬委員会:

ダンカン・P・ヘンス（委員長）

ジョン・C・デューガン

ルー・W・（ジェイ）・ジェイコブス四世

ゲーリー・M・ライナー

ダイアナ・L・テイラー

2020年3月6日

[次へ](#)

2019年度抜粋報酬一覧表および報酬情報

2019年度抜粋報酬一覧表

以下の表では、2019年12月31日現在の、シティの最高経営責任者（CEO）、最高財務責任者（CFO）および最も高額報酬が支払われたその他3名のシティの執行役員に対する、2019年度および関連する過年度についての報酬を示しています。また、SEC規則により、元取締役である3名についても、2019年度の報酬の開示が求められています。これらの8名を、シティの指名執行役員（named executive officers）といいます。

氏名および主な役職 ⁽¹⁾	年度	給与 (ドル)	賞与 ⁽²⁾ (ドル)	株式報酬 ⁽³⁾ (ドル)	株式以外の インセン ティブ・ プラン報酬 ⁽⁴⁾ (ドル)	年金金額 および 非適格 繰延報酬の 増減 ⁽⁵⁾ (ドル)	その他 すべての 報酬 ⁽⁶⁾ (ドル)	合計 (ドル)
マイケル・コルバット 最高経営責任者	2019	\$1,500,000	\$6,750,000	\$17,237,115	\$0	\$4,846	\$16,800	\$25,508,761
	2018	\$1,500,000	\$6,750,000	\$15,912,666	\$0	\$4,548	\$16,500	\$24,183,714
	2017	\$1,500,000	\$6,450,000	\$9,831,752	\$0	\$3,731	\$16,200	\$17,801,683
マーク・メイスン ⁽⁷⁾ 最高財務責任者	2019	\$496,301	\$4,041,481	\$1,657,500	\$1,537,803	\$1,722	\$16,800	\$7,751,607
ジェーン・フレイザー シティ社長兼グローバル 個人金融部門 最高経営責任者	2019	\$500,000	\$4,800,000	\$11,995,705 ⁽⁸⁾	\$1,276	\$0	\$16,800	\$17,313,781
	2018	\$500,000	\$3,500,000	\$5,075,136	\$398,854	\$0	\$16,500	\$9,490,490
	2017	\$500,000	\$3,200,000	\$4,454,386	\$452,764	\$0	\$20,265	\$8,627,415
フランシスコ・フェルナン デス・デ・イバラ ⁽⁷⁾ インスティテューショナ ル・クライアント・ グループ最高経営責任者	2019	\$6,423,980 ⁽⁹⁾	\$0	\$4,581,107	\$2,740,779	\$46,188	\$21,972	\$13,814,026
ブラッドフォード・フー ⁽⁷⁾ ーフ・リスク・ オフィサー	2019	\$500,000	\$3,000,000	\$4,924,890	\$613	\$0	\$16,800	\$8,442,303
ジョン・ガスバック 元最高財務責任者	2019	\$157,260	\$0	\$7,551,498	\$0	\$46,539	\$16,800	\$7,772,097
	2018	\$500,000	\$4,600,000	\$6,661,116	\$0	\$0	\$16,500	\$11,777,616
	2017	\$500,000	\$4,200,000	\$5,116,524	\$0	\$79,241	\$16,200	\$9,911,965
ジェームズ・フォリス 元シティ社長、 インスティテューショナ ル・クライアント・グ ループ最高経営責任者	2019	\$278,082	\$0	\$12,804,714	\$0	\$4,377	\$16,800	\$13,103,973
	2018	\$500,000	\$7,800,000	\$12,370,644	\$0	\$4,151	\$16,500	\$20,691,295
	2017	\$500,000	\$7,800,000	\$8,908,771	\$2,611	\$1,524	\$16,200	\$17,229,106
スティーブン・バード 元グローバル 個人金融部門 最高経営責任者	2019	\$500,000	\$4,740,000	\$7,223,172	\$0	\$0	\$16,800	\$12,479,972
	2018	\$500,000	\$4,400,000	\$6,343,920	\$0	\$0	\$16,500	\$11,260,420
	2017	\$500,000	\$4,000,000	\$5,116,751	\$1,250	\$0	\$3,143,844	\$12,761,845

(1) 各指名執行役員の主な役職は、2019年12月31日時点のものです。ガスバック氏、フォリス氏およびバード氏は2019年12月31日時点でシティの執行役員ではありませんが、SEC規則に基づき2019年度および過年度の報酬を開示することが求められています。

- ・ガスバック氏は、2019年2月23日までシティの最高財務責任者でした。同日、メイスン氏がその役職を引き継ぎました。
- ・フォリス氏は、2019年4月30日までシティの社長兼インスティテューショナル・クライアント・グループの最高経営責任者でした。同日、イバラ氏がインスティテューショナル・クライアント・グループの最高経営責任者に就任しました。この時点でシティの社長に任命された者はいませんでした。
- ・バード氏は、2019年10月24日までグローバル個人金融部門の最高経営責任者でした。同日、フレイザー女史がその役職を引き継ぐとともに、シティの社長に就任しました。フレイザー女史は、シティのラテンアメリカ地域の最高経営責任者でした。

(2) この列の金額は、記載された年度の業績に対する現金賞与を示しています。

- (3) SEC規則により、この列の2019年度の金額は、2019・ストック・インセンティブ・プランまたは2014・ストック・インセンティブ・プランに基づいて2019年度中に付与された業績連動株式ユニットおよび繰延株式報奨の付与日現在の公正価値の合計となっており、2018年度の業績に関連している場合もあります。SEC規則は、2019年度の業績に対して付与された株式報奨ではなく、2019暦年中に付与された株式報奨の提示を求めています。株式報奨の列に表示された各報奨の付与日現在の個別の価値は、「報酬制度に基づく2019年度の報奨付与」の一覧表で開示されています。報奨の付与日現在の公正価値の総額は、財務会計基準審議会会計基準編纂書トピック718（以下「ASC718」といいます。）に従って計算されています。この列の金額の算出時において使用された仮定がある場合には、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記7に記載されます。抜粋報酬一覧表で報告された業績連動株式ユニットの金額は、ASC718に従い決定された付与日時点の価値であり、業績条件として考えられる成果が考慮されます。このため、これら金額は報酬委員会により与えられた報奨の額面金額とは異なっており、この額面金額を付与日のシティ普通株式の株価によって除することにより、業績連動株式ユニットの目標とする数が算出されます。2019年度抜粋報酬一覧表に示された2019年の付与日における2018年度の業績に対する業績連動株式ユニットの価値は、業績条件が最も高いレベルで達成されたと仮定した場合、コルバット氏11,812,500ドル、フレイザー女史3,937,500ドル、フー氏3,375,500ドル、ガスバック氏5,175,000ドル、フォリス氏8,775,000ドル、バード氏4,950,000ドルとなります。
- (4) 株式以外のインセンティブ・プラン報酬の列に示される金額は、該当する年度に発生したと考えられる各繰延現金報奨の金額を表していますが、当該報奨は過年度の任務について過年度に付与されたものです。繰延現金報奨は、業績連動株式ユニットの権利を持たない執行役員（業績連動株式ユニットは最高経営責任者および最高経営責任者直属の執行役員にのみ与えられています。）に付与されています。繰延現金報奨の条件は、上記「長期インセンティブ」-「繰延現金報奨」において詳しく説明されています。株式以外のインセンティブ・プラン報酬の列に表示された2019年度のコルバット氏119,053ドル、フレイザー女史1,276ドル、イバラ氏109,161ドル、フー氏613ドルの想定利子の金額が含まれます。フレイザー女史およびイバラ氏の繰延現金報奨については、同氏らがロンドンで雇用されていた年度について与えられた報奨であるため、英国ポンド建てです。フレイザー女史およびイバラ氏について上記で表示されている金額は、シティの財務諸表の作成時に使用された2019年12月31日現在の為替レート（1英国ポンド=1.32475米ドル）を用いて英国ポンドから米ドルに換算されたものです。
- (5) これらの金額は、「2019年度年金給付」の表でさらに詳しく説明されており、年金給付額の現在価値の増加分を示しています。シティグループ年金制度におけるガスバック氏への年金給付額は、27,192ドル増加し、従業員退職所得保障法（ERISA）によるシティバンク、エヌ・エイおよび関係会社の補助的報酬制度における同氏への給付額は、19,347ドル増加しました。税制適格外であることから繰り延べられた、指名執行役員各々の報酬における市場価格の超過分または優先利益分は、0ドルでした。フレイザー女史、フー氏およびバード氏は、同氏らが雇用された国において有効なシティの包括的退職給付プログラムの規定に従って確定給付年金制度への加入資格を得たことはなく、同氏らはシティの雇用開始時から確定拠出退職給付制度以外、加入していません。
- (6) 以下は2019年度の「その他すべての報酬」（個人的給付を含みます。）の内訳を示したものです。

氏名	退職給付制度 に対する 雇用者拠出 (ドル)	税還付 コスト (ドル)	一時滞在時生活費 および			合計 (ドル)
			一時帰国休暇 の費用 (ドル)	住宅費および 生活費差額 (ドル)	転勤に係る 費用 (ドル)	
マイケル・コルバット	\$16,800	\$0	\$0	\$0	\$0	\$16,800
マーク・メイスン	\$16,800	\$0	\$0	\$0	\$0	\$16,800
ジェーン・フレイザー	\$16,800	\$0	\$0	\$0	\$0	\$16,800
フランシスコ・フェルナンデス・ デ・イバラ	\$21,972	\$0	\$0	\$0	\$0	\$21,972
ブラッドフォード・フー	\$16,800	\$0	\$0	\$0	\$0	\$16,800
ジョン・ガスバック	\$16,800	\$0	\$0	\$0	\$0	\$16,800
ジェームズ・フォリス	\$16,800	\$0	\$0	\$0	\$0	\$16,800
スティーブン・バード	\$16,800	\$0	\$0	\$0	\$0	\$16,800

イバラ氏を除き、指名執行役員は、米国の適格従業員全員に適用される計算式に従って401(k)プランのマッチング拠出を受領しました。

イバラ氏は、シティが英国において実施する広域退職給付制度への不参加を選択しています。これは、同様の状況下にある英国の全従業員に提供される選択肢に基づいたものです。表中の金額は、広域退職給付制度への雇用者による拠出に代わる課税対象の現金支払額であり、一般に適用される算式に従って決定されます。イバラ氏の金額は、シティの財務諸表の作成時に使用された2019年12月31日現在の為替レート（1英国ポンド=1.32475米ドル）を用いて英国ポンドから米ドルに換算されたものです。

バード氏は2019年度および2018年度については国外駐在手当を受けていませんが、2017年度については2016年度の任務に関連した税負担均等化手当を受けました。同氏は2015年7月1日付で国外駐在辞令により香港からニューヨークに異動し、シティの国外駐在プログラムの標準規定に基づく手当を受けました。バード氏の国外駐在は2016年12月31日に終了し、その時点で同氏は米国の現地従業員となりました。2016年より後、バード氏は国外駐在手当の対象外となりました。バード氏に提供された手当はシティの国外駐在プログラムに完全に準拠しており、自国外への赴任を受諾した同様の状況下にある従業員に一般的に支給されるものです。国外駐在プログラムは、暫定期間において従業員の再配置を行い、また転居による税務その他個人の経済面の影響をなくすことで、シティが特定の業務ニーズを速やかに満たすことを可能にするものです。税負担均等化手当は、バード氏の税負担および関連費用を、同氏が2016年度に引き続き香港で雇用されていると仮定した場合のものに限定することを意図したものであり、そのため追加のインセンティブ報酬ではありません。

コルバット氏は、シティグループ・インクとの航空機タイムシェアリング契約による社用機の個人使用にかかる費用をシティに返金しました。社用機の個人使用に関するさらなる開示事項については、上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要」-「コーポレート・ガバナンス」-「一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与」をご参照ください。

- (7) メイスン氏、イバラ氏およびフー氏の2017年度および2018年度の報酬額については、同氏らがこれらの年度において指名執行役員でなかったため、開示を要求されていません。
- (8) 表示される金額は、2018年度の業績に対して受けた繰延株式報酬および業績連動株式ユニット（それぞれ2,625,000ドルおよび3,120,705ドル）に、上記「2019年度執行役員報酬」-「指名執行役員の2019年度の報酬」に記載されるとおり、フレイザー女史に付与された一度限りの繰延インセンティブ報酬の繰延株式報酬部分（6,250,000ドル）を加えた合計額です。
- (9) 給与の列には、基本給に、イバラ氏に現金で支給される固定役職手当を加えた額が表示されています。英国内における固定役職手当は、役職の重要度に関連する一定の指針に基づいて与えられます。イバラ氏の基本給および役職手当は英国ポンドで支払われ、その総額は2019年度の英国ポンドから米ドルへの平均為替レート（1英国ポンド=1.27621米ドル）により換算されて表示されています。英国およびEUの規制指針に準拠するためにシティがとる全体的なアプローチに合わせて、イバラ氏の年間インセンティブ報酬は全額繰り延べられています。

報酬制度に基づく2019年度の報奨付与

下表は、報酬委員会が2019年度に指名執行役員に対し付与した報奨に関する情報を示したものです。

氏名	付与日	非株式インセンティブ・プラン 報奨に基づく 将来的な支払見積			株式インセンティブ・プラン報 奨に基づく 将来的な支払見積			株式報奨の 付与日現在公 正価値 ⁽¹⁾ (ドル)
		基準 (ドル)	目標 (ドル)	最大 (ドル)	基準 (個)	目標 (個)	最大 (個)	
マイケル・コルバット	2019年2月14日	-	-	-	0	126,145 ⁽²⁾	126,145	\$7,875,000
	2019年2月14日	-	-	-	0	126,145 ⁽³⁾	189,217	\$9,362,115
マーク・メイスン	2019年2月14日	-	-	-	0	26,550 ⁽²⁾	26,550	\$1,657,500
	2019年2月14日	\$0	\$1,811,697 ⁽⁴⁾	\$1,811,697	-	-	-	-
ジェーン・フレイザー	2019年2月14日	-	-	-	0	42,048 ⁽²⁾	42,048	\$2,625,000
	2019年2月14日	-	-	-	0	42,048 ⁽³⁾	63,072	\$3,120,705
	2019年11月25日	-	-	-	0	84,027 ⁽⁵⁾	84,027	\$6,250,000
	2019年11月25日	\$0	\$6,250,000 ⁽⁵⁾	\$6,250,000	-	-	-	-
フランシスコ・フェルナン デス・デ・イバラ	2019年2月14日	-	- (4)	-	0	79,729 ⁽²⁾	79,729	\$4,581,107
	2019年2月14日	\$0	\$4,417,897 ⁽⁶⁾	\$4,417,897	-	-	-	-
ブラッドフォード・フー	2019年2月14日	-	-	-	0	36,041 ⁽²⁾	36,041	\$2,250,000
	2019年2月14日	-	-	-	0	36,041 ⁽³⁾	54,061	\$2,674,890
ジョン・ガスバック	2019年2月14日	-	-	-	0	55,263 ⁽²⁾	55,263	\$3,450,000
	2019年2月14日	-	-	-	0	55,263 ⁽³⁾	82,894	\$4,101,498
ジェームズ・フォリス	2019年2月14日	-	-	-	0	93,707 ⁽²⁾	93,707	\$5,850,000
	2019年2月14日	-	-	-	0	93,707 ⁽³⁾	140,560	\$6,954,714
スティーブン・バード	2019年2月14日	-	-	-	0	52,860 ⁽²⁾	52,860	\$3,300,000
	2019年2月14日	-	-	-	0	52,860 ⁽³⁾	79,290	\$3,923,172
	2019年11月8日	\$0	\$7,515,320 ⁽⁷⁾	\$7,515,320	-	-	-	-

- (1) 付与日現在の公正価値の決定に用いた仮定は、2019年度抜粋報酬一覧表の注(3)に記載したものと同じです。これら金額は必ずしも、指名執行役員が現金化できた実際の価値を示すものではありません。「報酬制度に基づく2019年度の報奨付与」の一覧表において業績連動株式ユニットについて報告された金額は、適用可能な会計原則に基づき、付与日時点において、業績条件として考えられる成果を考慮に入れた評価額です。このため、これらの評価額は報酬委員会により与えられた報奨の額面金額とは異なっており、この額面金額を付与日において決定されたシティ普通株式の株価で除することにより、業績連動株式ユニットの目標とする数が算出されます。
- (2) これらの繰延株式報酬は、2014・ストック・インセンティブ・プランに基づき、2018年度の業績に対して付与されました。これらの報奨の条件に関するより詳細な情報については上記「長期インセンティブ」-「繰延株式報酬」をご参照ください。
- (3) これらの報奨は、2018年度の業績に対する業績連動株式ユニットです。これらの報奨の条件に関するより詳細な情報については上記「長期インセンティブ」-「業績連動株式ユニット」をご参照ください。ただし、これらの報奨についての業績指標は以下のとおりです。

2021年度の有形普通株式株主 資本利益率 (RoTCE)	発生する業績連動株式ユニット (PSU)の目標数の割合	2019年度 - 2021年度の累積的 1株当たり利益 (EPS)	発生する業績連動株式ユニッ トの目標数の割合
10%未満	0%	22.50ドル未満	0%
10%	50%	22.50ドル	50%
14%	100%	26.25ドル	100%
16%以上	150%	29.00ドル以上	150%

- (4) これらの繰延現金報奨は、付与時に最高経営責任者の直属ではなかったために業績連動株式ユニットの対象とならなかった執行役員に、繰延現金報奨制度に基づき2018年度の業績に対して付与されたものです。これらの付与の条件に関するより詳細な情報については、上記「長期インセンティブ」-「繰延現金報奨」に記載されています。目標付与金額および最大付与金額には、適用ある法律または規制指針で認められた場合の年率3.59パーセントの想定利息が含まれています。
- (5) 報酬委員会は、上記「2019年度執行役員報奨」-「指名執行役員の2019年度の報酬」でより詳細に記載されているとおり、フレイザー女史に一度限りの繰延インセンティブ報奨を2019年11月25日付で付与しました。当該報奨のうち半分は、2019・ストック・インセンティブ・プランに基づく繰延株式報奨として、もう半分は繰延現金報奨制度に基づき、それぞれ2020年11月20日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定します。なお、当該報奨の条件は、年間のインセンティブとして付与される繰延株式報奨および繰延現金報奨と同様であり、上記「長期インセンティブ」-「繰延株式報奨」および「繰延現金報奨」に記載されています。ただし、a) 一度限りの繰延インセンティブ報奨の権利未確定部分は、フレイザー女史が何らかの理由で関連する権利確定日にシティに雇用されていない場合は失効し、また、b) 一度限りの報奨に含まれる繰延現金報奨には、想定利息は付されません。
- (6) イバラ氏の繰延現金報奨は、イバラ氏がロンドンで雇用されている間に付与されたため、英国ポンド建てです。上記に示されるイバラ氏の金額は、シティの財務諸表の作成時に使用された2019年12月31日現在の為替レート（1英国ポンド=1.32475米ドル）を用いて英国ポンドから米ドルに換算されたものです。
- (7) 報酬委員会は、株式付与日である2020年2月13日においてシティの従業員ではない者に株式を付与しないというシティの慣行に即して、バード氏の2019年度の業績に関するインセンティブ報酬全額を繰延現金報奨として付与しました。この繰延現金報奨は、繰延現金報奨制度に基づいて付与されたものであり、その条件は上記「長期インセンティブ」-「繰延現金報奨」に記載されています。表中の金額には年率2.23パーセントの想定利息が含まれています。

2019年度末の株式報酬残高

この表に示した市場価値は、2019年12月31日時点のシティの普通株式の終値79.89ドルを用いて算出しました。
2019年12月31日時点において、指名執行役員でストック・オプションを保有していた者はいません。

氏名	付与日	株式報酬			
		権利未確定 の株式または 株式ユニット の数 (個)	権利未確定 の株式または 株式ユニット の 市場価値 (ドル)	株式 インセンティブ・ プラン報酬： 権利未確定かつ 未発生の株式、 株式ユニットまたは その他の権利の数 (個)	株式 インセンティブ・ プラン報酬： 権利未確定かつ 未発生の株式、 株式ユニットまたは その他の権利の 市場価値 または配当金額 (ドル)
マイケル・コルバット	2016年2月16日	30,364 ⁽¹⁾	\$2,425,780	-	-
	2017年2月16日	-	-	41,642 ⁽²⁾	\$3,326,779
	2017年2月16日	101,649 ⁽³⁾	\$8,120,739	-	-
	2018年2月15日	-	-	75,816 ⁽⁴⁾	\$6,056,940
	2018年2月15日	-	-	101,088 ⁽⁵⁾	\$8,075,920
	2019年2月14日	-	-	126,145 ⁽⁶⁾	\$10,077,724
	2019年2月14日	-	-	126,145 ⁽⁷⁾	\$10,077,724
マーク・メイスン	2016年2月16日	8,392 ⁽¹⁾	\$670,437	-	-
	2017年2月16日	-	-	10,570 ⁽²⁾	\$844,437
	2018年2月15日	-	-	15,415 ⁽⁴⁾	\$1,231,504
	2019年2月14日	-	-	26,550 ⁽⁶⁾	\$2,121,080
ジェーン・フレイザー	2016年2月16日	14,201 ⁽¹⁾	\$1,134,518	-	-
	2017年2月16日	-	-	18,866 ⁽²⁾	\$1,507,205
	2017年2月16日	46,053 ⁽³⁾	\$3,679,174	-	-
	2018年2月15日	-	-	24,180 ⁽⁴⁾	\$1,931,740
	2018年2月15日	-	-	32,240 ⁽⁵⁾	\$2,575,654
	2019年2月14日	-	-	42,048 ⁽⁶⁾	\$3,359,215
	2019年2月14日	-	-	42,048 ⁽⁷⁾	\$3,359,215
	2019年11月25日	-	-	84,027 ⁽⁸⁾	\$6,712,917
フランシスコ・フェルナンデス・ デ・イバラ	2017年2月16日	-	-	44,500 ⁽⁹⁾	\$3,555,105
	2018年2月15日	-	-	58,186 ⁽¹⁰⁾	\$4,648,480
	2019年2月14日	-	-	79,729 ⁽¹¹⁾	\$6,369,549

株式報奨

氏名	付与日	株式報奨			
		権利未確定 の株式または 株式ユニット の数 (個)	権利未確定 の株式または 株式ユニット の 市場価値 (ドル)	株式 インセンティブ・ プラン報奨： 権利未確定かつ 未発生 の株式、 株式ユニットまたは その他の権利の数 (個)	株式 インセンティブ・ プラン報奨： 権利未確定かつ 未発生 の株式、 株式ユニットまたは その他の権利の 市場価値 または配当金額 (ドル)
ブラッドフォード・フー	2016年2月16日	8,139 ⁽¹⁾	\$650,225	-	-
	2017年2月16日	-	-	14,086 ⁽²⁾	\$1,125,331
	2017年2月16日	34,384 ⁽³⁾	\$2,746,938	-	-
	2018年2月15日	-	-	19,656 ⁽⁴⁾	\$1,570,318
	2018年2月15日	-	-	26,209 ⁽⁵⁾	\$2,093,837
	2019年2月14日	-	-	36,041 ⁽⁶⁾	\$2,879,315
	2019年2月14日	-	-	36,041 ⁽⁷⁾	\$2,879,315
ジョン・ガスバック	2016年2月16日	17,206 ⁽¹⁾	\$1,374,587	-	-
	2017年2月16日	-	-	21,671 ⁽²⁾	\$1,731,296
	2017年2月16日	52,899 ⁽³⁾	\$4,226,101	-	-
	2018年2月15日	-	-	31,736 ⁽⁴⁾	\$2,535,389
	2018年2月15日	-	-	42,315 ⁽⁵⁾	\$3,380,545
	2019年2月14日	-	-	55,263 ⁽⁶⁾	\$4,414,961
	2019年2月14日	-	-	55,263 ⁽⁷⁾	\$4,414,961
ジェームズ・フォリス	2016年2月16日	31,383 ⁽¹⁾	\$2,507,188	-	-
	2017年2月16日	-	-	37,733 ⁽²⁾	\$3,014,489
	2017年2月16日	92,106 ⁽³⁾	\$7,358,348	-	-
	2018年2月15日	-	-	58,940 ⁽⁴⁾	\$4,708,717
	2018年2月15日	-	-	78,586 ⁽⁵⁾	\$6,278,236
	2019年2月14日	-	-	93,707 ⁽⁶⁾	\$7,486,252
	2019年2月14日	-	-	93,707 ⁽⁷⁾	\$7,486,252
スティーブン・バード	2016年2月16日	16,193 ⁽¹⁾	\$1,293,659	-	-
	2017年2月16日	-	-	21,672 ⁽²⁾	\$1,731,376
	2017年2月16日	52,901 ⁽³⁾	\$4,226,261	-	-
	2018年2月15日	-	-	30,225 ⁽⁴⁾	\$2,414,675
	2018年2月15日	-	-	40,300 ⁽⁵⁾	\$3,219,567
	2019年2月14日	-	-	52,860 ⁽⁶⁾	\$4,222,985
	2019年2月14日	-	-	52,860 ⁽⁷⁾	\$4,222,985

- (1) 2016年2月16日に付与されたこの繰延株式報奨は、上記「長期インセンティブ」 - 「繰延株式報奨」に記載された業績ベースの権利確定条件に従うことを条件として、2017年1月20日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定しました。
- (2) 2017年2月16日に付与されたこの繰延株式報奨は、上記「長期インセンティブ」 - 「繰延株式報奨」に記載された業績ベースの権利確定条件に従うことを条件として、2018年1月20日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定します。
- (3) 2017年2月16日に付与されたこの業績連動株式ユニット報奨は、有形普通株式株主資本利益率および累積的1株当たり利益に基づく業績条件に従うことを条件として、2018年1月20日以降、毎年均等に3年間にわたって権利が確定しました。発生した業績連動株式ユニットの価値は、3年間の業績評価期間の終了後にすべて交付されます。報奨の業績評価指標の達成度に基づき、目標ユニット数の122.1パーセントが各執行役員に交付されました。当該報奨の業績評価期間は2019年12月31日に終了しました。この表は、2019年12月31日現在の報奨の価値を示しています。2020年度の交付日における報奨の価値はこれと異なっており、最終的な権利確定日(2020年1月20日)におけるシティの普通株式の平均株価を用いて算定されました。これにより当該報奨の実現価値(経過配当相当額を含みます。)は、コルバット氏8,616,426ドル、フレイザー女史3,903,769ドル、フー氏2,914,639ドル、ガスバック氏4,484,059ドル、フォリス氏7,807,537ドル、バード氏4,484,258ドルとなりました。
- (4) 2018年2月15日に付与されたこの繰延株式報奨は、上記「長期インセンティブ」 - 「繰延株式報奨」に記載された業績ベースの権利確定条件に従うことを条件として、2019年1月20日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定します。
- (5) 2018年2月15日に付与されたこの業績連動株式ユニット報奨は、有形普通株式株主資本利益率および累積的1株当たり利益に基づく業績条件に従うことを条件として、2019年1月20日以降、毎年均等に3年間にわたって権利が確定します。発生した業績連動株式ユニットの価値は、3年間の業績評価期間の終了後にすべて交付されます。この表は、両業績評価指標の目標値が100パーセント達成され、また2019年12月31日におけるシティの普通株式の株価が、2020年の業績評価期間末まで不変であると仮定した場合の、業績連動株式ユニットのすべての価値を含みます。
- (6) 2019年2月14日に付与されたこの繰延株式報奨は、上記「長期インセンティブ」 - 「繰延株式報奨」に記載された業績ベースの権利確定条件に従うことを条件として、2020年1月20日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定します。
- (7) 2019年2月14日に付与されたこの業績連動株式ユニット報奨は、有形普通株式株主資本利益率および累積的1株当たり利益に基づく業績条件に従うことを条件として、2020年1月20日以降、毎年均等に3年間にわたって権利が確定します。発生した業績連動株式ユニットの価値は、3年間の業績評価期間の終了後にすべて交付されます。この表は、両業績評価指標の目標値が100パーセント達成され、またシティの普通株式の2019年12月31日現在の株価が、2021年の業績評価期間末まで不変であると仮定した場合の、業績連動株式ユニットのすべての価値を含みます。
- (8) 2019年11月25日に付与されたこの繰延株式報奨は、上記「長期インセンティブ」 - 「繰延株式報奨」に記載された業績ベースの権利確定条件に従うことを条件として、2020年11月20日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定します。
- (9) 2017年2月16日に付与されたこの繰延株式報奨は、上記「長期インセンティブ」 - 「繰延株式報奨」に記載された業績ベースの権利確定条件および各権利確定日後6ヶ月の制限期間に従うことを条件として、2018年2月20日以降、毎年均等に5年間にわたって権利が確定します。
- (10) 2018年2月15日に付与されたこの繰延株式報奨は、上記「長期インセンティブ」 - 「繰延株式報奨」に記載された業績ベースの権利確定条件および各権利確定日後6ヶ月の制限期間に従うことを条件として、2019年2月20日以降、毎年均等に5年間にわたって権利が確定します。
- (11) 2019年2月14日に付与されたこの繰延株式報奨は、上記「長期インセンティブ」 - 「繰延株式報奨」に記載された業績ベースの権利確定条件および各権利確定日後6ヶ月の制限期間に従うことを条件として、2020年2月20日以降、毎年均等に5年間にわたって権利が確定します。

2019年におけるオプション行使および株式の権利確定

氏名	オプション報奨		株式報奨	
	権利行使により 取得した株式数 (株)	権利行使による 実現金額 (ドル)	権利確定により 取得した株式数 (株)	権利確定による 実現金額 ⁽¹⁾ (ドル)
マイケル・コルバット	-	-	194,371	\$11,493,938
マーク・メイスン	-	-	25,025	\$1,579,597
ジェーン・フレイザー	-	-	87,965	\$5,190,038
フランシスコ・フェルナンデス・ デ・イバラ	-	-	63,976	\$4,118,803
ブラッドフォード・フー	-	-	52,551	\$3,109,409
ジョン・ガスバック	-	-	106,155	\$6,261,499
ジェームズ・フォリス	-	-	193,456	\$11,410,162
スティーブン・バード	-	-	102,054	\$6,028,494

(1) 株式報奨の列の価値は、指名執行役員に対して2019年度に交付された繰延株式報奨および業績連動株式ユニットを反映しています。

2019年度年金給付

氏名	制度名	対象勤務年数 (年)	累積給付の 現在価値 ⁽¹⁾ (ドル)	前年度中の 支払額 (ドル)
マイケル・コルバット	シティグループ年金制度	24.4	\$127,723	\$0
マーク・メイスン	シティグループ年金制度	6.0	\$46,367	\$0
ジェーン・フレイザー	-	-	-	-
フランシスコ・ フェルナンデス・デ・イバラ	シティバンク、エヌ・エイおよび加入企業の特 定非米国際・スタッフ向け退職 給付制度（以下「国際・スタッ フ制度」といいます。）	13.8	\$409,475	\$0
ブラッドフォード・フー	-	-	-	-
ジョン・ガスバック ⁽²⁾	シティグループ年金制度	17.7	\$0	\$551,681
	シティバンク、エヌ・エイおよび関係会社 のERISAによる補助的報酬制度（以下「ペ イ・キャップ制度」といいます。）	11.7	\$0	\$364,540
ジェームズ・フォリス	シティグループ年金制度	24.5	\$116,008	\$0
スティーブン・バード	-	-	-	-

(1) シティグループ年金制度、国際・スタッフ制度およびペイ・キャップ制度給付の現在価値を決定するために用いられた死亡率率、付与加算率、制度割引率および支払形式に関する仮定は、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記8を作成するために用いた2019年度末の仮定と同じものです。「2019年度年金給付」の表の給付は、制度に定義するとおり、通常の退職年齢を65歳として計算されています。

(2) ガスバック氏については、シティグループ年金制度における対象勤務年数がペイ・キャップ制度における対象勤務年数よりも長くなっていますが、これはペイ・キャップ制度に基づく給付の発生が、シティグループ年金制度に基づく給付の発生よりも先に停止されたためです。

執行役員については、シティの包括的税制適格な退職給付制度の下でシティの従業員に一般的に認められるのと同じペースで退職給付が発生すべきだというのがシティの方針です。シティは、どの指名執行役員についても、いずれの退職給付制度の下でも対象勤務年数の追加付与を行っていません。フレイザー女史、フー氏およびバード氏は、同氏らが雇用された国において有効なシティの包括的退職給付プログラムの規定に基づく確定給付年金制度への加入資格を得たことはなく、シティにおける雇用開始時から確定拠出退職給付制度のみに加入しています。

下記は、「2019年度年金給付」の表に記載した年金制度の説明です。

シティグループ年金制度 包括的税制適格なこの退職給付制度の目的は、米国の適格従業員全員に退職給付を繰延課税ベースで支給することです。シティグループ年金制度は、2006年12月31日に新規加入者の受付を終了し、2007年12月31日を効力発生日として、給付の発生は原則的に停止されました。コルバット氏、メイスン氏、ガスパック氏およびフォリス氏は、この制度に基づいて給付を受ける資格があり、2019年、ガスパック氏はこの制度に基づいて累積給付全額の一括支給を選択しました。コルバット氏、メイスン氏およびフォリス氏の給付はすべてキャッシュ・バランス給付であり、ガスパック氏については2000年から2007年にかけてキャッシュ・バランス給付が発生しました。

シティグループ年金制度キャッシュ・バランス給付は、仮想勘定残高として表示されます。2008年1月1日より前は、この制度により、ほとんどの対象者（対象となる指名執行役員を含みます。）は、一般的にその適格報酬の1.5パーセントから6パーセントの比率で、年間給付額の認定を受けていました。給付認定率は年齢および勤続年数により上昇します。適格報酬は一般的に基本給およびインセンティブ報酬を含んでいましたが、雇用の終了後に支払われる報酬、一定の非経常的な報酬およびその他の給付は除かれていました。内国歳入法により、年間の適格報酬は、2007年（キャッシュ・バランス給付発生の最終年）については225,000ドルに制限されていました。利息は引き続き各加入者の勘定残高において毎年認定されています。この利息の認定は（内国歳入法により公表される）30年物国債の利回りに基づいて行われています。

2000年より前は、シティグループ年金制度の一部であるシティバンク退職給付制度方式に基づいてガスパック氏の給付が発生していました。当該方式は通常、30年を上限とする認定勤務年数の勤続1年当たり平均年間報酬の2パーセントに、5年を上限とする追加の認定勤務年数の平均年間報酬の0.75パーセントを加算し、そこから推定社会保障給付額を差し引くという算式によって、年間給付を定めていました。年間報酬には基本給が含まれますが、賞与およびインセンティブ給付は含まれません。平均年間報酬とは、直近10年間の年間計算期間のうち年間報酬が最も高い5年分の平均を指します。年間報酬は内国歳入法の制限の対象ともなります。

シティグループ年金制度に基づく給付は、年金方式、または雇用終了時の一括払いを含むその他の選択可能な方式により支払われます。シティグループ年金制度における通常の定年は65歳です。シティバンク退職給付制度の方式に基づいて決定された適格加入者の給付の一部は、早期退職した時点で支払われる場合があります。この場合における早期退職とは、加入者の55歳の誕生日または加入者の1年間の勤務満了日（制度に定義するとおり）のうちいずれか遅い方の日の翌月の第1日と定義されています。ガスパック氏は、早期退職の資格を得ており、また勤続中に60歳に達したため、本制度の条件に基づく早期退職を原因とする給付の減額はありませんでした。

シティバンク、エヌ・エイおよび加入企業の特定非米国インターナショナル・スタッフ向け退職給付制度（インターナショナル・スタッフ制度） インターナショナル・スタッフ制度は、経営陣または高額給与所得者である従業員からなる選択されたグループに提供された非積立型非適格繰延報酬制度です。インターナショナル・スタッフ制度は、シティの国外駐在プログラムに加入している国際的な移動を伴うスタッフのうち、移動の多い立場であることから、他のシティの確定給付退職制度への加入資格のない者に対して退職給付を提供しました。給付はシティバンク退職給付制度と、1999年以降のシティグループ年金制度に倣ったものです。インターナショナル・スタッフ制度は、シティグループ年金制度と同様、新規加入者の受付を終了し、2007年12月31日を効力発生日として、給付発生は原則的に凍結されました。

イバラ氏には、1994年から2007年にかけて、インターナショナル・スタッフ制度に基づき給付が発生していました。1994年から1999年にかけて、イバラ氏には、上記のシティバンク退職給付制度の算式を用いて決定されたインターナショナル・スタッフ制度の給付が発生しており、2000年から2007年にかけては、イバラ氏には、前述のシティグループ年金制度のキャッシュ・バランス給付の算式を用いて決定されたインターナショナル・スタッフ制度給付が発生していました。税制適格な退職給付制度に関して内国歳入法が適格報酬および給付に設けている制限は、一般的には、インターナショナル・スタッフ制度が非適格であるため、インターナショナル・スタッフ制度の給付発生に適用されるものではありませんでしたが、インターナショナル・スタッフ制度は、徐々に、一定の制限を含む形に修正されました。2000年1月1日以降、インターナショナル・スタッフ制度に基づく適格報酬は500,000ドルに制限されました。また、2002年1月1日以降、内国歳入法が適格報酬に設けている制限がインターナショナル・スタッフ制度の給付の発生に対して適用されました。

イバラ氏は、シティバンクの退職給付制度の方式に基づいて早期退職の資格を有しており、雇用終了後に開始となるインターナショナル・スタッフ制度に基づき、早期開始について数理計算上の減額がなされた上で、給付を受ける資格を有しています。60歳に達した後に雇用が終了した場合は、減額なしの給付を直ちに受け始めることが可能であり、60歳未満で雇用が終了した場合には、減額なしの給付を65歳から受け始めることが可能です。インターナショナル・スタッフ制度では、支給方法について、一括払いと終身年金の選択肢が加入者に提供されました。

シティバンク、エヌ・エイおよび関係会社のERISAによる補助的報酬制度（ペイ・キャップ制度） ペイ・キャップ制度は、経営陣または高額給与所得者である従業員からなる選択されたグループに提供される非積立型非適格繰延報酬制度です。ペイ・キャップ制度は、内国歳入法が適格報酬および給付に制限を設けているためにシティグループ年金制度の下では支払われない給付を提供していました。加入者の給付がシティグループ年金制度におけるキャッシュ・バランス方式により決定される限りにおいて、2000年1月1日以降、ペイ・キャップ制度に基づく適格報酬は500,000ドルに制限されました。ペイ・キャップ制度に基づく将来の給付発生は、ガスパック氏を含む同制度のほとんどの加入者について、2002年1月1日付で凍結されました。2019年、ガスパック氏はこの制度に基づいて累積給付全額の一括支給を選択しました。

2019年度非適格繰延報酬

氏名および制度	前年度の執行役員拠出金 (ドル)	前年度の登録者拠出金 (ドル)	前年度の収入総額 ⁽¹⁾ (ドル)	引出金または分配金の総額 (ドル)	前年度末の残高合計額 ⁽²⁾ (ドル)
マイケル・コルバット	-	-	-	-	-
マーク・メイスン	-	-	-	-	-
ジェーン・フレイザー	-	-	-	-	-
フランシスコ・フェルナンデス・ デ・イバラ	-	-	-	-	-
ブラッドフォード・フー	-	-	-	-	-
ジョン・ガスバック	-	-	-	-	-
シティコープ繰延報酬制度	\$0	\$0	\$537,500	\$0	\$2,356,539
ジェームズ・フォリス	-	-	-	-	-
スティーブン・バード	-	-	-	-	-

(1) 「前年度の収入総額」として報告されている金額は、2019年度抜粋報酬一覧表での報告を要求されていませんでした。

(2) 「前年度末の残高合計額」の列に記載された金額は、これまでのいずれの年度の抜粋報酬一覧表においても報告を要求されていませんでした。

下記は、「2019年度非適格繰延報酬」の表に示された報酬制度についての追加情報です。

シティコープ繰延報酬制度 ガスパック氏はシティコープ繰延報酬制度に加入しています。同制度は2001年に受付を終了しましたが、1996年から2000年までの間、シティコープの従業員に関する強制的および任意の繰延報酬を提供していました。シティコープ繰延報酬制度に基づくすべての強制的繰延分は加入者に分配されていましたが、任意繰延分は、加入者の選択によって事前に決定された6つの投資対象のうちの1つに名目上投資されました。加入者は毎年4回まで投資選択を変更することができます。シティコープ繰延報酬制度に基づき繰り延べられる金額はすべて55歳に達した後の雇用終了時に全額の権利が確定し、加入者の選択で一括または分割で支給されます。ガスバック氏は、分割を選択し、2020年から支給が開始されました。

雇用の終了または支配権の変更時の支払

一般的方針 シティは執行役員の退職手当または支配権の変更に関する契約に保証を定めていません。

潜在的支払一覧表 下記の表は、すべての報奨の権利確定条件および業績条件が満たされたと仮定し、適用のある雇用終了またはその他の事由が2019年12月31日に発生したとして、2019年12月31日にシティに雇用されている指名執行役員各人に対して時間の経過とともに交付される、残存する報奨の推定価値を示しています。潜在的支払一覧表に示されている報奨は、失効しない限り、雇用終了後予定どおりに権利が確定し、死亡の場合を除いて、その条件により早期確定することはありません。潜在的支払一覧表に示されている推定にあたっては、2019年12月31日のシティの普通株式の終値（79.89ドル）を使用しました。

氏名	シティグループの支配権の変更 (ドル)	重大な違法行為による雇用の終了 (ドル)	重大な違法行為によらない会社都合による雇用の終了 (ドル)	自発的な辞職または退職 (ドル)	死亡または就業不能 (ドル)
マイケル・コルバット					
繰延株式報奨	\$0	\$0	\$21,887,223	\$21,887,223	\$21,887,223
業績連動株式ユニット ⁽¹⁾	\$0	\$0	\$26,274,383	\$26,274,383	\$26,274,383
繰延現金報奨	\$0	\$0	\$0	\$0	\$0
マーク・メイスン					
繰延株式報奨	\$0	\$0	\$4,867,458	\$4,867,458	\$4,867,458
業績連動株式ユニット	\$0	\$0	\$0	\$0	\$0
繰延現金報奨	\$0	\$0	\$3,942,074	\$3,942,074	\$3,942,074
ジェーン・フレイザー					
繰延株式報奨 ⁽²⁾	\$0	\$0	\$7,932,678	\$7,932,678	\$7,932,678
業績連動株式ユニット ⁽¹⁾	\$0	\$0	\$9,614,043	\$9,614,043	\$9,614,043
繰延現金報奨 ⁽²⁾	\$0	\$0	\$0	\$0	\$0
フランシスコ・フェルナンデス・デ・イバラ					
繰延株式報奨	\$0	\$0	\$14,573,134	\$14,573,134	\$14,573,134
業績連動株式ユニット	\$0	\$0	\$0	\$0	\$0
繰延現金報奨 ⁽³⁾	\$0	\$0	\$11,073,637	\$11,073,637	\$11,073,637
ブラッドフォード・フー					
繰延株式報奨	\$0	\$0	\$6,225,189	\$6,225,189	\$6,225,189
業績連動株式ユニット ⁽¹⁾	\$0	\$0	\$7,720,090	\$7,720,090	\$7,720,090
繰延現金報奨	\$0	\$0	\$0	\$0	\$0

- (1) 潜在的支払一覧表は、(a) 2019年12月31日におけるシティの普通株式の株価が、最終的な権利確定日まで不変であると仮定した場合の、2017年2月に付与された業績連動株式ユニットの価値、ならびに(b) 業績連動株式ユニットが100パーセントの目標水準で発生し、また2019年12月31日におけるシティの普通株式の株価が、最終的な権利確定日まで不変であると仮定した場合の、2018年2月および2019年2月に付与された業績連動株式ユニットの価値を含みます。
- (2) フレイザー女史については、死亡または就業不能を含む何らかの理由で関連する権利確定日より前にシティでの雇用が終了している場合は、一度限りの繰延インセンティブ報奨の権利未確定部分が失効します。したがって、一度限りの繰延インセンティブ報奨の価値はこの表に示す金額には含まれていません。
- (3) イバラ氏の繰延現金報奨は、同氏がロンドンで雇用されていた年度について付与されたものであるため、英国ポンド建てです。イバラ氏について表示されている金額は、シティの財務諸表の作成時に使用された2019年12月31日現在の為替レート(1英国ポンド=1.32475米ドル)を用いて英国ポンドから米ドルに換算されたものです。

元執行役員 ガスパック氏とフォリス氏は、シティ退社時に、シティと契約を締結しておらず、契約、制度または方針に基づく退職金支払または退職給付を受ける権利を有しません。ガスパック氏とフォリス氏は、2019年度年金給付の表および2019年度非適格繰延報酬の表に示された給付に加えて、2019年度末の株式報奨残高の表に示された業績連動株式ユニットおよび繰延株式報奨の残高を受ける資格を有していますが、その他にシティからの報酬を受ける資格は有しません。以前に付与された業績連動株式ユニットおよび繰延株式報奨は、その執行役員が「重要な競合他社」に雇用された場合の失効等を含めた報奨の条件に従った上で、予定どおりに権利が確定します。潜在的支払一覧表の注1に記載される仮定に基づく、ガスパック氏が保有する報奨残高の2019年12月31日現在の価値は推定で22,077,840ドル、フォリス氏が保有する報奨残高の価値は同様の推定で38,839,482ドルです。

シティは、バード氏との間で、同氏の離職に関連して2019年11月8日付で契約を締結しました。バード氏は、当該契約または他の契約、制度もしくは方針に基づく退職金支払または退職金給付を受ける権利を有しません。この契約では、2019年度の報酬総額12,350,000ドルについて言及されています。これには、上記「2019年度執行役員報奨」 - 「元グローバル個人金融部門最高経営責任者のスコアカードおよび報酬に関する説明」に記載されている理由により、報酬委員会が2019年度の業績に対して付与したインセンティブ報奨11,850,000ドルが含まれています。インセンティブ報奨は、40パーセントが現金賞与の形で付与され、残りの60パーセントはシティの上級執行役員に適用される一般的な繰延方法に合わせて、2021年1月20日以降、毎年均等に4年間にわたって交付される繰延現金報奨として付与されました。この報奨は、契約に定められた制限条項（1年間、シティの従業員および顧客を勧誘しないこと等）をバード氏が順守すること、また同氏がシティ側について請求権を行使し、かつ請求権について有効な全般的権利放棄の取消を行わないことを条件としています。バード氏はまた、2019年度末の株式報奨残高に示されている、過去に付与された業績連動株式ユニットおよび繰延株式報奨についても、その付与の条件により要求されるとおり、かつ付与の条件に従うことを条件として、権利確定を続けることとなります。潜在的支払一覧表の注1に記載されている仮定に基づくと、過去に付与された株式報奨残高の2019年12月31日現在の価値は、推定で21,331,508ドルです。

繰延株式報奨・60年ルール 2019・ストック・インセンティブ・プランおよび旧制度に基づき指名執行役員に付与された繰延株式報奨は、業績条件に従うことを条件として4年間または5年間にわたって権利が確定します。加入者死亡の場合、繰延株式報奨は早期に権利が確定すると規定されていますが、雇用終了後に権利が確定するその他すべての場合には、予定どおりに権利が確定します。加入者の年齢と勤務年数の合計が、自発的に辞職した時点で60年ルールを満たしている場合、当該加入者の繰延株式報奨は予定どおりに権利確定期間中に権利が確定します。ただし、権利確定期間中に同人が「重要な競合他社」に勤務しないことが条件となります。加入者の年齢に勤務年数を加えた合計が60以上となり、かつ（ ）50歳以上で少なくとも5年間の勤務年数を有しているか、または（ ）50歳未満で少なくとも20年間の勤務年数を有していれば、かかる加入者は60年ルールを満たしています。1年に満たない年齢や勤務期間は、切り捨てます。反対に、加入者が60年ルールを満たさない場合、加入者が「代替職業」に就かない限り、自発的な辞職時に、権利未確定の繰延株式報奨の権利は失効します。

シティの繰延株式報奨の「代替職業」規定に基づき、従業員が政府もしくは慈善団体における常勤雇用のために、または教育機関において常勤で教えるためにシティを辞職する場合は、その繰延報奨の権利確定は継続します。2019年12月31日より前の時点で、指名執行役員は全員、60年ルールを充足していました。そのため、いずれの者も「代替職業」規定の対象ではなく、各人は、「代替職業」に就いたかにかかわらず、辞職後もその権利確定が継続します。

業績連動株式ユニット 業績連動株式ユニットには、60年ルールを含めて、シティの繰延株式報奨に適用されるのと同じ雇用終了に関する権利確定規定があります。60年ルールを満たしている指名執行役員は、次の場合を除き、それぞれが獲得した業績連動株式ユニットを受領します。()業績評価期間中に自発的に辞職し、かつ競合他社のために業務を遂行した場合、または()重大な違法行為を原因として解雇された場合(この場合、付与されなかった報奨は失効します。)。60年ルールを満たす指名執行役員が退職し、競業した場合、業績評価期間末に業績評価期間中の勤務に応じて比例配分された業績連動株式ユニット報奨が失効します。例えば、仮に指名執行役員が業績評価期間の最初の1年が過ぎた後に辞職して競合他社に転職した場合、同人は、獲得した業績連動株式ユニットの3分の1を3年間の業績評価期間の後に受領し、残り3分の2は失効します。

繰延現金報奨 繰延現金報奨には、60年ルールを含めて、シティの繰延株式報奨に適用されるのと同じ雇用終了に関する権利確定規定があります。

支配権の変更に関する「ダブル・トリガー」要件 シティの2019・ストック・インセンティブ・プランおよびその旧制度である2014・ストック・インセンティブ・プランには、「ダブル・トリガー」要件があります。当該要件では、シティの「支配権の変更」の結果として、重大な違法行為によらない会社都合による雇用の終了が発生した後でなければ、当該支配権の変更に伴う株式報奨の権利は確定しないと規定されています。加えて、報酬委員会は、執行役員に付与される株式報奨は、シティグループ・インクの支配権の変更のみを原因として早期に権利確定することはないとする方針をとっています。この方針の趣旨は、かかる支配権の変更が該当する報奨に影響を及ぼさないようにすることです。同じ支配権の変更に関する規定が、シティの業績連動株式ユニットおよび繰延現金報奨に適用されます。

2019・ストック・インセンティブ・プランにおいて「支配権の変更」とは()ある者が当該時点でのシティグループ・インクの発行済証券に係る全議決権の30パーセント以上に相当するシティグループ・インクの証券の直接的または間接的な実質保有者となること、()取締役会の過半数に特定の変更があること(当該時に在任中の取締役会の過半数によりその選任または指名が承認されていた取締役の選任については含みません。)、()シティグループ・インクの資産のすべてもしくは実質的にすべての売却、譲渡もしくは分配、またはシティグループ・インクの解散もしくは清算、または()再編、合併、統合またはその他の組織再編取引が完了し、それによってシティグループ・インクの株主が保有する議決権が、シティグループ・インクまたはかかる取引の結果による別の会社の全議決権の50パーセント未満となることをいいます。2014・ストック・インセンティブ・プランにも同様の規定が設けられています。

報酬制度による潜在的悪影響に対する経営陣の分析

シティはインセンティブ報酬プログラム（指名執行役員に適用されるものを含みます。）の設計および管理を通じて、事業基盤に重大な悪影響を及ぼすリスクを管理するための数多くの組織的な措置を講じています。これらの措置については、シティのチーフ・リスク・オフィサーによる定期的な分析および検討を含めて、上記「その他の報酬制度」 - 「リスクとシティのインセンティブ報酬プログラム」で詳細に記載しています。上記の分析に基づき、経営陣は、シティの報酬制度がシティにとって重大な悪影響を及ぼす合理的可能性はないという結論に達しました。

CEOの報酬比率

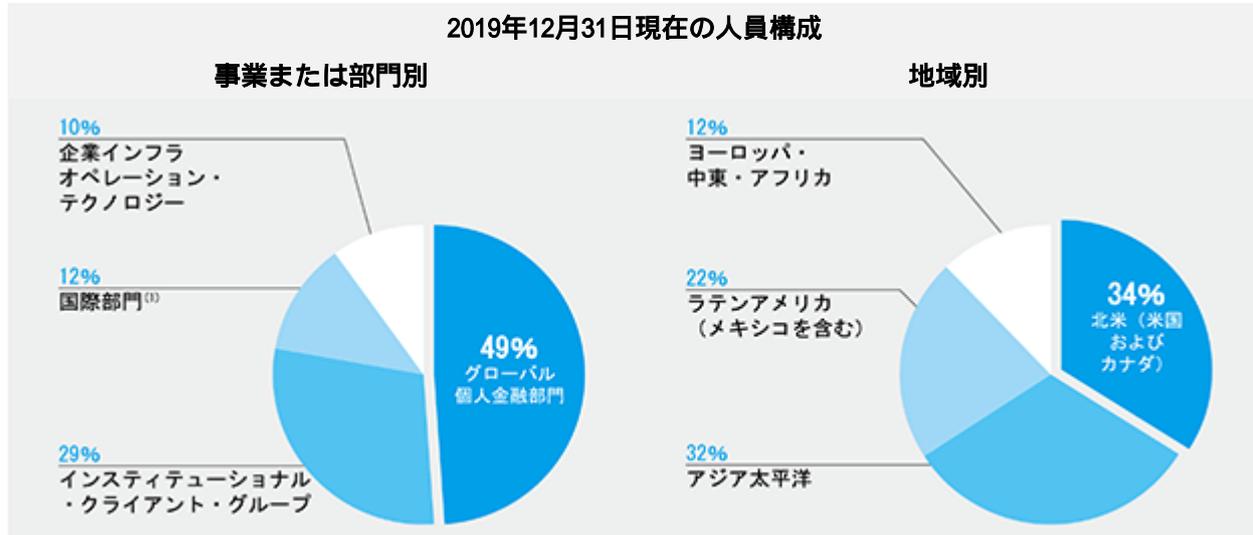
ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法第953条(b)が要求するとおり、当社は、当社従業員の年間報酬総額とCEOの年間報酬総額の関係について、以下の情報を提供しています。本情報に含まれる報酬比率は、レギュレーションS-K第402項(u)に合致する方法で計算された合理的推定値です。

- ・ 2019年度において、CEOを除く当社の全従業員の年間報酬総額の中央値は52,988ドル、当社CEOの年間報酬総額は25,521,414ドル⁽¹⁾でした。
- ・ この情報に基づき、2019年度において、当社CEOの年間報酬総額と全従業員の年間報酬総額の中央値の比率は、482対1と推定されました。

(1) この数値は、2019年度抜粋報酬一覧表において報告された2019年度の報酬総額と、まだ抜粋報酬一覧表に含まれていない、包括的従業員給付制度への雇用主拠出金の価値の合計です。

CEOの報酬比率に関する補足情報

シティは、あらゆる事業および地域における各従業員の職務に対して、競争力ある報酬および給付を提供することを目指しています。したがって報酬の市場水準は、上級執行役員職を含むシティにおけるあらゆる職務に対する報酬を決定する際の重要な要因です。加えて、シティの事業構成とグローバルな事業展開は、シティの報酬水準の中央値を引き上げています。当社社員の66パーセント以上は米国外で雇用されており、49パーセントはグローバル個人金融部門で雇用されています。



(1) 財務、人事、独立コンプライアンス・リスク管理、法務、リスク管理ならびにレガシー資産および業務に帰属する人数を含みます。追加のコンプライアンスおよびリスク管理スタッフは事業の人員に含まれています。

報酬比率の計算方法

- ・「全従業員の年間報酬総額の中央値」とは、報酬額の順に並べた場合に従業員の中央に位置する、ある1名の従業員の年間報酬総額です。当社の中央値の従業員を決定する際、当社は、2018年12月31日現在、約100ヶ国でシティに雇用されていた（CEO以外の）従業員204,147名の報酬を検討しました。当社はいずれの国も除外せず、また生活費調整を行いませんでした。当社は、シティのCEOの報酬比率の開示に重大な影響を与えるような従業員数の変更や従業員の報酬の取決めの変更はなかったとの経営陣の考えに基づき、2019年度年の比率の算出にあたって2018年度の比率を決定するために使用したデータを使用しました。
- ・SEC規則は、雇用主が「継続的に適用する報酬測定基準」（以下「CACM」といいます。）に基づいて中央値の従業員を特定することを認めています。当社は、2018年度の基本給および当社のインセンティブ報酬制度に基づく現金支払額をCACMとして用いて、従業員集団の中央値を決定しました。当社がこのCACMを選んだのは、これら2つの報酬要素が、当社が従業員を雇用しているすべての国々で継続的に利用されているからです。

- 当社の公式のインセンティブ報酬制度に関する通年の情報が入手できない場合は、第4四半期の支払額の代わりに、当該制度設計および当該データに関する当社の経験に従い、第3四半期の支払額を用いて通年の報酬額を見積もりました。シティの従業員のうち、当社の中央値の範囲に属する報酬を受けている者のインセンティブ報酬制度では、通常、四半期ごとに支払が行われます。
- 外国通貨で支払われた報酬は、月次平均を用いて米ドルに換算されました。
- 裁量現金インセンティブ報酬、株式報奨または繰延現金報奨は分析の一部として考慮しませんでした。それは、裁量インセンティブ報酬、株式報奨または繰延現金報奨を受ける資格のあるすべての従業員は、当社の中央値をかなり上回る支払を受けており、したがって当該報酬を含めるか除くかは当社の中央値に影響を与えないからです。
- ・ 当社は次に、当社の2018年度の中央値またはそれに非常に近い報酬を受けている代表的従業員グループ（以下、当社の「中央値グループ」といいます。）の2019年度の「年間報酬総額」を計算しました。当社は、当社の中央値グループの中で、2019年度の年間報酬総額がほぼ中央値となる従業員の2019年度の年間報酬総額を用いて、当社CEOの報酬比率を決定しました。
 - 当社の中央値グループに属する各従業員の「年間報酬総額」を決定する際、当社は、抜粋報酬一覧表において報告されている当社の指名執行役員の報酬総額の計算についてSEC規則が求める方法に従いました。そして、SEC規則が認めるとおり、抜粋報酬一覧表にまだ含まれていない、包括的従業員給付制度への雇用主拠出金の価値を加算しました。
- ・ SEC規則においては、中央値となる支給額の従業員を特定し、CEOの報酬比率を計算するにあたり、各社が様々な方法や仮定を適用することができます。結果として、シティが報告するCEOの報酬比率は、他社が報告するCEOの報酬比率と比較できない可能性があります。

用語集

包括的資本分析およびレビュー（CCAR）とは、連邦準備制度理事会による年次の包括的資本分析およびレビューのことを意味します。包括的資本分析は銀行資本の十分性を評価するための重要な規制監督上の手法であり、特に、経済および金融市場の不利なシナリオにおいて、銀行が主要な金融サービスを継続して提供するのに十分な資本を有しているかの確認が含まれます。連邦準備制度理事会が銀行の資本計画（義務付けられた資本計画を含みます。）について「異議なし」としない限り、銀行は株主に資本を還元し、またはその他の資本計画を実行することはできません。

当社の業績連動株式ユニットに関する**累積的1株当たり利益**は、対象となる3年間の業績評価期間の12四半期に関する当社の四半期決算発表に基づき、普通株主に割り当てられた当期利益に基づく希薄化後1株当たり利益を加算して決定されます。

費用比率は、営業費用合計を収益合計（支払利息控除後）で除したものです。この比率は、一般的に、収益を上げるための費用を、生み出された収益の金額と比較するものです。同じ金額の収益を上げるには、費用が低いほうが高いよりも望ましく、したがって、一般的には、費用比率が低いほうが高いよりも良いことになります。この評価指標は、経営陣に対し、単に収益を最大化するのではなく追加の収益を上げるための費用について考えることを促すものであり、どの事業が他の事業よりもよりうまく運営されているのかを相対的に見極めるために用いることができます。

法人税等控除前の継続事業からの利益は、法人税等および非継続事業を控除する前の、収益から費用および与信費用を差し引いた利益です。

当期利益とは、会社の税引後利益に相当します。当期利益は資本利益率を測定する評価指標の一要素です。

資産利益率（ROA）は、当期利益を米国GAAPに基づいて決定される平均資産で除したものです。

有形普通株式株主資本利益率は、一事業またはシティグループの当期利益（シティグループの場合は優先配当を差し引きます。）を、当該年度の平均有形普通株式株主資本で除したものです。経営陣は、この評価指標が、株主に長期的価値をもたらすシティの営業活動の長期的な潜在力を適切に指し示すものと考えています。

リスク選好割合は、ある事業単位の予想損失を含む利益（支払利息控除後収益から営業費用および予想損失を差し引いたものと定義されます。）を分子とし、10年に一度のストレス・シナリオにおけるシティまたは関係する事業セグメントのストレス損失（すなわち、非予想損失）を分母とする割合のことです。該当する事業単位は、中程度のストレス・イベント（すなわち、10年に一度のストレス・シナリオ）のもとで資金を失わないために、毎年十分な利益を上げる必要があります。その関係が1対1を超えた場合に限り、当該事業単位はリスク選好割合のテストに「合格」します。リスク選好割合は、現在、基本水準となる基準または最低目標とみなされています。

リスク選好サープラスとは、ある事業単位の利益（支払利息控除後収益から営業費用を差し引いたものと定義されます。）から、予想損失および非予想損失（すなわち、10年に一度のストレス・シナリオにおける当該事業単位のストレス損失）の双方を差し引いたものを指します。リスク選好サープラスの評価指標は、ある事業単位が年間損失を生じることなく中程度のストレス・イベントに耐える能力を測定することを意図しています。リスク選好サープラスは、リスク選好割合のテストに「合格」することができる事業の資本生成力を評価するための、よりきめの細かい定性的手段として用いられています。

シティグループ - 財務スコアカード指標の詳細および調整後実績値の調整

	2019年度				2018年度	2019年度 / 2018年度
	シティ グループ	GCB	ICG	ラテン アメリカ	シティ グループ	増加率 (%)
法人税等控除前の継続事業からの利益 - 報告値	\$23,901	\$7,448	\$16,514	\$4,191	\$23,445	
控除：法人税等に対する引当	4,430	1,746	3,570	1,180	5,357	
加算：非継続事業からの利益	(4)	-	-	-	(8)	
控除：非支配持分	66	6	40	-	35	
当期利益（損失） - 報告値	\$19,401	\$5,696	\$12,904	\$3,011	\$18,045	
控除：税制改革の影響 ⁽¹⁾	\$-				\$(94)	
調整後当期利益	\$19,401				\$17,951	8%
希薄化後 1 株当たり利益（EPS） - 報告値	\$8.04				\$6.68	20%
税制改革の影響 ⁽¹⁾	-				0.03	
調整後希薄化後 1 株当たり利益	\$8.04				\$6.65	21%
平均資産（単位：十億ドル）	\$1,978,805				\$1,920,242	
資産利益率 - 報告値（当期利益報告値 / 平均資産）	0.98%				0.94%	
調整後資産利益率（調整後当期利益 / 平均資産）	0.98%				0.93%	
支払利息控除後収益	\$74,286	\$32,971	\$39,301	\$10,404	\$72,854	
営業費用合計	\$42,002	\$17,628	\$22,224	\$5,040	\$41,841	
費用比率（営業費用 / 支払利息控除後収益）	56.5%	53%	57%	48%	57.4%	
調整後当期利益（上記より）	\$19,401				\$17,951	
優先株式配当	1,109				1,174	
普通株主に分配可能な調整後利益	\$18,292				\$16,777	
普通株主持分合計（2019年12月31日および2018年12月31日現在）	\$175,262				\$177,760	
控除：						
のれん（2019年12月31日および2018年12月31日現在）	22,126				22,046	
抵当貸付サービシング権を除いた無形資産（2019年12月31日および2018年12月31日現在）	4,327				4,636	
有形普通株式株主資本（2019年12月31日および2018年12月31日現在）	\$148,809				\$151,078	
平均有形普通株式株主資本（2019年度および2018年度）	\$150,994	\$32,860	\$88,600	\$10,700	\$153,343	
税制改革による影響を除いた調整後有形普通株式株主資本利益率	12.1%	17.3%	14.6%	28.1%	10.9%	
平均普通株主持分	\$177,363				\$179,497	
普通株主持分利益率（優先配当控除後当期利益 / 平均普通株主持分）	10.3%				9.4%	
普通配当	\$4,403				\$3,865	
自己株式買戻し	17,875				14,545	
普通株主への分配金（配当金総額）	\$22,278				\$18,410	
総還元性向 - 報告値（配当金総額 / 優先配当控除後当期利益）	122%				109%	
調整後総還元性向（配当金総額 / 優先配当控除後調整後当期利益）	122%				110%	

	2019年度				2018年度	2019年度 / 2018年度
	シティ グループ	GCB	ICG	ラテン アメリカ	シティ グループ	増加率 (%)
リスク選好割合：						
非予想損失	\$13,400	\$5,070	\$5,170	\$1,420		
予想損失	\$8,720	\$7,250	\$1,100	\$1,060		
リスク選好割合 (RAR) = [収益 - 営業費用 - 予想損失] / 非予想損失	176%	160%	309%	303%		
リスク選好サープラス (RAS) = [収益 - 営業費用 - 予想損失 - 非予想損失]	\$10,164	\$3,023	\$10,807	\$2,884		
収益 - 報告値	\$74,286				\$72,854	
控除：外貨換算 (FX) の影響	-				(895)	
外貨換算の影響控除後収益	\$74,286				\$71,959	
控除：GCBのヒルトンのカードのポートフォリオ売却益	\$-				\$150	
控除：GCBのメキシコ資産管理事業売却益	-				250	
調整後収益	\$74,286				\$71,559	4%

(1) シティの分析に基づく減税および雇用法（以下「税制改革」といいます。）の暫定的な影響が確定したことによる2018年度の一度限りの影響、税制改革に関する米国財務省の追加指針を反映しています。

報酬の総額

	合計(ドル)
社外取締役	\$ 5,581,250
指名執行役員	\$ 106,186,520
合計	\$ 111,767,770

注：本項で開示された報酬には、主要連結子会社から受領した報酬が含まれます。

[前へ](#)

(3) 【監査の状況】

監査委員会監査の状況

監査委員会による監査の組織、人員および手続については、上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要」 - 「コーポレート・ガバナンス」 - 「取締役会委員会」をご参照ください。また、以下の「監査委員会報告書」をご参照ください。

監査委員会報告書

監査委員会（以下「当委員会」といいます。）は、当委員会の責務の範囲および当該責務を果たす方法を定めた規約に基づいて運営されています。

取締役会は、取締役会が採択した基準（これには適用される法律、規則および規制の下での独立性要件が組み込まれています。）に基づき、当委員会の9名のメンバー全員が独立していると判断しました。

経営陣は、財務報告の手続、財務報告に係る内部統制を含む内部統制制度、リスク管理、ならびに会計基準および適用法令を確実に遵守するための手続に対して責任を負います。シティグループの独立登録会計事務所であるKPMG LLP（以下「独立監査人」といいます。）は、連結財務諸表および財務報告に係る内部統制の統合監査に対して責任を負います。当委員会の責務は、これらの手続および手続を監視し、監督することです。当委員会のメンバーは、会計または監査の実務に専門的見地からの関与はせず、また、この分野における専門家ではありません。当委員会は、独自の検証を行うことなく、財務報告に係る内部統制の有効性に関して、当委員会に提供された情報、ならびに財務諸表が誠実かつ客観的に作成され、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されているとの経営陣による事実表明に依拠しています。当委員会はまた、連結財務諸表および財務報告に係る内部統制の有効性に関する独立監査人の意見にも依拠しています。

当委員会の会議は、当委員会のメンバー、経営陣、内部監査人、およびシティグループの独立監査人の間の意思疎通を促進する場となっています。当委員会は、内部監査人および独立監査人の各々と個別に、経営陣の同席の下ならびに経営陣の同席なしに面談し、シティグループの内部統制に関する検査結果ならびに彼らの所見および勧告について討議しました。当委員会は、公開企業会計監視委員会の適用要件により討議することを要求するすべての事項についても、独立監査人と討議しました。

当委員会は、2019年12月31日現在および同日に終了した年度のシティグループの監査済み連結財務諸表について経営陣、内部監査人およびシティグループの独立監査人の間で検討および討議を行いました。

当委員会は、公開企業会計監視委員会規則3526号 - 「独立性に関する監査委員会とのコミュニケーション」によって義務付けられている開示書面を受理しました。当委員会は、監査人の客観性および独立性に影響を及ぼす可能性のある関係について独立監査人との間で討議を行い、監査人の独立性について確信しました。

当委員会は、監査業務、監査関連業務、税務コンプライアンス業務およびその他業務に関して独立監査人に支払われる報酬の額を検討し、それを承認しました。当委員会は、独立監査人による業務の提供はその独立性に影響しないと判断しました。

上記の検討および協議に基づき、また上記および当委員会の規約に記載される当委員会の役割および責務に対する制限を条件として、当委員会は、シティグループの監査済連結財務諸表をSECに提出する2019年12月31日に終了した年度に関するフォーム10-Kによるシティグループ年次報告書に盛り込むよう、取締役役に提言しました。

監査委員会：

ジェームズ・S・ターレー（委員長）
エレン・M・コストロ
グレース・E・デイリー
ジョン・C・デューガン
ダンカン・P・ヘンス
ピーター・B・ヘンリー
ルー・W・（ジェイ）・ジェイコブス四世
ユージーン・M・マクエイド
デボラ・C・ライト

2020年3月6日

内部監査の状況

「第一部 企業情報、第2 事業等のリスク」 - 「グローバル・リスクの管理」 - 「概要」 - 「第三の防衛線：内部監査」をご参照ください。

会計監査の状況

独立監査法人の名称等

業務を担当した公認会計士の氏名	所属する監査法人名	提出会社に対する継続監査期間
ポール・タッパー	ケーピーエムジー エルエルピー（KPMG LLP、以下「KPMG」といいます。）	5年
タレク・エベード	KPMG	2年

上記2名のほか、当社の2019年の監査業務には20名を超える公認会計士およびその他の専門家が関与しました。

外国監査公認会計士等の選定理由および評価

会計事務所の選任に関する指針は、経営陣が、独立登録会計事務所の独立性を確保するにあたり、主要な基礎とするものです。シティの上級コーポレート・ファイナンシャル・マネジメントは、この指針を統括的に管理し、点検しており、該当年度中を通じてKPMGが受任した業務を監査委員会に報告します。この指針には、監査人の独立性に関して適用される規則を当社が確実に遵守するために、KPMGのパートナーおよびその他の専門家の採用に対する制限も定められています。

KPMGは1969年以来、当社およびその前身の会社の独立登録会計事務所を務めてきました。当社およびその監査委員会は、株主が翌年度もKPMGを当社の独立監査人として承認することを推奨することの是非に関する監査委員会による検討に際して、過年度と同様に、KPMGの審査を行ってきました。当該審査において、監査委員会は、KPMGが独立性を維持しているか、KPMGを継続して採用することが当社および株主の利益にとって最適であるかどうか、その両方の検討を行います。当社の経営陣は、監査委員会のために、以下の事項を含むKPMGの年次査定を作成しています。(i) KPMGの業績全般に関する管理調査の結果、(ii) 当社の年次監査の実施におけるKPMGの能力に悪影響を与える可能性のある、KPMGの既知の法的手続きおよび重大な法的手続きの分析、(iii) 絶対的な基準(もちろん、KPMGが、議決権代理行使参考書類に記載されたものを除き、当社に非監査業務を提供していないことを留意します。)および他の監査法人が同業他社に対して提供した業務との比較の両方に基づく、KPMGから当社に提供された報酬および業務。また、KPMGは、会計事務所を選任に関する指針およびPCAOB規則第3526条に準拠した自らの独立性に関する分析を、監査委員会と共に審査します。この分析の実施において、監査委員会は、KPMGが当社の独立監査人であった期間の長さ、当社の事業の幅広さと複雑性およびその世界的な事業規模、当社の事業における専門性という面から結果的に生じる監査法人への要望、人員の数と質および国際的な活動範囲を考慮しました。監査委員会は、当社の事業を監査することに必要な専門性と当社を世界規模で監査するのに見合う事業規模のいずれも提供できるKPMGの能力、また、KPMGが主要監査人員をローテーションし、少なくとも5年ごとに新しい責任者を配置するというポリシーを有していることを含む、その他の要因を評価しております。当社の監査委員会は、独立監査人が5年の必須交代期間において筆頭業務執行社員の選任を行う過程を監督し、また最終的にこの選任を承認します。監査委員会の指示により、KPMGは、筆頭業務執行社員の候補者を選任し、当該候補者は、当社の上級経営陣によるインタビューを受けることとなります。上級経営陣は、KPMGにより推薦された候補者を審査した後、監査委員会に対し、新しい筆頭業務執行社員に関する推薦を行います。監査委員会のメンバーは、提案された筆頭業務執行社員候補の資格を現任の筆頭業務執行社員およびKPMGの上級管理職と検討した後、個人またはグループとして、主たる候補者のインタビューを行います。その後、監査委員会は、指名の検討を行ったうえ、監査委員会として選任の投票を行います。さらに、監査委員会は、KPMGとその同業他社に関する最近のPCAOBの報告等、監査の品質および実績に関する外部のデータも検討しております。本年度の審査結果に基づき、監査委員会は、KPMGが独立性を有しており、当社の2020年度における独立登録会計事務所を務める者としてKPMGを指名することが、当社およびその投資者の利益にとって最適であるとの結論に達しました。

監査報酬の内容等

(a) 外国監査公認会計士等に対する報酬の内容

独立登録会計事務所の報酬の開示

以下は、KPMGが2019年および2018年の各12月31日に終了した年度にシティに提供した業務に対して得た報酬の内訳です。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬 (百万ドル(百万円))	非監査業務に 基づく報酬 (百万ドル(百万円))	監査証明業務に 基づく報酬 (百万ドル(百万円))	非監査業務に 基づく報酬 (百万ドル(百万円))
提出会社	\$ 64.2 (¥6,907)	\$ 34.6 (¥3,722)	\$ 67.3 (¥7,240)	\$ 30.1 (¥3,238)
連結子会社	-	-	-	-
計	\$ 64.2 (¥6,907)	\$ 34.6 (¥3,722)	\$ 67.3 (¥7,240)	\$ 30.1 (¥3,238)

監査報酬：この報酬には、シティの連結財務諸表およびサーベンス・オクスリー法第404条に基づく財務報告に係る内部統制に関する年次統合監査、子会社の財務諸表の監査、SECへの登録届出書およびその他資本調達活動に関するコンフォート・レターおよび同意書ならびにシティの規制当局への届出に係る一定の報告書、規制当局により義務付けられている内部統制審査報告、完了した取引のための会計上の評価、ならびにシティの中間財務諸表の審査に関連してKPMGが稼得したものが含まれます。

監査関連報酬：この報酬には、KPMGが実施した監査に関連する業務の報酬等が含まれ、多くの場合、当社の独立登録会計事務所であれば提供できない業務に対する報酬です。このような業務としては、会計コンサルティング、規制当局により義務付けられていない内部統制審査、証券化関連業務、従業員福利制度の監査、一定の証明業務、一定の合意済みの手続およびM&A案件に関するデューデリジェンス業務等が挙げられます。

税務報酬：この報酬には、法人税確定申告の作成および見直し、税務監査、税務上の経費割当報告書その他の税務コンプライアンス業務に係る報酬が含まれます。

その他の報酬：シティは、2019年度に「その他の報酬」に区分される業務1件をKPMGに委託しました。KPMGに支払われた報酬金額合計は6,200ドルでした。

(b) その他の重要な報酬の内容

該当事項はありません。

(c)外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

上記「(a) 外国監査公認会計士等に対する報酬の内容」をご参照ください。

(d) 監査報酬の決定方針

シティの監査委員会は、2019年および2018年にシティの独立登録会計事務所が稼得したすべての報酬を検討・承認し、提供された監査業務と非監査業務の関連性を積極的に点検しました。監査委員会は、KPMGが稼得した報酬について、社外監査人が監査業務を行う上で維持すべき独立性に抵触しないとの結論に達しました。

監査委員会は、シティの独立登録会計事務所が提供する業務とその報酬を予め承認する必要があります。同委員会は、提供された監査業務について毎年検討を行うとともに、適宜、各業務項目別に具体的な限度額（米ドル建て）を設けて、所定の監査報酬、監査関連報酬、税務コンプライアンス報酬を予め承認します。また、同委員会は、事前承認の対象ではない具体的な委託事項（内部統制および一定の税務コンプライアンス等）または事前承認された報酬金額を上回った委託事項についても、個別に検討します。事前承認業務の定義に合致しない委託事項については、暫定的な措置として、監査委員会の委員長に対して承認を得るために提示したうえ、次の定例会議で監査委員会全体に提示することができます。

(4) 【役員の報酬等】

上記「(2) 役員の状況、取締役および執行役員の報酬および特典」をご参照ください。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第6 【経理の状況】

シティグループ・インク（以下「シティグループ」といいます。）は、1934年米国証券取引所法に基づき、フォーム10-Kによる年次報告書を本国において開示しています。2020年2月21日付で米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）に提出したフォーム10-Kによる年次報告書に記載の2019年12月31日および2018年12月31日現在ならびに2019年12月31日に終了した3事業年度の各年度の英文連結財務諸表がこの項に記載されています。英文連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則およびSECのレギュレーションS-Xに準拠して作成したものであります。

上記英文連結財務諸表および2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は、米国の独立登録会計事務所であり外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等）をいいます。）であるケーピーエムジー エルエルピーの監査を受けています。本書に、金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係る独立登録会計事務所の監査報告書を添付しています。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。）第131条第1項の規定に基づき、上記英文連結財務諸表の和文翻訳を本書に記載しました。

シティグループの英文連結財務諸表は、米ドルで表示されています。以下の主要な計数についての米ドル金額の日本円への換算は、「財務諸表等規則」第134条の規定に基づき、2020年4月14日東京時間午前9時55分現在のWM/ロイターの公表レートである1米ドル=107.585円の換算レートで計算したものです。

シティグループの採用した会計原則、会計手続および表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則、会計手続および表示方法との間の主な相違点に関しては「4 日本と米国における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されています。

上記の主要な計数の円換算額ならびに本項末尾の「2 主な資産・負債及び収支の内容」、「3 その他」および「4 日本と米国における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に関する記載は、当社の英文連結財務諸表に含まれておらず、従って独立登録会計事務所であるケーピーエムジー エルエルピーの上記監査報告書の対象に含まれていません。

1 【財務書類】

(1) 連結損益計算書

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル（ただし、1株 当たりの金額を除く。）	2019年		2018年		2017年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
収益						
受取利息	\$ 76,510	¥ 82,313	\$ 70,828	¥ 76,200	\$ 61,579	¥ 66,250
支払利息	29,163	31,375	24,266	26,107	16,518	17,771
純利息収益	\$ 47,347	¥ 50,938	\$ 46,562	¥ 50,094	\$ 45,061	¥ 48,479
役務収益および手数料	\$ 11,746	¥ 12,637	\$ 11,857	¥ 12,756	\$ 12,707	¥ 13,671
自己勘定取引	8,892	9,566	8,905	9,580	8,940	9,618
管理手数料およびその他信託 手数料	3,411	3,670	3,580	3,852	3,584	3,856
投資売却実現利益（正味）	1,474	1,586	421	453	778	837
損益計上減損損失（正味）	\$ (32)	¥ (34)	\$ (132)	¥ (142)	\$ (63)	¥ (68)
その他収益	\$ 1,448	¥ 1,558	\$ 1,661	¥ 1,787	\$ 1,437	¥ 1,546
利息以外の収益合計	\$ 26,939	¥ 28,982	\$ 26,292	¥ 28,286	\$ 27,383	¥ 29,460
支払利息控除後収益合計	\$ 74,286	¥ 79,921	\$ 72,854	¥ 78,380	\$ 72,444	¥ 77,939
貸倒引当金繰入額ならびに給付 および請求に対する引当						
貸倒引当金繰入額	\$ 8,218	¥ 8,841	\$ 7,354	¥ 7,912	\$ 7,503	¥ 8,072
給付および請求に対する引当	73	79	101	109	109	117
未実行貸出約定に関する 貸倒引当金繰入（戻入）額	92	99	113	122	(161)	(173)
貸倒引当金繰入額ならびに給付 および請求に対する引当合計	\$ 8,383	¥ 9,019	\$ 7,568	¥ 8,142	\$ 7,451	¥ 8,016
営業費用						
報酬および福利費	\$ 21,433	¥ 23,059	\$ 21,154	¥ 22,759	\$ 21,181	¥ 22,788
施設および設備費	2,328	2,505	2,324	2,500	2,453	2,639
技術・通信費	7,077	7,614	7,193	7,739	6,909	7,433
広告およびマーケティング費	1,516	1,631	1,545	1,662	1,608	1,730
その他の営業費用	9,648	10,380	9,625	10,355	10,081	10,846
営業費用合計	\$ 42,002	¥ 45,188	\$ 41,841	¥ 45,015	\$ 42,232	¥ 45,435

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル（ただし、1株 当たりの金額を除く。）	2019年		2018年		2017年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 23,901	¥ 25,714	\$ 23,445	¥ 25,223	\$ 22,761	¥ 24,487
法人税等	4,430	4,766	5,357	5,763	29,388	31,617
継続事業からの利益（損失）	\$ 19,471	¥ 20,948	\$ 18,088	¥ 19,460	\$ (6,627)	¥ (7,130)
非継続事業						
非継続事業からの損失	\$ (31)	¥ (33)	\$ (26)	¥ (28)	\$ (104)	¥ (112)
法人税等（便益）	(27)	(29)	(18)	(19)	7	8
非継続事業からの損失（税引後）	\$ (4)	¥ (4)	\$ (8)	¥ (9)	\$ (111)	¥ (119)
非支配持分控除前当期利益（損失）	\$ 19,467	¥ 20,944	\$ 18,080	¥ 19,451	\$ (6,738)	¥ (7,249)
非支配持分	66	71	35	38	60	65
シティグループ当期利益（損失）	\$ 19,401	¥ 20,873	\$ 18,045	¥ 19,414	\$ (6,798)	¥ (7,314)
	ドル	円	ドル	円	ドル	円
基本1株当たり利益⁽¹⁾						
継続事業からの利益（損失）	\$ 8.08	¥ 869	\$ 6.69	¥ 720	\$ (2.94)	¥ (316)
非継続事業からの損失（税引後）	-	-	-	-	(0.04)	(4)
当期利益（損失）	\$ 8.08	¥ 869	\$ 6.69	¥ 720	\$ (2.98)	¥ (321)
普通株式加重平均残高（百万株）	2,249.2		2,493.3		2,698.5	
希薄化後1株当たり利益⁽¹⁾						
継続事業からの利益（損失）	\$ 8.04	¥ 865	\$ 6.69	¥ 720	\$ (2.94)	¥ (316)
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	-	-	-	-	(0.04)	(4)
当期利益（損失）	\$ 8.04	¥ 865	\$ 6.68	¥ 719	\$ (2.98)	¥ (321)
調整後普通株式加重平均残高（百万株）	2,265.3		2,494.8		2,698.5	

(1) 四捨五入により、継続事業からの1株当たり利益と非継続事業からの1株当たり利益の合計は、1株当たり当期利益とならない場合があります。

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(2) 連結包括利益計算書

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	2019年		2018年		2017年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
シティグループ当期利益 (損失)	\$ 19,401	¥ 20,873	\$ 18,045	¥ 19,414	\$ (6,798)	¥ (7,314)
加算：シティグループのその他 包括利益(損失)						
負債証券未実現損益の正味変動 (税引後) ⁽¹⁾⁽²⁾	\$ 1,985	¥ 2,136	\$ (1,089)	¥ (1,172)	\$ (863)	¥ (928)
債務評価調整(DVA)の正味変動 (税引後) ⁽¹⁾	(1,136)	(1,222)	1,113	1,197	(569)	(612)
キャッシュ・フロー・ヘッジの 正味変動(税引後)	851	916	(30)	(32)	(138)	(148)
給付制度債務調整額(税引後) ⁽³⁾	(552)	(594)	(74)	(80)	(1,019)	(1,096)
外貨換算調整額の正味変動 (税引後およびヘッジ控除後)	(321)	(345)	(2,362)	(2,541)	(202)	(217)
公正価値ヘッジから除外された 部分の正味変動(税引後)	25	27	(57)	(61)	-	-
シティグループのその他包括 利益(損失)合計 ⁽⁴⁾	\$ 852	¥ 917	\$ (2,499)	¥ (2,689)	\$ (2,791)	¥ (3,003)
シティグループの包括利益 (損失)合計	\$ 20,253	¥ 21,789	\$ 15,546	¥ 16,725	\$ (9,589)	¥ (10,316)
加算：非支配持分に帰属する その他包括利益(損失)	\$ -	¥ -	\$ (43)	¥ (46)	\$ 114	¥ 123
加算：非支配持分に帰属する 当期利益	66	71	35	38	60	65
包括利益(損失)合計	\$ 20,319	¥ 21,860	\$ 15,538	¥ 16,717	\$ (9,415)	¥ (10,129)

(1) 連結財務諸表注記1をご参照ください。

(2) 2019年および2018年12月31日に終了した事業年度の金額は、売却可能負債証券に係る未実現損益の正味変動を表しています。2018年1月1日より、ASU第2016-01号に基づき、持分有価証券について売却可能のカテゴリーが廃止されました。

(3) 連結財務諸表注記8をご参照ください。

(4) 2017年度に適用されたASU第2018-02号による影響額が含まれています。連結財務諸表注記1をご参照ください。

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(3) 連結貸借対照表

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日現在

単位：百万ドル	2019年		2018年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
資産				
現金および銀行預け金（分別現金およびその他預け金を含む。）	\$ 23,967	¥ 25,785	\$ 23,645	¥ 25,438
銀行預け金	169,952	182,843	164,460	176,934
借入有価証券および売戻条件付買入有価証券（2019年12月31日現在の公正価値で評価された153,193百万ドルおよび2018年12月31日現在の公正価値で評価された147,701百万ドルを含む。）	251,322	270,385	270,684	291,215
ブローカレッジ債権	39,857	42,880	35,450	38,139
トレーディング勘定資産（債権者に対する差入れ、2019年12月31日現在 - 120,236百万ドルおよび2018年12月31日現在 - 112,932百万ドルを含む。）	276,140	297,085	256,117	275,543
投資：				
売却可能負債証券（債権者に対する差入れ、2019年12月31日現在 - 8,721百万ドルおよび2018年12月31日現在 - 9,284百万ドルを含む。）	280,265	301,523	288,038	309,886
満期保有目的負債証券（債権者に対する差入れ、2019年12月31日現在 - 1,923百万ドルおよび2018年12月31日現在 - 971百万ドルを含む。）	80,775	86,902	63,357	68,163
持分有価証券（2019年12月31日現在の公正価値で評価された1,162百万ドルおよび2018年12月31日現在の公正価値で評価された1,109百万ドルを含む。）	7,523	8,094	7,212	7,759
投資合計	\$ 368,563	¥ 396,519	\$ 358,607	¥ 385,807
貸出金：				
個人向け貸出金（2019年12月31日現在の公正価値で評価された18百万ドルおよび2018年12月31日現在の公正価値で評価された20百万ドルを含む。）	309,548	333,027	302,360	325,294
法人向け貸出金（2019年12月31日現在の公正価値で評価された4,067百万ドルおよび2018年12月31日現在の公正価値で評価された3,203百万ドルを含む。）	389,935	419,512	381,836	410,798
貸出金（前受収益控除後）	\$ 699,483	¥ 752,539	\$ 684,196	¥ 736,092
貸倒引当金	(12,783)	(13,753)	(12,315)	(13,249)
貸出金合計（正味）	\$ 686,700	¥ 738,786	\$ 671,881	¥ 722,843
のれん	22,126	23,804	22,046	23,718
無形資産（2019年12月31日現在の公正価値で評価された495百万ドルおよび2018年12月31日現在の公正価値で評価された584百万ドルのMSRを含む。）	4,822	5,188	5,220	5,616
その他資産（2019年12月31日現在の公正価値で評価された12,830百万ドルおよび2018年12月31日現在の公正価値で評価された20,788百万ドルを含む。）	107,709	115,879	109,273	117,561
資産合計	\$ 1,951,158	¥ 2,099,153	\$ 1,917,383	¥ 2,062,817

次表は、上記連結貸借対照表に含まれている連結変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）の特定の資産を示しています。下記の資産には、次のページに表示された連結VIEの債務弁済のみに使用することができ、かつその債務額を超過している資産が含まれています。さらに、下記の資産には、連結VIEの第三者に対する資産のみが含まれており、連結消去される連結会社間の残高は除外されています。

単位：百万ドル	12月31日現在			
	2019年		2018年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
連結VIEの債務弁済に使用できる連結VIEの資産				
現金および銀行預け金	\$ 108	¥ 116	\$ 270	¥ 290
トレーディング勘定資産	6,719	7,229	917	987
投資	1,295	1,393	1,796	1,932
貸出金（前受収益控除後）				
個人向け貸出金	46,977	50,540	49,403	53,150
法人向け貸出金	16,175	17,402	19,259	20,720
貸出金（前受収益控除後）	\$ 63,152	¥ 67,942	\$ 68,662	¥ 73,870
貸倒引当金	(1,841)	(1,981)	(1,852)	(1,992)
貸出金合計（正味）	\$ 61,311	¥ 65,961	\$ 66,810	¥ 71,878
その他資産	73	79	151	162
連結VIEの債務弁済に使用できる連結VIEの資産合計	\$ 69,506	¥ 74,778	\$ 69,944	¥ 75,249

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日現在

単位：百万ドル（ただし、株数および1株当たりの金額を除く。）	2019年		2018年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
負債				
米国内無利子預金	\$ 98,811	¥ 106,306	\$ 105,836	¥ 113,864
米国内利付預金（2019年12月31日現在の公正価値で評価された1,624百万ドルおよび2018年12月31日現在の公正価値で評価された717百万ドルを含む。）	401,418	431,866	361,573	388,998
米国外無利子預金	85,692	92,192	80,648	86,765
米国外利付預金（2019年12月31日現在の公正価値で評価された695百万ドルおよび2018年12月31日現在の公正価値で評価された758百万ドルを含む。）	484,669	521,431	465,113	500,392
預金合計	\$ 1,070,590	¥ 1,151,794	\$ 1,013,170	¥ 1,090,019
貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券（2019年12月31日現在の公正価値で評価された40,651百万ドルおよび2018年12月31日現在の公正価値で評価された44,510百万ドルを含む。）	166,339	178,956	177,768	191,252
ブローカレッジ債務	48,601	52,287	64,571	69,469
トレーディング勘定負債	119,894	128,988	144,305	155,251
短期借入金（2019年12月31日現在の公正価値で評価された4,946百万ドルおよび2018年12月31日現在の公正価値で評価された4,483百万ドルを含む。）	45,049	48,466	32,346	34,799
長期債務（2019年12月31日現在の公正価値で評価された55,783百万ドルおよび2018年12月31日現在の公正価値で評価された38,229百万ドルを含む。）	248,760	267,628	231,999	249,596
その他負債（2019年12月31日現在の公正価値で評価された6,343百万ドルおよび2018年12月31日現在の公正価値で評価された15,906百万ドルを含む。）	57,979	62,377	56,150	60,409
負債合計	\$ 1,757,212	¥ 1,890,497	\$ 1,720,309	¥ 1,850,794
株主持分				
優先株式（累積清算価値）（額面1.00ドル：授權株式数30百万株）発行済株式数：2019年12月31日現在 - 719,200株および2018年12月31日現在 - 738,400株	\$ 17,980	¥ 19,344	\$ 18,460	¥ 19,860
普通株式（額面0.01ドル：授權株式数60億株）発行済株式数：2019年12月31日現在 - 3,099,602,856株および2018年12月31日現在 - 3,099,567,177株	31	33	31	33
払込剰余金	107,840	116,020	107,922	116,108
利益剰余金	165,369	177,912	151,347	162,827
自己株式（原価）（2019年12月31日現在 - 985,479,501株および2018年12月31日現在 - 731,099,833株）	(61,660)	(66,337)	(44,370)	(47,735)
その他包括利益（損失）累計額（AOCI）	(36,318)	(39,073)	(37,170)	(39,989)
シティグループ株主持分合計	\$ 193,242	¥ 207,899	\$ 196,220	¥ 211,103
非支配持分	704	757	854	919
持分合計	\$ 193,946	¥ 208,657	\$ 197,074	¥ 212,022
負債および持分合計	\$ 1,951,158	¥ 2,099,153	\$ 1,917,383	¥ 2,062,817

次表は、上記連結貸借対照表に含まれている連結VIEの特定の負債を示しています。下記の負債には、連結VIEの第三者に対する債務のみが含まれており、連結消去される連結会社間の残高は除外されています。また当該負債からは、債権者または受益者持分保有者がシティグループの一般債権に対して遡求権のある金額は除外されています。

単位：百万ドル	12月31日現在			
	2019年		2018年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
債権者および受益者持分保有者がシティグループの一般債権に対して遡求権を持たない連結VIEの負債				
短期借入金	\$ 10,031	¥ 10,792	\$ 13,134	¥ 14,130
長期債務	25,582	27,522	28,514	30,677
その他負債	917	987	697	750
債権者および受益者持分保有者がシティグループの一般債権に対して遡求権を持たない連結VIEの負債合計	\$ 36,530	¥ 39,301	\$ 42,345	¥ 45,557

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(4) 連結株主持分変動計算書

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

	金額						株式数		
	2019年		2018年		2017年		2019年	2018年	2017年
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円	千株	千株	千株
単位：百万ドル (ただし、株式数は千株)									
優先株式 (累積清算価値)									
期首残高	\$ 18,460	¥ 19,860	\$ 19,253	¥ 20,713	\$ 19,253	¥ 20,713	738	770	770
優先株式の新規発行	1,500	1,614	-	-	-	-	60	-	-
優先株式の償還	(1,980)	(2,130)	(793)	(853)	-	-	(79)	(32)	-
期末残高	\$ 17,980	¥ 19,344	\$ 18,460	¥ 19,860	\$ 19,253	¥ 20,713	719	738	770
普通株式および 払込剰余金									
期首残高	\$ 107,953	¥ 116,141	\$ 108,039	¥ 116,234	\$ 108,073	¥ 116,270	3,099,567	3,099,523	3,099,482
従業員福利制度	(112)	(120)	(94)	(101)	(27)	(29)	36	44	41
優先株式の発行費用	(4)	(4)	-	-	-	-	-	-	-
その他	34	37	8	9	(7)	(8)	-	-	-
期末残高	\$ 107,871	¥ 116,053	\$ 107,953	¥ 116,141	\$ 108,039	¥ 116,234	3,099,603	3,099,567	3,099,523
利益剰余金									
期首残高	\$ 151,347	¥ 162,827	\$ 138,425	¥ 148,925	\$ 146,477	¥ 157,587			
期首残高の調整 (税引後) ⁽¹⁾	151	162	(84)	(90)	(660)	(710)			
調整後期首残高	\$ 151,498	¥ 162,989	\$ 138,341	¥ 148,834	\$ 145,817	¥ 156,877			
シティグループ当期利益 (損失)	19,401	20,873	18,045	19,414	(6,798)	(7,314)			
普通株式配当 ⁽²⁾	(4,403)	(4,737)	(3,865)	(4,158)	(2,595)	(2,792)			
優先株式配当	(1,109)	(1,193)	(1,174)	(1,263)	(1,213)	(1,305)			
AOCIからの組替に関連する 米国税制改革法の影響 額 ⁽³⁾	-	-	-	-	3,304	3,555			
その他 ⁽⁴⁾	(18)	(19)	-	-	(90)	(97)			
期末残高	\$ 165,369	¥ 177,912	\$ 151,347	¥ 162,827	\$ 138,425	¥ 148,925			
自己株式(原価)									
期首残高	\$ (44,370)	¥ (47,735)	\$ (30,309)	¥ (32,608)	\$ (16,302)	¥ (17,539)	(731,100)	(529,615)	(327,090)
従業員福利制度 ⁽⁵⁾	585	629	484	521	531	571	9,872	10,557	11,651
自己株式買戻 ⁽⁶⁾	(17,875)	(19,231)	(14,545)	(15,648)	(14,538)	(15,641)	(264,252)	(212,042)	(214,176)
期末残高	\$ (61,660)	¥ (66,337)	\$ (44,370)	¥ (47,735)	\$ (30,309)	¥ (32,608)	(985,480)	(731,100)	(529,615)
シティグループのその他 包括利益(損失) 累計額									
期首残高	\$ (37,170)	¥ (39,989)	\$ (34,668)	¥ (37,298)	\$ (32,381)	¥ (34,837)			
期首残高の調整(税引後) ⁽¹⁾	-	-	(3)	(3)	504	542			
調整後期首残高	\$ (37,170)	¥ (39,989)	\$ (34,671)	¥ (37,301)	\$ (31,877)	¥ (34,295)			
シティグループのその他 包括利益(損失)合計 ⁽³⁾	852	917	(2,499)	(2,689)	(2,791)	(3,003)			
期末残高	\$ (36,318)	¥ (39,073)	\$ (37,170)	¥ (39,989)	\$ (34,668)	¥ (37,298)			
シティグループ 普通株主持分合計	\$ 175,262	¥ 188,556	\$ 177,760	¥ 191,243	\$ 181,487	¥ 195,253	2,114,123	2,368,467	2,569,908
シティグループ 株主持分合計	\$ 193,242	¥ 207,899	\$ 196,220	¥ 211,103	\$ 200,740	¥ 215,966			

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

	金額						株式数		
	2019年		2018年		2017年		2019年	2018年	2017年
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円	千株	千株	千株
単位：百万ドル（ただし、株式数は千株）									
非支配持分									
期首残高	\$ 854	¥ 919	\$ 932	¥ 1,003	\$ 1,023	¥ 1,101			
非支配株主と関連する 連結子会社の間の取引	-	-	-	-	(28)	(30)			
シティグループと非支配株 主の間の取引	(169)	(182)	(50)	(54)	(121)	(130)			
非支配株主に帰属する 当期利益	66	71	35	38	60	65			
非支配株主に対する分配金 支払	(40)	(43)	(38)	(41)	(44)	(47)			
非支配株主に帰属する その他包括利益（損失）	-	-	(43)	(46)	114	123			
その他	(7)	(8)	18	19	(72)	(77)			
非支配持分の正味変動	\$ (150)	¥ (161)	\$ (78)	¥ (84)	\$ (91)	¥ (98)			
期末残高	\$ 704	¥ 757	\$ 854	¥ 919	\$ 932	¥ 1,003			
持分合計	\$ 193,946	¥ 208,657	\$ 197,074	¥ 212,022	\$ 201,672	¥ 216,969			

- (1) 詳細については、連結財務諸表注記1をご参照ください。
- (2) 普通株式に対する配当宣言額は、2019年度の第1および第2四半期においては1株当たり0.45ドル、第3および第4四半期においては1株当たり0.51ドル、2018年度の第1および第2四半期においては1株当たり0.32ドル、第3および第4四半期においては1株当たり0.45ドル、また2017年度の第1および第2四半期においては1株当たり0.16ドル、第3および第4四半期においては1株当たり0.32ドルでした。
- (3) AOCIから2017年度の「利益剰余金」に振替えられたASU第2018-02号による影響額が含まれています。連結財務諸表注記1および19をご参照ください。
- (4) 2017年度の額には、ASU第2016-09号「報酬 - 株式報酬（トピック718）：従業員に対する株式に基づく報酬に関する会計処理の改善」による影響額が含まれています。連結財務諸表注記1をご参照ください。
- (5) () 従業員が保有株式を引き渡してオプションの行使を賄う形で従業員ストック・オプション・プログラムを行使する場合の特定の活動に関連する自己株式、または() シティの従業員制限株式制度または繰延株式制度のもとで税務上の要件を満たすために株式を留保している場合の自己株式が含まれています。
- (6) この項目は、主に、シティの取締役会が承認した普通株式買戻制度に基づく公開市場における買戻取引から構成されています。

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	2019年		2018年		2017年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
継続事業の営業活動から生じた						
キャッシュ・フロー						
非支配持分控除前当期利益	\$ 19,467	¥ 20,944	\$ 18,080	¥ 19,451	\$ (6,738)	¥ (7,249)
非支配持分に帰属する当期利益	66	71	35	38	60	65
シティグループ当期利益	\$ 19,401	¥ 20,873	\$ 18,045	¥ 19,414	\$ (6,798)	¥ (7,314)
非継続事業からの損失 (税引後)	(4)	(4)	(8)	(9)	(111)	(119)
継続事業からの利益(損失) - 非支配持分を除く	\$ 19,405	¥ 20,877	\$ 18,053	¥ 19,422	\$ (6,687)	¥ (7,194)
当期利益より継続事業の営業活動から生じた(に使用した)正味資金への調整項目						
重要な処分に係る純利益 ⁽¹⁾	-	-	(247)	(266)	(602)	(648)
償却費	3,905	4,201	3,754	4,039	3,659	3,937
繰延税金 ⁽²⁾	(610)	(656)	(51)	(55)	24,877	26,764
貸倒引当金繰入額	8,218	8,841	7,354	7,912	7,503	8,072
投資売却実現利益	(1,474)	(1,586)	(421)	(453)	(778)	(837)
投資の減損損失(正味)	32	34	132	142	91	98
トレーディング勘定資産の変動	(20,124)	(21,650)	(3,469)	(3,732)	(7,038)	(7,572)
トレーディング勘定負債の変動	(24,411)	(26,263)	19,135	20,586	(15,375)	(16,541)
正味ブローカレッジ債権債務の変動	(20,377)	(21,923)	6,163	6,630	(5,307)	(5,710)
売却目的保有貸出金の変動	(909)	(978)	770	828	247	266
その他資産の変動	4,724	5,082	(5,791)	(6,230)	(3,364)	(3,619)
その他負債の変動	1,829	1,968	(871)	(937)	(3,044)	(3,275)
その他(正味)	16,955	18,241	(7,559)	(8,132)	(2,956)	(3,180)
調整項目合計	\$ (32,242)	¥ (34,688)	\$ 18,899	¥ 20,332	\$ (2,087)	¥ (2,245)
継続事業の営業活動から生じた(に使用した)正味資金	\$ (12,837)	¥ (13,811)	\$ 36,952	¥ 39,755	\$ (8,774)	¥ (9,440)
継続事業の投資活動から生じた						
キャッシュ・フロー						
借入有価証券および売戻条件付 買入有価証券の変動	\$ 19,362	¥ 20,831	\$ (38,206)	¥ (41,104)	\$ 4,335	¥ 4,664
貸出金の変動	(22,466)	(24,170)	(29,002)	(31,202)	(58,062)	(62,466)
貸出金の売却および証券化 による収入	2,878	3,096	4,549	4,894	8,365	8,999
投資の購入	(274,491)	(295,311)	(152,487)	(164,053)	(185,740)	(199,828)
投資の売却による収入	137,173	147,578	61,491	66,155	107,368	115,512
投資の満期による収入	119,051	128,081	83,604	89,945	84,369	90,768
重要な処分による収入 ⁽¹⁾	-	-	314	338	3,411	3,670
建物設備の資本的支出および 資産計上したソフトウェア	(5,336)	(5,741)	(3,774)	(4,060)	(3,361)	(3,616)
建物設備、子会社および関連会 社、ならびに抵当権実行済 資産の売却による収入	259	279	212	228	377	406
その他(正味)	196	211	181	195	187	201
継続事業の投資活動に使用した 正味資金	\$ (23,374)	¥ (25,147)	\$ (73,118)	¥ (78,664)	\$ (38,751)	¥ (41,690)

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	2019年		2018年		2017年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
継続事業の財務活動から生じた						
キャッシュ・フロー						
配当金支払	\$ (5,447)	¥ (5,860)	\$ (5,020)	¥ (5,401)	\$ (3,797)	¥ (4,085)
優先株式の発行	1,496	1,609	-	-	-	-
優先株式の償還	(1,980)	(2,130)	(793)	(853)	-	-
自己株式買戻	(17,571)	(18,904)	(14,433)	(15,528)	(14,541)	(15,644)
源泉税支払のための自己株式 支払	(364)	(392)	(482)	(519)	(405)	(436)
貸付有価証券および買戻条件付 売渡有価証券の変動	(11,429)	(12,296)	21,491	23,121	14,456	15,552
長期債務発行	59,134	63,619	60,655	65,256	67,960	73,115
長期債務の支払および償還	(51,029)	(54,900)	(58,132)	(62,541)	(40,986)	(44,095)
預金の変動	57,420	61,775	53,348	57,394	30,416	32,723
短期借入金の変動	12,703	13,667	(12,106)	(13,024)	13,751	14,794
継続事業の財務活動から生じた 正味資金	\$ 42,933	¥ 46,189	\$ 44,528	¥ 47,905	\$ 66,854	¥ 71,925
為替相場の変動による現金および 現金同等物への影響	\$ (908)	¥ (977)	\$ (773)	¥ (832)	\$ 693	¥ 746
現金および銀行預け金の変動	\$ 5,814	¥ 6,255	\$ 7,589	¥ 8,165	\$ 20,022	¥ 21,541
現金および銀行預け金の期首 残高⁽³⁾	188,105	202,373	180,516	194,208	160,494	172,667
現金および銀行預け金の期末 残高⁽³⁾	\$ 193,919	¥ 208,628	\$ 188,105	¥ 202,373	\$ 180,516	¥ 194,208
現金および銀行預け金	\$ 23,967	¥ 25,785	\$ 23,645	¥ 25,438	\$ 23,775	¥ 25,578
銀行預け金	169,952	182,843	164,460	176,934	156,741	168,630
現金および銀行預け金の期末 残高	\$ 193,919	¥ 208,628	\$ 188,105	¥ 202,373	\$ 180,516	¥ 194,208
継続事業のキャッシュ・フロー 情報に関する補足事項						
当年度における法人税等支払額	\$ 4,888	¥ 5,259	\$ 4,313	¥ 4,640	\$ 2,083	¥ 2,241
当年度における利息支払額	28,682	30,858	22,963	24,705	15,675	16,864
現金支出を伴わない投資活動⁽⁴⁾						
貸出金から売却目的保有貸出金 (その他資産)への振替	\$ 5,500	¥ 5,917	\$ 4,200	¥ 4,519	\$ 5,900	¥ 6,348

(1) 重要な処分の詳細については、連結財務諸表注記2をご参照ください。

(2) 2017年度における米国減税および雇用法（米国税制改革法）に関連する226億ドルの現金支出を伴わない費用による全影響額が含まれています。詳細については、連結財務諸表注記1および9をご参照ください。

(3) ASU第2016-18号「制限付現金」による影響額が含まれています。連結財務諸表注記1および26をご参照ください。

(4) オペレーティング・リースおよびファイナンス・リースの使用権資産およびリース負債は、それぞれ現金支出を伴わない投資活動および財務活動を表しており、ここに表示されている現金支出を伴わない投資活動には含まれていません。詳細および2019年12月31日現在の残高については、連結財務諸表注記26をご参照ください。

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

[次へ](#)

(6) 連結財務諸表注記

1. 重要な会計方針の要約

本注記において、「シティグループ」、「シティ」および「当社」は、シティグループ・インクおよびその連結子会社を表しています。

過去の期間の財務諸表および注記は、当期の表示と一致させるために一定の組替が行われています。

連結原則

連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「GAAP」といいます。）に準拠して作成された、シティグループおよびその子会社の勘定を含んでいます。当社が議決権の50%超を直接もしくは間接的に所有するか支配力行使している子会社は連結されています。指定されたベンチャー・キャピタル子会社の投資または公正価値オプションに基づき公正価値で会計処理されている投資以外で、当社が20%から50%の議決権を有しているか、または重要な影響力を行使することができる事業体は持分法で会計処理されており、持分に見合う損益は、「その他収益」に計上されます。持分比率が20%未満の会社に対する投資からの収益は、配当が受領されたときに認識されます。連結財務諸表注記21において詳述されているとおり、シティグループはまた、シティグループが主たる受益者であると判断した場合に変動持分事業体とみなされる事業体を連結しています。支店・子会社・関連会社・建物およびその他の投資の処分による損益は、「その他収益」に計上されます。

シティバンク

シティバンク、エヌ・エイ（以下「シティバンク」といいます。）は、商業銀行でありシティグループの完全子会社です。シティバンクが提供している主なものは、消費者金融業務、抵当貸付、リテール・バンキング業務（コマーシャル・バンキング業務を含みます。）関連の商品およびサービス、投資銀行業務、資金管理および貿易金融、ならびにプライベート・バンキング関連の商品およびサービスです。

変動持分事業体（VIE）

事業体は、会計基準編纂書（以下「ASC」といいます。）トピック810「連結」に概要が記載されている次のいずれかの基準を満たしている場合、変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）となります。その基準とは、（ ）他社からの追加的劣後財務支援がなければその会社の活動資金を調達することができないような不十分な資本しか有していない場合、または（ ）その事業体に対する持分投資家が、その事業について重要な意思決定をすることができないか、事業体の持分に見合う予想損失を吸収しない、もしくは予想収益を受け取ることがない場合です。

当社は、VIEの経済的実績に最も重大な影響を及ぼす活動を指示する権限と、VIEにとって潜在的な重要性が高い、その事業体の利益を受け取る権利または損失を吸収する義務の両方を有している（すなわち、シティが主たる受益者である）場合にVIEを連結しています。連結対象のVIEにおいて保有する変動持分に加えて、当社は当社が主たる受益者ではないという理由で連結対象とならない他のVIEに対する変動持分を有しています。

当社は、主たる受益者としての地位の変更につながる何らかの事象が発生しているかどうかを判断するために、すべての非連結VIEを監視しています。

当社が関与しているVIEとみなされないすべての事業体については、ASC 810の他のサブトピックに基づいて、連結に関する評価が行われます。詳細については、連結財務諸表注記21をご参照ください。

外貨換算

シティの在外営業活動体の資産および負債は、期末直物外国為替相場を用いて各自の機能通貨から米ドルに換算されます。その結果生じる為替換算調整額は、在外営業活動体の売却または実質的な清算により実現されるまでは関連するすべてのヘッジおよび税効果控除後の純額で株主持分項目の「その他包括利益（損失）累計額」に計上され、実現された時点で当該在外事業体に関する金額は損益に組替えられます。シティの在外営業活動体の収益および費用は、ほぼ加重平均為替レートとなるレートで各自の機能通貨から米ドルに毎月換算されます。

米ドルを機能通貨として使用する在外営業活動体の現地通貨建による取引を含む、機能通貨以外の通貨建取引の為替変動による影響額は、経済的ヘッジの関連する効果とともに主に「自己勘定取引」に計上されます。外貨建エクスポージャーのヘッジに用いられた商品には、先物為替予約、オプションおよびスワップ契約、さらに場合によっては、米ドル以外の通貨建によるヘッジ指定債券の発行が含まれています。インフレ率の高い国の在外営業活動体は米ドルを機能通貨として指定しており、為替変動による影響額は主に「その他収益」に計上されます。

投資有価証券

投資には、負債証券および持分有価証券が含まれています。負債証券には、債券、ノートおよび償還可能優先株式、ならびに期限前返済リスクのあるローン担保証券および仕組債が含まれています。持分有価証券には普通株式と償還不能優先株式が含まれます。

負債証券

- ・ 「満期保有目的」に分類された負債証券は、当社が満期まで保有する能力と意思のある有価証券であり、償却原価で計上されます。それらの有価証券の利息収益は、「受取利息」に含まれます。
- ・ 「売却可能」に分類された負債証券は公正価値で計上され、公正価値の変動は該当する法人税等およびヘッジ控除後の金額で株主持分項目の「その他包括利益（損失）累計額」に計上されます。それらの有価証券の利息収益は、「受取利息」に含まれます。

持分有価証券

- ・ 市場性のある持分有価証券は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益に認識されます。
- ・ () 代替的測定方法が選択された場合、または() 投資が引き続き取得原価で測定される連邦準備銀行および連邦住宅貸付銀行の株式または特定の取引所会員権である場合を除き、市場性のない持分有価証券は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益に認識されます。代替的測定方法が選択されている市場性のない持分有価証券は、取得原価に、同じ発行体の同一または類似商品に係る通常の取引において観察される価格の変動を加減した金額で計上されます。
- ・ 当社が公正価値による会計処理を選択したことにより、これまで持分法により会計処理されていた特定の投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は損益に認識されます。

満期保有目的または売却可能に分類された負債証券への投資が債務不履行となった場合、または将来の利息の支払が予定どおり実行されないと予測される場合には、当該投資の未収利息の計上は中止されます。

連結財務諸表注記13に記載のとおり、損益を通じて公正価値で測定されない負債証券（満期保有目的証券または売却可能証券や、代替的測定方法の持分有価証券など）は減損評価の対象とされます。投資売却実現損益は、主に個別法で損益に計上されます。

当社は、公正価値で計上する投資に関して数多くの評価技法を使用しており、これらについては連結財務諸表注記24に記載されています。

トレーディング勘定資産および負債

「トレーディング勘定資産」には、負債証券および市場性のある持分有価証券、買い持ちポジションにあるデリバティブ、証券化における留保持分、ならびにコモディティの現物在庫が含まれます。さらに、連結財務諸表注記25に記載されているとおり、貸出金および取得した保証等、シティグループが公正価値オプションに基づいて公正価値で計上することを選択している特定の資産も「トレーディング勘定資産」に含まれます。

「トレーディング勘定負債」には、（連結財務諸表注記25に記載されているとおり）空売り有価証券（空売りポジション）および正味で売り持ちポジションにあるデリバティブ、ならびにシティグループが公正価値で計上することを選択している特定の負債が含まれます。

コモディティの現物在庫を除き、すべてのトレーディング勘定資産および負債は公正価値で計上されています。トレーディング資産およびトレーディング負債からの収入は、通常、「自己勘定取引」として報告され、そこには実現損益および商品の公正価値の変動により生ずる未実現損益が含まれています。トレーディング資産に係る利息収益は、トレーディング負債に係る支払利息を控除した金額で「受取利息」に計上されています。

コモディティの現物在庫は低価法で計上され、関連する損失は「自己勘定取引」に計上されています。コモディティ在庫の売却に係る実現利益および損失は、「自己勘定取引」に含まれています。未配分貴金属勘定（金、銀、プラチナおよびパラジウム）への投資は、債務主契約および関連する貴金属価格と連動する組込非金融デリバティブを含む複合商品として会計処理されます。当該組込デリバティブ商品は債務主契約と分離され、公正価値で会計処理されます。債務主契約は、連結財務諸表注記25に記載されているとおり、公正価値オプションに基づき公正価値で計上されます。

トレーディング目的で利用されるデリバティブには、金利スワップ、通貨スワップ、株式スワップ、クレジット・スワップ、コモディティ・スワップ、オプション、キャップとフロア、ワラント、および金融商品とコモディティの先物・先渡契約が含まれます。デリバティブ資産および負債のポジションは、有効なマスター・ネットリング契約が存在し、ASCトピック210-20「貸借対照表 - 相殺」に記載されているその他の条件を満たしている場合、連結貸借対照表上に契約相手ごとの純額で表示されています。連結財務諸表注記22をご参照ください。

当社は、トレーディング資産および負債の公正価値を決定するために数多くの評価技法を使用しており、それらは連結財務諸表注記24に記載されています。

借入有価証券と貸付有価証券

有価証券の借入および貸付取引は、会計処理上は関連する有価証券の売却ではなく、有担保金融取引として処理されています。それらの取引は、支払額もしくは受取額に未収利息を加算した金額で計上されます。連結財務諸表注記25に記載されているとおり、当社は、複数の有価証券の借入および貸付取引に対して公正価値による会計処理を適用することを選択しています。すべての有価証券の貸付および借入取引に関して支払った手数料もしくは受け取った手数料は、約定レートで「支払利息」または「受取利息」に計上されています。

当社は、借入有価証券もしくは貸付有価証券の公正価値を日々モニターし、契約上の保証金を維持するために追加担保を取得しているか、または差し入れています。

連結財務諸表注記24に記載されているとおり、当社は有価証券の貸付および借入取引の公正価値を決定するために割引キャッシュ・フロー法を使用しています。

買戻・売戻条件付契約取引

買戻条件付売渡有価証券（以下「レポ」といいます。）および売戻条件付買入有価証券（以下「リバース・レポ」といいます。）は、会計処理上は関連する有価証券の売却（または購入）ではなく、有担保金融取引として処理されています。連結財務諸表注記25に記載されているとおり、当社は、それらの取引の一部に対して公正価値による会計処理の適用を選択しており、公正価値の変動は損益に計上しています。公正価値による会計処理が選択されていない取引については、現金支払額もしくは受取額に未収利息を加算した金額で計上されています。当社が公正価値による会計処理を選択しているか否かにかかわらず、すべてのレポおよびリバース・レポ取引に関して支払ったまたは受け取った利息は、約定レートで「支払利息」または「受取利息」に計上されています。

ASC 210-20-45-11「貸借対照表 - 相殺：買戻および売戻条件付契約」の条件が満たされる場合、レポおよびリバース・レポは連結貸借対照表上に純額で表示されます。

当社は、リバース・レポ取引で取得した有価証券の所有権を得ることを方針としています。当社は、買戻しもしくは売戻し対象の有価証券の公正価値を日々モニターし、契約上の保証金を維持するために追加担保を取得しているか、または差し入れています。

連結財務諸表注記24に記載されているとおり、当社はレポおよびリバース・レポ取引の公正価値を決定するために割引キャッシュ・フロー法を使用しています。

貸出金

貸出金は、前受収益および繰延手数料と費用の未償却額を控除後の元本残高で計上されます。ただし、クレジットカード債権残高には、未収利息および手数料が含まれています。通常、貸出金の組成手数料および特定の直接組成費用は繰り延べられ、関連する貸出金の回収期間にわたって損益計算書に調整額として計上されません。

連結財務諸表注記25に記載されているとおり、シティは特定の貸出金に関して、公正価値による会計処理を選択しています。それらの貸出金は公正価値で計上され、公正価値の変動は損益に計上されます。それらの貸出金の利息収益は、約定レートで「受取利息」に計上されます。

投資目的保有貸出金は連結貸借対照表上に「貸出金（前受収益控除後）」として分類されており、関連するキャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書上の投資活動から生じたキャッシュ・フローの「貸出金の変動」項目に含まれています。ただし、当社の貸出金の保有目的が、投資目的保有から売却目的保有へと変更された場合、その貸出金は売却目的保有貸出金に組替えられますが、関連するキャッシュ・フローは、引き続き連結キャッシュ・フロー計算書上の投資活動から生じたキャッシュ・フローの「貸出金の売却および証券化による収入」項目に計上されます。

個人向け貸出金

個人向け貸出金は主に、「グローバル個人金融（以下「GCB」といいます。）部門」および「本社事項、本社業務/その他」が管理している貸出金とリース債権を表しています。

個人向け貸出金の未収利息の非計上および再計上に関する方針

原則として、割賦貸出金および不動産貸出金（オープン・エンド型およびクローズド・エンド型のいずれも）については、契約上の支払期日から90日延滞した場合に未収利息の計上を中止します。ただし、クレジットカードおよびその他の無担保リボルビング・ローンについては、原則として支払期日からの延滞期間が180日までは未収利息を計上します。OCCの指針に従い、規制銀行事業体におけるホーム・エクイティ・ローンは、関連する住宅第1順位抵当が支払期日を90日以上延滞した場合に未収利息非計上として分類されます。さらにOCCの指針に従い、規制銀行事業体における抵当貸付は、連邦住宅局（以下「FHA」といいます。）の保証が付された貸出金を除き、借り手が破産を申し立てた旨の通知から60日以内に未収利息非計上として分類されます。

借り手の財政的困難により条件が変更され、猶予が借り手に与えられている貸出金は、条件変更時に未収利息の計上を中止する場合があります。条件変更貸出金の未収利息を再計上する方針は、商品および/または地域ごとに異なります。多くの場合、最低支払回数（1回から6回の範囲）が求められ、それ以外の場合は未収利息を計上する債権に戻されることはありません。規制銀行事業体の場合、条件変更時またはその後の信用評価によって、借り手が条件変更後の条件を満たす能力があることを示しており、借り手が現在営業活動に従事し、合理的な期間にわたって継続的な支払実績がある（最低6ヶ月連続して支払が行われている）ことを実証した場合、かかる条件変更貸出金は、未収利息計上債権に戻されます。

米国個人向け貸出金では、一般に、条件変更として認められる条件の1つとして、最低回数（通常1回から3回の範囲）の支払を行う必要があります。貸出条件変更時に貸出金は正常債権に戻されます。ただし、クレジットカードなど、特定のオープン・エンド型個人向け貸出金を正常債権に戻す方針は連邦金融機関検査協議会（以下「FFIEC」といいます。）のガイドラインに準拠しています。FFIECガイドラインの対象となっているオープン・エンド型個人向け貸出金について正常債権に戻す条件の1つは、少なくとも3回連続して最低月次支払額またはそれに相当する額を受領することです。また、FFIECガイドラインでは貸出金を正常債権に戻す回数には制限（通常、12ヶ月間に1回かつ5年間に2回）があります。さらに、FHAおよび退役軍人省（以下「VA」といいます。）の貸出金は、これらの各機関のガイドラインに基づく形でのみ貸出条件を変更でき、条件変更された貸出金を正常債権に戻すために必ずしも支払が求められるわけではありません。

個人向け貸出金の貸倒償却方針

シティの貸倒償却方針は以下の全般的な指針に従っています。

- ・無担保割賦ローンは、契約上の支払期日を120日延滞した時点で償却します。
- ・無担保リボルビング・ローンおよびクレジットカード貸出金は、契約上の支払期日を180日延滞した時点で償却します。
- ・不動産以外の担保付ローンは、契約上の支払期日を120日延滞した時点で担保評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・不動産担保ローンは、契約上の支払期日を180日延滞した時点で不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・不動産担保ローンは、貸出金の抵当権を実行しない決定がなされた場合、契約上の支払期日を180日延滞する前に償却します。
- ・無担保の破産債権は、破産裁判所による通知から60日以内またはシティの貸倒償却方針で定められた時点のいずれか早い時点で償却します。
- ・不動産担保付破産債権は、FHAの保証が付された貸出金を除き、借り手が破産を申し立てた旨の通知から60日以内またはシティの貸倒償却方針で定められた時点のいずれか早い時点で、不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・コマーシャル・バンキング貸出金は、元本が回収不能と判断された場合に評価減します。

法人向け貸出金

法人向け貸出金とは、「インスティテューショナル・クライアント・グループ（以下「ICG」といいます。）」によって管理されている貸出金およびリース債権を表しています。法人向け貸出金は、貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があると判断された場合、または利息もしくは元本の支払が90日延滞している場合には、十分な担保が付されて回収手続に入っている場合を除き、減損しているとみなされ、現金主義（未収利息非計上）貸出金として計上されます。減損した法人向け貸出金およびリース債権に係る未収利息は、90日延滞した時点で戻入れられ、当期損益に対して費用計上されます。その後、利息は実際に現金で受領した額についてのみ損益に計上されます。元本の最終的な回収可能性に疑念がある場合、すべての現金受領額はその後、貸出金に対する投資計上額の減額に充当されません。

減損した法人向け貸出金およびリース債権は、元本が回収不能とみなされる金額について減額されます。担保の売却以外に利用可能で確実な弁済原資が見込めない場合、減損した有担保貸出金およびリース債権は、簿価と担保価値のいずれか低い方まで減額されます。現金主義貸出金は、すべての契約上の元本と利息の弁済が合理的に保証され、かつ契約条件に従って弁済が継続的に履行されている場合、未収利息計上貸出金に戻されます。

売却目的保有貸出金

売却目的保有として識別された法人向けおよび個人向け貸出金は、「その他資産」に含まれている売却目的保有貸出金に分類されます。シティの米国におけるプライム抵当貸付業務では、ほぼすべての適格貸出金を売却しています。そのため、米国におけるプライム抵当貸付の適格貸出金は売却目的保有貸出金として分類され、実行時に公正価値オプションを選択していることから公正価値の変動が「その他収益」に計上されます。公正価値オプションが選択されているかかる貸出金を除き、売却目的保有貸出金は低価法で会計処理され、評価減またはその後の回収については「その他収益」に計上されます。関連するキャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書において営業活動から生じたキャッシュ・フローの「売却目的保有貸出金の変動」に分類されます。

貸倒引当金

貸倒引当金は、ポートフォリオに固有の予想損失に対する経営陣の最善の見積りを表しており、これには個別に評価された大口の減損貸出金および不良債権のリストラクチャリングに関連する予想損失が含まれています。引当金の配分は分析目的でのみ行われるものであり、引当金の全額をポートフォリオ全体に内在する固有の予想貸倒損失に利用することができます。貸倒引当金の追加計上は「貸倒引当金繰入額」を費用計上することで行われます。貸倒損失額は貸倒引当金から減額し、以後の回収額は貸倒引当金に加算されます。リストラクチャリングにおいて貸出債権と引き換えに受領した資産は、まず公正価値で計上され、これに係る損益は回収もしくは償却として貸倒引当金繰入額に反映されます。

個人向け貸出金

個人向け貸出金に関しては、条件変更されていない小口で均質の貸出金のポートフォリオは、ASC 450「偶発事象」に従い、種類ごと（住宅抵当、クレジットカードなど）に別々に減損の評価が行われます。これらの貸出金に対する貸倒引当金は、特定のポートフォリオに固有の予想損失を見積るプロセスを通じて設定されます。このプロセスには、過去の延滞および貸倒実績を現在のポートフォリオの延滞状況に適用する移動分析、ならびに住宅価格の変動および失業率の動向を含む現在および予測される経済状況を反映するその他の分析が含まれています。ASC 450に基づくシティの貸倒引当金では、契約上の元本のみを考慮しています。ただしクレジットカード貸出金については、未収利息に係る損失見積額も含まれています。

経営陣はまた全体的なポートフォリオ指標も考慮しており、その中には過去の貸倒実績、滞留債権、元金延滞債権および分類債権、貸出金の実行残高および期間の傾向、全体的な与信の質の評価、貸出方針と手続を含む与信プロセス、経済的要素、地理的要素、商品特性およびその他の環境的要素が含まれています。

不良債権のリストラクチャリング（以下「TDR」といいます。）において条件が変更され、減損しているとみなされる小口で均質の貸出金に対して、個別評価性引当金が設定されています。借り手の財政的困難により猶予（金利引き下げなど）を与える長期条件変更プログラムおよび短期（12ヶ月未満）条件変更はTDRとして計上されます。また、試験的条件修正期間を伴う貸出金は当該期間の開始時にTDRとして計上されます。TDRに対する貸倒引当金は、ASC 310-10-35「債権 - 事後測定」に従い、必要に応じて、貸出金の当初の約定実効金利で割り引いた予想将来キャッシュ・フローの現在価値、貸出金の流通市場での時価および担保の処分費用控除後の公正価値といったすべての利用可能な証拠を考慮して算定されています。これらの予想キャッシュ・フローでは、条件変更プログラムにおける債務不履行率の仮定が組み込まれています。クレジットカード貸出金の当初の約定実効金利は、条件変更前の金利であり、借り手との当初の契約に基づく金利の引き上げが含まれることがあります。

法人向け貸出金

法人向けポートフォリオの「貸倒引当金」は、資産固有の要素および統計に基づいた要素で構成されています。減損しているとみなされる大口で均質でない貸出金に関する資産固有の構成要素は、ASC 310-10-35に基づいて算定されます。資産固有の引当金は、割引キャッシュ・フロー、担保の価値（処分費用控除後）、または減損した貸出金の観察可能な市場価格が簿価を下回る場合に設定されます。当該引当金は、借り手の財政状態、財源、支払実績、金銭的な義務を負う保証人からの支援の見込み（詳細については以下に記載されています。）、また適切な場合には担保の実現可能価値に基づき評価されます。小口の減損貸出金に対する引当金に関する資産固有の要素は、過去の貸倒実績に基づき、貸出金プールに対して算定されます。

残りの貸出金ポートフォリオに対する引当金は、ASC 450に基づき統計的手法を用いて算定され、経営陣の判断が追加されます。統計分析はポートフォリオの規模、残余期間、ならびに貸倒および貸倒時の損失額の確率を反映して個々の与信枠に付された社内リスク格付けにより測定された信用の質を考慮しています。統計分析は、過去の貸倒率および過去の貸倒発生時の損失規模（過去の平均水準および過去の変動を含みます。）を考慮しています。この分析により内在する損失の見積範囲が得られます。その範囲内で、全般的な経済状況、業界および地理的に特有な動向、ならびに社内の要素（ポートフォリオの集中度、社内の信用指標の動向および現在と過去の融資引受基準を含みます。）を含む現在の状況に関する経営陣の定量的および定性的評価により最善の見積りが決定されます。

「貸倒引当金」の資産固有の要素および統計に基づいた要素の両方に対して、経営陣は保証人の支援を組み込む場合があります。保証人の財政状態は、少なくとも年1回更新され見直される正味財産、キャッシュ・フロー計算書および個人または企業の財務諸表に基づいて評価されています。シティは、通常の業務活動の一環として保証契約の履行を求めています。個別の状況において保証の履行を求めるに当たっては、保証人または借り手から十分な協力を得ることが必要となります。この協力が得られることが保証の請求および履行の成功を示唆します。これにより、法的救済のための費用および負担を被ることなく、エクスポージャーを縮小させることができます。保証人の評判およびシティグループに対する協力の意思は保証人との過去の実績およびその市場に対する知識に基づいて評価されます。保証人が履行することに躊躇する、またはできないと考えられる場合、または借り手の協力を得ることができないといった稀なケースでは、シティは法律上の救済を求めますが、保証人に対して法的手段により保証を強制することは不良債権を解消する主要な手段ではなく、ほとんど発生しません。法的手段に関わらず保証人が保証を履行できるような財政状態でないとシティが考える場合、または保証人に履行を求めることと抵当権行使を同時に行うことに法的制限がある場合には、シティは法律上の救済を求めることはありません。保証人の評判は、保証に基づき履行を求めるシティの判断または能力に影響を与えません。

貸倒損失の評価において保証が評価要素となる場合、貸出金の社内リスク格付けに対する調整を通じて保証の要素を加味します。これに基づいて、最終的には「貸倒引当金」の統計に基づいた要素に対する調整が行われます。現在までのところ、減損した商業貸出金または商業不動産貸出金が保証によって評価額を上回る価値で計上されることは稀です。

貸出金に関するシティのモニタリングによって保証人の財政状態が不確実である、または悪化していることが示唆される場合には、保証人の信用補完が当初から組込まれていないのであればリスク格付けの変更を行いませんが、そうでなければ保証人の財政状態の不確実性や悪化を反映させる調整を行います。したがって、最終的な保証人の不履行または保証に対する法的執行がないことにより、通常、その時点での貸出金のリスク格付けにさらに重要な調整を行うことはないため、貸倒引当金に重要な影響を与えることはありません。シティが保証契約に基づき履行を求めない場合、貸出金は元利金延滞債権であり、かつ、保証が付されていないものとして貸倒引当金を計上します。

引当金の見積りおよび方針

経営陣は、連結貸借対照表上の実行済貸出金ポートフォリオに内在する予想損失の見積りに関する引当金を貸倒引当金の形で計上しています。これらの引当金はシティグループの取締役会の監査委員会が承認したシティグループの貸倒引当金方針に従って設定されており、シティのチーフ・リスク・オフィサーおよび最高財務責任者は、四半期ごとに、該当する業務分野のリスク管理および財務スタッフの代表者とともに貸倒引当金の妥当性を検討しています。該当する業務分野には、社内の信用リスク格付けが付与され、分類可能な形で管理されているポートフォリオ（主に、ICGおよびGCB部門）または借り手の財政的困難により条件が変更され、猶予が与えられた個人向け貸出金を有する業務分野が含まれます。

これらの業務分野の代表者は、以下に記載の定量的および定性的裏付けデータに沿って、実行済および未実行の貸出ポートフォリオに関して推奨される引当金残高を提示します。

事業分野において分類可能な形で管理されるポートフォリオに内在する非均質な元利金延滞エクスポージャーおよび借り手の財政的困難により条件が変更され、猶予が借り手に与えられることにより減損しているとみなされる小口で均質の減損貸出金の見積り予想損失。見積りを決定する際、（ ）予想将来キャッシュ・フローを貸出金の当初の実効金利で割り引いた現在価値、（ ）借り手の全般的な財政状態、財源および支払実績、ならびに（ ）金銭的な義務を負う保証人からの支援の見込み、または担保の実現可能価値を考慮する場合があります。TDRの貸出金に対する貸倒引当金の算定において、予想キャッシュ・フローの予測の際に、経営陣は過去の再貸倒率、現在の経済環境および修正緩和プログラムを組合せて検討しています。予想将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて減損が測定された場合、現在価値の変動額全額を「貸倒引当金繰入額」に計上しています。

分類可能な形で管理されたポートフォリオに内在する正常債権および僅少額の元利金延滞エクスポージャーに関して統計的に計算された損失。当該計算は、（ ）主要格付機関のリスク格付けに類似した信用リスク格付けに関するシティの社内システム、および（ ）1983年から2017年までの貸倒率に関する格付機関の情報を含む貸倒および貸倒損失の過去の実績データ、ならびに1970年代前半からの貸倒発生時の損失の程度に関する社内データに基づいています。このデータは調整される場合があります。かかる調整には、（ ）クレジット・サイクルにわたる債務不履行率の変動実績、貸倒貸出金の損失規模の分散実績、およびグローバル・ポートフォリオにおける大口の債務者の集中度を対象として統計的に計算された見積り、ならびに（ ）現在の環境的要素や与信動向などの特定の既知の項目に対する調整が含まれています。

また、小口で均質の貸出金を含む延滞管理ポートフォリオを有する業務分野を担当しているリスク管理および財務スタッフの双方の代表者は、貸出金の延滞およびポートフォリオの規模の変化を含む主要信用指標、ならびに現在および将来の住宅価格、失業率、抵当権実行期間、売却費用およびGDPを含む経済動向に基づいて推奨される引当金残高を提示します。この手法は、これらのポートフォリオが存在するそれぞれ異なる地理的地域内の個々の商品ごとに個別に適用されます。

この評価プロセスは、多くの見積りおよび判断が必要となります。この検討において、特に貸倒の頻度、リスク格付け、損失回収率、個々の大口の与信の規模および多様性、ならびに外貨建債務を有する債務者が当該外貨建債務を履行するために必要な外貨の調達能力がすべて考慮されます。これらの見積りの変動は、いずれの会計期間においても与信費用に直接影響を及ぼすことがあり、引当金の変動につながる可能性があります。

未実行貸出約定引当金

未実行の貸出約定およびスタンドバイ信用状に関連する予想損失に対する引当金を計算する際にも、貸倒引当金の場合と類似したアプローチを使用しています。この引当金は、連結貸借対照表の「その他負債」に分類されています。未実行貸出約定に関する貸倒引当金の変動は、「未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額」に計上されています。

抵当貸付サービシング権（MSR）

抵当貸付サービシング権（以下「MSR」といいます。）は、当該権利を購入した時、または当社が購入もしくは組成を通じて取得した貸出金を売却または証券化して、その貸出金に対するサービシング権を留保した場合に、連結貸借対照表の無形資産に計上されます。抵当貸付サービシング権は公正価値で会計処理され、その価値の変動は当社の連結損益計算書の「その他収益」に計上されています。

当社のMSRに関する詳細は、連結財務諸表注記16および21をご参照ください。

のれん

「のれん」は、買収金額が、企業結合で取得した有形資産・無形資産の公正価値を超過した金額を表しています。「のれん」は毎年減損テストを受けていますが、年次テストと年次テストの間でも事象の発生や状況の変化によって報告単位の公正価値がその簿価を下回るまで下落する可能性が50%超であると考えられる場合には期中における評価が行われます。

ASCトピック350「無形資産 - のれんおよびその他」に基づき、当社は、のれんの減損テストの実施が必要かどうかの判断に定性的要素の評価を選択することができます。事象または状況の全体を評価した後に、当社が報告単位の公正価値がその簿価を下回っている可能性が50%を超えないと判断した場合、更なる減損テストの必要はありません。しかし、当社が報告単位の公正価値がその簿価を下回っている可能性が50%超であると判断した場合、当社は、2段階の減損テストのうちの第1段階を実施しなければなりません。

当社には、いずれの報告期間においても任意の報告単位に関する定性的評価を行わず、のれんの減損テストの第1段階に直接進む無条件のオプションがあります。

第1段階では、個々の報告単位の公正価値を、のれんを含む簿価と比較することが要求されます。当該報告単位の公正価値がその簿価を上回っている場合、関連するのれんは減損していないとみなされ、それ以上の分析は不要になります。当該報告単位の簿価がその公正価値を上回っている場合、減損の兆候を示しているとして、テストの第2段階を実施し、当該報告単位に関して減損が認められればその減損の金額を測定します。

必要であれば、第2段階では、減損の兆候のあった報告単位のそれぞれについて、のれんの想定公正価値を計算します。のれんの想定公正価値は、企業結合で認識されるのれんと同様の方法、すなわち、第1段階で決定した報告単位の公正価値が、当該報告単位を取得すると仮定した場合の純資産および識別可能無形資産の公正価値を超過する金額として算定します。当該報告単位に配分されたのれんが、プロフォーマ・ベースの取得原価配分におけるのれんの想定公正価値を上回っている場合は、その超過額が減損費用として計上されます。認識された減損費用は、報告単位に配分されたのれんを超えことはできず、また、その後当該報告単位の公正価値が回復したとしても戻し入れることはできません。

事業部門を処分する際には、のれんは報告単位の公正価値に対する処分事業の公正価値の比率に基づいて処分事業に配分され、処分事業とともに認識が中止されます。

シティののれんの減損テストに関する追加情報については、連結財務諸表注記16をご参照ください。

無形資産

「無形資産」には、コア預金無形資産、将来利益の現在価値、購入したクレジットカード取引関係、クレジットカード契約関連の無形資産、その他の顧客関係およびその他の無形資産（ただし、MSRを除きます。）が含まれ、それらの見積耐用年数にわたって償却を行います。その耐用年数が確定できない無形資産（主に商号）については償却せず、毎年減損テストが実施されます。耐用年数が確定できない無形資産の簿価がその公正価値を上回っている場合は、減損が存在しています。償却対象のその他の無形資産については、簿価が回収不能で、かつ簿価が無形資産の公正価値を上回っている場合に減損を認識します。

その他資産およびその他負債

「その他資産」には、特に売却目的保有貸出金、繰延税金資産、持分法適用投資、未収利息および手数料、リースの使用権資産、建物および設備（購入したソフトウェアや開発したソフトウェアを含みます。）、抵当権実行済資産、ならびにその他の債権が含まれています。「その他負債」には、特に未払費用およびその他の債務、リース負債、繰延税金負債、ならびに訴訟、税金、未実行貸出約定、事業再構築およびその他の案件に関する引当金が含まれています。

その他保有不動産および抵当権実行済み資産

抵当権実行または再占有によって受け取った不動産またはその他の資産は、通常、売却費用とその後の公正価値の下落に対する評価性引当金を控除した正味金額で、「その他資産」に計上されます。

証券化

証券化に関しては、2つの重要な会計上の判断が必要になります。シティはまず、証券化事業体が連結対象であるかどうかを判断します。次に、当該事業体への金融資産の譲渡がGAAPのもとで売却とみなされるかどうかを判断します。証券化事業体がVIEであり、当社がその主たる受益者である場合には、そのVIEを連結対象としています（上記の「変動持分事業体」の項のとおり。）。シティグループが参加しているその他のすべての証券化事業体のうち、VIEではないと判断されたものについては、特定のパートナーシップ構造の解任権および清算権を考慮し、その事業体の議決権を支配しているいずれかの当事者によって連結が行われます。シティグループが支配している証券化事業体だけが連結対象となります。

証券化し売却した資産に対する持分を、劣後またはシニア・インタレスト・オンリー・ストリップ、劣後トランシェ、スプレッド勘定およびサービシング権の形式で留保することがあります。クレジットカード債権の証券化において、当社は、証券化以外の方法で信託に譲渡したクレジットカード債権に対する売り手の持分を留保しています。クレジットカード信託を含む連結対象の証券化事業体の場合、これらの留保持分はシティの連結貸借対照表に計上されません。証券化された貸出金は引き続き貸借対照表に計上されます。シティグループが連結対象外の信託を通じて売却または証券化した個人向け貸出金はほぼすべて、米国におけるプライム住宅抵当貸出金です。連結対象外の抵当貸付証券化信託は「トレーディング勘定資産」として分類されますが、MSRIはシティグループの連結貸借対照表上の「無形資産」に含まれます。

債務

「短期借入金」および「長期債務」は、償却原価で会計処理されています。ただし、当社が特定の仕組債を含む負債証券を公正価値で計上することを選択している場合、または当該債務が公正価値ヘッジ関係にある場合を除きます。

金融資産の譲渡

金融資産の譲渡が売却とみなされるためには、（ ）当社の破産もしくはその他の状況により、当社の財産が管財人等の管理下におかれる場合でも、譲渡した金融資産が当社から法的に隔離されること、（ ）購入者が譲渡資産を担保として差し入れるまたは売却する権利を有しているか、購入者がその唯一の目的が受益持分の発行を通じた証券化およびアセット・バックによる資金調達活動である事業体であり、その事業体が受領した資産を担保に供することを制約される場合には、受益持分保有者はその受益持分を売却するまたは担保として差し入れる権利を有していること、および（ ）当社が当該資産を再取得する権利または義務を有していないことが必要です。

これらの売却要件が満たされた場合、当社の連結貸借対照表における当該金融資産の認識が中止されます。売却要件を満たさない場合は、その譲渡は有担保借入とみなされ、当該資産は当社の連結貸借対照表に引き続き計上されて、売却代金は、当社の負債として認識されます。複雑な取引、または当社が譲渡資産もしくは証券化事業体に継続的に関与している場合は、通常は売却に関する弁護士の意見書を入手します。譲渡が売却の会計処理の要件を満たすために、意見書には、その資産譲渡が売却とみなされるものであり、譲渡された資産は当社が破産した場合でも当社のその他資産とは統合されないことが記載されていなければなりません。

金融資産の一部譲渡が売却とみなされるためには、譲渡部分が参加持分の定義を満たさなければなりません。参加持分は金融資産全体に対する比例持分を示す必要があり、すべてのキャッシュ・フローは同じ支払順位で比例割合に応じて分配される必要があり、その他の参加持分保有者の持分に劣後する譲渡資産の参加持分があってはならず、すべての参加持分保有者が同意しない限り、いかなる当事者も金融資産全体を担保に差し入れる権利または交換する権利を有してはなりません。これらの要件を満たさない場合には、当該譲渡は有担保借入として会計処理されます。

詳細については連結財務諸表注記21をご参照ください。

リスク管理活動 ヘッジ目的で利用されるデリバティブ

当社はトレーディング活動以外での市場の変動に対するエクスポージャーを管理するため、資産および負債の構成を直接、または金利スワップ、金利先物、金利先渡契約やオプション購入を含むデリバティブ商品および外国為替契約を利用することで間接的に、変更しています。これらのエンドユーザーとして使用しているデリバティブ契約は、「トレーディング勘定資産」および「トレーディング勘定負債」に公正価値で計上されています。

当社のヘッジおよびデリバティブ活動の詳細については、連結財務諸表注記22をご参照ください。

金融商品に固有の信用リスク

シティは、金融商品の公正価値オプションに従って負債を公正価値で測定することを選択している場合に、当該負債の公正価値の変動合計のうち、当該商品に固有の信用リスクの変動から生じる部分をその他包括利益累計額（以下「AOCI」といいます。）に別途表示しています。このため、公正価値オプションが選択された負債の公正価値の変動のうちシティグループ自身のクレジット・スプレッドの変動に関連する部分は、AOCIに表示されています。

従業員福利費

従業員福利費には、年金制度およびその他の退職後給付制度に関して（発生主義により認識する）当期の勤務費用、その他の従業員福利制度に基づく拠出金および非制限報奨費用、制限株式報奨費用の償却費、およびその他の従業員福利費を含んでいます。最も重要な年金および退職後給付制度（以下「重要な制度」といいます。）について、シティグループは、制度債務、制度資産および制度期間費用を年1回ではなく四半期ごとに測定し、開示しています。重要な制度の債務および資産を四半期ベースで制度の数理上の仮定を更新することにより再測定した影響は、「その他包括利益（損失）累計額」および制度期間費用に反映されます。その他すべての制度（以下「その他すべての制度」といいます。）は年1回再測定されます。連結財務諸表注記8をご参照ください。

株式に基づく報酬

当社は必要な勤務期間にわたり、ストック・オプションに関する報酬費用を、通常、当該金融商品の付与日における公正価値に基づいて測定し、当該公正価値から実際の失効分を発生時に控除した金額で認識しています。特定の年齢および勤続年数の要件を満たす従業員（退職適格従業員）に対して付与された報奨に関連する報酬費用は、現金インセンティブ報酬の未払計上と同じ方法で付与日の前年度に未払計上しています。業績条件または一定の報酬返還制度条項が付された特定の株式報奨には価格変動会計が適用され、これに従い、関連する報酬費用はシティグループの普通株式の価格変動に応じて変動します。連結財務諸表注記7をご参照ください。

法人税等

当社には、米国、各州および地方自治体の法人税法、ならびに当社が業務を行っている米国外の管轄区域における法人税法が適用されます。これらの税法は複雑であり、納税者と関連する税務当局によって異なる法解釈が行われることがあります。未払法人税を設定する場合、当社はこれらの税法に関して判断と解釈を行わなければなりません。さらに当社は、将来において特定項目が国内外を問わず様々な税法域において課税所得に影響を及ぼす時期について見積りを行わなければなりません。

税法の解釈に係る議論については、様々な税法域の裁判制度による再審理と裁決の対象となることがあり、または税務調査もしくは監査時に税務当局との間で和解することがあります。当社は、法人税等に係る利息および課徴金を「法人税等」の構成部分として処理しています。

繰延税金は、現行の税法および税率に基づき、財務諸表上または税務申告書上に認識された事象の将来の税効果に対して計上されます。繰延税金資産は、実現の可能性が50%超であるかどうかに関する経営陣の判断に基づき認識されます。ASC 740「法人税」は、不確実な税務ポジションについて維持すべき未払法人税の適正水準を決定するための一貫した枠組みについて規定しています。当該解釈指針が採用している2段階のアプローチでは、申告内容が認められる可能性が50%超である場合に税務便益が認識されます。その上で、金額は50%超の可能性で実現する税務便益の最大額で測定されます。ASC 740は事業体の未払法人税の透明性を高めるために開示規定も定めています。

当社の法人税等、ならびに関連する税金資産および負債に関する詳細については、連結財務諸表注記9をご参照ください。

手数料、引受けおよび自己勘定取引

役務収益および手数料は、稼得時に利益に認識されます。引受収益は通常、取引クロージング時に利益に認識されます。「自己勘定取引」収益は、約定日基準で利益に認識されます。当社の「役務収益および手数料」に関する収益認識方針については連結財務諸表注記5を、「自己勘定取引」収益の詳細については連結財務諸表注記6をご参照ください。

1株当たり利益

1株当たり利益(以下「EPS」といいます。)は、優先株式配当控除後で計算されています。当社は、参加証券とみなされる配当請求権付の制限株式報奨および繰延株式報奨を付与しており、参加証券は普通株式以外の区分と類似しています。したがって、シティグループの利益の一部はEPSの算定においてこれらの参加証券に配分されています。

「基本1株当たり利益」は、配当および未分配利益を参加証券に配分した後の普通株式に対応する利益を当該期間の加重平均普通株式数で除して計算されています。「希薄化後1株当たり利益」は、普通株式を発行する有価証券またはその他の契約が行使された場合に起こる潜在的希薄化を反映しています。当該計算には、一部の利益を参加証券に配分した後の利益が使用されており、当社のストック・オプションおよびワラント、ならびに転換社債の加重平均希薄化効果が考慮されています。逆希薄化効果をもたらすオプションおよびワラントは、EPSの算定において考慮されていません。

見積りの利用

経営陣には、連結財務諸表および関連する連結財務諸表注記の開示に影響を与える見積りと仮定を行うことが求められています。このような見積りは、特定の公正価値による測定に関連して利用されます。公正価値の決定に利用した見積りに関する詳細については、連結財務諸表注記24をご参照ください。さらに、一時的でない減損、のれんおよびその他の無形資産の減損、信用関連エクスポージャーから生じる可能性のある潜在的損失、および訴訟や法的手続に関連する見積可能な予想損失に対する引当金の金額を決定する際、ならびに法人税等の金額を決定する際にも重要な見積りが行われています。ただし、経営陣による最善の判断にかかわらず、実際の金額または結果はこれらの見積りと異なることがあります。

キャッシュ・フロー

現金同等物は、「現金および銀行預け金」ならびにほぼすべての「銀行預け金」に含まれる金額として定義されています。リスク管理活動からのキャッシュ・フローは、関連する資産および負債と同じ区分に分類されています。

関連当事者間取引

当社は、特定の子会社および関連会社との間で関連当事者間取引を行っています。これらの取引は主に短期的なもので、現金勘定、有担保金融取引、証拠金取引勘定、デリバティブ取引、業務支援報酬、ならびに資金の借入および貸出を含み、通常の業務において行われています。

会計方針の変更

リース会計

2016年2月に、FASBはASU第2016-02号「リース(トピック842)」を公表しました。当該基準は、リース取引に関する会計処理の透明性および比較可能性を高めることを目的とするものです。このASUは、借り手がオペレーティング・リースに係る負債および対応する使用权(以下「ROU」といいます。)資産を貸借対照表に認識することを求めており、また、リース契約に関する主要な情報について定量的および定性的な開示も求めています。ファイナンス・リースに関する借り手の会計処理および貸し手の会計処理については、概ね変更はありません。

当社は、2019年1月1日より当該ASUを将来に向かって適用しました。適用時に、シティは、オペレーティング・リースの借り手として、将来支払リース料に関連するリース負債および対応するROU資産約44億ドルを連結貸借対照表に認識しました。さらに、当社は、過年度に繰り延べたセール・アンド・リースバック取引に係る利益の認識による累積的影響額151百万ドルを「利益剰余金」の増加として計上しました。当該ASUの適用は、連結損益計算書には重要な影響を及ぼしませんでした。詳細については注記14および注記26をご参照ください。

当社は、リース契約におけるリース要素と非リース要素を分離しないことを選択し、両者を単一のリース要素として会計処理を行っています。また、シティは、リース期間が12ヶ月以内で、シティによる行使が合理的に確実な購入オプションが組み込まれていない短期リースを、ROU資産として計上しないことを選択しました。短期リースの費用は、リース期間にわたって定額法により連結損益計算書に認識されます。加えて、シティは、ほぼ同一の契約条件を有する一定の設備リースを会計処理するにあたり、ポートフォリオ・アプローチを適用しています。

借り手の会計処理

オペレーティング・リースのROU資産およびリース負債は、それぞれ連結貸借対照表の「その他資産」および「その他負債」に含まれており、ファイナンス・リースの資産および負債は、それぞれ連結貸借対照表の「その他資産」および「長期債務」に含まれています。当社は、リース期間を考慮に入れた追加借入利率を使用してリース負債を算定しています。当該リース負債は、将来支払リース料の現在価値で測定されます。ROU資産は、当初、リース負債の金額に前払リース料およびその他の当初直接費用を加算した額から、残存するリース・インセンティブおよび未払リース料を控除した額で測定されます。ROU資産は、リース期間中、他の長期資産と同様に減損の対象となります。リース期間は、シティがリースの延長または解約オプションを行使することが合理的に確実かどうかに応じて、当該オプションの対象期間を含んでいます。

貸し手の会計処理

当該ASUに基づく貸し手の会計処理は概ね変更ありません。シティは、電力設備、鉄道車両、船舶および航空機の各資産について貸し手になっており、オペレーティング・リース、直接金融リースおよびレバレッジド・リースを実施しています。直接金融リースとレバレッジド・リースでは、シティはリース資産の認識を中止し、リース開始時にリースファイナンス債権を「貸出金」に計上します。リース終了時にシティが資産に対する支配を獲得することがありますが、その場合、当該資産は連結貸借対照表の「その他資産」に計上され、当該資産の残存価値に対する未収債権の認識が中止されます。当該ASUにおいて、レバレッジド・リースの会計処理に関する規定は削除されていますが、レバレッジ対象のリースが終了または条件変更されるまで継続して適用することができます。条件変更後のリースは、当該ASUに従って、オペレーティング・リース、直接金融リースまたは販売型リースに分類する必要があります。

これとは別に、不動産資産の管理の一環として、シティは、余剰不動産をオペレーティング・リース契約により転貸しています。

SEC職員会計公報第118号

2017年12月22日、SECは職員会計公報（以下「SAB」といいます。）118を公表しました。当該公報は、米国減税および雇用法（以下「米国税制改革法」といいます。）の制定により生じる税法改正に関する会計処理を定めたものです。SAB 118は、事業体が、米国税制改革法が制定された期間に係る自社の財務諸表を公表する時点で、同法の特定の税効果についてASC 740に基づく会計処理を完了できていない項目（以下「暫定項目」といいます。）がある場合に適用される指針を定めています。シティは、2017年度第4四半期の米国税制改革法関連費用226億ドルの一部として計上されたいくつかの暫定項目を開示しました。

シティは、2018年度第4四半期中に、SAB 118に基づく米国税制改革法に関する会計処理を完了し、SAB 118に従い暫定額としてみなされた額に関連する一度限りの現金支出を伴わない税務便益94百万ドルを「本事業、本社業務/その他」に計上しました。暫定額の調整は、シティの米国外支店に関する外国税額控除（以下「FTC」といいます。）の繰越分および米国に残存する繰延税金資産（以下「DTA」といいます。）に対する評価性引当金の減少に関連する12億ドルの便益で構成されており、この便益は、「テリトリアル課税方式」への変更の影響に関連する2億ドルの追加費用および米国外子会社の留保利益のみなし配当の影響に関連する9億ドルの追加費用との相殺後の額となっています。

またシティは、グローバル無形資産低課税所得（以下「GILTI」といいます。）に対する税金を発生時に会計処理する方針も選択しています。

収益認識

2014年5月に、FASBはASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」（以下「収益認識」といいます。）を公表しました。当該基準では、事業体が顧客との契約から生じる収益の会計処理を行う際に使用する単一の包括的なモデルについて概要を説明しています。この収益モデルの基本原則は、事業体が、当該商品またはサービスの顧客への移転を描写するよう、これらの商品またはサービスと引き換えに権利を得ると予想される対価を反映した金額で収益を認識することです。このASUでは、約定済みの商品またはサービスを契約における履行義務と規定しています。

この指針は、GAAPにおける収益認識に関する既存の指針のほとんどと置き換わることとなりますが、このASUは金融商品に適用されないため、当社の収益（純利息収益、貸出手数料、売却益および時価会計を含みません。）の大部分に影響を与えません。

新収益認識基準に準拠して、シティは、顧客との契約に関連した特定の履行義務（以下「約定済みのサービス」といいます。）を識別し、当該履行義務の充足時期（履行義務の規定内容により、一時点である場合もあれば、一定期間である場合もあります。）を判断しています。また、顧客との契約には、取引価格（固定額の対価および/または変動する可能性のある対価（以下「変動対価」といいます。）からなります。）も含まれており、履行義務が充足された時点で、または充足されるのに応じて事業体が権利を得ることとなると予想される対価の金額（第三者に代わって回収する金額（取引税を含みます。）を除きます。）と規定されます。履行義務が充足された一時点で認識される金額は、一部が変動対価に基づく場合の当該履行義務に関連した最終取引価格と異なることがあります。例として、一部の対価が、契約締結時には未知である顧客の月末残高または市場価額に基づく場合が該当します。取引価格に残額が生じる場合は、変動対価が確定可能になった時点で認識されます。また、履行義務が将来の一時点で充足されるとみなされる取引もあります。このような場合、シティは履行義務の完了時にのみ認識される収益を貸借対照表上で繰り延べます。

さらに、新収益認識基準は、収益を当事者として総額表示とするか、代理人として純額表示にするかに関する指針を明確にしています。シティでは多くの場合、履行義務の構成要素を第三者に外部委託しています。当社は、こうした取引の大部分において、当事者となっていると判断し、当該第三者への支払額を総額で営業費用に表示しています。

当社は、2018年1月1日付でこの基準を遡及適用しました。これにより、シティが契約の当事者である場合の第三者への支払額を「営業費用」に報告する必要がありました。適用に伴い、2019年および2018年12月31日に終了した各事業年度の収益と費用が共に約10億ドル増加し、これより前の期間においても同様の金額となりました。適用前のこれら費用の金額は、収益の控除項目として主に「役務収益および手数料」と「管理手数料およびその他信託手数料」収益の中で報告されていました。したがって、過年度は、新たな表示方法と一致させるために組替が行われています。

「役務収益および手数料」と「管理手数料およびその他信託手数料」に関する当社の収益認識方針の説明については、当連結財務諸表注記5をご参照ください。

グループ企業間取引による資産の譲渡が法人税等に及ぼす影響

2016年10月に、FASBはASU第2016-16号「法人所得税 - 棚卸資産以外の資産のグループ内の移転」を公表しました。当該基準は、事業体がグループ内の棚卸資産以外の資産の移転によって生じる法人税等の影響を移転の発生時に認識することを求めています。このASUは2018年1月1日に発効し、同日より適用されました。この基準の適用による影響額は、DTAの増加約300百万ドル、「利益剰余金」の減少約80百万ドルおよび前払税金の減少約380百万ドルでした。

事業の定義の明確化

2017年1月に、FASBはASU第2017-01号「企業結合（トピック805）：事業の定義の明確化」を公表しました。事業の定義は、多くの会計領域（取得、処分、のれんおよび連結など）に直接および間接的に影響を及ぼします。このASUでは、第1段階として定量的スクリーニングを導入することによって事業の定義を狭めており、この段階で、取得した総資産の公正価値の実質的にすべてが、1つの識別可能資産または類似の識別可能資産のグループに集中している場合、移転された一連の資産および業務は事業ではないとみなされます。その一連の資産が定量的スクリーニングによって明確化されない場合、事業体はその後、その一連の資産が要件を満たしているかを評価しますが、その要件は、事業には、少なくとも、アウトプットを創出する能力にともに大きく寄与するインプットと実質的なプロセスが含まれているかというものです。

シティは、このASUを、その発効日である2018年1月1日に将来に向かって適用しました。このASUの影響は、シティによる取得および処分の活動によって異なる見込みです。事業として適格な取引の数が減れば、「のれん」の当初認識額が減少するだけでなく、処分に割り当てられるのれんも減少する可能性があります。2018年度中においてこのASUの適用に伴う影響はありませんでした。

年金および退職後（給付）費用に関する会計処理の変更

2017年3月に、FASBはASU第2017-07号「報酬 - 退職給付（トピック715）：正味期間年金費用および正味期間退職後給付費用の表示の改善」を公表しました。このASUは、正味給付費用の損益計算書上の表示を変更するものであり、これまでのシティの年次財務諸表および中間財務諸表に表示した各期間における当社の財務諸表を修正再表示する必要があります。この表示上の変更は2018年1月1日に開始する事業年度および期中の期間から適用されました。このASUは、正味給付費用の構成要素のうち、勤務費用部分のみを損益計算書上の「報酬および福利費」の項目に含めるよう求めています。正味給付費用のその他の構成要素は「報酬および福利費」以外の項目に表示する必要があり、「その他の営業費用」に表示されています。これらいずれの損益計算書項目も「営業費用」の一部であることから、「営業費用」合計および「当期利益」に変動はありません。この表示上の変更は損益計算書の「報酬および福利費」ならびに「その他の営業費用」に重大な影響を及ぼさず、将来に向かって適用されました。正味給付費用の構成要素は、連結財務諸表注記8に開示されています。

また、この基準は、内部開発ソフトウェアや建設仮勘定、貸出金の組成費用などの様々な活動に関連して従業員費用が資産計上される場合に、資産計上の対象となる正味給付費用の構成要素も変更しています。2018年1月1日から将来に向かって、正味給付費用の構成要素のうち勤務費用のみが資産計上可能となります。現存する資産計上残高は影響を受けません。資産計上の対象となる金額の変動は、当社の連結財務諸表および関連の開示に重大な影響を及ぼしません。

ヘッジ

2017年8月に、FASBはASU第2017-12号「ヘッジ活動に関する会計処理の限定的改善」を公表しました。この基準は、適格ヘッジ関係の指定および測定に関する指針ならびにヘッジ実績の表示方法を変更することにより、事業体のリスク管理活動とヘッジ関係の財務報告との整合性を高めるものです。このASUは、ヘッジ手段の公正価値の変動をヘッジ対象と同じ損益計算書項目に表示するよう求めるとともに、開示の拡充も求めています。シティでは2018年1月1日付でこの基準を適用し、同基準適用時に一度限りの振替として容認されているとおり、約40億ドルの早期償還可能なモーゲージ・バック証券および地方債を満期保有目的から売却可能のカテゴリーに振替えました。これは、当該資産がラスト・オブ・レイヤー法によるヘッジ戦略においてヘッジ対象として適格とみなされたためです。期首「利益剰余金」への影響は重要ではありませんでした。詳細については、当連結財務諸表注記19をご参照ください。

キャッシュ・フロー計算書

2016年11月に、FASBはASU第2016-18号「制限付現金」を公表しました。このASUは、連結キャッシュ・フロー計算書上で期首合計から期末合計へ調整を行う際、現金、現金同等物、さらに一般的に制限付現金または制限付現金同等物（以下「制限付現金」といいます。）と呼ばれるものの金額を表示するよう企業に求めています。このASUの適用に伴い、シティグループでは、現金および現金同等物の定義にすべての「現金および銀行預け金」ならびにほぼすべての「銀行預け金」を含めるよう変更しました。当社は2018年1月1日付でこのASUを遡及適用し、その結果2017年12月31日に終了した事業年度の連結キャッシュ・フロー計算書の「継続事業の投資活動から生じた正味資金」が193億ドル増加しました。

その他包括利益累計額からの特定の税効果の振替え

2018年2月14日、FASBIは、ASU第2018-02号「その他の包括利益累計額からの特定の税効果の振替え」を公表しました。このASUは、過去にAOCIに計上された繰延税金のうち、米国税制改革法において新たに制定された法人税率の結果、現行の連邦法人税率である21%を上回る部分、ならびに米国税制改革法の適用に関係するその他の取り残された税額のうち、シティが振替えを選択した部分について、AOCIから「利益剰余金」に振替えることを認めるものです。このASUは、SAB 118に基づく計上額の変更の結果、その後の期間において振替額を調整することを認めています。シティは、2017年12月31日にこのASUを早期適用することを選択したため、一度限りの米国税制改革法関連費用に係る影響が認識された期間にのみ適用されました。AOCIに計上された繰延税金のうち、現行の連邦法人税率を上回る部分の振替えの他、シティは、AOCIに計上されている金額のうち、米国税制改革法の適用に関連するテリトリアル課税制度への移行の影響に関連する部分についても、ポートフォリオ法を用いて振替えました。

このASUの適用による影響により、2017年12月31日現在、AOCIから「利益剰余金」への振替えに伴い「利益剰余金」が33億ドル増加しました。

購入した繰上償還可能負債性証券のプレミアム部分の償却

2017年3月に、FASBIはASU第2017-08号「債権 - 払戻不能の手数料およびその他の費用（サブトピック310-20）：購入した繰上償還可能な負債性証券のプレミアム部分の償却」を公表しました。当該ASUは、割増価格で保有した一部の購入した繰上償還可能な負債性証券の償却期間を修正するものです。このASUでは、負債性証券に確定した、または確定可能な償還日および償還価格がある場合、最初の償還日までに当該負債性証券に係るプレミアム部分を償却することが事業体に求められています。このASUの適用範囲には、購入プレミアムや公正価値ヘッジの累積調整額など、会計上のあらゆるプレミアムが含まれます。ディスカウントに関する会計処理に変更はなく、ディスカウントは引き続き証券の契約期間にわたって認識されます。

シティでは2017年1月1日付で、2017年度第2四半期よりこのASUを早期適用しました。このASUは修正遡及法により適用され、適用年度における「利益剰余金」の期首残高に対して累積的影響額の調整が行われます。このASUの適用は主に、繰上償還可能な州および地方債のシティの売却可能および満期保有目的ポートフォリオに影響を及ぼしました。このASUの適用により、2017年1月1日現在、株主持分合計額が純額で156百万ドル（税引後）減少しました。この金額は、購入プレミアムの追加償却とこれら繰上償還可能負債証券の公正価値ヘッジにより生じたヘッジ調整累計額による「利益剰余金」の約660百万ドルの減少で構成され、売却可能負債証券の公正価値ヘッジの調整累計額が「利益剰余金」に振替えられたことによるAOCIの504百万ドルの増加により相殺されました。

公正価値測定

2018年8月に、FASBはASU第2018-13号「公正価値測定（トピック820）：開示フレームワーク - 公正価値測定に関する開示要件の修正」を公表しました。この修正により、公正価値測定に関する特定の開示要件が変更されます。この修正は2020年1月1日より適用されましたが、早期適用も認められています。当社は2019年12月31日付でこのASU全体を早期適用しましたが、この適用は当社に重大な影響を及ぼしませんでした。

将来の会計方針の変更

金融商品に関する信用損失の会計方針

概要

2016年6月、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」といいます。）は、ASU第2016-13号「金融商品 - 信用損失（トピック326）」を公表しました。このASUは、新たな信用損失モデルである現在予想信用損失（以下「CECL」といいます。）モデルを導入しており、このモデルでは、信用リスクに関する情報の透明性をより高めつつ信用損失をより早期に認識することを求めています。シティは2020年1月1日にこのASUを適用したため、下記のとおり、2020年1月1日におけるシティの「貸倒引当金」は増加し、期首の「利益剰余金」（繰延税金考慮後）は減少しました。

CECLモデルは、貸出金、満期保有目的負債証券、償却原価で測定される債権およびその他金融資産の残存期間にわたって発生することが見込まれる「予想信用損失」を、これら金融資産の組成時または取得時に認識しなければならないという測定原則に基づいています。貸倒引当金は、該当金融資産の残存期間にわたって発生することが見込まれる予想信用損失の変動を反映するために、各期に調整が行われます。CECLモデルは、米国GAAPに基づく旧モデルとは大きく異なっており、現在用いられている複数の旧減損モデル（通常は損失の発生時に認識を要求するモデル）の後継モデルとなります。貸出金またはその他金融資産の残存期間中にCECLモデルを適用すると、通常は、信用損失引当金や関連する貸倒引当金が、米国GAAPに基づく旧モデルの適用時よりも早期に認識される結果となります。売却可能負債証券については、公正価値が原価を下回っており、シティが満期まで保有する意思を有しているか売却を必要とする可能性が50%以下である証券の場合、信用関連減損があれば、この減損は貸倒引当金を通じて認識され、信用リスクの変動を反映するため各期に調整が行われず。

CECLモデルへの移行日（初日）である2020年1月1日に生じた影響

CECLモデルが予想信用損失に及ぼす影響には、特に、経済の現状、マクロ経済の状況およびシティのポートフォリオに関するシティの見解が反映されています。このASUの適用日である2020年1月1日には、マクロ経済の状況やエクスポージャーに関する同日現在での予想に基づく影響が生じ、シティ全体では「貸倒引当金」が税引前で約41億ドル（または約29%）増加し、「利益剰余金」が税引後で31億ドル減少し、繰延税金資産が10億ドル増加しました。この移行に伴う影響には、（ ）債権の残存期間にわたって発生することが見込まれる予想信用損失を認識しなければならないCECLモデル（損失予想の対象期間は約23ヶ月）の適用により、損失予想の対象期間が米国GAAPに基づく旧予想損失モデル（損失予想の対象期間は約14ヶ月）と比べ長くなったことに伴う影響がクレジットカード債権に及んだことが主な原因で生じた、シティの個人向け貸出金に係る「貸倒引当金」に対する49億ドル（回収額控除後）の繰入れと、（ ）契約満期の精度をより高め、残存期間をより短くしたこと、回収額を盛り込んだこと、またポートフォリオの業界別および地理的区分の増加に基づきより固有の損失実績データを使用することにしたことが主な原因で生じた、主にシティの法人向け貸出金と関係のある正味貸倒引当金における8億ドルの引当金戻入れが反映されています。

CECLモデルの下で認識すべき「貸倒引当金」には、定量的要素と定性的要素があります。シティの「貸倒引当金」の定量的要素はモデルに基づくもので、分類可能な形で管理されている法人向け貸出金ポートフォリオの予想信用損失や割引値を見積る際に、以下に示す定性的要素から導出できる、将来のマクロ経済状況に関する単一の予想を活用しています。合理的かつ裏付け可能な予想期間は、商品ごとに異なります。例えば、シティの個人向けカード債権に係るモデルでは、13四半期を合理的かつ裏付け可能な予想期間とし、それ以降については過去の損失実績に基づく予想に戻す方法を用いていますが、法人向け貸出金に係るモデルでは、9四半期を合理的かつ裏付け可能な予想期間とし、それ以降については3四半期ごとに過去の損失実績に基づく予想に移行する方法を用いています。

シティの「貸倒引当金」の定性的要素については、（ ）別のシナリオとして見込まれる景気後退の可能性や重大性に基づく将来のシナリオの不確実性、（ ）ポートフォリオの集中度や担保の範囲といったポートフォリオの特徴、および（ ）モデル固有の制約や特異的な事象を考慮しています。

のれんの当初認識後の測定

2017年1月に、FASBはASU第2017-04号「無形資産 - のれんおよびその他（トピック350）：のれんの減損テストの簡略化」を公表しました。このASUは、のれんの減損費用を測定するためにのれんの想定公正価値を計算する要件（すなわち、現行減損テストの第2段階）を撤廃して、のれんの当初認識後の測定を簡略化するものです。このASUに基づく減損テストでは、報告単位の公正価値をその簿価と比較（現行テストの第1段階）し、公正価値には満たないものの、当該報告単위에配分されるのれんの合計金額は超えていない額を減損費用とします。この簡略化された1段階の減損テストは、すべての報告単位（その簿価がゼロまたはマイナスである単位を含みます。）を対象に実施されます。

シティは2020年1月1日にこのASUを将来に向かって適用しました。このASUがもたらす影響は、シティの報告単位の業績や各報告単位の今後の公正価値に影響を及ぼす市況に応じて変化する見込みです。

2. 非継続事業および重要な処分

非継続事業の要約

当社の「非継続事業」は、2013年度のブラジルのクレジットカード事業の売却、2011年度のエッグ・バンキング・ピーエルシー・クレジットカード事業の売却および2008年度のドイツのリテール・バンキング事業の売却に関連する残存活動で構成されています。「非継続事業」の業績はすべて、「本社事項、本社業務 / その他」に計上されています。

以下は、すべての「非継続事業」に関する財務情報を要約したものです。

（単位：百万ドル）	2019年	2018年	2017年
支払利息控除後収益合計	\$	\$	\$
非継続事業からの損失	\$ (31)	\$ (26)	\$ (104)
法人税等（便益）	(27)	(18)	7
非継続事業からの損失（税引後）	\$ (4)	\$ (8)	\$ (111)

「非継続事業」からのキャッシュ・フローは、表示されている全期間において重要ではありませんでした。

重要な処分

2019年度中に重要な処分はありませんでした。下記の取引は、2018年度および2017年度における重要な処分として識別されています。

メキシコの資産運用事業の売却

2018年9月21日、シティは、「ラテンアメリカGCB」の一部であるメキシコの資産運用事業の売却を完了しました。この売却の一環として、シティは、合計137百万ドルの資産および合計41百万ドルの負債の認識を中止しました。この取引により、税引前で約250百万ドル（税引後では約150百万ドル）の売却益が生じ、2018年度の「その他収益」に計上されました。またシティとこの買手は、10年間のサービス・フレームワーク契約（定期的に支払われる手数料と引き換えにシティがディストリビューターとして活動するという内容の契約）を締結しました。

税引前売却益を除いた売却事業の税引前利益は、以下のとおりです。

（単位：百万ドル）	2019年	2018年	2017年
税引前利益	\$	\$ 123	\$ 164

債券分析・指数事業の売却

2017年8月31日、シティは、「インスティテューショナル・クライアント・グループ（ICG）」内の「マーケット&セキュリティーズ・サービス」の一部であった債券分析事業および債券指数事業の売却を完了しました。この売却の一環として、シティは、72百万ドルののれんを含め、合計112百万ドルの資産の認識を中止し、18百万ドルの負債の認識を中止しました。この取引により、税引前で約580百万ドル（税引後では355百万ドル）の売却益が生じ、2017年度にICGの「その他収益」に計上されました。

税引前売却益を除いた売却事業の税引前利益は、重要ではありませんでした。

米国での抵当貸付サービシング事業からの撤退

シティグループは、2017年度第1四半期に、米国での直接的な抵当貸付サービシング事業から事実上撤退するための契約を締結しました。この撤退には、抵当貸付サービシング権の売却ならびにシティが所有する残りの貸出金および特定のその他の抵当貸付サービシング権に対するサブサービシング契約の締結が含まれています。この取引の一環として、シティは一部従業員の転籍も実施しました。

この取引（「本社事項、本社業務/その他」の一部を構成）により、税引前で331百万ドル（税引後で207百万ドル）の損失が生じ、2017年度に「その他収益」に計上されました。売却損には、2017年度に主として「営業費用」に計上された、処分事業に係る特定のその他の費用および手数料は含まれておらず、これらの費用と合算すると合計382百万ドルの税引前損失となりました。この売却を受け、シティは、1,046百万ドルの「抵当貸付サービシング権」を含む合計1,162百万ドルのサービシング関連資産（ファニーメイおよびフレディマックが保有する約750,000件の貸出金（残高約930億ドル）に関連）の認識を中止しました。

売却損と追加手数料を除き、処分事業の税引前利益は重要ではありませんでした。

シティファイナンシャル・カナダの個人金融事業の売却

2017年3月31日、シティは、「本社事項、本社業務/その他」の一部であったシティファイナンシャル・カナダ(以下「シティファイナンシャル」といいます。)の売却を完了しました。当該事業には、リテール支店220店舗と従業員約1,400名が含まれていました。この売却を受け、シティは、17億ドル(貸倒引当金控除後)の個人向け貸出金を含む合計約19億ドルの資産と、取引完了時に清算されたグループ会社間の資金調達に関連した合計約15億ドルの負債の認識を中止しました。シティファイナンシャルの売却により、税引前で約350百万ドル(税引後では178百万ドル)の売却益が発生し、2017年度に「その他収益」に計上されました。

税引前売却益を除いた売却事業の税引前利益は、以下のとおりです。

(単位:百万ドル)	2019年	2018年	2017年
税引前利益	\$	\$	\$ 41

3. 事業セグメント情報

シティグループの事業活動は「グローバル個人金融(GCB)」と「インスティテューショナル・クライアント・グループ(ICG)」の部門を通じて行われています。さらに、「本社事項、本社業務/その他」には、特定の事業セグメントに割り当てられていない事業活動のほか、「北米」の特定の貸出金ポートフォリオ、非継続事業ならびにその他レガシー資産が含まれています。

事業セグメントは提供する商品およびサービスまたは提供相手である顧客のタイプに基づいて決定されており、そのうちで非中核と識別されたものは「本社事項、本社業務/その他」に計上されています。また、事業における意思決定を行うための財務情報を経営陣が現在どのように評価しているかも反映しています。

GCBにはグローバルに展開する個人向け総合サービス網が含まれ、現地の支店網、事務所および電子決済システムを通じて広範にわたる銀行業務、クレジットカード融資業務および投資サービスを提供しており、「北米」、「ラテンアメリカ」および「アジア」(「ヨーロッパ・中東・アフリカ」諸国における個人向け銀行業務を含みます。)の3つのGCB事業で構成されています。

ICGは、「銀行業務」および「マーケティング&セキュリティーズ・サービス」で構成され、98の国と地域の企業、機関、公共部門および富裕層顧客に対し、広範囲な銀行業務、ならびに金融商品およびサービスを提供しています。

「本社事項、本社業務/その他」には、全社機能の特定の未配分費用、その他の本社費用および正味の資金繰り実績、未配分本社経費、特定項目の組替および相殺消去のための調整項目、「北米」の特定のレガシー貸出金ポートフォリオの業績、非継続事業ならびに未配分法人税が含まれています。

これらの報告すべきセグメントの会計方針は、連結財務諸表注記1に開示されている会計方針と同じです。

過年度の残高は、全期間の表示を当期の表示と一致させるために組替えられています。2019年度中に、財務データは、以下の内容を反映するよう組替えられました。

- ・ これまでは「北米」、「ラテンアメリカ」および「アジア」のGCB事業の一部として報告されていたシティのコマーシャル・バンキング業務（期末の貸出金および預金残高である約280億ドルおよび約370億ドルを含みます。）が、表示されている全期間についてICGに報告されていること。
- ・ 特定の費用を「本社事項、本社業務/その他」、GCB、ICG間で再配分。
- ・ その他一部の重要性の乏しい組替。

上述の変更および組替の後も、シティのフォーム10-Kによる2018年度年次報告書に計上されている「当期利益（損失）」は、表示されている全期間において変動していません。

次表は当社の継続事業に関する特定の情報をセグメント別に表示するものです。

	支払利息控除後収益 ⁽¹⁾			法人税等（便益） ⁽²⁾			継続事業からの利益 （損失） ⁽²⁾⁽³⁾			識別可能資産 期末残高	
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
（単位：百万ドル（ただし、識別可能資産は十億ドル））											
グローバル個人金融部門	\$32,971	\$32,339	\$31,445	\$ 1,746	\$ 1,689	\$ 3,067	\$ 5,702	\$ 5,309	\$ 3,542	\$ 407	\$ 388
インスティテューショナル・クライアント・グループ	39,301	38,325	37,822	3,570	3,756	7,241	12,944	12,574	9,375	1,447	1,438
本社事項、本社業務/その他	2,014	2,190	3,177	(886)	(88)	19,080	825	205	(19,544)	97	91
合計	\$74,286	\$72,854	\$72,444	\$ 4,430	\$ 5,357	\$29,388	\$19,471	\$18,088	\$(6,627)	\$1,951	\$1,917

(1) 2019年度、2018年度および2017年度の支払利息控除後収益合計（「本社事項、本社業務/その他」は除きます。）として、「北米」でそれぞれ339億ドル、334億ドルおよび341億ドル、「ヨーロッパ・中東・アフリカ」でそれぞれ120億ドル、118億ドルおよび109億ドル、「ラテンアメリカ」でそれぞれ104億ドル、103億ドルおよび96億ドル、「アジア」でそれぞれ160億ドル、153億ドルおよび146億ドルが含まれています。各地域の金額には、主に米国内で事業を運営している「本社事項、本社業務/その他」は含まれていません。

(2) 「本社事項、本社業務/その他」、GCBおよびICGの2017年度の業績には、米国税制改革法の一度限りの影響額が含まれています。

(3) 2019年度、2018年度および2017年度の貸倒引当金ならびに給付および請求に対する引当（税引前）として、GCBの業績でそれぞれ79億ドル、76億ドルおよび76億ドル、ICGの業績でそれぞれ563百万ドル、215百万ドルおよび19百万ドル、「本社事項、本社業務/その他」の業績でそれぞれ(75)百万ドル、(202)百万ドルおよび(175)百万ドルが含まれています。

4. 受取利息および支払利息

「受取利息」および「支払利息」の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2019年	2018年	2017年
受取利息			
貸出金利息および貸出手数料	\$47,751	\$45,682	\$41,736
銀行預け金	2,682	2,203	1,635
借入有価証券および売戻条件付買入有価証券	6,872	5,492	3,249
投資（配当金を含む。）	9,860	9,494	8,295
トレーディング勘定資産 ⁽¹⁾	7,672	6,284	5,501
その他利息	1,673	1,673	1,163
受取利息合計	\$76,510	\$70,828	\$61,579
支払利息			
預金 ⁽²⁾	\$12,633	\$ 9,616	\$ 6,587
貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券	6,263	4,889	2,661
トレーディング勘定負債 ⁽¹⁾	1,308	1,001	638
短期借入金	2,465	2,209	1,059
長期債務	6,494	6,551	5,573
支払利息合計	\$29,163	\$24,266	\$16,518
純利息収益	\$47,347	\$46,562	\$45,061
貸倒引当金繰入額	8,218	7,354	7,503
貸倒引当金控除後の純利息収益	\$39,129	\$39,208	\$37,558

(1) 「トレーディング勘定負債」に係る支払利息は、「トレーディング勘定資産」の受取利息から控除されています。

(2) 預金保険費用および手数料が、2019年度、2018年度および2017年度において、それぞれ781百万ドル、1,182百万ドルおよび1,249百万ドル含まれています。

5. 役務収益および手数料ならびに管理手数料およびその他信託手数料

役務収益および手数料

シティの「役務収益および手数料」の主要な構成要素は、投資銀行報酬、ブローカレッジ手数料、クレジットカードおよび銀行カード手数料収入ならびに預金関連手数料です。

投資銀行業務報酬は、主に引受サービス手数料およびアドバイザー収益で構成されています。当該収益は契約条件に基づいてシティグループのサービスが完了した時点で認識されますが、これは通常、取引終了時点になります。これらの取引に関連する立替経費は収益として計上され、投資銀行業務報酬に含まれます。アドバイザー契約において、シティは取引のクローリング前に金額を受け取る場合があります。こうしたケースでは、受け取った金額は負債として認識され、取引が完了するまで収益に認識されません。表示期間における契約上の債務額は僅少でした。

引受業務に関連する現金払い経費は繰り延べられ、関連する収益が認識された時点で認識されますが、アドバイザー契約に関連する現金払い経費は発生時に費用処理されます。投資銀行業務の取引に関連して発生した費用は通常、取引の完了・未了を問わず、「その他の営業費用」に計上されます。当社はこうした取引の大部分を当事者として行っていると判断したため、当該費用を「その他の営業費用」に総額で表示しています。

ブローカレッジ手数料には主に、取引所および店頭市場における顧客のための取引の実施、ミューチュアル・ファンドおよびその他の年金商品の販売、取引決済のための顧客支援、仲介サービスおよびその他のサービスの提供からの役務収益および手数料が含まれます。ブローカレッジ手数料は、関連するサービスが履行された時点（通常は取引実行日）で「役務収益および手数料」に認識されます。これらの取引による利益または損失があれば、「自己勘定取引」に含まれます（当連結財務諸表注記6をご参照ください。）。一部の投資商品の販売には、原商品に関連した変動対価部分が含まれます。このような場合、商品の販売に伴う収益の一部は、変動対価が確定するまで認識しません。当社は、2019年、2018年および2017年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ485百万ドル、521百万ドルおよび416百万ドルの当該変動対価に関連する収益を認識しました。これらの金額は主に、過年度に充足された履行義務に関連するものです。

クレジットカードおよび銀行カード手数料収入は、主に取引処理手数料（カード発行会社が取扱高に基づき稼得するものです。）および特定のカード手数料（年会費を含みます。）で構成されています。顧客報酬プログラム関連費用およびパートナーへの特定の支払額（主にプログラムの販売、収益性および顧客獲得に基づく支払です。）は、クレジットカードおよび銀行カード手数料収入の減額として計上されます。取引処理手数料は、資金を決済ネットワークに送信するシティの履行義務が充足された場合に日次で稼得されるのに応じて認識されます。年会費（オリジネーション費用控除後）は繰り延べられて12ヶ月間にわたり定額法で償却されます。カード報酬プログラム関連費用は、カード保有者が報酬を獲得した時点で認識されます。パートナーへの支払額は発生時に認識されます。

預金関連手数料は預金口座に係るサービス料およびキャッシュ・マネジメント業務その他の預金口座サービスの履行により稼得した手数料で構成されています。かかる手数料は、関連するサービスが提供された期間に認識されます。

トランザクション・サービス手数料は主に、キャッシュ・マネジメントやグローバル決済、クリアリング・サービス、国際資金振替、およびその他のトレード・サービスで構成されています。かかる手数料は、関連するサービスが充足された時点（通常、顧客がサービスを要求し、シティが当該サービスを提供した時点）で認識されます。

保険販売手数料収入は、第三者である保険会社に代わり保険契約をマーケティングおよび販売した対価として当該会社から稼得した手数料で構成されています。かかる手数料は、関連するサービスが履行された時点（通常、保険契約が保険契約者に販売された時点）で「役務収益および手数料」に認識されます。特定の保険商品の販売には、当該商品に関連する変動対価が一部含まれています。このような場合、保険契約の販売に関連する一部の収益は変動対価が確定可能となるまで認識されません。当社は、2019年、2018年および2017年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ322百万ドル、386百万ドルおよび440百万ドルの当該変動対価に関連する収益を認識しました。これらの金額は主に、過年度に充足された履行義務に関連するものです。

受取保険料は、シティが保険契約者に販売し、保険契約者から引き受けた保険契約からの保険料収入で構成されています。

次表は、「役務収益および手数料」を示しています。

	2019年				2018年			
	ICG	GCB	本事業、 本業務/ その他	合計	ICG	GCB	本事業、 本業務/ その他	合計
(単位：百万ドル)								
投資銀行業務	\$ 3,767	\$	\$	\$ 3,767	\$ 3,568	\$	\$	\$ 3,568
ブローカレッジ手数料	1,771	841		2,612	1,977	815		2,792
クレジットカードおよび銀行カード手数料収入								
取引処理手数料	1,222	8,621		9,843	1,077	8,112	11	9,200
カード関連ローン手数料	60	718		778	63	627	12	702
カード報酬およびパートナーへの支払額	(691)	(8,883)		(9,574)	(504)	(8,253)	(12)	(8,769)
預金関連手数料 ⁽¹⁾	1,048	470		1,518	1,031	572	1	1,604
トランザクション・サービス手数料	824	123		947	733	83	4	820
法人金融 ⁽²⁾	616			616	734			734
保険販売手数料収入	12	524		536	14	565	11	590
受取保険料		186		186		119		119
貸付サービシング業務	78	55	21	154	100	91	37	228
その他	99	261	3	363	116	139	14	269
役務収益および手数料合計⁽³⁾	\$ 8,806	\$ 2,916	\$ 24	\$11,746	\$ 8,909	\$ 2,870	\$ 78	\$11,857

	2017年			
	ICG	GCB	本事業、 本業務/ その他	合計
(単位：百万ドル)				
投資銀行業務	\$ 3,817	\$	\$	\$ 3,817
ブローカレッジ手数料	1,889	826	3	2,718
クレジットカードおよび銀行カード手数料収入				
取引処理手数料	953	7,523	99	8,575
カード関連ローン手数料	53	693	48	794
カード報酬およびパートナーへの支払額	(426)	(7,242)	(57)	(7,725)
預金関連手数料 ⁽¹⁾	1,031	642	14	1,687
トランザクション・サービス手数料	751	78	49	878
法人金融 ⁽²⁾	766			766
保険販売手数料収入	12	562	68	642
受取保険料		122		122
貸付サービシング業務	117	71	95	283
その他	30	90	30	150
役務収益および手数料合計⁽³⁾	\$ 8,993	\$ 3,365	\$ 349	\$12,707

- (1) 当座貸越手数料が、2019年、2018年および2017年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ127百万ドル、128百万ドルおよび135百万ドル含まれています。当座貸越手数料はASC 310に基づいて会計処理されています。
- (2) 主としてローン・シンジケーションの組成および引受または関連する財務活動による手数料から構成されます。当該活動はASC 310に基づいて会計処理されています。
- (3) 「役務収益および手数料」には、ASC 606「顧客との契約から生じる収益」に基づいて会計処理されていないものが2019年、2018年および2017年12月31日に終了した事業年度においてそれぞれ(7,695)百万ドル、(6,853)百万ドルおよび(5,627)百万ドル含まれています。「役務収益および手数料」に計上されている金額のうち、他の指針に従って会計処理されているものには、主にカード関連ローン手数料、カード報酬プログラムおよびパートナーへの特定の支払額、法人金融手数料、受取保険料ならびに貸付サービシング手数料が含まれます。

管理手数料およびその他信託手数料

「管理手数料および信託手数料」からの収益は、主にカストディ手数料および信託手数料で構成されています。

また、カストディ商品は、米ドル建ておよび米ドル建て以外の有価証券の管理、保管および報告に関連する多くのサービスから構成されています。顧客に提供されるサービスには、取引決済、保管、元金・配当金の回収、コーポレートアクションの通知、記録保存および報告、税務報告ならびにキャッシュ・マネジメントが含まれます。これらのサービスは、幅広い種類の有価証券（株式、地方債および社債、モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券、短期金融商品、米国財務省証券および連邦諸機関証券、デリバティブ商品、ミューチュアル・ファンド、オルタナティブ投資商品ならびに貴金属が含まれますが、これに限定されません。）に提供されます。カストディ手数料は、約定した関連サービスが充足されるのに応じてまたは充足された時点（通常、顧客がサービスを要求し、シティが当該サービスを提供した時点）で認識されます。

信託手数料は、信託サービスおよび投資運用サービスで構成されています。エスクロー代理人としてシティは、現金、有価証券、財産（知的財産を含みます。）、契約、あるいはその他の担保など、顧客が預託した資産の受領、保管、サービシングおよび管理を行います。シティは、すべての当事者が合意した指定期間を通じて資金を保管することでエスクロー代理人としての義務を果たしていることから、契約期間にわたって均等に当該収益を稼得します。

投資運用サービスは、シティのリテール顧客および機関投資家の顧客に代わって資産を運用するものです。これらのサービスから生じる収益は主にアドバイザリー口座の資産に基づく手数料から成り、顧客の資産の市場価格に基づいています。当該収益は、市場価格が確定した時点で、月次で認識されます。場合によっては、当社は第三者のアドバイザーや第三者のカストディアンと契約を結ぶことがあります。当社は、こうした取引の大部分において当事者となっていると判断したため、第三者への支払額を「その他の営業費用」に総額で表示しています。

次表は「管理手数料およびその他信託手数料」からの収益を示しています。

	2019年				2018年			
	ICG	GCB	本事業、 本業務/ その他	合計	ICG	GCB	本事業、 本業務/ その他	合計
(単位：百万ドル)								
カストディ手数料	\$ 1,453	\$ 16	\$ 73	\$ 1,542	\$ 1,497	\$ 133	\$ 65	\$ 1,695
信託手数料	647	621	28	1,296	645	597	43	1,285
保証料	558	8	7	573	584	9	7	600
管理手数料およびその他信託手数料合計⁽¹⁾	\$ 2,658	\$ 645	\$ 108	\$ 3,411	\$ 2,726	\$ 739	\$ 115	\$ 3,580

	2017年			
	ICG	GCB	本事業、 本業務/ その他	合計
(単位：百万ドル)				
カストディ手数料	\$ 1,508	\$ 164	\$ 56	\$ 1,728
信託手数料	593	575	91	1,259
保証料	584	5	8	597
管理手数料およびその他信託手数料合計⁽¹⁾	\$ 2,685	\$ 744	\$ 155	\$ 3,584

(1) 「管理手数料およびその他信託手数料」には、ASC 606「顧客との契約から生じる収益」に基づいて会計処理されていないものが2019年、2018年および2017年12月31日に終了した事業年度においてそれぞれ573百万ドル、600百万ドルおよび597百万ドル含まれています。これらの金額は保証料を含みます。

6. 自己勘定取引

シティの「自己勘定取引」の収益は、トレーディング活動による実現・未実現損益から構成されています。トレーディング活動には、主要なリスクに特徴付けられるポートフォリオに基づき管理されている債券、株式、クレジットおよびコモディティ商品、ならびに外国為替取引からの収益が含まれています。次表には、トレーディング活動の収益性において重要な項目であるトレーディング活動に関連する純利息収益の影響は含まれていません。トレーディング活動に関連する純利息収益の情報については、当連結財務諸表注記4をご参照ください。自己勘定取引には、CVA（信用評価調整）、店頭デリバティブのFVA（資金調達評価調整）およびICGの貸出金に係る特定の経済的ヘッジによる利益（損失）が含まれています。これらの調整については、当連結財務諸表注記24に詳細が記載されています。

シティは特定の取引において手数料を負担しており、第三者に支払った当該手数料を営業費用に表示しています。次表は、「自己勘定取引」収益を示しています。

(単位：百万ドル)	2019年	2018年	2017年
金利リスク ⁽¹⁾	\$ 5,990	\$ 5,178	\$ 5,304
外国為替リスク ⁽²⁾	1,650	1,398	2,435
株式リスク ⁽³⁾	872	1,336	525
コモディティ・リスクおよびその他のリスク ⁽⁴⁾	516	669	425
信用商品およびリスク ⁽⁵⁾	(136)	324	251
合計	\$ 8,892	\$ 8,905	\$ 8,940

(1) 政府証券、社債、地方債証券、抵当貸付証券およびその他の債券からの収益を含みます。また、通貨の直物・先物取引、ならびに取引所・店頭取引の通貨オプション、債券オプション、金利スワップ、通貨スワップ、スワップ・オプション、キャップおよびフロア、金融先物、店頭オプションおよび債券先渡契約からの収益を含みます。

(2) 為替の直物、先物、オプションおよびスワップからの収益ならびに為替差損益を含みます。

(3) 普通株式、優先株式、優先転換株式、転換社債、株式連動債、ならびに取引所・店頭取引の株式オプションおよびワラントからの収益を含みます。

(4) 主に、原油、精製石油製品、天然ガスおよびその他のコモディティ取引からの収益を含みます。

(5) 仕組信用商品からの収益を含みます。

7. インセンティブ・プラン

自由裁量による年次インセンティブ報奨

シティグループは、シティグループの全世界の従業員の大部分を対象とした自由裁量による年次インセンティブ報奨の一環として、即時の現金賞与ならびに様々な形式の即時および繰延の報奨を付与しています。株式報酬プログラムの一環としてシティグループが発行する普通株式の大部分は、これらの報奨の株式構成要素の権利確定分に充てるために発行されます。

自由裁量による年次インセンティブ報奨は、通常、前年度の業績に基づき年度の第1四半期に付与されます。100,000米ドル（または現地通貨建同等額）未満の報奨は、全額即時に現金賞与の形で支払われます。シティグループの方針および/または規制要件に沿って、特定の従業員および役員は、インセンティブの支払の繰延が必須とされ、通常、報奨の25%から60%を制限株式もしくは繰延株式、繰延現金株式ユニットまたは繰延現金の組合せで受領します。EU諸国の多くの従業員に対する自由裁量による年次インセンティブ報奨は、報奨合計にかかわらず繰延要件が課せられ、株式支払報奨の形式で即時に付与されたインセンティブの少なくとも50%は、売却または譲渡の制限対象（通常12ヶ月間）となっています。

繰延年次インセンティブ報奨は、1種類以上の報奨のタイプ（シティの資本蓄積プログラム（以下「CAP」といいます。）に基づく制限株式報奨もしくは繰延株式報奨、またはシティの繰延現金報奨制度に基づく繰延現金株式ユニット報奨および/もしくは繰延現金報奨）で付与される場合があります。適用される報奨の組合せは、従業員の最低繰延要件および雇用される国により異なります。

一部の例外（主に退職適格従業員）を除いて、CAP報奨、繰延現金株式ユニット報奨および繰延現金報奨の権利確定には、シティグループで引き続き勤務していることが要件とされます。退職適格従業員およびその他の条件を満たす参加者の退職後の権利確定は通常、シティグループが一定の条件に基づいて雇用関係を中止した場合を除き、残る権利確定期間中にシティグループとの競合を避けることが条件となっています。

通常、繰延報奨は3年間または4年間にわたり均等割り当てにより権利が確定します。権利確定したCAP報奨は、普通株式が引き渡されます。繰延現金報奨は未払現金とされ、適用される規制当局の指針によって禁じられていない限り、名目固定利付とされますが、当該金利は対象元本である報奨額が権利確定した場合にのみ支払われます。繰延現金株式ユニット報奨は、対象株式の権利確定時の価額に相当する現金で支払われます。EU諸国では通常、権利確定したCAP株式は、権利確定後に売却または譲渡の制限対象とされ、権利確定した繰延現金報奨および繰延現金株式ユニットは支払制限の対象（制限期間は通常、報奨の種類に応じた6ヶ月間または12ヶ月間）とされます。

権利未確定のCAP報奨、繰延現金株式ユニット報奨および繰延現金報奨は、重大な不正行為があった場合を含む特定の状況において適用される1つまたは複数の報酬返還制度条項の対象となっています。一部の従業員に付与されたCAP報奨および繰延現金株式ユニット報奨は、計算式による業績連動の権利確定条件の対象とされ、これに従って、権利確定予定日の前暦年における参加者の事業において税引前損失が生じた場合にはその金額に基づき、損失が生じなければ権利確定する予定であった金額が減額されます。CAP報奨および繰延現金株式ユニット報奨については、1ドルでも損失が生じれば少なくとも20%の減額が適用されます。

さらに、繰延現金報奨は、自由裁量による業績連動の権利確定条件の対象となり、従業員が「重大な責任」を負うような「重大な不利な結果」が生じた場合に、権利確定予定の金額が減額されることがあります。これらの報奨は、追加の報酬返還制度条項の対象でもあり、従業員が不正行為もしくは極めて軽率な判断を行った場合、または当該行為を行った従業員に対する監督を怠ったか、上申を怠った者に対して、権利未確定の報奨が取り消されることがあります。

雇用契約時の報奨および長期リテンション報奨

年度を通じた様々なタイミングで、シティの新規雇用促進を目的とした雇用契約時報奨、または能力の高い従業員に対する長期リテンション報奨として、株式報奨および繰延現金報奨の付与が行われます。

これらの報奨に係る権利確定期間およびその他の諸条件は、付与ごとに異なります。権利確定のためには、受領者は通常、死亡、障がい、または解雇（ただし、重大な不正行為による場合を除きます。）を除いて権利確定日まで継続的に勤務している必要があります。これらの報奨では通常、退職適格参加者による退職後権利確定は行われません。

株式報奨未行使残高（権利未確定分）

自由裁量による年次インセンティブまたは雇用契約時の報奨および長期リテンション報奨として付与された権利未確定の株式報奨の状況に関する要約は、以下のとおりです。

権利未確定株式報奨	株式数	付与日の1株当たり 加重平均公正価値
2018年12月31日現在の未確定権利	31,728,596	\$ 57.30
付与 ⁽¹⁾	14,920,917	61.78
取消	(1,104,448)	60.45
権利確定 ⁽²⁾	(15,350,350)	53.58
2019年12月31日現在の未確定権利	30,194,715	\$ 61.30

(1) 2018年度および2017年度に付与された株式の加重平均公正価値は、それぞれ73.87ドルおよび59.12ドルでした。

(2) 2019年度に権利が確定した株式の加重平均公正価値は、1株当たり約63.38ドルでした。

2019年12月31日現在、権利未確定の株式報奨に関連する未認識報酬費用合計は538百万ドルでした。当該費用は、1.6年の加重平均期間にわたり認識される予定です。

業績連動株式ユニット

2016年から2019年の毎年2月に、特定の執行役員に対して、報奨日の前年度の業績に対する業績連動株式ユニット（以下「PSU」といいます。）の目標数が付与されました。

2016年2月に付与されたPSUは、同業他社と比較したシティグループの相対的な株主総利回りに基づき、3年間の業績評価期間にわたり稼得されました。

2017年、2018年および2019年2月に付与されたPSUは、半数は3年間の業績評価期間の最終年度における有形普通株主株式利益率に基づき、残りの半数は3年間の業績評価期間における1株当たり利益累計額に基づき稼得されます。

どの付与年度についても、3年間の業績評価期間における株主総利回りがマイナスの場合、シティの業績が同業他社を上回っているかどうかにかかわらず、執行役員が稼得できるのはPSUの目標数の100%以下です。最終的に稼得されるPSU数は、業績目標が達成されない場合のゼロから、業績目標を大幅に上回る場合の目標数の150%まで変動します。

どの付与年度についても、PSU1単位の価額は、シティの普通株式1株の価額に相当します。配当相当額は、業績評価期間終了後に稼得されているPSUの数に基づき発生し、支払われます。

PSUには変動会計が適用されるため、報奨の価額は、業績評価期間末後に報奨が現金のみで決済されるまで、シティグループの株価の変動や各報奨に対する特定の業績目標の達成度合いに伴い変動します。報奨の価額は、業績目標の影響を受け、評価における複数の仮定（各報奨の特定の業績目標が達成される可能性を含みます。）を組み込んだシミュレーション・モデルを用いて見積られます。モデルに用いられる無リスク金利は、該当する米国債のイールドカーブに基づいています。報奨に関するその他の重要な仮定は以下のとおりです。

評価における仮定	2019年	2018年	2017年
予想ボラティリティ	25.33%	24.93%	25.79%
予想配当利回り	2.67	1.75	1.30

2019年度における業績連動株式ユニットの増減の概要は以下のとおりです。

業績連動株式ユニット	単位数	付与日の1単位当たり 加重平均公正価値
期首残高	1,768,362	\$ 51.88
付与 ⁽¹⁾	560,031	72.83
取消	(194,782)	42.24
支払	(641,611)	27.03
期末残高	1,492,000	\$ 71.69

(1) 2018年度および2017年度に付与されたユニットの付与日の加重平均公正価値は、それぞれ1単位当たり83.24ドルおよび59.22ドルでした。

2017年度に付与されたPSUは、これらの報奨の条件に基づき必要となるため、米国税制改革法の施行後に公正に調整されました。この調整は、米国税制改革法の成立直前における報奨の予想価値を再現することを目的とするものでした。2016年度に付与されたPSUは、米国税制改革法の影響を受けませんでした。

ストック・オプション・プログラム

未行使のストック・オプションはすべて完全に権利が確定しており、関連費用は過去の期間において損益計算書の費用として認識されています。

次表は、シティグループのストック・オプション・プログラムのもとでのストック・オプションの変動を示しています。

	2019年			2018年			2017年		
	オプション	加重平均 行使価格	1株 当たり 本源的 価値	オプション	加重平均 行使価格	1株 当たり 本源的 価値	オプション	加重平均 行使価格	1株 当たり 本源的 価値
期首残高	762,225	\$101.84	\$	1,138,813	\$161.96	\$	1,527,396	\$131.78	\$
取消	(11,365)	40.80							
行使期限切れ	(449,916)	142.30		(376,588)	283.63				
行使	(134,294)	39.00	23.50				(388,583)	43.35	15.67
期末残高	166,650	\$ 47.42	\$32.47	762,225	\$101.84	\$	1,138,813	\$161.96	\$
期末現在行使可能	166,650			762,225			1,138,813		

次表は、2019年12月31日現在のシティグループのストック・オプション・プログラムのもとでのストック・オプション残高についての概要です。

	オプション残高			行使可能オプション	
	未行使数	加重平均 残存契約 期間	加重平均 行使価格	行使可能数	加重平均 行使価格
行使価格の範囲					
\$41.54 - \$60.00	166,650	1.4年	\$ 47.42	166,650	\$ 47.42
2019年12月31日現在の合計	166,650	1.4年	\$ 47.42	166,650	\$ 47.42

その他の変動インセンティブ報酬

シティグループは、特に販売、業務上の卓越性および顧客満足度の分野での業績を動機付けするため、またその報酬として、全世界で様々なインセンティブ・プランを有しています。これらの制度への参加は通常、自由裁量による年次インセンティブ報奨を受ける資格のない従業員に限定されています。他の形態の変動報酬には、金融アドバイザーや抵当貸付責任者に支払われる月次の手数料報酬が含まれています。

要約

変動会計の対象となる報奨を除いて、株式報奨として認識される費用の合計額は、当該報奨の付与日における公正価値を表しています。この費用の合計額は、退職適格従業員に付与された報奨や権利が即時に確定する報奨を除き、通常、権利確定期間にわたる損益への計上として認識されます。退職適格従業員に報奨が付与された場合または付与が見込まれる場合はいつでも、適用される退職適格条件がいつ充足されたか、またはいつ充足される予定かに基づいて損益への計上が前倒しにされます。当該従業員が付与日に退職適格である場合、または当該報奨の権利が付与日に確定する場合は、費用全体が付与日の前年度に認識されます。

シティグループの株式報奨の受領者は通常、権利確定または行使により株式を受領するまで、または適用される必須保有期間が経過するまでは、株主としての権利は有しません。ただし、制限株式報奨または繰延株式報奨および繰延現金株式ユニット報奨の受領者は、適用される規制当局の指針によって禁じられていない限り、権利確定期間中に配当金または配当相当額の支払いを受けるか、受ける権利を取得することができる場合があります。また制限株式報奨の受領者は、通常、権利確定期間中に報奨の株式について議決権を有します。株式報奨の権利が確定した後、特定の期間売却または譲渡が制限されていない限り、制度参加者に付与される株式は自由に譲渡可能になります。

2005年4月19日以降に付与された株式報奨はすべて、全員社外取締役で構成されているシティグループの取締役会の人事・報酬委員会によって管理されている株主承認済株式インセンティブ・プランに基づき付与されています。

2019年12月31日現在、シティグループの普通株式約29.7百万株が、現在株式報奨の付与が実施される唯一の制度であるシティグループの2019ストック・インセンティブ・プランに基づき付与されることが認められています。

2019ストック・インセンティブ・プランおよびこれに先立つプランでは、本制度に基づき付与する報奨に関して自己株式または新株の使用が認められています。2016年度から2019年度と、2020年度第1四半期においては、現地法が新株の使用を支持している場合を除き、権利確定分の決済に自己株式が使用されました。株式報奨の決済に自己株式または新株を使用することにより、連結損益計算書に計上された株式報奨の償却額に影響はありません。

インセンティブ報酬費用

次表は、上記の特定のインセンティブ報酬プログラムに関連する報酬費用の内訳を示しています。

(単位：百万ドル)	2019年	2018年	2017年
退職適格従業員に付与する予定の報奨に関する費用	\$ 683	\$ 669	\$ 659
繰延現金報奨、繰延現金株式ユニットおよび業績連動株式ユニットの償却費	355	202	354
権利が即時に確定する株式報奨費用 ⁽¹⁾	82	75	70
制限株式報奨および繰延株式報奨の償却費 ⁽²⁾	404	435	474
その他の変動インセンティブ報酬	666	640	694
合計	\$2,190	\$2,021	\$2,251

(1) 通常は現金報奨の代わりに株式により支払われる、権利が即時に確定する株式報奨に関する費用を表しています。費用は通常、付与日より前の年度の現金インセンティブ報酬として繰延されます。

(2) すべての会計期間には、非退職適格従業員に付与されたすべての権利未確定報奨の償却費用が含まれています。

8. 退職給付

年金制度および退職後制度

当社は米国内の特定の従業員を対象とするいくつかの非拠出型確定給付年金制度、ならびに米国外の従業員を対象とする様々な確定給付年金・離職補償制度を有しています。

米国内の適格確定給付制度は、2008年1月1日付でほぼすべての従業員について停止されました。したがって、2007年度より後に、既存制度参加者のキャッシュ・バランス部分に計上される追加の報奨に基づく拠出金はありませぬ。しかし、従前の最終給与方式による制度の対象となっている特定の従業員の給付については引き続き未払計上されます。当社はまた、一定の資格を有する米国内の退職従業員および米国外の一定の資格を有する従業員に対し、退職後健康保険および生命保険給付を提供しています。

また、当社は多数の非拠出型非適格年金制度のスポンサーとなっています。これらの制度は、非積立型であり、米国内の特定の従業員に対して補完的確定年金給付を行うものです。従前の最終給与方式による制度の対象となっている特定の従業員を除き、当該制度に基づく給付は過年度に停止されました。

当社の最も重要性の高い年金および退職後給付制度（重要な制度）の制度債務、制度資産および制度期間費用は、年1回ではなく四半期ごとに測定および開示されます。重要な制度は、2019年12月31日現在の当社の全世界の年金および退職後制度債務の約90%を占めていました。その他すべての制度（その他すべての制度）は年1回、12月31日を測定日として測定が行われます。

正味（便益）費用

次表は、重要な制度およびその他すべての制度に該当する年金制度および退職後制度に関して連結損益計算書に認識された正味（便益）費用の内訳の要約です。

	年金制度						退職後給付制度					
	米国内制度			米国外制度			米国内制度			米国外制度		
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年	2017年
(単位：百万ドル)												
当年度中に稼得された給付	\$ 1	\$ 1	\$ 3	\$146	\$146	\$153	\$	\$	\$	\$ 8	\$ 9	\$ 9
給付債務に係る利息費用	469	514	533	287	292	295	24	26	26	104	102	101
制度資産期待収益	(821)	(844)	(865)	(281)	(291)	(299)	(18)	(14)	(6)	(84)	(88)	(89)
未認識債務の償却費：												
過去勤務費用（給付）	2	2	2	(4)	(4)	(3)				(10)	(10)	(10)
正味年金数理損失	200	165	173	61	53	61		(1)		23	29	35
縮小損失（利益） ⁽¹⁾	1	1	6	(6)	(1)							
清算損失 ⁽¹⁾				6	7	12						
正味（便益）費用合計	\$(148)	\$(161)	\$(148)	\$209	\$202	\$219	\$ 6	\$ 11	\$ 20	\$ 41	\$ 42	\$ 46

(1) 縮小および清算は、事業再編および売却措置に関連しています。

拠出

当社の米国内および米国外の年金および退職後制度の積立慣行は、一般的に、適用される現地の法規制に従って最低積立要求額まで積み立てておくことになっています。当社は、適切であれば、最低拠出金額以上に拠出することもあります。さらに、経営陣は積立慣行を変更することもできます。2019年度または2018年度の米国内年金制度について最低限要求される現金拠出はありませんでした。

以下の表は、2019年および2018年12月31日に終了した事業年度の実際の当社の拠出額ならびに2020年度について見積られた当社の予想拠出額を要約したものです。拠出の決定は市場実績、税金検討結果および規制要件などの様々な要素による影響を受けるため、予想拠出額は変更される可能性があります。

	年金制度 ⁽¹⁾						退職後給付制度 ⁽¹⁾					
	米国内制度 ⁽²⁾			米国外制度			米国内制度			米国外制度		
	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年	2018年
(単位：百万ドル)												
当社の拠出額	\$	\$425	\$	\$111	\$111	\$140	\$	\$	\$145	\$ 4	\$221	\$ 3
当社が直接支払う給付額	58	56	55	53	39	42	6	4	5	6	4	6

(1) 2020年度の報告額は予想額です。

(2) 米国内の年金制度には、非適格年金制度について当社が直接支払った給付額が含まれます。

積立状況およびその他包括利益累計額（AOCI）

次表は、当社の年金および退職後制度に関する積立状況および連結貸借対照表認識額の要約です。

	年金制度				退職後給付制度			
	米国内制度		米国外制度		米国内制度		米国外制度	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
(単位：百万ドル)								
予測給付債務の増減								
予測給付債務期首残高	\$12,655	\$14,040	\$ 7,149	\$ 7,433	\$ 662	\$ 699	\$ 1,159	\$ 1,261
当年度中に稼得した給付	1	1	146	146			8	9
給付債務に係る利息費用	469	514	287	292	24	26	104	102
制度修正			7	7				
年金数理損失（利益） ⁽¹⁾	1,263	(1,056)	861	(99)	46	(1)	140	(123)
支払給付（参加者拠出額および 政府補助金控除後） ⁽²⁾	(936)	(845)	(304)	(293)	(40)	(62)	(72)	(68)
清算利益 ⁽³⁾			(84)	(121)				
縮小損失（利益） ⁽³⁾	1	1	(4)	(1)				
外国為替の影響およびその他			47	(215)			45	(22)
予測給付債務期末残高	\$13,453	\$12,655	\$ 8,105	\$ 7,149	\$ 692	\$ 662	\$ 1,384	\$ 1,159
制度資産の増減								
制度資産公正価値期首残高	\$11,490	\$12,725	\$ 6,699	\$ 7,128	\$ 345	\$ 262	\$ 1,036	\$ 1,119
制度資産の収益実績 ⁽¹⁾	1,682	(445)	781	(11)	36	(5)	138	(26)
当社の拠出額	481	55	150	182	4	150	225	9
支払給付（参加者拠出額および 政府補助金控除後） ⁽²⁾	(936)	(845)	(304)	(293)	(40)	(62)	(72)	(68)
清算利益 ⁽³⁾			(84)	(121)				
外国為替の影響およびその他			314	(186)			(200)	2
制度資産公正価値期末残高	\$12,717	\$11,490	\$ 7,556	\$ 6,699	\$ 345	\$ 345	\$ 1,127	\$ 1,036
制度の積立状況								
適格制度⁽⁴⁾	\$ (23)	\$ (483)	\$ (549)	\$ (450)	\$ (347)	\$ (317)	\$ (257)	\$ (123)
非適格制度⁽⁵⁾	(713)	(682)						
期末日現在における制度の 積立状況	\$ (736)	\$ (1,165)	\$ (549)	\$ (450)	\$ (347)	\$ (317)	\$ (257)	\$ (123)
認識された正味金額								
適格制度								
給付資産	\$	\$	\$ 808	\$ 806	\$	\$	\$ 57	\$ 175
給付債務	(23)	(483)	(1,357)	(1,256)	(347)	(317)	(314)	(298)
適格制度	\$ (23)	\$ (483)	\$ (549)	\$ (450)	\$ (347)	\$ (317)	\$ (257)	\$ (123)
非適格制度	(713)	(682)						
貸借対照表に認識された 正味金額	\$ (736)	\$ (1,165)	\$ (549)	\$ (450)	\$ (347)	\$ (317)	\$ (257)	\$ (123)
AOCIに認識された金額								
正味移行債務	\$	\$	\$	\$ (1)	\$	\$	\$	\$
過去勤務（費用）給付	(12)	(13)	1	12			76	83
正味年金数理（損失）利益	(7,092)	(6,892)	(1,735)	(1,420)	24	53	(416)	(340)
持分に認識された正味金額 （税引前）	\$(7,104)	\$(6,905)	\$(1,734)	\$(1,409)	\$ 24	\$ 53	\$ (340)	\$ (257)
累積給付債務期末残高	\$13,447	\$12,646	\$ 7,618	\$ 6,720	\$ 692	\$ 662	\$ 1,384	\$ 1,159

- (1) 2019年度の年金数理損失は主に、世界的な割引率の低下や、有利な資産収益率に対する制度資産の収益実績の低下によるものです。
- (2) 米国内の退職後給付制度は、2019年度および2018年度におけるそれぞれ22百万ドルおよび15百万ドルの雇用主グループ・ウェイバー制度補助金控除後の額です。
- (3) 縮小および清算（利益）損失は、事業再編および売却措置に関連しています。
- (4) 米国内の適格年金制度は、2020年1月1日現在、従業員退職所得保障法（ERISA）の特定の積立規則に基づいて全額積み立てられており、2020年度について最低積立要求額は見込まれていません。
- (5) 当社の非適格制度は非積立型です。

次表は、当社の年金制度、退職後制度および雇用後制度に関するAOCIの増減を示しています。

(単位：百万ドル)	2019年	2018年	2017年
期首残高(税引後)⁽¹⁾⁽²⁾	\$ (6,257)	\$ (6,183)	\$ (5,164)
年金数理上の仮定の変動および制度の実績	(2,300)	1,288	(760)
実際の収益と期待収益の差額による資産運用利益 (損失)(正味)	1,427	(1,732)	625
償却額(正味)	274	214	229
過去勤務(費用)給付	(7)	(7)	(4)
縮小/清算利益 ⁽³⁾	1	7	17
外国為替の影響およびその他	(66)	136	(93)
米国税制改革法の影響額 ⁽⁴⁾			(1,020)
繰延税金の変動(正味)	119	20	(13)
増減(税引後)	\$ (552)	\$ (74)	\$ (1,019)
期末残高(税引後)⁽¹⁾⁽²⁾	\$ (6,809)	\$ (6,257)	\$ (6,183)

(1) AOCIの正味残高の詳細については、当連結財務諸表注記19をご参照ください。

(2) 米国外の特定の利益分配制度に係る税引後の金額が含まれています。

(3) 縮小および清算は、事業再編および売却措置に関連しています。

(4) 2017年度第4四半期に、シティはASU第2018-02号を適用し、これらの金額をAOCIから「利益剰余金」に振替えました。連結財務諸表注記1をご参照ください。

2019年および2018年12月31日現在の、予測給付債務(以下「PBO」といいます。)が制度資産を超過しているすべての確定給付年金制度および累積給付債務(以下「ABO」といいます。)が制度資産を超過しているすべての確定給付年金制度のPBOの総額、ABOの総額および制度資産の公正価値の総額は、以下のとおりです。

	制度資産の公正価値を超えるPBO				制度資産の公正価値を超えるABO			
	米国内制度 ⁽¹⁾		米国外制度		米国内制度 ⁽¹⁾		米国外制度	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
(単位：百万ドル)								
予測給付債務	\$13,453	\$12,655	\$4,445	\$3,904	\$13,453	\$12,655	\$2,748	\$3,718
累積給付債務	13,447	12,646	4,041	3,528	13,447	12,646	2,435	3,387
制度資産の公正価値	12,717	11,490	3,089	2,648	12,717	11,490	1,429	2,478

(1) 2019年および2018年12月31日現在、米国内の適格制度と非適格制度の双方において、PBOの総額およびABOの総額が制度資産を上回りました。

制度の仮定

当社は、制度の債務および費用の決定に多数の仮定を利用しています。これらの仮定が1つまたは複数変更されると、当社の年金PBOおよび退職後PBO、積立状況および(給付)費用に影響を及ぼします。PBOおよび制度資産の公正価値の変動により制度の積立状況が変動すると、それに対応して「その他包括利益(損失)累計額」に影響が生じます。

次表の12月31日に終了した各事業年度における年金数理上の仮定は、年度末現在のPBOおよびその後の年度(期間)における正味期間(給付)費用の測定に用いられています。シティの重要な制度は、四半期ごとに測定されているため、翌年度第1四半期における正味期間(給付)費用の計算には、当該制度に係る年度末現在の割引率が用いられます。

この四半期ごとの測定プロセスの結果、重要な制度に係る正味期間（給付）費用は、直前の四半期末現在の割引率（次表に表示されている米国内および米国外の年金および退職後制度に係る割引率）に基づき、各四半期末現在で計算されています。その他すべての制度の年金数理上の仮定は年1回測定されます。

当社の年金制度および退職後給付債務ならびに正味給付費用の決定に際して用いられた特定の仮定は、以下のとおりです。

期末現在	2019年	2018年
割引率		
米国内制度		
適格年金	3.25%	4.25%
非適格年金	3.25	4.25
退職後	3.15	4.20
米国外年金制度		
範囲 ⁽¹⁾	-0.10 から 11.30	0.25 から 12.00
加重平均	3.65	4.47
米国外退職後制度		
範囲	0.90 から 9.10	1.75 から 10.75
加重平均	7.76	9.05
将来の昇給率⁽²⁾		
米国外年金制度		
範囲	1.50 から 11.50	1.30 から 13.67
加重平均	3.17	3.16
資産期待収益		
米国内制度		
適格年金	6.70	6.70
退職後 ⁽³⁾	6.70/3.00	6.70/3.00
米国外年金制度		
範囲	0.00 から 11.50	1.00 から 11.50
加重平均	3.95	4.30
米国外退職後制度		
範囲	6.20 から 8.00	8.00 から 9.20
加重平均	7.99	8.01

- (1) 利回りが大幅に下振れたため、ユーロ圏やスイスに代表される主要な市場では、比較的短期において制度の割引率がマイナスとなりました。
- (2) 米国内制度については重要ではありませんでした。
- (3) 2019年度および2018年度におけるVEBAトラストの期待収益率は3.00%でした。

当年度中	2019年	2018年	2017年
割引率			
米国内制度			
適格年金	4.25%/3.85%/ 3.45%/3.10%	3.60%/3.95%/ 4.25%/4.30%	4.10%/4.05%/ 3.80%/3.75%
非適格年金	4.25/3.90/ 3.50/3.10	3.60/3.95/ 4.25/4.30	4.00/3.95/ 3.75/3.65
退職後	4.20/3.80/ 3.35/3.00	3.50/3.90/ 4.20/4.20	3.90/3.85/ 3.60/3.55
米国外年金制度 ⁽¹⁾			
範囲 ⁽²⁾	-0.05 から 12.00	0.00 から 10.75	0.25 から 72.50
加重平均	4.47	4.17	4.40
米国外退職後制度 ⁽¹⁾			
範囲	1.75 から 10.75	1.75 から 10.10	1.75 から 11.05
加重平均	9.05	8.10	8.27
将来の昇給率⁽³⁾			
米国外年金制度 ⁽¹⁾			
範囲	1.30 から 13.67	1.17 から 13.67	1.25 から 70.00
加重平均	3.16	3.08	3.21
資産期待収益			
米国内制度			
適格年金 ⁽⁴⁾	6.70	6.80/6.70	6.80
退職後 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	6.70/3.00	6.80/6.70/3.00	6.80
米国外年金制度 ⁽¹⁾			
範囲	1.00 から 11.50	0.00 から 11.60	1.00 から 11.50
加重平均	4.30	4.52	4.55
米国外退職後制度 ⁽¹⁾			
範囲	8.00 から 9.20	8.00 から 9.80	8.00 から 10.30
加重平均	8.01	8.01	8.02

(1) 重要な米国外の年金および退職後制度についての四半期ごとの費用算定に用いられた率を反映しています。

(2) 利回りが大幅に下振れたため、ユーロ圏やスイスに代表される主要な市場では、比較的短期において制度の割引率がマイナスとなりました。

(3) 米国内制度については重要ではありませんでした。

(4) 目標資産配分の変動を反映するため、米国内の年金および退職後制度の2018年度第2四半期における実効期待収益率は6.80%から6.70%に引き下げられました。

(5) 2017年度に、VEBAトラストにて積み立てが行われ、その資産期待収益率は3.00%でした。

割引率

米国内の年金および退職後制度に係る割引率は、各制度固有のキャッシュ・フローを用いたシティグループ独自の分析を参考に選定されており、合理性を担保するため、高格付社債の債券指数と比較されています。米国外の年金および退職後制度に係る割引率は、成熟した社債市場を有する国の高格付社債の利回りを参考に選定されています。ただし、成熟した社債市場が存在しない場合には、現地の国債の利回り（社債の追加的なりスクを反映させるためにプレミアムが加算されます。）を参考に、割引率が選定されています。2019年12月31日より、割引率は、すべての国における制度で5bps単位に丸めています。

期待収益率

当社は、米国内の年金および退職後制度の制度資産の期待収益率に係る仮定を、各資産クラスの予想収益率の範囲に注目する「ビルディング・ブロック」方式を用いて決定します。次に各資産クラスへの目標配分に基づいて、加重平均された名目収益率の範囲を決定します。過去の傾向に基づく予測の適正性を判断するために、過去数年に遡り様々な経済状況を加味した市場実績の評価を行っています。

当社は、期待収益率を予想収益の長期的な評価と考えており、投資戦略または経済状況に著しい変化が生じない限りこの仮定を変更することはありません。これは、割引率およびその他の特定の仮定の選択が一般に公正妥当と認められる会計原則に従って毎年（重要な制度については四半期ごとに）見直されていることとは対照的です。

米国内の年金および退職後制度の期待収益率は、2019年および2018年12月31日現在では6.70%、2017年12月31日現在で6.80%でした。この資産の期待収益率は予想される制度資産の年間評価額の上昇を反映しており、当該予想額により当社の年間年金費用は減少しています。資産の期待収益率は、年金に関する正味（便益）費用を算出するために、勤務費用、利息および年金費用のその他の構成要素の合計から控除されています。

次表は、米国内の年金および退職後制度について、当社の2019年度、2018年度および2017年度の年金費用の決定に使用された制度資産の期待収益率と実際の収益率の比較を示しています。

米国内制度	2019年	2018年	2017年
期待収益率			
米国内の年金および退職後給付信託	6.70%	6.80%/6.70%	6.80%
VEBAトラスト ⁽¹⁾	3.00	3.00	3.00
実際の収益率 ⁽²⁾			
米国内の年金および退職後給付信託	15.20	-3.40	10.90
VEBAトラスト ⁽¹⁾	1.91 から 2.76	0.43 から 1.41	

(1) 2017年12月に、退職後給付のためにVEBAトラストにて積み立てが行われ、その資産期待収益率は3.00%でした。

(2) 実際の収益率は手数料控除後の数値で表示されています。

米国外年金制度について、2019年度の年金費用は、期待収益により281百万ドル削減され、実際の収益は781百万ドルでした。2018年度および2017年度の年金費用は、期待収益によりそれぞれ291百万ドルおよび299百万ドル削減されました。

生命表

2019年12月31日現在、当社は米国内制度に対し「私的退職制度」（以下「PRI-2012」といいます。）の生命表を適用し、「死亡率予測2019」（以下「MP-2019」といいます。）の予測表を適用しました。

米国内制度	2019年 ⁽¹⁾	2018年 ⁽²⁾
生命表		
年金	PRI-2012/MP-2019	RP-2014/MP-2018
退職後	PRI-2012/MP-2019	RP-2014/MP-2018

(1) PRI-2012の表は、ホワイトカラー向けのPRI-2012の表です。MP-2019の予測スケールは、2012年から始まり、2035年までに最終的な年次改善率が0.75%に収束するように予測されています。

(2) RP-2014の表は、ホワイトカラー向けのRP-2014の表です。MP-2018の予測スケールは、2006年から始まり、2034年までに最終的な年次改善率が0.75%に収束するように予測されています。

主要な仮定の感応度

次表は年金費用への影響を要約したものです。

(単位：百万ドル)	割引率					
	1パーセント・ポイントの増加			1パーセント・ポイントの減少		
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年	2017年
米国内制度	\$28	\$25	\$29	\$(44)	\$(37)	\$(44)
米国外制度	(19)	(22)	(27)	32	32	41

2008年に米国内の適格年金制度が停止されたため、勤務費用のほとんどは消去されています。米国内の適格年金制度の年金費用は主に、勤務費用よりも利息費用からの影響を受けます。割引率の上昇は通常、年金費用を増加させます。

停止されていない米国外年金制度（メキシコ、英国および韓国といった国の制度）においては、勤務費用がより多くなっています。米国外制度の年金費用は、勤務費用と利息費用の双方からの影響を受けます。割引率の上昇は、利息費用よりも勤務費用により大きな影響を及ぼすため、通常、年金費用を減少させます。

米国内の適格年金制度が停止されたため、将来の勤務費用のほとんどは消去され、損益償却期間は、停止された制度の参加者の平均余命に変更されました。これにより、米国内の適格年金制度の年金費用は、勤務費用よりも利息費用からの影響を受けることになり、割引率の上昇は年金費用を増加させ、割引率の低下は年金費用を減少させます。

次表は年金費用への影響を要約したものです。

(単位：百万ドル)	期待収益率					
	1パーセント・ポイントの増加			1パーセント・ポイントの減少		
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年	2017年
米国内制度	\$(123)	\$(126)	\$(127)	\$123	\$126	\$127
米国外制度	(64)	(64)	(64)	64	64	64

医療費変動率

医療費変動率の仮定は以下のとおりです。

	2019年	2018年
米国内制度の医療費増加率		
翌年度	6.75%	7.00%
費用増加が鈍化すると仮定される最終的な増加率	5.00	5.00
最終的な増加率に到達する年度	2027年	2027年
米国外制度の医療費増加率（加重平均値）		
翌年度	6.85%	6.90%
費用増加が鈍化すると仮定される最終的な増加率	6.85	6.90
最終的な増加率に到達する年度の範囲	2020年	2019年

予定利率

当社は、約束した利回りである予定利率で制度資産を運用する、キャッシュ・バランス・プランや他の制度を設けています。これらの制度に係る予定利率は、制度の規則または該当国の法制度に沿って設定されており、市況に応じて変化することはありません。

	加重平均予定利率		
期末現在	2019年	2018年	2017年
米国内制度	2.25%	3.25%	2.60%
米国外制度	1.61	1.68	1.74

制度資産

シティグループの米国内の年金および退職後制度の制度資産の公正価値に基づく資産グループ別の配分ならびに目標配分は以下のとおりです。

資産グループ ⁽¹⁾	目標資産配分 2020年	12月31日現在の 米国内年金制度資産		12月31日現在の 米国内退職後給付 制度資産	
		2019年	2018年	2019年	2018年
持分有価証券 ⁽²⁾	0 から 26%	17%	15%	17%	15%
負債証券 ⁽³⁾	35 から 82	58	57	58	57
不動産	0 から 7	4	5	4	5
プライベート・エクイティ	0 から 10	3	3	3	3
その他の投資	0 から 30	18	20	18	20
合計		100%	100%	100%	100%

- (1) 米国内制度の資産配分は投資商品別ではなく投資戦略別に設定されます。例えば、基礎となる投資が不動産に対する投資であるプライベート・エクイティは、プライベート・エクイティではなく不動産の資産グループに分類されません。
- (2) 2019年度および2018年度末における米国内の年金および退職後制度の持分有価証券には、シティグループの普通株式は含まれていません。
- (3) 退職後給付のためのVEBAトラストに対する拠出額は、2019年度および2018年度においては主に現金同等物および負債証券に投資されましたが、これらの投資先はいずれも、上表には反映されていません。

第三者の投資マネージャーおよびアドバイザーが、シティグループの米国内の年金および退職後制度に対して各サービスを提供しています。当社の年金制度投資委員会が適切と判断した場合、資産の再配分が行われます。資産に関するシティグループの投資戦略は、シティグループの制度への拠出金と合わせて、必要なすべての給付債務の支払能力を維持できる様々な資産グループにわたるグローバルな分散投資ポートフォリオを維持することです。

シティグループの米国外の年金および退職後制度の制度資産の公正価値に基づく資産グループ別の加重平均配分と実際の範囲、ならびに加重平均目標配分は以下のとおりです。

米国外年金制度

資産グループ ⁽¹⁾	目標資産配分	12月31日現在の実際の範囲		12月31日現在の加重平均	
	2020年	2019年	2018年	2019年	2018年
持分有価証券	0 から 100%	0 から 100%	0 から 66%	13%	13%
負債証券	0 から 100	0 から 100	0 から 100	80	80
不動産	0 から 15	0 から 15	0 から 12	1	1
その他の投資	0 から 100	0 から 100	0 から 100	6	6
合計				100%	100%

(1) 米国内制度と同様、特定の米国外の制度に対する資産の配分は、投資商品ではなく投資戦略により設定されています。

米国外退職後制度

資産グループ ⁽¹⁾	目標資産配分	12月31日現在の実際の範囲		12月31日現在の加重平均	
	2020年	2019年	2018年	2019年	2018年
持分有価証券	0 から 38%	0 から 31%	0 から 35%	27%	35%
負債証券	56 から 100	66 から 100	62 から 100	71	62
その他の投資	0 から 6	0 から 3	0 から 3	2	3
合計				100%	100%

(1) 米国内制度と同様、特定の米国外の制度に対する資産の配分は、投資商品ではなく投資戦略により設定されています。

公正価値の開示

公正価値の階層のレベル1、2および3ならびに当社が使用している評価技法の説明などの公正価値測定の情報については、当連結財務諸表注記1および24をご参照ください。ASU第2015-07号は、1株当たりNAV（純資産価額）について現実的な手段を用いて公正価値を測定する投資を公正価値階層において分類する要件を廃止しました。

評価技法および価格情報源の変更に伴い、年度中において、特定の投資に関する公正価値の階層について分類の振替を行う場合があります。

資産グループおよび公正価値の階層別の制度資産の内訳は以下のとおりです。

米国内の年金および退職後給付制度 ⁽¹⁾				
2019年12月31日現在の公正価値測定				
資産グループ	レベル1	レベル2	レベル3	合計
米国株式	\$ 739	\$	\$	\$ 739
米国以外の株式	553			553
ミューチュアル・ファンド および他の登録投資会社	280			280
合同運用ファンド		1,410		1,410
負債証券	1,534	4,046		5,580
年金契約			1	1
デリバティブ	10	245		255
その他の投資			75	75
投資合計	\$3,116	\$5,701	\$ 76	\$ 8,893
現金および短期投資	\$ 93	\$1,080	\$	\$ 1,173
その他の投資負債	(87)	(249)		(336)
公正価値で測定する投資 (正味)	\$3,122	\$6,532	\$ 76	\$ 9,730
NAVで償還されるその他の 投資債権				\$ 22
NAVで評価する有価証券				3,310
純資産合計				\$13,062

(1) 米国内の年金および退職後制度の投資は1つの信託で合同運用されています。2019年12月31日現在、米国内の年金および退職後制度の配分可能な利息はそれぞれ98.0%および2.0%でした。退職後給付のためのVEBAトラストの投資は上表に反映されています。

米国内の年金および退職後給付制度 ⁽¹⁾				
2018年12月31日現在の公正価値測定				
資産グループ	レベル1	レベル2	レベル3	合計
米国株式	\$ 625	\$	\$	\$ 625
米国以外の株式	481			481
ミューチュアル・ファンド および他の登録投資会社	215			215
合同運用ファンド		1,344		1,344
負債証券	1,346	3,443		4,789
年金契約			1	1
デリバティブ	16	252		268
その他の投資			127	127
投資合計	\$2,683	\$5,039	\$ 128	\$ 7,850
現金および短期投資	\$ 93	\$ 897	\$	\$ 990
その他の投資負債	(100)	(254)		(354)
公正価値で測定する投資 (正味)	\$2,676	\$5,682	\$ 128	\$ 8,486
NAVで償還されるその他の 投資債権				\$ 80
NAVで評価する有価証券				3,269
純資産合計				\$11,835

(1) 米国内の年金および退職後制度の投資は1つの信託で合同運用されています。2018年12月31日現在、米国内の年金および退職後制度の配分可能な利息はそれぞれ98.0%および2.0%でした。退職後給付のためのVEBAトラストの投資は上表に反映されています。

米国外の年金および退職後給付制度

(単位：百万ドル)

2019年12月31日現在の公正価値測定				
資産グループ	レベル1	レベル2	レベル3	合計
米国株式	\$ 4	\$ 12	\$	\$ 16
米国以外の株式	127	262		389
ミューチュアル・ファンド および他の登録投資会社	3,223	63		3,286
合同運用ファンド	23			23
負債証券	4,307	1,615	10	5,932
不動産		3	1	4
年金契約			5	5
デリバティブ		1,590		1,590
その他の投資	1		274	275
投資合計	\$7,685	\$3,545	\$290	\$11,520
現金および短期投資	\$ 86	\$ 3	\$	\$ 89
その他の投資負債	(3)	(2,938)		(2,941)
公正価値で測定する投資 (正味)	\$7,768	\$ 610	\$290	\$ 8,668
NAVで評価する有価証券				\$ 15
純資産合計				\$ 8,683

米国外の年金および退職後給付制度

(単位：百万ドル)

2018年12月31日現在の公正価値測定				
資産グループ	レベル1	レベル2	レベル3	合計
米国株式	\$ 4	\$ 9	\$	\$ 13
米国以外の株式	100	100		200
ミューチュアル・ファンド および他の登録投資会社	2,887	63		2,950
合同運用ファンド	21			21
負債証券	5,145	1,500	9	6,654
不動産		3	1	4
年金契約		1	10	11
デリバティブ		156		156
その他の投資	1		210	211
投資合計	\$8,158	\$1,832	\$230	\$10,220
現金および短期投資	\$ 91	\$ 3	\$	\$ 94
その他の投資負債	(1)	(2,589)		(2,590)
公正価値で測定する投資 (正味)	\$8,248	\$ (754)	\$230	\$ 7,724
NAVで評価する有価証券				\$ 11
純資産合計				\$ 7,735

レベル3 ロールフォワード

当年度中のレベル3資産の期首および期末残高の調整は以下のとおりです。

米国内の年金および退職後給付制度

(単位：百万ドル) 資産グループ	2018年12月 31日現在 レベル3 公正価値 期首残高	実現 (損失)	未実現利益	購入、 売却、発行	レベル3 への/から の振替	2019年12月 31日現在 レベル3 公正価値 期末残高
	年金契約	\$ 1	\$	\$	\$	\$
その他の投資	127	(7)	12	(57)		75
投資合計	\$128	\$ (7)	\$ 12	\$(57)	\$	\$ 76

米国内の年金および退職後給付制度

(単位：百万ドル) 資産グループ	2017年12月 31日現在 レベル3 公正価値 期首残高	実現 (損失)	未実現 (損失)	購入、 売却、発行	レベル3 への/から の振替	2018年12月 31日現在 レベル3 公正価値 期末残高
	年金契約	\$ 1	\$	\$	\$	\$
その他の投資	148	(2)	(18)	(1)		127
投資合計	\$149	\$ (2)	\$(18)	\$ (1)	\$	\$128

米国外の年金および退職後給付制度

(単位：百万ドル) 資産グループ	2018年12月 31日現在 レベル3 公正価値 期首残高	未実現利益	購入、 売却、発行	レベル3 への/からの 振替	2019年12月 31日現在 レベル3 公正価値 期末残高
	負債証券	\$ 9	\$ 1	\$	\$
不動産	1				1
年金契約	10		(5)		5
その他の投資	210	7	57		274
投資合計	\$230	\$ 8	\$ 52	\$	\$290

米国外の年金および退職後給付制度

(単位：百万ドル) 資産グループ	2017年12月 31日現在 レベル3 公正価値 期首残高	未実現 (損失)	購入、 売却、発行	レベル3 への/からの 振替	2018年12月 31日現在 レベル3 公正価値 期末残高
	米国以外の株式	\$ 1	\$	\$	\$ (1)
負債証券	7	(1)	3		9
不動産	1				1
年金契約	9	(1)	1	1	10
その他の投資	214	(3)	(1)		210
投資合計	\$232	\$ (5)	\$ 3	\$	\$230

投資戦略

当社の年金および退職後基金のグローバルな投資戦略は、参加者に対し給付を提供することだけを目的として慎重に投資することです。投資戦略は、当社の基金への拠出金と合わせて、必要なすべての給付債務に対する支払能力を維持できる収益を生むことを目標としています。資産の種類を分散し、国内・国外の株式、確定収益証券ならびに現金および短期投資に投資することによってリスクを管理しています。米国外のほとんどの国における目標資産配分は、主に株式または債券で保有することです。このような配分は、該当する債務の性質やその他様々な地域の事情によって地域および国ごとに異なります。米国外の拠出型制度の制度資産配分の実際の範囲が広いのは、各地の法的要件および経済状況が異なっているためです。例えば、国によっては、現地の法律によってすべての年金制度資産は確定収益投資、政府の基金または現地の有価証券に投資することが要求される場合もあります。

制度資産におけるリスクの著しい集中

当社の年金制度資産は、個々の投資による影響を限定するために分散されています。米国内の適格年金制度の資産は多数の資産グループに分散されていますが、中でも市場で取引されている確定収益証券、ヘッジファンド、上場株式および不動産が最も大きな資産配分を示しています。これら4つの資産グループへの投資は、各資産グループの個別の特性によってさらにファンド、マネージャー、戦略、年数、セクターおよび地理別に分散されています。当社の米国外の重要な制度の年金資産は、主に市場で取引されている確定収益証券および市場で取引されている持分有価証券に投資されています。

監視およびリスク管理措置

当社の年金監視プロセスの枠組みには、全世界、地域または国別で適宜、制度を信託および/または管理することによる退職制度のモニタリングを含みます。当社の米国内の適格年金制度および米国外の重要な年金制度に対するリスク管理の監視およびモニタリングは、独立したリスク管理部門によって実施されています。監視プロセスの特定要素は各地域、国および制度の要件に合わせて用意されていますが、以下の項目は当社のモニタリングおよびリスク管理プロセスに共通となっています。

- ・ 定期的な資産負債管理研究および戦略的な資産配分のレビュー
- ・ 拠出水準および比率の定期的監視
- ・ 資産配分ガイドライン準拠の定期的監視
- ・ 資産クラスおよび/または投資マネージャーのベンチマークに対する実績の定期的監視
- ・ 定期的なリスク資本分析およびストレス・テスト

将来の給付金支払の見積り

当社は、以下の見積給付金を今後支払う予定です。

(単位：百万ドル)	年金制度		退職後給付制度	
	米国内制度	米国外制度	米国内制度	米国外制度
2020年	\$ 821	\$ 476	\$ 64	\$ 75
2021年	840	434	63	80
2022年	851	464	61	85
2023年	866	480	59	91
2024年	873	495	57	97
2025年から2029年	4,282	2,651	244	567

雇用後制度

当社は、長期障害を負った米国内の特定の適格従業員に対する継続的な収入の提供ならびに医療および福利厚生を提供する米国内の雇用後制度のスポンサーとなっています。

2019年および2018年12月31日現在、当社の連結貸借対照表に認識された制度の積立状況は、それぞれ(38)百万ドルおよび(32)百万ドルでした。2019年および2018年12月31日現在のAOCIに認識された税引前金額は、それぞれ(15)百万ドルおよび(15)百万ドルでした。

以下の表は、当社の米国内の雇用後制度に関して連結損益計算書に認識された正味費用の構成要素を要約したものです。

(単位：百万ドル)	正味費用		
	2019年	2018年	2017年
勤務関連費用			
給付債務に係る利息費用	\$ 2	\$ 2	\$ 2
制度資産期待収益	(1)	(1)	
未認識債務の償却費：			
過去勤務費用		(23)	(31)
正味年金数理損失	2	2	2
勤務関連（便益）費用合計	\$ 3	\$ (20)	\$ (27)
非勤務関連費用（便益）	\$ 6	\$ 2	\$ 30
正味費用（便益）合計	\$ 9	\$ (18)	\$ 3

以下の表は、当社の米国内の雇用後制度に関する雇用後給付債務および正味給付費用の決定において使用された特定の仮定を要約したものです。

	2019年	2018年
割引率	2.90%	3.95%
資産期待収益	3.00	3.00
医療費増加率		
翌年度	6.75	7.00
費用増加が鈍化すると仮定される最終的な増加率	5.00	5.00
最終的な増加率に到達する年度	2027年	2027年

確定拠出制度

当社は、米国内および特定の米国外拠点の確定拠出制度のスポンサーとなっており、いずれも各国の法律に従って運営されています。最も重要な確定拠出制度は、当社がスポンサーである米国内のシティ退職貯蓄制度（旧：シティグループ401(k)制度）です。

シティ退職貯蓄制度に基づき、米国内の適格従業員は、法定の上限の範囲内で、2019年度および2018年度の適格報酬の最大6%をマッチング拠出として受け取りました。さらに適格報酬が100,000ドル以下の適格従業員については、適格報酬の最大2%の固定拠出額を受け取ります。当社の拠出はすべて参加者個人の選択に従って投資されました。次表は、確定拠出制度に関する当社の拠出額を要約したものです。

	米国内制度		
	2019年	2018年	2017年
(単位：百万ドル) 当社の拠出額	\$ 404	\$ 396	\$ 383

	米国外制度		
	2019年	2018年	2017年
(単位：百万ドル) 当社の拠出額	\$ 281	\$ 283	\$ 270

[次へ](#)

9. 法人税等

法人税等繰入額

当社の法人税等繰入額の詳細は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)

	2019年	2018年	2017年
当期税金			
連邦税	\$ 365	\$ 834	\$ 332
米国外税	4,352	4,290	3,910
州税	323	284	269
当期法人税等合計	\$ 5,040	\$ 5,408	\$ 4,511
繰延税金			
連邦税	\$ (907)	\$ (620)	\$24,902
米国外税	10	371	(377)
州税	287	198	352
繰延税金合計	\$ (610)	\$ (51)	\$24,877
非支配持分控除前の継続事業からの利益に係る法人 税等繰入額⁽¹⁾	\$ 4,430	\$ 5,357	\$29,388
非継続事業に係る法人税等繰入(便益)額	(27)	(18)	7
以下に関連する株主持分に計上された法人税等(便益)：			
外貨換算	(11)	(263)	188
投資有価証券	648	(346)	(149)
従業員株式制度	(16)	(2)	(4)
キャッシュ・フロー・ヘッジ	269	(8)	(12)
給付制度	(119)	(20)	13
公正価値オプションに係る債務評価調整(FVO DVA)	(337)	302	(250)
除外された公正価値ヘッジ	8	(17)	
利益剰余金 ⁽²⁾	46	(305)	(295)
法人税等(非支配持分控除前)	\$ 4,891	\$ 4,680	\$28,886

(1) 投資実現利益に係る税金および一時的でない減損損失の影響による繰入(便益)額が、2019年度においてそれぞれ373百万ドルおよび(9)百万ドル、2018年度においてそれぞれ104百万ドルおよび(32)百万ドル、また2017年度においてそれぞれ272百万ドルおよび(22)百万ドル含まれています。

(2) 2019年度の額は、ASU第2016-02号の適用に伴う会計処理の変更による税効果を反映しています。2018年度の額は、ASU第2016-16号およびASU第2018-03号の適用に伴う会計処理の変更による税効果を反映しており、いずれの変更も、以前の売却可能持分有価証券に係る正味未実現利益を計上するものでした。2017年度の額は、ASU第2017-08号の適用に伴う会計処理の変更による税効果を反映しています。連結財務諸表注記1をご参照ください。

税率

次表は、連邦法定税率を、表示されている各期間の継続事業からの利益（非支配持分および会計方針変更による累積的影響額控除前）に対する当社の実効税率に調整したものです。

	2019年	2018年	2017年
連邦法定税率	21.0%	21.0%	35.0%
州税（連邦所得税の軽減額調整後）	1.9	1.8	1.1
米国外所得税率差異	1.3	5.3	(1.6)
税法改正の影響 ⁽¹⁾	(0.5)	(0.6)	99.7
関連会社における課税基準の相違	(0.1)	(2.4)	(2.1)
課税優遇投資	(2.3)	(2.0)	(2.2)
評価性引当金戻入額 ⁽²⁾	(3.0)		
その他（正味）	0.2	(0.3)	(0.8)
実効税率	18.5%	22.8%	129.1%

(1) 2018年度の額には、SAB 118に従い暫定額としてみなされた額に関する、米国税制改革法に係る一度限りの便益94百万ドルが含まれています。2017年度の額には、米国税制改革法に関する一度限りの費用22,594百万ドルが含まれています。

(2) 構成要素の説明については、以下の繰延税金資産セクションをご参照ください。

上表に記載のとおり、シティの2019年度の実効税率は18.5%でした。この率は、主に、一般所得バスケットのFTCに係る評価性引当金の戻入を根拠に2018年度において計上された22.8%を下回っています。

繰延税金

12月31日現在の繰延税金は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2019年	2018年
繰延税金資産		
貸倒損失による減額	\$ 3,809	\$ 3,419
繰延報酬および従業員給付	2,224	1,975
事業再編および清算引当金	345	428
米国外利益に係る米国税	1,030	2,080
投資および貸出金の課税基準の差異	2,727	4,891
税額控除および繰越欠損金	19,711	20,759
固定資産およびリース	2,607	1,006
その他の繰延税金資産	2,996	2,385
繰延税金資産総額	<u>\$35,449</u>	<u>\$36,943</u>
評価性引当金	<u>\$ 6,476</u>	<u>\$ 9,258</u>
評価性引当金控除後繰延税金資産	<u>\$28,973</u>	<u>\$27,685</u>
繰延税金負債		
無形資産およびリース	\$(2,640)	\$(1,284)
債券発行	(201)	(530)
米国外源泉徴収税	(974)	(1,040)
利息関連項目	(587)	(594)
その他の繰延税金負債	(1,477)	(1,334)
繰延税金負債総額	<u>\$(5,879)</u>	<u>\$(4,782)</u>
正味繰延税金資産	<u>\$23,094</u>	<u>\$22,903</u>

未認識の税務便益

当社の未認識の税務便益のロールフォワードは以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2019年	2018年	2017年
1月1日現在の未認識の税務便益合計額	<u>\$ 607</u>	<u>\$ 1,013</u>	<u>\$ 1,092</u>
当年度の税務ポジションの増加（純額）	50	40	43
過年度の税務ポジションの増加（総額）	151	46	324
過年度の税務ポジションの減少（総額）	(44)	(174)	(246)
和解による減少額	(21)	(283)	(199)
時効による減少額	(23)	(23)	(11)
為替、買収および売却	1	(12)	10
12月31日現在の未認識の税務便益合計額	<u>\$ 721</u>	<u>\$ 607</u>	<u>\$ 1,013</u>

2019年、2018年および2017年12月31日現在、仮に認識された場合にシティの税金費用に影響を及ぼすこととなる未認識の税務便益合計額は、それぞれ6億ドル、4億ドルおよび8億ドルでした。不確実な税務ポジションの残りの金額は、別の税務管轄における金額と相殺可能かまたは一時差異です。

利息および課徴金（上記の「未認識の税務便益」には含まれていません。）は「法人税等繰入額」に計上されています。

	2019年		2018年		2017年	
	税引前	税引後	税引前	税引後	税引前	税引後
(単位：百万ドル)						
1月1日現在の連結貸借対照表上の利息および課徴金合計額	\$103	\$ 85	\$121	\$101	\$260	\$164
連結損益計算書上の利息および課徴金合計額	(4)	(4)	6	6	5	21
12月31日現在の連結貸借対照表上の利息および課徴金合計額 ⁽¹⁾	100	82	103	85	121	101

(1) 米国外の課徴金が、2019年度、2018年度および2017年度において3百万ドル、2百万ドルおよび3百万ドル含まれています。また州の課徴金が、2019年度、2018年度および2017年度において1百万ドル、1百万ドルおよび3百万ドル含まれています。

2019年12月31日現在、シティは、内国歳入庁および世界各国の主要な税務管轄による税務調査を受けています。したがって、今後12ヶ月以内に未認識の税務便益総額の残高が大きく変動する可能性があります。シティは、当該調査の結果により実効税率に重大な変更がもたらされることはないと考えています。

当社および関連会社が業務を行っている主要な税務管轄および調査対象となっている最初の課税年度は以下のとおりです。

税務管轄	課税年度
米国	2016年
メキシコ	2014年
ニューヨーク州およびニューヨーク市	2009年
英国	2015年
インド	2016年
シンガポール	2011年
香港	2013年
アイルランド	2015年

米国外利益

米国外税引前利益は、2019年度で約167億ドル、2018年度で約161億ドル、2017年度で約137億ドルでした。米国外支店であるシティグループおよび米国子会社は現在、米国外支店の米国外税引前利益全額に対して米国法人税を課税されています。2018年度から、支店には外国税額控除（FTC）に係る個々の所得バスケットがあります。また、米国外の子会社または関連会社からの配当金は、事実上、米国法人税の免税対象となっています。当社は、米国外子会社の課税基準額を上回る簿価の差額分のうち、米国外で永久的に再投資される部分を除いた金額について、法人税等を計上しています。

2019年12月31日現在では、米国外事業体の課税基準の差額のうち109億ドル（2018年12月31日現在では155億ドル）が永久的に再投資されました。これらに関する当社の主張が認められなかった場合、現行税率で41億ドルの法人税等（米国のFTCを考慮後）を追加計上しなければなりません。課税基準の差額が前年度末と比べ46億ドル減少したのは、主に、隣接する国の関連会社を子会社ではなく支店として取り扱うという租税選択を行ったためです。

1988年より前に発生した当社の「貯蓄銀行の基準年度貸倒引当金」については、現在の米国税務規則のもとでは、当該金額が連邦法で定められた限度額を超えて分配される場合にのみ法人税の支払義務が生じるため、法人税等を計上していません。2019年12月31日現在における基準年度引当金の合計額は約358百万ドル（750万ドルの課税）でした。

繰延税金資産

2019年12月31日現在、シティは65億ドルの評価性引当金を有しており、FTCの繰越分に係る46億ドル、米国外支店に関連する米国残存DTAに係る8億ドル、米国外の現地のDTAに係る10億ドル、および州の繰越欠損金に係る1億ドルの評価性引当金で構成されていました。FTCに対する評価性引当金は、より低い税率や、米国外支店のFTCに係る新しい個々の所得バスケットの影響によるものです。米国税制改革法施行後に関係するシティの評価性引当金の絶対額は、将来の年度において変更される可能性があります。第一に、米国外支店のFTCに係る個々の所得バスケットにより、これらの支店が所在する現地の税率が米国の平均税率である21%を超えていることを考慮すると、繰越期間の満了により相殺される、評価性引当金が必要となる（FTCに係る）DTAの追加計上が生じる見込みです。支店の所得バスケットに係るFTCに対する評価性引当金が44億ドルから35億ドルに減少したのは、主に、2009年度のFTCの繰越期間が満了したためです。

第二に、シティのFTCに係る一般所得バスケットにおける、米国外を源泉とする米国内拠点所得の予測額変動、当該所得を増やすためにシティが講じることができる措置、および前年度とは異なる税務調査結果が、当該FTCに対して必要な評価性引当金の金額を変動させる可能性があります。一般所得バスケットに係る評価性引当金は、16億ドルから11億ドルに減少しました。この減少は以下に示す事実によるものです。シティは、米国外顧客との取引を伴う金融事業や関連融資を米国に移転する計画を実行しました。この措置により時間とともに生じる外国源泉所得の増加分は、50%超の確率で、FTC繰越額の中から2億ドルの使用を可能にする見込みです。加えてシティは、当社の流動性管理プログラムの一環として、特定種の米国外有価証券の所有を増やし、当該有価証券を米国での業務において保有する計画も実行しました。この措置により生じる、外国源泉所得の増加分は、50%超の確率で、FTC繰越額の中からさらに2億ドルの使用を可能にする見込みです。残りの一般所得バスケットに係る評価性引当金の減少分は、その他3億ドル(うち2億ドルは別個のものともみなされ、1億ドルは2019年度の外国源泉所得と関係のあるもの)の外国源泉所得の増加によるもので、その一部分は、FTCと対応する評価性引当金を増加させた前年度の税務申告調整と関係のある2億ドルの増加により相殺されました。米国外支店に関連する米国残存DTAに係る評価性引当金が17億ドルから8億ドルに減少したのは、主に、隣接する国の子会社を支店に転換する租税選択を行ったためで、これにより、米国外の現地のDTAと相殺される9億ドルの米国DTLが生じました。加えて、米国外の現地の評価性引当金が15億ドルから10億ドルに減少したのは、主に、米国外の管轄区域におけるNOL繰越期間が満了したためでした。次表はシティのDTAを要約したものです。

(単位：十億ドル)	DTA残高 2019年 12月31日現在	DTA残高 2018年 12月31日現在
税務管轄 / 項目⁽¹⁾		
米国連邦税⁽²⁾		
欠損金(NOL) ⁽³⁾	\$ 2.8	\$ 2.6
外国税額控除(FTC)	6.3	6.8
一般事業税額控除(GBC)	2.5	1.0
将来の税額控除	6.2	6.7
米国連邦税合計	\$17.8	\$17.1
州税および地方税		
ニューヨーク州のNOL	\$ 1.7	\$ 2.0
その他の州のNOL	0.2	0.2
将来の税額控除	1.3	1.4
州税および地方税合計	\$ 3.2	\$ 3.6
米国外税		
NOL	\$ 0.5	\$ 0.6
将来の税額控除	1.6	1.6
米国外税合計	\$ 2.1	\$ 2.2
合計	\$23.1	\$22.9

(1) いずれも評価性引当金控除後の額です。

(2) 2019年12月31日現在の米国連邦税のDTA純額178億ドルには、関連する繰越期間に戻入れられ、DTAの裏付けとして利用される繰延税金負債34億ドルが含まれていました。

(3) 最終的にシティグループの連結納税に利用される予定の連結納税対象外の繰越NOLで構成されています。

次表は、税金の繰越欠損金およびその失効日を要約したものです。

(単位：十億ドル)	2019年12月31日	2018年12月31日
失効年		
米国の納税における一般所得バスケットに係る繰越外国税額		
控除⁽¹⁾		
2020年	\$ 0.9	\$ 2.0
2021年	1.1	1.1
2022年	2.4	2.4
2023年	0.4	0.4
2025年	1.4	1.4
2027年	1.2	1.1
米国の納税における一般所得バスケットに係る繰越外国税額	\$ 7.4	\$ 8.4
米国の納税における国外支店所得バスケットに係る繰越外国		
税額控除⁽¹⁾		
2019年	\$	\$ 0.9
2020年	0.7	0.6
2021年	0.6	0.7
2022年	1.0	0.9
2028年	0.9	1.3
2029年	0.3	
米国の納税における国外支店所得バスケットに係る繰越外国	\$ 3.5	\$ 4.4
米国の納税における繰越一般事業税額控除		
2033年	\$ 0.3	\$
2034年	0.2	
2035年	0.2	
2036年	0.1	0.1
2037年	0.5	0.4
2038年	0.5	0.5
2039年	0.7	
米国の納税における繰越一般事業税額控除合計	\$ 2.5	\$ 1.0
米国子会社の個別の連邦繰越NOL		
2027年	\$ 0.1	\$ 0.2
2028年	0.1	0.1
2030年	0.3	0.3
2032年		0.1
2033年	1.6	1.6
2034年	2.0	2.1
2035年	3.3	3.3
2036年	2.1	2.1
2037年	1.0	1.0
無期限の繰越期間	3.0	1.7
米国子会社の個別の連邦繰越NOL合計⁽²⁾	\$13.5	\$12.5
ニューヨーク州の繰越NOL⁽²⁾		
2034年	\$ 9.9	\$11.7
ニューヨーク市の繰越NOL⁽²⁾		
2034年	\$10.0	\$11.5
米国外繰越NOL⁽¹⁾		
多年にわたる	\$ 1.5	\$ 2.0

(1) 評価性引当金控除前。

(2) 税引前。

時間の経過に伴い、FTC部分に関して利用可能な残存期間が短縮されました。実現可能性は担保されませんが、DTAが発生している管轄区域における将来の課税所得についての予測、および戦略的タックスプランニング（ASC 740「法人税等」で定義されています。）の検討に基づいて2019年12月31日現在で認識されたDTA純額231億ドルの実現可能性は50%超であるとシティは考えています。

米国連邦、ニューヨーク州およびニューヨーク市の20年間のNOL繰越期間は、既存の繰越NOLに係るDTAを全額利用するのに十分な時間を与えているとシティは考えています。これは、米国で十分な課税所得を得られるというシティの予測と、ニューヨーク州およびニューヨーク市がシティの米国外所得に対して引き続き課税するという事実に基づいています。

DTAのFTC部分について、繰越期間は10年間です。FTCの利用は、概して、その年度の外国源泉課税所得の21%に制限されています。しかし、2019年12月31日現在でシティに発生している国内損失全体である約390億ドルは、翌年以降の国内源泉所得の50%から100%（納税者が選択）を上限として外国源泉所得として再区分されることが認められています。その結果生じる外国源泉課税所得は、評価性引当金控除後のFTCの繰越分を利用するのに十分と考えられます。上表に記載のとおり、シティのFTCの繰越分は、2019年12月31日現在で63億ドル（評価性引当金控除前で109億ドル）であったのに対して、2018年12月31日現在では68億ドルでした。シティでは、10年間の繰越期間中における納税申告書において得られるFTC（これはいかなる繰越額より前に利用する必要があります。）について検討した結果に基づき、当該期間内には、評価性引当金控除後の正味FTCを利用できる十分な米国での課税所得を得られると考えています。

10. 1 株当たり利益

次表は、基本および希薄化後1株当たり利益（EPS）の計算に使用された利益と株式データの調整を示したものです。

（単位：百万ドル、ただし1株当たりの金額を除く。）

	2019年	2018年	2017年
普通株式1株当たり利益			
非支配持分控除前の継続事業からの利益	\$ 19,471	\$ 18,088	\$ (6,627)
控除：非支配持分（継続事業）	66	35	60
（EPS計算のための）継続事業からの純利益	\$ 19,405	\$ 18,053	\$ (6,687)
非継続事業からの損失（税引後）	(4)	(8)	(111)
シティグループ当期利益	\$ 19,401	\$ 18,045	\$ (6,798)
控除：優先配当 ⁽¹⁾	1,109	1,174	1,213
普通株主帰属当期利益	\$ 18,292	16,871	\$ (8,011)
控除：配当に対する権利のある従業員制限付繰延株式へ割り当てられた配当および未処分利益（基本EPSに該当）	121	200	37
基本EPS計算のための普通株主に割り当てられた当期利益	\$ 18,171	\$ 16,671	\$ (8,048)
基本EPS計算に適用される普通株式加重平均発行株式数（百万株）	2,249.2	2,493.3	2,698.5
基本1株当たり利益⁽²⁾			
継続事業からの利益	\$ 8.08	\$ 6.69	\$ (2.94)
非継続事業			(0.04)
基本1株当たり当期利益	\$ 8.08	\$ 6.69	\$ (2.98)
希薄化後1株当たり利益			
基本EPS計算のための普通株主に割り当てられた当期利益	\$ 18,171	\$ 16,671	\$ (8,048)
加算：喪失する可能性がある配当に対する権利のある従業員制限付繰延株式へ割り当てられた配当	33		
希薄化後EPS計算のための普通株主に割り当てられた当期利益	\$ 18,204	\$ 16,671	\$ (8,048)
基本EPS計算に適用される普通株式加重平均発行株式数（百万株）	2,249.2	2,493.3	2,698.5
希薄化証券の影響			
オプション ⁽³⁾	0.1	0.1	
その他従業員制度	16.0	1.4	
希薄化後EPS計算に適用される調整後普通株式加重平均発行株式数（百万株）⁽⁴⁾	2,265.3	2,494.8	2,698.5
希薄化後1株当たり利益⁽²⁾			
継続事業からの利益	\$ 8.04	\$ 6.69	\$ (2.94)
非継続事業			(0.04)
希薄化後1株当たり当期利益	\$ 8.04	\$ 6.68	\$ (2.98)

(1) 優先株式配当の潜在的な将来における影響については、当連結財務諸表注記20をご参照ください。

(2) 四捨五入により、継続事業からの1株当たり利益と非継続事業からの1株当たり利益の合計は、1株当たり当期利益とならない場合があります。

(3) 2019年度において、普通株式を購入できるオプションの発行残高は重要ではありませんでした。2018年度および2017年度において、普通株式それぞれ0.5百万株および0.8百万株を購入できる加重平均オプションが発行済みでしたが、1株当たり加重平均行使価格それぞれ145.69ドルおよび204.80ドルが逆希薄化効果をもたらすため、1株当たり利益の計算から除かれています。

(4) 四捨五入のため、基本EPSに適用される発行済普通株式数と希薄化証券の影響の合計は、希薄化後EPSに適用される発行済普通株式数と一致しないことがあります。

11. 借入有価証券、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券

「借入有価証券および売戻条件付買入有価証券」のそれぞれの簿価は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2019年12月31日	2018年12月31日
売戻条件付買入有価証券	\$169,874	\$159,364
借入有価証券に伴う差入保証金	81,448	111,320
合計⁽¹⁾	\$251,322	\$270,684

「貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券」のそれぞれの簿価は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2019年12月31日	2018年12月31日
買戻条件付売渡有価証券	\$155,164	\$166,090
貸付有価証券に伴う受入保証金	11,175	11,678
合計⁽¹⁾	\$166,339	\$177,768

(1) 上表には、2019年および2018年12月31日現在、それぞれ63億ドルおよび159億ドルの有価証券を担保とする有価証券貸付取引（当社が貸し手となり、担保として売却または差入可能な有価証券を受け取る取引）は含まれていません。このような取引において、当社は、受け取った有価証券を「その他資産」に公正価値で認識し、当該有価証券の返却義務を「ブローカレッジ債務」に負債として認識します。

売戻および買戻条件付契約取引は、有担保金融取引です。シティでは主に、顧客のマッチド・ブック取引を促進し、トレーディング残高の一部の資金調達を効率的に行うためにシティのブローカー・ディーラー子会社を通じてこれらの取引を行っています。シティの銀行子会社では、主に顧客の財務活動促進のために取引を行っています。

市況が幅広く変化する（市況が不安定になることを含みます。）中でも確実に資金を調達できるよう、シティでは、裏付担保の質を考慮し、資金調達期間を限定するという方法で、これらの取引を管理しています。またシティでは、ストレス・テストを毎日実施して支払能力、期間、ヘアカット率、担保特性および顧客による対応の変化を見極めるという方法で、有担保金融取引に伴うリスクを管理しています。加えてシティでは、集中を引き起こす要素を排除する対策を講じ、ストレス環境における取引相手の信頼性や安定性を評価するという方法で、取引相手を多様化しています。

当社の方針上、担保を徴求し、その市場価値を契約に基づき支払期日が到来する金額と比較してモニターしており、必要に応じて迅速に追加担保の差入れを要求することで、契約上の証拠金による保証を維持しています。売戻および買戻条件付契約取引については、必要に応じ、当社では、契約上の証拠金による保証を維持するために追加担保の差入を行っています。

典型的な担保は、政府証券および政府諸機関証券、社債および地方債、株式、ならびにモーゲージ・バック証券およびその他のアセット・バック証券で構成されています。

売戻および買戻条件付契約取引は通常、業界で標準的な契約に基づき文書化されています。これらの契約は、関連するマスター契約に基づき支払不履行または他の種類の債務不履行が発生した場合、すべての取引を即時決済すること（保有有価証券の清算を含みます。）、および債務不履行を起こしていない当事者が現金または有価証券を返却する債務を相殺することを認めるものです。債務不履行事由には通常、（ ）取引に基づき要求される現金または有価証券を受渡できないこと、（ ）証拠金の目的で用いられる現金または有価証券を差入または返却できないこと、（ ）表明への違反、（ ）当事者間で、または場合によってはその関連会社との間で行われた別の取引へのクロスデフォルト、ならびに（ ）契約に基づく債務の否認が含まれます。これらの取引において有価証券を受取った取引相手には通常、有価証券の使用に関する制限は付されていません。ただし、三者間で実行された取引の場合、担保はカストディアンが保管し、業務上の制約によって、当該有価証券の利用が制限される可能性があります。

売戻および買戻条件付契約取引の相当な部分は、当連結財務諸表注記24および25に記載のとおり、公正価値で計上されています。公正価値で計上されていない取引は、主に現金支払額または受領額に各契約取引に明記された経過利息を加算した金額で計上されています。

借入および貸付有価証券契約も、売戻および買戻条件付契約取引と同様の有担保金融取引を表しています。典型的な担保は、政府証券および政府諸機関証券、ならびに社債および持分有価証券で構成されています。

売戻および買戻条件付契約取引と同様に、借入および貸付有価証券契約は通常、業界で標準的な契約に基づき文書化されています。これらの契約は、関連するマスター契約に基づき相手方による支払不履行またはその他の債務不履行が発生した場合、すべての取引を即時決済すること（保有有価証券の清算を含みます。）、および債務不履行を起こしていない当事者が現金または有価証券を返却する債務を相殺することを認めるものです。債務不履行事由ならびに借入および貸付有価証券契約に基づき有価証券を利用できる権利は、上記の売戻および買戻条件付契約取引と同様です。

借入および貸付有価証券契約の相当な部分は、現金支払額または受取額で計上されています。当連結財務諸表注記25に記載のとおり、当社は特定の借入および貸付有価証券のポートフォリオについて公正価値オプションの適用を選択したため、現金支払額または受取額で計上されていない契約は公正価値で計上されています。貸付有価証券取引に関して、当社は通常、貸し付けた有価証券の市場価値を上回る額の現金担保を受け取っています。当社は、日次で借入有価証券および貸付有価証券の市場価値をモニターしており、契約上の証拠金による保証を維持するために追加担保の受入または差入を行っています。

売戻および買戻条件付契約取引ならびに借入および貸付有価証券契約のマスター・ネットリング契約に組み込まれた相殺の権利の強制力は、（ ）これらの契約の強制力に関して必要な水準の確実性をもたらす裏付けとなる法律意見を知名度のある弁護士から入手できる場合であって、かつ（ ）破産、支払不能もしくは類似手続を含む債務不履行事由の発生時に、債務不履行に陥っていない当事者がこれらの契約に基づき取引を終了させて純額ベースで一括決済できる権利の行使が適用される法律に基づき停止されない、または無効とならない場合に証明されます。

一部の地域においては、相殺の権利の強制力に関して特に規定がないか、もしくは判断に十分なほど明確でない場合、または不利な判例または相反する規則によってかかる権利の強制力に関して疑念が生じる可能性がある場合、法律意見を求めない、または入手できない可能性があります。一部の地域においては、また、取引相手の種類によっては、重複する制度が存在するため、特定の種類の取引相手に対して支払不能に関する法律が存在しない、または明確でない可能性があります。こうした例は一部の国、自治体、中央銀行および米国内年金制度に見られます。

売戻および買戻条件付契約取引ならびに借入および貸付有価証券契約の総額および純額、ならびにASC 210-20-45に基づき認められている関連する相殺額は次表のとおりです。この表には、ASC 210-20-45に基づき相殺が認められていないが、債務不履行事由が発生し、相殺の権利の強制力を裏付ける法律意見を入手した場合に相殺可能になる金融商品に関連する金額も含まれています。残りのエクスポージャーは金融担保によって引き続き保証されますが、当社は、相殺の権利の強制力を証明する法律意見を求めない、または入手できない場合があります。

2019年12月31日現在

	認識された 資産の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる資産の 純額	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽²⁾	純額 ⁽³⁾
(単位：百万ドル) 売戻条件付買入有価証券	\$281,274	\$111,400	\$169,874	\$134,150	\$ 35,724
借入有価証券に伴う 差入保証金	90,047	8,599	81,448	27,067	54,381
合計	\$371,321	\$119,999	\$251,322	\$161,217	\$ 90,105

	認識された 負債の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる負債の 純額	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽²⁾	純額 ⁽³⁾
(単位：百万ドル) 買戻条件付売渡有価証券	\$266,564	\$111,400	\$155,164	\$ 91,034	\$ 64,130
貸付有価証券に伴う 受入保証金	19,774	8,599	11,175	3,138	8,037
合計	\$286,338	\$119,999	\$166,339	\$ 94,172	\$ 72,167

2018年12月31日現在

(単位：百万ドル)	認識された 資産の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる資産の 純額	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽²⁾	純額 ⁽³⁾
売戻条件付買入有価証券	\$246,788	\$ 87,424	\$159,364	\$124,557	\$ 34,807
借入有価証券に伴う 差入保証金	111,320		111,320	35,766	75,554
合計	\$358,108	\$ 87,424	\$270,684	\$160,323	\$110,361

(単位：百万ドル)	認識された 負債の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる負債の 純額	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽²⁾	純額 ⁽³⁾
買戻条件付売渡有価証券	\$253,514	\$ 87,424	\$166,090	\$ 82,823	\$ 83,267
貸付有価証券に伴う 受入保証金	11,678		11,678	3,415	8,263
合計	\$265,192	\$ 87,424	\$177,768	\$ 86,238	\$ 91,530

- (1) ASC 210-20-45に基づき相殺が認められている、強制力のあるマスター・ネットリング契約の対象である金融商品が含まれています。
- (2) ASC 210-20-45に基づき相殺が認められてはいないが、債務不履行事由が発生し、相殺の権利の強制力を裏付ける法律意見を入手した場合に相殺可能となる、強制力のあるマスター・ネットリング契約の対象である金融商品が含まれています。
- (3) 残りのエクスポージャーは金融担保によって引き続き保証されますが、当社は、相殺の権利の強制力を証明する法律意見を求めない、または入手できない場合があります。

契約上の満期までの残存期間別の買戻条件付契約取引および貸付有価証券契約に関連した負債の総額は、以下の表のとおりです。

2019年12月31日現在

(単位：百万ドル)	期限未設定 および 翌日もの	30日以内	31日以上 90日以内	90日超	合計
買戻条件付売渡有価証券	\$108,534	\$ 82,749	\$ 35,108	\$ 40,173	\$266,564
貸付有価証券に伴う 受入保証金	15,758	208	1,789	2,019	19,774
合計	\$124,292	\$ 82,957	\$ 36,897	\$ 42,192	\$286,338

2018年12月31日現在

(単位：百万ドル)	期限未設定 および 翌日もの	30日以内	31日以上 90日以内	90日超	合計
買戻条件付売渡有価証券	\$108,405	\$ 70,850	\$ 29,898	\$ 44,361	\$253,514
貸付有価証券に伴う 受入保証金	6,296	774	2,626	1,982	11,678
合計	\$114,701	\$ 71,624	\$ 32,524	\$ 46,343	\$265,192

裏付けとなる担保の種類別の買戻条件付契約取引および貸付有価証券契約に関連した負債の総額は、以下の表のとおりです。

(単位：百万ドル)	2019年12月31日現在		
	買戻条件付契約取引	貸付有価証券契約	合計
米国財務省証券および連邦諸機関証券	\$100,781	\$ 27	\$100,808
州および地方債証券	1,938	5	1,943
外国政府証券	95,880	272	96,152
社債	18,761	249	19,010
持分有価証券	12,010	19,069	31,079
モーゲージ・バック証券	28,458		28,458
アセット・バック証券	4,873		4,873
その他	3,863	152	4,015
合計	\$266,564	\$ 19,774	\$286,338

(単位：百万ドル)	2018年12月31日現在		
	買戻条件付契約取引	貸付有価証券契約	合計
米国財務省証券および連邦諸機関証券	\$ 86,785	\$ 41	\$ 86,826
州および地方債証券	2,605		2,605
外国政府証券	99,131	179	99,310
社債	21,719	749	22,468
持分有価証券	12,920	10,664	23,584
モーゲージ・バック証券	19,421		19,421
アセット・バック証券	6,207		6,207
その他	4,726	45	4,771
合計	\$253,514	\$ 11,678	\$265,192

12. ブローカレッジ債権およびブローカレッジ債務

当社はブローカー・ディーラーおよび顧客との間で行った金融商品の売買取引から生じる債権債務を有しており、これらは通常の事業活動において発生しています。シティはブローカー・ディーラーもしくは顧客が購入代金を支払うことができない、または売却した金融商品を引き渡せないといった損失のリスクにさらされています。このような場合、シティは当該金融商品を市場価格で売却または購入することになります。問題となるブローカー・ディーラーまたは顧客の代わりとなって、取引所または清算機関が取引相手となる場合には、信用リスクは軽減されます。

シティは、規制上および社内規程で定められている保証金を維持するよう顧客に要求することで、顧客取引に関連するリスクの軽減を図っています。保証金の水準は日々モニターされ、顧客は当社からの要求に応じて追加担保を差し入れることになっています。顧客が担保要件を満たすことができない場合、シティは、必要な保証金の水準の維持に十分な原資産金融商品を処分することがあります。

信用リスクに対するエクスポージャーは市場のボラティリティによって影響を受けるため、その影響で顧客がシティに対する義務を履行できなくなる可能性があります。当社は、信用リスクの感応度が高い先渡、先物およびその他の取引を行っている顧客およびブローカー・ディーラーに対して信用供与限度額を設定し、緻密にモニターしています。

「ブローカレッジ債権」および「ブローカレッジ債務」は、以下のとおりです。

	12月31日	
	2019年	2018年
(単位：百万ドル)		
対顧客債権	\$15,912	\$14,415
ブローカー・ディーラーおよび清算機関に対する債権	23,945	21,035
ブローカレッジ債権合計⁽¹⁾	\$39,857	\$35,450
対顧客債務	\$37,613	\$40,273
ブローカー・ディーラーおよび清算機関に対する債務	10,988	24,298
ブローカレッジ債務合計⁽¹⁾	\$48,601	\$64,571

(1) シティのブローカー・ディーラー事業体が計上した、証券ブローカーおよびディーラーに関するAICPA会計ガイド(ASC 940-320に編纂)に従って会計処理されるブローカレッジ債権およびブローカレッジ債務を含んでいます。

13. 投資

次表はシティの投資をカテゴリー別に示したものです。

	12月31日	
	2019年	2018年
(単位：百万ドル)		
売却可能負債証券	\$ 280,265	\$ 288,038
満期保有目的負債証券 ⁽¹⁾	80,775	63,357
公正価値で測定された市場性のある持分有価証券 ⁽²⁾	458	220
公正価値で測定された市場性のない持分有価証券 ⁽²⁾	704	889
代替的測定方法により測定された市場性のない持分有価証券 ⁽³⁾	700	538
取得原価で測定された市場性のない持分有価証券 ⁽⁴⁾	5,661	5,565
投資合計	\$ 368,563	\$ 358,607

(1) 信用関連減損を控除した調整後償却原価で計上されています。

(2) 未実現利益および損失は、損益に計上されています。

(3) 観察可能な価格の変動による減損損失および簿価の調整は損益に計上されます。

(4) 主に連邦準備銀行、連邦住宅貸付銀行およびシティグループがメンバーとなっている特定の取引所によって発行された株式で構成されています。

次表は、投資に係る受取利息および受取配当金を示しています。

	2019年	2018年	2017年
(単位：百万ドル)			
課税利息	\$9,269	\$8,704	\$7,538
米国連邦税非課税利息	404	521	535
受取配当金	187	269	222
受取利息および受取配当金合計	\$9,860	\$9,494	\$8,295

次表は、投資の売却に係る実現損益を示していますが、一時的でない減損による損失は除かれています。

(単位：百万ドル)	2019年	2018年	2017年
投資実現粗利益	\$1,599	\$ 682	\$1,039
投資実現粗損失	(125)	(261)	(261)
投資の売却に係る正味実現利益	\$1,474	\$ 421	\$ 778

当社は、満期保有目的に分類された特定の負債証券を随時売却できます。これらの売却は、発行体もしくは有価証券の信用力が著しく悪化したこと、または取得時における当該有価証券の元本残高の大部分（少なくとも85%）を当社が回収できたことを理由に行われました。加えて、他のいくつかの負債証券が、信用力の著しい悪化を理由に売却可能投資に組替えられました。当社には、通常、組替えた当該負債証券を売却する意思があるため、シティは当該有価証券に係る一時的でない減損を計上しました。次表には、各表示期間における、売却したおよび売却可能に組替えた満期保有目的負債証券の簿価と、当該有価証券と関係のある利益（損失）または一時的でない減損損失を示しています。

(単位：百万ドル)	2019年	2018年	2017年
売却した満期保有目的負債証券の簿価	\$	\$ 61	\$ 81
満期保有目的負債証券の売却に係る正味実現利益（損失）			13
売却可能に組替えられた負債証券の簿価		8	74
売却可能に組替えられた負債証券に係る一時的でない減損損失			

売却可能負債証券

売却可能負債証券の償却原価および公正価値は、以下のとおりです。

(単位:百万ドル)	2019年				2018年			
	償却原価	未実現粗利益	未実現粗損失	公正価値	償却原価	未実現粗利益	未実現粗損失	公正価値
売却可能負債証券								
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾								
米国政府系機関保証証券	\$ 34,963	\$ 547	\$ 280	\$ 35,230	\$ 43,504	\$ 241	\$ 725	\$ 43,020
米国外の住宅証券	789	3		792	1,310	4	2	1,312
商業用証券	75			75	174	1	2	173
モーゲージ・バック証券合計	\$ 35,827	\$ 550	\$ 280	\$ 36,097	\$ 44,988	\$ 246	\$ 729	\$ 44,505
米国財務省証券および連邦 諸機関証券								
米国財務省証券	\$106,429	\$ 50	\$ 380	\$106,099	\$109,376	\$ 33	\$1,339	\$108,070
機関債券	5,336	3	20	5,319	9,283	1	132	9,152
米国財務省証券および連邦 諸機関証券合計	\$111,765	\$ 53	\$ 400	\$111,418	\$118,659	\$ 34	\$1,471	\$117,222
州および地方債証券	\$ 5,024	\$ 43	\$ 89	\$ 4,978	\$ 9,372	\$ 96	\$ 262	\$ 9,206
外国政府証券	110,958	586	241	111,303	100,872	415	596	100,691
社債	11,266	52	101	11,217	11,714	42	157	11,599
アセット・バック証券 ⁽¹⁾	524		2	522	845	2	4	843
その他負債証券	4,729	1		4,730	3,973		1	3,972
売却可能負債証券合計	\$280,093	\$1,285	\$1,113	\$280,265	\$290,423	\$ 835	\$3,220	\$288,038

(1) 当社はモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に投資しています。これらの証券化事業体は通常VIEとみなされます。これらのVIEから生じた損失に対する当社の最大エクスポージャーは、これらの証券の簿価と同額であり、上表に反映されています。その他当社が関与しているモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の証券化については、当連結財務諸表注記21をご参照ください。

2019年12月31日現在、確定収益証券の償却原価は、その公正価値を1,113百万ドル上回っていました。1,113百万ドルのうち、802百万ドルは未実現粗損失の発生期間が1年未満の確定収益投資に関するもので、そのうち93%は投資適格格付けを有していました。311百万ドルは未実現粗損失の発生期間が1年以上の確定収益投資に関するもので、そのうち92%が投資適格格付けを有していました。また上記の311百万ドルのうち、132百万ドルは米国財務省証券に該当するものでした。

次表は、未実現損失が生じている売却可能負債証券の公正価値を示したものです。

	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未実現粗損失	公正価値	未実現粗損失	公正価値	未実現粗損失
(単位：百万ドル)						
2019年12月31日						
売却可能負債証券						
モーゲージ・バック証券						
米国政府系機関保証証券	\$ 9,780	\$ 242	\$ 1,877	\$ 38	\$ 11,657	\$ 280
米国外の住宅証券	208		1		209	
商業用証券	16		27		43	
モーゲージ・バック証券合計	\$ 10,004	\$ 242	\$ 1,905	\$ 38	\$ 11,909	\$ 280
米国財務省証券および連邦諸機関証券						
米国財務省証券	\$ 45,484	\$ 248	\$ 26,907	\$ 132	\$ 72,391	\$ 380
機関債券	781	2	3,897	18	4,678	20
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$ 46,265	\$ 250	\$ 30,804	\$ 150	\$ 77,069	\$ 400
州および地方債証券	\$ 362	\$ 62	\$ 266	\$ 27	\$ 628	\$ 89
外国政府証券	35,485	149	8,170	92	43,655	241
社債	2,916	98	123	3	3,039	101
アセット・バック証券	112	1	166	1	278	2
その他負債証券	1,307				1,307	
売却可能負債証券合計	\$ 96,451	\$ 802	\$ 41,434	\$ 311	\$137,885	\$1,113
2018年12月31日						
売却可能負債証券						
モーゲージ・バック証券						
米国政府系機関保証証券	\$ 11,160	\$ 286	\$ 13,143	\$ 439	\$ 24,303	\$ 725
米国外の住宅証券	284	2	2		286	2
商業用証券	79	1	82	1	161	2
モーゲージ・バック証券合計	\$ 11,523	\$ 289	\$ 13,227	\$ 440	\$ 24,750	\$ 729
米国財務省証券および連邦諸機関証券						
米国財務省証券	\$ 8,389	\$ 42	\$ 77,883	\$1,297	\$ 86,272	\$1,339
機関債券	277	2	8,660	130	8,937	132
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$ 8,666	\$ 44	\$ 86,543	\$1,427	\$ 95,209	\$1,471
州および地方債証券	\$ 1,614	\$ 34	\$ 1,303	\$ 228	\$ 2,917	\$ 262
外国政府証券	40,655	265	15,053	331	55,708	596
社債	4,547	115	2,077	42	6,624	157
アセット・バック証券	441	4	55		496	4
その他負債証券	1,790	1			1,790	1
売却可能負債証券合計	\$ 69,236	\$ 752	\$118,258	\$2,468	\$187,494	\$3,220

次表は、売却可能負債証券の償却原価および公正価値を契約満期日別に示したものです。

	12月31日			
	2019年		2018年	
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
(単位：百万ドル)				
モーゲージ・バック証券⁽¹⁾				
1年以内	\$ 20	\$ 20	\$ 14	\$ 14
1年超5年以内	573	574	662	661
5年超10年以内	594	626	2,779	2,828
10年超 ⁽²⁾	34,640	34,877	41,533	41,002
合計	\$ 35,827	\$ 36,097	\$ 44,988	\$ 44,505
米国財務省証券および連邦諸機関証券				
1年以内	\$ 40,757	\$ 40,688	\$ 41,941	\$ 41,867
1年超5年以内	70,128	69,850	76,139	74,800
5年超10年以内	854	851	489	462
10年超 ⁽²⁾	26	29	90	93
合計	\$111,765	\$111,418	\$118,659	\$117,222
州および地方債証券				
1年以内	\$ 932	\$ 932	\$ 2,586	\$ 2,586
1年超5年以内	714	723	1,676	1,675
5年超10年以内	195	215	585	602
10年超 ⁽²⁾	3,183	3,108	4,525	4,343
合計	\$ 5,024	\$ 4,978	\$ 9,372	\$ 9,206
外国政府証券				
1年以内	\$ 42,611	\$ 42,666	\$ 39,078	\$ 39,028
1年超5年以内	58,820	59,071	50,125	49,962
5年超10年以内	8,192	8,198	10,153	10,149
10年超 ⁽²⁾	1,335	1,368	1,516	1,552
合計	\$110,958	\$111,303	\$100,872	\$100,691
その他すべて⁽³⁾				
1年以内	\$ 7,306	\$ 7,311	\$ 6,166	\$ 6,166
1年超5年以内	8,279	8,275	8,459	8,416
5年超10年以内	818	797	1,474	1,427
10年超 ⁽²⁾	116	86	433	405
合計	\$ 16,519	\$ 16,469	\$ 16,532	\$ 16,414
売却可能負債証券合計	\$280,093	\$280,265	\$290,423	\$288,038

(1) 米国政府系機関のモーゲージ・バック証券を含みます。

(2) 満期のない投資有価証券は契約満期10年超に含まれます。実際の満期は、償還権または期限前返済権の有無によって異なる可能性があります。

(3) 社債、アセット・バック証券およびその他の負債証券を含みます。

満期保有目的負債証券

満期保有目的負債証券の簿価および公正価値は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	簿価	未実現粗利益	未実現粗損失	公正価値
2019年12月31日				
満期保有目的負債証券				
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾⁽²⁾				
米国政府機関保証付証券	\$46,637	\$1,047	\$ 21	\$47,663
米国外の住宅証券	1,039	5		1,044
商業用証券	582	1		583
モーゲージ・バック証券合計	\$48,258	\$1,053	\$ 21	\$49,290
州および地方債証券 ⁽³⁾	\$ 9,104	\$ 455	\$ 28	\$ 9,531
外国政府証券	1,934	37	1	1,970
アセット・バック証券 ⁽¹⁾	21,479	12	59	21,432
満期保有目的負債証券合計	\$80,775	\$1,557	\$109	\$82,223
2018年12月31日				
満期保有目的負債証券				
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾⁽⁴⁾				
米国政府機関保証付証券	\$34,239	\$ 199	\$578	\$33,860
米国外の住宅証券	1,339	12	1	1,350
商業用証券	368			368
モーゲージ・バック証券合計	\$35,946	\$ 211	\$579	\$35,578
州および地方債証券	\$ 7,628	\$ 167	\$138	\$ 7,657
外国政府証券	1,027		24	1,003
アセット・バック証券 ⁽¹⁾	18,756	8	112	18,652
満期保有目的負債証券合計	\$63,357	\$ 386	\$853	\$62,890

- (1) 当社はモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に投資しています。これらの証券化事業体は通常VIEとみなされます。これらのVIEから生じた損失に対する当社の最大エクスポージャーは、これらの証券の簿価と同額であり、上表に反映されています。その他当社が関与しているモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の証券化については、当連結財務諸表注記21をご参照ください。
- (2) 2019年3月、シティバンクは、ASC 320に基づき、50億ドルの政府機関の住宅モーゲージ・バック証券（以下「RMBS」といいます。）の分類を売却可能から満期保有目的に振替えました。振替時点では、当該有価証券において56百万ドルの未実現損失が生じていました。この損失額はAOCIに引き続き計上され、これらの有価証券の残存期間にわたって償却されます。
- (3) 2019年12月、シティバンクは、ASC 320に基づき、173百万ドルの州および地方債証券の分類を売却可能から満期保有目的に振替えました。振替時点では、当該債券において5百万ドルの未実現利益が生じていました。この利益額はAOCIに引き続き計上され、これらの有価証券の残存期間にわたって償却されます。
- (4) 2018年11月、シティバンクは、ASC 320に従い、100億ドルの政府機関の住宅モーゲージ・バック証券（RMBS）および商業用モーゲージ・バック証券（以下「CMBS」といいます。）を、売却可能分類から満期保有目的分類に振替えました。この振替時点では、これらの有価証券において、598百万ドルの未実現損失が生じていました。この金額はAOCIに引き続き計上され、これらの有価証券の残存期間にわたり償却されます。

当社は、その状況において予見されていない重要な変更（信用力の悪化または規制資本要件の変更も含まれます。）がなければ、満期まで、または該当する場合には発行体によるコール・オプションの行使まで、これらの有価証券を保有する積極的な意思と能力を有しています。

AOCIに分類された満期保有目的有価証券に係る正味未実現損失は主に、過去において売却可能に分類され、満期保有目的に振替えられた負債証券に関連しており、公正価値ヘッジ調整累計額が含まれます。正味未実現損失には、損益に計上された信用の減損が生じている満期保有目的負債証券に関する信用関連以外の理由による公正価値の変動も含まれます。満期保有目的負債証券のAOCI残高は、同じ負債証券の振替日現在の公正価値と額面価額の差額の調整と同じ方法で、利回りの調整として償却されます。

次表は、未認識損失の生じている満期保有目的負債証券の公正価値を示したものです。

	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未認識粗損失	公正価値	未認識粗損失	公正価値	未認識粗損失
(単位：百万ドル)						
2019年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券	\$ 3,590	\$ 10	\$ 1,116	\$ 11	\$ 4,706	\$ 21
州および地方債証券	34	1	1,125	27	1,159	28
外国政府証券	1,970	1			1,970	1
アセット・バック証券	7,972	11	765	48	8,737	59
満期保有目的負債証券合計	\$13,566	\$ 23	\$ 3,006	\$ 86	\$16,572	\$109
2018年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券	\$ 2,822	\$ 20	\$18,086	\$559	\$20,908	\$579
州および地方債証券	981	34	1,242	104	2,223	138
外国政府証券	1,003	24			1,003	24
アセット・バック証券	13,008	112			13,008	112
満期保有目的負債証券合計	\$17,814	\$190	\$19,328	\$663	\$37,142	\$853

注：上表に表示されている未認識粗損失からは、2019年および2018年12月31日現在、主に売却可能から組替えられた満期保有目的負債証券の償却原価と簿価との差額に関連してAOCIに計上された正味未実現損失それぞれ(582)百万ドルおよび(653)百万ドルが除かれています。2019年および2018年12月31日現在、これらの正味未認識損失のほとんどすべてが、12ヶ月以上にわたって損失が計上されている有価証券に関連しています。

次表は、満期保有目的負債証券の簿価および公正価値を契約満期日別に示したものです。

	12月31日			
	2019年		2018年	
	簿価	公正価値	簿価	公正価値
(単位：百万ドル)				
モーゲージ・バック証券				
1年以内	\$ 17	\$ 17	\$ 3	\$ 3
1年超5年以内	458	463	539	540
5年超10年以内	1,662	1,729	997	1,011
10年超 ⁽¹⁾	46,121	47,081	34,407	34,024
合計	\$48,258	\$49,290	\$35,946	\$35,578
州および地方債証券				
1年以内	\$ 2	\$ 26	\$ 37	\$ 37
1年超5年以内	123	160	168	174
5年超10年以内	597	590	540	544
10年超 ⁽¹⁾	8,382	8,755	6,883	6,902
合計	\$ 9,104	\$ 9,531	\$ 7,628	\$ 7,657
外国政府証券				
1年以内	\$ 650	\$ 652	\$ 60	\$ 36
1年超5年以内	1,284	1,318	967	967
5年超10年以内				
10年超 ⁽¹⁾				
合計	\$ 1,934	\$ 1,970	\$ 1,027	\$ 1,003
その他すべて⁽²⁾				
1年以内	\$	\$	\$	\$
1年超5年以内				
5年超10年以内	8,545	8,543	2,535	2,539
10年超 ⁽¹⁾	12,934	12,889	16,221	16,113
合計	\$21,479	\$21,432	\$18,756	\$18,652
満期保有目的負債証券合計	\$80,775	\$82,223	\$63,357	\$62,890

(1) 満期のない投資は契約満期10年超に含まれます。実際の満期は、償還権または期限前返済権の有無によって異なる可能性があります。

(2) 社債およびアセット・バック証券を含みます。

一時的でない減損に関する投資の評価

負債証券

概要

当社は、減損が一時的か否かを評価するために、未実現損失が発生しているすべての有価証券を定期的に見直しています。この見直しは損益を通じて公正価値で測定されないすべての有価証券に適用されます。2018年1月1日より、持分有価証券に関して、売却可能のカテゴリーは廃止されているため、これらの有価証券に対する一時的でない減損の見直しは求められていません。

個別の負債証券の現在の公正価値がその調整後償却原価を下回る場合には、未実現損失が存在します。売却可能負債証券に関して、本質的に一時的であると判断される未実現損失は、税引後の金額でAOCIに計上されません。満期保有目的負債証券に関する一時的な損失は通常、これらの投資が調整後償却原価で計上されているため、計上されません。しかし、信用関連の減損が生じている満期保有目的負債証券に関しては、信用損失が一時的でない減損として損益に認識され、一時的でない減損調整後の原価と公正価値との差額はAOCIに認識されて、当該有価証券の残存契約期間にわたり利回りの調整として償却されます。「トレーディング勘定資産」から満期保有目的に振替えられた負債証券の償却原価は、振替日現在の当該証券の公正価値に調整収益を加えた金額から振替後に損益に計上された減損を差し引いたものと定義されています。売却可能から満期保有目的に振替えられた負債証券の償却原価は、当初購入原価に購入時のディスカウントまたはプレミアムの調整累計額または償却累計額について調整し、調整額または償却額控除後の公正価値ヘッジ調整累計額を加減算した金額から、振替後に損益に計上された減損を差し引いたものと定義されています。

当該負債証券の分類が、売却可能であるか、または満期保有目的であるかに関らず、当社は未実現損失が発生しているポジションごとに一時的でない減損について評価しています。減損が一時的か否かを判断する際に考慮される項目は以下のとおりです。

- ・ 公正価値が原価を下回っている期間と程度
- ・ 減損の重大性
- ・ 減損の原因および発行体の財政状態と短期的な見通し
- ・ 信用状態の悪化を示唆する発行体の市場における活動
- ・ 予測される回復に十分な期間にわたって当社が当該投資を保有する能力と意思

当社が、減損について評価する際に考慮する一般的な項目は以下のとおりです。

- ・ 減損した投資の把握と評価
- ・ 公正価値が償却原価を下回っている個々のポジションの分析（未実現損失が発生している期間および回復までの予想期間の検討を含みます。）
- ・ 証拠についての検討（個々のポジションに一時的ではない減損が生じていることの裏付けとなる要素または要因および一時的ではない減損の根拠とはならない要素または要因の評価を含みます。）
- ・ 事業方針に基づいて要求されるこれらの分析結果の文書化

当社に売却する意思があるか、または償却原価まで回復する前に売却を必要とする可能性が50%超であると当社が考えている減損した負債証券の償却原価と公正価値の差額は、その全額が一時的でない減損として損益に認識されます。しかし、当社に売却する意思がなく、売却を必要とする可能性も低い負債証券に関しては、信用関連の減損のみが損益に認識され、信用関連以外の減損はAOCIに計上されます。

負債証券の信用の減損は、経営陣が、有価証券の償却原価の全額を回収するのに十分な契約上の元本および利息のキャッシュ・フローの受領を見込んでいない場合に存在します。

以下のセクションでは、2019年12月31日現在において最も重要な未実現損失が発生している有価証券の種類に関して信用関連の減損を特定するための当社のプロセスについて記載しています。

モーゲージ・バック証券

米国のモーゲージ・バック証券については、対象となる住宅抵当貸付に係る元本および利息のキャッシュ・フローを見積るためのキャッシュ・フロー・モデルを使用して、信用の減損が評価されていますが、当該モデルには当該証券特有の担保および取引構造が勘案されています。当該モデルは、取引構造ならびにその構造内に存在する順位および信用補完を考慮して、それらの見積キャッシュ・フローを有価証券の様々なトランシェに分配するものです。当該キャッシュ・フロー・モデルは、当期中のモーゲージ・バック証券の実際のキャッシュ・フローを取り込み、数多くの仮定（債務不履行率、期限前返済率、担保権実行不動産に関する回収率および政府機関以外のモーゲージ・バック証券に関する予想損失率を含みます。）を用いて残存キャッシュ・フローを見積ります。

経営陣は、市場データ、内部の見積りならびに外部格付機関および他の第三者機関が公表した見積りを用いて具体的な仮定を行っています。債務不履行率は、現在対象となっている抵当貸付の実績を考慮することによって予想され、一般に、（ ）期日未到来の貸付の10%、（ ）延滞期間が30日から59日までの貸付の25%、（ ）延滞期間が60日から90日までの貸付の70%、（ ）延滞期間が91日以上 of 貸付の100%の債務不履行が仮定されています。これらの見積りは、当該証券の全期間にわたる債務不履行率を見積るためのデフォルト・タイミング・カーブに沿って推定されています。その他の仮定は、実際の担保の属性（地理的集中、格付けおよび現在の市場価格を含みます。）を考慮しています。

キャッシュ・フロー予測は、異なるストレステスト・シナリオを用いて作成されています。経営陣は、当該証券の償却原価までの回復が見込まれるか否かを評価するために、それらのストレス・テストの結果（顕在化している現金不足の重大性ならびに対象となる原資産プールの特性および実績に基づくストレス・シナリオが実際に顕在化する可能性を含みます。）を評価しています。キャッシュ・フロー予測により、当社が償却原価までの回復を期待できないことが示唆される場合、当社は見積信用損失を損益に計上します。

州および地方債証券

シティグループの売却可能および満期保有目的の州および地方債証券に関する信用の減損を特定するプロセスは、主に第三者による信用格付けを組み込んだ信用分析に基づいています。シティグループは債券発行体および金融保証保険の形式で債務不履行に対する保証を提供する保険会社の格付けを監視しています。保険を考慮しない平均外部格付けは、Aa3/AA-です。外部格付けの引下げまたはその他の信用の減損の兆候（すなわち、商品個別のキャッシュ・フローの見積りまたは発行体によるデフォルト確率に基づき）が発生した場合、対象となる債券に関して予想される契約上の元本および利息の支払額または時期の不利な変更について具体的に見直されます。

未実現損失が発生している州および地方債証券のうち、シティグループに売却の予定がある、または売却を必要とする可能性が50%超であるものに関して、減損の全額が損益に認識されます。

持分法適用投資

経営陣は、公正価値がそれぞれの簿価を下回っている持分法適用投資の一時的でない減損について評価します。投資対象が上場有価証券の場合、公正価値は価格に数量を乗じて測定されます。投資対象が上場されていない場合、その他の方法が用いられます（連結財務諸表注記24をご参照ください。）。

シティに価値の回復前に売却の予定があるか、または売却を必要とする可能性が50%超の減損した持分法適用投資に関して、公正価値が売却予定日より前に回復する見込みがない場合、重大性および期間に関わらず、減損は一時的でない減損として損益に全額認識されます。一時的でない減損の測定には、貸借対照表日以降に予測される部分的な回復は含まれません。

経営陣に価値の回復前に売却する意思がなく、売却を必要とする可能性も50%以下の減損した持分法適用投資に関して、減損が一時的でないか否かの評価は、（ ）持分法適用投資が価値を回復するか、またその時期、ならびに（ ）投資家が価値の回復に十分な期間にわたってその投資を保有する意思および能力を有しているかに基づいています。減損が一時的とみなされるか否かの判断は、以下の兆候を検討しています。

- ・ 減損の原因ならびに発行体の財政状態および短期的な見通し（発行体の営業活動に影響を及ぼす可能性のある特定の出来事を含みます。）
- ・ 期待されている市場価値の回復に十分な期間にわたって投資を保有する意思および能力
- ・ 公正価値が簿価を下回っている期間および程度

一時的でない減損の認識および測定

次表は、損益に認識された「投資」に係る一時的でない減損の合計を示しています。

2019年12月31日に終了した事業年度				
(単位：百万ドル)	売却可能	満期保有目的	その他資産	合計
当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い負債証券に関連する減損損失：				
中に認識された一時的でない減損損失合計	\$ 1	\$	\$ 1	\$ 2
控除：減損損失のうち、AOCIに認識された部分（税引前）				
当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い負債証券に関して損益に認識された正味減損損失	\$ 1	\$	\$ 1	\$ 2
当社に売却の意思があるか、売却を必要とする可能性が50%超であるか、または行使の可能性が高いとみなされる発行体による繰上償還の対象である負債証券に関して損益に認識された減損損失	20		1	21
損益に認識された一時的でない減損損失合計	\$ 21	\$	\$ 2	\$ 23

2018年12月31日に終了した事業年度				
(単位：百万ドル)	売却可能 ⁽¹⁾	満期保有目的	その他資産	合計
当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い負債証券に関連する減損損失：				
中に認識された一時的でない減損損失合計	\$	\$	\$	\$
控除：減損損失のうち、AOCIに認識された部分（税引前）				
当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い負債証券に関して損益に認識された正味減損損失	\$	\$	\$	\$
当社に売却の意思があるか、売却を必要とする可能性が50%超であるか、または行使の可能性が高いとみなされる発行体による繰上償還の対象である負債証券に関して損益に認識された減損損失	125			125
損益に認識された一時的でない減損損失合計	\$125	\$	\$	\$125

(1) 2018年12月31日に終了した事業年度における売却可能負債証券の金額を表しています。

2017年12月31日に終了した事業年度

(単位：百万ドル)	売却可能 ⁽¹⁾	満期保有目的	その他資産	合計
当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関連する減損損失： 期中に認識された一時的でない減損損失合計 控除：減損損失のうち、AOCIに認識された部分（税引前）	\$ 2	\$	\$	\$ 2
当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関して損益に認識された正味減損損失	\$ 2	\$	\$	\$ 2
当社に売却の意思があるか、売却を必要とする可能性が50%超であるか、または行使の可能性が高いとみなされる発行体による繰上償還の対象である有価証券に関して損益に認識された減損損失	59	2		61
損益に認識された一時的でない減損損失合計	\$ 61	\$ 2	\$	\$ 63

(1) 市場性のない持分有価証券の一時的でない減損を含みます。

保有している売却可能および満期保有目的の負債証券のうち、当社に売却する意思がなく、売却を必要とする可能性が低いものに関して、損益に認識された信用関連の減損の12ヶ月間のロールフォワードは以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	保有する負債証券に関して損益に認識された一時的でない減損信用損失累計額				2019年 12月31日 現在残高
	2018年 12月31日 現在残高	過年度に減損が認められていない有価証券に関して損益に認識された信用の減損	過年度に減損が認められた有価証券に関して損益に認識された信用の減損	信用の減損が計上された有価証券の売却、振替または償還による変動 ⁽¹⁾	
売却可能負債証券					
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾	\$ 1	\$	\$	\$	\$ 1
州および地方債証券			4		4
社債	4				4
その他すべての負債証券		1			1
売却可能負債証券に関して認識された一時的でない減損信用損失合計	\$ 5	\$ 1	\$ 4	\$	\$10
満期保有目的負債証券					
州および地方債証券	3				3
満期保有目的負債証券に関して認識された一時的でない減損信用損失合計	\$ 3	\$	\$	\$	\$ 3

保有する負債証券に関して損益に認識された
一時的でない減損信用損失累計額

(単位：百万ドル)	保有する負債証券に関して損益に認識された一時的でない減損信用損失累計額				2018年 12月31日 現在残高
	2017年 12月31日 現在残高	過年度に 減損が認めら れていない 有価証券に 関して損益に 認識された 信用の減損	過年度に 減損が 認められた 有価証券に 関して損益に 認識された 信用の減損	信用の減損が 計上された 有価証券の 売却、振替 または償還に よる変動 ⁽³⁾	
売却可能負債証券					
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾	\$ 38	\$	\$	\$(37)	\$ 1
州および地方債証券	4			(4)	
社債	4				4
その他すべての負債証券	2			(2)	
売却可能負債証券に関して 認識された一時的でない 減損信用損失合計	\$ 48	\$	\$	\$(43)	\$ 5
満期保有目的負債証券					
モーゲージ・バック証券 ⁽²⁾	\$ 54	\$	\$	\$(54)	\$
州および地方債証券	3				3
満期保有目的負債証券に 関して認識された一時的 でない減損信用損失合計	\$ 57	\$	\$	\$(54)	\$ 3

(1) 主にプライム証券で構成されています。

(2) 主にAlt-A証券で構成されています。

(3) 関連有価証券の満期保有目的から売却可能への振替えに伴い満期保有目的から売却可能に組替えられた一時的でない減損信用損失累計額18百万ドルが含まれています。2018年1月1日、シティはASU第2017-12号「ヘッジ活動に関する会計処理の限定的改善」を適用し、当該基準において認められた一度限りの振替えとして、約40億ドルの満期保有目的負債証券を売却可能の分類に振替えました。

公正価値で計上されない市場性のない持分有価証券

() 代替的測定方法が選択された場合、または() 投資が引き続き取得原価で測定される連邦準備銀行および連邦住宅貸付銀行の株式または特定の取引所会員権である場合を除き、市場性のない持分有価証券は公正価値で測定し、公正価値の変動は損益に計上することが求められています。詳細については連結財務諸表注記1をご参照ください。

公正価値で計上されない市場性のない持分有価証券を代替的測定方法を用いて測定するかどうかの選択は、商品ごとに行われます。代替的測定方法の下では、持分有価証券は、同一の発行体による同一または類似の投資に関する秩序立った取引において観察可能な価格による変動を加減算した原価で計上されます。持分有価証券の簿価は、取引が観察された日の公正価値に調整されます。公正価値は、いくつかの要因(観察された取引がシティの保有するものと同じの投資に係るものではない場合、市場性が調整されたり、権利および義務が異なったりすることなど)から、観察された取引価格と異なる可能性があります。

代替的方法における持分有価証券については、減損の評価も行われます。経営陣は四半期ごとに、代替的測定方法の下で各持分有価証券が減損しているかについて、質的測定を行います。考えられる減損の兆候は以下を含みますが、これらに限定されません。

- ・ 収益の実績、信用格付け、資産の質または投資対象の事業の見通しの著しい悪化
- ・ 投資対象における規制、経済または技術環境の著しい悪化
- ・ 投資対象が営業を行う地理的領域または業界の一般的な市況の著しい悪化
- ・ 善意の買収の申し出、投資対象による売却の申し出または同一もしくは類似の投資に関して、簿価に満たない金額で売却が完了した競売
- ・ 営業活動からのマイナスのキャッシュ・フロー、運転資本の不足または法定資本要件もしくは債務制限条項の不履行など、継続事業としての投資対象の事業継続能力に重大な懸念が生じる要因

質的測定により減損の存在が示された場合、当該投資は公正価値まで評価減され、当該投資の公正価値と簿価の差額は、全額損益に認識されます。

以下は2019年および2018年12月31日現在、代替的測定方法を用いて測定した市場性のない持分有価証券の簿価を表しています。

(単位：百万ドル)	2019年12月31日	2018年12月31日
代替的測定方法：		
簿価	\$ 700	\$ 538

以下は代替的測定方法を用いて測定した市場性のない持分有価証券に関して、損益に認識された金額およびその累計額を表しています。

(単位：百万ドル)	12月31日に終了した事業年度	
	2019年	2018年
代替的測定方法：		
減損損失 ⁽¹⁾	\$ 9	\$ 7
観察可能価格に対する引下げ ⁽¹⁾	16	18
観察可能価格に対する引上げ ⁽¹⁾	123	219

(1) これらの非定期的な公正価値測定に関する詳細については、連結財務諸表注記24をご参照ください。

(単位：百万ドル)	保有する有価証券に係る累計額
	2019年12月31日
代替的測定方法：	
減損損失	\$ 16
観察可能価格に対する引下げ	34
観察可能価格に対する引上げ	342

取得原価で計上される市場性のない持分有価証券に関して、同様の減損分析が実施されます。2019年および2018年12月31日に終了した事業年度において、取得原価で計上される市場性のない持分有価証券に関して、損益で認識された減損損失はありませんでした。

純資産価額を算出するオルタナティブ投資ファンドへの投資

当社は、プライベート・エクイティ・ファンド、ファンド・オブ・ファンズおよび不動産ファンドなど、第三者の資産運用会社が提供する純資産価額（以下「NAV」といいます。）またはその同等物を算出する特定のオルタナティブ投資ファンドへの投資を保有しています。かかるファンドへの投資は通常、公正価値で計上される市場性のない持分有価証券として分類されています。これらの投資の公正価値は、当該ファンドにおける当社の所有持分のNAVを用いて見積られています。これらの投資の一部は、ボルカー・ルールにおける「カバード・ファンド」への投資に該当しますが、ボルカー・ルールでは、特定の自己勘定による投資活動を禁じており、また、カバード・ファンドの所有および当該ファンドとの関係性を制限しています。2017年4月21日に、流動性の低いファンドへの投資の一部についてボルカー・ルールの下で認められる保有期間に関するシティの延長申請が承認され、当社は、2017年7月21日（一般的な適合期間の満了日）から5年間、またはかかる投資が満期を迎えるか別途ボルカー・ルールに適合する日のいずれか早い方までかかる投資を保有することが認められました。

	公正価値		未実行 コミットメント		解約頻度（現在 適格である場合） 月次、四半期 ごと、1年ごと	解約通知 期間
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日		
（単位：百万ドル） プライベート・エクイ ティ・ファンド ⁽¹⁾⁽²⁾	\$134	\$168	\$ 62	\$ 62		
不動産ファンド ⁽²⁾⁽³⁾	10	14	18	19		
ミューチュアル/共同投 資ファンド	26	25				
合計	\$170	\$207	\$ 80	\$ 81		

- (1) プライベート・エクイティ・ファンドには、インフラ投資、新興市場およびベンチャー・キャピタルへ投資するファンドが含まれます。
- (2) プライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンドへの当社の投資に関して、各ファンドからの分配金は、当該ファンドの裏付けとなる資産が売却される際に受け取ります。これらのファンドの裏付けとなる資産は、市場の状況に応じて、数年間にわたって売却されることが予測されます。プライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンドでは、投資家による投資の解約が認められていません。投資家は、これらのファンドのジェネラル・パートナーまたは投資管理会社の承認を条件として、投資を売却または譲渡することができます。これらの承認は通常、不当に留保されることはありません。
- (3) 主として米国、ヨーロッパおよびアジアの商業用不動産へ投資する複数の不動産ファンドが含まれています。

14. 貸出金

シティグループの貸出金は、個人向けおよび法人向けの2つのカテゴリーに分けて報告されています。これらのカテゴリーは主として貸出金を管理するセグメントおよびサブセグメントに従って分類されています。

個人向け貸出金

個人向け貸出金は、主として、GCBおよび「本事業、本業務/その他」によって管理されている貸出金およびリースを表しています。

シティグループは、個人向け貸出金ポートフォリオに関連した主要なリスクを監視、評価および管理するためのリスク管理プロセスを定めています。信用の質に関する指標は、積極的に監視されており、貸出金の延滞状況、フェア・アイザック・コーポレーション（以下「FICO」といいます。）の個人向けクレジット・スコアおよび不動産価値に占める貸付金の割合（以下「LTV」といいます。）が含まれます。それぞれの指標については下記に詳細が記載されています。

上表の貸出金には、より大きな信用関連の課題をもたらす可能性がある貸付商品が含まれています。このような商品には、例えば市場金利を下回る初期金利が設定されているクレジットカードおよびインタレスト・オンリー・ローンなどがあります。これらの商品は、そのより高い固有リスクを軽減する信用管理手法を用いて厳密に管理されています。

貸出金の延滞状況

貸出金の延滞状況は監視され、個人向け貸出金の信用の質に関する重要な指標とみなされています。米国の第1順位住宅抵当貸付に関しては、支払延滞を報告する方法として、主にモーゲージ銀行協会（以下「MBA」といいます。）の手法が用いられています。この手法では、その貸出金の次の支払期限日の直前の日までに月次の支払が受領されていない場合、貸出金の支払が延滞しているとみなされます。その他すべての貸出金には、翌月の支払期限日の営業終了までに月次の支払が受領されていない場合に貸出金の支払が延滞しているとみなされる延滞報告手法が用いられます。

一般的な方針として、第1順位住宅抵当貸付、ホーム・エクイティ・ローンおよび割賦貸出金については、契約上、返済が90日延滞している場合に未収利息非計上貸出金に分類されます。クレジットカードおよび無担保のリボルビング・ローンの場合、一般的に返済が180日延滞するまで、未収利息が計上されます。規制対象の銀行のホーム・エクイティ・ローンは、関連する第1順位住宅抵当貸付が90日以上延滞している場合に未収利息非計上貸出金に分類されます。抵当貸付は、連邦住宅局（FHA）の保証が付された貸出金を除き、借手が破産を申し立てた旨の通知から60日以内に未収利息非計上貸出金に分類されます。

貸出条件が変更された米国の個人向け貸出金を正常債権に戻す方針は、商品によって異なります。一般的に、これらの条件変更に適格となるための条件の1つに、最低回数（通常、1回から3回の範囲）の支払を行うことが含まれています。貸出条件変更時に貸出金は正常債権に戻されます。ただし、クレジットカードなど、特定のオープン・エンド型個人向け貸出金を正常債権に戻す方針は連邦金融機関検査協議会（FFIEC）のガイドラインに準拠しています。FFIECガイドラインの対象となっているオープン・エンド型個人向け貸出金について正常債権に戻す条件の1つは、少なくとも3回連続して最低月次支払額またはそれに相当する額を受領することです。また、FFIECガイドラインでは貸出金を正常債権に戻す回数には制限（通常、12ヶ月間に1回かつ5年間に2回）があります。さらに、FHAおよび退役軍人省（VA）の貸出金は、これらの各機関のガイドラインに基づき貸出条件の変更が行われ、条件変更された貸出金を正常債権に戻すために、支払は必ずしも要求はされません。

次表は、シティの個人向け貸出金を種類別に示したものです。

2019年12月31日現在の個人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	期日 未到来 合計 ⁽¹⁾⁽²⁾	30日から 89日延滞 (3)	90日以上 延滞 ⁽³⁾	延滞して いるが政 府の保証 がある もの ⁽⁴⁾	貸出金 合計 ⁽²⁾	未収利息 非計上 貸出金 合計	90日延滞 で未収 利息を 計上して いるもの
北米内店 ⁽⁵⁾							
第1順位住宅抵当 貸付 ⁽⁶⁾	\$ 45,942	\$ 411	\$ 221	\$ 434	\$ 47,008	\$ 479	\$ 288
ホーム・エクイ ティ・ローン ⁽⁷⁾ (8)	8,860	174	189		9,223	405	
クレジットカード 個人、小規模企業 およびその他	145,477	1,759	1,927		149,163		1,927
合計	\$203,920	\$2,388	\$2,351	\$ 434	\$209,093	\$ 905	\$2,215
北米外店 ⁽⁵⁾							
第1順位住宅抵当 貸付 ⁽⁶⁾	\$ 37,316	\$ 210	\$ 160	\$	\$ 37,686	\$ 421	\$
クレジットカード 個人、小規模企業 およびその他	25,111	426	372		25,909	310	242
合計	\$ 98,883	\$ 908	\$ 664	\$	\$100,455	\$ 911	\$ 242
シティグループ合計 ⁽⁹⁾	\$302,803	\$3,296	\$3,015	\$ 434	\$309,548	\$1,816	\$2,457

2018年12月31日現在の個人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	期日 未到来 合計 ⁽¹⁾⁽²⁾	30日から 89日延滞 (3)	90日以上 延滞 ⁽³⁾	延滞して いるが政 府の保証 がある もの ⁽⁴⁾	貸出金 合計 ⁽²⁾	未収利息 非計上 貸出金 合計	90日延滞 で未収 利息を 計上して いるもの
北米内店 ⁽⁵⁾							
第1順位住宅抵当 貸付 ⁽⁶⁾	\$ 45,953	\$ 420	\$ 253	\$ 786	\$ 47,412	\$ 583	\$ 549
ホーム・エクイ ティ・ローン ⁽⁷⁾ (8)	11,135	161	247		11,543	527	
クレジットカード 個人、小規模企業 およびその他	141,091	1,687	1,764		144,542		1,764
合計	\$202,162	\$2,314	\$2,281	\$ 786	\$207,543	\$1,138	\$2,313
北米外店 ⁽⁵⁾							
第1順位住宅抵当 貸付 ⁽⁶⁾	\$ 35,624	\$ 203	\$ 145	\$	\$ 35,972	\$ 383	\$
クレジットカード 個人、小規模企業 およびその他	24,156	425	370		24,951	312	235
合計	\$ 93,254	\$ 912	\$ 651	\$	\$ 94,817	\$ 888	\$ 235
シティグループ合計 ⁽⁹⁾	\$295,416	\$3,226	\$2,932	\$ 786	\$302,360	\$2,026	\$2,548

(1) 延滞期間が30日未満の貸出金は、期日未到来として表示されています。

(2) 2019年および2018年12月31日現在でそれぞれ18百万ドルおよび20百万ドルの、公正価値で計上されている第1順位住宅抵当貸付を含みます。

(3) 米国政府系機関によって保証されている貸出金を除きます。

(4) 2019年および2018年12月31日現在で、30日から89日延滞が1億ドルおよび2億ドルの、また90日以上延滞が3億ドルおよび6億ドルの、米国政府系機関によって保証されている第1順位住宅抵当貸付で構成されています。

(5) 「北米」は米国、カナダおよびプエルトリコを含みます。メキシコは北米外店に含まれます。

(6) 2019年および2018年12月31日現在でそれぞれ約1億ドルおよび1億ドルの、抵当権実行手続中の第1順位住宅抵当貸付を含みます。

(7) 2019年および2018年12月31日現在でそれぞれ約1億ドルおよび1億ドルの、抵当権実行手続中のホーム・エクイティ・ローンを含みます。

(8) 固定金利ホーム・エクイティ・ローンおよびホーム・エクイティ与信枠による融資実行残高であり、通常は劣後順位です。

(9) 個人向け貸出金は、2019年および2018年12月31日現在でそれぞれ783百万ドルおよび742百万ドルの、前受収益控除後の金額です。個人向け貸出金に係る前受収益は、主に組成手数料および費用ならびにプレミアムおよびディスカウントの未償却額を表しています。

2019年および2018年12月31日に終了した事業年度において、当社は個人向け貸出金それぞれ29億ドルおよび32億ドルを売却および/または売却目的保有に組替えました。

個人向けクレジット・スコア (FICO)

米国においては、独立した信用機関が個人の信用履歴に基づき個人の借入に対するリスクの格付けを行い、各個人にFICOクレジット・スコアを割り当てています。これらのスコアは個人の信用関連行動（例：ローンの借入または不払もしくは支払遅延）に基づいて信用機関によって継続的に更新されます。

次表は、シティの期末の債権に基づく米国の個人向け貸出金ポートフォリオに関するFICOスコアの詳細を示したものです。当該ポートフォリオの実質的にすべてのFICOスコアが月次で更新され、残りのポートフォリオについては四半期ごとに更新されています。

米国ポートフォリオにおけるFICOスコアの分布⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

(単位：百万ドル)	2019年12月31日		
	680未満	680以上760以下	760超
第1順位住宅抵当貸付	\$ 3,602	\$13,178	\$28,235
ホーム・エクイティ・ローン	1,881	3,475	3,630
クレジットカード	33,290	59,536	52,935
個人、小規模企業およびその他	564	907	1,473
合計	\$39,337	\$77,096	\$86,273

米国ポートフォリオにおけるFICOスコアの分布⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

(単位：百万ドル)	2018年12月31日		
	680未満	680以上760以下	760超
第1順位住宅抵当貸付	\$ 4,530	\$13,848	\$26,546
ホーム・エクイティ・ローン	2,438	4,296	4,471
クレジットカード	32,686	58,722	51,299
個人、小規模企業およびその他	625	1,097	1,121
合計	\$40,279	\$77,963	\$83,437

(1) 表のFICOスコア・バンドは、同業他社の一般的な表示に準ずるものです。

(2) 米国政府系機関により保証されている貸出金、米国政府系機関との長期スタンドバイ・コミットメント（以下「LTSC」といいます。）の対象となる貸出金、および公正価値で計上された貸出金を除きます。

(3) FICOスコアが入手できなかった残高を除きます。これらの金額は重要ではありません。

不動産価値に占める貸付金の割合 (LTV)

LTV比率（貸付残高を評価額で除して計算します。以下「LTV」といいます。）は、貸出実行時に算定され、市場価格データを適用して更新されます。

次表は、シティの米国の個人向け抵当貸付ポートフォリオに関するLTV比率の詳細を示したものです。LTV比率は、当該ポートフォリオの実質的にすべてについて利用可能な直近のコアロジック住宅価格指数データを用いて、入手可能な場合には大都市統計地域レベルで、そうでない場合には州レベルで適用し、月次で更新されています。当該ポートフォリオの残りの分については、連邦住宅金融庁の指標を用いて、同様の方法で更新されています。

米国ポートフォリオにおけるLTVの分布⁽¹⁾⁽²⁾

(単位：百万ドル)	2019年12月31日		
	80%以下	80%超100%以下	100%超
第1順位住宅抵当貸付	\$41,705	\$ 3,302	\$ 98
ホーム・エクイティ・ローン	7,934	819	235
合計	\$49,639	\$ 4,121	\$ 333

米国ポートフォリオにおけるLTVの分布⁽¹⁾⁽²⁾

(単位：百万ドル)

第1順位住宅抵当貸付

ホーム・エクイティ・ローン

合計

2018年12月31日		
80%以下	80%超100%以下	100%超
\$42,379	\$ 2,474	\$ 197
9,465	1,287	390
\$51,844	\$ 3,761	\$ 587

(1) 米国政府系機関により保証されている貸出金、米国政府系機関とのLTSCの対象となる貸出金、および公正価値で計上された貸出金を除きます。

(2) LTVが入手できなかった残高を除きます。これらの金額は重要ではありません。

個人向け減損貸出金

貸出金は、本来の貸出条件どおりに全額回収できる可能性が低いとシティが判断した場合に、減損しているとみなされます。個人向け減損貸出金には、未収利息非計上の貸出金、ならびに借り手の財政困難により貸出条件が変更されシティが借り手に譲歩を与えた小口で均質な貸出金が含まれます。これらの条件変更は、減損貸出金の金利の引下げおよび/または元本返済免除を含む場合があります。個人向け減損貸出金は、貸出条件が変更されておらず未収利息が計上されていない小口で均質な貸出金を除外しています。

次表は、個人向け減損貸出金および個人向け減損貸出金について認識された受取利息に関する情報を示したものです。

(単位：百万ドル)	2019年12月31日現在および同日に終了した事業年度				受取利息 認識額 ⁽⁵⁾
	投資 計上額 ⁽¹⁾⁽²⁾	未払元本高	関連する 個別引当金 ⁽³⁾	平均簿価 ⁽⁴⁾	
抵当貸付および 不動産貸出金					
第1順位住宅抵当貸付	\$1,666	\$1,838	\$ 161	\$1,925	\$ 60
ホーム・エクイティ・ ローン	592	824	123	637	9
クレジットカード	1,931	2,288	771	1,890	103
割賦およびその他					
個人、小規模企業および その他	703	738	135	754	55
合計	\$4,892	\$5,688	\$1,190	\$5,206	\$ 227

(1) 個人向け減損貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額ならびに直接評価減が含まれ、未収利息についてはクレジットカード貸出金に係るもののみが含まれています。

(2) 第1順位住宅抵当貸付405百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン212百万ドルには個別引当金が設定されていません。

(3) 「貸倒引当金」に含まれています。

(4) 平均簿価は、直近4四半期における投資計上額の平均期末残高を示しており、関連する個別引当金を含みません。

(5) 発生主義と現金主義の両方による計上額を含みます。

2018年12月31日現在および同日に終了した事業年度

(単位：百万ドル) 投資 計上額 ⁽¹⁾⁽²⁾	関連する			受取利息
	未払元本高	個別引当金 ⁽³⁾	平均簿価 ⁽⁴⁾	認識額 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾
抵当貸付および 不動産貸出金				
第1順位住宅抵当貸付	\$2,130	\$2,329	\$ 178	\$ 81
ホーム・エクイティ・ ローン	684	946	122	12
クレジットカード	1,818	1,842	677	105
割賦およびその他				
個人、小規模企業および その他	452	666	139	22
合計	\$5,084	\$5,783	\$1,116	\$ 220

- (1) 個人向け減損貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額ならびに直接評価減が含まれ、未収利息についてはクレジットカード貸出金に係るもののみが含まれています。
- (2) 第1順位住宅抵当貸付484百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン263百万ドルには個別引当金が設定されていません。
- (3) 「貸倒引当金」に含まれています。
- (4) 平均簿価は、直近4四半期における投資計上額の平均期末残高を示しており、関連する個別引当金を含みません。
- (5) 発生主義と現金主義の両方による計上額を含みます。
- (6) 2017年12月31日に終了した事業年度における受取利息認識額は342百万ドルでした。

個人向け不良債権のリストラクチャリング

2019年12月31日に終了した事業年度

(単位：百万ドル、ただし貸出 条件が変更された貸出金の件数 は除く。)	貸出条件 が変更さ れた貸出 金の件数	条件変更 後の投資 計上額 ⁽¹⁾⁽²⁾	元本返済 期日の 延期 ⁽³⁾	条件付 元本返済 免除 ⁽⁴⁾	元本返済 免除 ⁽⁵⁾	平均金利 引下げ
	北米					
第1順位住宅抵当貸付	1,122	\$ 172	\$	\$	\$	%
ホーム・エクイティ・ローン	717	79	3			1
クレジットカード	268,778	1,165				17
個人、小規模企業およびその他	1,719	15				5
合計 ⁽⁶⁾	272,336	\$1,431	\$ 3	\$	\$	
北米外						
第1順位住宅抵当貸付	2,448	\$ 74	\$	\$	\$	%
クレジットカード	72,325	288			10	17
個人、小規模企業およびその他	29,192	204			6	9
合計 ⁽⁶⁾	103,965	\$ 566	\$	\$	\$16	

2018年12月31日に終了した事業年度

(単位：百万ドル、ただし貸出条件が変更された貸出金の件数は除く。)	貸出条件が変更された貸出金の件数	条件変更後の投資計上額 ⁽¹⁾⁽⁷⁾	元本返済期日の延期 ⁽³⁾	条件付元本返済免除 ⁽⁴⁾	元本返済免除 ⁽⁵⁾	平均金利引下げ
北米						
第1順位住宅抵当貸付	2,019	\$ 300	\$ 2	\$	\$	%
ホーム・エクイティ・ローン	1,381	130	5			1
クレジットカード	243,253	978				18
個人、小規模企業およびその他	1,349	12				4
合計⁽⁶⁾	248,002	\$1,420	\$ 7	\$	\$	
北米外						
第1順位住宅抵当貸付	2,572	\$ 85	\$	\$	\$	%
クレジットカード	77,823	323			9	16
個人、小規模企業およびその他	30,849	216			7	9
合計⁽⁶⁾	111,244	\$ 624	\$	\$	\$16	

- (1) 条件変更後の残高には、条件変更日に資産計上された延滞額が含まれています。
- (2) 「北米」の条件変更後の投資計上額には、2019年12月31日に終了した事業年度において連邦破産法第7章に基づく破産を経験した借り手に対する第1順位住宅抵当貸付19百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン7百万ドルが含まれています。これらの金額には、以前に受領したOCCの指針に基づき2019年度において新たにTDRに分類された第1順位住宅抵当貸付11百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン6百万ドルが含まれています。
- (3) 無利子であるが、引き続き借り手に対する請求権を有する契約上の貸出金元本部分を示しています。このような返済期日が延期された元本は、関連する貸出金の残高が裏付けとなる担保価値を上回る部分について、永久的な条件変更の時点で償却されます。
- (4) 無利子であり、借り手の債務履行状況に応じて返済免除の対象となる契約上の貸出金元本部分を示しています。
- (5) 永久的な条件変更の時点で返済免除された契約上の貸出金元本部分を示しています。
- (6) 上記の表は、当年度中にTDRとみなされたリストラクチャリング貸出金の増減を反映しています。
- (7) 「北米」の条件変更後の残高には、2018年12月31日に終了した事業年度において連邦破産法第7章に基づく破産を経験した借り手に対する第1順位住宅抵当貸付38百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン12百万ドルが含まれています。これらの金額には、以前に受領したOCCの指針に基づき2018年度において新たにTDRに分類された第1順位住宅抵当貸付27百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン10百万ドルが含まれています。

次表は、債務不履行が発生した個人向けTDRのうち、永久的な契約条件の変更から1年以内に支払不履行が発生したものを示しています。債務不履行とは60日延滞したものと定義されています。

(単位：百万ドル)	12月31日に終了した事業年度	
	2019年	2018年
北米		
第1順位住宅抵当貸付	\$ 85	\$ 136
ホーム・エクイティ・ローン	15	23
クレジットカード	301	241
個人、小規模企業およびその他	4	4
合計	\$ 405	\$ 404
北米外		
第1順位住宅抵当貸付	\$ 13	\$ 9
クレジットカード	142	198
個人、小規模企業およびその他	74	80
合計	\$ 229	\$ 287

法人向け貸出金

法人向け貸出金とは、ICG部門によって管理されている貸出金およびリースです。次表は、法人向け貸出金の種類別の情報を示したものです。

(単位：百万ドル)	2019年12月31日	2018年12月31日
北米内店⁽¹⁾		
商工業貸出金	\$ 55,929	\$ 60,861
金融機関貸出金	53,922	48,447
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽²⁾	53,371	50,124
割賦、リボルビング信用およびその他	31,238	32,425
リースファイナンス	1,290	1,429
合計	\$195,750	\$193,286
北米外店⁽¹⁾		
商工業貸出金	\$112,668	\$114,029
金融機関貸出金	40,211	36,837
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽²⁾	9,780	7,376
割賦、リボルビング信用およびその他	27,303	25,685
リースファイナンス	95	103
政府および公共機関貸出金	4,128	4,520
合計	\$194,185	\$188,550
法人向け貸出金(前受収益控除後)⁽³⁾	\$389,935	\$381,836

(1) 「北米」は米国、カナダおよびプエルトリコを含みます。メキシコは北米外店に含まれます。「北米内店」と「北米外店」の区別は、ブッキング部門の所在地に基づいています。ブッキング部門の所在地と管理部門の所在地に大きな違いはありません。

(2) 主として不動産により担保される貸出金をいいます。

(3) 法人向け貸出金は、2019年および2018年12月31日現在、それぞれ前受収益(814)百万ドルおよび(855)百万ドル控除後の金額です。法人向け貸出金に係る前受収益は主に、割引ベースで組成された貸出金の未経過利息を表しています。

当社は、2019年および2018年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ26億ドルおよび10億ドルの法人向け貸出金を売却および/または売却目的保有に組替えました。2019年または2018年12月31日に終了した事業年度において、当社は投資目的保有に分類される法人向け貸出金の重要性のある購入を行いませんでした。

リースファイナンス

シティは、電力、鉄道車両、海運および航空機の各分野で貸し手になっており、オペレーティング・リース、直接金融リースおよびレバレッジド・リースを実施しています。シティの2019年12月31日現在のリースファイナンス債権14億ドルは、直接金融リース債権およびレバレッジド・リースへの純投資とほぼ同一の残高で構成されています。シティは、リースにおける計算利率を使用してリースファイナンス債権の現在価値を算定しています。2019年12月31日に終了した事業年度における直接金融リースおよびレバレッジド・リースによる受取利息は、重要ではありませんでした。

当社のリースの平均残存期間は約3年半です。また、シティはリース資産の残存価値に伴うリスクを管理するために、第三者および/または借り手から残価保証を取り付けることがあります。リース資産の残存価値に関連する債権は、2019年12月31日現在9億ドルであり、残価保証されている金額は3億ドルです。

シティが貸し手になっているオペレーティング・リースは、連結財務諸表にとって重要ではありません。

貸出金の延滞状況

シティでは通常、法人向け貸出金を延滞状況に基づいては管理しません。法人向け貸出金は、貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があると判断された場合、または利息もしくは元本の支払が90日延滞している場合には、十分な担保が付されて回収手続に入っている場合を除き、減損しているとみなされ、現金主義（未収利息非計上）貸出金として計上されます。減損した法人向け貸出金およびリースの未収利息は90日で戻入れられて当期損益に対して費用計上され、利息はその後、実際に現金で受領した分についてのみ損益に計上されます。元本の最終的な回収可能性に疑念がある場合、すべての現金受領額はその後、貸出金に対する投資計上額の減額に充当されます。法人向け貸出金は、通常、内部で割り当てられたリスク格付け（詳細については下記をご参照ください。）に基づいて管理されていますが、次表は法人向け貸出金の種類別の延滞状況に関する情報を示しています。

2019年12月31日現在の法人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	30日から 89日延滞 で未収利息 計上 ⁽¹⁾	90日以上 延滞で 未収利息 計上 ⁽¹⁾	延滞で 未収利息 計上 合計	未収利息 非計上 合計 ⁽²⁾	期日 未到来 合計 ⁽³⁾	貸出金 合計 ⁽⁴⁾
商工業貸出金	\$ 676	\$ 93	\$ 769	\$1,828	\$164,249	\$166,846
金融機関貸出金	791	3	794	50	91,008	91,852
抵当貸付および不動産貸出金	534	4	538	188	62,425	63,151
リースファイナンス	58	9	67	41	1,277	1,385
その他	190	22	212	81	62,341	62,634
公正価値で計上された貸出金						4,067
合計	\$2,249	\$131	\$2,380	\$2,188	\$381,300	\$389,935

2018年12月31日現在の法人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	30日から 89日延滞 で未収利息 計上 ⁽¹⁾	90日以上 延滞で 未収利息 計上 ⁽¹⁾	延滞で 未収利息 計上 合計	未収利息 非計上 合計 ⁽²⁾	期日 未到来 合計 ⁽³⁾	貸出金 合計 ⁽⁴⁾
商工業貸出金	\$403	\$111	\$514	\$1,119	\$173,257	\$174,890
金融機関貸出金	87	7	94	102	85,088	85,284
抵当貸付および不動産貸出金	128	5	133	215	57,152	57,500
リースファイナンス	5	10	15		1,517	1,532
その他	151	52	203	75	59,149	59,427
公正価値で計上された貸出金						3,203
合計	\$774	\$185	\$959	\$1,511	\$376,163	\$381,836

- (1) 90日延滞した法人向け貸出金は通常、未収利息非計上貸出金に分類されます。法人向け貸出金は、元本または利息が契約上の支払期日が到来しているにもかかわらず未払いとなっている場合に延滞しているとみなされます。
- (2) 未収利息非計上貸出金には通常、90日以上延滞している貸出金、または貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があるとシティが判断した貸出金が含まれます。
- (3) 延滞期間が30日未満の貸出金は、期日未到来として表示されています。
- (4) 貸出金合計には公正価値で計上された貸出金が含まれていますが、これは延滞状況を示す他列には含まれていません。

シティグループは、法人向け貸出金ポートフォリオに関連した主なリスクを監視、評価および管理するためのリスク管理プロセスを有しています。シティは、リスク管理プロセスの一環として、法人向け貸出金の融資枠に対して債務者および融資枠の定量的および定性的評価に基づき数値的なリスク格付けを割り当てています。これらのリスク格付けは、少なくとも年1回、債務者または融資枠に関する重大な事象の発生がある場合にはより頻繁に見直されます。リスク格付けを割り当てる際に考慮される要因には、債務者の財政状態、マネジメントおよび戦略の定性的評価、弁済額および弁済原資、担保および債務保証契約の金額および種類、債務者に関する偶発債務の金額および種類、ならびに債務者の業界および地理が含まれます。

債務者のリスク格付けはデフォルト確率の範囲によって決定されます。融資枠のリスク格付けは、デフォルト確率にデフォルト時損失を乗じた数値である標準損失の範囲によって決定されます。投資適格格付けのカテゴリーは、S&Pおよびムーディーズが定義したBBB-/Baa3カテゴリー以上に相当します。要注意、破綻懸念および実質破綻という銀行規制上の定義に従い分類される貸出金のリスク格付けは、投資不適格カテゴリーに属します。

法人向け貸出金の信用の質に関する指標

(単位：百万ドル)	貸出金の投資計上額 ⁽¹⁾	
	2019年12月31日	2018年12月31日
投資適格⁽²⁾		
商工業貸出金	\$110,797	\$113,925
金融機関貸出金	80,533	73,533
抵当貸付および不動産貸出金	27,571	26,799
リースファイナンス	816	1,035
その他	57,339	58,916
投資適格合計	\$277,056	\$274,208
投資不適格⁽²⁾		
未収利息計上		
商工業貸出金	\$ 54,220	\$ 53,942
金融機関貸出金	11,269	10,866
抵当貸付および不動産貸出金	3,811	4,200
リースファイナンス	528	497
その他	5,206	5,753
未収利息非計上		
商工業貸出金	1,828	1,119
金融機関貸出金	50	102
抵当貸付および不動産貸出金	188	215
リースファイナンス	41	
その他	81	75
投資不適格合計	\$ 77,222	\$ 76,769
延滞に基づき管理されている未格付けのプライベート・バンク貸出金⁽²⁾	\$ 31,590	\$ 27,656
公正価値で計上された貸出金	4,067	3,203
法人向け貸出金（前受収益控除後）	\$389,935	\$381,836

(1) 貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額が含まれ、直接評価減が控除されています。

(2) 投資目的保有貸出金は償却原価で会計処理されます。

裏付担保の売却以外に利用可能で確実な弁済原資が見込めない場合、減損した有担保貸出金およびリース債権は、簿価と担保価値のいずれか低い方から売却コストを控除した金額まで評価減されます。現金主義貸出金は、契約上の元本と利息の全額の弁済を受けられることが合理的に確認され、かつ当該貸出金の契約条件に従って弁済が継続的に履行されている場合（通常6ヶ月間）、未収利息計上貸出金に戻されます。

法人向け未収利息非計上貸出金

次表は、法人向け貸出金の種類別の未収利息非計上貸出金および法人向け未収利息非計上貸出金について認識された受取利息に関する情報について示したものです。

2019年12月31日現在および同日に終了した事業年度					
	投資計上額 (1)	未払元本 残高	関連する 個別引当金	平均 簿価 ⁽²⁾	受取利息 認識額 ⁽³⁾
(単位：百万ドル)					
法人向け未収利息非計上貸出金					
商工業貸出金	\$1,828	\$1,942	\$283	\$1,449	\$33
金融機関貸出金	50	120	2	63	
抵当貸付および不動産貸出金	188	362	10	192	
リースファイナンス	41	41		8	
その他	81	202	4	76	9
法人向け未収利息非計上貸出金合計	\$2,188	\$2,667	\$299	\$1,788	\$42

2018年12月31日現在および同日に終了した事業年度					
	投資 計上額 ⁽¹⁾	未払元本 残高	関連する 個別引当金	平均 簿価 ⁽²⁾	受取利息 認識額 ⁽³⁾
(単位：百万ドル)					
法人向け未収利息非計上貸出金					
商工業貸出金	\$1,119	\$1,270	\$245	\$1,299	\$49
金融機関貸出金	102	123	35	99	
抵当貸付および不動産貸出金	215	323	39	233	1
リースファイナンス		28		21	
その他	75	165	6	83	6
法人向け未収利息非計上貸出金合計	\$1,511	\$1,909	\$325	\$1,735	\$56

	2019年12月31日		2018年12月31日	
	投資 計上額 ⁽¹⁾	関連する 個別引当金	投資 計上額 ⁽¹⁾	関連する 個別引当金
(単位：百万ドル)				
個別引当金が設定されている				
法人向け未収利息非計上貸出金				
商工業貸出金	\$ 714	\$283	\$ 801	\$245
金融機関貸出金	40	2	76	35
抵当貸付および不動産貸出金	48	10	100	39
リースファイナンス				
その他	7	4	24	6
個別引当金が設定されている 法人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 809	\$299	\$1,001	\$325
個別引当金が設定されていない				
法人向け未収利息非計上貸出金				
商工業貸出金	\$1,114		\$ 318	
金融機関貸出金	10		26	
抵当貸付および不動産貸出金	140		115	
リースファイナンス	41			
その他	74		51	
個別引当金が設定されていない 法人向け未収利息非計上貸出金合計	\$1,379	N/A	\$ 510	N/A

- (1) 貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額が含まれ、直接評価減が控除されています。
- (2) 平均簿価は、投資計上額の平均残高を示しており、関連する個別引当金を含みません。
- (3) 2017年12月31日に終了した事業年度における受取利息認識額は35百万ドルでした。
- N/A 該当なし

法人向け不良債権のリストラクチャリング

2019年12月31日に終了した事業年度：

(単位：百万ドル)	当期中に貸出 条件が変更 されたTDRの 簿価	元本の支払額 および/または 支払時期の変更 を伴うTDR ⁽¹⁾	利息の支払額 および/または 支払時期の変更 を伴うTDR ⁽²⁾	元本と利息の 両方の支払額 および/または 支払時期の変更 を伴うTDR
商工業貸出金	\$283	\$ 19	\$	\$264
抵当貸付および 不動産貸出金	16			16
その他	6	6		
合計	\$305	\$ 25	\$	\$280

2018年12月31日に終了した事業年度：

(単位：百万ドル)	当期中に貸出 条件が変更 されたTDRの 簿価	元本の支払額 および/または 支払時期の変更 を伴うTDR ⁽¹⁾	利息の支払額 および/または 支払時期の変更 を伴うTDR ⁽²⁾	元本と利息の 両方の支払額 および/または 支払時期の変更 を伴うTDR
商工業貸出金	\$159	\$ 5	\$ 8	\$146
抵当貸付および 不動産貸出金	60	3		57
合計	\$219	\$ 8	\$ 8	\$203

- (1) 元本の支払額または支払時期の変更を伴うTDRには、元本返済免除または元本の定期支払および/または最終支払の期日延期が含まれる場合があります。法人向け貸出金について元本の返済が免除されるのは異例であるため、条件変更は通常、当該貸出金の予測キャッシュ・フローにほとんどまたは全く影響を及ぼすことはなく、したがって当該貸出金に計上する引当金にほとんどまたは全く影響を与えません。回収不能見込額の償却は、リストラクチャリング時に計上されるか、または過年度においてすでに計上されているため条件変更時に償却の必要がない場合があります。
- (2) 利息の支払額または支払時期の変更を伴うTDRには、市場金利を下回る金利の設定が含まれる場合があります。

次表は、TDRにおいて貸出条件が変更された法人向け貸出金合計およびTDRのうち、永久的な貸出条件の変更から1年以内に支払不履行が発生したものを示しています。債務不履行とは60日延滞したものと定義されています。ただし、個別管理が可能なコマーシャル・バンキング貸出金の債務不履行は、90日延滞したものと定義されています。

(単位：百万ドル)	2019年12月31日 現在のTDR残高	2019年12月31日 に終了した 事業年度に 支払不履行に 陥ったTDR 貸出金	2018年12月31日 現在のTDR残高	2018年12月31日 に終了した 事業年度に 支払不履行に 陥ったTDR 貸出金
商工業貸出金	\$603	\$35	\$568	\$111
金融機関貸出金			25	
抵当貸付および不動産貸出金	79		123	
リースファイナンス				
その他	44		2	
合計⁽¹⁾	\$726	\$35	\$718	\$111

- (1) 上記の表は、報告期間末現在でTDRとみなされていた残高がある貸付金の増減を反映しています。

15. 貸倒引当金

(単位：百万ドル)	2019年	2018年	2017年
貸倒引当金期首残高	\$ 12,315	\$ 12,355	\$ 12,060
貸倒損失総額	(9,341)	(8,665)	(8,673)
回収総額 ⁽¹⁾	1,573	1,552	1,597
正味貸倒損失(以下「NCL」という。)	\$ (7,768)	\$ (7,113)	\$ (7,076)
NCL	\$ 7,768	\$ 7,113	\$ 7,076
正味引当金繰入額(戻入額)	364	394	544
正味個別引当金繰入額(戻入額)	86	(153)	(117)
貸倒引当金繰入額合計	\$ 8,218	\$ 7,354	\$ 7,503
その他(正味、以下の表をご参照ください。)	18	(281)	(132)
貸倒引当金期末残高	\$ 12,783	\$ 12,315	\$ 12,355
未実行貸出約定に関する貸倒引当金期首残高	\$ 1,367	\$ 1,258	\$ 1,418
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入(戻入)額	92	113	(161)
その他(正味)	(3)	(4)	1
未実行貸出約定に関する貸倒引当金期末残高⁽²⁾	\$ 1,456	\$ 1,367	\$ 1,258
貸出金、リースおよび未実行貸出約定に係る引当金合計	\$ 14,239	\$ 13,682	\$ 13,613

(1) 回収額は、回収努力が実った場合にのみ発生する特定の回収費用が減額されています。

(2) 連結貸借対照表の「その他負債」に計上されている未実行貸出約定および信用状に対する追加の貸倒引当金を表しています。

その他(正味)の詳細

(単位：百万ドル)	2019年	2018年	2017年
様々な個人向け貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有への振替			
不動産ローン・ポートフォリオの振替	\$ (42)	\$ (91)	\$ (106)
その他ローン・ポートフォリオの振替		(110)	(155)
様々な個人向け貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有への振替	\$ (42)	\$ (201)	\$ (261)
外貨換算(主に個人向け)	60	(60)	115
その他		(20)	14
その他(正味)	\$ 18	\$ (281)	\$ (132)

2019年12月31日現在の貸倒引当金および期末の貸出金

(単位：百万ドル)	法人向け	個人向け	合計
貸倒引当金期首残高	\$ 2,811	\$ 9,504	\$ 12,315
貸倒償却額	(487)	(8,854)	(9,341)
回収額	95	1,478	1,573
貸倒償却額の充当	392	7,376	7,768
正味引当金繰入額(戻入額)	96	268	364
正味個別引当金繰入額(戻入額)	(21)	107	86
その他		18	18
期末残高	\$ 2,886	\$ 9,897	\$ 12,783
貸倒引当金			
ASC 450に基づき集会的に評価された貸出金	\$ 2,587	\$ 8,706	\$ 11,293
ASC 310-10-35に基づき個別に評価された貸出金	299	1,190	1,489
ASC 310-30に基づく取得した信用減損貸出金		1	1
貸倒引当金合計	\$ 2,886	\$ 9,897	\$ 12,783
貸出金(前受収益控除後)			
ASC 450に基づき集会的に評価された貸出金	\$383,828	\$304,510	\$688,338
ASC 310-10-35に基づき個別に評価された貸出金	2,040	4,892	6,932
ASC 310-30に基づく取得した信用減損貸出金		128	128
公正価値評価された貸出金	4,067	18	4,085
貸出金合計(前受収益控除後)	\$389,935	\$309,548	\$699,483

2018年12月31日現在の貸倒引当金および期末の貸出金

(単位：百万ドル)	法人向け	個人向け	合計
貸倒引当金期首残高	\$ 2,943	\$ 9,412	\$ 12,355
貸倒償却額	(343)	(8,322)	(8,665)
回収額	138	1,414	1,552
貸倒償却額の充当	205	6,908	7,113
正味引当金繰入額(戻入額)	42	352	394
正味個別引当金繰入額(戻入額)	(151)	(2)	(153)
その他	(23)	(258)	(281)
期末残高	\$ 2,811	\$ 9,504	\$ 12,315
貸倒引当金			
ASC 450に基づき集会的に評価された貸出金	\$ 2,486	\$ 8,386	\$ 10,872
ASC 310-10-35に基づき個別に評価された貸出金	325	1,116	1,441
ASC 310-30に基づく取得した信用減損貸出金		2	2
貸倒引当金合計	\$ 2,811	\$ 9,504	\$ 12,315
貸出金(前受収益控除後)			
ASC 450に基づき集会的に評価された貸出金	\$377,186	\$297,128	\$674,314
ASC 310-10-35に基づき個別に評価された貸出金	1,447	5,084	6,531
ASC 310-30に基づく取得した信用減損貸出金		128	128
公正価値評価された貸出金	3,203	20	3,223
貸出金合計(前受収益控除後)	\$381,836	\$302,360	\$684,196

2017年12月31日現在の貸倒引当金

(単位：百万ドル)	法人向け	個人向け	合計
貸倒引当金期首残高	\$ 3,218	\$ 8,842	\$12,060
貸倒償却額	(632)	(8,041)	(8,673)
回収額	153	1,444	1,597
貸倒償却額の充当	479	6,597	7,076
正味引当金繰入額(戻入額)	(274)	818	544
正味個別引当金繰入額(戻入額)	(31)	(86)	(117)
その他	30	(162)	(132)
期末残高	\$ 2,943	\$ 9,412	\$12,355

16. のれんおよび無形資産

のれん

セグメント別の「のれん」の変動は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	グローバル 個人金融部門	インスティテュ ーショナル・ クライアント・ グループ	本社事項、 本社業務/ その他	合計
2016年12月31日現在残高 ⁽¹⁾	\$11,874	\$ 9,741	\$ 44	\$21,659
外貨換算	\$ 286	\$ 443	\$	\$ 729
売却 ⁽²⁾	(32)	(72)		(104)
のれんの減損 ⁽³⁾			(28)	(28)
2017年12月31日現在残高	\$12,128	\$10,112	\$ 16	\$22,256
外貨換算	\$ (41)	\$ (153)	\$	\$ (194)
売却 ⁽⁴⁾			(16)	(16)
2018年12月31日現在残高	\$12,087	\$ 9,959	\$	\$22,046
外貨換算	\$ 15	\$ 65	\$	\$ 80
2019年12月31日現在残高	\$12,102	\$10,024	\$	\$22,126

(1) 2016年12月31日現在残高は、2019年度中にシティが実施した、コマーシャル・バンキング業務のGCBからICGへの再編に起因するセグメント間でののれんの配分を反映するために修正されています。連結財務諸表注記3をご参照ください。

(2) 主に2017年度に完了した債券分析・指数事業の売却、および2017年12月31日現在のメキシコの資産運用事業の売却契約に関連しています。連結財務諸表注記2をご参照ください。

(3) 2017年1月1日付の「北米GCB」から「本社事項、本社業務/その他」への抵当貸付サービシング事業の振替えに関連しています。

(4) 主に2018年度におけるコロンビアの個人金融事業の売却に関連しています。

のれんの減損テストは各事業セグメントの一段階下のレベル（報告単位と称されています。）で行われています。事業セグメントの詳細については、連結財務諸表注記3をご参照ください。

当社は2019年7月1日現在で年次ののれんの減損テストを行いました。当社の報告単位の公正価値はその簿価を約33%から134%上回っており、いずれの報告単位にも減損のリスクはありません。

2019年度第4四半期には、これまでは「北米GCB」、「ラテンアメリカGCB」および「アジアGCB」の一部として報告されていたシティのコマーシャル・バンキング業務が組織再編され、同業務は現在、ICGの一部となっています。移管された同業務に旧報告単位に対する相対的な公正価値に基づいてのれんが配分されました。旧報告単位構造と新報告単位構造の下で、いずれものれんの期中減損テストが実施されましたが、減損はありませんでした。当期中には、追加のトリガーイベントは特定されず、のれんの減損はありませんでした。

無形資産

無形資産の内訳は、以下のとおりです。

	2019年12月31日			2018年12月31日		
	簿価 (総額)	償却 累計額	簿価 (正味)	簿価 (総額)	償却 累計額	簿価 (正味)
(単位：百万ドル)						
取得したクレジットカード取引関係	\$ 5,676	\$ 4,059	\$ 1,617	\$ 5,733	\$ 3,936	\$ 1,797
クレジットカード契約に関連する 無形資産 ⁽¹⁾	5,393	3,069	2,324	5,225	2,791	2,434
コア預金無形資産	434	433	1	419	415	4
その他の顧客関係	424	275	149	470	299	171
将来利益の現在価値	34	31	3	32	29	3
耐用年数が不確定な無形資産	228		228	218		218
その他	82	77	5	84	75	9
無形資産 (MSR以外)	\$12,271	\$ 7,944	\$ 4,327	\$12,181	\$ 7,545	\$ 4,636
抵当貸付サービシング権 (MSR) ⁽²⁾	495		495	584		584
無形資産合計	\$12,766	\$ 7,944	\$ 4,822	\$12,765	\$ 7,545	\$ 5,220

(1) 主にアメリカン航空、ザ・ホーム・デポ、コストコおよびAT&Tとのクレジットカード・プログラム契約に関連する無形資産が反映されており、2019年12月31日現在の簿価（正味）総額の96%に相当します。

(2) シティのMSRの詳細については、連結財務諸表注記21をご参照ください。

2019年度、2018年度および2017年度の無形資産償却費は、それぞれ564百万ドル、557百万ドルおよび603百万ドルでした。将来の無形資産償却費は、2020年度が424百万ドル、2021年度が399百万ドル、2022年度が1,025百万ドル、2023年度が226百万ドル、2024年度が219百万ドルと見積もられています。

無形資産の変動は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2018年 12月31日 現在簿価 (正味)				外貨 換算 その他	2019年 12月31日 現在簿価 (正味)
	買収/ 売却	償却	減損			
取得したクレジットカード取引 関係 ⁽¹⁾	\$ 1,797	\$ 9	\$ (189)	\$	\$	\$ 1,617
クレジットカード契約に関連する 無形資産 ⁽²⁾	2,434	73	(336)		153	2,324
コア預金無形資産	4		(4)		1	1
その他の顧客関係	171		(24)		2	149
将来利益の現在価値	3					3
耐用年数が不確定な無形資産	218	4			6	228
その他	9	6	(11)		1	5
無形資産 (MSR以外)	\$ 4,636	\$ 92	\$ (564)	\$	\$ 163	\$ 4,327
抵当貸付サービシング権 (MSR) ⁽³⁾	584					495
無形資産合計	\$ 5,220					\$ 4,822

- (1) カード保有者の顧客関係の価値に関する無形資産を反映しています。これはパートナー契約関連の無形資産とは別個のもので、主にコストコ、メイシーズおよびシアーズのポートフォリオにおけるクレジットカード口座を含んでいます。
- (2) 主にアメリカン航空、ザ・ホーム・デポ、コストコおよびAT&Tとのクレジットカード・プログラム契約に関連する無形資産が反映されており、2019年および2018年12月31日現在の簿価（正味）総額の96%に相当します。
- (3) シティのMSRに関する追加情報については、2018年度から2019年度へのロールフォワードを含め、連結財務諸表注記21をご参照ください。

17. 負債

短期借入金

(単位：百万ドル)	12月31日			
	2019年		2018年	
	残高	加重平均 クーポン利率	残高	加重平均 クーポン利率
コマーシャル・ペーパー 銀行 ⁽¹⁾	\$ 10,155		\$ 13,238	
ブローカー・ディーラーおよびその他 ⁽²⁾	6,321			
コマーシャル・ペーパー合計	\$ 16,476	1.98%	\$ 13,238	1.95%
その他の借入金⁽³⁾	28,573	2.57	19,108	2.99
合計	\$ 45,049		\$ 32,346	

- (1) シティバンクの事業体ならびにその他の銀行事業体を表しています。
- (2) 持株親会社であるシティグループ・インクに連結されたブローカー・ディーラーおよびその他銀行以外の子会社を表しています。
- (3) 連邦住宅貸付銀行およびその他の市場参加者からの借入金を含みます。2019年および2018年12月31日現在、連邦住宅貸付銀行からの有担保短期借入金はそれぞれ176億ドルおよび95億ドルでした。

銀行と信枠に基づく借入金は、LIBOR、CDレート、プライム・レートまたは銀行の提示に基づく金利で実行されます。シティグループは、与信枠維持のため、銀行に手数料を支払っています。

シティグループの非銀行子会社のいくつかは、シティバンクを含むシティグループの子会社である預金取扱機関に与信枠を持っています。これらの与信枠に基づく借入金は、連邦準備法第23A条に従い、担保が付されています。

シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インク（以下「CGMHI」といいます。）は、利用可能であるとCGMHIに通知されているものの、契約上の融資義務が存在しない与信枠による借入契約を有しています。これらの契約は、CGMHIの短期的な資金需要に見合った柔軟性を確保するために、継続的に見直されています。

長期債務

(単位：百万ドル)	加重平均 クーポン利率 ⁽¹⁾	満期	12月31日現在残高	
			2019年	2018年
シティグループ・インク⁽²⁾				
非劣後債	3.11%	2020年-2098年	\$ 123,292	\$ 117,511
劣後債 ⁽³⁾	5.59	2022年-2046年	25,463	24,545
信託優先証券	8.15	2036年-2067年	1,722	1,711
銀行⁽⁴⁾				
非劣後債	2.51	2020年-2038年	53,340	61,237
ブローカー・ディーラー⁽⁵⁾				
非劣後債	2.43	2020年-2098年	44,817	26,947
劣後債 ⁽³⁾	2.37	2022年-2046年	126	48
合計	3.28%		\$ 248,760	\$ 231,999
非劣後債			\$ 221,449	\$ 205,695
劣後債 ⁽³⁾			25,589	24,593
信託優先証券			1,722	1,711
合計			\$ 248,760	\$ 231,999

(1) 加重平均クーポン利率には公正価値で会計処理されている仕組債は含まれません。

(2) 持株親会社を表しています。

(3) 特定の国、地域または子会社における劣後債を含みます。

(4) シティバンクの事業体ならびにその他の銀行事業体を表しています。2019年および2018年12月31日現在、連邦住宅貸付銀行からの有担保長期借入金は、それぞれ55億ドルおよび105億ドルでした。

(5) 持株親会社であるシティグループ・インクに連結されたブローカー・ディーラーおよびその他銀行以外の子会社を表しています。

当社は、様々な通貨建て固定利付債と変動利付債の両方を発行しています。当社は、この固定利付債の一部を変動利付債に効果的に転換するために、主に金利スワップといったデリバティブ契約を利用しています。デリバティブの満期は、一般にヘッジ対象の債務の満期と一致しています。さらに当社は、一部の発行債券に対する為替の影響を管理するために他のデリバティブ契約も利用しています。2019年12月31日現在、当社の長期債務（公正価値で会計処理されている仕組債は除きます。）についての全加重平均利率は、契約ベースで3.28%であり、デリバティブ契約の影響を考慮すると3.54%でした。

信託優先証券を含む長期債務の満期到来年度別の合計額（最終満期日基準）は、以下のとおりです。

（単位：百万ドル）	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年以降	合計
シティグループ・インク	\$ 7,033	\$ 15,208	\$ 13,061	\$ 14,202	\$ 8,247	\$ 92,726	\$150,477
銀行	20,654	14,023	8,471	2,634	4,417	3,141	53,340
ブローカー・ディーラー	9,570	8,852	5,558	3,292	3,359	14,312	44,943
合計	\$ 37,257	\$ 38,083	\$ 27,090	\$ 20,128	\$ 16,023	\$110,179	\$248,760

次表は、2019年12月31日現在のシティの発行済信託優先証券を要約したものです。

信託証券	発行日	発行証券数	清算価値 ⁽¹⁾	クーポン 利率 ⁽²⁾	親会社に 発行される普 通株式数	信託所有の後順位劣後債券		
						金額	満期日	発行体による 償還開始日
（単位：百万ドル、ただし証券数および株式数は除く。） シティグループ・キャピタル	1996年12月	194,053	\$ 194	7.625%	6,003	\$ 200	2036年12月1日	償還不可
シティグループ・キャピタル	2010年9月	89,840,000	2,246	3ヶ月LIBOR + 637bps	1,000	2,246	2040年10月30日	2015年10月30日
シティグループ・キャピタル	2007年6月	99,901	132	3ヶ月LIBOR + 88.75bps	50	132	2067年6月28日	2017年6月28日
債務合計			\$ 2,572			\$ 2,578		

注：信託優先証券に係る分配および劣後債の利息は、シティグループ・キャピタル およびシティグループ・キャピタル については半年ごとに、シティグループ・キャピタル については四半期ごとに支払われます。

(1) 証券発行日に外部の投資家が信託から受け取った想定元本を表しています。この額は、シティが貸借対照表に計上している簿価とは異なっていますが、その原因は主に、未償却の割引および発行費用によります。

(2) いずれの場合も劣後債のクーポン利率は信託優先証券の利率と同じです。

18. 規制資本

シティグループは、連邦準備制度理事会によって発行された米国のバーゼル 規制を構成するリスクベース資本およびレバレッジに関する基準の対象となっています。連邦預金保険制度の対象となっているシティグループの米国預金機関子会社（シティバンクを含みます。）は、主な連邦銀行規制当局がそれぞれ公表している同様の基準の対象となっています。これらの基準は自己資本の十分性を評価するために用いられており、次表に記載された必要最低要件を含んでいます。規制当局は、最低自己資本基準を満たしていない金融機関に対して特定の迅速な是正措置をとることが法律によって求められています。

以下の表は、シティグループおよびシティバンクの規制資本区分、リスク加重総資産、四半期ごとに調整された平均総資産、レバレッジ・エクスポージャーの総額、リスクベースの自己資本比率およびレバレッジ比率を示したものです。

(単位：比率を除き、百万ドル)	シティグループ			
	最低基準	十分な資本の 最低基準	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
普通株式等Tier 1 資本			\$ 137,798	\$ 139,252
Tier 1 資本			155,805	158,122
資本合計 (Tier 1 資本 + Tier 2 資本)			193,682	195,440
- 標準的手法				
資本合計 (Tier 1 資本 + Tier 2 資本)			181,337	183,144
- 先進的手法				
リスク加重総資産 - 標準的手法			1,166,523	1,174,448
リスク加重総資産 - 先進的手法			1,135,553	1,131,933
四半期ごとに調整された平均総資産 ⁽¹⁾			1,957,039	1,896,959
レバレッジ・エクスポージャーの総額 ⁽²⁾			2,507,891	2,465,641
普通株式等Tier 1 資本比率 ⁽³⁾	4.5%	N/A	11.81%	11.86%
Tier 1 資本比率 ⁽³⁾	6.0	6.0%	13.36	13.46
資本合計比率 ⁽³⁾	8.0	10.0	15.97	16.18
Tier 1 レバレッジ比率	4.0	N/A	7.96	8.34
補完的レバレッジ比率	3.0	N/A	6.21	6.41

シティバンク

(単位：比率を除き、百万ドル)	十分な資本の 最低基準	2019年	2018年
		12月31日現在	12月31日現在
普通株式等Tier 1 資本		\$ 130,791	\$ 129,091
Tier 1 資本		132,918	131,215
資本合計 (Tier 1 資本 + Tier 2 資本)		157,324	155,154
- 標準的手法			
資本合計 (Tier 1 資本 + Tier 2 資本)		145,989	144,358
- 先進的手法			
リスク加重総資産 - 標準的手法		1,019,916	1,032,809
リスク加重総資産 - 先進的手法		932,432	926,229
四半期ごとに調整された平均総資産 ⁽¹⁾		1,459,851	1,398,875
レバレッジ・エクスポージャーの総額 ⁽²⁾		1,951,701	1,914,663
普通株式等Tier 1 資本比率 ⁽³⁾	6.5%	12.82%	12.50%
Tier 1 資本比率 ⁽³⁾	8.0	13.03	12.70
資本合計比率 ⁽³⁾	10.0	15.43	15.02
Tier 1 レバレッジ比率	5.0	9.10	9.38
補完的レバレッジ比率	6.0	6.81	6.85

(1) Tier 1 レバレッジ比率の分母。

(2) 補完的レバレッジ比率の分母。

(3) 2019年および2018年12月31日現在、シティグループの報告可能な普通株式等Tier 1 資本比率およびTier 1 資本比率は、パーゼルの標準的手法に基づく比率を下回っており、報告可能な資本合計比率は、パーゼルの先進的手法の枠組みに基づく比率を下回っていました。2019年および2018年12月31日現在、シティバンクの報告可能な普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率は、パーゼルの標準的手法に基づく比率を下回っていました。

N/A 該当なし

上記の表に示されるとおり、2019年および2018年12月31日現在、シティグループおよびシティバンクは現行の連邦銀行規制機関の定義に照らして「十分な自己資本を有している」状態でした。

銀行子会社 配当制限

シティグループの子会社の預金取扱機関が、シティグループおよびその非銀行子会社へ信用供与、配当金の支払、もしくはその他の資金提供を行うことに関して、様々な法的制限が課せられています。各暦年における配当宣言額の合計が規制当局による規定額を超過することとなる場合、通貨監督局の承認が必要になります。

子会社の各預金取扱機関が配当金を決定する際には、リスクベース自己資本およびレバレッジ比率要件への影響、ならびに銀行組織に対して原則として当期の営業利益から配当金を支払うよう指示している連邦銀行規制当局の政策方針も考慮する必要があります。2019年度および2018年度において、シティグループはシティバンクからそれぞれ173億ドルおよび83億ドルの配当金を受け取りました。

[前へ](#)

[次へ](#)

19. その他包括利益（損失）累計額（AOCI）の増減

シティグループの「その他包括利益（損失）累計額」の各構成要素の増減は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	投資有価証券に係る正味未実現利益(損失)	債務評価調整 (DVA) (1)	キャッシュ・シュ・フロー・ヘッジ(2)	給付制度(3)	外貨換算調整額 (CTA) (ヘッジ) 控除後(4)	除外された公正価値ヘッジの構成要素(5)	その他包括利益(損失)累計額
2016年12月31日現在残高	\$ (799)	\$ (352)	\$ (560)	\$ (5,164)	\$ (25,506)	\$	\$ (32,381)
期首残高の調整 (税引後) (6)	\$ 504	\$	\$	\$	\$	\$	\$ 504
調整後期首残高	\$ (295)	\$ (352)	\$ (560)	\$ (5,164)	\$ (25,506)	\$	\$ (31,877)
米国税制改革法の影響額(7)	\$ (223)	\$ (139)	\$ (113)	\$ (1,020)	\$ (1,809)	\$	\$ (3,304)
その他包括利益 (組替前)	(186)	(426)	(111)	(158)	1,607		726
AOCIからの組替による増加 (減少)	(454)	(4)	86	159			(213)
増減 (税引後)	\$ (863)	\$ (569)	\$ (138)	\$ (1,019)	\$ (202)	\$	\$ (2,791)
2017年12月31日現在残高	\$ (1,158)	\$ (921)	\$ (698)	\$ (6,183)	\$ (25,708)	\$	\$ (34,668)
期首残高の調整 (税引後) (8)	\$ (3)	\$	\$	\$	\$	\$	\$ (3)
調整後期首残高	\$ (1,161)	\$ (921)	\$ (698)	\$ (6,183)	\$ (25,708)	\$	\$ (34,671)
その他包括利益 (組替前)	(866)	1,081	(135)	(240)	(2,607)	(57)	(2,824)
AOCIからの組替による増加 (減少) (9)	(223)	32	105	166	245		325
増減 (税引後)	\$ (1,089)	\$ 1,113	\$ (30)	\$ (74)	\$ (2,362)	\$ (57)	\$ (2,499)
2018年12月31日現在残高	\$ (2,250)	\$ 192	\$ (728)	\$ (6,257)	\$ (28,070)	\$ (57)	\$ (37,170)
その他包括利益 (組替前)	3,065	(1,151)	549	(758)	(647)	25	1,083
AOCIからの組替による増加 (減少)	(1,080)	15	302	206	326		(231)
増減 (税引後)	\$ 1,985	\$ (1,136)	\$ 851	\$ (552)	\$ (321)	\$ 25	\$ 852
2019年12月31日現在残高	\$ (265)	\$ (944)	\$ 123	\$ (6,809)	\$ (28,391)	\$ (32)	\$ (36,318)

- DVAの増減はAOCIの構成要素として反映されていますが、これはASU第2016-01号のうち公正価値オプション負債に係るDVAの表示に関する規定を適用したことによるものです。
- 主に債務に係る変動金利をヘッジするシティの固定支払 / 変動受取金利スワップ・プログラムに牽引された結果です。
- 主に、当社の重要な年金および退職後給付制度に対する四半期ごとの年金数理評価、その他すべての制度に対する年次数理評価、ならびに過年度において「その他包括利益」に認識された金額の償却に基づく調整を反映しています。
- 主に、2019年12月31日に終了した事業年度において、インド・ルピー、ブラジル・レアル、チリ・ペソおよびユーロ（影響額の大きい順）の対米ドル相場の変動ならびに関連する税効果およびヘッジの変動を反映しています。2018年12月31日に終了した事業年度において、主に、ブラジル・レアル、インド・ルピー、メキシコ・ペソおよび豪ドル（影響額の大きい順）の対米ドル相場の変動ならびに関連する税効果およびヘッジの変動を反映しています。2017年12月31日に終了した事業年度において、主に、ユーロ、メキシコ・ペソ、ポーランド・ズロチおよび韓国ウォン（影響額の大きい順）の対米ドル相場の変動ならびに関連する税効果およびヘッジの変動を反映しています。AOCIのCTAに計上された金額は、海外企業の売却または事実上の清算の時点まではAOCIに留保され、その時点で当該海外企業に関する金額は損益に組替えられません。
- 2018年度第1四半期より、ASU第2017-12号「ヘッジ活動に関する会計処理の限定的改善」の早期適用に伴い、除外された公正価値ヘッジの構成要素における変動はAOCIの構成要素として反映されています。この変更の詳細については、連結財務諸表注記1をご参照ください。
- 2017年度第2四半期において、シティはASU第2017-08号を早期適用しました。適用の結果、2017年1月1日付で繰上償還可能な州および地方の負債証券の公正価値ヘッジの調整累計額の追加償却について、累積的影響に対する調整額が計上され、「利益剰余金」が減少しました。連結財務諸表注記1をご参照ください。
- 2017年度第4四半期に、シティはASU第2018-02号を適用したため、これらの額がAOCIから「利益剰余金」に振り替えられました。連結財務諸表注記1をご参照ください。
- シティは2018年1月1日にASU第2016-01号およびASU第2018-03号を適用し、その結果、以前の売却可能持分有価証券に係る正味未実現利益に関して、累積的影響額がAOCIから「利益剰余金」に振替えられました。詳細については連結財務諸表注記1をご参照ください。
- 2018年度第4四半期におけるシティの日本での個人金融事業の実質的な清算を根拠に実施すべき会計処理の要件が満たされたことに伴う、外貨換算調整額（ヘッジ控除後）の戻入の影響額が含まれています。連結財務諸表注記1をご参照ください。

「その他包括利益（損失）累計額」の各構成要素の税引前および税引後の増減は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	税引前	税効果 ⁽¹⁾	税引後
2016年12月31日現在残高	\$ (42,035)	\$ 9,654	\$ (32,381)
期首残高の調整 ⁽²⁾	803	(299)	504
調整後期首残高	\$ (41,232)	\$ 9,355	\$ (31,877)
投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）の増減	(1,088)	225	(863)
債務評価調整（DVA）	(680)	111	(569)
キャッシュ・フロー・ヘッジ	(37)	(101)	(138)
給付制度	14	(1,033)	(1,019)
外貨換算調整額	1,795	(1,997)	(202)
増減	\$ 4	\$ (2,795)	\$ (2,791)
2017年12月31日現在残高	\$ (41,228)	\$ 6,560	\$ (34,668)
期首残高の調整 ⁽³⁾	(4)	1	(3)
調整後期首残高	\$ (41,232)	\$ 6,561	\$ (34,671)
投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）の増減	(1,435)	346	(1,089)
債務評価調整（DVA）	1,415	(302)	1,113
キャッシュ・フロー・ヘッジ	(38)	8	(30)
給付制度	(94)	20	(74)
外貨換算調整額	(2,624)	262	(2,362)
除外された公正価値ヘッジの構成要素	(74)	17	(57)
増減	\$ (2,850)	\$ 351	\$ (2,499)
2018年12月31日現在残高	\$ (44,082)	\$ 6,912	\$ (37,170)
売却可能負債証券に係る正味未実現利益（損失）の増減	2,633	(648)	1,985
債務評価調整（DVA）	(1,473)	337	(1,136)
キャッシュ・フロー・ヘッジ	1,120	(269)	851
給付制度	(671)	119	(552)
外貨換算調整額	(332)	11	(321)
除外された公正価値ヘッジの構成要素	33	(8)	25
増減	\$ 1,310	\$ (458)	\$ 852
2019年12月31日現在残高	\$ (42,772)	\$ 6,454	\$ (36,318)

- (1) ASU第2018-02号の影響によりAOCIから「利益剰余金」に振替えられた金額を含みます。連結財務諸表注記1をご参照ください。
- (2) 2017年度第2四半期において、シティはASU第2017-08号を早期適用しました。適用の結果、2017年1月1日付で繰上償還可能な州および地方の負債証券の公正価値ヘッジの調整累計額の追加償却について、累積的影響に対する調整額が計上され、「利益剰余金」が減少しました。連結財務諸表注記1をご参照ください。
- (3) シティは2018年1月1日にASU第2016-01号およびASU第2018-03号を適用しました。適用の結果、以前の売却可能持分有価証券に係る正味未実現利益に関して、累積的影響額がAOCIから「利益剰余金」に振替えられました。詳細については連結財務諸表注記1をご参照ください。

当社は、連結損益計算書において、組替えられたAOCIの金額に関連する税引前利益（損失）を以下のとおり
に認識しました。

	連結損益計算書への組替によるAOCIの増加（減少）		
	12月31日に終了した事業年度		
	2019年	2018年	2017年
(単位：百万ドル)			
投資売却実現（利益）損失	\$ (1,474)	\$ (421)	\$ (778)
減損損失総額	23	125	63
税引前小計	\$ (1,451)	\$ (296)	\$ (715)
税効果	371	73	261
投資に係る実現（利益）損失（正味）	\$ (1,080)	\$ (223)	\$ (454)
（税引後） ⁽¹⁾			
公正価値オプション負債に係るDVAによる実現 （利益）損失（税引前）	\$ 20	\$ 41	\$ (7)
税効果	(5)	(9)	3
DVAによる実現利益（正味）（税引後）	\$ 15	\$ 32	\$ (4)
金利契約	\$ 384	\$ 301	\$ 126
外国為替契約	7	17	10
税引前小計	\$ 391	\$ 318	\$ 136
税効果	(89)	(213)	(50)
キャッシュ・フロー・ヘッジの償却費	\$ 302	\$ 105	\$ 86
（税引後） ⁽²⁾			
未認識債務の償却費			
過去勤務（給付）費用	\$ (12)	\$ (34)	\$ (42)
正味年金数理損失	286	248	271
縮小ノ清算による影響額 ⁽³⁾	1	6	17
税引前小計	\$ 275	\$ 220	\$ 246
税効果	(69)	(54)	(87)
給付制度の償却費（税引後）⁽³⁾	\$ 206	\$ 166	\$ 159
外貨換算調整額	\$	\$ 34	\$
税効果	326	211	
外貨換算調整額	\$ 326	\$ 245	\$
AOCIから組替えられた金額合計（税引前）	\$ (765)	\$ 317	\$ (340)
税効果合計	534	8	127
AOCIから組替えられた金額合計（税引後）	\$ (231)	\$ 325	\$ (213)

(1) 税引前の金額は、連結損益計算書の「投資売却実現利益（損失）（正味）」および「減損損失総額」に組替えられています。詳細については、当連結財務諸表注記13をご参照ください。

(2) 詳細については、当連結財務諸表注記22をご参照ください。

(3) 詳細については、当連結財務諸表注記8をご参照ください。

20. 優先株式

以下の表は当社の発行済優先株式を要約したものです。

	発行日	発行体による 償還開始日	配当率	預託株式/ 優先株式 1株当たり の償還価格	預託株式数	簿価 (単位:百万ドル)	
						2019年 12月31日	2018年 12月31日
シリーズA ⁽¹⁾	2012年10月29日	2023年1月30日	5.950%	\$ 1,000	1,500,000	\$ 1,500	\$ 1,500
シリーズB ⁽²⁾	2012年12月13日	2023年2月15日	5.900	1,000	750,000	750	750
シリーズD ⁽³⁾	2013年4月30日	2023年5月15日	5.350	1,000	1,250,000	1,250	1,250
シリーズJ ⁽⁴⁾	2013年9月19日	2023年9月30日	7.125	25	38,000,000	950	950
シリーズK ⁽⁵⁾	2013年10月31日	2023年11月15日	6.875	25	59,800,000	1,495	1,495
シリーズL ⁽⁶⁾	2014年2月12日	2019年2月12日	6.875	25	19,200,000		480
シリーズM ⁽⁷⁾	2014年4月30日	2024年5月15日	6.300	1,000	1,750,000	1,750	1,750
シリーズN ⁽⁸⁾	2014年10月29日	2019年11月15日	5.800	1,000	1,500,000		1,500
シリーズ ⁽⁹⁾	2015年3月20日	2020年3月27日	5.875	1,000	1,500,000	1,500	1,500
シリーズP ⁽¹⁰⁾	2015年4月24日	2025年5月15日	5.950	1,000	2,000,000	2,000	2,000
シリーズQ ⁽¹¹⁾	2015年8月12日	2020年8月15日	5.950	1,000	1,250,000	1,250	1,250
シリーズR ⁽¹²⁾	2015年11月13日	2020年11月15日	6.125	1,000	1,500,000	1,500	1,500
シリーズS ⁽¹³⁾	2016年2月2日	2021年2月12日	6.300	25	41,400,000	1,035	1,035
シリーズT ⁽¹⁴⁾	2016年4月25日	2026年8月15日	6.250	1,000	1,500,000	1,500	1,500
シリーズU ⁽¹⁵⁾	2019年9月12日	2024年9月12日	5.000	1,000	1,500,000	1,500	
						\$17,980	\$18,460

- (1) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年1月30日までは固定金利で半年ごと(1月30日および7月30日)に、それ以降は変動金利で四半期ごと(1月30日、4月30日、7月30日および10月30日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (2) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年2月15日までは固定金利で半年ごと(2月15日および8月15日)に、それ以降は変動金利で四半期ごと(2月15日、5月15日、8月15日および11月15日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (3) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年5月15日までは固定金利で半年ごと(5月15日および11月15日)に、それ以降は変動金利で四半期ごと(2月15日、5月15日、8月15日および11月15日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (4) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年9月30日までは固定金利で四半期ごと(3月30日、6月30日、9月30日および12月30日)に、それ以降は変動金利で四半期ごとの同日に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (5) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年11月15日までは固定金利で四半期ごと(2月15日、5月15日、8月15日および11月15日)に、それ以降は変動金利で四半期ごとの同日に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (6) シリーズL優先株式は2019年2月12日に全額償還されました。
- (7) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2024年5月15日までは固定金利で半年ごと(5月15日および11月15日)に、それ以降は変動金利で四半期ごと(2月15日、5月15日、8月15日および11月15日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (8) シリーズN優先株式は2019年11月15日に全額償還されました。
- (9) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2020年3月27日まで(同日は含みません。)は固定金利で半年ごと(3月27日および9月27日)に、それ以降は変動金利で四半期ごと(3月27日、6月27日、9月27日および12月27日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (10) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2025年5月15日まで(同日は含みません。)は固定金利で半年ごと(5月15日および11月15日)に、それ以降は変動金利で四半期ごと(2月15日、5月15日、8月15日および11月15日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (11) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2020年8月15日まで(同日は含みません。)は固定金利で半年ごと(2月15日および8月15日)に、それ以降は変動金利で四半期ごと(2月15日、5月15日、8月15日および11月15日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (12) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2020年11月15日まで(同日は含みません。)は固定金利で半年ごと(5月15日および11月15日)に、それ以降は変動金利で四半期ごと(2月15日、5月15日、8月15日および11月15日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。

- (13) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は固定金利で四半期ごと(2月12日、5月12日、8月12日および11月12日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (14) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2026年8月15日まで(同日は含みません。)は固定金利で半年ごと(2月15日および8月15日)に、それ以降は変動金利で四半期ごと(2月15日、5月15日、8月15日および11月15日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (15) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2024年9月12日まで(同日は含みません。)は固定金利で半年ごと(3月12日および9月12日)に、それ以降は変動金利で四半期ごと(3月12日、6月12日、9月12日および12月12日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。

2019年度において、シティは発行済優先株式に対する配当金を1,109百万ドル分配しました。2020年1月15日に、シティは、2020年度第1四半期にかかる約291百万ドルの優先配当を宣言しました。2020年度第1四半期中に、シティは、1.5百万株のシリーズ 優先株式15億ドルを発行しました。このシリーズ 優先株式に係る半年ごとの配当金は、シティの取締役会による宣言が前提になっており、2020年度第3四半期より分配される予定です。2020年2月21日現在、シティは、2020年度の第2、第3および第4四半期においてそれぞれ約253百万ドル、328百万ドルおよび253百万ドルの優先配当を分配すると見積っています。

21. 証券化および変動持分事業体

特別目的事業体の利用

特別目的事業体(以下「SPE」といいます。)は、それを設立する会社の限定的なニーズを満たす目的で設立された事業体です。シティは主に、特定の金融資産を証券化することにより流動性および有利な資本の取り扱いを獲得し、顧客の金融資産を証券化することを支援し、また顧客のために投資商品を組成する目的でSPEを利用しています。SPEは信託、パートナーシップまたは法人などの様々な法的形態で設立することが可能です。証券化においては、SPEが発行する負債および持分商品、証書、コマーシャル・ペーパーまたは債務を表すその他の債券を通じて、SPEに資産を移転する企業は、通常の事業活動において実現する前にこれらの資産のすべて(または一部)を現金に転換します。これらの証券化はSPEの貸借対照表に計上されますが、SPEを組成した企業の貸借対照表には連結される場合と連結されない場合があります。

投資家は通常、SPEの資産のみに対して遡求権を有しますが、担保勘定、与信枠または流動性ファシリティ(流動性プット・オプションや資産購入契約など)などのその他の信用補完の恩恵を受けることもあります。これらの信用補完があるため、SPEによる発行は一般的に、資産譲渡者が自身の債券発行で獲得する場合よりも高い信用格付けを取得します。その結果、資金調達コストを無担保借入よりも低くすることができます。SPEはデリバティブ契約を締結し、原資産の利回りまたは通貨をSPEの投資家の需要に一致させたり、SPEの信用リスクを限定または変更したりすることもあります。シティグループは特定の信用補完の提供者ならびに関連するデリバティブ契約の取引相手になります。

シティグループのSPEの大部分は、以下に説明されている変動持分事業体(VIE)です。

変動持分事業体

VIEは、持分投資総額が不十分で、他社からの追加的劣後財務支援がなければその会社の活動資金を調達することができない事業体、またはその事業体の持分投資家が支配財務持分の特徴（すなわち、議決権または同様の権利を通じて重要な意思決定を行う能力、およびその事業体の予想残存利益を受け取る権利もしくはその事業体の予想損失を負担する義務）を有していない事業体です。負債もしくは株式持分を通じてVIEに資金を提供する投資家、またはその他の形式（保証、特定の手数料契約もしくは特定の種類のデリバティブ契約など）で支援を提供している他の契約相手が、当該事業体の変動持分保有者です。

VIEの支配財務持分を保有する変動持分保有者は、主たる受益者とみなされ、VIEを連結しなければなりません。以下の特徴の両方を有する場合、シティグループは支配財務持分を保有しており、主たる受益者であるとみなされることになります。

- ・ VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有する場合。
- ・ VIEに対して潜在的に重要となる可能性のある損失を負担する義務を有する場合、またはVIEに対して潜在的に重要となる可能性のある便益を享受する権利を有する場合。

当社は、各VIEを評価し、当該事業体の目的および構成、その構成の中での当社の役割ならびにVIEの継続する活動における当社の関与を理解する必要があります。次に当社は、どの活動がVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼし、誰がその活動を指揮する権限を有するのかを評価しなければなりません。

当社がVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有すると判断したVIEについて、当社はその経済的持分の評価を行う必要があります、またVIEにとって潜在的に重要となる可能性のある損失を負担、または便益を享受することが可能か否かを決定しなければなりません。潜在的に重要となる可能性のある損失を負担する義務が当社にあるか否かを評価する際に、当社はそのような損失に対する最大エクスポージャーを、その発生可能性を考慮せずに検討する必要があります。このような義務は、負債および持分投資、保証、流動性契約ならびに特定のデリバティブ契約を含む（ただし、これらに限定されません。）様々な形式をとる可能性があります。

その他の様々な取引において、当社は（ ）デリバティブ取引の相手方（例：金利スワップ、クロスカレンシー・スワップ、もしくはクレジット・デフォルト・スワップまたは当社が特定の資産に係るすべてのリターンをSPEに支払うトータル・リターン・スワップによる信用補完の購入者）となること、（ ）引受業者もしくは募集代理人を務めること、（ ）管理、受託もしくはその他のサービスを提供すること、または（ ）VIEが発行する負債証券またはその他の商品について値付け業務を行うことがあります。当社は通常、このような関与自体は変動持分ではなく、したがって権限または潜在的に重要な便益または損失を示唆するものではないと考えています。

当社が重要な変動持分を保有する、またはVIEの資産の大半にサービシングを通じて継続的に関与している、連結および非連結VIEに対するシティグループの関与は、以下のとおりです。

2019年12月31日現在

(単位:百万ドル)	SPE資産への 関与合計	連結VIE/SPE 資産	重要な 非連結VIE 資産 ⁽³⁾	重要な非連結VIEにおける損失に対する最大エクスポージャー ⁽¹⁾				合計
				実行済 エクスポージャー ⁽²⁾		未実行 エクスポージャー		
				負債投資	持分投資	資金調達 コミット メント	保証 およびデリ バティブ	
クレジットカード証券 化	\$ 43,534	\$ 43,534	\$	\$	\$	\$	\$	
抵当貸付証券化 ⁽⁴⁾								
米国政府機関がス ポンサーとなっ ている抵当貸付 政府機関以外の機 関がスポンサー となっている抵 当貸付	117,374		117,374	2,671			72	2,743
シティが管理してい るアセット・バッ ク・コマーシャ ル・ペーパー導管 会社	39,608	1,187	38,421	876			1	877
ローン担保証券 (CLO)	17,395		17,395	4,199				4,199
アセット・ベース・ ファイナンス	196,728	6,139	190,589	23,756	1,151	9,524		34,431
地方債のテンダー・ オプション・ボン ド信託(TOB)	6,950	1,458	5,492	4		3,544		3,548
地域投資	20,312		20,312	2,636	4,274	3,034		9,944
顧客仲介	1,455	1,391	64	4				4
投資ファンド	827	174	653	5		16	1	22
その他	352	1	351	169		39		208
合計	\$ 460,157	\$ 69,506	\$ 390,651	\$ 34,320	\$ 5,425	\$ 16,157	\$ 74	\$ 55,976

2018年12月31日現在

(単位:百万ドル)	SPE資産への 関与合計	連結VIE/SPE 資産	重要な 非連結VIE 資産 ⁽³⁾	重要な非連結VIEにおける損失に対する最大エクスポージャー ⁽¹⁾				合計
				実行済 エクスポージャー ⁽²⁾		未実行 エクスポージャー		
				負債投資	持分投資	資金調達 コミット メント	保証 およびデリ バティブ	
クレジットカード証券 化	\$ 46,232	\$ 46,232	\$	\$	\$	\$	\$	
抵当貸付証券化 ⁽⁴⁾								
米国政府機関がス ポンサーとなっ ている抵当貸付 政府機関以外の機 関がスポンサー となっている抵 当貸付	116,563		116,563	3,038			60	3,098
シティが管理してい るアセット・バッ ク・コマーシャ ル・ペーパー導管 会社	30,886	1,498	29,388	431			1	432
ローン担保証券 (CLO)	21,837		21,837	5,891			9	5,900
アセット・ベース・ ファイナンス	99,433	628	98,805	21,640	715	9,757		32,112
地方債のテンダー・ オプション・ボン ド信託(TOB)	7,998	1,776	6,222	9		4,262		4,271
地域投資	18,044	3	18,041	2,813	3,922	2,738		9,473
顧客仲介	858	614	244	172			2	174
投資ファンド	1,272	440	832	12		1	1	14
その他	63	3	60	37		23		60
合計	\$ 361,936	\$ 69,944	\$ 291,992	\$ 34,043	\$ 4,637	\$ 16,781	\$ 73	\$ 55,534

- (1) 損失に対する最大エクスポージャーの定義はこの表の後の本文に記載されています。
- (2) シティグループの2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表に含まれています。
- (3) 重要な非連結VIEとは、損失の可能性に関係なく、当社が重要とみなされる変動持分を有しているまたは継続的に関与している事業体です。
- (4) シティグループの抵当貸付証券化には、政府機関および政府機関以外の機関（プライベート・レーベル）の再証券化業務も含まれます。これらのSPEは連結されていません。詳細については下記の「再証券化」をご参照ください。

前掲の表には以下のものは含まれていません。

- ・ 当社のプライベート・エクイティ子会社数社による特定のベンチャー・キャピタル投資。当社は、これらの投資を投資会社監査ガイド（ASC 946として編纂されています。）に従って会計処理しています。
- ・ 当社が投資管理サービスを提供している特定の投資ファンド、ならびに当社が管理、受託および/または投資管理サービスを提供している個人向け不動産信託。
- ・ 第三者がスポンサーとなっており、当社が有担保信用ファシリティを供与している特定のプライベート・エクイティ・ファンド。これらのファンドの中には、VIEの定義を満たすものもありますが、当社は、これらのファンドに関する意思決定を行う法的権限を持たないため、これらのファンドを連結していません。損失に対する当社の最大エクスポージャーは、通常、ローンまたは貸出金に関連するコミットメントの額に制限されています（これらのポジションに関する詳細については、連結財務諸表の注記14および注記26をご参照ください。）。
- ・ 第三者が組成した特定のVIEが、独立第三者間取引条件に基づいて行われた投資であるため、当社がその有価証券を棚卸資産に分類している場合。
- ・ 当社が保有するモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の特定のポジションで、「トレーディング勘定資産」または「投資」に分類され、重要とみなされる関連証券化事業体に対して当社が他に関与していない場合（これらのポジションに関する詳細については、連結財務諸表注記13および24をご参照ください。）。
- ・ 以前のICG部門がスポンサーとなっていた抵当貸付証券化および資産証券化の特定の表明および保証に対するエクスポージャーで、当社が変動持分を有していない、またはサービサーとして継続的に関与していない場合。2005年から2008年の間に証券化され、当社が変動持分を有していない、またはサービサーとして継続的に関与していない抵当貸付について、2019年および2018年12月31日現在の残高はそれぞれ約60億ドルおよび70億ドルでした。
- ・ シティグループの住宅用抵当貸付証券化における特定の表明および保証に対するエクスポージャーで、当初の抵当貸付残高が存在しなくなった場合。
- ・ 当社の資金調達活動に関連して利用される信託優先証券信託などのVIE。当社はこれらの信託に対して変動持分を有していません。

連結VIEの資産残高は、当社が連結した資産の簿価を表しています。この簿価は、資産の法的形態（例えば、ローンまたは有価証券）ならびに資産の種類および事業内容に対する当社の標準的な会計方針により、資産の償却原価である場合と公正価値である場合があります。

当社が重要な関与を行っている非連結VIEの資産残高は、当社が入手可能な最新の情報を表しています。当社が公正価値情報を容易に入手できる場合を除き、多くの場合、資産残高は減損を考慮しない償却原価基準で表されています。

当社によるVIEへの投資の貸借対照表上の簿価は、実行済エクスポージャーの最大額を表しています。この金額はVIEに当初投資した現金額を経過利息および元本返済として受領した現金額で調整したものです。また、簿価は公正価値の増減または損益に認識された価値の減損により調整される場合があります。未実行ポジションの最大エクスポージャーとは、当社が提供している流動性ファシリティおよび信用枠などの契約債務の未実行残高、または変動持分とみなされるデリバティブ商品の想定元本を表しています。特定の取引において、当社はVIEに対する変動持分とみなされないデリバティブ取引またはその他の契約（金利スワップ、クロスカレンシー・スワップもしくはクレジット・デフォルト・スワップまたは当社が特定の資産に係るすべてのリターンをSPEに支払うトータル・リターン・スワップによる信用補完の購入者の場合など）を締結しています。当該契約に基づく債権は最大エクスポージャーの金額には含まれていません。

重要な非連結VIEに関する資金調達コミットメント - 流動性ファシリティおよび貸出約定

次表は、上記のVIEに関する表において資金調達コミットメントとして分類されている流動性ファシリティおよび貸出約定の想定元本を表しています。

	2019年12月31日		2018年12月31日	
	流動性 ファシリティ	貸出 / 持分 約定	流動性 ファシリティ	貸出 / 持分 約定
(単位：百万ドル)				
アセット・ベース・ファイナンス	\$	\$ 9,524	\$	\$ 9,757
地方債のテnder・オプション・ 債券信託 (TOB)	3,544		4,262	
地域投資		3,034		2,738
投資ファンド		16		1
その他		39		23
資金調達コミットメント合計	\$ 3,544	\$12,613	\$ 4,262	\$12,519

連結VIE

当社は、売却処理の認められないオンバランスの証券化を行っており、したがって、当該資産はシティの連結貸借対照表に引き続き計上され、受取額は担保付債務として認識されます。連結VIEは、当社が関与している百を超える個別の事業体を表しています。一般に、連結VIEの債権者である第三者投資家は、それぞれのVIEの資産に対してのみ法的遡求権を有しており、シティが投資家に対して保証を提供している場合、またはVIEが関与する特定のデリバティブ取引の相手方になっている場合を除き、当社に対する遡求権を有していません。したがって、資産の一部は第三者を資金調達源とするものであることから、連結VIEに関連した損失に対するシティグループの法的な最大エクスポージャーは、連結VIEの資産の簿価を著しく下回っています。関係会社間の資産および負債はシティの連結貸借対照表には含まれていません。すべてのVIEの資産は売却または担保として差し入れることが制限されています。これら資産からのキャッシュ・フローは、シティの一般資産に対する遡求権のない、関連する負債の支払に当てられる唯一の源泉となっています。連結VIEの資産および負債に関する詳細については、連結貸借対照表をご参照ください。

非連結VIEへの重要な変動持分 - 貸借対照表上の分類

次表は、非連結VIEへの重要な変動持分の簿価と分類を表しています。

(単位：十億ドル)	2019年12月31日	2018年12月31日
現金	\$	\$
トレーディング勘定資産	2.6	3.0
投資	9.9	10.7
貸出金合計(引当金控除後)	26.7	24.5
その他	0.5	0.5
資産合計	\$ 39.7	\$ 38.7

クレジットカード証券化

当社は債権を購入するために設立された信託を通じてクレジットカード債権を証券化しています。シティグループは、非遡求型で信託に債権を譲渡しています。クレジットカードの証券化はリボルビング型の証券化で、つまり顧客がクレジットカード残高を支払うと、当該受取額は新規債権を購入し信託債権を補充するために利用されます。

当社のクレジットカードの証券化活動はほぼすべて、シティバンク・クレジットカード・マスター・トラスト(以下「マスター・トラスト」といいます。)およびシティバンク・オムニ・マスター・トラスト(以下「オムニ・トラスト」といいます。)の2つの信託を通じて行われていますが、大部分はマスター・トラストを通じて行われています。当該信託は連結事業体として取り扱われていますが、これはシティグループがサービサーとして当該信託の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有し、譲渡人としての持分および信託が発行した特定の有価証券を保有していることにより、信託からの潜在的に重要な損失または便益に対するエクスポージャーがもたらされるためです。したがって、譲渡されたクレジットカード債権はシティの連結貸借対照表に引き続き計上され、損益は認識されません。当該信託が第三者に対して発行した債券は、シティの連結貸借対照表に含まれています。

シティは「北米」における事業の資金調達源の1つとして証券化を利用しています。次表は、当社のクレジットカード債権の証券化に関する金額を反映したものです。

(単位：十億ドル)	2019年12月31日	2018年12月31日
信託のクレジットカード債権の元本金額に対する所有権持分		
信託発行証券による投資家への売却	\$ 19.7	\$ 27.3
信託発行証券としてシティグループが留保	6.2	7.6
証書のない持分を通してシティグループが留保	17.8	11.3
合計	\$ 43.7	\$ 46.2

次表は、シティグループのクレジットカードの証券化に関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

(単位：十億ドル)	2019年	2018年	2017年
新規証券化による収入	\$	\$ 6.8	\$ 11.1
満期社債の償還	(7.6)	(8.3)	(5.0)

管理貸出金

クレジットカード債権を証券化した後、当社は引き続きクレジットカード顧客との取引関係を維持し、信託に譲渡した債権についてサービシング業務を提供しています。よって当社は、証券化したクレジットカード債権を当社の管理対象である事業の一部と考えています。シティグループはクレジットカード信託を連結しているため、すべての管理されている証券化されたカード債権が貸借対照表に計上されています。

資金調達、流動性ファシリティおよび劣後持分

上述のとおり、シティグループは、マスター・トラストおよびオムニ・トラストという2つの証券化信託を通じてクレジットカード債権を証券化しています。当該信託の負債は、シティグループが保有しているものを除き、連結貸借対照表に計上されています。

マスター・トラストの負債（額面価格）

マスター・トラストは、固定および変動利付のターム・ノートを発行します。ターム・ノートの一部はマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社に対して発行される場合があります。マスター・トラストが発行した第三者向けのターム・ノートの加重平均期間は、2019年12月31日現在で3.1年、2018年12月31日現在で3.0年でした。

(単位：十億ドル)	2019年12月31日	2018年12月31日
第三者に対して発行されたターム・ノート	\$ 18.2	\$ 25.8
シティグループの関連会社に保有されているターム・ノート	4.3	5.7
マスター・トラストの負債合計	\$ 22.5	\$ 31.5

オムニ・トラストの負債（額面価格）

オムニ・トラストは固定および変動利付のターム・ノートを発行しており、その一部はマルチセラー・コマースナル・ペーパー導管会社によって購入されています。オムニ・トラストが発行した第三者向けのターム・ノートの加重平均期間は、2019年12月31日現在で1.6年、2018年12月31日現在で2.7年でした。

（単位：十億ドル）	2019年12月31日	2018年12月31日
第三者に対して発行されたターム・ノート	\$ 1.5	\$ 1.5
シティグループの関連会社に保有されているターム・ノート	1.9	1.9
オムニ・トラストの負債合計	\$ 3.4	\$ 3.4

抵当貸付の証券化

シティグループは、多様な顧客層に対して様々な種類の抵当貸付商品を提供しています。組成された後、これらの貸出金の多くは、VIEを利用して証券化されます。これらのVIEは譲渡された資産のみで担保された信託証券の発行により資金を調達します。これらの証券は譲渡された資産と同じ期間を有します。これらの資産の証券化は、流動性の源泉およびより低いコストでの資金調達手段を提供するだけでなく、借り手に対するシティの信用エクスポージャーも減少させます。これらの抵当貸付の証券化は主に非遡求型であるため、将来の貸倒損失リスクを信託が発行する有価証券の購入者に事実上移転しています。

シティの米国の個人向け抵当貸付事業は通常、サービシング権を留保し、特定の場合には、投資証券、インタレストオンリー・ストリップ債および信託からの将来キャッシュ・フローに対する残余持分を留保しています。また、ICG部門の限られた数の証券化についてサービシング業務も行っています。シティのICG事業部門は、信用リスク保持ルールに従い、または流通市場でのマーケット・メイキング業務に関連して、投資証券を保有することがあります。

当社は通常、ジニー・メイ、ファニー・メイまたはフレディ・マックのような米国政府系機関（米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付）またはプライベート・レーベル（政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付）による証券化を通じて、抵当貸付を証券化しています。シティグループはVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす当該事業体の活動を指揮する権限を有していないため、シティは米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化事業体の主たる受益者ではありません。したがって、シティはこれらの米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化事業体を連結していません。シティグループが連結対象外の信託を通じて売却または証券化した個人向け貸出金はほぼすべて、米国におけるプライム住宅抵当貸出金です。連結対象外の政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付証券化信託は「トレーディング勘定資産」として分類されますが、MSRはシティグループの連結貸借対照表上の「その他資産」に含まれます。

シティは当該事業体の重要な活動を指揮する権限を有するサービサーではない、またはシティはサービサーであるがそのサービシング関係が信認関係にすぎないとみなされるために、シティが当該事業体の主たる受益者とみなされないという理由により、シティグループは特定の政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化事業体を連結していません。

特定の状況において、当社は、()活動を指揮する権限、および()政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化事業体に対して潜在的に重要となる可能性がある損失を負担する義務または便益を享受する権利を有しているため、主たる受益者であり、したがってこれらのVIEを連結しています。

次表は、シティグループの抵当貸付の証券化に関連するキャッシュ・フロー情報および留保持分の一部を要約したものです。

	2019年		2018年		2017年	
	米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付	米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付	米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付
(単位：十億ドル)						
証券化元本	\$ 5.3	\$ 18.9	\$ 4.0	\$ 5.6	\$ 7.8	\$ 7.3
新規証券化による収入 ⁽¹⁾	5.5	18.9	4.2	7.1	8.1	7.3
契約上の受取サービシング手数料	0.1		0.1		0.2	
過去に譲渡した金融資産の購入	0.2		0.2		0.4	

注：再証券化取引は除かれています。

(1) 2019年度の新規証券化による収入には、個人向け貸出金の証券化に関連する2億ドルが含まれています。

非連結抵当貸付証券化事業体については、このVIEに対する貸出金の譲渡が、売却として会計処理するために満たすべき条件を満たしている場合、シティは、譲渡対象資産の簿価と受取対価（通常は現金ですが、受益持分またはサービシング権の場合もあります。）の差額をもとに算出した損益を認識します。

2019年12月31日に終了した事業年度における政府機関および政府機関以外の機関に関する証券化による利益は、それぞれ16百万ドルおよび99百万ドルでした。

2018年12月31日に終了した事業年度における政府機関および政府機関以外の機関に関する証券化による利益は、それぞれ17百万ドルおよび36百万ドルで、2017年12月31日に終了した事業年度においては、それぞれ28百万ドルおよび70百万ドルでした。

	2019年		
	米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
(単位：百万ドル)			
留保持分の簿価 ⁽²⁾	\$ 491	\$ 748	\$ 102

	2018年		
	米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
(単位：百万ドル)			
留保持分の簿価 ⁽²⁾	\$ 564	\$ 300	\$ 51

(1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。

(2) 留保持分は、重要なデータの観察可能性に応じたレベル2またはレベル3資産で構成されています。公正価値測定に関する詳細については、連結財務諸表注記24をご参照ください。

(3) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分には、2019年12月31日現在の個人向け貸出金の証券化に関連する150百万ドルが含まれています。

抵当貸付債権の売却日または証券化日現在における留保持分の公正価値を測定するために使用された主要な仮定は以下のとおりです。

	2019年12月31日		
	米国政府機関が スポンサーと なっている抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサーと なっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
加重平均割引率	9.3%	3.6%	4.6%
加重平均継続的期限前返済率	12.9%	10.5%	7.6%
加重平均予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	3.9%	2.8%
加重平均期間	6.6年	3年	11.4年

	2018年12月31日		
	米国政府機関が スポンサーと なっている抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサーと なっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
加重平均割引率	9.6%	2.8%	4.4%
加重平均継続的期限前返済率	5.8%	8.0%	9.1%
加重平均予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	4.4%	3.4%
加重平均期間	7.5年	5.5年	6.7年

(1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。

(2) 予測正味貸倒損失は、上記に開示された抵当貸付の証券化の裏付けとなる債務不履行の住宅抵当貸付に関連する損失の重大性を見積りを示しています。この場合、予測正味貸倒損失はこれまでに発生した信用損失の合計を示すものではなく、抵当貸付の証券化における留保持分に関して発生が見込まれる信用損失を示すものでもありません。

NM 予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

当社の留保持分の範囲は、高格付けおよび/または資本構造の上位部分から格付けがないものおよび/または残余持分までにわたります。抵当貸付債権の期末日または証券化日現在における留保持分の公正価値を測定するために使用された主要な仮定は以下のとおりです。

	2019年12月31日		
	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサーと なっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
加重平均割引率	9.8%	7.6%	4.2%
加重平均継続的期限前返済率	10.1%	3.6%	6.1%
加重平均予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	5.2%	2.7%
加重平均期間	6.6年	5.9年	29.3年

	2018年12月31日		
	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサーと なっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
加重平均割引率	7.8%	9.3%	
加重平均継続的期限前返済率	9.1%	8.0%	
加重平均予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	40.0%	
加重平均期間	6.4年	6.6年	

- (1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。
- (2) 予測正味貸倒損失は、上記に開示された抵当貸付の証券化の裏付けとなる債務不履行の住宅抵当貸付に関連する損失の重大性を見積りを示しています。この場合、予測正味貸倒損失はこれまでに発生した信用損失の合計を示すものではなく、抵当貸付の証券化における留保持分に関して発生が見込まれる信用損失を示すものでもありません。
- NM 予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

主要な各仮定の10%および20%の不利な変動に対する公正価値の感応度は以下に示すとおりです。各変動による不利な影響は、他のすべての仮定を一定として、個別に計算します。主要な仮定の間に関連性があることにより、主要な仮定が同時に不利な方向に変動した場合の影響額が、下記の個別の影響額の合計より少なくなる可能性があります。

	2019年12月31日現在		
	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサーと なっている抵当貸付	
		シニア持分	劣後持分
(単位：百万ドル)			
割引率			
不利な変動10%	\$ (18)	\$	\$ (1)
不利な変動20%	(35)	(1)	(1)
継続的期限前返済率			
不利な変動10%	(18)		
不利な変動20%	(35)		
予測正味貸倒損失			
不利な変動10%	NM		
不利な変動20%	NM		

	2018年12月31日現在		
	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサーと なっている抵当貸付	
		シニア持分	劣後持分
(単位：百万ドル)			
割引率			
不利な変動10%	\$ (16)	\$	\$
不利な変動20%	(32)		
継続的期限前返済率			
不利な変動10%	(21)		
不利な変動20%	(41)		
予測正味貸倒損失			
不利な変動10%	NM		
不利な変動20%	NM		

NM 予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

次表には、政府機関以外の機関がスポンサーとなっている非連結証券化事業体が保有している資産に係る貸出金の延滞状況および清算損失に関する情報が含まれています。

(単位：十億ドル、ただし清算損失は百万ドル)	証券化資産		90日延滞		清算損失	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
証券化資産						
住宅抵当貸付	\$11.7	\$ 5.2	\$ 0.4	\$ 0.4	\$49.0	\$54.0
商工業貸出金およびその他	22.3	13.1				
合計	\$34.0	\$18.3	\$ 0.4	\$ 0.4	\$49.0	\$54.0

抵当貸付サービシング権 (MSR)

抵当貸付の証券化に関連して、シティの米国の個人向け抵当貸付事業は通常、貸出金の未償還元本残高および契約上のサービシング手数料に基づく将来キャッシュ・フローの権利を当社に与えることになるサービシング権を留保しています。契約上の要件に従って貸出金のサービシング業務が実施できなかった場合、サービシング権の終了および将来のサービシング手数料の損失につながる場合があります。

これらの取引によりMSRと称される無形資産が発生し、シティの連結貸借対照表に公正価値で計上されます。シティの資産計上されたMSRの公正価値は、2019年および2018年12月31日現在それぞれ495百万ドルおよび584百万ドルでした。MSRは、2019年および2018年12月31日現在の貸付元本残高それぞれ580億ドルおよび620億ドルに対応しています。

次表は資産計上されたMSRの変動を要約したものです。

(単位：百万ドル)	2019年	2018年
期首残高	\$ 584	\$ 558
組成	70	58
入力データおよび仮定の変動によるMSRの公正価値の変動	(84)	54
その他変動 ⁽¹⁾	(75)	(68)
MSRの売却		(18)
12月31日現在残高	\$ 495	\$ 584

(1) 顧客の支払および時間の経過による変動を示しています。

MSRの公正価値は主に、抵当貸出金利の変動から生じる抵当貸出の期限前返済額の変動に影響されます。特に、金利が上昇すると期限前返済が鈍化する傾向があり、その結果、MSRの公正価値が上昇することとなります。このリスクを管理するために、シティグループは、金利デリバティブ契約、モーゲージ・バック証券の先渡購入・売却契約および購入した有価証券（すべて「トレーディング勘定資産」に分類されます。）を利用して、MSRの価値の大部分を経済的にヘッジしています。

当社は以前に証券化した抵当貸付のサービシングを提供する期間に手数料を受け取ります。これらの手数料金額は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2019年	2018年	2017年
サービシング手数料	\$ 148	\$ 172	\$ 276
遅延損害金	8	4	10
付随手数料	1	8	13
MSR手数料合計	\$ 157	\$ 184	\$ 299

連結損益計算書において、これらの手数料は主に「役務収益および手数料」に分類されており、MSRの公正価値の変動は「その他収益」に分類されています。

再証券化

当社は、新たな受益持分と引き換えに負債証券をVIEに譲渡する再証券化取引を行っています。2019年および2018年12月31日に終了した事業年度において、シティが再証券化事業体に譲渡した政府機関以外の機関（プライベート・レーベル）の有価証券はありません。これらの証券は、住宅または商業用のいずれかの抵当貸付で担保されており、多くの場合顧客の代理で組成されています。

2019年12月31日現在、シティが組成したプライベート・レーベルの再証券化取引においてシティの留保持分はありませんでした。2018年12月31日現在、シティが組成したプライベート・レーベルの再証券化取引におけるシティの留保持分の公正価値は合計約16百万ドルでした（すべて2016年度より前に実行された再証券化取引に関連しています）。この額はいずれも劣後受益持分に関するものでした。2018年12月31日現在、シティが留保持分を有するプライベート・レーベルの再証券化取引の当初の額面価格は、約271百万ドルでした。

当社は、米国政府系機関保証モーゲージ・バック（政府機関）証券の再証券化も行っています。2019年および2018年12月31日に終了した事業年度において、シティはそれぞれ公正価値約319億ドルおよび263億ドルの政府機関証券を再証券化事業体に譲渡しました。

シティが組成した政府機関証券の再証券化取引におけるシティの留保持分の公正価値は、2019年12月31日現在では合計約22億ドル（2019年度に実行された再証券化取引に関連する13億ドルを含んでいます。）であったのに対し、2018年12月31日現在では25億ドル（2018年度に実行された再証券化取引に関連する14億ドルを含んでいます。）であり、「トレーディング勘定資産」に計上されています。2019年および2018年12月31日現在、シティが留保持分を有する政府機関の再証券化取引の当初の公正価値は、それぞれ約735億ドルおよび709億ドルでした。

2019年および2018年12月31日現在、当社はプライベート・レーベルまたは政府機関の再証券化を行う事業体を連結していません。

シティが管理しているアセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社

当社は複数のマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社の管理会社として、また第三者がスポンサーとなっているシングルセラーおよびその他のコマーシャル・ペーパー導管会社に対するサービス提供者として、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管業務に従事しています。

シティのマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社は、当社の顧客に対して、コマーシャル・ペーパー市場における低コストでの資金調達手段を提供するためのものです。導管会社は顧客から資産を購入、または顧客に資金調達手段を提供しており、第三者投資家に対してコマーシャル・ペーパーを発行することにより資金を調達しています。導管会社は通常、シティが組成した資産を購入することはありません。導管会社の資金調達を円滑にするために、当社が流動性補完および信用補完を提供しています。

当社は通常、シティの導管会社に対する管理会社として、導管会社が購入または資金提供を行う資産の選択および組成、導管会社の資金調達に関する意思決定（発行済コマーシャル・ペーパーの期間およびその他の条項の決定を含みます。）、導管会社の資産の質および運用成績の監視、ならびに導管会社の事業活動およびキャッシュ・フローの促進に責任があります。その代わりに、当社は個別取引に関して顧客から組成手数料を受け取り、導管会社からは管理手数料（導管会社の顧客プログラムからの収入および流動性手数料から導管会社に係る費用を控除した金額）を受け取ります。原資産のリスクおよび便益の大半が顧客に帰属することから、当該管理手数料は極めて安定しています。当該資産の価格交渉が行われた後に継続する収益、費用および手数料はその導管会社の規模に対する割合として比較的安定したものとなります。

シティが管理している導管会社は通常、第三者によって正式に格付けされている流動性の高い有価証券への投資を行いません。当該資産は、一般的に導管会社が保有することを意図して個別に交渉される仕組み取引であり、活発に売買されるものではありません。各資産について導管会社が稼得する利回りは通常、導管会社が発行するコマーシャル・ペーパーのレートと連動しており、そのため、金利リスクは顧客が負うこととなります。導管会社が購入した各資産は、第三者である売り手（顧客）によって提供された取引固有の信用補完特性（超過担保、現金および超過スプレッド担保勘定、直接償還請求権もしくは第三者保証を含みます。）を付して組成されます。これらの信用補完は、シティの内部リスク格付けに基づき、A以上の信用格付けとなるように範囲が決められています。2019年および2018年12月31日現在、シティが管理しているコマーシャル・ペーパー導管会社はそれぞれ約156億ドルおよび188億ドルの購入した資産の残高を有しており、それぞれ約163億ドルおよび140億ドルの顧客への資金調達コミットメントの増分を有していました。

導管会社の資金調達方法は、実質的にすべて短期コマーシャル・ペーパーの形式をとっています。2019年および2018年12月31日現在、導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーの加重平均残存期間はそれぞれ約49日間および53日間でした。

導管会社の投資家には、主として上述の取引固有の信用補完の形式で、信用補完の提供が行われています。政府保証貸付金導管会社以外の導管会社は、取引固有の信用補完の他に、導管会社の資産の最低8%から10%（下限200百万ドル）に相当する当社の信用状を取得しています。2019年および2018年12月31日現在、当社が導管会社に提供した信用状の合計は約14億ドルおよび17億ドルです。当社が管理しているマルチセラー導管会社の最終的な業績として、債務不履行に陥った資産が上述の取引固有の信用補完の範囲を超過している場合には、各導管会社における損失はまず当社に、続いてコマーシャル・ペーパー投資者に割り当てられます。

シティグループはまた、導管会社に対し、2つの形式の流動性契約を提供しており、これらは特に市場混乱の際に導管会社へ資金調達を行うために利用されます。導管会社の各資産は、資産購入契約（以下「APA」といいます。）の形式で、取引ごとに設定した流動性ファシリティによって信用補完されています。APAに基づき、当社は通常、債務不履行に陥っていない適格債権を導管会社から額面価格で購入することに合意しています。APAは通常、債務不履行に陥った資産または減損資産の購入を認めておらず、導管会社に対して信用補完を行っていません。APAに基づきいかなる資金調達においても、基礎となる導管会社の顧客が支払利息の増加額を負う可能性があります。さらに当社は導管会社に対し、短期貸出約定の形式でプログラム全体としての流動性を提供しています。当社はかかる約定に基づき、コマーシャル・ペーパー市場の短期的な混乱の際に、特定の条件付きで、導管会社に貸付を行うことに合意しています。当社は、いずれの形式の流動性契約を提供する際にも手数料を受領しており、これらの手数料が公正な市場条件に基づくものであると考えています。

さらに、シティは導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーの複数の指名ディーラーのうちの1社であり、サービス提供時に市場ベースの手数料を稼得しています。当社は第三者ディーラーと共に、コマーシャル・ペーパーに関する値付け業務を行い、随時、第三者への売却までの間にコマーシャル・ペーパーに資金調達を行うことがあります。当社は、市場における流動性が低い特定の日に於いて、当社ならびに第三者が管理している導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーを資産として保有することがあります。それとは別に、通常の業務活動の中で、シティは、シティグループの導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーを含むコマーシャル・ペーパーを購入しています。2019年および2018年12月31日現在、当社は当社が管理する導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーをそれぞれ55億ドルおよび55億ドル所有していました。当社の投資は、市場の流動性の欠如に影響されたものではなく、当社はいかなる契約においても、当該導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーを購入する義務を負っていません。

シティは、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社を連結しています。当社は、管理会社および流動性供給者としての役割を通して、当該事業体の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していると判断しました。これらの権限は、導管会社が購入する資産を組成し承認する権限、継続的な監督および与信緩和活動、導管会社の資産を売却する、または買戻す能力ならびに債務管理を含みます。さらに、上述の当社によるすべての関与の結果、シティが潜在的に重要となる可能性のある経済的持分を有していると結論付けました。ただし、当該導管会社の資産および負債は、シティグループの資産および負債から切り離されています。いかなる導管会社の資産も、シティグループまたはその他の子会社の債務弁済に充当されることはありません。

ローン担保証券 (CLO)

ローン担保証券（以下「CLO」といいます。）とは、主に投資不適格法人向け貸出金からなる資産ポートフォリオを購入するVIEです。CLOは、資産購入資金の調達およびCLOの組成に関連した一括前払費用の支払のために、債券およびエクイティの複数のトランシェを投資家に発行します。公開市場にて原資産を購入し、当該資産に伴う信用リスクのモニタリングを行うために、CLOは第三者の資産管理会社と契約を結びます。CLOの存続期間にわたり、資産管理会社は、CLOの資産管理契約と一致する方法で、資産の売買の指図を行います。一般的に、CLOの資産管理会社は、当該CLOの経営成績に最も重要な影響を及ぼす当該事業体の活動を指揮する権限を有しています。CLOへの投資家も、その債券および/またはエクイティの所有を通じて、CLOの特定の活動を指図することができます。それには、限定的な状況におけるその資産管理会社の解任、ノートの任意償還、CLOの運用書類の修正決議およびその他の活動が含まれます。CLOの存続期間は有限で、通常12年間です。

シティはCLOに関して組成および募集代理人を務めています。通常、CLOの債券および/またはエクイティは第三者の投資家に販売されます。場合によっては、特定のシティの事業体が投資目的でCLOの負債の一部を購入することがあります。加えて、シティは、そのマーケット・メイキング業務の支援のために、CLOが発行した特定の有価証券を（通常は流通市場で）購入することがあります。

当社は通常、CLOの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していませんが、これは通常、CLOの第三者の資産管理会社が当該権限を有しているためです。したがって、それらのCLOは連結対象外です。

次表は、シティグループのCLOに関連するキャッシュ・フロー情報および留保持分の一部を要約したものです。

(単位：百万ドル)	2019年	2018年	2017年
証券化元本	\$	\$	\$ 133
新規証券化による収入			133
留保持分に係る受取キャッシュ・フローおよび その他の正味キャッシュ・フロー	72	127	107

(単位：百万ドル)	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
留保持分の簿価	\$ 1,404	\$ 3,142	\$ 4,079

シティの留保持分は、2019年および2018年12月31日現在ではすべて満期保有目的証券でした。

アセット・ベース・ファイナンス

当社は資産を保有しているVIEに対して貸出金およびその他の形式で資金を提供しています。これらの貸出金は、当社が組成または購入した他のすべての貸出金と同様の与信承認が必要となります。負債証券またはデリバティブの形式での資金提供は、多くの場合、「トレーディング勘定資産」に計上され、損益を通じて公正価値で会計処理されています。当社は通常、これらのVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していないため、当該VIEを連結していません。

シティのアセット・ベース・ファイナンスの主な種類、重要な関与をしている非連結VIEの合計資産、および損失に対するシティの最大エクスポージャーは、以下に示すとおりです。シティが最大損失を計上するのは、借り手としてのVIEが債務不履行に陥り、VIEが保有する資産からの回収ができない状態にある場合です。

(単位：百万ドル)	2019年12月31日	
	非連結VIEの 合計資産	非連結VIE に対する最大 エクスポージャー
種類		
商業用およびその他の不動産	\$ 31,377	\$ 7,489
法人向け貸出金	7,088	5,802
その他(投資ファンド、航空および海運を含む。)	152,124	21,140
合計	\$190,589	\$ 34,431

(単位：百万ドル)	2018年12月31日	
	非連結VIEの 合計資産	非連結VIE に対する最大 エクスポージャー
種類		
商業用およびその他の不動産	\$ 23,918	\$ 6,928
法人向け貸出金	6,973	5,744
その他(投資ファンド、航空および海運を含む。)	67,914	19,440
合計	\$ 98,805	\$ 32,112

地方債のテnder・オプション・ボンド(TOB)信託

地方債のテnder・オプション・ボンド(以下「TOB」といいます。)信託は、州、地方自治体および市が発行した固定金利または変動金利付の課税または非課税の有価証券を保有しています。TOB信託は通常、単一の発行体である事業体として組成され、その資産は当社または地方債市場におけるその他の投資家のいずれかから購入されています。TOB信託は、地方債資産を購入するための資金を、流動性信用枠に従って債券保有者が満期前に償還を要求できる長期変動利付債(以下「フローター」といいます。)および残余持分証券(以下「残余証券」といいます。)という2つのクラスの証券を発行することにより調達しています。フローターは通常、非課税のマネー・マーケット・ファンドである第三者の投資家が購入します。残余証券は、資金調達が行われた地方債の当初所有者が購入します。

シティグループの基準では、TOB信託には顧客TOB信託と顧客以外のTOB信託という2種類があります。顧客TOB信託とは、当社の顧客が有価証券(通常は地方債)への投資の資金調達を行うために利用する信託です。これらの信託が発行した残余証券は資金を提供された顧客が購入します。顧客以外のTOB信託は、通常、当社が当社自身の地方債への投資の資金調達を行うために利用され、顧客以外のTOB信託が発行した残余証券は当社が購入します。

顧客TOB信託と顧客以外のTOB信託の双方に関して、シティは再販売業務を提供することがあります。フローターの買取申込が随意に行われ、当社が再販売代理人として定められた期限内に随意に申込まれたフローターを購入する新たな投資家を見出すことができない場合には、シティグループは、入札されたフローターを買取り、資産として保有することができますが、そうすることを義務付けられているわけではありません。当社のごこうしたフローターの保有水準は一定ではありません。

一部の顧客TOB信託について、シティは任意の貸出金提供者の役割を果たす場合もあります。この役割において、当社は、そうでなければ新たな投資家に再販売することができなかった、随意に申込まれたフローターを購入する顧客TOB信託に対して貸出を行うことができますが、そうすることを義務付けられているわけではありません。こうした貸出金は差し入れられたフローターにより担保されています。2019年12月31日現在、シティには、顧客TOB信託に対する任意の貸出金の残高はありませんでした。

一部の顧客以外の信託について、当社は信用補完も提供しています。2019年および2018年12月31日現在、顧客以外のTOB信託が所有する地方債で、当社が提供する信用補完の対象となっているものはありませんでした。

シティグループはまた、多くの顧客または顧客以外の信託に流動性を提供しています。裏付けとなる地方債のクレジット・イベント以外の事由で信託が早期に終了する場合は、当該信託から裏付けとなる地方債が売却され、債券の売却代金が発行済信託証券の償還に利用されます。これにより地方債の売却代金と買取申込されたフローターの償還価格との間に不足額が生じる場合、当社は流動性契約に従って、その不足額を充当するように信託に支払うことが義務付けられます。一部の顧客TOB信託に関して、シティグループは、残余証券の保有者との間で払戻契約も締結しており、同契約により、残余証券の保有者は、流動性契約に基づいて当社が行った支払について当社に払い戻すことが義務付けられています。これらの払戻契約は、裏付けとなる地方債の市場価値の変動に基づき日次の追加証拠金決済の対象となる場合があります。第三者が顧客以外のTOB信託に対して流動性を提供する場合には類似の払戻契約が締結されることがあり、それにより当社（または当社の連結子会社）は、残余証券の保有者として、流動性供給者が被った損失を負担することになります。

その他の顧客以外のTOB信託の一部について、シティは買取申込オプションの提供者の役割を担っています。買取申込オプション提供契約により、フローターの保有者は、通知期間の規定を条件として、その持分の額面価格での償還をいつでも当社に直接要求できます。

2019年および2018年12月31日現在、顧客TOB信託について提供された流動性契約はそれぞれ合計35億ドルおよび43億ドルで、そのうちそれぞれ16億ドルおよび23億ドルが払戻契約により相殺されました。TOB信託取引に関する残りのエクスポージャーについては、顧客が所有する残余証券が取引組成時の債券価額の25%以上であったため、払戻契約は締結されませんでした。

シティは、顧客TOB信託と顧客以外のTOB信託の両方をVIEとみなしています。信託の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限は当該信託の債券を一方的に売却することができる顧客残余証券の保有者にあるため、当社は顧客TOB信託を連結していません。

顧客以外のTOB信託は、当社がその残余持分を保有しており、当該信託の債券を売却させる一方的な権限を有していることから、通常連結されています。

当社はまた、2019年および2018年12月31日現在、顧客がスポンサーとなっている、変動持分事業体ではないその他の地域投資ファンドおよび地域関連の発行体に対して、合計70億ドルおよび61億ドルのその他の流動性契約または信用状を提供しています。これらの流動性契約および信用状は、様々なターム・アウト条項を持つ払戻契約により相殺されています。

地域投資

地域投資取引には、低所得者向け住宅の建設および再建のための資金提供を行い、新規もしくは未開拓市場での貸付を促進し、または再生可能な地域エネルギー施設の建設もしくは運営のための資金提供を行うパートナーシップに対する負債および出資持分が含まれます。シティは通常、リミテッド・パートナーとしてこれらのパートナーシップに投資し、主にこれらのパートナーシップが実行した投資による税額控除および補助金を通じて収益を稼得しています。当社はまた、パートナーシップが保有する不動産の開発または運営に対して建設資金貸付または永久貸付を提供することがあります。これらの事業体は通常VIEとみなされます。これらの事業体の活動を指揮する権限は通常ジェネラル・パートナーが保持しています。したがって、シティグループはこれらの事業体を連結していません。

顧客仲介

顧客仲介取引とは、基礎となる有価証券、参照資産またはインデックスからのリターンを基準にした特定のリターンを投資家に提供することを目的とした様々な取引です。これらの取引には、クレジットリンク債および株式連動債が含まれます。これらの取引において、VIEは通常、トータル・リターン・スワップやクレジット・デフォルト・スワップなどのデリバティブ商品を通じて、特定の基礎となる有価証券、参照資産またはインデックスに対するエクスポージャーを取得します。その代わりに、VIEは基礎となる有価証券、参照資産またはインデックスに基づくリターンを支払う社債を投資家に対して発行します。VIEはその発行代金を、取引期間にわたってデリバティブ契約の担保となる金融資産または保証付保険契約に投資しています。これらの取引への当社の関与には、VIEのデリバティブ商品の取引相手となること、およびVIEが発行した社債の一部に投資することが含まれます。特定の取引においては、投資家の最大損失リスクは限定されており、当社は一定の水準を上回る損失リスクを負担しています。シティは、VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していないことから、当該VIEを連結していません。

この取引におけるシティの最大損失リスクは、VIEが発行した社債への投資額およびVIEが発行した個別の商品を通じてシティが負担した損失リスクの想定元本と定義されています。当社が保有するデリバティブ商品からVIEに対する債権が生じる場合があります（例えば、VIEが発行するクレジットリンク債に関連して当社がVIEから信用補完を購入する場合）、当該債権は、VIEの所有資産により担保されます。これらのデリバティブ商品は、変動持分とはみなされず、関連する債権は、VIEに対する最大エクスポージャーの計算において考慮されていません。

投資ファンド

当社は、プライベート・エクイティ、ヘッジファンド、不動産、債券およびインフラストラクチャーを含む様々な資産クラスに投資している特定の投資ファンドおよび退職ファンドの投資顧問を務めています。シティグループは運用資金の一定割合として計算される管理報酬を稼得しており、パフォーマンス報酬を稼得する場合があります。さらに、これらの投資ファンドの一部に対して、当社は所有持分を有しています。シティは、一定の資格を有する従業員にプライベート・エクイティ投資への投資機会を与えるための投資ファンドも多数設立しています。当社はこれらのファンドの投資顧問を務めており、従業員の投資契約の一部に対して、遡求義務の有無のいずれのペースでも従業員に融資を提供することができます。

22. デリバティブ

シティグループは、通常の業務活動において、下記を含む様々なタイプのデリバティブ取引を行っています。

- ・ 「先物および先渡契約」とは、将来の一定日に契約価格で金融商品、コモディティまたは通貨を売買する契約であり、現金または容易に換金可能な同等物の受渡しにより決済されます。
- ・ 「スワップ契約」とは、数日から何年もの期間にわたる将来の期日に、想定元本に対し特定の指標または金融商品を適用した金額の差額を現金で決済する契約です。
- ・ 「オプション契約」とは、オプション購入者がプレミアムを支払うことにより、一定期間内に契約価格で金融商品、コモディティまたは通貨を売買する権利（義務は生じません。）を得る契約であり、特定の指標または価格の差額を現金決済することが可能です。

スワップ、先渡および一部のオプション契約は、店頭（以下「OTC」といいます。）デリバティブであり、当事者間で価格を交渉し、当事者間で決済されます。ただしスワップ契約は、更改された後に中央清算機関（以下「CCP」といいます。）を通じて「清算」されます。先物契約およびその他のオプション契約は、取引所において、取引開始時から当事者としてCCPと取引を行う標準契約です。シティグループは以下の理由で、金利リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびその他の市場/信用リスクに関連したデリバティブ契約を締結しています。

- ・ **トレーディング目的：**シティグループは積極的なマーケット・メーカーとしてデリバティブの売買を行っています。シティグループは、顧客がその金利リスク、外国為替リスクおよびその他の市場/信用リスクを移転、緩和もしくは軽減させるためのリスク管理活動に関連して、または顧客自身のトレーディング目的のために、デリバティブを顧客に提供しています。またシティグループは、取引の相殺、価格検証に焦点を合わせたコントロールおよび上級管理者へのポジションの日次報告を通じてデリバティブのリスク・ポジションを管理しています。

- ・ ヘッジ：シティグループは特定のリスクをヘッジするため、または当社のリスク・プロファイルの再ポジショニングを行うために、自社のリスク管理活動に関連してデリバティブを利用しています。ヘッジは、ASC 815「デリバティブおよびヘッジ」に従いヘッジ会計を適用することによって、または経済的ヘッジによって達成される可能性があります。例えばシティグループは、固定金利の長期債券を発行し、その後に期間と想定元本が同じ固定受取/変動支払の金利スワップを締結することによって、合成的にその利息の正味支払額を変動金利に転換しています。この戦略は、特定のイールドカーブ環境において正味利息費用を最小限に抑えることができるため、最も一般的な金利ヘッジです。デリバティブは、売却可能有価証券、コモディティおよび借入金に加えて、その他金利変動の影響を受けやすい資産および負債を含む、特定のオンバランスの資産および負債グループに内在する市場リスクを管理するためにも用いられています。さらに、為替予約は米ドル以外の通貨建債務、外貨建売却可能有価証券および純投資エクスポージャーをヘッジするために用いられています。

デリバティブにより、シティグループは連結貸借対照表に計上されている金額を上回る市場リスク、信用リスクまたは流動性リスクにさらされる可能性があります。デリバティブ商品に関する市場リスクは、金利、市場価格、外国為替レートおよびその他の要因の潜在的な変動によって発生するエクスポージャーであり、商品の性質、取引量、契約期間および条件、ならびに原資産のボラティリティにより変わってきます。信用リスクは、取引相手によるデリバティブ負債の債務不履行が発生し、シティが保有している担保の価額が損失を補填するのに十分でない場合に生じる損失に対するエクスポージャーです。デリバティブ取引に係る未実現利益の損益上の認識は、取引相手のデフォルト確率に関する経営陣の査定に基づいて行われます。流動性リスクとは、デリバティブのポジションの規模によって、ボラティリティが高く金融情勢が逼迫している時期において合理的な期間内に合理的なコストでそのポジションを現金化する能力が影響を受ける可能性がある場合に発生する潜在的エクスポージャーです。

デリバティブ取引は慣習的に、業界標準のマスター・ネットリング契約に基づき文書化されており、これらの契約は、債務不履行事由が発生した後、債務不履行に陥っていない当事者が当事者間のすべての取引を直ちに解約し、債務不履行に陥った当事者への支払額または受取額の純額を決定できると規定しています。債務不履行事由には、()適用される通知および猶予期間の後に未解消の状態が続くデリバティブ取引に係る支払ができないこと、()適用される通知および猶予期間の後に未解消の状態が続く契約違反、()表明の違反、()第三者への債務または当事者間(もしくは場合によってはその関連会社間)で締結されたその他のデリバティブ取引のいずれかに対するクロス・デフォルト、()当事者の信用状況が著しく劣ることになる合併または連結の発生、ならびに()適用される保証またはその他の信用補完の契約文書の停止または拒否が含まれます。マスター・ネットリング契約に基づく債務の多くは、マスター・ネットリング契約に付属する業界標準の信用補完契約に基づき差し入れられた担保によって保証されています。債務不履行事由は、当事者が担保の引渡しを行うことができず、適用される通知および猶予期間の後に未解消の状態が続く場合にも、信用補完契約に基づき発生することがあります。

マスター・ネットィング契約に組み込まれた相殺権および担保権は、()契約の強制力に関して必要な水準の確実性をもたらし、かつ、()破産、支払不能もしくは類似手続を含む債務不履行事由の発生時に、債務不履行に陥っていない当事者がこれらの契約に基づき取引を終了させて純額ベースで一括決済できる権利の行使が適用される法律に基づき停止されない、または無効とならないという法律意見を知名度のある弁護士から得られた場合に、法的強制力があるとみなされます。

現地法に該当箇所がない、もしくはかかる権利の強制力に関して明確でない場合、または不利な判例法もしくは相反する規制のためにかかる権利の強制力に疑義が生じる可能性のある一部の司法管轄においては、法的な意見を求めることができないことがあります。また一部の司法管轄において、一部の取引相手の種類によっては、破産法が必要な水準の確実性に関して規定していない場合があります。こうした例は一部の国、自治体、中央銀行および米国内の年金制度に見られます。

デリバティブに係る信用リスクに対するエクスポージャーは、取引相手の当社に対する債務を弁済する能力を損ねる可能性のある、市場のボラティリティの影響を受けます。デリバティブ取引を行う顧客については、与信限度額が設定され、注意深く監視されます。シティは、マスター・ネットィング契約および信用補完契約に基づく相殺権の強制力に関する法的な確実性の水準を、リスク管理プロセスにおける重要な要素として考慮しています。具体的には、シティが強制力に関して必要な水準の法的な確実性を有していないマスター・ネットィング契約に基づき実行するデリバティブは、実行可能なマスター・ネットィング契約に基づく取引よりも単一の当事者に対する与信限度額への負荷はるかに大きくなるため、かかる取引量は通常、はるかに少ないものとなります。

現金担保およびG10諸国の国債の形式での証券担保は、相手方のオープン・エクスポージャー純額を担保するために、マスター・ネットィング契約の当事者によって差し入れられることが多々あります。これにより、受取当事者はかかる担保を通常の業務活動において自由に混蔵したり再担保として差し入れたりすることができます。社債、地方債、米国政府機関保証証券および/またはMBSなどの標準外の担保もまた、デリバティブ取引の担保として差し入れることができます。取引相手とのマスター・ネットィング契約の開始および維持のために現金および/または有価証券の形式で差し入れられる証券担保は、三者間の口座管理契約に基づき、適宜、第三者であるカストディアンの口座に分別される場合があります。

シティは、2018年1月1日付でASU第2017-12号「ヘッジ活動に関する会計処理の限定的改善」を早期適用しました。この基準は主に、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび公正価値ヘッジに指定されたデリバティブに関するシティの会計処理に影響を及ぼします。詳細については、以下のそれぞれの項目をご参照ください。

想定元本に基づくシティグループのデリバティブ取引に関する情報は、次表に記載されています。デリバティブの想定元本は、契約上の支払額が導き出される元となる参照金額であり、デリバティブ取引に対するシティのエクスポージャーの完全な測定値を表すものではありません。シティのデリバティブに対するエクスポージャーは主に、市場の変動（すなわち市場リスク）、取引相手の債務不履行（すなわち信用リスク）および/または高いボラティリティまたは財政危機の期間（すなわち流動性リスク）、ならびに取引において要求される可能性のある市場評価額の調整から生じています。さらに、想定元本は、相殺効果のある売買の相殺を反映していません。例えば、シティが想定元本100百万ドルの固定受取金利スワップを締結し、このリスクを別の取引相手との同額ながら逆方向の固定支払ポジションで相殺する場合、デリバティブ想定元本に200百万ドルが計上されますが、これらの相殺効果のあるポジションにより、全体的な市場リスクは僅少になることがあります。

また、デリバティブ想定元本の総額は、シティの市場シェア、顧客の取引水準およびその他の要因に基づき、通常の業務活動において、期間ごとに変動する可能性があります。デリバティブは、すべて連結貸借対照表の「トレーディング勘定資産」または「トレーディング勘定負債」に計上されています。

デリバティブ想定元本

(単位:百万ドル)	ASC 815に基づくヘッジ手段		トレーディング・デリバティブ商品	
	2019年12月31日	2018年12月31日	2019年12月31日	2018年12月31日
金利契約				
スワップ	\$ 318,089	\$ 273,636	\$ 17,063,272	\$ 18,138,686
先物および先渡			3,636,658	4,632,257
売建オプション			2,114,511	3,018,469
買建オプション			1,857,770	2,532,479
金利契約想定元本合計	\$ 318,089	\$ 273,636	\$ 24,672,211	\$ 28,321,891
外国為替契約				
スワップ	\$ 63,104	\$ 57,153	\$ 6,063,853	\$ 6,738,158
先物、先渡および直物	38,275	41,410	3,979,188	5,115,504
売建オプション	80	1,726	908,061	1,566,717
買建オプション	80	2,104	959,149	1,543,516
外国為替契約想定元本合計	\$ 101,539	\$ 102,393	\$ 11,910,251	\$ 14,963,895
株式契約				
スワップ	\$	\$	\$ 197,893	\$ 217,580
先物および先渡			66,705	52,053
売建オプション			560,571	454,675
買建オプション			422,393	341,018
株式契約想定元本合計	\$	\$	\$ 1,247,562	\$ 1,065,326
コモディティおよびその他の契約				
スワップ	\$	\$	\$ 69,445	\$ 79,133
先物および先渡	1,195	802	137,192	146,647
売建オプション			91,587	62,629
買建オプション			86,631	61,298
コモディティおよびその他の契約想定元本合計	\$ 1,195	\$ 802	\$ 384,855	\$ 349,707
クレジット・デリバティブ⁽¹⁾				
販売した保証	\$	\$	\$ 603,387	\$ 724,939
購入した保証			703,926	795,649
クレジット・デリバティブ合計	\$	\$	\$ 1,307,313	\$ 1,520,588
デリバティブ想定元本合計	\$ 420,823	\$ 376,831	\$ 39,522,192	\$ 46,221,407

(1) クレジット・デリバティブは、一方の当事者(保証の買い手)が、もう一方の当事者(保証の売り手)に「参照資産」の信用リスクを移転することを目的とした取引です。これらの取引により、保証の売り手は、資産を直接購入することなしに参照資産に付随する信用リスクを負うこととなります。当社は、リスク管理、利回りの向上、信用集中の削減および全体的なリスク分散などを目的としてクレジット・デリバティブ・ポジションを有しています。

次表は、2019年および2018年12月31日現在の当社のデリバティブ取引の公正価値の総額および純額ならびに関連する相殺額を示したものです。正の公正価値の総額は、実行可能なマスター・ネットリング契約に基づき、取引相手ごとに負の公正価値の総額と相殺されます。ASC 815-10-45において、相殺権および担保権の実行可能性を裏付ける法的な意見を入手できる場合、信用補完契約に基づき特定の取引相手から受領する、または支払う現金担保に関する支払債務および受取債権は、相殺額に含まれます。GAAPは証券担保について同様の相殺を認めていません。

さらに、次表には、清算機関が適用した規則変更も反映されており、この規則変更により、事業体は、法務上および会計上、デリバティブ資産、デリバティブ負債および関連する変動証拠金について、担保の対象となっているデリバティブ資産および負債を総額で表示する（これに伴い、取引相手は関連する担保債務または担保債権も計上する）のではなく、関連するデリバティブの公正価値の相殺として取り扱うように選択することを要求または容認されます。この結果、この表には、従来であれば総額で計上されていたものの現在では合法的に決済され担保の対象となくなったことにより、デリバティブ資産および負債が2019年および2018年12月31日現在でそれぞれ約1,800億ドルおよび1,000億ドル減少したことが反映されています。またこの表は、第三者であるカストディアンに差入れられた証券担保または現金担保など、相殺が認められていないものの、債務不履行事由が発生した範囲ならびに相殺権および担保権の実行可能性を裏付ける法的な意見を入手できる範囲で相殺が適格となる金額も示しています。

時価評価される (MTM) デリバティブ受取債権 / 支払債務

(単位: 百万ドル、2019年12月31日現在)

ASC 815に基づくヘッジとして指定されたデリバティブ商品

店頭

清算

金利契約

店頭

清算

外国為替契約

ASC 815に基づくヘッジとして指定されたデリバティブ商品合計

ASC 815に基づくヘッジとして指定されていないデリバティブ商品

店頭

清算

取引所取引

金利契約

店頭

清算

取引所取引

外国為替契約

店頭

取引所取引

株式契約

店頭

取引所取引

コモディティおよびその他の契約

店頭

清算

クレジット・デリバティブ

ASC 815に基づくヘッジとして指定されていないデリバティブ商品合計

デリバティブ合計

支払 / 受取現金担保⁽³⁾

控除: ネットティング契約⁽⁴⁾

控除: 受取 / 支払現金担保の相殺⁽⁵⁾

連結貸借対照表に含まれる正味受取債権 / 支払債務⁽⁶⁾

実行可能なマスター・ネットティング契約が適用されるが連結貸借対照表上で相殺されない追加額

控除: 受取 / 支払現金担保

控除: 受取 / 支払非現金担保

正味受取債権 / 支払債務⁽⁶⁾

トレーディング勘定資産 / 負債
に分類されたデリバティブ⁽¹⁾⁽²⁾

	資産	負債
	\$ 1,682	\$ 143
	41	111
	\$ 1,723	\$ 254
	\$ 1,304	\$ 908
		2
	\$ 1,304	\$ 910
	\$ 3,027	\$ 1,164
	\$ 189,892	\$ 169,749
	5,896	7,472
	157	180
	\$ 195,945	\$ 177,401
	\$ 105,401	\$ 108,807
	862	1,015
	3	
	\$ 106,266	\$ 109,822
	\$ 21,311	\$ 22,411
	7,160	8,075
	\$ 28,471	\$ 30,486
	\$ 13,582	\$ 16,773
	630	542
	\$ 14,212	\$ 17,315
	\$ 8,896	\$ 8,975
	1,513	1,763
	\$ 10,409	\$ 10,738
	\$ 355,303	\$ 345,762
	\$ 358,330	\$ 346,926
	\$ 17,926	\$ 14,391
	(274,970)	(274,970)
	(44,353)	(38,919)
	\$ 56,933	\$ 47,428
	\$ (861)	\$ (128)
	(13,143)	(7,308)
	\$ 42,929	\$ 39,992

(1) デリバティブの公正価値は、連結財務諸表注記24に記載されています。

(2) 店頭 (OTC) デリバティブとは、組織化された取引所または中央清算機関を利用せず取引相手との二者間で取引され決済されるデリバティブのことです。清算のデリバティブには、OTC市場において取引相手との二者間で取引されていたものの、その後中央清算機関に更改されたことにより中央清算機関が当初の取引相手双方にとっての取引相手となったデリバティブが含まれます。取引所取引デリバティブには、取引前の価格の透明性を提供する組織化された取引所で直接取引されるデリバティブが含まれます。

(3) それぞれ56,845百万ドルおよび58,744百万ドルの支払 / 受取現金担保総額に対する純額を反映しています。支払現金担保総額のうち、38,919百万ドルがトレーディング・デリバティブ負債の相殺に利用され、受取現金担保総額のうち、44,353百万ドルがトレーディング・デリバティブ資産の相殺に利用されました。

(4) 実行可能なネットティング契約に基づく、同一の取引相手に対するデリバティブ受取債権 / 支払債務残高の相殺を表しています。トレーディング勘定資産 / 負債残高に対する相殺額約2,620億ドル、60億ドルおよび70億ドルは、それぞれOTC、清算および取引所取引デリバティブに帰属しています。

(5) 実行可能な信用補完契約に基づく取引相手ごとの支払 / 受取現金担保の相殺を表しています。ほぼすべての受取現金担保および支払現金担保がOTCデリバティブ資産および負債に対してそれぞれ相殺されています。

(6) 正味受取債権 / 支払債務には、実行可能なマスター・ネットティング契約が適用されない、それぞれ約70億ドルのデリバティブ資産および60億ドルのデリバティブ負債の公正価値が含まれます。

(単位：百万ドル、2018年12月31日現在)

ASC 815に基づくヘッジとして指定されたデリバティブ商品

店頭
清算

金利契約

店頭
清算

外国為替契約

ASC 815に基づくヘッジとして指定されたデリバティブ商品合計

ASC 815に基づくヘッジとして指定されていないデリバティブ商品

店頭
清算
取引所取引

金利契約

店頭
清算
取引所取引

外国為替契約

店頭
清算
取引所取引

株式契約

店頭
取引所取引

コモディティおよびその他の契約

店頭
清算

クレジット・デリバティブ

ASC 815に基づくヘッジとして指定されていないデリバティブ商品合計

デリバティブ合計

支払 / 受取現金担保⁽³⁾

控除：ネットティング契約⁽⁴⁾

控除：受取 / 支払現金担保の相殺⁽⁵⁾

連結貸借対照表に含まれる正味受取債権 / 支払債務⁽⁶⁾

実行可能なマスター・ネットティング契約が適用されるが連結貸借対照表上で相殺されない追加額

控除：受取 / 支払現金担保

控除：受取 / 支払非現金担保

正味受取債権 / 支払債務⁽⁶⁾

トレーディング勘定資産 / 負債 に分類されたデリバティブ ⁽¹⁾⁽²⁾	
資産	負債
\$ 1,631	\$ 172
238	53
\$ 1,869	\$ 225
\$ 1,402	\$ 736
	4
\$ 1,402	\$ 740
\$ 3,271	\$ 965
\$ 161,183	\$ 146,909
8,489	7,594
91	99
\$ 169,763	\$ 154,602
\$ 159,099	\$ 156,904
1,900	1,671
53	40
\$ 161,052	\$ 158,615
\$ 18,253	\$ 21,527
17	32
11,623	12,249
\$ 29,893	\$ 33,808
\$ 16,661	\$ 19,894
894	795
\$ 17,555	\$ 20,689
\$ 6,967	\$ 6,155
3,798	4,196
\$ 10,765	\$ 10,351
\$ 389,028	\$ 378,065
\$ 392,299	\$ 379,030
\$ 11,518	\$ 13,906
(311,089)	(311,089)
(38,608)	(29,911)
\$ 54,120	\$ 51,936
\$ (767)	\$ (164)
(13,509)	(13,354)
\$ 39,844	\$ 38,418

(1) デリバティブの公正価値は、連結財務諸表注記24に記載されています。

(2) 店頭（OTC）デリバティブには、組織化された取引所または中央清算機関を利用せずに取引相手との二者間で取引され決済されるデリバティブが含まれています。清算のデリバティブには、OTC市場において取引相手との二者間で取引されていたものの、その後中央清算機関に更改されたことにより中央清算機関が当初の取引相手双方にとっての取引相手となったデリバティブが含まれます。取引所取引デリバティブには、取引前の価格の透明性を提供する組織化された取引所で直接取引されるデリバティブが含まれます。

(3) それぞれ41,429百万ドルおよび52,514百万ドルの支払 / 受取現金担保総額に対する純額を反映しています。支払現金担保総額のうち、29,911百万ドルがトレーディング・デリバティブ負債の相殺に利用され、受取現金担保総額のうち、38,608百万ドルがトレーディング・デリバティブ資産の相殺に利用されました。

(4) 実行可能なネットティング契約に基づく、同一の取引相手に対する残高の相殺を表しています。トレーディング勘定資産 / 負債残高に対する相殺額約2,960億ドル、40億ドルおよび110億ドルは、それぞれOTC、清算および取引所取引デリバティブに帰属しています。

(5) 実行可能な信用補完契約に基づく取引相手ごとの支払 / 受取現金担保の相殺を表しています。受取現金担保および支払現金担保の相殺のほぼすべてがOTCデリバティブ資産および負債に対するものです。

(6) 正味受取債権 / 支払債務には、実行可能なマスター・ネットティング契約が適用されない、それぞれ約50億ドルのデリバティブ資産および70億ドルのデリバティブ負債の公正価値が含まれます。

2019年、2018年および2017年12月31日に終了した事業年度において、連結損益計算書の「自己勘定取引」に認識された金額は、一部の適格ヘッジ関係に指定されていないデリバティブが含まれています。シティグループは、当該開示を事業分類別に表示し、トレーディング活動に関するデリバティブに係る利益および損失を、同一のトレーディング・ポートフォリオにある非デリバティブ商品に関する利益および損失と合わせて示す方法で行っています。ポートフォリオのリスク管理方法を表すためにこの方法が採られています。詳細については連結財務諸表注記6をご参照ください。

連結損益計算書の「その他収益」に認識された、適格ヘッジ関係に指定されていないデリバティブに関する金額は、以下のとおりです。次表には、「その他収益」に計上されている経済的なヘッジ対象に係る利益（損失）のいかなる相殺も含まれていません。

	その他収益に計上された利益（損失）		
	12月31日に終了した事業年度		
	2019年	2018年	2017年
（単位：百万ドル）			
金利契約	\$ 57	\$ (25)	\$ (73)
外国為替	(29)	(197)	2,062
合計	\$ 28	\$ (222)	\$1,989

デリバティブ・ヘッジ会計

シティグループはASC 815「デリバティブおよびヘッジ」に従ってヘッジ取引を会計処理しています。原則として、資産もしくは負債の公正価値の変動、または損益に影響を与える可能性のある既存の資産、負債もしくは予定取引の予想将来キャッシュ・フローの変動を生じさせる特定のリスク（金利リスクや外国為替リスクなど）に当社がさらされている場合にヘッジ会計を認めています。

公正価値の変動に関するリスクをヘッジするデリバティブ契約は公正価値ヘッジと称され、予想将来キャッシュ・フローの変動性をヘッジする契約はキャッシュ・フロー・ヘッジと称されます。米ドル以外の機能通貨を用いている海外子会社への持分投資（海外事業に対する純投資）に関する外国為替リスク管理にデリバティブまたは負債証券を用いるヘッジは純投資ヘッジと称されます。

(ヘッジ会計が適用されない経済的ヘッジではなく)ヘッジ会計基準に基づくヘッジとしての要件を満たすためには、ヘッジ関係は、ヘッジ対象として指定されたリスクを極めて有効に相殺できなければなりません。また、ヘッジ関係については、取引開始時に正式に文書化され、特定のリスク管理目的とヘッジ戦略が詳細に記載されていなければなりません。これには、ヘッジ対象となる項目およびリスク、使用するヘッジ手段、ならびにその有効性の評価方法が含まれます。このようなヘッジ関係の有効性は通常、相関関係を定量的に測定することにより、ヘッジ開始時において、またその後も継続的に、遡及的および非遡及的に評価され、測定された非有効部分は当期の損益として認識されます。同様のヘッジに対しては、同様の方法でヘッジの有効性評価が実施され、ヘッジ関係の存在する期間にわたり一貫して使用されます。有効性評価にあたっては、ヘッジすべきリスクに無関係なヘッジ対象の価値の変動と時間的価値に係るデリバティブの公正価値の変動を除外することがあります。2018年1月1日より前は、除外されたこれらの項目は、ヘッジ手段であるデリバティブに関して当期損益に認識されていた一方、ヘッジすべきリスクと関係のないヘッジ対象の価値の変動は計上されていませんでした。ASC 2017-12の適用をもって、シティはクロスカレンシー・スワップに関連したクロスカレンシー・ベースの変動をヘッジの有効性評価から除外し、「その他包括利益」に計上しています。

ヘッジ会計の中止

ヘッジ手段は、ヘッジすべきリスクに関してヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローのいずれかの変動を相殺するというヘッジ目的を達成する上で極めて有効である必要があります。経営陣は、いつでも任意で会計上のヘッジの指定を中止できますが、ヘッジ関係が極めて有効でなくなった場合には、ヘッジ会計の要件を満たさなくなり、ヘッジの指定を中止しなければなりません。その後が発生したデリバティブの公正価値の変動は、トレーディング目的のデリバティブと同様に、「その他収益」または「自己勘定取引」に認識され、ヘッジ対象に関する相殺は行われません。

公正価値ヘッジについては、ヘッジ対象の公正価値の変動は、資産または負債の残高の一部としてそのまま計上され、最終的には、ヘッジ対象に係る利回りの要素の一部として実現されます。キャッシュ・フロー・ヘッジについては、エンドユーザー・デリバティブの公正価値の変動は「その他包括利益(損失)累計額」(AOCI)に引き続き計上され、ヘッジ対象の予定キャッシュ・フローが損益に影響を与える将来の期間の損益に計上されます。ただし、ヘッジされた予定取引が発生しない可能性が高くなった場合、これらの取引に関するAOCIの残高は直ちに「その他収益」に反映しなければなりません。

前述の基準は、各種の制限と統制活動のもとで、市場リスクの管理単位ごとに適用されます。対象となる資産、負債、または予定取引は、個別項目の場合も類似項目のポートフォリオの場合もあります。

公正価値ヘッジ

基準金利リスクのヘッジ

シティグループの公正価値ヘッジは、主に固定金利の長期債務または資産（売却可能負債証券または貸出金など）をヘッジするものです。

金利リスクの適格な公正価値ヘッジにおいては、デリバティブの公正価値の変動およびヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動は、当該ヘッジ対象が資産または負債のどちらのポジションにあるかによって「受取利息」または「支払利息」に表示されています。

2019年度第1四半期において、シティグループはラスト・オブ・レイヤー法によるヘッジを実行しました。この方法は、事業体が、指定されたヘッジ期間に未決済のまま残存していると見込まれる期限前償還条項付金融資産のクロズド・ポートフォリオの所定の部分について、金利リスクをヘッジすることを認めています。ASC 815に従い、事業体は、ラスト・オブ・レイヤー・アプローチに基づく金利リスクに帰属するヘッジ対象の公正価値の変動を測定する際に期限前償還リスクを除外することができます。ヘッジ対象が1つの資産であるような他の公正価値ヘッジと同様に、金利リスクに帰属するヘッジ対象の公正価値は、ヘッジ手段の公正価値の変動と共に、「受取利息」に表示されます。

外国為替リスクのヘッジ

シティグループは、各事業体が保有または発行する機能通貨以外の通貨建ての売却可能負債証券および長期債務の為替レートの変動に起因する公正価値の変動をヘッジしています。ヘッジ手段は、通常、外国為替予約またはクロスカレンシー・スワップの場合があります。シティグループは、為替予約に関連するプレミアム（すなわち、直物レートと約定先渡レートの差異）をヘッジ費用とみなしており、この金額はヘッジの有効性評価から除外されて、通常、ヘッジの期間にわたり損益に直接反映されます。また、シティはクロスカレンシー・スワップに関連したクロスカレンシー・ベースの変動をヘッジの有効性評価から除外し、「その他包括利益」に計上しています。

コモディティ価格リスクのヘッジ

シティグループは、コモディティの現物在庫の直物価格変動に起因する公正価値の変動をヘッジしています。ヘッジ手段は、原資産であるコモディティを売却する先物契約です。このヘッジの場合、ヘッジ対象の在庫の価値の変動は損益に反映され、同じく損益に反映されている先物契約の公正価値の変動を相殺します。損益に計上されるヘッジ手段の公正価値の変動には先渡レートの変動が含まれますが、シティグループは、先物契約における直物レートと約定先渡レートの差異をヘッジの有効性評価から除外し、ヘッジの期間にわたり損益に直接反映しています。

次表は、当社の公正価値ヘッジの利益（損失）情報を要約したものです。

	公正価値ヘッジに係る利益（損失） ⁽¹⁾					
	12月31日に終了した事業年度					
	2019年		2018年		2017年 ⁽²⁾	
	その他収益	純利息収益	その他収益	純利息収益	その他収益	
(単位：百万ドル)						
公正価値ヘッジの有効性評価に含まれているヘッジ手段のデリバティブに係る利益（損失）						
金利ヘッジ	\$	\$ 2,273	\$	\$ 794	\$	(891)
外国為替ヘッジ	337		(2,064)			(824)
コモディティヘッジ	(33)		(123)			(17)
公正価値ヘッジの有効性評価に含まれているヘッジ手段のデリバティブに係る利益（損失）合計	\$ 304	\$ 2,273	\$(2,187)	\$ 794		\$(1,732)
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジ対象に係る利益（損失）						
金利ヘッジ	\$	\$(2,085)	\$	\$(747)	\$	853
外国為替ヘッジ	(337)		2,064			969
コモディティヘッジ	33		124			18
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジ対象に係る利益（損失）合計	\$ (304)	\$(2,085)	\$ 2,188	\$(747)		\$ 1,840
公正価値ヘッジの有効性評価から除外されたヘッジ手段のデリバティブに係る正味利益（損失）						
金利ヘッジ	\$	\$ 3	\$	\$(5)	\$	(7)
外国為替ヘッジ ⁽³⁾	(109)		(4)			96
コモディティヘッジ	41		(19)			1
公正価値ヘッジの有効性評価から除外されたヘッジ手段のデリバティブに係る正味利益（損失）合計	\$ (68)	\$ 3	\$(23)	\$(5)		\$ 90

- (1) 2018年1月1日より、金利リスクのヘッジに係る利益（損失）の金額は「受取利息」/「支払利息」に含まれ、2018年1月1日より前の金利ヘッジに係る金額を含む残りの金額は連結損益計算書の「その他収益」または「自己勘定取引」に含まれています。公正価値ヘッジに係る未収利息収益は、2018年1月1日より前においても同日以後においても「純利息収益」に計上されており、この表からは除外されています。
- (2) 2017年12月31日に終了した事業年度において、公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジについて損益に認識されたヘッジの非有効部分は、金利ヘッジが(31)百万ドル、外国為替ヘッジが49百万ドルで、合計18百万ドルでした。
- (3) 金額は、ヘッジの有効性評価から除外され、通常は損益に直接計上されている為替予約に伴うプレミアム（直物と約定先渡レートとの差異）に関連しています。2018年1月1日以降、AOCIに認識されたクロスカレンシー・ベーススに関連する金額は、上記の表に反映されていません。AOCIに計上されていたクロスカレンシー・ベーススの金額は、2019年および2018年12月31日に終了した事業年度においてそれぞれ33百万ドルおよび(74)百万ドルでした。

ベース調整累計額

ASC 815「公正価値ヘッジ会計」の適用に伴い、ヘッジ対象リスクの累積的な変動を反映するようヘッジ対象の簿価は調整されています。ヘッジのベース調整は、有効なヘッジ関係から生じたものか、あるいは指定が解除されたヘッジ関係から生じたものかを問わず、貸借対照表においてヘッジ対象の認識が中止されるまでヘッジ対象と共に引き続き計上されます。次の表は、2019年および2018年12月31日現在、適格な公正価値ヘッジにおいてシティが保有するヘッジ対象資産および負債の簿価、ならびに当該ヘッジ対象資産および負債の簿価に含まれており、将来の期間において損益を通じて戻入れが行われることになるヘッジのベース調整累計額を示しています。

(単位：百万ドル)

ヘッジ対象が計上されている 貸借対照表項目	ヘッジ対象資産 / 負債の簿価	簿価を増加(減少)させた公正価値ヘッジの調整累計額	
		有効	指定解除済み
2019年12月31日現在			
売却可能負債証券 ⁽¹⁾⁽²⁾	\$ 94,659	\$ (114)	\$ 743
長期債務	157,387	2,334	3,445
2018年12月31日現在			
売却可能負債証券 ⁽²⁾	\$ 81,632	\$ (196)	\$ 295
長期債務	\$ 149,054	\$ 1,211	\$ 869

(1) これらの金額には、ラスト・オブ・レイヤー・アプローチを用いた公正価値ヘッジのヘッジ対象として指定された特定の期限前償還条項付金融資産に関連しており、2019年12月31日現在では有効なおよび指定が解除されたヘッジのベース調整累計額である(8)百万ドルおよび157百万ドルが含まれています。当社は2019年度第1四半期に開始したラスト・オブ・レイヤーのヘッジ関係において、(2019年12月31日現在の簿価が200億ドルの期限前償還条項付金融資産のクローズド・ポートフォリオから)約605百万ドルをヘッジ対象額として指定しました。

(2) 簿価は償却原価を表しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

シティグループは、契約上規定された金利が変動したことによる変動利付資産/負債およびその他の予定取引に関連する予定キャッシュ・フローの変動をヘッジしています。これらの負債からの変動キャッシュ・フローは、変動受取/固定支払の金利スワップおよび変動受取/固定支払の先渡し金利スワップを締結することにより、合成的に固定金利のキャッシュ・フローに転換されます。特定の資産に関連する変動キャッシュ・フローは、固定受取/変動支払の金利スワップの締結により、合成的に固定金利のキャッシュ・フローに転換されます。これらのキャッシュ・フローのヘッジ関係については、回帰分析またはドル・オフセット・レシオ分析のいずれかを用いて、これらのキャッシュ・フロー・ヘッジの関係が極めて有効であるかどうかをヘッジ関係の開始時およびその後も継続的に評価しています。ASU第2017-12号の適用前は、シティグループはヘッジされているリスクを、特定の項目に係るヘッジ対象のキャッシュ・フロー全体としての変動リスクとして指定していました。

ASU第2017-12号の適用に伴い、シティグループは、契約上規定された利率の変更から生じる変動をヘッジし、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段に係る公正価値変動全額をAOCIに認識しています。ASU第2017-12号の適用前において、これらのデリバティブが完全には有効でない場合は、ヘッジ対象取引の公正価値変動額を超えるヘッジ手段の公正価値の変動部分を直ちに「その他収益」に計上していました。ASU第2017-12号の適用後は、かかる金額を直ちに収益に認識する必要はなくなりましたが、ヘッジ手段に係る価値変動の全額をAOCIに認識し、その後キャッシュ・フローが損益に影響を及ぼした期間と同一の期間に損益に認識することが求められます。キャッシュ・フロー・ヘッジによるAOCIの変動額（税引前）は、以下のとおりです。

	2019年		2018年		2017年
	その他収益	純利息収益	その他収益	純利息収益	その他収益
(単位：百万ドル)					
AOCIに認識されたデリバティブに係る利益（損失）の金額					
金利契約	\$ 746		\$ (361)		\$ (165)
外国為替契約	(17)		5		(8)
AOCIに認識された利益（損失）合計	\$ 729		\$ (356)		\$ (173)
AOCIから損益に組替えられた利益（損失）の金額 ⁽¹⁾					
金利契約	\$	\$ (384)	\$	\$ (301)	\$ (126)
外国為替契約	(7)		(17)		(10)
AOCIから損益に組替えられた利益（損失）合計	\$ (7)	\$ (384)	\$ (17)	\$ (301)	\$ (136)
AOCIに含まれるキャッシュ・フロー・ヘッジの正味変動額（税引前）		\$ 1,120		\$ (38)	\$ (37)

(1) 金利契約について損益に組替えられた全額が「受取利息」/「支払利息」（「純利息収益」）に含まれています。その他すべてのヘッジについて損益に組替えられた金額は主に連結損益計算書の「その他収益」および「純利息収益」に含まれています。

キャッシュ・フロー・ヘッジについて、ヘッジ手段としてのデリバティブの公正価値の変動は全額AOCIに認識され、その後、ヘッジ対象の予測キャッシュ・フローが損益に影響を及ぼした期間と同じ期間の損益に組替えられます。2019年12月31日から12ヶ月以内にAOCIから組替えられると予想されるキャッシュ・フロー・ヘッジに関連する正味利益（損失）は約84百万ドルです。予測キャッシュ・フローがヘッジされる最長期間は10年間です。

キャッシュ・フロー・ヘッジによるAOCIへの税引後の影響については、連結財務諸表注記19に記載されています。

純投資ヘッジ

ASC 830-20「外貨関連事項 - 外貨取引」と同様に、ASC 815は海外事業の純投資に関する外国為替リスクのヘッジを認めています。シティグループは、外国為替予約、クロスカレンシー・スワップ、オプションおよび外貨建負債証券を用いて、米ドル以外の様々な通貨を機能通貨とする海外子会社へのシティグループによる持分投資に関連する外国為替リスクを管理しています。シティグループはこれらの投資の簿価の変動をAOCIの「外貨換算調整額」に計上しています。同時に、当該エクスポージャーに対するヘッジの有効部分も「外貨換算調整額」に計上され、非有効部分は直ちに損益計上されます。

純投資ヘッジに指定されるデリバティブに対し、シティグループはASC 815-35-35に概説された先渡レート法を採用しています。この方法のもとでは、為替予約の先渡レート部分および外貨オプションの時間的価値に関連する変動を含む公正価値のすべての変動は、AOCIの中の「外貨換算調整額」に計上されます。

純投資のヘッジとして指定されている外貨建負債証券について「外貨換算調整額」に計上されている換算差損益は、各子会社の機能通貨とシティグループの機能通貨である米ドルとの間の直物為替レートに基づいています。ヘッジ手段の額面価額がヘッジ対象の純投資と完全に一致している場合、ならびにヘッジ手段であるデリバティブ商品の為替レートが純投資の機能通貨とシティグループの機能通貨の間の為替レートに関連している場合（または非デリバティブ負債証券が純投資の機能通貨建てになっている場合）、非有効部分は損益に計上されません。

AOCIの「外貨換算調整額」に計上されている、純投資ヘッジに関する税引前利益（損失）は、2019年、2018年および2017年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ(556)百万ドル、1,207百万ドル、2,528百万ドルです。

経済的ヘッジ

シティグループは、ヘッジ会計があまりにも複雑または事務上の負担が多すぎる場合には、経済的ヘッジを利用します。経済的ヘッジとして利用しているエンドユーザー・デリバティブは公正価値で計上され、価値の変動は「自己勘定取引」または「その他収益」のいずれかに計上されます。

資産負債管理ヘッジにおける固定利付長期債務は、GAAPのもとでは償却原価で計上されます。

ASC 815のヘッジ基準を満たしていないか、経営陣がASC 815に基づくヘッジ会計を適用しないと決定したその他のヘッジの場合、デリバティブが貸借対照表上に公正価値で計上され、関連する公正価値の変動は損益に計上されますが、債務は引き続き償却原価で計上されます。そのため、当期損益は、スワップの価値の変動の原因となる金利の変動およびその他の要因に影響されますが、債務について相殺効果のある価値の変動は計上されません。

シティグループでは、代替方法として、公正価値オプションに基づいて債務を公正価値で会計処理することを選択する場合があります。債務発行時に取消不能のこの選択を行った場合、債務の公正価値の変動はすべて損益に計上されます。関連する金利スワップの公正価値の変動も損益に反映され、それによって債務の公正価値の変動が自然に相殺されます。債務の公正価値の変動全額には金利スワップにより相殺されないリスクが含まれていることから、これら2つの金額が異なる場合、その差額は当期損益に自動的に反映されます。

追加の経済的ヘッジには、商業貸出金や貸出約定の与信リスク部分のヘッジが含まれます。シティグループは、他の分野でのヘッジ戦略を定期的に評価し、関連する費用対効果を検討した上で会計上のヘッジか経済的ヘッジかのいずれかに指定することがあります。経済的ヘッジは、売却目的の1戸から4戸の家族用住宅ローンに関する契約債務およびMSRのヘッジのように、ヘッジ対象自体が損益を通じて時価評価されている場合にも利用されます。

クレジット・デリバティブ

シティは、マーケット・メーカーとなり、様々なクレジット・デリバティブの取引を行っています。これらの契約を通じて、シティは、単名または参照クレジットのポートフォリオのいずれかを基盤として、保証の購入または引受けを行います。またシティは、当社の法人向けおよび個人向け貸出金ポートフォリオならびに他の現金ポジションにおける信用リスクの緩和に役立ち、顧客取引を促進するために、クレジット・デリバティブを使用します。

シティは、クレジット・デリバティブ契約の取引相手の信用リスクを監視しています。2019年および2018年12月31日現在のいずれにおいても、受取債権総額の約98%は、シティが担保契約を維持している取引相手からです。シティの取引相手上位15社（シティが保有する受取債権残高によります。）の大部分が中央清算機関、銀行、金融機関またはその他のディーラーです。これらの取引相手との契約には、格付けに基づく解約事由規定は含まれていません。しかし、取引相手の格付けの引き下げに伴い、シティが追加担保を要求することとなる基準を引き下げることによる追加的な影響が生じる可能性があります。

契約を締結したクレジット・デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジット・オプションおよびクレジットリンク債が含まれます。

クレジット・デフォルト・スワップとは、保証の売り手が手数料を受け取って、保証の買い手に対し参照事業体のあらかじめ定義されたクレジット・イベントの発生により生じた損失を弁済することに合意する契約です。これらのクレジット・イベントは、デリバティブ契約の条件および参照クレジットによって定義され、通常、市場で標準的な債務の支払不能および当該参照クレジットの破産に限定されますが、より限定された範囲の取引においては、債務の条件変更が含まれる場合もあります。新興市場の事業体を参照するクレジット・デリバティブ取引には通常、追加のクレジット・イベントとして債務の早期償還および債務履行拒否のリスクまたは支払猶予も含まれます。特定の取引においては、参照事業体またはアセット・バック証券のポートフォリオに関して保証が提供されることがあります。特定のデリバティブ契約において定義されたクレジット・イベントが生じなかった場合、保証の売り手は保証の買い手に支払を行うことなく、契約上規定された手数料のみを受け取ります。ただし、販売された特定のデリバティブ契約において定義されたクレジット・イベントが生じた場合には、保証の売り手は保証の買い手に支払を行うよう求められることになります。特定の契約においては、保証の売り手は、ポートフォリオに関して特定の損失額が発生するまで支払を行う必要がないことがあり、および/または特定の金額まで損失分を埋め合わせる支払のみを行えばよいことがあります。

トータル・リターン・スワップは通常、すべての関連キャッシュ・フローを含む参照資産の全体の経済的活動、およびキャピタル・ゲインまたはロスを移転するものです。保証の買い手は保証の売り手から変動金利および参照資産の価値の下落分を受け取り、反対に保証の売り手は当該参照資産に関連するキャッシュ・フローに参照資産の価値の上昇分を加えた金額を受け取ります。したがって、トータル・リターン・スワップ契約に基づき、保証の売り手は、変動金利および参照資産の価値の下落分が原資産に関連するキャッシュ・フローを上回ったときには支払を行う義務を負うことになります。トータル・リターン・スワップは、保証の売り手と保証の買い手との関連トータル・リターン・スワップ契約の規定によって、参照資産の債務不履行または参照事業体に関するクレジット・イベントが発生した際に終了となる場合があります。

クレジット・オプションとは、投資家が参照事業体の信用の質の変動を売買またはヘッジすることができるクレジット・デリバティブです。例えば、クレジット・スプレッド・オプションにおいて、オプションの売り手は規定の「権利行使」価格の水準で参照事業体に係る信用補完を購入または売却する義務を負います。オプションの買い手は、その権利行使価格水準で参照事業体の債務不履行に係る信用補完をオプションの売り手に売却する、またはオプションの売り手から購入する権利を購入します。クレジット・スプレッド・オプションに係る支払は、特定のクレジット・スプレッドまたは信用リスク感応度が高い原資産もしくはその他の参照事業体の価格によって決まります。このオプションは通常、基礎となる参照事業体に関するクレジット・イベントが発生した場合に終了します。

クレジットリンク債は、クレジット・デフォルト・スワップを組み込んだ仕組債でクレジット・デリバティブの一形態です。クレジットリンク債の買い手は、発行者に対して、基礎となる参照クレジットのクレジット・イベントから悪影響を受ける可能性があるリターンの受け取りに同意することによって、信用補完を効果的に行っています。参照事業体が債務不履行となった場合、この債券は現金で決済されるか、参照事業体の債券の引渡しによって現物決済されます。したがって、この債券の購入者のエクスポージャーの最大額は、クレジットリンク債に支払った金額となります。

次表は、シティのクレジット・デリバティブ・ポートフォリオの主要な特徴を取引相手別およびデリバティブの形態別に要約したものです。

	公正価値		想定元本	
	受取額 ⁽¹⁾	支払額 ⁽²⁾	購入した保証	販売した保証
(単位：百万ドル、2019年12月31日現在)				
取引相手の業界別				
銀行	\$ 4,017	\$ 4,102	\$ 172,461	\$ 169,546
ブローカー・ディーラー	1,724	1,528	54,843	53,846
金融関係以外の会社	92	76	2,601	1,968
保険会社およびその他の金融機関	4,576	5,032	474,021	378,027
取引相手の業界別合計	\$ 10,409	\$ 10,738	\$ 703,926	\$ 603,387
商品別				
クレジット・デフォルト・スワップおよびオプション	\$ 9,759	\$ 9,791	\$ 685,643	\$ 593,850
トータル・リターン・スワップ	650	947	18,283	9,537
その他				
商品別合計	\$ 10,409	\$ 10,738	\$ 703,926	\$ 603,387
参照事業体の格付け別				
投資適格	\$ 4,579	\$ 4,578	\$ 560,806	\$ 470,778
投資不適格	5,830	6,160	143,120	132,609
参照事業体の格付け別合計	\$ 10,409	\$ 10,738	\$ 703,926	\$ 603,387
満期別				
1年以内	\$ 1,806	\$ 2,181	\$ 231,135	\$ 176,188
1年超5年以内	7,275	7,265	414,237	379,915
5年超	1,328	1,292	58,554	47,284
満期別合計	\$ 10,409	\$ 10,738	\$ 703,926	\$ 603,387

(1) 公正価値での受取額の内訳は、購入した保証3,415百万ドルと販売した保証6,994百万ドルです。

(2) 公正価値での支払額の内訳は、購入した保証7,793百万ドルと販売した保証2,945百万ドルです。

(単位:百万ドル、 2018年12月31日現在)	公正価値		想定元本	
	受取額 ⁽¹⁾	支払額 ⁽²⁾	購入した保証	販売した保証
取引相手の業界別				
銀行	\$ 4,785	\$ 4,432	\$ 214,842	\$ 218,273
ブローカー・ディーラー	1,706	1,612	62,904	63,014
金融関係以外の会社	64	87	2,687	1,192
保険会社およびその他の金融機関	4,210	4,220	515,216	442,460
取引相手の業界別合計	\$ 10,765	\$ 10,351	\$ 795,649	\$ 724,939
商品別				
クレジット・デフォルト・ スワップおよびオプション	\$ 10,030	\$ 9,755	\$ 771,865	\$ 712,623
トータル・リターン・スワップ その他	735	596	23,784	12,316
商品別合計	\$ 10,765	\$ 10,351	\$ 795,649	\$ 724,939
参照事業体の格付け別合計				
投資適格	\$ 4,725	\$ 4,544	\$ 637,790	\$ 568,849
投資不適格	6,040	5,807	157,859	156,090
参照事業体の格付け別合計	\$ 10,765	\$ 10,351	\$ 795,649	\$ 724,939
満期別				
1年以内	\$ 2,037	\$ 2,063	\$ 251,994	\$ 225,597
1年超5年以内	6,720	6,414	493,096	456,409
5年超	2,008	1,874	50,559	42,933
満期別合計	\$ 10,765	\$ 10,351	\$ 795,649	\$ 724,939

(1) 公正価値での受取額の内訳は、購入した保証5,126百万ドルと販売した保証5,639百万ドルです。

(2) 公正価値での支払額の内訳は、購入した保証5,882百万ドルと販売した保証4,469百万ドルです。

上表に含まれている公正価値は、相殺契約および現金担保を適用する前の金額です。想定元本については、シティでは通常、購入した保証と販売した保証の想定元本合計が一致しておらず、望ましい内容とタイミングで相殺効果のあるクレジット・デリバティブ契約を締結するのではなく、参照資産を直接保有することがあります。クレジット・デリバティブ契約からのオープン・リスク・エクスポージャーは、参照資産の特定のキャッシュ・ポジションを考慮し、期間ベース相当の基準に合わせて、またはトランシェ構造の劣後レベルを反映するように想定元本を調整すると、概ね一致します。表に表示されている、支払/履行リスクの評価に使用されるクレジット・デリバティブのポートフォリオの格付けは、参照資産または参照事業体に付された内部または外部の格付けに基づいています。外部格付けが使用される場合には、「Baa/BBB」以上が投資適格とみなされ、これに満たない格付けは投資不適格とみなされます。シティの内部格付けは、関連する外部の格付システムと一致しています。

シティグループは、保証の売り手となっているクレジット・デリバティブの支払/履行リスクを、基礎となる参照クレジットに付されている信用格付けに基づいて評価しています。基礎となる参照クレジットが投資不適格であるクレジット・デリバティブを販売することは、当社にとって支払リスクが増大することを意味します。上表の投資不適格カテゴリーには、デリバティブ契約の開始後に基礎となる参照事業体の格付けが引き下げられたクレジット・デリバティブも含まれています。

上表に表示されたクレジット・デリバティブ契約における将来の潜在的支払金額の最大額は、当該デリバティブの想定元本に基づいています。当社は、販売された信用補完の想定元本が、過去の実績に基づく実際の損失エクスポージャーを表すものではないと考えています。この金額は、参照資産の価値および関連キャッシュ・フローによって減少するものではありません。大部分のクレジット・デリバティブ契約に基づき、クレジット・イベントが生じた場合、当社は通常、販売された保証と参照資産の価値との差額を支払う義務を負います。さらに、この販売された信用補完の想定元本は、関連するマスター・ネットリング契約に従った取引相手とのクレジット・デリバティブを含むすべてのデリバティブ・エクスポージャーを同一の取引相手と相殺した後に現金担保の支払金額が算定されるため、かかる金額分が減少することはありません。こうした相殺処理のため、クレジット・デリバティブ・エクスポージャーにのみ対応する担保額を決定することは不可能です。当社は信用リスクのオープン・エクスポージャーを積極的に監視し、クレジット・デリバティブの購入、現金担保または参照資産の直接保有など、様々な戦略を用いてこのエクスポージャーを管理しています。このリスク軽減活動は上表には含まれていません。

デリバティブにおける信用リスク関連の偶発特性

一部のデリバティブ商品には、当社の信用リスクに関連する特定の事象が発生した場合に追加の担保を差し入れるか、または未払いの負債残高を直ちに決済することを当社に求める条項が含まれています。これらの事象は既存のデリバティブ契約によって定義されており、主として当社および関連会社の信用格付けの引下げを指します。

2019年および2018年12月31日現在のいずれにおいても純負債ポジションにあった、信用リスク関連の偶発特性をもつすべてのデリバティブ商品の公正価値（CVAを除きます。）は、それぞれ300億ドルおよび330億ドルでした。2019年および2018年12月31日現在、当社は通常の業務活動において、このエクスポージャーに対する担保として、それぞれ280億ドルおよび330億ドルを差し入れていました。

格付けが引き下げられた場合、当社および関連会社は追加担保または現金決済を要求されることがあります。2019年12月31日現在で主要格付機関3社すべてによってシティグループおよびシティバンクの信用格付けが1段階引き下げられていた場合、当社は担保またはデリバティブ取引の決済のいずれかとして6億ドルの追加差入れを求められていたこととなります。さらに当社は、信用格付けが1段階引き下げられた場合、これまでに既存のデリバティブの取引相手から受領した担保2億ドルを第三者であるカストディアンのもとで分別管理するよう求められ、その結果、総額約8億ドルの現金債務と担保請求が発生することとなります。

金融資産の譲渡に伴うデリバティブ

当社は、契約上参照される有価証券またはその他の金融資産の実質的にすべての経済的リターンに対する合成エクスポージャーを提供するトータル・リターン・スワップ取引を行っています。当該デリバティブ取引は、当社が参照金融資産をデリバティブの取引相手に譲渡することに伴って行われる場合がありますが、このような取引の最も典型的なものは、資金提供された形式で参照資産を保有することによってデリバティブ契約に基づく合成エクスポージャーの全体または一部をヘッジすることを望むデリバティブの取引相手に対応して行われます。一部の司法管轄においては、これらの取引は売却の条件を満たすため、譲渡された有価証券の認識が中止されます（金融資産の譲渡に関連する売却条件の詳細については、当連結財務諸表注記1をご参照ください。）。それら取引の大部分について、当社は、エクスポージャーを求める別の第三者に参照証券の実質的にすべての経済的リターンを移転する別のトータル・リターン・スワップの取引も行っています。そのような場合、当社は、純額ベースでは参照証券の経済的リターンの変動にさらされません。

これらの取引は一般的に、当社が保有する流動性のある政府債、転換社債または株式公開会社の持分証券のトレーディング・ポートフォリオからの振替を伴い、第三者の金融機関を相手に行われます。これに伴うデリバティブは通常、トータル・リターン・スワップです。当該デリバティブは現金決済され、証拠金要件を継続的に満たすことが求められます。

売却の会計処理の条件を満たした場合、当社は、参照金融資産の譲渡を売却として計上し、それに伴うデリバティブ取引を別途計上しています。譲渡された有価証券は当社のトレーディング・ポートフォリオにおいて公正価値で保有されていたため、通常これらの取引によって有価証券売却損益が生じることはありません。当社が売却として会計処理する金融資産の譲渡のうち、当社が同じ取引相手と当初は売却することを予定して行い、（まだ未決済の）トータル・リターン・スワップを通じて譲渡資産に対する実質的にすべての経済的エクスポージャーを維持しているものに関して、認識を中止した資産の簿価と認識中止日までに受け取った現金収入総額は、2019年および2018年12月31日現在、それぞれ58億ドルおよび46億ドルでした。

2019年12月31日現在、以前に認識を中止したこれらの資産の公正価値は59億ドルでした。トータル・リターン・スワップの公正価値は2019年12月31日現在、117百万ドルがデリバティブ資産総額、43百万ドルがデリバティブ負債総額として計上されました。2018年12月31日現在、以前に認識を中止したこれらの資産の公正価値は45億ドルであり、トータル・リターン・スワップの公正価値は、55百万ドルがデリバティブ資産総額、40百万ドルがデリバティブ負債総額として計上されました。

トータル・リターン・スワップの残高は、取引相手ごとの相殺および現金担保との相殺の適用前の総額ベースであり、本注記で開示されている表には主に株式デリバティブとして含まれています。

23. 信用リスクの集中

信用リスクの集中は、経済、産業または地理的な要因の変化が同じように作用する相手方グループに対する信用リスクが、シティグループの全信用リスクの相当部分を占める場合に起こります。シティグループの金融商品ポートフォリオは、産業別、商品別さらに地理的にも広く分散していますが、特に有価証券売買、デリバティブおよび外国為替関連の業務については、主要な取引は他の金融機関との間で行われています。

分散したポートフォリオを維持するための努力として、当社は、地域、国または個別の債務者に対するエクスポージャーを限定し、継続的にそのエクスポージャーをモニターしています。2019年12月31日現在、シティグループの信用リスクの最も重要な集中は、米国政府とその関係機関に対するものでした。当社のエクスポージャーは、主に米国政府およびその関係機関が発行するトレーディング資産および投資から生じるものであり、2019年および2018年12月31日現在、それぞれ2,509億ドルおよび2,500億ドルとなっていました。日本政府およびドイツ政府とその関係機関は、ムーディーズおよびS&Pの両社によって投資適格の格付けを受けており、当社において米国政府に次ぐ大きなエクスポージャーとなっていました。2019年および2018年12月31日現在、当社の日本政府に対するエクスポージャーは、それぞれ333億ドルおよび288億ドルで、投資有価証券、貸出金およびトレーディング資産から構成されていました。2019年および2018年12月31日現在、当社のドイツ政府に対するエクスポージャーは、それぞれ298億ドルおよび456億ドルで、投資有価証券、貸出金およびトレーディング資産から構成されていました。

当社の州および地方自治体に対するエクスポージャーは、2019年および2018年12月31日現在、それぞれ238億ドルおよび279億ドルで、トレーディング資産、投資有価証券、デリバティブおよび貸出金活動から構成されていました。

24. 公正価値による測定

ASC 820-10「公正価値による測定」は公正価値について定義しており、公正価値による測定に関する統一的な枠組みを構築し、公正価値による測定に関する開示を要求しています。公正価値とは測定日の市場参加者間の秩序立った取引で資産を売却して受け取る金額または負債を引き渡すために支払う金額と定義されているため、出口価格を示しています。当該基準は特に、当社が公正価値の測定時に観察可能なデータを最大限に利用し、観察不能なデータの利用を最小限に抑えることを要求しています。

ASC 820-10のもとでは、取引相手の債務不履行となる確率がデリバティブおよびその他のポジションの評価に織り込まれているだけでなく、シティグループ自身の信用リスクがデリバティブおよび公正価値で測定されるその他の負債に及ぼす影響も織り込まれています。

公正価値の階層

ASC 820-10は、データが観察可能か観察不能であるかにより、データの階層を指定しています。観察可能なデータは、市場データを用いて開発され、市場参加者の仮定を反映している一方、観察不能なデータは当社の市場に関する仮定を反映しています。これらの2種類のデータは下記のような公正価値に関する階層に分類されています。

- ・ レベル1：活発な市場における「同一」商品の市場価格
- ・ レベル2：活発な市場における「類似」商品の市場価格、活発でない市場における同一または類似商品の市場価格、ならびにすべての重要なデータおよび重要な価値決定要因が活発な市場において「観察可能な」モデルを使用した評価
- ・ レベル3：1つまたは複数の重要なデータまたは重要な価値決定要因が「観察不能な」評価手法を使って算定した評価

公正価値の階層において要求されているとおり、当社は、可能な場合には、評価において関連する観察可能な市場データを考慮しています。取引の頻度、ビッド/アスク・スプレッドの規模および類似取引を比較する際に必要な調整額のすべてが、市場において観察された価格の関連性を判断する際に考慮されます。

公正価値の決定

当社は、公正価値で計上される資産および負債について、選択の結果として公正価値で測定されているのか、または公正価値での測定が要求されているのかにかかわらず、以下に説明している手順を用いて当該価値を測定しています。

当社は、市場価格が入手可能な場合には、市場価格を使用して公正価値を決定し、それらの項目をレベル1に分類しています。当社は市場価格が入手可能な特定の場合に、容認される実用的な手法（マトリクス・プライシングなど）を活用して公正価値を算定することもあり、この場合、当該項目はレベル2に分類されます。

また当社は、評価対象ポジションと同一または類似の特徴をもつポジションにある最近の取引活動から市場価格またはその他の市況情報が入手可能な場合には、それらを用いて、価格に基づく評価手法を適用することもできます。取引の頻度および規模は、市場の流動性に左右される要素で、当該市場において観察された価格の関連性の判断要素となります。関連のある観察可能な価格が入手可能な場合、当該評価価格はレベル2に分類される可能性があります。当該価格が入手できず、1つ以上の重要で観察不能な「価格」データが存在する場合、当該評価価格はレベル3に分類されます。また、有価証券もしくは貸出金に関する流動性が比較的低い、市場価格の情報が古い、評価対象の実際の有価証券もしくは貸出金の諸条件の相違を反映するために類似の有価証券の価格に対する重要な調整が必要である、または独立した情報源から入手した価格が評価を裏付けるには十分ではない場合、「価格」データは観察不能とみなされ、その公正価値による測定はレベル3に分類されます。

市場価格が入手不能な場合、公正価値は、可能であれば、現在の市況に基づく市場変数（金利、為替レートおよびオプション・ボラティリティなど）を用いて、内部的に開発した評価手法に基づいています。このように内部的に開発した評価手法を使用して評価した項目は、当該評価の際に重要となるデータまたは価値決定要因のうち、最もレベルの低いものに基づいて分類されます。このため、容易に観察可能な重要なデータが存在する場合でも、レベル3に分類される可能性があります。

内部の評価手法を用いて決定した公正価値の見積りは、可能な場合には独立したベンダーまたはブローカーから入手した価格を用いて検証されます。ベンダーまたはブローカーの評価は、観察された価格から独自の評価モデルまで様々なデータに基づいている可能性があり、当社では、公正価値の見積りを算定する際に、この情報の質や関連性を評価しています。以下の部分では、当社が様々な金融商品を公正価値で測定する際に用いている評価方法や、それぞれの金融商品が通常分類される公正価値階層のレベルなどについて記載しています。評価モデル、評価モデルに用いられる主要なデータ、および重要な仮定についての詳細も必要に応じて記載しています。

市場評価調整

金融商品の会計単位は通常、個別の金融商品です。当社は、会計単位と首尾一貫した市場評価調整を適用しており、この評価調整には以下の場合を除き、当社のポジションの規模による調整は含まれていません。特定の基準が満たされる場合、ASC 820-10は会計方針の選択を通じて、リスク・ポジション純額に基づき金融資産および金融負債のポートフォリオの公正価値を測定するという例外を認めています。シティは、この基準を満たしている、デリバティブなどの特定の金融商品ポートフォリオを、リスク・ポジション純額に基づき測定することを選択しています。当社は、市場参加者の仮定と整合する市場評価調整（リスク・ポジション純額の規模を考慮した調整を含みます。）を適用しています。

リスク・ポジション純額の出口価格を公正価値に反映させるため、公正価値階層のレベル2またはレベル3の項目に対して評価調整が適用されます。この評価調整額は、市場における金融商品のビッド・オファー・スプレッドに基づいています。シティがリスク・ポジション純額ベースでデリバティブなどの金融投資の特定のポートフォリオを測定することを選択した場合、評価調整の際にはポジションの規模が考慮される場合があります。

店頭（OTC）デリバティブ商品の関連母集団であって、公正価値を見積るには取引相手の信用リスク、シティ自身の信用リスクおよび期間資金調達リスクを反映するための調整が必要となるような母集団には、信用評価調整（以下「CVA」といいます。）および資金調達評価調整（以下「FVA」といいます。）が適用されています。この母集団には、主に、基礎となる評価（翌日物金利スワップ（以下「OIS」といいます。）を用いて割り引かれた評価）にこれらの影響を反映させるための調整が必要となるようなデリバティブ（無担保金利スワップなど）が含まれています。CVAは、取引相手の（資産）またはシティの（負債）不履行のリスクと関係のあるリスクプレミアムを反映するためのポートフォリオレベルでの調整を示しています。

FVAは、デリバティブ・ポートフォリオのうち無担保部分および標準的な信用補完契約（以下「CSA」といいます。）を含んでいない特定の担保付デリバティブ・ポートフォリオ（CSAが受入担保の再利用を認めていない場合など）に内在する市場資金調達リスクのプレミアムを反映しています。シティのFVA手法では、資金調達エクスポージャーの特性の見積りに既存のCVA手法を利用しています。このエクスポージャーの特性の計算には、取引相手が第三者のカストディアンに担保を差し入れる場合を含め、その契約条件によって当社による受入担保の再利用が認められない担保契約が考慮されています。

シティのCVAおよびFVAの手法は2段階で構成されています。

- ・ ステップ1では、すべての個別のデリバティブ・ポジションの条件、ならびに将来のある時点における一連の予想キャッシュ・フローを導き出すモンテカルロ・シミュレーションやその他の計量分析を用いて、各取引相手に関するエクスポージャーの特性が決定されます。このエクスポージャーの特性の計算においては、差し入れられた現金またはその他の担保およびネットティング契約などの取決めを通じて取引相手との間に存在する法的な相殺権を含む、信用リスクの軽減および資金調達源の影響が考慮されません。債務不履行リスクの対象であるのはこれらのキャッシュ・フロー純額合計であるため、実行可能なマスター・ネットティング契約の対象である同一の取引相手との個別のデリバティブ契約は、ネットティング・セットとして合算されます。このプロセスにより、CVAおよびFVA測定の基準として現在認識されている純額の資産または負債を用いるのではなく、債務不履行リスクおよび無担保の資金調達を伴う特定のある時点の将来キャッシュ・フローが識別されます。
- ・ ステップ2では、CVAについては、クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」といいます。）市場で観察されたクレジット・スプレッドから導き出されるデフォルト確率に関する市場に基づく見解が、ステップ1で算出された予想将来キャッシュ・フローに適用されます。関連する期間におけるシティ固有のCDSスプレッドを用いて、シティ自身の信用に関するCVAが算定されます。一般的に、取引相手のCVAは各信用格付けおよび期間におけるCDSスプレッド・インデックスを用いて算定されます。個別分析が実務上可能な（例えば、流動性のあるCDSの取引相手に対するエクスポージャーなど）特定の識別された相殺の組み合わせについては、取引相手固有のCDSスプレッドが用いられます。FVAについては、将来の流動性スプレッドの期間構造が、予想将来資金需要に適用されます。

CVAおよびFVAは、デリバティブ・ポートフォリオに内在する、それぞれ信用リスクおよび資金調達リスクに関する市場の見解を組み込むように構築されています。しかし、ほとんどの無担保デリバティブ商品は、交渉に基づく双務契約であり、一般的に第三者に譲渡されることはありません。デリバティブ商品は通常、契約に従って決済されるか、または早期終了の場合には取引相手間で交渉された価額で終了します。したがって、CVAおよびFVAは、通常の業務活動において決済または終了時に実現しないことがあります。さらに、これらの調整のすべてまたは一部は、デリバティブ商品に関連する信用リスクまたは資金調達リスクが変動した場合には、将来の期間において戻し入れその他の調整が行われる可能性があります。

次表は、2019年および2018年12月31日現在における、デリバティブ商品の公正価値に適用されたCVAおよびFVAの要約です。

	信用および資金調達評価調整 負債の減額（資産の減額）	
	2019年12月31日	2018年12月31日
（単位：百万ドル）		
取引相手のCVA	\$ (705)	\$ (1,085)
資産のFVA	(530)	(544)
シティグループ（自身の信用）CVA	341	482
負債のFVA	72	135
CVA合計 - デリバティブ商品⁽¹⁾	\$ (822)	\$ (1,012)

(1) 表示上、FVAはCVAに含まれています。

次表は、表示年度における、デリバティブ商品に係るCVA（ヘッジ控除後）、デリバティブに係るFVA、ならびにシティ自身の公正価値オプション（以下「FVO」といいます。）負債に係る債務評価調整（以下「DVA」といいます。）の変動に関連する税引前利益（損失）を要約したものです。

	信用 / 資金調達 / 債務評価調整益（損）		
	2019年	2018年	2017年
（単位：百万ドル）			
取引相手のCVA	\$ 149	\$ (109)	\$ 276
資産のFVA	13	46	90
シティグループ（自身の信用）CVA	(131)	178	(153)
負債のFVA	(63)	56	(15)
CVA合計 - デリバティブ商品	\$ (32)	\$ 171	\$ 198
自身のFVO負債に係るDVA ⁽¹⁾	\$(1,473)	\$1,415	\$ (680)
CVAおよびDVA合計⁽²⁾	\$(1,505)	\$1,586	\$ (482)

(1) 連結財務諸表注記1、17および19をご参照ください。

(2) 表示上、FVAはCVAに含まれています。

売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売渡有価証券

これらの金融商品には市場価格が存在しないため、公正価値は割引キャッシュ・フロー法を用いて決定されます。キャッシュ・フローは、組込デリバティブやその他の特徴を考慮して、契約条件に基づいて見積られます。これらのキャッシュ・フローは、当該金融商品の満期および裏付担保の内容に応じた金利を用いて割り引かれます。公正価値の評価に用いられたデータは容易に観察可能であるため、このような金融商品が公正価値で計上される場合は、通常、公正価値階層のレベル2に分類されます。しかし、特定の長期ポジションは公正価値階層のレベル3に分類されます。

トレーディング勘定資産および負債 - トレーディング有価証券およびトレーディング貸出金

当社は、入手可能な場合には活発な市場における市場価格を用いてトレーディング有価証券の公正価値を決定します。このような項目は、公正価値階層のレベル1に分類されます。政府証券や取引所で売買されている持分有価証券がその一例です。

店頭で取引される債券および流通市場の貸出金について、当社は通常、割引キャッシュ・フロー、価格ベースおよび内部モデルを含む評価手法を利用して公正価値を決定しています。内部の評価手法を用いて決定した公正価値の見積りは、可能な場合には独立した情報源（第三者であるベンダーを含みます。）から入手した価格を用いて検証されます。ベンダーは様々な情報源からの価格情報を収集し、観察可能な価格が入手できない場合、類似する債券または貸出金についてのマトリクス・プライシングを行うことがあります。価格ベースの手法は、入手可能な場合には市場価格、または評価対象の債券もしくは貸出金と類似した特徴をもつ資産の最近の取引活動から入手したその他の市場情報を用いることができます。割引キャッシュ・フロー・モデルで使用された利回りは同じ価格情報から導き出されたものです。このような評価方法を用いて価格設定されたトレーディング有価証券および貸出金は、一般的にレベル2に分類されます。しかし、有価証券もしくは貸出金の流動性が比較的低い場合、市場価格の情報が古い場合、評価対象の実際の有価証券もしくは貸出金の条件上の相違を反映するために類似の有価証券もしくは貸出金の価格に対する重要な調整が必要である場合、または独立した情報源からの価格に関する情報が評価を裏付けるのに不十分である場合には、当該貸出金もしくは有価証券は一般的にレベル3に分類されます。価格ベース手法で使用された価格データは、サブプライムCDOなどの元本または金利を受け取っておらず、現在ゼロまで評価減されている有価証券については、ゼロとなる可能性があります。

主に証券化市場で取引されている当社の貸出金ポートフォリオについては、当社は証券化価格を用いて当該ポートフォリオの公正価値を決定しています。この証券化価格は、現在の市場における仮想証券化による予想収益に、変換費用（すなわち、取引費用以外の直接費用）および市況や流動性などの証券化に関する不確定要素についての調整を行い決定されます。2007年度下半期以降、特定の証券化市場の活動水準が著しく低下し、直接比較可能な特定の貸出金ポートフォリオについての観察可能な証券化価格が容易に入手できなくなりました。このため、このような貸出金ポートフォリオは一般的に公正価値階層のレベル3に分類されます。しかし、商業不動産貸付などのその他の貸出金の証券化市場は引き続き活発であるため、仮想証券化の価格検証が可能です。したがって、この貸出金ポートフォリオは公正価値階層のレベル2に分類されます。

貸出および仕組み業務における大部分のサブプライム関連の直接的エクスポージャーの公正価値は、入手可能な場合には、観察可能な取引、活発に取引が行われていない市場における類似した資産に関するその他の市場データ、およびその他の内部の評価手法を用いて決定されています。特定のアセット・バック証券（以下「ABS」といいます。）CDOポジションの評価には、ABS CDOの原資産に基づく価格を使用します。

トレーディング勘定資産および負債 - デリバティブ

取引所で売買されるデリバティブは、入手可能な場合には活発な市場の相場価格（すなわち取引所価格）を用いて公正価値を測定するため、公正価値階層のレベル1に分類されます。

活発な市場において相場価格のないデリバティブおよび店頭で取引されるデリバティブ契約は、内部の評価手法を用いて評価されます。これらのデリバティブ商品は、モデルに使用された重要なデータの観察可能性によって、レベル2またはレベル3のいずれかに分類されます。

評価手法は、デリバティブの種類および基礎となる金融商品の内容によって異なります。これらの金融商品の評価に用いられる主な評価手法は、割引キャッシュ・フローや、デリバティブ・プライシング・モデル（ブラック・ショールズおよびモンテカルロ・シミュレーションなど）といった内部モデルです。

主要なデータは、デリバティブの種類および基礎となる金融商品の内容によって異なり、金利イールドカーブ、外国為替レート、ボラティリティおよび相関係数を含んでいます。当社は、通常、特定のデリバティブの評価に用いる公正価値測定データとしてOIS曲線を使用しています。

投資

投資カテゴリーには、売却可能負債証券および市場性のある持分有価証券が含まれており、その公正価値は一般的に、上述のトレーディング有価証券と同様の手続を用いて決定されますが、主な情報源としてベンダーによるプライシングを用いて決定される場合もあります。

さらに投資には、非公開のプライベート・エクイティおよび不動産事業体への投資が含まれています。非上場有価証券に関しては市場価格が存在しておらず、一般的にこのような有価証券は薄商いであるため、その公正価値の決定にはかなりの程度の管理者の判断を伴います。さらに、プライベート・エクイティの有価証券には譲渡制限が設けられている場合もあります。このような有価証券の公正価値の決定に関する当社のプロセスは比較可能性の分析を含め、通常一般に認められている評価手法を用います。非上場有価証券の公正価値を決定する際に、当社は、投資対象の売却案、新規株式公開、株式発行またはその他の観察可能な取引などの事象も考慮します。プライベート・エクイティの有価証券は、一般的に公正価値階層のレベル3に分類されます。

さらに当社は、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンドなどの受益証券1口当たりNAVを算出する特定のオルタナティブ投資ファンドへの投資を保有しています。ファンドへの投資は通常、公正価値で計上される市場性のない持分有価証券として分類されています。これらの投資の公正価値は、投資がNAV以外の価格で現金化される可能性が高くない場合、当該ファンドにおける当社の保有持分の受益証券1口当たりNAVを用いて見積られています。ASU第2015-07号の規定に従い、これらの投資は公正価値階層内には分類されず、以下の表に含まれていません。詳細については連結財務諸表注記13をご参照ください。

短期借入金および長期債務

公正価値による会計処理が選択されている非仕組負債の公正価値は、該当する満期に応じた割引率を用いた内部モデルを使用して決定されます。これらの金融商品については、すべての重要なデータが容易に観察可能である場合、一般的に公正価値階層のレベル2に分類されます。

複合金融商品（仕組負債を含みます。）の公正価値は、組込リスク・プロファイルの内容を考慮の上、適切なデリバティブ評価方法（上記の「トレーディング勘定資産および負債 - デリバティブ」で説明されています。）を用いて決定しています。このような金融商品は、モデルに使用された重要なデータの観察可能性によって、レベル2またはレベル3に分類されます。

定期的に公正価値で測定される項目

次表は、2019年および2018年12月31日現在において定期的に公正価値で測定されている当社の資産および負債を、公正価値階層ごとに表しています。当社は、レベル3に分類されているポジションを、レベル3に分類される可能性のある他の金融商品（ヘッジ手段）によりヘッジする場合がありますが、公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類されている金融商品によりヘッジする場合があります。これらのヘッジによる影響は、次表においては総額で表示されています。

公正価値レベル

（単位：百万ドル、
2019年12月31日現在）

	レベル1	レベル2	レベル3	残高総額	相殺 ⁽¹⁾	正味残高
資産						
借入有価証券および売却 条件付買入有価証券	\$	\$ 254,253	\$ 303	\$ 254,556	\$ (101,363)	\$ 153,193
トレーディング・非デリ バティブ資産						
トレーディング・モー ゲージ・バック証券						
米国政府系機関保証 証券		27,661	10	27,671		27,671
住宅証券		573	123	696		696
商業用証券		1,632	61	1,693		1,693
トレーディング・モー ゲージ・バック証券合計	\$	\$ 29,866	\$ 194	\$ 30,060	\$	\$ 30,060
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ 26,159	\$ 3,736	\$	\$ 29,895	\$	\$ 29,895
州および地方債証券		2,573	64	2,637		2,637
外国政府証券	50,948	20,326	52	71,326		71,326
社債	1,332	17,246	313	18,891		18,891
持分有価証券	41,663	9,878	100	51,641		51,641
アセット・バック証券		1,539	1,177	2,716		2,716
その他のトレーディ ング資産 ⁽²⁾	74	11,412	555	12,041		12,041
トレーディング・非デリ バティブ資産合計	\$ 120,176	\$ 96,576	\$ 2,455	\$ 219,207	\$	\$ 219,207
トレーディング・デリバ ティブ						
金利契約	\$ 7	\$ 196,493	\$ 1,168	\$ 197,668		
外国為替契約	1	107,022	547	107,570		
株式契約	83	28,148	240	28,471		
コモディティ契約		13,498	714	14,212		
クレジット・デリバ ティブ		9,960	449	10,409		
トレーディング・デリバ ティブ契約総額	\$ 91	\$ 355,121	\$ 3,118	\$ 358,330		
現金担保支払額 ⁽³⁾				\$ 17,926		
ネットティング契約					\$ (274,970)	
現金担保受取額のネッ ティング					(44,353)	
トレーディング・デリバ ティブ合計	\$ 91	\$ 355,121	\$ 3,118	\$ 376,256	\$ (319,323)	\$ 56,933

公正価値レベル

(単位:百万ドル、
2019年12月31日現在)

投資

モーゲージ・バック

証券

米国政府系機関保証
証券

住宅証券

商業用証券

投資モーゲージ・バック

証券合計

米国財務省証券および
連邦諸機関証券

州および地方債証券

外国政府証券

社債

市場性のある持分有価
証券

アセット・バック証券

その他の負債証券

市場性のない持分有価

証券⁽⁴⁾

証券合計

貸出金

抵当貸付サービシング権

非トレーディング・デリ

バティブおよび定期的

に測定されるその他の

金融資産

資産合計

資産総額に占める割合と

しての合計⁽⁵⁾

負債

利付預金

貸付有価証券および買戻

条件付売渡有価証券

トレーディング勘定負債

空売り有価証券

その他のトレーディング

負債

トレーディング負債合計

	レベル1	レベル2	レベル3	残高総額	相殺 ⁽¹⁾	正味残高
モーゲージ・バック証券						
米国政府系機関保証証券	\$	\$ 35,198	\$ 32	\$ 35,230	\$	\$ 35,230
住宅証券		793		793		793
商業用証券		74		74		74
投資モーゲージ・バック証券合計	\$	\$ 36,065	\$ 32	\$ 36,097	\$	\$ 36,097
米国財務省証券および連邦諸機関証券	\$ 106,103	\$ 5,315	\$	\$ 111,418	\$	\$ 111,418
州および地方債証券		4,355	623	4,978		4,978
外国政府証券	69,957	41,196	96	111,249		111,249
社債	5,150	6,076	45	11,271		11,271
市場性のある持分有価証券	87	371		458		458
アセット・バック証券		500	22	522		522
その他の負債証券		4,730		4,730		4,730
市場性のない持分有価証券 ⁽⁴⁾		93	441	534		534
証券合計	\$ 181,297	\$ 98,701	\$ 1,259	\$ 281,257	\$	\$ 281,257
貸出金	\$	\$ 3,683	\$ 402	\$ 4,085	\$	\$ 4,085
抵当貸付サービシング権			495	495		495
非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融資産	\$ 5,628	\$ 7,201	\$ 1	\$ 12,830	\$	\$ 12,830
資産合計	\$ 307,192	\$ 815,535	\$ 8,033	\$1,148,686	\$ (420,686)	\$ 728,000
資産総額に占める割合としての合計 ⁽⁵⁾	27.2%	72.1%	0.7%			
負債						
利付預金	\$	\$ 2,104	\$ 215	\$ 2,319	\$	\$ 2,319
貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券		111,567	757	112,324	(71,673)	40,651
トレーディング勘定負債						
空売り有価証券	60,429	11,965	48	72,442		72,442
その他のトレーディング負債		24		24		24
トレーディング負債合計	\$ 60,429	\$ 11,989	\$ 48	\$ 72,466	\$	\$ 72,466

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2019年12月31日現在)
トレーディング・デリバ
ティブ

	レベル1	レベル2	レベル3	残高総額	相殺 ⁽¹⁾	正味残高
金利契約	\$ 8	\$ 176,480	\$ 1,167	\$ 177,655		
外国為替契約		110,180	552	110,732		
株式契約	144	28,506	1,836	30,486		
コモディティ契約		16,542	773	17,315		
クレジット・デリバ ティブ		10,233	505	10,738		
トレーディング・デリバ ティブ契約総額	\$ 152	\$ 341,941	\$ 4,833	\$ 346,926		
現金担保受取額 ⁽⁶⁾				\$ 14,391		
ネットティング契約					\$ (274,970)	
現金担保支払額のネッ ティング					(38,919)	
トレーディング・デリバ ティブ合計	\$ 152	\$ 341,941	\$ 4,833	\$ 361,317	\$ (313,889)	\$ 47,428
短期借入金	\$	\$ 4,933	\$ 13	\$ 4,946	\$	\$ 4,946
長期債務		38,614	17,169	55,783		55,783
非トレーディング・デリ バティブおよび定期的 に測定されるその他の 金融負債合計	\$ 6,280	\$ 63	\$	\$ 6,343	\$	\$ 6,343
負債合計	\$ 66,861	\$ 511,211	\$ 23,035	\$ 615,498	\$ (385,562)	\$ 229,936
負債総額に占める割合と しての合計 ⁽⁵⁾	11.1%	85.0%	3.8%			

- (1) () 売戻条件付買入有価証券に関する債権と買戻条件付売渡有価証券に関する債務の相殺、ならびに () 適格マスター・ネットティング契約の対象となっているデリバティブ・エクスポージャーの相殺および現金担保の相殺を表しています。
- (2) 連結財務諸表注記25に記載のとおり、混蔵の貴金属への投資に関するポジションが含まれています。また、取得原価または公正価値のいずれか低い方の金額で会計処理されている現物コモディティおよび未実行の信用商品が含まれています。
- (3) 56,845百万ドルの支払現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、38,919百万ドルがトレーディング・デリバティブ負債の相殺に使用されました。
- (4) ASU第2015-07号「公正価値測定(トピック820)：1株当たり純資産価額(またはその同等物)を計算する特定の企業に対する投資の開示」に従い、この金額からNAVで測定された2億ドルの投資が除かれています。
- (5) 現金担保支払額/受取額はレベル1、2および3の小計に配分されていないため、これらの割合は定期的に公正価値で測定される資産および負債合計(デリバティブに関して支払った/受領した現金担保を除きます。)に基づいて計算されています。
- (6) 58,744百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、44,353百万ドルがトレーディング・デリバティブ資産の相殺に使用されました。

公正価値レベル

(単位:百万ドル、
2018年12月31日現在)

	レベル1	レベル2	レベル3	残高総額	相殺 ⁽¹⁾	正味残高
資産						
借入有価証券および売戻 条件付買入有価証券	\$	\$ 214,570	\$ 115	\$ 214,685	\$ (66,984)	\$ 147,701
トレーディング・非デリ バティブ資産						
トレーディング・モー ゲージ・バック証券		24,090	156	24,246		24,246
米国政府系機関保証 証券		709	268	977		977
住宅証券		1,323	77	1,400		1,400
商業用証券						
トレーディング・モー ゲージ・バック証券合計	\$	\$ 26,122	\$ 501	\$ 26,623	\$	\$ 26,623
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ 26,439	\$ 4,802	\$ 1	\$ 31,242	\$	\$ 31,242
州および地方債証券		3,782	200	3,982		3,982
外国政府証券	43,309	21,179	31	64,519		64,519
社債	1,026	14,510	360	15,896		15,896
持分有価証券	36,342	7,308	153	43,803		43,803
アセット・バック証券		1,429	1,484	2,913		2,913
その他のトレーディ ング資産 ⁽²⁾	3	12,198	818	13,019		13,019
トレーディング・非デリ バティブ資産合計	\$ 107,119	\$ 91,330	\$ 3,548	\$ 201,997	\$	\$ 201,997
トレーディング・デリバ ティブ						
金利契約	\$ 101	\$ 169,860	\$ 1,671	\$ 171,632		
外国為替契約		162,108	346	162,454		
株式契約	647	28,903	343	29,893		
コモディティ契約		16,788	767	17,555		
クレジット・デリバ ティブ		9,839	926	10,765		
トレーディング・デリバ ティブ契約総額	\$ 748	\$ 387,498	\$ 4,053	\$ 392,299		
現金担保支払額 ⁽³⁾				\$ 11,518		
ネットティング契約					\$ (311,089)	
現金担保受取額のネッ ティング					(38,608)	
トレーディング・デリバ ティブ合計	\$ 748	\$ 387,498	\$ 4,053	\$ 403,817	\$ (349,697)	\$ 54,120

公正価値レベル

(単位:百万ドル、
2018年12月31日現在)

投資

モーゲージ・バック

証券

米国政府系機関保証
証券

	レベル1	レベル2	レベル3	残高総額	相殺 ⁽¹⁾	正味残高
米国政府系機関保証証券	\$	\$ 42,988	\$ 32	\$ 43,020	\$	\$ 43,020
住宅証券		1,313		1,313		1,313
商業用証券		172		172		172

投資モーゲージ・バック

証券合計

米国財務省証券および
連邦諸機関証券

州および地方債証券

外国政府証券

社債

市場性のある持分有価
証券

アセット・バック証券

その他の負債証券

市場性のない持分有価
証券⁽⁴⁾

証券合計

貸出金

抵当貸付サービシング権
非トレーディング・デリ
バティブおよび定期的
に測定されるその他の
金融資産

資産合計

資産総額に占める割合と
しての合計⁽⁵⁾

負債

利付預金

貸付有価証券および買戻
条件付売渡有価証券

トレーディング勘定負債

空売り有価証券

その他のトレーディン
グ負債

トレーディング負債合計

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2018年12月31日現在)
トレーディング勘定デリ
バティブ

	レベル1	レベル2	レベル3	残高総額	相殺 ⁽¹⁾	正味残高
金利契約	\$ 71	\$ 152,931	\$ 1,825	\$ 154,827		
外国為替契約		159,003	352	159,355		
株式契約	351	32,330	1,127	33,808		
コモディティ契約		19,904	785	20,689		
クレジット・デリバ ティブ		9,486	865	10,351		
トレーディング・デリバ ティブ契約総額	\$ 422	\$ 373,654	\$ 4,954	\$ 379,030		
現金担保受取額 ⁽⁶⁾				\$ 13,906		
ネットティング契約					\$ (311,089)	
現金担保支払額のネッ ティング					(29,911)	
トレーディング・デリバ ティブ合計	\$ 422	\$ 373,654	\$ 4,954	\$ 392,936	\$ (341,000)	\$ 51,936
短期借入金	\$	\$ 4,446	\$ 37	\$ 4,483	\$	\$ 4,483
長期債務		25,659	12,570	38,229		38,229
非トレーディング・デリ バティブおよび定期的 に測定されるその他の 金融負債合計	\$ 15,839	\$ 67	\$	\$ 15,906	\$	\$ 15,906
負債合計	\$ 95,133	\$ 528,228	\$ 19,625	\$ 656,892	\$ (407,984)	\$ 248,908
負債総額に占める割合と しての合計 ⁽⁵⁾	14.8%	82.1%	3.1%			

- (1) () 売戻条件付買入有価証券に関する債権と買戻条件付売渡有価証券に関する債務の相殺、ならびに () 適格マスター・ネットティング契約の対象となっているデリバティブ・エクスポージャーの相殺および現金担保の相殺を表しています。
- (2) 連結財務諸表注記25に記載のとおり、混蔵の貴金属への投資に関するポジションが含まれています。また、取得原価または公正価値のいずれか低い方の金額で会計処理されている現物コモディティおよび未実行の信用商品が含まれています。
- (3) 41,429百万ドルの支払現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、29,911百万ドルがトレーディング・デリバティブ負債の相殺に使用されました。
- (4) ASU第2015-07号「公正価値測定(トピック820)：1株当たり純資産価額(またはその同等物)を計算する特定の企業に対する投資の開示」に従い、この金額からNAVで測定された2億ドルの投資が除かれています。
- (5) 現金担保支払額/受取額はレベル1、2および3の小計に配分されていないため、これらの割合は定期的に公正価値で測定される資産および負債合計(デリバティブに関して支払った/受領した現金担保を除きます。)に基づいて計算されています。
- (6) 52,514百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、38,608百万ドルがトレーディング・デリバティブ資産の相殺に使用されました。

公正価値カテゴリーのレベル3の変動

次表は、2019年および2018年12月31日に終了した事業年度における公正価値カテゴリーのレベル3の変動を表しています。下記に表示された利益および損失には、観察可能なデータおよび観察不能なデータの両方に関連した公正価値の変動が含まれています。

当社は、多くの場合、異なるレベルに分類されているポジションとの相殺により、ポジションをヘッジしています。例えば、次表におけるレベル3の資産および負債に係る損益は、レベル1およびレベル2に分類される可能性のあるヘッジ手段に係る損益との相殺効果を反映していません。また当社は、公正価値階層のレベル3に分類されている項目を、同じくレベル3に分類されている商品でヘッジしています。ヘッジ対象および関連するヘッジは、次表に総額で表示されています。

[前へ](#) [次へ](#)

レベル3の公正価値のロールフォワード

(単位: 百万ドル)	2018年 12月31日	下記に含まれる 正味実現/ 未実現利益/損失		振替		購入	発行	売却	決済	2019年 12月31日	保有中の 未実現利益 / 損失 ⁽³⁾
		自己勘定 取引	その他 ⁽¹⁾ (2)	レベル3 へ	レベル3 から						
資産											
借入有価証券および売戻条件 付買入有価証券	\$ 115	\$ (5)	\$ —	\$ 191	\$ (4)	\$ 195	\$ —	\$ —	\$ (189)	\$ 303	\$ 3
トレーディング・非デリバ ティブ資産											
トレーディング・モーゲ ージ・バック証券											
米国政府系機関保証証券	156	—	—	54	(72)	160	(1)	(287)	—	10	1
住宅証券	268	15	—	86	(80)	227	—	(393)	—	123	10
商業用証券	77	14	—	150	(105)	136	—	(211)	—	61	(4)
トレーディング・モーゲ ージ・バック証券合計	\$ 501	\$ 29	\$ —	\$ 290	\$ (257)	\$ 523	\$ (1)	\$ (891)	\$ —	\$ 194	\$ 7
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ 1	\$ (9)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 20	\$ —	\$ (11)	\$ (1)	\$ —	\$ —
州および地方債証券	200	(2)	—	1	(19)	2	—	(118)	—	64	(2)
外国政府証券	31	28	—	12	(7)	88	—	(100)	—	52	1
社債	360	284	—	213	(86)	323	(29)	(742)	(10)	313	(11)
市場性のある持分有価証券	153	(21)	—	13	(19)	117	—	(143)	—	100	(51)
アセット・バック証券	1,484	(65)	—	51	(127)	738	—	(904)	—	1,177	29
その他のトレーディング資産	818	(52)	—	97	(283)	598	36	(630)	(29)	555	(257)
トレーディング・ 非デリバティブ資産合計	\$ 3,548	\$ 192	\$ —	\$ 677	\$ (798)	\$ 2,409	\$ 6	\$ (3,539)	\$ (40)	\$ 2,455	\$ (284)
トレーディング・デリバティ ブ - 純額 ⁽⁴⁾											
金利契約	\$ (154)	\$ 116	\$ —	\$ (129)	\$ 172	\$ 154	\$ 45	\$ (1)	\$ (202)	\$ 1	\$ 2,194
外国為替契約	(6)	(73)	—	152	(97)	113	—	(114)	20	(5)	(134)
株式契約	(784)	(425)	—	(213)	274	(111)	(147)	(8)	(182)	(1,596)	(422)
コモディティ契約	(18)	(121)	—	(15)	(15)	252	—	(133)	(9)	(59)	(33)
クレジット・デリバティブ	61	(412)	—	(114)	204	—	—	14	191	(56)	(289)
トレーディング・デリバティ ブ合計 - 純額 ⁽⁴⁾	\$ (901)	\$ (915)	\$ —	\$ (319)	\$ 538	\$ 408	\$ (102)	\$ (242)	\$ (182)	\$ (1,715)	\$ 1,316

	下記に含まれる 正味実現/ 未実現利益/損失		振替		購入	発行	売却	決済	2019年 12月31日	保有中の 未実現利益 /損失 ⁽³⁾	
	2018年 12月31日	自己勘定 取引	その他 ⁽¹⁾ (2)	レベル3 へ							レベル3 から
投資											
モーゲージ・バック証券											
米国政府系機関保証証券	\$ 32	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 32	\$ (1)	
住宅証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
商業用証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
投資モーゲージ・バック 証券合計	\$ 32	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 32	\$ (1)	
米国財務省証券および 連邦機関証券											
州および地方債証券	708	—	86	14	(318)	430	—	(297)	—	623	82
外国政府証券	68	—	2	—	—	145	—	(119)	—	96	2
社債	156	—	(14)	3	(94)	—	—	(6)	—	45	—
市場性のある持分有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アセット・バック証券	187	—	(11)	122	(612)	550	—	(214)	—	22	13
その他の負債証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市場性のない持分有価証券	586	—	(11)	39	(1)	11	—	(151)	(32)	441	16
投資合計	\$ 1,737	\$ —	\$ 52	\$ 178	\$ (1,025)	\$ 1,136	\$ —	\$ (787)	\$ (32)	\$ 1,259	\$ 112
貸出金											
抵当貸付サービシング権	584	—	(84)	—	—	—	70	—	(75)	495	(68)
定期的に測定されるその他の 金融資産	—	—	96	6	(2)	2	32	(21)	(112)	1	18
負債											
利付預金	\$ 495	\$ —	\$ (16)	\$ 10	\$ (783)	\$ —	\$ 843	\$ —	\$ (366)	\$ 215	\$ (25)
貸付有価証券および買戻条件 付売渡有価証券	983	121	—	1	4	—	—	(168)	58	757	(26)
トレーディング勘定負債											
空売り有価証券	586	122	—	68	(443)	19	—	(12)	(48)	48	3
その他のトレーディング負債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
短期借入金	37	32	—	13	(42)	—	168	—	(131)	13	(1)
長期債務	12,570	(2,140)	—	3,892	(5,188)	23	8,262	(5)	(4,525)	17,169	(3,300)
定期的に測定されるその他の 金融負債	—	—	4	5	—	—	4	—	(5)	—	—

(1) 売却可能投資の公正価値の変動は、一時的でない減損に関連する場合を除いてAOCIに計上され、売却による利益および損失は連結損益計算書の「投資売却実現利益(損失)」に計上されています。

(2) MSRに係る未実現利益(損失)は、連結損益計算書の「その他収益」に計上されています。

(3) 2019年12月31日現在保有中のレベル3に分類されている資産および負債に関する公正価値の変動に関連して損益(および売却可能投資の公正価値の変動に関するAOCI)に含まれている当期の損益額の合計を表しています。

(4) レベル3のトレーディング・デリバティブの資産合計と負債合計は、上表においては表示目的上相殺されています。

(単位: 百万ドル)	下記に含まれる 正味実現/ 未実現利益(損失)			振替		購入	発行	売却	決済	2017年 12月31日	2018年 12月31日	保有中の 未実現利益 (損失) ⁽³⁾
	自己勘定 取引	その他 ⁽¹⁾ (2)	レベル3 へ	レベル3 から								
資産												
借入有価証券および売戻条件 付買入有価証券	\$ 16	\$ 17	\$ —	\$ 50	\$ —	\$ 95	\$ —	\$ 16	\$ (79)	\$ 115	\$ 9	
トレーディング・非デリバティ ブ資産												
トレーディング・モーゲー ジ・バック証券												
米国政府系機関保証証券	163	5	—	92	(107)	281	—	(278)	—	156	186	
住宅証券	164	112	—	124	(133)	154	—	(153)	—	268	4	
商業用証券	57	(7)	—	24	(49)	110	—	(58)	—	77	—	
トレーディング・モーゲー ジ・バック証券合計	\$ 384	\$ 110	\$ —	\$ 240	\$ (289)	\$ 545	\$ —	\$ (489)	\$ —	\$ 501	\$ 190	
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 6	\$ (4)	\$ 1	\$ —	\$ —	\$ (2)	\$ 1	\$ —	
州および地方債証券	274	22	—	—	(96)	45	—	(45)	—	200	9	
外国政府証券	16	(2)	—	5	(13)	75	—	(50)	—	31	(28)	
社債	275	(72)	—	138	(122)	596	(40)	(415)	—	360	(32)	
市場性のある持分有価証券	120	2	—	25	(62)	290	—	(222)	—	153	(56)	
アセット・バック証券	1,590	28	—	77	(90)	1,238	—	(1,359)	—	1,484	(21)	
その他のトレーディング資産	615	276	—	197	(82)	598	8	(777)	(17)	818	91	
トレーディング・非デリバティ ブ資産合計	\$ 3,274	\$ 364	\$ —	\$ 688	\$ (758)	\$ 3,388	\$ (32)	\$ (3,357)	\$ (19)	\$ 3,548	\$ 153	
トレーディング・デリバティ ブ - 純額⁽⁴⁾												
金利契約	\$ (422)	\$ 414	\$ —	\$ (6)	\$ (193)	\$ 8	\$ 17	\$ (32)	\$ 60	\$ (154)	\$ 336	
外国為替契約	130	(99)	—	(29)	77	11	—	(89)	(7)	(6)	(72)	
株式契約	(2,027)	479	—	(131)	1,114	25	(44)	(17)	(183)	(784)	52	
コモディティ契約	(1,861)	(505)	—	(32)	2,180	62	—	(19)	157	(18)	(171)	
クレジット・デリバティブ	(799)	261	—	(7)	391	2	—	1	212	61	87	
トレーディング・デリバティ ブ合計 - 純額 ⁽⁴⁾	\$ (4,979)	\$ 550	\$ —	\$ (205)	\$ 3,569	\$ 108	\$ (27)	\$ (156)	\$ 239	\$ (901)	\$ 232	

(単位: 百万ドル)	2017年 12月31日	下記に含まれる 正味実現/ 未実現利益(損失)		振替		購入	発行	売却	決済	2018年 12月31日	保有中の 未実現利 益 (損失) (3)
		自己勘定 取引	その他 ⁽¹⁾ (2)	レベル3 へ	レベル3 から						
投資											
モーゲージ・バック証券											
米国政府系機関保証証券	\$ 24	\$ —	\$ 10	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (2)	\$ —	\$ 32	\$ 14
住宅証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商業用証券	3	—	2	1	(1)	—	—	(5)	—	—	—
投資モーゲージ・バック証券	\$ 27	\$ —	\$ 12	\$ 1	\$ (1)	\$ —	\$ —	\$ (7)	\$ —	\$ 32	\$ 14
合計											
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
州および地方債証券	737	—	(20)	—	(18)	211	—	(202)	—	708	(29)
外国政府証券	92	—	(3)	3	(4)	141	—	(161)	—	68	4
社債	71	—	(1)	61	(66)	101	—	(10)	—	156	—
市場性のある持分有価証券	2	—	1	—	—	—	—	(2)	(1)	—	—
アセット・バック証券	827	—	(21)	10	(524)	63	—	(168)	—	187	—
その他の負債証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市場性のない持分有価証券	681	—	(95)	193	—	91	—	(234)	(50)	586	55
投資合計	\$ 2,437	\$ —	\$ (127)	\$ 268	\$ (613)	\$ 607	\$ —	\$ (784)	\$ (51)	\$ 1,737	\$ 44
貸出金	\$ 550	\$ —	\$ (319)	\$ —	\$ 13	\$ 140	\$ —	\$ (103)	\$ (4)	\$ 277	\$ 236
抵当貸付サービシング権	558	—	54	—	—	—	58	(18)	(68)	584	59
定期的に測定されるその他の 金融資産	16	—	51	—	(11)	4	12	(12)	(60)	—	63
負債											
利付預金	\$ 286	\$ —	\$ 14	\$ 13	\$ (1)	\$ —	\$ 215	\$ —	\$ (4)	\$ 495	\$ (355)
貸付有価証券および買戻条件 付売渡有価証券	726	(8)	—	1	—	—	243	(31)	36	983	24
トレーディング勘定負債											
空売り有価証券	22	(454)	—	187	(172)	7	226	(39)	(99)	586	(238)
その他のトレーディング負 債	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
短期借入金	18	53	—	72	(46)	—	86	—	(40)	37	25
長期債務	13,082	(182)	—	2,850	(3,514)	36	(18)	(45)	(3)	12,570	(2,871)
定期的に測定されるその他の 金融負債	8	—	(2)	1	(10)	—	2	—	(3)	—	(8)

- (1) 売却可能負債証券の公正価値の変動は、一時的でない減損に関連する場合を除いてAOCIに計上され、売却による利益および損失は連結損益計算書の「投資売却実現利益(損失)」に計上されています。
- (2) MSRに係る未実現利益(損失)は、連結損益計算書の「その他収益」に計上されています。
- (3) 2018年12月31日現在保有中のレベル3に分類されている資産および負債に関する公正価値の変動に関連して損益(および売却可能負債証券の公正価値の変動に関するAOCI)に含まれている当期の損益額の合計を表しています。
- (4) レベル3のデリバティブの資産合計と負債合計は、上表においては表示目的上相殺されています。

レベル3の公正価値のロールフォワード

2018年12月31日から2019年12月31日までの期間における重要なレベル3の振替は以下のとおりです。

- ・「長期債務」39億ドルのレベル2からレベル3への振替および52億ドルのレベル3からレベル2への振替は、主に仕組債に関連しており、観察不能なデータの重要性の変化、および基礎となる特定の市場データの観察可能性の増減を反映したものです。

2017年12月31日から2018年12月31日までの期間における重要なレベル3の振替は以下のとおりです。

- ・「株式契約デリバティブ」11億ドルのレベル3からレベル2への振替は、観察不能な構成要素が重要でない
とみなされた株式デリバティブに関連しているものです。
- ・「コモディティ契約デリバティブ」22億ドルのレベル3からレベル2への振替は、観察不能なデリバティブ
の構成要素が重要でない
とみなされたコモディティ・デリバティブに関連しているものです。
- ・「長期債務」29億ドルのレベル2からレベル3への振替および35億ドルのレベル3からレベル2への振替
は、主に仕組債に関連しており、観察不能なデータの重要性の変化、および基礎となる特定の市場データ
の観察可能性の増減を反映したものです。

レベル3の公正価値による測定に係る評価手法およびデータ

当社のレベル3の保有資産は、現物商品および複雑度合いが様々なデリバティブの両方から構成されます。これらポジションの公正価値を測定するために利用された評価手法には、割引キャッシュ・フロー分析、内部モデルおよび比較分析が含まれています。少なくとも1つのデータが観察不能であり、評価にとって重要とみなされる場合、ポジションは公正価値階層のレベル3に分類されます。データが観察不能とみなされる具体的な理由は多様で、例えば、プライシング・モデルにとって重要なデータの少なくとも1つが市場において観察可能ではない、重要なデータのうち少なくとも1つが評価対象のポジションをより適切に表示するよう調整されている、または入手可能な価格相場が十分な取引活動を反映していないなどです。

次表は、レベル3の保有資産の大部分を対象とした評価手法およびレベル3の公正価値による測定に使用された最も重要な観察不能なデータを示したものです。当表とレベル3の公正価値ロールフォワードの表の金額の差異は、掲載されている手法以外の様々な評価手法を使用して測定されている、個々としては重要ではない項目を表しています。

2019年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
資産						
借入有価証券および売却 条件付買入有価証券	\$ 303	モデル・ベース	クレジット・ スプレッド 金利	15bps 1.59%	15bps 3.67%	15bps 2.72%
モーゲージ・バック 有価証券	\$ 196 22	価格ベース モデル・ベース	価格	\$ 36	\$ 505	\$ 97
州および地方債証券、外 国政府証券、社債なら びにその他の負債証券	\$ 880 677	モデル・ベース 価格ベース	価格 クレジット・ スプレッド	\$ 35bps	\$ 1,238 295bps	\$ 90 209bps
市場性のある持分有価 証券 ⁽⁵⁾	\$ 70 30	価格ベース モデル・ベース	価格 加重平均期間 (WAL) 回収(百万ドル)	\$ 1.48年	\$ 38,500 1.48年	\$ 2,979 1.48年
アセット・バック証券	\$ 812 368	価格ベース 利回り分析	価格 利回り	\$ 4 0.61%	\$ 103 23.38%	\$ 60 8.88%
市場性のない持分	\$ 316 97	比較分析 価格ベース	EBITDA倍率 評価額(千ドル) 価格 株価収益率 簿価に対する 価格の比率 価格に達するまで の割引率	7.00倍 \$ 397 \$ 3 14.70倍 1.50倍 %	17.95倍 \$ 33,246 \$ 2,019 28.70倍 3.00倍 10.00%	10.34倍 \$ 8,446 \$ 1,020 20.54倍 1.88倍 2.32%
デリバティブ - 総額⁽⁶⁾						
金利契約(総額)	\$ 2,196	モデル・ベース	インフレーション ボラティリティ 平均回帰 IRの正規ボラティ リティ	0.21% 1.00% 0.09%	2.74% 20.00% 0.66%	0.79% 10.50% 0.53%
外国為替契約(総額)	\$ 1,099	モデル・ベース	為替(FX)の ボラティリティ IRの正規ボラティ リティ 為替(FX)レート 金利 IR IRの相関係数 IR FXの相関係数	1.27% 0.27% 37.39% 2.72% (51.00)% 40.00%	12.16% 0.66% 586.84% 56.14% 40.00% 60.00%	9.17% 0.58% 80.64% 13.11% 32.00% 50.00%
株式契約(総額) ⁽⁷⁾	\$ 2,076	モデル・ベース	株式の ボラティリティ 先渡価格 加重平均期間 (WAL) 回収(百万ドル)	3.16% 62.60% 1.48年 \$ 5,450	52.80% 112.69% 1.48年 \$ 5,450	28.43% 98.46% 1.48年 \$ 5,450
コモディティおよび その他の契約(総額)	\$ 1,487	モデル・ベース	先渡価格 コモディティの ボラティリティ コモディティの 相関係数	37.62% 5.25% (39.65)%	362.57% 93.63% 87.81%	119.32% 23.55% 41.80%

2019年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
クレジット・ デリバティブ(総額)	\$ 613	モデル・ベース	クレジット・ スプレッド	8bps	283bps	80bps
	341	価格ベース	アップフロント・ ポイント	2.59%	99.94%	59.41%
			価格	\$ 12	\$ 100	\$ 87
			信用の相関係数	25.00%	87.00%	48.57%
			回収率	20.00%	65.00%	48.00%
貸出金およびリース	\$ 378	モデル・ベース	クレジット・ スプレッド 株式の ボラティリティ	9bps	52bps	48bps
抵当貸付サービシング権	\$ 418	キャッシュ・フロー	利回り	1.78%	12.00%	9.49%
	77	モデル・ベース	加重平均期間 (WAL)	4.07年	8.13年	6.61年
負債						
利付預金	\$ 215	モデル・ベース	平均回帰 先渡価格	1.00%	20.00%	10.50%
貸付有価証券および買戻 条件付売渡有価証券	\$ 757	モデル・ベース	金利	1.59%	2.38%	1.95%
トレーディング勘定負債						
空売り有価証券	\$ 46	価格ベース	価格	\$	\$ 866	\$ 96
短期借入金および長期 債務	\$ 17,182	モデル・ベース	平均回帰	1.00%	20.00%	10.50%
			IRの正規ボラティ リティ	0.09%	0.66%	0.46%
			先渡価格	37.62%	362.57%	97.52%
			株式 - IRの相関 係数	15.00%	44.00%	32.66%

2018年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾		
資産								
借入有価証券および売戻 条件付買入有価証券	\$ 115	モデル・ベース	金利	2.52%	7.43%	5.08%		
モーゲージ・バック有価 証券	\$ 313	価格ベース	価格	\$ 11	\$ 110	\$ 90		
	198	利回り分析	利回り	2.27%	8.70%	3.74%		
州および地方債証券、外 国政府証券、社債なら びにその他の負債証券	\$ 1,212	価格ベース	価格	\$	\$ 104	\$ 91		
	938	モデル・ベース	クレジット・ スプレッド	35bps	446bps	238bps		
持分有価証券 ⁽⁵⁾	\$ 108	価格ベース	価格	\$	\$ 20,255	\$ 1,248		
	45	モデル・ベース	加重平均期間 (WAL)	1.47年	1.47年	1.47年		
アセット・バック証券	\$ 1,608	価格ベース	価格	\$ 3	\$ 101	\$ 66		
市場性のない持分	\$ 293	比較分析	価格に達するまで の割引率	%	100.00%	0.66%		
	255	価格ベース	EBITDA倍率	5.00倍	34.00倍	9.73倍		
			純営業利益倍率	24.70倍	24.70倍	24.70倍		
			価格	\$ 2	\$ 1,074	\$ 420		
			収益倍率	2.25倍	16.50倍	7.06倍		
デリバティブ - 総額⁽⁶⁾								
金利契約 (総額)	\$ 3,467	モデル・ベース	平均回帰	1.00%	20.00%	10.50%		
			インフレーション ボラティリティ	0.22%	2.65%	0.77%		
			IRの正規ボラティ リティ	0.16%	0.86%	0.56%		
外国為替契約 (総額)	\$ 626	モデル・ベース	為替 (FX) の ボラティリティ	3.15%	17.35%	11.37%		
			73	キャッシュ・フロー	IR IRの相関係数	(51.00)%	40.00%	32.69%
					IR FXの相関係数	40.00%	60.00%	50.00%
					クレジット・ スプレッド	39bps	676bps	423bps
					IRベースス	(0.65)%	0.11%	(0.17)%
利回り	6.98%	7.48%	7.23%					
株式契約 (総額) ⁽⁷⁾	\$ 1,467	モデル・ベース	株式の ボラティリティ	3.00%	78.39%	37.53%		
			先渡価格	64.66%	144.45%	98.55%		
			株式 株式の相関 係数	(81.39)%	100.00%	35.49%		
			株式 FXの相関 係数	(86.27)%	70.00%	(1.20)%		
			加重平均期間 (WAL)	1.47年	1.47年	1.47年		
コモディティおよび その他の契約 (総額)	\$ 1,552	モデル・ベース	先渡価格	15.30%	585.07%	145.08%		
			コモディティの ボラティリティ	8.92%	59.86%	20.34%		
			コモディティの 相関係数	(51.90)%	92.11%	40.71%		
クレジット・ デリバティブ (総額)	\$ 1,089	モデル・ベース	信用の相関係数	5.00%	85.00%	41.06%		
			701	価格ベース	アップフロント・ ポイント	7.41%	99.04%	58.95%
					クレジット・ スプレッド	2bps	1,127bps	87bps
					回収率	5.00%	65.00%	46.40%
					価格	\$ 17	\$ 98	\$ 81
貸出金およびリース	\$ 248	モデル・ベース	クレジット・ スプレッド	138bps	255bps	147bps		
			29	価格ベース	利回り	0.30%	0.47%	0.32%
					価格	\$ 56	\$ 110	\$ 92

2018年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
抵当貸付サービシング権	\$ 501	キャッシュ・フロー	利回り	4.60%	12.00%	7.79%
	84	モデル・ベース	加重平均期間 (WAL)	3.55年	7.45年	6.39年
負債						
利付預金	\$ 495	モデル・ベース	平均回帰	1.00%	20.00%	10.50%
			先渡価格	64.66%	144.45%	98.55%
			株式のボラティリティ	3.00%	78.39%	43.49%
貸付有価証券および買戻 条件付売渡有価証券	\$ 983	モデル・ベース	金利	2.52%	3.21%	2.87%
トレーディング勘定負債						
空売り有価証券	\$ 509	モデル・ベース	先渡価格	15.30%	585.07%	105.69%
	77	価格ベース	株式の ボラティリティ	3.00%	78.39%	43.49%
			株式 株式の相関 係数	(81.39)%	100.00%	34.04%
			株式 FXの相関 係数	(86.27)%	70.00%	(1.20)%
			コモディティの ボラティリティ	8.92%	59.86%	20.34%
			コモディティの 相関係数	(51.90)%	92.11%	40.71%
			株式 IRの相関 係数	(40.00)%	70.37%	30.80%
短期借入金および長期 債務	\$ 12,289	モデル・ベース	平均回帰	1.00%	20.00%	10.50%
			先渡価格	64.66%	144.45%	98.58%
			株式のボラティリティ	3.00%	78.39%	43.24%

- (1) 当表で表示されている公正価値は資産または負債の各クラスに係る単数または複数の主要な評価手法を表しています。
- (2) 一部のデータは四捨五入によりゼロとして表示されています。
- (3) 最低値と最高値が同じである場合、すべてのポジションに適用される一定のデータが存在するか、または当該データを含む手法が1つの大規模なポジションのみに適用されているかのいずれかです。
- (4) 加重平均は商品の公正価値に基づいて算定されます。
- (5) 持分有価証券に関する価格データは想定元本の割合としてではなく、絶対値ベースにより表示されます。
- (6) トレーディング勘定と非トレーディング勘定の双方のデリバティブ - 資産および負債 - は、総額絶対価値ベースにより表示されます。
- (7) 複合商品を含みます。

観察不能データに関する公正価値測定の不確実性

今日の市場において公正価値評価の対象となるポジションまたはポートフォリオの出口価格の正確な算定を可能にする市場データが十分存在しないか、散在している状況では評価に不確実性が生じます。この不確実性は、特に、レベル3に分類される金融商品について、観察不能ではあるもののこの商品（またはポートフォリオ）の公正価値測定の全般においては重要なデータとなる可能性がある評価用データに不確実性が存在する状況で生じます。レベル3に分類される商品の公正価値測定に用いる主要な観察不能なデータに関連する不確実性は、お互いに影響し合う可能性があります。さらに、観察不能なデータの変動に係る公正価値測定における不確実性の金額および方向性は、商品の内容および当社がこの商品を資産または負債として保有するかによって左右されます。特定の商品の価格設定、ヘッジおよびリスク管理においては、個別データの分析および合算に対するよりも様々なデータ間の相関係数に対して感応度があります。

以下の部分では、当社がレベル3の公正価値による測定に使用した、最も重要な観察不能なデータのいくつかについて記載しています。

相関係数

相関係数とは2つ以上の変数が相互に関連して変動する範囲を測定したものです。株式および信用枠、外国為替オプション、貸出金または債券による担保付CDO、モーゲージ、サブプライム・モーゲージならびにその他多くの商品を含む広範な商品について、相関係数に関する様々な仮定が求められます。これら商品のほとんどすべてに関する相関係数は市場において直接観察可能でないため、過去の情報を含む代替情報を使用して算出しなければなりません。相関係数の見積りは、結果が時間とともに変化する可能性があり、市場データから相関係数情報を算出するには市場（例えば、スワップション市場）の情報の効率性に関する重要な仮定が必要となる状況では特に困難となります。このため、一部の公正価値測定に用いるデータとして適性水準の相関係数を見積る必要がある状況では不確実性が生じます。

相関係数の水準の変化は商品の内容によって、商品価値に対し実質的に有利ないし不利な影響を及ぼす可能性があります。あるCDOの構造を構成する原債券の公正価値のデフォルト相関係数に変動があれば、優先トランシェの公正価値に影響が及ぶことになります。例えば、密接な相関性がある商品ではデフォルトの場合により大きな損失が発生し、これら損失の一部は優先トランシェに帰属することから、原債券のデフォルト相関係数が増加すれば、優先トランシェの公正価値が減少します。デフォルト相関係数に同じ変動が生じても、同じ構造の劣後トランシェには異なる影響が及ぶことになります。

ボラティリティ

ボラティリティは市場価格の変動における速度と重要性を表しており、オプション・プライシングにおける重要な要素です。ボラティリティは通常、基礎となる商品の期間および契約上の行使価格または行使の水準によって左右されます。期間と行使価格との特定の組合せから生じるボラティリティは観察可能ではないため、代替手法（類似商品、ヒストリカル分析または他の市場情報を用いる方法など）を用いて見積る必要があります。このため、観察不能なボラティリティを持つ金融商品の最終的な公正価値測定には不確実性が伴います。

ポートフォリオの価値の変動とボラティリティの変動との一般的な関係も、金利および基礎となる指標の水準によって左右されます。一般的に、ロング・オプション・ポジション（資産）はボラティリティの増加から利益を得る一方、ショート・オプション・ポジション（負債）は損失を被ります。一部の商品はその他のものよりボラティリティの変動に対してより高い感応度があります。例えば、アット・ザ・マネー・オプションは、ディープ・イン・ザ・マネー・オプションよりも公正価値が大きな割合で変動します。さらに、原証券が複数あるオプション（例えば、債券のバスケットに係るオプション）の公正価値は、個別の原証券のボラティリティおよびその相関係数によって左右されます。

利回り

状況によっては、ある商品の利回りは市場において観察可能でないため、過去のデータまたは類似有価証券の利回りから見積りを行わなければなりません。この見積り利回りは評価対象の有価証券の特徴を捉えるように調整が必要な場合があります。別の状況では、見積り利回りは市場での十分な流動性を示していない可能性があり、調整されなければなりません。調整額が有価証券の価値にとって重要である場合は必ず、公正価値による測定はレベル3に分類されます。

調整後利回りは通常、アセット・バック証券などの商品に係る元本および利息の予測将来キャッシュ・フローを割り引くのに使用されます。調整後利回りは金利を巡る環境および関連のあるクレジット・スプレッドの変動により影響を受けます。

期限前返済

予定にない任意の期限前返済（以下「期限前返済」といいます。）によって投資家に対する将来のキャッシュ・フローが変動し、それによって有価証券の公正価値が変動します。期限前返済の影響は、住宅モーゲージ・バック証券に関してより一層顕著です。期限前返済が速度または規模において増加すると、通常、当該有価証券の保有者に損失が発生します。期限前返済は通常、債務不履行および金利とは反対の相関関係にあります。低い期限前返済と高い債務不履行を組合せると、各データがモーゲージ証券の評価に及ぼす負の影響が拡大します。期限前返済の速度の変動に伴い、有価証券の加重平均償還年数が変動し、それによって、有価証券の内容および加重平均償還年数の変動の方向に応じて正または負のいずれかの影響を評価に及ぼします。

回収

回収とは、清算状況において回収が見込まれる債券または貸出金の未決済残高合計額の割合です。多くの信用証券（アセット・バック証券など）について、回収に関して直接観察可能な市場データはないものの、回収水準の兆候についてはプライシング・サービス機関から入手可能です。証券の仮定上の回収は将来観察可能になる実際の回収とは異なる可能性があります。回収率は信用証券の評価に影響を及ぼします。通常、仮定上の回収率が上昇すると有価証券の公正価値が増加します。損失規模が増大し、回収率が下がると、分配可能な元本額が減少し、その結果として有価証券の公正価値が減少します。

クレジット・スプレッド

クレジット・スプレッドは有価証券の一部を構成しており、信用度を表します。クレジット・スプレッドは期限前返済の変動、債務不履行および回収率に関する市場の認識を反映しているため、その他の変数による公正価値への影響を把握しています。クレジット・スプレッドの変動は、有価証券の内容および満期プロファイルによって有価証券の公正価値に異なる影響を及ぼします。例えば、クレジット・スプレッドは、投資適格債券よりもハイ・イールド債券にとって、公正価値による測定の大きな決定要因となります。通常、投資適格債券に係るクレジット・スプレッドは、ハイ・イールド債券と比べて観察可能性が高く、ボラティリティが低いものになっています。

非定期的に公正価値で測定される項目

特定の資産および負債は、非定期的に公正価値で測定されているため、上表には含まれていません。これらには、取得価格で測定され、減損により期中に公正価値まで評価減されている資産が含まれています。これらにはまた、代替的測定方法で測定されており、かつ（ ）減損により期中に公正価値まで評価減されているか、または（ ）同じ発行体による同一または類似する投資に関して期中に観察された取引の結果として公正価値まで上方もしくは下方修正されている、市場性のない持分有価証券も含まれています。また、これらの資産は、低価格で測定されている売却目的保有貸出金およびその他の保有不動産を含んでいます。

次表は、引き続き保有しており、非定期的に公正価値で測定されているすべての資産の簿価を示しています。

(単位：百万ドル)

2019年12月31日

	公正価値	レベル2	レベル3
売却目的保有貸出金 ⁽¹⁾	\$ 4,579	\$ 3,249	\$ 1,330
その他の保有不動産	20	6	14
貸出金 ⁽²⁾	344	93	251
代替的測定方法により測定された市場性のない 持分有価証券	249	249	
非定期的に公正価値で測定される資産合計	\$ 5,192	\$ 3,597	\$ 1,595

(単位：百万ドル)

2018年12月31日

	公正価値	レベル2	レベル3
売却目的保有貸出金 ⁽¹⁾	\$ 5,055	\$ 3,261	\$ 1,794
その他の保有不動産	78	62	16
貸出金 ⁽²⁾	390	139	251
代替的測定方法により測定された市場性のない 持分有価証券	261	192	69
非定期的に公正価値で測定される資産合計	\$ 5,784	\$ 3,654	\$ 2,130

(1) 連結貸借対照表上「その他負債」として認識される、売却目的保有貸出金の未実行部分の公正価値控除後の純額です。

(2) 主に不動産である、簿価が裏付担保の公正価値（売却費用控除後）に基づいており、減損した投資目的保有貸出金を示しています。

売却目的保有貸出金の公正価値は、可能な場合には流通市場の相場価格を用いて決定されます。かかる相場価格がない場合は、貸出金の公正価値は類似資産の相場価格に当該貸出金特有の属性に関する調整を加えて決定されます。その他の保有不動産の公正価値は鑑定評価額に基づいています。簿価が裏付担保の公正価値に基づいている貸出金については、公正価値は担保の種類によって異なります。担保の公正価値は一般的に、入手可能な場合には公表市場価格、鑑定評価額またはその他の内部の評価手法に基づき見積られます。

関連する担保の公正価値が調整前の鑑定評価額に基づいている場合、貸出金は通常、レベル2に分類されます。鑑定評価額への重要な調整がなされる場合、貸出金はレベル3に分類されます。さらに法人向け貸出金では、担保の鑑定評価額は類似資産の売却額に基づいていますが、類似資産の価格に対して、裏付担保固有の特徴を反映するための重要な調整が求められることから、これらの公正価値は通常、レベル3に分類されます。

代替的測定方法が選択されている市場性のない持分有価証券の公正価値は、同じ発行体の同一または類似投資に関して観察された取引価格、または減損が生じている場合には内部の評価手法による価格に基づきます。観察された取引価格に重要な調整がなされる場合、または内部の評価手法が用いられる場合、当該有価証券はレベル3に分類されます。公正価値は、観察された取引がシティの保有するものと同じの投資に係るものではない場合の市場性の調整や権利および義務の差異を含む、様々な要因から、観察された取引価格と異なる可能性があります。

レベル3の非定期的な公正価値測定の評価手法およびデータ

次表は、レベル3の非定期的な公正価値測定の大部分を対象とした評価手法およびこれらの測定で使用された最も重要な観察不能なデータを表示しています。

	公正価値 ⁽¹⁾					
	(百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾	最高値	加重平均 ⁽³⁾
2019年12月31日現在						
売却目的保有貸出金	\$ 1,320	価格ベース	価格	\$ 86	\$ 100	\$ 99
その他の保有不動産	\$ 11	価格ベース	評価額 ⁽⁴⁾	\$ 2,297,358	\$ 8,394,102	\$ 5,615,884
	\$ 5	回収分析				
貸出金 ⁽⁶⁾	\$ 100	回収分析	回収率	0.57%	100.00%	64.78%
	54	キャッシュ・フロー	価格	\$ 2	\$ 54	\$ 27
	47	価格ベース	資本コスト	0.10%	100.00%	54.84%
	29	価格ベース	評価額 ⁽⁴⁾	\$17,521,218	\$43,646,426	\$30,583,822
2018年12月31日現在						
売却目的保有貸出金	\$ 1,729	価格ベース	価格	\$ 81	\$ 100	\$ 98
その他の保有不動産	\$ 15	価格ベース	評価額 ⁽⁴⁾	\$ 8,394,102	\$ 8,394,102	\$ 8,394,102
	2	回収分析	価格に達するまでの割引率	13.00%	13.00%	13.00%
			価格	\$ 56	\$ 83	\$ 58
貸出金 ⁽⁶⁾	\$ 251	回収分析	回収率	30.60%	100.00%	50.51%
			価格	\$ 3	\$ 85	\$ 28
代替的測定方法により測定された市場性のない持分有価証券	\$ 66	価格ベース	価格	\$ 46	\$ 1,514	\$ 570

- (1) 当表で表示されている公正価値は資産または負債の各クラスに係る単数または複数の主要な評価手法を表しています。
- (2) 一部のデータは四捨五入によりゼロとして表示されています。
- (3) 加重平均は、商品の公正価値に基づいて算定されます。
- (4) 評価額は1ドル単位で開示されています。
- (5) 見積売却コストを含みます。
- (6) 主に不動産担保貸出金である、簿価が裏付担保の公正価値に基づいており、減損した投資目的保有貸出金を示しています。

非定期的な公正価値の変動

次表は、保有中の資産に関する公正価値の変動に起因して当期において非定期的に測定された公正価値の合計を表しており、この合計額が損益に含まれています。

	2019年12月31日に 終了した事業年度
(単位：百万ドル)	
売却目的保有貸出金	\$
その他の保有不動産	(1)
貸出金 ⁽¹⁾	(56)
代替的測定方法により測定された市場性のない持分有価証券	99
非定期的な公正価値利益(損失)合計	\$ 42

	2018年12月31日に 終了した事業年度
(単位：百万ドル)	
売却目的保有貸出金	\$ (13)
その他の保有不動産	(2)
貸出金 ⁽¹⁾	(22)
代替的測定方法により測定された市場性のない持分有価証券	194
非定期的な公正価値利益(損失)合計	\$ 157

(1) 主に不動産である、簿価が裏付担保の公正価値に基づいている投資目的保有の貸出金を表しています。

公正価値で計上されていない金融商品の見積公正価値

次表は、公正価値で計上されていないシティグループの金融商品の簿価と公正価値を表示したものです。したがって、次表からは上表で表示された定期的に公正価値で測定される項目が除かれています。

この開示からはリース取引、関連会社投資、年金給付債務、特定の保険契約および税金関連項目も除かれています。また、開示要件に従って、税効果は除かれており、特定商品の全持分の一括売却のオファー時に生じるプレミアムまたはディスカウント、期限の定めのない預金に関する超過公正価値、および市場取引で発生するその他の費用は除かれています。さらに、非金融資産および負債の価値、広範囲なフランチャイズ、取引関係、無形資産の価値など、シティグループの財政状態および純資産価値の完全な評価には不可欠なものについてもこの評価からは除かれています。

公正価値は、金利、信用の質および価値に対する市場の見方などの様々な要素の変化に伴い、また、既存の資産および負債が消滅し、新たな取引が発生することにより、期間ごとに変化します。

	2019年12月31日		見積公正価値		
	簿価	見積公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
(単位：十億ドル)					
資産					
投資	\$ 86.4	\$ 87.8	\$ 1.9	\$ 83.8	\$ 2.1
借入有価証券および売戻条件付 買入有価証券	98.1	98.1		98.1	
貸出金 ⁽¹⁾⁽²⁾	681.2	677.7		4.7	673.0
その他の金融資産 ⁽²⁾⁽³⁾	262.4	262.4	177.6	16.3	68.5
負債					
預金	\$1,068.3	\$1,066.7	\$	\$ 875.5	\$ 191.2
貸付有価証券および買戻条件付 売渡有価証券	125.7	125.7		125.7	
長期債務 ⁽⁴⁾	193.0	203.8		187.3	16.5
その他の金融負債 ⁽⁵⁾	110.2	110.2		37.5	72.7

	2018年12月31日		見積公正価値		
	簿価	見積公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
(単位：十億ドル)					
資産					
投資	\$ 68.9	\$ 68.5	\$ 1.0	\$ 65.4	\$ 2.1
借入有価証券および売戻条件付 買入有価証券	123.0	123.0		121.6	1.4
貸出金 ⁽¹⁾⁽²⁾	667.1	666.9		5.6	661.3
その他の金融資産 ⁽²⁾⁽³⁾	249.7	250.1	172.3	15.8	62.0
負債					
預金	\$1,011.7	\$1,009.5	\$	\$ 847.1	\$ 162.4
貸付有価証券および買戻条件付 売渡有価証券	133.3	133.3		133.3	
長期債務 ⁽⁴⁾	193.8	193.7		178.4	15.3
その他の金融負債 ⁽⁵⁾	103.8	103.8		17.2	86.6

(1) 貸出金の簿価は、2019年12月31日に係る128億ドルおよび2018年12月31日に係る123億ドルの「貸倒引当金」を控除した後の金額です。また、当該簿価からは、2019年および2018年12月31日現在のリースファイナンス債権それぞれ14億ドルおよび16億ドルが除かれています。

(2) 非定期的に公正価値で測定される項目を含みます。

(3) 現金および銀行預け金、銀行預け金、ブローカレッジ債権、再保険回収額ならびに連結貸借対照表の「その他資産」に含まれているその他の金融商品を含み、そのすべての簿価は公正価値の合理的な見積りです。

(4) 簿価には適格な公正価値ヘッジに基づく長期債務残高が含まれます。

(5) ブローカレッジ債務、分離・変額勘定、短期借入金（原価で計上）、ならびに連結貸借対照表の「その他負債」に含まれるその他の金融商品を含み、そのすべての簿価は公正価値の合理的な見積りです。

2019年および2018年12月31日現在、当社の法人向け未実行貸出約定の見積公正価値はそれぞれ51億ドルおよび78億ドルの負債であり、これらは実質的にすべてレベル3に分類されています。個人向け未実行貸出約定は、通常借り手に通知を提示することで解約可能であることから、当社は公正価値の見積りを行っていません。

25. 公正価値オプションの選択

当社は大部分の金融商品およびその他の特定項目について、商品ごとに公正価値で計上し、DVA（詳細については以下をご参照ください。）以外の公正価値の変動を損益に計上する会計処理を選択することができます。その選択は適格金融資産、金融負債もしくは確定契約の当初認識時、または再検討を要する特定のトリガーイベントが起こった場合に行われます。それ以外の場合に、公正価値オプションの選択を選択後に取消することはできません。公正価値の変動は、AOCIに計上されているDVAを除き、当期損益に計上されています。公正価値オプションの選択が行われた該当分野に関する追加情報は、連結財務諸表注記24に記載されています。

当社は抵当貸付サービシング権（MSR）について公正価値による会計処理を選択しています。MSRの会計処理および報告に関する詳細については、連結財務諸表注記21をご参照ください。

次表は、公正価値オプションを選択した項目の公正価値の変動を表しています。

(単位：百万ドル)	12月31日に終了した事業年度における公正価値の変動	
	2019年	2018年
資産		
借入有価証券および売戻条件付買入有価証券	\$ 6	\$ (6)
トレーディング勘定資産	77	(337)
投資		
貸出金		
特定の法人向け貸出金	(222)	(116)
特定の個人向け貸出金		
貸出金合計	\$ (222)	\$ (116)
その他資産		
MSR	\$ (84)	\$ 54
特定の売却目的保有抵当貸付 ⁽¹⁾	91	38
その他資産合計	\$ 7	\$ 92
資産合計	\$ (132)	\$ (367)
負債		
利付預金	\$ (205)	\$ 20
貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券	386	(118)
トレーディング勘定負債	27	(13)
短期借入金	(78)	150
長期債務 ⁽²⁾	(5,174)	3,048
負債合計	\$ (5,044)	\$ 3,087

(1) 公正価値オプションに基づき組成され選択された貸出金の金利ロック契約に関する利益（損失）を含みます。

(2) AOCIに含まれているDVAを含みます。連結財務諸表注記19および注記24をご参照ください。

自社の債務評価調整（DVA）

自社の債務評価調整は、債券市場で観察されるシティのクレジット・スプレッドを使用して公正価値オプションが選択されているシティの負債について認識されます。シティグループ自身のクレジット・スプレッドの変動に関連する公正価値オプション負債の公正価値の変動（以下「DVA」といいます。）は、AOCIの構成要素として反映されています。詳細については、連結財務諸表注記1をご参照ください。

変数のなかでも特に、公正価値オプションが選択された負債（非遡求型債務および類似の負債を除きます。）の公正価値は、当社のクレジット・スプレッドの縮小または拡大による影響を受けます。

こうした当社自身のクレジット・スプレッド（または商品特有の信用リスク）の変動によるこれらの非デリバティブ負債の公正価値における見積変動額は、2019年および2018年12月31日に終了した事業年度においてそれぞれ1,473百万ドルの損失および1,415百万ドルの利益でした。商品特有の信用リスクの変動から生じた公正価値の変動は、債券市場で観察可能な当社の最新のクレジット・スプレッドを上記の各負債の評価に用いられる各評価手法に組み入れることによって見積られました。

金融資産および金融負債の公正価値オプション

特定の売戻条件付買入有価証券、借入有価証券、買戻条件付売渡有価証券、貸付有価証券および無担保短期借入金のポートフォリオ

当社は、米国、英国および日本において主にブローカー・ディーラーが保有する債券売戻条件付買入証券および債券買戻条件付売渡証券、借入有価証券、貸付有価証券および特定の無担保短期借入金の特定のポートフォリオに対して、公正価値オプションを選択しました。いずれの場合も、関連する金利リスクが主に損益を通じて公正価値で会計処理されている、相殺効果のあるデリバティブ商品を用いてポートフォリオごとに管理されているため、公正価値オプションが選択されました。

これらのポートフォリオにおける取引の公正価値の変動は、「自己勘定取引」に計上されます。関連する受取利息および支払利息は各取引で規定されている約定金利に基づき測定され、連結損益計算書の「受取利息」および「支払利息」に計上されます。

特定の貸出金およびその他の信用商品

シティグループはまた、シティグループの貸付およびトレーディング部門が実行した特定の未実行ローン商品（保証や信用状など）を含む、その他の特定の新規実行貸出金および取得した貸出金に対して公正価値オプションを選択しています。これらの信用商品は、いずれも高レバレッジの資金調達コミットメントではありません。重要な取引グループには、近い将来売却もしくは証券化される予定の貸出金および未実行ローン商品、または経済的リスクがデリバティブ商品でヘッジされている取引（購入したクレジット・デフォルト・スワップもしくは基礎となる貸出金に係るトータル・リターンを当社が第三者に支払うトータル・リターン・スワップなど）が含まれます。シティグループは、ヘッジ会計が複雑である場合に会計上の不一致を軽減するためおよび業務の簡素化実現のために、公正価値オプションを選択しています。当社全体にわたり大部分の貸出取引に対して、公正価値オプションは選択されませんでした。

次表は、公正価値で計上されている特定の信用商品に関する情報を提供しています。

	2019年12月31日		2018年12月31日	
	トレーディング 資産	貸出金	トレーディング 資産	貸出金
(単位：百万ドル)				
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 8,320	\$ 4,086	\$10,108	\$ 3,224
公正価値を上回る（下回る）未払元本残高 総額	410	315	435	741
未収利息の計上が停止されている 貸出金または90日超延滞している 貸出金の残高		1		1
未収利息の計上が停止されている貸出金 または90日超延滞している貸出金の 公正価値を上回る（下回る）未払元本 残高総額				

上述の計上金額に加えて、2019年および2018年12月31日現在、公正価値会計を選択した特定の信用商品に関連する未実行貸出約定の残高はそれぞれ1,062百万ドルおよび1,137百万ドルでした。

実行済および未実行信用商品の公正価値の変動は、シティの連結損益計算書の「自己勘定取引」に分類されます。関連する受取利息は約定金利に基づき測定され、貸借対照表上の信用商品の分類に応じて「トレーディング勘定資産」に係る「受取利息」または貸出金に係る利息として計上されます。2019年および2018年12月31日に終了した事業年度における、商品特有の信用リスクによる公正価値の変動は、それぞれ合計95百万ドルの利益および27百万ドルの損失でした。

混蔵の貴金属への特定の投資

シティグループは、コモディティ商品および外国通貨取引活動の一部として、または仕組負債の発行から生じる特定のエクスポージャーを経済的にヘッジする目的で混蔵の貴金属（金、銀、プラチナおよびパラジウム）に投資しています。ASC 815により、投資は債務主契約とコモディティ先渡デリバティブ商品へ分けられます。シティグループは債務主契約では公正価値オプションを選択し、債務主契約を当社の連結貸借対照表の「トレーディング勘定資産」に計上します。混蔵の貴金属全体の債務主契約の簿価総額は、2019年および2018年12月31日現在、それぞれ約2億ドルおよび4億ドルでした。この金額は将来の期間にトレーディング活動に基づき変動すると見込まれます。

コモディティ商品および外国通貨取引活動の一部として、シティは混蔵の貴金属への投資を売買し、トレーディング取引相手との先渡購入および先渡売却デリバティブ契約を履行します。シティが混蔵の貴金属への投資を売却する場合、預託銀行に対するシティの債権は払い戻され、シティは混蔵の貴金属への投資の認識を中止します。混蔵の貴金属と連動するトレーディング取引相手との先渡購入または先渡売却契約は、デリバティブとして損益を通じて公正価値で会計処理されます。2019年12月31日現在、未決済のこのような先渡購入デリバティブ契約および先渡売却デリバティブ契約の想定元本は、それぞれ約74億ドルおよび68億ドルでした。

プライベート・エクイティおよび不動産ベンチャーへの特定の投資

シティグループは投資収益およびキャピタル・ゲイン獲得目的でプライベート・エクイティおよび不動産ベンチャーに投資しています。これらの投資の一部については、シティの投資会社において公正価値で計上されている多くのプライベート・エクイティまたはヘッジファンド取引に類似しているとみなされるため、当社は公正価値オプションを選択しています。公正価値オプションにより、これらの投資の会計処理と評価の一貫性を保持することができます。このようなプライベート・エクイティおよび不動産事業体へのすべての投資（債券および株式）は公正価値で会計処理されています。これらの投資はシティグループの連結貸借対照表の「投資」に分類されます。

これらの投資の公正価値の変動は、当社の連結損益計算書の「その他収益」に分類されます。

特定の売却目的保有抵当貸付

シティグループは、購入または組成した特定のプライム固定金利および優良変動金利第1順位抵当貸付（売却目的保有）について、公正価値オプションを選択しています。これらの貸出金は、売却または証券化が予定されており、デリバティブ商品でヘッジされています。当社は、ヘッジ会計が複雑である場合に会計上の不一致を軽減するためおよび業務の簡素化実現のために、公正価値オプションを選択しています。

次表は、公正価値で計上されている特定の売却目的保有抵当貸付に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	2019年12月31日	2018年12月31日
連結貸借対照表に計上された簿価	\$1,254	\$ 556
未払元本残高を上回る（下回る）公正価値総額	(31)	21
未収利息の計上が停止されている貸出金または90日超延滞している貸出金の残高	1	
未収利息の計上が停止されている貸出金または90日超延滞している貸出金の公正価値を上回る未払元本残高総額	_____	_____

これらの抵当貸付の公正価値の変動は当社の連結損益計算書の「その他収益」に計上されます。2019年および2018年12月31日に終了した事業年度において、商品特有の信用リスクによる公正価値の純変動はありませんでした。関連する受取利息は、引き続き約定金利に基づき測定され、連結損益計算書の「受取利息」に計上されます。

特定の仕組負債

当社は、その業績が仕組金利、インフレ、通貨、株式、参照クレジットまたはコモディティ・リスクに連動する特定の仕組負債について、公正価値オプションを選択しています。これらのエクスポージャーはトレーディング関連のポジションとみなされており、公正価値に基づいて管理されているため、当社は公正価値オプションを選択しています。これらのポジションは引き続き、それぞれの法的構造に応じて、当社の連結貸借対照表に債務、預金またはデリバティブ（「トレーディング勘定負債」）として分類される予定です。

次表は、組込デリバティブ商品を種類別に分類した仕組債の簿価に関する情報を提供しています。

(単位：十億ドル)	2019年12月31日	2018年12月31日
金利連動債	\$ 22.9	\$ 17.3
外国為替連動債	0.9	0.5
株式連動債	21.7	14.8
コモディティ商品連動債	1.8	1.2
クレジット連動債	2.4	1.9
合計	\$ 49.7	\$ 35.7

公正価値の変動のうち、シティグループ自身のクレジット・スプレッドの変動に起因する部分（DVA）はAOCIの構成要素として反映されていますが、その他のすべての公正価値の変動は「自己勘定取引」に計上されています。これら仕組負債の公正価値の変動（これも「自己勘定取引」に計上されている公正価値の変動に含まれます。）には、経過利息が含まれています。

特定の非仕組負債

当社は、固定金利および変動金利の付された特定の非仕組負債について、公正価値オプションを選択しています。当社は、デリバティブ契約を用いて金利リスクを経済的にヘッジすることができる負債、またはその発行代金が損益を通じて公正価値で会計処理される金融資産を購入するために使用される負債に対して、公正価値オプションを選択しています。この選択は、会計上の不一致を軽減し、業務上の簡素化を図ることを目的としています。これらのポジションは、当社の連結貸借対照表の「短期借入金」および「長期債務」に計上されます。公正価値の変動のうち、シティグループ自身のクレジット・スプレッドの変動に起因する部分（DVA）はAOCIの構成要素として反映されていますが、その他のすべての公正価値の変動は「自己勘定取引」に計上されています。

非仕組負債に係る支払利息は約定金利に基づき測定され、連結損益計算書の「支払利息」に計上されます。

次表は、公正価値で計上されている長期債務に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	2019年12月31日	2018年12月31日
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 55,783	\$ 38,229
公正価値を上回る（下回る）未払元本残高総額	(2,967)	3,814

次表は、公正価値で計上されている短期借入金に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	2019年12月31日	2018年12月31日
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 4,946	\$ 4,483
公正価値を上回る(下回る)未払元本残高総額	1,411	861

26. 差入資産、担保、保証およびコミットメント

差入資産

シティの財務活動およびトレーディング業務に関連して、シティは買戻契約、担保付融資契約、連結VIEの担保付負債およびその他の借入金に基づく債務を担保するため、資産を差し入れています。シティの連結貸借対照表上に認識されている差入資産の重要な構成要素の簿価の概算には、以下が含まれています。

(単位：百万ドル)	2019年12月31日	2018年12月31日
投資有価証券	\$ 152,352	\$ 148,756
貸出金	236,033	227,840
トレーディング勘定資産	132,332	120,292
合計	\$ 520,717	\$ 496,888

制限付現金

シティグループは、制限付現金(引出制限のある現金)の定義に、最低限の規制要件を充足するために維持する必要のある中央銀行への預け金、ならびに顧客の利益のためまたは残高の取決めもしくは債務返済に充当する等のその他の目的で確保している現金を含めています。制限付現金は、連邦準備銀行およびその他特定の中央銀行への最低預金準備額ならびに米国証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)、商品先物取引委員会および英国の健全性規制機構を含むシティグループのブローカー・ディーラーの主要な規制当局が要求する顧客資産保全に関する規則を充足するために分別される現金を含みます。

制限付現金は、連結貸借対照表の以下の貸借対照表勘定科目に含まれています。

(単位：百万ドル)	2019年12月31日	2018年12月31日
現金および銀行預け金	\$ 3,758	\$ 4,000
銀行預け金	26,493	27,208
合計	\$30,251	\$31,208

さらに、2019年および2018年12月31日現在の「現金および銀行預け金」ならびに「銀行預け金」には、連邦政府およびその他の仲介業に関する規則に基づいて分別された現金または清算機関への預け金が、それぞれ85億ドルおよび83億ドル含まれていました。

受入担保

2019年および2018年12月31日現在、シティが受け取り、売却または再担保に提供することができる担保の公正価値の概算は、認められる相殺の影響を除いて、それぞれ5,698億ドルおよび5,260億ドルでした。この担保は、売却契約、有価証券の貸借取引、有価証券を担保とする有価証券貸付取引、デリバティブ取引および信用取引に関連して受け取ったものです。

2019年および2018年12月31日現在、シティが受け取った担保の大部分は売却されたか、または買戻契約、空売り有価証券、有価証券の貸借取引、清算機関に対する担保、証券関連法令に基づく分別要求、デリバティブ取引および銀行借入金に関連して再担保に提供されています。

さらに、2019年および2018年12月31日現在、シティは担保提供先が売却または再担保に提供することができない担保をそれぞれ3,898億ドルおよび3,737億ドル差し入れていました。

リース

シティが借り手である当社のオペレーティング・リースには、オフィス・スペースおよび支店などの不動産、ならびに様々な種類の設備が含まれています。2019年12月31日現在、これらのリースの加重平均残存リース期間は約6年です。オペレーティング・リースのROU資産およびリース負債は、2019年12月31日現在においてそれぞれ31億ドルおよび33億ドルでした。当社は、リース期間にわたり、固定リース費用を定額法により連結損益計算書に認識しています。さらに、変動リース費用は、それらの支払義務が発生した期間に認識されません。2019年12月31日に終了した事業年度におけるオペレーティング・リース費用（主に、オフィス、支店および設備に係るもの）の総額は、1,084百万ドル（56百万ドルのサブリース収益控除後）でした。2019年1月1日以降のリース負債の減少（およびオペレーティング・リースに関連する財務情報）は、主に、ロンドンで以前にリースしていた資産を2019年度第2四半期中に購入した事実と関連しています。リース負債に関する追加の詳細や2019年1月1日現在の残高については注記1をご参照ください。購入した資産は、2019年12月31日現在の連結貸借対照表の「その他資産」に含まれています。

シティは借り手として特定のファイナンス・リースを有していますが、こうしたリースは当社の連結財務諸表にとって重要ではありません。

2019年12月31日現在においてまだ開始していないシティのリースの取決め、ならびに2019年12月31日に終了した事業年度における当社の短期リース費用、変動リース費用およびファイナンス・リース費用は、連結財務諸表にとって重要ではありません。

2019年12月31日に終了した事業年度におけるシティのオペレーティング・リース関連の資金流出額は942百万ドルであり、将来のリース支払額は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)

2020年	\$ 801
2021年	695
2022年	572
2023年	425
2024年	314
2025年以降	935
将来のリース支払額合計	<u>\$ 3,742</u>
控除：帰属利息（加重平均割引率3.6%に基づく）	<u>\$ (402)</u>
リース負債	<u>\$ 3,340</u>

ASU第2016-02号適用前の2018年12月31日現在における、解約不能なリースのもとで発生する年間の最低リース・コミットメント（サブリース収入控除後）は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)

2019年	\$ 925
2020年	748
2021年	657
2022年	525
2023年	394
2024年以降	1,890
リース・コミットメント合計	<u>\$ 5,139</u>

2018年および2017年12月31日に終了した事業年度のオペレーティング・リース費用は、それぞれ10億ドルおよび11億ドルでした。

保証

シティは、顧客に対し、その信用力を強化し、広範囲な事業取引が可能となるように様々な保証および補償を提供しています。保証の定義を満たす特定の契約については、保証人が保証開始時に引受ける義務の公正価値で負債計上すべきであるとしています。

さらに、保証人は、被保証会社が全額債務不履行となった場合に、保証に基づき保証人が支払を要求される可能性がある将来の潜在的支払金額の最高額を開示することが求められています。将来の潜在的支払金額の最高額は、保証の想定元本に基づいて決定されますが、遡求条項に基づいた、または保有担保からの回収可能性は考慮されません。このため、シティは、こうした金額がこれらの保証に関する予想損失額とは関連がないと考えています。

次表は、シティの保証に関する情報を示しています。

	将来の潜在的支払金額の最高額			簿価 (百万ドル)
	期日1年 以内	期日1年超	合計残高	
(単位：十億ドル、2019年12月31日現在)				
金融スタンバイ信用状	\$ 31.9	\$ 62.4	\$ 94.3	\$140
履行保証	6.9	5.5	12.4	21
保証とみなされるデリバティブ商品	37.5	60.1	97.6	289
遡求義務付売却ローン		1.2	1.2	7
有価証券貸出補償 ⁽¹⁾	87.8		87.8	
クレジットカード加盟店処理 ⁽¹⁾⁽²⁾	91.6		91.6	
提携先とのクレジットカード契約	0.2	0.4	0.6	23
カストディ補償およびその他		33.7	33.7	41
合計	\$255.9	\$163.3	\$419.2	\$521

	将来の潜在的支払金額の最高額			簿価 (百万ドル)
	期日1年 以内	期日1年超	合計残高	
(単位：十億ドル、2018年12月31日現在)				
金融スタンバイ信用状	\$ 32.1	\$ 67.5	\$ 99.6	\$131
履行保証	7.7	4.2	11.9	29
保証とみなされるデリバティブ商品	23.5	87.4	110.9	567
遡求義務付売却ローン		1.2	1.2	9
有価証券貸出補償 ⁽¹⁾	98.3		98.3	
クレジットカード加盟店処理 ⁽¹⁾⁽²⁾	94.7		94.7	
提携先とのクレジットカード契約	0.3	0.8	1.1	162
カストディ補償およびその他		35.4	35.4	41
合計	\$256.6	\$196.5	\$453.1	\$939

(1) 有価証券貸出補償およびクレジットカード加盟店処理から生じる潜在的債務の蓋然性は極めて低いと見られ、いずれの表示期間についても、これらの保証の簿価は重要なものではありませんでした。

(2) 2019年および2018年12月31日現在、この潜在的エクスポージャーの最大額は、それぞれ920億ドルおよび950億ドルと見積られています。しかし、シティは、エクスポージャーの最大額が過去の実績に基づく実際の潜在的損失エクスポージャーを表すものではないと考えています。ほとんどの商品およびサービスは購入時に受け渡され、それが加盟店に返品された時に返金されるため、この偶発債務が生じる可能性は低いと考えられます。

金融スタンバイ信用状

シティは、借り手の信用を当社が保証するスタンバイ信用状を発行しています。信用状が実行された場合、借り手はシティに対して返済する義務を負います。スタンバイ信用状は、契約上の債務不履行から第三者を保護します。金融スタンバイ信用状には、() 保険料の支払および産業振興債の引受けを保証する再保険リスクの保証、() 先物および店頭デリバティブの清算(詳細については以下をご参照ください。)を含む、清算機関に対する支払債務の決済、() エスクロー預金勘定の代わりとしてオプションおよび有価証券の購入の保証、ならびに() 貸出金、与信枠、約束手形および貿易手形引受けを保証する信用状が含まれます。

履行保証

履行保証および信用状は、建設工事またはシステム設置プロジェクトに関する顧客の入札、または契約条件に基づくそのプロジェクトの完成を保証するために発行されます。またこれらは、第三者に対して特定の商品、コモディティ、または保守もしくは製品保証サービスを提供する顧客の義務を保証するためにも発行されます。

保証とみなされるデリバティブ商品

デリバティブは、キャッシュ・フローが想定元本および原資産、参照クレジットまたはインデックスに基づいており、初期投資額が少額またはゼロで、差金決済が求められるまたは認められている金融商品です。シティのデリバティブ取引については、連結財務諸表注記22をご参照ください。

保証とみなされるデリバティブ商品には、被保証会社が保有する資産、負債または持分有価証券に関する原資産の変動に基づいて、シティが取引相手に支払を行う必要があるデリバティブ商品のみが含まれます。より具体的に言えば、保証とみなされるデリバティブ商品には、取引相手が銀行、ヘッジファンドまたはブローカー・ディーラー（このような取引相手は当該金融商品の市場のディーラーとみなされるため、原資産を保有することができません。）ではない特定の店頭の新設プット・オプションが含まれます。シティが販売するクレジット・デリバティブは、連結財務諸表注記22で別途開示されているため、上表からは除外されています。シティの将来の潜在的支払金額の最高額が制限されていない場合には、契約の想定元本が開示されています。

遡求義務付売却ローン

遡求義務付売却ローンは、一定の状況のもとで生じたローンの損失について買い手に払戻しを行うシティの義務を表しています。遡求義務とは、購入したローンに関してその買い手/投資家が被った損失の全額を売り手/貸し手が払戻すという売買契約に基づく義務のことです。この義務は、延滞しているローンを売り手が買戻すことにより履行することも可能です。

上表に示されている金額に加えて、シティは、米国政府系機関およびそれより小規模で民間の投資家へのローン全体の売却に関連する住宅抵当貸付の表明および保証に係る請求に対する潜在的な買戻しまたは完全責任履行のために、買戻しに関する引当金を計上しています。買戻しに関する引当金は、2019年および2018年12月31日現在、それぞれ約37百万ドルおよび49百万ドルであり、これらの金額は連結貸借対照表の「その他負債」に含まれています。

有価証券貸出補償

有価証券の所有者は頻繁に、有価証券を空売りする、またはその他の義務を履行するために他者に引渡すことを予定している第三者に、これらの有価証券を貸し出して手数料を受け取ることがあります。銀行は、顧客のためにこのような有価証券貸出プログラムを管理することがあります。有価証券貸出補償は、有価証券の借り手が貸出契約に規定された有価証券を返却せず、保有担保が有価証券の時価をカバーするのに不十分な場合に、銀行が有価証券の貸し手に全額を保証するものです。

クレジットカード加盟店処理

クレジットカード加盟店処理の保証は、() 自社カードに関する様々な加盟店へのカード取引処理サービスの提供、および() 銀行系カードの取引処理サービスについての潜在的債務に関連する当社の間接的な義務を表しています。いずれの場合も、債務は、加盟店とカード保有者の間に請求上のトラブルが生じ、最終的にカード保有者に有利な結論が出た場合に発生します。加盟店はカード保有者に対してその金額を返金する義務を負います。一般的にはクレジットカード処理会社がこのような金額を加盟店から回収できなければ、当該クレジットカード処理会社がカード保有者に提供したクレジットまたは返金額に関する損失を負担することになります。

上記() について、シティは、自社カード加盟店のポートフォリオに関して一次的な偶発債務を負っています。この損失リスクは、シティと加盟店の間のキャッシュ・フローを純額で決済すること、およびシティが加盟店に対する他の支払のキャッシュ・フローと相殺する権利を持っていることにより軽減されています。このリスクをさらに軽減するために、シティは、決済を延期したり、加盟店に預託金の納付を要求したり、加盟店の財務状況が悪化した場合にさらなる財務上および業務上の支配力をシティに与える契約条項を含めるよう要求したり、または様々な信用補完(信用状や銀行保証を含みます。)を要求することもあります。自社カード加盟店が自社カード保有者に対して、商品またはサービスを提供できなくなる、または返金できなくなるという極めて稀な事態が生じた場合は、シティがカード保有者に対し、クレジットを提供するか返金するという偶発債務を負います。

上記() について、シティは、シティが取引処理サービスを提供している銀行系カード、および第三者が当該サービスを提供してシティが二次保証人を務める銀行系カードの取引について、当該取引処理会社が履行義務を果たさない場合に、潜在的債務を負います。

銀行系カードと自社カードの双方の加盟店処理サービスに関連するシティの潜在的偶発債務の最大額は、ある時点において有効なチャージバック取引としての要件を満たすクレジットカード取引の合計額と見積られます。2019年および2018年12月31日現在、この潜在的エクスポージャーの最大額は、それぞれ916億ドルおよび947億ドルと見積られています。

しかし、シティは、エクスポージャーの最大額が過去の実績に基づく実際の潜在的損失エクスポージャーを表すものではないと考えています。ほとんどの商品およびサービスは購入時に受け渡され、それが加盟店に返品された時に返金されるため、この偶発債務が生じる可能性は低いと考えられます。シティは、一次保証人の資金力、未解決のチャージバックの規模および内容、ならびに過去の損失実績に基づいて、加盟店処理に関連する偶発債務の蓋然性および金額を評価しています。2019年および2018年12月31日現在、加盟店処理業務に関連して発生した損失およびシティの偶発債務の簿価は重要なものではありませんでした。

提携先とのクレジットカード契約

シティは、そのクレジットカード提携契約の一部において、契約期間中の特定の顧客の利用額に関して提携先に保証を提供しています。この保証は、かかるカード利用の目標額に達しない部分について、カード利用に関連して発生するはずであった特定の支払を提携先に補償するものです。

カストディ補償

カストディ補償は、第三者のサブカストディアンまたは預金取扱機関が顧客資産の保全に失敗した場合に、カストディ業務の顧客に全額を保証するものです。

その他の保証および補償

クレジットカード保護プログラム

シティは、クレジットカード事業を通じて、レンタカーを対象とする保険、購入商品に関連する一定の損害補填、特定の購入に対する価格補償および紛失荷物に対する補償を提供するプログラムを含め、いくつかのカード商品に関してカード保有者に対する様々な保護プログラムを提供しています。これらの保証は、その保証残高合計およびシティの損失エクスポージャーの最大額を数値化することができないため、表には含まれていません。これらの補償は、特定の種類の購入や損失に限定されており、ある時点においてこれらの補償の対象となる購入を数値化することはできません。シティは、過去の損失実績の程度および内容に基づいて、これらのプログラムに関連する潜在的債務の蓋然性および金額を評価しています。2019年および2018年12月31日現在、これらのプログラムに関連して発生した実際の損失額および見積損失額、ならびにシティの債務の簿価は重要なものではありませんでした。

その他の表明ならびに保証および補償

通常の業務活動において、シティは、数多くの取引に関連する契約において相手方に標準的な表明と保証を提供しており、また税法の変更または税法の不利な解釈のいずれかによって追加の税金負担が生じた場合に契約の相手方を保護する補償を含む補償規定を設けています。これらの取引の相手方は、シティに対してこれらに匹敵する補償を提供しています。そのような表明、保証および補償は多くの契約関係において必要不可欠な要素ですが、取引の対象となる事業目的を表すものではありません。補償条項は、多くの場合、契約条件に基づくシティ自身の契約履行に関連する標準的な契約条件であり、損失リスクが低いという評価に基づいて通常の業務活動において締結されています。多くの場合、これらの条項は契約条件が契約開始時点で確実に満たされるようにするためのものです。これらの標準的な表明と保証に対して対価を受け取ることはなく、これらに基づいて支払が生じることはほとんどないため、その公正価値を算定することはできません。多くの場合、補償条項に表示金額または想定金額は含まれず、潜在的に補償義務の発生につながりうる偶発事象は発生しておらず、今後も発生しないと予想されます。このため、これらの補償は上表に含まれていません。

バリュー・トランスファー・ネットワーク（VTN）（取引所や清算機関を含みます。）

シティは、世界中の数百のバリュー・トランスファー・ネットワーク（以下「VTN」といいます。）（支払、清算および決済システムならびに取引所）のメンバーまたは株主になっています。メンバーの条件として、これらのVTNの多くはメンバーに対して、他のメンバーの債務不履行によって組織に発生した損失について比例配分による負担分を支払う準備をしておくことを要求しています。シティの潜在的債務は、VTNに対するメンバーシップ持分、VTNの資金への拠出金または完全比例配分による負担分（特定のきわめて限られた場合）に限定される可能性があります。未発生請求の評価が必要となるため、最大エクスポージャーの見積りは困難ですが、シティは、VTNとの過去の実績を考慮すると損失リスクはほとんどないと考えています。したがって、シティのVTNへの参加は上記の保証に関する表には報告されておらず、シティのVTNに対する関与から生じる潜在的債務について、2019年または2018年12月31日現在の連結貸借対照表に反映されている金額はありません。

長期介護保険補償

2000年に、当時はシティの子会社であったトラベラーズ・ライフ・アンド・アニユイティー（以下「トラベラーズ」といいます。）が、当時はゼネラル・エレクトリック・カンパニー（以下「GE」といいます。）の子会社であったGEライフ（現ジェンワース・ファイナンシャル・インク。以下「ジェンワース」といいます。）に長期介護（以下「LTC」といいます。）保険事業のリスクと便益を移転する再保険契約を締結しました。この取引の一環として、GEライフの規制対象の保険子会社2社が再保険債務を引き受け、当該債務に対する担保として機能する2つの信託に有価証券を拠出しました。下記のとおり、この信託は現在、ジェンワース信託と呼ばれています。

2004年にGEが実施したジェンワースの分社化の一環として、GEは、GEの子会社であるユニオン・フィデリティ・ライフ・インシュランス・カンパニー（以下「UFLIC」といいます。）を通じてトラベラーズのLTC保険契約をカバーする再保険契約をジェンワースに提供することによって、2000年のトラベラーズとの再保険契約に関連するリスクと便益を留保しました。さらにGEは、UFLICがその再保険債務の支払に十分な資金を確保できるように策定された、UFLICを支援する資本維持契約を締結しました。これらの再保険契約およびジェンワースの分社化の結果、ジェンワースは、（GEが支援する）UFLICからの再保険に関する保証を有し、トラベラーズのLTC保険契約に関連する再保険債務を負っています。下記のとおり、ジェンワースの再保険債務は、現在、ブライトハウス・ファイナンシャル・インク（以下「ブライトハウス」といいます。）に利益をもたらしています。ブライトハウスもシティも、GEとUFLICの間で締結した資本維持契約の直接的な受益者ではありませんが、この資本維持契約の存在によって、UFLICはジェンワースへの再保険債務の支払に必要な資金を継続的に確保できるため、ブライトハウスとシティに間接的に利益をもたらしています。

2005年にシティが実施したメットライフ・インク（以下「メットライフ」といいます。）へのトラベラーズの売却に関連して、シティは、トラベラーズのLTC保険契約（上記のとおり、ジェンワースの子会社によって再保険されています。）の全期間にわたりLTC事業に関連した損失（保険金請求を含みます。）についてメットライフに補償を提供しました。2017年に、メットライフは、個人向け保険事業をブライトハウスとして分社化しました。この結果、現在では、トラベラーズのLTC保険契約はブライトハウスに帰属しています。トラベラーズ（現ブライトハウス）とジェンワースの間で締結した原再保険契約は依然として有効で、ブライトハウスはジェンワース信託の唯一の受益者です。ジェンワース信託の公正価値は、2018年12月31日現在の約75億ドルに対し、2019年12月31日現在約86億ドルでした。ジェンワース信託は、トラベラーズのLTC保険契約に関するブライトハウスの法定債務と同額の担保をブライトハウスに提供することを目的としています。この債務は時間の経過に伴い変動するため、ジェンワース信託の資産は、当該資産の公正価値が引き続き当該見積法定債務と同額の担保を提供できるように、ジェンワースにより定期的に評価および調整されます。

（ ）ジェンワースが、支払不能を含む何らかの理由で、トラベラーズとGEライフの間で締結された原再保険契約に基づく不履行に陥った場合、UFLICがその再保険契約に基づく義務を履行できない場合、またはGEが資本維持契約に基づく義務を履行できない場合であって、（ ）2つのジェンワース信託の資産が不十分であるか利用できない場合、シティは、そのLTCの再保険に係る補償を通じて、当該LTC保険契約に関連して発生した損失についてブライトハウスに補償しなければなりません。これら2つの事象はいずれも、シティがその補償債務に従ってブライトハウスへの支払責任を負う前に発生することになりますが、かかる事象の発生の可能性は現在高くないため、当該補償に関連して2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表に反映された負債はありません。しかしこれら2つの事象が、合理的な可能性がある事象（すなわち、発生可能性が高いとまでは言えないものの、発生可能性が低いと言うには不十分な事象）となった場合、シティは、合理的に起こり得る損失またはその範囲を、見積り可能な範囲内で見積り、開示する必要があります。またこれら2つの事象が、発生可能性の高い事象となった場合、シティは、適用される会計原則に従い、該当負債に対する引当金を計上する必要があります。

シティは、GEの2018年度におけるLTC保険およびその他に関する費用や、AM Best社が2019年9月にジェンワースの保険子会社2社の信用格付けを格下げした事実を踏まえ、ブライトハウスに対し果たすべき補償債務に基づく潜在的エクスポージャーを引き続き緻密にモニターしています。

これとは別に、ジェンワースは、一連の条件が満たされ、規制当局からの承認が得られることを条件として、チャイナ・オーシャンワイド・ホールディングスCo., Ltd. に買収されることに同意したと発表しました。シティはこれらの推移を見守っています。

先物および店頭デリバティブの清算

シティは、中央清算機関（CCP）との取引所取引および店頭デリバティブ契約の清算を必要としている顧客に対して、CCPに係る清算サービスを提供しています。あらゆる関連する事実および状況に基づき、シティは、これらの顧客取引の清算会員としての役割において、会計上の代理人を務めているとの結論に至りました。このためシティは、対象となる取引所取引または店頭デリバティブ契約を連結財務諸表に反映させていません。連結財務諸表に反映されているシティのデリバティブ取引については、連結財務諸表注記22をご参照ください。

清算会員として、シティは顧客と各CCPの間で現金および有価証券の担保（証拠金）の回収および送金を行います。シティは、状況により、CCPに送金する必要がある額よりも高額の現金（または有価証券）を顧客から回収します。この余剰現金は、その後、銀行などの預金取扱機関またはブローカーにおいて保管されます。

証拠金には、当初証拠金と変動証拠金の2種類があります。シティが現金による当初証拠金から利益を得る場合または現金による当初証拠金を管理する場合（金利スプレッドを維持する場合など）、顧客から回収してCCPまたは預金取扱機関に送金した現金による当初証拠金は、それぞれ「ブローカレッジ債務」（顧客に対する支払債務）および「ブローカレッジ債権」（ブローカー、ディーラーおよび清算機関に対する受取債権）または「現金および銀行預け金」に反映されます。

しかし、シティが顧客の現金による証拠金から利益を得るかまたは当該証拠金を管理することのない、取引所取引および店頭清算デリバティブ契約に関しては、顧客から回収してCCPまたは預金取扱機関に送金した現金による当初証拠金は、シティの連結貸借対照表に反映されません。これらの条件が満たされるのは、（ ）現金による当初証拠金に対してCCPまたは預金取扱機関が支払った利息全額をシティが顧客にパススルーすること、（ ）シティが証拠金の現金を他の資産に転換するために清算会員としての権利を利用しないこと、（ ）CCPまたは預金取扱機関の履行に関してシティが保証を行わず、顧客に対しての責任を負わないこと、および（ ）顧客の当該証拠金がシティの破産財産から法的に分離されることをシティが顧客と契約上合意している場合です。このように回収されて送金された現金による当初証拠金の合計額は、2019年および2018年12月31日現在、それぞれ約133億ドルおよび138億ドルでした。

顧客から各CCPに支払われる、またはCCPから顧客に支払われる予定の変動証拠金は、各取引日における顧客のデリバティブ契約の価値の変動を反映しています。清算会員として、シティは顧客による不履行のリスク（例えば、顧客のデリバティブ契約の価値にマイナスの変動が生じても、顧客がCCPに変動証拠金を差し入れない場合）にさらされています。顧客が不履行に陥った場合、シティは顧客のポジションの清算に移ります。CCPは通常、顧客が差し入れ、CCPが保有する当初証拠金を利用し、残りの不足額があれば、清算会員としてシティが支払を行う必要があります。シティは通常、顧客が差し入れた現金または有価証券による追加の証拠金を保有しており、これは通常、顧客が不履行に陥った場合のシティの信用リスクを軽減するために十分なものと予想されています。

ASC 860-30-25-5によって要求されるとおり、顧客が差し入れた有価証券担保はシティの連結貸借対照表に認識されません。

簿価 保証および補償

2019年および2018年12月31日現在、上表に含まれる保証および補償に関連する負債の簿価合計は、それぞれ約5億ドルおよび9億ドルでした。財務および履行保証の簿価は、「その他負債」に含まれています。遡求義務付売却ローンに関しては、負債の簿価が「その他負債」に含まれています。

受人担保

これらの保証および補償に基づいて発生する損失を弁済するためにシティが利用可能な現金担保は、2019年および2018年12月31日現在、それぞれ467億ドルおよび380億ドルでした。担保として保有する有価証券およびその他の市場性のある資産は、2019年および2018年12月31日現在、それぞれ458億ドルおよび547億ドルでした。担保の大部分は、有価証券貸出補償に基づいて発生する損失を弁済するために保有されています。さらに、担保として保有するシティに有利な信用状は、2019年および2018年12月31日現在、それぞれ44億ドルおよび41億ドルでした。特定の保証および補償に基づく損失に対して、シティはその他の資産を弁済に利用できる場合もありますが、そのような資産の価値は算定していません。

履行リスク

シティは、指定の参照取引相手の内部または外部格付けに基づいて保証の履行リスクを評価しています。外部格付けが使用される場合には、Baa/BBB以上が投資適格とみなされ、これに満たない格付けは投資不適格とみなされます。シティの内部格付けは、関連する外部の格付システムと一致しています。一部の基礎となる参照資産または事業体に関しては格付けが入手できません。このような参照資産は「格付けなし」カテゴリーに含まれています。保証残高に関する将来の潜在的支払金額の最高額は、これらの契約の想定元本、すなわち保証対象資産の額面と決められています。

次表は、内部および外部信用格付けに基づき分類された将来の潜在的支払金額の最高額を示しています。将来の潜在的支払金額の最高額は、保証の想定元本に基づいて決定されますが、遡求条項に基づいた、または保有担保からの回収可能性は考慮されません。このため、シティは、こうした金額がこれらの保証に関する予想損失額とは関連がないと考えています。

	将来の潜在的支払金額の最高額			
	投資適格	投資不適格	格付けなし	合計
(単位：十億ドル、2019年12月31日現在)				
金融スタンドバイ信用状	\$ 66.4	\$ 12.5	\$ 15.4	\$ 94.3
履行保証	9.7	2.3	0.4	12.4
保証とみなされるデリバティブ商品			97.6	97.6
遡求義務付売却ローン			1.2	1.2
有価証券貸出補償			87.8	87.8
クレジットカード加盟店処理			91.6	91.6
提携先とのクレジットカード契約			0.6	0.6
カストディ補償およびその他	21.3	12.4		33.7
合計	\$ 97.4	\$ 27.2	\$ 294.6	\$ 419.2

将来の潜在的支払金額の最高額

(単位：十億ドル、2018年12月31日現在)	投資適格	投資不適格	格付けなし	合計
金融スタンドバイ信用状	\$ 71.3	\$ 11.9	\$ 16.4	\$ 99.6
履行保証	9.2	2.1	0.6	11.9
保証とみなされるデリバティブ商品			110.9	110.9
遡求義務付売却ローン			1.2	1.2
有価証券貸出補償			98.3	98.3
クレジットカード加盟店処理			94.7	94.7
提携先とのクレジットカード契約			1.1	1.1
カストディ補償およびその他	22.2	13.2		35.4
合計	\$ 102.7	\$ 27.2	\$ 323.2	\$ 453.1

信用コミットメントおよび与信枠

次表はシティグループの信用コミットメントを要約したものです。

(単位：百万ドル)	米国	米国以外	2019年12月31日	2018年12月31日
コマーシャル信用状およびこれに準ずる信用状	\$ 746	\$ 3,787	\$ 4,533	\$ 5,461
1戸から4戸の家族用住宅抵当貸付	2,088	1,633	3,721	2,671
1戸から4戸の家族用住宅により担保されたりボルピング・オープン・エンド型ローン	9,511	1,288	10,799	11,374
商業不動産、建設および土地開発	10,623	2,358	12,981	11,293
クレジットカード限度額	609,866	98,157	708,023	696,007
商業用およびその他個人向け貸出約定	212,569	111,790	324,359	300,115
その他のコミットメントおよび偶発債務	1,852	96	1,948	3,321
合計	\$ 847,255	\$ 219,109	\$1,066,364	\$1,030,242

未実行のコミットメントの大部分は、顧客が特定の与信基準を維持することを条件としています。商業用コミットメントは、一般的に変動金利で期日が確定されており、手数料の支払が求められることがあります。このような手数料（特定の直接費用を控除後）は繰り延べられ、コミットメントが実行された場合は貸出期間にわたり償却され、また、コミットメントの実行が見込まれない場合は約定期間にわたって償却されます。

コマーシャル信用状およびこれに準ずる信用状

コマーシャル信用状は、顧客による商品購入の資金調達またはその他のコミットメントの履行を可能にするために、シティグループが顧客の信用を保証する商品です。シティグループは、顧客に代わり信用状をサプライヤーに発行し、サプライヤーが信用状の条件に従い履行していることを証明する書類の提示をもって支払を行うことに合意しています。信用状が実行された場合、顧客はシティグループに弁済することが求められません。

1戸から4戸の家族用住宅抵当貸付

1戸から4戸の家族用住宅抵当貸付コミットメントは、買い手が購入を完了できるように銀行が特定の金額を前払いすることを記した、シティグループから不動産の売り手に対する書面での確認です。

1戸から4戸の家族用住宅により担保されたりボルピング・オープン・エンド型ローン

1戸から4戸の家族用住宅により担保されたりボルピング・オープン・エンド型ローンは、本質的に、ホーム・エクイティ・ローン信用枠です。ホーム・エクイティ・ローン信用枠は、自宅またはセカンド・ハウスを担保として、その公正市場価値が第1順位住宅抵当貸付の負債残高を超過している金額を上限としたローンです。

商業不動産、建設および土地開発

商業不動産、建設および土地開発には、商業用および複数家族用住宅、ならびに土地開発プロジェクトに対する資金調達のために信用供与を行うコミットメントの未実行部分が含まれています。

不動産により担保されたコミットメントと無担保のコミットメントの両方が、この項目に計上されており、また未成工事支出金に対する前払い義務がある場合は、未実行貸出金がこの項目に計上されます。ただしこの項目には、貸出実行後には連結貸借対照表の「貸出金合計（正味）」に分類される信用供与のみが含まれています。

クレジットカード限度額

シティグループは、クレジットカードを発行することにより顧客に信用供与を行っています。クレジットカード限度額は、カード保有者に通知することにより、または現地法により認められている場合は通知なしで、取り消すことが可能です。

商業用およびその他個人向け貸出約定

商業用およびその他個人向け貸出約定には、当座貸越および流動性ファシリティ、ならびにローンの実行または購入、第三者の債権の購入、債券の発行またはリボルピング型引受枠の提供、および株式の形式による投資のための商業用コミットメントが含まれます。

その他のコミットメントおよび偶発債務

その他のコミットメントおよび偶発債務には、上記の勘定科目に計上されなかったコミットメントおよび偶発債務に関連するその他すべての取引が含まれます。

未決済の売戻条件付買入取引および借入有価証券契約ならびに未決済の買戻条件付売却取引および貸付有価証券契約

さらにシティグループは、通常の業務活動において、将来の期日に決済される、売戻条件付買入取引および借入有価証券契約ならびに買戻条件付売却取引および貸付有価証券契約を締結しています。2019年および2018年12月31日現在、シティグループは、それぞれ約340億ドルおよび361億ドルの未決済の売戻条件付買入取引および借入有価証券契約ならびにそれぞれ387億ドルおよび307億ドルの未決済の買戻条件付売却取引および貸付有価証券契約を保有していました。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券ならびに買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券の詳細については、買戻条件付契約と売戻条件付契約の相殺に関する当社の方針を含め、連結財務諸表注記11をご参照ください。

27. 偶発事象

会計および開示フレームワーク

ASC 450は、訴訟、規制、税務およびその他事項からの潜在的な損失を含む偶発損失の開示および認識について規定しています。ASC 450は、「偶発損失」を「事業体にとって損失が発生しうる不確実性を伴う既存の条件、状態または一連の状況であり、それは最終的に1つまたは複数の将来の事象の発生（または発生しないこと）により解決される」と定義しています。この基準では、将来の偶発事象の発生可能性に基づいて、偶発損失の認識および開示に異なった要件を課しています。この基準では、次の3つの用語を使用して発生可能性の程度を区別しています。すなわち、「発生可能性が高い」は「将来事象が発生する見込みがある」ことであり、「発生可能性が低い」は「将来事象が発生する可能性がわずか」であることを表し、そして「合理的な可能性がある」は、「将来事象が発生する可能性が「可能性が低い」より多いが「見込みがある」より小さい」ことです。これら3つの用語は、ASC 450の定義に従って以下で使用されています。

引当金

ASC 450では、「損失の発生事実を確認できる、1つまたは複数の将来事象の発生可能性が高く」かつ「損失金額を合理的に見積ることができる」場合、偶発損失に関する引当金を要求しています。ASC 450に準拠して、シティグループは、損失の発生可能性が高く、損失金額を合理的に見積ることが可能であると確信する場合は、ここで開示された訴訟、ならびに規制および税務事項を含む偶発事象について引当金を設定しています。損失の合理的な見積りが一定の幅の金額となる場合は、この幅の中の最低金額が引当計上されています。ただし、この幅の中で、より高い金額の見積りが、その幅の中の他の金額よりも適切である場合を除きます。設定後の引当金は追加情報を考慮して適宜調整されます。それらの事項に関して最終的に発生する損失金額は、該当する引当金の額を大幅に上回るか下回る可能性があります。

開示

ASC 450は、「少なくとも、損失または追加損失が発生する合理的な可能性があり」かつ上記の条件を満たさないために、損失に関する引当金が設定されていない、または、損失に対するエクスポージャーが引当金を超過している場合、偶発損失に関する開示を要求しています。シティグループはASC 450に準拠して、損失発生について合理的な可能性はあるが発生可能性が高くない、または損失発生の可能性は高いが合理的に金額を見積ることができないためにその事項に関して引当金を設定していないが、合理的な発生可能性のある損失の金額的重要性が高い場合は、偶発損失として開示しています。さらに、シティグループは、引当金を設定した事項の金額的重要性の高い損失に対する合理的な発生可能性のあるエクスポージャーが、設定した引当金を超過していると確信する場合には、この事項に関する開示を行っています。ASC 450に準拠してシティグループの開示には、見積可能な事項に関する合理的な発生可能性のある損失額の見積り、または損失の幅の見積りが含まれています。ASC 450は、見積りが不可能な場合について、合理的な発生可能性のある損失額の見積り、または損失の幅の見積りの開示を要求していません。発生可能性が低いとみなされる損失に関しては、引当金の設定も開示も要求されません。

訴訟、規制およびその他に関する事項から生じた偶発事象

概要

以下に記載された事項に加え、通常の業務活動において、シティグループ、その関連会社および子会社、ならびに現在および以前の役員、取締役および従業員（本項において、「シティグループおよび関係者」と総称することがあります。）は、日常的に、様々な訴訟および手続の被告または当事者とされています。これらの訴訟および手続の中には、消費者保護、公正な貸付、証券、銀行、不正禁止、反トラスト、反マネーロンダリング、雇用およびその他の制定法ならびにコモンローに違反したとして、請求を主張し、または救済を求めているものもあります。実際に開始された、または、開始されるおそれのあるこれらの訴訟および手続の中には、相当な、または不確定の補償的もしくは懲罰的損害賠償または差止命令による救済を請求しているものや、集団全体ベースでの原状回復を請求しているものもあります。

通常の業務活動において、シティグループおよび関係者は、政府および規制当局の検査、情報収集の要請、調査および手続（公式および非公式の両方で）にも服しており、結果的に不利な判決、和解、制裁金、違約金、補償、不当利得の返還、差止命令またはその他の救済に服する場合があります。さらに、シティグループの一部の関連会社および子会社は、銀行、登録証券ブローカー・ディーラー、先物取次業者、投資アドバイザーまたはその他の規制を受ける事業体であり、これらの資格において、米国、州および外国の様々な証券、銀行、商品先物業、消費者保護およびその他の規制当局による規制に従っています。これらの規制当局による公式および非公式の照会に関連して、シティグループならびに当該関連会社および子会社は、様々な規制対象分野に関して文書、証言およびその他の情報を求める多くの要求、召喚状および命令を受領しています。また、シティグループおよび関係者は時折、連邦および州の法執行機関から公式または非公式な形で、大陪審の召喚状およびその他の情報提供要請や支援要請も受けており、特に、シティグループおよびその顧客に関連する各地域の米連邦検察局、司法省の資産没収・マネーロンダリング課およびその他の局、米国財務省の金融犯罪取締執行ネットワーク、ならびに米国連邦捜査局が含まれます。

シティグループのグローバルな業務範囲および世界各国への進出により、シティグループおよび関係者は、異なる法制度、規制管理体制および税制度を有する複数の法域において、訴訟ならびに政府および規制当局の検査、情報収集要請、調査および手続（公式および非公式の両方で）に服しており、これらの訴訟等は、シティグループおよび関係者が米国において服しているものとは実質的に異なり、また、実質的に異なるリスクを生じさせている可能性があります。シティグループおよび関係者は、複数の管轄区域で同一の対象に関わる手続に関与する場合があります、これにより、重複的、累積的または矛盾した結果が生じる場合があります。

シティグループは、すべての訴訟、規制、税務およびその他に関する事項を、シティグループおよび株主の最大の利益になると経営陣が考える方法で解決することを追求し、また、各係属中の事項において適宜、責任、違反行為の主張および、適用ある場合には、求められた賠償額もしくは違約金の幅またはその他の救済について争います。

開示事項に特有の不確定要素

以下で開示する特定の事項は、相当なまたは確定不能な損失の請求に関わっています。これらの事項に関して主張されている請求は、一般的に広範囲で、しばしば複数年度にわたり、また時には幅広い事業活動に及び、原告または請求者が主張する損害が数値化できないか、訴状または主張書面で事実による裏付けがないことが頻繁にあります。その他の事項は、規制当局による調査または手続のうち、それらに関する潜在的な制裁金、違約金またはその他の救済の範囲額を定量的に算定する客観的な基礎が存在しない可能性のあるものに關連しています。その結果、損失の発生可能性が高い、または合理的な発生可能性があるかと確信していたとしても、事件または調査の進展によって合理的な発生可能性の幅に対する定量的な評価を裏付けるための十分な追加情報が出てくるまで、シティグループがこのような事項に対する損失を見積ることができない場合が頻繁にあります。これらの進展には、相手方または第三者による証拠開示、主要な問題に対する裁判所の判決、内部の専門家による分析、和解交渉などがあります。事実の複雑さ、新しい法理論、証拠開示のスピード、裁判所の日程、判決のタイミング、解決に向けた誠実な交渉に対する相手方、規制当局またはその他当局の意志などに代表される一連の要素により、合理的な発生可能性のある損失の幅の見積りが可能になるまでに、事件の申立てまたは法的手続もしくは調査の開始から数ヶ月や数年かかることがあります。

見積可能な事項

以下に記載する事項のいくつかについて、シティグループが設定した引当金（もしあれば）を超過する合理的な発生可能性のある損失額、または損失の幅を見積ることが可能です。この見積りに含まれるいくつかの事項については、損失発生の可能性が高く、かつ合理的に見積ることが可能であると確信されるために引当金が設定されていますが、損失に対するエクスポージャーが引当金を超過しています。これらの場合、当該見積額は設定した引当金を超過して生じる合理的な発生可能性のある損失の幅を反映しています。この見積りに含まれるその他の事項については、損失の見積りが可能で、合理的な可能性があるかと確信されていますが、発生可能性が高いとは考えられないために引当金は設定されていません。これらの場合においては、この見積額は合理的な発生可能性のある損失額または損失の幅を反映しています。2019年12月31日現在、シティグループは、これらの事項に関して合理的な発生可能性があり引当金の設定されていない損失額は総額で最大約13億ドルであると見積っています。

これらの見積りは現在入手可能な情報に基づいています。入手可能な情報の変化により、シティグループの見積可能な事項も変化し、見積額自体も変動します。さらに、財務諸表およびその他の財務関連の開示に表示されている多くの見積りには重要な判断が伴い、重大な不確定要素に左右されるため、訴訟および法的手続より生じる合理的な発生可能性のある損失の幅の見積りは、特定の不確定要素に左右されます。例えば、見積時点において、()シティグループは当該請求に関する事実について暫定的、不完全または不正確な情報のみを得ている場合があります。()重要論点に関する裁判所、その他の判決機関または当局による将来の判決、または相手方、規制当局もしくは他の当局の行動および働きかけに対する見込みが誤っていることが判明する可能性があります。また、()予測しようとする結果は、統計的またはその他の定量的分析ツールを使用して修正できるものではないことが頻繁にあります。さらに、その発生可能性が低いとみなされ、シティグループが見積りを計上していない場合に損失が生じる場合があります。これらすべての理由により、見積りが行われた事項に関して最終的に負担する、引当金を超過する損失金額は、当該見積額に含まれる損失の幅を大幅に上回るか下回る可能性があります。

見積り不能な事項

以下に記載したその他の事項については、シティグループは合理的な発生可能性のある損失額または損失の幅を現在見積ることができません。これらの事項の多くはかなり予備的な段階であり(事項の開始から相当の時間が経過した事例でさえも)、請求の幅、集団(もしあれば)または潜在的な損害額もしくは他のエクスポージャーを規定する裁判所、判決機関または他の当局による判決が極めて少ないか、実質的に存在しない、また事実の開示手続がまだ進行中、またはまだ開始されていません。これらの事項の多くについて、シティグループは訴状または要請書に対して未回答であり、抗弁も行っていません。また相手方(規制当局、税務当局または民間の当事者)との交渉も行っていません。これらすべての理由により、シティグループは、これらの事項に関して、現時点では合理的な発生可能性のある損失額または損失の幅を見積ることができません。

最終結果に対する経営陣の意見

上記を条件とした上で、シティグループの経営陣は、現在の知識に基づき、また現在の法定準備金またはその他引当金を考慮した後、本注記に記載されたすべての事項の最終結果が、シティグループの連結ベースの財政状態に重大で不利な影響を及ぼす可能性は低いと考えています。しかしながら、これらの事項の中には相当なまたは不確かな金額が請求されているものもある点、また、これらの事項は本質的に予測不能である点を考慮すると、これらの一定の事項の不利な結果により、特定の四半期または年度における、シティグループの連結ベースの経営成績またはキャッシュ・フローに、随時、重大で不利な影響を及ぼす可能性があります。

ANZ引受に関連する事項

2018年6月、オーストラリア連邦刑事訴追局（以下「CDPP」といいます。）は、オーストラリア競争・消費者委員会による告発を受け、シティグループ・グローバル・マーケッツ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（以下「CGMA」といいます。）を違法なカルテル行為を行ったとして告訴しました。CDPPは、CGMAが共同引受主幹事としてその他の銀行と従事した2015年8月のオーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（以下「ANZ」といいます。）による機関投資家向け株式発行に際してカルテル行為を行ったとしています。CDPPはその他の銀行ならびにシティの現従業員および元従業員を含む個人も告発しました。この他に、オーストラリア証券投資委員会が調査を実施しており、CGMAは調査に協力しています。CGMAに関連する訴訟は「R対シティグループ・グローバルマーケッツ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」という事件名で、オーストラリアのシドニーにあるダウニング・センター地方裁判所に提起されています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第2018/00175168号において公的に入手可能です。

外国為替に関する事項

規制当局の措置：

米国およびその他の管轄区域の政府および規制当局は、シティグループの外国為替事業について調査を実施し、照会を行っています。シティグループは、これらや関連する調査および照会に協力しています。

反トラストおよびその他の訴訟：

2018年、以前開示された2018年8月の最終的な和解から離脱した多くの機関投資家が、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において、シティグループ、シティバンク、CGMIおよびその他被告に対し、「アリアンツ・グローバル・インベスターズ他対バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション他訴訟」という事件名の訴訟を提起しました。原告は、被告が単独でおよび共謀して外国為替市場を不正に操作したと主張しています。原告は、シャーマン法に基づく請求と不当利得返還請求を提起しており、二次的および懲罰的損害賠償や他の形態の救済を求めています。2019年7月、被告は、原告による第二修正訴状の棄却を申し立てました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第18 Civ.10364号（S.D.N.Y.）（Schofield, J.）において公的に入手可能です。

2018年12月、機関投資家のグループが、ロンドンの高等法院において、シティバンク、シティグループおよびその他被告に対し、「アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエム・ベー・ハーおよびその他対パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他」という事件名の訴訟を提起しました。原告は、被告がEUおよび英国の競争法に反し、単独でおよび共謀して外国為替市場を不正に操作したと主張しています。2019年7月、被告は原告からの請求に対して訴答し、2019年9月、原告はその答弁書を提出しました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第CL-2018-000840号において公的に入手可能です。

2015年、ベンチマーク為替レートで競争力が高い外国通貨を直接購入した米国の消費者および事業者の暫定集団が、米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所において、シティグループおよびその他被告に対し、「NYPL対JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー他訴訟」という事件名の訴訟を提起しました。その後原告は、シティグループ、シティバンクおよびシティコープを被告とする第三修正集団訴訟訴状を提出しました。原告は、被告による外国為替市場の操作およびそれに関する共謀の結果として損失を被ったと主張しています。原告は、反トラストおよび消費者保護に関する連邦法およびカリフォルニア州法に基づく請求を主張しており、補償的損害賠償、3倍損害賠償、ならびに確認判決および差止命令による救済を求めています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第15 Civ.2290号(N.D.Cal.) (Chhabria, J.) および第15 Civ.9300号(S.D.N.Y.) (Schofield, J.) において公的に入手可能です。

2017年、特定の外国為替商品を間接的に購入した者の暫定集団が、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において、シティグループ、シティバンク、シティコープ、CGMIおよびその他被告に対し、「コンタント他対バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション他訴訟」という事件名の訴訟を提起しました。原告は、被告が通貨価格を固定するために共謀を行ったと主張しています。原告は、シャーマン法および州の様々な反トラスト法に基づく請求を提起しており、補償的損害賠償および3倍損害賠償を求めています。2019年7月、裁判所が、原告とシティグループ、シティバンク、シティコープおよびCGMIの間における和解を暫定承認しました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第17 Civ.3139号(S.D.N.Y.) (Schofield, J.) において公的に入手可能です。

2019年5月27日、「ジェイ・ウィスピー・アンド・アソシエイツ・ピーティーワイ・リミテッド対ユーエスピー・エージー・アンド・オーアールエス訴訟」という事件名の暫定集団訴訟が、オーストラリア連邦裁判所において、シティバンクおよびその他被告に対し提起されました。原告は、被告が外国為替市場を不正に操作したと主張しています。原告は、反トラスト法に基づく請求を主張しており、補償的損害賠償、ならびに確認判決および差止命令による救済を求めています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第VID567/2019号において公的に入手可能です。

2019年7月29日、シティバンク、シティグループおよびその他被告に対する集団訴訟を開始する許可を求めるための、「マイケル・オー・ヒギンス・FXクラス・レプレゼンタティブ・リミテッド対パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他訴訟」という事件名の申立てが、英国競争不服裁判審に対し提起されました。この申立ては、為替直物取引における違反行為に関する欧州委員会の判断(外国為替取引におけるThree Way Banana Splitと称するカルテルに関するAT第40135号事件における2019年5月16日付の欧州委員会の最終判断(2019年度欧州委員会判断第3631号))に係る問題を争点とする訴訟から生じたとされる損失に対する補償的損害賠償を求めています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第1329/7/7/19号において公的に入手可能です。

2019年12月20日、シティバンク、シティグループおよびその他被告に対する集団訴訟開始許可を求めるための、「フィリップ・エバンス対パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他訴訟」という事件名の申立てが、英国競争不服裁判審に対し提起されました。この申立ては、「マイケル・オー・ヒギンス・FXクラス・レプレゼンタティブ・リミテッド訴訟」において申し立てられた賠償に類似の補償的損害賠償を求めています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第1336/7/7/19号において公的に入手可能です。

2019年9月、シティバンク、シティグループ、シティコープおよびその他被告に対して提起された集団訴訟の認定を求める2件の申立てが、イスラエルのテルアビブ中央地方裁判所において、「ゲルトラー他対ドイツ銀行訴訟」という事件名の訴訟に併合されました。原告は、被告が外国為替市場を不正に操作したと主張しています。認定を求める修正申立てに係る訴状は、まだシティグループまたはシティコープに送達されていません。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第CA 29013-09-18号において公的に入手可能です。

銀行間取引金利関連訴訟およびその他の事項

反トラストおよびその他の訴訟：

2016年、「フロントポイント・アジア・イベント・ドリブン・ファンド・エル・ピーの譲受人および権原承継人であるファンド・リクイデーション・ホールディングス・エル・エル・シー他対シティバンク、エヌ・エイ他訴訟」という事件名の暫定集団訴訟が、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において、シティバンク、シティグループおよびその他被告に対し提起されました。原告は、被告がシンガポールの銀行間取引金利およびシンガポールのスワップ提示金利を不正に操作したと主張しています。原告は、シャーマン法、クレイトン法、RICO法および州法に基づく請求を主張しています。2018年5月、原告とシティバンクおよびシティグループが和解に達したため、シティバンクおよびシティグループは、和解内容に従い、約10百万ドルを支払うことに同意しました。2019年7月、裁判所は、和解を進めていない被告については事物管轄権がないとして本件を退けました。また裁判所は、和解を承認できる管轄権がないとして、和解の暫定承認を求める原告の申立ても退けました。2019年8月、原告は、米国第二巡回区連邦控訴裁判所に上訴申立書を提出しました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第16 Civ. 5263号(S.D.N.Y.) (Hellerstein, J.) および事件整理番号第19-2719号(2d Cir.)において公的に入手可能です。

2016年、バンク・デルバックが、フランスのオーブナ商事裁判所において、シティグループ、シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド（以下「CGML」といいます。）およびシティグループ・ヨーロッパ・ピーエルシーに対し、「エス・シー・エス・バンク・デルバック・エ・チ対シティグループ・インク他訴訟」という事件名の訴訟を提起しました。原告は、被告が2005年から2012年の間においてLIBORの提示を停止し、その結果、バンク・デルバックのEURIBOR連動の貸出業務がマイナスの影響を受けたと主張しています。原告は、不法行為法に基づく請求を主張しており、補償的損害賠償および二次的損害賠償を求めています。2018年11月、オーブナ商事裁判所は、本件をマルセイユ商事裁判所に付託しました。2019年3月、ニーム控訴院が、オーブナ商事裁判所またはフランスの他の裁判所には、いずれも、バンク・デルバックの請求に対する領域管轄権がないという見解を示しました。2019年5月、原告は、フランスの「破毀院」において、ニーム控訴院の判断に対する異議を申し立てました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、マルセイユ商事裁判所の裁判所ファイル、事件整理番号RG第2018F02750号および「破毀院」の裁判所ファイル、事件整理番号第19-16.931号において公的に入手可能です。

2019年5月、シティグループ、シティバンク、CGMIおよびその他被告に対し提起された3件の暫定集団訴訟が、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において、「ICE LIBOR反トラスト訴訟」という事件名の訴訟に併合されました。2019年7月、原告は併合修正訴状を提出しました。原告は、被告がICE LIBORの提示を停止したと主張しています。原告は、シャーマン法およびクレイトン法に基づく請求と不当利得返還請求を提起しており、補償的損害賠償、不当利得返還および3倍損害賠償を求めています。2019年8月、被告は本訴訟の棄却を申し立てました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第19 Civ. 439号（S.D.N.Y.）（Daniels, J.）において公的に入手可能です。

インターチェンジ・フィーに関する訴訟

2005年以降、ビザ、マスターカードおよびその他の諸銀行ならびにそれらの関連会社と共に、シティグループ、シティバンクおよびシティコープに対して、数件の暫定集団訴訟が様々な連邦地方裁判所において提起されました。これらの訴訟は、多数の地域で進行している他の関連する個別の事件と共に、米国ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所において、広域係属訴訟の手続により併合されました。この手続の事件名は、「支払カードインターチェンジ・フィーおよび加盟店割引反トラスト法訴訟」となっています。

原告は、ビザおよびマスターカード・ブランドによるカード払いを受け入れている加盟店ならびに一定の加盟店グループを代表していると主張する様々な会員組織です。原告は特に、被告が共謀して、クレジットおよびデビットカード取引において、インターチェンジ・フィーおよび加盟店割引報酬の価格を設定し、また加盟店の行為について規定するビザまたはマスターカードの諸規則を通じて取引を抑制しており、これらはすべてシャーマン法第1条および一部のカリフォルニア州法令に違反していると主張しています。原告は、シャーマン法第2条の違反も主張しています。また、暫定集団訴訟の被告に対して補足的訴状が提出され、その中で、ビザおよびマスターカード各々の新規株式公開が反競争的でクレイトン法第7条に違反しており、またマスターカードの新規株式公開は詐欺的譲渡にあたることも主張されています。

2014年、地方裁判所は、集団和解の条件を承認する最終判決を下しました。この最終判決では特に、集団に対する60.5億ドルの現金支払、損害賠償集団和解に参加している加盟店に対するビザおよびマスターカードのネットワークが8ヶ月間に回収したインターチェンジの10 bpsの割り戻し、ならびに特定のネットワーク規則の変更について規定しています。様々な反対者が集団和解の最終承認の命令に対して米国第二巡回区連邦控訴裁判所に控訴しました。

2016年、連邦控訴裁判所は、地方裁判所による集団和解の承認を覆し、さらなる訴訟手続のために差戻しました。地方裁判所は、その後、損害賠償を求めている暫定集団を担当する暫定弁護士と、差止命令による救済を求めている暫定集団を担当する暫定弁護士を個々に任命しました。その後には、修正訴状または新たな訴状が、暫定集団や様々な個人加盟店を代表して提出されました。これらの訴状には、損害賠償を求めている暫定集団を代表して提出された追加の修正訴状や、差止命令による救済を求めている暫定集団を代表して提出された新たな訴状が含まれており、いずれの訴状も、シティグループや関係者が被告となっています。加えて、複数の加盟店が、ビザ、マスターカードおよび場合によっては1行または複数の発行元銀行に対して修正訴状または新たな訴状を提出しました。これらの訴訟のうち、「セブン・イレブン・インク他対ビザ・インク他訴訟」、「ラウンディーズ・スーパーマーケット・インク対ビザ・インク他訴訟」および「ルビーズ・ファッドラッカーズ・レストランズ・エル・エル・シー対ビザ・インク他訴訟」の3件は、多くの個人加盟店を代理して提起されたものですが、シティグループやその関連会社が被告となっています。

2019年12月13日、地方裁判所は、損害賠償を求めている原告集団から提起された、被告との新たな和解の最終承認の申立てを認めました。この和解は、損害賠償を求めている集団のみとの和解であり、差止命令による救済を求めている集団からの請求に係る和解や、個人加盟店が集団訴訟ではない形で提起した訴訟に係る和解ではありません。この和解では、損害賠償を求めている集団に対する62.4億ドルの現金支払について定めていますが、この額は、和解から離脱した集団メンバーの取引量をもとに700百万ドル減額された額となっています。最終承認されたこの和解については、複数の加盟店や加盟店グループが上訴しています。これらの併合訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第MDL 05-1720号(E.D.N.Y.) (Brodie, J.)において公的に入手可能です。

金利およびクレジット・デフォルト・スワップに関する事項

規制当局の措置：

米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」といいます。）は、投資銀行が反競争的な方法で金利スワップ（以下「IRS」といいます。）を売買および清算したとされる事態について調査を実施しています。シティグループはこの調査に協力しています。

反トラストおよびその他の訴訟：

2015年以降、シティグループ、シティバンク、CGMI、CGMLおよびその他多数の当事者は、IRS取引に関する業界全体にわたる多くの暫定集団訴訟において被告とされています。これらの訴訟は、「金利スワップ反トラスト法訴訟」という事件名で、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において併合されています。原告は、被告が共謀してIRSの交換に類する売買の発展を妨げたとして、連邦および州の反トラスト法に基づく請求ならびに不当利得返還請求を主張しています。また、スワップ実行ファシリティが提起した個別の訴訟がこの事件名において併合されており、連邦および州の反トラスト法に基づく請求ならびに不当利得および取引関係の不法な妨害に対する請求を主張しています。これらの訴訟すべての原告は、3倍損害賠償、手数料、費用および差止命令による救済を求めています。本集団訴訟の主たる原告は、2019年2月に集団訴訟の認定を申し立て、その後、第四修正訴状を提出しました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第18-CV-5361号（S.D.N.Y.）（Oetken, J.）および第16-MD-2704号（S.D.N.Y.）（Oetken, J.）において公的に入手可能です。

2017年、シティグループ、シティバンク、CGMI、CGMLおよびその他多数の当事者が、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において、「テラ・グループ・インク他对シティグループ・インク他訴訟」という事件名の訴訟の被告とされました。原告は、被告が共謀してクレジット・デフォルト・スワップの交換に類する売買の発展を妨げたとして、連邦および州の反トラスト法に基づく請求ならびに州の不法行為法に基づく請求を主張しています。2020年1月、原告は修正訴状を提出しました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第17-CV-4302号（S.D.N.Y.）（Sullivan, J.）において公的に入手可能です。

パルマラット訴訟

2004年、様々なパルマラット企業の管理運営を監督するために任命されたイタリア人コミッショナーが、シティグループおよび関係者に対して申立てを提起し、被告がパルマラットの内部者による多くの詐欺を助長したと主張しました。2008年、陪審員は、シティグループに有利な評決を言い渡し、シティに対する431百万ドルの支払を裁定しました。シティグループは、イタリアの裁判所においてこの裁定を執行するための措置を講じています。2019年4月、イタリア共和国最高裁判所が、この裁定に係る431百万ドル全額の支払を認めました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第27618/2014および第10540/2019号において公的に入手可能です。

2015年、パルマラットは、シティグループおよび関係者を相手取り、18億ユーロの損害賠償を請求する訴えを、イタリアのミラノの民事裁判所に提起しました。ミラノの裁判所は、以前に認められなかったパルマラットの申立てと重複しているという理由により、パルマラットの申立てを退けました。2019年5月、ミラノ控訴院は、ミラノの裁判所による判断を不服としてパルマラットが提起した上訴を退けました。2019年6月、パルマラットは、これを不服としてイタリア共和国最高裁判所に上訴しました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第20598/2019号において公的に入手可能です。

2020年1月29日、パルマラットとその3人の取締役およびその唯一の株主であるソフィル・エス・エー・エスが、共同原告として、イタリアのミラノの民事裁判所に対し、原告にはシティバンクに対し990百万ユーロの補償的損害賠償を行う義務はないことの確認判決を求めました。

支払保障保険

英国の規制当局や裁判所は、過去数年の間に各金融機関が行った支払保障保険（以下「PPI」といいます。）の販売について精査しています。シティバンクは、英国におけるPPIの販売に関して顧客から寄せられた請求の精査、英国金融行為監督機構の要件に基づく救済、および英国の裁判所に対し提起された申立てに対する抗弁を継続しています。

国債に関連する事項

規制当局の措置：

米国およびその他の管轄区域の政府および規制当局は、国債およびその他の政府関連債券に関連したシティグループの売買および取引業務について、調査を実施し、照会を行っています。シティグループは、これらの調査および照会に協力しています。

反トラストおよびその他の訴訟：

2015年、CGMIおよびその他被告に対し提起された暫定集団訴訟が、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において、「米国財務省証券競争入札反トラスト訴訟」という事件名の訴訟に併合されました。2017年12月、併合修正訴状が提出され、被告が共謀し、競争上の機密情報を入札前に共有することにより米国財務省証券の競争入札額を固定したとの主張と、米国財務省証券流通市場における網羅的な匿名電子取引プラットフォームの導入をボイコットおよび妨害したとの主張がなされました。原告は、反トラスト法に基づく請求を主張しており、損害賠償（制定法によって認められている場合には3倍損害賠償を含みます。）および差止命令による救済を求めています。2018年2月、被告は原告の請求の棄却を申し立てました。この訴訟についてのさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第15-MD-2673号（S.D.N.Y.）（Gardephe, J.）において公的に入手可能です。

2016年および2017年、国際機関、サブソブリンおよび政府機関（以下「SSA」といいます。）債券の直接購入者がシティグループ、シティバンク、CGMI、CGMLおよびその他被告に対し提起した集団訴訟が、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において、「SSA債券反トラスト訴訟」という事件名の訴訟に併合されました。2018年11月、第二修正併合訴状が提出され、SSA債券のマーケット・メーカーおよびトレーダーとしての被告が共謀し、流通市場におけるSSA債券の売買価格を固定したとの主張がなされました。原告は、反トラスト法に基づく請求と不当利得返還請求を主張しており、損害賠償（制定法によって認められている場合には3倍損害賠償を含みます。）および不当利得返還を求めています。2019年9月、裁判所が、CGMLを含む特定の被告による棄却申立てを認めました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第16 Civ. 3711号（S.D.N.Y.）（Ramos, J.）において公的に入手可能です。

2019年2月7日、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において、シティグループ、シティバンク、CGMI、CGMLおよびその他被告に対し、「スターチオン対バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ他訴訟」という事件名の暫定集団訴訟が提起されました。原告は、「SSA債券反トラスト訴訟」において主張された行為と同じ行為を根拠にニューヨーク州の反トラスト法に基づく請求を主張し、3倍損害賠償および差止命令による救済を求めています。この訴訟は、「SSA債券反トラスト訴訟」における残りの棄却申立てについて判断するための審理が続いているため、現在中断しています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第19 Civ. 01205号（S.D.N.Y.）（Swain, J.）において公的に入手可能です。

2017年、SSA債券市場に関する集団訴訟が、カナダのオンタリオ州裁判所において、シティグループ、シティバンク、CGMI、CGML、シティバンク・カナダ、シティグループ・グローバル・マーケット・カナダ・インクおよびその他被告に対し提起されました。原告は、契約違反、競争法違反、外国法違反、不当利得および民事上の共謀を根拠とする請求を主張しています。原告は、補償的および懲罰的損害賠償ならびに確認判決による救済を求めています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第CV-17-586082-00CP号（Ont. S.C.J.）において公的に入手可能です。

2017年、SSA債券の購入者が、カナダの連邦裁判所において、シティグループ、シティバンク、CGMI、CGML、シティバンク・カナダ、シティグループ・グローバル・マーケット・カナダ・インクおよびその他被告に対し、「ジョセフ・マンチネッリ他対バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション他訴訟」という事件名の訴訟を提起しました。2019年10月、原告は修正訴状を提出しました。原告は、被告が単独でおよび共謀してSSA債券市場を不正に操作したと主張しています。原告は、競争法違反、外国法違反、民事上の共謀、不当利得、不法行為訴権の放棄および契約違反を根拠とする請求を主張しています。この訴訟についてのさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第T-1871-17号（Fed. Ct.）において公的に入手可能です。

2019年9月10日、原告が、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において、CGMIおよびその他被告に対し、「GSE債反トラスト訴訟」という事件名の訴訟に係る第三併合修正訴状を提出しました。原告は、被告が、米国政府系機関発行債券の市場を不正操作するために共謀したと主張しています。原告は、シャーマン法に基づく請求を主張し、3倍損害賠償および差止命令による救済を求めています。2019年12月、原告が、CGMIおよびその他11の被告との和解の暫定承認を申し立てました。この訴訟についてのさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第19 Civ. 1704号(S.D.N.Y.) (Rakoff, J.)において公的に入手可能です。

2019年9月23日、米国ルイジアナ州が、米国ルイジアナ州中部地区連邦地方裁判所において、CGMIおよびその他被告に対し、「ルイジアナ州対バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ他訴訟」という事件名の訴訟を提起しました。原告は、被告が、米国政府系機関発行債券の市場を不正操作するために共謀したと主張しています。原告は、被告のシャーマン法違反に基づく請求を主張し、3倍損害賠償および差止命令による救済を求めています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第19 Civ. 638号(M.D. La.) (Dick, C.J.)において公的に入手可能です。

2019年10月21日、米国ルイジアナ州バトンルージュ市と関連する原告が、米国ルイジアナ州中部地区連邦地方裁判所において、CGMIおよびその他被告に対し、「バトンルージュ市他対バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ他訴訟」という事件名の訴訟を提起しました。原告は、被告が、米国政府系機関発行債券の市場を不正操作するために共謀したと主張しています。原告は、シャーマン法に基づく請求を主張し、3倍損害賠償および差止命令による救済を求めています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第19 Civ. 725号(M.D. La.) (Dick, C.J.)において公的に入手可能です。

2018年、「メキシコ政府債反トラスト訴訟」という事件名の暫定集団訴訟が、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において、シティグループ、CGMI、シティグループ・フィナンシャル・プロダクツ・インク、シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インク、シティバナメックス、グルーポ・バナメックスおよびその他銀行に対し提起されました。原告は、被告がメキシコのソブリン債市場において共謀したと主張しています。2019年9月、裁判所が、被告による棄却申立てを認めました。このため原告は、シティバナメックスおよびメキシコのソブリン債市場における他のマーケット・メーカーに対する修正訴状を提出しました。原告は現在、シティグループや他のシティ関係者に対してはいかなる請求も主張していません。前述の修正訴状では、2006年1月1日から2017年4月19日にかけてメキシコのソブリン債市場で価格固定の共謀があったとして、反トラスト法に基づく請求および不当利得返還請求が主張されており、3倍損害賠償、補償および差止命令による救済が請求されています。この併合訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第18 Civ. 2830号(S.D.N.Y.) (Oetken, J.)において公的に入手可能です。

取引税に関する事項

シティグループおよびシティバンクは、インドおよびドイツにおける税務当局と、取引税その他の非所得税の支払に関する事項に関する訴訟ならびに調査に関与しています。

トリビューン・カンパニー破産

シティグループの特定の関連会社は（複数の他の当事者ととともに）、米国デラウェア州連邦破産裁判所において提起されたトリビューン・カンパニー（以下「トリビューン」といいます。）の連邦破産法第11章事件に関連する対審手続の被告とされています。原告の申立てでは、2007年のトリビューンの約110億ドルのレバレジド・バイアウトから生じた請求が主張されています。この訴訟は、「トリビューン・カンパニー不正譲渡訴訟」として併合され、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に移管されました。

訴訟受託者は、無担保債権者委員会に対する原告継承者として、「キルシュナー対フィッツシモンズ他訴訟」の対審手続において、レバレジド・バイアウトの一環として生じたトリビューン株式の譲渡について、不正譲渡が行われたとして無効および回収を求めています。シティグループの複数の関連会社は、複数の他の当事者ととともに株主被告とされ、バイアウトの一環としてトリビューン株式をトリビューンに提供したという主張を受けました。2017年、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、シティグループの関連会社を含む株主被告に対して実際に不正譲渡が行われたとする申立てを退けました。2019年7月、訴訟受託者が、米国第二巡回区連邦控訴裁判所に上訴しました。

シティグループの複数の関連会社は、複数の他の当事者ととともに、州法上の不正譲渡を構成するとして、レバレジド・バイアウトの一環として発生したトリビューン株式の譲渡の回収を求めるトリビューンの債券保有者が提起した特定の訴訟の被告とされています。債券保有者の請求はかつて退けられたものですが、上訴審においては認められました。2018年5月、米国第二巡回区連邦控訴裁判所は、アメリカ合衆国最高裁判所が最近下した判断をもとにその判断の再考を促すため、2016年の地方裁判所への移管を取下げました。2019年12月、控訴裁判所は、棄却を認める修正判断を再び下しました。2020年1月、債券保有者は再審の申立てを提出しました。

シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク（以下「CGMI」といいます。）は、トリビューンに対するアドバイザーとしての役割に関する別の訴訟において被告とされています。2019年1月、裁判所が訴えを退けたため、訴訟受託者は、米国第二巡回区連邦控訴裁判所に上訴しました。

これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第08-13141号（Bankr.D.Del.）（Carey, J.）、第11 MD 02296号（S.D.N.Y.）（Cote, J.）、第12 MC 2296号（S.D.N.Y.）（Cote, J.）、第13-3992号（2d Cir.）、第19-0449号（2d Cir.）、第19-3049号（2d Cir.）および第16-317号（U.S.）において公的に入手可能です。

変動金利要求払い債訴訟

2019年5月31日、「フィラデルフィア市対バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション他訴訟」事件および「ボルチモア市長対バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション他訴訟」事件の併合訴訟において、原告は、シティグループ、シティバンク、CGMI、CGMLおよびその他の多数の業界参加者を被告とする併合訴状を提出しました。この併合訴状は、被告が変動金利要求払い債（以下「VRDO」といいます。）と呼ばれる地方債の再販売代理店を務め、VRDO金利を作為的に高く設定したとの主張に基づき、シャーマン法違反ならびに契約違反、受託者責任違反、不当利得の主張、損害賠償および差止請求を求めています。2019年7月、被告は併合訴状の棄却を申し立てました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第19-CV-1608号（S.D.N.Y.）（Furman, J.）および第19-CV-2667号（S.D.N.Y.）（Furman, J.）において公的に入手可能です。

和解金支払

上記の和解合意に要する支払は、支払済であるかまたは既存の訴訟引当金から負担されます。

[前へ](#) [次へ](#)

28. 要約連結財務諸表

シティグループでは、SECに提出したフォームS - 3による発行登録届出書（ファイル番号第33-192302号）を修正して、完全所有子会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・ホールディングス・インク（CGMHI）を共同登録企業として追加しました。フォームS - 3に基づきCGMHIが発行する有価証券はいずれも、シティグループが全面的に無条件で保証することになります。

下記は、持株親会社であるシティグループ・インク（以下「シティグループ親会社」といいます。）、CGMHI、シティグループのその他の子会社および相殺消去、ならびに連結調整合計についての、2019年、2018年および2017年12月31日に終了した事業年度の要約連結損益および包括利益計算書、2019年および2018年12月31日現在の要約連結貸借対照表、ならびに2019年、2018年および2017年12月31日に終了した事業年度の要約連結キャッシュ・フロー計算書です。「シティグループのその他の子会社および相殺消去」には、シティグループのその他すべての子会社、内部取引の相殺消去および非継続事業からの利益（損失）が含まれています。「連結調整」には、シティグループ親会社による、子会社の分配および未分配利益ならびに子会社投資の相殺消去が含まれています。

これらの要約連結財務諸表は、SECのレギュレーションS - Xルール3 - 10「SECに登録済みまたは登録予定の保証付有価証券の保証人および発行体の財務諸表」に準拠して作成および表示されています。

これらの要約連結財務諸表は、追加分析を目的として表示されていますが、シティグループ全体の連結財務諸表との関連で検討する必要があります。

要約連結損益および包括利益計算書

2019年12月31日に終了した事業年度

(単位：百万ドル)	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社およ び相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
収益					
子会社からの配当金	\$ 23,347	\$ -	\$ -	\$ (23,347)	\$ -
受取利息	-	10,661	65,849	-	76,510
受取利息 - 内部取引	5,091	1,942	(7,033)	-	-
支払利息	4,949	7,010	17,204	-	29,163
支払利息 - 内部取引	1,038	4,243	(5,281)	-	-
純利息収益	\$ (896)	\$ 1,350	\$ 46,893	\$ -	\$ 47,347
役務収益および手数料	\$ -	\$ 5,265	\$ 6,481	\$ -	\$ 11,746
役務収益および手数料 - 内部取引	(21)	354	(333)	-	-
自己勘定取引	(2,537)	277	11,152	-	8,892
自己勘定取引 - 内部取引	1,252	2,464	(3,716)	-	-
その他収入	767	832	4,702	-	6,301
その他収入 - 内部取引	(55)	102	(47)	-	-
利息以外の収益合計	\$ (594)	\$ 9,294	\$ 18,239	\$ -	\$ 26,939
支払利息控除後収益合計	\$ 21,857	\$ 10,644	\$ 65,132	\$ (23,347)	\$ 74,286
貸倒引当金繰入額ならびに給付 および請求に対する引当	\$ -	\$ -	\$ 8,383	\$ -	\$ 8,383
営業費用					
報酬および福利費	\$ 32	\$ 4,680	\$ 16,721	\$ -	\$ 21,433
報酬および福利費 - 内部取引	134	-	(134)	-	-
その他の営業費用	(16)	2,326	18,259	-	20,569
その他の営業費用 - 内部取引	20	2,410	(2,430)	-	-
営業費用合計	\$ 170	\$ 9,416	\$ 32,416	\$ -	\$ 42,002
子会社の未分配利益に対する持分	\$ (3,620)	\$ -	\$ -	\$ 3,620	\$ -
法人税等控除前の継続事業から の利益（損失）	\$ 18,067	\$ 1,228	\$ 24,333	\$ (19,727)	\$ 23,901
法人税等（便益）	(1,334)	176	5,588	-	4,430
継続事業からの利益（損失） 非継続事業からの利益（損失） （税引後）	\$ 19,401	\$ 1,052	\$ 18,745	\$ (19,727)	\$ 19,471
非支配持分控除前当期利益	\$ 19,401	\$ 1,052	\$ 18,741	\$ (19,727)	\$ 19,467
非支配持分	-	-	66	-	66
当期利益（損失）	\$ 19,401	\$ 1,052	\$ 18,675	\$ (19,727)	\$ 19,401
包括利益					
加算：その他包括利益（損失）	\$ 852	\$ (651)	\$ 1,600	\$ (949)	\$ 852
シティグループの包括利益 （損失）合計	\$ 20,253	\$ 401	\$ 20,275	\$ (20,676)	\$ 20,253
加算：非支配持分に帰属する その他包括利益	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
加算：非支配持分に帰属する 当期利益	-	-	66	-	66
包括利益（損失）合計	\$ 20,253	\$ 401	\$ 20,341	\$ (20,676)	\$ 20,319

要約連結損益および包括利益計算書

2018年12月31日に終了した事業年度

(単位：百万ドル)	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社およ び相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
収益					
子会社からの配当金	\$ 22,854	\$ -	\$ -	\$ (22,854)	\$ -
受取利息	67	8,732	62,029	-	70,828
受取利息 - 内部取引	4,933	1,659	(6,592)	-	-
支払利息	4,783	5,430	14,053	-	24,266
支払利息 - 内部取引	1,198	3,539	(4,737)	-	-
純利息収益	\$ (981)	\$ 1,422	\$ 46,121	\$ -	\$ 46,562
役務収益および手数料	\$ -	\$ 5,146	\$ 6,711	\$ -	\$ 11,857
役務収益および手数料 - 内部取引	(2)	237	(235)	-	-
自己勘定取引	(1,310)	1,599	8,616	-	8,905
自己勘定取引 - 内部取引	(929)	1,328	(399)	-	-
その他収入	1,373	710	3,447	-	5,530
その他収入 - 内部取引	(107)	143	(36)	-	-
利息以外の収益合計	\$ (975)	\$ 9,163	\$ 18,104	\$ -	\$ 26,292
支払利息控除後収益合計	\$ 20,898	\$ 10,585	\$ 64,225	\$ (22,854)	\$ 72,854
貸倒引当金繰入額ならびに給付 および請求に対する引当	\$ -	\$ (22)	\$ 7,590	\$ -	\$ 7,568
営業費用					
報酬および福利費	\$ 4	\$ 4,484	\$ 16,666	\$ -	\$ 21,154
報酬および福利費 - 内部取引	115	-	(115)	-	-
その他の営業費用	(192)	2,224	18,655	-	20,687
その他の営業費用 - 内部取引	49	2,312	(2,361)	-	-
営業費用合計	\$ (24)	\$ 9,020	\$ 32,845	\$ -	\$ 41,841
子会社の未分配利益に対する持分	\$ (2,163)	\$ -	\$ -	\$ 2,163	\$ -
法人税等控除前の継続事業から の利益（損失）	\$ 18,759	\$ 1,587	\$ 23,790	\$ (20,691)	\$ 23,445
法人税等（便益）	714	1,123	3,520	-	5,357
継続事業からの利益（損失） 非継続事業からの利益（損失） （税引後）	\$ 18,045	\$ 464	\$ 20,270	\$ (20,691)	\$ 18,088
非支配持分控除前当期利益 （損失）	\$ 18,045	\$ 464	\$ 20,262	\$ (20,691)	\$ 18,080
非支配持分	-	-	35	-	35
当期利益（損失）	\$ 18,045	\$ 464	\$ 20,227	\$ (20,691)	\$ 18,045
包括利益			\$ -		
加算：その他包括利益（損失）	\$ (2,499)	\$ 257	\$ 3,500	\$ (3,757)	\$ (2,499)
シティグループの包括利益 （損失）合計	\$ 15,546	\$ 721	\$ 23,727	\$ (24,448)	\$ 15,546
加算：非支配持分に帰属する その他包括利益	\$ -	\$ -	\$ (43)	\$ -	\$ (43)
加算：非支配持分に帰属する 当期利益	-	-	35	-	35
包括利益（損失）合計	\$ 15,546	\$ 721	\$ 23,719	\$ (24,448)	\$ 15,538

要約連結損益および包括利益計算書

2017年12月31日に終了した事業年度

(単位：百万ドル)	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社およ び相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
収益					
子会社からの配当金	\$ 22,499	\$ -	\$ -	(22,499)	\$ -
受取利息	1	5,279	56,299	-	61,579
受取利息 - 内部取引	3,972	1,178	(5,150)	-	-
支払利息	4,766	2,340	9,412	-	16,518
支払利息 - 内部取引	829	2,297	(3,126)	-	-
純利息収益	\$ (1,622)	\$ 1,820	\$ 44,863	\$ -	\$ 45,061
役務収益および手数料	\$ -	\$ 5,366	\$ 7,341	\$ -	\$ 12,707
役務収益および手数料 - 内部取引	(2)	182	(180)	-	-
自己勘定取引	1,654	1,183	6,103	-	8,940
自己勘定取引 - 内部取引	934	1,200	(2,134)	-	-
その他収入	(2,581)	867	7,450	-	5,736
その他収入 - 内部取引	5	170	(175)	-	-
利息以外の収益合計	\$ 10	\$ 8,968	\$ 18,405	\$ -	\$ 27,383
支払利息控除後収益合計	\$ 20,887	\$ 10,788	\$ 63,268	\$ (22,499)	\$ 72,444
貸倒引当金繰入額ならびに給付 および請求に対する引当	\$ -	\$ -	\$ 7,451	\$ -	\$ 7,451
営業費用					
報酬および福利費	\$ (107)	\$ 4,403	\$ 16,885	\$ -	\$ 21,181
報酬および福利費 - 内部取引	120	-	(120)	-	-
その他の営業費用	(318)	2,184	19,185	-	21,051
その他の営業費用 - 内部取引	(35)	2,231	(2,196)	-	-
営業費用合計	\$ (340)	\$ 8,818	\$ 33,754	\$ -	\$ 42,232
子会社の未分配利益に対する持分	\$ (19,088)	\$ -	\$ -	\$ 19,088	\$ -
法人税等控除前の継続事業から の利益（損失）	\$ 2,139	\$ 1,970	\$ 22,063	\$ (3,411)	\$ 22,761
法人税等（便益）	8,937	873	19,578	-	29,388
継続事業からの利益（損失） 非継続事業からの利益（損失） （税引後）	\$ (6,798)	\$ 1,097	\$ 2,485	\$ (3,411)	\$ (6,627)
非支配持分控除前当期利益	\$ (6,798)	\$ 1,097	\$ 2,374	\$ (3,411)	\$ (6,738)
非支配持分	-	(1)	61	-	60
当期利益（損失）	\$ (6,798)	\$ 1,098	\$ 2,313	\$ (3,411)	\$ (6,798)
包括利益			\$ -		
加算：その他包括利益（損失）	\$ (2,791)	\$ (117)	\$ (4,160)	\$ 4,277	\$ (2,791)
シティグループの包括利益 （損失）合計	\$ (9,589)	\$ 981	\$ (1,847)	\$ 866	\$ (9,589)
加算：非支配持分に帰属する その他包括利益	\$ -	\$ -	\$ 114	\$ -	\$ 114
加算：非支配持分に帰属する 当期利益	-	(1)	61	-	60
包括利益（損失）合計	\$ (9,589)	\$ 980	\$ (1,672)	\$ 866	\$ (9,415)

要約連結貸借対照表

2019年12月31日現在

(単位：百万ドル)	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社およ び相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
資産					
現金および銀行預け金	\$ -	\$ 586	\$ 23,381	\$ -	\$ 23,967
現金および銀行預け金 - 内部取引	21	5,095	(5,116)	-	-
銀行預け金	-	4,050	165,902	-	169,952
銀行預け金 - 内部取引	3,000	6,710	(9,710)	-	-
借入有価証券および売戻条件付 買入有価証券	-	195,537	55,785	-	251,322
借入有価証券および売戻条件付 買入有価証券 - 内部取引	-	21,446	(21,446)	-	-
トレーディング勘定資産	286	152,115	123,739	-	276,140
トレーディング勘定資産 - 内部取引	426	5,858	(6,284)	-	-
投資	1	541	368,021	-	368,563
貸出金（前受収益控除後）	-	2,497	696,986	-	699,483
貸出金（前受収益控除後） - 内部取引	-	-	-	-	-
貸倒引当金	-	-	(12,783)	-	(12,783)
貸出金合計（正味）	\$ -	\$ 2,497	\$ 684,203	\$ -	\$ 686,700
子会社貸付金	\$ 144,587	\$ -	\$ (144,587)	\$ -	\$ -
子会社投資	202,116	-	-	(202,116)	-
その他資産 ⁽¹⁾	12,377	54,784	107,353	-	174,514
その他資産 - 内部取引	2,799	45,588	(48,387)	-	-
資産合計	\$ 365,613	\$ 494,807	\$ 1,292,854	\$ (202,116)	\$ 1,951,158
負債および株主持分					
預金	\$ -	\$ -	\$ 1,070,590	\$ -	\$ 1,070,590
預金-内部取引	-	-	-	-	-
貸付有価証券および買戻条件付 売渡有価証券	-	145,473	20,866	-	166,339
貸付有価証券および買戻条件付 売渡有価証券 - 内部取引	-	36,581	(36,581)	-	-
トレーディング勘定負債	1	80,100	39,793	-	119,894
トレーディング勘定負債 - 内部取引	379	5,109	(5,488)	-	-
短期借入金	66	11,096	33,887	-	45,049
短期借入金 - 内部取引	-	17,129	(17,129)	-	-
長期債務	150,477	39,578	58,705	-	248,760
長期債務 - 内部取引	-	66,791	(66,791)	-	-
子会社借入金	20,503	-	(20,503)	-	-
その他負債	937	51,777	53,866	-	106,580
その他負債 - 内部取引	8	8,414	(8,422)	-	-
株主持分	193,242	32,759	170,061	(202,116)	193,946
負債および株主持分合計	\$ 365,613	\$ 494,807	\$ 1,292,854	\$ (202,116)	\$ 1,951,158

(1) 2019年12月31日現在のシティグループ親会社の「その他資産」には、シティバンクおよびその支店への預金351億ドルを含み、うち249億ドルは残存期間が30日未満のものでした。

要約連結貸借対照表

2018年12月31日現在

(単位：百万ドル)	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社およ び相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
資産					
現金および銀行預け金	\$ 1	\$ 689	\$ 22,955	\$ -	\$ 23,645
現金および銀行預け金 - 内部取引	19	3,545	(3,564)	-	-
銀行預け金	-	4,915	159,545	-	164,460
銀行預け金 - 内部取引	3,000	6,528	(9,528)	-	-
借入有価証券および売戻条件付 買入有価証券	-	212,720	57,964	-	270,684
借入有価証券および売戻条件付 買入有価証券 - 内部取引	-	20,074	(20,074)	-	-
トレーディング勘定資産	302	146,233	109,582	-	256,117
トレーディング勘定資産 - 内部取引	627	1,728	(2,355)	-	-
投資	7	224	358,376	-	358,607
貸出金（前受収益控除後）	-	1,292	682,904	-	684,196
貸出金（前受収益控除後） - 内部取引	-	-	-	-	-
貸倒引当金	-	-	(12,315)	-	(12,315)
貸出金合計（正味）	\$ -	\$ 1,292	\$ 670,589	\$ -	\$ 671,881
子会社貸付金	\$ 143,119	\$ -	\$ (143,119)	\$ -	\$ -
子会社投資	205,337	-	-	(205,337)	-
その他資産 ⁽¹⁾	9,861	59,734	102,394	-	171,989
その他資産 - 内部取引	3,037	44,255	(47,292)	-	-
資産合計	\$ 365,310	\$ 501,937	\$ 1,255,473	\$ (205,337)	\$ 1,917,383
負債および株主持分					
預金	\$ -	\$ -	\$ 1,013,170	\$ -	\$ 1,013,170
預金-内部取引	-	-	-	-	-
貸付有価証券および買戻条件付 売渡有価証券	-	155,830	21,938	-	177,768
貸付有価証券および買戻条件付 売渡有価証券 - 内部取引	-	21,109	(21,109)	-	-
トレーディング勘定負債	1	95,571	48,733	-	144,305
トレーディング勘定負債 - 内部取引	410	1,398	(1,808)	-	-
短期借入金	207	3,656	28,483	-	32,346
短期借入金 - 内部取引	-	11,343	(11,343)	-	-
長期債務	143,767	25,986	62,246	-	231,999
長期債務 - 内部取引	-	73,884	(73,884)	-	-
子会社借入金	21,471	-	(21,471)	-	-
その他負債	3,011	66,732	50,978	-	120,721
その他負債 - 内部取引	223	13,763	(13,986)	-	-
株主持分	196,220	32,665	173,526	(205,337)	197,074
負債および株主持分合計	\$ 365,310	\$ 501,937	\$ 1,255,473	\$ (205,337)	\$ 1,917,383

(1) 2018年12月31日現在のシティグループ親会社の「その他資産」には、シティバンクおよびその支店への預金347億ドルを含み、うち224億ドルは残存期間が30日未満のものでした。

要約連結キャッシュ・フロー計算書

2019年12月31日に終了した事業年度

(単位:百万ドル)	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社およ び相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
継続事業の営業活動から生じた (に使用した)正味資金	\$ 25,011	\$ (35,396)	\$ (2,452)	-	\$ (12,837)
継続事業の投資活動から生じた キャッシュ・フロー					
投資の購入	\$ -	\$ -	\$ (274,491)	-	\$ (274,491)
投資の売却による収入	5	-	137,168	-	137,173
投資の満期による収入	-	-	119,051	-	119,051
貸出金の変動	-	-	(22,466)	-	(22,466)
貸出金の売却および証券化による 収入	-	-	2,878	-	2,878
借入有価証券および売戻条件付 買入有価証券の変動	-	15,811	3,551	-	19,362
投資および貸付金の変動					
- 内部取引	(1,847)	(870)	2,717	-	-
その他の投資活動	-	(64)	(4,817)	-	(4,881)
継続事業の投資活動から生じた (に使用した)正味資金	\$ (1,842)	\$ 14,877	\$ (36,409)	-	\$ (23,374)
継続事業の財務活動から生じた キャッシュ・フロー					
配当金支払	\$ (5,447)	\$ -	\$ -	-	\$ (5,447)
優先株式の発行	1,496	-	-	-	1,496
優先株式の償還	(1,980)	-	-	-	(1,980)
自己株式買戻	(17,571)	-	-	-	(17,571)
長期債務発行による収入 (返済)(正味)	1,666	10,389	(3,950)	-	8,105
長期債務発行による収入(返済) 内部取引(正味)	-	(7,177)	7,177	-	-
預金の変動	-	-	57,420	-	57,420
貸付有価証券および買戻条件付 売渡有価証券の変動	-	5,115	(16,544)	-	(11,429)
短期借入金の変動	-	7,440	5,263	-	12,703
短期借入金およびその他の貸付金 の変動(正味) 内部取引	(968)	5,843	(4,875)	-	-
親会社からの出資	-	(74)	74	-	-
その他の財務活動	(364)	(253)	253	-	(364)
継続事業の財務活動から生じた (に使用した)正味資金	\$ (23,168)	\$ 21,283	\$ 44,818	-	\$ 42,933
為替相場の変動による現金および 銀行預け金への影響	\$ -	\$ -	\$ (908)	-	\$ (908)
現金および銀行預け金の変動	\$ 1	\$ 764	\$ 5,049	-	\$ 5,814
現金および銀行預け金の期首 残高	3,020	15,677	169,408	-	188,105
現金および銀行預け金の期末 残高	\$ 3,021	\$ 16,441	\$ 174,457	-	\$ 193,919
現金および銀行預け金	\$ 21	\$ 5,681	\$ 18,265	-	\$ 23,967
銀行預け金	3,000	10,760	156,192	-	169,952
現金および銀行預け金の期末 残高	\$ 3,021	\$ 16,441	\$ 174,457	-	\$ 193,919
継続事業のキャッシュ・フロー 情報に関する補足事項					
当年度における法人税等支払額	\$ (393)	\$ 418	\$ 4,863	-	\$ 4,888
当年度における利息支払額	3,820	12,664	12,198	-	28,682
現金支出を伴わない投資活動					
貸出金から売却目的保有貸出金 への振替	\$ -	\$ -	\$ 5,500	-	\$ 5,500

要約連結キャッシュ・フロー計算書

2018年12月31日に終了した事業年度

(単位：百万ドル)	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社およ び相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
継続事業の営業活動から生じた (に使用した) 正味資金	\$ 21,314	\$ 13,287	\$ 2,351	\$ -	\$ 36,952
継続事業の投資活動から生じた キャッシュ・フロー					
投資の購入	\$ (7,955)	\$ (18)	\$ (144,514)	\$ -	\$ (152,487)
投資の売却による収入	7,634	3	53,854	-	61,491
投資の満期による収入	-	-	83,604	-	83,604
貸出金の変動	-	-	(29,002)	-	(29,002)
貸出金の売却および証券化による 収入	-	-	4,549	-	4,549
重要な処分による収入	-	-	314	-	314
借入有価証券および売戻条件付 買入有価証券の変動	-	(34,018)	(4,188)	-	(38,206)
投資および貸付金の変動 - 内部取引	(5,566)	(832)	6,398	-	-
その他の投資活動	556	(59)	(3,878)	-	(3,381)
継続事業の投資活動から生じた (に使用した) 正味資金	\$ (5,331)	\$ (34,924)	\$ (32,863)	\$ -	\$ (73,118)
継続事業の財務活動から生じた キャッシュ・フロー					
配当金支払	\$ (5,020)	\$ -	\$ -	\$ -	\$ (5,020)
優先株式の償還	(793)	-	-	-	(793)
自己株式買戻	(14,433)	-	-	-	(14,433)
長期債務発行による収入(返済) (正味)	(5,099)	10,278	(2,656)	-	2,523
長期債務発行による収入(返済) 内部取引(正味)	-	10,708	(10,708)	-	-
預金の変動	-	-	53,348	-	53,348
貸付有価証券および買戻条件付 売渡有価証券の変動	-	23,454	(1,963)	-	21,491
短期借入金の変動	32	88	(12,226)	-	(12,106)
短期借入金およびその他の貸付金 の変動(正味) 内部取引	1,819	(19,111)	17,292	-	-
親会社からの出資	-	(798)	798	-	-
その他の財務活動	(482)	-	-	-	(482)
継続事業の財務活動から生じた (使用した) 正味資金	\$ (23,976)	\$ 24,619	\$ 43,885	\$ -	\$ 44,528
為替相場の変動による現金および 銀行預け金への影響	\$ -	\$ -	\$ (773)	\$ -	\$ (773)
現金および銀行預け金の変動	\$ (7,993)	\$ 2,982	\$ 12,600	\$ -	\$ 7,589
現金および銀行預け金の期首 残高	11,013	12,695	156,808	-	180,516
現金および銀行預け金の期末 残高	\$ 3,020	\$ 15,677	\$ 169,408	\$ -	\$ 188,105
現金および銀行預け金	\$ 20	\$ 4,234	\$ 19,391	\$ -	\$ 23,645
銀行預け金	3,000	11,443	150,017	-	164,460
現金および銀行預け金の期末 残高	\$ 3,020	\$ 15,677	\$ 169,408	\$ -	\$ 188,105
継続事業のキャッシュ・フロー 情報に関する補足事項					
当年度における法人税等支払額	\$ (783)	\$ 458	\$ 4,638	\$ -	\$ 4,313
当年度における利息支払額	3,854	8,671	10,438	-	22,963
現金支出を伴わない投資活動 貸出金から売却目的保有貸出金へ の振替	\$ -	\$ -	\$ 4,200	\$ -	\$ 4,200

要約連結キャッシュ・フロー計算書

2017年12月31日に終了した事業年度

(単位：百万ドル)	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社およ び相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
継続事業の営業活動から生じた (に使用した) 正味資金	\$ 25,270	\$ (33,365)	\$ (679)	\$ -	\$ (8,774)
継続事業の投資活動から生じた キャッシュ・フロー					
投資の購入	\$ -	\$ (14)	\$ (185,726)	\$ -	\$ (185,740)
投資の売却による収入	132	18	107,218	-	107,368
投資の満期による収入	-	-	84,369	-	84,369
貸出金の変動	-	-	(58,062)	-	(58,062)
貸出金の売却および証券化による 収入	-	-	8,365	-	8,365
重要な処分による収入	-	-	3,411	-	3,411
借入有価証券および売却条件付 買入有価証券の変動	-	9,731	(5,396)	-	4,335
投資および貸付金の変動 - 内部取 引	(899)	9,755	(8,856)	-	-
その他の投資活動	-	(24)	(2,773)	-	(2,797)
継続事業の投資活動から生じた (に使用した) 正味資金	\$ (767)	\$ 19,466	\$ (57,450)	\$ -	\$ (38,751)
継続事業の財務活動から生じた キャッシュ・フロー					
配当金支払	\$ (3,797)	\$ -	\$ -	\$ -	\$ (3,797)
優先株式の発行	-	-	-	-	-
自己株式買戻	(14,541)	-	-	-	(14,541)
長期債務発行による収入(返済) (正味)	6,544	4,909	15,521	-	26,974
長期債務発行による収入(返済) 内部取引(正味)	-	(2,031)	2,031	-	-
預金の変動	-	-	30,416	-	30,416
貸付有価証券および買戻条件付 売渡有価証券の変動	-	5,748	8,708	-	14,456
短期借入金の変動	49	2,212	11,490	-	13,751
短期借入金およびその他の貸付金 の変動(正味) 内部取引	(22,152)	(8,615)	30,767	-	-
親会社からの出資	-	(748)	748	-	-
その他の財務活動	(405)	-	-	-	(405)
継続事業の財務活動から生じた (使用した) 正味資金	\$ (34,302)	\$ 1,475	\$ 99,681	\$ -	\$ 66,854
為替相場の変動による現金および 銀行預け金への影響	\$ -	\$ -	\$ 693	\$ -	\$ 693
現金および銀行預け金の変動	\$ (9,799)	\$ (12,424)	\$ 42,245	\$ -	\$ 20,022
現金および銀行預け金の期首 残高	20,812	25,119	114,563	-	160,494
現金および銀行預け金の期末 残高	\$ 11,013	\$ 12,695	\$ 156,808	\$ -	\$ 180,516
現金および銀行預け金	\$ 13	\$ 4,128	\$ 19,634	\$ -	\$ 23,775
銀行預け金	11,000	8,567	137,174	-	156,741
現金および銀行預け金の期末 残高	\$ 11,013	\$ 12,695	\$ 156,808	\$ -	\$ 180,516
継続事業のキャッシュ・フロー 情報に関する補足事項					
当年度における法人税等支払額	\$ (3,730)	\$ 678	\$ 5,135	\$ -	\$ 2,083
当年度における利息支払額	4,151	4,513	7,011	-	15,675
現金支出を伴わない投資活動					
貸出金から売却目的保有貸出金 への振替	\$ -	\$ -	\$ 5,900	\$ -	\$ 5,900

29. 四半期財務データ（未監査）

	2019年				2018年			
	第4 四半期	第3 四半期	第2 四半期	第1 四半期	第4 四半期	第3 四半期	第2 四半期	第1 四半期
(単位：百万ドル、ただし1株当たりの金額を除く。)								
支払利息控除後収益	\$ 18,378	\$ 18,574	\$ 18,758	\$ 18,576	\$ 17,124	\$ 18,389	\$ 18,469	\$ 18,872
営業費用	10,454	10,464	10,500	10,584	9,893	10,311	10,712	10,925
貸倒引当金繰入額ならびに 給付および請求に対する引当	2,222	2,088	2,093	1,980	1,925	1,974	1,812	1,857
法人税等控除前の継続事業 からの利益	\$ 5,702	\$ 6,022	\$ 6,165	\$ 6,012	\$ 5,306	\$ 6,104	\$ 5,945	\$ 6,090
法人税等 ⁽¹⁾	703	1,079	1,373	1,275	1,001	1,471	1,444	1,441
継続事業からの利益	\$ 4,999	\$ 4,943	\$ 4,792	\$ 4,737	\$ 4,305	\$ 4,633	\$ 4,501	\$ 4,649
非継続事業からの利益（損失） （税引後）	(4)	(15)	17	(2)	(8)	(8)	15	(7)
非支配持分控除前の当期利益	\$ 4,995	\$ 4,928	\$ 4,809	\$ 4,735	\$ 4,297	\$ 4,625	\$ 4,516	\$ 4,642
非支配持分	16	15	10	25	(16)	3	26	22
シティグループ当期利益	\$ 4,979	\$ 4,913	\$ 4,799	\$ 4,710	\$ 4,313	\$ 4,622	\$ 4,490	\$ 4,620
1株当たり利益 ⁽²⁾								
基本								
継続事業からの利益	\$ 2.16	\$ 2.09	\$ 1.94	\$ 1.88	\$ 1.65	\$ 1.74	\$ 1.62	\$ 1.68
当期利益	2.16	2.09	1.95	1.88	1.65	1.73	1.63	1.68
希薄化後								
継続事業からの利益	2.15	2.08	1.94	1.87	1.65	1.74	1.62	1.68
当期利益	2.15	2.07	1.95	1.87	1.64	1.73	1.63	1.68

当社の四半期業績は監査対象外であるため、連結財務諸表の本注記は未監査です。

(1) 2019年度第4四半期には、シティのDTAに関する評価性引当金の戻入による約430百万ドルの利益を含む、約540百万ドルの別個の税項目が含まれています。2019年度第3四半期には、シティのDTAに関する評価性引当金の戻入による約180百万ドルの利益を含む、約230百万ドルの別個の税項目が含まれています。

(2) 株式数を平均化しているため、四半期ごとの1株当たり利益の合計が、該当する事業年度の報告額に一致しない場合があります。

（連結財務諸表および連結財務諸表の注記は以上です。）

(7) 財務報告に係る内部統制についての経営陣の年次報告

シティの経営陣には、財務報告に係る十分な内部統制を確立し維持していく責任があります。シティの財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した外部報告目的の財務諸表作成に関して合理的な保証を提供するために整備されています。シティの財務報告に係る内部統制は、()シティの資産の取引および処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映した記録を維持し、()一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されていること、およびシティの収入と支出がシティの経営陣および取締役の承認に基づいてのみ実行されることに関する合理的な保証を提供し、ならびに()財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認のシティの資産の取得、使用または処分を防止または適時に発見することについての合理的な保証を提供するための方針および手続が含まれます。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、すべての虚偽の表示を防止または発見できない可能性があります。また、将来の期間にわたる有効性の評価の予測には、状況の変化により内部統制が不適切となるリスク、または方針や手続の遵守の程度が低下するリスクを伴います。さらに、シティの規模の大きさ、事業の複雑さおよび世界的な影響を鑑みますと、内部統制の無効化または欠陥が時折生じる可能性があります。

シティの経営陣は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が「内部統制の統合的枠組み(2013年版)」の中で確立した規準に基づき、2019年12月31日現在のシティグループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しました。この評価に基づき、経営陣は、シティの財務報告に係る内部統制が2019年12月31日現在において有効であったと確信しています。さらに、2019年12月31日に終了した四半期において、シティの財務報告に係る内部統制に重要な影響を及ぼした、または重要な影響を及ぼす可能性が合理的に認められるようなシティの財務報告に係る内部統制の変更はありませんでした。

2019年12月31日現在のシティの財務報告に係る内部統制の有効性は、シティの独立登録会計事務所であるケーピーエムジー エルエルピーにより監査されており、添付の監査報告書に記載のとおり、2019年12月31日現在のシティの財務報告に係る内部統制の有効性について無限定適正意見が表明されています。

[前へ](#) [次へ](#)

CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

CONSOLIDATED STATEMENT OF INCOME

Citigroup Inc. and Subsidiaries

Years ended December 31,

<i>In millions of dollars, except per share amounts</i>	Years ended December 31,		
	2019	2018	2017
Revenues			
Interest revenue	\$ 76,510	\$ 70,828	\$ 61,579
Interest expense	29,163	24,266	16,518
Net interest revenue	\$ 47,347	\$ 46,562	\$ 45,061
Commissions and fees	\$ 11,746	\$ 11,857	\$ 12,707
Principal transactions	8,892	8,905	8,940
Administration and other fiduciary fees	3,411	3,580	3,584
Realized gains on sales of investments, net	1,474	421	778
Net impairment losses recognized in earnings	\$ (32)	\$ (132)	\$ (63)
Other revenue	\$ 1,448	\$ 1,661	\$ 1,437
Total non-interest revenues	\$ 26,939	\$ 26,292	\$ 27,383
Total revenues, net of interest expense	\$ 74,286	\$ 72,854	\$ 72,444
Provisions for credit losses and for benefits and claims			
Provision for loan losses	\$ 8,218	\$ 7,354	\$ 7,503
Policyholder benefits and claims	73	101	109
Provision (release) for unfunded lending commitments	92	113	(161)
Total provisions for credit losses and for benefits and claims	\$ 8,383	\$ 7,568	\$ 7,451
Operating expenses			
Compensation and benefits	\$ 21,433	\$ 21,154	\$ 21,181
Premises and equipment	2,328	2,324	2,453
Technology/communication	7,077	7,193	6,909
Advertising and marketing	1,516	1,545	1,608
Other operating	9,648	9,625	10,081
Total operating expenses	\$ 42,002	\$ 41,841	\$ 42,232
Income from continuing operations before income taxes	\$ 23,901	\$ 23,445	\$ 22,761
Provision for income taxes	4,430	5,357	29,388
Income (loss) from continuing operations	\$ 19,471	\$ 18,088	\$ (6,627)
Discontinued operations			
Loss from discontinued operations	\$ (31)	\$ (26)	\$ (104)
Provision (benefit) for income taxes	(27)	(18)	7
Loss from discontinued operations, net of taxes	\$ (4)	\$ (8)	\$ (111)
Net income (loss) before attribution of noncontrolling interests	\$ 19,467	\$ 18,080	\$ (6,738)
Noncontrolling interests	66	35	60
Citigroup's net income (loss)	\$ 19,401	\$ 18,045	\$ (6,798)
Basic earnings per share⁽¹⁾			
Income (loss) from continuing operations	\$ 8.08	\$ 6.69	\$ (2.94)
Loss from discontinued operations, net of taxes	—	—	(0.04)
Net income (loss)	\$ 8.08	\$ 6.69	\$ (2.98)
Weighted average common shares outstanding (in millions)	2,249.2	2,493.3	2,698.5

Citigroup Inc. and Subsidiaries

CONSOLIDATED STATEMENT OF INCOME (Continued)

<i>In millions of dollars, except per share amounts</i>	Years ended December 31,		
	2019	2018	2017
Diluted earnings per share⁽¹⁾			
Income (loss) from continuing operations	\$ 8.04	\$ 6.69	\$ (2.94)
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	—	—	(0.04)
Net income (loss)	\$ 8.04	\$ 6.68	\$ (2.98)
Adjusted weighted average common shares outstanding <i>(in millions)</i>	2,265.3	2,494.8	2,698.5

(1) Due to rounding, earnings per share on continuing operations and discontinued operations may not sum to earnings per share on net income.

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

CONSOLIDATED STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

Citigroup Inc. and Subsidiaries

<i>In millions of dollars</i>	Years ended December 31,		
	2019	2018	2017
Citigroup's net income (loss)	\$ 19,401	\$ 18,045	\$ (6,798)
Add: Citigroup's other comprehensive income (loss)			
Net change in unrealized gains and losses on debt securities, net of taxes ⁽¹⁾⁽²⁾	\$ 1,985	\$ (1,089)	\$ (863)
Net change in debt valuation adjustment (DVA), net of taxes ⁽³⁾	(1,136)	1,113	(569)
Net change in cash flow hedges, net of taxes	851	(30)	(138)
Benefit plans liability adjustment, net of taxes ⁽⁴⁾	(552)	(74)	(1,019)
Net change in foreign currency translation adjustment, net of taxes and hedges	(321)	(2,362)	(202)
Net change in excluded component of fair value hedges, net of taxes	25	(57)	—
Citigroup's total other comprehensive income (loss)⁽⁴⁾	\$ 852	\$ (2,499)	\$ (2,791)
Citigroup's total comprehensive income (loss)	\$ 20,253	\$ 15,546	\$ (9,589)
Add: Other comprehensive income (loss) attributable to noncontrolling interests	\$ —	\$ (43)	\$ 114
Add: Net income attributable to noncontrolling interests	66	35	60
Total comprehensive income (loss)	\$ 20,319	\$ 15,538	\$ (9,415)

(1) See Note 1 to the Consolidated Financial Statements.

(2) For the years ended December 31, 2019 and 2018, amounts represent the net change in unrealized gains and losses on available-for-sale (AFS) debt securities. Effective January 1, 2018, the AFS category was eliminated for equity securities under ASU 2016-01.

(3) See Note 8 to the Consolidated Financial Statements.

(4) Includes the impact of ASU 2018-02, adopted in 2017. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements.

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

CONSOLIDATED BALANCE SHEET

Citigroup Inc. and Subsidiaries

<i>In millions of dollars</i>	December 31,	
	2019	2018
Assets		
Cash and due from banks (including segregated cash and other deposits)	\$ 23,967	\$ 23,645
Deposits with banks	169,952	164,460
Securities borrowed and purchased under agreements to resell (including \$153,193 and \$147,701 as of December 31, 2019 and 2018, respectively, at fair value)	251,322	270,684
Brokerage receivables	39,857	35,450
Trading account assets (including \$120,236 and \$112,932 pledged to creditors at December 31, 2019 and 2018, respectively)	276,140	256,117
Investments:		
Available-for-sale debt securities (including \$8,721 and \$9,284 pledged to creditors as of December 31, 2019 and 2018, respectively)	280,265	288,038
Held-to-maturity debt securities (including \$1,923 and \$971 pledged to creditors as of December 31, 2019 and 2018, respectively)	80,775	63,357
Equity securities (including \$1,162 and \$1,109 as of December 31, 2019 and 2018, respectively, at fair value)	7,523	7,212
Total investments	\$ 368,563	\$ 358,607
Loans:		
Consumer (including \$18 and \$20 as of December 31, 2019 and 2018, respectively, at fair value)	309,548	302,360
Corporate (including \$4,067 and \$3,203 as of December 31, 2019 and 2018, respectively, at fair value)	389,935	381,836
Loans, net of unearned income	\$ 699,483	\$ 684,196
Allowance for loan losses	(12,783)	(12,315)
Total loans, net	\$ 686,700	\$ 671,881
Goodwill	22,126	22,046
Intangible assets (including MSRs of \$495 and \$584 as of December 31, 2019 and 2018, respectively, at fair value)	4,822	5,220
Other assets (including \$12,830 and \$20,788 as of December 31, 2019 and 2018, respectively, at fair value)	107,709	109,273
Total assets	\$ 1,951,158	\$ 1,917,383

The following table presents certain assets of consolidated variable interest entities (VIEs), which are included on the Consolidated Balance Sheet above. The assets in the table below include those assets that can only be used to settle obligations of consolidated VIEs, presented on the following page, and are in excess of those obligations. In addition, the assets in the table below include third-party assets of consolidated VIEs only and exclude intercompany balances that eliminate in consolidation.

<i>In millions of dollars</i>	December 31,	
	2019	2018
Assets of consolidated VIEs to be used to settle obligations of consolidated VIEs		
Cash and due from banks	\$ 108	\$ 270
Trading account assets	6,719	917
Investments	1,295	1,796
Loans, net of unearned income		
Consumer	46,977	49,403
Corporate	16,175	19,259
Loans, net of unearned income	\$ 63,152	\$ 68,662
Allowance for loan losses	(1,841)	(1,852)
Total loans, net	\$ 61,311	\$ 66,810
Other assets	73	151
Total assets of consolidated VIEs to be used to settle obligations of consolidated VIEs	\$ 69,506	\$ 69,944

Statement continues on the next page.

CONSOLIDATED BALANCE SHEET

Citigroup Inc. and Subsidiaries

(Continued)

<i>In millions of dollars, except shares and per share amounts</i>	December 31,	
	2019	2018
Liabilities		
Non-interest-bearing deposits in U.S. offices	\$ 98,811	\$ 105,836
Interest-bearing deposits in U.S. offices (including \$1,624 and \$717 as of December 31, 2019 and 2018, respectively, at fair value)	401,418	361,573
Non-interest-bearing deposits in offices outside the U.S.	85,692	80,648
Interest-bearing deposits in offices outside the U.S. (including \$695 and \$758 as of December 31, 2019 and 2018, respectively, at fair value)	484,669	465,113
Total deposits	\$ 1,070,590	\$ 1,013,170
Securities loaned and sold under agreements to repurchase (including \$40,651 and \$44,510 as of December 31, 2019 and 2018, respectively, at fair value)	166,339	177,768
Brokerage payables	48,601	64,571
Trading account liabilities	119,894	144,305
Short-term borrowings (including \$4,946 and \$4,483 as of December 31, 2019 and 2018, respectively, at fair value)	45,049	32,346
Long-term debt (including \$55,783 and \$38,229 as of December 31, 2019 and 2018, respectively, at fair value)	248,760	231,999
Other liabilities (including \$6,343 and \$15,906 as of December 31, 2019 and 2018, respectively, at fair value)	57,979	56,150
Total liabilities	\$ 1,757,212	\$ 1,720,309
Stockholders' equity		
Preferred stock (\$1.00 par value; authorized shares: 30 million), issued shares: 719,200 as of December 31, 2019 and 738,400 as of December 31, 2018, at aggregate liquidation value	\$ 17,980	\$ 18,460
Common stock (\$0.01 par value; authorized shares: 6 billion), issued shares: 3,099,602,856 as of December 31, 2019 and 3,099,567,177 as of December 31, 2018	31	31
Additional paid-in capital	107,840	107,922
Retained earnings	165,369	151,347
Treasury stock, at cost: 985,479,501 shares as of December 31, 2019 and 731,099,833 shares as of December 31, 2018	(61,660)	(44,370)
Accumulated other comprehensive income (loss) (AOCI)	(36,318)	(37,170)
Total Citigroup stockholders' equity	\$ 193,242	\$ 196,220
Noncontrolling interest	704	854
Total equity	\$ 193,946	\$ 197,074
Total liabilities and equity	\$ 1,951,158	\$ 1,917,383

The following table presents certain liabilities of consolidated VIEs, which are included on the Consolidated Balance Sheet above. The liabilities in the table below include third-party liabilities of consolidated VIEs only and exclude intercompany balances that eliminate in consolidation. The liabilities also exclude amounts where creditors or beneficial interest holders have recourse to the general credit of Citigroup.

<i>In millions of dollars</i>	December 31,	
	2019	2018
Liabilities of consolidated VIEs for which creditors or beneficial interest holders do not have recourse to the general credit of Citigroup		
Short-term borrowings	\$ 10,031	\$ 13,134
Long-term debt	25,582	28,514
Other liabilities	917	697
Total liabilities of consolidated VIEs for which creditors or beneficial interest holders do not have recourse to the general credit of Citigroup	\$ 36,530	\$ 42,345

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

CONSOLIDATED STATEMENT OF CHANGES IN STOCKHOLDERS' EQUITY

Citigroup Inc. and Subsidiaries

	Years ended December 31,					
	Amounts			Shares		
	2019	2018	2017	2019	2018	2017
<i>In millions of dollars, except shares in thousands</i>						
Preferred stock at aggregate liquidation value						
Balance, beginning of year	\$ 18,460	\$ 19,253	\$ 19,253	738	770	770
Issuance of new preferred stock	1,500	—	—	60	—	—
Redemption of preferred stock	(1,980)	(793)	—	(79)	(32)	—
Balance, end of period	\$ 17,980	\$ 18,460	\$ 19,253	719	738	770
Common stock and additional paid-in capital						
Balance, beginning of year	\$ 107,953	\$ 108,039	\$ 108,073	3,099,567	3,099,523	3,099,482
Employee benefit plans	(112)	(94)	(27)	36	44	41
Preferred stock issuance expense	(4)	—	—	—	—	—
Other	34	8	(7)	—	—	—
Balance, end of period	\$ 107,871	\$ 107,953	\$ 108,039	3,099,603	3,099,567	3,099,523
Retained earnings						
Balance, beginning of year	\$ 151,347	\$ 138,425	\$ 146,477			
Adjustment to opening balance, net of taxes ⁽¹⁾	151	(84)	(660)			
Adjusted balance, beginning of period	\$ 151,498	\$ 138,341	\$ 145,817			
Citigroup's net income (loss)	19,401	18,045	(6,798)			
Common dividends ⁽²⁾	(4,403)	(3,865)	(2,595)			
Preferred dividends	(1,109)	(1,174)	(1,213)			
Impact of Tax Reform related to AOCI reclassification ⁽¹⁾	—	—	3,304			
Other ⁽⁶⁾	(18)	—	(90)			
Balance, end of period	\$ 165,369	\$ 151,347	\$ 138,425			
Treasury stock, at cost						
Balance, beginning of year	\$ (44,370)	\$ (30,309)	\$ (16,302)	(731,100)	(529,615)	(327,090)
Employee benefit plans ⁽¹⁾	585	484	531	9,872	10,557	11,651
Treasury stock acquired ⁽⁸⁾	(17,875)	(14,545)	(14,538)	(264,252)	(212,042)	(214,176)
Balance, end of period	\$ (61,660)	\$ (44,370)	\$ (30,309)	(985,480)	(731,100)	(529,615)
Citigroup's accumulated other comprehensive income (loss)						
Balance, beginning of year	\$ (37,170)	\$ (34,668)	\$ (32,381)			
Adjustment to opening balance, net of taxes ⁽¹⁾	—	(3)	504			
Adjusted balance, beginning of period	\$ (37,170)	\$ (34,671)	\$ (31,877)			
Citigroup's total other comprehensive income (loss) ⁽⁹⁾	852	(2,499)	(2,791)			
Balance, end of period	\$ (36,318)	\$ (37,170)	\$ (34,668)			
Total Citigroup common stockholders' equity	\$ 175,262	\$ 177,760	\$ 181,487	2,114,123	2,368,467	2,569,908
Total Citigroup stockholders' equity	\$ 193,242	\$ 196,220	\$ 200,740			
Noncontrolling interests						
Balance, beginning of year	\$ 854	\$ 932	\$ 1,023			
Transactions between noncontrolling-interest shareholders and the related consolidated subsidiary	—	—	(28)			
Transactions between Citigroup and the noncontrolling-interest shareholders	(169)	(50)	(121)			
Net income attributable to noncontrolling-interest shareholders	66	35	60			
Distributions paid to noncontrolling-interest shareholders	(40)	(38)	(44)			
Other comprehensive income (loss) attributable to noncontrolling-interest shareholders	—	(43)	114			
Other	(7)	18	(72)			
Net change in noncontrolling interests	\$ (150)	\$ (78)	\$ (91)			
Balance, end of period	\$ 704	\$ 854	\$ 932			
Total equity	\$ 193,946	\$ 197,074	\$ 201,672			

- (1) See Note 1 to the Consolidated Financial Statements for additional details.
- (2) Common dividends declared were \$0.45 per share in the first and second quarters of 2019 and \$0.51 per share in the third and fourth quarters of 2019; \$0.32 per share in the first and second quarters of 2018 and \$0.45 per share in the third and fourth quarters of 2018; and \$0.16 in the first and second quarters of 2017 and \$0.32 per share in the third and fourth quarters of 2017.
- (3) Includes the impact of ASU 2018-02, which transferred those amounts from *AOCI* to 2017 *Retained earnings*. See Notes 1 and 19 to the Consolidated Financial Statements.
- (4) 2017 includes the impact of ASU No. 2016-09, *Compensation - Stock Compensation (Topic 718): Improvements to Employee Share-Based Payment Accounting*. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements.
- (5) Includes treasury stock related to (i) certain activity on employee stock option program exercises where the employee delivers existing shares to cover the option exercise, or (ii) under Citi's employee restricted or deferred stock programs where shares are withheld to satisfy tax requirements.
- (6) Primarily consists of open market purchases under Citi's Board of Directors-approved common stock repurchase program.

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

CONSOLIDATED STATEMENT OF CASH FLOWS

Citigroup Inc. and Subsidiaries

<i>In millions of dollars</i>	Years ended December 31,		
	2019	2018	2017
Cash flows from operating activities of continuing operations			
Net income before attribution of noncontrolling interests	\$ 19,467	\$ 18,080	\$ (6,738)
Net income attributable to noncontrolling interests	66	35	60
Citigroup's net income	\$ 19,401	\$ 18,045	\$ (6,798)
Loss from discontinued operations, net of taxes	(4)	(8)	(111)
Income (loss) from continuing operations—excluding noncontrolling interests	\$ 19,405	\$ 18,053	\$ (6,687)
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by (used in) operating activities of continuing operations			
Net gains on significant disposals ⁽¹⁾	—	(247)	(602)
Depreciation and amortization	3,905	3,754	3,659
Deferred income taxes ⁽²⁾	(610)	(51)	24,877
Provision for loan losses	8,218	7,354	7,503
Realized gains from sales of investments	(1,474)	(421)	(778)
Net impairment losses on investments	32	132	91
Change in trading account assets	(20,124)	(3,469)	(7,038)
Change in trading account liabilities	(24,411)	19,135	(15,375)
Change in brokerage receivables net of brokerage payables	(20,377)	6,163	(5,307)
Change in loans HFS	(909)	770	247
Change in other assets	4,724	(5,791)	(3,364)
Change in other liabilities	1,829	(871)	(3,044)
Other, net	16,955	(7,559)	(2,956)
Total adjustments	\$ (32,242)	\$ 18,899	\$ (2,087)
Net cash provided by (used in) operating activities of continuing operations	\$ (12,837)	\$ 36,952	\$ (8,774)
Cash flows from investing activities of continuing operations			
Change in securities borrowed and purchased under agreements to resell	\$ 19,362	\$ (38,206)	\$ 4,335
Change in loans	(22,466)	(29,002)	(58,062)
Proceeds from sales and securitizations of loans	2,878	4,549	8,365
Purchases of investments	(274,491)	(152,487)	(185,740)
Proceeds from sales of investments	137,173	61,491	107,368
Proceeds from maturities of investments	119,051	83,604	84,369
Proceeds from significant disposals ⁽¹⁾	—	314	3,411
Capital expenditures on premises and equipment and capitalized software	(5,336)	(3,774)	(3,361)
Proceeds from sales of premises and equipment, subsidiaries and affiliates and repossessed assets	259	212	377
Other, net	196	181	187
Net cash used in investing activities of continuing operations	\$ (23,374)	\$ (73,118)	\$ (38,751)
Cash flows from financing activities of continuing operations			
Dividends paid	\$ (5,447)	\$ (5,020)	\$ (3,797)
Issuance of preferred stock	1,496	—	—
Redemption of preferred stock	(1,980)	(793)	—
Treasury stock acquired	(17,571)	(14,433)	(14,541)
Stock tendered for payment of withholding taxes	(364)	(482)	(405)
Change in securities loaned and sold under agreements to repurchase	(11,429)	21,491	14,456
Issuance of long-term debt	59,134	60,655	67,960
Payments and redemptions of long-term debt	(51,029)	(58,132)	(40,986)
Change in deposits	57,420	53,348	30,416
Change in short-term borrowings	12,703	(12,106)	13,751

CONSOLIDATED STATEMENT OF CASH FLOWS
(Continued)

Citigroup Inc. and Subsidiaries

<i>In millions of dollars</i>	Years ended December 31,		
	2019	2018	2017
Net cash provided by financing activities of continuing operations	\$ 42,933	\$ 44,528	\$ 66,854
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents	\$ (908)	\$ (773)	\$ 693
Change in cash, due from banks and deposits with banks	\$ 5,814	\$ 7,589	\$ 20,022
Cash, due from banks and deposits with banks at beginning of period ⁽¹⁾	188,105	180,516	160,494
Cash, due from banks and deposits with banks at end of period⁽¹⁾	\$ 193,919	\$ 188,105	\$ 180,516
Cash and due from banks	\$ 23,967	\$ 23,645	\$ 23,775
Deposits with banks	169,952	164,460	156,741
Cash, due from banks and deposits with banks at end of period	\$ 193,919	\$ 188,105	\$ 180,516
Supplemental disclosure of cash flow information for continuing operations			
Cash paid during the year for income taxes	\$ 4,888	\$ 4,313	\$ 2,083
Cash paid during the year for interest	28,682	22,963	15,675
Non-cash investing activities⁽²⁾			
Transfers to loans HFS (<i>Other assets</i>) from loans	\$ 5,500	\$ 4,200	\$ 5,900

- (1) See Note 2 to the Consolidated Financial Statements for further information on significant disposals.
(2) Includes the full impact of the \$22.6 billion non-cash charge related to the Tax Cuts and Jobs Act (Tax Reform) in 2017. See Notes 1 and 9 to the Consolidated Financial Statements for further information.
(3) Includes the impact of ASU 2016-18, *Restricted Cash*. See Notes 1 and 26 to the Consolidated Financial Statements.
(4) Operating and finance lease right-of-use assets and lease liabilities represent non-cash investing and financing activities, respectively, and are not included in the non-cash investing activities presented here. See Note 26 to the Consolidated Financial Statements for more information and balances as of December 31, 2019.

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

1. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Throughout these Notes, "Citigroup," "Citi" and the "Company" refer to Citigroup Inc. and its consolidated subsidiaries.

Certain reclassifications have been made to the prior periods' financial statements and Notes to conform to the current period's presentation.

Principles of Consolidation

The Consolidated Financial Statements include the accounts of Citigroup and its subsidiaries prepared in accordance with U.S. generally accepted accounting principles (GAAP). The Company consolidates subsidiaries in which it holds, directly or indirectly, more than 50% of the voting rights or where it exercises control. Entities where the Company holds 20% to 50% of the voting rights and/or has the ability to exercise significant influence, other than investments of designated venture capital subsidiaries or investments accounted for at fair value under the fair value option, are accounted for under the equity method, and the pro rata share of their income (loss) is included in *Other revenue*. Income from investments in less-than-20%-owned companies is recognized when dividends are received. As discussed in more detail in Note 21 to the Consolidated Financial Statements, Citigroup also consolidates entities deemed to be variable interest entities when Citigroup is determined to be the primary beneficiary. Gains and losses on the disposition of branches, subsidiaries, affiliates, buildings and other investments are included in *Other revenue*.

Citibank

Citibank, N.A. (Citibank) is a commercial bank and wholly owned subsidiary of Citigroup. Citibank's principal offerings include consumer finance, mortgage lending and retail banking (including commercial banking) products and services; investment banking, cash management and trade finance; and private banking products and services.

Variable Interest Entities (VIEs)

An entity is a variable interest entity (VIE) if it meets either of the criteria outlined in Accounting Standards Codification (ASC) Topic 810, *Consolidation*, which are (i) the entity has equity that is insufficient to permit the entity to finance its activities without additional subordinated financial support from other parties, or (ii) the entity has equity investors that cannot make significant decisions about the entity's operations or that do not absorb their proportionate share of the entity's expected losses or expected returns.

The Company consolidates a VIE when it has both the power to direct the activities that most significantly impact the VIE's economic performance and a right to receive benefits or the obligation to absorb losses of the entity that could be potentially significant to the VIE (that is, Citi is the primary beneficiary). In addition to variable interests held in

consolidated VIEs, the Company has variable interests in other VIEs that are not consolidated because the Company is not the primary beneficiary.

All unconsolidated VIEs are monitored by the Company to assess whether any events have occurred to cause its primary beneficiary status to change.

All entities not deemed to be VIEs with which the Company has involvement are evaluated for consolidation under other subtopics of ASC 810. See Note 21 to the Consolidated Financial Statements for more detailed information.

Foreign Currency Translation

Assets and liabilities of Citi's foreign operations are translated from their respective functional currencies into U.S. dollars using period-end spot foreign exchange rates. The effects of those translation adjustments are reported in *Accumulated other comprehensive income (loss)*, a component of stockholders' equity, net of any related hedge and tax effects, until realized upon sale or substantial liquidation of the foreign operation, at which point such amounts related to the foreign entity are reclassified into earnings. Revenues and expenses of Citi's foreign operations are translated monthly from their respective functional currencies into U.S. dollars at amounts that approximate weighted average exchange rates.

For transactions that are denominated in a currency other than the functional currency, including transactions denominated in the local currencies of foreign operations that use the U.S. dollar as their functional currency, the effects of changes in exchange rates are primarily included in *Principal transactions*, along with the related effects of any economic hedges. Instruments used to hedge foreign currency exposures include foreign currency forward, option and swap contracts and, in certain instances, designated issues of non-U.S. dollar debt. Foreign operations in countries with highly inflationary economies designate the U.S. dollar as their functional currency, with the effects of changes in exchange rates primarily included in *Other revenue*.

Investment Securities

Investments include debt and equity securities. Debt securities include bonds, notes and redeemable preferred stocks, as well as certain loan-backed and structured securities that are subject to prepayment risk. Equity securities include common and nonredeemable preferred stock.

Debt Securities

- Debt securities classified as "held-to-maturity" are securities that the Company has both the ability and the intent to hold until maturity and are carried at amortized cost. Interest income on such securities is included in *Interest revenue*.
- Debt securities classified as "available-for-sale" are carried at fair value with changes in fair value reported

in *Accumulated other comprehensive income (loss)*, a component of stockholders' equity, net of applicable income taxes and hedges. Interest income on such securities is included in *Interest revenue*.

Equity Securities

- Marketable equity securities are measured at fair value with changes in fair value recognized in earnings.
- Non-marketable equity securities are measured at fair value with changes in fair value recognized in earnings unless (i) the measurement alternative is elected or (ii) the investment represents Federal Reserve Bank and Federal Home Loan Bank stock or certain exchange seats that continue to be carried at cost. Non-marketable equity securities under the measurement alternative are carried at cost plus or minus changes resulting from observed prices for orderly transactions for the identical or a similar investment of the same issuer.
- Certain investments that would otherwise have been accounted for using the equity method are carried at fair value with changes in fair value recognized in earnings, since the Company elected to apply fair value accounting.

For investments in debt securities classified as HTM or AFS, the accrual of interest income is suspended for investments that are in default or for which it is likely that future interest payments will not be made as scheduled.

Debt securities not measured at fair value through earnings, such as securities held in HTM or AFS, and equity securities under the measurement alternative, are subject to evaluation for impairment as described in Note 13 to the Consolidated Financial Statements. Realized gains and losses on sales of investments are included in earnings, primarily on a specific identification basis.

The Company uses a number of valuation techniques for investments carried at fair value, which are described in Note 24 to the Consolidated Financial Statements.

Trading Account Assets and Liabilities

Trading account assets include debt and marketable equity securities, derivatives in a receivable position, residual interests in securitizations and physical commodities inventory. In addition, as described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements, certain assets that Citigroup has elected to carry at fair value under the fair value option, such as loans and purchased guarantees, are also included in *Trading account assets*.

Trading account liabilities include securities sold, not yet purchased (short positions) and derivatives in a net payable position, as well as certain liabilities that Citigroup has elected to carry at fair value (as described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements).

Other than physical commodities inventory, all trading account assets and liabilities are carried at fair value. Revenues generated from trading assets and trading liabilities are generally reported in *Principal transactions* and include realized gains and losses as well as unrealized

gains and losses resulting from changes in the fair value of such instruments. Interest income on trading assets is recorded in *Interest revenue* reduced by interest expense on trading liabilities.

Physical commodities inventory is carried at the lower of cost or market with related losses reported in *Principal transactions*. Realized gains and losses on sales of commodities inventory are included in *Principal transactions*. Investments in unallocated precious metals accounts (gold, silver, platinum and palladium) are accounted for as hybrid instruments containing a debt host contract and an embedded non-financial derivative instrument indexed to the price of the relevant precious metal. The embedded derivative instrument is separated from the debt host contract and accounted for at fair value. The debt host contract is carried at fair value under the fair value option, as described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements.

Derivatives used for trading purposes include interest rate, currency, equity, credit and commodity swap agreements, options, caps and floors, warrants, and financial and commodity futures and forward contracts. Derivative asset and liability positions are presented net by counterparty on the Consolidated Balance Sheet when a valid master netting agreement exists and the other conditions set out in ASC Topic 210-20, *Balance Sheet—Offsetting*, are met. See Note 22 to the Consolidated Financial Statements.

The Company uses a number of techniques to determine the fair value of trading assets and liabilities, which are described in Note 24 to the Consolidated Financial Statements.

Securities Borrowed and Securities Loaned

Securities borrowing and lending transactions do not constitute a sale of the underlying securities for accounting purposes and are treated as collateralized financing transactions. Such transactions are recorded at the amount of proceeds advanced or received plus accrued interest. As described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements, the Company has elected to apply fair value accounting to a number of securities borrowing and lending transactions. Fees paid or received for all securities lending and borrowing transactions are recorded in *Interest expense* or *Interest revenue* at the contractually specified rate.

The Company monitors the fair value of securities borrowed or loaned on a daily basis and obtains or posts additional collateral in order to maintain contractual margin protection.

As described in Note 24 to the Consolidated Financial Statements, the Company uses a discounted cash flow technique to determine the fair value of securities lending and borrowing transactions.

Repurchase and Resale Agreements

Securities sold under agreements to repurchase (repos) and securities purchased under agreements to resell (reverse repos) do not constitute a sale (or purchase) of the underlying securities for accounting purposes and are treated as collateralized financing transactions. As described in Note

25 to the Consolidated Financial Statements, the Company has elected to apply fair value accounting to certain of such transactions, with changes in fair value reported in earnings. Any transactions for which fair value accounting has not been elected are recorded at the amount of cash advanced or received plus accrued interest. Irrespective of whether the Company has elected fair value accounting, interest paid or received on all repo and reverse repo transactions is recorded in *Interest expense* or *Interest revenue* at the contractually specified rate.

Where the conditions of ASC 210-20-45-11, *Balance Sheet— Offsetting: Repurchase and Reverse Repurchase Agreements*, are met, repos and reverse repos are presented net on the Consolidated Balance Sheet.

The Company's policy is to take possession of securities purchased under reverse repurchase agreements. The Company monitors the fair value of securities subject to repurchase or resale on a daily basis and obtains or posts additional collateral in order to maintain contractual margin protection.

As described in Note 24 to the Consolidated Financial Statements, the Company uses a discounted cash flow technique to determine the fair value of repo and reverse repo transactions.

Loans

Loans are reported at their outstanding principal balances net of any unearned income and unamortized deferred fees and costs, except for credit card receivable balances, which include accrued interest and fees. Loan origination fees and certain direct origination costs are generally deferred and recognized as adjustments to income over the lives of the related loans.

As described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements, Citi has elected fair value accounting for certain loans. Such loans are carried at fair value with changes in fair value reported in earnings. Interest income on such loans is recorded in *Interest revenue* at the contractually specified rate.

Loans that are held-for-investment are classified as *Loans, net of unearned income* on the Consolidated Balance Sheet, and the related cash flows are included within the cash flows from investing activities category in the Consolidated Statement of Cash Flows on the line *Change in loans*. However, when the initial intent for holding a loan has changed from held-for-investment to held-for-sale (HFS), the loan is reclassified to HFS, but the related cash flows continue to be reported in cash flows from investing activities in the Consolidated Statement of Cash Flows on the line *Proceeds from sales and securitizations of loans*.

Consumer Loans

Consumer loans represent loans and leases managed primarily by the *Global Consumer Banking (GCB)* businesses and *Corporate/Other*.

Consumer Non-accrual and Re-aging Policies

As a general rule, interest accrual ceases for installment and real estate (both open- and closed-end) loans when payments

are 90 days contractually past due. For credit cards and other unsecured revolving loans, however, Citi generally accrues interest until payments are 180 days past due. As a result of OCC guidance, home equity loans in regulated bank entities are classified as non-accrual if the related residential first mortgage is 90 days or more past due. Also as a result of OCC guidance, mortgage loans in regulated bank entities are classified as non-accrual within 60 days of notification that the borrower has filed for bankruptcy, other than Federal Housing Administration (FHA)-insured loans.

Loans that have been modified to grant a concession to a borrower in financial difficulty may not be accruing interest at the time of the modification. The policy for returning such modified loans to accrual status varies by product and/or region. In most cases, a minimum number of payments (ranging from one to six) is required, while in other cases the loan is never returned to accrual status. For regulated bank entities, such modified loans are returned to accrual status if a credit evaluation at the time of, or subsequent to, the modification indicates the borrower is able to meet the restructured terms, and the borrower is current and has demonstrated a reasonable period of sustained payment performance (minimum six months of consecutive payments).

For U.S. consumer loans, generally one of the conditions to qualify for modification is that a minimum number of payments (typically ranging from one to three) must be made. Upon modification, the loan is re-aged to current status. However, re-aging practices for certain open-ended consumer loans, such as credit cards, are governed by Federal Financial Institutions Examination Council (FFIEC) guidelines. For open-ended consumer loans subject to FFIEC guidelines, one of the conditions for the loan to be re-aged to current status is that at least three consecutive minimum monthly payments, or the equivalent amount, must be received. In addition, under FFIEC guidelines, the number of times that such a loan can be re-aged is subject to limitations (generally once in 12 months and twice in five years). Furthermore, FHA and Department of Veterans Affairs (VA) loans may only be modified under those respective agencies' guidelines, and payments are not always required in order to re-age a modified loan to current.

Consumer Charge-Off Policies

Citi's charge-off policies follow the general guidelines below:

- Unsecured installment loans are charged off at 120 days contractually past due.
- Unsecured revolving loans and credit card loans are charged off at 180 days contractually past due.
- Loans secured with non-real estate collateral are written down to the estimated value of the collateral, less costs to sell, at 120 days contractually past due.
- Real estate-secured loans are written down to the estimated value of the property, less costs to sell, at 180 days contractually past due.

- Real estate-secured loans are charged off no later than 180 days contractually past due if a decision has been made not to foreclose on the loans.
- Unsecured loans in bankruptcy are charged off within 60 days of notification of filing by the bankruptcy court or in accordance with Citi's charge-off policy, whichever occurs earlier.
- Real estate-secured loans in bankruptcy, other than FHA-insured loans, are written down to the estimated value of the property, less costs to sell, within 60 days of notification that the borrower has filed for bankruptcy or in accordance with Citi's charge-off policy, whichever is earlier.
- Commercial banking loans are written down to the extent that principal is judged to be uncollectable.

Corporate Loans

Corporate loans represent loans and leases managed by *Institutional Clients Group (ICG)*. Corporate loans are identified as impaired and placed on a cash (non-accrual) basis when it is determined, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful or when interest or principal is 90 days past due, except when the loan is well collateralized and in the process of collection. Any interest accrued on impaired corporate loans and leases is reversed at 90 days past due and charged against current earnings, and interest is thereafter included in earnings only to the extent actually received in cash. When there is doubt regarding the ultimate collectability of principal, all cash receipts are thereafter applied to reduce the recorded investment in the loan.

Impaired corporate loans and leases are written down to the extent that principal is deemed to be uncollectable. Impaired collateral-dependent loans and leases, where repayment is expected to be provided solely by the sale of the underlying collateral and there are no other available and reliable sources of repayment, are written down to the lower of carrying value or collateral value. Cash-basis loans are returned to accrual status when all contractual principal and interest amounts are reasonably assured of repayment and there is a sustained period of repayment performance in accordance with the contractual terms.

Loans Held-for-Sale

Corporate and consumer loans that have been identified for sale are classified as loans HFS and included in *Other assets*. The practice of Citi's U.S. prime mortgage business has been to sell substantially all of its conforming loans. As such, U.S. prime mortgage conforming loans are classified as HFS and the fair value option is elected at origination, with changes in fair value recorded in *Other revenue*. With the exception of those loans for which the fair value option has been elected, HFS loans are accounted for at the lower of cost or market value, with any write-downs or subsequent recoveries charged to *Other revenue*. The related cash flows are classified in the Consolidated Statement of Cash Flows in the cash flows from operating activities category on the line *Change in loans held-for-sale*.

Allowance for Loan Losses

Allowance for loan losses represents management's best estimate of probable losses inherent in the portfolio, including probable losses related to large individually evaluated impaired loans and troubled debt restructurings. Attribution of the allowance is made for analytical purposes only, and the entire allowance is available to absorb probable loan losses inherent in the overall portfolio. Additions to the allowance are made through the *Provision for loan losses*. Loan losses are deducted from the allowance and subsequent recoveries are added. Assets received in exchange for loan claims in a restructuring are initially recorded at fair value, with any gain or loss reflected as a recovery or charge-off in the provision.

Consumer Loans

For consumer loans, each portfolio of non-modified smaller-balance homogeneous loans is independently evaluated for impairment by product type (e.g., residential mortgage, credit card, etc.) in accordance with ASC 450, *Contingencies*. The allowance for loan losses attributed to these loans is established via a process that estimates the probable losses inherent in the specific portfolio. This process includes migration analysis, in which historical delinquency and credit loss experience is applied to the current aging of the portfolio, together with analyses that reflect current and anticipated economic conditions, including changes in housing prices and unemployment trends. Citi's allowance for loan losses under ASC 450 only considers contractual principal amounts due, except for credit card loans, where estimated loss amounts related to accrued interest receivable are also included.

Management also considers overall portfolio indicators, including historical credit losses; delinquent, non-performing and classified loans; trends in volumes and terms of loans; an evaluation of overall credit quality; the credit process, including lending policies and procedures; and economic, geographical, product and other environmental factors.

Separate valuation allowances are determined for impaired smaller-balance homogeneous loans whose terms have been modified in a troubled debt restructuring (TDR). Long-term modification programs, and short-term (less than 12 months) modifications that provide concessions (such as interest rate reductions) to borrowers in financial difficulty, are reported as TDRs. In addition, loan modifications that involve a trial period are reported as TDRs at the start of the trial period. The allowance for loan losses for TDRs is determined in accordance with ASC 310-10-35, *Receivables—Subsequent Measurement*, considering all available evidence, including, as appropriate, the present value of the expected future cash flows discounted at the loan's original contractual effective rate, the secondary market value of the loan and the fair value of collateral less disposal costs. These expected cash flows incorporate modification program default rate assumptions. The original contractual effective rate for credit card loans is the pre-modification rate, which may include interest rate increases under the original contractual agreement with the borrower.

Corporate Loans

In the corporate portfolios, the *Allowance for loan losses* includes an asset-specific component and a statistically based component. The asset-specific component is calculated under ASC 310-10-35 for larger-balance, non-homogeneous loans that are considered impaired. An asset-specific allowance is established when the discounted cash flows, collateral value (less disposal costs) or observable market price of the impaired loan are lower than its carrying value. This allowance considers the borrower's overall financial condition, resources and payment record, the prospects for support from any financially responsible guarantors (discussed further below) and, if appropriate, the realizable value of any collateral. The asset-specific component of the allowance for smaller-balance impaired loans is calculated on a pool basis considering historical loss experience.

The allowance for the remainder of the loan portfolio is determined under ASC 450 using a statistical methodology, supplemented by management judgment. The statistical analysis considers the portfolio's size, remaining tenor and credit quality as measured by internal risk ratings assigned to individual credit facilities, which reflect probability of default and loss given default. The statistical analysis considers historical default rates and historical loss severity in the event of default, including historical average levels and historical variability. The result is an estimated range for inherent losses. The best estimate within the range is then determined by management's quantitative and qualitative assessment of current conditions, including general economic conditions, specific industry and geographic trends and internal factors including portfolio concentrations, trends in internal credit quality indicators and current and past underwriting standards.

For both the asset-specific and the statistically based components of the *Allowance for loan losses*, management may incorporate guarantor support. The financial wherewithal of the guarantor is evaluated, as applicable, based on net worth, cash flow statements and personal or company financial statements, which are updated and reviewed at least annually. Citi seeks performance on guarantee arrangements in the normal course of business. Seeking performance entails obtaining satisfactory cooperation from the guarantor or borrower in the specific situation. This regular cooperation is indicative of pursuit and successful enforcement of the guarantee; the exposure is reduced without the expense and burden of pursuing a legal remedy. A guarantor's reputation and willingness to work with Citigroup are evaluated based on the historical experience with the guarantor and knowledge of the marketplace. In the rare event that the guarantor is unwilling or unable to perform or facilitate borrower cooperation, Citi pursues a legal remedy; however, enforcing a guarantee via legal action against the guarantor is not the primary means of resolving a troubled loan situation and rarely occurs. If Citi does not pursue a legal remedy, it is because Citi does not believe that the guarantor has the financial wherewithal to perform regardless of legal action or because there are legal limitations on simultaneously pursuing guarantors and

foreclosure. A guarantor's reputation does not impact Citi's decision or ability to seek performance under the guarantee.

In cases where a guarantee is a factor in the assessment of loan losses, it is included via adjustment to the loan's internal risk rating, which in turn is the basis for the adjustment to the statistically based component of the *Allowance for loan losses*. To date, it is only in rare circumstances that an impaired commercial loan or commercial real estate loan is carried at a value in excess of the appraised value due to a guarantee.

When Citi's monitoring of the loan indicates that the guarantor's wherewithal to pay is uncertain or has deteriorated, there is either no change in the risk rating, because the guarantor's credit support was never initially factored in, or the risk rating is adjusted to reflect that uncertainty or deterioration. Accordingly, a guarantor's ultimate failure to perform or a lack of legal enforcement of the guarantee does not materially impact the allowance for loan losses, as there is typically no further significant adjustment of the loan's risk rating at that time. Where Citi is not seeking performance under the guarantee contract, it provides for loan losses as if the loans were non-performing and not guaranteed.

Reserve Estimates and Policies

Management provides reserves for an estimate of probable losses inherent in the funded loan portfolio on the Consolidated Balance Sheet in the form of an allowance for loan losses. These reserves are established in accordance with Citigroup's credit reserve policies, as approved by the Audit Committee of the Citigroup Board of Directors. Citi's Chief Risk Officer and Chief Financial Officer review the adequacy of the credit loss reserves each quarter with representatives from the risk management and finance staffs for each applicable business area. Applicable business areas include those having classifiably managed portfolios, where internal credit-risk ratings are assigned (primarily *ICG* and *GCB*) or modified consumer loans, where concessions were granted due to the borrowers' financial difficulties.

The aforementioned representatives for these business areas present recommended reserve balances for their funded and unfunded lending portfolios along with supporting quantitative and qualitative data discussed below:

Estimated probable losses for non-performing, non-homogeneous exposures within a business line's classifiably managed portfolio and impaired smaller-balance homogeneous loans whose terms have been modified due to the borrowers' financial difficulties, where it was determined that a concession was granted to the borrower. Consideration may be given to the following, as appropriate, when determining this estimate: (i) the present value of expected future cash flows discounted at the loan's original effective rate, (ii) the borrower's overall financial condition, resources and payment record and (iii) the prospects for support from financially responsible guarantors or the realizable value of any collateral. In the determination of the allowance for loan losses for TDRs, management considers a combination of historical re-default rates, the current

economic environment and the nature of the modification program when forecasting expected cash flows. When impairment is measured based on the present value of expected future cash flows, the entire change in present value is recorded in *Provision for loan losses*.

Statistically calculated losses inherent in the classifiably managed portfolio for performing and de minimis non-performing exposures. The calculation is based on (i) Citi's internal system of credit-risk ratings, which are analogous to the risk ratings of the major rating agencies, and (ii) historical default and loss data, including rating agency information regarding default rates from 1983 to 2017 and internal data dating to the early 1970s on severity of losses in the event of default. Adjustments may be made to this data. Such adjustments include (i) statistically calculated estimates to cover the historical fluctuation of the default rates over the credit cycle, the historical variability of loss severity among defaulted loans and the degree to which there are large obligor concentrations in the global portfolio and (ii) adjustments made for specific known items, such as current environmental factors and credit trends.

In addition, representatives from each of the risk management and finance staffs who cover business areas with delinquency-managed portfolios containing smaller-balance homogeneous loans present their recommended reserve balances based on leading credit indicators, including loan delinquencies and changes in portfolio size as well as economic trends, including current and future housing prices, unemployment, length of time in foreclosure, costs to sell and GDP. This methodology is applied separately for each individual product within each geographic region in which these portfolios exist.

This evaluation process is subject to numerous estimates and judgments. The frequency of default, risk ratings, loss recovery rates, the size and diversity of individual large credits and the ability of borrowers with foreign currency obligations to obtain the foreign currency necessary for orderly debt servicing, among other things, are all taken into account during this review. Changes in these estimates could have a direct impact on the credit costs in any period and could result in a change in the allowance.

Allowance for Unfunded Lending Commitments

A similar approach to the allowance for loan losses is used for calculating a reserve for the expected losses related to unfunded lending commitments and standby letters of credit. This reserve is classified on the Consolidated Balance Sheet in *Other liabilities*. Changes to the allowance for unfunded lending commitments are recorded in *Provision for unfunded lending commitments*.

Mortgage Servicing Rights (MSRs)

Mortgage servicing rights (MSRs) are recognized as intangible assets when purchased or when the Company sells or securitizes loans acquired through purchase or origination and retains the right to service the loans. Mortgage servicing rights are accounted for at fair value, with changes in value recorded in *Other revenue* in the Company's Consolidated Statement of Income.

For additional information on the Company's MSRs, see Notes 16 and 21 to the Consolidated Financial Statements.

Goodwill

Goodwill represents the excess of acquisition cost over the fair value of net tangible and intangible assets acquired in a business combination. *Goodwill* is subject to annual impairment testing and interim assessments between annual tests if an event occurs or circumstances change that would more-likely-than-not reduce the fair value of a reporting unit below its carrying amount.

Under ASC Topic 350, *Intangibles—Goodwill and Other*, the Company has an option to assess qualitative factors to determine if it is necessary to perform the goodwill impairment test. If, after assessing the totality of events or circumstances, the Company determines that it is not more-likely-than-not that the fair value of a reporting unit is less than its carrying amount, no further testing is necessary. If, however, the Company determines that it is more-likely-than-not that the fair value of a reporting unit is less than its carrying amount, then the Company must perform the first step of the two-step goodwill impairment test.

The Company has an unconditional option to bypass the qualitative assessment for any reporting unit in any reporting period and proceed directly to the first step of the goodwill impairment test.

The first step requires a comparison of the fair value of the individual reporting unit to its carrying value, including goodwill. If the fair value of the reporting unit is in excess of the carrying value, the related goodwill is considered not impaired and no further analysis is necessary. If the carrying value of the reporting unit exceeds the fair value, this is an indication of potential impairment and the second step of testing is performed to measure the amount of impairment, if any, for that reporting unit.

If required, the second step involves calculating the implied fair value of goodwill for each of the affected reporting units. The implied fair value of goodwill is determined in the same manner as the amount of goodwill recognized in a business combination, which is the excess of the fair value of the reporting unit determined in step one over the fair value of the net assets and identifiable intangibles as if the reporting unit were being acquired. If the amount of the goodwill allocated to the reporting unit exceeds the implied fair value of the goodwill in the pro forma purchase price allocation, an impairment charge is recorded for the excess. A recognized impairment charge cannot exceed the amount of goodwill allocated to a reporting unit and cannot subsequently be reversed even if the fair value of the reporting unit recovers.

Upon any business disposition, goodwill is allocated to, and derecognized with, the disposed business based on the ratio of the fair value of the disposed business to the fair value of the reporting unit.

Additional information on Citi's goodwill impairment testing can be found in Note 16 to the Consolidated Financial Statements.

Intangible Assets

Intangible assets—including core deposit intangibles, present value of future profits, purchased credit card relationships, credit card contract related intangibles, other customer relationships and other intangible assets, but excluding MSRs—are amortized over their estimated useful lives. Intangible assets that are deemed to have indefinite useful lives, primarily trade names, are not amortized and are subject to annual impairment tests. An impairment exists if the carrying value of the indefinite-lived intangible asset exceeds its fair value. For other intangible assets subject to amortization, an impairment is recognized if the carrying amount is not recoverable and exceeds the fair value of the intangible asset.

Other Assets and Other Liabilities

Other assets include, among other items, loans HFS, deferred tax assets, equity method investments, interest and fees receivable, lease right-of-use assets, premises and equipment (including purchased and developed software), repossessed assets and other receivables. *Other liabilities* include, among other items, accrued expenses and other payables, lease liabilities, deferred tax liabilities and reserves for legal claims, taxes, unfunded lending commitments, repositioning reserves and other matters.

Other Real Estate Owned and Repossessed Assets

Real estate or other assets received through foreclosure or repossession are generally reported in *Other assets*, net of a valuation allowance for selling costs and subsequent declines in fair value.

Securitizations

There are two key accounting determinations that must be made relating to securitizations. Citi first makes a determination as to whether the securitization entity must be consolidated. Second, it determines whether the transfer of financial assets to the entity is considered a sale under GAAP. If the securitization entity is a VIE, the Company consolidates the VIE if it is the primary beneficiary (as discussed in "Variable Interest Entities" above). For all other securitization entities determined not to be VIEs in which Citigroup participates, consolidation is based on which party has voting control of the entity, giving consideration to removal and liquidation rights in certain partnership structures. Only securitization entities controlled by Citigroup are consolidated.

Interests in the securitized and sold assets may be retained in the form of subordinated or senior interest-only strips, subordinated tranches, spread accounts and servicing rights. In credit card securitizations, the Company retains a

seller's interest in the credit card receivables transferred to the trusts, which is not in securitized form. In the case of consolidated securitization entities, including the credit card trusts, these retained interests are not reported on Citi's Consolidated Balance Sheet. The securitized loans remain on

the balance sheet. Substantially all of the consumer loans sold or securitized through non-consolidated trusts by Citigroup are U.S. prime residential mortgage loans. Retained interests in non-consolidated mortgage securitization trusts are classified as *Trading account assets*, except for MSRs, which are included in *Intangible assets* on Citigroup's Consolidated Balance Sheet.

Debt

Short-term borrowings and *Long-term debt* are accounted for at amortized cost, except where the Company has elected to report the debt instruments, including certain structured notes at fair value, or the debt is in a fair value hedging relationship.

Transfers of Financial Assets

For a transfer of financial assets to be considered a sale: (i) the assets must be legally isolated from the Company, even in bankruptcy or other receivership, (ii) the purchaser must have the right to pledge or sell the assets transferred (or, if the purchaser is an entity whose sole purpose is to engage in securitization and asset-backed financing activities through the issuance of beneficial interests and that entity is constrained from pledging the assets it receives, each beneficial interest holder must have the right to sell or pledge their beneficial interests) and (iii) the Company may not have an option or obligation to reacquire the assets.

If these sale requirements are met, the assets are removed from the Company's Consolidated Balance Sheet. If the conditions for sale are not met, the transfer is considered to be a secured borrowing, the assets remain on the Consolidated Balance Sheet and the sale proceeds are recognized as the Company's liability. A legal opinion on a sale generally is obtained for complex transactions or where the Company has continuing involvement with assets transferred or with the securitization entity. For a transfer to be eligible for sale accounting, that opinion must state that the asset transfer would be considered a sale and that the assets transferred would not be consolidated with the Company's other assets in the event of the Company's insolvency.

For a transfer of a portion of a financial asset to be considered a sale, the portion transferred must meet the definition of a participating interest. A participating interest must represent a pro rata ownership in an entire financial asset; all cash flows must be divided proportionately, with the same priority of payment; no participating interest in the transferred asset may be subordinated to the interest of another participating interest holder; and no party may have the right to pledge or exchange the entire financial asset unless all participating interest holders agree. Otherwise, the transfer is accounted for as a secured borrowing.

See Note 21 to the Consolidated Financial Statements for further discussion.

Risk Management Activities—Derivatives Used for Hedging Purposes

The Company manages its exposures to market movements outside of its trading activities by modifying the asset and liability mix, either directly or through the use of derivative financial products, including interest rate swaps, futures, forwards and purchased options, as well as foreign-exchange contracts. These end-user derivatives are carried at fair value in *Trading account assets* and *Trading account liabilities*.

See Note 22 to the Consolidated Financial Statements for a further discussion of the Company's hedging and derivative activities.

Instrument-specific Credit Risk

Citi presents separately in *AOCI* the portion of the total change in the fair value of a liability resulting from a change in the instrument-specific credit risk, when the entity has elected to measure the liability at fair value in accordance with the fair value option for financial instruments. Accordingly, the change in fair value of liabilities for which the fair value option was elected, related to changes in Citigroup's own credit spreads, is presented in *AOCI*.

Employee Benefits Expense

Employee benefits expense includes current service costs of pension and other postretirement benefit plans (which are accrued on a current basis), contributions and unrestricted awards under other employee plans, the amortization of restricted stock awards and costs of other employee benefits.

For its most significant pension and postretirement benefit plans (Significant Plans), Citigroup measures and discloses plan obligations, plan assets and periodic plan expense quarterly, instead of annually. The effect of remeasuring the Significant Plan obligations and assets by updating plan actuarial assumptions on a quarterly basis is reflected in *Accumulated other comprehensive income (loss)* and periodic plan expense. All other plans (All Other Plans) are remeasured annually. See Note 8 to the Consolidated Financial Statements.

Stock-Based Compensation

The Company recognizes compensation expense related to stock and option awards over the requisite service period, generally based on the instruments' grant-date fair value, reduced by actual forfeitures as they occur. Compensation cost related to awards granted to employees who meet certain age plus years-of-service requirements (retirement-eligible employees) is accrued in the year prior to the grant date, in the same manner as the accrual for cash incentive compensation. Certain stock awards with performance conditions or certain clawback provisions are subject to variable accounting, pursuant to which the associated compensation expense fluctuates with changes in Citigroup's common stock price. See Note 7 to the Consolidated Financial Statements.

Income Taxes

The Company is subject to the income tax laws of the U.S. and its states and municipalities, as well as the non-U.S. jurisdictions in which it operates. These tax laws are complex and may be subject to different interpretations by the taxpayer and the relevant governmental taxing authorities. In establishing a provision for income tax expense, the Company must make judgments and interpretations about these tax laws. The Company must also make estimates about when in the future certain items will affect taxable income in the various tax jurisdictions, both domestic and foreign.

Disputes over interpretations of the tax laws may be subject to review and adjudication by the court systems of the various tax jurisdictions, or may be settled with the taxing authority upon examination or audit. The Company treats interest and penalties on income taxes as a component of *Income tax expense*.

Deferred taxes are recorded for the future consequences of events that have been recognized in financial statements or tax returns, based upon enacted tax laws and rates. Deferred tax assets are recognized subject to management's judgment about whether realization is more-likely-than-not. ASC 740, *Income Taxes*, sets out a consistent framework to determine the appropriate level of tax reserves to maintain for uncertain tax positions. This interpretation uses a two-step approach wherein a tax benefit is recognized if a position is more-likely-than-not to be sustained. The amount of the benefit is then measured to be the highest tax benefit that is more than 50% likely to be realized. ASC 740 also sets out disclosure requirements to enhance transparency of an entity's tax reserves.

See Note 9 to the Consolidated Financial Statements for a further description of the Company's tax provision and related income tax assets and liabilities.

Commissions, Underwriting and Principal Transactions

Commissions and fees revenues are recognized in income when earned. Underwriting revenues are recognized in income typically at the closing of the transaction. *Principal transactions* revenues are recognized in income on a trade-date basis. See Note 5 to the Consolidated Financial Statements for a description of the Company's revenue recognition policies for *Commissions and fees*, and Note 6 to the Consolidated Financial Statements for details of *Principal transactions* revenue.

Earnings per Share

Earnings per share (EPS) is computed after deducting preferred stock dividends. The Company has granted restricted and deferred share awards with dividend rights that are considered to be participating securities, which are akin to a second class of common stock. Accordingly, a portion of Citigroup's earnings is allocated to those participating securities in the EPS calculation.

Basic earnings per share is computed by dividing income available to common stockholders after the allocation of dividends and undistributed earnings to the participating securities by the weighted average number of

common shares outstanding for the period. *Diluted earnings per share* reflects the potential dilution that could occur if securities or other contracts to issue common stock were exercised. It is computed after giving consideration to the weighted average dilutive effect of the Company's stock options and warrants and convertible securities and after the allocation of earnings to the participating securities. Anti-dilutive options and warrants are disregarded in the EPS calculations.

Use of Estimates

Management must make estimates and assumptions that affect the Consolidated Financial Statements and the related Notes to the Consolidated Financial Statements. Such estimates are used in connection with certain fair value measurements. See Note 24 to the Consolidated Financial Statements for further discussions on estimates used in the determination of fair value. Moreover, estimates are significant in determining the amounts of other-than-temporary impairments, impairments of goodwill and other intangible assets, provisions for probable losses that may arise from credit-related exposures and probable and estimable losses related to litigation and regulatory proceedings, and income taxes. While management makes its best judgment, actual amounts or results could differ from those estimates.

Cash Flows

Cash equivalents are defined as those amounts included in *Cash and due from banks* and predominately all of *Deposits with banks*. Cash flows from risk management activities are classified in the same category as the related assets and liabilities.

Related Party Transactions

The Company has related party transactions with certain of its subsidiaries and affiliates. These transactions, which are primarily short-term in nature, include cash accounts, collateralized financing transactions, margin accounts, derivative transactions, charges for operational support and the borrowing and lending of funds, and are entered into in the ordinary course of business.

ACCOUNTING CHANGES

Lease Accounting

In February 2016, the FASB issued ASU No. 2016-02, *Leases (Topic 842)*, which increases the transparency and comparability of accounting for lease transactions. The ASU requires lessees to recognize liabilities for operating leases and corresponding right-of-use (ROU) assets on the balance sheet. The ASU also requires quantitative and qualitative disclosures regarding key information about leasing arrangements. Lessee accounting for finance leases, as well as lessor accounting, are largely unchanged.

Effective January 1, 2019, the Company prospectively adopted the provisions of the ASU. At adoption, Citi recognized a lease liability and a corresponding ROU asset of approximately \$4.4 billion on the Consolidated Balance

Sheet related to its future lease payments as a lessee under operating leases. In addition, the Company recorded a \$151 million increase in *Retained earnings* for the cumulative effect of recognizing previously deferred gains on sale/leaseback transactions. Adoption of the ASU did not have a material impact on the Consolidated Statement of Income. See Notes 14 and 26 for additional details.

The Company has elected not to separate lease and non-lease components in its lease contracts and accounts for them as a single lease component. Citi has also elected not to record an ROU asset for short-term leases that have a term of 12 months or less and do not contain purchase options that Citi is reasonably certain to exercise. The cost of short-term leases is recognized in the Consolidated Statement of Income on a straight-line basis over the lease term. In addition, Citi applies the portfolio approach to account for certain equipment leases with nearly identical contractual terms.

Lessee accounting

Operating lease ROU assets and lease liabilities are included in *Other assets* and *Other liabilities*, respectively, on the Consolidated Balance Sheet. Finance lease assets and liabilities are included in *Other assets* and *Long-term debt*, respectively, on the Consolidated Balance Sheet. The Company uses its incremental borrowing rate, factoring in the lease term, to determine the lease liability, which is measured at the present value of future lease payments. The ROU asset is initially measured at the amount of the lease liability plus any prepaid rent and remaining initial direct costs, less any remaining lease incentives and accrued rent. The ROU asset is subject to impairment, during the lease term, in a manner consistent with the impairment of long-lived assets. The lease terms include periods covered by options to extend or terminate the lease depending on whether Citi is reasonably certain to exercise such options.

Lessor accounting

Lessor accounting is largely unchanged under the ASU. Citi acts as a lessor for power, railcar, shipping and aircraft assets, where the Company has executed operating, direct financing and leveraged leasing arrangements. In a direct financing or a leveraged lease, Citi derecognizes the leased asset and records a lease financing receivable at lease commencement in *Loans*. Upon lease termination, Citi may obtain control of the asset, which is then recorded in *Other assets* on the Consolidated Balance Sheet and any remaining receivable for the asset's residual value is derecognized. Under the ASU, leveraged lease accounting is grandfathered and may continue to be applied until the leveraged lease is terminated or modified. Upon modification, the lease must be classified as an operating, direct finance or sales-type lease in accordance with the ASU.

Separately, as part of managing its real estate footprint, Citi subleases excess real estate space via operating lease arrangements.

SEC Staff Accounting Bulletin 118

On December 22, 2017, the SEC issued Staff Accounting Bulletin (SAB) 118, which set forth the accounting for the changes in tax law caused by the enactment of the Tax Cuts and Jobs Act (Tax Reform). SAB 118 provided guidance where the accounting under ASC 740 was incomplete for certain income tax effects of Tax Reform, at the time of the issuance of an entity's financial statements for the period in which Tax Reform was enacted (provisional items). Citi disclosed several provisional items recorded as part of its \$22.6 billion fourth quarter 2017 charge related to Tax Reform.

Citi completed its accounting for Tax Reform under SAB 118 during the fourth quarter of 2018 and recorded a one-time, non-cash tax benefit of \$94 million in *Corporate/Other* related to amounts that were considered provisional pursuant to SAB 118. The adjustments for the provisional amounts consisted of a \$1.2 billion benefit relating to a reduction of the valuation allowance against Citi's FTC carry-forwards and its U.S. residual DTAs related to its non-U.S. branches, offset by additional charges of \$0.2 billion related to the impact of a change to a "quasi-territorial tax system" and \$0.9 billion related to the impact of deemed repatriation of undistributed earnings of non-U.S. subsidiaries.

Also, Citi has made a policy election to account for taxes on Global Intangible Low Taxed Income (GILTI) as incurred.

Revenue Recognition

In May 2014, the FASB issued ASU No. 2014-09, *Revenue from Contracts with Customers* (Revenue Recognition), which outlines a single comprehensive model for entities to use in accounting for revenue arising from contracts with customers. The core principle of the revenue model is that an entity recognizes revenue to depict the transfer of promised goods or services to customers in an amount that reflects the consideration to which the entity expects to be entitled, in exchange for those goods or services. The ASU defines the promised good or service as the performance obligation under the contract.

While the guidance replaces most existing revenue recognition guidance in GAAP, the ASU is not applicable to financial instruments and, therefore, does not impact a majority of the Company's revenues, including net interest income, loan fees, gains on sales and mark-to-market accounting.

In accordance with the new revenue recognition standard, Citi has identified the specific performance obligation (promised services) associated with the contract with the customer and has determined when that specific performance obligation has been satisfied, which may be at a point in time or over time depending on how the performance obligation is defined. The contracts with customers also contain the transaction price, which consists of fixed consideration and/or consideration that may vary (variable consideration), and is defined as the amount of consideration an entity expects to be entitled to when or as the performance obligation is satisfied, excluding amounts

collected on behalf of third parties (including transaction taxes). The amounts recognized at the point in time the performance obligation is satisfied may differ from the ultimate transaction price associated with that performance obligation when a portion of it is based on variable consideration. For example, some consideration is based on the client's month-end balance or market values, which are unknown at the time the contract is executed. The remaining transaction price amount, if any, will be recognized as the variable consideration becomes determinable. In certain transactions, the performance obligation is considered satisfied at a point in time in the future. In this instance, Citi defers revenue on the balance sheet that will only be recognized upon completion of the performance obligation.

The new revenue recognition standard further clarified the guidance related to reporting revenue gross as principal versus net as an agent. In many cases, Citi outsources a component of its performance obligations to third parties. The Company has determined that it acts as principal in the majority of these transactions and therefore presents the amounts paid to these third parties gross within operating expenses.

The Company has retrospectively adopted this standard as of January 1, 2018 and as a result was required to report amounts paid to third parties where Citi is principal to the contract within *Operating expenses*. The adoption resulted in an increase in both revenue and expenses of approximately \$1 billion for each of the years ended December 31, 2019 and 2018 with similar amounts for prior years. Prior to adoption, these expense amounts were reported as contra revenue primarily within *Commissions and fees* and *Administration and other fiduciary fees* revenues. Accordingly, prior periods have been reclassified to conform to the new presentation.

See Note 5 to the Consolidated Financial Statements for a description of the Company's revenue recognition policies for *Commissions and fees* and *Administration and other fiduciary fees*.

Income Tax Impact of Intra-Entity Transfers of Assets

In October 2016, the FASB issued ASU No. 2016-16, *Income Taxes—Intra-Entity Transfers of Assets Other Than Inventory*, which requires an entity to recognize the income tax consequences of an intra-entity transfer of an asset other than inventory when the transfer occurs. The ASU was effective January 1, 2018 and was adopted as of that date. The impact of this standard was an increase of DTAs by approximately \$300 million, a decrease of *Retained earnings* by approximately \$80 million and a decrease of prepaid tax assets by approximately \$380 million.

Clarifying the Definition of a Business

In January 2017, the FASB issued ASU No. 2017-01, *Business Combinations (Topic 805): Clarifying the Definition of a Business*. The definition of a business directly and indirectly affects many areas of accounting (e.g., acquisitions, disposals, goodwill and consolidation). The ASU narrows the definition of a business by introducing a quantitative screen as the first step, such that if substantially

all of the fair value of the gross assets acquired is concentrated in a single identifiable asset or a group of similar identifiable assets, then the set of transferred assets and activities is not a business. If the set is not clarified from the quantitative screen, the entity then evaluates whether the set meets the requirement that a business include, at a minimum, an input and a substantive process that together significantly contribute to the ability to create outputs.

Citi adopted the ASU upon its effective date on January 1, 2018, prospectively. The ongoing impact of the ASU will depend upon the acquisition and disposal activities of Citi. If fewer transactions qualify as a business, there could be less initial recognition of *Goodwill*, but also less goodwill allocated to disposals. There was no impact during 2018 from the adoption of this ASU.

Changes in Accounting for Pension and Postretirement (Benefit) Expense

In March 2017, the FASB issued ASU No. 2017-07, *Compensation—Retirement Benefits (Topic 715): Improving the Presentation of Net Periodic Pension Cost and Net Periodic Postretirement Benefit Cost*, which changes the income statement presentation of net benefit expense and requires restating the Company's financial statements for each of the earlier periods presented in Citi's annual and interim financial statements. The change in presentation was effective for annual and interim periods starting January 1, 2018. The ASU requires that only the service cost component of net benefit expense be included in *Compensation and benefits* on the income statement. The other components of net benefit expense are required to be presented outside of *Compensation and benefits* and are presented in *Other operating expenses*. Since both of these income statement line items are part of *Operating expenses*, total *Operating expenses* and *Net income* will not change. This change in presentation did not have a material effect on *Compensation and benefits* and *Other operating expenses* and was applied prospectively. The components of the net benefit expense are disclosed in Note 8 to the Consolidated Financial Statements.

The standard also changes the components of net benefit expense that are eligible for capitalization when employee costs are capitalized in connection with various activities, such as internally developed software, construction-in-progress and loan origination costs. Prospectively from January 1, 2018, only the service cost component of net benefit expense may be capitalized. Existing capitalized balances are not affected. This change in amounts eligible for capitalization does not have a material effect on the Company's Consolidated Financial Statements and related disclosures.

Hedging

In August 2017, the FASB issued ASU No. 2017-12, *Targeted Improvements to Accounting for Hedging Activities*, which better aligns an entity's risk management activities and financial reporting for hedging relationships through changes to the designation and measurement guidance for qualifying hedging relationships and the presentation of

hedging results. The ASU requires the change in the fair value of the hedging instrument to be presented in the same income statement line as the hedged item and also requires expanded disclosures. Citi adopted this standard on January 1, 2018 and transferred approximately \$4 billion of pre-payable mortgage-backed securities and municipal bonds from held-to-maturity (HTM) into available-for-sale (AFS) securities classification as permitted as a one-time transfer upon adoption of the standard, as these assets were deemed to be eligible to be hedged under the last-of-layer hedge strategy. The impact to opening *Retained earnings* was immaterial. See Note 19 to the Consolidated Financial Statements for more information.

Statement of Cash Flows

In November 2016, the FASB issued ASU No. 2016-18, *Restricted Cash*, which requires that companies present cash, cash equivalents and amounts generally described as restricted cash or restricted cash equivalents (restricted cash) when reconciling beginning-of-period and end-of-period totals on the Consolidated Statement of Cash Flows. In connection with the adoption of the ASU, Citigroup also changed its definition of cash and cash equivalents to include all of *Cash and due from banks* and predominately all of *Deposits with banks*. The Company has retrospectively adopted this ASU as of January 1, 2018 and as a result *Net cash provided by investing activities of continuing operations* on the Consolidated Statement of Cash Flows for the year ended December 31, 2017 increased by \$19.3 billion.

Reclassification of Certain Tax Effects from Accumulated Other Comprehensive Income

On February 14, 2018, the FASB issued ASU No. 2018-02, *Reclassification of Certain Tax Effects from Accumulated Other Comprehensive Income*. The ASU allows a reclassification from *AOCI* to *Retained earnings* for the deferred taxes previously recorded in *AOCI* that exceed the current federal tax rate of 21%, resulting from the newly enacted corporate tax rate in Tax Reform, and other stranded tax amounts related to the application of Tax Reform that Citi elects to reclassify. The ASU allows adjustments to reclassification amounts in subsequent periods as a result of changes to the amounts recorded under SAB 118. Citi elected to early adopt the ASU effective December 31, 2017, which applied only to the period in which the effects related to the one-time Tax Reform charge were recognized. In addition to the reclassification of deferred taxes recorded in *AOCI* that exceed the current federal tax rate, Citi also reclassified amounts recorded in *AOCI* related to the effects of the shift to a territorial system related to the application of Tax Reform using the portfolio method.

The effect of adopting the ASU resulted in an increase of \$3.3 billion to *Retained earnings* at December 31, 2017 due to the reclassification of *AOCI* to *Retained earnings*.

Premium Amortization on Purchased Callable Debt Securities

In March 2017, the FASB issued ASU No. 2017-08, *Receivables—Nonrefundable Fees and Other Costs (Subtopic 310-20): Premium Amortization on Purchased Callable Debt Securities*, which amends the amortization period for certain purchased callable debt securities held at a premium. The ASU requires entities to amortize premiums on debt securities by the first call date when the securities have fixed and determinable call dates and prices. The scope of the ASU includes all accounting premiums, such as purchase premiums and cumulative fair value hedge adjustments. The ASU does not change the accounting for discounts, which continue to be recognized over the contractual life of a security.

Citi early adopted the ASU in the second quarter of 2017, with an effective date of January 1, 2017. Adoption of the ASU is on a modified retrospective basis through a cumulative effect adjustment to *Retained earnings* as of the beginning of the year of adoption. Adoption of the ASU primarily affected Citi's AFS and HTM portfolios of callable state and municipal debt securities. The ASU adoption resulted in a net reduction to total stockholders' equity of \$156 million (after-tax), effective as of January 1, 2017. This amount is composed of a reduction of approximately \$660 million to *Retained earnings* for the incremental amortization of purchase premiums and cumulative hedge adjustments generated under fair value hedges of these callable debt securities, offset by an increase to *AOCI* of \$504 million related to the cumulative fair value hedge adjustments reclassified to *Retained earnings* for AFS debt securities.

Fair Value Measurement

In August 2018, the FASB issued ASU No. 2018-13, *Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosure Framework—Changes to the Disclosure Requirements for Fair Value Measurement*. The amendments modify certain disclosure requirements for fair value measurements and were effective January 1, 2020, with early adoption permitted. The Company early adopted this ASU as of December 31, 2019 in its entirety, with no material impact on the Company.

FUTURE ACCOUNTING CHANGES

Accounting for Financial Instruments—Credit Losses

Overview

In June 2016, the Financial Accounting Standards Board (FASB) issued ASU No. 2016-13, *Financial Instruments—Credit Losses (Topic 326)*. The ASU introduces a new credit loss methodology, the Current Expected Credit Losses (CECL) methodology, which requires earlier recognition of credit losses while also providing additional transparency about credit risk. Citi adopted the ASU as of January 1, 2020, which, as discussed below, resulted in an increase in Citi's *Allowance for credit losses* and a decrease to opening *Retained earnings*, net of deferred income taxes, at January 1, 2020.

The CECL methodology utilizes a lifetime "expected credit loss" measurement objective for the recognition of credit losses for loans, held-to-maturity debt securities, receivables and other financial assets measured at amortized cost at the time the financial asset is originated or acquired. The allowance for credit losses is adjusted each period for changes in expected lifetime credit losses. The CECL methodology represents a significant change from prior U.S. GAAP and replaced the prior multiple existing impairment methods, which generally required that a loss be incurred before it was recognized. Within the life cycle of a loan or other financial asset, the methodology generally results in the earlier recognition of the provision for credit losses and the related allowance for credit losses than prior U.S. GAAP. For available-for-sale debt securities where fair value is less than cost, that Citi intends to hold or more-likely-than-not will not be required to sell, credit-related impairment, if any, is recognized through an allowance for credit losses and adjusted each period for changes in credit risk.

January 1, 2020 CECL Transition (Day 1) Impact

The CECL methodology's impact on expected credit losses, among other things, reflects Citi's view of the current state of the economy, forecasted macroeconomic conditions and Citi's portfolios. At the January 1, 2020 date of adoption, based on forecasts of macroeconomic conditions and exposures at that time, the aggregate impact to Citi was an approximate \$4.1 billion, or an approximate 29%, pretax increase in the *Allowance for credit losses*, along with a \$3.1 billion after-tax decrease in *Retained earnings* and a deferred tax asset increase of \$1.0 billion. This transition impact reflects (i) a \$4.9 billion build to the *Allowance for credit losses* for Citi's consumer exposures, primarily driven by the impact on credit card receivables of longer estimated tenors under the CECL lifetime expected credit loss methodology (loss coverage of approximately 23 months) compared to shorter estimated tenors under the probable loss methodology under prior U.S. GAAP (loss coverage of approximately 14 months), net of recoveries; and (ii) a release of \$0.8 billion of reserves primarily related to Citi's corporate net loan loss exposures, largely due to more precise contractual maturities that result in shorter remaining tenors, incorporation of recoveries and use of more specific historical loss data based on an increase in portfolio segmentation across industries and geographies.

Under the CECL methodology, the *Allowance for credit losses* consists of quantitative and qualitative components. Citi's quantitative component of the *Allowance for credit losses* is model based and utilizes a single forward-looking macroeconomic forecast, complemented by the qualitative component described below, in estimating expected credit losses and discounts inputs for the corporate classifiably managed portfolios. Reasonable and supportable forecast periods vary by product. For example, Citi's consumer cards models use a 13-quarter reasonable and supportable period and revert to historical loss experience thereafter, while its corporate loan models use a nine-quarter reasonable and supportable period followed by a three-quarter graduated transition to historical loss experience.

Citi's qualitative component of the *Allowance for credit losses* considers (i) the uncertainty of forward-looking scenarios based on the likelihood and severity of a possible recession as another possible scenario; (ii) certain portfolio characteristics, such as portfolio concentration and collateral coverage; and (iii) model limitations as well as idiosyncratic events.

Subsequent Measurement of Goodwill

In January 2017, the FASB issued ASU No. 2017-04, *Intangibles—Goodwill and Other (Topic 350): Simplifying the Test for Goodwill Impairment*. The ASU simplifies the subsequent measurement of goodwill impairment by eliminating the requirement to calculate the implied fair value of goodwill (i.e., the current step 2 of the goodwill impairment test) to measure a goodwill impairment charge. Under the ASU, the impairment test is the comparison of the fair value of a reporting unit with its carrying amount (the current step 1), with the impairment charge being the deficit in fair value but not exceeding the total amount of goodwill allocated to that reporting unit. The simplified one-step impairment test applies to all reporting units (including those with zero or negative carrying amounts).

The ASU was adopted by Citi as of January 1, 2020 with prospective application. The impact of the ASU will depend upon the performance of Citi's reporting units and the market conditions impacting the fair value of each reporting unit going forward.

2. DISCONTINUED OPERATIONS AND SIGNIFICANT DISPOSALS**Summary of Discontinued Operations**

The Company's *Discontinued operations* consisted of residual activities related to the sales of the Brazil Credit Card business in 2013, the Egg Banking plc Credit Card business in 2011, and the German Retail Banking business in 2008. All *Discontinued operations* results are recorded within *Corporate/Other*.

The following summarizes financial information for all *Discontinued operations*:

<i>In millions of dollars</i>	2019	2018	2017
Total revenues, net of interest expense	\$ —	\$ —	\$ —
Loss from discontinued operations	\$ (31)	\$ (26)	\$ (104)
Provision (benefit) for income taxes	(27)	(18)	7
Loss from discontinued operations, net of taxes	\$ (4)	\$ (8)	\$ (111)

Cash flows from *Discontinued operations* were not material for all periods presented.

Significant Disposals

There were no significant disposals during 2019. The transactions described below were identified as significant disposals during 2018 and 2017.

Sale of Mexico Asset Management Business

On September 21, 2018, Citi completed the sale of its Mexico asset management business, which was part of *Latin America GCB*. As part of the sale, Citi derecognized total assets of \$137 million and total liabilities of \$41 million. The transaction resulted in a pretax gain on sale of approximately \$250 million (approximately \$150 million after-tax) recorded in *Other revenue* in 2018. Further, Citi and the buyer entered into a 10-year services framework agreement, with Citi acting as the distributor in exchange for an ongoing fee.

Income before taxes for the divested business, excluding the pretax gain on sale, was as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2019	2018	2017
Income before taxes	\$ —	\$ 123	\$ 164

Sale of Fixed Income Analytics and Index Business

On August 31, 2017, Citi completed the sale of a fixed income analytics business and a fixed income index business that were part of *Markets and securities services* within *Institutional Clients Group (ICG)*. As part of the sale, Citi derecognized *Total assets* of \$112 million, including goodwill of \$72 million, while the derecognized liabilities were \$18 million. The transaction resulted in a pretax gain on sale of approximately \$580 million (\$355 million after-tax) recorded in *Other revenue* in *ICG* during 2017.

Income before taxes for the divested businesses, excluding the pretax gain on sale, was immaterial.

Exit of U.S. Mortgage Service Operations

Citigroup executed agreements during the first quarter of 2017 to effectively exit its direct U.S. mortgage servicing operations, which included the sale of mortgage servicing rights and execution of a subservicing agreement for the remaining Citi-owned loans and certain other mortgage servicing rights. As part of this transaction, Citi also transferred certain employees.

This transaction, which was part of *Corporate/Other*, resulted in a pretax loss of \$331 million (\$207 million after-tax) recorded in *Other revenue* during 2017. The loss on sale did not include certain other costs and charges related to the disposed operation recorded primarily in *Operating expenses* during 2017, resulting in a total pretax loss of \$382 million. As part of the sale, Citi derecognized a total of \$1,162 million of servicing-related assets, including \$1,046 million of *Mortgage servicing rights*, related to approximately 750,000 Fannie Mae and Freddie Mac held loans with outstanding balances of approximately \$93 billion.

Excluding the loss on sale and the additional charges, income before taxes for the disposed operation was immaterial.

Sale of CitiFinancial Canada Consumer Finance Business

On March 31, 2017, Citi completed the sale of CitiFinancial Canada (CitiFinancial), which was part of *Corporate/Other* and included 220 retail branches and approximately 1,400 employees. As part of the sale, Citi derecognized *Total assets* of approximately \$1.9 billion, including \$1.7 billion consumer loans (net of allowance), and *Total liabilities* of approximately \$1.5 billion related to intercompany borrowings, which were settled at closing of the transaction. The sale of CitiFinancial generated a pretax gain on sale of approximately \$350 million recorded in *Other revenue* (\$178 million after-tax) during 2017.

Income before taxes for the divested business, excluding the pretax gain on sale, was as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2019	2018	2017
Income before taxes	\$ —	\$ —	\$ 41

3. BUSINESS SEGMENTS

Citigroup's activities are conducted through the following business segments: *Global Consumer Banking (GCB)* and *Institutional Clients Group (ICG)*. In addition, *Corporate/Other* includes activities not assigned to a specific business segment, as well as certain *North America* loan portfolios, discontinued operations and other legacy assets.

The business segments are determined based on products and services provided or type of customers served, of which those identified as non-core are recorded in *Corporate/Other* and are reflective of how management currently evaluates financial information to make business decisions.

GCB includes a global, full-service consumer franchise delivering a wide array of banking, credit card lending and investment services through a network of local branches, offices and electronic delivery systems and consists of three *GCB* businesses: *North America*, *Latin America* and *Asia* (including consumer banking activities in certain *EMEA* countries).

ICG consists of *Banking and Markets and securities services* and provides corporate, institutional, public sector and high-net-worth clients in 98 countries and jurisdictions with a broad range of banking and financial products and services.

Corporate/Other includes certain unallocated costs of global functions, other corporate expenses and net treasury results, unallocated corporate expenses, offsets to certain line-item reclassifications and eliminations, the results of certain

North America legacy loan portfolios, discontinued operations and unallocated taxes.

The accounting policies of these reportable segments are the same as those disclosed in Note 1 to the Consolidated Financial Statements.

The prior-period balances reflect reclassifications to conform the presentation for all periods to the current period's presentation. During 2019, financial data was reclassified to reflect:

- Citi's commercial banking businesses previously reported as part of *GCB* in *North America*, *Latin America* and *Asia*, including approximately \$28 billion in end-of-period loans and approximately \$37 billion in end-of-period deposits, are reported in *ICG* for all periods presented;
- the re-attribution of certain costs between *Corporate/Other* and *GCB* and *ICG*; and
- certain other immaterial reclassifications.

Citi's consolidated *Net income (loss)* reported in its 2018 Annual Report on Form 10-K remains unchanged for all periods presented as a result of the changes and reclassifications discussed above.

The following table presents certain information regarding the Company's continuing operations by segment:

In millions of dollars, except identifiable assets in billions	Revenues, net of interest expense ⁽¹⁾			Provision (benefits) for income taxes ⁽²⁾			Income (loss) from continuing operations ⁽³⁾			Identifiable assets	
	2019	2018	2017	2019	2018	2017	2019	2018	2017	2019	2018
<i>Global Consumer Banking</i>	\$ 32,971	\$ 32,339	\$ 31,445	\$ 1,746	\$ 1,689	\$ 3,067	\$ 5,702	\$ 5,309	\$ 3,542	\$ 407	\$ 388
<i>Institutional Clients Group</i>	39,301	38,325	37,822	3,570	3,756	7,241	12,944	12,574	9,375	1,447	1,438
<i>Corporate/Other</i>	2,014	2,190	3,177	(886)	(88)	19,080	825	205	(19,544)	97	91
Total	\$ 74,286	\$ 72,854	\$ 72,444	\$ 4,430	\$ 5,357	\$ 29,388	\$ 19,471	\$ 18,088	\$ (6,627)	\$ 1,951	\$ 1,917

(1) Includes total revenues, net of interest expense (excluding *Corporate/Other*), in *North America* of \$33.9 billion, \$33.4 billion and \$34.1 billion; in *EMEA* of \$12.0 billion, \$11.8 billion and \$10.9 billion; in *Latin America* of \$10.4 billion, \$10.3 billion and \$9.6 billion; and in *Asia* of \$16.0 billion, \$15.3 billion and \$14.6 billion in 2019, 2018 and 2017, respectively. These regional numbers exclude *Corporate/Other*, which largely operates within the U.S.

(2) *Corporate/Other*, *GCB* and *ICG* 2017 results include the one-time impact of Tax Reform.

(3) Includes pretax provisions for credit losses and for benefits and claims in the *GCB* results of \$7.9 billion, \$7.6 billion and \$7.6 billion; in the *ICG* results of \$563 million, \$215 million and \$19 million; and in the *Corporate/Other* results of \$(75) million, \$(202) million and \$(175) million in 2019, 2018 and 2017, respectively.

4. INTEREST REVENUE AND EXPENSE

Interest revenue and Interest expense consisted of the following:

<i>In millions of dollars</i>	2019	2018	2017
Interest revenue			
Loan interest, including fees	\$ 47,751	\$ 45,682	\$ 41,736
Deposits with banks	2,682	2,203	1,635
Securities borrowed and purchased under agreements to resell	6,872	5,492	3,249
Investments, including dividends	9,860	9,494	8,295
Trading account assets ⁽¹⁾	7,672	6,284	5,501
Other interest	1,673	1,673	1,163
Total interest revenue	\$ 76,510	\$ 70,828	\$ 61,579
Interest expense			
Deposits ⁽²⁾	\$ 12,633	\$ 9,616	\$ 6,587
Securities loaned and sold under agreements to repurchase	6,263	4,889	2,661
Trading account liabilities ⁽¹⁾	1,308	1,001	638
Short-term borrowings	2,465	2,209	1,059
Long-term debt	6,494	6,551	5,573
Total interest expense	\$ 29,163	\$ 24,266	\$ 16,518
Net interest revenue	\$ 47,347	\$ 46,562	\$ 45,061
Provision for loan losses	8,218	7,354	7,503
Net interest revenue after provision for loan losses	\$ 39,129	\$ 39,208	\$ 37,558

(1) Interest expense on *Trading account liabilities* is reported as a reduction of interest revenue from *Trading account assets*.

(2) Includes deposit insurance fees and charges of \$781 million, \$1,182 million and \$1,249 million for 2019, 2018 and 2017, respectively.

5. COMMISSIONS AND FEES; ADMINISTRATION AND OTHER FIDUCIARY FEES

Commissions and Fees

The primary components of *Commissions and fees* revenue are investment banking fees, brokerage commissions, credit card and bank card income and deposit-related fees.

Investment banking fees are substantially composed of underwriting and advisory revenues. Such fees are recognized at the point in time when Citigroup's performance under the terms of a contractual arrangement is completed, which is typically at the closing of a transaction. Reimbursed expenses related to these transactions are recorded as revenue and are included within investment banking fees. In certain instances for advisory contracts, Citi will receive amounts in advance of the deal's closing. In these instances, the amounts received will be recognized as a liability and not recognized in revenue until the transaction closes. For the periods presented, the contract liability amount was negligible.

Out-of-pocket expenses associated with underwriting activity are deferred and recognized at the time the related revenue is recognized, while out-of-pocket expenses associated with advisory arrangements are expensed as incurred. In general, expenses incurred related to investment banking transactions, whether consummated or not, are recorded in *Other operating expenses*. The Company has determined that it acts as principal in the majority of these transactions and therefore presents expenses gross within *Other operating expenses*.

Brokerage commissions primarily include commissions and fees from the following: executing transactions for clients on exchanges and over-the-counter markets; sales of mutual funds and other annuity products; and assisting clients in clearing transactions, providing brokerage services and other such activities. Brokerage commissions are recognized in *Commissions and fees* at the point in time the associated service is fulfilled, generally on the trade execution date. Gains or losses, if any, on these transactions are included in *Principal transactions* (see Note 6 to the Consolidated Financial Statements). Sales of certain investment products include a portion of variable consideration associated with the underlying product. In these instances, a portion of the revenue associated with the sale of the product is not recognized until the variable consideration becomes fixed. The Company recognized \$485 million, \$521 million and \$416 million of revenue related to such variable consideration for the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017, respectively. These amounts primarily relate to performance obligations satisfied in prior periods.

Credit card and bank card income is primarily composed of interchange fees, which are earned by card issuers based on purchase sales, and certain card fees, including annual fees. Costs related to customer reward programs and certain payments to partners (primarily based on program sales, profitability and customer acquisitions) are recorded as a reduction of credit card and bank card income. Interchange revenues are recognized as earned on a daily basis when Citi's performance obligation to transmit funds to the payment networks has been satisfied. Annual card fees, net of origination costs, are deferred and amortized on a straight-line basis over a 12-month period. Costs related to card reward programs are recognized when the rewards are earned by the cardholders. Payments to partners are recognized when incurred.

Deposit-related fees consist of service charges on deposit accounts and fees earned from performing cash management activities and other deposit account services. Such fees are recognized in the period in which the related service is provided.

Transactional service fees primarily consist of fees charged for processing services such as cash management, global payments, clearing, international funds transfer and other trade services. Such fees are recognized as/when the associated service is satisfied, which normally occurs at the point in time the service is requested by the customer and provided by Citi.

Insurance distribution revenue consists of commissions earned from third-party insurance companies for marketing and selling insurance policies on behalf of such entities. Such commissions are recognized in *Commissions and fees* at the point in time the associated service is fulfilled, generally when the insurance policy is sold to the policyholder. Sales of certain insurance products include a portion of variable consideration associated with the underlying product. In these instances, a portion of the revenue associated with the sale of the policy is not recognized until the variable consideration becomes determinable. The Company recognized \$322 million, \$386 million and \$440 million of revenue related to such variable consideration for the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017, respectively. These amounts primarily relate to performance obligations satisfied in prior periods.

Insurance premiums consist of premium income from insurance policies that Citi has underwritten and sold to policyholders.

The following table presents *Commissions and fees* revenue:

<i>In millions of dollars</i>	2019				2018				2017			
	ICG	GCB	Corp/Other	Total	ICG	GCB	Corp/Other	Total	ICG	GCB	Corp/Other	Total
Investment banking	\$ 3,767	\$ —	\$ —	\$ 3,767	\$ 3,568	\$ —	\$ —	\$ 3,568	\$ 3,817	\$ —	\$ —	\$ 3,817
Brokerage commissions	1,771	841	—	2,612	1,977	815	—	2,792	1,889	826	3	2,718
Credit card and bank card income												
Interchange fees	1,222	8,621	—	9,843	1,077	8,112	11	9,200	953	7,523	99	8,575
Card-related loan fees	60	718	—	778	63	627	12	702	53	693	48	794
Card rewards and partner payments	(691)	(8,883)	—	(9,574)	(504)	(8,253)	(12)	(8,769)	(426)	(7,242)	(57)	(7,725)
Deposit-related fees ⁽¹⁾	1,048	470	—	1,518	1,031	572	1	1,604	1,031	642	14	1,687
Transactional service fees	824	123	—	947	733	83	4	820	751	78	49	878
Corporate finance ⁽²⁾	616	—	—	616	734	—	—	734	766	—	—	766
Insurance distribution revenue	12	524	—	536	14	565	11	590	12	562	68	642
Insurance premiums	—	186	—	186	—	119	—	119	—	122	—	122
Loan servicing	78	55	21	154	100	91	37	228	117	71	95	283
Other	99	261	3	363	116	139	14	269	30	90	30	150
Total commissions and fees⁽³⁾	\$ 8,806	\$ 2,916	\$ 24	\$11,746	\$ 8,909	\$ 2,870	\$ 78	\$11,857	\$ 8,993	\$ 3,365	\$ 349	\$ 12,707

(1) Includes overdraft fees of \$127 million, \$128 million and \$135 million for the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017, respectively. Overdraft fees are accounted for under ASC 310.

(2) Consists primarily of fees earned from structuring and underwriting loan syndications or related financing activity. This activity is accounted for under ASC 310.

(3) *Commissions and fees* includes \$(7,695) million, \$(6,853) million and \$(5,627) million not accounted for under ASC 606, *Revenue from Contracts with Customers*, for the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017, respectively. Amounts reported in *Commissions and fees* accounted for under other guidance primarily include card-related loan fees, card reward programs and certain partner payments, corporate finance fees, insurance premiums and loan servicing fees.

Administration and Other Fiduciary Fees

Administration and other fiduciary fees revenue is primarily composed of custody fees and fiduciary fees.

The custody product is composed of numerous services related to the administration, safekeeping and reporting for both U.S. and non-U.S. denominated securities. The services offered to clients include trade settlement, safekeeping, income collection, corporate action notification, record-keeping and reporting, tax reporting and cash management. These services are provided for a wide range of securities, including but not limited to equities, municipal and corporate bonds, mortgage- and asset-backed securities, money market instruments, U.S. Treasuries and agencies, derivative instruments, mutual funds, alternative investments and precious metals. Custody fees are recognized as or when the associated promised service is satisfied, which normally occurs at the point in time the service is requested by the customer and provided by Citi.

Fiduciary fees consist of trust services and investment management services. As an escrow agent, Citi receives, safe-

keeps, services and manages clients' escrowed assets, such as cash, securities, property (including intellectual property), contracts or other collateral. Citi performs its escrow agent duties by safekeeping the funds during the specified time period agreed upon by all parties and therefore earns its revenue evenly during the contract duration.

Investment management services consist of managing assets on behalf of Citi's retail and institutional clients. Revenue from these services primarily consists of asset-based fees for advisory accounts, which are based on the market value of the client's assets and recognized monthly, when the market value is fixed. In some instances, the Company contracts with third-party advisors and with third-party custodians. The Company has determined that it acts as principal in the majority of these transactions and therefore presents the amounts paid to third parties gross within *Other operating expenses*.

The following table presents *Administration and other fiduciary fees* revenue:

<i>In millions of dollars</i>	2019				2018				2017			
	ICG	GCB	Corp/Other	Total	ICG	GCB	Corp/Other	Total	ICG	GCB	Corp/Other	Total
Custody fees	\$ 1,453	\$ 16	\$ 73	\$ 1,542	\$ 1,497	\$ 133	\$ 65	\$ 1,695	\$ 1,508	\$ 164	\$ 56	\$ 1,728
Fiduciary fees	647	621	28	1,296	645	597	43	1,285	593	575	91	1,259
Guarantee fees	558	8	7	573	584	9	7	600	584	5	8	597
Total administration and other fiduciary fees⁽¹⁾	\$ 2,658	\$ 645	\$ 108	\$ 3,411	\$ 2,726	\$ 739	\$ 115	\$ 3,580	\$ 2,685	\$ 744	\$ 155	\$ 3,584

(1) *Administration and other fiduciary fees* includes \$573 million, \$600 million and \$597 million for the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017, respectively, that are not accounted for under ASC 606, *Revenue from Contracts with Customers*. These amounts include guarantee fees.

6. PRINCIPAL TRANSACTIONS

Citi's *Principal transactions* revenue consists of realized and unrealized gains and losses from trading activities. Trading activities include revenues from fixed income, equities, credit and commodities products and foreign exchange transactions that are managed on a portfolio basis characterized by primary risk. Not included in the table below is the impact of net interest revenue related to trading activities, which is an integral part of trading activities' profitability. See Note 4 to the Consolidated Financial Statements for information about

net interest revenue related to trading activities. Principal transactions include CVA (credit valuation adjustments) and FVA (funding valuation adjustments) on over-the-counter derivatives, and gains (losses) on certain economic hedges on loans in *ICG*. These adjustments are discussed further in Note 24 to the Consolidated Financial Statements.

In certain transactions, Citi incurs fees and presents these fees paid to third parties in operating expenses. The following table presents *Principal transactions* revenue:

<i>In millions of dollars</i>	2019	2018	2017
Interest rate risks ⁽¹⁾	\$ 5,990	\$ 5,178	\$ 5,304
Foreign exchange risks ⁽²⁾	1,650	1,398	2,435
Equity risks ⁽³⁾	872	1,336	525
Commodity and other risks ⁽⁴⁾	516	669	425
Credit products and risks ⁽⁵⁾	(136)	324	251
Total	\$ 8,892	\$ 8,905	\$ 8,940

- (1) Includes revenues from government securities and corporate debt, municipal securities, mortgage securities and other debt instruments. Also includes spot and forward trading of currencies and exchange-traded and over-the-counter (OTC) currency options, options on fixed income securities, interest rate swaps, currency swaps, swap options, caps and floors, financial futures, OTC options and forward contracts on fixed income securities.
- (2) Includes revenues from foreign exchange spot, forward, option and swap contracts, as well as foreign currency translation (FX translation) gains and losses.
- (3) Includes revenues from common, preferred and convertible preferred stock, convertible corporate debt, equity-linked notes and exchange-traded and OTC equity options and warrants.
- (4) Primarily includes revenues from crude oil, refined oil products, natural gas and other commodities trades.
- (5) Includes revenues from structured credit products.

7. INCENTIVE PLANS

Discretionary Annual Incentive Awards

Citigroup grants immediate cash bonus payments and various forms of immediate and deferred awards as part of its discretionary annual incentive award program involving a large segment of Citigroup's employees worldwide. Most of the shares of common stock issued by Citigroup as part of its equity compensation programs are issued to settle the vesting of the stock components of these awards.

Discretionary annual incentive awards are generally awarded in the first quarter of the year based on the previous year's performance. Awards valued at less than U.S. \$100,000 (or the local currency equivalent) are generally paid entirely in the form of an immediate cash bonus. Pursuant to Citigroup policy and/or regulatory requirements, certain employees and officers are subject to mandatory deferrals of incentive pay and generally receive 25%–60% of their awards in a combination of restricted or deferred stock, deferred cash stock units or deferred cash. Discretionary annual incentive awards to many employees in the EU are subject to deferral requirements regardless of the total award value, with at least 50% of the immediate incentive delivered in the form of a stock payment award subject to a restriction on sale or transfer (generally, for 12 months).

Deferred annual incentive awards may be delivered in the form of one or more award types: a restricted or deferred stock award under Citi's Capital Accumulation Program (CAP), or a deferred cash stock unit award and/or a deferred cash award under Citi's Deferred Cash Award Plan. The applicable mix of awards may vary based on the employee's minimum deferral requirement and the country of employment.

Subject to certain exceptions (principally, for retirement-eligible employees), continuous employment within Citigroup is required to vest in CAP, deferred cash stock unit and deferred cash awards. Post employment vesting by retirement-eligible employees and participants who meet other conditions is generally conditioned upon their refraining from competition with Citigroup during the remaining vesting period, unless the employment relationship has been terminated by Citigroup under certain conditions.

Generally, the deferred awards vest in equal annual installments over three- or four-year periods. Vested CAP awards are delivered in shares of common stock. Deferred cash awards are payable in cash and, except as prohibited by applicable regulatory guidance, earn a fixed notional rate of interest that is paid only if and when the underlying principal award amount vests. Deferred cash stock unit awards are payable in cash at the vesting value of the underlying stock. Generally, in the EU, vested CAP shares are subject to a restriction on sale or transfer after vesting, and vested deferred cash awards and deferred cash stock units are subject to hold back (generally, for 6 or 12 months based on the award type).

Unvested CAP, deferred cash stock units and deferred cash awards are subject to one or more clawback provisions that apply in certain circumstances, including gross misconduct. CAP and deferred cash stock unit awards, made to certain employees, are subject to a formulaic performance-based vesting condition pursuant to which amounts otherwise

scheduled to vest will be reduced based on the amount of any pretax loss in the participant's business in the calendar year preceding the scheduled vesting date. A minimum reduction of 20% applies for the first dollar of loss for CAP and deferred cash stock unit awards.

In addition, deferred cash awards are subject to a discretionary performance-based vesting condition under which an amount otherwise scheduled to vest may be reduced in the event of a "material adverse outcome" for which a participant has "significant responsibility." These awards are also subject to an additional clawback provision pursuant to which unvested awards may be canceled if the employee engaged in misconduct or exercised materially imprudent judgment, or failed to supervise or escalate the behavior of other employees who did.

Sign-on and Long-Term Retention Awards

Stock awards and deferred cash awards may be made at various times during the year as sign-on awards to induce new hires to join Citi or to high-potential employees as long-term retention awards.

Vesting periods and other terms and conditions pertaining to these awards tend to vary by grant. Generally, recipients must remain employed through the vesting dates to vest in the awards, except in cases of death, disability or involuntary termination other than for gross misconduct. These awards do not usually provide for post employment vesting by retirement-eligible participants.

Outstanding (Unvested) Stock Awards

A summary of the status of unvested stock awards granted as discretionary annual incentive or sign-on and long-term retention awards is presented below:

Unvested stock awards	Shares	Weighted-average grant date fair value per share
Unvested at December 31, 2018	31,728,596	\$ 57.30
Granted ⁽¹⁾	14,920,917	61.78
Canceled	(1,104,448)	60.45
Vested ⁽²⁾	(15,350,350)	53.58
Unvested at December 31, 2019	30,194,715	\$ 61.30

(1) The weighted-average fair value of the shares granted during 2018 and 2017 was \$73.87 and \$59.12, respectively.

(2) The weighted-average fair value of the shares vesting during 2019 was approximately \$63.38 per share.

Total unrecognized compensation cost related to unvested stock awards was \$538 million at December 31, 2019. The cost is expected to be recognized over a weighted-average period of 1.6 years.

Performance Share Units

Certain executive officers were awarded a target number of performance share units (PSUs) each February from 2016 to 2019, for performance in the year prior to the award date.

The PSUs granted in February 2016 were earned over a three-year performance period based on Citigroup's relative total shareholder return as compared to peers.

The PSUs granted in February 2017, 2018 and 2019 are earned over a three-year performance period, based half on return on tangible common equity performance in the last year of the three-year performance period and the remaining half on cumulative earnings per share over the three-year performance period.

For all award years, if the total shareholder return is negative over the three-year performance period, executives may earn no more than 100% of the target PSUs, regardless of the extent to which Citigroup outperforms peer firms. The number of PSUs ultimately earned could vary from zero, if performance goals are not met, to as much as 150% of target, if performance goals are meaningfully exceeded.

For all award years, the value of each PSU is equal to the value of one share of Citi common stock. Dividend equivalents will be accrued and paid on the number of earned PSUs after the end of the performance period.

PSUs are subject to variable accounting, pursuant to which the associated value of the award will fluctuate with changes in Citigroup's stock price and the attainment of the specified performance goals for each award, until the award is settled solely in cash after the end of the performance period. The value of the award, subject to the performance goals, is estimated using a simulation model that incorporates multiple valuation assumptions, including the probability of achieving the specified performance goals of each award. The risk-free rate used in the model is based on the applicable U.S. Treasury yield curve. Other significant assumptions for the awards are as follows:

Valuation assumptions	2019	2018	2017
Expected volatility	25.33%	24.93%	25.79%
Expected dividend yield	2.67	1.75	1.30

A summary of the performance share unit activity for 2019 is presented below:

Performance share units	Units	Weighted-average grant date fair value per unit
Outstanding, beginning of period	1,768,362	\$ 51.88
Granted ⁽¹⁾	560,031	72.83
Canceled	(194,782)	42.24
Payments	(641,611)	27.03
Outstanding, end of period	1,492,000	\$ 71.69

(1) The weighted-average grant date fair value per unit awarded in 2018 and 2017 was \$83.24 and \$59.22, respectively.

PSUs granted in 2017 were equitably adjusted after the enactment of Tax Reform, as required under the terms of those awards. The adjustments were intended to reproduce the expected value of the awards immediately prior to the passage of Tax Reform. The PSUs granted in 2016 were not impacted by Tax Reform.

Stock Option Programs

All outstanding stock options are fully vested, with the related expense recognized as a charge to income in prior periods.

The following table presents information with respect to stock option activity under Citigroup's stock option programs:

	2019			2018			2017		
	Options	Weighted-average exercise price	Intrinsic value per share	Options	Weighted-average exercise price	Intrinsic value per share	Options	Weighted-average exercise price	Intrinsic value per share
Outstanding, beginning of period	762,225	\$ 101.84	\$ —	1,138,813	\$ 161.96	\$ —	1,527,396	\$ 131.78	\$ —
Canceled	(11,365)	40.80	—	—	—	—	—	—	—
Expired	(449,916)	142.30	—	(376,588)	283.63	—	—	—	—
Exercised	(134,294)	39.00	23.50	—	—	—	(388,583)	43.35	15.67
Outstanding, end of period	166,650	\$ 47.42	\$ 32.47	762,225	\$ 101.84	\$ —	1,138,813	\$ 161.96	\$ —
Exercisable, end of period	166,650			762,225			1,138,813		

The following table summarizes information about stock options outstanding under Citigroup's stock option programs at December 31, 2019:

Range of exercise prices	Options outstanding			Options exercisable	
	Number outstanding	Weighted-average contractual life remaining	Weighted-average exercise price	Number exercisable	Weighted-average exercise price
\$41.54–\$60.00	166,650	1.4 years	\$ 47.42	166,650	\$ 47.42
Total at December 31, 2019	166,650	1.4 years	\$ 47.42	166,650	\$ 47.42

Other Variable Incentive Compensation

Citigroup has various incentive plans globally that are used to motivate and reward performance primarily in the areas of sales, operational excellence and customer satisfaction. Participation in these plans is generally limited to employees who are not eligible for discretionary annual incentive awards. Other forms of variable compensation include monthly commissions paid to financial advisors and mortgage loan officers.

Summary

Except for awards subject to variable accounting, the total expense recognized for stock awards represents the grant date fair value of such awards, which is generally recognized as a charge to income ratably over the vesting period, other than for awards to retirement-eligible employees and immediately vested awards. Whenever awards are made or are expected to be made to retirement-eligible employees, the charge to income is accelerated based on when the applicable conditions to retirement eligibility were or will be met. If the employee is retirement eligible on the grant date, or the award is vested at the grant date, the entire expense is recognized in the year prior to grant.

Recipients of Citigroup stock awards generally do not have any stockholder rights until shares are delivered upon vesting or exercise, or after the expiration of applicable required holding periods. Recipients of restricted or deferred stock awards and deferred cash stock unit awards, however, may, except as prohibited by applicable regulatory guidance, be entitled to receive or accrue dividends or dividend-equivalent payments during the vesting period. Recipients of restricted stock awards generally are entitled to vote the shares in their award during the vesting period. Once a stock award

vests, the shares delivered to the participant are freely transferable, unless they are subject to a restriction on sale or transfer for a specified period.

All equity awards granted since April 19, 2005 have been made pursuant to stockholder-approved stock incentive plans that are administered by the Personnel and Compensation Committee of the Citigroup Board of Directors, which is composed entirely of independent non-employee directors.

At December 31, 2019, approximately 29.7 million shares of Citigroup common stock were authorized and available for grant under Citigroup's 2019 Stock Incentive Plan, the only plan from which equity awards are currently granted.

The 2019 Stock Incentive Plan and predecessor plans permit the use of treasury stock or newly issued shares in connection with awards granted under the plans. Treasury shares were used to settle vestings from 2016 to 2019, and for the first quarter of 2020, except where local laws favor newly issued shares. The use of treasury stock or newly issued shares to settle stock awards does not affect the compensation expense recorded in the Consolidated Statement of Income for equity awards.

Incentive Compensation Cost

The following table shows components of compensation expense, relating to certain of the incentive compensation programs described above:

<i>In millions of dollars</i>	2019	2018	2017
Charges for estimated awards to retirement-eligible employees	\$ 683	\$ 669	\$ 659
Amortization of deferred cash awards, deferred cash stock units and performance stock units	355	202	354
Immediately vested stock award expense ⁽¹⁾	82	75	70
Amortization of restricted and deferred stock awards ⁽²⁾	404	435	474
Other variable incentive compensation	666	640	694
Total	\$ 2,190	\$ 2,021	\$ 2,251

- (1) Represents expense for immediately vested stock awards that generally were stock payments in lieu of cash compensation. The expense is generally accrued as cash incentive compensation in the year prior to grant.
- (2) All periods include amortization expense for all unvested awards to non-retirement-eligible employees.

8. RETIREMENT BENEFITS

Pension and Postretirement Plans

The Company has several non-contributory defined benefit pension plans covering certain U.S. employees and has various defined benefit pension and termination indemnity plans covering employees outside the U.S.

The U.S. qualified defined benefit plan was frozen effective January 1, 2008 for most employees. Accordingly, no additional compensation-based contributions have been credited to the cash balance portion of the plan for existing plan participants after 2007. However, certain employees covered under the prior final pay plan formula continue to accrue benefits. The Company also offers postretirement health care and life insurance benefits to certain eligible U.S. retired employees, as well as to certain eligible employees outside the U.S.

The Company also sponsors a number of non-contributory, nonqualified pension plans. These plans, which are unfunded, provide supplemental defined pension benefits to certain U.S.

employees. With the exception of certain employees covered under the prior final pay plan formula, the benefits under these plans were frozen in prior years.

The plan obligations, plan assets and periodic plan expense for the Company's most significant pension and postretirement benefit plans (Significant Plans) are measured and disclosed quarterly, instead of annually. The Significant Plans captured approximately 90% of the Company's global pension and postretirement plan obligations as of December 31, 2019. All other plans (All Other Plans) are measured annually with a December 31 measurement date.

Net (Benefit) Expense

The following table summarizes the components of net (benefit) expense recognized in the Consolidated Statement of Income for the Company's pension and postretirement plans for Significant Plans and All Other Plans:

In millions of dollars	Pension plans						Postretirement benefit plans					
	U.S. plans			Non-U.S. plans			U.S. plans			Non-U.S. plans		
	2019	2018	2017	2019	2018	2017	2019	2018	2017	2019	2018	2017
Benefits earned during the year	\$ 1	\$ 1	\$ 3	\$ 146	\$ 146	\$ 153	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 8	\$ 9	\$ 9
Interest cost on benefit obligation	469	514	533	287	292	295	24	26	26	104	102	101
Expected return on plan assets	(821)	(844)	(865)	(281)	(291)	(299)	(18)	(14)	(6)	(84)	(88)	(89)
Amortization of unrecognized:												
Prior service cost (benefit)	2	2	2	(4)	(4)	(3)	—	—	—	(10)	(10)	(10)
Net actuarial loss	200	165	173	61	53	61	—	(1)	—	23	29	35
Curtailment loss (gain) ⁽¹⁾	1	1	6	(6)	(1)	—	—	—	—	—	—	—
Settlement loss ⁽²⁾	—	—	—	6	7	12	—	—	—	—	—	—
Total net (benefit) expense	\$ (148)	\$ (161)	\$ (148)	\$ 209	\$ 202	\$ 219	\$ 6	\$ 11	\$ 20	\$ 41	\$ 42	\$ 46

(1) Curtailment and settlement relate to repositioning and divestiture actions.

Contributions

The Company's funding practice for U.S. and non-U.S. pension and postretirement plans is generally to fund to minimum funding requirements in accordance with applicable local laws and regulations. The Company may increase its contributions above the minimum required contribution, if appropriate. In addition, management has the ability to change its funding practices. For the U.S. pension plans, there were no required minimum cash contributions for 2019 or 2018.

The following table summarizes the actual Company contributions for the years ended December 31, 2019 and 2018, as well as estimated expected Company contributions for 2020. Expected contributions are subject to change, since contribution decisions are affected by various factors, such as market performance, tax considerations and regulatory requirements.

In millions of dollars	Pension plans ⁽¹⁾						Postretirement benefit plans ⁽¹⁾					
	U.S. plans ⁽²⁾			Non-U.S. plans			U.S. plans			Non-U.S. plans		
	2020	2019	2018	2020	2019	2018	2020	2019	2018	2020	2019	2018
Contributions made by the Company	\$ —	\$ 425	\$ —	\$ 111	\$ 111	\$ 140	\$ —	\$ —	\$ 145	\$ 4	\$ 221	\$ 3
Benefits paid directly by the Company	58	56	55	53	39	42	6	4	5	6	4	6

(1) Amounts reported for 2020 are expected amounts.

(2) The U.S. pension plans include benefits paid directly by the Company for the nonqualified pension plans.

Funded Status and Accumulated Other Comprehensive Income (AOCI)

The following table summarizes the funded status and amounts recognized in the Consolidated Balance Sheet for the Company's pension and postretirement plans:

In millions of dollars	Pension plans				Postretirement benefit plans			
	U.S. plans		Non-U.S. plans		U.S. plans		Non-U.S. plans	
	2019	2018	2019	2018	2019	2018	2019	2018
Change in projected benefit obligation								
Projected benefit obligation at beginning of year	\$ 12,655	\$ 14,040	\$ 7,149	\$ 7,433	\$ 662	\$ 699	\$ 1,159	\$ 1,261
Benefits earned during the year	1	1	146	146	—	—	8	9
Interest cost on benefit obligation	469	514	287	292	24	26	104	102
Plan amendments	—	—	7	7	—	—	—	—
Actuarial loss (gain) ⁽¹⁾	1,263	(1,056)	861	(99)	46	(1)	140	(123)
Benefits paid, net of participants' contributions and government subsidy ⁽²⁾	(936)	(845)	(304)	(293)	(40)	(62)	(72)	(68)
Settlement gain ⁽³⁾	—	—	(84)	(121)	—	—	—	—
Curtailment loss (gain) ⁽³⁾	1	1	(4)	(1)	—	—	—	—
Foreign exchange impact and other	—	—	47	(215)	—	—	45	(22)
Projected benefit obligation at year end	\$ 13,453	\$ 12,655	\$ 8,105	\$ 7,149	\$ 692	\$ 662	\$ 1,384	\$ 1,159
Change in plan assets								
Plan assets at fair value at beginning of year	\$ 11,490	\$ 12,725	\$ 6,699	\$ 7,128	\$ 345	\$ 262	\$ 1,036	\$ 1,119
Actual return on plan assets ⁽¹⁾	1,682	(445)	781	(11)	36	(5)	138	(26)
Company contributions	481	55	150	182	4	150	225	9
Benefits paid, net of participants' contributions and government subsidy ⁽²⁾	(936)	(845)	(304)	(293)	(40)	(62)	(72)	(68)
Settlement gain ⁽³⁾	—	—	(84)	(121)	—	—	—	—
Foreign exchange impact and other	—	—	314	(186)	—	—	(200)	2
Plan assets at fair value at year end	\$ 12,717	\$ 11,490	\$ 7,556	\$ 6,699	\$ 345	\$ 345	\$ 1,127	\$ 1,036
Funded status of the plans								
Qualified plans ⁽⁴⁾	\$ (23)	\$ (483)	\$ (549)	\$ (450)	\$ (347)	\$ (317)	\$ (257)	\$ (123)
Nonqualified plans ⁽⁵⁾	(713)	(682)	—	—	—	—	—	—
Funded status of the plans at year end	\$ (736)	\$ (1,165)	\$ (549)	\$ (450)	\$ (347)	\$ (317)	\$ (257)	\$ (123)
Net amount recognized								
Qualified plans								
Benefit asset	\$ —	\$ —	\$ 808	\$ 806	\$ —	\$ —	\$ 57	\$ 175
Benefit liability	(23)	(483)	(1,357)	(1,256)	(347)	(317)	(314)	(298)
Qualified plans	\$ (23)	\$ (483)	\$ (549)	\$ (450)	\$ (347)	\$ (317)	\$ (257)	\$ (123)
Nonqualified plans	(713)	(682)	—	—	—	—	—	—
Net amount recognized on the balance sheet	\$ (736)	\$ (1,165)	\$ (549)	\$ (450)	\$ (347)	\$ (317)	\$ (257)	\$ (123)
Amounts recognized in AOCI								
Net transition obligation	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (1)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Prior service (cost) benefit	(12)	(13)	1	12	—	—	76	83
Net actuarial (loss) gain	(7,092)	(6,892)	(1,735)	(1,420)	24	53	(416)	(340)
Net amount recognized in equity (pretax)	\$ (7,104)	\$ (6,905)	\$ (1,734)	\$ (1,409)	\$ 24	\$ 53	\$ (340)	\$ (257)
Accumulated benefit obligation at year end	\$ 13,447	\$ 12,646	\$ 7,618	\$ 6,720	\$ 692	\$ 662	\$ 1,384	\$ 1,159

(1) During 2019, the actuarial loss is primarily due to the decline in global discount rates and actual return on plan assets due to favorable asset returns.

(2) U.S. postretirement benefit plans were net of Employer Group Waiver Plan subsidy of \$22 million and \$15 million in 2019 and 2018, respectively.

(3) Curtailment and settlement (gains) losses relate to repositioning and divestiture activities.

(4) The U.S. qualified pension plan is fully funded under specified Employee Retirement Income Security Act (ERISA) funding rules as of January 1, 2020 and no minimum required funding is expected for 2020.

(5) The nonqualified plans of the Company are unfunded.

The following table shows the change in *AOCI* related to the Company's pension, postretirement and post employment plans:

<i>In millions of dollars</i>	2019	2018	2017
Beginning of year balance, net of tax⁽¹⁾⁽²⁾	\$ (6,257)	\$ (6,183)	\$ (5,164)
Actuarial assumptions changes and plan experience	(2,300)	1,288	(760)
Net asset gain (loss) due to difference between actual and expected returns	1,427	(1,732)	625
Net amortization	274	214	229
Prior service (cost) credit	(7)	(7)	(4)
Curtailment/settlement gain ⁽³⁾	1	7	17
Foreign exchange impact and other	(66)	136	(93)
Impact of Tax Reform ⁽⁴⁾	—	—	(1,020)
Change in deferred taxes, net	119	20	(13)
Change, net of tax	\$ (552)	\$ (74)	\$ (1,019)
End of year balance, net of tax⁽¹⁾⁽²⁾	\$ (6,809)	\$ (6,257)	\$ (6,183)

- (1) See Note 19 to the Consolidated Financial Statements for further discussion of net *AOCI* balance.
(2) Includes net-of-tax amounts for certain profit-sharing plans outside the U.S.
(3) Curtailment and settlement relate to repositioning and divestiture activities.
(4) In the fourth quarter of 2017, Citi adopted ASU 2018-02, which transferred these amounts from *AOCI* to *Retained earnings*. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements.

At December 31, 2019 and 2018, the aggregate projected benefit obligation (PBO), the aggregate accumulated benefit obligation (ABO) and the aggregate fair value of plan assets are presented for all defined benefit pension plans with a PBO in excess of plan assets and for all defined benefit pension plans with an ABO in excess of plan assets as follows:

<i>In millions of dollars</i>	PBO exceeds fair value of plan assets				ABO exceeds fair value of plan assets			
	U.S. plans ⁽¹⁾		Non-U.S. plans		U.S. plans ⁽¹⁾		Non-U.S. plans	
	2019	2018	2019	2018	2019	2018	2019	2018
Projected benefit obligation	\$ 13,453	\$ 12,655	\$ 4,445	\$ 3,904	\$ 13,453	\$ 12,655	\$ 2,748	\$ 3,718
Accumulated benefit obligation	13,447	12,646	4,041	3,528	13,447	12,646	2,435	3,387
Fair value of plan assets	12,717	11,490	3,089	2,648	12,717	11,490	1,429	2,478

- (1) At December 31, 2019 and 2018, for both the U.S. qualified plan and nonqualified plans, the aggregate PBO and the aggregate ABO exceeded plan assets.

Plan Assumptions

The Company utilizes a number of assumptions to determine plan obligations and expenses. Changes in one or a combination of these assumptions will have an impact on the Company's pension and postretirement PBO, funded status and (benefit) expense. Changes in the plans' funded status resulting from changes in the PBO and fair value of plan assets will have a corresponding impact on *Accumulated other comprehensive income (loss)*.

The actuarial assumptions at the respective years ended December 31 in the table below are used to measure the year-end PBO and the net periodic (benefit) expense for the subsequent year (period). Since Citi's Significant Plans are measured on a quarterly basis, the year-end rates for those plans are used to calculate the net periodic (benefit) expense for the subsequent year's first quarter.

As a result of the quarterly measurement process, the net periodic (benefit) expense for the Significant Plans is calculated at each respective quarter end based on the preceding quarter-end rates (as shown below for the U.S. and non-U.S. pension and postretirement plans). The actuarial assumptions for All Other Plans are measured annually.

Certain assumptions used in determining pension and postretirement benefit obligations and net benefit expense for the Company's plans are shown in the following table:

At year end	2019	2018
Discount rate		
U.S. plans		
Qualified pension	3.25%	4.25%
Nonqualified pension	3.25	4.25
Postretirement	3.15	4.20
Non-U.S. pension plans		
Range ⁽¹⁾	-0.10 to 11.30	0.25 to 12.00
Weighted average	3.65	4.47
Non-U.S. postretirement plans		
Range	0.90 to 9.10	1.75 to 10.75
Weighted average	7.76	9.05
Future compensation increase rate⁽²⁾		
Non-U.S. pension plans		
Range	1.50 to 11.50	1.30 to 13.67
Weighted average	3.17	3.16
Expected return on assets		
U.S. plans		
Qualified pension	6.70	6.70
Postretirement ⁽³⁾	6.70/3.00	6.70/3.00
Non-U.S. pension plans		
Range	0.00 to 11.50	1.00 to 11.50
Weighted average	3.95	4.30
Non-U.S. postretirement plans		
Range	6.20 to 8.00	8.00 to 9.20
Weighted average	7.99	8.01

(1) Due to substantial downward movement in yields, there were negative discount rates for plans with relatively short duration in major markets, such as the Eurozone and Switzerland.

(2) Not material for U.S. plans.

(3) In 2019 and 2018, the expected rate of return for the VEBA Trust was 3.00%.

During the year	2019	2018	2017
Discount rate			
U.S. plans			
Qualified pension	4.25%/3.85%/3.45%/3.10%	3.60%/3.95%/4.25%/4.30%	4.10%/4.05%/3.80%/3.75%
Nonqualified pension	4.25/3.90/3.50/3.10	3.60/3.95/4.25/4.30	4.00/3.95/3.75/3.65
Postretirement	4.20/3.80/3.35/3.00	3.50/3.90/4.20/4.20	3.90/3.85/3.60/3.55
Non-U.S. pension plans ⁽¹⁾			
Range ⁽²⁾	-0.05 to 12.00	0.00 to 10.75	0.25 to 72.50
Weighted average	4.47	4.17	4.40
Non-U.S. postretirement plans ⁽¹⁾			
Range	1.75 to 10.75	1.75 to 10.10	1.75 to 11.05
Weighted average	9.05	8.10	8.27
Future compensation increase rate⁽³⁾			
Non-U.S. pension plans ⁽¹⁾			
Range	1.30 to 13.67	1.17 to 13.67	1.25 to 70.00
Weighted average	3.16	3.08	3.21
Expected return on assets			
U.S. plans			
Qualified pension ⁽⁴⁾	6.70	6.80/6.70	6.80
Postretirement ⁽⁵⁾	6.70/3.00	6.80/6.70/3.00	6.80
Non-U.S. pension plans ⁽¹⁾			
Range	1.00 to 11.50	0.00 to 11.60	1.00 to 11.50
Weighted average	4.30	4.52	4.55
Non-U.S. postretirement plans ⁽¹⁾			
Range	8.00 to 9.20	8.00 to 9.80	8.00 to 10.30
Weighted average	8.01	8.01	8.02

(1) Reflects rates utilized to determine the quarterly expense for Significant non-U.S. pension and postretirement plans.

(2) Due to substantial downward movement in yields, there were negative discount rates for plans with relatively short duration in major markets, such as the Eurozone and Switzerland.

(3) Not material for U.S. plans.

(4) The expected rate of return for the U.S. pension and postretirement plans was lowered from 6.80% to 6.70% effective in the second quarter of 2018 to reflect a change in target asset allocation.

(5) In 2017, the VEBA Trust was funded with an expected rate of return on assets of 3.00%.

Discount Rate

The discount rates for the U.S. pension and postretirement plans were selected by reference to a Citigroup-specific analysis using each plan's specific cash flows and compared with high-quality corporate bond indices for reasonableness. The discount rates for the non-U.S. pension and postretirement plans are selected by reference to high-quality corporate bond rates in countries that have developed corporate bond markets. However, where developed corporate bond markets do not exist, the discount rates are selected by reference to local government bond rates with a premium added to reflect the additional risk for corporate bonds in certain countries. Effective December 31, 2019, the established rounding convention is to the nearest 5 bps for all countries.

Expected Rate of Return

The Company determines its assumptions for the expected rate of return on plan assets for its U.S. pension and postretirement plans using a "building block" approach, which focuses on ranges of anticipated rates of return for each asset class. A weighted average range of nominal rates is then determined based on target allocations to each asset class. Market performance over a number of earlier years is evaluated covering a wide range of economic conditions to determine whether there are sound reasons for projecting any past trends.

The Company considers the expected rate of return to be a long-term assessment of return expectations and does not anticipate changing this assumption unless there are significant changes in investment strategy or economic conditions. This contrasts with the selection of the discount rate and certain other assumptions, which are reconsidered annually (or quarterly for the Significant Plans) in accordance with GAAP.

The expected rate of return for the U.S. pension and postretirement plans was 6.70% at December 31, 2019 and 2018 and 6.80% at December 31, 2017. The expected return on assets reflects the expected annual appreciation of the plan assets and reduces the Company's annual pension expense. The expected return on assets is deducted from the sum of service cost, interest cost and other components of pension expense to arrive at the net pension (benefit) expense.

The following table shows the expected rates of return used in determining the Company's pension expense compared to the actual rate of return on plan assets during 2019, 2018 and 2017 for the U.S. pension and postretirement plans:

U.S. plans	2019	2018	2017
Expected rate of return			
U.S. pension and postretirement trust	6.70%	6.80%/6.70%	6.80%
VEBA trust ⁽¹⁾	3.00	3.00	3.00
Actual rate of return⁽²⁾			
U.S. pension and postretirement trust	15.20	-3.40	10.90
VEBA trust ⁽¹⁾	1.91 to 2.76	0.43 to 1.41	—

- (1) In December 2017, the VEBA Trust was funded for postretirement benefits with an expected rate of return on assets of 3.00%.
(2) Actual rates of return are presented net of fees.

For the non-U.S. pension plans, pension expense for 2019 was reduced by the expected return of \$281 million, compared with the actual return of \$781 million. Pension expense for 2018 and 2017 was reduced by expected returns of \$291 million and \$299 million, respectively.

Mortality Tables

At December 31, 2019, the Company adopted the Private Retirement Plans (PRI-2012) mortality table and the Mortality Projection 2019 (MP-2019) projection table for the U.S. plans.

U.S. plans	2019 ⁽¹⁾	2018 ⁽²⁾
Mortality		
Pension	PRI-2012/MP-2019	RP-2014/MP-2018
Postretirement	PRI-2012/MP-2019	RP-2014/MP-2018

- (1) The PRI-2012 table is the white-collar PRI-2012 table. The MP-2019 projection scale is projected from 2012, with convergence to 0.75% ultimate rate of annual improvement by 2035.
(2) The RP-2014 table is the white-collar RP-2014 table. The MP-2018 projection scale is projected from 2006, with convergence to 0.75% ultimate rate of annual improvement by 2034.

Sensitivities of Certain Key Assumptions

The following tables summarize the effect on pension expense:

<i>In millions of dollars</i>	Discount rate		
	One-percentage-point increase		
	2019	2018	2017
U.S. plans	\$ 28	\$ 25	\$ 29
Non-U.S. plans	(19)	(22)	(27)
<i>In millions of dollars</i>	One-percentage-point decrease		
	2019	2018	2017
	U.S. plans	\$ (44)	\$ (37)
Non-U.S. plans	32	32	41

The U.S. Qualified Pension Plan was frozen in 2008, and as a result, most service cost has been eliminated. The pension expense for the U.S. Qualified Pension Plan is driven primarily by interest cost rather than by service cost. An increase in the discount rate generally increases pension expense.

For Non-U.S. Pension Plans that are not frozen (in countries such as Mexico, the U.K. and South Korea), there is more service cost. The pension expense for the Non-U.S. Plans is driven by both service cost and interest cost. An increase in the discount rate generally decreases pension expense due to the greater impact on service cost compared to interest cost.

Since the U.S. Qualified Pension Plan was frozen, most of the prospective service cost has been eliminated and the gain/loss amortization period was changed to the life expectancy for inactive participants. As a result, pension expense for the U.S. Qualified Pension Plan is driven more by interest costs than service costs, and an increase in the discount rate would increase pension expense, while a decrease in the discount rate would decrease pension expense.

The following tables summarize the effect on pension expense:

<i>In millions of dollars</i>	Expected rate of return		
	One-percentage-point increase		
	2019	2018	2017
U.S. plans	\$ (123)	\$ (126)	\$ (127)
Non-U.S. plans	(64)	(64)	(64)
<i>In millions of dollars</i>	One-percentage-point decrease		
	2019	2018	2017
	U.S. plans	\$ 123	\$ 126
Non-U.S. plans	64	64	64

Health Care Cost Trend Rate

Assumed health care cost trend rates were as follows:

	2019	2018
Health care cost increase rate for U.S. plans		
Following year	6.75%	7.00%
Ultimate rate to which cost increase is assumed to decline	5.00	5.00
Year in which the ultimate rate is reached	2027	2027

Health care cost increase rate for Non-U.S. plans (weighted average)		
Following year	6.85%	6.90%
Ultimate rate to which cost increase is assumed to decline	6.85	6.90
Year in which the ultimate rate is reached	2020	2019

Interest Crediting Rate

The Company has cash balance plans and other plans with promised interest crediting rates. For these plans, the interest crediting rates are set in line with plan rules or country legislation and do not change with market conditions.

<i>At year end</i>	Weighted average interest crediting rate		
	2019	2018	2017
U.S. plans	2.25%	3.25%	2.60%
Non-U.S. plans	1.61	1.68	1.74

Plan Assets

Citigroup's pension and postretirement plans' asset allocations for the U.S. plans and the target allocations by asset category based on asset fair values, are as follows:

Asset category ⁽¹⁾	Target asset allocation	U.S. pension assets at December 31,		U.S. postretirement assets at December 31,	
	2020	2019	2018	2019	2018
Equity securities ⁽²⁾	0-26%	17%	15%	17%	15%
Debt securities ⁽³⁾	35-82	58	57	58	57
Real estate	0-7	4	5	4	5
Private equity	0-10	3	3	3	3
Other investments	0-30	18	20	18	20
Total		100%	100%	100%	100%

- (1) Asset allocations for the U.S. plans are set by investment strategy, not by investment product. For example, private equities with an underlying investment in real estate are classified in the real estate asset category, not private equity.
(2) Equity securities in the U.S. pension and postretirement plans do not include any Citigroup common stock at the end of 2019 and 2018.
(3) The VFBA Trust for postretirement benefits are primarily invested in cash equivalents and debt securities in 2019 and 2018, respectively, and are not reflected in the table above.

Third-party investment managers and advisors provide their services to Citigroup's U.S. pension and postretirement plans. Assets are rebalanced as the Company's Pension Plan Investment Committee deems appropriate. Citigroup's investment strategy, with respect to its assets, is to maintain a globally diversified investment portfolio across several asset classes that, when combined with Citigroup's contributions to

the plans, will maintain the plans' ability to meet all required benefit obligations.

Citigroup's pension and postretirement plans' weighted-average asset allocations for the non-U.S. plans and the actual ranges, and the weighted-average target allocations by asset category based on asset fair values, are as follows:

Asset category ⁽¹⁾	Non-U.S. pension plans				
	Target asset allocation	Actual range at December 31,		Weighted-average at December 31,	
	2020	2019	2018	2019	2018
Equity securities	0-100%	0-100%	0-66%	13%	13%
Debt securities	0-100	0-100	0-100	80	80
Real estate	0-15	0-15	0-12	1	1
Other investments	0-100	0-100	0-100	6	6
Total				100%	100%

- (1) Similar to the U.S. plans, asset allocations for certain non-U.S. plans are set by investment strategy, not by investment product.

Asset category ⁽¹⁾	Non-U.S. postretirement plans				
	Target asset allocation	Actual range at December 31,		Weighted-average at December 31,	
	2020	2019	2018	2019	2018
Equity securities	0-38%	0-31%	0-35%	27%	35%
Debt securities	56-100	66-100	62-100	71	62
Other investments	0-6	0-3	0-3	2	3
Total				100%	100%

- (1) Similar to the U.S. plans, asset allocations for certain non-U.S. plans are set by investment strategy, not by investment product.

Fair Value Disclosure

For information on fair value measurements, including descriptions of Levels 1, 2 and 3 of the fair value hierarchy and the valuation methodology utilized by the Company, see Notes 1 and 24 to the Consolidated Financial Statements. ASU 2015-07 removed the requirement to categorize within the fair value hierarchy investments for which fair value is measured using the NAV per share practical expedient.

Certain investments may transfer between the fair value hierarchy classifications during the year due to changes in valuation methodology and pricing sources.

Plan assets by detailed asset categories and the fair value hierarchy are as follows:

In millions of dollars	U.S. pension and postretirement benefit plans ⁽¹⁾			
	Fair value measurement at December 31, 2019			
Asset categories	Level 1	Level 2	Level 3	Total
U.S. equities	\$ 739	\$ —	\$ —	\$ 739
Non-U.S. equities	553	—	—	553
Mutual funds and other registered investment companies	280	—	—	280
Commingled funds	—	1,410	—	1,410
Debt securities	1,534	4,046	—	5,580
Annuity contracts	—	—	1	1
Derivatives	10	245	—	255
Other investments	—	—	75	75
Total investments	\$ 3,116	\$ 5,701	\$ 76	\$ 8,893
Cash and short-term investments	\$ 93	\$ 1,080	\$ —	\$ 1,173
Other investment liabilities	(87)	(249)	—	(336)
Net investments at fair value	\$ 3,122	\$ 6,532	\$ 76	\$ 9,730
Other investment receivables redeemed at NAV				\$ 22
Securities valued at NAV				3,310
Total net assets				\$ 13,062

(1) The investments of the U.S. pension and postretirement plans are commingled in one trust. At December 31, 2019, the allocable interests of the U.S. pension and postretirement plans were 98.0% and 2.0%, respectively. The investments of the VEBA Trust for postretirement benefits are reflected in the above table.

In millions of dollars	U.S. pension and postretirement benefit plans ⁽¹⁾			
	Fair value measurement at December 31, 2018			
Asset categories	Level 1	Level 2	Level 3	Total
U.S. equities	\$ 625	\$ —	\$ —	\$ 625
Non-U.S. equities	481	—	—	481
Mutual funds and other registered investment companies	215	—	—	215
Commingled funds	—	1,344	—	1,344
Debt securities	1,346	3,443	—	4,789
Annuity contracts	—	—	1	1
Derivatives	16	252	—	268
Other investments	—	—	127	127
Total investments	\$ 2,683	\$ 5,039	\$ 128	\$ 7,850
Cash and short-term investments	\$ 93	\$ 897	\$ —	\$ 990
Other investment liabilities	(100)	(254)	—	(354)
Net investments at fair value	\$ 2,676	\$ 5,682	\$ 128	\$ 8,486
Other investment receivables redeemed at NAV				\$ 80
Securities valued at NAV				3,269
Total net assets				\$ 11,835

(1) The investments of the U.S. pension and postretirement plans are commingled in one trust. At December 31, 2018, the allocable interests of the U.S. pension and postretirement plans were 98.0% and 2.0%, respectively. The investments of the VEBA Trust for postretirement benefits are reflected in the above table.

In millions of dollars	Non-U.S. pension and postretirement benefit plans				
	Fair value measurement at December 31, 2019				
	Level 1	Level 2	Level 3	Total	
Asset categories					
U.S. equities	\$ 4	\$ 12	\$ —	\$ 16	
Non-U.S. equities	127	262	—	389	
Mutual funds and other registered investment companies	3,223	63	—	3,286	
Commingled funds	23	—	—	23	
Debt securities	4,307	1,615	10	5,932	
Real estate	—	3	1	4	
Annuity contracts	—	—	5	5	
Derivatives	—	1,590	—	1,590	
Other investments	1	—	274	275	
Total investments	\$ 7,685	\$ 3,545	\$ 290	\$ 11,520	
Cash and short-term investments	\$ 86	\$ 3	\$ —	\$ 89	
Other investment liabilities	(3)	(2,938)	—	(2,941)	
Net investments at fair value	\$ 7,768	\$ 610	\$ 290	\$ 8,668	
Securities valued at NAV				\$ 15	
Total net assets				\$ 8,683	

In millions of dollars	Non-U.S. pension and postretirement benefit plans				
	Fair value measurement at December 31, 2018				
	Level 1	Level 2	Level 3	Total	
Asset categories					
U.S. equities	\$ 4	\$ 9	\$ —	\$ 13	
Non-U.S. equities	100	100	—	200	
Mutual funds and other registered investment companies	2,887	63	—	2,950	
Commingled funds	21	—	—	21	
Debt securities	5,145	1,500	9	6,654	
Real estate	—	3	1	4	
Annuity contracts	—	1	10	11	
Derivatives	—	156	—	156	
Other investments	1	—	210	211	
Total investments	\$ 8,158	\$ 1,832	\$ 230	\$ 10,220	
Cash and short-term investments	\$ 91	\$ 3	\$ —	\$ 94	
Other investment liabilities	(1)	(2,589)	—	(2,590)	
Net investments at fair value	\$ 8,248	\$ (754)	\$ 230	\$ 7,724	
Securities valued at NAV				\$ 11	
Total net assets				\$ 7,735	

Level 3 Rollforward

The reconciliations of the beginning and ending balances during the year for Level 3 assets are as follows:

In millions of dollars

U.S. pension and postretirement benefit plans						
Asset categories	Beginning Level 3 fair value at Dec. 31, 2018	Realized (losses)	Unrealized gains	Purchases, sales and issuances	Transfers in and/or out of Level 3	Ending Level 3 fair value at Dec. 31, 2019
Annuity contracts	\$ 1	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 1
Other investments	127	(7)	12	(57)	—	75
Total investments	\$ 128	\$ (7)	\$ 12	\$ (57)	\$ —	\$ 76

In millions of dollars

U.S. pension and postretirement benefit plans						
Asset categories	Beginning Level 3 fair value at Dec. 31, 2017	Realized (losses)	Unrealized (losses)	Purchases, sales and issuances	Transfers in and/or out of Level 3	Ending Level 3 fair value at Dec. 31, 2018
Annuity contracts	\$ 1	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 1
Other investments	148	(2)	(18)	(1)	—	127
Total investments	\$ 149	\$ (2)	\$ (18)	\$ (1)	\$ —	\$ 128

In millions of dollars

Non-U.S. pension and postretirement benefit plans						
Asset categories	Beginning Level 3 fair value at Dec. 31, 2018	Unrealized gains	Purchases, sales and issuances	Transfers in and/or out of Level 3	Ending Level 3 fair value at Dec. 31, 2019	
Debt securities	\$ 9	\$ 1	\$ —	\$ —	\$ —	
Real estate	1	—	—	—	—	
Annuity contracts	10	—	(5)	—	—	
Other investments	210	7	57	—	—	
Total investments	\$ 230	\$ 8	\$ 52	\$ —	\$ —	

In millions of dollars

Non-U.S. pension and postretirement benefit plans						
Asset categories	Beginning Level 3 fair value at Dec. 31, 2017	Unrealized (losses)	Purchases, sales and issuances	Transfers in and/or out of Level 3	Ending Level 3 fair value at Dec. 31, 2018	
Non-U.S. equities	\$ 1	\$ —	\$ —	(1)	\$ —	
Debt securities	7	(1)	3	—	9	
Real estate	1	—	—	—	1	
Annuity contracts	9	(1)	1	1	10	
Other investments	214	(3)	(1)	—	210	
Total investments	\$ 232	\$ (5)	\$ 3	\$ —	\$ 230	

Investment Strategy

The Company's global pension and postretirement funds' investment strategy is to invest in a prudent manner for the exclusive purpose of providing benefits to participants. The investment strategies are targeted to produce a total return that, when combined with the Company's contributions to the funds, will maintain the funds' ability to meet all required benefit obligations. Risk is controlled through diversification of asset types and investments in domestic and international equities, fixed income securities and cash and short-term investments. The target asset allocation in most locations outside the U.S. is primarily in equity and debt securities. These allocations may vary by geographic region and country depending on the nature of applicable obligations and various other regional considerations. The wide variation in the actual range of plan asset allocations for the funded non-U.S. plans is a result of differing local statutory requirements and economic conditions. For example, in certain countries local law requires that all pension plan assets must be invested in fixed income investments, government funds or local-country securities.

Significant Concentrations of Risk in Plan Assets

The assets of the Company's pension plans are diversified to limit the impact of any individual investment. The U.S. qualified pension plan is diversified across multiple asset classes, with publicly traded fixed income, hedge funds, publicly traded equity and real estate representing the most significant asset allocations. Investments in these four asset classes are further diversified across funds, managers, strategies, vintages, sectors and geographies, depending on the specific characteristics of each asset class. The pension assets for the Company's non-U.S. Significant Plans are primarily invested in publicly traded fixed income and publicly traded equity securities.

Oversight and Risk Management Practices

The framework for the Company's pension oversight process includes monitoring of retirement plans by plan fiduciaries and/or management at the global, regional or country level, as appropriate. Independent Risk Management contributes to the risk oversight and monitoring for the Company's U.S. qualified pension plan and non-U.S. Significant Pension Plans. Although the specific components of the oversight process are tailored to the requirements of each region, country and plan, the following elements are common to the Company's monitoring and risk management process:

- periodic asset/liability management studies and strategic asset allocation reviews;
- periodic monitoring of funding levels and funding ratios;
- periodic monitoring of compliance with asset allocation guidelines;
- periodic monitoring of asset class and/or investment manager performance against benchmarks; and
- periodic risk capital analysis and stress testing.

Estimated Future Benefit Payments

The Company expects to pay the following estimated benefit payments in future years:

<i>In millions of dollars</i>	Pension plans		Postretirement benefit plans	
	U.S. plans	Non-U.S. plans	U.S. plans	Non-U.S. plans
2020	\$ 821	\$ 476	\$ 64	\$ 75
2021	840	434	63	80
2022	851	464	61	85
2023	866	480	59	91
2024	873	495	57	97
2025-2029	4,282	2,651	244	567

Post Employment Plans

The Company sponsors U.S. post employment plans that provide income continuation and health and welfare benefits to certain eligible U.S. employees on long-term disability.

As of December 31, 2019 and 2018, the plans' funded status recognized in the Company's Consolidated Balance Sheet was \$(38) million and \$(32) million, respectively. The pretax amounts recognized in *AOCT* as of December 31, 2019 and 2018 were \$(15) million and \$(15) million, respectively.

The following table summarizes the components of net expense recognized in the Consolidated Statement of Income for the Company's U.S. post employment plans:

<i>In millions of dollars</i>	Net expense		
	2019	2018	2017
Service-related expense			
Interest cost on benefit obligation	\$ 2	\$ 2	\$ 2
Expected return on plan assets	(1)	(1)	—
Amortization of unrecognized:			
Prior service cost	—	(23)	(31)
Net actuarial loss	2	2	2
Total service-related (benefit) expense	\$ 3	\$ (20)	\$ (27)
Non-service-related expense (benefit)	\$ 6	\$ 2	\$ 30
Total net expense (benefit)	\$ 9	\$ (18)	\$ 3

The following table summarizes certain assumptions used in determining the post employment benefit obligations and net benefit expense for the Company's U.S. post employment plans:

	2019	2018
Discount rate	2.90%	3.95%
Expected return on assets	3.00	3.00
Health care cost increase rate		
Following year	6.75	7.00
Ultimate rate to which cost increase is assumed to decline	5.00	5.00
Year in which the ultimate rate is reached	2027	2027

Defined Contribution Plans

The Company sponsors defined contribution plans in the U.S. and in certain non-U.S. locations, all of which are administered in accordance with local laws. The most significant defined contribution plan is the Citi Retirement Savings Plan (formerly known as the Citigroup 401(k) Plan) sponsored by the Company in the U.S.

Under the Citi Retirement Savings Plan, eligible U.S. employees received matching contributions of up to 6% of their eligible compensation for 2019 and 2018, subject to statutory limits. In addition, for eligible employees whose eligible compensation is \$100,000 or less, a fixed contribution of up to 2% of eligible compensation is provided. All Company contributions are invested according to participants' individual elections. The following tables summarize the Company contributions for the defined contribution plans:

<i>In millions of dollars</i>	U.S. plans		
	2019	2018	2017
Company contributions	\$ 404	\$ 396	\$ 383

<i>In millions of dollars</i>	Non-U.S. plans		
	2019	2018	2017
Company contributions	\$ 281	\$ 283	\$ 270

9. INCOME TAXES

Income Tax Provision

Details of the Company's income tax provision are presented below:

<i>In millions of dollars</i>	2019	2018	2017
Current			
Federal	\$ 365	\$ 834	\$ 332
Non-U.S.	4,352	4,290	3,910
State	323	284	269
Total current income taxes	\$ 5,040	\$ 5,408	\$ 4,511
Deferred			
Federal	\$ (907)	\$ (620)	\$ 24,902
Non-U.S.	10	371	(377)
State	287	198	352
Total deferred income taxes	\$ (610)	\$ (51)	\$ 24,877
Provision for income tax on continuing operations before noncontrolling interests⁽¹⁾	\$ 4,430	\$ 5,357	\$ 29,388
Provision (benefit) for income taxes on discontinued operations	(27)	(18)	7
Income tax expense (benefit) reported in stockholders' equity related to:			
FX translation	(11)	(263)	188
Investment securities	648	(346)	(149)
Employee stock plans	(16)	(2)	(4)
Cash flow hedges	269	(8)	(12)
Benefit plans	(119)	(20)	13
FVO DVA	(337)	302	(250)
Excluded fair value hedges	8	(17)	—
Retained earnings ⁽²⁾	46	(305)	(295)
Income taxes before noncontrolling interests	\$ 4,891	\$ 4,680	\$ 28,886

- (1) Includes the tax on realized investment gains and other-than-temporary-impairment losses resulting in a provision (benefit) of \$373 million and \$(9) million in 2019, \$104 million and \$(32) million in 2018 and \$272 million and \$(22) million in 2017, respectively.
- (2) 2019 reflects the tax effect of the accounting change for ASU 2016-02, 2018 reflects the tax effect of the accounting change for ASU 2016-16 and the tax effect of the accounting change for ASU 2018-03, to report the net unrealized gains on former AFS equity securities. 2017 reflects the tax effect of the accounting change for ASU 2017-08. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements.

Tax Rate

The reconciliation of the federal statutory income tax rate to the Company's effective income tax rate applicable to income from continuing operations (before noncontrolling interests and the cumulative effect of accounting changes) for each of the periods indicated is as follows:

	2019	2018	2017
Federal statutory rate	21.0 %	21.0 %	35.0 %
State income taxes, net of federal benefit	1.9	1.8	1.1
Non-U.S. income tax rate differential	1.3	5.3	(1.6)
Effect of tax law changes ⁽¹⁾	(0.5)	(0.6)	99.7
Basis difference in affiliates	(0.1)	(2.4)	(2.1)
Tax advantaged investments	(2.3)	(2.0)	(2.2)
Valuation allowance releases ⁽²⁾	(3.0)	—	—
Other, net	0.2	(0.3)	(0.8)
Effective income tax rate	18.5 %	22.8 %	129.1 %

- (1) 2018 includes one-time Tax Reform benefits of \$94 million for amounts that were considered provisional pursuant to SAB 118. 2017 includes the one-time \$22.594 million charge for Tax Reform.
- (2) See the Deferred Tax Assets section below for a description of the components.

As set forth in the table above, Citi's effective tax rate for 2019 was 18.5%. The rate is lower than the 22.8% reported in 2018, primarily due to the general basket FTC valuation allowance release.

Deferred Income Taxes

Deferred income taxes at December 31 related to the following:

<i>In millions of dollars</i>	2019	2018
Deferred tax assets		
Credit loss deduction	\$ 3,809	\$ 3,419
Deferred compensation and employee benefits	2,224	1,975
Repositioning and settlement reserves	345	428
U.S. tax on non-U.S. earnings	1,030	2,080
Investment and loan basis differences	2,727	4,891
Tax credit and net operating loss carry-forwards	19,711	20,759
Fixed assets and leases	2,607	1,006
Other deferred tax assets	2,996	2,385
Gross deferred tax assets	\$ 35,449	\$ 36,943
Valuation allowance	\$ 6,476	\$ 9,258
Deferred tax assets after valuation allowance	\$ 28,973	\$ 27,685
Deferred tax liabilities		
Intangibles and leases	\$ (2,640)	\$ (1,284)
Debt issuances	(201)	(530)
Non-U.S. withholding taxes	(974)	(1,040)
Interest-related items	(587)	(594)
Other deferred tax liabilities	(1,477)	(1,334)
Gross deferred tax liabilities	\$ (5,879)	\$ (4,782)
Net deferred tax assets	\$ 23,094	\$ 22,903

Unrecognized Tax Benefits

The following is a rollforward of the Company's unrecognized tax benefits:

<i>In millions of dollars</i>	2019	2018	2017
Total unrecognized tax benefits at January 1	\$ 607	\$ 1,013	\$ 1,092
Net amount of increases for current year's tax positions	50	40	43
Gross amount of increases for prior years' tax positions	151	46	324
Gross amount of decreases for prior years' tax positions	(44)	(174)	(246)
Amounts of decreases relating to settlements	(21)	(283)	(199)
Reductions due to lapse of statutes of limitation	(23)	(23)	(11)
Foreign exchange, acquisitions and dispositions	1	(12)	10
Total unrecognized tax benefits at December 31	\$ 721	\$ 607	\$ 1,013

The total amounts of unrecognized tax benefits at December 31, 2019, 2018 and 2017 that, if recognized, would affect Citi's tax expense are \$0.6 billion, \$0.4 billion and \$0.8 billion, respectively. The remaining uncertain tax positions have offsetting amounts in other jurisdictions or are temporary differences.

Interest and penalties (not included in "unrecognized tax benefits" above) are a component of *Provision for income taxes*.

<i>In millions of dollars</i>	2019		2018		2017	
	Pretax	Net of tax	Pretax	Net of tax	Pretax	Net of tax
Total interest and penalties on the Consolidated Balance Sheet at January 1	\$ 103	\$ 85	\$ 121	\$ 101	\$ 260	\$ 164
Total interest and penalties in the Consolidated Statement of Income	(4)	(4)	6	6	5	21
Total interest and penalties on the Consolidated Balance Sheet at December 31 ⁽¹⁾	100	82	103	85	121	101

(1) Includes \$3 million, \$2 million and \$3 million for non-U.S. penalties in 2019, 2018 and 2017. Also includes \$1 million, \$1 million and \$3 million for state penalties in 2019, 2018 and 2017.

As of December 31, 2019, Citi was under audit by the Internal Revenue Service and other major taxing jurisdictions around the world. It is thus reasonably possible that significant changes in the gross balance of unrecognized tax benefits may occur within the next 12 months, although Citi does not expect such audits to result in amounts that would cause a significant change to its effective tax rate.

The following are the major tax jurisdictions in which the Company and its affiliates operate and the earliest tax year subject to examination:

Jurisdiction	Tax year
United States	2016
Mexico	2014
New York State and City	2009
United Kingdom	2015
India	2016
Singapore	2011
Hong Kong	2013
Ireland	2015

Non-U.S. Earnings

Non-U.S. pretax earnings approximated \$16.7 billion in 2019, \$16.1 billion in 2018 and \$13.7 billion in 2017. As a U.S. corporation, Citigroup and its U.S. subsidiaries are currently subject to U.S. taxation on all non-U.S. pretax earnings of non-U.S. branches. Beginning in 2018, there is a separate foreign tax credit (FTC) basket for branches. Also, dividends from a non-U.S. subsidiary or affiliate are effectively exempt from U.S. taxation. The Company provides income taxes on the book over tax basis differences of non-U.S. subsidiaries except to the extent that such differences are indefinitely reinvested outside the U.S.

At December 31, 2019, \$10.9 billion of basis differences of non-U.S. entities was indefinitely invested compared to \$15.5 billion at December 31, 2018. At the existing tax rates, additional taxes (net of U.S. FTCs) of \$4.1 billion would have to be provided if such assertions were reversed. The decrease of \$4.6 billion in basis differences from the prior year end was primarily due to a tax election to treat a contiguous country affiliate as a branch rather than a subsidiary.

Income taxes are not provided for the Company's "savings bank base year bad debt reserves" that arose before 1988, because under current U.S. tax rules, such taxes will become payable only to the extent that such amounts are distributed in excess of limits prescribed by federal law. At December 31, 2019, the amount of the base year reserves

totalled approximately \$358 million (subject to a tax of \$75 million).

Deferred Tax Assets

As of December 31, 2019, Citi had a valuation allowance of \$6.5 billion, composed of valuation allowances of \$4.6 billion on its FTC carry-forwards, \$0.8 billion on its U.S. residual DTA related to its non-U.S. branches, \$1.0 billion on local non-U.S. DTAs and \$0.1 billion on state net operating loss carry-forwards. The valuation allowance against FTCs results from the impact of the lower tax rate and the new separate FTC basket for non-U.S. branches. The absolute amount of Citi's post-Tax Reform-related valuation allowances may change in future years. First, the separate FTC basket for non-U.S. branches may result in additional DTAs (for FTCs) requiring a valuation allowance, given that the local tax rate for these branches exceeds on average the U.S. tax rate of 21%, offset by expirations of carry-forwards. The valuation allowance for the branch basket FTCs was reduced from \$4.4 billion to \$3.5 billion, primarily as a result of the expiration of the 2009 FTC carry-forward.

Second, in Citi's general basket for FTCs, changes in the forecasted amount of income in U.S. locations derived from sources outside the U.S., as well as actions that Citi may be able to take to enhance such income, in addition to tax examination changes from prior years, could alter the amount of valuation allowance that is needed against such FTCs. The valuation allowance for the general basket decreased from \$1.6 billion to \$1.1 billion. The decrease consists of the following items. Citi committed to a plan to move a financing business involving non-U.S. clients and its associated funding to the U.S. The incremental foreign source income generated by this action over time will more-likely-than-not enable usage of FTC carry-forwards of \$0.2 billion. In addition, Citi committed to a plan as part of the Company's liquidity management program, to increase its ownership of certain types of non-U.S. securities and to hold such securities in its U.S. operations. The incremental foreign source income generated by this action will more-likely-than-not enable the usage of FTC carry-forwards of another \$0.2 billion. The remainder of the decrease in the valuation allowance in the general basket was the result of other increases in foreign source income of \$0.3 billion (of which \$0.2 billion is considered discrete and \$0.1 billion is related to changes in 2019 foreign source income), partially offset by an increase of \$0.2 billion relating to prior years' tax return adjustments that increased FTCs and the corresponding valuation allowance. The valuation allowance for U.S. residual DTA related to its non-U.S. branches decreased from \$1.7 billion to \$0.8 billion primarily due to a tax election to convert a contiguous country subsidiary into a branch, which resulted in \$0.9 billion of U.S. DTLs offsetting non-U.S. local DTAs. In addition, the non-U.S. local valuation allowance was reduced from \$1.5 billion to \$1.0 billion, primarily due to an expiration of NOL carry-forwards in a non-U.S. jurisdiction. The following table summarizes Citi's DTAs:

In billions of dollars

Jurisdiction/component ⁽¹⁾	DTAs balance December 31, 2019	DTAs balance December 31, 2018
U.S. federal⁽²⁾		
Net operating losses (NOLs) ⁽³⁾	\$ 2.8	\$ 2.6
Foreign tax credits (FTCs)	6.3	6.8
General business credits (GBCs)	2.5	1.0
Future tax deductions and credits	6.2	6.7
Total U.S. federal	\$ 17.8	\$ 17.1
State and local		
New York NOLs	\$ 1.7	\$ 2.0
Other state NOLs	0.2	0.2
Future tax deductions	1.3	1.4
Total state and local	\$ 3.2	\$ 3.6
Non-U.S.		
NOLs	\$ 0.5	\$ 0.6
Future tax deductions	1.6	1.6
Total non-U.S.	\$ 2.1	\$ 2.2
Total	\$ 23.1	\$ 22.9

(1) All amounts are net of valuation allowances.

(2) Included in the net U.S. federal DTAs of \$17.8 billion as of December 31, 2019 were deferred tax liabilities of \$3.4 billion that will reverse in the relevant carry-forward period and may be used to support the DTAs.

(3) Consists of non-consolidated tax return NOL carry-forwards that are eventually expected to be utilized in Citigroup's consolidated tax return.

The following table summarizes the amounts of tax carry-forwards and their expiration dates:

In billions of dollars

Year of expiration	December 31, 2019	December 31, 2018
U.S. tax return general basket foreign tax credit carry-forwards⁽¹⁾		
2020	\$ 0.9	\$ 2.0
2021	1.1	1.1
2022	2.4	2.4
2023	0.4	0.4
2025	1.4	1.4
2027	1.2	1.1
Total U.S. tax return general basket foreign tax credit carry-forwards	\$ 7.4	\$ 8.4
U.S. tax return branch basket foreign tax credit carry-forwards⁽¹⁾		
2019	\$ —	\$ 0.9
2020	0.7	0.6
2021	0.6	0.7
2022	1.0	0.9
2028	0.9	1.3
2029	0.3	—
Total U.S. tax return branch basket foreign tax credit carry-forwards	\$ 3.5	\$ 4.4
U.S. tax return general business credit carry-forwards		
2033	\$ 0.3	\$ —
2034	0.2	—
2035	0.2	—
2036	0.1	0.1
2037	0.5	0.4
2038	0.5	0.5
2039	0.7	—
Total U.S. tax return general business credit carry-forwards	\$ 2.5	\$ 1.0
U.S. subsidiary separate federal NOL carry-forwards		
2027	\$ 0.1	\$ 0.2
2028	0.1	0.1
2030	0.3	0.3
2032	—	0.1
2033	1.6	1.6
2034	2.0	2.1
2035	3.3	3.3
2036	2.1	2.1
2037	1.0	1.0
Unlimited carry-forward period	3.0	1.7
Total U.S. subsidiary separate federal NOL carry-forwards⁽²⁾	\$ 13.5	\$ 12.5
New York State NOL carry-forwards⁽²⁾		
2034	\$ 9.9	\$ 11.7
New York City NOL carry-forwards⁽²⁾		
2034	\$ 10.0	\$ 11.5
Non-U.S. NOL carry-forwards⁽¹⁾		
Various	\$ 1.5	\$ 2.0

(1) Before valuation allowance.

(2) Pretax.

The time remaining for utilization of the FTC component has shortened, given the passage of time. Although realization is not assured, Citi believes that the realization of the recognized net DTAs of \$23.1 billion at December 31, 2019 is more-likely-than-not, based upon expectations as to future taxable income in the jurisdictions in which the DTAs arise and consideration of available tax planning strategies (as defined in ASC 740, *Income Taxes*).

Citi believes the U.S. federal and New York State and City NOL carry-forward period of 20 years provides enough time to fully utilize the DTAs pertaining to the existing NOL carry-forwards. This is due to Citi's forecast of sufficient U.S. taxable income and the fact that New York State and City continue to tax Citi's non-U.S. income.

With respect to the FTCs component of the DTAs, the carry-forward period is 10 years. Utilization of FTCs in any year is generally limited to 21% of foreign source taxable income in that year. However, overall domestic losses that Citi has incurred of approximately \$39 billion as of December 31, 2019 are allowed to be reclassified as foreign source income to the extent of 50%-100% (at taxpayer's election) of domestic source income produced in subsequent years. Such resulting foreign source income would substantially cover the FTC carry-forwards after valuation allowance. As noted in the tables above, Citi's FTC carry-forwards were \$6.3 billion (\$10.9 billion before valuation allowance) as of December 31, 2019, compared to \$6.8 billion as of December 31, 2018. Citi believes that it will generate sufficient U.S. taxable income within the 10-year carry-forward period to be able to utilize the net FTCs after the valuation allowance, after considering any FTCs produced in the tax return for such period, which must be used prior to any carry-forward utilization.

10. EARNINGS PER SHARE

The following table reconciles the income and share data used in the basic and diluted earnings per share (EPS) computations:

<i>In millions of dollars, except per share amounts</i>	2019	2018	2017
Earnings per common share			
Income from continuing operations before attribution of noncontrolling interests	\$ 19,471	\$ 18,088	\$ (6,627)
Less: Noncontrolling interests from continuing operations	66	35	60
Net income from continuing operations (for EPS purposes)	\$ 19,405	\$ 18,053	\$ (6,687)
Loss from discontinued operations, net of taxes	(4)	(8)	(111)
Citigroup's net income	\$ 19,401	\$ 18,045	\$ (6,798)
Less: Preferred dividends ⁽¹⁾	1,109	1,174	1,213
Net income available to common shareholders	\$ 18,292	\$ 16,871	\$ (8,011)
Less: Dividends and undistributed earnings allocated to employee restricted and deferred shares with rights to dividends, applicable to basic EPS	121	200	37
Net income allocated to common shareholders for basic EPS	\$ 18,171	\$ 16,671	\$ (8,048)
Weighted-average common shares outstanding applicable to basic EPS (in millions)	2,249.2	2,493.3	2,698.5
Basic earnings per share⁽²⁾			
Income from continuing operations	\$ 8.08	\$ 6.69	\$ (2.94)
Discontinued operations	—	—	(0.04)
Net income per share—basic	\$ 8.08	\$ 6.69	\$ (2.98)
Diluted earnings per share			
Net income allocated to common shareholders for basic EPS	\$ 18,171	\$ 16,671	\$ (8,048)
Add back: Dividends allocated to employee restricted and deferred shares with rights to dividends that are forfeitable	33	—	—
Net income allocated to common shareholders for diluted EPS	\$ 18,204	\$ 16,671	\$ (8,048)
Weighted-average common shares outstanding applicable to basic EPS (in millions)	\$ 2,249.2	\$ 2,493.3	\$ 2,698.5
Effect of dilutive securities			
Options ⁽³⁾	0.1	0.1	—
Other employee plans	16.0	1.4	—
Adjusted weighted-average common shares outstanding applicable to diluted EPS (in millions)⁽⁴⁾	2,265.3	2,494.8	2,698.5
Diluted earnings per share⁽²⁾			
Income from continuing operations	\$ 8.04	\$ 6.69	\$ (2.94)
Discontinued operations	—	—	(0.04)
Net income per share—diluted	\$ 8.04	\$ 6.68	\$ (2.98)

(1) See Note 20 to the Consolidated Financial Statements for the potential future impact of preferred stock dividends.

(2) Due to rounding, earnings per share on continuing operations and discontinued operations may not sum to earnings per share on net income.

(3) During 2019, no significant options to purchase shares of common stock were outstanding. During 2018 and 2017, weighted-average options to purchase 0.5 million and 0.8 million shares of common stock, respectively, were outstanding but not included in the computation of earnings per share because the weighted-average exercise prices of \$145.69 and \$204.80 per share, respectively, were anti-dilutive.

(4) Due to rounding, common shares outstanding applicable to basic EPS and the effect of dilutive securities may not sum to common shares outstanding applicable to diluted EPS.

11. SECURITIES BORROWED, LOANED AND SUBJECT TO REPURCHASE AGREEMENTS

Securities borrowed and purchased under agreements to resell, at their respective carrying values, consisted of the following:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2019	December 31, 2018
Securities purchased under agreements to resell	\$ 169,874	\$ 159,364
Deposits paid for securities borrowed	81,448	111,320
Total⁽¹⁾	\$ 251,322	\$ 270,684

Securities loaned and sold under agreements to repurchase, at their respective carrying values, consisted of the following:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2019	December 31, 2018
Securities sold under agreements to repurchase	\$ 155,164	\$ 166,090
Deposits received for securities loaned	11,175	11,678
Total⁽¹⁾	\$ 166,339	\$ 177,768

- (1) The above tables do not include securities-for-securities lending transactions of \$6.3 billion and \$15.9 billion at December 31, 2019 and 2018, respectively, where the Company acts as lender and receives securities that can be sold or pledged as collateral. In these transactions, the Company recognizes the securities received at fair value within *Other assets* and the obligation to return those securities as a liability within *Brokerage payables*.

The resale and repurchase agreements represent collateralized financing transactions. Citi executes these transactions primarily through its broker-dealer subsidiaries to facilitate customer matched-book activity and to efficiently fund a portion of Citi's trading inventory. Transactions executed by Citi's bank subsidiaries primarily facilitate customer financing activity.

To maintain reliable funding under a wide range of market conditions, including under periods of stress, Citi manages these activities by taking into consideration the quality of the underlying collateral and stipulating financing tenor. Citi manages the risks in its collateralized financing transactions by conducting daily stress tests to account for changes in capacity, tenors, haircut, collateral profile and client actions. In addition, Citi maintains counterparty diversification by establishing concentration triggers and assessing counterparty reliability and stability under stress.

It is the Company's policy to take possession of the underlying collateral, monitor its market value relative to the amounts due under the agreements and, when necessary, require prompt transfer of additional collateral in order to maintain contractual margin protection. For resale and repurchase agreements, when necessary, the Company posts additional collateral in order to maintain contractual margin protection.

Collateral typically consists of government and government-agency securities, corporate and municipal bonds, equities and mortgage- and other asset-backed securities.

The resale and repurchase agreements are generally documented under industry standard agreements that allow the prompt close-out of all transactions (including the liquidation of securities held) and the offsetting of obligations to return cash or securities by the non-defaulting party, following a payment default or other type of default under the relevant master agreement. Events of default generally include (i) failure to deliver cash or securities as required under the transaction, (ii) failure to provide or return cash or securities as used for margining purposes, (iii) breach of representation, (iv) cross-default to another transaction entered into among the parties, or, in some cases, their affiliates and (v) a repudiation of obligations under the agreement. The counterparty that receives the securities in these transactions is generally unrestricted in its use of the securities, with the exception of transactions executed on a tri-party basis, where the collateral is maintained by a custodian and operational limitations may restrict its use of the securities.

A substantial portion of the resale and repurchase agreements is recorded at fair value, as described in Notes 24 and 25 to the Consolidated Financial Statements. The remaining portion is carried at the amount of cash initially advanced or received, plus accrued interest, as specified in the respective agreements.

The securities borrowing and lending agreements also represent collateralized financing transactions similar to the resale and repurchase agreements. Collateral typically consists of government and government-agency securities and corporate debt and equity securities.

Similar to the resale and repurchase agreements, securities borrowing and lending agreements are generally documented under industry standard agreements that allow the prompt close-out of all transactions (including the liquidation of securities held) and the offsetting of obligations to return cash or securities by the non-defaulting party, following a payment default or other default by the other party under the relevant master agreement. Events of default and rights to use securities under the securities borrowing and lending agreements are similar to the resale and repurchase agreements referenced above.

A substantial portion of securities borrowing and lending agreements is recorded at the amount of cash advanced or received. The remaining portion is recorded at fair value as the Company elected the fair value option for certain securities borrowed and loaned portfolios, as described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements. With respect to securities loaned, the Company receives cash collateral in an amount generally in excess of the market value of the securities loaned. The Company monitors the market value of securities borrowed and securities loaned on a daily basis and obtains or posts additional collateral in order to maintain contractual margin protection.

The enforceability of offsetting rights incorporated in the master netting agreements for resale and repurchase agreements, and securities borrowing and lending agreements, is evidenced to the extent that (i) a supportive legal opinion

has been obtained from counsel of recognized standing that provides the requisite level of certainty regarding the enforceability of these agreements and (ii) the exercise of rights by the non-defaulting party to terminate and close out transactions on a net basis under these agreements will not be stayed or avoided under applicable law upon an event of default including bankruptcy, insolvency or similar proceeding.

A legal opinion may not have been sought or obtained for certain jurisdictions where local law is silent or sufficiently ambiguous to determine the enforceability of offsetting rights or where adverse case law or conflicting regulation may cast doubt on the enforceability of such rights. In some jurisdictions and for some counterparty types, the insolvency law for a particular counterparty type may be nonexistent or

unclear as overlapping regimes may exist. For example, this may be the case for certain sovereigns, municipalities, central banks and U.S. pension plans.

The following tables present the gross and net resale and repurchase agreements and securities borrowing and lending agreements and the related offsetting amounts permitted under ASC 210-20-45. The tables also include amounts related to financial instruments that are not permitted to be offset under ASC 210-20-45, but would be eligible for offsetting to the extent that an event of default has occurred and a legal opinion supporting enforceability of the offsetting rights has been obtained. Remaining exposures continue to be secured by financial collateral, but the Company may not have sought or been able to obtain a legal opinion evidencing enforceability of the offsetting right.

As of December 31, 2019

<i>In millions of dollars</i>	Gross amounts of recognized assets	Gross amounts offset on the Consolidated Balance Sheet ⁽¹⁾	Net amounts of assets included on the Consolidated Balance Sheet	Amounts not offset on the Consolidated Balance Sheet but eligible for offsetting upon counterparty default ⁽²⁾	
					Net amounts ⁽³⁾
Securities purchased under agreements to resell	\$ 281,274	\$ 111,400	\$ 169,874	\$ 134,150	\$ 35,724
Deposits paid for securities borrowed	90,047	8,599	81,448	27,067	54,381
Total	\$ 371,321	\$ 119,999	\$ 251,322	\$ 161,217	\$ 90,105

<i>In millions of dollars</i>	Gross amounts of recognized liabilities	Gross amounts offset on the Consolidated Balance Sheet ⁽¹⁾	Net amounts of liabilities included on the Consolidated Balance Sheet	Amounts not offset on the Consolidated Balance Sheet but eligible for offsetting upon counterparty default ⁽²⁾	
					Net amounts ⁽³⁾
Securities sold under agreements to repurchase	\$ 266,564	\$ 111,400	\$ 155,164	\$ 91,034	\$ 64,130
Deposits received for securities loaned	19,774	8,599	11,175	3,138	8,037
Total	\$ 286,338	\$ 119,999	\$ 166,339	\$ 94,172	\$ 72,167

As of December 31, 2018

<i>In millions of dollars</i>	Gross amounts of recognized assets	Gross amounts offset on the Consolidated Balance Sheet ⁽¹⁾	Net amounts of assets included on the Consolidated Balance Sheet	Amounts not offset on the Consolidated Balance Sheet but eligible for offsetting upon counterparty default ⁽²⁾	
					Net amounts ⁽³⁾
Securities purchased under agreements to resell	\$ 246,788	\$ 87,424	\$ 159,364	\$ 124,557	\$ 34,807
Deposits paid for securities borrowed	111,320	—	111,320	35,766	75,554
Total	\$ 358,108	\$ 87,424	\$ 270,684	\$ 160,323	\$ 110,361

<i>In millions of dollars</i>	Gross amounts of recognized liabilities	Gross amounts offset on the Consolidated Balance Sheet ⁽¹⁾	Net amounts of liabilities included on the Consolidated Balance Sheet	Amounts not offset on the Consolidated Balance Sheet but eligible for offsetting upon counterparty default ⁽²⁾	
					Net amounts ⁽³⁾
Securities sold under agreements to repurchase	\$ 253,514	\$ 87,424	\$ 166,090	\$ 82,823	\$ 83,267
Deposits received for securities loaned	11,678	—	11,678	3,415	8,263
Total	\$ 265,192	\$ 87,424	\$ 177,768	\$ 86,238	\$ 91,530

- (1) Includes financial instruments subject to enforceable master netting agreements that are permitted to be offset under ASC 210-20-45.
(2) Includes financial instruments subject to enforceable master netting agreements that are not permitted to be offset under ASC 210-20-45, but would be eligible for offsetting to the extent that an event of default has occurred and a legal opinion supporting enforceability of the offsetting right has been obtained.
(3) Remaining exposures continue to be secured by financial collateral, but the Company may not have sought or been able to obtain a legal opinion evidencing enforceability of the offsetting right.

The following tables present the gross amounts of liabilities associated with repurchase agreements and securities lending agreements by remaining contractual maturity:

<i>In millions of dollars</i>	As of December 31, 2019				
	Open and overnight	Up to 30 days	31-90 days	Greater than 90 days	Total
Securities sold under agreements to repurchase	\$ 108,534	\$ 82,749	\$ 35,108	\$ 40,173	\$ 266,564
Deposits received for securities loaned	15,758	208	1,789	2,019	19,774
Total	\$ 124,292	\$ 82,957	\$ 36,897	\$ 42,192	\$ 286,338

<i>In millions of dollars</i>	As of December 31, 2018				
	Open and overnight	Up to 30 days	31-90 days	Greater than 90 days	Total
Securities sold under agreements to repurchase	\$ 108,405	\$ 70,850	\$ 29,898	\$ 44,361	\$ 253,514
Deposits received for securities loaned	6,296	774	2,626	1,982	11,678
Total	\$ 114,701	\$ 71,624	\$ 32,524	\$ 46,343	\$ 265,192

The following tables present the gross amounts of liabilities associated with repurchase agreements and securities lending agreements by class of underlying collateral:

<i>In millions of dollars</i>	As of December 31, 2019		
	Repurchase agreements	Securities lending agreements	Total
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 100,781	\$ 27	\$ 100,808
State and municipal securities	1,938	5	1,943
Foreign government securities	95,880	272	96,152
Corporate bonds	18,761	249	19,010
Equity securities	12,010	19,069	31,079
Mortgage-backed securities	28,458	—	28,458
Asset-backed securities	4,873	—	4,873
Other	3,863	152	4,015
Total	\$ 266,564	\$ 19,774	\$ 286,338

<i>In millions of dollars</i>	As of December 31, 2018		
	Repurchase agreements	Securities lending agreements	Total
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 86,785	\$ 41	\$ 86,826
State and municipal securities	2,605	—	2,605
Foreign government securities	99,131	179	99,310
Corporate bonds	21,719	749	22,468
Equity securities	12,920	10,664	23,584
Mortgage-backed securities	19,421	—	19,421
Asset-backed securities	6,207	—	6,207
Other	4,726	45	4,771
Total	\$ 253,514	\$ 11,678	\$ 265,192

12. BROKERAGE RECEIVABLES AND BROKERAGE PAYABLES

The Company has receivables and payables for financial instruments sold to and purchased from brokers, dealers and customers, which arise in the ordinary course of business. Citi is exposed to risk of loss from the inability of brokers, dealers or customers to pay for purchases or to deliver the financial instruments sold, in which case Citi would have to sell or purchase the financial instruments at prevailing market prices. Credit risk is reduced to the extent that an exchange or clearing organization acts as a counterparty to the transaction and replaces the broker, dealer or customer in question.

Citi seeks to protect itself from the risks associated with customer activities by requiring customers to maintain margin collateral in compliance with regulatory and internal guidelines. Margin levels are monitored daily, and customers deposit additional collateral as required. Where customers cannot meet collateral requirements, Citi may liquidate sufficient underlying financial instruments to bring the customer into compliance with the required margin level.

Exposure to credit risk is impacted by market volatility, which may impair the ability of clients to satisfy their obligations to Citi. Credit limits are established and closely monitored for customers and for brokers and dealers engaged in forwards, futures and other transactions deemed to be credit sensitive.

Brokerage receivables and Brokerage payables consisted of the following:

<i>In millions of dollars</i>	December 31,	
	2019	2018
Receivables from customers	\$ 15,912 \$	14,415
Receivables from brokers, dealers and clearing organizations	23,945	21,035
Total brokerage receivables⁽¹⁾	\$ 39,857 \$	35,450
Payables to customers	\$ 37,613 \$	40,273
Payables to brokers, dealers and clearing organizations	10,988	24,298
Total brokerage payables⁽¹⁾	\$ 48,601 \$	64,571

(1) Includes brokerage receivables and payables recorded by Citi broker-dealer entities that are accounted for in accordance with the AICPA Accounting Guide for Brokers and Dealers in Securities as codified in ASC 940-320.

13. INVESTMENTS

The following table presents Citi's investments by category:

<i>In millions of dollars</i>	December 31,	
	2019	2018
Debt securities AFS	\$ 280,265	\$ 288,038
Debt securities HTM ⁽¹⁾	80,775	63,357
Marketable equity securities carried at fair value ⁽²⁾	458	220
Non-marketable equity securities carried at fair value ⁽²⁾	704	889
Non-marketable equity securities measured using the measurement alternative ⁽³⁾	700	538
Non-marketable equity securities carried at cost ⁽⁴⁾	5,661	5,565
Total investments	\$ 368,563	\$ 358,607

(1) Carried at adjusted amortized cost basis, net of any credit-related impairment.

(2) Unrealized gains and losses are recognized in earnings.

(3) Impairment losses and adjustments to the carrying value as a result of observable price changes are recognized in earnings.

(4) Primarily consists of shares issued by the Federal Reserve Bank, Federal Home Loan Banks and certain exchanges of which Citigroup is a member.

The following table presents interest and dividend income on investments:

<i>In millions of dollars</i>	2019	2018	2017
Taxable interest	\$ 9,269	\$ 8,704	\$ 7,538
Interest exempt from U.S. federal income tax	404	521	535
Dividend income	187	269	222
Total interest and dividend income	\$ 9,860	\$ 9,494	\$ 8,295

The following table presents realized gains and losses on the sales of investments, which exclude OTTI losses:

<i>In millions of dollars</i>	2019	2018	2017
Gross realized investment gains	\$ 1,599	\$ 682	\$ 1,039
Gross realized investment losses	(125)	(261)	(261)
Net realized gains on sale of investments	\$ 1,474	\$ 421	\$ 778

The Company from time to time may sell certain debt securities that were classified as HTM. These sales were in response to significant deterioration in the creditworthiness of the issuers or securities or because the Company has collected a substantial portion (at least 85%) of the principal outstanding at acquisition of the security. In addition, certain other debt securities were reclassified to AFS investments in

response to significant credit deterioration. Because the Company generally intends to sell these reclassified debt securities, Citi recorded OTTI on the securities. The following table presents, for the periods indicated, the carrying value of HTM debt securities sold and reclassified to AFS, as well as the related gain (loss) or the OTTI losses recorded on these securities:

<i>In millions of dollars</i>	2019	2018	2017
Carrying value of HTM debt securities sold	\$ —	\$ 61	\$ 81
Net realized gain (loss) on sale of HTM debt securities	—	—	13
Carrying value of debt securities reclassified to AFS	—	8	74
OTTI losses on debt securities reclassified to AFS	—	—	—

Debt Securities Available-for-Sale

The amortized cost and fair value of AFS debt securities were as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2019				2018			
	Amortized cost	Gross unrealized gains	Gross unrealized losses	Fair value	Amortized cost	Gross unrealized gains	Gross unrealized losses	Fair value
Debt securities AFS								
Mortgage-backed securities ⁽¹⁾								
U.S. government agency guaranteed	\$ 34,963	\$ 547	\$ 280	\$ 35,230	\$ 43,504	\$ 241	\$ 725	\$ 43,020
Non-U.S. residential	789	3	—	792	1,310	4	2	1,312
Commercial	75	—	—	75	174	1	2	173
Total mortgage-backed securities	\$ 35,827	\$ 550	\$ 280	\$ 36,097	\$ 44,988	\$ 246	\$ 729	\$ 44,505
U.S. Treasury and federal agency securities								
U.S. Treasury	\$ 106,429	\$ 50	\$ 380	\$ 106,099	\$ 109,376	\$ 33	\$ 1,339	\$ 108,070
Agency obligations	5,336	3	20	5,319	9,283	1	132	9,152
Total U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 111,765	\$ 53	\$ 400	\$ 111,418	\$ 118,659	\$ 34	\$ 1,471	\$ 117,222
State and municipal	\$ 5,024	\$ 43	\$ 89	\$ 4,978	\$ 9,372	\$ 96	\$ 262	\$ 9,206
Foreign government	110,958	586	241	111,303	100,872	415	596	100,691
Corporate	11,266	52	101	11,217	11,714	42	157	11,599
Asset-backed securities ⁽¹⁾	524	—	2	522	845	2	4	843
Other debt securities	4,729	1	—	4,730	3,973	—	1	3,972
Total debt securities AFS	\$ 280,093	\$ 1,285	\$ 1,113	\$ 280,265	\$ 290,423	\$ 835	\$ 3,220	\$ 288,038

(1) The Company invests in mortgage- and asset-backed securities. These securitization entities are generally considered VIEs. The Company's maximum exposure to loss from these VIEs is equal to the carrying amount of the securities, which is reflected in the table above. For mortgage- and asset-backed securitizations in which the Company has other involvement, see Note 21 to the Consolidated Financial Statements.

At December 31, 2019, the amortized cost of fixed income securities exceeded their fair value by \$1,113 million. Of the \$1,113 million, \$802 million represented unrealized losses on fixed income investments that have been in a gross-unrealized-loss position for less than a year and, of these, 93% were rated investment grade; and \$311 million represented unrealized losses on fixed income investments that have been in a gross-unrealized-loss position for a year or more and, of these, 92% were rated investment grade. Of the \$311 million mentioned above, \$132 million represents U.S. Treasury securities.

The following table shows the fair value of AFS debt securities that have been in an unrealized loss position:

	Less than 12 months		12 months or longer		Total	
	Fair value	Gross unrealized losses	Fair value	Gross unrealized losses	Fair value	Gross unrealized losses
<i>In millions of dollars</i>						
December 31, 2019						
Debt securities AFS						
Mortgage-backed securities						
U.S. government agency guaranteed	\$ 9,780	\$ 242	\$ 1,877	\$ 38	\$ 11,657	\$ 280
Non-U.S. residential	208	—	1	—	209	—
Commercial	16	—	27	—	43	—
Total mortgage-backed securities	\$ 10,004	\$ 242	\$ 1,905	\$ 38	\$ 11,909	\$ 280
U.S. Treasury and federal agency securities						
U.S. Treasury	\$ 45,484	\$ 248	\$ 26,907	\$ 132	\$ 72,391	\$ 380
Agency obligations	781	2	3,897	18	4,678	20
Total U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 46,265	\$ 250	\$ 30,804	\$ 150	\$ 77,069	\$ 400
State and municipal	\$ 362	\$ 62	\$ 266	\$ 27	\$ 628	\$ 89
Foreign government	35,485	149	8,170	92	43,655	241
Corporate	2,916	98	123	3	3,039	101
Asset-backed securities	112	1	166	1	278	2
Other debt securities	1,307	—	—	—	1,307	—
Total debt securities AFS	\$ 96,451	\$ 802	\$ 41,434	\$ 311	\$ 137,885	\$ 1,113
December 31, 2018						
Debt securities AFS						
Mortgage-backed securities						
U.S. government agency guaranteed	\$ 11,160	\$ 286	\$ 13,143	\$ 439	\$ 24,303	\$ 725
Non-U.S. residential	284	2	2	—	286	2
Commercial	79	1	82	1	161	2
Total mortgage-backed securities	\$ 11,523	\$ 289	\$ 13,227	\$ 440	\$ 24,750	\$ 729
U.S. Treasury and federal agency securities						
U.S. Treasury	\$ 8,389	\$ 42	\$ 77,883	\$ 1,297	\$ 86,272	\$ 1,339
Agency obligations	277	2	8,660	130	8,937	132
Total U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 8,666	\$ 44	\$ 86,543	\$ 1,427	\$ 95,209	\$ 1,471
State and municipal	\$ 1,614	\$ 34	\$ 1,303	\$ 228	\$ 2,917	\$ 262
Foreign government	40,655	265	15,053	331	55,708	596
Corporate	4,547	115	2,077	42	6,624	157
Asset-backed securities	441	4	55	—	496	4
Other debt securities	1,790	1	—	—	1,790	1
Total debt securities AFS	\$ 69,236	\$ 752	\$ 118,258	\$ 2,468	\$ 187,494	\$ 3,220

The following table presents the amortized cost and fair value of AFS debt securities by contractual maturity dates:

<i>In millions of dollars</i>	December 31,			
	2019		2018	
	Amortized cost	Fair value	Amortized cost	Fair value
Mortgage-backed securities⁽¹⁾				
Due within 1 year	\$ 20	\$ 20	\$ 14	\$ 14
After 1 but within 5 years	573	574	662	661
After 5 but within 10 years	594	626	2,779	2,828
After 10 years ⁽²⁾	34,640	34,877	41,533	41,002
Total	\$ 35,827	\$ 36,097	\$ 44,988	\$ 44,505
U.S. Treasury and federal agency securities				
Due within 1 year	\$ 40,757	\$ 40,688	\$ 41,941	\$ 41,867
After 1 but within 5 years	70,128	69,850	76,139	74,800
After 5 but within 10 years	854	851	489	462
After 10 years ⁽²⁾	26	29	90	93
Total	\$ 111,765	\$ 111,418	\$ 118,659	\$ 117,222
State and municipal				
Due within 1 year	\$ 932	\$ 932	\$ 2,586	\$ 2,586
After 1 but within 5 years	714	723	1,676	1,675
After 5 but within 10 years	195	215	585	602
After 10 years ⁽²⁾	3,183	3,108	4,525	4,343
Total	\$ 5,024	\$ 4,978	\$ 9,372	\$ 9,206
Foreign government				
Due within 1 year	\$ 42,611	\$ 42,666	\$ 39,078	\$ 39,028
After 1 but within 5 years	58,820	59,071	50,125	49,962
After 5 but within 10 years	8,192	8,198	10,153	10,149
After 10 years ⁽²⁾	1,335	1,368	1,516	1,552
Total	\$ 110,958	\$ 111,303	\$ 100,872	\$ 100,691
All other⁽³⁾				
Due within 1 year	\$ 7,306	\$ 7,311	\$ 6,166	\$ 6,166
After 1 but within 5 years	8,279	8,275	8,459	8,416
After 5 but within 10 years	818	797	1,474	1,427
After 10 years ⁽²⁾	116	86	433	405
Total	\$ 16,519	\$ 16,469	\$ 16,532	\$ 16,414
Total debt securities AFS	\$ 280,093	\$ 280,265	\$ 290,423	\$ 288,038

(1) Includes mortgage-backed securities of U.S. government-sponsored agencies.

(2) Investments with no stated maturities are included as contractual maturities of greater than 10 years. Actual maturities may differ due to call or prepayment rights.

(3) Includes corporate, asset-backed and other debt securities.

Debt Securities Held-to-Maturity

The carrying value and fair value of debt securities HTM were as follows:

<i>In millions of dollars</i>	Carrying value	Gross unrealized gains	Gross unrealized losses	Fair value
December 31, 2019				
Debt securities HTM				
Mortgage-backed securities ⁽¹⁾⁽²⁾				
U.S. government agency guaranteed	\$ 46,637	\$ 1,047	\$ 21	\$ 47,663
Non-U.S. residential	1,039	5	—	1,044
Commercial	582	1	—	583
Total mortgage-backed securities	\$ 48,258	\$ 1,053	\$ 21	\$ 49,290
State and municipal ⁽³⁾	\$ 9,104	\$ 455	\$ 28	\$ 9,531
Foreign government	1,934	37	1	1,970
Asset-backed securities ⁽⁴⁾	21,479	12	59	21,432
Total debt securities HTM	\$ 80,775	\$ 1,557	\$ 109	\$ 82,223
December 31, 2018				
Debt securities HTM				
Mortgage-backed securities ⁽¹⁾⁽²⁾				
U.S. government agency guaranteed	\$ 34,239	\$ 199	\$ 578	\$ 33,860
Non-U.S. residential	1,339	12	1	1,350
Commercial	368	—	—	368
Total mortgage-backed securities	\$ 35,946	\$ 211	\$ 579	\$ 35,578
State and municipal	\$ 7,628	\$ 167	\$ 138	\$ 7,657
Foreign government	1,027	—	24	1,003
Asset-backed securities ⁽⁴⁾	18,756	8	112	18,652
Total debt securities HTM	\$ 63,357	\$ 386	\$ 853	\$ 62,890

- (1) The Company invests in mortgage- and asset-backed securities. These securitization entities are generally considered VIEs. The Company's maximum exposure to loss from these VIEs is equal to the carrying amount of the securities, which is reflected in the table above. For mortgage- and asset-backed securitizations in which the Company has other involvement, see Note 21 to the Consolidated Financial Statements.
- (2) In March 2019, Citibank transferred \$5 billion of agency residential mortgage-backed securities (RMBS) from AFS classification to HTM classification in accordance with ASC 320. At the time of transfer, the securities were in an unrealized loss position of \$56 million. The loss amounts will remain in AOCI and be amortized over the remaining life of the securities.
- (3) In December 2019, Citibank transferred \$173 million of state and municipal bonds from AFS classification to HTM classification in accordance with ASC 320. At the time of transfer, the bonds were in an unrealized gain position of \$5 million. The gain amounts will remain in AOCI and be amortized over the remaining life of the securities.
- (4) In November 2018, Citibank transferred \$10 billion of agency residential mortgage-backed securities (RMBS) and commercial mortgage-backed securities (CMBS) from AFS classification to HTM classification in accordance with ASC 320. At the time of transfer, the securities were in an unrealized loss position of \$598 million. This amount will remain in AOCI and be amortized over the remaining life of the securities.

The Company has the positive intent and ability to hold these securities to maturity or, where applicable, to exercise any issuer call options, absent any unforeseen significant changes in circumstances, including deterioration in credit or changes in regulatory capital requirements.

The net unrealized losses classified in *AOCI* for HTM securities primarily relate to debt securities previously classified as AFS that were transferred to HTM, and include any cumulative fair value hedge adjustments. The net unrealized loss amount also includes any non-credit-related changes in fair value of HTM debt securities that have suffered credit impairment recorded in earnings. The *AOCI* balance related to HTM debt securities is amortized as an adjustment of yield, in a manner consistent with the accretion of any difference between the carrying value at the transfer date and par value of the same debt securities.

The table below shows the fair value of debt securities HTM that have been in an unrecognized loss position:

	Less than 12 months		12 months or longer		Total	
	Fair value	Gross unrecognized losses	Fair value	Gross unrecognized losses	Fair value	Gross unrecognized losses
<i>In millions of dollars</i>						
December 31, 2019						
Debt securities HTM						
Mortgage-backed securities	\$ 3,590	\$ 10	\$ 1,116	\$ 11	\$ 4,706	\$ 21
State and municipal	34	1	1,125	27	1,159	28
Foreign government	1,970	1	—	—	1,970	1
Asset-backed securities	7,972	11	765	48	8,737	59
Total debt securities HTM	\$ 13,566	\$ 23	\$ 3,006	\$ 86	\$ 16,572	\$ 109
December 31, 2018						
Debt securities HTM						
Mortgage-backed securities	\$ 2,822	\$ 20	\$ 18,086	\$ 559	\$ 20,908	\$ 579
State and municipal	981	34	1,242	104	2,223	138
Foreign government	1,003	24	—	—	1,003	24
Asset-backed securities	13,008	112	—	—	13,008	112
Total debt securities HTM	\$ 17,814	\$ 190	\$ 19,328	\$ 663	\$ 37,142	\$ 853

Note: Excluded from the gross unrecognized losses presented in the above table are \$(582) million and \$(653) million of net unrealized losses recorded in *AOCI* as of December 31, 2019 and 2018, respectively, primarily related to the difference between the amortized cost and carrying value of HTM debt securities that were reclassified from AFS. Substantially all of these net unrecognized losses relate to securities that have been in a loss position for 12 months or longer at December 31, 2019 and 2018.

The following table presents the carrying value and fair value of HTM debt securities by contractual maturity dates:

<i>In millions of dollars</i>	December 31,			
	2019		2018	
	Carrying value	Fair value	Carrying value	Fair value
Mortgage-backed securities				
Due within 1 year	\$ 17	\$ 17	\$ 3	\$ 3
After 1 but within 5 years	458	463	539	540
After 5 but within 10 years	1,662	1,729	997	1,011
After 10 years ⁽¹⁾	46,121	47,081	34,407	34,024
Total	\$ 48,258	\$ 49,290	\$ 35,946	\$ 35,578
State and municipal				
Due within 1 year	\$ 2	\$ 26	\$ 37	\$ 37
After 1 but within 5 years	123	160	168	174
After 5 but within 10 years	597	590	540	544
After 10 years ⁽¹⁾	8,382	8,755	6,883	6,902
Total	\$ 9,104	\$ 9,531	\$ 7,628	\$ 7,657
Foreign government				
Due within 1 year	\$ 650	\$ 652	\$ 60	\$ 36
After 1 but within 5 years	1,284	1,318	967	967
After 5 but within 10 years	—	—	—	—
After 10 years ⁽¹⁾	—	—	—	—
Total	\$ 1,934	\$ 1,970	\$ 1,027	\$ 1,003
All other⁽²⁾				
Due within 1 year	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
After 1 but within 5 years	—	—	—	—
After 5 but within 10 years	8,545	8,543	2,535	2,539
After 10 years ⁽¹⁾	12,934	12,889	16,221	16,113
Total	\$ 21,479	\$ 21,432	\$ 18,756	\$ 18,652
Total debt securities HTM	\$ 80,775	\$ 82,223	\$ 63,357	\$ 62,890

- (1) Investments with no stated maturities are included as contractual maturities of greater than 10 years. Actual maturities may differ due to call or prepayment rights.
(2) Includes corporate and asset-backed securities.

Evaluating Investments for Other-Than-Temporary Impairment (OTTI)

Debt Securities

Overview

The Company conducts periodic reviews of all debt securities with unrealized losses to evaluate whether the impairment is other-than-temporary. This review applies to all debt securities that are not measured at fair value through earnings. Effective January 1, 2018, the AFS category was eliminated for equity securities and, therefore, other-than-temporary impairment (OTTI) review is not required for those securities.

An unrealized loss exists when the current fair value of an individual debt security is lower than its adjusted amortized cost basis. Unrealized losses that are determined to be temporary in nature are recorded, net of tax, in *AOCI* for AFS debt securities. Temporary losses related to HTM debt securities generally are not recorded, as these investments are carried at adjusted amortized cost basis. However, for HTM debt securities with credit-related impairment, the credit loss is recognized in earnings as OTTI, and any difference between the cost basis adjusted for the OTTI and fair value is recognized in *AOCI* and amortized as an adjustment of yield over the remaining contractual life of the security. For debt securities transferred to HTM from *Trading account assets*, amortized cost is defined as the fair value of the securities at the date of transfer, plus any accretion income and less any impairment recognized in earnings subsequent to transfer. For debt securities transferred to HTM from AFS, amortized cost is defined as the original purchase cost, adjusted for the cumulative accretion or amortization of any purchase discount or premium, plus or minus any cumulative fair value hedge adjustments, net of accretion or amortization, and less any impairment recognized in earnings.

Regardless of the classification of debt securities as AFS or HTM, the Company assesses each position with an unrealized loss for OTTI. Factors considered in determining whether a loss is temporary include:

- the length of time and the extent to which fair value has been below cost;
- the severity of the impairment;
- the cause of the impairment and the financial condition and near-term prospects of the issuer;
- activity in the market of the issuer that may indicate adverse credit conditions; and
- the Company's ability and intent to hold the investment for a period of time sufficient to allow for any anticipated recovery.

The Company's review for impairment generally entails:

- identification and evaluation of impaired investments;
- analysis of individual positions that have fair values lower than amortized cost, including consideration of the length of time the position has been in an unrealized loss position and the expected recovery period;
- consideration of evidential matter, including an evaluation of factors or triggers that could cause individual positions to qualify as having other-than-

temporary impairment and those that would not support other-than-temporary impairment; and

- documentation of the results of these analyses, as required under business policies.

The entire difference between amortized cost basis and fair value is recognized in earnings as OTTI for impaired debt securities that the Company has an intent to sell or for which the Company believes it will more-likely-than-not be required to sell prior to recovery of the amortized cost basis. However, for those debt securities that the Company does not intend to sell and is not likely to be required to sell, only the credit-related impairment is recognized in earnings and any non-credit-related impairment is recorded in *AOCI*.

For debt securities, credit impairment exists where management does not expect to receive contractual principal and interest cash flows sufficient to recover the entire amortized cost basis of a security.

The sections below describe the Company's process for identifying credit-related impairments for debt security types that have the most significant unrealized losses as of December 31, 2019.

Mortgage-Backed Securities

For U.S. mortgage-backed securities, credit impairment is assessed using a cash flow model that estimates the principal and interest cash flows on the underlying mortgages using the security-specific collateral and transaction structure. The model distributes the estimated cash flows to the various tranches of securities, considering the transaction structure and any subordination and credit enhancements that exist in that structure. The cash flow model incorporates actual cash flows on the mortgage-backed securities through the current period and then estimates the remaining cash flows using a number of assumptions, including default rates, prepayment rates, recovery rates (on foreclosed properties) and loss severity rates (on non-agency mortgage-backed securities).

Management develops specific assumptions using market data, internal estimates and estimates published by rating agencies and other third-party sources. Default rates are projected by considering current underlying mortgage loan performance, generally assuming the default of (i) 10% of current loans, (ii) 25% of 30-59 day delinquent loans, (iii) 70% of 60-90 day delinquent loans and (iv) 100% of 91+ day delinquent loans. These estimates are extrapolated along a default timing curve to estimate the total lifetime pool default rate. Other assumptions contemplate the actual collateral attributes, including geographic concentrations, rating actions and current market prices.

Cash flow projections are developed using different stress test scenarios. Management evaluates the results of those stress tests (including the severity of any cash shortfall indicated and the likelihood of the stress scenarios actually occurring based on the underlying pool's characteristics and performance) to assess whether management expects to recover the amortized cost basis of the security. If cash flow projections indicate that the Company does not expect to recover its amortized cost basis, the Company recognizes the estimated credit loss in earnings.

State and Municipal Securities

The process for identifying credit impairments in Citigroup's AFS and HTM state and municipal bonds is primarily based on a credit analysis that incorporates third-party credit ratings. Citigroup monitors the bond issuers and any insurers providing default protection in the form of financial guarantee insurance. The average external credit rating, ignoring any insurance, is Aa3/AA-. In the event of an external rating downgrade or other indicator of credit impairment (i.e., based on instrument-specific estimates of cash flows or probability of issuer default), the subject bond is specifically reviewed for adverse changes in the amount or timing of expected contractual principal and interest payments.

For state and municipal bonds with unrealized losses that Citigroup plans to sell, or would be more-likely-than-not required to sell, the full impairment is recognized in earnings.

Equity Method Investments

Management assesses equity method investments that have fair values that are lower than their respective carrying values for OTTI. Fair value is measured as price multiplied by quantity if the investee has publicly listed securities. If the investee is not publicly listed, other methods are used (see Note 24 to the Consolidated Financial Statements).

For impaired equity method investments that Citi plans to sell prior to recovery of value or would more-likely-than-not be required to sell, with no expectation that the fair value will recover prior to the expected sale date, the full impairment is recognized in earnings as OTTI regardless of severity and duration. The measurement of the OTTI does not include partial projected recoveries subsequent to the balance sheet date.

For impaired equity method investments that management does not plan to sell and is not more-likely-than-not to be required to sell prior to recovery of value, the evaluation of whether an impairment is other-than-temporary is based on (i) whether and when an equity method investment will recover in value and (ii) whether the investor has the intent and ability to hold that investment for a period of time sufficient to recover the value. The determination of whether the impairment is considered other-than-temporary considers the following indicators:

- the cause of the impairment and the financial condition and near-term prospects of the issuer, including any specific events that may influence the operations of the issuer;
- the intent and ability to hold the investment for a period of time sufficient to allow for any anticipated recovery in market value; and
- the length of time and extent to which fair value has been less than the carrying value.

Recognition and Measurement of OTTI

The following tables present total OTTI on *Investments* recognized in earnings:

<i>In millions of dollars</i>	Year ended December 31, 2019			Total
	AFS	HTM	Other assets	
Impairment losses related to debt securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell:				
Total OTTI losses recognized during the period	\$ 1	\$ —	\$ 1	\$ 2
Less: portion of impairment loss recognized in <i>AOCI</i> (before taxes)	—	—	—	—
Net impairment losses recognized in earnings for debt securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell	\$ 1	\$ —	\$ 1	\$ 2
Impairment losses recognized in earnings for debt securities that the Company intends to sell, would be more-likely-than-not required to sell or will be subject to an issuer call deemed probable of exercise	20	—	1	21
Total OTTI losses recognized in earnings	\$ 21	\$ —	\$ 2	\$ 23

<i>In millions of dollars</i>	Year ended December 31, 2018			Total
	AFS ⁽¹⁾	HTM	Other assets	
Impairment losses related to debt securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell:				
Total OTTI losses recognized during the period	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Less: portion of impairment loss recognized in <i>AOCI</i> (before taxes)	—	—	—	—
Net impairment losses recognized in earnings for debt securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Impairment losses recognized in earnings for debt securities that the Company intends to sell, would be more-likely-than-not required to sell or will be subject to an issuer call deemed probable of exercise	125	—	—	125
Total OTTI losses recognized in earnings	\$ 125	\$ —	\$ —	\$ 125

(1) For the year ended December 31, 2018, amounts represent AFS debt securities.

<i>In millions of dollars</i>	Year ended December 31, 2017			Total
	AFS ⁽¹⁾	HTM	Other assets	
Impairment losses related to securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell:				
Total OTTI losses recognized during the period	\$ 2	\$ —	\$ —	\$ 2
Less: portion of impairment loss recognized in <i>AOCI</i> (before taxes)	—	—	—	—
Net impairment losses recognized in earnings for securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell	\$ 2	\$ —	\$ —	\$ 2
Impairment losses recognized in earnings for securities that the Company intends to sell, would be more-likely-than-not required to sell or will be subject to an issuer call deemed probable of exercise	59	2	—	61
Total OTTI losses recognized in earnings	\$ 61	\$ 2	\$ —	\$ 63

(1) Includes OTTI on non-marketable equity securities.

The following are 12-month rollforwards of the credit-related impairments recognized in earnings for AFS and HTM debt securities that the Company does not intend to sell nor likely will be required to sell:

Cumulative OTTI credit losses recognized in earnings on debt securities still held					
<i>In millions of dollars</i>	Dec. 31, 2018 balance	Credit impairments recognized in earnings on securities not previously impaired	Credit impairments recognized in earnings on securities that have been previously impaired	Changes due to credit-impaired securities sold, transferred or matured ⁽¹⁾	Dec. 31, 2019 balance
AFS debt securities					
Mortgage-backed securities ⁽¹⁾	\$ 5	\$ 1	\$ —	\$ —	\$ 1
State and municipal	—	—	4	—	4
Corporate	4	—	—	—	4
All other debt securities	—	1	—	—	1
Total OTTI credit losses recognized for AFS debt securities	\$ 5	\$ 5	\$ 1	\$ 4	\$ 10
HTM debt securities					
State and municipal	3	—	—	—	3
Total OTTI credit losses recognized for HTM debt securities	\$ 3	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 3

Cumulative OTTI credit losses recognized in earnings on debt securities still held					
<i>In millions of dollars</i>	Dec. 31, 2017 balance	Credit impairments recognized in earnings on securities not previously impaired	Credit impairments recognized in earnings on securities that have been previously impaired	Changes due to credit-impaired securities sold, transferred or matured ⁽¹⁾	Dec. 31, 2018 balance
AFS debt securities					
Mortgage-backed securities ⁽¹⁾	\$ 5	\$ 38	\$ —	\$ (37)	\$ 1
State and municipal	4	—	—	(4)	—
Corporate	4	—	—	—	4
All other debt securities	2	—	—	(2)	—
Total OTTI credit losses recognized for AFS debt securities	\$ 5	\$ 48	\$ —	\$ (43)	\$ 5
HTM debt securities					
Mortgage-backed securities ⁽²⁾	\$ 5	\$ 54	\$ —	\$ (54)	\$ —
State and municipal	3	—	—	—	3
Total OTTI credit losses recognized for HTM debt securities	\$ 5	\$ 57	\$ —	\$ (54)	\$ 3

(1) Primarily consists of Prime securities.

(2) Primarily consists of Aft-A securities.

(3) Includes \$18 million in cumulative OTTI reclassified from HTM to AFS due to the transfer of the related debt securities from HTM to AFS. Citi adopted ASU 2017-12, *Targeted Improvements to Accounting for Hedging Activities*, on January 1, 2018 and transferred approximately \$4 billion of HTM debt securities into AFS classification as permitted as a one-time transfer under the standard.

Non-Marketable Equity Securities Not Carried at Fair Value

Non-marketable equity securities are required to be measured at fair value with changes in fair value recognized in earnings unless (i) the measurement alternative is elected or (ii) the investment represents Federal Reserve Bank and Federal Home Loan Bank stock or certain exchange seats that continue to be carried at cost. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements for additional details.

The election to measure a non-marketable equity security using the measurement alternative is made on an instrument-by-instrument basis. Under the measurement alternative, an equity security is carried at cost plus or minus changes resulting from observable prices in orderly transactions for the identical or a similar investment of the same issuer. The carrying value of the equity security is adjusted to fair value on the date of an observed transaction. Fair value may differ from the observed transaction price due to a number of factors, including marketability adjustments and differences in rights and obligations when the observed transaction is not for the identical investment held by Citi.

Equity securities under the measurement alternative are also assessed for impairment. On a quarterly basis, management qualitatively assesses whether each equity security under the measurement alternative is impaired. Impairment indicators that are considered include, but are not limited to, the following:

- a significant deterioration in the earnings performance, credit rating, asset quality or business prospects of the investee;
- a significant adverse change in the regulatory, economic or technological environment of the investee;
- a significant adverse change in the general market condition of either the geographical area or the industry in which the investee operates;
- a bona fide offer to purchase, an offer by the investee to sell or a completed auction process for the same or similar investment for an amount less than the carrying amount of that investment; and
- factors that raise significant concerns about the investee's ability to continue as a going concern, such as negative cash flows from operations, working capital deficiencies or noncompliance with statutory capital requirements or debt covenants.

When the qualitative assessment indicates that impairment exists, the investment is written down to fair value, with the full difference between the fair value of the investment and its carrying amount recognized in earnings.

Below is the carrying value of non-marketable equity securities measured using the measurement alternative at December 31, 2019 and 2018:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2019	December 31, 2018
Measurement alternative:		
Carrying value	\$ 700	\$ 538

Below are amounts recognized in earnings and life-to-date amounts for non-marketable equity securities measured using the measurement alternative:

<i>In millions of dollars</i>	Years Ended December 31,	
	2019	2018
Measurement alternative:		
Impairment losses⁽¹⁾	\$ 9	\$ 7
Downward changes for observable prices ⁽¹⁾	16	18
Upward changes for observable prices⁽¹⁾	123	219

(1) See Note 24 to the Consolidated Financial Statements for additional information on these nonrecurring fair value measurements.

<i>In millions of dollars</i>	Life-to-date amounts on securities still held	
	December 31, 2019	
Measurement alternative:		
Impairment losses	\$ 16	\$ 16
Downward changes for observable prices	34	34
Upward changes for observable prices	342	342

A similar impairment analysis is performed for non-marketable equity securities carried at cost. For the years ended December 31, 2019 and 2018, there was no impairment loss recognized in earnings for non-marketable equity securities carried at cost.

Investments in Alternative Investment Funds That Calculate Net Asset Value

The Company holds investments in certain alternative investment funds that calculate net asset value (NAV), or its equivalent, including private equity funds, funds of funds and real estate funds, as provided by third-party asset managers. Investments in such funds are generally classified as non-marketable equity securities carried at fair value. The fair values of these investments are estimated using the NAV of the Company's ownership interest in the funds. Some of these investments are in "covered funds" for purposes of the

Volcker Rule, which prohibits certain proprietary investment activities and limits the ownership of, and relationships with, covered funds. On April 21, 2017, Citi's request for extension of the permitted holding period under the Volcker Rule for certain of its investments in illiquid funds was approved, allowing the Company to hold such investments until the earlier of five years from the July 21, 2017 expiration date of the general conformance period, or the date such investments mature or are otherwise conformed with the Volcker Rule.

	Fair value		Unfunded commitments		Redemption frequency (if currently eligible) monthly, quarterly, annually	Redemption notice period
	December 31, 2019	December 31, 2018	December 31, 2019	December 31, 2018		
<i>In millions of dollars</i>						
Private equity funds ⁽¹⁾⁽²⁾	\$ 134	\$ 168	\$ 62	\$ 62	—	—
Real estate funds ⁽²⁾⁽³⁾	10	14	18	19	—	—
Mutual/collective investment funds	26	25	—	—	—	—
Total	\$ 170	\$ 207	\$ 80	\$ 81	—	—

- (1) Private equity funds include funds that invest in infrastructure, emerging markets and venture capital.
- (2) With respect to the Company's investments in private equity funds and real estate funds, distributions from each fund will be received as the underlying assets held by these funds are liquidated. It is estimated that the underlying assets of these funds will be liquidated over a period of several years as market conditions allow. Private equity and real estate funds do not allow redemption of investments by their investors. Investors are permitted to sell or transfer their investments, subject to the approval of the general partner or investment manager of these funds, which generally may not be unreasonably withheld.
- (3) Includes several real estate funds that invest primarily in commercial real estate in the U.S., Europe and Asia.

14. LOANS

Citigroup loans are reported in two categories: consumer and corporate. These categories are classified primarily according to the segment and subsegment that manage the loans.

Consumer Loans

Consumer loans represent loans and leases managed primarily by *GCB* and *Corporate/Other*.

Citigroup has established a risk management process to monitor, evaluate and manage the principal risks associated with its consumer loan portfolio. Credit quality indicators that are actively monitored include delinquency status, consumer credit scores under Fair Isaac Corporation (FICO) and loan to value (LTV) ratios, each as discussed in more detail below.

Included in the loan table above are lending products whose terms may give rise to greater credit issues. Credit cards with below-market introductory interest rates and interest-only loans are examples of such products. These products are closely managed using credit techniques that are intended to mitigate their higher inherent risk.

Delinquency Status

Delinquency status is monitored and considered a key indicator of credit quality of consumer loans. Principally, the U.S. residential first mortgage loans use the Mortgage Bankers Association (MBA) method of reporting delinquencies, which considers a loan delinquent if a monthly payment has not been received by the end of the day immediately preceding the loan's next due date. All other loans use a method of reporting delinquencies that considers a loan delinquent if a monthly payment has not been received by the close of business on the loan's next due date.

As a general policy, residential first mortgages, home equity loans and installment loans are classified as non-accrual when loan payments are 90 days contractually past due. Credit cards and unsecured revolving loans generally accrue interest until payments are 180 days past due. Home equity loans in regulated bank entities are classified as non-accrual if the related residential first mortgage is 90 days or more past due. Mortgage loans, other than Federal Housing Administration (FHA)-insured loans, are classified as non-accrual within 60 days of notification that the borrower has filed for bankruptcy.

The policy for re-aging modified U.S. consumer loans to current status varies by product. Generally, one of the conditions to qualify for these modifications is that a minimum number of payments (typically ranging from one to three) be made. Upon modification, the loan is re-aged to current status. However, re-aging practices for certain open-ended consumer loans, such as credit cards, are governed by Federal Financial Institutions Examination Council (FFIEC) guidelines. For open-ended consumer loans subject to FFIEC guidelines, one of the conditions for a loan to be re-aged to current status is that at least three consecutive minimum monthly payments, or the equivalent amount, must be received. In addition, under FFIEC guidelines, the number of times that such a loan can be re-aged is subject to limitations (generally once in 12 months and twice in five years). Furthermore, FHA and Department of Veterans Affairs (VA)

loans are modified under those respective agencies' guidelines and payments are not always required in order to re-age a modified loan to current.

The following table provides Citi's consumer loans by type:

Consumer Loan Delinquencies and Non-Accrual Details at December 31, 2019

<i>In millions of dollars</i>	Total current ⁽¹⁾⁽²⁾	30-89 days past due ⁽³⁾	≥ 90 days past due ⁽⁴⁾	Past due government guaranteed ⁽⁵⁾	Total loans ⁽²⁾	Total non-accrual	90 days past due and accruing
In North America offices⁽⁶⁾							
Residential first mortgages ⁽⁷⁾	\$ 45,942	\$ 411	\$ 221	\$ 434	\$ 47,008	\$ 479	\$ 288
Home equity loans ⁽⁷⁾⁽⁸⁾	8,860	174	189	—	9,223	405	—
Credit cards	145,477	1,759	1,927	—	149,163	—	1,927
Personal, small business and other	3,641	44	14	—	3,699	21	—
Total	\$ 203,920	\$ 2,388	\$ 2,351	\$ 434	\$ 209,093	\$ 905	\$ 2,215
In offices outside North America⁽⁶⁾							
Residential first mortgages ⁽⁷⁾	\$ 37,316	\$ 210	\$ 160	\$ —	\$ 37,686	\$ 421	\$ —
Credit cards	25,111	426	372	—	25,909	310	242
Personal, small business and other	36,456	272	132	—	36,860	180	—
Total	\$ 98,883	\$ 908	\$ 664	\$ —	\$ 100,455	\$ 911	\$ 242
Total Citigroup⁽⁹⁾	\$ 302,803	\$ 3,296	\$ 3,015	\$ 434	\$ 309,548	\$ 1,816	\$ 2,457

Consumer Loan Delinquencies and Non-Accrual Details at December 31, 2018

<i>In millions of dollars</i>	Total current ⁽¹⁾⁽²⁾	30-89 days past due ⁽³⁾	≥ 90 days past due ⁽⁴⁾	Past due government guaranteed ⁽⁵⁾	Total loans ⁽²⁾	Total non-accrual	90 days past due and accruing
In North America offices⁽⁶⁾							
Residential first mortgages ⁽⁷⁾	\$ 45,953	\$ 420	\$ 253	\$ 786	\$ 47,412	\$ 583	\$ 549
Home equity loans ⁽⁷⁾⁽⁸⁾	11,135	161	247	—	11,543	527	—
Credit cards	141,091	1,687	1,764	—	144,542	—	1,764
Personal, small business and other	3,983	46	17	—	4,046	28	—
Total	\$ 202,162	\$ 2,314	\$ 2,281	\$ 786	\$ 207,543	\$ 1,138	\$ 2,313
In offices outside North America⁽⁶⁾							
Residential first mortgages ⁽⁷⁾	\$ 35,624	\$ 203	\$ 145	\$ —	\$ 35,972	\$ 383	\$ —
Credit cards	24,156	425	370	—	24,951	312	235
Personal, small business and other	33,474	284	136	—	33,894	193	—
Total	\$ 93,254	\$ 912	\$ 651	\$ —	\$ 94,817	\$ 888	\$ 235
Total Citigroup⁽⁹⁾	\$ 295,416	\$ 3,226	\$ 2,932	\$ 786	\$ 302,360	\$ 2,026	\$ 2,548

(1) Loans less than 30 days past due are presented as current.

(2) Includes \$18 million and \$20 million at December 31, 2019 and 2018, respectively, of residential first mortgages recorded at fair value.

(3) Excludes loans guaranteed by U.S. government-sponsored agencies.

(4) Consists of residential first mortgages that are guaranteed by U.S. government-sponsored agencies that are 30-89 days past due of \$0.1 billion and \$0.2 billion and 90 days or more past due of \$0.3 billion and \$0.6 billion at December 31, 2019 and 2018, respectively.

(5) North America includes the U.S., Canada and Puerto Rico. Mexico is included in offices outside North America.

(6) Includes approximately \$0.1 billion and \$0.1 billion at December 31, 2019 and 2018, respectively, of residential first mortgage loans in process of foreclosure.

(7) Includes approximately \$0.1 billion and \$0.1 billion at December 31, 2019 and 2018, respectively, of home equity loans in process of foreclosure.

(8) Fixed-rate home equity loans and loans extended under home equity lines of credit, which are typically in junior lien positions.

(9) Consumer loans are net of unearned income of \$783 million and \$742 million at December 31, 2019 and 2018, respectively. Unearned income on consumer loans primarily represents unamortized origination fees and costs, premiums and discounts.

During the years ended December 31, 2019 and 2018, the Company sold and/or reclassified to HFS \$2.9 billion and \$3.2 billion, respectively, of consumer loans.

Consumer Credit Scores (FICO)

In the U.S., independent credit agencies rate an individual's risk for assuming debt based on the individual's credit history and assign every consumer a FICO credit score. These scores are continually updated by the agencies based upon an individual's credit actions (e.g., taking out a loan or missed or late payments).

The following tables provide details on the FICO scores for Citi's U.S. consumer loan portfolio based on end-of-period receivables. FICO scores are updated monthly for substantially all of the portfolio or, otherwise, on a quarterly basis for the remaining portfolio.

FICO score distribution in U.S. portfolio ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	December 31, 2019		
	Less than 680	680 to 760	Greater than 760
<i>In millions of dollars</i>			
Residential first mortgages	\$ 3,602	\$ 13,178	\$ 28,235
Home equity loans	1,881	3,475	3,630
Credit cards	33,290	59,536	52,935
Personal, small business and other	564	907	1,473
Total	\$ 39,337	\$ 77,096	\$ 86,273

FICO score distribution in U.S. portfolio ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	December 31, 2018		
	Less than 680	680 to 760	Greater than 760
<i>In millions of dollars</i>			
Residential first mortgages	\$ 4,530	\$ 13,848	\$ 26,546
Home equity loans	2,438	4,296	4,471
Credit cards	32,686	58,722	51,299
Personal, small business and other	625	1,097	1,121
Total	\$ 40,279	\$ 77,963	\$ 83,437

- (1) The FICO bands in the tables are consistent with general industry peer presentations.
- (2) Excludes loans guaranteed by U.S. government-sponsored agencies, loans subject to long-term standby commitments (LTSC) with U.S. government-sponsored agencies and loans recorded at fair value.
- (3) Excludes balances where FICO was not available. Such amounts are not material.

Loan to Value (LTV) Ratios

LTV ratios (loan balance divided by appraised value) are calculated at origination and updated by applying market price data.

The following tables provide details on the LTV ratios for Citi's U.S. consumer mortgage portfolios. LTV ratios are updated monthly using the most recent Core Logic Home Price Index data available for substantially all of the portfolio applied at the Metropolitan Statistical Area level, if available, or the state level if not. The remainder of the portfolio is updated in a similar manner using the Federal Housing Finance Agency indices.

LTV distribution in U.S. portfolio ⁽¹⁾⁽²⁾	December 31, 2019		
	Less than or equal to 80%	> 80% but less than or equal to 100%	Greater than 100%
<i>In millions of dollars</i>			
Residential first mortgages	\$ 41,705	\$ 3,302	\$ 98
Home equity loans	7,934	819	235
Total	\$ 49,639	\$ 4,121	\$ 333

LTV distribution in U.S. portfolio ⁽¹⁾⁽²⁾	December 31, 2018		
	Less than or equal to 80%	> 80% but less than or equal to 100%	Greater than 100%
<i>In millions of dollars</i>			
Residential first mortgages	\$ 42,379	\$ 2,474	\$ 197
Home equity loans	9,465	1,287	390
Total	\$ 51,844	\$ 3,761	\$ 587

- (1) Excludes loans guaranteed by U.S. government-sponsored agencies, loans subject to LTSCs with U.S. government-sponsored agencies and loans recorded at fair value.
- (2) Excludes balances where LTV was not available. Such amounts are not material.

Impaired Consumer Loans

A loan is considered impaired when Citi believes it is probable that all amounts due according to the original contractual terms of the loan will not be collected. Impaired consumer loans include non-accrual loans, as well as smaller-balance homogeneous loans whose terms have been modified due to the borrower's financial difficulties and where Citi has granted a concession to the borrower. These modifications may

include interest rate reductions and/or principal forgiveness. Impaired consumer loans exclude smaller-balance homogeneous loans that have not been modified and are carried on a non-accrual basis.

The following tables present information about impaired consumer loans and interest income recognized on impaired consumer loans:

<i>In millions of dollars</i>	At and for the year ended December 31, 2019				
	Recorded investment ⁽¹⁾⁽²⁾	Unpaid principal balance	Related specific allowance ⁽³⁾	Average carrying value ⁽⁴⁾	Interest income recognized ⁽⁵⁾
Mortgage and real estate					
Residential first mortgages	\$ 1,666	\$ 1,838	\$ 161	\$ 1,925	\$ 60
Home equity loans	592	824	123	637	9
Credit cards	1,931	2,288	771	1,890	103
Installment and other					
Personal, small business and other	703	738	135	754	55
Total	\$ 4,892	\$ 5,688	\$ 1,190	\$ 5,206	\$ 227

(1) Recorded investment in a loan includes net deferred loan fees and costs, unamortized premium or discount and direct write-downs and includes accrued interest only on credit card loans.

(2) \$405 million of residential first mortgages, and \$212 million of home equity loans do not have a specific allowance.

(3) Included in the *Allowance for loan losses*.

(4) Average carrying value represents the average recorded investment ending balance for the last four quarters and does not include the related specific allowance.

(5) Includes amounts recognized on both an accrual and cash basis.

<i>In millions of dollars</i>	At and for the year ended December 31, 2018				
	Recorded investment ⁽¹⁾⁽²⁾	Unpaid principal balance	Related specific allowance ⁽³⁾	Average carrying value ⁽⁴⁾	Interest income recognized ⁽⁵⁾⁽⁶⁾
Mortgage and real estate					
Residential first mortgages	\$ 2,130	\$ 2,329	\$ 178	\$ 2,483	\$ 81
Home equity loans	684	946	122	698	12
Credit cards	1,818	1,842	677	1,815	105
Installment and other					
Personal, small business and other	452	666	139	500	22
Total	\$ 5,084	\$ 5,783	\$ 1,116	\$ 5,496	\$ 220

(1) Recorded investment in a loan includes net deferred loan fees and costs, unamortized premium or discount and direct write-downs and includes accrued interest only on credit card loans.

(2) \$484 million of residential first mortgages and \$263 million of home equity loans do not have a specific allowance.

(3) Included in the *Allowance for loan losses*.

(4) Average carrying value represents the average recorded investment ending balance for the last four quarters and does not include the related specific allowance.

(5) Includes amounts recognized on both an accrual and cash basis.

(6) Interest income recognized for the year ended December 31, 2017 was \$342 million.

Consumer Troubled Debt Restructurings

For the year ended December 31, 2019

<i>In millions of dollars, except number of loans modified</i>	Number of loans modified	Post-modification recorded investment ⁽¹⁾⁽²⁾	Deferred principal ⁽³⁾	Contingent principal forgiveness ⁽⁴⁾	Principal forgiveness ⁽⁵⁾	Average interest rate reduction
North America						
Residential first mortgages	1,122	\$ 172	\$ —	\$ —	\$ —	—%
Home equity loans	717	79	3	—	—	1
Credit cards	268,778	1,165	—	—	—	17
Personal, small business and other	1,719	15	—	—	—	5
Total⁽⁶⁾	272,336	\$ 1,431	\$ 3	\$ —	\$ —	
International						
Residential first mortgages	2,448	\$ 74	\$ —	\$ —	\$ —	—%
Credit cards	72,325	288	—	—	10	17
Personal, small business and other	29,192	204	—	—	6	9
Total⁽⁶⁾	103,965	\$ 566	\$ —	\$ —	\$ 16	

For the year ended December 31, 2018

<i>In millions of dollars, except number of loans modified</i>	Number of loans modified	Post-modification recorded investment ⁽¹⁾⁽⁷⁾	Deferred principal ⁽³⁾	Contingent principal forgiveness ⁽⁴⁾	Principal forgiveness ⁽⁵⁾	Average interest rate reduction
North America						
Residential first mortgages	2,019	\$ 300	\$ 2	\$ —	\$ —	—%
Home equity loans	1,381	130	5	—	—	1
Credit cards	243,253	978	—	—	—	18
Personal, small business and other	1,349	12	—	—	—	4
Total⁽⁶⁾	248,002	\$ 1,420	\$ 7	\$ —	\$ —	
International						
Residential first mortgages	2,572	\$ 85	\$ —	\$ —	\$ —	—%
Credit cards	77,823	323	—	—	9	16
Personal, small business and other	30,849	216	—	—	7	9
Total⁽⁶⁾	111,244	\$ 624	\$ —	\$ —	\$ 16	

(1) Post-modification balances include past due amounts that are capitalized at the modification date.

(2) Post-modification balances in *North America* include \$19 million of residential first mortgages and \$7 million of home equity loans to borrowers who have gone through Chapter 7 bankruptcy in the year ended December 31, 2019. These amounts include \$11 million of residential first mortgages and \$6 million of home equity loans that were newly classified as TDRs during 2019, based on previously received OCC guidance.

(3) Represents portion of contractual loan principal that is non-interest bearing but still due from the borrower. Such deferred principal is charged off at the time of permanent modification to the extent that the related loan balance exceeds the underlying collateral value.

(4) Represents portion of contractual loan principal that is non-interest bearing and, depending upon borrower performance, eligible for forgiveness.

(5) Represents portion of contractual loan principal that was forgiven at the time of permanent modification.

(6) The above tables reflect activity for restructured loans that were considered TDRs during the year.

(7) Post-modification balances in *North America* include \$38 million of residential first mortgages and \$12 million of home equity loans to borrowers who have gone through Chapter 7 bankruptcy in the year ended December 31, 2018. These amounts include \$27 million of residential first mortgages and \$10 million of home equity loans that were newly classified as TDRs during 2018, based on previously received OCC guidance.

The following table presents consumer TDRs that defaulted for which the payment default occurred within one year of a permanent modification. Default is defined as 60 days past due.

<i>In millions of dollars</i>	Years ended December 31,	
	2019	2018
North America		
Residential first mortgages	\$ 85	\$ 136
Home equity loans	15	23
Credit cards	301	241
Personal, small business and other	4	4
Total	\$ 405	\$ 404
International		
Residential first mortgages	\$ 13	\$ 9
Credit cards	142	198
Personal, small business and other	74	80
Total	\$ 229	\$ 287

Corporate Loans

Corporate loans represent loans and leases managed by ICG. The following table presents information by corporate loan type:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2019	December 31, 2018
In North America offices⁽¹⁾		
Commercial and industrial	\$ 55,929	\$ 60,861
Financial institutions	53,922	48,447
Mortgage and real estate ⁽²⁾	53,371	50,124
Installment, revolving credit and other	31,238	32,425
Lease financing	1,290	1,429
Total	\$ 195,750	\$ 193,286
In offices outside North America⁽¹⁾		
Commercial and industrial	\$ 112,668	\$ 114,029
Financial institutions	40,211	36,837
Mortgage and real estate ⁽²⁾	9,780	7,376
Installment, revolving credit and other	27,303	25,685
Lease financing	95	103
Governments and official institutions	4,128	4,520
Total	\$ 194,185	\$ 188,550
Corporate loans, net of unearned income⁽³⁾	\$ 389,935	\$ 381,836

- (1) North America includes the U.S., Canada and Puerto Rico. Mexico is included in offices outside North America. The classification between offices in North America and outside North America is based on the domicile of the booking unit. The difference between the domicile of the booking unit and the domicile of the managing unit is not material.
- (2) Loans secured primarily by real estate.
- (3) Corporate loans are net of unearned income of (\$814) million and (\$855) million at December 31, 2019 and 2018, respectively. Unearned income on corporate loans primarily represents interest received in advance, but not yet earned, on loans originated on a discounted basis.

The Company sold and/or reclassified to held-for-sale \$2.6 billion and \$1.0 billion of corporate loans during the years ended December 31, 2019 and 2018, respectively. The Company did not have significant purchases of corporate

loans classified as held-for-investment for the years ended December 31, 2019 or 2018.

Lease financing

Citi is a lessor in the power, railcars, shipping and aircraft sectors, where the Company has executed operating, direct financing and leveraged leases. Citi's \$1.4 billion of lease financing receivables, as of December 31, 2019, is composed of approximately equal balances of direct financing lease receivables and net investments in leveraged leases. Citi uses the interest rate implicit in the lease to determine the present value of its lease financing receivables. Interest income on direct financing and leveraged leases during the year ended December 31, 2019 was not material.

The Company's leases have an average remaining maturity of approximately three and a half years. In certain cases, Citi obtains residual value insurance from third parties and/or the lessee to manage the risk associated with the residual value of the leased assets. The receivable related to the residual value of the leased assets is \$0.9 billion as of December 31, 2019, while the amount covered by residual value guarantees is \$0.3 billion.

The Company's operating leases, where Citi is a lessor, are not significant to the Consolidated Financial Statements.

Delinquency Status

Citi generally does not manage corporate loans on a delinquency basis. Corporate loans are identified as impaired and placed on a cash (non-accrual) basis when it is determined, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful or when interest or principal is 90 days past due, except when the loan is well collateralized and in the process of collection. Any interest accrued on impaired corporate loans and leases is reversed at 90 days and charged against current earnings, and interest is thereafter included in earnings only to the extent actually received in cash. When there is doubt regarding the ultimate collectability of principal, all cash receipts are thereafter applied to reduce the recorded investment in the loan. While corporate loans are generally managed based on their internally assigned risk rating (see further discussion below), the following tables present delinquency information by corporate loan type.

Corporate Loan Delinquencies and Non-Accrual Details at December 31, 2019

<i>In millions of dollars</i>	30-89 days past due and accruing ⁽¹⁾	≥ 90 days past due and accruing ⁽¹⁾	Total past due and accruing	Total non-accrual ⁽²⁾	Total current ⁽³⁾	Total loans ⁽⁴⁾
Commercial and industrial	\$ 676	\$ 93	\$ 769	\$ 1,828	\$ 164,249	\$ 166,846
Financial institutions	791	3	794	50	91,008	91,852
Mortgage and real estate	534	4	538	188	62,425	63,151
Lease financing	58	9	67	41	1,277	1,385
Other	190	22	212	81	62,341	62,634
Loans at fair value						4,067
Total	\$ 2,249	\$ 131	\$ 2,380	\$ 2,188	\$ 381,300	\$ 389,935

Corporate Loan Delinquencies and Non-Accrual Details at December 31, 2018

<i>In millions of dollars</i>	30-89 days past due and accruing ⁽¹⁾	≥ 90 days past due and accruing ⁽¹⁾	Total past due and accruing	Total non-accrual ⁽²⁾	Total current ⁽³⁾	Total loans ⁽⁴⁾
Commercial and industrial	\$ 403	\$ 111	\$ 514	\$ 1,119	\$ 173,257	\$ 174,890
Financial institutions	87	7	94	102	85,088	85,284
Mortgage and real estate	128	5	133	215	57,152	57,500
Lease financing	5	10	15	—	1,517	1,532
Other	151	52	203	75	59,149	59,427
Loans at fair value						3,203
Total	\$ 774	\$ 185	\$ 959	\$ 1,511	\$ 376,163	\$ 381,836

(1) Corporate loans that are 90 days past due are generally classified as non-accrual. Corporate loans are considered past due when principal or interest is contractually due but unpaid.

(2) Non-accrual loans generally include those loans that are 90 days or more past due or those loans for which Citi believes, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful.

(3) Loans less than 30 days past due are presented as current.

(4) Total loans include loans at fair value, which are not included in the various delinquency columns.

Citigroup has a risk management process to monitor, evaluate and manage the principal risks associated with its corporate loan portfolio. As part of its risk management process, Citi assigns numeric risk ratings to its corporate loan facilities based on quantitative and qualitative assessments of the obligor and facility. These risk ratings are reviewed at least annually or more often if material events related to the obligor or facility warrant. Factors considered in assigning the risk ratings include financial condition of the obligor, qualitative assessment of management and strategy, amount and sources of repayment, amount and type of collateral and guarantee arrangements, amount and type of any contingencies associated with the obligor and the obligor's industry and geography.

The obligor risk ratings are defined by ranges of default probabilities. The facility risk ratings are defined by ranges of loss norms, which are the product of the probability of default and the loss given default. The investment grade rating categories are similar to the category BBB-/Baa3 and above as defined by S&P and Moody's. Loans classified according to the bank regulatory definitions as special mention, substandard and doubtful will have risk ratings within the non-investment-grade categories.

Corporate Loans Credit Quality Indicators

<i>In millions of dollars</i>	Recorded investment in loans ⁽¹⁾	
	December 31, 2019	December 31, 2018
Investment grade⁽²⁾		
Commercial and industrial	\$ 110,797	\$ 113,925
Financial institutions	80,533	73,533
Mortgage and real estate	27,571	26,799
Lease financing	816	1,035
Other	57,339	58,916
Total investment grade	\$ 277,056	\$ 274,208
Non-investment grade⁽²⁾		
<i>Accrual</i>		
Commercial and industrial	\$ 54,220	\$ 53,942
Financial institutions	11,269	10,866
Mortgage and real estate	3,811	4,200
Lease financing	528	497
Other	5,206	5,753
<i>Non-accrual</i>		
Commercial and industrial	1,828	1,119
Financial institutions	50	102
Mortgage and real estate	188	215
Lease financing	41	—
Other	81	75
Total non-investment grade	\$ 77,222	\$ 76,769
Non-rated private bank loans managed on a delinquency basis⁽²⁾	\$ 31,590	\$ 27,656
Loans at fair value	4,067	3,203
Corporate loans, net of unearned income	\$ 389,935	\$ 381,836

- (1) Recorded investment in a loan includes net deferred loan fees and costs, unamortized premium or discount, less any direct write-downs.
(2) Held-for-investment loans are accounted for on an amortized cost basis.

Impaired collateral-dependent loans and leases, where repayment is expected to be provided solely by the sale of the underlying collateral and there are no other available and reliable sources of repayment, are written down to the lower of carrying value or collateral value, less cost to sell. Cash-basis loans are returned to an accrual status when all contractual principal and interest amounts are reasonably assured of repayment and there is a sustained period of repayment performance, generally six months, in accordance with the contractual terms of the loan.

Non-Accrual Corporate Loans

The following tables present non-accrual loan information by corporate loan type and interest income recognized on non-accrual corporate loans:

At and for the year ended December 31, 2019					
<i>In millions of dollars</i>	Recorded investment ⁽¹⁾	Unpaid principal balance	Related specific allowance	Average carrying value ⁽²⁾	Interest income recognized ⁽³⁾
Non-accrual corporate loans					
Commercial and industrial	\$ 1,828	\$ 1,942	\$ 283	\$ 1,449	\$ 33
Financial institutions	50	120	2	63	—
Mortgage and real estate	188	362	10	192	—
Lease financing	41	41	—	8	—
Other	81	202	4	76	9
Total non-accrual corporate loans	\$ 2,188	\$ 2,667	\$ 299	\$ 1,788	\$ 42

At and for the year ended December 31, 2018					
<i>In millions of dollars</i>	Recorded investment ⁽¹⁾	Unpaid principal balance	Related specific allowance	Average carrying value ⁽²⁾	Interest income recognized ⁽³⁾
Non-accrual corporate loans					
Commercial and industrial	\$ 1,119	\$ 1,270	\$ 245	\$ 1,299	\$ 49
Financial institutions	102	123	35	99	—
Mortgage and real estate	215	323	39	233	1
Lease financing	—	28	—	21	—
Other	75	165	6	83	6
Total non-accrual corporate loans	\$ 1,511	\$ 1,909	\$ 325	\$ 1,735	\$ 56

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2019		December 31, 2018	
	Recorded investment ⁽¹⁾	Related specific allowance	Recorded investment ⁽¹⁾	Related specific allowance
Non-accrual corporate loans with specific allowance				
Commercial and industrial	\$ 714	\$ 283	\$ 801	\$ 245
Financial institutions	40	2	76	35
Mortgage and real estate	48	10	100	39
Lease financing	—	—	—	—
Other	7	4	24	6
Total non-accrual corporate loans with specific allowance	\$ 809	\$ 299	\$ 1,001	\$ 325
Non-accrual corporate loans without specific allowance				
Commercial and industrial	\$ 1,114		\$ 318	
Financial institutions	10		26	
Mortgage and real estate	140		115	
Lease financing	41		—	
Other	74		51	
Total non-accrual corporate loans without specific allowance	\$ 1,379	N/A	\$ 510	N/A

(1) Recorded investment in a loan includes net deferred loan fees and costs, unamortized premium or discount, less any direct write-downs.

(2) Average carrying value represents the average recorded investment balance and does not include related specific allowance.

(3) Interest income recognized for the year ended December 31, 2017 was \$35 million.

N/A Not applicable

Corporate Troubled Debt Restructurings

For the year ended December 31, 2019:

<i>In millions of dollars</i>	Carrying value of TDRs modified during the period		TDRs involving changes in the amount and/or timing of principal payments ⁽¹⁾		TDRs involving changes in the amount and/or timing of interest payments ⁽²⁾		TDRs involving changes in the amount and/or timing of both principal and interest payments	
Commercial and industrial	\$	283	\$	19	\$	—	\$	264
Mortgage and real estate		16		—		—		16
Other		6		6		—		—
Total	\$	305	\$	25	\$	—	\$	280

For the year ended December 31, 2018:

<i>In millions of dollars</i>	Carrying value of TDRs modified during the period		TDRs involving changes in the amount and/or timing of principal payments ⁽¹⁾		TDRs involving changes in the amount and/or timing of interest payments ⁽²⁾		TDRs involving changes in the amount and/or timing of both principal and interest payments	
Commercial and industrial	\$	159	\$	5	\$	8	\$	146
Mortgage and real estate		60		3		—		57
Total	\$	219	\$	8	\$	8	\$	203

- (1) TDRs involving changes in the amount or timing of principal payments may involve principal forgiveness or deferral of periodic and/or final principal payments. Because forgiveness of principal is rare for corporate loans, modifications typically have little to no impact on the loans' projected cash flows and thus little to no impact on the allowance established for the loans. Charge-offs for amounts deemed uncollectable may be recorded at the time of the restructuring or may have already been recorded in prior periods such that no charge-off is required at the time of the modification.
- (2) TDRs involving changes in the amount or timing of interest payments may involve a below-market interest rate.

The following table presents total corporate loans modified in a TDR as well as those TDRs that defaulted and for which the payment default occurred within one year of a permanent modification. Default is defined as 60 days past due, except for classifiably managed commercial banking loans, where default is defined as 90 days past due.

<i>In millions of dollars</i>	TDR balances at December 31, 2019		TDR loans in payment default during the year ended December 31, 2019		TDR balances at December 31, 2018		TDR loans in payment default during the year ended December 31, 2018	
Commercial and industrial	\$	603	\$	35	\$	568	\$	111
Financial institutions		—		—		25		—
Mortgage and real estate		79		—		123		—
Lease financing		—		—		—		—
Other		44		—		2		—
Total⁽¹⁾	\$	726	\$	35	\$	718	\$	111

- (1) The above table reflects activity for loans outstanding that were considered TDRs as of the end of the reporting period.

15. ALLOWANCE FOR CREDIT LOSSES

<i>In millions of dollars</i>	2019	2018	2017
Allowance for loan losses at beginning of period	\$ 12,315	\$ 12,355	\$ 12,060
Gross credit losses	(9,341)	(8,665)	(8,673)
Gross recoveries ⁽¹⁾	1,573	1,552	1,597
Net credit losses (NCLs)	\$ (7,768)	\$ (7,113)	\$ (7,076)
NCLs	\$ 7,768	\$ 7,113	\$ 7,076
Net reserve builds (releases)	364	394	544
Net specific reserve builds (releases)	86	(153)	(117)
Total provision for loan losses	\$ 8,218	\$ 7,354	\$ 7,503
Other, net (see table below)	18	(281)	(132)
Allowance for loan losses at end of period	\$ 12,783	\$ 12,315	\$ 12,355
Allowance for credit losses on unfunded lending commitments at beginning of period	\$ 1,367	\$ 1,258	\$ 1,418
Provision (release) for unfunded lending commitments	92	113	(161)
Other, net	(3)	(4)	1
Allowance for credit losses on unfunded lending commitments at end of period⁽²⁾	\$ 1,456	\$ 1,367	\$ 1,258
Total allowance for loans, leases and unfunded lending commitments	\$ 14,239	\$ 13,682	\$ 13,613

(1) Recoveries have been reduced by certain collection costs that are incurred only if collection efforts are successful.

(2) Represents additional credit loss reserves for unfunded lending commitments and letters of credit recorded in *Other liabilities* on the Consolidated Balance Sheet.

Other, net details

<i>In millions of dollars</i>	2019	2018	2017
Sales or transfers of various consumer loan portfolios to HFS			
Transfer of real estate loan portfolios	\$ (42)	\$ (91)	\$ (106)
Transfer of other loan portfolios	—	(110)	(155)
Sales or transfers of various consumer loan portfolios to HFS	\$ (42)	\$ (201)	\$ (261)
FX translation, primarily consumer	60	(60)	115
Other	—	(20)	14
Other, net	\$ 18	\$ (281)	\$ (132)

Allowance for Credit Losses and End-of-Period Loans at December 31, 2019

<i>In millions of dollars</i>	Corporate	Consumer	Total
Allowance for loan losses at beginning of year	\$ 2,811	\$ 9,504	\$ 12,315
Charge-offs	(487)	(8,854)	(9,341)
Recoveries	95	1,478	1,573
Replenishment of net charge-offs	392	7,376	7,768
Net reserve builds (releases)	96	268	364
Net specific reserve builds (releases)	(21)	107	86
Other	—	18	18
Ending balance	\$ 2,886	\$ 9,897	\$ 12,783
Allowance for loan losses			
Collectively evaluated in accordance with ASC 450	\$ 2,587	\$ 8,706	\$ 11,293
Individually evaluated in accordance with ASC 310-10-35	299	1,190	1,489
Purchased credit impaired in accordance with ASC 310-30	—	1	1
Total allowance for loan losses	\$ 2,886	\$ 9,897	\$ 12,783
Loans, net of unearned income			
Collectively evaluated in accordance with ASC 450	\$ 383,828	\$ 304,510	\$ 688,338
Individually evaluated in accordance with ASC 310-10-35	2,040	4,892	6,932
Purchased credit impaired in accordance with ASC 310-30	—	128	128
Held at fair value	4,067	18	4,085
Total loans, net of unearned income	\$ 389,935	\$ 309,548	\$ 699,483

Allowance for Credit Losses and End-of-Period Loans at December 31, 2018

<i>In millions of dollars</i>	Corporate	Consumer	Total
Allowance for loan losses at beginning of year	\$ 2,943	\$ 9,412	\$ 12,355
Charge-offs	(343)	(8,322)	(8,665)
Recoveries	138	1,414	1,552
Replenishment of net charge-offs	205	6,908	7,113
Net reserve builds (releases)	42	352	394
Net specific reserve builds (releases)	(151)	(2)	(153)
Other	(23)	(258)	(281)
Ending balance	\$ 2,811	\$ 9,504	\$ 12,315
Allowance for loan losses			
Collectively evaluated in accordance with ASC 450	\$ 2,486	\$ 8,386	\$ 10,872
Individually evaluated in accordance with ASC 310-10-35	325	1,116	1,441
Purchased credit impaired in accordance with ASC 310-30	—	2	2
Total allowance for loan losses	\$ 2,811	\$ 9,504	\$ 12,315
Loans, net of unearned income			
Collectively evaluated in accordance with ASC 450	\$ 377,186	\$ 297,128	\$ 674,314
Individually evaluated in accordance with ASC 310-10-35	1,447	5,084	6,531
Purchased credit impaired in accordance with ASC 310-30	—	128	128
Held at fair value	3,203	20	3,223
Total loans, net of unearned income	\$ 381,836	\$ 302,360	\$ 684,196

Allowance for Credit Losses at December 31, 2017

<i>In millions of dollars</i>	Corporate	Consumer	Total
Allowance for loan losses at beginning of year	\$ 3,218	\$ 8,842	\$ 12,060
Charge-offs	(632)	(8,041)	(8,673)
Recoveries	153	1,444	1,597
Replenishment of net charge-offs	479	6,597	7,076
Net reserve builds (releases)	(274)	818	544
Net specific reserve builds (releases)	(31)	(86)	(117)
Other	30	(162)	(132)
Ending balance	\$ 2,943	\$ 9,412	\$ 12,355

16. GOODWILL AND INTANGIBLE ASSETS

Goodwill

The changes in *Goodwill* by segment were as follows:

<i>In millions of dollars</i>	Global Consumer Banking	Institutional Clients Group	Corporate/Other	Total
Balance at December 31, 2016 ⁽¹⁾	\$ 11,874	\$ 9,741	\$ 44	\$ 21,659
Foreign exchange translation	\$ 286	\$ 443	\$ —	\$ 729
Divestitures ⁽²⁾	(32)	(72)	—	(104)
Impairment of goodwill ⁽³⁾	—	—	(28)	(28)
Balance at December 31, 2017	\$ 12,128	\$ 10,112	\$ 16	\$ 22,256
Foreign exchange translation	\$ (41)	\$ (153)	\$ —	\$ (194)
Divestitures ⁽⁴⁾	—	—	(16)	(16)
Balance at December 31, 2018	\$ 12,087	\$ 9,959	\$ —	\$ 22,046
Foreign exchange translation	\$ 15	\$ 65	\$ —	\$ 80
Balance at December 31, 2019	\$ 12,102	\$ 10,024	\$ —	\$ 22,126

- (1) December 31, 2016 has been revised to reflect intersegment goodwill allocations that resulted from the 2019 reorganization of the Citi commercial banking business from GCB to ICG. See Note 3 to the Consolidated Financial Statements.
- (2) Primarily related to the sale of a fixed income analytics business and a fixed income index business completed in 2017 and agreement to sell a Mexico asset management business as of December 31, 2017. See Note 2 to the Consolidated Financial Statements.
- (3) Related to the transfer of the mortgage servicing business from North America GCB to Corporate/Other effective January 1, 2017.
- (4) Primarily related to the sale of consumer operations in Colombia in 2018.

Goodwill impairment testing is performed at the level below each business segment (referred to as a reporting unit). See Note 3 for further information on business segments.

The Company performed its annual goodwill impairment test as of July 1, 2019. The fair values of the Company's reporting units exceeded their carrying values by approximately 33% to 134% and no reporting unit is at risk of impairment.

Effective in the fourth quarter of 2019, the Citi commercial banking business, previously included in North America GCB, Latin America GCB and Asia GCB, was reorganized and is now part of ICG. Goodwill was allocated to the transferred business based on relative fair value to the legacy reporting units. An interim goodwill impairment test was performed under both the legacy and current reporting unit structures, which resulted in no impairment. No additional triggering events were identified and no goodwill was impaired during the year.

Intangible Assets

The components of intangible assets were as follows:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2019			December 31, 2018		
	Gross carrying amount	Accumulated amortization	Net carrying amount	Gross carrying amount	Accumulated amortization	Net carrying amount
Purchased credit card relationships	\$ 5,676	\$ 4,059	\$ 1,617	\$ 5,733	\$ 3,936	\$ 1,797
Credit card contract-related intangibles ⁽¹⁾	5,393	3,069	2,324	5,225	2,791	2,434
Core deposit intangibles	434	433	1	419	415	4
Other customer relationships	424	275	149	470	299	171
Present value of future profits	34	31	3	32	29	3
Indefinite-lived intangible assets	228	—	228	218	—	218
Other	82	77	5	84	75	9
Intangible assets (excluding MSRs)	\$ 12,271	\$ 7,944	\$ 4,327	\$ 12,181	\$ 7,545	\$ 4,636
Mortgage servicing rights (MSRs) ⁽²⁾	495	—	495	584	—	584
Total intangible assets	\$ 12,766	\$ 7,944	\$ 4,822	\$ 12,765	\$ 7,545	\$ 5,220

(1) Primarily reflects contract-related intangibles associated with the American Airlines, The Home Depot, Costco and AT&T credit card program agreements, which represented 96% of the aggregate net carrying amount as of December 31, 2019.

(2) For additional information on Citi's MSRs, see Note 21 to the Consolidated Financial Statements.

Intangible assets amortization expense was \$564 million, \$557 million and \$603 million for 2019, 2018 and 2017, respectively. Intangible assets amortization expense is estimated to be \$424 million in 2020, \$399 million in 2021, \$1,025 million in 2022, \$226 million in 2023 and \$219 million in 2024.

The changes in intangible assets were as follows:

<i>In millions of dollars</i>	Net carrying amount at	Acquisitions/ divestitures	Amortization	Impairments	FX translation and other	Net carrying amount at
	December 31, 2018					December 31, 2019
Purchased credit card relationships ⁽¹⁾	\$ 1,797	\$ 9	\$ (189)	\$ —	\$ —	\$ 1,617
Credit card contract-related intangibles ⁽²⁾	2,434	73	(336)	—	153	2,324
Core deposit intangibles	4	—	(4)	—	1	1
Other customer relationships	171	—	(24)	—	2	149
Present value of future profits	3	—	—	—	—	3
Indefinite-lived intangible assets	218	4	—	—	6	228
Other	9	6	(11)	—	1	5
Intangible assets (excluding MSRs)	\$ 4,636	\$ 92	\$ (564)	\$ —	\$ 163	\$ 4,327
Mortgage servicing rights (MSRs) ⁽³⁾	584	—	—	—	—	495
Total intangible assets	\$ 5,220					\$ 4,822

(1) Reflects intangibles for the value of cardholder relationships, which are discrete from partner contract-related intangibles and include credit card accounts primarily in the Costco, Macy's and Sears portfolios.

(2) Primarily reflects contract-related intangibles associated with the American Airlines, The Home Depot, Costco and AT&T credit card program agreements, which represent 96% of the aggregate net carrying amount at December 31, 2019 and 2018.

(3) For additional information on Citi's MSRs, including the rollforward from 2018 to 2019, see Note 21 to the Consolidated Financial Statements.

17. DEBT

Short-Term Borrowings

In millions of dollars	December 31,			
	2019		2018	
	Balance	Weighted average coupon	Balance	Weighted average coupon
Commercial paper				
Bank ⁽¹⁾	\$ 10,155		\$ 13,238	
Broker-dealer and other ⁽²⁾	6,321		—	
Total commercial paper	\$ 16,476	1.98%	\$ 13,238	1.95%
Other borrowings⁽³⁾	28,573	2.57	19,108	2.99
Total	\$ 45,049		\$ 32,346	

- (1) Represents Citibank entities as well as other bank entities.
(2) Represents broker-dealer and other non-bank subsidiaries that are consolidated into Citigroup Inc., the parent holding company.
(3) Includes borrowings from the Federal Home Loan Banks and other market participants. At December 31, 2019 and 2018, collateralized short-term advances from the Federal Home Loan Banks were \$17.6 billion and \$9.5 billion, respectively.

Borrowings under bank lines of credit may be at interest rates based on LIBOR, CD rates, the prime rate or bids submitted by the banks. Citigroup pays commitment fees for its lines of credit.

Some of Citigroup's non-bank subsidiaries have credit facilities with Citigroup's subsidiary depository institutions, including Citibank. Borrowings under these facilities are secured in accordance with Section 23A of the Federal Reserve Act.

Citigroup Global Markets Holdings Inc. (CGMHI) has borrowing agreements consisting of facilities that CGMHI has been advised are available, but where no contractual lending obligation exists. These arrangements are reviewed on an ongoing basis to ensure flexibility in meeting CGMHI's short-term requirements.

Long-Term Debt

In millions of dollars	Weighted average coupon ⁽¹⁾	Maturities	Balances at December 31,	
			2019	2018
Citigroup Inc.⁽²⁾				
Senior debt	3.11%	2020-2098	\$ 123,292	\$ 117,511
Subordinated debt ⁽³⁾	5.59	2022-2046	25,463	24,545
Trust preferred securities	8.15	2036-2067	1,722	1,711
Bank⁽⁴⁾				
Senior debt	2.51	2020-2038	53,340	61,237
Broker-dealer⁽⁵⁾				
Senior debt	2.43	2020-2098	44,817	26,947
Subordinated debt ⁽³⁾	2.37	2022-2046	126	48
Total	3.28%		\$ 248,760	\$ 231,999
Senior debt			\$ 221,449	\$ 205,695
Subordinated debt ⁽³⁾			25,589	24,593
Trust preferred securities			1,722	1,711
Total			\$ 248,760	\$ 231,999

- (1) The weighted average coupon excludes structured notes accounted for at fair value.
(2) Represents the parent holding company.
(3) Includes notes that are subordinated within certain countries, regions or subsidiaries.
(4) Represents Citibank entities as well as other bank entities. At December 31, 2019 and 2018, collateralized long-term advances from the Federal Home Loan Banks were \$5.5 billion and \$10.5 billion, respectively.
(5) Represents broker-dealer and other non-bank subsidiaries that are consolidated into Citigroup Inc., the parent holding company.

The Company issues both fixed- and variable-rate debt in a range of currencies. It uses derivative contracts, primarily interest rate swaps, to effectively convert a portion of its fixed-rate debt to variable-rate debt. The maturity structure of the derivatives generally corresponds to the maturity structure of the debt being hedged. In addition, the Company uses other derivative contracts to manage the foreign exchange impact of certain debt issuances. At December 31, 2019, the Company's overall weighted average interest rate for long-term debt, excluding structured notes accounted for at fair value, was 3.28% on a contractual basis and 3.54% including the effects of derivative contracts.

Aggregate annual maturities of long-term debt obligations (based on final maturity dates) including trust preferred securities are as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2020	2021	2022	2023	2024	Thereafter	Total
Citigroup Inc.	\$ 7,033	\$ 15,208	\$ 13,061	\$ 14,202	\$ 8,247	\$ 92,726	\$ 150,477
Bank	20,654	14,023	8,471	2,634	4,417	3,141	53,340
Broker-dealer	9,570	8,852	5,558	3,292	3,359	14,312	44,943
Total	\$ 37,257	\$ 38,083	\$ 27,090	\$ 20,128	\$ 16,023	\$ 110,179	\$ 248,760

The following table summarizes Citi's outstanding trust preferred securities at December 31, 2019:

Trust	Issuance date	Securities issued	Liquidation value ⁽¹⁾	Coupon rate ⁽²⁾	Common shares issued to parent	Junior subordinated debentures owned by trust		
						Amount	Maturity	Redeemable by issuer beginning
<i>In millions of dollars, except securities and share amounts</i>								
Citigroup Capital III	Dec. 1996	194,053	\$ 194	7.625%	6,003	\$ 200	Dec. 1, 2036	Not redeemable
Citigroup Capital XIII	Sept. 2010	89,840,000	2,246	3 mo LIBOR + 637 bps	1,000	2,246	Oct. 30, 2040	Oct. 30, 2015
Citigroup Capital XVIII	June 2007	99,901	132	3 mo LIBOR + 88.75 bps	50	132	June 28, 2067	June 28, 2017
Total obligated			\$ 2,572			\$ 2,578		

Note: Distributions on the trust preferred securities and interest on the subordinated debentures are payable semiannually for Citigroup Capital III and Citigroup Capital XVIII and quarterly for Citigroup Capital XIII.

- (1) Represents the notional value received by outside investors from the trusts at the time of issuance. This differs from Citi's balance sheet carrying value due primarily to unamortized discount and issuance costs.
- (2) In each case, the coupon rate on the subordinated debentures is the same as that on the trust preferred securities.

18. REGULATORY CAPITAL

Citigroup is subject to risk-based capital and leverage standards issued by the Federal Reserve Board, which constitute the U.S. Basel III rules. Citi's U.S.-insured depository institution subsidiaries, including Citibank, are subject to similar standards issued by their respective primary federal bank regulatory agencies. These standards are used to evaluate capital adequacy and include the required minimums

shown in the following table. The regulatory agencies are required by law to take specific, prompt corrective actions with respect to institutions that do not meet minimum capital standards.

The following table sets forth for Citigroup and Citibank the regulatory capital tiers, total risk-weighted assets, quarterly adjusted average total assets, Total Leverage Exposure, risk-based capital ratios and leverage ratios:

	Citigroup				Citibank		
	Stated minimum	Well-capitalized minimum	December 31, 2019	December 31, 2018	Well-capitalized minimum	December 31, 2019	December 31, 2018
<i>In millions of dollars, except ratios</i>							
Common Equity Tier 1 Capital			\$ 137,798	\$ 139,252	\$ 130,791	\$ 129,091	
Tier 1 Capital			155,805	158,122	132,918	131,215	
Total Capital (Tier 1 Capital + Tier 2 Capital)—Standardized Approach			193,682	195,440	157,324	155,154	
Total Capital (Tier 1 Capital + Tier 2 Capital)—Advanced Approaches			181,337	183,144	145,989	144,358	
Total risk-weighted assets—Standardized Approach			1,166,523	1,174,448	1,019,916	1,032,809	
Total risk-weighted assets—Advanced Approaches			1,135,553	1,131,933	932,432	926,229	
Quarterly adjusted average total assets ⁽¹⁾			1,957,039	1,896,959	1,459,851	1,398,875	
Total Leverage Exposure ⁽²⁾			2,507,891	2,465,641	1,951,701	1,914,663	
Common Equity Tier 1 Capital ratio ⁽³⁾	4.5%	N/A	11.81%	11.86%	6.5%	12.82%	12.50%
Tier 1 Capital ratio ⁽³⁾	6.0	6.0%	13.36	13.46	8.0	13.03	12.70
Total Capital ratio ⁽³⁾	8.0	10.0	15.97	16.18	10.0	15.43	15.02
Tier 1 Leverage ratio	4.0	N/A	7.96	8.34	5.0	9.10	9.38
Supplementary Leverage ratio	3.0	N/A	6.21	6.41	6.0	6.81	6.85

(1) Tier 1 Leverage ratio denominator.

(2) Supplementary Leverage ratio denominator.

(3) As of December 31, 2019 and 2018, Citigroup's reportable Common Equity Tier 1 Capital and Tier 1 Capital ratios were the lower derived under the Basel III Standardized Approach, whereas the reportable Total Capital ratios were the lower derived under the Basel III Advanced Approaches framework. As of December 31, 2019 and 2018, Citibank's reportable Common Equity Tier 1 Capital, Tier 1 Capital and Total Capital ratios were the lower derived under the Basel III Standardized Approach.

N/A Not applicable

As indicated in the table above, Citigroup and Citibank were "well capitalized" under the current federal bank regulatory agency definitions as of December 31, 2019 and 2018.

Banking Subsidiaries—Constraints on Dividends

There are various legal limitations on the ability of Citigroup's subsidiary depository institutions to extend credit, pay dividends or otherwise supply funds to Citigroup and its non-bank subsidiaries. The approval of the Office of the Comptroller of the Currency is required if total dividends declared in any calendar year were to exceed amounts specified by the agency's regulations.

In determining the dividends, each subsidiary depository institution must also consider its effect on applicable risk-based capital and leverage ratio requirements, as well as policy statements of the federal bank regulatory agencies that indicate that banking organizations should generally pay dividends out of current operating earnings. Citigroup received \$17.3 billion and \$8.3 billion in dividends from Citibank during 2019 and 2018, respectively.

19. CHANGES IN ACCUMULATED OTHER COMPREHENSIVE INCOME (LOSS) (AOCI)

Changes in each component of Citigroup's Accumulated other comprehensive income (loss) were as follows:

<i>In millions of dollars</i>	Net unrealized gains (losses) on investment securities	Debt valuation adjustment (DVA) ⁽¹⁾	Cash flow hedges ⁽²⁾	Benefit plans ⁽³⁾	Foreign currency translation adjustment (CTA), net of hedges ⁽⁴⁾	Excluded component of fair value hedges ⁽⁵⁾	Accumulated other comprehensive income (loss)
Balance, December 31, 2016	\$ (799)	\$ (352)	\$ (560)	\$ (5,164)	\$ (25,506)	\$ —	\$ (32,381)
Adjustment to opening balance, net of taxes ⁽⁶⁾	\$ 504	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 504
Adjusted balance, beginning of period	\$ (295)	\$ (352)	\$ (560)	\$ (5,164)	\$ (25,506)	\$ —	\$ (31,877)
Impact of Tax Reform ⁽⁷⁾	\$ (223)	\$ (139)	\$ (113)	\$ (1,020)	\$ (1,809)	\$ —	\$ (3,304)
Other comprehensive income before reclassifications	(186)	(426)	(111)	(158)	1,607	—	726
Increase (decrease) due to amounts reclassified from AOCI	(454)	(4)	86	159	—	—	(213)
Change, net of taxes	\$ (863)	\$ (569)	\$ (138)	\$ (1,019)	\$ (202)	\$ —	\$ (2,791)
Balance, December 31, 2017	\$ (1,158)	\$ (921)	\$ (698)	\$ (6,183)	\$ (25,708)	\$ —	\$ (34,668)
Adjustment to opening balance, net of taxes ⁽⁶⁾	\$ (3)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (3)
Adjusted balance, beginning of period	\$ (1,161)	\$ (921)	\$ (698)	\$ (6,183)	\$ (25,708)	\$ —	\$ (34,671)
Other comprehensive income before reclassifications	(866)	1,081	(135)	(240)	(2,607)	(57)	(2,824)
Increase (decrease) due to amounts reclassified from AOCI ⁽⁸⁾	(223)	32	105	166	245	—	325
Change, net of taxes	\$ (1,089)	\$ 1,113	\$ (30)	\$ (74)	\$ (2,362)	\$ (57)	\$ (2,499)
Balance at December 31, 2018	\$ (2,250)	\$ 192	\$ (728)	\$ (6,257)	\$ (28,070)	\$ (57)	\$ (37,170)
Other comprehensive income before reclassifications	3,065	(1,151)	549	(758)	(647)	25	1,083
Increase (decrease) due to amounts reclassified from AOCI	(1,080)	15	302	206	326	—	(231)
Change, net of taxes	\$ 1,985	\$ (1,136)	\$ 851	\$ (552)	\$ (321)	\$ 25	\$ 852
Balance at December 31, 2019	\$ (265)	\$ (944)	\$ 123	\$ (6,809)	\$ (28,391)	\$ (32)	\$ (36,318)

- (1) Changes in DVA are reflected as a component of AOCI, pursuant to the adoption of ASU 2016-01 relating to the presentation of DVA on fair value option liabilities.
- (2) Primarily driven by Citi's pay fixed/receive floating interest rate swap programs that hedge the floating rates on liabilities.
- (3) Primarily reflects adjustments based on the quarterly actuarial valuations of the Company's significant pension and postretirement plans, annual actuarial valuations of all other plans and amortization of amounts previously recognized in other comprehensive income.
- (4) Primarily reflects the movements in (by order of impact) the Indian rupee, Brazilian real, Chilean peso, and Euro against the U.S. dollar and changes in related tax effects and hedges for the year ended December 31, 2019. Primarily reflects the movements in (by order of impact) the Brazilian real, Indian rupee, Mexican peso, and Australian dollar against the U.S. dollar and changes in related tax effects and hedges for the year ended December 31, 2018. Primarily reflects the movements in (by order of impact) the Euro, Mexican peso, Polish zloty and South Korean won against the U.S. dollar and changes in related tax effects and hedges for the year ended December 31, 2017. Amounts recorded in the CTA component of AOCI remain in AOCI until the sale or substantial liquidation of the foreign entity, at which point such amounts related to the foreign entity are reclassified into earnings.
- (5) Beginning in the first quarter of 2018, changes in the excluded component of fair value hedges are reflected as a component of AOCI, pursuant to the early adoption of ASU 2017-12, Targeted Improvements to Accounting for Hedging Activities. See Note 1 of the Consolidated Financial Statements for further information regarding this change.
- (6) In the second quarter of 2017, Citi early adopted ASU 2017-08. Upon adoption, a cumulative effect adjustment was recorded to reduce Retained earnings, effective January 1, 2017, for the incremental amortization of cumulative fair value hedge adjustments on callable state and municipal debt securities. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements.
- (7) In the fourth quarter of 2017, Citi adopted ASU 2018-02, which transferred these amounts from AOCI to Retained earnings. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements.
- (8) Citi adopted ASU 2016-01 and ASU 2018-03 on January 1, 2018. Upon adoption, a cumulative effect adjustment was recorded from AOCI to Retained earnings for net unrealized gains on former AFS equity securities. For additional information, see Note 1 to the Consolidated Financial Statements.
- (9) Includes the impact of the release of foreign currency translation adjustment, net of hedges, upon meeting the accounting trigger for substantial liquidation of Citi's Japan Consumer Finance business during the fourth quarter of 2018. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements.

The pretax and after-tax changes in each component of *Accumulated other comprehensive income (loss)* were as follows:

<i>In millions of dollars</i>	Pretax	Tax effect ⁽¹⁾	After-tax
Balance, December 31, 2016	\$ (42,035)	\$ 9,654	\$ (32,381)
Adjustment to opening balance ⁽²⁾	803	(299)	504
Adjusted balance, beginning of period	\$ (41,232)	\$ 9,355	\$ (31,877)
Change in net unrealized gains (losses) on investment securities	(1,088)	225	(863)
Debt valuation adjustment (DVA)	(680)	111	(569)
Cash flow hedges	(37)	(101)	(138)
Benefit plans	14	(1,033)	(1,019)
Foreign currency translation adjustment	1,795	(1,997)	(202)
Change	\$ 4	\$ (2,795)	\$ (2,791)
Balance, December 31, 2017	\$ (41,228)	\$ 6,560	\$ (34,668)
Adjustment to opening balance ⁽³⁾	(4)	1	(3)
Adjusted balance, beginning of period	\$ (41,232)	\$ 6,561	\$ (34,671)
Change in net unrealized gains (losses) on investment securities	(1,435)	346	(1,089)
Debt valuation adjustment (DVA)	1,415	(302)	1,113
Cash flow hedges	(38)	8	(30)
Benefit plans	(94)	20	(74)
Foreign currency translation adjustment	(2,624)	262	(2,362)
Excluded component of fair value hedges	(74)	17	(57)
Change	\$ (2,850)	\$ 351	\$ (2,499)
Balance, December 31, 2018	\$ (44,082)	\$ 6,912	\$ (37,170)
Change in net unrealized gains (losses) on AFS debt securities	2,633	(648)	1,985
Debt valuation adjustment (DVA)	(1,473)	337	(1,136)
Cash flow hedges	1,120	(269)	851
Benefit plans	(671)	119	(552)
Foreign currency translation adjustment	(332)	11	(321)
Excluded component of fair value hedges	33	(8)	25
Change	\$ 1,310	\$ (458)	\$ 852
Balance, December 31, 2019	\$ (42,772)	\$ 6,454	\$ (36,318)

(1) Includes the impact of ASU 2018-02, which transferred amounts from *AOI* to *Retained earnings*. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements.

(2) In the second quarter of 2017, Citi early adopted ASU 2017-08. Upon adoption, a cumulative effect adjustment was recorded to reduce *Retained earnings*, effective January 1, 2017, for the incremental amortization of cumulative fair value hedge adjustments on callable state and municipal debt securities. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements.

(3) Citi adopted ASU 2016-01 and ASU 2018-03 on January 1, 2018. Upon adoption, a cumulative effect adjustment was recorded from *AOI* to *Retained earnings* for net unrealized gains on former AFS equity securities. For additional information, see Note 1 to the Consolidated Financial Statements.

The Company recognized pretax gains (losses) related to amounts in *AOCL* reclassified to the Consolidated Statement of Income as follows:

<i>In millions of dollars</i>	Increase (decrease) in <i>AOCL</i> due to amounts reclassified to Consolidated Statement of Income		
	Year ended December 31,		
	2019	2018	2017
Realized (gains) losses on sales of investments	\$ (1,474)	\$ (421)	\$ (778)
Gross impairment losses	23	125	63
Subtotal, pretax	\$ (1,451)	\$ (296)	\$ (715)
Tax effect	371	73	261
Net realized (gains) losses on investments, after-tax⁽¹⁾	\$ (1,080)	\$ (223)	\$ (454)
Realized DVA (gains) losses on fair value option liabilities, pretax	\$ 20	\$ 41	\$ (7)
Tax effect	(5)	(9)	3
Net realized DVA, after-tax	\$ 15	\$ 32	\$ (4)
Interest rate contracts	\$ 384	\$ 301	\$ 126
Foreign exchange contracts	7	17	10
Subtotal, pretax	\$ 391	\$ 318	\$ 136
Tax effect	(89)	(213)	(50)
Amortization of cash flow hedges, after-tax⁽²⁾	\$ 302	\$ 105	\$ 86
Amortization of unrecognized			
Prior service cost (benefit)	\$ (12)	\$ (34)	\$ (42)
Net actuarial loss	286	248	271
Curtailment/settlement impact ⁽³⁾	1	6	17
Subtotal, pretax	\$ 275	\$ 220	\$ 246
Tax effect	(69)	(54)	(87)
Amortization of benefit plans, after-tax⁽³⁾	\$ 206	\$ 166	\$ 159
Foreign currency translation adjustment	\$ —	\$ 34	\$ —
Tax effect	326	211	—
Foreign currency translation adjustment	\$ 326	\$ 245	\$ —
Total amounts reclassified out of <i>AOCL</i>, pretax	\$ (765)	\$ 317	\$ (340)
Total tax effect	\$ 534	\$ 8	\$ 127
Total amounts reclassified out of <i>AOCL</i>, after-tax	\$ (231)	\$ 325	\$ (213)

(1) The pretax amount is reclassified to *Realized gains (losses) on sales of investments, net* and *Gross impairment losses* in the Consolidated Statement of Income. See Note 13 to the Consolidated Financial Statements for additional details.

(2) See Note 22 to the Consolidated Financial Statements for additional details.

(3) See Note 8 to the Consolidated Financial Statements for additional details.

20. PREFERRED STOCK

The following table summarizes the Company's preferred stock outstanding:

	Issuance date	Redeemable by issuer beginning	Dividend rate	Redemption price per depository share/preference share	Number of depository shares	Carrying value in millions of dollars	
						December 31, 2019	December 31, 2018
Series A ⁽¹⁾	October 29, 2012	January 30, 2023	5.950%	\$ 1,000	1,500,000	\$ 1,500	\$ 1,500
Series B ⁽²⁾	December 13, 2012	February 15, 2023	5.900	1,000	750,000	750	750
Series D ⁽³⁾	April 30, 2013	May 15, 2023	5.350	1,000	1,250,000	1,250	1,250
Series J ⁽⁴⁾	September 19, 2013	September 30, 2023	7.125	25	38,000,000	950	950
Series K ⁽⁵⁾	October 31, 2013	November 15, 2023	6.875	25	59,800,000	1,495	1,495
Series L ⁽⁶⁾	February 12, 2014	February 12, 2019	6.875	25	19,200,000	—	480
Series M ⁽⁷⁾	April 30, 2014	May 15, 2024	6.300	1,000	1,750,000	1,750	1,750
Series N ⁽⁸⁾	October 29, 2014	November 15, 2019	5.800	1,000	1,500,000	—	1,500
Series O ⁽⁹⁾	March 20, 2015	March 27, 2020	5.875	1,000	1,500,000	1,500	1,500
Series P ⁽¹⁰⁾	April 24, 2015	May 15, 2025	5.950	1,000	2,000,000	2,000	2,000
Series Q ⁽¹¹⁾	August 12, 2015	August 15, 2020	5.950	1,000	1,250,000	1,250	1,250
Series R ⁽¹²⁾	November 13, 2015	November 15, 2020	6.125	1,000	1,500,000	1,500	1,500
Series S ⁽¹³⁾	February 2, 2016	February 12, 2021	6.300	25	41,400,000	1,035	1,035
Series T ⁽¹⁴⁾	April 25, 2016	August 15, 2026	6.250	1,000	1,500,000	1,500	1,500
Series U ⁽¹⁴⁾	September 12, 2019	September 12, 2024	5.000	1,000	1,500,000	1,500	—
						\$ 17,980	\$ 18,460

- (1) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semiannually on January 30 and July 30 at a fixed rate until January 30, 2023, thereafter payable quarterly on January 30, April 30, July 30 and October 30 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (2) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semiannually on February 15 and August 15 at a fixed rate until February 15, 2023, thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (3) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semiannually on May 15 and November 15 at a fixed rate until May 15, 2023, thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (4) Issued as depository shares, each representing a 1/1,000th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable quarterly on March 30, June 30, September 30 and December 30 at a fixed rate until September 30, 2023, thereafter payable quarterly on the same dates at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (5) Issued as depository shares, each representing a 1/1,000th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a fixed rate until November 15, 2023, thereafter payable quarterly on the same dates at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (6) The Series L preferred stock was redeemed in full on February 12, 2019.
- (7) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semiannually on May 15 and November 15 at a fixed rate until May 15, 2024, thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (8) The Series N preferred stock was redeemed in full on November 15, 2019.
- (9) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semiannually on March 27 and September 27 at a fixed rate until, but excluding, March 27, 2020, and thereafter payable quarterly on March 27, June 27, September 27 and December 27 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (10) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semiannually on May 15 and November 15 at a fixed rate until, but excluding, May 15, 2025, and thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (11) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semiannually on February 15 and August 15 at a fixed rate until, but excluding, August 15, 2020, and thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (12) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semiannually on May 15 and November 15 at a fixed rate until, but excluding, November 15, 2020, and thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (13) Issued as depository shares, each representing a 1/1,000th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable quarterly on February 12, May 12, August 12 and November 12 at a fixed rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (14) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semiannually on February 15 and August 15 at a fixed rate until, but excluding, August 15, 2026, thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.

(15) Issued as depositary shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semiannually on March 12 and September 12 at a fixed rate until, but excluding, September 12, 2024, thereafter payable quarterly on March 12, June 12, September 12 and December 12 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.

During 2019, Citi distributed \$1,109 million in dividends on its outstanding preferred stock. On January 15, 2020, Citi declared preferred dividends of approximately \$291 million for the first quarter of 2020. During the first quarter of 2020, Citi issued 1.5 million Series V preferred shares for \$1.5 billion. Semi-annual dividends on Series V, assuming such dividends are declared by the Citi Board of Directors, will be distributed beginning in the third quarter of 2020. As of February 21, 2020, Citi estimates it will distribute preferred dividends of approximately \$253 million, \$328 million and \$253 million in the second, third and fourth quarters of 2020, respectively.

21. SECURITIZATIONS AND VARIABLE INTEREST ENTITIES

Uses of Special Purpose Entities

A special purpose entity (SPE) is an entity designed to fulfill a specific limited need of the company that organized it. The principal uses of SPEs by Citi are to obtain liquidity and favorable capital treatment by securitizing certain financial assets, to assist clients in securitizing their financial assets and to create investment products for clients. SPEs may be organized in various legal forms, including trusts, partnerships or corporations. In a securitization, through the SPE's issuance of debt and equity instruments, certificates, commercial paper or other notes of indebtedness, the company transferring assets to the SPE converts all (or a portion) of those assets into cash before they would have been realized in the normal course of business. These issuances are recorded on the balance sheet of the SPE, which may or may not be consolidated onto the balance sheet of the company that organized the SPE.

Investors usually have recourse only to the assets in the SPE, but may also benefit from other credit enhancements, such as a collateral account, a line of credit or a liquidity facility, such as a liquidity put option or asset purchase agreement. Because of these enhancements, the SPE issuances typically obtain a more favorable credit rating than the transferor could obtain for its own debt issuances. This results in less expensive financing costs than unsecured debt. The SPE may also enter into derivative contracts in order to convert the yield or currency of the underlying assets to match the needs of the SPE investors or to limit or change the credit risk of the SPE. Citigroup may be the provider of certain credit enhancements as well as the counterparty to any related derivative contracts.

Most of Citigroup's SPEs are variable interest entities (VIEs), as described below.

Variable Interest Entities

VIEs are entities that have either a total equity investment that is insufficient to permit the entity to finance its activities without additional subordinated financial support or whose equity investors lack the characteristics of a controlling financial interest (i.e., ability to make significant decisions through voting rights or similar rights and a right to receive the expected residual returns of the entity or an obligation to absorb the expected losses of the entity). Investors that finance the VIE through debt or equity interests or other counterparties providing other forms of support, such as guarantees, certain fee arrangements or certain types of derivative contracts, are variable interest holders in the entity.

The variable interest holder, if any, that has a controlling financial interest in a VIE is deemed to be the primary beneficiary and must consolidate the VIE. Citigroup would be deemed to have a controlling financial interest and be the primary beneficiary if it has both of the following characteristics:

- power to direct the activities of the VIE that most significantly impact the entity's economic performance; and
- an obligation to absorb losses of the entity that could potentially be significant to the VIE, or a right to receive benefits from the entity that could potentially be significant to the VIE.

The Company must evaluate each VIE to understand the purpose and design of the entity, the role the Company had in the entity's design and its involvement in the VIE's ongoing activities. The Company then must evaluate which activities most significantly impact the economic performance of the VIE and who has the power to direct such activities.

For those VIEs where the Company determines that it has the power to direct the activities that most significantly impact the VIE's economic performance, the Company must then evaluate its economic interests, if any, and determine whether it could absorb losses or receive benefits that could potentially be significant to the VIE. When evaluating whether the Company has an obligation to absorb losses that could potentially be significant, it considers the maximum exposure to such loss without consideration of probability. Such obligations could be in various forms, including, but not limited to, debt and equity investments, guarantees, liquidity agreements and certain derivative contracts.

In various other transactions, the Company may (i) act as a derivative counterparty (for example, interest rate swap, cross-currency swap or purchaser of credit protection under a credit default swap or total return swap where the Company pays the total return on certain assets to the SPE), (ii) act as underwriter or placement agent, (iii) provide administrative, trustee or other services or (iv) make a market in debt securities or other instruments issued by VIEs. The Company generally considers such involvement, by itself, not to be variable interests and thus not an indicator of power or potentially significant benefits or losses.

Citigroup's involvement with consolidated and unconsolidated VIEs with which the Company holds significant variable interests or has continuing involvement through servicing a majority of the assets in a VIE is presented below:

As of December 31, 2019								
Maximum exposure to loss in significant unconsolidated VIEs ⁽¹⁾								
Funded exposures ⁽²⁾ Unfunded exposures								
In millions of dollars	Total involvement with SPE assets	Consolidated VIE/SPE assets	Significant unconsolidated VIE assets ⁽³⁾	Funded exposures ⁽²⁾			Unfunded exposures	
				Debt investments	Equity investments	Funding commitments	Guarantees and derivatives	Total
Credit card securitizations	\$ 43,534	\$ 43,534	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Mortgage securitizations ⁽⁴⁾								
U.S. agency-sponsored	117,374	—	117,374	2,671	—	—	72	2,743
Non-agency-sponsored	39,608	1,187	38,421	876	—	—	1	877
Citi-administered asset-backed commercial paper conduits	15,622	15,622	—	—	—	—	—	—
Collateralized loan obligations (CLOs)	17,395	—	17,395	4,199	—	—	—	4,199
Asset-based financing	196,728	6,139	190,589	23,756	1,151	9,524	—	34,431
Municipal securities tender option bond trusts (TOBs)	6,950	1,458	5,492	4	—	3,544	—	3,548
Municipal investments	20,312	—	20,312	2,636	4,274	3,034	—	9,944
Client intermediation	1,455	1,391	64	4	—	—	—	4
Investment funds	827	174	653	5	—	16	1	22
Other	352	1	351	169	—	39	—	208
Total	\$ 460,157	\$ 69,506	\$ 390,651	\$ 34,320	\$ 5,425	\$ 16,157	\$ 74	\$ 55,976

As of December 31, 2018								
Maximum exposure to loss in significant unconsolidated VIEs ⁽¹⁾								
Funded exposures ⁽²⁾ Unfunded exposures								
In millions of dollars	Total involvement with SPE assets	Consolidated VIE/SPE assets	Significant unconsolidated VIE assets ⁽³⁾	Funded exposures ⁽²⁾			Unfunded exposures	
				Debt investments	Equity investments	Funding commitments	Guarantees and derivatives	Total
Credit card securitizations	\$ 46,232	\$ 46,232	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Mortgage securitizations ⁽⁴⁾								
U.S. agency-sponsored	116,563	—	116,563	3,038	—	—	60	3,098
Non-agency-sponsored	30,886	1,498	29,388	431	—	—	1	432
Citi-administered asset-backed commercial paper conduits	18,750	18,750	—	—	—	—	—	—
Collateralized loan obligations (CLOs)	21,837	—	21,837	5,891	—	—	9	5,900
Asset-based financing	99,433	628	98,805	21,640	715	9,757	—	32,112
Municipal securities tender option bond trusts (TOBs)	7,998	1,776	6,222	9	—	4,262	—	4,271
Municipal investments	18,044	3	18,041	2,813	3,922	2,738	—	9,473
Client intermediation	858	614	244	172	—	—	2	174
Investment funds	1,272	440	832	12	—	1	1	14
Other	63	3	60	37	—	23	—	60
Total	\$ 361,936	\$ 69,944	\$ 291,992	\$ 34,043	\$ 4,637	\$ 16,781	\$ 73	\$ 55,534

(1) The definition of maximum exposure to loss is included in the text that follows this table.

(2) Included on Citigroup's December 31, 2019 and 2018 Consolidated Balance Sheet.

(3) A significant unconsolidated VIE is an entity in which the Company has any variable interest or continuing involvement considered to be significant, regardless of the likelihood of loss.

(4) Citigroup mortgage securitizations also include agency and non-agency (private label) re-securitization activities. These SPEs are not consolidated. See "Re-securitizations" below for further discussion.

The previous tables do not include:

- certain venture capital investments made by some of the Company's private equity subsidiaries, as the Company accounts for these investments in accordance with the Investment Company Audit Guide (codified in ASC 946);
- certain investment funds for which the Company provides investment management services and personal estate trusts for which the Company provides administrative, trustee and/or investment management services;
- certain third-party sponsored private equity funds to which the Company provides secured credit facilities. The Company has no decision-making power and does not consolidate these funds, some of which may meet the definition of a VIE. The Company's maximum exposure to loss is generally limited to a loan or lending-related commitment (for more information on these positions, see Notes 14 and 26 to the Consolidated Financial Statements);
- certain VIEs structured by third parties in which the Company holds securities in inventory, as these investments are made on arm's-length terms;
- certain positions in mortgage- and asset-backed securities held by the Company, which are classified as *Trading account assets* or *Investments*, in which the Company has no other involvement with the related securitization entity deemed to be significant (for more information on these positions, see Notes 13 and 24 to the Consolidated Financial Statements);
- certain representations and warranties exposures in legacy JCG-sponsored mortgage- and asset-backed securitizations in which the Company has no variable interest or continuing involvement as servicer. The outstanding balance of mortgage loans securitized during 2005 to 2008 in which the Company has no variable interest or continuing involvement as servicer was approximately \$6 billion and \$7 billion at December 31, 2019 and 2018, respectively;
- certain representations and warranties exposures in Citigroup residential mortgage securitizations in which the original mortgage loan balances are no longer outstanding; and
- VIEs such as trust preferred securities trusts used in connection with the Company's funding activities. The Company does not have a variable interest in these trusts.

The asset balances for consolidated VIEs represent the carrying amounts of the assets consolidated by the Company. The carrying amount may represent the amortized cost or the current fair value of the assets depending on the legal form of the asset (e.g., loan or security) and the Company's standard accounting policies for the asset type and line of business.

The asset balances for unconsolidated VIEs in which the Company has significant involvement represent the most current information available to the Company. In most cases, the asset balances represent an amortized cost basis without regard to impairments, unless fair value information is readily available to the Company.

The maximum funded exposure represents the balance sheet carrying amount of the Company's investment in the VIE. It reflects the initial amount of cash invested in the VIE, adjusted for any accrued interest and cash principal payments received. The carrying amount may also be adjusted for increases or declines in fair value or any impairment in value recognized in earnings. The maximum exposure of unfunded positions represents the remaining undrawn committed amount, including liquidity and credit facilities provided by the Company or the notional amount of a derivative instrument considered to be a variable interest. In certain transactions, the Company has entered into derivative instruments or other arrangements that are not considered variable interests in the VIE (e.g., interest rate swaps, cross-currency swaps or where the Company is the purchaser of credit protection under a credit default swap or total return swap where the Company pays the total return on certain assets to the SPE). Receivables under such arrangements are not included in the maximum exposure amounts.

Funding Commitments for Significant Unconsolidated VIEs—Liquidity Facilities and Loan Commitments

The following table presents the notional amount of liquidity facilities and loan commitments that are classified as funding commitments in the VIE tables above:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2019		December 31, 2018	
	Liquidity facilities	Loan/equity commitments	Liquidity facilities	Loan/equity commitments
Asset-based financing	\$ —	\$ 9,524	\$ —	\$ 9,757
Municipal securities tender option bond trusts (TOBs)	3,544	—	4,262	—
Municipal investments	—	3,034	—	2,738
Investment funds	—	16	—	1
Other	—	39	—	23
Total funding commitments	\$ 3,544	\$ 12,613	\$ 4,262	\$ 12,519

Consolidated VIEs

The Company engages in on-balance sheet securitizations, which are securitizations that do not qualify for sales treatment; thus, the assets remain on Citi's Consolidated Balance Sheet, and any proceeds received are recognized as secured liabilities. The consolidated VIEs represent more than a hundred separate entities with which the Company is involved. In general, the third-party investors in the obligations of consolidated VIEs have legal recourse only to the assets of the respective VIEs and do not have such recourse to the Company, except where Citi has provided a guarantee to the investors or is the counterparty to certain

derivative transactions involving the VIE. Thus, Citigroup's maximum legal exposure to loss related to consolidated VIEs is significantly less than the carrying value of the consolidated VIE assets due to outstanding third-party financing.

Intercompany assets and liabilities are excluded from Citi's Consolidated Balance Sheet. All VIE assets are restricted from being sold or pledged as collateral. The cash flows from these assets are the only source used to pay down the associated liabilities, which are non-recourse to Citi's general assets. See the Consolidated Balance Sheet for more information about these Consolidated VIE assets and liabilities.

Significant Interests in Unconsolidated VIEs—Balance Sheet Classification

The following table presents the carrying amounts and classification of significant variable interests in unconsolidated VIEs:

<i>In billions of dollars</i>	December 31, 2019		December 31, 2018	
	\$	\$	\$	\$
Cash	—	—	—	—
Trading account assets	2.6	3.0	2.6	3.0
Investments	9.9	10.7	9.9	10.7
Total loans, net of allowance	26.7	24.5	26.7	24.5
Other	0.5	0.5	0.5	0.5
Total assets	\$ 39.7	\$ 38.7	\$ 39.7	\$ 38.7

Credit Card Securitizations

The Company securitizes credit card receivables through trusts established to purchase the receivables. Citigroup transfers receivables into the trusts on a non-recourse basis. Credit card securitizations are revolving securitizations: as customers pay their credit card balances, the cash proceeds are used to purchase new receivables and replenish the receivables in the trust.

Substantially all of the Company's credit card securitization activity is through two trusts—Citibank Credit Card Master Trust (Master Trust) and Citibank Omni Master Trust (Omni Trust), with the substantial majority through the Master Trust. These trusts are consolidated entities because, as

servicer, Citigroup has the power to direct the activities that most significantly impact the economic performance of the trusts. Citigroup holds a seller's interest and certain securities issued by the trusts, which could result in exposure to potentially significant losses or benefits from the trusts. Accordingly, the transferred credit card receivables remain on Citi's Consolidated Balance Sheet with no gain or loss recognized. The debt issued by the trusts to third parties is included on Citi's Consolidated Balance Sheet.

Citi utilizes securitizations as one of the sources of funding for its business in *North America*. The following table reflects amounts related to the Company's securitized credit card receivables:

<i>In billions of dollars</i>	December 31, 2019		December 31, 2018	
Ownership interests in principal amount of trust credit card receivables				
Sold to investors via trust-issued securities	\$	19.7	\$	27.3
Retained by Citigroup as trust-issued securities		6.2		7.6
Retained by Citigroup via non-certificated interests		17.8		11.3
Total	\$	43.7	\$	46.2

The following table summarizes selected cash flow information related to Citigroup's credit card securitizations:

<i>In billions of dollars</i>	2019	2018	2017
Proceeds from new securitizations	\$ —	\$ 6.8	\$ 11.1
Pay down of maturing notes	(7.6)	(8.3)	(5.0)

Managed Loans

After securitization of credit card receivables, the Company continues to maintain credit card customer account relationships and provides servicing for receivables transferred to the trusts. As a result, the Company considers the securitized credit card receivables to be part of the business it manages. As Citigroup consolidates the credit card trusts, all managed securitized card receivables are on-balance sheet.

Funding, Liquidity Facilities and Subordinated Interests

As noted above, Citigroup securitizes credit card receivables through two securitization trusts—Master Trust and Omni Trust. The liabilities of the trusts are included on the Consolidated Balance Sheet, excluding those retained by Citigroup.

Master Trust Liabilities (at Par Value)

The Master Trust issues fixed- and floating-rate term notes. Some of the term notes may be issued to multi-seller commercial paper conduits. The weighted average maturity of the third-party term notes issued by the Master Trust was 3.1 years as of December 31, 2019 and 3.0 years as of December 31, 2018.

<i>In billions of dollars</i>	Dec. 31, 2019		Dec. 31, 2018	
Term notes issued to third parties	\$	18.2	\$	25.8
Term notes retained by Citigroup affiliates		4.3		5.7
Total Master Trust liabilities	\$	22.5	\$	31.5

Omni Trust Liabilities (at Par Value)

The Omni Trust issues fixed- and floating-rate term notes, some of which are purchased by multi-seller commercial paper conduits. The weighted average maturity of the third-party term notes issued by the Omni Trust was 1.6 years as of December 31, 2019 and 2.7 years as of December 31, 2018.

<i>In billions of dollars</i>	Dec. 31, 2019		Dec. 31, 2018	
Term notes issued to third parties	\$	1.5	\$	1.5
Term notes retained by Citigroup affiliates		1.9		1.9
Total Omni Trust liabilities	\$	3.4	\$	3.4

Mortgage Securitizations

Citigroup provides a wide range of mortgage loan products to a diverse customer base. Once originated, the Company often securitizes these loans through the use of VIEs. These VIEs are funded through the issuance of trust certificates backed solely by the transferred assets. These certificates have the same life as the transferred assets. In addition to providing a source of liquidity and less expensive funding, securitizing these assets also reduces Citi's credit exposure to the borrowers. These mortgage loan securitizations are primarily non-recourse, thereby effectively transferring the risk of future credit losses to the purchasers of the securities issued by the trust.

Citi's U.S. consumer mortgage business generally retains the servicing rights and in certain instances retains investment securities, interest-only strips and residual interests in future cash flows from the trusts and also provides servicing for a limited number of ICG securitizations. Citi's ICG business may hold investment securities pursuant to credit risk retention rules or in connection with secondary market-making activities.

The Company securitizes mortgage loans generally through either a U.S. government-sponsored agency, such as Ginnie Mae, Fannie Mae or Freddie Mac (U.S. agency-sponsored mortgages), or private label (non-agency-sponsored

mortgages) securitization. Citi is not the primary beneficiary of its U.S. agency-sponsored mortgage securitization entities because Citigroup does not have the power to direct the activities of the VIEs that most significantly impact the entities' economic performance. Therefore, Citi does not consolidate these U.S. agency-sponsored mortgage securitization entities. Substantially all of the consumer loans sold or securitized through non-consolidated trusts by Citigroup are U.S. prime residential mortgage loans. Retained interests in non-consolidated agency-sponsored mortgage securitization trusts are classified as *Trading account assets*, except for MSRs, which are included in *Other assets* on Citigroup's Consolidated Balance Sheet.

Citigroup does not consolidate certain non-agency-sponsored mortgage securitization entities because Citi is either not the servicer with the power to direct the significant activities of the entity or Citi is the servicer, but the servicing relationship is deemed to be a fiduciary relationship; therefore, Citi is not deemed to be the primary beneficiary of the entity.

In certain instances, the Company has (i) the power to direct the activities and (ii) the obligation to either absorb losses or the right to receive benefits that could be potentially significant to its non-agency-sponsored mortgage securitization entities and, therefore, is the primary beneficiary and, thus, consolidates the VIE.

The following tables summarize selected cash flow information and retained interests related to Citigroup mortgage securitizations:

	2019		2018		2017	
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages
<i>In billions of dollars</i>						
Principal securitized	\$ 5.3	\$ 18.9	\$ 4.0	\$ 5.6	\$ 7.8	\$ 7.3
Proceeds from new securitizations ⁽¹⁾	5.5	18.9	4.2	7.1	8.1	7.3
Contractual servicing fees received	0.1	—	0.1	—	0.2	—
Purchases of previously transferred financial assets	0.2	—	0.2	—	0.4	—

Note: Excludes re-securitization transactions.

(1) The proceeds from new securitizations in 2019 include \$0.2 billion related to personal loan securitizations.

For non-consolidated mortgage securitization entities where the transfer of loans to the VIE meets the conditions for sale accounting, Citi recognizes a gain or loss based on the difference between the carrying value of the transferred assets and the proceeds received (generally cash but may be beneficial interests or servicing rights).

Agency and non-agency securitization gains for the year ended December 31, 2019 were \$16 million and \$99 million, respectively.

Agency and non-agency securitization gains for the year ended December 31, 2018 were \$17 million and \$36 million, respectively, and \$28 million and \$70 million, respectively, for the year ended December 31, 2017.

	2019			2018		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾		U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior interests	Subordinated interests ⁽²⁾		Senior interests	Subordinated interests
<i>In millions of dollars</i>						
Carrying value of retained interests ⁽³⁾	\$ 491	\$ 748	\$ 102	\$ 564	\$ 300	\$ 51

(1) Disclosure of non-agency-sponsored mortgages as senior and subordinated interests is indicative of the interests' position in the capital structure of the securitization.

(2) Retained interests consist of Level 2 or Level 3 assets depending on the observability of significant inputs. See Note 24 to the Consolidated Financial Statements for more information about fair value measurements.

(3) Senior interests in non-agency-sponsored mortgages include \$150 million related to personal loan securitizations at December 31, 2019.

Key assumptions used in measuring the fair value of retained interests at the date of sale or securitization of mortgage receivables were as follows:

	December 31, 2019		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior interests	Subordinated interests
Weighted average discount rate	9.3%	3.6%	4.6%
Weighted average constant prepayment rate	12.9%	10.5%	7.6%
Weighted average anticipated net credit losses ⁽²⁾	NM	3.9%	2.8%
Weighted average life	6.6 years	3 years	11.4 years

	December 31, 2018		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior interests	Subordinated interests
Weighted average discount rate	9.6%	2.8%	4.4%
Weighted average constant prepayment rate	5.8%	8.0%	9.1%
Weighted average anticipated net credit losses ⁽²⁾	NM	4.4%	3.4%
Weighted average life	7.5 years	5.5 years	6.7 years

(1) Disclosure of non-agency-sponsored mortgages as senior and subordinated interests is indicative of the interests' position in the capital structure of the securitization.

(2) Anticipated net credit losses represent estimated loss severity associated with defaulted mortgage loans underlying the mortgage securitizations disclosed above. Anticipated net credit losses, in this instance, do not represent total credit losses incurred to date, nor do they represent credit losses expected on retained interests in mortgage securitizations.

NM Anticipated net credit losses are not meaningful due to U.S. agency guarantees.

The interests retained by the Company range from highly rated and/or senior in the capital structure to unrated and/or residual interests. Key assumptions used in measuring the fair value of retained interests at period end or securitization of mortgage receivables were as follows:

	December 31, 2019		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior interests	Subordinated interests
Weighted average discount rate	9.8%	7.6%	4.2%
Weighted average constant prepayment rate	10.1%	3.6%	6.1%
Weighted average anticipated net credit losses ⁽²⁾	NM	5.2%	2.7%
Weighted average life	6.6 years	5.9 years	29.3 years

	December 31, 2018		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior interests	Subordinated interests
Weighted average discount rate	7.8%	9.3%	—
Weighted average constant prepayment rate	9.1%	8.0%	—
Weighted average anticipated net credit losses ⁽²⁾	NM	40.0%	—
Weighted average life	6.4 years	6.6 years	—

(1) Disclosure of non-agency-sponsored mortgages as senior and subordinated interests is indicative of the interests' position in the capital structure of the securitization.

(2) Anticipated net credit losses represent estimated loss severity associated with defaulted mortgage loans underlying the mortgage securitizations disclosed above. Anticipated net credit losses, in this instance, do not represent total credit losses incurred to date, nor do they represent credit losses expected on retained interests in mortgage securitizations.

NM Anticipated net credit losses are not meaningful due to U.S. agency guarantees.

The sensitivity of the fair value to adverse changes of 10% and 20% in each of the key assumptions are presented in the tables below. The negative effect of each change is calculated independently, holding all other assumptions constant. Because the key assumptions may not be independent, the net effect of simultaneous adverse changes in the key assumptions may be less than the sum of the individual effects shown below.

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2019		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages	
		Senior interests	Subordinated interests
Discount rate			
Adverse change of 10%	\$ (18)	\$ —	\$ (1)
Adverse change of 20%	(35)	(1)	(1)
Constant prepayment rate			
Adverse change of 10%	(18)	—	—
Adverse change of 20%	(35)	—	—
Anticipated net credit losses			
Adverse change of 10%	NM	—	—
Adverse change of 20%	NM	—	—

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2018		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages	
		Senior interests	Subordinated interests
Discount rate			
Adverse change of 10%	\$ (16)	\$ —	\$ —
Adverse change of 20%	(32)	—	—
Constant prepayment rate			
Adverse change of 10%	(21)	—	—
Adverse change of 20%	(41)	—	—
Anticipated net credit losses			
Adverse change of 10%	NM	—	—
Adverse change of 20%	NM	—	—

NM Anticipated net credit losses are not meaningful due to U.S. agency guarantees.

The following table includes information about loan delinquencies and liquidation losses for assets held in non-consolidated, non-agency-sponsored securitization entities:

<i>In billions of dollars, except liquidation losses in millions</i>	Securitized assets		90 days past due		Liquidation losses	
	2019	2018	2019	2018	2019	2018
Securitized assets						
Residential mortgages	\$ 11.7	\$ 5.2	\$ 0.4	\$ 0.4	\$ 49.0	\$ 54.0
Commercial and other	22.3	13.1	—	—	—	—
Total	\$ 34.0	\$ 18.3	\$ 0.4	\$ 0.4	\$ 49.0	\$ 54.0

Mortgage Servicing Rights (MSRs)

In connection with the securitization of mortgage loans, Citi's U.S. consumer mortgage business generally retains the servicing rights, which entitle the Company to a future stream of cash flows based on the outstanding principal balances of the loans and the contractual servicing fee. Failure to service the loans in accordance with contractual requirements may lead to a termination of the servicing rights and the loss of future servicing fees.

These transactions create intangible assets referred to as MSRs, which are recorded at fair value on Citi's Consolidated Balance Sheet. The fair value of Citi's capitalized MSRs was \$495 million and \$584 million at December 31, 2019 and 2018, respectively. The MSRs correspond to principal loan balances of \$58 billion and \$62 billion as of December 31, 2019 and 2018, respectively.

The following table summarizes the changes in capitalized MSRs:

<i>In millions of dollars</i>	2019	2018
Balance, beginning of year	\$ 584	\$ 558
Originations	70	58
Changes in fair value of MSRs due to changes in inputs and assumptions	(84)	54
Other changes⁽¹⁾	(75)	(68)
Sale of MSRs	—	(18)
Balance, as of December 31	\$ 495	\$ 584

(1) Represents changes due to customer payments and passage of time.

The fair value of the MSRs is primarily affected by changes in prepayments of mortgages that result from shifts in mortgage interest rates. Specifically, higher interest rates tend to lead to declining prepayments, which causes the fair value of the MSRs to increase. In managing this risk, Citigroup economically hedges a significant portion of the value of its MSRs through the use of interest rate derivative contracts, forward purchase and sale commitments of mortgage-backed securities and purchased securities, all classified as *Trading account assets*.

The Company receives fees during the course of servicing previously securitized mortgages. The amounts of these fees were as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2019	2018	2017
Service fees	\$ 148	\$ 172	\$ 276
Late fees	8	4	10
Ancillary fees	1	8	13
Total MSR fees	\$ 157	\$ 184	\$ 299

In the Consolidated Statement of Income these fees are primarily classified as *Commissions and fees*, and changes in MSR fair values are classified as *Other revenue*.

Re-securitizations

The Company engages in re-securitization transactions in which debt securities are transferred to a VIE in exchange for new beneficial interests. Citi did not transfer non-agency (private label) securities to re-securitization entities during the years ended December 31, 2019 and 2018. These securities are

backed by either residential or commercial mortgages and are often structured on behalf of clients.

As of December 31, 2019, Citi held no retained interests in private label re-securitization transactions structured by Citi. As of December 31, 2018, the fair value of Citi-retained interests in private label re-securitization transactions structured by Citi totaled approximately \$16 million (all related to re-securitization transactions executed prior to 2016). Of this amount, all was related to subordinated beneficial interests. The original par value of private label re-securitization transactions in which Citi held a retained interest as of December 31, 2018 was approximately \$271 million.

The Company also re-securitizes U.S. government-agency guaranteed mortgage-backed (agency) securities. During the years ended December 31, 2019 and 2018, Citi transferred agency securities with a fair value of approximately \$31.9 billion and \$26.3 billion, respectively, to re-securitization entities.

As of December 31, 2019, the fair value of Citi-retained interests in agency re-securitization transactions structured by Citi totaled approximately \$2.2 billion (including \$1.3 billion related to re-securitization transactions executed in 2019) compared to \$2.5 billion as of December 31, 2018 (including \$1.4 billion related to re-securitization transactions executed in 2018), which is recorded in *Trading account assets*. The original fair value of agency re-securitization transactions in which Citi holds a retained interest as of December 31, 2019 and 2018 was approximately \$73.5 billion and \$70.9 billion, respectively.

As of December 31, 2019 and 2018, the Company did not consolidate any private label or agency re-securitization entities.

Citi-Administered Asset-Backed Commercial Paper Conduits

The Company is active in the asset-backed commercial paper conduit business as administrator of several multi-seller commercial paper conduits and also as a service provider to single-seller and other commercial paper conduits sponsored by third parties.

Citi's multi-seller commercial paper conduits are designed to provide the Company's clients access to low-cost funding in the commercial paper markets. The conduits purchase assets from or provide financing facilities to clients and are funded by issuing commercial paper to third-party investors. The conduits generally do not purchase assets originated by Citi. The funding of the conduits is facilitated by the liquidity support and credit enhancements provided by the Company.

As administrator to Citi's conduits, the Company is generally responsible for selecting and structuring assets purchased or financed by the conduits, making decisions regarding the funding of the conduits, including determining the tenor and other features of the commercial paper issued, monitoring the quality and performance of the conduits' assets and facilitating the operations and cash flows of the conduits. In return, the Company earns structuring fees from customers for individual transactions and earns an administration fee from the conduit, which is equal to the income from the client program and liquidity fees of the conduit after payment of conduit expenses. This administration fee is fairly stable, since

most risks and rewards of the underlying assets are passed back to the clients. Once the asset pricing is negotiated, most ongoing income, costs and fees are relatively stable as a percentage of the conduit's size.

The conduits administered by Citi do not generally invest in liquid securities that are formally rated by third parties. The assets are privately negotiated and structured transactions that are generally designed to be held by the conduit, rather than actively traded and sold. The yield earned by the conduit on each asset is generally tied to the rate on the commercial paper issued by the conduit, thus passing interest rate risk to the client. Each asset purchased by the conduit is structured with transaction-specific credit enhancement features provided by the third-party client seller, including over-collateralization, cash and excess spread collateral accounts, direct recourse or third-party guarantees. These credit enhancements are sized with the objective of approximating a credit rating of A or above, based on Citi's internal risk ratings. At December 31, 2019 and 2018, the commercial paper conduits administered by Citi had approximately \$15.6 billion and \$18.8 billion of purchased assets outstanding, respectively, and had incremental funding commitments with clients of approximately \$16.3 billion and \$14.0 billion, respectively.

Substantially all of the funding of the conduits is in the form of short-term commercial paper. At December 31, 2019 and 2018, the weighted average remaining lives of the commercial paper issued by the conduits were approximately 49 and 53 days, respectively.

The primary credit enhancement provided to the conduit investors is in the form of transaction-specific credit enhancements described above. In addition to the transaction-specific credit enhancements, the conduits, other than the government guaranteed loan conduit, have obtained a letter of credit from the Company, which is equal to at least 8%–10% of the conduit's assets with a minimum of \$200 million. The letters of credit provided by the Company to the conduits total approximately \$1.4 billion as of December 31, 2019 and \$1.7 billion as of December 31, 2018. The net result across multi-seller conduits administered by the Company is that, in the event that defaulted assets exceed the transaction-specific credit enhancements described above, any losses in each conduit are allocated first to the Company and then to the commercial paper investors.

Citigroup also provides the conduits with two forms of liquidity agreements that are used to provide funding to the conduits in the event of a market disruption, among other events. Each asset of the conduits is supported by a transaction-specific liquidity facility in the form of an asset purchase agreement (APA). Under the APA, the Company has generally agreed to purchase non-defaulted eligible receivables from the conduit at par. The APA is not designed to provide credit support to the conduit, as it generally does not permit the purchase of defaulted or impaired assets. Any funding under the APA will likely subject the underlying conduit clients to increased interest costs. In addition, the Company provides the conduits with program-wide liquidity in the form of short-term lending commitments. Under these commitments, the Company has agreed to lend to the conduits in the event of a short-term disruption in the commercial paper market, subject to specified conditions. The Company receives

fees for providing both types of liquidity agreements and considers these fees to be on fair market terms.

Finally, Citi is one of several named dealers in the commercial paper issued by the conduits and earns a market-based fee for providing such services. Along with third-party dealers, the Company makes a market in the commercial paper and may from time to time fund commercial paper pending sale to a third party. On specific dates with less liquidity in the market, the Company may hold in inventory commercial paper issued by conduits administered by the Company, as well as conduits administered by third parties. Separately, in the normal course of business, Citi purchases commercial paper, including commercial paper issued by Citigroup's conduits. At December 31, 2019 and 2018, the Company owned \$5.5 billion and \$5.5 billion, respectively, of the commercial paper issued by its administered conduits. The Company's investments were not driven by market illiquidity and the Company is not obligated under any agreement to purchase the commercial paper issued by the conduits.

The asset-backed commercial paper conduits are consolidated by Citi. The Company has determined that, through its roles as administrator and liquidity provider, it has the power to direct the activities that most significantly impact the entities' economic performance. These powers include its ability to structure and approve the assets purchased by the conduits, its ongoing surveillance and credit mitigation activities, its ability to sell or repurchase assets out of the conduits and its liability management. In addition, as a result of all the Company's involvement described above, it was concluded that Citi has an economic interest that could potentially be significant. However, the assets and liabilities of the conduits are separate and apart from those of Citigroup. No assets of any conduit are available to satisfy the creditors of Citigroup or any of its other subsidiaries.

Collateralized Loan Obligations (CLOs)

A collateralized loan obligation (CLO) is a VIE that purchases a portfolio of assets consisting primarily of non-investment grade corporate loans. CLOs issue multiple tranches of debt and equity to investors to fund the asset purchases and pay upfront expenses associated with forming the CLO. A third-party asset manager is contracted by the CLO to purchase the underlying assets from the open market and monitor the credit risk associated with those assets. Over the term of a CLO, the asset manager directs purchases and sales of assets in a manner consistent with the CLO's asset management agreement and indenture. In general, the CLO asset manager will have the power to direct the activities of the entity that most significantly impact the economic performance of the CLO. Investors in a CLO, through their ownership of debt and/or equity in it, can also direct certain activities of the CLO, including removing its asset manager under limited circumstances, optionally redeeming the notes, voting on amendments to the CLO's operating documents and other activities. A CLO has a finite life, typically 12 years.

Citi serves as a structuring and placement agent with respect to the CLOs. Typically, the debt and equity of the CLOs are sold to third-party investors. On occasion, certain Citi entities may purchase some portion of a CLO's liabilities for investment purposes. In addition, Citi may purchase,

typically in the secondary market, certain securities issued by the CLOs to support its market making activities.

The Company generally does not have the power to direct the activities that most significantly impact the economic performance of the CLOs, as this power is generally held by a third-party asset manager of the CLO. As such, those CLOs are not consolidated.

The following tables summarize selected cash flow information and retained interests related to Citigroup CLOs:

<i>In millions of dollars</i>	2019	2018	2017
Principal securitized	\$ —	\$ —	\$ 133
Proceeds from new securitizations	—	—	133
Cash flows received on retained interests and other net cash flows	72	127	107

<i>In millions of dollars</i>	Dec. 31, 2019	Dec. 31, 2018	Dec. 31, 2017
Carrying value of retained interests	\$ 1,404	\$ 3,142	\$ 4,079

All of Citi's retained interests were held-to-maturity securities as of December 31, 2019 and 2018.

Asset-Based Financing

The Company provides loans and other forms of financing to VIEs that hold assets. Those loans are subject to the same credit approvals as all other loans originated or purchased by the Company. Financings in the form of debt securities or derivatives are, in most circumstances, reported in *Trading account assets* and accounted for at fair value through earnings. The Company generally does not have the power to direct the activities that most significantly impact these VIEs' economic performance; thus, it does not consolidate them.

The primary types of Citi's asset-based financings, total assets of the unconsolidated VIEs with significant involvement and Citi's maximum exposure to loss are shown below. For Citi to realize the maximum loss, the VIE (borrower) would have to default with no recovery from the assets held by the VIE.

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2019	
	Total unconsolidated VIE assets	Maximum exposure to unconsolidated VIEs
Type		
Commercial and other real estate	\$ 31,377	\$ 7,489
Corporate loans	7,088	5,802
Other (including investment funds, airlines and shipping)	152,124	21,140
Total	\$ 190,589	\$ 34,431

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2018	
	Total unconsolidated VIE assets	Maximum exposure to unconsolidated VIEs
Type		
Commercial and other real estate	\$ 23,918	\$ 6,928
Corporate loans	6,973	5,744
Other (including investment funds, airlines and shipping)	67,914	19,440
Total	\$ 98,805	\$ 32,112

Municipal Securities Tender Option Bond (TOB) Trusts

Municipal TOB trusts may hold fixed- or floating-rate, taxable or tax-exempt securities issued by state and local governments and municipalities. TOB trusts are typically structured as single-issuer entities whose assets are purchased from either the Company or from other investors in the municipal securities market. TOB trusts finance the purchase of their municipal assets by issuing two classes of certificates: long-dated, floating rate certificates ("Floaters") that are putable pursuant to a liquidity facility and residual interest certificates ("Residuals"). The Floaters are purchased by third-party investors, typically tax-exempt money market funds. The Residuals are purchased by the original owner of the municipal securities that are being financed.

From Citigroup's perspective, there are two types of TOB trusts: customer and non-customer. Customer TOB trusts are those trusts utilized by customers of the Company to finance their securities, generally municipal securities. The Residuals issued by these trusts are purchased by the customer being financed. Non-customer TOB trusts are generally used by the Company to finance its own municipal securities investments; the Residuals issued by non-customer TOB trusts are purchased by the Company.

With respect to both customer and non-customer TOB trusts, Citi may provide remarketing agent services. If Floaters are optionally tendered and the Company, in its role as remarketing agent, is unable to find a new investor to purchase the optionally tendered Floaters within a specified period of time, Citigroup may, but is not obligated to, purchase the tendered Floaters into its own inventory. The level of the Company's inventory of such Floaters fluctuates.

For certain customer TOB trusts, Citi may also serve as a voluntary advance provider. In this capacity, the Company may, but is not obligated to, make loan advances to customer TOB trusts to purchase optionally tendered Floaters that have not otherwise been successfully remarketed to new investors. Such loans are secured by pledged Floaters. As of December 31, 2019, Citi had no outstanding voluntary advances to customer TOB trusts.

For certain non-customer trusts, the Company also provides credit enhancement. At December 31, 2019 and 2018, none of the municipal bonds owned by non-customer TOB trusts were subject to a credit guarantee provided by the Company.

Citigroup also provides liquidity services to many customer and non-customer trusts. If a trust is unwound early due to an event other than a credit event on the underlying

municipal bonds, the underlying municipal bonds are sold out of the trust and bond sale proceeds are used to redeem the outstanding trust certificates. If this results in a shortfall between the bond sale proceeds and the redemption price of the tendered Floaters, the Company, pursuant to the liquidity agreement, would be obligated to make a payment to the trust to satisfy that shortfall. For certain customer TOB trusts, Citigroup has also executed a reimbursement agreement with the holder of the Residual, pursuant to which the Residual holder is obligated to reimburse the Company for any payment the Company makes under the liquidity arrangement. These reimbursement agreements may be subject to daily margining based on changes in the market value of the underlying municipal bonds. In cases where a third party provides liquidity to a non-customer TOB trust, a similar reimbursement arrangement may be executed, whereby the Company (or a consolidated subsidiary of the Company), as Residual holder, would absorb any losses incurred by the liquidity provider.

For certain other non-customer TOB trusts, Citi serves as tender option provider. The tender option provider arrangement allows Floater holders to put their interests directly to the Company at any time, subject to the requisite notice period requirements, at a price of par.

At December 31, 2019 and 2018, liquidity agreements provided with respect to customer TOB trusts totaled \$3.5 billion and \$4.3 billion, respectively, of which \$1.6 billion and \$2.3 billion, respectively, were offset by reimbursement agreements. For the remaining exposure related to TOB transactions, where the residual owned by the customer was at least 25% of the bond value at the inception of the transaction, no reimbursement agreement was executed.

Citi considers both customer and non-customer TOB trusts to be VIEs. Customer TOB trusts are not consolidated by the Company, as the power to direct the activities that most significantly impact the trust's economic performance rests with the customer Residual holder, which may unilaterally cause the sale of the trust's bonds.

Non-customer TOB trusts generally are consolidated because the Company holds the Residual interest and thus has the unilateral power to cause the sale of the trust's bonds.

The Company also provides other liquidity agreements or letters of credit to customer-sponsored municipal investment funds, which are not variable interest entities, and municipality-related issuers that totaled \$7.0 billion as of December 31, 2019 and \$6.1 billion as of December 31, 2018. These liquidity agreements and letters of credit are offset by reimbursement agreements with various term-out provisions.

Municipal Investments

Municipal investment transactions include debt and equity interests in partnerships that finance the construction and rehabilitation of low-income housing, facilitate lending in new or underserved markets or finance the construction or operation of renewable municipal energy facilities. Citi generally invests in these partnerships as a limited partner and earns a return primarily through the receipt of tax credits and grants earned from the investments made by the partnership. The Company may also provide construction loans or permanent loans for the development or operation of real

estate properties held by partnerships. These entities are generally considered VIEs. The power to direct the activities of these entities is typically held by the general partner. Accordingly, these entities are not consolidated by Citigroup.

Client Intermediation

Client intermediation transactions represent a range of transactions designed to provide investors with specified returns based on the returns of an underlying security, referenced asset or index. These transactions include credit-linked notes and equity-linked notes. In these transactions, the VIE typically obtains exposure to the underlying security, referenced asset or index through a derivative instrument, such as a total-return swap or a credit-default swap. In turn, the VIE issues notes to investors that pay a return based on the specified underlying security, referenced asset or index. The VIE invests the proceeds in a financial asset or a guaranteed insurance contract that serves as collateral for the derivative contract over the term of the transaction. The Company's involvement in these transactions includes being the counterparty to the VIE's derivative instruments and investing in a portion of the notes issued by the VIE. In certain transactions, the investor's maximum risk of loss is limited and the Company absorbs risk of loss above a specified level. Citi does not have the power to direct the activities of the VIEs that most significantly impact their economic performance and thus it does not consolidate them.

Citi's maximum risk of loss in these transactions is defined as the amount invested in notes issued by the VIE and the notional amount of any risk of loss absorbed by Citi through a separate instrument issued by the VIE. The derivative instrument held by the Company may generate a receivable from the VIE (for example, where the Company purchases credit protection from the VIE in connection with the VIE's issuance of a credit-linked note), which is collateralized by the assets owned by the VIE. These derivative instruments are not considered variable interests and any associated receivables are not included in the calculation of maximum exposure to the VIE.

Investment Funds

The Company is the investment manager for certain investment funds and retirement funds that invest in various asset classes including private equity, hedge funds, real estate, fixed income and infrastructure. Citigroup earns a management fee, which is a percentage of capital under management, and may earn performance fees. In addition, for some of these funds the Company has an ownership interest in the investment funds. Citi has also established a number of investment funds as opportunities for qualified employees to invest in private equity investments. The Company acts as investment manager for these funds and may provide employees with financing on both recourse and non-recourse bases for a portion of the employees' investment commitments.

22. DERIVATIVES

In the ordinary course of business, Citigroup enters into various types of derivative transactions, which include:

- *Futures and forward contracts*, which are commitments to buy or sell at a future date a financial instrument, commodity or currency at a contracted price that may be settled in cash or through delivery of an item readily convertible to cash.
- *Swap contracts*, which are commitments to settle in cash at a future date or dates that may range from a few days to a number of years, based on differentials between specified indices or financial instruments, as applied to a notional principal amount.
- *Option contracts*, which give the purchaser, for a premium, the right, but not the obligation, to buy or sell within a specified time a financial instrument, commodity or currency at a contracted price that may also be settled in cash, based on differentials between specified indices or prices.

Swaps, forwards and some option contracts are over-the-counter (OTC) derivatives that are bilaterally negotiated with counterparties and settled with those counterparties, except for swap contracts that are novated and "cleared" through central counterparties (CCPs). Futures contracts and other option contracts are standardized contracts that are traded on an exchange with a CCP as the counterparty from the inception of the transaction. Citigroup enters into derivative contracts relating to interest rate, foreign currency, commodity and other market/credit risks for the following reasons:

- *Trading Purposes*: Citigroup trades derivatives as an active market maker. Citigroup offers its customers derivatives in connection with their risk management actions to transfer, modify or reduce their interest rate, foreign exchange and other market/credit risks or for their own trading purposes. Citigroup also manages its derivative risk positions through offsetting trade activities, controls focused on price verification and daily reporting of positions to senior managers.
- *Hedging*: Citigroup uses derivatives in connection with its own risk management activities to hedge certain risks or reposition the risk profile of the Company. Hedging may be accomplished by applying hedge accounting in accordance with ASC 815, *Derivatives and Hedging*, or by an economic hedge. For example, Citigroup issues fixed-rate long-term debt and then enters into a receive-fixed, pay-variable-rate interest rate swap with the same tenor and notional amount to synthetically convert the interest payments to a net variable-rate basis. This strategy is the most common form of an interest rate hedge, as it minimizes net interest cost in certain yield curve environments. Derivatives are also used to manage market risks inherent in specific groups of on-balance sheet assets and liabilities, including AFS securities, commodities and borrowings, as well as other interest-sensitive assets and liabilities. In addition, foreign exchange contracts are used to hedge non-U.S.-dollar-

denominated debt, foreign currency-denominated AFS securities and net investment exposures.

Derivatives may expose Citigroup to market, credit or liquidity risks in excess of the amounts recorded on the Consolidated Balance Sheet. Market risk on a derivative product is the exposure created by potential fluctuations in interest rates, market prices, foreign exchange rates and other factors and is a function of the type of product, the volume of transactions, the tenor and terms of the agreement and the underlying volatility. Credit risk is the exposure to loss in the event of nonperformance by the other party to satisfy a derivative liability where the value of any collateral held by Citi is not adequate to cover such losses. The recognition in earnings of unrealized gains on derivative transactions is subject to management's assessment of the probability of counterparty default. Liquidity risk is the potential exposure that arises when the size of a derivative position may affect the ability to monetize the position in a reasonable period of time and at a reasonable cost in periods of high volatility and financial stress.

Derivative transactions are customarily documented under industry standard master netting agreements, which provide that following an event of default, the non-defaulting party may promptly terminate all transactions between the parties and determine the net amount due to be paid to, or by, the defaulting party. Events of default include (i) failure to make a payment on a derivative transaction that remains uncured following applicable notice and grace periods, (ii) breach of agreement that remains uncured after applicable notice and grace periods, (iii) breach of a representation, (iv) cross default, either to third-party debt or to other derivative transactions entered into between the parties, or, in some cases, their affiliates, (v) the occurrence of a merger or consolidation that results in a party's becoming a materially weaker credit and (vi) the cessation or repudiation of any applicable guarantee or other credit support document. Obligations under master netting agreements are often secured by collateral posted under an industry standard credit support annex to the master netting agreement. An event of default may also occur under a credit support annex if a party fails to make a collateral delivery that remains uncured following applicable notice and grace periods.

The netting and collateral rights incorporated in the master netting agreements are considered to be legally enforceable if a supportive legal opinion has been obtained from counsel of recognized standing that provides (i) the requisite level of certainty regarding enforceability and (ii) that the exercise of rights by the non-defaulting party to terminate and close-out transactions on a net basis under these agreements will not be stayed or avoided under applicable law upon an event of default, including bankruptcy, insolvency or similar proceeding.

A legal opinion may not be sought for certain jurisdictions where local law is silent or unclear as to the enforceability of such rights or where adverse case law or conflicting regulation may cast doubt on the enforceability of such rights. In some jurisdictions and for some counterparty types, the insolvency law may not provide the requisite level of certainty. For

example, this may be the case for certain sovereigns, municipalities, central banks and U.S. pension plans.

Exposure to credit risk on derivatives is affected by market volatility, which may impair the ability of counterparties to satisfy their obligations to the Company. Credit limits are established and closely monitored for customers engaged in derivatives transactions. Citi considers the level of legal certainty regarding enforceability of its offsetting rights under master netting agreements and credit support annexes to be an important factor in its risk management process. Specifically, Citi generally transacts much lower volumes of derivatives under master netting agreements where Citi does not have the requisite level of legal certainty regarding enforceability, because such derivatives consume greater amounts of single counterparty credit limits than those executed under enforceable master netting agreements.

Cash collateral and security collateral in the form of G10 government debt securities are often posted by a party to a master netting agreement to secure the net open exposure of the other party; the receiving party is free to commingle/rehypothesize such collateral in the ordinary course of its business. Nonstandard collateral such as corporate bonds, municipal bonds, U.S. agency securities and/or MBS may also be pledged as collateral for derivative transactions. Security collateral posted to open and maintain a master netting agreement with a counterparty, in the form of cash and/or securities, may from time to time be segregated in an account at a third-party custodian pursuant to a tri-party account control agreement.

As of January 1, 2018, Citigroup early adopted ASU 2017-12, *Targeted Improvements to Accounting for Hedge Activities*. This standard primarily impacts Citi's accounting for derivatives designated as cash flow hedges and fair value hedges. Refer to the respective sections below for details.

Information pertaining to Citigroup's derivative activities, based on notional amounts, is presented in the table below. Derivative notional amounts are reference amounts from which contractual payments are derived and do not represent a complete measure of Citi's exposure to derivative transactions. Citi's derivative exposure arises primarily from market fluctuations (i.e., market risk), counterparty failure (i.e., credit risk) and/or periods of high volatility or financial stress (i.e., liquidity risk), as well as any market valuation adjustments that may be required on the transactions. Moreover, notional amounts do not reflect the netting of offsetting trades. For example, if Citi enters into a receive-fixed interest rate swap with \$100 million notional, and offsets this risk with an

identical but opposite pay-fixed position with a different counterparty, \$200 million in derivative notionals is reported, although these offsetting positions may result in de minimis overall market risk.

In addition, aggregate derivative notional amounts can fluctuate from period to period in the normal course of business based on Citi's market share, levels of client activity and other factors. All derivatives are recorded in *Trading account assets/Trading account liabilities* on the Consolidated Balance Sheet.

Derivative Notionals

<i>In millions of dollars</i>	Hedging instruments under ASC 815		Trading derivative instruments	
	December 31, 2019	December 31, 2018	December 31, 2019	December 31, 2018
Interest rate contracts				
Swaps	\$ 318,089	\$ 273,636	\$ 17,063,272	\$ 18,138,686
Futures and forwards	—	—	3,636,658	4,632,257
Written options	—	—	2,114,511	3,018,469
Purchased options	—	—	1,857,770	2,532,479
Total interest rate contracts	\$ 318,089	\$ 273,636	\$ 24,672,211	\$ 28,321,891
Foreign exchange contracts				
Swaps	\$ 63,104	\$ 57,153	\$ 6,063,853	\$ 6,738,158
Futures, forwards and spot	38,275	41,410	3,979,188	5,115,504
Written options	80	1,726	908,061	1,566,717
Purchased options	80	2,104	959,149	1,543,516
Total foreign exchange contracts	\$ 101,539	\$ 102,393	\$ 11,910,251	\$ 14,963,895
Equity contracts				
Swaps	\$ —	\$ —	\$ 197,893	\$ 217,580
Futures and forwards	—	—	66,705	52,053
Written options	—	—	560,571	454,675
Purchased options	—	—	422,393	341,018
Total equity contracts	\$ —	\$ —	\$ 1,247,562	\$ 1,065,326
Commodity and other contracts				
Swaps	\$ —	\$ —	\$ 69,445	\$ 79,133
Futures and forwards	1,195	802	137,192	146,647
Written options	—	—	91,587	62,629
Purchased options	—	—	86,631	61,298
Total commodity and other contracts	\$ 1,195	\$ 802	\$ 384,855	\$ 349,707
Credit derivatives⁽¹⁾				
Protection sold	\$ —	\$ —	\$ 603,387	\$ 724,939
Protection purchased	—	—	703,926	795,649
Total credit derivatives	\$ —	\$ —	\$ 1,307,313	\$ 1,520,588
Total derivative notionals	\$ 420,823	\$ 376,831	\$ 39,522,192	\$ 46,221,407

(1) Credit derivatives are arrangements designed to allow one party (protection buyer) to transfer the credit risk of a "reference asset" to another party (protection seller). These arrangements allow a protection seller to assume the credit risk associated with the reference asset without directly purchasing that asset. The Company enters into credit derivative positions for purposes such as risk management, yield enhancement, reduction of credit concentrations and diversification of overall risk.

The following tables present the gross and net fair values of the Company's derivative transactions and the related offsetting amounts as of December 31, 2019 and 2018. Gross positive fair values are offset against gross negative fair values by counterparty, pursuant to enforceable master netting agreements. Under ASC 815-10-45, payables and receivables in respect of cash collateral received from or paid to a given counterparty pursuant to a credit support annex are included in the offsetting amount, if a legal opinion supporting the enforceability of netting and collateral rights has been obtained. GAAP does not permit similar offsetting for security collateral.

In addition, the following tables reflect rule changes adopted by clearing organizations that require or allow entities to treat derivative assets, liabilities and the related variation margin as settlement of the related derivative fair values for legal and accounting purposes, as opposed to presenting gross derivative assets and liabilities that are subject to collateral, whereby the counterparties would also record a related collateral payable or receivable. As a result, the tables reflect a reduction of approximately \$180 billion and \$100 billion as of December 31, 2019 and 2018, respectively, of derivative assets and derivative liabilities that previously would have been reported on a gross basis, but are now legally settled and not subject to collateral. The tables also present amounts that are not permitted to be offset, such as security collateral or cash collateral posted at third-party custodians, but which would be eligible for offsetting to the extent that an event of default has occurred and a legal opinion supporting enforceability of the netting and collateral rights has been obtained.

Derivative Mark-to-Market (MTM) Receivables/Payables

In millions of dollars at December 31, 2019

	Derivatives classified in Trading account assets/liabilities ⁽¹⁾⁽²⁾	
	Assets	Liabilities
Derivatives instruments designated as ASC 815 hedges		
Over-the-counter	\$ 1,682	\$ 143
Cleared	41	111
Interest rate contracts	\$ 1,723	\$ 254
Over-the-counter	\$ 1,304	\$ 908
Cleared	—	2
Foreign exchange contracts	\$ 1,304	\$ 910
Total derivatives instruments designated as ASC 815 hedges	\$ 3,027	\$ 1,164
Derivatives instruments not designated as ASC 815 hedges		
Over-the-counter	\$ 189,892	\$ 169,749
Cleared	5,896	7,472
Exchange traded	157	180
Interest rate contracts	\$ 195,945	\$ 177,401
Over-the-counter	\$ 105,401	\$ 108,807
Cleared	862	1,015
Exchange traded	3	—
Foreign exchange contracts	\$ 106,266	\$ 109,822
Over-the-counter	\$ 21,311	\$ 22,411
Exchange traded	7,160	8,075
Equity contracts	\$ 28,471	\$ 30,486
Over-the-counter	\$ 13,582	\$ 16,773
Exchange traded	630	542
Commodity and other contracts	\$ 14,212	\$ 17,315
Over-the-counter	\$ 8,896	\$ 8,975
Cleared	1,513	1,763
Credit derivatives	\$ 10,409	\$ 10,738
Total derivatives instruments not designated as ASC 815 hedges	\$ 355,303	\$ 345,762
Total derivatives	\$ 358,330	\$ 346,926
Cash collateral paid/received ⁽³⁾	\$ 17,926	\$ 14,391
Less: Netting agreements ⁽⁴⁾	(274,970)	(274,970)
Less: Netting cash collateral received/paid ⁽⁵⁾	(44,353)	(38,919)
Net receivables/payables included on the Consolidated Balance Sheet⁽⁶⁾	\$ 56,933	\$ 47,428
Additional amounts subject to an enforceable master netting agreement, but not offset on the Consolidated Balance Sheet		
Less: Cash collateral received/paid	\$ (861)	\$ (128)
Less: Non-cash collateral received/paid	(13,143)	(7,308)
Total net receivables/payables⁽⁶⁾	\$ 42,929	\$ 39,992

(1) The derivatives fair values are presented in Note 24 to the Consolidated Financial Statements.

(2) Over-the-counter (OTC) derivatives are derivatives executed and settled bilaterally with counterparties without the use of an organized exchange or central clearing house. Cleared derivatives include derivatives executed bilaterally with a counterparty in the OTC market, but then novated to a central clearing house, whereby the central clearing house becomes the counterparty to both of the original counterparties. Exchange-traded derivatives include derivatives executed directly on an organized exchange that provides pre-trade price transparency.

(3) Reflects the net amount of the \$56,845 million and \$58,744 million of gross cash collateral paid and received, respectively. Of the gross cash collateral paid, \$38,919 million was used to offset trading derivative liabilities and, of the gross cash collateral received, \$44,353 million was used to offset trading derivative assets.

(4) Represents the netting of derivative receivable and payable balances with the same counterparty under enforceable netting agreements. Approximately \$262 billion, \$6 billion and \$7 billion of the netting against trading account asset/liability balances is attributable to each of the OTC, cleared and exchange-traded derivatives, respectively.

(5) Represents the netting of cash collateral paid and received by counterparties under enforceable credit support agreements. Substantially all cash collateral received and paid is netted against OTC derivative assets and liabilities, respectively.

(6) The net receivables/payables include approximately \$7 billion of derivative asset and \$6 billion of derivative liability fair values not subject to enforceable master netting agreements, respectively.

In millions of dollars at December 31, 2018

	Derivatives classified in Trading account assets/liabilities ⁽¹⁾⁽²⁾	
	Assets	Liabilities
Derivatives instruments designated as ASC 815 hedges		
Over-the-counter	\$ 1,631	\$ 172
Cleared	238	53
Interest rate contracts	\$ 1,869	\$ 225
Over-the-counter	\$ 1,402	\$ 736
Cleared	—	4
Foreign exchange contracts	\$ 1,402	\$ 740
Total derivatives instruments designated as ASC 815 hedges	\$ 3,271	\$ 965
Derivatives instruments not designated as ASC 815 hedges		
Over-the-counter	\$ 161,183	\$ 146,909
Cleared	8,489	7,594
Exchange traded	91	99
Interest rate contracts	\$ 169,763	\$ 154,602
Over-the-counter	\$ 159,099	\$ 156,904
Cleared	1,900	1,671
Exchange traded	53	40
Foreign exchange contracts	\$ 161,052	\$ 158,615
Over-the-counter	\$ 18,253	\$ 21,527
Cleared	17	32
Exchange traded	11,623	12,249
Equity contracts	\$ 29,893	\$ 33,808
Over-the-counter	\$ 16,661	\$ 19,894
Exchange traded	894	795
Commodity and other contracts	\$ 17,555	\$ 20,689
Over-the-counter	\$ 6,967	\$ 6,155
Cleared	3,798	4,196
Credit derivatives	\$ 10,765	\$ 10,351
Total derivatives instruments not designated as ASC 815 hedges	\$ 389,028	\$ 378,065
Total derivatives	\$ 392,299	\$ 379,030
Cash collateral paid/received ⁽³⁾	\$ 11,518	\$ 13,906
Less: Netting agreements ⁽⁴⁾	(311,089)	(311,089)
Less: Netting cash collateral received/paid ⁽⁵⁾	(38,608)	(29,911)
Net receivables/payables included on the Consolidated Balance Sheet⁽⁶⁾	\$ 54,120	\$ 51,936
Additional amounts subject to an enforceable master netting agreement, but not offset on the Consolidated Balance Sheet		
Less: Cash collateral received/paid	\$ (767)	\$ (164)
Less: Non-cash collateral received/paid	(13,509)	(13,354)
Total net receivables/payables⁽⁶⁾	\$ 39,844	\$ 38,418

- (1) The derivatives fair values are presented in Note 24 to the Consolidated Financial Statements.
- (2) Over-the-counter (OTC) derivatives include derivatives executed and settled bilaterally with counterparties without the use of an organized exchange or central clearing house. Cleared derivatives include derivatives executed bilaterally with a counterparty in the OTC market, but then novated to a central clearing house, whereby the central clearing house becomes the counterparty to both of the original counterparties. Exchange-traded derivatives include derivatives executed directly on an organized exchange that provides pre-trade price transparency.
- (3) Reflects the net amount of the \$41,429 million and \$52,514 million of gross cash collateral paid and received, respectively. Of the gross cash collateral paid, \$29,911 million was used to offset trading derivative liabilities and, of the gross cash collateral received, \$38,608 million was used to offset trading derivative assets.
- (4) Represents the netting of balances with the same counterparty under enforceable netting agreements. Approximately \$296 billion, \$4 billion and \$11 billion of the netting against trading account asset/liability balances is attributable to each of the OTC, cleared and exchange-traded derivatives, respectively.
- (5) Represents the netting of cash collateral paid and received by counterparties under enforceable credit support agreements. Substantially all netting of cash collateral received and paid is against OTC derivative assets and liabilities, respectively.

(6) The net receivables/payables include approximately \$5 billion of derivative asset and \$7 billion of derivative liability fair values not subject to enforceable master netting agreements, respectively.

For the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017, the amounts recognized in *Principal transactions* in the Consolidated Statement of Income include certain derivatives not designated in a qualifying hedging relationship. Citigroup presents this disclosure by business classification, showing derivative gains and losses related to its trading activities together with gains and losses related to non-derivative instruments within the same trading portfolios, as this represents how these portfolios are risk managed. See Note 6 to the Consolidated Financial Statements for further information.

The amounts recognized in *Other revenue* in the Consolidated Statement of Income related to derivatives not designated in a qualifying hedging relationship are shown below. The table below does not include any offsetting gains (losses) on the economically hedged items to the extent that such amounts are also recorded in *Other revenue*.

In millions of dollars	Gains (losses) included in Other revenue			
	Year ended December 31,			
	2019	2018	2017	
Interest rate contracts	\$ 57	\$ (25)	\$ (73)	
Foreign exchange	(29)	(197)	2,062	
Total	\$ 28	\$ (222)	\$ 1,989	

Accounting for Derivative Hedging

Citigroup accounts for its hedging activities in accordance with ASC 815, *Derivatives and Hedging*. As a general rule, hedge accounting is permitted where the Company is exposed to a particular risk, such as interest rate or foreign exchange risk, that causes changes in the fair value of an asset or liability or variability in the expected future cash flows of an existing asset, liability or a forecasted transaction that may affect earnings.

Derivative contracts hedging the risks associated with changes in fair value are referred to as fair value hedges, while contracts hedging the variability of expected future cash flows are cash flow hedges. Hedges that utilize derivatives or debt instruments to manage the foreign exchange risk associated with equity investments in non-U.S.-dollar-functional-currency foreign subsidiaries (net investment in a foreign operation) are net investment hedges.

To qualify as an accounting hedge under the hedge accounting rules (versus an economic hedge where hedge accounting is not applied), a hedging relationship must be highly effective in offsetting the risk designated as being hedged. The hedging relationship must be formally documented at inception, detailing the particular risk management objective and strategy for the hedge. This includes the item and risk(s) being hedged, the hedging instrument being used and how effectiveness will be assessed. The effectiveness of these hedging relationships is evaluated at hedge inception and on an ongoing basis both on a retrospective and prospective basis, typically using quantitative measures of correlation, with hedge

ineffectiveness measured and recorded in current earnings. Hedge effectiveness assessment methodologies are performed in a similar manner for similar hedges, and are used consistently throughout the hedging relationships. The assessment of effectiveness may exclude changes in the value of the hedged item that are unrelated to the risks being hedged and the changes in fair value of the derivative associated with time value. Prior to January 1, 2018, these excluded items were recognized in current earnings for the hedging derivative, while changes in the value of a hedged item that were not related to the hedged risk were not recorded. Upon adoption of ASC 2017-12, Citi excludes changes in the cross-currency basis associated with cross-currency swaps from the assessment of hedge effectiveness and records it in *Other comprehensive income*.

Discontinued Hedge Accounting

A hedging instrument must be highly effective in accomplishing the hedge objective of offsetting either changes in the fair value or cash flows of the hedged item for the risk being hedged. Management may voluntarily de-designate an accounting hedge at any time, but if a hedging relationship is not highly effective, it no longer qualifies for hedge accounting and must be de-designated. Subsequent changes in the fair value of the derivative are recognized in *Other revenue* or *Principal transactions*, similar to trading derivatives, with no offset recorded related to the hedged item.

For fair value hedges, any changes in the fair value of the hedged item remain as part of the basis of the asset or liability and are ultimately realized as an element of the yield on the item. For cash flow hedges, changes in fair value of the end-user derivative remain in *Accumulated other comprehensive income (loss) (AOCI)* and are included in the earnings of future periods when the forecasted hedged cash flows impact earnings. However, if it becomes probable that some or all of the hedged forecasted transactions will not occur, any amounts that remain in *AOCI* related to these transactions must be immediately reflected in *Other revenue*.

The foregoing criteria are applied on a decentralized basis, consistent with the level at which market risk is managed, but are subject to various limits and controls. The underlying asset, liability or forecasted transaction may be an individual item or a portfolio of similar items.

Fair Value Hedges

Hedging of Benchmark Interest Rate Risk

Citigroup's fair value hedges are primarily hedges of fixed-rate long-term debt or assets, such as available-for-sale debt securities or loans.

For qualifying fair value hedges of interest rate risk, the changes in the fair value of the derivative and the change in the fair value of the hedged item attributable to the hedged risk are presented within *Interest revenue* or *Interest expense* based on whether the hedged item is an asset or a liability.

In the first quarter of 2019, Citigroup executed a last-of-layer hedge, which permits an entity to hedge the interest rate risk of a stated portion of a closed portfolio of prepayable financial assets that are expected to remain outstanding for the designated tenor of the hedge. In accordance with ASC 815, an entity may exclude prepayment risk when measuring the change in fair value of the hedged item attributable to interest rate risk under the last-of-layer approach. Similar to other fair value hedges, where the hedged item is an asset, the fair value of the hedged item attributable to interest rate risk will be presented in *Interest revenue* along with the change in the fair value of the hedging instrument.

Hedging of Foreign Exchange Risk

Citigroup hedges the change in fair value attributable to foreign exchange rate movements in available-for-sale debt securities and long-term debt that are denominated in currencies other than the functional currency of the entity holding the securities or issuing the debt. The hedging instrument is generally a forward foreign exchange contract or a cross-currency swap contract. Citigroup considers the premium associated with forward contracts (i.e., the differential between the spot and contractual forward rates) as the cost of hedging; this amount is excluded from the assessment of hedge effectiveness and is generally reflected directly in earnings over the life of the hedge. Citi also excludes changes in cross-currency basis associated with cross-currency swaps from the assessment of hedge effectiveness and records it in *Other comprehensive income*.

Hedging of Commodity Price Risk

Citigroup hedges the change in fair value attributable to spot price movements in physical commodities inventory. The hedging instrument is a futures contract to sell the underlying commodity. In this hedge, the change in the value of the hedged inventory is reflected in earnings, which offsets the change in the fair value of the futures contract that is also reflected in earnings. Although the change in the fair value of the hedging instrument recorded in earnings includes changes in forward rates, Citigroup excludes the differential between the spot and the contractual forward rates under the futures contract from the assessment of hedge effectiveness and reflects it directly in earnings over the life of the hedge.

The following table summarizes the gains (losses) on the Company's fair value hedges:

Gains (losses) on fair value hedges⁽¹⁾

In millions of dollars	Year Ended December 31,					
	2019		2018		2017 ⁽²⁾	
	Other revenue	Net interest revenue	Other revenue	Net interest revenue	Other revenue	
Gain (loss) on the hedging derivatives included in assessment of the effectiveness of fair value hedges						
Interest rate hedges	\$ —	\$ 2,273	\$ —	\$ 794	\$ (891)	
Foreign exchange hedges	337	—	(2,064)	—	(824)	
Commodity hedges	(33)	—	(123)	—	(17)	
Total gain (loss) on the hedging derivatives included in assessment of the effectiveness of fair value hedges	\$ 304	\$ 2,273	\$ (2,187)	\$ 794	\$ (1,732)	
Gain (loss) on the hedged item in designated and qualifying fair value hedges						
Interest rate hedges	\$ —	\$ (2,085)	\$ —	\$ (747)	\$ 853	
Foreign exchange hedges	(337)	—	2,064	—	969	
Commodity hedges	33	—	124	—	18	
Total gain (loss) on the hedged item in designated and qualifying fair value hedges	\$ (304)	\$ (2,085)	\$ 2,188	\$ (747)	\$ 1,840	
Net gain (loss) on the hedging derivatives excluded from assessment of the effectiveness of fair value hedges						
Interest rate hedges	\$ —	\$ 3	\$ —	\$ (5)	\$ (7)	
Foreign exchange hedges ⁽³⁾	(109)	—	(4)	—	96	
Commodity hedges	41	—	(19)	—	1	
Total net gain (loss) on the hedging derivatives excluded from assessment of the effectiveness of fair value hedges	\$ (68)	\$ 3	\$ (23)	\$ (5)	\$ 90	

- (1) Beginning January 1, 2018, gain (loss) amounts for interest rate risk hedges are included in *Interest income/Interest expense*, while the remaining amounts including the amounts for interest rate hedges prior to January 1, 2018 are included in *Other revenue or Principal transactions* on the Consolidated Statement of Income. The accrued interest income on fair value hedges both prior to and after January 1, 2018 is recorded in *Net interest revenue* and is excluded from this table.
- (2) Hedge ineffectiveness recognized in earnings on designated and qualifying fair value hedges for the year ended December 31, 2017 was \$(31) million for interest rate hedges and \$49 million for foreign exchange hedges, for a total of \$18 million.
- (3) Amounts relate to the premium associated with forward contracts (differential between spot and contractual forward rates) that are excluded from the assessment of hedge effectiveness and are generally reflected directly in earnings. After January 1, 2018, amounts related to cross-currency basis, which are recognized in *AOCI*, are not reflected in the table above. The amount of cross-currency basis that was included in *AOCI* was \$33 million and \$(74) million for the years ended December 31, 2019 and 2018, respectively.

Cumulative Basis Adjustment

Upon electing to apply ASC 815 fair value hedge accounting, the carrying value of the hedged item is adjusted to reflect the cumulative changes in the hedged risk. The hedge basis adjustment, whether from an active or de-designated hedge relationship, remains with the hedged item until the hedged item is derecognized from the balance sheet. The table below presents the carrying amount of Citi's hedged assets and liabilities under qualifying fair value hedges at December 31, 2019 and 2018, along with the cumulative hedge basis adjustments included in the carrying value of those hedged assets and liabilities, that would reverse through earnings in future periods.

In millions of dollars

Balance sheet line item in which hedged item is recorded	Carrying amount of hedged asset/ liability	Cumulative fair value hedging adjustment increasing (decreasing) the carrying amount	
		Active	De-designated
As of December 31, 2019			
Debt securities			
AFS ⁽¹⁾	\$ 94,659	\$ (114)	\$ 743
Long-term debt	157,387	2,334	3,445
As of December 31, 2018			
Debt securities			
AFS ⁽²⁾	\$ 81,632	\$ (196)	\$ 295
Long-term debt	\$ 149,054	\$ 1,211	\$ 869

- (1) These amounts include a cumulative basis adjustment of \$(8) million for active hedges and \$157 million for de-designated hedges as of December 31, 2019 related to certain prepayable financial assets designated as the hedged item in a fair value hedge using the last-of-layer approach. The Company designated approximately \$605 million as the hedged amount (from a closed portfolio of prepayable financial assets with a carrying value of \$20 billion as of December 31, 2019) in a last-of-layer hedging relationship, which commenced in the first quarter of 2019.
- (2) Carrying amount represents the amortized cost.

Cash Flow Hedges

Citigroup hedges the variability of forecasted cash flows due to changes in contractually specified interest rates associated with floating-rate assets/liabilities and other forecasted transactions. Variable cash flows from those liabilities are synthetically converted to fixed-rate cash flows by entering into receive-variable, pay-fixed interest rate swaps and receive-variable, pay-fixed forward-starting interest rate swaps. Variable cash flows associated with certain assets are synthetically converted to fixed-rate cash flows by entering into receive-fixed, pay-variable interest rate swaps. These cash flow hedging relationships use either regression analysis or dollar-offset ratio analysis to assess whether the hedging relationships are highly effective at inception and on an ongoing basis. Prior to the adoption of ASU 2017-12, Citigroup designated the risk being hedged as the risk of overall variability in the hedged cash flows for certain items.

With the adoption of ASU 2017-12, Citigroup hedges the variability from changes in a contractually specified rate and recognizes the entire change in fair value of the cash flow hedging instruments in *AOCI*. Prior to the adoption of ASU 2017-12, to the extent that these derivatives were not fully effective, changes in their fair values in excess of changes in the value of the hedged transactions were immediately included in *Other revenue*. With the adoption of ASU 2017-12, such amounts are no longer required to be immediately recognized in income, but instead the full change in the value of the hedging instrument is required to be recognized in *AOCI*, and then recognized in earnings in the same period that the cash flows impact earnings. The pretax change in *AOCI* from cash flow hedges is presented below:

<i>In millions of dollars</i>	2019		2018		2017
Amount of gain (loss) recognized in <i>AOCI</i> on derivatives					
Interest rate contracts	\$	746	\$	(361)	\$ (165)
Foreign exchange contracts		(17)		5	(8)
Total gain (loss) recognized in <i>AOCI</i>	\$	729	\$	(356)	\$ (173)
Amount of gain (loss) reclassified from <i>AOCI</i> to earnings⁽¹⁾	Other revenue	Net Interest revenue	Other revenue	Net interest revenue	Other revenue
Interest rate contracts	\$	—	\$	(384)	\$ (126)
Foreign exchange contracts		(7)		(17)	(10)
Total gain (loss) reclassified from <i>AOCI</i> into earnings	\$	(7)	\$	(384)	\$ (136)
Net pretax change in cash flow hedges included within <i>AOCI</i>	\$	1,120	\$	(38)	\$ (37)

(1) All amounts reclassified into earnings for interest rate contracts are included in *Interest income/Interest expense (Net interest revenue)*. For all other hedges, the amounts reclassified to earnings are included primarily in *Other revenue* and *Net interest revenue* in the Consolidated Statement of Income.

For cash flow hedges, the entire change in the fair value of the hedging derivative is recognized in *AOCI* and then reclassified to earnings in the same period that the forecasted hedged cash flows impact earnings. The net gain (loss) associated with cash flow hedges expected to be reclassified from *AOCI* within 12 months of December 31, 2019 is approximately \$84 million. The maximum length of time over which forecasted cash flows are hedged is 10 years.

The after-tax impact of cash flow hedges on *AOCI* is shown in Note 19 to the Consolidated Financial Statements.

Net Investment Hedges

Consistent with ASC 830-20, *Foreign Currency Matters—Foreign Currency Transactions*, ASC 815 allows the hedging of the foreign currency risk of a net investment in a foreign operation. Citigroup uses foreign currency forwards, cross-currency swaps, options and foreign currency-denominated debt instruments to manage the foreign exchange risk associated with Citigroup's equity investments in several non-U.S.-dollar-functional-currency foreign subsidiaries. Citigroup records the change in the carrying amount of these investments in Foreign currency translation adjustment within *AOCL*. Simultaneously, the effective portion of the hedge of this exposure is also recorded in Foreign currency translation adjustment and any ineffective portion is immediately recorded in earnings.

For derivatives designated as net investment hedges, Citigroup follows the forward-rate method outlined in ASC 815-35-35. According to that method, all changes in fair value, including changes related to the forward-rate component of the foreign currency forward contracts and the time value of foreign currency options, are recorded in Foreign currency translation adjustment within *AOCL*.

For foreign currency-denominated debt instruments that are designated as hedges of net investments, the translation gain or loss that is recorded in Foreign currency translation adjustment is based on the spot exchange rate between the functional currency of the respective subsidiary and the U.S. dollar, which is the functional currency of Citigroup. To the extent that the notional amount of the hedging instrument exactly matches the hedged net investment, and the underlying exchange rate of the derivative hedging instrument relates to the exchange rate between the functional currency of the net investment and Citigroup's functional currency (or, in the case of a non-derivative debt instrument, such instrument is denominated in the functional currency of the net investment), no ineffectiveness is recorded in earnings.

The pretax gain (loss) recorded in Foreign currency translation adjustment within *AOCL*, related to net investment hedges, is \$(556) million, \$1,207 million and \$2,528 million for the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017, respectively.

Economic Hedges

Citigroup often uses economic hedges when hedge accounting would be too complex or operationally burdensome. End-user derivatives that are economic hedges are carried at fair value, with changes in value included in either *Principal transactions* or *Other revenue*.

For asset/liability management hedging, fixed-rate long-term debt is recorded at amortized cost under GAAP.

For other hedges that either do not meet the ASC 815 hedging criteria or for which management decides not to apply ASC 815 hedge accounting, the derivative is recorded at fair value on the balance sheet with the associated changes in fair value recorded in earnings, while the debt continues to be carried at amortized cost. Therefore, current earnings are affected by the interest rate shifts and other factors that cause a change in the swap's value, but for which no offsetting change in value is recorded on the debt.

Citigroup may alternatively elect to account for the debt at fair value under the fair value option. Once the irrevocable election is made upon issuance of the debt, the full change in fair value of the debt is reported in earnings. The changes in fair value of the related interest rate swap are also reflected in earnings, which provides a natural offset to the debt's fair value change. To the extent that the two amounts differ because the full change in the fair value of the debt includes risks not offset by the interest rate swap, the difference is automatically captured in current earnings.

Additional economic hedges include hedges of the credit risk component of commercial loans and loan commitments. Citigroup periodically evaluates its hedging strategies in other areas and may designate either an accounting hedge or an economic hedge after considering the relative costs and benefits. Economic hedges are also employed when the hedged item itself is marked to market through current earnings, such as hedges of commitments to originate one- to four-family mortgage loans to be HFS and MSRs.

Credit Derivatives

Citi is a market maker and trades a range of credit derivatives. Through these contracts, Citi either purchases or writes protection on either a single name or a portfolio of reference credits. Citi also uses credit derivatives to help mitigate credit risk in its corporate and consumer loan portfolios and other cash positions and to facilitate client transactions.

Citi monitors its counterparty credit risk in credit derivative contracts. As of both December 31, 2019 and 2018, approximately 98% of the gross receivables are from counterparties with which Citi maintains collateral agreements. A majority of Citi's top 15 counterparties (by receivable balance owed to Citi) are central clearing houses, banks, financial institutions or other dealers. Contracts with these counterparties do not include ratings-based termination events. However, counterparty ratings downgrades may have an incremental effect by lowering the threshold at which Citi may call for additional collateral.

The range of credit derivatives entered into includes credit default swaps, total return swaps, credit options and credit-linked notes.

A credit default swap is a contract in which, for a fee, a protection seller agrees to reimburse a protection buyer for any losses that occur due to a predefined credit event on a reference entity. These credit events are defined by the terms of the derivative contract and the reference credit and are generally limited to the market standard of failure to pay on indebtedness and bankruptcy of the reference credit and, in a more limited range of transactions, debt restructuring. Credit derivative transactions that reference emerging market entities also typically include additional credit events to cover the acceleration of indebtedness and the risk of repudiation or a payment moratorium. In certain transactions, protection may be provided on a portfolio of reference entities or asset-backed securities. If there is no credit event, as defined by the specific derivative contract, then the protection seller makes no payments to the protection buyer and receives only the contractually specified fee. However, if a credit event occurs as defined in the specific derivative contract sold, the

protection seller will be required to make a payment to the protection buyer. Under certain contracts, the seller of protection may not be required to make a payment until a specified amount of losses has occurred with respect to the portfolio and/or may only be required to pay for losses up to a specified amount.

A total return swap typically transfers the total economic performance of a reference asset, which includes all associated cash flows, as well as capital appreciation or depreciation. The protection buyer receives a floating rate of interest and any depreciation on the reference asset from the protection seller and, in return, the protection seller receives the cash flows associated with the reference asset plus any appreciation. Thus, according to the total return swap agreement, the protection seller will be obligated to make a payment any time the floating interest rate payment plus any depreciation of the reference asset exceeds the cash flows associated with the underlying asset. A total return swap may terminate upon a default of the reference asset or a credit event with respect to the reference entity, subject to the provisions of the related total return swap agreement between the protection seller and the protection buyer.

A credit option is a credit derivative that allows investors to trade or hedge changes in the credit quality of a reference entity. For example, in a credit spread option, the option writer assumes the obligation to purchase or sell credit protection on the reference entity at a specified "strike" spread level. The option purchaser buys the right to sell credit default protection on the reference entity to, or purchase it from, the option writer at the strike spread level. The payments on credit spread options depend either on a particular credit spread or the price of the underlying credit-sensitive asset or other reference entity. The options usually terminate if a credit event occurs with respect to the underlying reference entity.

A credit-linked note is a form of credit derivative structured as a debt security with an embedded credit default swap. The purchaser of the note effectively provides credit protection to the issuer by agreeing to receive a return that could be negatively affected by credit events on the underlying reference credit. If the reference entity defaults, the note may be cash settled or physically settled by delivery of a debt security of the reference entity. Thus, the maximum amount of the note purchaser's exposure is the amount paid for the credit-linked note.

The following tables summarize the key characteristics of Citi's credit derivatives portfolio by counterparty and derivative form:

<i>In millions of dollars at December 31, 2019</i>	Fair values		Notionals	
	Receivable ⁽¹⁾	Payable ⁽²⁾	Protection purchased	Protection sold
By industry of counterparty				
Banks	\$ 4,017	\$ 4,102	\$ 172,461	\$ 169,546
Broker-dealers	1,724	1,528	54,843	53,846
Non-financial	92	76	2,601	1,968
Insurance and other financial institutions	4,576	5,032	474,021	378,027
Total by industry of counterparty	\$ 10,409	\$ 10,738	\$ 703,926	\$ 603,387
By instrument				
Credit default swaps and options	\$ 9,759	\$ 9,791	\$ 685,643	\$ 593,850
Total return swaps and other	650	947	18,283	9,537
Total by instrument	\$ 10,409	\$ 10,738	\$ 703,926	\$ 603,387
By rating of reference entity				
Investment grade	\$ 4,579	\$ 4,578	\$ 560,806	\$ 470,778
Non-investment grade	5,830	6,160	143,120	132,609
Total by rating of reference entity	\$ 10,409	\$ 10,738	\$ 703,926	\$ 603,387
By maturity				
Within 1 year	\$ 1,806	\$ 2,181	\$ 231,135	\$ 176,188
From 1 to 5 years	7,275	7,265	414,237	379,915
After 5 years	1,328	1,292	58,554	47,284
Total by maturity	\$ 10,409	\$ 10,738	\$ 703,926	\$ 603,387

(1) The fair value amount receivable is composed of \$3,415 million under protection purchased and \$6,994 million under protection sold.

(2) The fair value amount payable is composed of \$7,793 million under protection purchased and \$2,945 million under protection sold.

<i>In millions of dollars at December 31, 2018</i>	Fair values		Notionals	
	Receivable ⁽¹⁾	Payable ⁽²⁾	Protection purchased	Protection sold
By industry of counterparty				
Banks	\$ 4,785	\$ 4,432	\$ 214,842	\$ 218,273
Broker-dealers	1,706	1,612	62,904	63,014
Non-financial	64	87	2,687	1,192
Insurance and other financial institutions	4,210	4,220	515,216	442,460
Total by industry of counterparty	\$ 10,765	\$ 10,351	\$ 795,649	\$ 724,939
By instrument				
Credit default swaps and options	\$ 10,030	\$ 9,755	\$ 771,865	\$ 712,623
Total return swaps and other	735	596	23,784	12,316
Total by instrument	\$ 10,765	\$ 10,351	\$ 795,649	\$ 724,939
By rating of reference entity				
Investment grade	\$ 4,725	\$ 4,544	\$ 637,790	\$ 568,849
Non-investment grade	6,040	5,807	157,859	156,090
Total by rating of reference entity	\$ 10,765	\$ 10,351	\$ 795,649	\$ 724,939
By maturity				
Within 1 year	\$ 2,037	\$ 2,063	\$ 251,994	\$ 225,597
From 1 to 5 years	6,720	6,414	493,096	456,409
After 5 years	2,008	1,874	50,559	42,933
Total by maturity	\$ 10,765	\$ 10,351	\$ 795,649	\$ 724,939

(1) The fair value amount receivable is composed of \$5,126 million under protection purchased and \$5,639 million under protection sold.

(2) The fair value amount payable is composed of \$5,882 million under protection purchased and \$4,469 million under protection sold.

Fair values included in the above tables are prior to application of any netting agreements and cash collateral. For notional amounts, Citi generally has a mismatch between the total notional amounts of protection purchased and sold, and it may hold the reference assets directly rather than entering into offsetting credit derivative contracts as and when desired. The open risk exposures from credit derivative contracts are largely matched after certain cash positions in reference assets are considered and after notional amounts are adjusted, either to a duration-based equivalent basis or to reflect the level of subordination in tranching structures. The ratings of the credit derivatives portfolio presented in the tables and used to evaluate payment/performance risk are based on the assigned internal or external ratings of the reference asset or entity. Where external ratings are used, investment-grade ratings are considered to be "Baa/BBB" and above, while anything below is considered non-investment grade. Citi's internal ratings are in line with the related external rating system.

Citigroup evaluates the payment/performance risk of the credit derivatives for which it stands as a protection seller based on the credit rating assigned to the underlying reference credit. Credit derivatives written on an underlying non-investment grade reference credit represent greater payment risk to the Company. The non-investment grade category in the table above also includes credit derivatives where the underlying reference entity has been downgraded subsequent to the inception of the derivative.

The maximum potential amount of future payments under credit derivative contracts presented in the table above is based on the notional value of the derivatives. The Company believes that the notional amount for credit protection sold is not representative of the actual loss exposure based on historical experience. This amount has not been reduced by the value of the reference assets and the related cash flows. In accordance with most credit derivative contracts, should a credit event occur, the Company usually is liable for the difference between the protection sold and the value of the reference assets. Furthermore, the notional amount for credit protection sold has not been reduced for any cash collateral paid to a given counterparty, as such payments would be calculated after netting all derivative exposures, including any credit derivatives with that counterparty in accordance with a related master netting agreement. Due to such netting processes, determining the amount of collateral that corresponds to credit derivative exposures alone is not possible. The Company actively monitors open credit-risk exposures and manages this exposure by using a variety of strategies, including purchased credit derivatives, cash collateral or direct holdings of the referenced assets. This risk mitigation activity is not captured in the table above.

Credit Risk-Related Contingent Features in Derivatives

Certain derivative instruments contain provisions that require the Company to either post additional collateral or immediately settle any outstanding liability balances upon the occurrence of a specified event related to the credit risk of the Company. These events, which are defined by the existing derivative contracts, are primarily downgrades in the credit ratings of the Company and its affiliates.

The fair value (excluding CVA) of all derivative instruments with credit risk-related contingent features that were in a net liability position at both December 31, 2019 and 2018 was \$30 billion and \$33 billion, respectively. The Company posted \$28 billion and \$33 billion as collateral for this exposure in the normal course of business as of December 31, 2019 and 2018, respectively.

A downgrade could trigger additional collateral or cash settlement requirements for the Company and certain affiliates. In the event that Citigroup and Citibank were downgraded a single notch by all three major rating agencies as of December 31, 2019, the Company could be required to post an additional \$0.6 billion as either collateral or settlement of the derivative transactions. In addition, the Company could be required to segregate with third-party custodians collateral previously received from existing derivative counterparties in the amount of \$0.2 billion upon the single notch downgrade, resulting in aggregate cash obligations and collateral requirements of approximately \$0.8 billion.

Derivatives Accompanied by Financial Asset Transfers

The Company executes total return swaps that provide it with synthetic exposure to substantially all of the economic return of the securities or other financial assets referenced in the contract. In certain cases, the derivative transaction is accompanied by the Company's transfer of the referenced financial asset to the derivative counterparty, most typically in response to the derivative counterparty's desire to hedge, in whole or in part, its synthetic exposure under the derivative contract by holding the referenced asset in funded form. In certain jurisdictions these transactions qualify as sales, resulting in derecognition of the securities transferred (see Note 1 to the Consolidated Financial Statements for further discussion of the related sale conditions for transfers of financial assets). For a significant portion of the transactions, the Company has also executed another total return swap where the Company passes on substantially all of the economic return of the referenced securities to a different third party seeking the exposure. In those cases, the Company is not exposed, on a net basis, to changes in the economic return of the referenced securities.

These transactions generally involve the transfer of the Company's liquid government bonds, convertible bonds or publicly traded corporate equity securities from the trading portfolio and are executed with third-party financial institutions. The accompanying derivatives are typically total return swaps. The derivatives are cash settled and subject to ongoing margin requirements.

When the conditions for sale accounting are met, the Company reports the transfer of the referenced financial asset as a sale and separately reports the accompanying derivative

transaction. These transactions generally do not result in a gain or loss on the sale of the security, because the transferred security was held at fair value in the Company's trading portfolio. For transfers of financial assets accounted for as a sale by the Company and for which the Company has retained substantially all of the economic exposure to the transferred asset through a total return swap executed with the same counterparty in contemplation of the initial sale (and still outstanding), both the asset amounts derecognized and the gross cash proceeds received as of the date of derecognition were \$5.8 billion and \$4.6 billion as of December 31, 2019 and 2018, respectively.

At December 31, 2019, the fair value of these previously derecognized assets was \$5.9 billion. The fair value of the total return swaps as of December 31, 2019 was \$117 million recorded as gross derivative assets and \$43 million recorded as gross derivative liabilities. At December 31, 2018, the fair value of these previously derecognized assets was \$4.5 billion, and the fair value of the total return swaps was \$55 million recorded as gross derivative assets and \$40 million recorded as gross derivative liabilities.

The balances for the total return swaps are on a gross basis, before the application of counterparty and cash collateral netting, and are included primarily as equity derivatives in the tabular disclosures in this Note.

23. CONCENTRATIONS OF CREDIT RISK

Concentrations of credit risk exist when changes in economic, industry or geographic factors similarly affect groups of counterparties whose aggregate credit exposure is material in relation to Citigroup's total credit exposure. Although Citigroup's portfolio of financial instruments is broadly diversified along industry, product and geographic lines, material transactions are completed with other financial institutions, particularly in the securities trading, derivatives and foreign exchange businesses.

In connection with the Company's efforts to maintain a diversified portfolio, the Company limits its exposure to any one geographic region, country or individual creditor and monitors this exposure on a continuous basis. At December 31, 2019, Citigroup's most significant concentration of credit risk was with the U.S. government and its agencies. The Company's exposure, which primarily results from trading assets and investments issued by the U.S. government and its agencies, amounted to \$250.9 billion and \$250.0 billion at December 31, 2019 and 2018, respectively. The Japanese and German governments and their agencies, which are rated investment grade by both Moody's and S&P, were the next largest exposures. The Company's exposure to Japan amounted to \$33.3 billion and \$28.8 billion at December 31, 2019 and 2018, respectively, and was composed of investment securities, loans and trading assets. The Company's exposure to Germany amounted to \$29.8 billion and \$45.6 billion at December 31, 2019 and 2018, respectively, and was composed of investment securities, loans and trading assets.

The Company's exposure to states and municipalities amounted to \$23.8 billion and \$27.9 billion at December 31, 2019 and 2018, respectively, and was composed of trading assets, investment securities, derivatives and lending activities.

24. FAIR VALUE MEASUREMENT

ASC 820-10, *Fair Value Measurement*, defines fair value, establishes a consistent framework for measuring fair value and requires disclosures about fair value measurements. Fair value is defined as the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date, and therefore represents an exit price. Among other things, the standard requires the Company to maximize the use of observable inputs and minimize the use of unobservable inputs when measuring fair value.

Under ASC 820-10, the probability of default of a counterparty is factored into the valuation of derivative and other positions as well as the impact of Citigroup's own credit risk on derivatives and other liabilities measured at fair value.

Fair Value Hierarchy

ASC 820-10 specifies a hierarchy of inputs based on whether the inputs are observable or unobservable. Observable inputs are developed using market data and reflect market participant assumptions, while unobservable inputs reflect the Company's market assumptions. These two types of inputs have created the following fair value hierarchy:

- Level 1: Quoted prices for *identical* instruments in active markets.
- Level 2: Quoted prices for *similar* instruments in active markets, quoted prices for identical or similar instruments in markets that are not active and model-derived valuations in which all significant inputs and significant value drivers are *observable* in active markets.
- Level 3: Valuations derived from valuation techniques in which one or more significant inputs or significant value drivers are *unobservable*.

As required under the fair value hierarchy, the Company considers relevant and observable market inputs in its valuations where possible. The frequency of transactions, the size of the bid-ask spread and the amount of adjustment necessary when comparing similar transactions are all factors in determining the relevance of observed prices in those markets.

Determination of Fair Value

For assets and liabilities carried at fair value, the Company measures fair value using the procedures set out below, irrespective of whether the assets and liabilities are measured at fair value as a result of an election or whether they are required to be measured at fair value.

When available, the Company uses quoted market prices to determine fair value and classifies such items as Level 1. In some specific cases where a market price is available, the Company will make use of acceptable practical expedients (such as matrix pricing) to calculate fair value, in which case the items are classified as Level 2.

The Company may also apply a price-based methodology, which utilizes, where available, quoted prices or other market information obtained from recent trading activity in positions with the same or similar characteristics to the position being valued. The frequency and size of transactions are among the factors that are driven by the liquidity of markets and determine the relevance of observed prices in those markets. If relevant and observable prices are available, those valuations may be classified as Level 2. When that is not the case, and there are one or more significant unobservable "price" inputs, then those valuations will be classified as Level 3. Furthermore, when less liquidity exists for a security or loan, a quoted price is stale, a significant adjustment to the price of a similar security or loan being valued, or prices from independent sources are insufficient to corroborate the valuation, the "price" inputs are considered unobservable and the fair value measurements are classified as Level 3.

If quoted market prices are not available, fair value is based upon internally developed valuation techniques that use, where possible, current market-based parameters, such as interest rates, currency rates and option volatilities. Items valued using such internally generated valuation techniques are classified according to the lowest level input or value driver that is significant to the valuation. Thus, an item may be classified as Level 3 even though there may be some significant inputs that are readily observable.

Fair value estimates from internal valuation techniques are verified, where possible, to prices obtained from independent vendors or brokers. Vendors' and brokers' valuations may be based on a variety of inputs ranging from observed prices to proprietary valuation models, and the Company assesses the quality and relevance of this information in determining the estimate of fair value. The following section describes the valuation methodologies used by the Company to measure various financial instruments at fair value, including an indication of the level in the fair value hierarchy in which each instrument is generally classified. Where appropriate, the description includes details of the valuation models, the key inputs to those models and any significant assumptions.

Market Valuation Adjustments

Generally, the unit of account for a financial instrument is the individual financial instrument. The Company applies market valuation adjustments that are consistent with the unit of account, which does not include adjustment due to the size of the Company's position, except as follows. ASC 820-10 permits an exception, through an accounting policy election, to measure the fair value of a portfolio of financial assets and financial liabilities on the basis of the net open risk position when certain criteria are met. Citi has elected to measure certain portfolios of financial instruments that meet those criteria, such as derivatives, on the basis of the net open risk position. The Company applies market valuation adjustments, including adjustments to account for the size of the net open risk position, consistent with market participant assumptions.

Valuation adjustments are applied to items classified as Level 2 or Level 3 in the fair value hierarchy to ensure that the fair value reflects the price at which the net open risk position could be exited. These valuation adjustments are based on the bid/offer spread for an instrument in the market. When Citi has elected to measure certain portfolios of financial investments, such as derivatives, on the basis of the net open risk position, the valuation adjustment may take into account the size of the position.

Credit valuation adjustments (CVA) and funding valuation adjustments (FVA) are applied to the relevant population of over-the-counter (OTC) derivative instruments where adjustments to reflect counterparty credit risk, own credit risk and term funding risk are required to estimate fair value. This principally includes derivatives with a base valuation (e.g., discounted using overnight indexed swap (OIS)) requiring adjustment for these effects, such as uncollateralized interest rate swaps. The CVA represents a portfolio-level adjustment to reflect the risk premium associated with the counterparty's (assets) or Citi's (liabilities) non-performance risk.

FVA reflect a market funding risk premium inherent in the uncollateralized portion of a derivative portfolio and in certain collateralized derivative portfolios that do not include standard credit support annexes (CSAs), such as where the CSA does not permit the reuse of collateral received. Citi's FVA methodology leverages the existing CVA methodology to estimate a funding exposure profile. The calculation of this exposure profile considers collateral agreements in which the terms do not permit the Company to reuse the collateral received, including where counterparties post collateral to third-party custodians.

Citi's CVA and FVA methodology consists of two steps:

- First, the exposure profile for each counterparty is determined using the terms of all individual derivative positions and a Monte Carlo simulation or other quantitative analysis to generate a series of expected cash flows at future points in time. The calculation of this exposure profile considers the effect of credit risk mitigants and sources of funding, including pledged cash or other collateral and any legal right of offset that exists with a counterparty through arrangements such as netting agreements. Individual derivative contracts that are subject to an enforceable master netting agreement with a counterparty are aggregated as a netting set for this purpose, since it is those aggregate net cash flows that are subject to nonperformance risk. This process identifies specific, point-in-time future cash flows that are subject to nonperformance risk and unsecured funding, rather than using the current recognized net asset or liability as a basis to measure the CVA and FVA.
- Second, for CVA, market-based views of default probabilities derived from observed credit spreads in the credit default swap (CDS) market are applied to the expected future cash flows determined in step one. Citi's own-credit CVA is determined using Citi-specific CDS spreads for the relevant tenor. Generally, counterparty

CVA is determined using CDS spread indices for each credit rating and tenor. For certain identified netting sets where individual analysis is practicable (e.g., exposures to counterparties with liquid CDSs), counterparty-specific CDS spreads are used. For FVA, a term structure of future liquidity spreads is applied to the expected future funding requirement.

The CVA and FVA are designed to incorporate a market view of the credit and funding risk, respectively, inherent in the derivative portfolio. However, most unsecured derivative instruments are negotiated bilateral contracts and are not commonly transferred to third parties. Derivative instruments are normally settled contractually or, if terminated early, are terminated at a value negotiated bilaterally between the counterparties. Thus, the CVA and FVA may not be realized upon a settlement or termination in the normal course of business. In addition, all or a portion of these adjustments may be reversed or otherwise adjusted in future periods in the event of changes in the credit or funding risk associated with the derivative instruments.

The table below summarizes the CVA and FVA applied to the fair value of derivative instruments at December 31, 2019 and 2018:

<i>In millions of dollars</i>	Credit and funding valuation adjustments contra-liability (contra-asset)	
	December 31, 2019	December 31, 2018
Counterparty CVA	\$ (705)	\$ (1,085)
Asset FVA	(530)	(544)
Citigroup (own-credit) CVA	341	482
Liability FVA	72	135
Total CVA—derivative instruments⁽¹⁾	\$ (822)	\$ (1,012)

(1) FVA is included with CVA for presentation purposes.

The table below summarizes pretax gains (losses) related to changes in CVA on derivative instruments, net of hedges, FVA on derivatives and debt valuation adjustments (DVA) on Citi's own fair value option (FVO) liabilities for the years indicated:

<i>In millions of dollars</i>	Credit/funding/debt valuation adjustments gain (loss)		
	2019	2018	2017
Counterparty CVA	\$ 149	\$ (109)	\$ 276
Asset FVA	13	46	90
Own-credit CVA	(131)	178	(153)
Liability FVA	(63)	56	(15)
Total CVA—derivative instruments	\$ (32)	\$ 171	\$ 198
DVA related to own FVO liabilities ⁽¹⁾	\$ (1,473)	\$ 1,415	\$ (680)
Total CVA and DVA⁽¹⁾	\$ (1,505)	\$ 1,586	\$ (482)

(1) See Notes 1, 17 and 19 to the Consolidated Financial Statements.

(2) FVA is included with CVA for presentation purposes.

Securities Purchased Under Agreements to Resell and Securities Sold Under Agreements to Repurchase

No quoted prices exist for these instruments, so fair value is determined using a discounted cash flow technique. Cash flows are estimated based on the terms of the contract, taking into account any embedded derivative or other features. These cash flows are discounted using interest rates appropriate to the maturity of the instrument as well as the nature of the underlying collateral. Generally, when such instruments are recorded at fair value, they are classified within Level 2 of the fair value hierarchy, as the inputs used in the valuation are readily observable. However, certain long-dated positions are classified within Level 3 of the fair value hierarchy.

Trading Account Assets and Liabilities—Trading Securities and Trading Loans

When available, the Company uses quoted market prices in active markets to determine the fair value of trading securities; such items are classified as Level 1 of the fair value hierarchy. Examples include government securities and exchange-traded equity securities.

For bonds and secondary market loans traded over the counter, the Company generally determines fair value utilizing valuation techniques, including discounted cash flows, price-based and internal models. Fair value estimates from these internal valuation techniques are verified, where possible, to prices obtained from independent sources, including third-party vendors. Vendors compile prices from various sources and may apply matrix pricing for similar bonds or loans where no price is observable. A price-based methodology utilizes, where available, quoted prices or other market information obtained from recent trading activity of assets with similar characteristics to the bond or loan being valued. The yields used in discounted cash flow models are derived from the same price information. Trading securities and loans priced using such methods are generally classified as Level 2. However, when less liquidity exists for a security or loan, a quoted price is stale, a significant adjustment to the price of a similar security or loan is necessary to reflect differences in the terms of the actual security or loan being valued, or prices from independent sources are insufficient to corroborate valuation, a loan or security is generally classified as Level 3. The price input used in a price-based methodology may be zero for a security, such as a subprime CDO, that is not receiving any principal or interest and is currently written down to zero.

When the Company's principal market for a portfolio of loans is the securitization market, the Company uses the securitization price to determine the fair value of the portfolio. The securitization price is determined from the assumed proceeds of a hypothetical securitization in the current market, adjusted for transformation costs (i.e., direct costs other than transaction costs) and securitization uncertainties such as market conditions and liquidity. As a result of the severe reduction in the level of activity in certain securitization markets since the second half of 2007,

observable securitization prices for certain directly comparable portfolios of loans have not been readily available. Therefore, such portfolios of loans are generally classified as Level 3 of the fair value hierarchy. However, for other loan securitization markets, such as commercial real estate loans, price verification of the hypothetical securitizations has been possible, since these markets have remained active. Accordingly, this loan portfolio is classified as Level 2 of the fair value hierarchy.

For most of the lending and structured direct subprime exposures, fair value is determined utilizing observable transactions where available, other market data for similar assets in markets that are not active and other internal valuation techniques. The valuation of certain asset-backed security (ABS) CDO positions utilizes prices based on the underlying assets of the ABS CDO.

Trading Account Assets and Liabilities—Derivatives

Exchange-traded derivatives, measured at fair value using quoted (i.e., exchange) prices in active markets, where available, are classified as Level 1 of the fair value hierarchy.

Derivatives without a quoted price in an active market and derivatives executed over the counter are valued using internal valuation techniques. These derivative instruments are classified as either Level 2 or Level 3 depending on the observability of the significant inputs to the model.

The valuation techniques depend on the type of derivative and the nature of the underlying instrument. The principal techniques used to value these instruments are discounted cash flows and internal models, such as derivative pricing models (e.g., Black-Scholes and Monte Carlo simulations).

The key inputs depend upon the type of derivative and the nature of the underlying instrument and include interest rate yield curves, foreign exchange rates, volatilities and correlation. The Company typically uses OIS curves as fair value measurement inputs for the valuation of certain derivatives.

Investments

The investments category includes available-for-sale debt and marketable equity securities whose fair values are generally determined by utilizing similar procedures described for trading securities above or, in some cases, using vendor pricing as the primary source.

Also included in investments are nonpublic investments in private equity and real estate entities. Determining the fair value of nonpublic securities involves a significant degree of management judgment, as no quoted prices exist and such securities are generally thinly traded. In addition, there may be transfer restrictions on private equity securities. The Company's process for determining the fair value of such securities utilizes commonly accepted valuation techniques, including comparables analysis. In determining the fair value of nonpublic securities, the Company also considers events such as a proposed sale of the investee company, initial public offerings, equity issuances or other observable transactions. Private equity securities are generally classified as Level 3 of the fair value hierarchy.

In addition, the Company holds investments in certain alternative investment funds that calculate NAV per share, including hedge funds, private equity funds and real estate funds. Investments in funds are generally classified as non-marketable equity securities carried at fair value. The fair values of these investments are estimated using the NAV per share of the Company's ownership interest in the funds where it is not probable that the investment will be realized at a price other than the NAV. Consistent with the provisions of ASU 2015-07, these investments have not been categorized within the fair value hierarchy and are not included in the tables below. See Note 13 to the Consolidated Financial Statements for additional information.

Short-Term Borrowings and Long-Term Debt

Where fair value accounting has been elected, the fair value of non-structured liabilities is determined by utilizing internal models using the appropriate discount rate for the applicable maturity. Such instruments are generally classified as Level 2 of the fair value hierarchy when all significant inputs are readily observable.

The Company determines the fair value of hybrid financial instruments, including structured liabilities, using the appropriate derivative valuation methodology (described above in "Trading Account Assets and Liabilities—Derivatives") given the nature of the embedded risk profile. Such instruments are classified as Level 2 or Level 3 depending on the observability of significant inputs to the model.

Items Measured at Fair Value on a Recurring Basis

The following tables present for each of the fair value hierarchy levels the Company's assets and liabilities that are measured at fair value on a recurring basis at December 31, 2019 and 2018. The Company may hedge positions that have been classified in the Level 3 category with other financial

instruments (hedging instruments) that may be classified as Level 3, but also with financial instruments classified as Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy. The effects of these hedges are presented gross in the following tables:

Fair Value Levels

In millions of dollars at December 31, 2019

	Level 1	Level 2	Level 3	Gross inventory	Netting ⁽¹⁾	Net balance
Assets						
Securities borrowed and purchased under agreements to resell	\$ —	\$ 254,253	\$ 303	\$ 254,556	\$ (101,363)	\$ 153,193
Trading non-derivative assets						
Trading mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	—	27,661	10	27,671	—	27,671
Residential	—	573	123	696	—	696
Commercial	—	1,632	61	1,693	—	1,693
Total trading mortgage-backed securities	\$ —	\$ 29,866	\$ 194	\$ 30,060	\$ —	\$ 30,060
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 26,159	\$ 3,736	\$ —	\$ 29,895	\$ —	\$ 29,895
State and municipal	—	2,573	64	2,637	—	2,637
Foreign government	50,948	20,326	52	71,326	—	71,326
Corporate	1,332	17,246	313	18,891	—	18,891
Equity securities	41,663	9,878	100	51,641	—	51,641
Asset-backed securities	—	1,539	1,177	2,716	—	2,716
Other trading assets ⁽²⁾	74	11,412	555	12,041	—	12,041
Total trading non-derivative assets	\$ 120,176	\$ 96,576	\$ 2,455	\$ 219,207	\$ —	\$ 219,207
Trading derivatives						
Interest rate contracts	\$ 7	\$ 196,493	\$ 1,168	\$ 197,668		
Foreign exchange contracts	1	107,022	547	107,570		
Equity contracts	83	28,148	240	28,471		
Commodity contracts	—	13,498	714	14,212		
Credit derivatives	—	9,960	449	10,409		
Total trading derivatives	\$ 91	\$ 355,121	\$ 3,118	\$ 358,330		
Cash collateral paid ⁽³⁾				\$ 17,926		
Netting agreements					\$ (274,970)	
Netting of cash collateral received					(44,353)	
Total trading derivatives	\$ 91	\$ 355,121	\$ 3,118	\$ 376,256	\$ (319,323)	\$ 56,933
Investments						
Mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ —	\$ 35,198	\$ 32	\$ 35,230	\$ —	\$ 35,230
Residential	—	793	—	793	—	793
Commercial	—	74	—	74	—	74
Total investment mortgage-backed securities	\$ —	\$ 36,065	\$ 32	\$ 36,097	\$ —	\$ 36,097
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 106,103	\$ 5,315	\$ —	\$ 111,418	\$ —	\$ 111,418
State and municipal	—	4,355	623	4,978	—	4,978
Foreign government	69,957	41,196	96	111,249	—	111,249
Corporate	5,150	6,076	45	11,271	—	11,271
Marketable equity securities	87	371	—	458	—	458
Asset-backed securities	—	500	22	522	—	522
Other debt securities	—	4,730	—	4,730	—	4,730
Non-marketable equity securities ⁽⁴⁾	—	93	441	534	—	534
Total investments	\$ 181,297	\$ 98,701	\$ 1,259	\$ 281,257	\$ —	\$ 281,257

Table continues on the next page.

<i>In millions of dollars at December 31, 2019</i>	Level 1	Level 2	Level 3	Gross inventory	Netting ⁽¹⁾	Net balance
Loans	\$ —	\$ 3,683	\$ 402	\$ 4,085	\$ —	\$ 4,085
Mortgage servicing rights	—	—	495	495	—	495
Non-trading derivatives and other financial assets measured on a recurring basis	\$ 5,628	\$ 7,201	\$ 1	\$ 12,830	\$ —	\$ 12,830
Total assets	\$ 307,192	\$ 815,535	\$ 8,033	\$ 1,148,686	\$ (420,686)	\$ 728,000
Total as a percentage of gross assets⁽⁵⁾	27.2%	72.1%	0.7%			
Liabilities						
Interest-bearing deposits	\$ —	\$ 2,104	\$ 215	\$ 2,319	\$ —	\$ 2,319
Securities loaned and sold under agreements to repurchase	—	111,567	757	112,324	(71,673)	40,651
Trading account liabilities						
Securities sold, not yet purchased	60,429	11,965	48	72,442	—	72,442
Other trading liabilities	—	24	—	24	—	24
Total trading liabilities	\$ 60,429	\$ 11,989	\$ 48	\$ 72,466	\$ —	\$ 72,466
Trading derivatives						
Interest rate contracts	\$ 8	\$ 176,480	\$ 1,167	\$ 177,655		
Foreign exchange contracts	—	110,180	552	110,732		
Equity contracts	144	28,506	1,836	30,486		
Commodity contracts	—	16,542	773	17,315		
Credit derivatives	—	10,233	505	10,738		
Total trading derivatives	\$ 152	\$ 341,941	\$ 4,833	\$ 346,926		
Cash collateral received⁽⁶⁾				\$ 14,391		
Netting agreements					\$ (274,970)	
Netting of cash collateral paid					(38,919)	
Total trading derivatives	\$ 152	\$ 341,941	\$ 4,833	\$ 361,317	\$ (313,889)	\$ 47,428
Short-term borrowings	\$ —	\$ 4,933	\$ 13	\$ 4,946	\$ —	\$ 4,946
Long-term debt	—	38,614	17,169	55,783	—	55,783
Total non-trading derivatives and other financial liabilities measured on a recurring basis	\$ 6,280	\$ 63	\$ —	\$ 6,343	\$ —	\$ 6,343
Total liabilities	\$ 66,861	\$ 511,211	\$ 23,035	\$ 615,498	\$ (385,562)	\$ 229,936
Total as a percentage of gross liabilities⁽⁵⁾	11.1%	85.0%	3.8%			

- (1) Represents netting of (i) the amounts due under securities purchased under agreements to resell and the amounts owed under securities sold under agreements to repurchase and (ii) derivative exposures covered by a qualifying master netting agreement and cash collateral offsetting.
- (2) Includes positions related to investments in unallocated precious metals, as discussed in Note 25 to the Consolidated Financial Statements. Also includes physical commodities accounted for at the lower of cost or fair value and unfunded credit products.
- (3) Reflects the net amount of \$56,845 million of gross cash collateral paid, of which \$38,919 million was used to offset trading derivative liabilities.
- (4) Amounts exclude \$0.2 billion of investments measured at net asset value (NAV) in accordance with ASU No. 2015-07, *Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosures for Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value per Share (or Its Equivalent)*.
- (5) Because the amount of the cash collateral paid/received has not been allocated to the Level 1, 2 and 3 subtotals, these percentages are calculated based on total assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis, excluding the cash collateral paid/received on derivatives.
- (6) Reflects the net amount of \$58,744 million of gross cash collateral received, of which \$44,353 million was used to offset trading derivative assets.

Fair Value Levels

In millions of dollars at December 31, 2018

	Level 1	Level 2	Level 3	Gross inventory	Netting ⁽¹⁾	Net balance
Assets						
Securities borrowed and purchased under agreements to resell	\$ —	\$ 214,570	\$ 115	\$ 214,685	\$ (66,984)	\$147,701
Trading non-derivative assets						
Trading mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	—	24,090	156	24,246	—	24,246
Residential	—	709	268	977	—	977
Commercial	—	1,323	77	1,400	—	1,400
Total trading mortgage-backed securities	\$ —	\$ 26,122	\$ 501	\$ 26,623	\$ —	\$ 26,623
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 26,439	\$ 4,802	\$ 1	\$ 31,242	\$ —	\$ 31,242
State and municipal	—	3,782	200	3,982	—	3,982
Foreign government	43,309	21,179	31	64,519	—	64,519
Corporate	1,026	14,510	360	15,896	—	15,896
Equity securities	36,342	7,308	153	43,803	—	43,803
Asset-backed securities	—	1,429	1,484	2,913	—	2,913
Other trading assets ⁽²⁾	3	12,198	818	13,019	—	13,019
Total trading non-derivative assets	\$ 107,119	\$ 91,330	\$ 3,548	\$ 201,997	\$ —	\$201,997
Trading derivatives						
Interest rate contracts	\$ 101	\$ 169,860	\$ 1,671	\$ 171,632		
Foreign exchange contracts	—	162,108	346	162,454		
Equity contracts	647	28,903	343	29,893		
Commodity contracts	—	16,788	767	17,555		
Credit derivatives	—	9,839	926	10,765		
Total trading derivatives	\$ 748	\$ 387,498	\$ 4,053	\$ 392,299		
Cash collateral paid ⁽³⁾				\$ 11,518		
Netting agreements					\$ (311,089)	
Netting of cash collateral received					(38,608)	
Total trading derivatives	\$ 748	\$ 387,498	\$ 4,053	\$ 403,817	\$ (349,697)	\$ 54,120
Investments						
Mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ —	\$ 42,988	\$ 32	\$ 43,020	\$ —	\$ 43,020
Residential	—	1,313	—	1,313	—	1,313
Commercial	—	172	—	172	—	172
Total investment mortgage-backed securities	\$ —	\$ 44,473	\$ 32	\$ 44,505	\$ —	\$ 44,505
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 107,577	\$ 9,645	\$ —	\$ 117,222	\$ —	\$117,222
State and municipal	—	8,498	708	9,206	—	9,206
Foreign government	58,252	42,371	68	100,691	—	100,691
Corporate	4,410	7,033	156	11,599	—	11,599
Marketable equity securities	206	14	—	220	—	220
Asset-backed securities	—	656	187	843	—	843
Other debt securities	—	3,972	—	3,972	—	3,972
Non-marketable equity securities ⁽⁴⁾	—	96	586	682	—	682
Total investments	\$ 170,445	\$ 116,758	\$ 1,737	\$ 288,940	\$ —	\$288,940

Table continues on the next page.

<i>In millions of dollars at December 31, 2018</i>	Level 1	Level 2	Level 3	Gross inventory	Netting ⁽¹⁾	Net balance
Loans	\$ —	\$ 2,946	\$ 277	\$ 3,223	\$ —	\$ 3,223
Mortgage servicing rights	—	—	584	584	—	584
Non-trading derivatives and other financial assets measured on a recurring basis	\$ 15,839	\$ 4,949	\$ —	\$ 20,788	\$ —	\$ 20,788
Total assets	\$ 294,151	\$ 818,051	\$ 10,314	\$ 1,134,034	\$ (416,681)	\$717,353
Total as a percentage of gross assets⁽⁵⁾	26.2%	72.9%	0.9%			
Liabilities						
Interest-bearing deposits	\$ —	\$ 980	\$ 495	\$ 1,475	\$ —	\$ 1,475
Securities loaned and sold under agreements to repurchase	—	110,511	983	111,494	(66,984)	44,510
Trading account liabilities						
Securities sold, not yet purchased	78,872	11,364	586	90,822	—	90,822
Other trading liabilities	—	1,547	—	1,547	—	1,547
Total trading liabilities	\$ 78,872	\$ 12,911	\$ 586	\$ 92,369	\$ —	\$ 92,369
Trading account derivatives						
Interest rate contracts	\$ 71	\$ 152,931	\$ 1,825	\$ 154,827		
Foreign exchange contracts	—	159,003	352	159,355		
Equity contracts	351	32,330	1,127	33,808		
Commodity contracts	—	19,904	785	20,689		
Credit derivatives	—	9,486	865	10,351		
Total trading derivatives	\$ 422	\$ 373,654	\$ 4,954	\$ 379,030		
Cash collateral received⁽⁶⁾				\$ 13,906		
Netting agreements					\$ (311,089)	
Netting of cash collateral paid					(29,911)	
Total trading derivatives	\$ 422	\$ 373,654	\$ 4,954	\$ 392,936	\$ (341,000)	\$ 51,936
Short-term borrowings	\$ —	\$ 4,446	\$ 37	\$ 4,483	\$ —	\$ 4,483
Long-term debt	—	25,659	12,570	38,229	—	38,229
Non-trading derivatives and other financial liabilities measured on a recurring basis	\$ 15,839	\$ 67	\$ —	\$ 15,906	\$ —	\$ 15,906
Total liabilities	\$ 95,133	\$ 528,228	\$ 19,625	\$ 656,892	\$ (407,984)	\$248,908
Total as a percentage of gross liabilities⁽⁵⁾	14.8%	82.1%	3.1%			

- (1) Represents netting of (i) the amounts due under securities purchased under agreements to resell and the amounts owed under securities sold under agreements to repurchase and (ii) derivative exposures covered by a qualifying master netting agreement and cash collateral offsetting.
- (2) Includes positions related to investments in unallocated precious metals, as discussed in Note 25 to the Consolidated Financial Statements. Also includes physical commodities accounted for at the lower of cost or fair value and unfunded credit products.
- (3) Reflects the net amount of \$41,429 million of gross cash collateral paid, of which \$29,911 million was used to offset trading derivative liabilities.
- (4) Amounts exclude \$0.2 billion of investments measured at net asset value (NAV) in accordance with ASU 2015-07, *Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosures for Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value per Share (or Its Equivalent)*.
- (5) Because the amount of the cash collateral paid/received has not been allocated to the Level 1, 2 and 3 subtotals, these percentages are calculated based on total assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis, excluding the cash collateral paid/received on derivatives.
- (6) Reflects the net amount of \$52,514 million of gross cash collateral received, of which \$38,608 million was used to offset trading derivative assets.

Changes in Level 3 Fair Value Category

The following tables present the changes in the Level 3 fair value category for the years ended December 31, 2019 and 2018. The gains and losses presented below include changes in the fair value related to both observable and unobservable inputs.

The Company often hedges positions with offsetting positions that are classified in a different level. For example, the gains and losses for assets and liabilities in the Level 3

category presented in the tables below do not reflect the effect of offsetting losses and gains on hedging instruments that may be classified in the Level 1 and Level 2 categories. In addition, the Company hedges items classified in the Level 3 category with instruments also classified in Level 3 of the fair value hierarchy. The hedged items and related hedges are presented gross in the following tables:

Level 3 Fair Value Rollforward

In millions of dollars	Dec. 31, 2018	Net realized/unrealized gains/losses included in		Transfers		Purchases	Issuances	Sales	Settlements	Dec. 31, 2019	Unrealized gains/ losses still held ⁽¹⁾
		Principal transactions	Other ⁽²⁾	into Level 3	out of Level 3						
Assets											
Securities borrowed and purchased under agreements to resell	\$ 115	\$ (5)	\$ —	\$ 191	\$ (4)	\$ 195	\$ —	\$ —	\$ (189)	\$ 303	\$ 3
Trading non-derivative assets											
Trading mortgage-backed securities											
U.S. government-sponsored agency guaranteed	156	—	—	54	(72)	160	(1)	(287)	—	10	1
Residential	268	15	—	86	(80)	227	—	(393)	—	123	10
Commercial	77	14	—	150	(105)	136	—	(211)	—	61	(4)
Total trading mortgage-backed securities	\$ 501	\$ 29	\$ —	\$ 290	\$ (257)	\$ 523	\$ (1)	\$ (891)	\$ —	\$ 194	\$ 7
U.S. Treasury and federal agency securities	1	(9)	—	—	—	20	—	(11)	(1)	—	—
State and municipal	200	(2)	—	1	(19)	2	—	(118)	—	64	(2)
Foreign government	31	28	—	12	(7)	88	—	(100)	—	52	1
Corporate	360	284	—	213	(86)	323	(29)	(742)	(10)	313	(11)
Marketable equity securities	153	(21)	—	13	(19)	117	—	(143)	—	100	(51)
Asset-backed securities	1,484	(65)	—	51	(127)	738	—	(904)	—	1,177	29
Other trading assets	818	(52)	—	97	(283)	598	36	(630)	(29)	555	(257)
Total trading non-derivative assets	\$ 3,548	\$ 192	\$ —	\$ 677	\$ (798)	\$ 2,409	\$ 6	\$ (3,539)	\$ (40)	\$ 2,455	\$ (284)
Trading derivatives, net⁽³⁾											
Interest rate contracts	\$ (154)	\$ 116	\$ —	\$ (129)	\$ 172	\$ 154	\$ 45	\$ (1)	\$ (202)	\$ 1	\$ 2,194
Foreign exchange contracts	(6)	(73)	—	152	(97)	113	—	(114)	20	(5)	(134)
Equity contracts	(784)	(425)	—	(213)	274	(111)	(147)	(8)	(182)	(1,596)	(422)
Commodity contracts	(18)	(121)	—	(15)	(15)	252	—	(133)	(9)	(59)	(33)
Credit derivatives	61	(412)	—	(114)	204	—	—	14	191	(56)	(289)
Total trading derivatives, net⁽³⁾	\$ (901)	\$ (915)	\$ —	\$ (319)	\$ 538	\$ 408	\$ (102)	\$ (242)	\$ (182)	\$ (1,715)	\$ 1,316

Table continues on the next page.

In millions of dollars	Dec. 31, 2018	Net realized/unrealized gains/losses included in		Transfers		Purchases	Issuances	Sales	Settlements	Dec. 31, 2019	Unrealized gains/ losses still held ⁽¹⁾	
		Principal transactions	Other ⁽²⁾	into Level 3	out of Level 3							
Investments												
Mortgage-backed securities												
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 32	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 32	(1)
Residential	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Commercial	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Total investment mortgage-backed securities	\$ 32	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 32	(1)
U.S. Treasury and federal agency securities												
State and municipal	708	—	86	14	(318)	430	—	(297)	—	623	82	
Foreign government	68	—	2	—	—	145	—	(119)	—	96	2	
Corporate	156	—	(14)	3	(94)	—	—	(6)	—	45	—	
Marketable equity securities	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Asset-backed securities	187	—	(11)	122	(612)	550	—	(214)	—	22	13	
Other debt securities	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Non-marketable equity securities	586	—	(11)	39	(1)	11	—	(151)	(32)	441	16	
Total investments	\$ 1,737	\$ —	\$ 52	\$ 178	\$ (1,025)	\$ 1,136	\$ —	\$ (787)	\$ (32)	\$ 1,259	\$ 112	
Loans												
Mortgage servicing rights	584	—	(84)	—	—	—	70	—	(75)	495	(68)	
Other financial assets measured on a recurring basis	—	—	96	6	(2)	2	32	(21)	(112)	1	18	
Liabilities												
Interest-bearing deposits	\$ 495	\$ —	(16)	10	(783)	—	843	—	(366)	\$ 215	(25)	
Securities loaned and sold under agreements to repurchase	983	121	—	1	4	—	—	(168)	58	757	(26)	
Trading account liabilities												
Securities sold, not yet purchased	586	122	—	68	(443)	19	—	(12)	(48)	48	3	
Other trading liabilities	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
Short-term borrowings	37	32	—	13	(42)	—	168	—	(131)	13	(1)	
Long-term debt	12,570	(2,140)	—	3,892	(5,188)	23	8,262	(5)	(4,525)	17,169	(3,300)	
Other financial liabilities measured on a recurring basis	—	—	4	5	—	—	4	—	(5)	—	—	

- (1) Changes in fair value of available-for-sale investments are recorded in *AOCI*, unless related to other-than-temporary impairment, while gains and losses from sales are recorded in *Realized gains (losses) from sales of investments* in the Consolidated Statement of Income.
- (2) Unrealized gains (losses) on MSRs are recorded in *Other revenue* in the Consolidated Statement of Income.
- (3) Represents the amount of total gains or losses for the period, included in earnings (and *AOCI* for changes in fair value of available-for-sale investments), attributable to the change in fair value relating to assets and liabilities classified as Level 3 that are still held at December 31, 2019.
- (4) Total Level 3 trading derivative assets and liabilities have been netted in these tables for presentation purposes only.

In millions of dollars	Dec. 31, 2017	Net realized/unrealized gains (losses) included in		Transfers		Purchases	Issuances	Sales	Settlements	Dec. 31, 2018	Unrealized gains (losses) still held ^(b)
		Principal transactions	Other ^(a)	into Level 3	out of Level 3						
Assets											
Securities borrowed and purchased under agreements to resell	\$ 16	\$ 17	\$ —	\$ 50	\$ —	\$ 95	\$ —	\$ 16	\$ (79)	\$ 115	\$ 9
Trading non-derivative assets											
Trading mortgage-backed securities											
U.S. government-sponsored agency guaranteed	163	5	—	92	(107)	281	—	(278)	—	156	186
Residential	164	112	—	124	(133)	154	—	(153)	—	268	4
Commercial	57	(7)	—	24	(49)	110	—	(58)	—	77	—
Total trading mortgage backed securities	\$ 384	\$ 110	\$ —	\$ 240	\$ (289)	\$ 545	\$ —	\$ (489)	\$ —	\$ 501	\$ 190
U.S. Treasury and federal agency securities	—	—	—	6	(4)	1	—	—	(2)	1	—
State and municipal	274	22	—	—	(96)	45	—	(45)	—	200	9
Foreign government	16	(2)	—	5	(13)	75	—	(50)	—	31	(28)
Corporate	275	(72)	—	138	(122)	596	(40)	(415)	—	360	(32)
Marketable equity securities	120	2	—	25	(62)	290	—	(222)	—	153	(56)
Asset-backed securities	1,590	28	—	77	(90)	1,238	—	(1,359)	—	1,484	(21)
Other trading assets	615	276	—	197	(82)	598	8	(777)	(17)	818	91
Total trading non-derivative assets	\$ 3,274	\$ 364	\$ —	\$ 688	\$ (758)	\$ 3,388	\$ (32)	\$ (3,357)	\$ (19)	\$ 3,548	\$ 153
Trading derivatives, net^(a)											
Interest rate contracts	\$ (422)	\$ 414	\$ —	\$ (6)	\$ (193)	\$ 8	\$ 17	\$ (32)	\$ 60	\$ (154)	\$ 336
Foreign exchange contracts	130	(99)	—	(29)	77	11	—	(89)	(7)	(6)	(72)
Equity contracts	(2,027)	479	—	(131)	1,114	25	(44)	(17)	(183)	(784)	52
Commodity contracts	(1,861)	(505)	—	(32)	2,180	62	—	(19)	157	(18)	(171)
Credit derivatives	(799)	261	—	(7)	391	2	—	1	212	61	87
Total trading derivatives, net^(a)	\$ (4,979)	\$ 550	\$ —	\$ (205)	\$ 3,569	\$ 108	\$ (27)	\$ (156)	\$ 239	\$ (901)	\$ 232
Investments											
Mortgage-backed securities											
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 24	\$ —	\$ 10	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (2)	\$ —	\$ 32	\$ 14
Residential	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Commercial	3	—	2	1	(1)	—	—	(5)	—	—	—
Total investment mortgage-backed securities	\$ 27	\$ —	\$ 12	\$ 1	\$ (1)	\$ —	\$ —	\$ (7)	\$ —	\$ 32	\$ 14
U.S. Treasury and federal agency securities	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
State and municipal	737	—	(20)	—	(18)	211	—	(202)	—	708	(29)
Foreign government	92	—	(3)	3	(4)	141	—	(161)	—	68	4
Corporate	71	—	(1)	61	(66)	101	—	(10)	—	156	—
Marketable equity securities	2	—	1	—	—	—	—	(2)	(1)	—	—
Asset-backed securities	827	—	(21)	10	(524)	63	—	(168)	—	187	—
Other debt securities	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Non-marketable equity securities	681	—	(95)	193	—	91	—	(234)	(50)	586	35
Total investments	\$ 2,437	\$ —	\$ (127)	\$ 268	\$ (613)	\$ 607	\$ —	\$ (784)	\$ (51)	\$ 1,737	\$ 44

Table continues on the next page.

In millions of dollars	Dec. 31, 2017	Net realized/unrealized gains (losses) included in		Transfers		Purchases	Issuances	Sales	Settlements	Dec. 31, 2018	Unrealized gains (losses) still held ⁽¹⁾
		Principal transactions	Other ⁽²⁾	into Level 3	out of Level 3						
Loans	\$ 550	\$ —	\$ (319)	\$ —	\$ 13	\$ 140	\$ —	\$ (103)	\$ (4)	\$ 277	\$ 236
Mortgage servicing rights	558	—	54	—	—	—	58	(18)	(68)	584	59
Other financial assets measured on a recurring basis	16	—	51	—	(11)	4	12	(12)	(60)	—	63
Liabilities											
Interest-bearing deposits	\$ 286	\$ —	\$ 14	\$ 13	\$ (1)	\$ —	\$ 215	\$ —	\$ (4)	\$ 495	\$ (355)
Securities loaned and sold under agreements to repurchase	726	(8)	—	1	—	—	243	(31)	36	983	24
Trading account liabilities											
Securities sold, not yet purchased	22	(454)	—	187	(172)	7	226	(39)	(99)	586	(238)
Other trading liabilities	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Short-term borrowings	18	53	—	72	(46)	—	86	—	(40)	37	25
Long-term debt	13,082	(182)	—	2,850	(3,514)	36	(18)	(45)	(3)	12,570	(2,871)
Other financial liabilities measured on a recurring basis	8	—	(2)	1	(10)	—	2	—	(3)	—	(8)

(1) Changes in fair value of available-for-sale debt securities are recorded in *AOCI*, unless related to other-than-temporary impairment, while gains and losses from sales are recorded in *Realized gains (losses) from sales of investments* in the Consolidated Statement of Income.

(2) Unrealized gains (losses) on MSRs are recorded in *Other revenue* in the Consolidated Statement of Income.

(3) Represents the amount of total gains or losses for the period, included in earnings (and *AOCI* for changes in fair value of available-for-sale debt securities), attributable to the change in fair value relating to assets and liabilities classified as Level 3 that are still held at December 31, 2018.

(4) Total Level 3 derivative assets and liabilities have been netted in these tables for presentation purposes only.

Level 3 Fair Value Rollforward

The following were the significant Level 3 transfers for the period December 31, 2018 to December 31, 2019:

- Transfers of *Long-Term Debt* of \$3.9 billion from Level 2 to Level 3, and of \$5.2 billion from Level 3 to Level 2, mainly related to structured debt, reflecting changes in the significance of unobservable inputs as well as certain underlying market inputs becoming less or more observable.

The following were the significant Level 3 transfers for the period December 31, 2017 to December 31, 2018:

- Transfers of *Equity Contract Derivatives* of \$1.1 billion from Level 3 to Level 2, related to equity derivatives where the unobservable components were deemed insignificant.
- Transfers of *Commodity Contract Derivatives* of \$2.2 billion from Level 3 to Level 2, related to commodity derivatives where the unobservable component of the derivatives were deemed insignificant.
- Transfers of *Long-term debt* of \$2.9 billion from Level 2 to Level 3, and of \$3.5 billion from Level 3 to Level 2, mainly related to structured debt, reflecting changes in the significance of unobservable inputs as well as certain underlying market inputs becoming less or more observable.

Valuation Techniques and Inputs for Level 3 Fair Value Measurements

The Company's Level 3 inventory consists of both cash instruments and derivatives of varying complexity. The valuation methodologies used to measure the fair value of these positions include discounted cash flow analysis, internal models and comparative analysis. A position is classified within Level 3 of the fair value hierarchy when at least one input is unobservable and is considered significant to its valuation. The specific reason an input is deemed unobservable varies; for example, at least one significant input to the pricing model is not observable in the market, at

least one significant input has been adjusted to make it more representative of the position being valued or the price quote available does not reflect sufficient trading activities.

The following tables present the valuation techniques covering the majority of Level 3 inventory and the most significant unobservable inputs used in Level 3 fair value measurements. Differences between this table and amounts presented in the Level 3 Fair Value Rollforward table represent individually immaterial items that have been measured using a variety of valuation techniques other than those listed.

As of December 31, 2019		Fair value ⁽¹⁾ (in millions)	Methodology	Input	Low ⁽²⁾⁽³⁾	High ⁽²⁾⁽³⁾	Weighted average ⁽⁴⁾				
Assets											
Securities borrowed and purchased under agreements to resell	\$	303	Model-based	Credit spread	15 bps	15 bps	15 bps				
				Interest rate	1.59 %	3.67%	2.72%				
Mortgage-backed securities	\$	196	Price-based	Price	\$ 36	\$ 505	\$ 97				
			Model-based								
State and municipal, foreign government, corporate and other debt securities	\$	880	Model-based	Price	\$ —	\$ 1,238	\$ 90				
			Price-based	Credit spread	35 bps	295 bps	209 bps				
Marketable equity securities ⁽⁵⁾	\$	70	Price-based	Price	\$ —	\$ 38,500	\$ 2,979				
			Model-based	WAL	1.48 years	1.48 years	1.48 years				
Asset-backed securities	\$	812	Price-based	Price	\$ 4	\$ 103	\$ 60				
			Yield analysis	Yield	0.61 %	23.38%	8.88%				
Non-marketable equities	\$	316	Comparables analysis	EBITDA multiples	7.00x	17.95x	10.34x				
				Appraised value (in thousands)	\$ 397	\$ 33,246	\$ 8,446				
				Price	\$ 3	\$ 2,019	\$ 1,020				
				PE ratio	14.70x	28.70x	20.54x				
				Price to book ratio	1.50x	3.00x	1.88x				
Derivatives—gross ⁽⁶⁾	\$	2,196	Model-based	Inflation volatility	0.21 %	2.74%	0.79%				
				Mean reversion	1.00 %	20.00%	10.50%				
				IR normal volatility	0.09 %	0.66%	0.53%				
				Foreign exchange contracts (gross)	\$	1,099	Model-based	FX volatility	1.27 %	12.16%	9.17%
								IR normal volatility	0.27 %	0.66%	0.58%
FX rate	37.39 %	586.84%	80.64%								
Equity contracts (gross) ⁽⁷⁾	\$	2,076	Model-based	Interest rate	2.72 %	56.14%	13.11%				
				IR-IR correlation	(51.00)%	40.00%	32.00%				
				IR-FX correlation	40.00 %	60.00%	50.00%				
Equity contracts (gross) ⁽⁷⁾	\$	2,076	Model-based	Equity volatility	3.16 %	52.80%	28.43%				
				Forward price	62.60 %	112.69%	98.46%				
				WAL	1.48 years	1.48 years	1.48 years				
				Recovery (in millions)	\$ 5,450	\$ 5,450	\$ 5,450				

<i>As of December 31, 2019</i>	Fair value ⁽¹⁾ <i>(in millions)</i>	Methodology	Input	Low ⁽²⁾⁽³⁾	High ⁽²⁾⁽³⁾	Weighted average ⁽⁴⁾
Commodity and other contracts (gross)	\$ 1,487	Model-based	Forward price	37.62 %	362.57%	119.32%
			Commodity volatility	5.25 %	93.63%	23.55%
			Commodity correlation	(39.65)%	87.81%	41.80%
Credit derivatives (gross)	\$ 613	Model-based	Credit spread	8 bps	283 bps	80 bps
	341	Price-based	Upfront points	2.59 %	99.94%	59.41%
			Price	\$ 12	\$ 100	\$ 87
			Credit correlation	25.00 %	87.00%	48.57%
			Recovery rate	20.00 %	65.00%	48.00%
Loans and leases	\$ 378	Model-based	Credit spread	9 bps	52 bps	48 bps
			Equity volatility	32.00 %	32.00%	32.00%
Mortgage servicing rights	\$ 418	Cash flow	Yield	1.78 %	12.00%	9.49%
	77	Model-based	WAL	4.07 years	8.13 years	6.61 years
Liabilities						
Interest-bearing deposits	\$ 215	Model-based	Mean reversion	1.00 %	20.00%	10.50%
			Forward price	97.59 %	111.06%	102.96%
Securities loaned and sold under agreements to repurchase	\$ 757	Model-based	Interest rate	1.59 %	2.38%	1.95%
Trading account liabilities						
Securities sold, not yet purchased	\$ 46	Price-based	Price	\$ —	\$ 866	\$ 96
Short-term borrowings and long-term debt	\$ 17,182	Model-based	Mean reversion	1.00 %	20.00%	10.50%
			IR normal volatility	0.09 %	0.66%	0.46%
			Forward price	37.62 %	362.57%	97.52%
			Equity-IR Correlation	15.00 %	44.00%	32.66%

<i>As of December 31, 2018</i>	Fair value ⁽¹⁾ <i>(in millions)</i>	Methodology	Input	Low ⁽²⁾⁽³⁾	High ⁽²⁾⁽³⁾	Weighted average ⁽⁴⁾
Assets						
Securities borrowed and purchased under agreements to resell	\$ 115	Model-based	Interest rate	2.52 %	7.43%	5.08 %
Mortgage-backed securities	\$ 313	Price-based	Price	\$ 11	\$ 110	\$ 90
	198	Yield analysis	Yield	2.27 %	8.70%	3.74 %
State and municipal, foreign government, corporate and other debt securities	\$ 1,212	Price-based	Price	\$ —	\$ 104	\$ 91
	938	Model-based	Credit spread	35 bps	446 bps	238 bps
Marketable equity securities(5)	\$ 108	Price-based	Price	\$ —	\$ 20,255	\$ 1,248
	45	Model-based	WAL	1.47 years	1.47 years	1.47 years
Asset-backed securities	\$ 1,608	Price-based	Price	\$ 3	\$ 101	\$ 66
Non-marketable equities	\$ 293	Comparables analysis	Discount to price	— %	100.00%	0.66 %
	255	Price-based	EBITDA multiples	5.00x	34.00x	9.73x
			Net operating income multiple	24.70x	24.70x	24.70x
			Price	\$ 2	\$ 1,074	\$ 420
			Revenue multiple	2.25x	16.50x	7.06x
Derivatives—gross(6)						

As of December 31, 2018	Fair value ⁽¹⁾ (in millions)	Methodology	Input	Low ⁽²⁾⁽³⁾	High ⁽²⁾⁽³⁾	Weighted average ⁽⁴⁾
Interest rate contracts (gross)	\$ 3,467	Model-based	Mean reversion	1.00 %	20.00%	10.50 %
			Inflation volatility	0.22 %	2.65%	0.77 %
			IR normal volatility	0.16 %	0.86%	0.56 %
Foreign exchange contracts (gross)	\$ 626	Model-based	Foreign exchange (FX) volatility	3.15 %	17.35%	11.37 %
			Cash flow	IR-IR correlation	(51.00)%	40.00%
		IR-FX correlation		40.00 %	60.00%	50.00 %
		Credit spread		39 bps	676 bps	423 bps
				IR basis	(0.65)%	0.11%
Yield	6.98 %			7.48%	7.23 %	
Equity contracts (gross)(7)	\$ 1,467	Model-based	Equity volatility	3.00 %	78.39%	37.53 %
			Forward price	64.66 %	144.45%	98.55 %
			Equity-Equity correlation	(81.39)%	100.00%	35.49 %
			Equity-FX correlation	(86.27)%	70.00%	(1.20)%
			WAL	1.47 years	1.47 years	1.47 years
Commodity and other contracts (gross)	\$ 1,552	Model-based	Forward price	15.30 %	585.07%	145.08 %
			Commodity volatility	8.92 %	59.86%	20.34 %
			Commodity correlation	(51.90)%	92.11%	40.71 %
Credit derivatives (gross)	\$ 1,089	Model-based	Credit correlation	5.00 %	85.00%	41.06 %
			Price-based	Upfront points	7.41 %	99.04%
		Credit spread		2 bps	1,127 bps	87 bps
		Recovery rate	5.00 %	65.00%	46.40 %	
Loans and leases	\$ 248	Model-based	Credit spread	138 bps	255 bps	147 bps
			Price-based	Yield	0.30 %	0.47%
		Price		\$ 56	\$ 110	\$ 92
Mortgage servicing rights	\$ 501	Cash flow	Yield	4.60 %	12.00%	7.79 %
			Model-based	WAL	3.55 years	7.45 years
Liabilities						
Interest-bearing deposits	\$ 495	Model-based	Mean reversion	1.00 %	20.00%	10.50 %
			Forward price	64.66 %	144.45%	98.55 %
			Equity volatility	3.00 %	78.39%	43.49 %
Securities loaned and sold under agreements to repurchase	\$ 983	Model-based	Interest rate	2.52 %	3.21%	2.87 %
Trading account liabilities						
Securities sold, not yet purchased	\$ 509	Model-based	Forward price	15.30 %	585.07%	105.69 %
			Price-based	Equity volatility	3.00 %	78.39%
		Equity-Equity correlation		(81.39)%	100.00%	34.04 %
		Equity-FX correlation		(86.27)%	70.00%	(1.20)%
		Commodity volatility		8.92 %	59.86%	20.34 %
		Commodity correlation	(51.90)%	92.11%	40.71 %	
Equity-IR correlation	(40.00)%	70.37%	30.80 %			
Short-term borrowings and long-term debt	\$ 12,289	Model-based	Mean reversion	1.00 %	20.00%	10.50 %
			Forward price	64.66 %	144.45%	98.58 %
			Equity volatility	3.00 %	78.39%	43.24 %

(1) The fair value amounts presented in these tables represent the primary valuation technique or techniques for each class of assets or liabilities.

- (2) Some inputs are shown as zero due to rounding.
- (3) When the low and high inputs are the same, there is either a constant input applied to all positions, or the methodology involving the input applies to only one large position.
- (4) Weighted averages are calculated based on the fair values of the instruments.
- (5) For equity securities, the price inputs are expressed on an absolute basis, not as a percentage of the notional amount.
- (6) Both trading and nontrading account derivatives—assets and liabilities—are presented on a gross absolute value basis.
- (7) Includes hybrid products.

Uncertainty of Fair Value Measurements Relating to Unobservable Inputs

Valuation uncertainty arises when there is insufficient or disperse market data to allow a precise determination of the exit value of a fair-valued position or portfolio in today's market. This is especially prevalent in Level 3 fair value instruments, where uncertainty exists in valuation inputs that may be both unobservable and significant to the instrument's (or portfolio's) overall fair value measurement. The uncertainties associated with key unobservable inputs on the Level 3 fair value measurements may not be independent of one another. In addition, the amount and direction of the uncertainty on a fair value measurement for a given change in an unobservable input depends on the nature of the instrument as well as whether the Company holds the instrument as an asset or a liability. For certain instruments, the pricing, hedging and risk management are sensitive to the correlation between various inputs rather than on the analysis and aggregation of the individual inputs.

The following section describes some of the most significant unobservable inputs used by the Company in Level 3 fair value measurements.

Correlation

Correlation is a measure of the extent to which two or more variables change in relation to each other. A variety of correlation-related assumptions are required for a wide range of instruments, including equity and credit baskets, foreign exchange options, CDOs backed by loans or bonds, mortgages, subprime mortgages and many other instruments. For almost all of these instruments, correlations are not directly observable in the market and must be calculated using alternative sources, including historical information. Estimating correlation can be especially difficult where it may vary over time, and calculating correlation information from market data requires significant assumptions regarding the informational efficiency of the market (e.g., swaption markets). Uncertainty therefore exists when an estimate of the appropriate level of correlation as an input into some fair value measurements is required.

Changes in correlation levels can have a substantial impact, favorable or unfavorable, on the value of an instrument, depending on its nature. A change in the default correlation of the fair value of the underlying bonds comprising a CDO structure would affect the fair value of the senior tranche. For example, an increase in the default correlation of the underlying bonds would reduce the fair value of the senior tranche, because highly correlated instruments produce greater losses in the event of default and a portion of these losses would become attributable to the senior tranche. That same change in default correlation would

have a different impact on junior tranches of the same structure.

Volatility

Volatility represents the speed and severity of market price changes and is a key factor in pricing options. Volatility generally depends on the tenor of the underlying instrument and the strike price or level defined in the contract. Volatilities for certain combinations of tenor and strike are not observable and need to be estimated using alternative methods, such as using comparable instruments, historical analysis or other sources of market information. This leads to uncertainty around the final fair value measurement of instruments with unobservable volatilities.

The general relationship between changes in the value of a portfolio to changes in volatility also depends on changes in interest rates and the level of the underlying index. Generally, long option positions (assets) benefit from increases in volatility, whereas short option positions (liabilities) will suffer losses. Some instruments are more sensitive to changes in volatility than others. For example, an at-the-money option would experience a greater percentage change in its fair value than a deep-in-the-money option. In addition, the fair value of an option with more than one underlying security (e.g., an option on a basket of bonds) depends on the volatility of the individual underlying securities as well as their correlations.

Yield

In some circumstances, the yield of an instrument is not observable in the market and must be estimated from historical data or from yields of similar securities. This estimated yield may need to be adjusted to capture the characteristics of the security being valued. In other situations, the estimated yield may not represent sufficient market liquidity and must be adjusted as well. Whenever the amount of the adjustment is significant to the value of the security, the fair value measurement is classified as Level 3.

Adjusted yield is generally used to discount the projected future principal and interest cash flows on instruments, such as asset-backed securities. Adjusted yield is impacted by changes in the interest rate environment and relevant credit spreads.

Prepayment

Voluntary unscheduled payments (prepayments) change the future cash flows for the investor and thereby change the fair value of the security. The effect of prepayments is more pronounced for residential mortgage-backed securities. An increase in prepayments—in speed or magnitude—generally creates losses for the holder of these securities. Prepayment is generally negatively correlated with delinquency and interest rate. A combination of low prepayment and high delinquencies amplifies each input's negative impact on mortgage securities' valuation. As prepayment speeds change, the weighted

average life of the security changes, which impacts the valuation either positively or negatively, depending upon the nature of the security and the direction of the change in the weighted average life.

Recovery

Recovery is the proportion of the total outstanding balance of a bond or loan that is expected to be collected in a liquidation scenario. For many credit securities (such as asset-backed securities), there is no directly observable market input for recovery, but indications of recovery levels are available from pricing services. The assumed recovery of a security may differ from its actual recovery that will be observable in the future. The recovery rate impacts the valuation of credit securities. Generally, an increase in the recovery rate assumption increases the fair value of the security. An increase in loss severity, the inverse of the recovery rate, reduces the amount of principal available for distribution and, as a result, decreases the fair value of the security.

Credit Spread

Credit spread is a component of the security representing its credit quality. Credit spread reflects the market perception of changes in prepayment, delinquency and recovery rates, therefore capturing the impact of other variables on the fair value. Changes in credit spread affect the fair value of securities differently depending on the characteristics and maturity profile of the security. For example, credit spread is a more significant driver of the fair value measurement of a high yield bond as compared to an investment grade bond. Generally, the credit spread for an investment grade bond is also more observable and less volatile than its high yield counterpart.

Items Measured at Fair Value on a Nonrecurring Basis

Certain assets and liabilities are measured at fair value on a nonrecurring basis and, therefore, are not included in the tables above. These include assets measured at cost that have been written down to fair value during the periods as a result of an impairment. These also include non-marketable equity securities that have been measured using the measurement alternative and are either (i) written down to fair value during the periods as a result of an impairment or (ii) adjusted upward or downward to fair value as a result of a transaction observed during the periods for the identical or similar investment of the same issuer. In addition, these assets include loans held-for-sale and other real estate owned that are measured at the lower of cost or market value.

The following tables present the carrying amounts of all assets that were still held for which a nonrecurring fair value measurement was recorded:

<i>In millions of dollars</i>	Fair value	Level 2	Level 3
December 31, 2019			
Loans HFS ⁽¹⁾	\$ 4,579	\$ 3,249	\$ 1,330
Other real estate owned	20	6	14
Loans ⁽²⁾	344	93	251
Non-marketable equity securities measured using the measurement alternative	249	249	—
Total assets at fair value on a nonrecurring basis	\$ 5,192	\$ 3,597	\$ 1,595

<i>In millions of dollars</i>	Fair value	Level 2	Level 3
December 31, 2018			
Loans HFS ⁽¹⁾	\$ 5,055	\$ 3,261	\$ 1,794
Other real estate owned	78	62	16
Loans ⁽²⁾	390	139	251
Non-marketable equity securities measured using the measurement alternative	261	192	69
Total assets at fair value on a nonrecurring basis	\$ 5,784	\$ 3,654	\$ 2,130

(1) Net of fair value amounts on the unfunded portion of loans HFS recognized as *Other liabilities* on the Consolidated Balance Sheet.

(2) Represents impaired loans held for investment whose carrying amount is based on the fair value of the underlying collateral less costs to sell, primarily real estate.

The fair value of loans HFS is determined where possible using quoted secondary-market prices. If no such quoted price exists, the fair value of a loan is determined using quoted prices for a similar asset or assets, adjusted for the specific attributes of that loan. Fair value for the other real estate owned is based on appraisals. For loans whose carrying amount is based on the fair value of the underlying collateral, the fair values depend on the type of collateral. Fair value of the collateral is typically estimated based on quoted market prices if available, appraisals or other internal valuation techniques.

Where the fair value of the related collateral is based on an unadjusted appraised value, the loan is generally classified as Level 2. Where significant adjustments are made to the appraised value, the loan is classified as Level 3. In addition, for corporate loans, appraisals of the collateral are often based on sales of similar assets; however, because the prices of similar assets require significant adjustments to reflect the unique features of the underlying collateral, these fair value measurements are generally classified as Level 3.

The fair value of non-marketable equity securities under the measurement alternative is based on observed transaction prices for the identical or similar investment of the same issuer, or an internal valuation technique in the case of an impairment. Where significant adjustments are made to the observed transaction price or when an internal valuation technique is used, the security is classified as Level 3. Fair value may differ from the observed transaction price due to a number of factors, including marketability adjustments and differences in rights and obligations when the observed transaction is not for the identical investment held by Citi.

Valuation Techniques and Inputs for Level 3 Nonrecurring Fair Value Measurements

The following tables present the valuation techniques covering the majority of Level 3 nonrecurring fair value measurements and the most significant unobservable inputs used in those measurements:

<i>As of December 31, 2019</i>	Fair value ⁽¹⁾ <i>(in millions)</i>		Methodology	Input	Low ⁽²⁾		High		Weighted average ⁽³⁾
Loans HFS	\$	1,320	Price-based	Price	\$	86	\$	100	\$ 99
Other real estate owned	\$	11	Price-based	Appraised value ⁽⁴⁾	\$	2,297,358	\$	8,394,102	\$ 5,615,884
	\$	5	Recovery analysis						
Loans ⁽⁵⁾	\$	100	Recovery analysis	Recovery rate		0.57%		100.00%	64.78%
		54	Cash flow	Price	\$	2	\$	54	\$ 27
		47	Price-based	Cost of capital		0.10%		100.00%	54.84%
		29	Price-based	Appraised value ⁽⁴⁾	\$	17,521,218	\$	43,646,426	\$ 30,583,822

<i>As of December 31, 2018</i>	Fair value ⁽¹⁾ <i>(in millions)</i>		Methodology	Input	Low ⁽²⁾		High		Weighted average ⁽³⁾
Loans HFS	\$	1,729	Price-based	Price	\$	81	\$	100	\$ 98
Other real estate owned	\$	15	Price-based	Appraised value ⁽⁴⁾	\$	8,394,102	\$	8,394,102	\$ 8,394,102
		2	Recovery analysis	Discount to price		13.00%		13.00%	13.00%
				Price	\$	56	\$	83	\$ 58
Loans ⁽⁵⁾	\$	251	Recovery analysis	Recovery rate		30.60%		100.00%	50.51%
				Price	\$	3	\$	85	\$ 28
Non-marketable equity securities measured using the measurement alternative	\$	66	Price-based	Price	\$	46	\$	1,514	\$ 570

- (1) The fair value amounts presented in this table represent the primary valuation technique or techniques for each class of assets or liabilities.
- (2) Some inputs are shown as zero due to rounding.
- (3) Weighted averages are calculated based on the fair values of the instruments.
- (4) Appraised values are disclosed in whole dollars.
- (5) Includes estimated costs to sell.
- (6) Represents impaired loans held for investment whose carrying amounts are based on the fair value of the underlying collateral, primarily real estate secured loans.

Nonrecurring Fair Value Changes

The following tables present total nonrecurring fair value measurements for the period, included in earnings, attributable to the change in fair value relating to assets that were still held:

<i>In millions of dollars</i>	Year ended December 31, 2019		<i>In millions of dollars</i>	Year ended December 31, 2018	
Loans HFS	\$	—	Loans HFS	\$	(13)
Other real estate owned		(1)	Other real estate owned		(2)
Loans ⁽¹⁾		(56)	Loans ⁽¹⁾		(22)
Non-marketable equity securities measured using the measurement alternative		99	Non-marketable equity securities measured using the measurement alternative		194
Total nonrecurring fair value gains (losses)	\$	42	Total nonrecurring fair value gains (losses)	\$	157

- (1) Represents loans held for investment whose carrying amount is based on the fair value of the underlying collateral, primarily real estate.

Estimated Fair Value of Financial Instruments Not Carried at Fair Value

The following tables present the carrying value and fair value of Citigroup's financial instruments that are not carried at fair value. The tables below therefore exclude items measured at fair value on a recurring basis presented in the tables above.

The disclosure also excludes leases, affiliate investments, pension and benefit obligations, certain insurance contracts and tax-related items. Also, as required, the disclosure excludes the effect of taxes, any premium or discount that could result from offering for sale at one time the entire holdings of a particular instrument, excess fair value associated with deposits with no fixed maturity and other expenses that would be incurred in a market transaction. In addition, the tables exclude the values of non-financial assets and liabilities, as well as a wide range of franchise, relationship and intangible values, which are integral to a full assessment of Citigroup's financial position and the value of its net assets.

Fair values vary from period to period based on changes in a wide range of factors, including interest rates, credit quality and market perceptions of value, and as existing assets and liabilities run off and new transactions are entered into.

	December 31, 2019		Estimated fair value		
	Carrying value	Estimated fair value	Level 1	Level 2	Level 3
<i>In billions of dollars</i>					
Assets					
Investments	\$ 86.4	\$ 87.8	\$ 1.9	\$ 83.8	\$ 2.1
Securities borrowed and purchased under agreements to resell	98.1	98.1	—	98.1	—
Loans ⁽¹⁾⁽²⁾	681.2	677.7	—	4.7	673.0
Other financial assets ⁽²⁾⁽³⁾	262.4	262.4	177.6	16.3	68.5
Liabilities					
Deposits	\$ 1,068.3	\$ 1,066.7	\$ —	\$ 875.5	\$ 191.2
Securities loaned and sold under agreements to repurchase	125.7	125.7	—	125.7	—
Long-term debt ⁽⁴⁾	193.0	203.8	—	187.3	16.5
Other financial liabilities ⁽²⁾	110.2	110.2	—	37.5	72.7

	December 31, 2018		Estimated fair value		
	Carrying value	Estimated fair value	Level 1	Level 2	Level 3
<i>In billions of dollars</i>					
Assets					
Investments	\$ 68.9	\$ 68.5	\$ 1.0	\$ 65.4	\$ 2.1
Securities borrowed and purchased under agreements to resell	123.0	123.0	—	121.6	1.4
Loans ⁽¹⁾⁽²⁾	667.1	666.9	—	5.6	661.3
Other financial assets ⁽²⁾⁽³⁾	249.7	250.1	172.3	15.8	62.0
Liabilities					
Deposits	\$ 1,011.7	\$ 1,009.5	\$ —	\$ 847.1	\$ 162.4
Securities loaned and sold under agreements to repurchase	133.3	133.3	—	133.3	—
Long-term debt ⁽⁴⁾	193.8	193.7	—	178.4	15.3
Other financial liabilities ⁽²⁾	103.8	103.8	—	17.2	86.6

(1) The carrying value of loans is net of the Allowance for loan losses of \$12.8 billion for December 31, 2019 and \$12.3 billion for December 31, 2018. In addition, the carrying values exclude \$1.4 billion and \$1.6 billion of lease finance receivables at December 31, 2019 and 2018, respectively.

(2) Includes items measured at fair value on a nonrecurring basis.

- (3) Includes cash and due from banks, deposits with banks, brokerage receivables, reinsurance recoverables and other financial instruments included in *Other assets* on the Consolidated Balance Sheet, for all of which the carrying value is a reasonable estimate of fair value.
- (4) The carrying value includes long-term debt balances under qualifying fair value hedges.
- (5) Includes brokerage payables, separate and variable accounts, short-term borrowings (carried at cost) and other financial instruments included in *Other liabilities* on the Consolidated Balance Sheet, for all of which the carrying value is a reasonable estimate of fair value.

The estimated fair values of the Company's corporate unfunded lending commitments at December 31, 2019 and 2018 were liabilities of \$5.1 billion and \$7.8 billion, respectively, substantially all of which are classified as Level 3. The Company does not estimate the fair values of consumer unfunded lending commitments, which are generally cancelable by providing notice to the borrower.

25. FAIR VALUE ELECTIONS

The Company may elect to report most financial instruments and certain other items at fair value on an instrument-by-instrument basis with changes in fair value reported in earnings, other than DVA (see below). The election is made upon the initial recognition of an eligible financial asset, financial liability or firm commitment or when certain specified reconsideration events occur. The fair value election may not otherwise be revoked once an election is made. The

changes in fair value are recorded in current earnings, other than DVA, which is reported in *AOCL*. Additional discussion regarding the applicable areas in which fair value elections were made is presented in Note 24 to the Consolidated Financial Statements.

The Company has elected fair value accounting for its mortgage servicing rights (MSRs). See Note 21 to the Consolidated Financial Statements for further discussions regarding the accounting and reporting of MSRs.

The following table presents the changes in fair value of those items for which the fair value option has been elected:

<i>In millions of dollars</i>	Changes in fair value for the years ended	
	December 31,	
	2019	2018
Assets		
Securities borrowed and purchased under agreements to resell	\$ 6	\$ (6)
Trading account assets	77	(337)
Investments	—	—
Loans		
Certain corporate loans	(222)	(116)
Certain consumer loans	—	—
Total loans	\$ (222)	\$ (116)
Other assets		
MSRs	\$ (84)	\$ 54
Certain mortgage loans HFS ⁽¹⁾	91	38
Total other assets	\$ 7	\$ 92
Total assets	\$ (132)	\$ (367)
Liabilities		
Interest-bearing deposits	\$ (205)	\$ 20
Securities loaned and sold under agreements to repurchase	386	(118)
Trading account liabilities	27	(13)
Short-term borrowings	(78)	150
Long-term debt ⁽²⁾	(5,174)	3,048
Total liabilities	\$ (5,044)	\$ 3,087

(1) Includes gains (losses) associated with interest rate lock commitments for those loans that have been originated and elected under the fair value option.

(2) Includes DVA that is included in *AOCL*. See Notes 19 and 24 to the Consolidated Financial Statements.

Own Debt Valuation Adjustments (DVA)

Own debt valuation adjustments are recognized on Citi's liabilities for which the fair value option has been elected using Citi's credit spreads observed in the bond market. Changes in fair value of fair value option liabilities related to changes in Citigroup's own credit spreads (DVA) are reflected as a component of *AOCI*. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements for additional information.

Among other variables, the fair value of liabilities for which the fair value option has been elected (other than non-recourse debt and similar liabilities) is impacted by the narrowing or widening of the Company's credit spreads.

The estimated changes in the fair value of these non-derivative liabilities due to such changes in the Company's own credit spread (or instrument-specific credit risk) were a loss of \$1,473 million and a gain of \$1,415 million for the years ended December 31, 2019 and 2018, respectively. Changes in fair value resulting from changes in instrument-specific credit risk were estimated by incorporating the Company's current credit spreads observable in the bond market into the relevant valuation technique used to value each liability as described above.

The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities***Selected Portfolios of Securities Purchased Under Agreements to Resell, Securities Borrowed, Securities Sold Under Agreements to Repurchase, Securities Loaned and Certain Non-Collateralized Short-Term Borrowings***

The Company elected the fair value option for certain portfolios of fixed income securities purchased under agreements to resell and fixed income securities sold under agreements to repurchase, securities borrowed, securities loaned and certain uncollateralized short-term borrowings held primarily by broker-dealer entities in the United States, the United Kingdom and Japan. In each case, the election was made because the related interest rate risk is managed on a portfolio basis, primarily with offsetting derivative instruments that are accounted for at fair value through earnings.

Changes in fair value for transactions in these portfolios are recorded in *Principal transactions*. The related interest revenue and interest expense are measured based on the contractual rates specified in the transactions and are reported as *Interest revenue* and *Interest expense* in the Consolidated Statement of Income.

Certain Loans and Other Credit Products

Citigroup has also elected the fair value option for certain other originated and purchased loans, including certain unfunded loan products, such as guarantees and letters of credit, executed by Citigroup's lending and trading businesses. None of these credit products are highly leveraged financing commitments. Significant groups of transactions include loans and unfunded loan products that are expected to be either sold or securitized in the near term, or transactions where the economic risks are hedged with derivative instruments, such as purchased credit default swaps or total return swaps where the Company pays the total return on the underlying loans to a third party. Citigroup has elected the fair value option to mitigate accounting mismatches in cases where hedge accounting is complex and to achieve operational simplifications. Fair value was not elected for most lending transactions across the Company.

The following table provides information about certain credit products carried at fair value:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2019		December 31, 2018	
	Trading assets	Loans	Trading assets	Loans
Carrying amount reported on the Consolidated Balance Sheet	\$ 8,320	\$ 4,086	\$ 10,108	\$ 3,224
Aggregate unpaid principal balance in excess of (less than) fair value	410	315	435	741
Balance of non-accrual loans or loans more than 90 days past due	—	1	—	1
Aggregate unpaid principal balance in excess of (less than) fair value for non-accrual loans or loans more than 90 days past due	—	—	—	—

In addition to the amounts reported above, \$1,062 million and \$1,137 million of unfunded commitments related to certain credit products selected for fair value accounting were outstanding as of December 31, 2019 and 2018, respectively.

Changes in the fair value of funded and unfunded credit products are classified in *Principal transactions* in Citi's Consolidated Statement of Income. Related interest revenue is measured based on the contractual interest rates and reported as *Interest revenue on Trading account assets* or loan interest depending on the balance sheet classifications of the credit products. The changes in fair value for the years ended December 31, 2019 and 2018 due to instrument-specific credit risk totaled to a gain of \$95 million and a loss of \$27 million, respectively.

Certain Investments in Unallocated Precious Metals

Citigroup invests in unallocated precious metals accounts (gold, silver, platinum and palladium) as part of its commodity and foreign currency trading activities or to economically hedge certain exposures from issuing structured liabilities. Under ASC 815, the investment is bifurcated into a debt host contract and a commodity forward derivative instrument. Citigroup elects the fair value option for the debt host contract, and reports the debt host contract within *Trading account assets* on the Company's Consolidated Balance Sheet. The total carrying amount of debt host contracts across unallocated precious metals accounts was approximately \$0.2 billion and \$0.4 billion at December 31, 2019 and 2018, respectively. The amounts are expected to fluctuate based on trading activity in future periods.

As part of its commodity and foreign currency trading activities, Citi trades unallocated precious metals investments and executes forward purchase and forward sale derivative contracts with trading counterparties. When Citi sells an unallocated precious metals investment, Citi's receivable from its depository bank is repaid and Citi derecognizes its investment in the unallocated precious metal. The forward purchase or sale contract with the trading counterparty indexed to unallocated precious metals is accounted for as a derivative, at fair value through earnings. As of December 31, 2019, there were approximately \$7.4 billion and \$6.8 billion in notional amounts of such forward purchase and forward sale derivative contracts outstanding, respectively.

The following table provides information about certain mortgage loans HFS carried at fair value:

<i>In millions of dollars</i>	December 31,	
	2019	December 31, 2018
Carrying amount reported on the Consolidated Balance Sheet	\$ 1,254	\$ 556
Aggregate fair value in excess of (less than) unpaid principal balance	(31)	21
Balance of non-accrual loans or loans more than 90 days past due	1	—
Aggregate unpaid principal balance in excess of fair value for non-accrual loans or loans more than 90 days past due	—	—

The changes in the fair values of these mortgage loans are reported in *Other revenue* in the Company's Consolidated Statement of Income. There was no net change in fair value during the years ended December 31, 2019 and 2018 due to instrument-specific credit risk. Related interest income continues to be measured based on the contractual interest rates and reported as *Interest revenue* in the Consolidated Statement of Income.

Certain Investments in Private Equity and Real Estate Ventures

Citigroup invests in private equity and real estate ventures for the purpose of earning investment returns and for capital appreciation. The Company has elected the fair value option for certain of these ventures, because such investments are considered similar to many private equity or hedge fund activities in Citi's investment companies, which are reported at fair value. The fair value option brings consistency in the accounting and evaluation of these investments. All investments (debt and equity) in such private equity and real estate entities are accounted for at fair value. These investments are classified as *Investments* on Citigroup's Consolidated Balance Sheet.

Changes in the fair values of these investments are classified in *Other revenue* in the Company's Consolidated Statement of Income.

Certain Mortgage Loans Held-for-Sale (HFS)

Citigroup has elected the fair value option for certain purchased and originated prime fixed-rate and conforming adjustable-rate first mortgage loans HFS. These loans are intended for sale or securitization and are hedged with derivative instruments. The Company has elected the fair value option to mitigate accounting mismatches in cases where hedge accounting is complex and to achieve operational simplifications.

Certain Structured Liabilities

The Company has elected the fair value option for certain structured liabilities whose performance is linked to structured interest rates, inflation, currency, equity, referenced credit or commodity risks. The Company elected the fair value option because these exposures are considered to be trading-related positions and, therefore, are managed on a fair value basis. These positions will continue to be classified as debt, deposits or derivatives (*Trading account liabilities*) on the Company's Consolidated Balance Sheet according to their legal form.

The following table provides information about the carrying value of structured notes, disaggregated by type of embedded derivative instrument:

<i>In billions of dollars</i>	December 31, 2019		December 31, 2018	
Interest rate linked	\$	22.9	\$	17.3
Foreign exchange linked		0.9		0.5
Equity linked		21.7		14.8
Commodity linked		1.8		1.2
Credit linked		2.4		1.9
Total	\$	49.7	\$	35.7

The portion of the changes in fair value attributable to changes in Citigroup's own credit spreads (DVA) is reflected as a component of *AOCI* while all other changes in fair value are reported in *Principal transactions*. Changes in the fair value of these structured liabilities include accrued interest, which is also included in the change in fair value reported in *Principal transactions*.

Certain Non-Structured Liabilities

The Company has elected the fair value option for certain non-structured liabilities with fixed and floating interest rates. The Company has elected the fair value option where the interest rate risk of such liabilities may be economically hedged with

derivative contracts or the proceeds are used to purchase financial assets that will also be accounted for at fair value through earnings. The elections have been made to mitigate accounting mismatches and to achieve operational simplifications. These positions are reported in *Short-term borrowings* and *Long-term debt* on the Company's Consolidated Balance Sheet. The portion of the changes in fair value attributable to changes in Citigroup's own credit spreads (DVA) is reflected as a component of *AOCI* while all other changes in fair value are reported in *Principal transactions*.

Interest expense on non-structured liabilities is measured based on the contractual interest rates and reported as *Interest expense* in the Consolidated Statement of Income.

The following table provides information about long-term debt carried at fair value:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2019		December 31, 2018	
Carrying amount reported on the Consolidated Balance Sheet	\$	55,783	\$	38,229
Aggregate unpaid principal balance in excess of (less than) fair value		(2,967)		3,814

The following table provides information about short-term borrowings carried at fair value:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2019		December 31, 2018	
Carrying amount reported on the Consolidated Balance Sheet	\$	4,946	\$	4,483
Aggregate unpaid principal balance in excess of (less than) fair value		1,411		861

26. PLEDGED ASSETS, COLLATERAL, GUARANTEES AND COMMITMENTS**Pledged Assets**

In connection with Citi's financing and trading activities, Citi has pledged assets to collateralize its obligations under repurchase agreements, secured financing agreements, secured liabilities of consolidated VIEs and other borrowings. The approximate carrying values of the significant components of pledged assets recognized on Citi's Consolidated Balance Sheet included the following:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2019	December 31, 2018
Investment securities	\$ 152,352	\$ 148,756
Loans	236,033	227,840
Trading account assets	132,332	120,292
Total	\$ 520,717	\$ 496,888

Restricted Cash

Citigroup defines restricted cash (as cash subject to withdrawal restrictions) to include cash deposited with central banks that must be maintained to meet minimum regulatory requirements, and cash set aside for the benefit of customers or for other purposes such as compensating balance arrangements or debt retirement. Restricted cash includes minimum reserve requirements with the Federal Reserve Bank and certain other central banks and cash segregated to satisfy rules regarding the protection of customer assets as required by Citigroup broker-dealers' primary regulators, including the United States Securities and Exchange Commission (SEC), the Commodities Futures Trading Commission and the United Kingdom's Prudential Regulation Authority.

Restricted cash is included on the Consolidated Balance Sheet within the following balance sheet lines:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2019	December 31, 2018
Cash and due from banks	\$ 3,758	\$ 4,000
Deposits with banks	26,493	27,208
Total	\$ 30,251	\$ 31,208

In addition, included in *Cash and due from banks* and *Deposits with banks* at December 31, 2019 and 2018 were \$8.5 billion and \$8.3 billion, respectively, of cash segregated under federal and other brokerage regulations or deposited with clearing organizations.

Collateral

At December 31, 2019 and 2018, the approximate fair value of collateral received by Citi that may be resold or repledged, excluding the impact of allowable netting, was \$569.8 billion and \$526.0 billion, respectively. This collateral was received in connection with resale agreements, securities borrowings and loans, securities for securities lending transactions, derivative transactions and margined broker loans.

At December 31, 2019 and 2018, a substantial portion of the collateral received by Citi had been sold or repledged in connection with repurchase agreements, securities sold, not yet purchased, securities borrowings and loans, pledges to clearing organizations, segregation requirements under securities laws and regulations, derivative transactions and bank loans.

In addition, at December 31, 2019 and 2018, Citi had pledged \$389.8 billion and \$373.7 billion, respectively, of collateral that may not be sold or repledged by the secured parties.

Leases

The Company's operating leases, where Citi is a lessee, include real estate, such as office space and branches, and various types of equipment. These leases have a weighted-average remaining lease term of approximately six years as of December 31, 2019. The operating lease ROU asset and lease liability were \$3.1 billion and \$3.3 billion, respectively, as of December 31, 2019. The Company recognizes fixed lease costs on a straight-line basis throughout the lease term in the Consolidated Statement of Income. In addition, variable lease costs are recognized in the period in which the obligation for those payments is incurred. The total operating lease expense (principally for offices, branches and equipment), net of \$56 million of sublease income, was \$1,084 million for the year ended December 31, 2019. The decrease in the lease liability (and related operating lease financial information) from January 1, 2019 is primarily related to the purchase of a previously leased property in London during the second quarter of 2019. See Note 1 for additional lease liability details and balances at January 1, 2019. The purchased property is included in *Other assets* on the Consolidated Balance Sheet at December 31, 2019.

While Citi has certain finance leases as a lessee, such leases are not material to the Company's Consolidated Financial Statements.

Citi's lease arrangements that have not yet commenced as of December 31, 2019 and the Company's short-term lease, variable lease and finance lease costs, for the year ended December 31, 2019, are not material to the Consolidated Financial Statements.

Citi's cash outflows related to operating leases were \$942 million for the year ended December 31, 2019, while the future lease payments are as follows:

<i>In millions of dollars</i>		
2020	\$	801
2021		695
2022		572
2023		425
2024		314
Thereafter		935
Total future lease payments	\$	3,742
Less imputed interest (based on weighted-average discount rate of 3.6%)	\$	(402)
Lease liability	\$	3,340

The minimum annual rent commitments under non-cancelable leases, net of sublease income, as of December 31, 2018 prior to the adoption of ASU 2016-02, were as follows:

<i>In millions of dollars</i>		
2019	\$	925
2020		748
2021		657
2022		525
2023		394
Thereafter		1,890
Total lease commitments	\$	5,139

Operating lease expenses were \$1.0 billion and \$1.1 billion for the years ended December 31, 2018 and 2017, respectively.

Guarantees

Citi provides a variety of guarantees and indemnifications to its customers to enhance their credit standing and enable them to complete a wide variety of business transactions. For certain contracts meeting the definition of a guarantee, the guarantor must recognize, at inception, a liability for the fair value of the obligation undertaken in issuing the guarantee.

In addition, the guarantor must disclose the maximum potential amount of future payments that the guarantor could be required to make under the guarantee, if there were a total default by the guaranteed parties. The determination of the maximum potential future payments is based on the notional amount of the guarantees without consideration of possible recoveries under recourse provisions or from collateral held or pledged. As such, Citi believes such amounts bear no relationship to the anticipated losses, if any, on these guarantees.

The following tables present information about Citi's guarantees:

	Maximum potential amount of future payments			Carrying value (in millions of dollars)
	Expire within 1 year	Expire after 1 year	Total amount outstanding	
<i>In billions of dollars at December 31, 2019</i>				
Financial standby letters of credit	\$ 31.9	\$ 62.4	\$ 94.3	\$ 140
Performance guarantees	6.9	5.5	12.4	21
Derivative instruments considered to be guarantees	37.5	60.1	97.6	289
Loans sold with recourse	—	1.2	1.2	7
Securities lending indemnifications ⁽¹⁾	87.8	—	87.8	—
Credit card merchant processing ⁽²⁾	91.6	—	91.6	—
Credit card arrangements with partners	0.2	0.4	0.6	23
Custody indemnifications and other	—	33.7	33.7	41
Total	\$ 255.9	\$ 163.3	\$ 419.2	\$ 521

	Maximum potential amount of future payments			Carrying value (in millions of dollars)
	Expire within 1 year	Expire after 1 year	Total amount outstanding	
<i>In billions of dollars at December 31, 2018</i>				
Financial standby letters of credit	\$ 32.1	\$ 67.5	\$ 99.6	\$ 131
Performance guarantees	7.7	4.2	11.9	29
Derivative instruments considered to be guarantees	23.5	87.4	110.9	567
Loans sold with recourse	—	1.2	1.2	9
Securities lending indemnifications ⁽¹⁾	98.3	—	98.3	—
Credit card merchant processing ⁽²⁾	94.7	—	94.7	—
Credit card arrangements with partners	0.3	0.8	1.1	162
Custody indemnifications and other	—	35.4	35.4	41
Total	\$ 256.6	\$ 196.5	\$ 453.1	\$ 939

- (1) The carrying values of securities lending indemnifications and credit card merchant processing were not material for either period presented, as the probability of potential liabilities arising from these guarantees is minimal.
- (2) At December 31, 2019 and 2018, this maximum potential exposure was estimated to be \$92 billion and \$95 billion, respectively. However, Citi believes that the maximum exposure is not representative of the actual potential loss exposure based on its historical experience. This contingent liability is unlikely to arise, as most products and services are delivered when purchased and amounts are refunded when items are returned to merchants.

Financial Standby Letters of Credit

Citi issues standby letters of credit, which substitute its own credit for that of the borrower. If a letter of credit is drawn down, the borrower is obligated to repay Citi. Standby letters of credit protect a third party from defaults on contractual obligations. Financial standby letters of credit include (i) guarantees of payment of insurance premiums and reinsurance risks that support industrial revenue bond underwriting, (ii) settlement of payment obligations to clearing houses, including futures and over-the-counter derivatives clearing (see further discussion below), (iii) support options and purchases of securities in lieu of escrow deposit accounts and (iv) letters of credit that backstop loans, credit facilities, promissory notes and trade acceptances.

Performance Guarantees

Performance guarantees and letters of credit are issued to guarantee a customer's tender bid on a construction or systems-installation project or to guarantee completion of such projects in accordance with contract terms. They are also issued to support a customer's obligation to supply specified products, commodities or maintenance or warranty services to a third party.

Derivative Instruments Considered to Be Guarantees

Derivatives are financial instruments whose cash flows are based on a notional amount and an underlying instrument, reference credit or index, where there is little or no initial investment, and whose terms require or permit net settlement. For a discussion of Citi's derivatives activities, see Note 22 to the Consolidated Financial Statements.

Derivative instruments considered to be guarantees include only those instruments that require Citi to make payments to the counterparty based on changes in an underlying instrument that is related to an asset, a liability or an equity security held by the guaranteed party. More specifically, derivative instruments considered to be

guarantees include certain over-the-counter written put options where the counterparty is not a bank, hedge fund or broker-dealer (such counterparties are considered to be dealers in these markets and may, therefore, not hold the underlying instruments). Credit derivatives sold by Citi are excluded from the tables above as they are disclosed separately in Note 22 to the Consolidated Financial Statements. In instances where Citi's maximum potential future payment is unlimited, the notional amount of the contract is disclosed.

Loans Sold with Recourse

Loans sold with recourse represent Citi's obligations to reimburse the buyers for loan losses under certain circumstances. Recourse refers to the clause in a sales agreement under which a seller/lender will fully reimburse the buyer/investor for any losses resulting from the purchased loans. This may be accomplished by the seller taking back any loans that become delinquent.

In addition to the amounts shown in the tables above, Citi has recorded a repurchase reserve for its potential repurchases or make-whole liability regarding residential mortgage representation and warranty claims related to its whole loan sales to U.S. government-sponsored agencies and, to a lesser extent, private investors. The repurchase reserve was approximately \$37 million and \$49 million at December 31, 2019 and 2018, respectively, and these amounts are included in *Other liabilities* on the Consolidated Balance Sheet.

Securities Lending Indemnifications

Owners of securities frequently lend those securities for a fee to other parties who may sell them short or deliver them to another party to satisfy some other obligation. Banks may administer such securities lending programs for their clients. Securities lending indemnifications are issued by the bank to guarantee that a securities lending customer will be made whole in the event that the security borrower does not return the security subject to the lending agreement and collateral held is insufficient to cover the market value of the security.

Credit Card Merchant Processing

Credit card merchant processing guarantees represent the Company's indirect obligations in connection with (i) providing transaction processing services to various merchants with respect to its private label cards and (ii) potential liability for bank card transaction processing services. The nature of the liability in either case arises as a result of a billing dispute between a merchant and a cardholder that is ultimately resolved in the cardholder's favor. The merchant is liable to refund the amount to the cardholder. In general, if the credit card processing company is unable to collect this amount from the merchant, the credit card processing company bears the loss for the amount of the credit or refund paid to the cardholder.

With regard to (i) above, Citi has the primary contingent liability with respect to its portfolio of private label merchants. The risk of loss is mitigated as the cash flows between Citi and the merchant are settled on a net basis, and

Citi has the right to offset any payments with cash flows otherwise due to the merchant. To further mitigate this risk, Citi may delay settlement, require a merchant to make an escrow deposit, include event triggers to provide Citi with more financial and operational control in the event of the financial deterioration of the merchant or require various credit enhancements (including letters of credit and bank guarantees). In the unlikely event that a private label merchant is unable to deliver products, services or a refund to its private label cardholders, Citi is contingently liable to credit or refund cardholders.

With regard to (ii) above, Citi has a potential liability for bank card transactions where Citi provides the transaction processing services as well as those where a third party provides the services and Citi acts as a secondary guarantor, should that processor fail to perform.

Citi's maximum potential contingent liability related to both bank card and private label merchant processing services is estimated to be the total volume of credit card transactions that meet the requirements to be valid charge-back transactions at any given time. At December 31, 2019 and 2018, this maximum potential exposure was estimated to be \$91.6 billion and \$94.7 billion, respectively.

However, Citi believes that the maximum exposure is not representative of the actual potential loss exposure based on its historical experience. This contingent liability is unlikely to arise, as most products and services are delivered when purchased and amounts are refunded when items are returned to merchants. Citi assesses the probability and amount of its contingent liability related to merchant processing based on the financial strength of the primary guarantor, the extent and nature of unresolved charge-backs and its historical loss experience. At December 31, 2019 and 2018, the losses incurred and the carrying amounts of Citi's contingent obligations related to merchant processing activities were immaterial.

Credit Card Arrangements with Partners

Citi, in certain of its credit card partner arrangements, provides guarantees to the partner regarding the volume of certain customer originations during the term of the agreement. To the extent that such origination targets are not met, the guarantees serve to compensate the partner for certain payments that otherwise would have been generated in connection with such originations.

Custody Indemnifications

Custody indemnifications are issued to guarantee that custody clients will be made whole in the event that a third-party subcustodian or depository institution fails to safeguard clients' assets.

Other Guarantees and Indemnifications

Credit Card Protection Programs

Citi, through its credit card businesses, provides various cardholder protection programs on several of its card products, including programs that provide insurance coverage for rental cars, coverage for certain losses associated with purchased products, price protection for certain purchases and protection for lost luggage. These guarantees are not included in the table, since the total outstanding amount of the guarantees and Citi's maximum exposure to loss cannot be quantified. The protection is limited to certain types of purchases and losses, and it is not possible to quantify the purchases that would qualify for these benefits at any given time. Citi assesses the probability and amount of its potential liability related to these programs based on the extent and nature of its historical loss experience. At December 31, 2019 and 2018, the actual and estimated losses incurred and the carrying value of Citi's obligations related to these programs were immaterial.

Other Representation and Warranty Indemnifications

In the normal course of business, Citi provides standard representations and warranties to counterparties in contracts in connection with numerous transactions and also provides indemnifications, including indemnifications that protect the counterparties to the contracts in the event that additional taxes are owed, due either to a change in the tax law or an adverse interpretation of the tax law. Counterparties to these transactions provide Citi with comparable indemnifications. While such representations, warranties and indemnifications are essential components of many contractual relationships, they do not represent the underlying business purpose for the transactions. The indemnification clauses are often standard contractual terms related to Citi's own performance under the terms of a contract and are entered into in the normal course of business based on an assessment that the risk of loss is remote. Often these clauses are intended to ensure that terms of a contract are met at inception. No compensation is received for these standard representations and warranties, and it is not possible to determine their fair value because they rarely, if ever, result in a payment. In many cases, there are no stated or notional amounts included in the indemnification clauses, and the contingencies potentially triggering the obligation to indemnify have not occurred and are not expected to occur. As a result, these indemnifications are not included in the tables above.

Value-Transfer Networks (Including Exchanges and Clearing Houses) (VTNs)

Citi is a member of, or shareholder in, hundreds of value-transfer networks (VTNs) (payment, clearing and settlement systems as well as exchanges) around the world. As a condition of membership, many of these VTNs require that members stand ready to pay a pro rata share of the losses incurred by the organization due to another member's default on its obligations. Citi's potential obligations may be limited to its membership interests in the VTNs, contributions to the VTN's funds, or, in certain narrow cases, to the full pro rata

share. The maximum exposure is difficult to estimate as this would require an assessment of claims that have not yet occurred; however, Citi believes the risk of loss is remote given historical experience with the VTNs. Accordingly, Citi's participation in VTNs is not reported in the guarantees tables above, and there are no amounts reflected on the Consolidated Balance Sheet as of December 31, 2019 or 2018 for potential obligations that could arise from Citi's involvement with VTN associations.

Long-Term Care Insurance Indemnification

In 2000, Travelers Life & Annuity (Travelers), then a subsidiary of Citi, entered into a reinsurance agreement to transfer the risks and rewards of its long-term care (LTC) business to GE Life (now Genworth Financial Inc., or Genworth), then a subsidiary of the General Electric Company (GE). As part of this transaction, the reinsurance obligations were provided by two regulated insurance subsidiaries of GE Life, which funded two collateral trusts with securities. Presently, as discussed below, the trusts are referred to as the Genworth Trusts.

As part of GE's spin-off of Genworth in 2004, GE retained the risks and rewards associated with the 2000 Travelers reinsurance agreement by providing a reinsurance contract to Genworth through GE's Union Fidelity Life Insurance Company (UFLIC) subsidiary that covers the Travelers LTC policies. In addition, GE provided a capital maintenance agreement in favor of UFLIC that is designed to assure that UFLIC will have the funds to pay its reinsurance obligations. As a result of these reinsurance agreements and the spin-off of Genworth, Genworth has reinsurance protection from UFLIC (supported by GE) and has reinsurance obligations in connection with the Travelers LTC policies. As noted below, the Genworth reinsurance obligations now benefit Brighthouse Financial, Inc. (Brighthouse). While neither Brighthouse nor Citi are direct beneficiaries of the capital maintenance agreement between GE and UFLIC, Brighthouse and Citi benefit indirectly from the existence of the capital maintenance agreement, which helps assure that UFLIC will continue to have funds necessary to pay its reinsurance obligations to Genworth.

In connection with Citi's 2005 sale of Travelers to MetLife Inc. (MetLife), Citi provided an indemnification to MetLife for losses (including policyholder claims) relating to the LTC business for the entire term of the Travelers LTC policies, which, as noted above, are reinsured by subsidiaries of Genworth. In 2017, MetLife spun off its retail insurance business to Brighthouse. As a result, the Travelers LTC policies now reside with Brighthouse. The original reinsurance agreement between Travelers (now Brighthouse) and Genworth remains in place and Brighthouse is the sole beneficiary of the Genworth Trusts. The fair value of the Genworth Trusts was approximately \$8.6 billion as of December 31, 2019, compared to approximately \$7.5 billion at December 31, 2018. The Genworth Trusts are designed to provide collateral to Brighthouse in an amount equal to the statutory liabilities of Brighthouse in respect of the Travelers LTC policies. The assets in the Genworth Trusts are evaluated and adjusted periodically by Genworth to ensure

that the fair value of the assets continues to provide collateral in an amount equal to these estimated statutory liabilities, as the liabilities change over time.

If both (i) Genworth fails to perform under the original Travelers/GE Life reinsurance agreement for any reason, including its insolvency or the failure of UFLIC to perform under its reinsurance contract or GE to perform under the capital maintenance agreement, and (ii) the assets of the two Genworth Trusts are insufficient or unavailable, then Citi, through its LTC reinsurance indemnification, must reimburse Brighthouse for any losses incurred in connection with the LTC policies. Since both events would have to occur before Citi would become responsible for any payment to Brighthouse pursuant to its indemnification obligation, and the likelihood of such events occurring is currently not probable, there is no liability reflected on the Consolidated Balance Sheet as of December 31, 2019 and 2018 related to this indemnification. However, if both events become reasonably possible (meaning more than remote but less than probable), Citi will be required to estimate and disclose a reasonably possible loss or range of loss to the extent that such an estimate could be made. In addition, if both events become probable, Citi will be required to accrue for such liability in accordance with applicable accounting principles.

Citi continues to closely monitor its potential exposure under the Brighthouse indemnification obligation, given GE's 2018 LTC and other charges and the September 2019 AM Best credit ratings downgrade for the two Genworth insurance subsidiaries.

Separately, Genworth announced that it had agreed to be purchased by China Oceanwide Holdings Co., Ltd, subject to a series of conditions and regulatory approvals. Citi is monitoring these developments.

Futures and Over-the-Counter Derivatives Clearing

Citi provides clearing services on central clearing parties (CCPs) for clients that need to clear exchange-traded and over-the-counter (OTC) derivatives contracts with CCPs. Based on all relevant facts and circumstances, Citi has concluded that it acts as an agent for accounting purposes in its role as clearing member for these client transactions. As such, Citi does not reflect the underlying exchange-traded or OTC derivatives contracts in its Consolidated Financial Statements. See Note 22 for a discussion of Citi's derivatives activities that are reflected in its Consolidated Financial Statements.

As a clearing member, Citi collects and remits cash and securities collateral (margin) between its clients and the respective CCP. In certain circumstances, Citi collects a higher amount of cash (or securities) from its clients than it needs to remit to the CCPs. This excess cash is then held at depository institutions such as banks or carry brokers.

There are two types of margin: initial and variation. Where Citi obtains benefits from or controls cash initial margin (e.g., retains an interest spread), cash initial margin collected from clients and remitted to the CCP or depository institutions is reflected within *Brokerage payables* (payables to customers) and *Brokerage receivables* (receivables from

brokers, dealers and clearing organizations) or *Cash and due from banks*, respectively.

However, for exchange-traded and OTC-cleared derivatives contracts where Citi does not obtain benefits from or control the client cash balances, the client cash initial margin collected from clients and remitted to the CCP or depository institutions is not reflected on Citi's Consolidated Balance Sheet. These conditions are met when Citi has contractually agreed with the client that (i) Citi will pass through to the client all interest paid by the CCP or depository institutions on the cash initial margin, (ii) Citi will not utilize its right as a clearing member to transform cash margin into other assets, (iii) Citi does not guarantee and is not liable to the client for the performance of the CCP or the depository institution and (iv) the client cash balances are legally isolated from Citi's bankruptcy estate. The total amount of cash initial margin collected and remitted in this manner was approximately \$13.3 billion and \$13.8 billion as of December 31, 2019 and 2018, respectively.

Variation margin due from clients to the respective CCP, or from the CCP to clients, reflects changes in the value of the client's derivative contracts for each trading day. As a clearing member, Citi is exposed to the risk of non-performance by clients (e.g., failure of a client to post variation margin to the CCP for negative changes in the value of the client's derivative contracts). In the event of non-performance by a client, Citi would move to close out the client's positions. The CCP would typically utilize initial margin posted by the client and held by the CCP, with any remaining shortfalls required to be paid by Citi as clearing member. Citi generally holds incremental cash or securities margin posted by the client, which would typically be expected to be sufficient to mitigate Citi's credit risk in the event that the client fails to perform.

As required by ASC 860-30-25-5, securities collateral posted by clients is not recognized on Citi's Consolidated Balance Sheet.

Carrying Value—Guarantees and Indemnifications

At December 31, 2019 and 2018, the total carrying amounts of the liabilities related to the guarantees and indemnifications included in the tables above amounted to approximately \$0.5 billion and \$0.9 billion, respectively. The carrying value of financial and performance guarantees is included in *Other liabilities*. For loans sold with recourse, the carrying value of the liability is included in *Other liabilities*.

Collateral

Cash collateral available to Citi to reimburse losses realized under these guarantees and indemnifications amounted to \$46.7 billion and \$38.0 billion at December 31, 2019 and 2018, respectively. Securities and other marketable assets held as collateral amounted to \$45.8 billion and \$54.7 billion at December 31, 2019 and 2018, respectively. The majority of collateral is held to reimburse losses realized under securities lending indemnifications. In addition, letters of credit in favor of Citi held as collateral amounted to \$4.4 billion and \$4.1 billion at December 31, 2019 and 2018, respectively. Other property may also be available to Citi to cover losses under certain guarantees and indemnifications; however, the value of such property has not been determined.

Performance Risk

Citi evaluates the performance risk of its guarantees based on the assigned referenced counterparty internal or external ratings. Where external ratings are used, investment-grade ratings are considered to be Baa/BBB and above, while anything below is considered non-investment grade. Citi's internal ratings are in line with the related external rating system. On certain underlying referenced assets or entities, ratings are not available. Such referenced assets are included in the "not rated" category. The maximum potential amount of the future payments related to the outstanding guarantees is determined to be the notional amount of these contracts, which is the par amount of the assets guaranteed.

Presented in the tables below are the maximum potential

amounts of future payments that are classified based upon internal and external credit ratings. The determination of the maximum potential future payments is based on the notional amount of the guarantees without consideration of possible recoveries under recourse provisions or from collateral held or pledged. As such, Citi believes such amounts bear no relationship to the anticipated losses, if any, on these guarantees.

<i>In billions of dollars at December 31, 2019</i>	Maximum potential amount of future payments			
	Investment grade	Non-investment grade	Not rated	Total
Financial standby letters of credit	\$ 66.4	\$ 12.5	\$ 15.4	\$ 94.3
Performance guarantees	9.7	2.3	0.4	12.4
Derivative instruments deemed to be guarantees	—	—	97.6	97.6
Loans sold with recourse	—	—	1.2	1.2
Securities lending indemnifications	—	—	87.8	87.8
Credit card merchant processing	—	—	91.6	91.6
Credit card arrangements with partners	—	—	0.6	0.6
Custody indemnifications and other	21.3	12.4	—	33.7
Total	\$ 97.4	\$ 27.2	\$294.6	\$419.2

<i>In billions of dollars at December 31, 2018</i>	Maximum potential amount of future payments			
	Investment grade	Non-investment grade	Not rated	Total
Financial standby letters of credit	\$ 71.3	\$ 11.9	\$ 16.4	\$ 99.6
Performance guarantees	9.2	2.1	0.6	11.9
Derivative instruments deemed to be guarantees	—	—	110.9	110.9
Loans sold with recourse	—	—	1.2	1.2
Securities lending indemnifications	—	—	98.3	98.3
Credit card merchant processing	—	—	94.7	94.7
Credit card arrangements with partners	—	—	1.1	1.1
Custody indemnifications and other	22.2	13.2	—	35.4
Total	\$ 102.7	\$ 27.2	\$323.2	\$453.1

Credit Commitments and Lines of Credit

The table below summarizes Citigroup's credit commitments:

<i>In millions of dollars</i>	U.S.		Outside of U.S.		December 31,			
					2019	2018		
Commercial and similar letters of credit	\$	746	\$	3,787	\$	4,533	\$	5,461
One- to four-family residential mortgages		2,088		1,633		3,721		2,671
Revolving open-end loans secured by one- to four-family residential properties		9,511		1,288		10,799		11,374
Commercial real estate, construction and land development		10,623		2,358		12,981		11,293
Credit card lines		609,866		98,157		708,023		696,007
Commercial and other consumer loan commitments		212,569		111,790		324,359		300,115
Other commitments and contingencies		1,852		96		1,948		3,321
Total	\$	847,255	\$	219,109	\$	1,066,364	\$	1,030,242

The majority of unused commitments are contingent upon customers maintaining specific credit standards. Commercial commitments generally have floating interest rates and fixed expiration dates and may require payment of fees. Such fees (net of certain direct costs) are deferred and, upon exercise of the commitment, amortized over the life of the loan or, if exercise is deemed remote, amortized over the commitment period.

Commercial and Similar Letters of Credit

A commercial letter of credit is an instrument by which Citigroup substitutes its credit for that of a customer to enable the customer to finance the purchase of goods or to incur other commitments. Citigroup issues a letter on behalf of its client to a supplier and agrees to pay the supplier upon presentation of documentary evidence that the supplier has performed in accordance with the terms of the letter of credit. When a letter of credit is drawn, the customer is then required to reimburse Citigroup.

One- to Four-Family Residential Mortgages

A one- to four-family residential mortgage commitment is a written confirmation from Citigroup to a seller of a property that the bank will advance the specified sums enabling the buyer to complete the purchase.

Revolving Open-End Loans Secured by One- to Four-Family Residential Properties

Revolving open-end loans secured by one- to four-family residential properties are essentially home equity lines of credit. A home equity line of credit is a loan secured by a primary residence or second home to the extent of the excess of fair market value over the debt outstanding for the first mortgage.

Commercial Real Estate, Construction and Land Development

Commercial real estate, construction and land development include unused portions of commitments to extend credit for the purpose of financing commercial and multifamily residential properties as well as land development projects.

Both secured-by-real-estate and unsecured commitments are included in this line, as well as undistributed loan proceeds, where there is an obligation to advance for construction progress payments. However, this line only includes those extensions of credit that, once funded, will be classified as *Total loans, net* on the Consolidated Balance Sheet.

Credit Card Lines

Citigroup provides credit to customers by issuing credit cards. The credit card lines are cancelable by providing notice to the cardholder or without such notice as permitted by local law.

Commercial and Other Consumer Loan Commitments

Commercial and other consumer loan commitments include overdraft and liquidity facilities as well as commercial commitments to make or purchase loans, purchase third-party receivables, provide note issuance or revolving underwriting facilities and invest in the form of equity.

Other Commitments and Contingencies

Other commitments and contingencies include all other transactions related to commitments and contingencies not reported on the lines above.

Unsettled Reverse Repurchase and Securities Borrowing Agreements and Unsettled Repurchase and Securities Lending Agreements

In addition, in the normal course of business, Citigroup enters into reverse repurchase and securities borrowing agreements, as well as repurchase and securities lending agreements, which settle at a future date. At December 31, 2019 and 2018, Citigroup had approximately \$34.0 billion and \$36.1 billion in unsettled reverse repurchase and securities borrowing agreements, respectively, and \$38.7 billion and \$30.7 billion in unsettled repurchase and securities lending agreements, respectively. For a further discussion of securities purchased under agreements to resell and securities borrowed, and securities sold under agreements to repurchase and securities loaned, including the Company's policy for offsetting repurchase and reverse repurchase agreements, see Note 11 to the Consolidated Financial Statements.

27. CONTINGENCIES

Accounting and Disclosure Framework

ASC 450 governs the disclosure and recognition of loss contingencies, including potential losses from litigation, regulatory, tax and other matters. ASC 450 defines a "loss contingency" as "an existing condition, situation, or set of circumstances involving uncertainty as to possible loss to an entity that will ultimately be resolved when one or more future events occur or fail to occur." It imposes different requirements for the recognition and disclosure of loss contingencies based on the likelihood of occurrence of the contingent future event or events. It distinguishes among degrees of likelihood using the following three terms: "probable," meaning that "the future event or events are likely to occur"; "remote," meaning that "the chance of the future event or events occurring is slight"; and "reasonably possible," meaning that "the chance of the future event or events occurring is more than remote but less than likely." These three terms are used below as defined in ASC 450.

Accruals. ASC 450 requires accrual for a loss contingency when it is "probable that one or more future events will occur confirming the fact of loss" and "the amount of the loss can be reasonably estimated." In accordance with ASC 450, Citigroup establishes accruals for contingencies, including the litigation, regulatory and tax matters disclosed herein, when Citigroup believes it is probable that a loss has been incurred and the amount of the loss can be reasonably estimated. When the reasonable estimate of the loss is within a range of amounts, the minimum amount of the range is accrued, unless some higher amount within the range is a better estimate than any other amount within the range. Once established, accruals are adjusted from time to time, as appropriate, in light of additional information. The amount of loss ultimately incurred in relation to those matters may be substantially higher or lower than the amounts accrued for those matters.

Disclosure. ASC 450 requires disclosure of a loss contingency if "there is at least a reasonable possibility that a loss or an additional loss may have been incurred" and there is no accrual for the loss because the conditions described above are not met or an exposure to loss exists in excess of the amount accrued. In accordance with ASC 450, if Citigroup has not accrued for a matter because Citigroup believes that a loss is reasonably possible but not probable, or that a loss is probable but not reasonably estimable, and the reasonably possible loss is material, it discloses the loss contingency. In addition, Citigroup discloses matters for which it has accrued if it believes a reasonably possible exposure to material loss exists in excess of the amount accrued. In accordance with ASC 450, Citigroup's disclosure includes an estimate of the reasonably possible loss or range of loss for those matters as to which an estimate can be made. ASC 450 does not require disclosure of an estimate of the reasonably possible loss or range of loss where an estimate cannot be made. Neither accrual nor disclosure is required for losses that are deemed remote.

Litigation, Regulatory and Other Contingencies

Overview. In addition to the matters described below, in the ordinary course of business, Citigroup, its affiliates and subsidiaries, and current and former officers, directors and employees (for purposes of this section, sometimes collectively referred to as Citigroup and Related Parties) routinely are named as defendants in, or as parties to, various legal actions and proceedings. Certain of these actions and proceedings assert claims or seek relief in connection with alleged violations of consumer protection, fair lending, securities, banking, antifraud, antitrust, anti-money laundering, employment and other statutory and common laws. Certain of these actual or threatened legal actions and proceedings include claims for substantial or indeterminate compensatory or punitive damages, or for injunctive relief, and in some instances seek recovery on a class-wide basis.

In the ordinary course of business, Citigroup and Related Parties also are subject to governmental and regulatory examinations, information-gathering requests, investigations and proceedings (both formal and informal), certain of which may result in adverse judgments, settlements, fines, penalties, restitution, disgorgement, injunctions or other relief. In addition, certain affiliates and subsidiaries of Citigroup are banks, registered broker-dealers, futures commission merchants, investment advisors or other regulated entities and, in those capacities, are subject to regulation by various U.S., state and foreign securities, banking, commodity futures, consumer protection and other regulators. In connection with formal and informal inquiries by these regulators, Citigroup and such affiliates and subsidiaries receive numerous requests, subpoenas and orders seeking documents, testimony and other information in connection with various aspects of their regulated activities. From time to time Citigroup and Related Parties also receive grand jury subpoenas and other requests for information or assistance, formal or informal, from federal or state law enforcement agencies including, among others, various United States Attorneys' Offices, the Asset Forfeiture and Money Laundering Section and other divisions of the Department of Justice, the Financial Crimes Enforcement Network of the United States Department of the Treasury, and the Federal Bureau of Investigation relating to Citigroup and its customers.

Because of the global scope of Citigroup's operations, and its presence in countries around the world, Citigroup and Related Parties are subject to litigation and governmental and regulatory examinations, information-gathering requests, investigations and proceedings (both formal and informal) in multiple jurisdictions with legal, regulatory and tax regimes that may differ substantially, and present substantially different risks, from those Citigroup and Related Parties are subject to in the United States. In some instances, Citigroup and Related Parties may be involved in proceedings involving the same subject matter in multiple jurisdictions, which may result in overlapping, cumulative or inconsistent outcomes.

Citigroup seeks to resolve all litigation, regulatory, tax and other matters in the manner management believes is in the best interests of Citigroup and its shareholders, and contests liability, allegations of wrongdoing and, where

applicable, the amount of damages or scope of any penalties or other relief sought as appropriate in each pending matter.

Inherent Uncertainty of the Matters Disclosed. Certain of the matters disclosed below involve claims for substantial or indeterminate damages. The claims asserted in these matters typically are broad, often spanning a multi-year period and sometimes a wide range of business activities, and the plaintiffs' or claimants' alleged damages frequently are not quantified or factually supported in the complaint or statement of claim. Other matters relate to regulatory investigations or proceedings, as to which there may be no objective basis for quantifying the range of potential fine, penalty or other remedy. As a result, Citigroup is often unable to estimate the loss in such matters, even if it believes that a loss is probable or reasonably possible, until developments in the case, proceeding or investigation have yielded additional information sufficient to support a quantitative assessment of the range of reasonably possible loss. Such developments may include, among other things, discovery from adverse parties or third parties, rulings by the court on key issues, analysis by retained experts and engagement in settlement negotiations. Depending on a range of factors, such as the complexity of the facts, the novelty of the legal theories, the pace of discovery, the court's scheduling order, the timing of court decisions and the adverse party's, regulator's or other authority's willingness to negotiate in good faith toward a resolution, it may be months or years after the filing of a case or commencement of a proceeding or an investigation before an estimate of the range of reasonably possible loss can be made.

Matters as to Which an Estimate Can Be Made. For some of the matters disclosed below, Citigroup is currently able to estimate a reasonably possible loss or range of loss in excess of amounts accrued (if any). For some of the matters included within this estimation, an accrual has been made because a loss is believed to be both probable and reasonably estimable, but an exposure to loss exists in excess of the amount accrued. In these cases, the estimate reflects the reasonably possible range of loss in excess of the accrued amount. For other matters included within this estimation, no accrual has been made because a loss, although estimable, is believed to be reasonably possible, but not probable; in these cases, the estimate reflects the reasonably possible loss or range of loss. As of December 31, 2019, Citigroup estimates that the reasonably possible unaccrued loss for these matters ranges up to approximately \$1.3 billion in the aggregate.

These estimates are based on currently available information. As available information changes, the matters for which Citigroup is able to estimate will change, and the estimates themselves will change. In addition, while many estimates presented in financial statements and other financial disclosures involve significant judgment and may be subject to significant uncertainty, estimates of the range of reasonably possible loss arising from litigation and regulatory proceedings are subject to particular uncertainties. For example, at the time of making an estimate, (i) Citigroup may have only preliminary, incomplete, or inaccurate information about the facts underlying the claim, (ii) its assumptions about the future rulings of the court, other tribunal or authority on significant issues, or the behavior and incentives of adverse

parties, regulators or other authorities, may prove to be wrong and (iii) the outcomes it is attempting to predict are often not amenable to the use of statistical or other quantitative analytical tools. In addition, from time to time an outcome may occur that Citigroup had not accounted for in its estimate because it had deemed such an outcome to be remote. For all of these reasons, the amount of loss in excess of accruals ultimately incurred for the matters as to which an estimate has been made could be substantially higher or lower than the range of loss included in the estimate.

Matters as to Which an Estimate Cannot Be Made. For other matters disclosed below, Citigroup is not currently able to estimate the reasonably possible loss or range of loss. Many of these matters remain in very preliminary stages (even in some cases where a substantial period of time has passed since the commencement of the matter), with few or no substantive legal decisions by the court, tribunal or other authority defining the scope of the claims, the class (if any) or the potentially available damages or other exposure, and fact discovery is still in progress or has not yet begun. In many of these matters, Citigroup has not yet answered the complaint or statement of claim or asserted its defenses, nor has it engaged in any negotiations with the adverse party (whether a regulator, taxing authority or a private party). For all these reasons, Citigroup cannot at this time estimate the reasonably possible loss or range of loss, if any, for these matters.

Opinion of Management as to Eventual Outcome. Subject to the foregoing, it is the opinion of Citigroup's management, based on current knowledge and after taking into account its current legal or other accruals, that the eventual outcome of all matters described in this Note would not be likely to have a material adverse effect on the consolidated financial condition of Citigroup. Nonetheless, given the substantial or indeterminate amounts sought in certain of these matters, and the inherent unpredictability of such matters, an adverse outcome in certain of these matters could, from time to time, have a material adverse effect on Citigroup's consolidated results of operations or cash flows in particular quarterly or annual periods.

ANZ Underwriting Matter

In June 2018, the Australian Commonwealth Director of Public Prosecutions (CDPP) filed charges against Citigroup Global Markets Australia Pty Limited (CGMA) for alleged criminal cartel offenses following a referral by the Australian Competition and Consumer Commission. CDPP alleges that the cartel conduct took place following an institutional share placement by Australia and New Zealand Banking Group Limited (ANZ) in August 2015, where CGMA acted as joint underwriter and lead manager with other banks. CDPP also charged other banks and individuals, including current and former Citi employees. Separately, the Australian Securities and Investments Commission is conducting an investigation, and CGMA is cooperating with the investigation. Charges relating to CGMA are captioned R v. CITIGROUP GLOBAL MARKETS AUSTRALIA PTY LIMITED. The matter is before the Downing Centre Local Court in Sydney, Australia. Additional information concerning this action is

publicly available in court filings under the docket number 2018/00175168.

Foreign Exchange Matters

Regulatory Actions: Government and regulatory agencies in the U.S. and in other jurisdictions are conducting investigations or making inquiries regarding Citigroup's foreign exchange business. Citigroup is cooperating with these and related investigations and inquiries.

Antitrust and Other Litigation: In 2018, a number of institutional investors who opted out of the previously disclosed August 2018 final settlement filed an action against Citigroup, Citibank, CGMI and other defendants, captioned ALLIANZ GLOBAL INVESTORS, ET AL., v. BANK OF AMERICA CORP., ET AL., in the United States District Court for the Southern District of New York. Plaintiffs allege that defendants manipulated, and colluded to manipulate, the foreign exchange markets. Plaintiffs assert claims under the Sherman Act and unjust enrichment claims, and seek consequential and punitive damages and other forms of relief. In July 2019, defendants moved to dismiss plaintiffs' second amended complaint. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 18 Civ. 10364 (S.D.N.Y.) (Schofield, J.).

In December 2018, a group of institutional investors issued a claim against Citibank, Citigroup and other defendants, captioned ALLIANZ GLOBAL INVESTORS GMBH AND OTHERS v. BARCLAYS BANK PLC AND OTHERS, in the High Court in London. Claimants allege that defendants manipulated, and colluded to manipulate, the foreign exchange market in violation of EU and U.K. competition laws. In July 2019, defendants responded to plaintiffs' claims, and in September 2019, claimants filed their reply. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number CL-2018-000840.

In 2015, a putative class of consumers and businesses in the United States who directly purchased supracompetitive foreign currency at benchmark exchange rates filed an action against Citigroup and other defendants, captioned NYPL v. JPMORGAN CHASE & CO., ET AL., in the United States District Court for the Northern District of California. Subsequently, plaintiffs filed a third amended class action complaint, naming Citigroup, Citibank and Citicorp as defendants. Plaintiffs allege that they suffered losses as a result of defendants' alleged manipulation of, and collusion with respect to, the foreign exchange market. Plaintiffs assert claims under federal and California antitrust and consumer protection laws, and seek compensatory damages, treble damages and declaratory and injunctive relief. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket numbers 15 Civ. 2290 (N.D. Cal.) (Chhabria, J.) and 15 Civ. 9300 (S.D.N.Y.) (Schofield, J.).

In 2017, putative classes of indirect purchasers of certain foreign exchange instruments filed an action against Citigroup, Citibank, Citicorp, CGMI and other defendants, captioned CONTANT, ET AL., v. BANK OF AMERICA CORP., ET AL., in the United States District Court for the

Southern District of New York. Plaintiffs allege that defendants engaged in a conspiracy to fix currency prices. Plaintiffs assert claims under the Sherman Act and various state antitrust laws, and seek compensatory damages and treble damages. In July 2019, the court granted preliminary approval of a settlement between plaintiffs and Citigroup, Citibank, Citicorp and CGMI. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 17 Civ. 3139 (S.D.N.Y.) (Schofield, J.).

On May 27, 2019, a putative class action was filed against Citibank and other defendants, captioned J WISBEY & ASSOCIATES PTY LTD v. UBS AG & ORS, in the Federal Court of Australia. Plaintiffs allege that defendants manipulated the foreign exchange markets. Plaintiffs assert claims under antitrust laws, and seek compensatory damages and declaratory and injunctive relief. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number VID567/2019.

On July 29, 2019, an application, captioned MICHAEL O'HIGGINS FX CLASS REPRESENTATIVE LIMITED v. BARCLAYS BANK PLC AND OTHERS, was made to the U.K.'s Competition Appeal Tribunal requesting permission to commence collective proceedings against Citibank, Citigroup and other defendants. The application seeks compensatory damages for losses alleged to have arisen from the actions at issue in the European Commission's foreign exchange spot trading infringement decision (European Commission Decision of May 16, 2019 in Case AT.40135-FOREX (Three Way Banana Split) C(2019) 3631 final). Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 1329/7/7/19.

On December 20, 2019, an application, captioned PHILLIP EVANS v. BARCLAYS BANK PLC AND OTHERS, was made to the U.K.'s Competition Appeal Tribunal requesting permission to commence collective proceedings against Citibank, Citigroup and other defendants. The application seeks compensatory damages similar to those in the Michael O'Higgins FX Class Representative Limited application. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 1336/7/7/19.

In September 2019, two motions for certification of class actions filed against Citibank, Citigroup and Citicorp and other defendants were consolidated, under the caption GERTLER, ET AL., v. DEUTSCHE BANK AG, in the Tel Aviv Central District Court in Israel. Plaintiffs allege that defendants manipulated the foreign exchange markets. The amended motion for certification has not yet been served on Citigroup or Citicorp. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number CA 29013-09-18.

Interbank Offered Rates-Related Litigation and Other Matters

Antitrust and Other Litigation: In 2016, a putative class action was filed against Citibank, Citigroup and other defendants, now captioned FUND LIQUIDATION HOLDINGS LLC, AS ASSIGNOR AND SUCCESSOR-IN-INTEREST TO

FRONTPOINT ASIAN EVENT DRIVEN FUND L.P., ET AL. v. CITIBANK, N.A., ET AL., in the United States District Court for the Southern District of New York. Plaintiffs allege that defendants manipulated the Singapore Interbank Offered Rate and Singapore Swap Offer Rate. Plaintiffs assert claims under the Sherman Act, the Clayton Act, the RICO Act and state law. In May 2018, plaintiffs entered into a settlement with Citibank and Citigroup, under which Citibank and Citigroup agreed to pay approximately \$10 million. In July 2019, the court found that it lacked subject-matter jurisdiction over the non-settling defendants and dismissed the case. The court also found that it lacked jurisdiction to approve the settlement and denied plaintiffs' motion for preliminary approval of the settlement. In August 2019, plaintiffs filed a notice of appeal with the United States Court of Appeals for the Second Circuit. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket numbers 16 Civ. 5263 (S.D.N.Y.) (Hellerstein, J.) and 19-2719 (2d Cir.).

In 2016, Banque Delubac filed an action against Citigroup, Citigroup Global Markets Limited (CGML) and Citigroup Europe Plc, captioned SCS BANQUE DELUBAC & CIE v. CITIGROUP INC., ET AL., in the Commercial Court of Aubeas in France. Plaintiff alleges that defendants suppressed LIBOR submissions between 2005 and 2012 and that Banque Delubac's EURIBOR-linked lending activity was negatively impacted as a result. Plaintiff asserts a claim under tort law, and seeks compensatory damages and consequential damages. In November 2018, the Commercial Court of Aubeas referred the case to the Commercial Court of Marseille. In March 2019, the Court of Appeal of Nimes held that neither the Commercial Court of Aubeas nor any other court of France has territorial jurisdiction over Banque Delubac's claims. In May 2019, plaintiff filed an appeal before the *Cour de cassation* of France challenging the Court of Appeal of Nimes's decision. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under docket numbers RG no. 2018F02750 in the Commercial Court of Marseille and 19-16.931 in the *Cour de cassation*.

In May 2019, three putative class actions filed against Citigroup, Citibank, CGMI and other defendants were consolidated, under the caption IN RE ICE LIBOR ANTITRUST LITIGATION, in the United States District Court of the Southern District of New York. In July 2019, Plaintiffs filed a consolidated amended complaint. Plaintiffs allege that defendants suppressed ICE LIBOR. Plaintiffs assert claims under the Sherman Act, the Clayton Act and unjust enrichment, and seek compensatory damages, disgorgement and treble damages. In August 2019, defendants moved to dismiss the action. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 19 Civ. 439 (S.D.N.Y.) (Daniels, J.).

Interchange Fee Litigation

Beginning in 2005, several putative class actions were filed against Citigroup, Citibank and Citicorp, together with Visa, MasterCard and other banks and their affiliates, in various federal district courts and consolidated with other related individual cases in a multi-district litigation proceeding in the

United States District Court for the Eastern District of New York. This proceeding is captioned IN RE PAYMENT CARD INTERCHANGE FEE AND MERCHANT DISCOUNT ANTITRUST LITIGATION.

The plaintiffs, merchants that accept Visa and MasterCard branded payment cards as well as various membership associations that claim to represent certain groups of merchants, allege, among other things, that defendants have engaged in conspiracies to set the price of interchange and merchant discount fees on credit and debit card transactions and to restrain trade unreasonably through various Visa and MasterCard rules governing merchant conduct, all in violation of Section 1 of the Sherman Act and certain California statutes. Plaintiffs further alleged violations of Section 2 of the Sherman Act. Supplemental complaints also were filed against defendants in the putative class actions alleging that Visa's and MasterCard's respective initial public offerings were anticompetitive and violated Section 7 of the Clayton Act, and that MasterCard's initial public offering constituted a fraudulent conveyance.

In 2014, the district court entered a final judgment approving the terms of a class settlement providing for, among other things, cash payment to the class of \$6.05 billion; a rebate to merchants participating in the damages class settlement of 10 bps on interchange collected for a period of eight months by the Visa and MasterCard networks; and changes to certain network rules. Various objectors appealed from the final class settlement approval order to the United States Court of Appeals for the Second Circuit.

In 2016, the Court of Appeals reversed the district court's approval of the class settlement and remanded for further proceedings. The district court thereafter appointed separate interim counsel for a putative class seeking damages and a putative class seeking injunctive relief. Amended or new complaints on behalf of the putative classes and various individual merchants were subsequently filed, including a further amended complaint on behalf of a putative damages class and a new complaint on behalf of a putative injunctive class, both of which named Citigroup and Related Parties. In addition, numerous merchants have filed amended or new complaints against Visa, MasterCard, and in some instances one or more issuing banks. Three of these suits—7-ELEVEN, INC., ET AL. v. VISA INC., ET AL.; ROUNDY'S SUPERMARKETS, INC. v. VISA INC. ET AL.; and LUBY'S FUDDRUCKERS RESTAURANTS, LLC, v. VISA INC., ET AL.—brought on behalf of numerous individual merchants, name Citigroup and affiliates as defendants.

On December 13, 2019, the district court granted the damages class plaintiffs' motion for final approval of a new settlement with the defendants. The settlement involves the damages class only and does not settle the claims of the injunctive relief class or any actions brought on a non-class basis by individual merchants. The settlement provides for a cash payment to the damages class of \$6.24 billion, though that amount has been reduced by \$700 million based on the transaction volume of class members that opted-out from the settlement. Several merchants and merchant groups have appealed the final approval order. Additional information concerning these consolidated actions is publicly available in

court filings under the docket number MDL 05-1720 (E.D.N.Y.) (Brodie, J.).

Interest Rate and Credit Default Swap Matters

Regulatory Actions: The Commodity Futures Trading Commission (CFTC) is conducting an investigation into alleged anticompetitive conduct in the trading and clearing of interest rate swaps (IRS) by investment banks. Citigroup is cooperating with the investigation.

Antitrust and Other Litigation: Beginning in 2015, Citigroup, Citibank, CGMI, CGML, and numerous other parties were named as defendants in a number of industry-wide putative class actions related to IRS trading. These actions have been consolidated in the United States District Court for the Southern District of New York under the caption *IN RE INTEREST RATE SWAPS ANTITRUST LITIGATION*. The complaints allege that defendants colluded to prevent the development of exchange-like trading for IRS and assert federal and state antitrust claims and claims for unjust enrichment. Also consolidated under the same caption are individual actions filed by swap execution facilities, asserting federal and state antitrust claims, as well as claims for unjust enrichment and tortious interference with business relations. Plaintiffs in all of these actions seek treble damages, fees, costs, and injunctive relief. Lead plaintiffs in the class action moved for class certification in February 2019, and subsequently filed a fourth amended complaint. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 18-CV-5361 (S.D.N.Y.) (Oetken, J.) and 16-MD-2704 (S.D.N.Y.) (Oetken, J.).

In 2017, Citigroup, Citibank, CGMI, CGML and numerous other parties were named as defendants in an action filed in the United States District Court for the Southern District of New York under the caption *TERA GROUP, INC., ET AL. v. CITIGROUP, INC., ET AL.* The complaint alleges that defendants colluded to prevent the development of exchange-like trading for credit default swaps and asserts federal and state antitrust claims and state law tort claims. In January 2020, plaintiffs filed an amended complaint. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 17-CV-4302 (S.D.N.Y.) (Sullivan, J.).

Parmalat Litigation

In 2004, an Italian commissioner appointed to oversee the administration of various Parmalat companies filed a complaint against Citigroup and Related Parties alleging that the defendants facilitated a number of frauds by Parmalat insiders. In 2008, a jury rendered a verdict in Citigroup's favor and awarded Citi \$431 million. Citigroup has taken steps to enforce the judgment in Italian court. In April 2019, the Italian Supreme Court affirmed the decision in the full amount of \$431 million. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket numbers 27618/2014 and 10540/2019.

In 2015, Parmalat filed a claim in an Italian civil court in Milan claiming damages of €1.8 billion against Citigroup and Related Parties. The Milan court dismissed Parmalat's claim on grounds that it was duplicative of Parmalat's previously

unsuccessful claims. In May 2019, the Milan Court of Appeal rejected Parmalat's appeal against the decision of the Milan court. In June 2019, Parmalat filed a further appeal with the Italian Supreme Court. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 20598/2019.

On January 29, 2020, Parmalat, its three directors and its sole shareholder, Sofil S.a.s., as co-plaintiffs, filed a claim before the Italian civil court in Milan seeking a declaratory judgment that they do not owe compensatory damages of €990 million to Citibank.

Payment Protection Insurance

Regulators and courts in the U.K. have scrutinized the selling of payment protection insurance (PPI) by financial institutions for several years. Citibank continues to review customer claims relating to the sale of PPI in the U.K., to grant redress in accordance with the requirements of the Financial Conduct Authority and to defend claims filed in U.K. courts.

Sovereign Securities Matters

Regulatory Actions: Government and regulatory agencies in the U.S. and in other jurisdictions are conducting investigations or making inquiries regarding Citigroup's sales and trading activities in connection with sovereign and other government-related securities. Citigroup is cooperating with these investigations and inquiries.

Antitrust and Other Litigation: In 2015, putative class actions filed against CGMI and other defendants were consolidated, under the caption *IN RE TREASURY SECURITIES AUCTION ANTITRUST LITIGATION*, in the United States District Court for the Southern District of New York. In December 2017, a consolidated amended complaint was filed, alleging that defendants colluded to fix Treasury auction bids by sharing competitively sensitive information ahead of the auctions, and that defendants colluded to boycott and prevent the emergence of an anonymous, all-to-all electronic trading platform in the Treasuries secondary market. The complaint asserts claims under antitrust laws, and seeks damages, including treble damages where authorized by statute, and injunctive relief. In February 2018, defendants moved to dismiss the complaint. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 15-MD-2673 (S.D.N.Y.) (Gardephe, J.).

In 2016 and 2017, class actions by direct purchasers of supranational, sub-sovereign and agency (SSA) bonds filed against Citigroup, Citibank, CGMI, CGML and other defendants were consolidated, under the caption *IN RE SSA BONDS ANTITRUST LITIGATION*, in the United States District Court for the Southern District of New York. In November 2018, a second amended consolidated complaint was filed, alleging that defendants, as market makers and traders of SSA bonds, colluded to fix the price at which they bought and sold SSA bonds in the secondary market. The complaint asserts claims under the antitrust laws and unjust enrichment, and seeks damages, including treble damages where authorized by statute, and disgorgement. In September 2019, the court granted defendants' motion to dismiss certain

defendants, including CGML. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 16 Civ. 3711 (S.D.N.Y.) (Ramos, J.).

On February 7, 2019, a putative class action, captioned *STACHON v. BANK OF AMERICA N.A., ET AL.*, was filed against Citigroup, Citibank, CGMI, CGML and other defendants, captioned *STACHON v. BANK OF AMERICA N.A., ET AL.*, in the United States District Court for the Southern District of New York. Plaintiffs assert claims under New York antitrust laws based on the same conduct alleged in *IN RE SSA BONDS ANTITRUST LITIGATION* and seek treble damages and injunctive relief. The action is currently stayed pending a decision on the remaining motion to dismiss in *IN RE SSA BONDS ANTITRUST LITIGATION*. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 19 Civ. 01205 (S.D.N.Y.) (Swain, J.).

In 2017, a class action related to the SSA bond market was filed in the Ontario Court of Justice in Canada, against Citigroup, Citibank, CGMI, CGML, Citibank Canada, Citigroup Global Markets Canada, Inc. and other defendants, asserting plaintiff claims under breach of contract, breach of the competition act, breach of foreign law, unjust enrichment and civil conspiracy. Plaintiffs seek compensatory and punitive damages and declaratory relief. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number CV-17-586082-00CP (Ont. S.C.J.).

In 2017, purchasers of SSA bonds filed a similar action against Citigroup, Citibank, CGMI, CGML, Citibank Canada, Citigroup Global Markets Canada, Inc. and other defendants, captioned *JOSEPH MANCINELLI, ET AL. v. BANK OF AMERICA CORPORATION, ET AL.*, in the Federal Court in Canada. In October 2019, plaintiffs filed an amended claim. Plaintiffs allege that defendants manipulated, and colluded to manipulate, the SSA bonds market. Plaintiffs assert claims under breach of the competition law, breach of foreign law, civil conspiracy, unjust enrichment, waiver of tort and breach of contract. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number T-1871-17 (Fed. Ct.).

On September 10, 2019, plaintiffs filed a third consolidated amended complaint against CGMI and other defendants, under the caption *IN RE GSE BONDS ANTITRUST LITIGATION*, in the United States District Court for the Southern District of New York. Plaintiffs allege that defendants conspired to manipulate the market for bonds issued by U.S. government-sponsored agencies. Plaintiffs assert a claim under the Sherman Act, and seek treble damages and injunctive relief. In December 2019, plaintiffs moved for preliminary approval of a settlement with CGMI and 11 other defendants. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 19 Civ. 1704 (S.D.N.Y.) (Rakoff, J.).

On September 23, 2019, the State of Louisiana filed an action against CGMI and other defendants, captioned *STATE OF LOUISIANA v. BANK OF AMERICA, N.A., ET AL.*, in the United States District Court for the Middle District of Louisiana. Plaintiff alleges that defendants conspired to

manipulate the market for bonds issued by U.S. government-sponsored agencies. Plaintiff asserts a claim against defendants for a violation of the Sherman Act, and seeks treble damages and injunctive relief. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 19 Civ. 638 (M.D. La.) (Dick, C.J.).

On October 21, 2019, the City of Baton Rouge and related plaintiffs filed a substantially similar action against CGMI and other defendants, captioned *CITY OF BATON ROUGE, ET AL. v. BANK OF AMERICA, N.A., ET AL.*, in the United States District Court for the Middle District of Louisiana. Plaintiffs allege that defendants conspired to manipulate the market for U.S. government-sponsored agencies bonds. Plaintiffs assert a claim under the Sherman Act, and seek treble damages and injunctive relief. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 19 Civ. 725 (M.D. La.) (Dick, C.J.).

In 2018, a putative class action was filed against Citigroup, CGMI, Citigroup Financial Products Inc., Citigroup Global Markets Holdings Inc., Citibanamex, Grupo Banamex and other banks, captioned *IN RE MEXICAN GOVERNMENT BONDS ANTITRUST LITIGATION*, in the United States District Court for the Southern District of New York. Plaintiffs allege that defendants colluded in the Mexican sovereign bond market. In September 2019, the court granted defendants' motion to dismiss. Subsequently, plaintiffs filed an amended complaint against Citibanamex and other market makers in the Mexican sovereign bond market. Plaintiffs no longer assert any claims against Citigroup and any other Citi affiliates. The amended complaint alleges a conspiracy to fix prices in the Mexican sovereign bond market from January 1, 2006 to April 19, 2017, and asserts antitrust and unjust enrichment claims, and seek treble damages, restitution and injunctive relief. Additional information concerning this consolidated action is publicly available in court filings under the docket number 18 Civ. 2830 (S.D.N.Y.) (Oetken, J.).

Transaction Tax Matters

Citigroup and Citibank are engaged in litigation or examinations with tax authorities in India and Germany concerning the payment of transaction taxes and other non-income tax matters.

Tribune Company Bankruptcy

Certain Citigroup affiliates (along with numerous other parties) have been named as defendants in adversary proceedings related to the Chapter 11 cases of Tribune Company (Tribune) filed in the United States Bankruptcy Court for the District of Delaware, asserting claims arising out of the approximately \$11 billion leveraged buyout of Tribune in 2007. The actions were consolidated as *IN RE TRIBUNE COMPANY FRAUDULENT CONVEYANCE LITIGATION* and transferred to the United States District Court for the Southern District of New York.

In the adversary proceeding captioned *KIRSCHNER v. FITZSIMONS, ET AL.*, the litigation trustee, as successor plaintiff to the unsecured creditors committee, seeks to avoid and recover as actual fraudulent transfers the transfers of Tribune stock that occurred as a part of the leveraged buyout.

Several Citigroup affiliates, along with numerous other parties, were named as shareholder defendants and were alleged to have tendered Tribune stock to Tribune as a part of the buyout. In 2017, the United States District Court for the Southern District of New York dismissed the actual fraudulent transfer claim against the shareholder defendants, including the Citigroup affiliates. In July 2019, the litigation trustee filed an appeal to the United States Court of Appeals for the Second Circuit.

Several Citigroup affiliates, along with numerous other parties, are named as defendants in certain actions brought by Tribune noteholders, which seek to recover the transfers of Tribune stock that occurred as a part of the leveraged buyout, as state-law constructive fraudulent conveyances. The noteholders' claims were previously dismissed and the dismissal was affirmed on appeal. In May 2018, the United States Court of Appeals for the Second Circuit withdrew its 2016 transfer of jurisdiction to the district court to reconsider its decision in light of a recent United States Supreme Court decision. In December 2019, the Court of Appeals issued an amended decision again affirming the dismissal. In January 2020, the noteholders filed a petition for rehearing.

Citigroup Global Markets Inc. (CGMI) was named as a defendant in a separate action in connection with its role as advisor to Tribune. In January 2019, the court dismissed the action, which the litigation trustee has appealed to the United States Court of Appeals for the Second Circuit.

Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 08-13141 (Bankr. D. Del.) (Carey, J.), 11 MD 02296 (S.D.N.Y.) (Cote, J.), 12 MC 2296 (S.D.N.Y.) (Cote, J.), 13-3992 (2d Cir.), 19-0449 (2d Cir.), 19-3049 (2d Cir.) and 16-317 (U.S.).

Variable Rate Demand Obligation Litigation

On May 31, 2019, plaintiffs in the consolidated actions CITY OF PHILADELPHIA v. BANK OF AMERICA CORP., ET AL. and MAYOR AND CITY COUNCIL OF BALTIMORE v. BANK OF AMERICA CORP., ET AL. filed a consolidated complaint naming as defendants Citigroup, Citibank, CGMI, CGML and numerous other industry participants. The consolidated complaint asserts violations of the Sherman Act, as well as claims for breach of contract, breach of fiduciary duty, and unjust enrichment, and seeks damages and injunctive relief based on allegations that defendants served as remarketing agents for municipal bonds called variable rate demand obligations (VRDOs) and colluded to set artificially high VRDO interest rates. In July 2019, defendants filed a motion to dismiss the consolidated complaint. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 19-CV-1608 (S.D.N.Y.) (Furman, J.) and 19-CV-2667 (S.D.N.Y.) (Furman, J.).

Settlement Payments

Payments required in settlement agreements described above have been made or are covered by existing litigation accruals.

28. CONDENSED CONSOLIDATING FINANCIAL STATEMENTS

Citigroup amended its Registration Statement on Form S-3 on file with the SEC (File No. 33-192302) to add its wholly owned subsidiary, Citigroup Global Markets Holdings Inc. (CGMHI), as a co-registrant. Any securities issued by CGMHI under the Form S-3 will be fully and unconditionally guaranteed by Citigroup.

The following are the Condensed Consolidating Statements of Income and Comprehensive Income for the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017, Condensed Consolidating Balance Sheet as of December 31, 2019 and 2018 and Condensed Consolidating Statement of Cash Flows for the years ended December 31, 2019, 2018 and 2017 for Citigroup Inc., the parent holding company (Citigroup parent company), CGMHI, other Citigroup subsidiaries and eliminations and total consolidating adjustments. "Other Citigroup subsidiaries and eliminations" includes all other subsidiaries of Citigroup, intercompany eliminations and income (loss) from discontinued operations. "Consolidating adjustments" includes Citigroup parent company elimination of distributed and undistributed income of subsidiaries and investment in subsidiaries.

These Condensed Consolidating Financial Statements have been prepared and presented in accordance with SEC Regulation S-X Rule 3-10, "Financial Statements of Guarantors and Issuers of Guaranteed Securities Registered or Being Registered."

These Condensed Consolidating Financial Statements schedules are presented for purposes of additional analysis, but should be considered in relation to the Consolidated Financial Statements of Citigroup taken as a whole.

Condensed Consolidating Statements of Income and Comprehensive Income

<i>In millions of dollars</i>	Year ended December 31, 2019				
	Citigroup parent company	CGMHI	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
Revenues					
Dividends from subsidiaries	\$ 23,347	\$ —	\$ —	\$ (23,347)	\$ —
Interest revenue	—	10,661	65,849	—	76,510
Interest revenue—intercompany	5,091	1,942	(7,033)	—	—
Interest expense	4,949	7,010	17,204	—	29,163
Interest expense—intercompany	1,038	4,243	(5,281)	—	—
Net interest revenue	\$ (896)	\$ 1,350	\$ 46,893	\$ —	\$ 47,347
Commissions and fees	\$ —	\$ 5,265	\$ 6,481	\$ —	\$ 11,746
Commissions and fees—intercompany	(21)	354	(333)	—	—
Principal transactions	(2,537)	277	11,152	—	8,892
Principal transactions—intercompany	1,252	2,464	(3,716)	—	—
Other income	767	832	4,702	—	6,301
Other income—intercompany	(55)	102	(47)	—	—
Total non-interest revenues	\$ (594)	\$ 9,294	\$ 18,239	\$ —	\$ 26,939
Total revenues, net of interest expense	\$ 21,857	\$ 10,644	\$ 65,132	\$ (23,347)	\$ 74,286
Provisions for credit losses and for benefits and claims	\$ —	\$ —	\$ 8,383	\$ —	\$ 8,383
Operating expenses					
Compensation and benefits	\$ 32	\$ 4,680	\$ 16,721	\$ —	\$ 21,433
Compensation and benefits—intercompany	134	—	(134)	—	—
Other operating	(16)	2,326	18,259	—	20,569
Other operating—intercompany	20	2,410	(2,430)	—	—
Total operating expenses	\$ 170	\$ 9,416	\$ 32,416	\$ —	\$ 42,002
Equity in undistributed income of subsidiaries	\$ (3,620)	\$ —	\$ —	\$ 3,620	\$ —
Income (loss) from continuing operations before income taxes	\$ 18,067	\$ 1,228	\$ 24,333	\$ (19,727)	\$ 23,901
Provision (benefit) for income taxes	(1,334)	176	5,588	—	4,430
Income (loss) from continuing operations	\$ 19,401	\$ 1,052	\$ 18,745	\$ (19,727)	\$ 19,471
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	—	—	(4)	—	(4)
Net income before attribution of noncontrolling interests	\$ 19,401	\$ 1,052	\$ 18,741	\$ (19,727)	\$ 19,467
Noncontrolling interests	—	—	66	—	66
Net income (loss)	\$ 19,401	\$ 1,052	\$ 18,675	\$ (19,727)	\$ 19,401
Comprehensive income					
Add: Other comprehensive income (loss)	\$ 852	\$ (651)	\$ 1,600	\$ (949)	\$ 852
Total Citigroup comprehensive income (loss)	\$ 20,253	\$ 401	\$ 20,275	\$ (20,676)	\$ 20,253
Add: Other comprehensive income attributable to noncontrolling interests	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Add: Net income attributable to noncontrolling interests	—	—	66	—	66
Total comprehensive income (loss)	\$ 20,253	\$ 401	\$ 20,341	\$ (20,676)	\$ 20,319

Condensed Consolidating Statements of Income and Comprehensive Income

<i>In millions of dollars</i>	Year ended December 31, 2018				
	Citigroup parent company	CGMH	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
Revenues					
Dividends from subsidiaries	\$ 22,854	\$ —	\$ —	\$ (22,854)	\$ —
Interest revenue	67	8,732	62,029	—	70,828
Interest revenue—intercompany	4,933	1,659	(6,592)	—	—
Interest expense	4,783	5,430	14,053	—	24,266
Interest expense—intercompany	1,198	3,539	(4,737)	—	—
Net interest revenue	\$ (981)	\$ 1,422	\$ 46,121	\$ —	\$ 46,562
Commissions and fees	\$ —	\$ 5,146	\$ 6,711	\$ —	\$ 11,857
Commissions and fees—intercompany	(2)	237	(235)	—	—
Principal transactions	(1,310)	1,599	8,616	—	8,905
Principal transactions—intercompany	(929)	1,328	(399)	—	—
Other income	1,373	710	3,447	—	5,530
Other income—intercompany	(107)	143	(36)	—	—
Total non-interest revenues	\$ (975)	\$ 9,163	\$ 18,104	\$ —	\$ 26,292
Total revenues, net of interest expense	\$ 20,898	\$ 10,585	\$ 64,225	\$ (22,854)	\$ 72,854
Provisions for credit losses and for benefits and claims	\$ —	\$ (22)	\$ 7,590	\$ —	\$ 7,568
Operating expenses					
Compensation and benefits	\$ 4	\$ 4,484	\$ 16,666	\$ —	\$ 21,154
Compensation and benefits—intercompany	115	—	(115)	—	—
Other operating	(192)	2,224	18,655	—	20,687
Other operating—intercompany	49	2,312	(2,361)	—	—
Total operating expenses	\$ (24)	\$ 9,020	\$ 32,845	\$ —	\$ 41,841
Equity in undistributed income of subsidiaries	\$ (2,163)	\$ —	\$ —	\$ 2,163	\$ —
Income (loss) from continuing operations before income taxes	\$ 18,759	\$ 1,587	\$ 23,790	\$ (20,691)	\$ 23,445
Provision (benefit) for income taxes	714	1,123	3,520	—	5,357
Income (loss) from continuing operations	\$ 18,045	\$ 464	\$ 20,270	\$ (20,691)	\$ 18,088
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	—	—	(8)	—	(8)
Net income (loss) before attribution of noncontrolling interests	\$ 18,045	\$ 464	\$ 20,262	\$ (20,691)	\$ 18,080
Noncontrolling interests	—	—	35	—	35
Net income (loss)	\$ 18,045	\$ 464	\$ 20,227	\$ (20,691)	\$ 18,045
Comprehensive income			\$ —		
Add: Other comprehensive income (loss)	\$ (2,499)	\$ 257	\$ 3,500	\$ (3,757)	\$ (2,499)
Total Citigroup comprehensive income (loss)	\$ 15,546	\$ 721	\$ 23,727	\$ (24,448)	\$ 15,546
Add: Other comprehensive income attributable to noncontrolling interests	\$ —	\$ —	\$ (43)	\$ —	\$ (43)
Add: Net income attributable to noncontrolling interests	—	—	35	—	35
Total comprehensive income (loss)	\$ 15,546	\$ 721	\$ 23,719	\$ (24,448)	\$ 15,538

Condensed Consolidating Statements of Income and Comprehensive Income

	Year ended December 31, 2017				
	Citigroup parent company	CGMHI	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
<i>In millions of dollars</i>					
Revenues					
Dividends from subsidiaries	\$ 22,499	\$ —	\$ —	\$ (22,499)	\$ —
Interest revenue	1	5,279	56,299	—	61,579
Interest revenue—intercompany	3,972	1,178	(5,150)	—	—
Interest expense	4,766	2,340	9,412	—	16,518
Interest expense—intercompany	829	2,297	(3,126)	—	—
Net interest revenue	\$ (1,622)	\$ 1,820	\$ 44,863	\$ —	\$ 45,061
Commissions and fees	\$ —	\$ 5,366	\$ 7,341	\$ —	\$ 12,707
Commissions and fees—intercompany	(2)	182	(180)	—	—
Principal transactions	1,654	1,183	6,103	—	8,940
Principal transactions—intercompany	934	1,200	(2,134)	—	—
Other income	(2,581)	867	7,450	—	5,736
Other income—intercompany	5	170	(175)	—	—
Total non-interest revenues	\$ 10	\$ 8,968	\$ 18,405	\$ —	\$ 27,383
Total revenues, net of interest expense	\$ 20,887	\$ 10,788	\$ 63,268	\$ (22,499)	\$ 72,444
Provisions for credit losses and for benefits and claims	\$ —	\$ —	\$ 7,451	\$ —	\$ 7,451
Operating expenses					
Compensation and benefits	\$ (107)	\$ 4,403	\$ 16,885	\$ —	\$ 21,181
Compensation and benefits—intercompany	120	—	(120)	—	—
Other operating	(318)	2,184	19,185	—	21,051
Other operating—intercompany	(35)	2,231	(2,196)	—	—
Total operating expenses	\$ (340)	\$ 8,818	\$ 33,754	\$ —	\$ 42,232
Equity in undistributed income of subsidiaries	\$ (19,088)	\$ —	\$ —	\$ 19,088	\$ —
Income (loss) from continuing operations before income taxes	\$ 2,139	\$ 1,970	\$ 22,063	\$ (3,411)	\$ 22,761
Provision (benefit) for income taxes	8,937	873	19,578	—	29,388
Income (loss) from continuing operations	\$ (6,798)	\$ 1,097	\$ 2,485	\$ (3,411)	\$ (6,627)
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	—	—	(111)	—	(111)
Net income before attribution of noncontrolling interests	\$ (6,798)	\$ 1,097	\$ 2,374	\$ (3,411)	\$ (6,738)
Noncontrolling interests	—	(1)	61	—	60
Net income (loss)	\$ (6,798)	\$ 1,098	\$ 2,313	\$ (3,411)	\$ (6,798)
Comprehensive income		\$ —	\$ —		
Add: Other comprehensive income (loss)	\$ (2,791)	\$ (117)	\$ (4,160)	\$ 4,277	\$ (2,791)
Total Citigroup comprehensive income (loss)	\$ (9,589)	\$ 981	\$ (1,847)	\$ 866	\$ (9,589)
Add: Other comprehensive income attributable to noncontrolling interests	\$ —	\$ —	\$ 114	\$ —	\$ 114
Add: Net income attributable to noncontrolling interests	—	(1)	61	—	60
Total comprehensive income (loss)	\$ (9,589)	\$ 980	\$ (1,672)	\$ 866	\$ (9,415)

Condensed Consolidating Balance Sheet

In millions of dollars	December 31, 2019				
	Citigroup parent company	CGMHI	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
Assets					
Cash and due from banks	\$ —	\$ 586	\$ 23,381	\$ —	\$ 23,967
Cash and due from banks—intercompany	21	5,095	(5,116)	—	—
Deposits with banks	—	4,050	165,902	—	169,952
Deposits with banks—intercompany	3,000	6,710	(9,710)	—	—
Securities borrowed and purchased under resale agreements	—	195,537	55,785	—	251,322
Securities borrowed and purchased under resale agreements—intercompany	—	21,446	(21,446)	—	—
Trading account assets	286	152,115	123,739	—	276,140
Trading account assets—intercompany	426	5,858	(6,284)	—	—
Investments	1	541	368,021	—	368,563
Loans, net of unearned income	—	2,497	696,986	—	699,483
Loans, net of unearned income—intercompany	—	—	—	—	—
Allowance for loan losses	—	—	(12,783)	—	(12,783)
Total loans, net	\$ —	\$ 2,497	\$ 684,203	\$ —	\$ 686,700
Advances to subsidiaries	\$ 144,587	\$ —	\$ (144,587)	\$ —	\$ —
Investments in subsidiaries	202,116	—	—	(202,116)	—
Other assets ⁽¹⁾	12,377	54,784	107,353	—	174,514
Other assets—intercompany	2,799	45,588	(48,387)	—	—
Total assets	\$ 365,613	\$ 494,807	\$ 1,292,854	\$ (202,116)	\$ 1,951,158
Liabilities and equity					
Deposits	\$ —	\$ —	\$ 1,070,590	\$ —	\$ 1,070,590
Deposits—intercompany	—	—	—	—	—
Securities loaned and sold under repurchase agreements	—	145,473	20,866	—	166,339
Securities loaned and sold under repurchase agreements—intercompany	—	36,581	(36,581)	—	—
Trading account liabilities	1	80,100	39,793	—	119,894
Trading account liabilities—intercompany	379	5,109	(5,488)	—	—
Short-term borrowings	66	11,096	33,887	—	45,049
Short-term borrowings—intercompany	—	17,129	(17,129)	—	—
Long-term debt	150,477	39,578	58,705	—	248,760
Long-term debt—intercompany	—	66,791	(66,791)	—	—
Advances from subsidiaries	20,503	—	(20,503)	—	—
Other liabilities	937	51,777	53,866	—	106,580
Other liabilities—intercompany	8	8,414	(8,422)	—	—
Stockholders' equity	193,242	32,759	170,061	(202,116)	193,946
Total liabilities and equity	\$ 365,613	\$ 494,807	\$ 1,292,854	\$ (202,116)	\$ 1,951,158

(1) Other assets for Citigroup parent company at December 31, 2019 included \$35.1 billion of placements to Citibank and its branches, of which \$24.9 billion had a remaining term of less than 30 days.

Condensed Consolidating Balance Sheet

In millions of dollars	December 31, 2018				
	Citigroup parent company	CGMHI	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
Assets					
Cash and due from banks	\$ 1	\$ 689	\$ 22,955	\$ —	\$ 23,645
Cash and due from banks—intercompany	19	3,545	(3,564)	—	—
Deposits with banks	—	4,915	159,545	—	164,460
Deposits with banks—intercompany	3,000	6,528	(9,528)	—	—
Securities borrowed and purchased under resale agreements	—	212,720	57,964	—	270,684
Securities borrowed and purchased under resale agreements—intercompany	—	20,074	(20,074)	—	—
Trading account assets	302	146,233	109,582	—	256,117
Trading account assets—intercompany	627	1,728	(2,355)	—	—
Investments	7	224	358,376	—	358,607
Loans, net of unearned income	—	1,292	682,904	—	684,196
Loans, net of unearned income—intercompany	—	—	—	—	—
Allowance for loan losses	—	—	(12,315)	—	(12,315)
Total loans, net	\$ —	\$ 1,292	\$ 670,589	\$ —	\$ 671,881
Advances to subsidiaries	\$ 143,119	\$ —	\$ (143,119)	\$ —	\$ —
Investments in subsidiaries	205,337	—	—	(205,337)	—
Other assets ⁽¹⁾	9,861	59,734	102,394	—	171,989
Other assets—intercompany	3,037	44,255	(47,292)	—	—
Total assets	\$ 365,310	\$ 501,937	\$ 1,255,473	\$ (205,337)	\$ 1,917,383
Liabilities and equity					
Deposits	\$ —	\$ —	\$ 1,013,170	\$ —	\$ 1,013,170
Deposits—intercompany	—	—	—	—	—
Securities loaned and sold under repurchase agreements	—	155,830	21,938	—	177,768
Securities loaned and sold under repurchase agreements—intercompany	—	21,109	(21,109)	—	—
Trading account liabilities	1	95,571	48,733	—	144,305
Trading account liabilities—intercompany	410	1,398	(1,808)	—	—
Short-term borrowings	207	3,656	28,483	—	32,346
Short-term borrowings—intercompany	—	11,343	(11,343)	—	—
Long-term debt	143,767	25,986	62,246	—	231,999
Long-term debt—intercompany	—	73,884	(73,884)	—	—
Advances from subsidiaries	21,471	—	(21,471)	—	—
Other liabilities	3,011	66,732	50,978	—	120,721
Other liabilities—intercompany	223	13,763	(13,986)	—	—
Stockholders' equity	196,220	32,665	173,526	(205,337)	197,074
Total liabilities and equity	\$ 365,310	\$ 501,937	\$ 1,255,473	\$ (205,337)	\$ 1,917,383

(1) Other assets for Citigroup parent company at December 31, 2018 included \$34.7 billion of placements to Citibank and its branches, of which \$22.4 billion had a remaining term of less than 30 days.

Condensed Consolidating Statement of Cash Flows

Year ended December 31, 2019

<i>In millions of dollars</i>	Citigroup parent company	CGMHI	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
Net cash provided by (used in) operating activities of continuing operations	\$ 25,011	\$ (35,396)	\$ (2,452)	\$ —	\$ (12,837)
Cash flows from investing activities of continuing operations					
Purchases of investments	\$ —	\$ —	\$ (274,491)	\$ —	\$ (274,491)
Proceeds from sales of investments	5	—	137,168	—	137,173
Proceeds from maturities of investments	—	—	119,051	—	119,051
Change in loans	—	—	(22,466)	—	(22,466)
Proceeds from sales and securitizations of loans	—	—	2,878	—	2,878
Change in securities borrowed and purchased under agreements to resell	—	15,811	3,551	—	19,362
Changes in investments and advances—intercompany	(1,847)	(870)	2,717	—	—
Other investing activities	—	(64)	(4,817)	—	(4,881)
Net cash provided by (used in) investing activities of continuing operations	\$ (1,842)	\$ 14,877	\$ (36,409)	\$ —	\$ (23,374)
Cash flows from financing activities of continuing operations					
Dividends paid	\$ (5,447)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (5,447)
Issuance of preferred stock	1,496	—	—	—	1,496
Redemption of preferred stock	(1,980)	—	—	—	(1,980)
Treasury stock acquired	(17,571)	—	—	—	(17,571)
Proceeds (repayments) from issuance of long-term debt, net	1,666	10,389	(3,950)	—	8,105
Proceeds (repayments) from issuance of long-term debt—intercompany, net	—	(7,177)	7,177	—	—
Change in deposits	—	—	57,420	—	57,420
Change in securities loaned and sold under agreements to repurchase	—	5,115	(16,544)	—	(11,429)
Change in short-term borrowings	—	7,440	5,263	—	12,703
Net change in short-term borrowings and other advances—intercompany	(968)	5,843	(4,875)	—	—
Capital contributions from (to) parent	—	(74)	74	—	—
Other financing activities	(364)	(253)	253	—	(364)
Net cash provided by (used in) financing activities of continuing operations	\$ (23,168)	\$ 21,283	\$ 44,818	\$ —	\$ 42,933
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks	\$ —	\$ —	\$ (908)	\$ —	\$ (908)
Change in cash and due from banks and deposits with banks	\$ 1	\$ 764	\$ 5,049	\$ —	\$ 5,814
Cash and due from banks and deposits with banks at beginning of period	3,020	15,677	169,408	—	188,105
Cash and due from banks and deposits with banks at end of period	\$ 3,021	\$ 16,441	\$ 174,457	\$ —	\$ 193,919
Cash and due from banks	\$ 21	\$ 5,681	\$ 18,265	\$ —	\$ 23,967
Deposits with banks	3,000	10,760	156,192	—	169,952
Cash and due from banks and deposits with banks at end of period	\$ 3,021	\$ 16,441	\$ 174,457	\$ —	\$ 193,919
Supplemental disclosure of cash flow information for continuing operations					
Cash paid during the year for income taxes	\$ (393)	\$ 418	\$ 4,863	\$ —	\$ 4,888
Cash paid during the year for interest	3,820	12,664	12,198	—	28,682
Non-cash investing activities					
Transfers to loans HFS from loans	\$ —	\$ —	\$ 5,500	\$ —	\$ 5,500

Condensed Consolidating Statement of Cash Flows

<i>In millions of dollars</i>	Year ended December 31, 2018				
	Citigroup parent company	CGMIII	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
Net cash provided by (used in) operating activities of continuing operations	\$ 21,314	\$ 13,287	\$ 2,351	\$ —	\$ 36,952
Cash flows from investing activities of continuing operations					
Purchases of investments	\$ (7,955)	\$ (18)	\$ (144,514)	\$ —	\$ (152,487)
Proceeds from sales of investments	7,634	3	53,854	—	61,491
Proceeds from maturities of investments	—	—	83,604	—	83,604
Change in loans	—	—	(29,002)	—	(29,002)
Proceeds from sales and securitizations of loans	—	—	4,549	—	4,549
Proceeds from significant disposals	—	—	314	—	314
Change in securities borrowed and purchased under agreements to resell	—	(34,018)	(4,188)	—	(38,206)
Changes in investments and advances—intercompany	(5,566)	(832)	6,398	—	—
Other investing activities	556	(59)	(3,878)	—	(3,381)
Net cash provided by (used in) investing activities of continuing operations	\$ (5,331)	\$ (34,924)	\$ (32,863)	\$ —	\$ (73,118)
Cash flows from financing activities of continuing operations					
Dividends paid	\$ (5,020)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (5,020)
Redemption of preferred stock	(793)	—	—	—	(793)
Treasury stock acquired	(14,433)	—	—	—	(14,433)
Proceeds from issuance of long-term debt, net	(5,099)	10,278	(2,656)	—	2,523
Proceeds (repayments) from issuance of long-term debt—intercompany, net	—	10,708	(10,708)	—	—
Change in deposits	—	—	53,348	—	53,348
Change in securities loaned and sold under agreements to repurchase	—	23,454	(1,963)	—	21,491
Change in short-term borrowings	32	88	(12,226)	—	(12,106)
Net change in short-term borrowings and other advances—intercompany	1,819	(19,111)	17,292	—	—
Capital contributions from parent	—	(798)	798	—	—
Other financing activities	(482)	—	—	—	(482)
Net cash provided by (used in) financing activities of continuing operations	\$ (23,976)	\$ 24,619	\$ 43,885	\$ —	\$ 44,528
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks	\$ —	\$ —	\$ (773)	\$ —	\$ (773)
Change in cash and due from banks and deposits with banks	\$ (7,993)	\$ 2,982	\$ 12,600	\$ —	\$ 7,589
Cash and due from banks and deposits with banks at beginning of period	11,013	12,695	156,808	—	180,516
Cash and due from banks and deposits with banks at end of period	\$ 3,020	\$ 15,677	\$ 169,408	\$ —	\$ 188,105
Cash and due from banks	\$ 20	\$ 4,234	\$ 19,391	\$ —	\$ 23,645
Deposits with banks	3,000	11,443	150,017	—	164,460
Cash and due from banks and deposits with banks at end of period	\$ 3,020	\$ 15,677	\$ 169,408	\$ —	\$ 188,105
Supplemental disclosure of cash flow information for continuing operations					
Cash paid (received) during the year for income taxes	\$ (783)	\$ 458	\$ 4,638	\$ —	\$ 4,313
Cash paid during the year for interest	3,854	8,671	10,438	—	22,963
Non-cash investing activities					
Transfers to loans HFS from loans	\$ —	\$ —	\$ 4,200	\$ —	\$ 4,200

Condensed Consolidating Statements of Cash Flows

<i>In millions of dollars</i>	Year ended December 31, 2017				
	Citigroup parent company	CGMIII	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
Net cash provided by (used in) operating activities of continuing operations	\$ 25,270	\$ (33,365)	\$ (679)	\$ —	\$ (8,774)
Cash flows from investing activities of continuing operations					
Purchases of investments	\$ —	\$ (14)	\$ (185,726)	\$ —	\$ (185,740)
Proceeds from sales of investments	132	18	107,218	—	107,368
Proceeds from maturities of investments	—	—	84,369	—	84,369
Change in loans	—	—	(58,062)	—	(58,062)
Proceeds from sales and securitizations of loans	—	—	8,365	—	8,365
Proceeds from significant disposals	—	—	3,411	—	3,411
Change in securities borrowed and purchased under agreements to resell	—	9,731	(5,396)	—	4,335
Changes in investments and advances—intercompany	(899)	9,755	(8,856)	—	—
Other investing activities	—	(24)	(2,773)	—	(2,797)
Net cash provided by (used in) investing activities of continuing operations	\$ (767)	\$ 19,466	\$ (57,450)	\$ —	\$ (38,751)
Cash flows from financing activities of continuing operations					
Dividends paid	\$ (3,797)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (3,797)
Issuance of preferred stock	—	—	—	—	—
Treasury stock acquired	(14,541)	—	—	—	(14,541)
Proceeds (repayments) from issuance of long-term debt, net	6,544	4,909	15,521	—	26,974
Proceeds (repayments) from issuance of long-term debt—intercompany, net	—	(2,031)	2,031	—	—
Change in deposits	—	—	30,416	—	30,416
Change in securities loaned and sold under agreements to repurchase	—	5,748	8,708	—	14,456
Change in short-term borrowings	49	2,212	11,490	—	13,751
Net change in short-term borrowings and other advances—intercompany	(22,152)	(8,615)	30,767	—	—
Capital contributions from parent	—	(748)	748	—	—
Other financing activities	(405)	—	—	—	(405)
Net cash provided by financing activities of continuing operations	\$ (34,302)	\$ 1,475	\$ 99,681	\$ —	\$ 66,854
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks	\$ —	\$ —	\$ 693	\$ —	\$ 693
Change in cash and due from banks and deposits with banks	\$ (9,799)	\$ (12,424)	\$ 42,245	\$ —	\$ 20,022
Cash and due from banks and deposits with banks at beginning of period	20,812	25,119	114,563	—	160,494
Cash and due from banks and deposits with banks at end of period	\$ 11,013	\$ 12,695	\$ 156,808	\$ —	\$ 180,516
Cash and due from banks	\$ 13	\$ 4,128	\$ 19,634	\$ —	\$ 23,775
Deposits with banks	11,000	8,567	137,174	—	156,741
Cash and due from banks and deposits with banks at end of period	\$ 11,013	\$ 12,695	\$ 156,808	\$ —	\$ 180,516
Supplemental disclosure of cash flow information for continuing operations					
Cash paid during the year for income taxes	\$ (3,730)	\$ 678	\$ 5,135	\$ —	\$ 2,083
Cash paid during the year for interest	4,151	4,513	7,011	—	15,675
Non-cash investing activities					
Transfers to loans held-for-sale from loans	\$ —	\$ —	\$ 5,900	\$ —	\$ 5,900

29. SELECTED QUARTERLY FINANCIAL DATA (UNAUDITED)

<i>In millions of dollars, except per share amounts</i>	2019				2018			
	Fourth	Third	Second	First	Fourth	Third	Second	First
Revenues, net of interest expense	\$ 18,378	\$ 18,574	\$ 18,758	\$ 18,576	\$ 17,124	\$ 18,389	\$ 18,469	\$ 18,872
Operating expenses	10,454	10,464	10,500	10,584	9,893	10,311	10,712	10,925
Provisions for credit losses and for benefits and claims	2,222	2,088	2,093	1,980	1,925	1,974	1,812	1,857
Income from continuing operations before income taxes	\$ 5,702	\$ 6,022	\$ 6,165	\$ 6,012	\$ 5,306	\$ 6,104	\$ 5,945	\$ 6,090
Income taxes ⁽¹⁾	703	1,079	1,373	1,275	1,001	1,471	1,444	1,441
Income from continuing operations	\$ 4,999	\$ 4,943	\$ 4,792	\$ 4,737	\$ 4,305	\$ 4,633	\$ 4,501	\$ 4,649
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	(4)	(15)	17	(2)	(8)	(8)	15	(7)
Net income before attribution of noncontrolling interests	\$ 4,995	\$ 4,928	\$ 4,809	\$ 4,735	\$ 4,297	\$ 4,625	\$ 4,516	\$ 4,642
Noncontrolling interests	16	15	10	25	(16)	3	26	22
Citigroup's net income	\$ 4,979	\$ 4,913	\$ 4,799	\$ 4,710	\$ 4,313	\$ 4,622	\$ 4,490	\$ 4,620
Earnings per share⁽²⁾								
Basic								
Income from continuing operations	\$ 2.16	\$ 2.09	\$ 1.94	\$ 1.88	\$ 1.65	\$ 1.74	\$ 1.62	\$ 1.68
Net income	2.16	2.09	1.95	1.88	1.65	1.73	1.63	1.68
Diluted								
Income from continuing operations	2.15	2.08	1.94	1.87	1.65	1.74	1.62	1.68
Net income	2.15	2.07	1.95	1.87	1.64	1.73	1.63	1.68

This Note to the Consolidated Financial Statements is unaudited due to the Company's individual quarterly results not being subject to an audit.

- (1) The fourth quarter of 2019 includes discrete tax items of roughly \$540 million including an approximate \$430 million benefit of a reduction in Citi's valuation allowance related to its DTAs. The third quarter of 2019 includes discrete tax items of roughly \$230 million, including an approximate \$180 million benefit of a reduction in Citi's valuation allowance related to its DTAs.
- (2) Due to averaging of shares, quarterly earnings per share may not sum to the totals reported for the full year.

End of Consolidated Financial Statements and Notes to Consolidated Financial Statements

MANAGEMENT'S ANNUAL REPORT ON INTERNAL CONTROL OVER FINANCIAL REPORTING

Citi's management is responsible for establishing and maintaining adequate internal control over financial reporting. Citi's internal control over financial reporting is designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of its financial reporting and the preparation of financial statements for external reporting purposes in accordance with U.S. generally accepted accounting principles. Citi's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (i) pertain to the maintenance of records that in reasonable detail accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of Citi's assets, (ii) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles and that Citi's receipts and expenditures are made only in accordance with authorizations of Citi's management and directors and (iii) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use or disposition of Citi's assets that could have a material effect on its financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect all misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate. In addition, given Citi's large size, complex operations and global footprint, lapses or deficiencies in internal controls may occur from time to time.

Citi's management assessed the effectiveness of Citigroup's internal control over financial reporting as of December 31, 2019 based on the criteria set forth by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) in *Internal Control—Integrated Framework (2013)*. Based on this assessment, management believes that, as of December 31, 2019, Citi's internal control over financial reporting was effective. In addition, there were no changes in Citi's internal control over financial reporting during the fiscal quarter ended December 31, 2019 that materially affected, or are reasonably likely to materially affect, Citi's internal control over financial reporting.

The effectiveness of Citi's internal control over financial reporting as of December 31, 2019 has been audited by KPMG LLP, Citi's independent registered public accounting firm, as stated in their report below, which expressed an unqualified opinion on the effectiveness of Citi's internal control over financial reporting as of December 31, 2019.

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記をご参照ください。

3 【その他】

(1) 決算日後の状況

優先株式シリーズVの発行

シティグループ・インクは、シリーズV 4.700%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（本項において、「本優先株式」といいます。）の権利を表章する預託株式の本邦以外の地域における募集のために、2020年1月15日（ニューヨーク時間、本項において、以下別段の記載のない限り同じです。）に仮追補目論見書を、また、2020年1月16日に2020年1月15日付最終追補目論見書および自由書面目論見書をSECに提出しました。かかる優先株式の内容の概要は、以下のとおりです。

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から（同日を含みます。）2025年1月30日まで（同日を含みません。）（以下「固定配当期間」といいます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率4.700パーセント（年間預託株式1株当たり47ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払にて、毎年1月30日および7月30日に行い（初回を2020年7月30日とします。）、(ii) 2025年1月30日以降（同日を含みます。）（以下「変動配当期間」といいます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき担保付翌日物資金調達金利（以下「SOFR」といいます。）（本優先株式の指定証書に定義され、各配当期間の日次複利計算の方法は同指定証書に記載されます。）+ 3.234パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払にて、各配当期間終了日から2変動配当期間営業日^(注1)後（初回を2025年5月2日とします。）に行います（以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。）。「配当期間終了日」とは、毎年1月30日、4月30日、7月30日および10月30日（初回を2025年4月30日とします。）を意味します。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。固定配当期間中における「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間のうち初回の配当期間を除く期間をいいます。初回の配当期間とは、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。変動配当期間中における「配当期間」とは、各配当期間終了日から（同日を含みます。）（変動配当期間の初回配当期間を除き、当該期間における「配当期間」とは、2025年1月30日から（同日を含みます。）を意味します。）次回の配当期間終了日まで（同日を含みません。）をいいます。ただし、後述するように、シティグループが本優先株式の償還を選択した後の配当期間は、直前の配当期間終了日から（同日を含みます。）償還日まで（同日を含みません。）をいいます。さらに、レート基準日から（同日を含みます。）償還日まで（同日を含みません。）の各暦日のSOFRは、レート基準日のSOFRの利率とします。レート基準日とは、償還日の2米国政府証券営業日（注2）前をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が固定配当期間の配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算され、配当支払日が営業日（注3）ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。本優先株式に対する配当宣言が変動配当期間の配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。配当期間終了日（償還日を除きます。）が変動配当期間営業日ではない場合、翌変動配当期間営業日に延期されます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当期間終了日は直前の変動配当期間営業日になります。）。

（注1） 「変動配当期間営業日」とは、ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されていないまたは義務づけられない平日および米国政府証券営業日を意味します。

（注2） 「米国政府証券営業日」とは、土曜日、日曜日または米国証券業金融市場協会（SIFMA）がその会員の債券部門に米国政府証券の取引を終日行わないよう勧告する日を除く日を意味します。

（注3） 「営業日」とは、固定配当期間のものを含め、ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されていないまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、2025年1月30日および2025年4月30日以降（同日を含みます。）の配当期間終了日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払の配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。償還日が変動配当期間営業日ではない場合、支払いは、翌変動配当期間営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会または後継の連邦監督機関から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。連邦準備制度理事会の現行の自己資本規制に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(注) 「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国（疑義を避けるため付言すると、連邦準備銀行およびその他の連邦銀行規制機関等、米国のあらゆる機関もしくは代行機関を含みます。）もしくは米国もしくは米国内の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関する規則（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関する規則または規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式 1 株当たり25,000ドル（預託株式 1 株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、かかる分配に関して本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の保有者の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払の場合、(iii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズA5.950%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズA優先株式」といいます。)、シリーズB5.90%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズB優先株式」といいます。)、シリーズD5.350%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズD優先株式」といいます。)、シリーズJ7.125%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズJ優先株式」といいます。)、シリーズK6.875%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズK優先株式」といいます。)、シリーズM6.300%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズM優先株式」といいます。)、シリーズO5.875%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズO優先株式」といいます。)^(注)、シリーズP5.950%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズP優先株式」といいます。)、シリーズQ5.950%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズQ優先株式」といいます。)、シリーズR6.125%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズR優先株式」といいます。)、シリーズS6.300%非累積優先株式(以下「シリーズS優先株式」といいます。)、シリーズT6.250%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズT優先株式」といいます。)およびシリーズU5.000%固定配当/変動配当非累積優先株式(以下「シリーズU優先株式」といいます。)と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ(すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で)分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズM優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式、シリーズT優先株式、シリーズU優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(注) 優先株式シリーズOは、2020年3月27日に償還されました。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の発生

新型コロナウイルスに関する概況

広範な公衆衛生上の影響が懸念されていた中で、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行（パンデミック）の発生は、米国および世界中のマクロ経済状況に非常に大きな影響を与えています。シティの従業員とその家族、さらにはシティがサービスを提供する顧客およびコミュニティの健康と安全は、何よりも重要なものです。このような健康危機が拡大する中、その健康な生活を守るため、シティは、顧客にサービスを提供する能力を維持しながら、積極的な対策を続けています。

世界的大流行が続く中、シティは、資金および流動性の面で良好な状況を保ち、堅調な事業活動を維持しています。2020年度第1四半期末時点のシティの普通株式等Tier 1資本比率は11.2パーセント、補完的レバレッジ比率は6.0パーセント、流動性カバレッジ比率は115パーセントであり、8,400億ドルの利用可能な流動性を有していました。下記および2020年5月4日付でSECに提出されたシティの2020年度第1四半期に係るフォーム10-Qによる四半期報告書に記載されるとおり、シティの事業、経営成績および財政状態は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行による経済的混乱の影響を受けています。

経済を支え、この世界的大流行によるシステム上の影響を軽減するため、各国政府および中央銀行による一連の積極的な措置が世界規模で実施されていますが、シティは、これらの措置を必要に応じて引き続き積極的に評価し、活用していきます。

シティの新型コロナウイルスに関する対応 従業員、顧客、コミュニティに対する支援

シティの従業員

- ・全世界のシティの従業員のうち約80パーセントが、現在リモートワークを実施しています。
- ・シティは、世界中の7万5,000人以上の従業員に対し、この危機による経済的負担の軽減のため特別補償金を支給しています。これには、米国内の支給対象の社員への1,000ドルの特別支給金が含まれています。米国外では、現地の市場の補償水準に基づいた金額が支給されます。
- ・新型コロナウイルス関連で生じた支障のために業務が行えない従業員には、補償が継続されます。
- ・医療スタッフが従業員のサポートにあたっています。
- ・シティの拠点、支店およびATMでは、臨時の衛生管理手順や保護具が導入され、スタッフは感染防止対策についての指導を受けました。

グローバル個人金融部門の顧客

北米GCB：米国では、シティは、影響を受けている顧客への支援策を銀行の中でもいち早く発表し、支援を拡充してきました。これらの施策には以下が含まれます。

- ・クレジットカード：遅延手数料の免除および2つの支払サイクルの最低支払額の支払の猶予
- ・リテール・バンキング / 小規模企業：シティ以外のATMの利用手数料や月額サービス手数料を含む手数料の免除
- ・抵当貸付：既存のオプションによる取扱の延長に加え、抵当権の実行を60日間停止
- ・小規模企業：米国中小企業庁（SBA）のペイチェック・プロテクション・プログラム（給与保護プログラム）への加入

アジアGCB：シティの支援策には、様々な商品を対象とした幅広いプログラムが含まれており、各国の顧客に対し短期的・中期的な救済策を提供しています。一部の国では、現地の規制当局により、新型コロナウイルス感染症の流行の結果生じた経済的ストレスに対処するための救済プログラムが義務化されました。救済策は、クレジットカード、抵当貸付、マージン商品、個人向け貸出金の顧客に対し、以下の形で提供されています。

- ・リボルビング商品および当座貸越の返済の最長3ヶ月間の猶予
- ・分割返済貸付の返済の最長12ヶ月間の猶予
- ・利息および手数料の免除
- ・最低支払額の減額

ラテンアメリカGCB：メキシコにおいては、クレジットカード、抵当貸付、個人向け貸付金、給与ローンおよび小規模企業向け銀行業務において、影響を受けている顧客に対する支援策が以下の形で実施されています。

- ・最低支払額の支払の最長6ヶ月間の猶予
- ・一時的な金利の引下げ
- ・一定の手数料の免除

シティの顧客救済プログラムの一部は最近導入されたにもかかわらず、2020年度第1四半期中に実施されたプログラムによる貸出金の期末残高は、不良債権のリストラクチャリングを除き、合計で約10億ドルにも達しました。多くのプログラムが2020年度第1四半期末にかけて導入され、その後も拡大していることから、2020年度第2四半期においてこの貸出金残高が増加することが予想されます。2020年度第1四半期中に実施されたプログラムに関する貸付金残高は、主にアジアGCBに集中していました。

法人顧客

- ・シティは、法人顧客の流動性の目的および事業上の需要を支援するにあたり、慎重に信用供与を行っています。
- ・顧客は、これまでに提供された融資枠に対して約250億ドルの融資を受けています。
- ・210億ドルを超える新規の融資枠が承認されました。
- ・シティは、2020年度第1四半期中、投資適格債市場において、2,920億ドルに上る顧客の新規の債券発行を支援しました。
- ・シティは、デジタル機能を活用して、顧客のサプライチェーンの管理と流動性の最適化を支援しています。

コミュニティ

シティ、シティ・ファウンデーション、シティの社員は、危機により差し迫った影響を受けている人々を、様々な取組みを通じて支援しています。シティは、ペイチェック・プロテクション・プログラムへの加入で得た純利益をシティ・ファウンデーションに寄付しています。シティ・ファウンデーションは、この資金を利用して新型コロナウイルス関連の米国小規模事業者向けの救済プログラムを拡充し、連邦政府による奨励金の受給資格を満たさない可能性のある各種小規模事業者を支えるコミュニティ開発金融機関の取組みを支援します。これまでにシティとシティ・ファウンデーションは、新型コロナウイルス関連のコミュニティ支援活動に6,500万ドル以上の資金提供を確約しています。また、シティでは、新型コロナウイルス関連の支援活動をサポートするため、従業員による募金活動をさらに拡大する従業員マッチング・キャンペーンを立ち上げました。シティはまた、医療従事者への個人用保護具（PPE）の寄付を行い、また現在フードバンクへの食事提供等、他の支援策を進めています。

シティによる新型コロナウイルス感染症に関連するリスクの管理

シティは、この危機の間、安全性および健全性の基準を維持すると同時に、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に関する課題に様々な側面から対応し、継続的な顧客ニーズを支援しています。

シティの事業継続および危機管理の専門グループは、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に対するシティのプロトコルを管理しています。これらのプロトコルは、シティが事業を展開するすべての市場において、引き続き高水準の顧客サービスを維持しながら、シティの従業員に安全とウェルビーイングを提供します。これらのプロトコルは、重要な手続の優先順位付け、従業員と第三者が遠隔地から手続に対応する能力、技術ニーズに対応するための新しいハードウェアの配備、統制およびサービスレベルを評価するための継続的な監視について対応します。シティがオフィス勤務に戻るための戦略計画は現在進行中です。

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に対するシティの組織的対応は、シティの執行役員チームによって統括され、当初はアジアに、その後世界的大流行が広がるにつれ、EMEA、北米およびラテンアメリカに配置された地域の専門委員会によって進められました。各地域のCEOおよび経営陣が主導するこれらのグループは、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行への対応、事業継続計画の実施、勤務場所および人員配置に関する戦略ならびに顧客ニーズへの対応に注力しました。

また、危機を通して、シティは世界的大流行のシステム上の影響を緩和するために、米国当局や現地政府と緊密に協力し、当面の政策対応や金融支援体制を実施してきました。シティはまた、顧客、規制当局およびその他関連するステークホルダーとの緊密な連携を継続し、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に関連するあらゆる事項について協力体制を強化します。

シティは、低金利環境に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の深刻さおよび長期化ならびに政府および顧客の対応に関連して生じる影響を含む厳しいマクロ経済および市場環境により、GCBおよびICGの収益を含む全体的な収益が短期的に悪影響を受ける可能性があるとして予想しています。とりわけ、北米GCBとラテンアメリカGCBがカード利用額の大幅な減少等の影響を受け始めたのは2020年3月後半からであったのに対し、アジアGCBでは、2020年度第1四半期に顧客行動における新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響を最初に受けました。シティは、カード利用額の減少および貸出金残高の減少を含め、GCB事業への影響が、少なくとも2020年度第2四半期までは続くとして予想しています。

また、シティの営業費用は、特に、シティグループの従業員の保護および支援ならびにシティの顧客のデジタル支援の継続的な取組み等、この世界的大流行に関連する不確定要素により影響を受ける可能性があります。

さらに、シティでは、GCBやICGを含め、シティの現在の経済見通しを踏まえると、正味貸倒損失が増加すること、また、特に経済環境の悪化が続く場合、またはCECL基準のもとで悪化が予測される場合には、貸倒引当金に継続的に重大な影響が生じることが予想されます。ICGは、さらなる信用格下げによる正味貸倒引当金の繰入れを見込んでいます。新型コロナウイルス感染症の世界的大流行によりシティに生じる重大なリスクに関する詳細については、以下の「リスク要因」をご参照ください。

リスク要因

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に関連するマクロ経済およびその他の課題や不確定要素は、シティの事業および経営成績や財政状態に引き続き悪影響をもたらす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、シティの事業、収益、費用、与信費用、ならびに経営成績および財政状態全般に悪影響を及ぼしていますが、引き続き悪影響を及ぼす可能性があり、しかもそれが重大なものになり得る可能性があります。新型コロナウイルス感染症の世界的大流行とそれに対する対応は、世界経済の状況に以下のような深刻な影響を及ぼしていますが、今後も続く可能性があります。

- ・米国および世界の経済的生産と雇用の急激な減少
- ・グローバル・サプライチェーンの分断
- ・金融市場における重大な混乱および不安定
- ・多くの事業における臨時休業、活動の縮小および撤退、その結果としての収益の損失および純損失
- ・米国およびその他の諸国における社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）戦略や移動制限の導入

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行がシティの財務成績や経営にどの程度影響を与えるかは、シティが事業に対するイニシアチブや戦略を遂行できるかどうかを含め、米国および世界における今後の展開に左右されますが、この点については、この感染症の持続期間およびさらなる感染の拡大を含めて、不確定であって予測することはできません。この影響は、一部には、人の移動、輸送および事業に対する制限ならびに様々な財政・金融その他の政府による措置といった、健康および経済への影響を軽減するために講じられる政府その他の措置に依るところがあります。消費者や企業への救済措置を含め、この世界的大流行による経済への影響に対処するために米国および世界で現在行われている法律や規制に対する変更は、シティの事業および経営成績にさらに影響を及ぼす可能性があります。シティはまた、シティによるかかる救済措置の実施やそのために行っている取組みにおいて、法的ないし風評上の問題に直面したり調査を受ける可能性があります。さらに、政府の措置はそれぞれタイプが異なるため、その効果の程度が法域や地域によって規模や存続期間において異なる可能性があります。この世界的大流行がシティの個人向けおよび法人向け貸出金の借り手に与える影響もまた、地域、部門または業種によって異なり、一部の借り手がより重大なレベルのストレスにさらされます。そのため、そのような借り手の経営成績および財政状態への圧力が高まり、借入金の増加または格下げを引き起こし、それによって貸倒の増加につながる可能性があります。さらに、シティの借り手が最終的に経験するストレスのレベルは、この世界的大流行の最中あるいはそれ以前にシティが用いた従前の予測やモデルにおける仮定とは異なるか、より厳しいものになる可能性があります。

この世界的大流行を長期間にわたって完全に封じ込めることができず、広範囲な感染症が再び発生する可能性があります。健康危機の長期化は、米国およびその他の諸国の経済活動を引き続き縮小させ、その結果、雇用や企業・消費者マインドをさらに衰退させる可能性があります。これらの要因は、世界の経済活動やシティの個人・法人顧客にさらに悪影響を及ぼし、シティの収益やシティの商品・サービスの利用を引き続き縮小させ、さらにまたシティの与信その他の費用を増加させる可能性があります。これらの要因はまた、シティのバランスシートの資産およびリスク加重資産の継続的な増加を引き起こし、その結果、規制自己資本比率や流動性測定値が低下する可能性があります。さらに、新型コロナウイルス感染症が引き続き拡大する等により、シティの重要なビジネスの業務の遂行や遂行能力において混乱が生じたり不能となった場合、シティの経営に悪影響が及ぶ可能性があります。

シティの従業員の大半は、現地で新型コロナウイルス感染症関連の規制の影響を受け、リモートワークを余儀なくされています。その結果、サイバー事件を含め、シティの情報技術システムに混乱が生じた場合、シティの事業に悪影響をもたらす可能性があります。さらに、これらのシステムは第三者システムと接続し、かつこれに依存しており、もしかかるシステムに対する需要が容量を超えた場合、または第三者システムに障害が発生したり、中断した場合、シティはサービスの拒否または中断を被る可能性があります。シティはまた、従業員の健康と安全を維持するための対策を講じていますが、この感染症の世界的大流行は、特定の機能部署、事業部門または地域における人員配置に悪影響を与える可能性があります。また、シティが重要な領域で従業員を補充、雇用、配属させられるかどうかは、世界における新型コロナウイルス感染症に関連する制限により悪影響を受ける可能性があります。

さらに、この世界的大流行後、マクロ経済の事業環境や社会規範がどのような影響を受けるかは不確かです。新型コロナウイルス後の環境は、金融市場、財政・税制・規制環境または個人・法人顧客の行動において予期せぬ進展や変化を遂げる可能性があります。そのような進展や変化は、シティの経営成績および財政状態に悪影響をもたらす可能性があります。現在も続く事業面または規制上の不確定要素や変化によって、シティの事業、バランスシートおよび予算に対する長期的な計画は、困難さを増したり、より高いコストを要する可能性があります。シティ、その経営陣および各事業部門は、このような環境下で、より増大するか若しくは従来と異なる競争上またはそれ以外の課題に直面する可能性があります。シティが適切に対応しまたは競合できない限り、当社は事業上の損失を被り、経営成績および財務状態が悪化する可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に関連する動向、不確定要素およびリスク、ならびにシティによる新型コロナウイルスに関連するリスク管理の詳細については、上記「新型コロナウイルスに関する概況」をご参照ください。

シティの事業、経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があり、上記の新型コロナウイルスに関連するリスクにより悪化するか、または現実となり得るその他の最も重要なリスクおよび不確定要素については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、2 事業等のリスク」 - 「リスク要因」をご参照ください。

(2) 訴訟手続

「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記27をご参照ください。

4【日本と米国における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載の連結財務諸表は米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国GAAP」といいます。）に準拠して作成されています。したがって、日本で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成される連結財務諸表とは相違があります。主な相違点は次のとおりです。

(1) のれんおよびその他の無形資産

米国GAAPでは、会計基準編纂書（Accounting Standards Codification）（以下「ASC」といいます。）350「無形資産 のれんおよびその他」に従い、のれんおよび耐用年数が確定できないその他の無形資産については償却せず、減損を検討することが要求されます。減損の検討は、少なくとも年に一度あるいは減損の兆候を示す事象もしくは状況の変化が生じた場合にはより頻繁に実施されます。

日本においては、企業結合により発生するのれんは20年以内の期間にわたって定期的に償却されます。なお、のれんは日本の企業会計審議会が公表した「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても当該基準に従った減損の検討を行うことが求められています。

(2) 変動持分事業体の連結

米国GAAPでは、ASC 810において、主たる受益者による変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）の連結に関する実務指針が定められています。VIEとは、その構造により、他社からの追加的な劣後財務支援がなければその事業体の活動の資金を調達することができないような不十分な資本しか有していない法人、あるいは、その事業体に対する持分投資家が、議決権を通じてその会社の事業について重要な意思決定をすることができないか、予想損失を吸収する義務または残余収益を受け取る権利がない法人のいずれかをいいます。ASC 810は、主たる受益者が、VIEの経済的成果に対して最も重要な影響を及ぼすVIEの活動に対し指示する権限を有し、かつ、VIEにおける持分を通じて当該VIEにとって潜在的に重要となり得る損失を吸収する義務および便益を享受する権利の双方を有する場合に、VIEを連結することを求めています。

日本においては、企業が他の会社を連結財務諸表に含めるべきか否かを判断する基本条件は、企業が他の会社の議決権の過半数を取得することにより支配権を有しているかどうかになります。さらに、他の会社の議決権の半数以下しか所有していなくても、かかる他の会社の重要な財務方針および経営方針の決定を支配する契約があるなど、他の会社の意思決定機関を支配している事実が認められる場合は、当該他の会社を連結しなければならない場合があります。なお、特別目的会社に対しては例外規定が存在し、一定の条件が満たされれば、連結対象とならない場合もあります。また、実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準および影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」により、企業が投資事業組合に対する支配または影響に関する一定の要件を満たした場合、当該投資事業組合を連結することが求められています。ただし、ASC 810のようなVIEの連結に関する会計基準はありません。

(3) 非継続事業

米国GAAPでは、ASC 205「財務諸表の表示」により、会社は、事業の処分取引の結果として会社の継続事業から事業の利益およびキャッシュ・フローが控除され、会社がその事業の経営およびキャッシュ・フローに重要な継続的関与がない場合に、処分ないし売却目的保有に分類した非継続事業の経営成績について、報告することが求められています。

非継続事業の経営成績は、当期および過年度の損益計算書上非継続事業の項目として、適用される法人所得税等（便益）控除後の非継続事業からの利益を、特別項目および該当ある場合には会計方針の変更による累積的影響額の前に個別の項目として報告することが求められています。売却目的保有に分類した非継続事業の資産および負債は、それぞれ、財政状態計算書の資産および負債の項に個別に表示しなくてはなりません。比較目的で表示されている過年度の金額は、遡及修正することが求められています。

日本においては、売却目的保有に分類した事業または非継続事業の表示について定義されていません。売却目的保有に分類した事業および非継続事業の売却損益は、一般に特別損益として開示され、特別損益は、経常損益と税引前当期純損益との間に税引前の金額で表示されますが、売却目的保有に分類した事業または非継続事業の損益は継続事業の損益から分離して表示されません。

(4) 持分有価証券の認識および測定

米国GAAPでは、ASU第2016-01号「金融商品 - 全般（サブトピック825-10）：金融資産および金融負債の認識および測定」およびASU第2018-03号「金融商品に関する技術的修正および改善 - 全般（サブトピック825-10）」により、持分有価証券（持分法で会計処理しているもの、または結果的に投資対象の連結をもたらすものを除きます。）を公正価値で測定し、公正価値の変動を当期利益に認識することが求められております。また、持分有価証券については売却可能投資することは認められていません。（ ）代替的測定方法が選択された場合、または（ ）投資が引き続き取得原価で測定される連邦準備銀行および連邦住宅貸付銀行の株式または特定の取引所会員権である場合を除き、市場性のない持分有価証券は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益に認識されます。代替的測定方法が選択されている市場性のない持分有価証券は、取得原価に、同じ発行体の同一または類似商品に係る通常の取引において観察される価格の変動を加減した金額で計上されます。

日本において、金融資産は、原則として法的形態をベースに、有価証券、債権、金銭の信託、デリバティブなどの分類ごとに会計処理が定められています。さらに、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社および関連会社株式、その他有価証券に分類されています。

売買目的有価証券は時価で測定され、時価の変動は損益計算書で認識されます。その他有価証券は、時価で測定し、時価の変動額（評価差額）は、純資産に計上され、売却や減損あるいは回収時に損益計算書へ計上されるか、もしくは個々の証券について時価が取得原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上されます。なお、外貨建の売却可能有価証券（その他有価証券）の評価差額に関して、取得原価または償却原価に係る換算差額も上記と同様に処理します。

非上場株式は時価を把握することが極めて困難な有価証券として取り扱われ、取得原価で測定されます。このような時価を把握することが極めて困難な株式については、株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、減損損失が認識されます。

(5) 公正価値による測定

米国GAAPでは、ASC 820「公正価値測定および開示」により、公正価値の定義、ならびに公正価値による測定に関する枠組みが構築されるとともに、公正価値による測定に関する開示が強化されています。当該基準において、公正価値は、測定日において資産または負債にとって主要な市場または最も有利な市場における市場参加者間の秩序ある取引で、資産の売却により受領、または負債の移転により支払われるであろう交換価格（出口価格）と定義されています。また、公正価値による測定において、取引費用の調整は行われません。さらに、当該基準は、市場参加者が入手可能な最善の情報に基づいて資産または負債の価格を決定する際に用いる仮定を公正価値による測定に反映することを求めています。その仮定には、価格決定モデルのような特定の評価手法に内在するリスクや価格決定モデルへのインプット値に内在するリスクが含まれることとなります。

日本においては、企業会計基準委員会（ASBJ）の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」で、時価を市場において形成されている取引価格、気配または指標その他の相場（以下「市場価格」といいます。）に基づく公正な評価額と定義しています。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とするとされています。「金融商品会計に関する実務指針」で求められるように、非上場デリバティブ取引のうち類似する取引に気配値のないものについては、原則として将来キャッシュ・フローの割引現在価値またはオプション価格決定モデルを用いて評価されます。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引は、取得価額をもって貸借対照表価額とされます。

なお、金融商品の時価の算定方法に関する詳細なガイダンスおよび開示について国際的な会計基準との整合性を図るため、2019年7月4日付で企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が公表されています。この基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用されますが、2020年3月31日以後終了する事業年度における年度末からの早期適用も認められています。

(6) 公正価値オプション

米国GAAPでは、ASC 825「金融商品」(以下「ASC 825」といいます。)により、公正価値での測定が別段要求されていない一定の認識済の金融資産および金融負債について、公正価値による測定を選択すること(「公正価値オプション」と称されます。)が認められています。公正価値オプションを選択した項目のその後の未実現損益については、損益に計上することが求められています。当該基準では、資産もしくは負債の当初認識時または確定契約の締結時に適格な商品について、商品ごとに当該公正価値オプションの選択適用が認められていますが、その後は、その選択を取り消すことはできません。ASC 825は、従来、ヘッジ対象の資産および負債を公正価値以外の方法で測定するよう求められていたにもかかわらず、関連する経済的ヘッジを公正価値で計上していたことにより生じていた損益の変動を軽減することを可能にしています。なお、米国GAAPでは、事業体が金融商品に関する公正価値オプションに従って負債を公正価値で測定することを選択している場合に、負債の公正価値の変動合計のうち、当該商品に固有の信用リスクの変動から生じる部分をその他包括利益に別途表示することが求められます。

日本においては、金融資産および金融負債のための公正価値オプションに関して包括的な会計基準は定められていません。

(7) ヘッジ会計

米国GAAPでは、デリバティブ取引により資産、負債あるいは確定契約の公正価値をヘッジする公正価値ヘッジについては、ASU 第2016-01号「金融商品 - 全般：金融資産および金融負債の認識および測定」に従い、デリバティブ取引の公正価値の変動はヘッジ対象項目の公正価値の変動とともにその他収益に反映されます。変動金利資産・負債あるいは予定取引に関連するキャッシュ・フローの変化をデリバティブ取引によりヘッジするキャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジの有効性評価に含まれているヘッジ手段の公正価値の変動全体がその他包括利益もしくは為替換算調整に計上され、これらは、ヘッジ対象項目が損益に影響する期において、ヘッジ対象の損益の表示科目と同一の科目に振り替えられます。

日本においては、ASBJの企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、ヘッジ手段の公正価値変動から生じる損益は、公正価値ヘッジおよびキャッシュ・フロー・ヘッジの両方について、税効果控除後、資本として直接認識され、それらはヘッジ対象項目からの損益が当期利益として認識される場合は、同時に当期利益として認識されます。ヘッジ関係が全体的に有効とされた場合は、ヘッジ手段に生じた損益のうち非有効となった部分についても、税効果控除後、資本として認識することができます。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を損益として認識することができます。

(8) 一時的でない減損

米国GAAPでは、ASC 320「投資 - 債務および持分証券」により、事業体に売却の意思のある負債証券またはその価値が償却原価まで回復する前に売却する可能性が50パーセント超である負債証券がある場合に、当該負債証券の一時的ではない減損損失を損益に認識することが求められています。一方で、事業体に売却の意思がなく、また当該負債証券の価値が回復する前に売却を求められる可能性が50パーセントより低い場合は、かかる基準は、回収される予想キャッシュ・フローを評価して信用損失が存在するかを判断し、当該証券の一時的でない減損の信用リスク要素を損益として認識し、信用リスク以外の要素をその他包括利益として認識するよう求めています。

日本においては、減損を信用リスク要素と信用リスク以外の要素に区分することはなく、信用リスク以外の要素も含めてすべて損失として認識されます。

(9) 確定給付型年金

米国GAAPでは、ASC 715「報酬 - 退職給付」（以下「ASC 715」といいます。）に従い、勤務費用、利息費用、年金資産の期待収益、過去勤務債務の償却およびその他の調整から構成される年金費用が計上されます。数理計算上の純損益が期首時点での予測給付債務（以下「PB0」といいます。）または年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10パーセントを超えた場合（「コリドール・アプローチ」と称されます。）、数理計算上の差異および過去勤務債務の未認識損益を償却し、年金費用に含めることが求められます。利益から差し引かれる純年金費用と実際の拠出額との差異は、未払または前払年金費用として計上されます。

また、年金資産とPB0の差額は、資産または負債として貸借対照表に計上され、当期の純年金費用として認識されていない未認識損益は、税効果控除後の金額でその他包括利益累計額の1項目として計上されます。その他包括利益累計額に計上された年金資産とPB0の差額は、その後償却により純年金費用への計上を通じて、その他包括利益累計額から振り替えられます。

日本においては、ASBJの企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に従い、確定給付型退職給付制度について、年金資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に認識されています。損益に認識されていない過去勤務費用および数理計算上の差異のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他包括利益累計額に含まれます。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期利益を構成します。

(10) 年金以外の退職後給付

米国GAAPでは、ASC 715により、退職後給付に関連する費用について、当該費用の発生時に計上するのではなく発生主義により従業員の予想在職期間にわたり認識することが求められています。さらに、税効果控除後の現在の純給付費用として認識されていない未認識損益は、その他包括利益累計額の1項目として計上することとされています。

日本においては、退職後給付制度のような制度自体が一般的でなく、したがって、特定の会計基準は存在せず、実務上かかる費用は発生した時点で費用計上されています。

(11) 収益の認識

米国GAAPでは、2014年5月にASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」（以下「収益認識」といいます。）が公表され、事業体が顧客との契約から生じる収益の会計処理を行う際に使用する単一の包括的なモデルについて規定されています。この収益モデルの基本原則は、約定済みの商品またはサービスの顧客への移転に関して、事業体が当該商品またはサービスと引き換えに権利を得ることとなると予想される対価を反映した金額を表すように収益を認識することです。このASUでは、約定済みの商品またはサービスを契約における履行義務と規定しています。

日本においては、2018年3月30日に、米国GAAPにおける収益認識基準と大部分において類似している「収益認識に関する会計基準」がASBJより公表されており、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用され、2018年4月1日以後開始する事業年度から早期適用も認められています。

(12) 法人所得税の不確実性に関する会計処理

米国GAAPでは、ASC 740「法人所得税」により、法人所得税申告書上で採用された、または採用することが予想される不確実な税務ポジションの認識および測定について定めています。当該基準に基づき、税務ポジションが財務諸表に及ぼす影響は、当該ポジションが関連する税務当局による調査において50パーセント超の可能性で認められると予想される場合に認識されます。当該基準はまた、認識の中止、分類、利息および罰金、期中会計期間における会計処理、ならびに不確実な税務ポジションの開示に関する指針を示しています。

日本においては、不確実な税務ポジションに関する会計基準は定められていません。

(13) 保証

米国GAAPでは、ASC 460「保証」により、債務保証の当初測定ではかかる保証の開始時の公正価値で行うよう求められています。当該基準はまた、保証提供者の財務諸表において、保証の性質および金額について情報開示することを求めています。

日本においては、保証は、金融資産または金融負債の消滅の認識により生じるものを除き、公正価値では計上されません。かかる保証はその内容について財務諸表に注記することが求められています。ただし、銀行業における企業会計において信用状残高は「支払承諾」および「支払承諾見返」として貸借対照表に計上されません。

(14) リース

米国GAAPでは、ASU第2016-02号「リース(トピック842)」により、借り手がオペレーティング・リースに係る負債および対応する使用权資産を貸借対照表に認識することが求められています。

日本においては、オペレーティング・リース取引はリース期間にわたって支払リース料が費用処理されます。また、ファイナンス・リース取引は通常の売買取引に係る方法に準じて、リース物件およびこれに係る債務をリース資産およびリース債務として借り手の財務諸表に計上しますが、少額(リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース)または短期(1年以内)のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができます。

第7 【外国為替相場の推移】

日本円と米ドルの為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているため、記載を省略します。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 日本における株式事務等の概要

(1) 株式名義書換取扱場所および株主名簿管理人

日本においては、当社の普通株式の名義書換取扱場所または株主名簿管理人は存在しません。

日本における実質株主は、その取得窓口となった日本の証券会社（以下「本邦窓口証券会社」といいます。）との間に外国証券取引口座約款を締結する必要があり、各実質株主に対する株式事務は、当該実質株主の各本邦窓口証券会社がこれを取り扱います。なお、本邦窓口証券会社との間の外国証券取引口座約款により実質株主の名で外国証券取引口座が開設され、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管および当社株式に係わるその他の取引に関する事項はすべてこの外国証券取引口座により処理されます。ただし、機関投資家で本邦窓口証券会社に証券の保管の委託をしない者は、当該外国証券取引口座約款に代えて外国証券取引約款を本邦窓口証券会社と締結する必要があります。この場合、売買の執行、売買代金の決済および外国証券の取引に係わるその他の支払に関する事項はすべて当該約款の条項に従い処理されます。

当社の普通株式の大部分は、本邦窓口証券会社を代理する米国における保管機関（The Depository Trust & Clearing Corporation）（以下「米国保管機関」といいます。）または米国保管機関により指定された者（以下「指定機関」といいます。）の名義で当社に登録され、当該株券は米国保管機関に保管されます。各本邦窓口証券会社は自社に外国証券取引口座を持つ全実質株主の明細表を作成します。

なお、デラウェア一般会社法によれば、当社は株主名簿記載の株主だけを株主としてみなすことができ、デラウェア州法上別段の定めがある場合を除き、第三者が当社株式その他に関する請求または利益の主張をしても当社はこれを認める義務を負いません。従って、本邦窓口証券会社の外国証券取引口座を通じて当社の株式を保有している実質株主は、配当を受領する権利、議決権等の権利を、米国保管機関または指定機関を通じて行使することとなります。

(2) 株主に対する特典

該当事項はありません。

(3) 株式の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、当社の政策が規定するとおり、当社従業員には当社の報奨制度により発行された株式の譲渡に一定の制限が課せられます。

(4) その他株式事務に関する事項

A 決算期

毎年12月31日

B 年次株主総会

年次株主総会は、毎年、取締役会の定める日に開催します。デラウェア州法に従い、付属定款に定めるところにより、当社は、株主総会において議決権を行使することができる株主を決めるために、当該株主総会開催の10日前から60日前までの日を基準日として定めることができます。

C 基準日

当社からの配当の支払を受けることができる株主は、当該配当の支払について取締役会が定めた基準日現在において株主名簿に記載されている株主であり、本邦窓口証券会社からの配当の支払を受けることのできる実質株主は、日本時間で当該基準日と同一の暦日現在において、当該本邦窓口証券会社が作成した実質株主の明細表上の名義人です。

D 株券

任意の株数を表示した株券を発行することができます。

E 株券に関する手数料

米国においては、当社株式の名義書換や当社株券の登録について当社の名義書換代理人または登録機関から手数料を課されることはありません。しかしながら、日本においては、当社株式の日本の実質株主は、日本の証券会社に外国証券取引口座を開設、維持するにあたり、外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払をする必要がある場合があります。

F 公告掲載新聞名

日本において公告は行いません。

2 日本における実質株主の権利行使に関する手続等

(1) 実質株主の議決権行使に関する手続

日本における当社の実質株主は、本邦窓口証券会社を通じて米国保管機関または指定機関に指示することにより議決権を行使することができます。ただし、実質株主からの指示がない場合には、当該実質株主の所有する当社の普通株式についての議決権は行使されません。

(2) 配当請求等に関する手続

本邦窓口証券会社は、配当金額、配当支払日等の配当支払に関する通知を当社から受け取った場合、基準日現在の実質株主の明細表に基づき実質株主に通知します。

配当金は、米国保管機関を経由して各本邦窓口証券会社が一括受領し、外国証券取引口座を通じて基準日現在の実質株主へ交付します。

(3) 株式の移転に関する手続

当社株式の譲渡は株主名簿への記入方式によって行われます。日本においては、実質株主は本邦窓口証券会社の発行した預り証を提示した上でその持株の保管替えまたは売却注文を行うことができます。実質株主と本邦窓口証券会社との間の決済は原則として円貨によります。

(4) 本邦における配当等に関する課税上の取扱い

() 当社の実質株主のうち日本の居住者(永住者)である個人(以下、本(4)において「個人株主」といいます。)が保有する当社株式のうち普通株式(以下、本(4)において「当社普通株式」といいます。)についての配当および売買損益に係る所得税および住民税、個人株主が保有する当社普通株式について相続が開始した場合における相続税および贈与がなされた場合における贈与税、ならびに() 内国法人である当社の実質株主(以下、本(4)において「法人株主」といいます。)が保有する当社普通株式についての配当および売買損益に係る所得税および法人税に関する本邦における課税上の取扱いの概要は、以下のとおりです。ただし、以下の記述は、当社普通株式が租税特別措置法第37条の11第2項の上場株式等(以下、本(4)において「上場株式等」といいます。)に該当することを前提としています。本報告書の日付時点で、当社普通株式はニューヨーク証券取引所に上場されていますので、上場株式等に該当します。

なお、以下の記述は、別途明示しない限り本報告書の日現在施行されている日本の租税法令に基づくものであり、適用ある諸法令の改正により変更されることがあります。また、以下の記述は、あくまでも当社普通株式に関する一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、すべての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって以下に記述されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあります。課税取扱いの詳細および各投資家における具体的な課税取扱いについては、投資家各自の税務顧問に確認されることをお勧めします。

<個人株主>

A 配当

当社普通株式が上場株式等である限り、個人株主が日本における支払の取扱者を通じて当社普通株式の配当の交付を受ける場合は、米国において当該配当の支払の際に源泉徴収された米国所得税の額(もし、あれば)を米国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、通常の20パーセント(所得税15パーセントおよび住民税5パーセント)に復興特別所得税(ただし、2037年12月31日まで)の税率(所得税額の2.1パーセント)を加えた合計20.315パーセントの税率で、源泉徴収(住民税については特別徴収)により課税されます(配当金交付時になされるこれらの源泉徴収(住民税については特別徴収)を、以下「支払取扱者源泉徴収」といいます。)

個人株主が受領した当社普通株式の配当については、日本で累進税率（最高限界税率は、所得税と住民税を合計した55パーセントに復興特別所得税（ただし、2037年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計55.945パーセントです。）により総合課税の対象となる配当所得として確定申告をしなければなりません。ただし、支払取扱者源泉徴収がなされた場合には、個人株主のうち、当社の発行済株式の総数の3パーセント以上を有する個人株主以外の者が支払を受ける当該配当の金額については、当社普通株式が上場株式等である限り、総合課税の対象となる配当所得として確定申告を要する所得に含めないことができることとされていますので、かかる個人株主が当社普通株式について受領する配当に関しては、総合課税の対象となる配当所得に含めず、支払取扱者源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができます。

個人株主は、当社普通株式の配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度（以下「配当申告分離課税」といいます。）を選択することができます。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記に記載した総合課税の対象となる配当所得には含まれないこととなり、当該配当所得および上場株式等の譲渡損失のほか、特定公社債の利子、特定公社債の償還差損益、および特定公社債の譲渡損益等も、適用ある法令に定める要件および制限に従って損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失（償還差損を含みます。）については、一定の条件および限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含みます。）に係る利子所得、配当所得および譲渡所得等からの繰越控除を行うことができます。他方、個人株主が、当社普通株式について受けた配当金について上記の総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当金と譲渡損失との損益通算は認められません。

個人株主が、当社普通株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、通常の20パーセント（所得税15パーセントおよび住民税5パーセント）に復興特別所得税（ただし、2037年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計20.315パーセントです。

個人株主が当社普通株式にかかる配当全額について累進税率による所得税の総合課税を受ける場合の確定申告および配当申告分離課税を受ける場合の確定申告においては、上記に述べた当社普通株式の配当に課された米国所得税（もし、あれば）は、適用ある法令に定める要件および制限に従って、外国税額控除の対象となり、また、上記で述べた当社普通株式の配当の交付を受ける際に支払取扱者源泉徴収されたまたはされるべき税額は、申告納付すべき所得税の額から控除されます。

上記に述べた各課税方式については、所得税（国税）と住民税（地方税）とで異なる取扱いを受けることも可能です。

B 売買損益

個人株主による当社普通株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式等の売買損益課税と原則として同様です。

C 相続税・贈与税

原則として、日本の相続税法所定の要件を充足する個人が、個人株主から、当社普通株式を相続するかもしくは当社普通株式の遺贈を受けるかまたは当社普通株式について贈与を受けた場合には、同法に基づき相続税または贈与税が課されますが、適用ある法令に定める要件および制限に従って、外国で課された相続税または贈与税に相当する税の税額につき外国税額控除が認められる場合があります。

< 法人株主 >

A 配当

当社普通株式が上場株式等である限り、法人株主（公共法人等を除きます。）が日本における支払の取扱者を通じて当社普通株式の配当の交付を受ける場合は、米国において当該配当の支払の際に徴収された米国所得税の額（もしあれば）を米国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、通常の15パーセント（所得税）に復興特別所得税（ただし、2037年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計15.315パーセントの税率で、源泉徴収により課税されます。法人株主が受け取った当社普通株式の配当の金額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金の額に算入されます。ただし、法人税の確定申告において、上記に述べた米国所得税（もしあれば）については外国税額控除を、日本における支払の取扱者から交付を受ける際に支払取扱者源泉徴収される所得税については所得税額控除を、それぞれ適用ある法令に定める要件および制限に従って受けることができます。

B 売買損益

法人株主による当社普通株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式等の売買損益課税と原則として同様であり、法人株主による当社普通株式の売却に係る譲渡利益額または譲渡損失額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金または損金の額に算入されます。

(5) その他の諸通知

日本における当社株式の実質株主に対して株主総会等に関する通知が行われる場合には、米国保管機関または指定機関に対してなされます。米国保管機関または指定機関はこれを本邦窓口証券会社に送付し、本邦窓口証券会社は、しかる後に所定の方法により基準日現在における実質株主の明細表に記載されている実質株主にこれを交付します。

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

当社は、当事業年度の開始日から本書の提出日までの間に、下記の書類を関東財務局長に提出しています。

提出書類	提出日
発行登録書およびその添付書類、発行登録追補書類およびその添付書類 ならびにこれらの訂正発行登録書	
(1) 2018年10月10日提出発行登録書の訂正発行登録書(募集)	2019年10月4日
(2) 2018年10月10日提出発行登録書の訂正発行登録書(売出し)	2019年10月4日
(3) 2018年10月10日提出発行登録書の訂正発行登録書(募集)	2020年4月27日
(4) 2018年10月10日提出発行登録書の訂正発行登録書(売出し)	2020年4月27日
有価証券報告書および添付書類	2019年5月23日
半期報告書および添付書類	2019年8月30日
臨時報告書および臨時報告書の訂正報告書	
(1) 臨時報告書 (金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する 内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき提出)	2019年10月4日
(2) 臨時報告書 (金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する 内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき提出)	2020年4月27日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立登録会計事務所の監査報告書

(翻訳)

シティグループ・インク
株主ならびに取締役会各位

連結財務諸表および財務報告に係る内部統制に対する監査意見

私たちは、シティグループ・インクおよび子会社（以下「会社」という。）の2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表、2019年12月31日に終了した3事業年度の各年度における関連の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書、ならびに関連する注記（以下「連結財務諸表」と総称する。）について監査を行った。私たちはまた、トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み（2013年版）」で確立された規準に基づき、会社の2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。

私たちは、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、会社の2019年および2018年12月31日現在の財政状態、2019年12月31日に終了した3事業年度の各年度における経営成績およびキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。私たちはまた、会社は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み（2013年版）」で確立された規準に基づき、すべての重要な点において、2019年12月31日現在において財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

監査意見の根拠

これらの連結財務諸表の作成責任、ならびに財務報告に係る有効な内部統制を維持し、本書記載の財務報告に係る内部統制についての経営陣の年次報告に含められている財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は会社の経営陣にある。私たちの責任は、監査に基づいて、これらの連結財務諸表および会社の財務報告に係る内部統制に対して意見を表明することにある。私たちは、公開企業会計監視委員会（米国）（以下「PCAOB」という。）に登録している公開会計事務所であり、米国連邦証券法ならびに証券取引委員会およびPCAOBの関連する諸規則に従って、会社から独立していることが求められている。

私たちは、PCAOBの基準に準拠して監査を行った。これらの基準は私たちに、連結財務諸表に誤謬または不正による重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、および財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかの合理的な保証を得るために、監査を計画し実施することを求めている。

連結財務諸表の監査には、誤謬または不正による連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを評価する手続を実施し、これらのリスクに対応する手続を実施することが含まれる。これらの手続には、連結財務諸表の金額および開示に関する証拠を試査により検証することが含まれる。私たちの監査はまた、経営陣が採用した会計原則および経営陣により行われた重要な見積りの評価も含め、全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。財務報告に係る内部統制に対する私たちの監査は、財務報告に係る内部統制の理解、重要な欠陥が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づいた内部統制の整備および運用状況の有効性に関する検証と評価、ならびに私たちが状況に応じて必要と認めたその他の手続の実施を含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

財務報告に係る内部統制の定義および限界

会社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した外部報告目的の財務諸表作成に対して合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。会社の財務報告に係る内部統制は、(1) 会社の資産の取引および処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映した記録を維持し、(2) 一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されること、および会社の収入と支出が会社の経営陣および取締役の承認に基づいてのみ実行されることに関する合理的な保証を提供し、ならびに(3) 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認の会社の資産の取得、使用または処分を防止または適時に発見することについての合理的な保証を提供するための方針および手続が含まれる。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、虚偽の表示を防止または発見できない可能性がある。また、将来の期間にわたる有効性の評価の予測には、状況の変化により内部統制が不適切となるリスク、または方針や手続の遵守の程度が低下するリスクを伴う。

監査上の主要な事項

以下に記載されている監査上の主要な事項は、連結財務諸表の当期の監査により生じた、監査委員会に既に伝達されているか伝達する必要がある事項であり、かつ(1)連結財務諸表にとって重要性がある勘定または開示事項に関連しており、(2)私たちににとって特に困難な、主観的な、または複雑な判断を伴うものである。監査上の主要な事項を伝達することにより、全体としての連結財務諸表に対する私たちの意見が何ら変わることはなく、また、私たちは、以下の監査上の主要な事項を伝達することにより、監査上の主要な事項またはそれらが関連する勘定や開示事項に対して別個の意見を提供しているわけではない。

価格付けが困難な金融商品の公正価値の評価

連結財務諸表注記1、6、24および25に記載されているとおり、2019年12月31日現在、定期的に公正価値で計上される会社の金融資産および金融負債はそれぞれ11,487億ドルおよび6,155億ドルであった。複雑な内部評価モデルまたは重要な観察不能インプットを伴う代替的な価格決定手続を含む評価技法を用いて公正価値で測定された金融商品は、レベル3のすべての資産および負債(それぞれ80億ドルおよび230億ドル)ならびにレベル2の特定の資産および負債(以下「価格付けが困難な金融商品」と総称する。)を表している。会社は、様々な評価技法(内部評価モデル、価格ベース分析や比較分析、および割引キャッシュ・フローを含むが、これらに限定されない。)を用いて、価格付けが困難な金融商品の公正価値を見積もった。

この評価には監査人による複雑な判断が含まれることから、私たちは、価格付けが困難な金融商品の公正価値の評価を監査上の主要な事項として特定した。特に、現行市場では容易に観察できない価格および/またはインプットに利用された主要な仮定および見積りの評価は多大な主観性を伴っており、内部で開発された複雑な評価技法および/またはモデルも使用されていた。この評価には、金利、価格、利回り、クレジット・スプレッド、ボラティリティ、相関係数および先渡価格といった会社の主要な仮定およびインプットを含む、公正価値推定手法の評価が含まれていた。これには、数学的精度を裏付けるモデルの評価と、当該モデルが金融商品の評価に適しているかどうかの評価も含まれていた。

この監査上の主要な事項に対応するために私たちが実施した主な手続は、以下のとおりである。私たちは、価格決定の手法や評価方法、および公正価値を決定するための主要なインプットや仮定を含め、価格付けが困難な金融商品に対する内部統制を検証した。また、会社による公正価値の見積り算定プロセスを検証した。これには、公正価値の決定に使用された主要な方針および手法の評価を実施することが含まれていた。私たちは業界の知見と経験を有する評価専門家を関与させ、彼らの支援を得て、会社が公正価値の決定に使用したプロセスの信頼性を検証するとともに以下の事項を評価することにより、容易に観察できないものの公正価値の決定に使用された、モデルの重要な価格、インプットおよび仮定を検証した。

- ・主要な仮定および/またはインプットが、現行の市場環境における出口価格を決定するために市場参加者が用いるであろう仮定および/またはインプットを反映したものであること。
- ・使用された評価モデルが、数学的に正確であり金融商品の評価に適切であったこと。
- ・合理的に入手可能な関連情報が、公正価値の決定時に考慮されていること。

私たちは業界の知見と経験を有する評価専門家を関与させ、彼らの支援を得て、独自に開発した評価モデルおよび/または仮定に基づき特定の金融商品について独立した公正価値の見積りを作成し、それらを会社による公正価値の測定値と比較した。

減損について集成的評価が行われた貸倒引当金の評価

連結財務諸表注記1および15において詳述されているとおり、2019年12月31日現在、減損について集成的評価が行われた貸出金の貸倒引当金（以下「貸倒引当金」という。）は113億ドルであった。会社は、過去の延滞および貸倒実績を現在のポートフォリオの延滞状況に適用する移動分析、ならびに経済状況を反映するその他の分析を用いて、個人向け貸出金に係る貸倒引当金を見積った。法人向け貸出金に係る貸倒引当金は、ポートフォリオの規模、残余期間、ならびに貸倒および貸倒時の損失額の確率を反映して個々の与信枠に付された社内リスク格付により測定された信用の質を考慮した統計モデルを用いて算定された。この統計モデルと移動分析はそれぞれ、定性的評価により補完されていた。

この評価には、監査人による複雑な判断を要する測定上の重要な不確実性、ならびに業界の知見および経験が含まれることから、私たちは貸倒引当金の評価を監査上の主要な事項として特定した。この評価には、会社の定量的および定性的評価のための特定の主要な仮定およびインプットを含む、貸倒引当金に関する手法の様々な要素の評価が含まれていた。個人向け貸出金に係る主要な仮定およびインプットには、過去の貸倒実績、延滞状況、および移動分析におけるそれらの適用方法が含まれていた。法人向け貸出金に係る主な仮定およびインプットには、統計モデルで考慮されている内部リスク格付、貸倒および貸倒時の損失額の確率が含まれていた。

この監査上の主要な事項に対応するために私たちが実施した主な手続は、以下のとおりである。私たちは、(1)貸倒引当金に係る手法の承認、ならびに(2)定量的および定性的評価の見積りに使用された主要な仮定およびインプットの決定に対する特定の内部統制を検証した。私たちは、会社が使用したデータ、要因および仮定の一部のソースを検証することにより、会社が貸倒引当金の見積りを作成する際のプロセスを評価し、こうしたデータ、要因および仮定の妥当性と信頼性を検討した。私たちは、その結果として得られた定性的評価を作成する際に用いられた手法と、そうした評価が貸倒引当金に及ぼす影響を信用動向に照らして評価した。私たちは業界の知見と経験を有する信用リスクの専門家を関与させ、彼らの支援を得て以下を実施した。

- ・会社の貸倒引当金に係る手法および主要な仮定が米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠しているかどうかのレビュー。
- ・個人向け貸出金の移動分析および法人向け貸出金の統計モデルにおける主要な仮定とインプットの検証。
- ・貸倒引当金の定性的評価の評価。

私たちは、(1)業界の知見とリスク格付経験を有する信用リスクの専門家を関与させ、彼らの支援を得て社内格付の適切性を評価し、(2)社内格付の実績の正確性を過去の期間のそれに照らして検証することにより、一部の信用枠について法人向け貸出金の社内格付を検証した。

特に外国税額控除に関連する繰延税金資産の実現可能性の評価

連結財務諸表注記1および9に記載のとおり、2019年12月31日現在、会社の繰延税金資産（以下「DTA」という。）の純額は231億ドルであった。この残高は、会社が計上した65億ドルの評価性引当金を控除後の金額である。外国税額控除（以下「FTC」という。）および関連する評価性引当金に係るDTAの見積額は、それぞれ109億ドルおよび46億ドルであった。会社は、FTCに係るDTAの実現可能性について評価し、FTCに係るDTAの実現可能性が50%超であるかどうかを判断した。これは主に、それぞれの関連する管轄区域における将来の課税所得についての会社の予測、戦略的タックスプランニングおよび税額控除の利用期限に基づいている。

この評価には監査人による複雑な判断およびグローバルな税規制に関する知見が含まれることから、私たちは、FTCに係るDTAの実現可能性の評価を監査上の主要な事項として特定した。この評価は、十分な課税所得が将来発生して、または戦略的タックスプランニングが実行されて、FTCが期限切れとなる前にFTCに係るDTAの実現を見込めるかどうかを会社が判断する際に使用する仮定を考慮したうえで、その世界的構造および主観性から複雑となっている会社の見積り进行评估することを含んでいた。

この監査上の主要な事項に対応するために私たちが実施した主な手続は、以下のとおりである。私たちは、FTCに係るDTAの実現可能性（将来の課税所得および戦略的タックスプランニングを含む。）に関する会社の分析に対する特定の内部統制を検証した。また、会社による評価性引当金の見積り作成プロセスを検証した。これには、評価性引当金の決定に使用された主要な方針および手法の評価を実施することが含まれていた。私たちは、国内事務所からのリソースを含め、FTCの知見と経験を有する税務の専門家を関与させ、彼らの支援を得て以下の評価を実施した。

- ・ 会社の将来の課税所得の決定に使用された仮定（様々な税法および税規則の解釈、ならびに将来の課税所得のソースおよび性質を含む。）。
- ・ 税額控除の期限到来時期。
- ・ 戦略的タックスプランニングの有効性と実行可能性。

私たちは、将来の課税所得および税額控除の期限到来時期に関する会社の予測について、感応度分析を実施した。

/s/ ケーピーエムジー エルエルピー

私たちは、1969年以降、会社の監査人となっている。

ニューヨーク州ニューヨーク市
2020年2月21日

会社の独立監査人であるケーピーエムジー エルエルピーは、2019年12月31日現在および同日に終了した事業年度の会社の財務諸表の英語版について監査を実施したが、当該財務諸表および財務諸表注記の英語版が本書記載の日本語版に翻訳された過程には関与しておらず、日本語版について責任を負うものでもない。また、ケーピーエムジー エルエルピーは、英語版の監査報告書の署名日以降、かかる報告書で言及されている財務諸表に対するいかなる手続の実施にも関与していない。

[次へ](#)

REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM

To the Stockholders and Board of Directors
Citigroup Inc.:

Opinions on the Consolidated Financial Statements and Internal Control Over Financial Reporting

We have audited the accompanying consolidated balance sheet of Citigroup Inc. and subsidiaries (the Company) as of December 31, 2019 and 2018, the related consolidated statements of income, comprehensive income, changes in stockholders' equity and cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2019, and the related notes (collectively, the consolidated financial statements). We also have audited the Company's internal control over financial reporting as of December 31, 2019, based on criteria established in *Internal Control—Integrated Framework (2013)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission.

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as of December 31, 2019 and 2018, and the results of its operations and its cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2019, in conformity with U.S. generally accepted accounting principles. Also in our opinion, the Company maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of December 31, 2019 based on criteria established in *Internal Control—Integrated Framework (2013)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission.

Basis for Opinions

The Company's management is responsible for these consolidated financial statements, for maintaining effective internal control over financial reporting and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting, included in the accompanying management's annual report on internal control over financial reporting. Our responsibility is to express an opinion on the Company's consolidated financial statements and an opinion on the Company's internal control over financial reporting based on our audits. We are a public accounting firm registered with the Public Company Accounting Oversight Board (United States) (PCAOB) and are required to be independent with respect to the Company in accordance with the U.S. federal securities laws and the applicable rules and regulations of the Securities and Exchange Commission and the PCAOB.

We conducted our audits in accordance with the standards of the PCAOB. Those standards require that we plan and perform the audits to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements are free of material misstatement, whether due to error or fraud, and whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects.

Our audits of the consolidated financial statements included performing procedures to assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to error or fraud, and performing procedures that respond to those risks. Such procedures included examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. Our audits also included evaluating the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements. Our audit of internal control over financial reporting included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists and testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk. Our audits also included performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinions.

Definition and Limitations of Internal Control Over Financial Reporting

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (1) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (2) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (3) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

Critical Audit Matters

The critical audit matters communicated below are matters arising from the current period audit of the consolidated financial statements that were communicated or required to be communicated to the audit committee and that: (1) relate to accounts or disclosures that are material to the consolidated financial statements and (2) involved our especially challenging, subjective, or complex judgments. The communication of critical audit matters does not alter in any way our opinion on the consolidated financial statements, taken as a whole, and we are not, by communicating the critical audit matters below, providing separate opinions on the critical audit matters or on the accounts or disclosures to which they relate.

Assessment of the fair value of hard-to-price financial instruments

As described in Notes 1, 6, 24 and 25 to the consolidated financial statements, the Company's financial assets and liabilities recorded at fair value on a recurring basis were \$1,148.7 billion and \$615.5 billion, respectively at December 31, 2019. Financial instruments which are measured at fair value using valuation techniques, inclusive of complex internal valuation models or alternative pricing procedures with significant unobservable inputs, represent all Level 3 assets and liabilities (\$8.0 billion and \$23.0 billion, respectively) and certain Level 2 assets and liabilities (collectively, hard-to-price financial instruments). The Company estimated the fair value of hard-to-price financial instruments utilizing various valuation techniques including, but not limited to, internal valuation models, price-based or comparables analysis and discounted cash flows.

We identified the assessment of the fair value for hard-to-price financial instruments as a critical audit matter, as the assessment involved complex auditor judgment. In particular, there was a high level of subjectivity in the evaluation of the key assumptions and estimates utilized for prices and/or inputs that are not readily observable in the current market and complex internally developed valuation techniques and/or models were used. This assessment encompassed the evaluation of the fair value estimate methodologies, including the Company's key assumptions and inputs such as interest rate, price, yield, credit spread, volatilities, correlations and forward prices. This also included an evaluation of the underlying models for mathematical accuracy and assessing if the models are appropriate to value the financial instruments.

The following are the primary procedures we performed to address this critical audit matter. We tested internal controls over hard-to-price financial instruments, including pricing methodologies and valuation techniques, and key inputs and assumptions to determine the fair value. We tested the Company's process to develop the fair value estimate. This included performing an assessment of the key policies and methodologies used in the fair value determination. We involved valuation professionals with industry knowledge and experience who assisted in challenging the models' significant prices, inputs and assumptions that are not readily observable and which are used in the fair value determination, by testing the reliability of the process used by the Company to determine fair value and evaluating that:

- the key assumptions and/or inputs reflected those which a market participant would use to determine an exit price in the current market environment;
- the valuation models used were mathematically accurate and appropriate to value the financial instruments; and
- relevant information that was reasonably available was considered in the fair value determination.

We involved valuation professionals with industry knowledge and experience who assisted in developing an independent fair value estimate for certain financial instruments based on independently developed valuation models and/or assumptions and comparing to the Company's fair value measurements.

Assessment of the allowance for loan losses collectively evaluated for impairment

As discussed in Notes 1 and 15 to the consolidated financial statements, the Company's allowance for loan losses related to loans collectively evaluated for impairment (ALL) was \$11.3 billion as of December 31, 2019. The Company estimated this ALL for consumer loans utilizing a migration analysis, in which historical delinquency and credit loss experience is applied to the current aging of the portfolio, together with analyses that reflect economic conditions. For corporate loans, the ALL was determined using a statistical model considering the portfolio's size, remaining tenor and credit quality as measured by internal risk ratings assigned to individual credit facilities, which reflect probability of default and loss given default. The statistical model and migration analysis were each supplemented by qualitative assessments.

We identified the assessment of the ALL as a critical audit matter, as the assessment involved significant measurement uncertainty requiring complex auditor judgment, and knowledge and experience in the industry. This assessment encompassed the evaluation of the various components of the ALL methodology, including certain key assumptions and inputs for the Company's quantitative and qualitative assessments. Key assumptions and inputs for consumer loans included historical credit losses, delinquency status and the manner in which they are applied within a migration analysis. For corporate loans, key assumptions and inputs included internal risk ratings, probability of default and loss given default considered in the statistical model.

The following are the primary procedures we performed to address this critical audit matter. We tested certain internal controls over (1) the approval of the ALL methodologies and (2) the determination of the key assumptions and inputs used to estimate the quantitative and qualitative assessments. We evaluated the Company's process to develop the ALL estimate by testing certain sources of data, factors and assumptions that the Company used and considered the relevance and reliability of such data, factors and assumptions. We assessed the methodologies used to develop the resulting qualitative assessments and the effect of those assessments on the ALL compared with credit trends. We involved credit risk professionals with industry knowledge and experience who assisted in:

- reviewing the Company's ALL methodologies and key assumptions for compliance with U.S. generally accepted accounting principles;
- testing the key assumptions and inputs in the consumer loans migration analysis and corporate loans statistical model; and
- evaluating the qualitative assessments of the ALL.

We tested corporate loan internal risk ratings for a selection of credit facilities by (1) involving credit risk professionals with industry knowledge and risk rating experience to assist in evaluating the appropriateness of the internal risk ratings and (2) testing the historical accuracy of internal risk ratings compared to prior periods.

Assessment of the realizability of deferred tax assets, specifically as it relates to foreign tax credits

As discussed in Notes 1 and 9 to the consolidated financial statements, the Company's net deferred tax assets (DTA) were \$23.1 billion as of December 31, 2019. This balance is net of a valuation allowance of \$6.5 billion recorded by the Company. The estimation of the DTA for foreign tax credits (FTCs) and related valuation allowance was \$10.9 billion and \$4.6 billion respectively. The Company evaluated the realization of the DTA for FTCs to determine whether there was more than a 50% likelihood that the DTA for FTCs would be realized, based primarily on the Company's expectations of future taxable income in each relevant jurisdiction, available tax planning strategies and timing of tax credit expirations.

We identified the assessment of the realizability of the DTA for FTCs as a critical audit matter, as the assessment involved complex auditor judgment and knowledge of global tax regulations. This assessment encompassed the evaluation of the Company's estimations that are complex due to its global structure and subjective, given the Company's assumptions used to determine that sufficient taxable income will be generated or tax planning strategies implemented to support the realization of the DTA for FTCs before expiration of foreign tax credits.

The following are the primary procedures we performed to address this critical audit matter. We tested certain internal controls over the Company's analysis of the realizability of the DTA for FTCs, including future taxable income and tax planning strategies. We tested the Company's process to develop the valuation allowance estimate. This included performing an assessment of the key policies and methodologies used in the valuation allowance determination. We involved income tax professionals with FTC knowledge and experience, including resources from our national office, who assisted in assessing:

- the assumptions used to determine the Company's future taxable income, including the interpretation of the various tax laws and regulations and the source and character of future taxable income;
- the timing of tax credit expirations; and
- the prudence and feasibility of tax planning strategies.

We performed sensitivity analyses over the Company's expectations of future taxable income and timing of tax credit expirations.

/s/ KPMG LLP

We have served as the Company's auditor since 1969.

New York, New York

February 21, 2020

KPMG LLP, our independent auditor, audited the English version of the Company's financial statements as of and for the year ended December 31, 2019 but was not involved with or responsible for the translation of the English version to the attached Japanese version of such financial statements and notes to the financial statement. In addition, KPMG LLP has not been engaged to perform and has not performed since the date of its English version report, any procedures on the financial statements addressed in that report.

() 上記は、独立登録会計事務所の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本書提出会社が別途保管しております。